2026 年 9 月　　社債発行届出目論見書

BEA東亞銀行

# 東亜銀行
# (The Bank of East Asia, Limited)

# 東亜銀行第１回損失吸収条項付
# 非上位円貨社債 (2026)

# 東亜銀行第２回損失吸収条項付
# 非上位円貨社債 (2026)

# 東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付
# 非上位円貨社債 (2026)

# 東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付
# 非上位円貨社債 (2026)

# 東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付
# 非上位円貨社債 (2026)

― 主 幹 事 会 社 ―

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

１．本社債発行届出目論見書により行う東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）、東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）、東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）、東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）および東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「本社債」と総称します。）の募集につきましては、東亜銀行（以下「発行会社」といいます。）は、金融商品取引法第５条の規定に基づき有価証券届出書を2026年９月８日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。従って、募集要項その他本社債発行届出目論見書に記載された内容については、今後訂正が行われます。

２．本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受取り、自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

３．発行会社の原文（英語）の年次財務書類は本社債発行届出目論見書には記載されていませんが、有価証券届出書には記載されています。

４．本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算で、もしくはその利益のために募集または売付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションＳに規定される意味を有します。

５．本社債に関する主要なリスクファクターについては、本社債発行届出目論見書の「第一部　証券情報－募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。

６．**香港の投資家へのご案内：**本社債は、香港証券先物条例（第571章）および同条例に基づき制定された規則において定義される「専門投資家」のみが購入することができます。したがって、本社債は、香港のリテール投資家にとって投資対象として適切ではありません。投資家は、関連するリスクを慎重に検討する必要があります。

**留意事項：本社債発行届出目論見書の内容は、香港のいかなる規制当局によっても審査されていません。本社債の募集に関しては、慎重にご判断ください。本社債発行届出目論見書の内容について疑義がある場合には、独立した専門家の助言を受けるべきです。**

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年9月8日 |
| 【会社名】 | 東亜銀行<br>(The Bank of East Asia, Limited) |
| 【代表者の役職氏名】 | トン・ホン・シン<br>(Tong Hon Shing)<br>副最高経営責任者兼最高業務執行責任者<br>(Deputy Chief Executive & Chief Operating Officer) |
| 【本店の所在の場所】 | 香港、セントラル、デ・ヴー・ロード10<br>(10 Des Voeux Road Central, Hong Kong) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士　　黒 田　康 之 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区大手町一丁目１番１号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03-6775-1077 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士　　上 石　涼 太<br>弁護士　　垣 下　沙 織<br>弁護士　　岡 野　寛 也 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目１番１号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03-6775-1348 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |

| | |
|---|---|
| **【届出の対象とした募集金額】** | 東亜銀行第1回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>50億円（予定）<br><br>東亜銀行第2回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>50億円（予定）<br><br>東亜銀行第1回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>50億円（予定）<br><br>東亜銀行第2回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>50億円（予定）<br><br>東亜銀行第3回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>50億円（予定） |
| **【安定操作に関する事項】** | 該当事項なし。 |
| **【縦覧に供する場所】** | 該当事項なし。 |

(注 1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「香港ドル」は中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港」という。）の法定通貨を、「人民元」は中華人民共和国の法定通貨を、「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」または「日本円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1香港ドル＝20.32円の為替レート（2026年8月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。

(注 2) 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「当行」および「BEA」は、「東亜銀行」および文脈に応じてその子会社を、「東亜銀行（中国）」は、「ザ・バンク・オブ・イースト・アジア（チャイナ）リミテッド」を、「当行グループ」は、東亜銀行およびその子会社を、「中国本土」および「本土」は、中華人民共和国を（ただし、本書の目的において、文脈上別段の解釈がなされる場合を除き、香港、中華人民共和国マカオ特別行政区（以下「マカオ」という。）および台湾を除く。）、「グレーターベイエリア」は、中華人民共和国の広東・香港・マカオグレーターベイエリアを指す。

(注 3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

(注 4) 将来予測に関する記述

本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性がある」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」および「～に違いない」といった用語ならびにこれらに類似する表現は、将来予測に関する記述であることを明確にすることを意図している。これらの将来予測に関する記述は、将来の事象に関する本書の日付現在の当行の予想および仮定に基づくものである。

かかる将来予測に関する記述は、リスク、不確実性その他実際の結果と将来予測に関する記述において明示または黙示される記述との相違を生じさせる要因による影響を受ける。

(注 5) 当行は、いかなる場合においても、本書において税制上、法律上または規制上の助言を行うものではない。

(注 6) 当行グループおよび当行の事業年度は暦年である。

目　　次

頁


第一部　【証券情報】 …… 1

第１　【募集要項】 …… 1

1　【社債（短期社債を除く。）の募集】 …… 2

2　【新規発行による手取金の使途】 …… 55

第２　【売出要項】 …… 62

第３　【第三者割当の場合の特記事項】 …… 62

第二部　【企業情報】 …… 63

第１　【本国における法制等の概要】 …… 63

1　【会社制度等の概要】 …… 63

（１）【提出会社の属する国・州等における会社制度】 …… 63

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】 …… 70

2　【外国為替管理制度】 …… 79

3　【課税上の取扱い】 …… 79

4　【法律意見】 …… 81

第２　【企業の概況】 …… 82

1　【主要な経営指標等の推移】 …… 82

2　【沿革】 …… 82

3　【事業の内容】 …… 83

4　【関係会社の状況】 …… 92

第３　【事業の状況】 …… 94

1　【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 …… 94

2　【サステナビリティに関する考え方及び取組】 …… 99

3　【事業等のリスク】 …… 140

4　【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 155

5　【重要な契約等】 …… 165

6　【研究開発活動】 …… 165

第４　【設備の状況】 ・・・

# 第一部【証券情報】

## 第１【募集要項】

本「第１　募集要項」には、５本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第１回損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）、東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第２回損失吸収条項付非上位円貨社債」といい、第１回損失吸収条項付非上位円貨社債と総称して「損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）、東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）、東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）および東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債」といい、第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債および第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債と総称して「期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞、＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞、＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞、＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞および＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第１回損失吸収条項付非上位円貨社債、第２回損失吸収条項付非上位円貨社債、第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債、第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債および第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら５本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。なお、「損失吸収条項」については、損失吸収条項付非上位円貨社債について、下記「１　社債（短期社債を除く。）の募集－償還の方法－(3)」から同「(6)」まで、期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債について、下記「１　社債（短期社債を除く。）の募集－償還の方法－(3)」および同「(5)」から「(7)」までに記載されている内容を参照されたい。「非上位」については、損失吸収条項付非上位円貨社債および期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債について、下記「１　社債（短期社債を除く。）の募集－本社債の地位－(1)」および同「(2)」に記載されている内容を参照されたい。「期限前償還条項」については、期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債について、下記「１　社債（短期社債を除く。）の募集－償還の方法－(4)」に記載されている内容を参照されたい。

東亜銀行（以下「発行会社」という。）は、本書に記載のとおり５本の社債を起債する予定であるが、各社債の需要状況を勘案したうえで、本書の効力発生の当日までの間に、そのうちの１本または複数本について募集を取り止める可能性がある。

**１【社債（短期社債を除く。）の募集】**

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年（未定）％～（未定）％を仮条件とする。）<br>（注３） |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2029 年 10 月 23 日（注５） |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注６） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注７） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年（未定）％～（未定）％を仮条件とする。）<br>（注３） |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2031 年 10 月 23 日（注５） |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注６） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注７） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜共通事項＞

（注１） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２） 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2026年10月頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注３） 利率は、2026年10月頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

（注４） 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注５） 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注６） 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

（注７） 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年（未定）％～（未定）％を仮条件とする。）<br>（注３）<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2029 年 10 月 23 日（注５） |
| 任意償還日 | 2028 年 10 月 23 日（注６） | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注７） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注８） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年（未定）％～（未定）％を仮条件とする。）<br>（注３）<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2030 年 10 月 23 日（注５） |
| 任意償還日 | 2029 年 10 月 23 日（注６） | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注７） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注８） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年（未定）％～（未定）％を仮条件とする。）<br>（注３）<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（ただし、最終の利払いは2032年10月22日に行う。）<br>（注４） | 償還期限 | 2032 年 10 月 22 日（注５） |
| 任意償還日 | 2031 年 10 月 23 日（注６） | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注７） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注８） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜共通事項＞

（注１） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２） 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2026年10月頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注３） 当初利率は、2026年10月頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

（注４） 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注５） 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注６） 任意償還日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注７） 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

（注８） 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

**振替機関**

| 名　　称 | 住　　所 |
|---|---|
| 株式会社証券保管振替機構<br>（以下「振替機関」という。）（注） | 東京都中央区日本橋兜町７番１号 |

（注） 「１　社債（短期社債を除く。）の募集」において、振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

**公告の方法**

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各１回これを行う。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。

**引受人**

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 5,000（予定） |
| 合　計 | | 5,000（予定） |

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 5,000（予定） |
| 合　計 | | 5,000（予定） |

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 5,000（予定） |
| 合　計 | | 5,000（予定） |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 5,000（予定） |
| 合　計 | | 5,000（予定） |

＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 5,000（予定） |
| 合　計 | | 5,000（予定） |

＜共通事項＞

元引受けの条件

本社債の発行総額は、発行会社と主幹事会社との間で2026年10月16日（予定）に調印される元引受契約（以下「元引受契約」という。）に従い主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本社債の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

**財務代理人とその職務**

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

本社債について社債の管理会社は設置されない。

| 財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称 | 住所 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目１番２号 |

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格において行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。

(1)　委託の条件

財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年10月16日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。

(2)　財務代理人の職務

(a)　財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後１年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(b)　発行会社は、財務代理人の任命を随時変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、上記「公告の方法」に従い財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

(c)　振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を、上記「公告の方法」に従い本社債権者に対して公告する。

(d) 発行会社が上記(b)または(c)に従って後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任した場合、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、あたかも財務代理契約および社債の要項において財務代理人として記載されていたのと同様に、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞
＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞
＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞
本社債について社債の管理会社は設置されない。

| 財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者の名称 | 住所 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目１番２号 |

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格において行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。

(1) 委託の条件
財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2026年10月16日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。

(2) 財務代理人の職務
(a) 財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後１年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
(b) 発行会社は、財務代理人の任命を随時変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、上記「公告の方法」に従い財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
(c) 振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を

有していることを条件とする。)、その旨を、上記「公告の方法」に従い本社債権者に対して公告する。

(d) 発行会社が上記(b)または(c)に従って後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者を選任した場合、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、あたかも財務代理契約および社債の要項において財務代理人として記載されていたのと同様に、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

**利息支払の方法**

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1) 本社債は元金残高に対して上記「１　社債（短期社債を除く。）の募集－＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞－利率」記載の年率による利息を付す。

本社債の利息は、上記「利率」記載の利率を、2026年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(2)」の規定に従う。)、毎年４月23日および10月23日の年２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に定める転換、変更または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率による経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－５　支払い－(3)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1) 本社債は元金残高に対して上記「１　社債（短期社債を除く。）の募集－＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞－利率」記載の年率による利息を付す。

本社債の利息は、上記「利率」記載の利率を、2026年10月24日（その日を含む。）から2031年10月23日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(2)」の規定に従う。)、毎年４月23日および10月23日の年２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まな

い。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2)　下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に定める転換、変更または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率による経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－５　支払い－(3)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1)　本社債の利息は2026年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(4)」の規定に従う。）、毎年４月23日および10月23日の年２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2)　本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2028年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年（未定）％の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a)　2028年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法－(3)－(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b)　本社債には、「利息支払の方法－(3)－(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率（未定）％のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０％を下回らないものとする。

（ⅰ）　利率決定基準日（以下に定義する。）に、株式会社三井住友銀行は、東京における本店において、

本社債に関する発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として、発行会社に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本書において、

「１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート」とは、固定金利とTONA（以下に定義する。）の複利（後決め）を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年２回払いの１年物のスワップ・レート（またはその後継スワップ・レート）をいう。

「１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート」とは、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートの仲値をいう。

「ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁」とは、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ（もしくはその承継サービス）のGDCO 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDCO 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「利率決定基準日」とは、利率改定日（以下に定義する。）の２営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日（下記「償還の方法－(4)」に定義する。）をいう。

（ⅱ） 利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁において１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されず、またはブルームバーグGDCO 44079 11 1頁が利用不能である場合（ただし、「利息支払の方法－(3)－(c)」の場合を除く。）には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義する。）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。この場合、

(x) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが４つ以上の場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。

(y) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが２つまたは３つの場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値

（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。

(z) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが１つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、利率確認事務取扱者への、かかる１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求めるものとし、この場合には、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が２つに満たなかった場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日に先立つ直近の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとして、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。

本書において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）が可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c) ベンチマークの廃止等

（ｉ） 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関しベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生している場合で、改定後適用利率（またはその構成要素）が当該当初参照レートを参照して決定されるべきときには、発行会社は合理的に実行可能な限り速やかに、後継レート（以下に定義する。）、またはこれが得られない場合には代替参照レート（以下に定義する。）（下記(ⅱ)に従う。）ならびにいずれの場合もスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば、下記(ⅲ)に従う。）およびベンチマーク関連修正（以下に定義する。）（下記(ⅳ)に従う。）を決定するための独立アドバイザー（以下に定義する。）を選任するよう合理的な努力を行う。

かかる決定を行うに当たり、本(ｉ)に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実に行為するものとする。不誠実または詐害的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生した場合、改定後適用利率は、「利息支払の方法－(2)」に定める利率に等しくなるものとする。

(A)　発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(B)　独立アドバイザーが、関連する利率決定基準日より前に、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定ができなかった場合。

（ⅱ）　後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(A)　後継レートが存在するとした場合、本社債に係る将来のすべての利息の支払いについての改定後適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを使用し適用あるスプレッド調整を行うものとする（ただし、本「利息支払の方法－(3)－(c)」の運用に従う。）。

(B)　後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、本社債に係る将来のすべての利息の支払いについての改定後適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを使用し適用あるスプレッド調整を行うものとする（ただし、本「利息支払の方法－(3)－(c)」の運用に従う。）。

（ⅲ）　スプレッド調整

独立アドバイザーが、以下のとおり決定する場合、スプレッド調整（または当該スプレッド調整を決定するための計算式もしくは算定方法）は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

(A)　後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ

(B)　当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合。

（ⅳ）　ベンチマーク関連修正

後継レートまたは代替参照レートおよびいずれの場合も適用あるスプレッド調整が本「利息支払の方法－(3)－(c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(A)当該後継レートもしくは代替参照レートおよび／または（いずれの場合も）適用あるスプレッド調整の適切な運用を確保するために、社債の要項の修正（当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、(B)ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、下記(ⅴ)に従ってその旨の通知を行うことを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

本(ⅳ)に基づく社債の要項の当該変更に関し、発行会社は、適用ある日本法および振替機関業務規程等を遵守するものとする。

（ⅴ）　通知

発行会社は、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的条件の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し通知し、上記「公告の方法」に従いこれを公告する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を定めるものとする。

当該通知において定める後継レートまたは代替参照レート（場合による。）ならびに、該当する場合、スプレッド調整（もしあれば）および／またはベンチマーク関連修正の具体的な条件（も

しあれば）は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。

（vi） 当初参照レートの存続

上記(ⅰ)、(ⅱ)、(ⅲ)および(ⅳ)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法－(3)－(b)－(ⅱ)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本書において、

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

（ⅰ） 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるもの。

（ⅱ） （上記(ⅰ)に記載のかかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。

（ⅲ） （独立アドバイザーが上記(ⅱ)に記載のかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。

（ⅳ） （独立アドバイザーが上記(ⅲ)に記載のかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法－(3)－(c)－(ⅱ)」に従って決定し、かつ日本円による利率（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

（ⅰ） 当初参照レート（またはその構成部分）が５営業日以上公表されなくなるか、または存在しなくなること。

（ⅱ） 当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。

（ⅲ） 当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。

（ⅳ） 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。

（ｖ） 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が対象市場において指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。

（vi） 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが違法となること。

ただし、ベンチマーク事由は、いずれの場合も該当する公式声明日ではなく、以下の時点で生じるものとする。(1)(ⅱ)、(ⅲ)および(ⅳ)の場合、当初参照レート（もしくはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（もしくはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（もしくはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。）、(2)(ｖ)の場合、当初参照レート（もしくはその構成部分）が、対象市場において指標性を有しなくなった日またはその計算方法が大幅に変更された日として、該当する公式声明において指定された日、または(3)上記(vi)の場合、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが違法となる日。また、TONAに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法－(3)－(c)－(ｉ)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

（ｉ） ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）に関連する通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。

（ⅱ） (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）に関連する通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指定機関により正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する当初参照レートの後継または代替のレートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替のレートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これらに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替のレートを決定する。

(d) 本「利息支払の方法－(3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後５営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、かかる事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、かかる事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

(e) 本「利息支払の方法－(3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場

合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

(f) 財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法－(3)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法－(3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。

(4) 下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に定める転換、変更または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(ⅰ)2026年10月24日（その日を含む。）から2028年10月23日（その日を含む。）までの期間については１年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率により、(ⅱ)2028年10月24日（その日を含む。）以降については１年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(3)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－５　支払い－(3)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1) 本社債の利息は2026年10月24日（その日を含む。）から2030年10月23日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(4)」の規定に従う。）、毎年４月23日および10月23日の年２回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年（未定）％の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2029年10月24日（その日を含む。）から2030年10月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法－(3)－(b)」に従い決定される改定後適用利

率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、「利息支払の方法－(3)－(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率（未定）％のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０％を下回らないものとする。

（ⅰ） 利率決定基準日（以下に定義する。）に、株式会社三井住友銀行は、東京における本店において、本社債に関する発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として、発行会社に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本書において、

「１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート」とは、固定金利とTONA（以下に定義する。）の複利（後決め）を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年２回払いの１年物のスワップ・レート（またはその後継スワップ・レート）をいう。

「１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート」とは、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートの仲値をいう。

「ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁」とは、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ（もしくはその承継サービス）のGDCO 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDCO 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「利率決定基準日」とは、利率改定日（以下に定義する。）の２営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日（下記「償還の方法－(4)」に定義する。）をいう。

（ⅱ） 利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁において１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されず、またはブルームバーグGDCO 44079 11 1頁が利用不能である場合（ただし、「利息支払の方法－(3)－(c)」の場合を除く。）には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義する。）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート

についてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。この場合、

(x) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが４つ以上の場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。

(y) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが２つまたは３つの場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。

(z) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが１つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、利率確認事務取扱者への、かかる１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求めるものとし、この場合には、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が２つに満たなかった場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日に先立つ直近の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとして、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。

本書において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）が可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c) ベンチマークの廃止等

（ｉ） 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関しベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生している場合で、改定後適用利率（またはその構成要素）が当該当初参照レートを参照して決定されるべきときには、発行会社は合理的に実行可能な限り速やかに、後継レート（以下に定義する。）、またはこれが得られない場合には代替参照レート（以下に定義する。）（下記(ⅱ)に従う。）ならびにいずれの場合もスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば、下記(ⅲ)に従う。）およびベンチマーク関連修正（以下に定義する。）（下記(ⅳ)に従う。）を決定するための独立アドバイザー（以下に定義する。）を選任するよう合理的な努力を行う。

かかる決定を行うに当たり、本(ｉ)に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、

発行会社と協議の上、誠実に行為するものとする。不誠実または詐害的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生した場合、改定後適用利率は、「利息支払の方法－(2)」に定める利率に等しくなるものとする。

(A) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(B) 独立アドバイザーが、関連する利率決定基準日より前に、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定ができなかった場合。

(ⅱ) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(A) 後継レートが存在するとした場合、本社債に係る将来のすべての利息の支払いについての改定後適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを使用し適用あるスプレッド調整を行うものとする（ただし、本「利息支払の方法－(3)－(c)」の運用に従う。）。

(B) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、本社債に係る将来のすべての利息の支払いについての改定後適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを使用し適用あるスプレッド調整を行うものとする（ただし、本「利息支払の方法－(3)－(c)」の運用に従う。）。

(ⅲ) スプレッド調整

独立アドバイザーが、以下のとおり決定する場合、スプレッド調整（または当該スプレッド調整を決定するための計算式もしくは算定方法）は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

(A) 後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ

(B) 当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合。

(ⅳ) ベンチマーク関連修正

後継レートまたは代替参照レートおよびいずれの場合も適用あるスプレッド調整が本「利息支払の方法－(3)－(c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(A)当該後継レートもしくは代替参照レートおよび／または（いずれの場合も）適用あるスプレッド調整の適切な運用を確保するために、社債の要項の修正（当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、(B)ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、下記(ⅴ)に従ってその旨の通知を行うことを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

本(ⅳ)に基づく社債の要項の当該変更に関し、発行会社は、適用ある日本法および振替機関業務規程等を遵守するものとする。

（ｖ） 通知

発行会社は、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的条件の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し通知し、上記「公告の方法」に従いこれを公告する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を定めるものとする。

当該通知において定める後継レートまたは代替参照レート（場合による。）ならびに、該当する場合、スプレッド調整（もしあれば）および／またはベンチマーク関連修正の具体的な条件（もしあれば）は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。

（vi） 当初参照レートの存続

上記(ｉ)、(ⅱ)、(ⅲ)および(ⅳ)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法－(3)－(b)－(ⅱ)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本書において、

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

（ｉ） 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるもの。

（ⅱ） （上記(ｉ)に記載のかかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。

（ⅲ） （独立アドバイザーが上記(ⅱ)に記載のかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。

（ⅳ） （独立アドバイザーが上記(ⅲ)に記載のかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法－(3)－(c)－(ⅱ)」に従って決定し、かつ日本円による利率（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

（ｉ） 当初参照レート（またはその構成部分）が５営業日以上公表されなくなるか、または存在しなくなること。

（ⅱ） 当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または

停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。

（iii） 当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。

（iv） 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。

（v） 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が対象市場において指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。

（vi） 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが違法となること。

ただし、ベンチマーク事由は、いずれの場合も該当する公式声明日ではなく、以下の時点で生じるものとする。(1)(ii)、(iii)および(iv)の場合、当初参照レート（もしくはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（もしくはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（もしくはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。）、(2)(v)の場合、当初参照レート（もしくはその構成部分）が、対象市場において指標性を有しなくなった日またはその計算方法が大幅に変更された日として、該当する公式声明において指定された日、または(3)上記(vi)の場合、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが違法となる日。また、TONAに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法－(3)－(c)－(i)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

（i） ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）に関連する通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。

（ii） (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）に関連する通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指定機関により正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する当初参照レートの後継または代替のレートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替のレートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、

本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これらに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替のレートを決定する。

(d) 本「利息支払の方法－(3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後５営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、かかる事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、かかる事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

(e) 本「利息支払の方法－(3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

(f) 財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法－(3)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法－(3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。

(4) 下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に定める転換、変更または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(ⅰ)2026年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの期間については１年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率により、(ⅱ)2029年10月24日（その日を含む。）以降については１年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(3)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－５　支払い－(3)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1) 本社債の利息は2026年10月24日（その日を含む。）から2032年10月22日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法－(4)」の規定に従う。）、毎年４月23日および10月23日の年２回（ただし、最終の利払いは2032年10月22日に行う。）、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。６か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含

む。）までの期間中の実日数につき、１年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2)　本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2031年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年（未定）％の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a)　2031年10月24日（その日を含む。）から2032年10月22日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法－(3)－(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b)　本社債には、「利息支払の方法－(3)－(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率（未定）％のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０％を下回らないものとする。

（ⅰ）　利率決定基準日（以下に定義する。）に、株式会社三井住友銀行は、東京における本店において、本社債に関する発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として、発行会社に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本書において、

「１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート」とは、固定金利とTONA（以下に定義する。）の複利（後決め）を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年２回払いの１年物のスワップ・レート（またはその後継スワップ・レート）をいう。

「１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート」とは、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートの仲値をいう。

「ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁」とは、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ（もしくはその承継サービス）のGDCO 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDCO 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。

発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「利率決定基準日」とは、利率改定日（以下に定義する。）の２営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日（下記「償還の方法－(4)」に定義する。）をいう。

（ⅱ）　利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁において１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されず、またはブルームバーグGDCO 44079 11 1頁が利用不能である場合（ただし、「利息支払の方法－(3)－(c)」の場合を除く。）には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、東短ICAP株

式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義する。）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。この場合、

(x) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが４つ以上の場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。

(y) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが２つまたは３つの場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。

(z) スワップ・ブローカーにより提示されたレートが１つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、利率確認事務取扱者への、かかる１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求めるものとし、この場合には、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第６位を四捨五入して小数第５位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が２つに満たなかった場合、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日に先立つ直近の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとして、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。

本書において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）が可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c) ベンチマークの廃止等

（ⅰ） 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関しベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生している場合で、改定後適用利率（またはその構成要素）が当該当初参照レートを参照して決定されるべきときには、発行会社は合理的に実行可能な限り速やかに、後継レート（以下に定義する。）、またはこれが得られない場合には代替参照レート（以下に定義する。）（下記(ⅱ)に従う。）ならびにいずれの場合もスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば、下記(ⅲ)に従う。）およびベンチマーク関連修正（以下に定義する。）（下記(ⅳ)に従う。）を決定するための独立アドバイザー（以下に定義する。）を選任するよう合理的な努力を行う。

かかる決定を行うに当たり、本(ⅰ)に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実に行為するものとする。不誠実または詐害的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生した場合、改定後適用利率は、「利息支払の方法－(2)」に定める利率に等しくなるものとする。

(A) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(B) 独立アドバイザーが、関連する利率決定基準日より前に、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定ができなかった場合。

（ⅱ） 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(A) 後継レートが存在するとした場合、本社債に係る将来のすべての利息の支払いについての改定後適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを使用し適用あるスプレッド調整を行うものとする（ただし、本「利息支払の方法－(3)－(c)」の運用に従う。）。

(B) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、本社債に係る将来のすべての利息の支払いについての改定後適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを使用し適用あるスプレッド調整を行うものとする（ただし、本「利息支払の方法－(3)－(c)」の運用に従う。）。

（ⅲ） スプレッド調整

独立アドバイザーが、以下のとおり決定する場合、スプレッド調整（または当該スプレッド調整を決定するための計算式もしくは算定方法）は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

(A) 後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ

(B) 当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合。

（ⅳ） ベンチマーク関連修正

後継レートまたは代替参照レートおよびいずれの場合も適用あるスプレッド調整が本「利息支

払の方法－(3)－(c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(A)当該後継レートもしくは代替参照レートおよび／または（いずれの場合も）適用あるスプレッド調整の適切な運用を確保するために、社債の要項の修正（当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、(B)ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、下記(ⅴ)に従ってその旨の通知を行うことを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

本(ⅳ)に基づく社債の要項の当該変更に関し、発行会社は、適用ある日本法および振替機関業務規程等を遵守するものとする。

(ⅴ) 通知

発行会社は、本「利息支払の方法－(3)－(c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的条件の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し通知し、上記「公告の方法」に従いこれを公告する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を定めるものとする。

当該通知において定める後継レートまたは代替参照レート（場合による。）ならびに、該当する場合、スプレッド調整（もしあれば）および／またはベンチマーク関連修正の具体的な条件（もしあれば）は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。

(ⅵ) 当初参照レートの存続

上記(ⅰ)、(ⅱ)、(ⅲ)および(ⅳ)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法－(3)－(b)－(ⅱ)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本書において、

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

(ⅰ) 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるもの。

(ⅱ) （上記(ⅰ)に記載のかかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。

(ⅲ) （独立アドバイザーが上記(ⅱ)に記載のかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。

(ⅳ)　(独立アドバイザーが上記(ⅲ)に記載のかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法－(3)－(c)－(ⅱ)」に従って決定し、かつ日本円による利率（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

(ⅰ)　当初参照レート（またはその構成部分）が５営業日以上公表されなくなるか、または存在しなくなること。

(ⅱ)　当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。)。

(ⅲ)　当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。

(ⅳ)　当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。

(ⅴ)　当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が対象市場において指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。

(ⅵ)　支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが違法となること。

ただし、ベンチマーク事由は、いずれの場合も該当する公式声明日ではなく、以下の時点で生じるものとする。(1)(ⅱ)、(ⅲ)および(ⅳ)の場合、当初参照レート（もしくはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（もしくはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（もしくはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。)、(2)(ⅴ)の場合、当初参照レート（もしくはその構成部分）が、対象市場において指標性を有しなくなった日またはその計算方法が大幅に変更された日として、該当する公式声明において指定された日、または(3)上記(ⅵ)の場合、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが違法となる日。また、TONAに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法－(3)－(c)－(ⅰ)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

(ⅰ)　ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）に関連する通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を

担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。

（ⅱ） (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）に関連する通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指定機関により正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する当初参照レートの後継または代替のレートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替のレートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これらに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替のレートを決定する。

(d) 本「利息支払の方法－(3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後５営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、かかる事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、かかる事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

(e) 本「利息支払の方法－(3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

(f) 財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法－(3)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法－(3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。

(4) 下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に定める転換、変更または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、（ⅰ）2026年10月24日（その日を含む。）から2031年10月23日（その日を含む。）までの期間については１年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法－(2)」に定める利率により、（ⅱ）2031年10月24日（その日を含む。）以降については１年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(3)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が

下記「摘要－５　支払い－(3)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

**償還の方法**

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年10月23日（以下「償還期限」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

(2)　税制上の理由による償還

(a)　源泉徴収税：以下の場合、下記「償還の方法－(6)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額（下記「摘要－４　租税」に定義する。）を付して償還することができる。

（ⅰ）　香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となったことにより、発行会社が追加額の支払義務を負いまたは負うこととなり、かつ

（ⅱ）　当該義務が、発行会社が利用可能な合理的措置を講じても回避できない場合。

ただし、当該償還の公告は、その時点において本社債について支払うべき金額の支払期限が到来したと仮定した場合に、発行会社が当該追加額を支払う義務を負い、または当該取扱いを実施しなければならない（場合による。）こととなる最も早い日の90暦日前より前には行われず、また下記「償還の方法－(6)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x)　発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)発行会社が下記「摘要－４　租税」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、および

(y)　上記(ⅰ)および(ⅳ)の事項を確認する定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(b)　損金控除：以下により、本社債に係る利息の支払いに関し、発行会社が香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局における税務上の債務の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなる場合、下記「償還の方法－(6)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額を付

して償還することができる。

（ⅰ） 香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局（または発行会社が税務上の居住者である課税管轄区域の税務当局）の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となり、かつ

（ⅱ） 発行会社が利用可能な合理的措置を講じても上記を回避できないこと。

ただし、当該償還の公告は、発行会社が、その時点において支払期限が到来している本社債に関して支払うべき利息について、損金の控除を受けることができなくなる最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x) 発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)本社債の利息の支払いに関し、発行会社が、その税額の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、ならびに、発行会社が、本社債について支払われる利息に関し、損金の控除を請求することができなくなったまたはできなくなる旨の、定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(y) 下記「償還の方法－(6)」に定める香港金融管理局の書面による同意の写し。

(3) 損失吸収不適格事由による償還

下記「償還の方法－(6)」に従い、損失吸収不適格事由（以下に定義する。）の発生後、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に、社債の要項に従って定められた償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。ただし、当該償還の公告は、下記「償還の方法－(6)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」において、「損失吸収不適格事由」は、発行会社が本「償還の方法－(3)」に記載する償還の公告を行う直前において、本社債が、損失吸収力規則（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）に基づく発行会社の損失吸収商品（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）（またはこれに相当するもの）としての適格性を有していた後、損失吸収力規則の関連規定、これに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針の変更または改正（またはその適用もしくは公式解釈の変更）の結果、当該適格性を（一部についてではなく全部につき）有しないこととなる場合（ただし、その時々において有効な関連法令および監督指針に基づく本社債の損失吸収商品としての適格性に関する割引または償却要件のみに起因して適格性を有しないこととなる場合を除く。）に発生する。当該償還の公告は、損失吸収不適格事由が発生したと判断される最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」に基づく償還の公告に先立ち、発行会社は、財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x) 損失吸収不適格事由が発生した旨を記載した発行会社の署名権者２名が署名した証明書、および

(y)　下記「償還の方法－(6)」に記載する香港金融管理局の書面による同意の写し。

(4)　買入れ

発行会社およびその子会社は、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買い入れることができる。ただし、かかる買入れは、下記「償還の方法－(6)」の要件を充足するまでは行われないものとする。かかる買入れにより取得された本社債については、発行会社もしくは当該子会社により、またはこれらのために保有されている間は、保有者に本社債権者集会における議決権は付与されず、また、特に本社債権者集会の定足数の算定の目的上、未償還とはみなされない。発行会社または当該子会社は、その選択により、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、かかる買入れにより取得した本社債を自己勘定で保有し、および／または再売却し、消却し、その他その裁量により処分することができる。

(5)　消却

発行会社またはその子会社のいずれかによってまたはこれらのために買入れられたすべての本社債は、消却のためにその所有権を放棄することができ、消却のためにその所有権が放棄された場合には、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、関連するすべての法令および振替機関業務規程に従い、直ちに消却される。消却された当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。また、下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に従い元本の全額が償却された本社債は、自動的に消却されるものとする。

(6)　償還または買入れの条件

本書の他の規定にかかわらず、発行会社は償還期限前に本社債を償還できないものとし（下記「摘要－３債務不履行事由」に基づく場合を除く。）、また発行会社またはその子会社はいずれも、香港銀行資本規制および／もしくは損失吸収力規則、またはこれらに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針に基づき香港金融管理局の書面による事前の同意が求められる範囲において、当該同意を事前に取得しない限り、本社債を買い入れできないものとする。ただし、本「償還の方法－(6)」は、名義人、保管人または受託者としての資格においてのみ本社債を保有する発行会社またはその子会社には適用されない。

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」または「償還の方法－(4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2031年10月23日（以下「償還期限」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

(2)　税制上の理由による償還

(a)　源泉徴収税：以下の場合、下記「償還の方法－(6)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限

が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額（下記「摘要－４　租税」に定義する。）を付して償還することができる。

（ⅰ）　香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となったことにより、発行会社が追加額の支払義務を負いまたは負うこととなり、かつ

（ⅱ）　当該義務が、発行会社が利用可能な合理的措置を講じても回避できない場合。

ただし、当該償還の公告は、その時点において本社債について支払うべき金額の支払期限が到来したと仮定した場合に、発行会社が当該追加額を支払う義務を負い、または当該取扱いを実施しなければならない（場合による。）こととなる最も早い日の90暦日前より前には行われず、また下記「償還の方法－(6)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x)　発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)発行会社が下記「摘要－４　租税」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、および

(y)　上記(ⅰ)および(ⅳ)の事項を確認する定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(b)　損金控除：以下により、本社債に係る利息の支払いに関し、発行会社が香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局における税務上の債務の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなる場合、下記「償還の方法－(6)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額を付して償還することができる。

（ⅰ）　香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局（または発行会社が税務上の居住者である課税管轄区域の税務当局）の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となり、かつ

（ⅱ）　発行会社が利用可能な合理的措置を講じても上記を回避できないこと。

ただし、当該償還の公告は、発行会社が、その時点において支払期限が到来している本社債に関して支払うべき利息について、損金の控除を受けることができなくなる最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x)　発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)本社債の利息の支払いに関し、発行会社が、その税額の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定

期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、ならびに、発行会社が、本社債について支払われる利息に関し、損金の控除を請求することができなくなったまたはできなくなる旨の、定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(y) 下記「償還の方法－(6)」に定める香港金融管理局の書面による同意の写し。

(3) 損失吸収不適格事由による償還

下記「償還の方法－(6)」に従い、損失吸収不適格事由（以下に定義する。）の発生後、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に、社債の要項に従って定められた償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。ただし、当該償還の公告は、下記「償還の方法－(6)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」において、「損失吸収不適格事由」は、発行会社が本「償還の方法－(3)」に記載する償還の公告を行う直前において、本社債が、損失吸収力規則（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）に基づく発行会社の損失吸収商品（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）（またはこれに相当するもの）としての適格性を有していた後、損失吸収力規則の関連規定、これに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針の変更または改正（またはその適用もしくは公式解釈の変更）の結果、当該適格性を（一部についてではなく全部につき）有しないこととなる場合（ただし、その時々において有効な関連法令および監督指針に基づく本社債の損失吸収商品としての適格性に関する割引または償却要件のみに起因して適格性を有しないこととなる場合を除く。）に発生する。当該償還の公告は、損失吸収不適格事由が発生したと判断される最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」に基づく償還の公告に先立ち、発行会社は、財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x) 損失吸収不適格事由が発生した旨を記載した発行会社の署名権者２名が署名した証明書、および

(y) 下記「償還の方法－(6)」に記載する香港金融管理局の書面による同意の写し。

(4) 買入れ

発行会社およびその子会社は、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買い入れることができる。ただし、かかる買入れは、下記「償還の方法－(6)」の要件を充足するまでは行われないものとする。かかる買入れにより取得された本社債については、発行会社もしくは当該子会社により、またはこれらのために保有されている間は、保有者に本社債権者集会における議決権は付与されず、また、特に本社債権者集会の定足数の算定の目的上、未償還とはみなされない。発行会社または当該子会社は、その選択により、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、かかる買入れにより取得した本社債を自己勘定で保有し、および／または再売却し、消却し、その他その裁量により処分することができる。

(5) 消却

発行会社またはその子会社のいずれかによってまたはこれらのために買入れられたすべての本社債は、消

却のためにその所有権を放棄することができ、消却のためにその所有権が放棄された場合には、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、関連するすべての法令および振替機関業務規程に従い、直ちに消却される。消却された当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。また、下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に従い元本の全額が償却された本社債は、自動的に消却されるものとする。

(6)　償還または買入れの条件

本書の他の規定にかかわらず、発行会社は償還期限前に本社債を償還できないものとし（下記「摘要－３債務不履行事由」に基づく場合を除く。）、また発行会社またはその子会社はいずれも、香港銀行資本規制および／もしくは損失吸収力規則、またはこれらに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針に基づき香港金融管理局の書面による事前の同意が求められる範囲において、当該同意を事前に取得しない限り、本社債を買い入れできないものとする。ただし、本「償還の方法－(6)」は、名義人、保管人または受託者としての資格においてのみ本社債を保有する発行会社またはその子会社には適用されない。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年10月23日（以下「償還期限」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

(2)　税制上の理由による償還

(a)　源泉徴収税：以下の場合、下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額（下記「摘要－４　租税」に定義する。）を付して償還することができる。

（ｉ）　香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となったことにより、発行会社が追加額の支払義務を負いまたは負うこととなり、かつ

（ⅱ）　当該義務が、発行会社が利用可能な合理的措置を講じても回避できない場合。

ただし、当該償還の公告は、その時点において本社債について支払うべき金額の支払期限が到来したと仮定した場合に、発行会社が当該追加額を支払う義務を負い、または当該取扱いを実施しなければならない（場合による。）こととなる最も早い日の90暦日前より前には行われず、また下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x)　発行会社の署名権者２名が署名し、（ｉ）発行会社が下記「摘要－４　租税」に基づき追加額

の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、および

(y) 上記(ⅰ)および(ⅳ)の事項を確認する定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(b) 損金控除：以下により、本社債に係る利息の支払いに関し、発行会社が香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局における税務上の債務の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなる場合、下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額を付して償還することができる。

（ⅰ） 香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局（または発行会社が税務上の居住者である課税管轄区域の税務当局）の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となり、かつ

（ⅱ） 発行会社が利用可能な合理的措置を講じても上記を回避できないこと。

ただし、当該償還の公告は、発行会社が、その時点において支払期限が到来している本社債に関して支払うべき利息について、損金の控除を受けることができなくなる最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x) 発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)本社債の利息の支払いに関し、発行会社が、その税額の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、ならびに、発行会社が、本社債について支払われる利息に関し、損金の控除を請求することができなくなったまたはできなくなる旨の、定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(y) 下記「償還の方法－(7)」に定める香港金融管理局の書面による同意の写し。

(3) 損失吸収不適格事由による償還

下記「償還の方法－(7)」に従い、損失吸収不適格事由（以下に定義する。）の発生後、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に、社債の要項に従って定められた償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。ただし、当該償還の公告は、下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」において、「損失吸収不適格事由」は、発行会社が本「償還の方法－(3)」に記載

する償還の公告を行う直前において、本社債が、損失吸収力規則（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）に基づく発行会社の損失吸収商品（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）（またはこれに相当するもの）としての適格性を有していた後、損失吸収力規則の関連規定、これに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針の変更または改正（またはその適用もしくは公式解釈の変更）の結果、当該適格性を（一部についてではなく全部につき）有しないこととなる場合（ただし、その時々において有効な関連法令および監督指針に基づく本社債の損失吸収商品としての適格性に関する割引または償却要件のみに起因して適格性を有しないこととなる場合を除く。）に発生する。当該償還の公告は、損失吸収不適格事由が発生したと判断される最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」に基づく償還の公告に先立ち、発行会社は、財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x)　損失吸収不適格事由が発生した旨を記載した発行会社の署名権者２名が署名した証明書、および

(y)　下記「償還の方法－(7)」に記載する香港金融管理局の書面による同意の写し。

(4)　発行会社による任意償還

下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に15暦日以上30暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることにより未償還の本社債の全部（一部は不可）を任意償還日に本社債の金額の100％に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

本書において、「任意償還日」とは、2028年10月23日をいう。

(5)　買入れ

発行会社およびその子会社は、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買い入れることができる。ただし、かかる買入れは、下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。かかる買入れにより取得された本社債については、発行会社もしくは当該子会社により、またはこれらのために保有されている間は、保有者に本社債権者集会における議決権は付与されず、また、特に本社債権者集会の定足数の算定の目的上、未償還とはみなされない。発行会社または当該子会社は、その選択により、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、かかる買入れにより取得した本社債を自己勘定で保有し、および／または再売却し、消却し、その他その裁量により処分することができる。

(6)　消却

発行会社またはその子会社のいずれかによってまたはこれらのために買入れられたすべての本社債は、消却のためにその所有権を放棄することができ、消却のためにその所有権が放棄された場合には、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、関連するすべての法令および振替機関業務規程に従い、直ちに消却される。消却された当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。また、下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に従い元本の全額が償却された本社債は、自動的に消却されるものとする。

(7)　償還または買入れの条件

本書の他の規定にかかわらず、発行会社は償還期限前に本社債を償還できないものとし（下記「摘要－３　債務不履行事由」に基づく場合を除く。）、また発行会社またはその子会社はいずれも、香港銀行資本規制および／もしくは損失吸収力規則、またはこれらに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針に基づき香港金融管理局の書面による事前の同意が求められる範囲において、当該同意を事前に取得しない限り、本社債を買い入れできないものとする。ただし、本「償還の方法－(7)」は、名義人、保管人または受託者としての資格においてのみ本社債を保有する発行会社またはその子会社には適用されない。

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2030年10月23日（以下「償還期限」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

(2)　税制上の理由による償還

(a)　源泉徴収税：以下の場合、下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額（下記「摘要－４　租税」に定義する。）を付して償還することができる。

（ⅰ）　香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となったことにより、発行会社が追加額の支払義務を負いまたは負うこととなり、かつ

（ⅱ）　当該義務が、発行会社が利用可能な合理的措置を講じても回避できない場合。

ただし、当該償還の公告は、その時点において本社債について支払うべき金額の支払期限が到来したと仮定した場合に、発行会社が当該追加額を支払う義務を負い、または当該取扱いを実施しなければならない（場合による。）こととなる最も早い日の90暦日前より前には行われず、また下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x)　発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)発行会社が下記「摘要－４　租税」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、および

(y)　上記(ⅰ)および(ⅳ)の事項を確認する定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(b)　損金控除：以下により、本社債に係る利息の支払いに関し、発行会社が香港もしくはその下部行

政組織またはそのもしくはその域内の課税当局における税務上の債務の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなる場合、下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額を付して償還することができる。

（ⅰ） 香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局（または発行会社が税務上の居住者である課税管轄区域の税務当局）の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となり、かつ

（ⅱ） 発行会社が利用可能な合理的措置を講じても上記を回避できないこと。

ただし、当該償還の公告は、発行会社が、その時点において支払期限が到来している本社債に関して支払うべき利息について、損金の控除を受けることができなくなる最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x) 発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)本社債の利息の支払いに関し、発行会社が、その税額の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、ならびに、発行会社が、本社債について支払われる利息に関し、損金の控除を請求することができなくなったまたはできなくなる旨の、定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(y) 下記「償還の方法－(7)」に定める香港金融管理局の書面による同意の写し。

(3) 損失吸収不適格事由による償還

下記「償還の方法－(7)」に従い、損失吸収不適格事由（以下に定義する。）の発生後、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に、社債の要項に従って定められた償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。ただし、当該償還の公告は、下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」において、「損失吸収不適格事由」は、発行会社が本「償還の方法－(3)」に記載する償還の公告を行う直前において、本社債が、損失吸収力規則（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）に基づく発行会社の損失吸収商品（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）（またはこれに相当するもの）としての適格性を有していた後、損失吸収力規則の関連規定、これに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針の変更または改正（またはその適用もしくは公式解釈の変更）の結果、当該適格性を（一部についてではなく全部につき）有しないこととなる場合（ただし、その時々において有効な関連法令および監督指針に基づく本社債の損失吸収商品としての適格性

に関する割引または償却要件のみに起因して適格性を有しないこととなる場合を除く。）に発生する。当該償還の公告は、損失吸収不適格事由が発生したと判断される最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」に基づく償還の公告に先立ち、発行会社は、財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x)　損失吸収不適格事由が発生した旨を記載した発行会社の署名権者２名が署名した証明書、および

(y)　下記「償還の方法－(7)」に記載する香港金融管理局の書面による同意の写し。

(4)　発行会社による任意償還

下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に15暦日以上30暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることにより未償還の本社債の全部（一部は不可）を任意償還日に本社債の金額の100％に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

本書において、「任意償還日」とは、2029年10月23日をいう。

(5)　買入れ

発行会社およびその子会社は、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買い入れることができる。ただし、かかる買入れは、下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。かかる買入れにより取得された本社債については、発行会社もしくは当該子会社により、またはこれらのために保有されている間は、保有者に本社債権者集会における議決権は付与されず、また、特に本社債権者集会の定足数の算定の目的上、未償還とはみなされない。発行会社または当該子会社は、その選択により、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、かかる買入れにより取得した本社債を自己勘定で保有し、および／または再売却し、消却し、その他その裁量により処分することができる。

(6)　消却

発行会社またはその子会社のいずれかによってまたはこれらのために買入れられたすべての本社債は、消却のためにその所有権を放棄することができ、消却のためにその所有権が放棄された場合には、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、関連するすべての法令および振替機関業務規程に従い、直ちに消却される。消却された当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。また、下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に従い元本の全額が償却された本社債は、自動的に消却されるものとする。

(7)　償還または買入れの条件

本書の他の規定にかかわらず、発行会社は償還期限前に本社債を償還できないものとし（下記「摘要－３　債務不履行事由」に基づく場合を除く。）、また発行会社またはその子会社はいずれも、香港銀行資本規制および／もしくは損失吸収力規則、またはこれらに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針に基づき香港金融管理局の書面による事前の同意が求められる範囲において、当該同意を事前に取得しない限り、本社債を買い入れできないものとする。ただし、本「償還の方法－(7)」は、名義人、保管人または受託者としての資格においてのみ本社債を保有する発行会社ま

たはその子会社には適用されない。

＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

(1)　満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」、「償還の方法－(3)」、「償還の方法－(4)」または「償還の方法－(5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2032年10月22日（以下「償還期限」という。）に本社債の金額の100％で償還される。

(2)　税制上の理由による償還

(a)　源泉徴収税：以下の場合、下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額（下記「摘要－４　租税」に定義する。）を付して償還することができる。

（ⅰ）　香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となったことにより、発行会社が追加額の支払義務を負いまたは負うこととなり、かつ

（ⅱ）　当該義務が、発行会社が利用可能な合理的措置を講じても回避できない場合。

ただし、当該償還の公告は、その時点において本社債について支払うべき金額の支払期限が到来したと仮定した場合に、発行会社が当該追加額を支払う義務を負い、または当該取扱いを実施しなければならない（場合による。）こととなる最も早い日の90暦日前より前には行われず、また下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x)　発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)発行会社が下記「摘要－４　租税」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(a)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、および

(y)　上記(ⅰ)および(ⅳ)の事項を確認する定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(b)　損金控除：以下により、本社債に係る利息の支払いに関し、発行会社が香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局における税務上の債務の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなる場合、下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％に償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）およびその時点で支払期限が到来しているまたは償還期日までに支払期限が到来する追加額を付して償還することができる。

（ⅰ） 香港もしくはその下部行政組織またはそのもしくはその域内の課税当局（または発行会社が税務上の居住者である課税管轄区域の税務当局）の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の公式の適用もしくは解釈の変更が行われ、かかる変更もしくは改正が、本社債の発行日以後に公表され、有効となり、かつ

（ⅱ） 発行会社が利用可能な合理的措置を講じても上記を回避できないこと。

ただし、当該償還の公告は、発行会社が、その時点において支払期限が到来している本社債に関して支払うべき利息について、損金の控除を受けることができなくなる最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき償還の公告を行う前に、発行会社は財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x) 発行会社の署名権者２名が署名し、(ⅰ)本社債の利息の支払いに関し、発行会社が、その税額の計算において、控除を請求する権利を有しなくなったまたは有しなくなること、(ⅱ)発行会社が本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき本社債の償還を選択すること、(ⅲ)償還予定期日、および(ⅳ)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)－(b)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを記載した証明書、ならびに、発行会社が、本社債について支払われる利息に関し、損金の控除を請求することができなくなったまたはできなくなる旨の、定評ある独立した法律顧問または税務顧問の意見書。

(y) 下記「償還の方法－(7)」に定める香港金融管理局の書面による同意の写し。

(3) 損失吸収不適格事由による償還

下記「償還の方法－(7)」に従い、損失吸収不適格事由（以下に定義する。）の発生後、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以上60暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に、社債の要項に従って定められた償還期日（その日を含む。）までの未払いの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。ただし、当該償還の公告は、下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」において、「損失吸収不適格事由」は、発行会社が本「償還の方法－(3)」に記載する償還の公告を行う直前において、本社債が、損失吸収力規則（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）に基づく発行会社の損失吸収商品（下記「本社債の地位－(4)」に定義する。）（またはこれに相当するもの）としての適格性を有していた後、損失吸収力規則の関連規定、これに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針の変更または改正（またはその適用もしくは公式解釈の変更）の結果、当該適格性を（一部についてではなく全部につき）有しないこととなる場合（ただし、その時々において有効な関連法令および監督指針に基づく本社債の損失吸収商品としての適格性に関する割引または償却要件のみに起因して適格性を有しないこととなる場合を除く。）に発生する。当該償還の公告は、損失吸収不適格事由が発生したと判断される最も早い日の90暦日前より前には行われないものとする。

本「償還の方法－(3)」に基づく償還の公告に先立ち、発行会社は、財務代理人に対し、以下を交付するものとする。

(x) 損失吸収不適格事由が発生した旨を記載した発行会社の署名権者２名が署名した証明書、および

(y) 下記「償還の方法－(7)」に記載する香港金融管理局の書面による同意の写し。

(4)　発行会社による任意償還

下記「償還の方法－(7)」に従い、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に15暦日以上30暦日以内の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることにより未償還の本社債の全部（一部は不可）を任意償還日に本社債の金額の100％に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

本書において、「任意償還日」とは、2031年10月23日をいう。

(5)　買入れ

発行会社およびその子会社は、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買い入れることができる。ただし、かかる買入れは、下記「償還の方法－(7)」の要件を充足するまでは行われないものとする。かかる買入れにより取得された本社債については、発行会社もしくは当該子会社により、またはこれらのために保有されている間は、保有者に本社債権者集会における議決権は付与されず、また、特に本社債権者集会の定足数の算定の目的上、未償還とはみなされない。発行会社または当該子会社は、その選択により、すべての関連法令および振替機関業務規程等に従い、かかる買入れにより取得した本社債を自己勘定で保有し、および／または再売却し、消却し、その他その裁量により処分することができる。

(6)　消却

発行会社またはその子会社のいずれかによってまたはこれらのために買入れられたすべての本社債は、消却のためにその所有権を放棄することができ、消却のためにその所有権が放棄された場合には、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、関連するすべての法令および振替機関業務規程に従い、直ちに消却される。消却された当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。また、下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」に従い元本の全額が償却された本社債は、自動的に消却されるものとする。

(7)　償還または買入れの条件

本書の他の規定にかかわらず、発行会社は償還期限前に本社債を償還できないものとし（下記「摘要－３　債務不履行事由」に基づく場合を除く。）、また発行会社またはその子会社はいずれも、香港銀行資本規制および／もしくは損失吸収力規則、またはこれらに基づき制定される後継の法令もしくは規則、またはこれに関連して香港金融管理局が発行する監督指針に基づき香港金融管理局の書面による事前の同意が求められる範囲において、当該同意を事前に取得しない限り、本社債を買い入れできないものとする。ただし、本「償還の方法－(7)」は、名義人、保管人または受託者としての資格においてのみ本社債を保有する発行会社またはその子会社には適用されない。

**担保**

本社債には担保および保証は付されない。

**本社債の地位**

(1)　本社債の地位および適格性

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務を構成し、本社債相互間で優先劣後することなく常に同順位

である。

本社債は、損失吸収力規則（以下に定義する。）第２条(1)に定める「外部LAC債務証券」としての適格性を満たすことが意図されている。

(2)　本社債の順位

香港の倒産法およびその他の適用法令に従い、解散等（以下に定義する。）（許容される組織再編（以下に定義する。）に基づくものを除く。）が行われた場合、本社債の元利金の支払いおよび本社債に関するその他の債務に対する本社債権者の権利の順位は以下のとおりとする。

(a)　発行会社のすべての非劣後債権者（預金者を含む。）が有する支払いを受ける権利およびすべての請求権に対してのみ劣後し、

(b)　同順位債務（以下に定義する。）の保有者が有する支払いを受ける権利およびすべての請求権と同順位であり、

(c)　以下の者が有する支払いを受ける権利およびすべての請求権に対して優先する。

（ⅰ）　発行会社が発行または締結した劣後証券またはその他の劣後債務（同順位債務を除く。）の保有者、

（ⅱ）　発行会社が発行または締結したTier 2資本調達商品（以下に定義する。）としての適格性を有する証券またはその他の債務の保有者、および

（ⅲ）　ジュニア債務（以下に定義する。）の保有者。

各場合において、本社債権者が本社債の元本および利息の全額の支払いを受けなかった場合、当該未払額は引き続き全額支払われるべきものとする。ただし、当該未払額の支払いは、本「本社債の地位」および下記「摘要－３　債務不履行事由」の規定に従うものとする。

本社債に基づく元本または利息に係る請求権について本社債権者による証明を要する解散等が行われる場合、本社債権者のかかる請求権は、発行会社の非劣後債権者（預金者を含む。）に係る請求権が全額弁済された後でなければ、弁済を受けることができない。

*本「本社債の地位」に定める社債の順位に関する規定は、発行会社の解散手続（下記に定義する。）が開始された場合にのみ効力を有する。発行会社の解散手続が開始された場合、本社債権者にとっての結果は、本「本社債の地位」に基づき本社債権者に生じることとなる結果とは異なる可能性がある。*

(3)　本社債に関する相殺および無効な支払い

適用法令に従い、本社債権者は、本社債に基づきまたはこれに関連して発行会社が本社債権者に対して負う金額に関し、相殺権、反訴または留置権を行使し、主張しまたは申し立てることはできず、各本社債権者は、本社債権者となったことをもって、適用法令が認める最大限の範囲で当該すべての権利を放棄したものとみなされる。

上記にかかわらず、本社債権者が、解散手続において、本社債に基づきまたはこれに関連して発生する発行会社が本社債権者に対して負う金額に関し、本「本社債の地位－(3)」に従う場合を除き、相殺その他の方法により、発行会社からあらゆる性質の支払いまたは発行会社の資産の分配（現金、財産または有価証券であるかを問わない。）を直接受領した場合、当該本社債権者は、適用法令に従い、当該支払いまたは弁済の額に相当する金額を、分配するため、当該解散手続においてその時点で選任されている清算人に対し直ちに支払うものとする。また、各本社債権者は、本社債権者となったことをもって、有効な約因の下、発行会社ならびに発行会社のすべての預金者およびその他の非劣後債権者との間で、かつこれらに対して、かかる

支払いについて同意および約束を行ったものとみなされる。

(4) 定義

本書において、

「認可機関」とは、香港銀行業条例（第155章）*(Banking Ordinance (Cap. 155)*）に定める意味を有する。

「香港銀行資本規制」とは、香港銀行業（資本）規則（第155L章）*(Banking (Capital) Rules (Cap. 155L)*）または香港において設立された認可機関の規制資本に適用されるその他の銀行資本規制であり、随時改正されもしくはこれに代わるもの、または香港金融管理局が発行もしくは実施する監督指針をいう。

「ジュニア債務」とは、

(a) 発行会社のすべての種類の株式資本（発行会社の普通株式および優先株式を含むが、これらに限定されない。）、

(b) Tier 1資本調達商品（以下に定義する。）、および

(c) 法令または契約の適用により、本社債に劣後するまたはそのように明示されている証券または債務であって、発行会社が発行し、締結し、または保証するものをいう。

「損失吸収力規則」とは、香港金融機関（破綻処理）（損失吸収力要件－銀行セクター）規則（第628B章）（*Financial Institutions (Resolution)(Loss-absorbing Capacity Requirements – Banking Sector) Rules (Cap. 628B)*）または香港において設立された認可機関の損失吸収力に適用されるその他の損失吸収力規則であり、随時改正されもしくはこれに代わるもの、または香港金融管理局が発行しもしくは実施する法定指針をいう。

「損失吸収商品」とは、損失吸収力規則第２条(1)の定める意味における「LAC債務証券」を構成する発行会社が発行、締結または保証するノート、証券その他の金融商品をいう。

「香港金融管理局」とは、香港外為基金条例（第66章）（*Exchange Fund Ordinance (Cap 66.)*）第５条Ａに基づき任命された金融管理局またはその承継者をいう。

「非上位損失吸収商品」とは、法令または契約の適用により以下の金融商品に優先するかまたはそのように明示されている損失吸収商品をいう。

(a) Tier 2資本調達商品

(b) Tier 1資本調達商品

「同順位債務」とは、法令または契約の適用により、本社債と同順位であるかまたはそのように明示されている非上位損失吸収商品であって、発行会社が発行し、締結し、または保証するものをいう。

「許容される組織再編」とは、発行会社の事業、企業活動または資産の全部または実質的全部が、本社債に基づく発行会社のすべての債務を引き受ける承継法人に移転される、支払能力を有する状態における再建、合併、組織再編、吸収合併または統合をいう。

「Tier 1資本調達商品」とは、香港銀行資本規制に基づき発行会社のTier 1資本を構成する金融商品または債務をいう。

「Tier 2資本調達商品」とは、香港銀行資本規制に基づき発行会社のTier 2資本を構成する金融商品または債務をいう。

「解散等」とは、発行会社に関し、その設立地において管轄権を有する司法当局による破産、解散、清算、財産管理手続 *(administrative receivership)* または類似の手続に関する最終的かつ有効な命令または決議をいう。

「解散手続」とは、発行会社に関する破産、清算、解散、財産管理手続 *(administrative receivership)*

またはその他類似の手続をいう。

**財務上の特約**

該当なし。

**社債権者集会**

(1) (ⅰ)本社債のその時点での未償還総額の10分の１以上を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者の請求には、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）が付されるものとする。）または(ⅱ)発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35暦日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社に代わって、上記「公告の方法」に従い当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21暦日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社に代わって、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも７暦日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の２分の１超をもって可決される。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた債務の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）

(b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授権される本社債権者の１名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の１以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授権されることのある社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債のその時点での未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の５分の１以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の３分の２以上の賛成をもって可決される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席しまた議決権を行使したものとみなされる。

(4) 上記のいかなる規定にもかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面でまたは（発行会社が電磁的方法によりその同意の表明を許可した場合は）電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。

(5) 本「社債権者集会」に従って可決されたまたは可決されたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

(6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社がその時点で保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

(7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。

(8) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(9) 疑義を避けるために付言すると、消却、減額、転換および条件の変更は、下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」が適用される場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

**準拠法および管轄裁判所**

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、（香港法に準拠し、同法に従って解釈される上記「本社債の地位－(2)および(3)」ならびに下記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」を除いて、）すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都に所在する弁護士である黒田康之氏を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディングに所在のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りその時々において、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合はいつでも、発行会社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が

効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

## 摘　要

### 1　香港破綻処理当局権限

*香港金融機関（破綻処理）条例（628章）（その後の随時の改正または置き換えを含み、以下「FIRO」という。）が2017年７月７日に施行されており、香港のすべての対象金融機関はFIROに服する。*

(1)　本社債のその他の条件またはその他の契約もしくは取決めにかかわらず、各本社債権者は、関連香港破綻処理当局（以下に定義する。）によってなされる香港破綻処理当局権限（以下に定義する。）の行使により、事前の通知なく本社債が償却、消却、転換もしくは修正され、または本社債の様式が変更されること（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含む（ただし、これらに限定されない。）ことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服するものとし、また、これに同意し、拘束され、服することを承認したものとみなされる。

(a)　本社債の元本または利息の全部または一部の減額または消却

(b)　本社債の元本または利息の全部または一部の、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の保有者への発行または付与）（社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。）

(c)　本社債の満期の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期限の改定もしくは変更（支払いを一時的に停止することによる場合またはその他の社債の要項の修正もしくは改定による場合を含む。）

(2)　上記「摘要－１　香港破綻処理当局権限－(1)」の(a)、(b)および(c)において、元本および利息は、香港破綻処理当局権限の行使より前に支払期限が到来しているが支払われていない元本および利息（償還期限において支払期限の到来している元本を含む。）の支払いを含む。社債の要項に基づく本社債権者の権利は、関連香港破綻処理当局による香港破綻処理当局権限の行使に服し、かつ、必要がある場合には、当該権限の行使の効力を発生させるためにのみ、修正および変更される。

(3)　本社債の元本の返済または本社債の利息の支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社および発行会社グループ（以下に定義する。）に適用される法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許容される場合を除き、関連香港破綻処理当局による香港破綻処理当局権限が本社債に関して行使された後は、いかなる本社債の元本の返済または本社債の利息の支払いも支払期限が到来せず、返済または支払いは行われないものとする。

(4)　本社債に関し関連香港破綻処理当局により香港破綻処理当局権限が行使された場合、発行会社は、当該香港破綻処理当局権限の行使について、２香港営業日（以下に定義する。）以内に、書面で財務代理人に通知する。財務代理人は、発行会社に代わって、上記「公告の方法」に従い、実務上可能な限り速やかに本社債権者に対し公告を行う。

(5)　発行会社に関する関連香港破綻処理当局による香港破綻処理当局権限の行使の結果としての本社債の元本もしくは利息の一部もしくは全部の減額もしくは消却、本社債の元本もしくは利息の発行会社も

しくはその他の者のその他の有価証券もしくは債務への転換、またはその他の社債の要項の修正もしくは改定もしくは本社債の様式の修正もしくは変更、および本社債に関する関連香港破綻処理当局による香港破綻処理当局権限の行使は、下記「摘要－３　債務不履行事由」における債務不履行を構成しないものとする。

(6)　按分

関連香港破綻処理当局による香港破綻処理当局権限が本支払金額（以下に定義する。）の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、発行会社または関連香港破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、香港破綻処理当局権限に基づく本社債に関する消却、償却または転換は、按分計算により行われる。

(7)　定義

本書において、

「本支払金額」とは、本社債の元本残高および未払いの経過利息（疑義を避けるために付言すると、下記「摘要－４　租税」に基づき支払われるべき追加額（もしあれば）を含む。）（その時点までに消却されているか、またはその他の方法で既に支払義務を負わなくなっている場合を除く。）をいう。かかる金額は、関連香港破綻処理当局による香港破綻処理当局権限の行使より前に支払期限が到来しているが支払われていない金額を含む。

「発行会社グループ」とは、発行会社およびその子会社（以下に定義する。）をいう。

「香港営業日」とは、香港において商業銀行が一般に営業を行っている日（土曜日、日曜日および香港の祝日を除く。）をいう。

「香港破綻処理当局権限」とは、金融機関（香港において設立され、または香港において規制対象金融業務を行うことを認可、指定、承認もしくは許可された認可銀行、預金受託会社、制限付免許銀行、銀行グループ会社、保険会社および／または投資会社を含む。）に関連し、発行会社または発行会社グループのその他の構成会社に対して香港において効力を有し、かつ適用されるFIROまたはこれに関連するその他の法律、規制、規則もしくは要件（その後の随時の改正を含み、FIROに基づくか否かを問わない。）に基づいてその時々に存在する権限（疑義を避けるために付言すると、FIRO第４部および第５部に基づく権限を含む。）であって、これにより、認可銀行、預金受託会社、制限付免許銀行、銀行グループ会社、保険会社もしくは投資会社またはこれらの関連会社の債務の減額、消却、譲渡、変更および／または当該債務者もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものをいう。

「関連香港破綻処理当局」とは、発行会社に関し、その時々において香港破綻処理当局権限を行使する能力を有する当局をいう。

「子会社」とは、その財務諸表が、いずれかの時点において、法令により、または一般に公正妥当と認められた会計基準に従い、発行会社の財務諸表と完全連結されることが要求される事業体をいう。

## ２　格付

信用格付業者から付与された信用格付

本社債に関して、発行会社は、格付の付与を日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第１号）（以下「JCR」という。）に依頼しており、本社債の発行条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、本社債について、JCRからAの格付を取得することを想定している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定のとおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（http://www.jcr.co.jp/）の「ニュースリリース」の右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（http://www.jcr.co.jp/release/）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおりである。

JCR：電話番号03-3544-7013

**３　債務不履行事由**

(1)　本社債に関して支払期限の到来した元本または利息の支払いについて不履行があり、当該不履行が７暦日（元本の場合）または14暦日（利息の場合）継続した場合（本社債に関し、かかる事象をそれぞれ以下「債務不履行」という。）、本社債権者は、その裁量により、支払いを強制するため、追加の通知を要することなく、香港において発行会社に対して解散手続を提起することができる。ただし、当該不履行に関しては、それ以上の措置を講じることはできない（ただし、下記「摘要－３　債務不履行事由－(3)」の規定について不利益を生じさせない。）。

(2)　上記「摘要－１　香港破綻処理当局権限－(5)」に記載されるとおり、発行会社に関して関連香港破綻処理当局により香港破綻処理当局権限が行使された結果として、本社債の元本もしくは利息の減額もしくは消却、本社債の元本もしくは利息の発行会社もしくはその他の者のその他の有価証券もしくは債務への転換、もしくはその他の社債の要項の修正もしくは改定もしくは本社債の様式の修正もしくは変更が生じた場合、または関連香港破綻処理当局による香港破綻処理当局権限の行使があった場合、当該事象は、社債の要項における債務不履行を構成しないものとする。

(3)　香港において解散命令が下されたか、または解散の有効な決議案が可決された場合（その条件が特別決議によって事前に承認されている再建、合併または再編を目的とする場合を除く。）（本社債に関し、かかる事象も「債務不履行」という。）、本社債権者は、財務代理人の本店において発行会社に対し書面で通知することにより（当該通知には、当該書面通知を行う本社債権者の保有証明書を添付するものとする。）、当該本社債権者が保有する本社債が直ちに期限の利益を喪失し、これにより当該本社債は、何らの追加の行為または手続を要することなく、元本金額の100％に経過利息を加えた金額に相当する金額で直ちに支払われなければならない旨を宣言することができる。

## ４　租税

発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元本および利息の一切の支払いは、香港またはその域内のもしくはその課税当局によりまたはその域内で、課され、賦課され、徴収され、源泉されまたは課税されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のための源泉徴収または控除も行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。発行会社は、香港により、またはその域内において源泉徴収または控除が要求される場合、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、本社債に関する追加額は以下については支払われない。

(a)　その他の関連性：当該本社債を保有することもしくは当該本社債から収入を得ること、または当該本社債に係る権利の行使以外に香港と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する保有者、または当該保有者のための第三者。

(b)　関連日（以下に定義する。）後30暦日を超えての呈示：呈示が要求されている場合または呈示がなされた場合において、関連日後30暦日を超えて支払いのために本社債の呈示がなされたとき（または、当該本社債を表章する証書が支払いのために呈示されたとき）。ただし、当該本社債の保有者が、かかる30日目までに支払いのために呈示していたならば受領する権利を有していた当該追加額を除く。

本「第１　募集要項」において、「関連日」とは、各本社債について、その支払期限が最初に到来する日、または（支払われるべき金額が不当に留保もしくは拒絶された場合）未払残高の全額の支払いがなされた日もしくは（これより前である場合）社債の要項に従って本社債（もしくは関連する本社債券）の追加の呈示がなされれば当該支払いがなされる旨の公告が上記「公告の方法」に従い本社債権者に対して適法に行われた日から７日後の日をいう。ただし、かかる呈示により現実に支払いがなされることを条件とする。

本「第１　募集要項」において、（ⅰ）「元本」には、上記「償還の方法」に従い支払われる元本の性質を有するすべての金額を含むものとみなし、（ⅱ）「利息」には、上記「利息支払の方法」に従い支払われるすべての利息およびその他の金額を含むものとみなし、（ⅲ）「元本」および／または「利息」には、本「摘要－４　租税」に基づき支払われることのある追加額を含むものとみなす。

## ５　支払い

(1)　本社債の元本および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、（ⅰ）当該本社債権者が機構加入者の場合には直接に、（ⅱ）その他の場合には、当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元本または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務を免除される。

(2)　本社債の元本または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

(3)　支払期日に支払われるべき本社債の元本または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、支払代理人は必要であればその旨を財務代理人に通知し、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし支払代理人がかかる金額を受領した後遅くと

も14暦日以内に、上記「公告の方法」に従い本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および／または支払日を上記「公告の方法」に従い本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および／または支払日の決定後速やかに、上記「公告の方法」に従い本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。

**６　時効**

本社債の消滅時効は、元本については10年、利息については５年とする。

**７　社債原簿**

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

**８　通貨の補償**

本社債の元本、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(ⅰ)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ⅱ)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個で独立の請求原因となり、その時々の本社債権者がいかなる猶予をしたかを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

**９　本社債の社債券**

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期限未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元本および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上合理的に可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の発行に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 10　香港における課税上の取扱い

「第二部　企業情報－第１　本国における法制等の概要－３　課税上の取扱い」を参照のこと。

## 11　香港における販売制限

主幹事会社は、以下のとおり表明、保証および同意している。

（ｉ）　香港において、いかなる書類によっても、(a)香港証券先物条例（第571章）（以下「SFO」という。）およびSFOに基づき制定された規則において定義される「専門投資家」に対する場合、または(b)当該書類が香港会社（解散および雑則規定）条例（第32章）（以下「C(WUMP)O」という。）において定義される「目論見書」に該当しないこととなるその他の状況もしくはC(WUMP)Oの定める意味における公衆に対する募集を構成しないその他の状況における場合を除き、本社債の募集または売付けを行っておらず、かつ、今後も行わないこと。

（ⅱ）　本社債に関する広告、勧誘または書類であって、香港の公衆に向けられたもの、またはその内容が香港の公衆により閲覧もしくは読まれる可能性のあるものについて、香港外の者に対してのみ、またはSFOおよびSFOに基づき制定された規則において定義される「専門投資家」に対してのみ処分されるか、または処分されることが意図されている本債券に関するものを除き、香港内外を問わず、これを発行しておらず、または発行のために所持しておらず、かつ、今後もこれを発行せず、または発行のために所持しないこと（ただし、香港の証券関係法により許容される場合を除く。）。

## 12　日本における課税上の取扱い

日本国の居住者および内国法人が受領する本社債の利息および本社債の譲渡または償還により生ずる譲渡益または償還差益は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が受領する本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還により生ずる譲渡益もしくは償還差益は、原則として日本国の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が受領する本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還により生ずる譲渡益もしくは償還差益については、当該利息または譲渡益もしくは償還差益が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となる可能性がある。かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

*本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関し、自身の状況に応じた具体的かつ個別の課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。*

## ２【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|---|---|
| 10,000,000,000円（予定）（注１） | （未定）円（注２） | （未定）円（注２） |

（注１） 第１回損失吸収条項付非上位円貨社債および第２回損失吸収条項付非上位円貨社債の合計金額である。当該金額は、2026年10月頃に決定される予定である。

（注２） 未定事項は2026年10月頃に決定される予定である。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|---|---|
| 15,000,000,000円（予定）（注１） | （未定）円（注２） | （未定）円（注２） |

（注１） 第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債、第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債および第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債の合計金額である。当該金額は、2026年10月頃に決定される予定である。

（注２） 未定事項は2026年10月頃に決定される予定である。

(2)【手取金の使途】

本社債の発行による差引手取概算額は、必要に応じて随時、発行会社の一般事業目的（貸付、信用供与、投資その他銀行業務を含むがこれに限定されない。）のために使用される。

## 募集又は売出しに関する特別記載事項

### 本社債に関連するリスクファクター

***香港における破綻処理制度の確立および運用により、本社債に関する条項が修正または変更等される可能性がある***

2017年７月７日、香港金融機関（破綻処理）条例（第628章）（以下「FIRO」という。）が施行された。FIROは、とりわけ、関連する破綻処理当局により指定される、本社債を発行する発行会社を含む香港における認可機関その他対象内の金融機関の破綻処理制度の確立について規定している。破綻処理制度は、経営不振に陥っている香港における認可機関または対象内の金融機関を安定させその存続を確保するために、適時かつ秩序ある破綻処理をもたらす行政上の権限を関連する破綻処理当局に対し与えることを目指している。特に、一定の保護措置に服することを条件として、関連する破綻処理当局には、契約上の権利および財産権ならびに破綻処理において債権者が受け取る支払い（支払いの優先順位に関するものも含む。）に影響を及ぼす権限が与えられる。香港金融管理局は、発行会社のような香港の銀行セクターの事業体に関する関連香

港破綻処理当局である。FIROの下での香港金融管理局の権限には、本社債またはその元本もしくは利息の全部または一部を消却し、償却し、変更し、転換しまたは交換する権限および本社債の条項を修正または改正する権限（これらはすべて本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。）が含まれるが、これらに限定されず、本社債権者は、結果として自らの投資の一部または全部を失うおそれがある。本社債権者は、FIROに服し、また、FIROに拘束される。香港における破綻処理制度の運用は、本社債権者の権利に影響を及ぼす可能性があり、本社債権者が補償なしに経過利息および将来利息に関する権利を失う結果となる可能性がある。FIROの実施は未検証であり、FIROに関連する一定の詳細は二次的な法制および関係規則を通じて規定される予定である。そのため、発行会社は、金融システム一般、発行会社の相手方当事者、発行会社、発行会社の連結子会社、発行会社の事業および／または発行会社の財政状態に対するFIROの完全な影響を評価することはできない。上記「摘要－１　香港破綻処理当局権限」を参照のこと。

***本社債への投資がすべての投資家に適している訳ではない***

本社債は複雑かつ高リスクな金融商品である。本社債への投資を検討する者は、自身が置かれた状況に照らし、当該投資の適合性について判断しなければならない。とりわけ以下の点に留意すべきである。

(a) 本社債、本社債に投資するメリットとリスクおよび本書または本書への修正において記載または組み込まれた情報を有意義に評価できる十分な知識と経験を有すること。

(b) 具体的な財務状況において、本社債への投資およびかかる投資が投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価する適切な分析ツールを利用できるとともに、かかる分析ツールに関する知識を有すること。

(c) 本社債への投資に伴うすべてのリスク（元利金または分配金の支払通貨が当該投資家の自国通貨と異なっている場合を含む。）に耐える十分な金融資産と流動性を保有していること。

(d) 社債の要項を十分に理解すること、ならびに関連する指数および金融市場の動きに精通していること。

(e) 経済、自身の投資およびそれに伴うリスク負担能力に影響を及ぼすその他の要因に関して予想されるシナリオについて（単独で、または財務顧問の助言を得て）評価できること。

本社債は複雑な金融商品である。本社債への投資を検討する者は、インフレの影響、これに伴う本社債の価値に対する影響および当該投資が自身の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を含め、変化する状況下での本社債のパフォーマンスを評価する専門的知見を（単独で、または財務顧問の助言を得て）有していない限り、本社債に投資してはならない。

***すべての本社債権者を代表して行われる決定は個々の本社債権者の利益に反する可能性がある。社債の要項および元引受契約については、すべての本社債権者によることなく、修正または権利放棄がなされる可能性がある***

社債の要項には、本社債権者の利益全般に影響を及ぼす事項について検討する社債権者集会の招集規定が含まれている。これらの規定は、定義されている数の過半数の本社債権者の意思が、関連の社債権者集会に出席せず、議決権を行使しなかった本社債権者および大多数とは異なる投票を行った本社債権者も含むすべての本社債権者を拘束することを認めている。

*法の変更*

社債の要項およびこれに起因または関連して生じる契約外の債務は、日本法に準拠する（ただし、社債の順位に関する規定および香港破綻処理当局権限の行使に関する規定は香港法に準拠する。）。関連する本社債の発行日より後に公表される可能性のある司法の判断または日本法もしくは香港法もしくは行政上の慣行の変更による影響に関しては、保証の限りではない。

*流通市場*

本社債は、発行時に確立された取引市場を有しない可能性があり、そのような市場が形成されない可能性もある。市場が形成された場合であっても、流動性を欠く可能性がある。したがって、投資家は、本社債を容易に売却できない可能性があり、または本社債を発達した流通市場を有する類似の投資に匹敵する利回りを得られる価格で売却できない可能性がある。流動性の欠如は、本社債の市場価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

***為替リスクおよび為替管理により、本社債への投資を検討する者が予想より少ない利息、分配金または元本しか受領できない可能性がある***

発行会社は、本社債の元本および利息を指定された通貨で支払う。本社債への投資を検討する者の金融活動が主として本社債の表示通貨以外の通貨または通貨単位（以下「投資家利用通貨」という。）で行われている場合、通貨換算に関する一定のリスクが生じる。これらには、為替レートが大幅に変動するリスク（本社債の表示通貨の切下げまたは投資家利用通貨の切上げによる変動を含む。）および投資家利用通貨に対して管轄権を有する政府当局が為替管理を課し、または変更するリスクが含まれる。本社債の表示通貨に対する投資家利用通貨の価値の相対的な上昇は、(ⅰ)本社債に係る投資家利用通貨換算後の利回り、(ⅱ)本社債について支払われる元本の投資家利用通貨換算後の価値、および(ⅲ)本社債の投資家利用通貨換算後の市場価値を低下させる。

*本社債について公開市場が存在しないこと*

本社債の流動性または活発な取引市場が形成されることについて保証はない。本社債が単一の投資家または限られた投資家に保有され、または割り当てられた場合、本社債の流動性は悪影響を受ける。限られた投資家が本社債の元本総額の大部分を保有する状況の市場が形成された場合、本社債は、実勢金利、発行会社グループの業務および類似証券の市場等、多数の要因に応じて、当初発行価格を上回るまたは下回る価格で取引される可能性がある。主幹事会社は本社債のマーケット・メイクを行う義務を負わず、仮にマーケット・メイクが開始された場合であっても、主幹事会社の単独の裁量により、いつでも中止される可能性がある。本社債の流動性または取引市場について、いかなる保証も行うことはできない。

*募集後の本社債の流動性および価格は変動する可能性がある*

本社債の価格および取引量は大きく変動する可能性がある。発行会社グループの売上高、収益およびキャッシュ・フローの変動、新規投資、戦略的提携および／または買収の提案、金利の変動、類似会社の価格変動、政府による規制の変更ならびに国内または国際的な一般経済状況の変化等の要因により、本社債の価格が変動する可能性がある。かかる動向はいずれも、本社債の取引量および価格に大幅かつ急激な変動をもたらす可能性がある。将来、これらの動向が発生しないという保証はない。

*他の市場の動向が本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある*

本社債の市場価格は、国際金融市場および世界経済情勢の悪化により悪影響を受ける可能性がある。本社債の市場は、程度の差はあるものの、他の市場、とりわけアジアにおける経済および市場の状況の影響を受ける。各国の経済状況は異なるものの、ある国における動向に対する投資家の反応は、他国の証券市場および他国の発行体の証券に影響を及ぼす可能性がある。2008年および2009年の世界的な金融危機以降、国際金融市場は著しい変動を経験してきた。将来、国際金融市場において同様の動向が発生した場合、本社債の市場価格は悪影響を受ける可能性がある。

*発行会社グループの借入契約に含まれる制限および誓約事項を遵守できないこと*

発行会社グループが現在または将来の借入その他の契約に含まれる制限および誓約事項を遵守できない場合、これらの契約の条件に基づき債務不履行が発生する可能性がある。これらの契約に基づき債務不履行が発生した場合、当該債権者は、場合に応じて、発行会社グループに対する貸付のコミットメントを解除し、当該債務の期限の利益を喪失させ、借入金全額についての支払を請求するか、または当該契約を解除する可能性がある。

*本社債の格付はすべてのリスクを反映していない可能性がある*

一または複数の独立した信用格付機関が本社債に信用格付を付与する可能性がある。当該格付は、格付機関の意見、ならびに発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力および本社債に基づく支払いが期日に行われる可能性を判断する上での信用リスクに関する格付機関の評価を表すものである。当該格付は、上記の仕組み、市場、追加的要因および本社債の価値に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関するすべてのリスクの潜在的影響を反映していない可能性がある。信用格付は、有価証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、格付機関によりいつでも変更または撤回される可能性がある。格付機関は、信用格付を導出するために適用する手法を変更し、または全面的に置き換える可能性もある。本社債に付与された格付が一定期間にわたり維持されること、または格付機関が状況により正当と判断する場合に将来、格付が停止、格下げ、変更もしくは撤回されないことについて保証はない。発行会社は、かかる格下げ、停止、変更または撤回を本社債権者に通知する義務を負わない。本社債の格付の停止、格下げ、変更または撤回は、いつでも、本社債の市場価格および発行会社が債券資本市場にアクセスする能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

*「ベンチマーク」金利および指数の規制および改革が期限前償還条項付社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある*

「ベンチマーク」とみなされ、またはこれとして使用される金利および指数は、近時の国際的な規制上のガイダンスおよび改革提案の対象となっている。これらの改革の一部は既に効力を生じている一方、未実施のものもある。これらの改革により、当該ベンチマークが過去と異なる動きを示し、完全に消滅し、または予測できないその他の結果を生じる可能性がある。かかる結果はいずれも、期限前償還条項付社債に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

上記「利息支払の方法」の他の規定にかかわらず、発行会社の判断において、香港銀行資本規制および／または適用ある損失吸収力規則の目的上、本社債が適格負債または損失吸収能力商品としての適格性を損なうと合理的に予想される場合には、その限度において、後継レートまたは代替参照レートは採用されず、スプレッド調整は適用されず、またベンチマーク関連修正は行われない。

*リスク・フリー・レート（TONA 等のオーバーナイト金利を含む。）に関連する市場は発展途上の段階にある*

期限前償還条項付社債の利率はTONAに基づいて計算される。TONAはオーバーナイト物の資金調達金利であるため、TONAに連動する本社債の利息期間がオーバーナイト物よりも長い期間である場合、当該利息期間中に複利計算したTONAを基礎として利息が計算される。この計算方法により、各利払日に支払われる利息の額は、当該利払日の直前にしか判明しないこととなる。したがって、本社債権者は、当該本社債について支払われる利息の金額を事前に知ることができない。

資本市場取引における参照金利としてのTONA等のリスク・フリー・レートに関連する市場は発展途上の段階にあり、また、関連する銀行間取引金利の代替としてかかるリスク・フリー・レートを採用する動きも発展途上の段階にある。

市場またはその大部分において、当該参照金利を参照するベンチマークに連動する本社債の社債の要項に定めるものとは著しく異なるTONAの適用が採用される可能性がある。参照金利としての日次複利TONAが発展途上の段階にあること、およびTONAに連動する金利が引き続き発展途上の段階にあることにより、TONAに連動する本社債に係る流動性が低下し、もしくはボラティリティが増加し、またはTONAに連動する本社債の市場価格にその他の影響が及ぶ可能性がある。

債券、貸付けおよびデリバティブの市場との参照金利の採用に関するミスマッチは、本社債の取得、保有または処分に関連して設定される可能性のあるヘッジその他の金融取引に影響を及ぼす可能性がある。

社債の要項に記載されたとおり、TONAが廃止されるか、または公表されなくなった場合、本社債の利率の計算に使用される適用利率は、期限前償還条項付社債については上記「利息支払の方法」に記載された代替方法により決定される。かかる方法により、TONAが現行の形で関連するベンチマーク管理者から提供されていた場合の本社債に係る支払額よりも低い利息の支払いとなるか、または当該支払いと長期的に相関しない利息の支払いとなる可能性がある。したがって、かかる期限前償還条項付の本社債への投資は、慣例的な負債証券への同様の投資には伴わない重大なリスクを伴う可能性がある。

*適法な投資に関する考慮事項により一定の投資が制限される可能性がある*

一定の投資家の投資活動は、適法な投資に関する法令、または一定の政府当局による審査もしくは規制に服する。本社債への投資を検討する者は、(ⅰ)本社債が自身にとって適法な投資であるか、(ⅱ)本社債を各種借入れの担保として使用することができるか、および(ⅲ)本社債を購入することまたは本社債を担保として設定することにその他の制限が適用されるかについて、自身の法律顧問に相談すべきである。金融機関は、適用ある自己資本規制その他類似の規制の下での本社債の適切な取扱いを判断するため、法律顧問または適切な規制当局に相談すべきである。

*期限前償還条項付社債は、発行会社の選択による償還が可能であるため、期限前償還条項が付されていない社債より市場価値が低くなる可能性がある*

任意償還条項は、本社債の市場価値を制限する可能性が高い。発行会社が本社債の償還を選択することができる期間中、当該本社債の市場価値は、通常、償還可能な価格を大幅に上回ることはない。これは、当該償還を選択することができる期間の前においても同様である可能性がある。

発行会社は、自らの借入コストが本社債の利率より低い場合に本社債を償還することが予想される。その場合、本社債への投資を検討する者は、一般に、当該償還金を、償還される本社債の利率と同程度に高い実効利率で再投資することができず、また著しく低い利率でしか再投資できない可能性がある。本社債への投

資を検討する者は、その時点で可能な他の投資に照らして再投資リスクを考慮すべきである。

*執行に関する一定の考慮事項*

ほとんどの場合、本社債の元本または利息に関して未払金額を回収するために本社債権者が発行会社に対して利用できる唯一の救済手段は、香港において発行会社の清算手続を開始することである。これについては、上記「摘要－１　香港破綻処理当局権限－(1)」を参照いただきたい。

発行会社が本社債の元本または利息の支払義務に関して債務不履行に陥った場合、本社債権者は、契約上その義務がある場合に限り、香港において発行会社の清算手続を開始する。元本または利息の支払義務の不履行または誓約事項の違反があった場合であっても、本社債権者は本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しない。

本社債権者が、香港の手続において、本社債に関し何らかの回収を受ける権利を有する場合であっても、当該本社債権者は、かかる手続において日本円での回収を受ける権利を有さず、香港ドルでの回収のみを受ける権利を有する可能性がある。

香港の手続において、発行会社の資産が裁判所により任命された管財人の管理下に置かれた場合、本社債の利息は裁判所による命令の日に発生を停止し、関連する日本円額は請求の目的上、同日時点で香港ドルに換算される。

*本社債に関する優先順位が投資家の権利行使または本社債に係る請求の実現を損なう可能性がある*

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務であり、発行会社のすべての劣後性のない債権の保有者に次ぐ優先順位となる。

清算手続が開始された場合、かかる本社債に係る支払いを受ける本社債権者の権利は、発行会社の預金およびその他の負債（本社債と同順位または本社債に劣後する負債を除く。）の全額に係る支払いを受ける権利に劣後する。清算手続において、本社債権者は、発行会社の預金債務の保有者またはその他の劣後性のない債権の保有者よりも回収額が少なくなる可能性がある。香港における主要金融機関の清算について先例がないため、かかる手続がどのように行われるか、およびその結果については不確実性がある。本社債は、劣後性のない同種の金融商品より高い利率を支払う可能性があるものの、発行会社が支払不能となった場合、本社債への投資家は投資額の全部または一部を失うリスクがある。

さらに、本社債の元本および利息の支払いは、発行会社が支払能力を有することを条件とする。本社債に関する元本、利息または分配金は、発行会社が当該支払いの全部または一部を行い、その直後においてなお支払能力を有する範囲でのみ支払われる。本社債に関する優先順位および本社債に基づく発行会社の支払義務の詳細については、「本社債の地位－(2)」を参照のこと。

*本社債の条件には香港破綻処理当局権限に関する規定が含まれる可能性がある*

発行会社は、本社債の条件に従い、本社債権者の同意を要することなく取消不能の形で、かかる本社債の残存元本および経過未払利息の全額を償却し、または本社債を発行会社の普通株式に転換することを求められる可能性がある。本社債が償却された場合、当該償却額は取消不能の形で失われ、本社債権者は、償却の対象となった残存元本額および経過未払利息について、いかなる請求権をも有しなくなる。

*香港破綻処理当局権限の行使は本質的に予測不能であり、発行会社グループの支配の及ばない多数の要因に左右される可能性がある*

香港破綻処理当局権限の行使は、関連香港破綻処理当局により、(a)元本削減が行われなければ発行会社が存続不能となるため、当該元本削減が必要であると判断されたこと、または(b)公的部門による資本注入もしくはこれに相当する支援が行われなければ発行会社が存続不能となるため、当該公的部門による資本注入もしくはこれに相当する支援を行う旨の決定がなされたことに左右される。その結果、関連香港破綻処理当局は、発行会社および発行会社グループの支配の及ばない状況で、かつ発行会社および発行会社グループが同意しない状況において、元本削減を要求し、または元本削減を生じさせる可能性がある。したがって、本社債に関する取引動向は、必ずしも他の種類の有価証券に関して見られる取引動向に従うことが予想されるものではない。発行会社が存続不能に向かっていることを示すいかなる兆候も、関連する本社債の市場価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

香港破綻処理当局権限に関する条項が、適用される範囲において、関連香港破綻処理当局が将来実施する可能性のあるバーゼルIII準拠の要件を満たすために十分であるとの保証はない。関連香港破綻処理当局が、バーゼル委員会が想定するものと異なる改正を実施することにより、バーゼルIIIの提案から逸脱するリスクがある。

*本社債は全額または一部の元本削減の対象となる可能性がある*

投資家は、香港破綻処理当局権限の行使時に元本削減が定められている本社債について、全額または一部の元本削減に至ることにより、当該本社債への投資額の全額を失う可能性がある。元本削減が発生した場合、本社債の元本額および経過未払利息は自動的に減額または償却され、全額の元本削減の場合には、元本額および経過未払利息が完全に償却され、本社債は自動的に消却される可能性がある。

さらに、本社債の元本削減が発生した場合、利息の発生は停止し、元本削減前に支払期日が到来していなかったすべての利息額は無効となる。その結果、本社債権者は、直前の利払日（同日を含む。）からかかる本社債について発生した利息を受領する権利を有しない。

かかる元本削減は取消不能であり、本社債権者は、元本削減の発生時に、発行会社の株式その他の持分権を受け取らず、発行会社または発行会社グループのその他の構成員が発行する株式または債務証券の価値上昇の可能性に対するその他の参加権を有せず、また発行会社または発行会社グループが将来的に回復した場合であっても、その後の元本回復またはその他の補償を受ける権利を有しない。

*振替制度における記録等*

香港破綻処理当局権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。香港破綻処理当局権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前または効力発生日後となる可能性すらある。また、香港破綻処理当局権限の行使に基づき直ちに、発行会社および／または財務代理人が振替機関に対して、香港破綻処理当局権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および／または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および／または振替制度を通じた振替の停止が、香港破綻処理当局権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、香港破綻処理当局権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、香港破綻処理当局権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株

式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

***香港破綻処理当局権限に関する規制は新しく、実績がなく、香港の規制に基づく解釈および適用に委ねられる***

香港破綻処理当局権限に関する規制は新しく、実績がなく、関連香港破綻処理当局による解釈および適用に委ねられる。関連香港破綻処理当局が香港破綻処理当局権限の行使をどのように決定するかは不確実である。

したがって、将来のいかなる法制の運用も、本社債権者の地位に悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債への投資を検討する者は、変化する状況下での本社債のパフォーマンス、元本削減の可能性およびそれによる本社債の価値に対する影響、ならびに当該投資が自身の投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価する知識および専門性を有していない限り、本社債に投資してはならない。本社債への投資を検討する者は、投資判断を行う前に、自身の財務状況および投資目的に照らして、本書に含まれるすべての情報を慎重に検討すべきである。

## 第２【売出要項】

該当事項なし。

## 第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

# 第二部【企業情報】

## 第１【本国における法制等の概要】

### １ 【会社制度等の概要】

#### （１）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

本記述は、本書日付現在において有効な法令に基づいて、香港における会社制度の概要をまとめたものであり、一般的な情報の記述を意図するものである。

**香港会社法**

香港で設立または登録された会社に適用される制定法は主に会社条例（香港法第622章）（以下「会社条例」という。）に記載されている。会社は株式有限責任会社、保証有限責任会社または無限責任会社のいずれかの形態で設立される。最も一般的な会社の形態は株式有限責任会社で、出資者の会社債権者に対する責任は一般的には保有株式に対する未払金額（もしあれば）に限定されている。別段の表示がない限り、本書では株式有限責任会社に適用される会社条例の規定の要約について記述されている。

**会社条例の施行**

2012年7月12日、香港特別行政区立法会は当時存在した会社条例（香港法第32章）（以下「旧会社条例」という。）を会社条例に差し換える会社法案を可決し、会社条例は2014年3月3日に施行された。会社の清算および倒産ならびに株式および社債の募集に関連する公募・目論見書の枠組みなどに関する旧会社条例の一部規定は残された。旧会社条例は、会社条例（清算およびその他雑則条項）と名称変更された。会社条例はコーポレート・ガバナンスの強化、規制効率の向上、ビジネスの促進および法律の現代化を目指すものである。会社条例による主要な改正点は、①基本定款の廃止、②額面株式の廃止、③共通印保有の義務の廃止、④取締役の義務および取締役に関連するその他規定、⑤資本金およびソルベンシー・テスト、⑥株主総会、⑦証書の調印、ならびに⑧財務書類の提出および会計の簡素化に関連するものであった。

**会社の設立**

会社を設立するには、香港会社登記局（以下「登記局」という。）に以下の書類を提出する必要がある。

- 通常定款の写し
- 会社設立書（主な内容は、設立発起人またはその取締役、秘書役もしくは権限を付与された署名権者（設立発起人が法人の場合）のいずれかが、登録に関して会社条例に基づくすべての要件の遵守を証明する宣言、予定されている登記上の本社の住所、および設立当初の取締役に関する詳細と取締役就任の同意が記載されている。）

登記局への書類の提出は、所定の登録料の支払いとともに、紙に印刷されたハードコピーを利用するか、または香港会社登記局の電子サービス・ポータル「e-Services Portal」を通じた電磁的な方法のいずれかを利用する。

また、会社設立の申請者は、事業登録事務所へ通知書を提出し、設立申請書とともに所定の事業登録料および課徴金を納付しなければならない。

登記局が適切と認める形式および内容の必要書類を受理した時点で、登記局は会社の通常定款を登録し、会社に設立証明書を発行する。

**会社の構成**

会社条例は、会社が基本定款を会社構成書類として保有する義務を廃止した（設立時に提出する場合も含む。）。会社商号および会社の株主が有限責任である旨の記載（場合による）などの従前は基本定款において必要記載事項であった情報は、会社条例では通常定款における必要記載事項となった。通常

定款には、設立時における設立社員の資本金および当初株式に関する情報についても含めなければならない。

目的条項は、会社条例においても、通常定款における任意記載事項である。目的を記載しないことを選択した場合、会社には自然人の能力ならびに権利、権限および特権が付与されるが、通常定款に反する方法でその権限を行使してはならない。目的を記載した場合、会社はその通常定款によって認められていない事業を遂行してはならず、また認められていない権限を行使してはならない。

通常定款は会社内部の経営および管理に関する規則で、株主間の関係、権利および義務について定めており、一般的には以下の重要な事項を規定する。株式資本、株式の発行および割当、株式の譲渡、種類株主の権利の変更、資本の変更、株主総会招集通知およびその議事手続、株主の議決、取締役の任命、退任および解任、取締役の一般的な権限および義務、ならびに配当および解散。

**会社の組織**

会社は、取締役会および株主総会という2つの主要な会社機関で構成されている。公開会社は少なくとも2名の取締役を任命しなければならないが、非公開会社の取締役は1名でもよい。会社は、その通常定款に以下の制限が定められている場合、非公開会社となる。(ａ)株主が会社の株式を譲渡する権利が制限されていること、(ｂ)株主の数が50名に制限されていること、(ｃ)会社の株式または社債の購入について一般公衆への勧誘が禁止されていること、および(ｄ)保証有限責任会社ではないこと。会社は、(ａ)非公開会社ではなく、かつ(ｂ)保証有限責任会社でもない場合、公開会社となる。

取締役らはその集合体として取締役会と称され、取締役には日常的な経営機能が委任されている。一定の事項については会社条例に基づき株主の承認を得ることが義務付けられている。会社の通常定款および商号の変更、株式資本構成の変更、解散および非公開会社による自社株式の買戻しなどが、その例である。したがって、会社の取締役会と株主総会の権限はともに、会社条例および会社の通常定款（ただし、適用される法律に従う。）で定められる。

**取締役の義務**

取締役の責任は、会社設立書類、判例法および制定法など様々な根拠から発生する。会社の取締役が取締役としての義務に違反した場合は、民事手続または刑事手続の対象になるほか、取締役の地位を剥奪されることがある。

取締役は、会社との取引または会社のために行う取引において誠実に行動すること、およびそれぞれの権限の行使と職務の誠実な履行に関し、会社に対して信認義務を負っている。

取締役の義務に関する（非包括的な）一般原則は以下のとおりである。

（ａ）　会社全体の利益のため誠実に行動する義務
（ｂ）　株主全体の利益のため適切な目的で権限を行使する義務
（ｃ）　個人的な利益と会社の利益の相反を防止する義務
（ｄ）　法律の要件を遵守している場合を除き、取締役が利害関係のある取引を行わない義務
（ｅ）　適切に授権されている場合を除き、権限を委任しない義務、および独自の判断を行使する義務
（ｆ）　合理的に注意を払い、技能を駆使し、かつ配慮を加える義務
（ｇ）　取締役の地位を利用して利益を取得しない義務
（ｈ）　会社の財産または情報を無断使用しない義務
（ｉ）　取締役という地位を理由に第三者から個人的な利益を受け取らない義務
（ｊ）　会社の通常定款および決議を遵守する義務
（ｋ）　会計帳簿を適切に管理する義務

一般的に、会社の経営および管理に関する一定の事項に関し、会社条例も会社の役員に様々な義務を課している。会社条例では、上記(ｆ)について制定法化されている。

会社条例は、取締役が合理的に注意を払い、技能を駆使し、かつ配慮を加えたかを評価する基準として、2つの基準を規定している。合理的な注意、技能および配慮とは、①会社の取締役が業務を行う際に合理的に期待される一般的な知識、技能および経験（客観的基準）ならびに②当該取締役が持ってい

る知識、技能および経験（主観的基準）を有している合理的で勤勉な人物によって行使される注意、技能および配慮を意味する。

**取締役の債権者に対する義務**

取締役の債権者に対するコモンロー上の（非包括的な）義務は以下のとおりである。

（ａ）　取締役が意図的に債権者を騙そうとして事業を行った場合には、取締役は個人的に責任を負い得る。

（ｂ）　会社が倒産に伴う清算を避ける見込みが合理的になくなることが明らかになった場合は、取締役は会社債権者に対する潜在的な損害を最小限に抑える意図をもってあらゆる行動をとる義務を負う。

（ｃ）　会社が倒産することが明らかになった場合には、取締役は特定の債権者を優遇してはならない。

（ｄ）　株式資本の償却、株式資本の払戻し、または株式取得のために経済的な援助を提供する場合には、取締役は債権者の立場を考慮に入れなければならない。

**利害関係のある取締役**

会社条例は、会社との取引、取決めもしくは契約または締結予定の取引、取決めもしくは契約について、それが会社の事業との関係で重要である場合には、直接的または間接的に利害関係を持っている取締役に対し、その契約または締結予定の契約上の利害関係が重要であるときは、利害関係の性質および程度に関する開示を義務付けている。利害関係の開示は、取締役会での宣言、他の取締役に対する書面による通知または一般通知の方法により、以下のタイミングまでに行わなければならない。

（ａ）　締結された取引、取決めまたは契約の場合：合理的に実行可能な限り速やかに

（ｂ）　締結予定の取引、取決めまたは契約の場合：会社が取引、取決めまたは契約を締結する前

この義務に違反した取締役は会社条例に基づいて罰金を課されるほか、状況によっては衡平法上の原則に基づいて利益相反のあった取引、取決めもしくは契約から得た利益について会社に対する説明を要請される可能性がある。さらに、香港証券取引所有限公司（以下「香港証券取引所」という。）の上場規則は、一定の例外はあるが、利害関係がある取引に関する開示を（会社の関係者として）取締役に義務付け、状況によっては議決権の行使を棄権することを求めている。

**取締役に対する融資の禁止**

一定の例外的な取引を除き、会社は直接か間接かを問わず以下の行為を行ってはならない。(ⅰ)会社またはその持株会社の取締役に融資すること、(ⅱ)第三者が会社またはその持株会社の取締役に対して行った融資を保証すること、またはかかる融資に関連して担保を提供すること、あるいは(ⅲ)会社の取締役が別の会社の支配持分を保有している場合に、当該被支配会社に融資するか、またはいずれかの者が当該被支配会社に行った融資を保証するか、もしくはかかる融資に関連して担保を提供すること。一定の種類の会社（公開会社および公認された証券市場に上場されている会社を含む。）に対しては、準融資および与信取引に関する追加の禁止規定も適用される。この禁止規定の違反に関しては民事上の制裁が課されるほか、取締役は取得した利益について会社に説明する義務、およびかかる取引または取決めに起因した損失または損害について会社に補償する義務を負っている。

**取締役と執行役員に関する補償および責任の限定**

会社条例に基づくと、過失、債務不履行、義務違反または背任に起因した、取締役の会社に対する責任を免除ないし補償しようとする会社の通常定款、契約その他に含まれている規定は無効である。ただし、会社はかかる司法手続における抗弁のために支出された費用を補てんするため自社の取締役のために保険に加入することができる。取締役に有利な確定判決が出た場合（または無罪宣告を受けた場合）、会社は民事訴訟または刑事訴訟における抗弁費用について取締役に補償することもできる。会社条例においては、一定の条件を満たした場合には、会社は、取締役が第三者に対して負う責任を補償すること

ができる（以下「許容補償条項」という。）。許容補償条項は、取締役報告書に記載しなければならない。

取締役または役員の過失、債務不履行、義務違反または背任に対して提起された司法手続で、かかる取締役または役員が責任を負っているか、または責任を問われる可能性があるものの、その者が誠実かつ合理的な行動をとっており、ならびにその者の任命に関連した状況を含むすべての状況を考慮した結果、過失、債務不履行、義務違反または背任に対する責任を免除すべきであるとみられる場合、裁判所は妥当と考える条件に基づいて責任の全部または一部を免除することができる。自らの過失、債務不履行、義務違反または背任に関して請求が行われるか、またはそのおそれがあると考える理由がある場合、会社の取締役または役員は裁判所に救済を申請できるものとし、裁判所には、かかる取締役または役員の過失、債務不履行、義務違反または背任に関して訴訟手続が提起された場合と同様に当該取締役または役員を救済する権限が付与されている。

**無額面株式制度**

会社条例は、香港で設立されたすべての会社の株式について強制的な無額面株式制度を導入している。会社条例は、会社条例施行前に発行したすべての株式を無額面株式とみなす旨規定している。

無額面株式制度の結果、会社条例は、額面株式に関連する箇所を削除している。会社はもはや「授権資本金」を持たず、代わりに、発行可能株式数を通常定款に任意に記載することができる。同様に、「株式プレミアム」、「株式プレミアム勘定」、「資本償還準備金」といった概念はすでに消滅し、代わりに、かかるすべての資本は会社の株式資本の一部として取り扱われる。

**株式の割当**

会社条例において、会社の取締役は、株主の事前の承認なく株式の割当または新株予約権もしくは株式転換権の授与をしてはならない。ただし、既存の株主に対する、比例按分による株式の割当、新株予約権の授与、無償新株発行を行う場合（かかる株式の割当が現地の法律で認められていない法域に居住している株主は除外される。）、または下記に述べる会社条例第141条に基づく場合等はこの限りではない。

会社条例第141条においては、会社の取締役は、事前に会社の決議により承認されている場合には、会社の株式の割当を行うことができる。かかる承認は個別の場合（特定の割当に限定される場合）もあれば、全般的な場合もあり、かつ無条件または条件付きの場合がある。かかる承認は、以下の事由が生じた時点で消滅する。

（a）　会社が年次総会を開催する必要がある場合は、下記のいずれかの早い時点：
　（i）　次の年次総会の終了
　（ii）　法律で次の年次総会の開催を義務付けられる期間の経過
（b）　書面決議を選択したため年次総会を開催する必要がない場合は、書面決議がなされた日
（c）　会社がその他の理由で年次総会を開催する必要がない場合には、承認において指定された日（指定日は、当該承認が与えられてから12か月以内でなければならない。）

承認は、いつでも会社の決議により取り消されるか、変更されることがある。この規定に故意に違反した取締役、またはかかる規定の違反を許容もしくは承認した取締役は、懲役刑および罰金刑に処される。

**株主総会**

会社条例では、公開会社の年次総会は、会計年度が決定される会計参照期間の末日から6か月以内に開催しなければならない。さらに、株主総会開催の柔軟性を高めるために、会社条例は(i)実会場での株主総会の開催、(ii)会社の株主が実会場に出席せずに株主総会で話を聴き、発言し、議決権を行使することを可能とするバーチャルミーティングテクノロジーの使用による株主総会の開催、または(iii)2か所以上の実会場で株主総会を開催すると同時に、同席していない会社の株主が株主総会で話を聴き、発言し、議決権を行使することを可能とするバーチャルミーティングテクノロジーの使用による株主総会を開催することを認めている。したがって、会社は、バーチャルミーティングテクノロジーのみを使

用し、または実会場での開催とバーチャルミーティングテクノロジーの使用を併用して、株主総会を実会場で開催することができる。

一方で、会社は、書面決議または株主の株主総会における全員一致の決議により、年次総会を省略することを認めている。

会社条例においては、株主総会において一般事業および特別事業の区分は消滅した。

株主総会の招集通知は、通常定款で別段の定めがない限り、年次総会については21日以上前、その他の場合は、14日以上前に出されなければならない。上記記載の必要な日数または通常定款に記載される必要日数より短い招集通知であっても、以下のような場合は、株主総会が適法に招集されたものとみなされる。

（a） 年次総会の場合：総会に出席して議決権を行使する権利を付与されているすべての株主の合意

（b） その他の場合：総会に出席して議決権を行使する権利を付与されている総株主の過半数かつ総会に出席した株主の議決権総数の95%以上の合意

招集通知には、以下の事項を記載しなければならない。

（a） 株主総会の日時

（b） 株主総会の実会場（2か所以上の実会場が指定される場合、主要な会場とその他の会場）および／または株主総会の開催に使用するバーチャルミーティングテクノロジー

（c） 株主総会で扱われる事業の一般的性質

（d） 当該株主総会が年次総会である場合はその旨

（e） 株主総会で決議事項がある場合には、(ⅰ)決議事項の通知および(ⅱ)決議の目的を明らかにするのに合理的に必要な情報および説明（もしあれば）

会社が誤って株主に株主総会招集通知を交付しなかった場合、または株主が株主総会招集通知を受領しなかった場合でも当該株主総会における手続が無効になることはない。かかる通知は、書面、または株主との契約および会社条例に従った電磁的方法（電子メールもしくは当行ウェブサイトでの公開を含む。）により行われる。

**議決権**

株主の議決権は、会社の通常定款のほか、場合により会社条例によって規制される。通常定款は議案の審議に必要な定足数、株式の権利、および株主総会での議決または取締役会による決議の承認に必要な投票水準などの事項を規定する。

株主総会での株主による承認議決は賛成投票によって総会決議を可決する必要がある。決議は以下のように分類されている。

（a） 普通決議（この決議は株主総会で自らまたは代理人によって議決権を行使できる株主の過半数の賛成で可決される。）

（b） 特別決議（この決議は株主総会で自らまたは代理人によって議決権を行使できる株主の75%以上の賛成で可決される。）

非公開会社の場合は、通常定款に別段の定めがない限り、議決は挙手で行われるのが通常である。公開会社の場合は、香港証券取引所の上場規則により投票での議決が具体的に義務付けられている。

議決が挙手で行われる場合、各々の株主には保有株数にかかわらず単一の議決権が付与される。株主が複数の代理人を選任した場合、選任された複数の代理人には挙手で議決権を行使する権利が付与されない。会社条例および通常定款は投票を請求できる場合を規定している。会社条例は、議長の選任または株主総会の延期を除く議案に関し、株主総会で投票による議決を請求する権利を除外する規定を無効にしている。投票が行われる場合、各々の株主には保有する株式ごとに議決権が1つ付与され、代理人にも議決権を行使する権利が付与される。

一般的には、株主の決議は普通決議で可決される。しかし、一部の議案は特別決議のみで可決される。その例には以下が含まれるが、これだけに限定されない。

（a） 目的条項の変更

（b） 通常定款の変更（発行可能株式数についての変更を除く。）

（ｃ）　社名変更
（ｄ）　減資
（ｅ）　種類株主の権利の変更
（ｆ）　任意解散

**株主訴訟**

株主代表訴訟は香港の裁判所で認められ、同裁判所に提訴できる。会社に対して行われた不法行為については、通常、当該会社が適格な原告となる。しかし、株主（または少数株主）は、とりわけ、会社を支配する者が「少数株主に対して不正行為」を行ったことを根拠に株主代表訴訟を提訴することができる。

**株主提案**

香港法は、最低限の株主要件または株式保有要件の充足、および明記されている通知規定の遵守を条件に、香港で設立された会社の株主が年次総会で株主による検討と決定を目的に提案することを容認している。

会社条例では、通常定款の規定にかかわらず、株主総会で議決権を有する総株主の5%以上を保有する株主の請求があり次第、会社の取締役は速やかに会社の株主総会を招集しなければならないと規定されている。株主総会招集請求書は、(ⅰ)総会で扱われる事業の一般的性質を記載しなければならず、(ⅱ)総会で適切に可決され得て、かつ、それを意図する議案についての記載を含むことができ、(ⅲ)請求者が認証しなければならず、(ⅳ)書面または電磁的方法により会社に送付することができる。取締役が要件充足日から21日以内に（その後28日以内に開催される）株主総会を招集しない場合には、請求者（またはすべての請求者の議決権の総数の過半数を代表するいずれかの株主）が株主総会を招集できる。そのように招集された株主総会は3か月以内に開催される必要がある。

**書面決議**

会社条例では、株主総会で議決権を行使する権利を付与されているすべての株主が決議事項について書面または電磁的方法で同意を表明することにより、株主は株主総会を開催することなく会社に関する諸問題（取締役および監査人の任期終了前の解任ならびに被合併会社となる持株会社による垂直的合併の承認は除かれる。）を承認できるほか、かかる決議は正当に可決されたとみなされると規定されている。

会社条例は、総議決権の5%以上の議決権を有する株主から請求を受けた場合には、会社は議決権を有するすべての株主に対して、かかる株主から書面決議として提案された決議事項を送付しなければならない旨規定している。提案された書面決議事項は、決議事項送付日を含め28日が経過するまでの間に決議されなければ、効力が消滅する。書面決議を提案する株主は、会社に対して、決議案とともに、対象となる決議案に関しての1000文字以内の説明書を送付するよう請求することができる。決議案が書面決議として成立した場合には、会社は15日以内にすべての株主と監査人に当該事実を通知しなければならない。会社の通常定款において、書面決議においては議決権を有するすべての株主の同意が必要であるとする会社条例で規定してある手続の代替的手続を規定することも可能である。

**株主総会における議事進行**

株主総会における議事進行には、通常、会社の通常定款が適用されるが、議事の進行は会社によって異なる可能性がある。

**帳簿および記録の閲覧**

会社条例に基づき、会社は、株主（無料）および株主以外の者（所定の手数料で）が営業時間内に株主名簿および氏名の索引を閲覧できるようにしなければならない。ただし、1日に少なくとも2時間閲覧できることを条件に、会社は決議により合理的な閲覧制限を設けることが可能である。

**年次報告書**

会社は年次報告書を登記局に提出しなければならない。年次報告書が提出されると、当該報告書は公開文書になり、所定の手数料を支払うことで一般公衆は閲覧することができる。

公開会社の場合、会計参照期間の末日から6か月経過した日から42日以内に年次報告書を作成しなければならず、保証有限責任会社の場合、会計参照期間の末日から9か月経過した日から42日以内に年次報告書を作成しなければならない。非公開会社の場合には、会社設立日の各応当日から42日以内に年次報告書を作成しなければならない。年に一度開示を義務付けられる情報には以下が含まれるが、これだけに限定されない。

（a）　登記上の本社の所在地
（b）　株式資本の詳細
（c）　株主の詳細
（d）　取締役および会社秘書役の詳細
（e）　すべての担保（MortgageおよびCharge）に関する会社の借入金額

会社が非公開会社である場合を除き、年次報告書にはさらに以下の情報を含めなければならない。

（a）　財務諸表の認証謄本
（b）　取締役報告書および監査報告書の認証謄本

**会計帳簿**

会計帳簿は、会社の登記上の本社または取締役が適切と考えるそれ以外の場所で保管されるものとし、常に取締役が閲覧可能な状態にする必要がある。会社は、最後に行われた記帳または会計帳簿に記録された事項と関連する会計年度の期末から7年以上会計帳簿を保管しなければならない。会社の株主は登記局に登録された監査済年次決算書にアクセスできるとともに、状況によっては会社の会計帳簿を閲覧することができる。会社の株式が香港証券取引所に上場している場合、香港証券取引所は上場会社の年次決算書および中間決算書を香港証券取引所のウェブサイトおよび会社のウェブサイトに公開することも義務付けている。

**財務書類**

公開会社の取締役は、年次総会で報告書類（財務書類、取締役報告書および監査報告書が含まれる。）の写しを会計参照期間の末日から6か月以内に会社に提出しなければならない（ただし、裁判所から指示された場合は期間を延長すること）。

会社が子会社を持っている場合、持株会社の取締役は自社の財務書類とともに連結財務書類も会社に提出しなければならない。

財務書類は、会計年度の期末現在の会社の財政状態に関する真実かつ公正な概観を提示するとともに、会計年度における会社の経営成績に関する真実かつ公正な概観を提示しなければならない。連結財務書類は、会社の株主に関する限り、会社および子会社全体の財政状態と経営成績に関する真実かつ公正な概観を提示しなければならない。

**取締役報告書**

取締役は、各会計年度ごとに、取締役報告書を作成し、全取締役の同意を得なければならない。取締役は、取締役報告書を、財務諸表および監査報告書とともに、株主総会に提出しなければならない。取締役報告書には、とりわけ以下の情報が含まれる。(a)当該会計年度中および当該報告書の日付までに当該会社の取締役を務めたすべての者の氏名、(b)ビジネスレビュー、(c)取締役が配当として支払うべきであると勧告している金額（もしあれば）、(d)会計年度中に発行された株式（もしあれば）の詳細（発行理由、発行株式数および当該発行に伴い当該会社が受領した対価を含む。）、(e)辞任した取締役または立候補を辞退した取締役が、会社の業務に関して述べた理由の概要、ならびに(f)取締役の許容補償条項。

ビジネスレビューには、(a)会社事業の公正な概観、(b)会社が直面している主要なリスクおよび不確実性、(c)会計年度末日以降に発生した会社に影響を与える重要な事項の詳細、および(d)会社事業

の将来の発展の見込みが記載される。ただし、取締役が、それを開示することにより会社の利益に著しい損害を与えると判断した場合、今後起こり得る進展または交渉中の事項についての情報を開示する必要はない。

しかし、(ⅰ)当該会計年度中、会社が報告免除対象者に該当した場合、(ⅱ)当該会計年度中、会社がその他法人組織の完全子会社であった場合または(ⅲ)当該会計年度中、会社が報告免除対象者に該当しない非公開会社であって、かつ会社がビジネスレビューを作成しない旨の特別決議がその株主によって可決された場合には、取締役報告書に当該ビジネスレビューを含める必要はない。

**監査人**

最初に監査人を任命した後、会社は年次総会ごとに監査人を任命し、監査人は次の年次総会の終了までその職務を遂行する。監査人の任命義務は会社の株主が負っている。株主が株主総会で監査人を任命できない場合、会社の株主は裁判所に監査人の任命を申請できる。

会社の監査人は、在任期間中、自ら検査した計算書および株主総会で会社に提示されたあらゆる貸借対照表、損益計算書、およびすべてのグループ計算書について株主に報告する義務を負っている。

監査報告書は、損益計算書、貸借対照表、およびグループ計算書とともに会社に提示されるものとする。

会社条例は、監査人に対して、会社の会計記録を保持または説明できる者などの幅広い者から監査業務の遂行に必要な情報および説明を得ることができる権限を授けることにより監査人の権限を強化している。監査人が求めた情報および説明の提供を拒んだ者は違反を犯したことになり、罰金刑が課され得る。

**財務情報の開示**

一般的に、会社は年次総会での提示を義務付けられたすべての計算書の写しのほか、持株会社の場合には連結計算書（法律で添付を義務付けられたあらゆる書類の写しを含む。）の写しを、年次総会の開催日から21日以上前に、取締役報告書および監査報告書の写しとともに、会社のあらゆる株主、社債権者および計算書の受領権限を付与されているその他すべての者に送付しなければならない。

**（２）【提出会社の定款等に規定する制度】**

以下は、当行の通常定款（以下「定款」という。）に基づき、そしてこれらを参照して記載したものである。当行の定款は、会社条例に基づき採択された。

***定款***

*株式*

*株式の発行*

株式または種類株式の保有者に付与されている特別な権利を前提として、当行のあらゆる株式は、配当、議決権行使、資本の払戻しまたはその他に関するものかを問わず、当行が普通決議により決定した、またはかかる決定がない場合もしくはかかる決定に具体的な規定がない限り当行の取締役会（以下「取締役会」という。）が決定した、優先的、劣後的、適格またはその他の特別な権利もしくは制限を付して発行することができる。

*株式払込請求*

取締役会は、株主が保有する株式に関する未払い金について、当該株式の発行条件により、またはそれに従って定められた期日に支払うものとする当該発行条件にかかわらず、当該株主に随時請求することができ、各株主は、（当行が当該株主に対し、支払時期および支払場所が記載された通知を14日前までに送達することを条件として）その保有する株式について請求された金額を、当該通知に記載された時期および場所にて、当行に支払うものとする。払込請求は、取締役会の決定により、取消、中断、または延期をすることができる。請求の対象となった者は、当該請求の対象となった株式がその後譲渡された場合でも、当該請求に対して支払う義務を引き続き負うものとする。

払込請求は、分割払いにより支払うことができ、当該払込請求を承認する取締役会の決議が可決された時点を以て行われたものとみなす。

株式の共同保有者は、当該株式に関するすべての払込請求額の支払いについて、連帯責任を負うものとする。

*株式の失権*

支払期日を過ぎても、株式に対する払込請求金額またはその分割払いのいずれかが未払いである場合、取締役会は、いつでも当該株式の保有者に対し、当該払込請求金額または分割払い額の未払い部分を、経過利息とともに支払うよう、通知することができる。

かかる通知には、通知の送達日から14日後以降の日を、通知で要求される支払が行われる日として指定するとともに、かかる支払場所も指定するものし、指定された日以前にかかる場所で支払が行われなかった場合、当該払込請求または分割払いの支払義務に係る株式が失権の対象となる旨を記載するものとする。取締役会は、本項に基づき失権の対象となった株式の放棄を受理することができ、この場合、定款における失権への言及には、放棄を含むものとする。

*先取特権*

当行は、各株式（全額払込済株式以外）に関するすべての未払い金（支払期限が現在到来しているか否かを問わない。）に関して、当該株式に対する第一順位かつ最優先の先取特権を有するものとする。株式に対する当行の先取特権は、当該株式について支払われるべきすべての配当金および分配金に及ぶものとする。取締役会はいつでも、株式全般についてまたは特定の株式について、発生した先取特権を放棄し、または株式の全部もしくは一部について、当該先取特権を課す定款の規定の適用を免除することを宣言することができる。

当行は、取締役会が適切であると判断した方法により、当行が先取特権を有する株式を売却することができるが、当該先取特権の根拠となっている金銭の一部に現在支払期限の到来しているものがない場合や、現在支払期限が到来している金額を記載し、その支払を要求するとともに、当該支払いが不履行の場合は売却する意図を知らせる内容の書面による通知が、当該株式の当該時点における保有者に対して行われてから14日が経過するまでの間は、売却を行ってはならない。

*株式資本の変更*

当行は、随時、普通決議により、随時改正される会社条例第170条、またはそれに代わる会社条例のいかなる条項に定める1つもしくは複数の方法により、その株式資本を変更することができる。定款に基づき許可された変更に関して何らかの問題が生じた場合、取締役会は、適切であると判断した方法でこれを解決することができ、特に、株式の端数を証する端数証書を発行するか、または当該端数に係る株式を売却し、その正味売却代金を当該端数に係る権利を有していたはずの株主間でその持分に応じて分配することを手配することができ、この目的で取締役会は、端数に係る株式の買主への譲渡、または端数に係る株式の買主の指示に従った譲渡を承認することができる。譲受人は、購入金額の充当に配慮する義務を負わないものとし、また当該株式に対するその権利が、当該売却に関する手続の不正または無効により影響を受けることもないものとする。

*権利の変更*

会社条例に従い、当該時点において発行済の特定の種類株式に付された特別権利の全部または一部は、（当行が清算中であるか否かを問わず）随時、当該発行済種類株式の4分の3以上の保有者の書面による承諾、または当該株式の種類株主総会において可決された特別決議の承認を得て、変更または廃止することができる。かかる種類株主総会には、当行の株主総会に関する定款のすべての規定が、必要な変更を加えて準用されるものとする。ただし、必要な定足数は、当該発行済種類株式の3分の1以上を保有する者または代理人として代理する者である場合は1名以上の者とし、当該種類株式のすべての保有者は、投票において自身が保有する当該株式1株につき1票の投票権を有し、また、当該保有者による株主総会

の継続会または延会においては、自らまたは代理人を通じた1名の保有者（その保有株式数にかかわらず）の出席をもって定足数とする。

*株式の譲渡*

定款の適用ある制限に従うことを条件として、いかなる株主も、通常の一般的な書式または取締役会が承認するその他の書式による譲渡証書により、その所有する株式の全部または一部を譲渡することができる。

株式の譲渡証書には、譲渡人および譲受人が、または譲渡人および譲受人の代理人が署名するものとし、譲受人の氏名が当該株式に関する当行の株主名簿に登録されるまでは、譲渡人は引き続き当該株式の保有者であるものとみなされる。譲渡証書に機械印字された署名については、当行が定める条件に従う限り、当該譲渡の目的において、当行は受け入れることができる。すべての譲渡証書は、その登録後、当行が保管することができる。

取締役会は、その絶対的な裁量により、かつ理由を明示することなく、全額払込済でない株式の譲渡の登録を拒否することができる。

取締役会は、下記のいずれかが充足されていない場合も、譲渡の登録を拒否することができる。

（ａ） 譲渡証書が、これに係る株式の株券および譲渡人の譲渡権を証明するために取締役会が合理的に要求するその他の証拠書類を添えて当行に提出されている。

（ｂ） 譲渡証書は、1種類の株式のみに関するものである。

（ｃ） 共同保有者への譲渡の場合、当該株式が譲渡される共同保有者の数が4名以下である。

（ｄ） 該当する場合、譲渡証書に適正かつ適切に印紙が貼付されている。

（ｅ） 当該譲渡証書に関して、香港証券取引所が支払われるべき金額として定める上限金額または取締役会が随時要求するこの上限金額より低い金額を超えない手数料が、当行に支払われている。

当行の株主名簿は、取締役会が適切であると判断する期間で、各暦年で合計30日または会社条例で定められるその他の最長期間を超えない範囲で、閉鎖することができる。

*株主総会*

*年次総会の開催*

取締役会は、会社条例の要件に従い、各会計年度について取締役会が指定する時期および物理的な場所（バーチャル総会を除く。）において、年次総会としての株主総会を招集し、当行はこれを開催するものとする。年次総会以外の当行の株主総会は、臨時総会と呼ぶものとする。すべての株主総会（年次総会、延会または延期された総会を含む。）は、取締役会により決定される世界のいずれの地域においても、1か所以上の会場（以下「総会開催場所」という。）で、物理的総会として、または取締役会の絶対的な裁量により決定されるハイブリッド型総会もしくはバーチャル総会として、開催することができる。

*取締役会および議決権総数の5%以上を保有する株主は、臨時総会を招集することができる*

取締役会は、適切であると判断した場合、臨時総会を招集することができる。臨時総会は、会社条例の規定に基づき要求される場合にも、招集されるものとし、不履行の場合は、要求する者が招集することができる。招集請求の提出日時点で、当行の株主総会において議決権を有する全株主の議決権総数の5%以上を保有する1名以上の株主（公認清算機関（またはその名義人）を含む。）は、1株につき1議決権の基準に基づき、いつでも、当該招集請求に明記されたいかなる議事の審議または決議のため臨時総会を招集するよう請求する権利を有し、かつ当該総会の議題に決議案を追加する権利を有する。当該招集請求は取締役会に対し書面で行われなければならず、当該総会は当該招集請求の提出日から2か月以内に開催されるものとする。当該招集請求の提出日から21日以内に取締役会が当該総会の招集手続を行わない場合、当該招集の請求者は自ら、総会の主要な物理的会場となる1か所の会場においてのみ、物理的総会を招集することができ、取締役会の不作為に起因して当該招集の請求者が負担したすべての合理的な費用は、当行により請求者に弁済されるものとする。

*株主総会の招集通知*

会社条例および香港証券取引所の有価証券上場規則（以下「上場規則」という。）に随時規定されるその他の最低期間に従うことを条件として、(ａ)年次総会は21日以上前の通知により招集され、(ｂ)年次総会以外の総会は14日以上前の通知により招集されるものとする。通知期間には、その通知が送達された日または送達されたとみなされる日、および通知の対象となる日が含まれないものとし、以下を明記するものとする。

（ａ） バーチャル総会を除き、総会の物理的な会場（会社条例の要件に従い、同一の物理的会場に同席していない株主が総会において聴取、発言および投票を行うことを可能にする技術を用いて、総会が2か所以上の物理的会場で開催される場合、総会の主たる物理的会場およびその他の総会開催場所を含む。）

（ｂ） 株主総会がハイブリッド型総会またはバーチャル総会として行われる場合、その旨の表明および総会へのバーチャル出席および参加のためのバーチャルミーティングテクノロジーの詳細（当該バーチャルミーティングテクノロジーは、取締役会の単独の裁量によりその適切性が判断されるため、総会ごとに異なる可能性がある。）または当該詳細が総会前に当行から入手できる場所

（ｃ） 総会の時期および場所

（ｄ） 総会において審議される決議案の詳細

（ｅ） 特別議事がある場合、その議事の要領

年次総会を招集する通知には、その総会が年次総会であることを明記し、特別決議を可決するための総会を招集する通知には、当該決議案を特別決議として提案する旨を明記するものとする。すべての株主総会に関する通知は、定款の規定または保有株式の発行条件に基づき、当行からの当該通知を受領する権利を有しない株主を除くすべての株主および当行の当該時点の監査人に対しても、以下に記載する方法により行われるものとする。

定款に定める株主総会の通知期間より短い通知期間を以て当行の総会が招集された場合でも、下記の者が同意した場合には、当該総会は適式に招集されたものとみなす。

（ａ） 年次総会として招集される総会の場合は、当該総会に出席して議決権を行使する権利を有するすべての株主

（ｂ） その他の総会の場合は、当該総会に出席して議決権を行使する権利を有する株主の過半数（ただし、かかる過半数は、当該総会に出席したすべての株主の議決権総数の95％以上を保有することを要する。）

招集通知を受ける権利を有するいずれかの個人に対して、総会の招集通知が偶発的な事情により行われなかった場合、もしくは（当該通知とともに委任状用紙が発送される場合は）委任状用紙が偶発的な事情により送付されなかった場合、またはかかる個人が総会の招集通知もしくは当該委任状用紙を受け取らなかった場合でも、当該総会における議事は無効とならないものとする。

*株主総会の定足数*

いかなる株主総会においても、議事を進める場合の定足数が満たされない限り、いかなる議事も行われないものとするが、定足数が満たされない場合でも、議長の選任または選出は妨げられず、これらは総会の議事の一部とはみなされないものとする。定款に別段の定めがある場合を除き、本人または代理人により出席し、かつ議決権を有する10名の株主が、あらゆる目的において定足数とする。

*株主総会における議決権*

(ａ)当該時点において株式に付随する議決権に関する特別な権利または制限、(ｂ)定款の規定、および(ｃ)会社条例に従い、いかなる株主総会においても、挙手による採決においては、本人もしくは代理人により出席している個人株主、または株主が法人である場合は、その正式に権限を付与された代表者もしくは代理人により出席している法人株主の各株主1名につき、1議決権を有するものとし、投票による採決においては、本人もしくは代理人により出席している個人株主、または株主が法人である場合は、その正式に権限を付与された代表者もしくは代理人により出席している法人株主は、当該株主が保有す

る全額払込済の株式1株につき1議決権を有するものとする。株主が複数の代理人を指名した場合、そのように指名された代理人は、挙手による決議においては議決権を有しないものとするが、公認清算機関またはその名義人である株主が複数の代理人を指名した場合、かかる各代理人は挙手による決議において1議決権を有するものとする。

*投票*

いかなる株主総会においても、総会での採決に付される決議は、投票により決定されるものとする。ただし、会社条例および上場規則に従い、議長が、純粋な手続上または管理上の事項に関する決議につき、挙手による採決を許可すると誠実に判断した場合はこの限りではない。手続上および管理上の事項とは、(a)総会の議題または株主への補足通達に記載されていない事項、ならびに(b)総会の秩序ある進行を維持し、および／または総会の議事を適切かつ効果的に処理すると同時に、すべての株主に意見を表明する合理的な機会を与えるという議長の職務に関連する事項をいう。

*投票の無効*

上場規則に基づき、特定の決議について投票を棄権することが義務付けられている、または特定の決議について賛成もしくは反対のみの投票に制限されている株主が、当該要件または制限に違反して、当該株主自身またはその代理人が投じた票は、算入されないものとする。

*法人代表者*

定款に従い、当行の株主である法人は、会社条例に従い、当該法人が当行のあらゆる株主総会または当行のあらゆる種類株式の株主総会において代表者として行為を行うことが適当であると考える者に権限を付与し、かかる権限を付与された者は、当該法人の代理として、当該法人が当行の個人の株主であった場合と同様に当該法人が行使可能な権限を行使する権利を有するものとする。

*代理権証書の交付*

代理人を任命する証書および（当行取締役会が要求する場合）委任状もしくはその他の署名入り代理権証書（もしあれば）、またはかかる代理権証書の公証人の認証を受けた写しは、当該証書において指名された者が議決権を行使する予定の会議、延会もしくは延期された会議の開催時刻の少なくとも48時間前までに、または会議、延会もしくは延期された会議の開催日に続いて投票が行われる場合は、その投票が行われる指定時刻の少なくとも24時間前までに、当行の本社に（または会議招集通知、延会あるいは延期に関する通知もしくはそれらに添付された文書に記載されている香港内のその他の場所、または指定された方法によって）交付されなければならない。これに従わない場合、代理人を任命する証書は有効とはみなされない。代理人を任命する証書は、その執行日として記載された日から12か月を経過した後は、その効力を失う。代理人を任命する証書の交付があっても、当該株主が当該総会または投票に自ら出席し、またはバーチャルミーティングテクノロジーを用いて投票することを妨げるものではない。

*株券*

*発行される株券*

当行の株主名簿に株式の保有者として氏名が登録されているすべての者は、当該登録された株式の割当または譲渡から10営業日以内に、または上場規則において香港証券取引所が随時指定するその他の期間内に（または発行条件に定めるその他の期間内に）、当該特定の種類の株式全部に対応する1枚の株券、または当該種類の株式1株もしくは複数株に各々が対応する複数枚の株券を、各株券につき取締役会が随時決定する合理的な金額または香港証券取引所が当該時点において承認するその他の金額を支払い次第、受領する権利を有するものとする。複数の個人が共同で保有する株式の場合、共同保有者のうち1名への株券の交付をもって、全員に対する交付とみなされるものとする。登録保有株式の一部を譲渡した株主は、残りの株式について無償で株券を受け取る権利を有するものとする。

*株券の交換*

株券が汚損、摩耗、紛失、または毀損した場合には、会社条例に従い、香港証券取引所が随時規定または許可する上限金額を超えない手数料を支払い、かつ、証拠および免責証書ならびに当行による当該証拠の調査および当該免責証書の準備に伴い発生した例外的な費用および合理的な実費の負担について取締役会が適切であると判断した条件（もしあれば）に従い、また、汚損または摩耗の場合は、当該旧株券を当行に提出の上、当該株券を交換することができる。

*証書への捺印および署名*

当行の株式、貸付資本、またはその他の有価証券に関するあらゆる形式の証書は、会社条例で要求される場合、当行の取締役の権限によってのみ捺印される当行の共通印または会社条例により当行が所有することが認められる公印の下で発行されるものとする。また、取締役会は、決議により、一般的にまたは特定の場合について、かかる証書上の署名が自筆である必要はなく、何らかの機械的手段によって当該証書に付着させるか、または当該証書に印字することができると決定することができる。

*取締役会の権限および義務*

*当行の事業を経営する取締役会*

当行の事業は取締役会が経営するものとし、取締役会は、当行の設立および登録に要したすべての費用を支払う。また、取締役会は、当行のすべての権限（当行の事業の経営に関するものか、その他のものかを問わない。）を行使することができる。その行使は、会社条例または定款によれば、当行の株主総会において要請されるものではないが、会社条例および定款の規定、ならびにかかる規定と矛盾しないような当行の株主総会で定められた規制に従う。ただし、当行の株主総会で定められた規制により、それがなければ有効であったような取締役会の過去の行為が無効とされることはないものとする。これらの規定により付与される一般的な権限は、定款の他の規定により取締役会に付与されたいかなる特別な権限によっても制限または限定されないものとする。

*取締役会の借入権限*

取締役会は、金銭を借り入れ、当行の事業、（現在および将来の）財産および資産ならびに未払込資本の全部または一部に抵当権または担保権を設定し、かつ、会社条例に従い、債券およびその他の有価証券を発行する（無条件によるか、当行または第三者の負債、債務または義務の担保としてかを問わない。）当行のすべての権限を行使することができる。

*取締役*

*取締役の数*

当行の普通決議により別段の決定がなされた場合を除き、当行の取締役（以下「取締役」という。）は5名以上とする。

*取締役の選任*

定款および会社条例の規定に従い、当行は普通決議により、任意の者を取締役に選任することができる。取締役の選任に関する関連決議において、これに反する明示的な規定がない限り、当行により選任された取締役の任期は、選任または再選の年から3年後に開催される当行の年次株主総会終了時に満了する、約3年を超えない期間とする。なお、疑義を避けるために、任期満了時には、当該取締役は退任取締役とみなされ、再選の資格を有する。

定款の規定に基づき、株主総会において取締役を任命する当行の権限を損なうことなく、また、会社条例に従うことを条件として、取締役会は随時、任意の者を取締役に任命する権限を有する。取締役会が、取締役会の臨時欠員を補充するため、または取締役会の増員のため、このように任命した取締役は、その任命後の最初の年次株主総会までその職務を遂行し、その後、再選の資格を有する。

*取締役の解任*

株主は、総会において、いかなる取締役（常務取締役またはその他の業務執行取締役を含むが、いかなる契約に基づく損害賠償請求権を損なうものではない。）をもその任期の終了前に普通決議により解任することができ、また（定款に従うことを条件として）、解任された当行取締役に代わる別の人物を、普通決議により選任することができる。そのように選任された者は、その選任の対象となった取締役が最後に取締役に選任された日に取締役に就任した場合と同様に、その日をもって退任するものとする。

*取締役の退任*

総会において退任する取締役は、当該総会の終了まで在任するものとする。退任する取締役は、再選の資格を有するものとする。任期満了により取締役が退任する総会において、当行は、定款の規定に従い、後任者を選出して欠員を補充することができる。これが行われなかった場合には、退任する取締役に引き続き職務を遂行する意思がある限り、再選されたものとみなされる。ただし、当該総会において欠員を補充しないことが明示的に決議された場合、または当該取締役の再選決議が総会に付され、否決された場合を除く。

*取締役の失格*

以下のいずれかの事由が生じた場合、定款に定める退任に関する規定を損なうことなく、当該取締役は欠員となったものとする。

（a） 他の取締役全員が、当行の本社に対して、または取締役会において提出した書面による通知により、当該取締役の辞任を要求した場合

（b） （辞任を妨げる契約を結んでいる業務執行取締役ではない）当該取締役が、当行の本社に対して、または取締役会において提出した書面による通知により、辞任した場合

（c） 当該取締役が精神疾患に陥った場合、またはメンタルヘルスに関する法令上のいかなる目的においても患者とみなされる場合において、取締役会がその職を欠員とする旨を決議した場合

（d） 当該取締役が許可なく6か月連続で取締役会を欠席し、取締役会がその職を欠員とする旨を決議した場合

（e） 当該取締役が破産した場合、または自身の債権者と調停を行った場合

（f） 当該取締役が法律により取締役となることを禁止された場合

（g） 当該取締役が会社条例に基づき取締役の職を失った場合、または定款に基づき解任された場合

*取締役の報酬*

各取締役には、取締役会が随時決定する額の報酬が支払われるものとする。

各取締役は、取締役会、取締役会委員会、株主総会、または取締役として出席する権利を有するその他の会議への出席および帰路にかかる、合理的な旅費、宿泊費、および付随的経費の支払いを受けることができ、また、当行の業務遂行または取締役としての職務の遂行において、適切かつ合理的に発生したすべての経費の支払いを受けるものとする。取締役は、要請により、当行の目的のために通常居住する区域外へ出張あるいは居住する場合、または取締役会の意向により、取締役の通常の職務の範囲を超える業務を行う場合、取締役会が決定する追加報酬（給与、委託手数料、利益参加またはその他のいずれによるかを問わない。）を受け取ることができるものとする。

*取締役の利害関係*

取締役は、当行におけるその他の有償の役職または職（監査人を除く。）に就任することができ、取締役会が決定する期間（会社条例に従う。）にわたり、取締役会が決定する条件で、取締役を兼任することができ、また、その職務に対しては、取締役会が決定する追加報酬（給与、委託手数料、利益参加またはその他のいずれによるかを問わない。）が支払われるものとする。

取締役は、本人またはその企業を通じて、当行のために専門的資格に基づいて行動することができ（監査人としての職務を除く。）、本人またはその企業は、取締役でない者と同様に、専門的サービスに対する報酬を受け取る権利を有するものとする。

当行の取締役は、当行が振興する会社または当行が利害関係を有する会社の取締役もしくはその他の役職に就任すること、またはその他の方法で当該会社に利害関係を有することができ、かつ、当該会社の取締役もしくは役職として、または当該会社における権益から受け取る報酬、利益もしくはその他の便益について、当行または株主に説明する責任を負わないものとする。また、取締役会は、当行が保有または所有する他の会社の株式により付与された議決権を、あらゆる点において、取締役会が適切であると判断した方法で行使することができる。これには、当行の取締役の全員もしくは一部を当該会社の取締役もしくは役職に任命する決議、当該会社の取締役もしくは役職に対する報酬の支払いに賛成する決議またはかかる支払いを行う決議に賛成するように議決権を行使することが含まれる。

取締役は、自身を当行または当行が利害関係を有する他の会社における有償の役職または職に任命することに関する取締役会の決議（その条件の取決めもしくは変更、または任命の解除を含む。）については、投票を行わず、また定足数にも算入されないものとする。

会社条例および定款に従うことを条件として、取締役または取締役の候補者もしくは就任予定者は、有償の役職もしくは職に就任すること、または売り手、買い手としてもしくはその他の方法で当行と契約することについて、その地位を理由に妨げられることはなく、取締役が何らかの形で利害関係を有する契約またはその他の取引、契約もしくは取決めを回避すべき義務を負うものでもなく、また、上記のように契約を締結した、または利害関係を有する取締役は、当該取引、契約または取決めにより取得した報酬、利益またはその他の便益について、自らが当該役職に就任していること、またはこれにより設定された信認関係を理由として、当行または株主に説明する責任を負わないものとする。

取締役、その関係者または取締役と関係を有する事業体が、当行との取引、契約もしくは取決め、または締結予定の取引、契約もしくは取決めに、直接的または間接的かを問わず何らかの形で利害関係を有する場合であって、当該取引、契約もしくは取決め、または締結予定の取引、契約もしくは取決めが当行の事業にとって重要であり、取締役、その関係者または取締役と関係を有する事業体の利害関係（もしあれば）が重大であるときには、当該取締役は、自身、その関係者または自身と関係を有する事業体の利害関係（もしあれば）の内容およびその範囲を申告するものとする。既に締結された取引、契約または取決めの場合は、合理的に実行可能な限り速やかに、また、締結予定の取引、契約または取決めの場合は、当行が当該取引、契約または取決めを締結する前に、これを行うものとする。

定款に別段の定めがある場合を除き、取締役は、自身、その関係者または自身と関係を有する事業体が重大な利害関係を有する取引、契約、取決め、またはその他のいかなる提案についても、これを承認する取締役会の決議に投票する権利を有さないものとする（また、当該決議に関する定足数にも算入されないものとする。）。もし、当該取締役が投票を行った場合、その投票は算入されないものとする（また、当該決議の定足数にも算入されない。）。ただし、本禁止規定は、定款に定められた特定の事項には適用されない。

*最高経営責任者*

*取締役会が取締役を経営責任者に任命する権限*

取締役会は、随時、その構成員のうち1名または複数名を、取締役会が決定する期間にわたり、取締役会が決定する条件で、(a)当行の最高経営責任者に任命することができ、および／または(b)当行におけるその他の役職または執行職に就かせることができ、また、かかる任命を取消、または解除することができる。

*業務執行取締役の報酬*

最高経営責任者およびその他の業務執行取締役は、取締役会が決定する報酬（給与、委託手数料、利益参加またはその他のいずれによるかを問わない。）を、取締役としての報酬に追加して、またはその代わりに受け取るものとする。

*配当金*

*当行は配当を宣言することができる*

会社条例および以下の定めに従い、当行は随時、株主総会において、配当可能な利益に対する株主の権利および権益に応じて株主に配当金を支払うことを宣言することができるが、取締役会が推奨した金額を超えて配当を宣言してはならない。

*配当金の配分*

株式に付された権利または株式の発行条件に別段の定めがある場合を除き、

（ａ） すべての配当は、当該配当金の支払いに係る株式に対して払い込まれた金額に応じて宣言され、支払われるものとするが、当該目的上、払込請求の前に株式に対して払い込まれた金額は、当該株式に対して払い込まれたものとして取り扱わないものとする。

（ｂ） すべての配当金は、配当支払対象期間中に当該株式に対して払い込まれた金額に応じて、比例計算により配分され支払われるものとする。

*取締役会は中間配当金を支払うことができる*

取締役会は随時、当行の財政状態により正当化されるものと判断した中間配当金を株主に支払うことができる。取締役会はまた、当行の財政状態によりその支払いが正当化されると判断する場合には、半年ごとまたはその他の期日に、当行の株式に対して一定割合で支払われる配当金を支払うことができる。株式資本が異なるクラスに分かれている場合、取締役会は、配当に関して優先的権利を付与する株式同様、配当に関して劣後もしくは非優先的権利を付与する株式に対しても、中間配当金を支払うことができるが、支払いの時点で優先配当金の未払いがある場合、劣後もしくは非優先的権利を有する株式に対しては中間配当金を支払うことはない。取締役は、誠実に行為した場合には、優先権を付与する株式の保有者に対して、かかる保有者が劣後または非優先的権利を有する株式に対する中間配当金が法律に則って支払われたことにより被るいかなる損失についても責任を負わないものとする。

*払込請求に関する控除*

取締役会は、株式に関して当行が株主に支払う配当金またはその他の金銭から、当行の株式に関して、払込請求またはその他の理由により、当該株主が当行に対して現在支払うべき金銭（もしあれば）をすべて控除することができる。

*現物配当*

配当を宣言する株主総会は、取締役会の提案に基づき、特定の資産、特に他の会社の払込済株式または社債の分配によって、当該配当金の全部もしくは一部の支払いまたは弁済を行うよう、普通決議により指示することができ、取締役会は当該指示を実行するものとする。また、かかる分配に関して何らかの困難が生じた場合、取締役会は適切と認める方法でこれを解決することができ、特に、端数証書を発行し、もしくはいかなる者に対しても端数の売却および譲渡を許可し、または端数を完全に無視することができ、また、取締役会は、当該特定資産の分配価額を定め、分配の公平性を確保するため、そのように定められた価額に基づき、株主に対して現金の支払いを行うことを決定し、かつ、取締役会が適切と認める特定資産を受託者に付与することができる。

*未請求配当金*

配当を宣言した期日から6年間請求されなかった配当金はすべて没収され、当行に復帰するものとする。株式に係る未請求の配当金、利益またはその他未払いの金銭を、取締役会が別の勘定に払い込んだとしても、当行は、それらについての受託者となるものではないものとする。

*解散*

*解散時の現物による分配*

当行が解散する場合、清算人は、当行の特別決議による承認および会社条例（解散および雑則規定）（香港法第32章）で要求されるその他の承認を得て、すべての株主間で、当行の資産の全部または一部（それらが同種の財産から構成されているか否かを問わない。）を現物で分配することができ、その目的のために、上記のように分配される財産について公正であると判断する価額を設定し、株主間または異なるクラスの株主間で、かかる分配をどのように行うかを決定することができる。清算人は、同様の承認を得て、出資者の利益のために、承認を得た清算人が適切と認める信託に基づき、当該資産の全部または一部を受託者に付与することができる。ただし、株主が、負債を抱えた株式またはその他の資産の受入れを強制されることはない。

*任意解散*

取締役会は、当行の名において、または当行を代理して、当行の清算を求める申立てを裁判所に提出する権限を有するものとする。会社条例、会社条例（解散および雑則規定）（香港法第32章）、またはその他関連する規則および規制に別段の定めがない限り、当行が裁判所により解散される、または任意に解散される旨の決議は、特別決議によって可決されるものとする。

*会計記録*

*取締役会は会計帳簿を保管させる*

取締役会は、会社条例に従い、当行の業務状況を真実かつ公正に反映し、その取引を提示および説明するのに十分な会計記録を保管させるものとする。

*会計帳簿の配布*

取締役は、会社条例に従い、随時、会社条例において要求される財務諸表を作成させ、当行の年次株主総会より前に用意させるものとする。また、取締役は、適切であると判断した場合、要約財務報告書を作成させることができる。この要約財務報告書は、会社条例、上場規則、ならびに適用される法律、規則および規制に従い、財務諸表の代わりに株主および／または社債権者に提供されることがある。

財務諸表または要約財務報告書の写しは、総会の少なくとも21日前までに、当行のすべての株主および／または社債権者に、または共同保有の場合は、（場合により）当行の株主名簿および／または社債権者名簿において共同保有に関して最初に記載された株主または社債権者に、会社条例、上場規則、ならびに適用される法律、規則および規制の関連要件に従い、交付または送付されるものとする。当該規定に対する偶発的な不遵守は、総会での議事の手続を無効にするものではない。

当行の株主または社債権者が、会社条例、上場規則、ならびに適用される法律、規則および規制の関連要件に従い、当行のコンピュータ・ネットワーク（当行のウェブサイトを含む。）上での財務諸表または要約財務報告書の公表を、財務諸表または要約財務報告書の写しを送付するという会社条例に基づく当行の義務の履行とみなすことに同意した、または同意したとみなされる場合（当該同意が必要とされる場合、かつその範囲内において）、会社条例および上場規則の公表要件およびその他の要件（もしあれば）を遵守することを条件として、当行が総会の少なくとも21日前までに当行のコンピュータ・ネットワーク（当行のウェブサイトを含む。）上に財務諸表または要約財務報告書を掲載することで、当行の各株主または各社債権者に対して、上記前段落に基づく当行の義務を履行したものとみなされる。

## 2 【外国為替管理制度】

現時点では、香港は外国為替管理制限を行っていない。

## 3 【課税上の取扱い】

*以下は、社債の元利金およびその他の支払いに関連する本書提出日現在の香港における税効果を、社債を保有する者（法人、個人を問わない。）が税法上香港の居住者ではないことを前提として要約したものである。この要約は本書の日付時点で有効な法律に基づいており、かつ一般的な情報提供のみを目的にし*

*ている。この要約は社債の取得、保有、または処分に伴って発生する香港のすべての税効果の完全な分析を意図したものではなく、かつ法律上もしくは税務上の助言を意図したものではなく、またそのように解してもならない。投資を検討している者は、社債の取得、保有または処分に伴って発生する香港の税効果に関し税務顧問に相談する必要がある。*

**源泉税**

香港では本社債の元利金の支払いまたは本社債の売却に係るキャピタル・ゲインに関していかなる源泉税も課税されない。

**利益税**

香港では、香港で通商、職業もしくはビジネスに従事しているあらゆる者に対し、香港でのかかる通商、職業もしくはビジネスから発生するか、またはそれらから派生する利益（資本資産の売却に起因した利益を除く。）に関する利益税が課税される。

以下のいずれかの状況に該当する場合には、本社債に係る利息は香港での通商、職業もしくはビジネスから香港において発生するか、またはそれらから派生する利益とみなされる場合がある。

（ⅰ） 本社債に係る利息が香港に由来し、香港で通商、職業もしくはビジネスに従事する会社が利息を受け取るか、またはかかる法人に対して利息が発生する場合、

（ⅱ） 本社債に係る利息が香港に由来し、香港で通商、職業もしくはビジネスに従事する者（法人を除く。）が利息を受け取るか、またはかかる者に対して利息が発生し、かつ当該通商、職業もしくはビジネスの資金に関する場合、

（ⅲ） 本社債に係る利息が金融機関（内国歳入条例（香港法第112章）（以下「IRO」という。）で定義されている。）によって受領されるか、または当該金融機関に対して発生し、かつかかる利息が当該金融機関の香港でのビジネスを通じて発生しているか、または当該ビジネスの遂行に起因して発生している場合、または

（ⅳ） 本社債に係る利息が会社（金融機関を除く。）によって受領されるか、または当該会社に対して発生し、かつかかる利息が当該会社のグループ間ファイナンス事業（IRO第16(3)条の意味における）を通じて発生しているか、または香港における当該事業の遂行に起因して発生している場合。

利益税（受取利息）課税免除命令に従い、とりわけ（銀行条例（香港法第155章）（以下「銀行条例」という。）第2条の意味における）香港で公認されている金融機関に預託された預金（表示通貨を問わず、また、当該預金が預金証書によって証されているか否かを問わない。）に関し、金融機関以外の者に対して発生する受取利息は香港の利益税の支払いを免除されている。ただし、この免除規定は一定の状況で借り入れられた金銭を担保または保証するために利用される預金には適用されない。社債の発行に関する目論見書が会社条例（清算およびその他雑則条項）（香港法第32章）に基づいて登録されていない限り、当行による社債の発行は上記の支払免除規定が適用される預金に該当すると見込まれる。

本社債の売却、処分および償還によって、金融機関に受領されるか、または金融機関に対して発生する金額は、金融機関の香港でのビジネスを通じて発生しているか、または当該ビジネスの遂行に起因して発生している利益または収益である場合、香港の利益税の課税対象となる。本社債の売却、処分またはその他の償還によって、会社（金融機関を除く。）によって受領されるか、または会社に対して発生する金額は、会社の香港でのグループ間ファイナンス事業（IRO第16(3)条の意味における）を通じて発生しているか、または当該事業の遂行に起因して発生している利益または収益である場合、香港の利益税の課税対象となる。

本社債の売却、処分または償還により得られる金額は、香港で通商、職業もしくはビジネスに従事する者（金融機関を除く。）が受領するか、またはかかる者に対して発生し、かつ当該金額が香港に由来する場合、別途の免除がない限り、香港の利益税の課税対象となる。当該金額の源泉地は、通常、社債が取得または処分される方法によって判断される。

さらに、2024年1月1日より、香港における国外源泉所得免税制度の各種改正（以下「FSIE改正」という。）により、香港で通商、職業もしくはビジネスに従事しているMNE事業体（FSIE改正で定義されてい

る。）に由来する一定の特定国外源泉所得（香港の域外において生じ、またはそこから派生する利息、配当、譲渡益または知的財産所得を含む。）は、香港で受領された場合、香港において生じ、またはそこから派生するものとみなされ、香港の利益税の課税対象になる。FSIE改正は、一定の国外源泉所得に関する二重課税の救済措置および経過措置についても定めている。

一定の状況においては、香港の利益税の免除（優遇税率等）が適用される場合がある。投資家は、免除の自己の状況への適用可能性について、各自の税務顧問に相談する必要がある。

**印紙税**

社債が無記名式で発行されるとき、以下のいずれかに該当する場合には、印紙税を支払う必要はない。

（ⅰ） かかる社債が、香港の通貨以外の通貨で表示され、いかなる状況においても香港の通貨で償還されることがない場合。

（ⅱ） かかる社債が、借入資本を構成している場合（印紙税条例（香港法第117章）（以下「印紙税条例」という。）で定義されている。）。

印紙税を支払う必要がある場合、当該社債の発行について当行により、当該社債の発行時の市場価額の3%の税率で支払われる。社債が、その後、無記名式で譲渡された場合には、印紙税を支払う必要はない。

社債が記名式で発行されるときに印紙税を支払う必要はない。

社債が記名式で譲渡されるとき、当該譲渡を香港で登録する必要がある場合には、印紙税を支払わなくてはならない可能性がある。ただし、社債が記名式で譲渡されるとき、以下のいずれかに該当する場合には、印紙税を支払う必要はない。

（ⅰ） 当該社債が、香港の通貨以外の通貨で表示され、いかなる状況においても香港の通貨で償還されることがない場合。

（ⅱ） 当該社債が、借入資本を構成している場合（印紙税条例で定義されている。）。

上記にかかわらず、規制資本証券（IRO第17A条に定義される。）の譲渡については、印紙税は課されない。

2023年11月17日より、香港で登録が義務付けられている社債が記名式で譲渡されるときに印紙税が課され、かつその他の免除の対象とならない場合、通常、対価の金額または市場価額のいずれか高い金額を参照して、税率0.2%で（そのうち0.1%を売主が、および0.1%を買主が）支払う必要がある。さらに、社債を記名式で譲渡するとき、当該譲渡を香港で登録する必要がある場合には、譲渡する各商品につき固定レート5香港ドルを支払う必要がある。

## 4 【法律意見】

当行の香港における法律顧問であるディーコンズより、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

（ⅰ） 当行は、2014 年 3 月 3 日より前に施行されていた旧会社条例に基づき適法に設立され、当該意見書の日付現在、会社条例に基づき、香港において有限責任で有効に存続している。

（ⅱ） 当行は、有価証券届出書の提出を承認するために当行として必要なすべての行内手続を完了しており、有価証券届出書の提出は、当行の通常定款および香港において現在施行されており、当行に適用されるいかなる法律にも違反しない。

（ⅲ） 当行は、有価証券届出書に記載された本募集を承認するために当行として必要なすべての行内手続を完了しており、有価証券届出書に記載された本募集は、当行の通常定款および香港において現在施行されており、当行に適用されるいかなる法律にも違反しない。

（ⅳ） 有価証券届出書の「会社制度等の概要」、「外国為替管理制度」および「課税上の取扱い」に記載されている記述は、当該記載で言及されている香港の法令の特定の規定を要約した記載である限りにおいて、すべての重要な点において当該規定を公正に要約している。

# 第２【企業の概況】

## １【主要な経営指標等の推移】

以下の表には、表示期間／日における事業運営に関する主要な指標の一定の推移が記載されている。

**最近３連結事業年度に係る主要な経営指標等の推移**

| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|---|---|---|---|
| | （単位：百万香港ドル） | | |
| **収益性** | | | |
| 減損損失控除前営業利益 | 11,314 | 11,345 | 11,198 |
| 親会社株主に帰属する純利益 | 4,118 | 4,608 | 3,501 |
| **貸借対照表** | | | |
| 顧客に対する貸付金および貿易手形の合計 | 532,484 | 534,387 | 552,726 |
| 資産合計 | 860,361 | 877,759 | 920,993 |
| 顧客からの預金および発行済譲渡性預金の合計 | 656,216 | 664,671 | 729,613 |
| 資本合計 | 108,326 | 105,739 | 105,631 |
| **１株当たり利益および１株当たり配当金** | | | |
| 基本的利益 | 1.32香港ドル | 1.52香港ドル | 1.22香港ドル |
| 配当金 | 0.54香港ドル | 0.69香港ドル | 0.61香港ドル |
| **主要比率** | | | |
| 平均資産利益率(1) | 0.4% | 0.5% | 0.4% |
| 平均株主資本利益率(2) | 3.6% | 4.0% | 3.1% |
| 費用収益比率(3) | 45.5% | 45.9% | 46.7% |
| 貸付預金比率(4) | 81.1% | 80.2% | 75.3% |
| 貸付金の減損比率(5) | 2.69% | 2.72% | 2.69% |
| 平均流動性カバレッジ比率 | | | |
| －第１四半期 | 182.9% | 213.1% | 190.3% |
| －第２四半期 | 208.9% | 271.0% | 176.5% |
| －第３四半期 | 191.4% | 247.0% | 169.7% |
| －第４四半期 | 201.5% | 204.6% | 182.8% |
| 普通株式等Tier 1資本比率(6) | 17.3% | 17.7% | 24.7% |
| Tier 1資本比率(6) | 19.4% | 18.7% | 24.7% |
| 資本比率合計(6) | 22.0% | 22.3% | 28.2% |

（注1） その他Tier 1資本の保有者への分配金を控除後の親会社株主に帰属する当期利益／前年度末残高を含む当期の資産合計の月次平均残高。

（注2） その他Tier 1資本の保有者への分配金を控除後の親会社株主に帰属する当期利益／前年度末残高を含む親会社株主に帰属する当期資本合計の月次平均残高。

（注3） 営業費用／営業収益。

（注4） 顧客に対する貸付金の総額／顧客からの預金および発行済譲渡性預金の総額。

（注5） 顧客に対する減損貸付金の総額／顧客に対する貸付金の総額。

（注6） 銀行（資本）規則に基づき、連結ベースで算出されている。

## ２【沿革】

1918年の創業以来、東亜銀行は香港の地域社会、とりわけ中小企業に対し、専門的な銀行サービスを提供することに尽力してきた。東亜銀行は1920年に上海に中国本土初の支店を開設し、それ以来、中国本土で事業を展開し続けている。東亜銀行の株式は、1920年代初頭に香港の地方証券取引所で取引を開始した。

1975年、東亜銀行はバンク・オブ・アメリカと提携し、「イースト・アジア・バンクアメリカード／VISA」と呼ばれる初めての香港ドル建てのクレジットカードを発行した。1979年、東亜銀行と中国銀行との間で外貨建てクレジットカード決済サービスに関する合意が結ばれたことを受けて、「イースト・アジア・バンクアメリカード／VISA」は、中国本土で利用可能な初のクレジットカードとなった。

東亜銀行は、香港およびマカオにおけるATMネットワークの構築を目的として設立されたジョイント・エレクトロニック・テラー・サービシズ・リミテッド（以下「JETCO」という。）の設立メンバーの1つである。また、東亜銀行は、販売拠点における電子送金を円滑化するために設立された香港のEPSカンパニー（香港）

リミテッド（以下「EPSCO」という。）の設立メンバーの1つでもある。1999年、東亜銀行は完全子会社であるイースト・アジア・セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド（以下「イースト・アジア・セキュリティーズ」という。）を通じて、香港の銀行として初めてオンライン株式取引を開始した。東亜銀行はまた、受賞歴のあるインターネットバンキング・サービスを通じて、顧客に包括的なデジタルバンキング・サービスを提供した香港初の銀行でもある。

2008年、東亜銀行（中国）は、中国本土で人民元建てデビットカードおよび人民元建てクレジットカードを発行した初の外資系銀行となった。

2009年6月、東亜銀行は、フンダシオン・バンカリア・カイシャ・デスタルヴィス・イ・ペンシオネス・デ・バルセロナ（以下「ラ・カイシャ」という。）が支配するスペインの上場持株会社であるクリテリア・カイシャコープ・エス・エー（2011年6月30日に「カイシャバンク・エス・エー」に社名変更した。）（以下「カイシャバンク」という。）との間で、一連の戦略的提携契約を締結した。これらの契約により東亜銀行は、資金調達だけでなくクロスボーダー・リファーラル、研修およびノウハウの移転といったカイシャバンクの豊富なリソースを活用して、事業のさらなる発展を図ることが可能となった。また、「ラ・カイシャ」グループとの提携は、スペイン、欧州、ラテンアメリカにおける金融業界への東亜銀行のアクセスを強化するとともに、アジア太平洋地域における潜在的な共同事業開発の機会を創出するものである。

2009年7月、東亜銀行（中国）は、現地法人化された外資系銀行として初めて、人民元建てリテール債券を発行し、香港における初めての人民元建て債券発行を通じて40億人民元を調達した。2009年9月、東亜銀行（中国）は、クロスボーダー人民元貿易決済サービスにおける「国内決済銀行」および「国内代理銀行」の資格を取得し、初のクロスボーダー人民元貿易決済取引を完了した。2010年11月、東亜銀行（中国）は、外国直接投資に関する初のクロスボーダー人民元取引を完了した。

2013年6月、東亜銀行（中国）は、中国本土において国内投資信託の販売免許を付与された第一陣の外資系銀行の1つとなった。2014年2月、東亜銀行（中国）は、中国人民銀行（以下「PBOC」という。）から決済機関のための準備銀行として認可を受けた初の外資系銀行となった。2015年10月、東亜銀行（中国）は、クロスボーダー銀行間決済システムの直接参加銀行としての資格を取得した最初の外資系銀行の1つとなった。

2017年12月、イースト・アジア前海セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド（以下「EA前海セキュリティーズ」という。）は、中国証券監督管理委員会から営業開始の認可を取得した。東亜銀行はEA前海セキュリティーズの筆頭株主であり、49%の株式を保有している。EA前海セキュリティーズは深圳市前海に設立され、発行済資本金は15億人民元である。EA前海セキュリティーズは、中国と香港およびマカオとの間の「経済連携緊密化協定（CEPA）」の第10次補足協定に基づき設立された、数少ない完全認可証券会社の1つである。

東亜銀行（中国）は前海に進出した最初の外資系銀行として、2013年7月に先陣を切って前海出張所を開設し、同地区の発展のために支援し、サービスを提供することに注力した。2018年7月、東亜銀行（中国）は外資系銀行として初めて前海における正式な支店開設の認可を取得し、その後2024年11月に深圳支店と統合された。

2024年1月、前海のBEAタワーが正式にオープンした。グレーターベイエリアにおける新たな戦略的拠点として、同地域で急速に拡大する金融ニーズに対応するとともに、顧客へのシームレスなクロスボーダー・サービスの提供を可能にしている。また、BEAタワーには東亜銀行のフィンテック・プラットフォームである「BEAST（BEA + Startups）」も所在しており、当行と中国本土の活気あるフィンテック・コミュニティを結びつけている。BEAST前海は、共同で創出されたソリューションを通じて東亜銀行とその顧客に利益をもたらすとともに、より広範なグループ内の連携も促進している。

## ３【事業の内容】

### はじめに

1918年に設立された東亜銀行は、香港証券取引所に上場している香港を拠点とする大手金融サービスグループである。

当行グループは、多様な顧客層に対し、ホールセール・バンキング、個人向けバンキング、金融サービスおよび保険サービスなどの幅広いサービスを提供している。当行グループの商品およびサービスには、シンジケート・ローン、貿易金融、預金受け入れ、外貨預金、送金、住宅ローン、消費者ローン、クレジット

カード、インターネットバンキング、個人向け投資およびウェルス・マネジメント・サービス、プライベート・バンキング、人民元関連サービス、外国為替証拠金取引、証券仲介サービス、および強制積立年金サービス（以下「MPFサービス」という。）などが含まれる。

東亜銀行は、中国本土において現地法人化された銀行の設立について認可を受けた最初の外資系銀行の1つである。現地法人化された銀行であり、かつ東亜銀行の完全子会社である東亜銀行（中国）は、2007年3月20日に国家金融監督管理総局から金融機関営業許可証を、2007年3月29日に国家工商行政管理総局から営業許可証を取得し、2007年4月2日に正式に営業を開始した。東亜銀行（中国）は、顧客に対し、人民元および外貨による幅広いバンキング・サービスを提供しており、それには個人向けバンキングおよびウェルス・マネジメント、融資および貸付、デビットカードおよびクレジットカード、サイバーバンキングおよびキャッシュ・マネジメント、投資商品およびデリバティブ商品、生命保険および損害保険の代理サービス、送金および決済、人民元のクロスボーダー事業、貿易金融、サプライチェーン・ファイナンス、スタンドバイ信用状、銀行保証、ならびに国内投資信託の販売などが含まれるが、これらに限定されない。

## 事業概要

東亜銀行は、多様な顧客層に対して、ホールセール・バンキング、個人向けバンキング、金融サービスおよび保険サービスなどの幅広いサービスを提供していることで長年にわたり知られている。東亜銀行の商品およびサービスには、シンジケート・ローン、貿易金融、預金受け入れ、外貨預金、送金、住宅ローン、消費者ローン、クレジットカード、インターネットバンキング、個人向け投資およびウェルス・マネジメント・サービス、プライベート・バンキング、人民元関連サービス、外国為替証拠金取引、証券仲介サービス、ならびにMPFサービスなどが含まれる。

2026年6月30日現在、東亜銀行は香港に47の支店、41のシュプリームゴールド・センター、および3つのアイ・フィナンシャル・センターを展開している。東亜銀行はJETCOの設立メンバーであり、2026年6月30日時点で、JETCOは香港およびマカオ全域に約3,000台のATMを設置している。また、東亜銀行はEPSCOの設立メンバーの1つでもあり、EPSCOは香港、マカオおよび深圳の30,000か所を超える加盟店においてデビットカード取引の処理を行っている。

2026年6月30日現在、上海に本部を置く東亜銀行（中国）は、中国本土全域にわたり38都市に29の支店および28の出張所を展開している。東亜銀行（中国）は、すべての顧客に対して幅広い人民元建ておよび外貨建てのバンキング・サービスを提供している。サービス内容には、個人向けバンキングおよびウェルス・マネジメント、融資および貸付、デビットカードおよびクレジットカード、サイバーバンキングおよびキャッシュ・マネジメント、投資商品およびデリバティブ商品、生命保険および損害保険の代理サービス、送金および決済、人民元のクロスボーダー事業、貿易金融、サプライチェーン・ファイナンス、スタンドバイ信用状、銀行保証ならびに国内投資信託の販売などが含まれるが、これらに限定されない。

2026年6月30日現在、東亜銀行はマカオ、台湾、東南アジア、英国および米国にも拠点を構えている。

以下の表は、2023年、2024年および2025年の12月31日に終了した各年度における、当行グループの事業セグメント別の営業収益および税引前利益を示したものである。

| | 営業収益 | | |
|---|---|---|---|
| | 12月31日に終了した年度 | | |
| | 2023年 | 2024年 | 2025年 |
| | （単位：百万香港ドル） | | |
| 香港事業[1] | | | |
| 個人向けバンキング[2] | 6,842 | 7,014 | 7,004 |
| ホールセール・バンキング[3] | 3,564 | 3,336 | 3,457 |
| トレジャリー・マーケッツ[4] | 1,310 | 1,622 | 1,637 |
| ウェルス・マネジメント[5] | 941 | 1,056 | 1,340 |
| その他[6] | 94 | 101 | 228 |
| 中国本土事業[7] | 5,060 | 5,079 | 4,948 |
| 海外、マカオおよび台湾事業[8] | 2,839 | 2,808 | 2,604 |
| コーポレート・マネジメント[9] | 126 | (10) | (161) |
| セグメント間相殺 | (30) | (27) | (38) |
| **合計** | **20,746** | **20,979** | **21,019** |

| | 税引前利益／（損失） | | |
|---|---|---|---|
| | 12月31日に終了した年度 | | |
| | 2023年 | 2024年 | 2025年 |
| | （単位：百万香港ドル） | | |
| 香港事業[1] | | | |
| 個人向けバンキング[2] | 4,918 | 5,121 | 5,053 |
| ホールセール・バンキング[3] | (573) | (377) | (723) |
| トレジャリー・マーケッツ[4] | 1,211 | 1,366 | 1,422 |
| ウェルス・マネジメント[5] | 281 | 290 | 849 |
| その他[6] | (2,374) | (2,618) | (3,269) |
| 中国本土事業[7] | 54 | 64 | (316) |
| 海外、マカオおよび台湾事業[8] | 1,667 | 2,004 | 1,672 |
| コーポレート・マネジメント[9] | 126 | (10) | (161) |
| セグメント間相殺 | – | – | – |
| **合計** | **5,310** | **5,840** | **4,527** |

（注1） 香港事業には、香港のバンキング業務およびその他の事業が含まれており、これらは以下の報告セグメントに分類される。

（注2） 個人向けバンキングには、支店業務、個人向けデジタルバンキング、消費者金融、不動産ローン、MPF事業およびクレジットカード事業が含まれる。

（注3） ホールセール・バンキングには、法人向け融資およびシンジケート・ローン、資産担保貸付、商業貸付、証券貸付ならびにコルレス銀行および法人との貿易金融業務が含まれる。

（注4） トレジャリー・マーケッツには、トレジャリー業務および証券取引が含まれる。

（注5） ウェルス・マネジメントには、プライベート・バンキング事業、投資商品および投資アドバイザリー業務ならびに証券および先物仲介業務が含まれる。

（注6） その他には、主に香港で事業を展開する子会社による信託事業や、香港事業を支えるその他の部門が含まれる。

（注7） 中国本土事業には、主に香港における中国本土事業のためのバックオフィス部門ならびに中国本土で事業を展開するすべての子会社および関連会社が含まれる。ただし、中国本土において香港事業のためにデータ処理やその他のバックオフィス業務を行う子会社を除く。

（注8） 海外、マカオおよび台湾事業には、主に香港における海外、マカオおよび台湾事業のためのバックオフィス部門ならびにマカオ支店、台湾支店および海外で事業を展開するすべての支店、子会社および関連会社が含まれる。

（注9） コーポレート・マネジメントは、東亜銀行が発行した貸付資本に係る規制資本コストを吸収するとともに、東亜銀行が発行した資本性金融商品によって資金調達された事業活動から生じる受取利息を香港事業から受け取る。

以下の表には、表示日時点または表示期間における特定の財務データおよび関連する指標が記載されている。

| | 12月31日現在または12月31日に終了した年度 | | |
|---|---|---|---|
| | 2023年 | 2024年 | 2025年 |
| | （単位：百万香港ドル、％を除く。） | | |
| 資産合計 | 860,361 | 877,759 | 920,993 |
| 顧客からの預金および発行済譲渡性預金の合計 | 656,216 | 664,671 | 729,613 |
| 顧客に対する貸付金および貿易手形の合計[1] | 532,484 | 534,387 | 552,726 |
| 営業収益合計 | 20,746 | 20,979 | 21,019 |
| 親会社株主に帰属する利益 | 4,118 | 4,608 | 3,501 |
| 平均資産利益率 | 0.4% | 0.5% | 0.4% |
| 平均株主資本利益率 | 3.6% | 4.0% | 3.1% |
| 貸付預金比率 | 81.1% | 80.2% | 75.3% |
| 普通株式等Tier 1資本比率 | 17.3% | 17.7% | 24.7% |
| 資本比率合計 | 22.0% | 22.3% | 28.2% |

（注1） 顧客に対する貸付金および貿易手形の合計は、減損引当金控除前の総額である。

## 香港

### 住宅ローン

本書の日付現在、香港における住宅ローン（ホーム・オーナーシップ・スキーム（以下「HOS」という。）、民間セクター参加スキーム、およびテナント・パーチェス・スキーム（以下「TPS」という。）に基づくマンション購入ローン、ならびにその他の住宅用不動産の購入のためのローンを含む。）は、当行グループの顧客向け貸付総額において最も重要なセグメントの1つを占めている。

住宅ローンの大部分は、香港の住宅を購入し、その物件に自ら居住する意向のある購入者に対して提供されており、これには、低所得世帯の住宅購入を支援するために、香港特別行政区政府がHOSおよびTPSの下で保証する融資も含まれる。その他の住宅ローンは、投資目的や借換えのために住宅を購入する個人に対して提供されている。

住宅ローンの融資はすべて、当該不動産に対する第一順位抵当権によって担保されており、状況によっては、当行グループが追加の担保として個人保証を求める場合もある。当行グループは、プライムレート連動型変動金利やHIBOR連動型変動金利の住宅ローン・プランなど、分割返済が可能な様々な住宅ローンのプランを提供している。当行グループは、香港のほとんどの不動産開発業者と緊密な関係を築いており、これにより当行グループは、住宅ローンおよび商業用不動産ローンの融資業務を相当規模で獲得することができている。

### 貿易金融

貿易金融は、短期融資、輸入担保荷物保管証、売掛金担保融資、輸出信用、パッキングローン、船積保証、あらゆる種類の信用状の発行およびファクタリング・ファシリティを通じて、企業の運転資金ニーズに対応するための融資およびサービスからなる。

当行グループの貿易金融サービスの顧客層は、中小企業から多国籍企業まで多岐にわたる。貿易金融による融資は、不動産の抵当権設定やその他の担保を条件とする有担保方式、または無担保方式で行われる。東亜銀行は、最新の市場動向を常に把握し、市場の変化を積極的に活用することで、顧客のニーズに応える新規または改良された貿易金融商品を提供するよう努めている。

香港の貿易金融セクターは十分に発展しており、そのため当行グループは中国本土におけるネットワークを活用し、増加するクロスボーダー顧客に対して貿易金融サービスを展開することを目指している。

### 消費者金融

当行グループは、個人顧客の多様な金融ニーズに合わせた担保付および無担保の消費者金融ソリューションを幅広く提供している。様々な顧客プロファイルや当行グループのリスク選好に合わせて、当行グループの融資プログラムでは、信用状況に応じた個別金利設定や柔軟な返済オプションを採用している。顧客は、東亜銀行の支店ネットワーク、専用サービスホットライン、ならびにオンラインおよびモバイルバンキング・プラットフォームを通じて、これらの商品に手軽にアクセスすることができる。

### クレジットカード

クレジットカード分野において、当行グループは幅広い市場セグメントを対象に、クレジット・ラインやカードへの現金チャージ・サービスを提供している。当行グループの幅広いクレジットカード・ポートフォリオには、富裕層向けのセンテニアル・ワールド・エリート・マスターカードや高所得者層向けのステータスカードから、BEAワールド・マスターカード、若年層向けのBEAゴール・カード、中国本土向けのユニオンペイ・クレジットカード、さらには専門職や学生向けにカスタマイズされた各種アフィニティカードといった専門的な商品までもが含まれている。これらの商品は、ターゲットを絞った価値提案を通じて特定の顧客層を取り込むよう戦略的に設計されている。

成長および顧客獲得を推進するため、当行グループは、飲食、エンターテインメントや旅行といった影響力の大きい支出分野に報酬および投資戦略の重点を置いており、特にグレーターベイエリアおよび海外での取引に注力している。

**保険**

東亜銀行はAIAの指定保険代理店であり、生命保険および損害保険の多種多様な商品を提供している。東亜銀行のAIAとのバンカシュアランス・パートナーシップは、当行グループの販売網の強みと香港における膨大な顧客基盤を効果的に活用し、新規および既存の顧客に対するクロスセリングの機会を創出している。

**MPF サービスおよびその他の受託者サービス**

1999年10月、東亜銀行の完全子会社であるバンク・オブ・イースト・アジア（トラスティーズ）リミテッド（以下「東亜銀行（信託）」という。）は、香港の強制退職積立金制度条例（第485章）（以下「MPF制度条例」という。）に基づき、認定受託者のステータスを付与された。当行グループは、この子会社を通じて、雇用主ならびに従業員および自営業者を含む制度加入者に対し、受託サービス、投資運用サービスおよび保管サービスを含む、幅広いMPF関連サービスを提供している。東亜銀行（信託）は、MPF制度条例に基づき香港において「マスター・トラスト制度」および「業界別制度」の両方を提供するライセンスを保有する2社の認定受託者のうちの1つである。

MPFサービスに加え、東亜銀行（信託）は個人および法人の顧客向けに、幅広い受託者サービスを提供している。東亜銀行（信託）は、遺言執行者、遺産管理人および商取引におけるエスクロー代理人としての役割を担っている。さらに、東亜銀行（信託）は、香港に資産を保有する国際遺産に関する法定代理人としての業務の管理を行うほか、慈善財団、従業員株式付与制度、投資ファンド、住宅維持管理基金およびユニット型投資信託の受託者としての機能も担っている。主なサービスには、裁量型、議決権留保型、スタンドバイ型といった信託構造を備えた専門的な個人向け家族信託に加え、IPO前の信託や従業員持株制度（ESOP）などの法人向け信託ソリューションも含まれている。

**デジタルバンキング・サービス**

東亜銀行のデジタルバンキング・プラットフォームは、顧客の口座開設、残高照会、電子明細書および電子通知、カードレスの現金引出し、個人情報の変更、資金振替、外国為替送金、定期預金の新規開設および更新、請求書支払い、デビットカード／クレジットカードの管理およびボーナス・ポイントの景品への交換、消費者金融および住宅ローンサービス、株式および金の取引、ユニット型投資信託の契約および償還、仕組み投資商品の購入、電子新規公開株および有価証券の資金調達、損害保険の加入、ならびにMPF口座の照会など、幅広い電子バンキング・サービスを提供している。

**二国間融資およびシンジケート融資**

当行グループの法人向け融資業務には、企業の一般的な資金調達ニーズ、不動産開発、不動産投資および合併・買収（以下「M&A」という。）活動ならびにプロジェクト・ファイナンスへの融資が含まれる。借入先の大部分は、香港の中堅企業から大企業、ならびに中国本土の国有企業および民間企業であり、これらの企業は、香港および中国本土における一般的な運転資金や資金調達ニーズを賄うために資金を活用している。

当行グループは、香港のシンジケート・ローン市場において、アレンジャーまたは参加銀行としての役割を担っている。当行グループのシンジケート・ローンの大半は、不動産開発および不動産投資を手掛ける香港および中国の企業、現地のコングロマリット、ならびに中国本土の大手の民間企業または国有企業に対して提供されている。また、当行グループはクラブディール・ファシリティにおいて共同アレンジャーとしての役割も担っている。

当行グループが関与するプロジェクト・ファイナンスの大部分は、求償権付で提供され、対象となるプロジェクトを担保としている。通常、東亜銀行の法人向け融資の平均満期は最長5年であり、建設ローンについては建設プロジェクトの完工までが返済期間となる。ローン・トゥ・バリュー・レシオ（LTV）は、規制要件に準拠し、案件ごとに個別に決定される。プロジェクト・ファイナンスの場合、融資は一般的に対象となる不動産を担保とし、かつ当該不動産プロジェクトから生じるすべての債権に対する先取特権が設定される。当行グループは、リスクに見合ったより高いリターンを追求するため、中規模から大規模の借り手を対象としてきた。

**ウェルス・マネジメント**

東亜銀行のウェルス・マネジメント部門は、プライベート・バンキング部（以下「東亜銀行プライベート・バンキング」という。）、投資商品およびアドバイザリー部、ウェルス・マネジメント・オペレーション部、イースト・アジア・セキュリティーズ（以下「EAS」という。）、およびイースト・アジア・フューチャーズ（以下「EAF」という。）で構成されている。同部門は、富裕層向けにカスタマイズされた、包括的かつ総合的なウェルス・マネジメント商品およびソリューションを提供している。

東亜銀行の資産投資サービスの基盤として、ウェルス・マネジメント部門は、資産の形成および蓄積から保全および相続計画に至るまで、顧客の資産形成のあらゆる段階において専門的なアドバイスを提供し、変化し続ける顧客の金融ニーズに応えることに注力している。同部門は、多様な財務目標に応えるべく設計された幅広いサービスおよび商品を提供している。これには、株式、債券および投資信託といった従来の選択肢から、ストラクチャード商品、オルタナティブ投資およびプレミアム・ファイナンスといった高度な商品に及ぶ資本市場、投資およびバンキングに係るソリューションが含まれる。

2005年に設立された東亜銀行プライベート・バンキングは、大中華圏およびその域外の富裕層にサービスを提供する、国内有数のプライベート・バンクである。2023年以降、当行グループはシンガポールにウェルス・マネジメント・センターを開設し、事業領域を拡大している。東亜銀行プライベート・バンキングは、その広範な地域ネットワークを活用し、当行グループの存在感および認知度を高めている。成長に注力する東亜銀行は、顧客のますます高度化するニーズに応えるため、営業体制の拡充および商品ラインナップの多様化を継続している。今後、当行グループは、付加価値の高いサービスを提供しつつ、事業の成長の原動力となる革新的な機会を模索していく予定である。

2009年に設立された投資商品およびアドバイザリー部は、東亜銀行プライベート・バンキングをはじめ、東亜銀行（中国）を含む東亜銀行のリテール・バンキング部門およびホールセール・バンキング部門に対する投資商品、アドバイザリー業務および執行サービスの提供において中心的な役割を果たしている。投資商品およびアドバイザリー部は、証券、外国為替、運用商品および仕組み商品に焦点を当てた専門の商品管理チームで構成されている。さらに、専任チームが商品の導入、執行効率およびリスク管理を統括している。また、投資商品およびアドバイザリー部には、当行の投資見解を策定する役割を担う独立したリサーチおよび戦略部門も設置されている。

1985年に設立され、東亜銀行が完全所有するEASは、証券先物委員会に登録された認可企業である。EASは香港証券取引所の参加者であり、チャイナ・コネクトの取引参加者でもある。EASは、マスマーケット、プロ投資家および機関投資家向けに、証券仲介業務、上場企業向けサービス、リサーチおよび付加価値サービスを提供している。同社はまた、信用取引、アルゴリズム取引および世界の株式市場へのアクセスも提供している。

1989年に設立され、東亜銀行の完全子会社であるEAFは、香港先物取引所の取引参加者である。EAFは、現地の株式オプションおよび先物取引において、専門的な取引サービスを提供している。

当行グループのウェルス・マネジメントにおける使命は、顧客の高度なニーズに応える、デジタル化されたデータ駆動型で高品質な投資商品を提供することである。これを実現するため、東亜銀行はオープンアーキテクチャ・プラットフォームを通じて商品ラインナップを積極的に拡充するとともに、データ駆動型のオムニチャネル・アプローチにより、独自の市場見解や投資インサイトの提供を洗練させ、継続的なデジタルトランスフォーメーションを通じて顧客体験の向上を図っている。

**株式仲介**

当行グループは、顧客に対して提供する従来のバンキング商品およびバンキング・サービスに加えて、株式および先物の仲介業務も行っている。株式仲介業務ならびにハンセン指数先物、オプションおよびその他のデリバティブ商品の取引は、東亜銀行およびその完全子会社であるイースト・アジア・セキュリティーズおよびイースト・アジア・フューチャーズ・リミテッドを通じて、顧客の注文執行を代行する形で行われている。

## 中国本土

2026年6月30日現在、東亜銀行の完全子会社であり、上海に本部を置く東亜銀行（中国）は、上海、北京、天津、ハルビン、大連、瀋陽、青島、石家荘、鄭州、ウルムチ、杭州、南京、蘇州、成都、重慶、武漢、合肥、西安、深圳、広州、珠海、アモイ、長沙、昆明、寧波、済南、福州、南寧および南昌に29の支店を運営し、さらに中華人民共和国内の38都市をカバーする28の出張所を運営している。東亜銀行（中国）は、グレーターベイエリア内の中国本土9都市（東莞、仏山、広州、恵州、江門、深圳、肇慶、中山および珠海を含む。）をカバーする18の拠点を運営している。

中国本土市場での存在感を高めるため、当行グループは新たなビジネスチャンスを積極的に活かしつつ、製品およびサービスの範囲を拡大している。東亜銀行（中国）の戦略的重点は、安定した資金基盤を確保し、銀行間借入に関連するコストを最小限に抑えるため、人民元預金（特に低コストの預金）の伸びを促進することに置かれている。ただし、預金の伸びには、経済および政治の情勢、金利自由化、代替的な投資オプション（政府や企業が発行する証券など）の有無、ならびに個人顧客の貯蓄に対する意識など、いくつかの要因が影響を及ぼす。

ビジネスポテンシャルの高い地域により適切に対応するため、東亜銀行（中国）は、リソースの配分および活用を最適化し、個人向けバンキングの強化を図っている。この取組みの一環として、一部の営業拠点が戦略的に再配置された。一部の営業拠点ではホールセール・バンキングおよび個人向けバンキングの両方を提供している一方、その他の拠点では、基本的な個人向けバンキング・ソリューションも提供する拠点も多くあるものの、主にホールセール・バンキング業務に重点を置いている。

東亜銀行（中国）は、ソフトウェアおよびデジタル・サービス、電子機器および電気製品、ハイエンド機器製造、ヘルスケア、ならびに自動車および自動車部品といった選定された戦略的セクターにおける信用エクスポージャーの拡大を引き続き重視している。さらに東亜銀行（中国）は、グリーン・ファイナンスにおいて生じる機会を積極的に捉えてきた。

## 海外、マカオおよび台湾

当行グループは、現地コミュニティのバンキング・ニーズに応え、中国本土、香港およびその他のアジア地域からの顧客の海外投資需要を支援することを目的として、海外、マカオ、台湾における事業を開始した。マカオや台湾に加え、当行グループは、華僑が多く居住する都市においても事業領域を拡大することを目指している。以下の表には、2026年6月30日現在の香港および中国本土以外の地域における東亜銀行の拠点を記載している。

| 国および地域 | 所在地 | 開設年 |
|---|---|---|
| マレーシア | クアラルンプール代表事務所 | 1997年 |
| シンガポール | シンガポール支店 | 1952年 |
| 米国 | ニューヨーク支店およびロサンゼルス支店 | 1984年および1991年 |
| 英国 | ロンドン支店、バーミンガム支店およびマンチェスター支店 | 1990年、1997年および2013年 |
| 台湾、中国 | 台北支店 | 1997年 |
| マカオ、中国 | マカオ支店 | 2001年 |

## 関連取引

2025 年 6 月 24 日、東亜銀行は、（当行および当行の海外支店を通じて）カイシャバンクと 4 つのローンに関するコミットメント、権利および義務の取得に関連して、総額約 1,177.5 百万香港ドルで 4 セットの譲渡文書（以下、総称して「譲渡文書」という。）を締結した（以下、総称して「本取引」という。）。

本取引の詳細は、以下のとおりである。

－ローン 1：関連する譲渡文書に基づき、東亜銀行のロンドン支店は、カイシャバンクからローン 1 に関するコミットメント、権利および義務を総額 25 百万米ドル（約 196.25 百万香港ドルに相当する。）で取得することに合意した。25 百万米ドルのコミットメント額で更改されたローン 1 は、カイシャバンクやその借入人らにより締結された 2024 年 10 月 29 日付のファシリティ契約に基づき、カイシャバンクおよびその他の当初の融資者らが、借入人に供与した与信枠の一部であった。

－ローン 2：関連する譲渡文書に基づき、東亜銀行は、カイシャバンクからローン 2 に関するコミットメント、権利および義務を総額 50 百万米ドル（約 392.5 百万香港ドルに相当する。）で取得することに合意した。50 百万米ドルのコミットメント額で更改されたローン 2 は、カイシャバンクやその借入人らにより締結された 2025 年 4 月 28 日付のファシリティ契約に基づき、カイシャバンクおよびその他の当初の融資者らが、借入人に供与した与信枠の一部であった。
－ローン 3：関連する譲渡文書に基づき、東亜銀行のロサンゼルス支店は、カイシャバンクからローン 3 に関するコミットメント、権利および義務を総額37.5百万米ドル（約294.375百万香港ドルに相当する。）で取得することに合意した。37.5百万米ドルのコミットメント額で更改されたローン3は、カイシャバンクやその借入人らにより締結された 2023 年 5 月 24 日付の与信契約に基づき、カイシャバンクおよびその他の当初の融資者らが、借入人に供与した与信枠の一部であった。
－ローン 4：関連する譲渡文書に基づき、東亜銀行のシンガポール支店は、カイシャバンクからローン 4 に関するコミットメント、権利および義務を総額37.5百万米ドル（約294.375百万香港ドルに相当する。）で取得することに合意した。37.5百万米ドルのコミットメント額で更改されたローン4は、カイシャバンクやその借入人らにより締結された 2024 年 12 月 13 日付の与信契約に基づき、カイシャバンクおよびその他の当初の融資者らが、借入人に供与した与信枠の一部であった。

カイシャバンクは、当行の主要株主であるクライテリア・カイシャの関連会社であるため、上場規則上、当行の関連当事者となる。したがって、譲渡文書の締結は、上場規則上、当行の関連取引に該当する。本取引は、上場規則第 14A 章に定める報告および公表要件の対象であるが、独立株主による承認の要件を除く。

**継続関連取引**

上場規則に基づき、年次報告書において開示を要求されている当行グループの継続関連取引に関する情報は、以下のとおりである。

**株式会社三井住友銀行とのローン取引に関する枠組み合意**

2025 年 1 月 23 日、当行は、株式会社三井住友銀行（以下「SMBC」といい、その子会社を含め、総称して「SMBC グループ」という。）とローン取引（以下に定義する。）に関する枠組み合意（以下「枠組み合意Ⅰ」という。）を締結した。枠組み合意Ⅰに基づき、2025年5月9日から2028年5月8日までの期間において、東亜銀行グループおよび SMBC グループは、当事者間で相互に合意される条件で、随時ローン取引を締結することができる。ただし、各ローン取引は、枠組み合意Ⅰの条件を完全に遵守しなければならない。

枠組み合意Ⅰに基づき、各ローン取引は以下の形をとることができる。

（ⅰ） 譲渡取引、すなわち関連する譲渡文書に基づく、売主から買主へのローンの譲渡（以下に定義する。）、および／または
（ⅱ） リスク参加取引、すなわち関連するリスク参加契約に従い、買主が売主により提供されるローンのリスクに参加する取引。

枠組み合意Ⅰの目的上、ローンは以下のいずれかを指す。

（ａ） 売主が貸手として締結したシンジケート・ローン、
（ｂ） 売主が貸手として締結した、貿易取引に関するローンおよびコミットメント、ならびに
（ｃ） 上記いずれかに類似する性質を有するその他の取引。

枠組み合意Ⅰに基づき検討されるすべてのローン取引について、買主が売主に支払う対価は、アームズ・レングスの原則に基づき、正常な取引条件で売主と買主との間で誠実に交渉および合意されるものとする。

SMBC は、当行の主要株主（上場規則に定義される。）であるため、上場規則に基づき当行の関連当事者である。したがって、東亜銀行と SMBC との間の枠組み合意Ⅰの締結およびこれに基づき検討されている取引は、上場規則に基づく当行の継続関連取引に該当する。枠組み合意Ⅰおよびこれに基づき検討されている取引は、上場規則第 14A 章に定める報告、年次査定、公示および独立株主による承認要件の対象となる。関連する普通決議は、2025 年の年次株主総会において、当行の独立株主により提案され、可決された。

枠組み合意Ⅰに基づくローン取引について当行が設定した年間上限額は、（2025 年 5 月 9 日を始期として）2025 年、2026 年および 2027 年の 12 月 31 日に終了する各事業年度については 5,000 百万香港ドル、2028 年 1 月 1 日から 5 月 8 日までの期間については 2,000 百万香港ドルである。年間上限は、東亜銀行グ

ループの関連メンバーが買主または売主いずれの立場で行動するかにかかわらず、ローン取引の対象となるすべてのローンの総額を対象とする。2025年5月9日から12月31日までの期間における枠組み合意Ⅰに基づくローン取引の金額は、約4,367百万香港ドルであった。

**SMBCとの直物取引およびデリバティブ契約に関する枠組み合意**

2025年10月10日、当行は、SMBCと直物取引およびデリバティブ契約（以下に定義する。）（以下総称して「本取引」という。）に関する枠組み合意（以下「枠組み合意Ⅱ」という。）を締結した。枠組み合意Ⅱに基づき、2025年10月10日から2027年12月31日までの期間において、東亜銀行グループおよびSMBCグループは、当事者間で相互に合意される条件で、随時本取引を締結することができる。ただし、各本取引は、枠組み合意Ⅱの条件を完全に遵守しなければならない。

枠組み合意Ⅱの目的上、

（ⅰ） 直物取引とは、ある通貨を別の通貨で購入することに関連する外国為替（以下「FX」という。）の直物取引を指し、

（ⅱ） デリバティブ契約とは、FXおよび金利デリバティブ商品（FX先物契約、FXオプション、通貨スワップ、金利スワップおよび類似する性質を有するその他のデリバティブ取引など）のトレーディングを含めた取引に関連するデリバティブ契約を指す。

枠組み合意Ⅱに基づき検討されるすべての取引に関する価格および条件は、アームズ・レングスの原則に基づき、正常な取引条件で東亜銀行グループとSMBCグループの関連メンバーの間で誠実に交渉および合意されるものとし、対価の支払いおよび／または各々の義務の履行は、取引文書の条件に従って行われるものとする。

SMBCは、当行の主要株主（上場規則に定義される。）であるため、上場規則上、当行の関連当事者となる。したがって、東亜銀行とSMBCとの間の枠組み合意Ⅱの締結およびこれに基づき検討されている取引は、上場規則上、当行の継続関連取引に該当する。枠組み合意Ⅱおよびこれに基づき検討されている取引は、上場規則第14A章に定める報告、年次査定および公表要件の対象であるが、独立株主による承認の要件を除く。

以下の表は、枠組み合意Ⅱに基づく(ⅰ)直物取引および(ⅱ)デリバティブ契約に関するそれぞれの年間上限額を示している。

**直物取引**

| | 2025年10月10日から12月31日までの期間 | 12月31日に終了する事業年度 | |
|---|---|---|---|
| | | 2026年 | 2027年 |
| 年間上限額[(1)]（百万香港ドル） | 25 | 100 | 100 |

**デリバティブ契約**

| | 2025年10月10日から12月31日までの期間 | 12月31日に終了する事業年度 | |
|---|---|---|---|
| | | 2026年 | 2027年 |
| 年間上限額[(2)]（百万香港ドル） | 50 | 200 | 200 |

（注1） 直物取引の年間上限額は、各直物取引のスプレッドの総額に基づいて算出される。スプレッドとは、直物取引における為替レートと、当該直物取引の日に独立した外部の金融情報サービス・プロバイダー（例えばブルームバーグ、LSEGワークスペースなど）が提示する為替レートとの差額の絶対値に、当該直物取引の名目金額を乗じた金額をいう。

（注2） デリバティブ契約の年間上限額は、資産／負債として計上された各当該取引の開始時点の公正価値の絶対値の総額に基づいて算出される。

2025年10月10日から12月31日までの期間における枠組み合意Ⅱに基づく（前述の基準に基づき算出された）直物取引およびデリバティブ契約の金額は、それぞれ約10,000香港ドルおよび3,000香港ドルであった。

**独立非業務執行取締役および監査人によるレビュー**

上場規則第14A.55条に基づき、独立非業務執行取締役は、2025年12月31日に終了した年度における上記の継続関連取引をレビューし、これらの取引が以下のとおり締結されたことを確認した。

（ⅰ） 当行グループの通常の業務過程において締結された。
（ⅱ） 通常の商業条件でまたは当行グループにとって有利な条件で締結された。
（ⅲ） 公正かつ合理的でまた当行の株主全体の利益にかなう条件により規定された関連契約に従って締結された。

当行は、監査人である KPMG に対し、香港保証業務基準 3000「過去財務情報の監査またはレビュー以外の保証業務」に従い、かつ香港公認会計士協会（HKICPA）により発行された実務指針 740「香港上場規則に基づく継続的関連当事者間取引における監査報告書」を参照して、当行グループの継続関連取引について報告を行うよう依頼した。監査人は、上場規則第 14A.56 条に従い、上記で開示された当行グループの継続関連取引に関する所見および結論を記載した無限定レターを交付した。

### 浮動株

当行が公的に入手可能な情報および取締役の知る限りにおいて、当行は 2025 年度を通じて上場規則で定められた浮動株を維持していた。

### 寄付

当行グループが 2025 年度中に慈善および地域貢献を目的として行った寄付の額は、約 15 百万香港ドルであった（2024 年は 8 百万香港ドル）。

### コーポレート・ガバナンス

当行グループは、高い水準のコーポレート・ガバナンスの維持に努めている。当行が採用しているコーポレート・ガバナンスの実践に関する情報は、下記「第５　提出会社の状況－３　コーポレート・ガバナンスの状況等－（１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載されている。

## ４【関係会社の状況】

以下のリストには、当行グループの業績、資産または負債に主要な影響を与えた子会社の詳細のみを記載している。保有株式の種類は普通株式である。

2025年12月31日現在、東亜銀行の連結子会社は合計52社であり、その中には下記「第６　経理の状況－１財務書類－(1) 2025年12月31日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記29」に記載されている以下の主要子会社が含まれている。

| 会社の名称 | 設立地および事業拠点 | 発行済かつ払込済の資本金 | 持株比率 | 主要な事業内容 | 東亜銀行との重要な関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| アンプル・デライト・リミテッド | 香港 | 450,000,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 | 該当なし |
| 東亜銀行（信託） | 香港 | 150,000,000 香港ドル | 100% | 受託者サービス | 該当なし |
| BEA グローバル・サービシズ・センター（広東）カンパニー・リミテッド(1) | 中国 | 3,000,000 米ドル | 100% | サービス | 該当なし |
| BEA ユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド | 香港 | 374,580,000 香港ドル | 51% | 資産運用 | 該当なし |
| セントラル・タウン・リミテッド | 香港 | 2 香港ドル | 100% | 不動産投資 | 該当なし |
| コロナ・ライト・リミテッド | 英領ヴァージン諸島 | 929,752,849 香港ドル | 100% | 投資持株会社 | 該当なし |
| クレジット・ゲイン・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 香港 | 640,000,000 香港ドル | 100% | 貸金業者 | 該当なし |
| クリスタル・グリーミング・リミテッド | 英領ヴァージン諸島 | 929,752,849 香港ドル | 100% | 投資持株会社 | 該当なし |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ドラゴン・ジェイド・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | 香港 | 1,127,510,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 | 該当なし |
| イースト・アジア・ホールディング・カンパニー・インク(2) | 米国 | 5 米ドル | 100% | 投資持株会社 | 該当なし |
| イースト・アジア・セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 香港 | 25,000,000 香港ドル | 100% | 株式仲介 | 該当なし |
| スカイレイ・ホールディングス・リミテッド | 英領ヴァージン諸島 | 450,000,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 | 該当なし |
| スピードフル・リミテッド | 英領ヴァージン諸島 | 450,000,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 | 該当なし |
| サンライズ・レジェンド・リミテッド | 香港 | 825,155,001 香港ドル | 100% | 不動産投資 | 該当なし |
| 東亜銀行（中国）(1) | 中国 | 14,160,000,000 人民元 | 100% | バンキングおよび関連金融サービス | 該当なし |

（注1） 中華人民共和国の法律に基づき登録された完全外資系企業である。
（注2） KPMGによる監査を受けていない会社であり、その純資産合計および収益合計は、それぞれ関連する連結合計の約0.6%および0.1%未満を占めている。

以下のリストには、主要な関連会社およびジョイント・ベンチャーに関する詳細のみが記載されている。

| 会社の名称 | 設立地および事業拠点 | 発行済かつ払込済の資本金 | 持株比率 | 主要な事業内容 | 東亜銀行との重要な関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| **上場企業** | | | | | |
| アフィン・バンク・ベルハッド | マレーシア | 2,632,205,318 リンギット | 23.93% | バンキングおよび関連金融事業 | 該当なし |
| **非上場企業** | | | | | |
| ブリリアンスーBEA オート・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 中国 | 1,600,000,000 人民元 | 22.5% | 自動車金融およびその他の関連金融事業 | 該当なし |
| シティ・センター・ホテル JV、LLC | 米国 | 87,597,046 米ドル | 35% | 投資持株会社 | 該当なし |
| ドルフォード・プロパティ・ホールディングス・リミテッド | 英領ヴァージン諸島 | 12,280,000 英ポンド | 30% | 不動産投資 | 該当なし |
| イースト・アジア前海セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 中国 | 1,500,000,000 人民元 | 49% | 証券事業 | 該当なし |
| グオトン・トラスト・カンパニー・リミテッド | 中国 | 4,158,374,776.08 人民元 | 15.38% | 信託およびその他の金融事業 | 該当なし |
| インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ（カナダ） | カナダ | 208,000,000 カナダドル | 20% | バンキング・サービス | 該当なし |
| インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ（米国）、ナショナル・アソシエーション | 米国 | 4,500 米ドル | 20% | バンキング・サービス | 該当なし |
| ミリオン・フォーチュン・デベロップメント（深圳）カンパニー・リミテッド | 中国 | 3,500,000,000 人民元 | 25% | 不動産開発 | 該当なし |
| プラチナ・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | ケイマン諸島 | 18,295,000 香港ドル | 30% | 投資持株会社 | 該当なし |
| 上海Ctripフィナンシャル・インフォーメーション・サービシズ・カンパニー・リミテッド | 中国 | 250,000,000 人民元 | 9.6% | 金融サービス | 該当なし |

# 第３【事業の状況】

## １【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項に含まれる将来予測に関する記述は、本書の提出日現在の予測である。

(1) 経営方針および経営環境

**戦略**

東亜銀行の中核的な目標は、香港最大の独立系地場銀行としての地位を強化し、国内フランチャイズをさらに発展させるとともに、事業をより一層多角化し、中国本土およびその他の海外諸国での事業を拡大することである。当行グループは、機会を捉えるべく、営業体制とデジタル能力の強化し、持続的な成長および株主還元の向上を目指していく。中国本土、香港、および東南アジア諸国間の経済的結びつきがますます緊密化していることを踏まえ、当行グループは、香港、中国本土、および国際的なネットワークにわたるサービスの統合を継続し、グレーターベイエリアにおける新たなビジネスチャンスを最大限に活用していく。当行グループの戦略の主な構成要素は以下のとおりである。

・中国本土およびその他の海外諸国におけるさらなる事業拡大
・環境に配慮した持続可能な金融の展開
・非利息収益の多角化
・積極的な資本管理による収益性の向上
・支店ネットワークの再編
・有機的成長およびパートナーシップ
・業務効率の向上への注力

**戦略的優先事項**

香港は、資金調達を目指す中国本土の企業にとって、最有力の拠点として確固たる地位を築いている。現在、香港は、世界中の中国人富裕層が好むウェルス・マネジメント・センターとしても台頭している。香港への資本の流れが増加する中、香港は世界有数のクロスボーダー・ウェルス・マネジメント・センターとなる準備が整いつつある。

東亜銀行は、こうした新たな機会を捉えるうえで好位置にある。当行の「ワンバンク」イニシアティブは、クロスボーダー・サービスの提案力を強化し、個人および法人の顧客に対し、簡素でシームレスなデジタルおよび実店舗での体験を提供する。

当行は、ウェルス・マネジメントを当行の成長戦略の重要な柱と位置付けている。東亜銀行での顧客体験を向上させるため当行は、販売力の強化、投資商品のラインナップの拡充、CRM システムの強化、オムニチャネルのアップグレード、および口座開設プロセスの効率化に資金を投じてきた。市場センチメントの改善も追い風となり、2025 年は東亜銀行のリテール事業およびプライベート・バンキング事業に加え、投資および保険販売においても成功を収めた年となった。

ホールセール・バンキング部門では、従来の貸付に加え、トランザクション・バンキング、トレジャリー・セールス、シンジケート・ローンの手数料収入が、非利息収益の主要な構成要素となっており、収益源を多様化している。東亜銀行の様々な拠点間の連携を通じて生み出された収益は、単独での収益成長を上回っており、オンショアおよびオフショアの資金調達ソリューションを求める中国企業にとって支え手となる当行独自の存在感が強調されている。

当行は、広東省にある当行のグローバル・サービシズ・センターの機能を活用し、オペレーショナル・エクセレンスにおける効率化を推進している。当行の日常業務へ AI や自動化を導入することで、サービス品質、処理時間、生産性を大幅に向上させた。業務面に加え、グローバル・サービシズ・センターにおける当行の技術開発能力の強化にも取り組んでいる。グレーターベイエリアの豊富な人材プールを利用し、現地の AI 開発ツールを活用することで、新製品およびサービスを市場に投入するペースを加速させている。

**展望**

東亜銀行は今後、当行グループのフランチャイズを成長させるうえで有利な立場にある。香港は、中国本土経済とのさらなる統合に伴い、大規模な富の流入および資金需要を見込んでいる。こうした成長機会を取り込むため、東亜銀行は強力な連携と協調を備えたクロスボーダー銀行の機能を構築した。

当行は、今後3年間において非利息収益を増加させることにより、強靭で持続可能な成長プラットフォームを構築することを目指している。これは、ウェルス・マネジメントのスペシャリストとなり、貸付を超えて関係を深めることに注力することで達成される。

当行グループは、2025年、中国本土および香港の商業用不動産市場がともに課題に直面する中、当行グループの資産の質の向上をさらに進めた。当行グループは、今後も非商業用不動産事業の拡大を継続し、将来の成長に向けた強固な基盤を築いていく。

堅実な貸借対照表、強固な資本基盤、そして明確な戦略的ビジョンに支えられ、当行グループは今後数年間にわたり、株主に持続的な価値を提供していく準備が整っている。

**経済のレビューおよび展望**

2026年上半期、中東における軍事紛争が世界経済の重しとなった。地政学的な緊張の高まりおよびインフレ圧力が再燃する中、世界経済の勢いは鈍化した。エネルギーショック、サプライチェーンの混乱、貿易摩擦もまた、生産者および消費者の信頼感を弱めた。主要先進国の中央銀行は、金融政策の方針を維持または引き締めることが予測され、より長期的な高金利環境を強化する見通しである。

中国本土の経済は、第1四半期に堅調な業績を示したが、第2四半期には減速した。全体としては、より広範な世界経済の課題の中でも、比較的安定を維持していた。輸出競争力と先進的な製造業の加速度的発展により、成長はますます牽引されている。とりわけ、ハイテク産業とグリーン産業による経済への貢献は、従来の不動産開発活動によるものを上回る勢いであり、固定資産投資および国内消費の伸びの鈍化を一部相殺している。

香港経済は、輸出、消費、投資の堅調さと並行した民間住宅市場の改善を特徴とする、幅広い分野にわたる回復基調を維持している。観光客数の継続的な回復が小売売上高を押し上げたほか、安定した労働市場や住宅セクターの堅調な動きも消費者心理を後押しした。2026年上半期の堅調な実績を足掛かりに、香港経済は2026年下半期においても成長の勢いをさらに強めていくことが見込まれる。米国における持続的なインフレと安定した労働市場を背景とした米国の金融政策に対する見通しの変化により、短期的な利下げは困難となり、金利上昇のリスクが生じている。しかし、香港の堅調な経済基盤により、より長期的な高金利環境にも対応できる十分な備えがある。

(2) 対処すべき課題

**リスク管理**

**リスクへの取組み**

当行グループは、健全なリスク文化がその強みの基盤であると認識している。当行グループはこのために、リスク認識、適切な行動およびリスクテイクに関連する健全な判断を支える、慎重かつ積極的なリスク管理体制を維持している。すべての従業員がリスクの管理に責任を負っている。

以下の原則は、当行グループのリスク選好の指針となり、その事業およびリスクがどのように管理されるかを決定するものである。当行グループによる主要なリスクの管理についての詳細は、下記「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記 42」に記載している。

**リスクおよびリターン**

当行グループのリスク選好は、その事業計画の指針として用いられている。事業活動を通じて生み出されるリターンの水準は、負うリスクに見合ったものであり、戦略計画、事業の見通しおよびリスク管理方針に合致しており、持続可能な収益の創出を目指している。

**自己資本**

当行グループは、当行の配当方針および資本要件を満たすための必要性を考慮したうえで、規制上および内部の自己資本比率によって定義される健全な資本基盤を維持することに努めている。当行グループおよびその各構成機関は、事業活動の成長を支える強固な自己資本基盤を維持することを目指している。

**流動性および資金調達の管理**

当行グループは、当行グループ・ベースでの危機シナリオの下でも事業および業務を継続するために十分な資金を確保し、期限が到来したすべての債務の支払義務を履行することができるように努めている。

**規制の遵守**

当行グループは、顧客に対して公正な対応を行うよう努めるとともに、業務が誠実に、かつ適用あるすべての法律上および規制上の要件を遵守して行われるよう確保している。当行グループは、法の精神および規制上の要件に反する行動リスクによる負の結果が生じることを決して容認せず、健全な企業文化を発展させ推進し、また従業員の適切な行動を奨励することに努めている。

**業務の強靭性**

当行グループは、パンデミック、サイバー・インシデント、技術的障害および自然災害を含む、深刻であるが現実的に起こり得るシナリオ下においても、業務の強靭性を確保して重要な業務を継続するように努めている。

**サイバーセキュリティ**

当行グループは、急速な技術変化に適応して、当行の顧客サービスの改善および顧客体験の向上に努めており、また、絶えず進化するサイバー脅威の動向に対処し、当行グループの重要な情報資産およびシステムを外部からの悪意ある攻撃から保護するため、特定、予防、検知および対応を含むサイバーセキュリティ能力を継続的に強化することに努めている。

**レピュテーション**

当行グループは、その評判を著しく損なう可能性のある事由で予防可能なものは、それが生じることを決して容認しない。当行グループは、確立されたレピュテーション・リスク管理プロセスを通じて、潜在的な脅威を積極的に特定して対処するとともに、リスク事由が発生した場合の影響を最小限に抑える。

**気候リスクを含むESGリスク**

当行グループは、長期的な事業の成功にとってサステナビリティが重要であることを認識しており、顧客への融資、投資の実行および業務の遂行の際に、環境および社会的な懸念事項を考慮している。この戦略的方向性に基づき、当行グループは、現地の規制およびガバナンス基準を遵守しつつ、環境および社会にプラスの影響を与える企業およびプロジェクトを支援している。当行グループは、気候リスクを含む環境・社会・ガバナンス・リスクを、当行グループのサステナビリティ・ビジョンおよびミッション・ステートメントに戦略的に沿った方法で管理および軽減し、また、当行グループの事業および業務における炭素排出量を削減することに努めている。

**モデル・リスク**

当行グループは、当行グループの業務および業績の向上を図るため、AIモデルの導入を取り入れると同時に良好なモデルの質の維持に努めている。当行グループのすべてのモデルが、人の目による監視を一定レベルで組み込んだ統制された条件下で実施されるよう確保している。

**リスク管理の枠組み**

当行グループは、効果的なリスク管理のための適切な監視および説明責任が確保された、強固なリスクのガバナンスおよび管理の枠組みを確立している。

この枠組みにより、取締役会および上級経営陣は、適切な権限委任および抑制と均衡により、リスク管理に関連する責任を遂行することができる。

当該枠組みの重要な側面、主要なリスクおよび主要な不確実性の概要は以下のとおりである。

**全社的リスク管理**

当行グループは、全社的リスク管理（以下「ERM」という。）の枠組みにおいて、当行グループ全体ベースでリスクを管理している。ERM の枠組みは様々なリスク種類にわたり、異なるリスク種別間のバランスおよび相互作用ならびにリスクとリターンのバランスを最適化することに重点を置いている。

これにより、当行グループ内のガバナンスおよび監視に対する効果的かつ効率的なアプローチがなされ、当行グループの戦略を遂行する過程におけるリスクの監視および軽減に役立っている。

さらに、ERM の枠組みは当行グループ全体におけるリスク意識を向上させ、業務上および戦略上の意思決定の質を高め、強固なリスク文化を推進し、また業務が、利害関係者が許容するリスクの性質および水準に確実に適合するようにしている。

**リスク・ガバナンス**

取締役会は、リスクの効果的な管理について最終的な責任を有する。取締役会は、戦略、手続および制限の実施を左右するリスク選好およびリスク方針を承認する。

リスク委員会は、取締役会の下にある当行グループのリスク・ガバナンス体制の最上位に位置する。同委員会は、当行グループのリスク選好の策定を直接監督し、上級経営陣が事業機能を遂行するために採用する方針および手段に、当行グループのリスク選好が確実に反映されるようにする。

リスク管理委員会は当行グループ全体に設置されており、リスク委員会は、これらの委員会の支援を受けて、当行グループの ERM の枠組みを定期的に見直し、すべての重要なリスク関連業務が、確立された方針に従いかつ適切なリソースを投入して確実に遂行されるようにしている。

**3 つの防衛線**

当行グループは、当行グループ内のリスク管理に関する役割および責任を明確に定義するため、「3 つの防衛線」のリスク管理体制を採用している。「3 つの防衛線」モデルの概要は以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| **第 1 の防衛線** | 当行グループの事業部門またはサポート部門の責任者であるリスク責任者およびその管轄下にある従業員で構成される。<br>これらの人員は、具体的なリスク管理メカニズムおよび詳細な手順の策定および実行を含め、その属する部門におけるリスクの日常的な管理に責任を負う。 |
| **第 2 の防衛線** | リスク管理者で構成される。リスク管理者は、リスク管理ガバナンスの枠組みを策定し、独立してリスクを監視し、各管理委員会が当行グループのリスク管理を監視する際に支援する責任を負う指定従業員である。 |
| **第 3 の防衛線** | 内部監査部門である。同部門は、リスク・ガバナンスの仕組みを含め、当行グループのリスク管理の枠組みの有効性について保証する責任を負う。 |

グループ最高リスク責任者は、当行グループのすべてのリスク管理に関連する事項を指揮および調整し、リスク管理者と緊密に連携してリスク管理方針の策定を行い、すべてのリスク管理者およびリスク責任者との機能的な連携を通じて、当行グループ・レベルでのリスク監視を行う。

**主要なリスク**

当行グループは、フランチャイズ、業務および財務の健全性に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクに直面している。当行グループが特定した主要なリスクおよびその管理方法は、以下の表のとおりである。

| **主要なリスクの種類** | **管理方法** |
|---|---|
| 信用リスク | 当行グループでは、管理範囲、貸付権限の委譲、引受基準、監視プロセス、内部格付体制、回復手順および引当方針を策定しており、これらは規制上の要件に沿って、また何よりも市場の状況に対応するために、当行グループの方針、ガイドラインおよびマニュアルに明記されている。 |

| | |
|---|---|
| 金利リスク | 当行グループは、管理範囲を設定し、主にリプライシングのミスマッチならびに金利変動が収益および経済価値に与える影響を監視することで、ギャップ・リスク、ベーシス・リスクおよびオプション・リスクを評価している。 |
| 市場リスク | 当行グループは、当行グループの方針、ガイドラインおよびマニュアルに定められた管理範囲に従い、価格の不利な変動および市場のボラティリティによる潜在的な損失を測定および監視している。 |
| 流動性リスク | 当行グループは、資金調達需要を把握するためにキャッシュ・フロー分析を行い、危機的状況における流動性需要を満たすために必要な手続および軽減措置を明確に定めた緊急時資金調達計画を整備している。 |
| オペレーショナル・リスク | 当行グループは、リスク選好に照らしてオペレーショナル・リスクを管理するための基準、プロセスおよび内部統制を定める枠組みを、様々なツールおよびシステムを活用して費用効率の高い方法で構築し実施している。 |
| レピュテーション・リスク | 当行グループは、レピュテーション・リスクを体系的に特定、評価、監視、軽減および管理している。潜在的なレピュテーション・リスク事案を排除するため、様々な利害関係者との適時かつ効果的なコミュニケーションを促進するための具体的な手順およびガイドラインを整備している。 |
| 戦略リスク | 当行グループは、外部環境および内部の能力の変化に応じて、戦略的な目標および目的を設定し、戦略的ポジションを評価し、適切な戦略を策定するため、当行グループの戦略計画（対象期間は5年間）を毎年策定および更新している。 |
| 法的リスク | 当行グループは、包括的な方針、ガイドラインおよびマニュアルを策定している。有資格の内部の人員および／または外部の専門家を起用し、助言および研修コースを提供させている。 |
| コンプライアンス・リスク | 当行グループは、法律上および規制上の要件を確実に遵守するため、様々な方針、ガイドラインおよびマニュアルを策定している。コンプライアンス・リスクの管理を補完するため、リスクベースのアプローチを行っている。 |
| テクノロジー・リスク | 当行グループは、包括的な研修プログラムを通じて全従業員のサイバーセキュリティ意識を高めるとともに、幅広い制御手段を実施することで、システミック・サイバーセキュリティ・リスクおよび高度なテクノロジー・リスクをさらに軽減している。 |

**リスク選好**

リスク選好は取締役会によって設定され、全社的な視点からリスクおよびリターンの受容レベルおよび許容レベルを定める。リスク選好ステートメントは、定性的な記述および定量的な指標から構成され、財務リスクおよび非財務リスクをカバーしている。

**リスク特性**

リスク特性報告書では、一連のリスク・カテゴリーについて、現時点の見解および将来を予測した評価の両方を提示するとともに、それらが当行グループの財務実績、評判および事業の持続可能性に及ぼし得る影響についても評価を行っている。

**主な動向**

2026年6月30日に終了した6か月間において、東亜銀行グループは、香港および中国本土の商業用不動産セクターにおける依然とした脆弱性、地政学的緊張の高まりおよび貿易の分断に起因する世界経済の不確実性ならびにインフレ圧力の再燃など、引き続き多数の逆風に直面した。同時に、世界中でAIを悪用した脅威および量子コンピューティングが急速に進化したことにより、詐欺およびサイバーセキュリティのリスクは、第三者に関連するものを含め、かつてない水準にまで高まっている。

これらの課題に対応するため、当行グループは関連するリスクを積極的に管理し、2026年上半期には以下の分野におけるリスク管理を強化した。

・当行グループは、信用監視および特別資産管理を強化するための継続的な取組みに加え、マクロ経済の不安定な状況が続く中、当行グループの資産の質について引き続き警戒を怠らなかった。当行グループは、中東紛争が及ぼす潜在的な影響を評価するためにテーマ別レビューを実施し、より綿密な精査が必要な脆弱な顧客を先回りして特定することができた。その一方で、当行グループは、香港の商業用不動産エクスポージャーに関する信用リスクを管理するため、市場の動向を注意深く観察し、商業用不動産以外のセクターへの継続的な分散化により、当行グループのポートフォリオ構成を戦略的に再調整した。当行グルー

プが新規の商業用不動産取引を開始する際には、借手の流動性の強固さに重点を置いて厳選した。さらに、財務制限条項の強化、各セクターのリスクのより詳細な分析および AI を活用した勘定の不審点の検知といった措置を通じて、より効果的な信用保護に向けた管理を強化した。

・当行グループは、新たに生じ得るオペレーショナル・リスクを先回りして特定および管理するため、オペレーショナル・リスク管理フレームワークを継続的に見直しており、また、内部リスク統制の有効性を確認するためのアシュアランス・レビューも実施した。当行グループはさらに、情報通信技術、サイバーセキュリティ、第三者への依存、事業継続およびインシデント管理といった主要なリスク領域を強化するため、オペレーショナル・レジリエンス・フレームワークを拡充した。

・当行グループは、第三者のサービスおよび生産環境に対するサイバーセキュリティおよびオペレーショナル・レジリエンスの管理を強化することで、第三者リスク管理フレームワークを拡充した。当行グループは、AI を活用した監視ツールおよび市場情報を利用することで外部の第三者リスクをより適時に把握できるようになり、リスク監視能力を向上させた。

・当行グループは、重要業務のサイバー・レジリエンスを高めるため、データのバックアップ体制および復旧能力をさらに強化した。当行グループは、サイバー・レジリエンス・テストおよびサイバー・マッピングといった先進的な手法を導入してサイバー・レジリエンス・フレームワークを強化し、重要インフラ（コンピュータ・システム）保護条例への対応に向けた準備を強化し、また、ポスト量子暗号への移行を進めた。

・当行グループは、業務において関連する AI 技術の導入をますます取り入れている中、責任ある倫理的な AI 活用の重要性を認識している。当行グループは、AI の導入を監督し、当行グループ全体における説明責任およびコンプライアンスを確保するため、ガバナンスの枠組みおよび運営委員会を整備している。さらに、当行グループは、事業運営および人材開発にわたる変革を推進するための 3 か年 AI 戦略を策定するとともに、AI 導入に伴い生じ得るモデル・リスクに対する許容度を明確にするため、定性的なリスク選好ステートメントを策定した。

・当行グループは、マネー・ロンダリング、テロ資金供与および不正リスクをより効果的および効率的に監視するため、レグテックおよび AI の導入を加速させた。また、当行グループのレグテックおよび AI に関する取組みを継続的に監視し、定期的に見直すことで、技術の進歩および変化する規制環境に確実に適応した。

・当行グループは、絶えず進化する脅威の状況の中で、不正防止対策の向上および誠実性の管理の強化を図るため、他の利害関係者と緊密に連携し続けている。これには、香港金融管理局、香港警察および腐敗防止独立委員会（ICAC）が提案した「マネー・セーフ」保護、不正および詐欺に対する意識向上を図るための啓発活動といった取組みおよび強化策の実施に加えて、当行グループの誠実性への取組みを強化するための内部キャンペーンの展開が含まれる。

・極端な気象現象がもたらす課題の深刻化を受けて、当行グループは、業務および信用の枠組みへの物理的な気候リスク管理の組込みをさらに進めた。当行グループは、香港金融管理局の評価プラットフォームおよび外部データを活用し、支店、オフィスおよびデータセンターを含む当行グループのインフラ拠点に加え、当行グループの顧客の原資産およびサプライチェーンについても、定期的な物理的リスク評価を実施している。当行グループは、信用供与および新規事業拠点の開発に際し、適切な緩和策および適応策を前提条件として求めており、環境変動に対する当行グループおよびその顧客のレジリエンスを確保している。

## ２【サステナビリティに関する考え方及び取組】

本項に含まれる将来予測に関する記述は、本書の提出日現在の予測である。

香港証券取引所が定めた気候関連開示要件の強化を受けて、当行グループのESG報告書は初めて、香港証券取引所のESG報告コードのパートDに基づき、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の原則に従い、かつ、IFRS第S2号「気候関連開示」の要件を香港の組織に適用する香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）第S2号「気候関連開示」を参照して作成された。

(1) ガバナンス

**サステナビリティに対する当行の取組み**

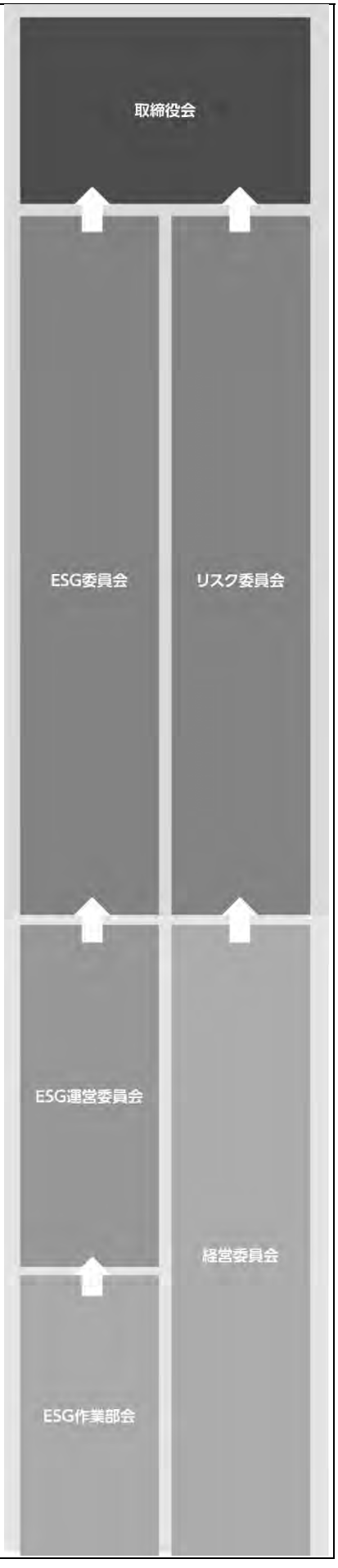
**コーポレート・ガバナンス**

説明責任および透明性は、東亜銀行および当行のコーポレート・ガバナンスの取組みの基盤である。高い水準のガバナンスは、当行の企業戦略およびサステナビリティ戦略を実現するために不可欠であり、当行の利害関係者の利益を適切に調整させるうえでも役立つ。当行のコーポレート・ガバナンス・フレームワークおよびコーポレート・ガバナンス方針は、当行グループの事業活動を指揮および指導するとともに、効果的なガバナンス方針およびプロセスのため、主要な当行グループ構成員およびその役割を定義している。詳細については、「第５　提出会社の状況－３　コーポレート・ガバナンスの状況等－（１）コーポレート・ガバナンスの概要」および当行ウェブサイトに掲載されているその他の資料を参照のこと。

**取締役会ステートメント**

取締役会は、東亜銀行のサステナビリティ実績が、当行グループがサービスを提供する人々やコミュニティに及ぼす可能性のあるポジティブおよびネガティブな影響ならびに当行の事業におけるリスクおよび機会の両面において、東亜銀行の長期的な成功にとって重要であることを認識している。当行は、財務的業績および非財務的業績が本質的に結びついており、長期的な成功に不可欠であると考えている。東亜銀行の持続可能な発展に対して全責任を負う取締役会は、組織全体にわたりサステナビリティに関する能力を構築し、当行の行動が国際基準、利害関係者の期待、規制要件ならびに透明性および説明責任への高まる要請に沿うように尽力している。

サステナビリティおよび気候問題をコーポレート・ガバナンスに統合するための当行の取組み

<table>
<tr>
<td>取締役会</td>
<td>
・当行グループのサステナビリティおよび気候関連の戦略、目的および目標の監視<br>
・東亜銀行のESG報告書ならびにESGおよび気候関連問題のためのリスク選好ステートメント（以下「RAS」という。）の承認<br>
・ESG関連の方針の承認<br>
・ESG関連の事項は報告書および会議を通じて四半期ごとに最新情報を提供
<br><br>
ESG委員会<br>
・当行グループの ESG 実績を監視するために取締役会が指名した<br>
・サステナビリティ分野で豊富な経験を持つ独立非執行取締役が委員長を務めた。委員長は複数の業界団体および連合の会長／理事も兼任している(1)<br>
・気候関連の動向を評価し、ESG戦略、目的および目標を見直し、承認する<br>
・東亜銀行のマテリアリティ評価の結果、サステナビリティ研修の適切性ならびに ESG 目標およびその他の取組みを達成するために割り当てられたリソースについて見直し、承認する<br>
・ネット・ゼロ・ロードマップおよび行動計画を承認し、当行グループの進捗状況を監視する<br>
・取締役会に対して提言を行う<br>
・年 2 回以上、取締役会と会合を持ち、直接報告を行う<br>
・委員会の構成および付託条項については、当行ウェブサイトにて公開されている
<br><br>
リスク委員会<br>
・ESGおよび気候関連リスク管理を監視する<br>
・四半期ごとに取締役会と会合を持ち、報告を行う<br>
・ESG委員会の2名の委員（うち 1 名は委員長）はリスク委員会にも所属している<br>
・委員会の構成および付託条項については、当行ウェブサイトにて公開されている<br>
・リスク委員会の傘下にある各経営委員会は、主要なリスクの種類とあわせて気候関連リスクが考慮されるよう確保し、これらのリスクを軽減するために必要な措置を承認する
</td>
<td rowspan="2">
</td>
</tr>
<tr>
<td>経営陣</td>
<td>
・共同最高経営責任者であるブライアン・リー氏が議長を務め、副最高経営責任者兼最高業務執行責任者、グループ最高リスク責任者（以下「GCRO」という。）、人事・サステナビリティのゼネラル・マネージャー兼グループ長ならびに東亜銀行のESG実績において重要な役割を担う各部門のゼネラル・マネージャーから構成される<br>
・GCRO は、ESG および気候関連リスクの管理および報告を担当している<br>
・ESG戦略の策定を推進し、重要性を評価し、目的および目標に対する実績を監視する<br>
・ESG委員会に直接報告する
<br><br>
・人事・サステナビリティのゼネラル・マネージャー兼グループ長が議長を務め、各ゼネラル・マネージャーによって選出された部門長で構成される<br>
・ESG目標の策定、関連戦略の実施ならびにESG方針の見直し、開示およびその他の利害関係者とのコミュニケーションの支援<br>
・ESG運営委員会に報告される可能性のあるESG関連のリスクおよび機会を特定する<br>
・報告および開示ならびにグリーンおよびサステナブル・ファイナンス（以下「GSF」という。）イニシアティブを含む、具体的な ESG 目標の達成に向けた作業部会を支援するための部門横断的な作業体制が構築されている
</td>
</tr>
</table>

（注1） 香港経営協会が立ち上げた香港サステナビリティ・アワードの審査委員会（委員長）およびカスケールの取締役会（直前の会長）を含む。

**気候関連リスクおよび機会の監視**

東亜銀行では、気候リスクを様々な従来のリスク類型として現れ得る横断的なリスクと捉えているため、確立された ERM の枠組みおよびリスク責任者および管理者のネットワークを活用して、これらのリスクを管理および監督している。リスク管理部門の ESG リスクおよび監督部門は、GCRO が気候関連のリスク管理イニシアティブを実施することを支援する調整役を務めている。ESG および気候関連リスクに関する RAS、気候リスク・ストレス・テスト（以下「CRST」という。）の結果ならびに重要な気候関連リスク事項については、定期的に経営委員会およびリスク委員会に報告するとともに審査され、その後、取締役会に報告される。一方、リスク管理部門が作成する報告書「気候リスク・レーダー」は、ESG 委員会に四半期ごとに共有され、委員が気候リスク関連の動向を常に把握できるようになっている。

**実施に向けた連携した取組み**

当行グループ全体の従業員が協力し、東亜銀行の包括的なサステナビリティ戦略を推進している。サステナビリティ部門は、専門的な知見を活用して戦略的なサステナビリティの優先課題に取り組み、実務レベルで当行グループ全体のイニシアティブを推進している。例えば、気候関連リスクおよびレジリエンスの管理において、東亜銀行のネット・ゼロ・ロードマップの実施のためサステナビリティ部門は関連部門およびユニットと緊密に連携している。これには、ESG および気候関連リスク管理イニシアティブを担当する ESG リスクおよび監督部門ならびにオペレーショナル・エミッションの目標を含む当行の目標に沿って、当行の施設の運営維持管理に、より持続可能な慣行を取り入れている施設管理部門が含まれる。また、データサイエンス・ガバナンス部門は、ファイナンスド・エミッションの監視および全体的な効率の向上など、ESG 実績を追跡するためのデータ・ソリューションの検討および特定を支援している。

また、当行グループのサステナブル・ファイナンス事業を世界的に拡大し続けるためには、専門的な知見も不可欠である。当行のホールセール・バンキング部門は、顧客のグリーン・トランジションを支援するため、GSF 専門のアドバイザリー・チームを設立した。一方、東亜銀行（中国）のサステナビリティ部門は、現地の専門知識を活かし、中国本土における当行の GSF 事業を推進している。

**東亜銀行の経営陣における能力定着への取組み**

当行は、取締役が絶えず変化し続ける ESG の動向を常に把握し、関連する職務を効果的に遂行できるよう、2 週間ごとに、ESG 関連の会議、プログラム、セミナーおよびワークショップから得た情報を取締役に提供している。2025 年において、全取締役が、気候関連のトピックおよびより広範な ESG 関連のトピックに関する研修を受けた。

2025 年度における経営陣向け研修では、東亜銀行の事業におけるサステナビリティ関連のリスクおよび機会に焦点を当てた。6 月に、China Water Risk（CWR）が主導するセッションにおいて、ESG 作業部会のメンバーが、水に関連するリスクおよび機会が香港およびアジアのその他の地域における事業に与える影響（水が気候変動の具体的な指標としてどのように機能するかを含む。）について検討した。

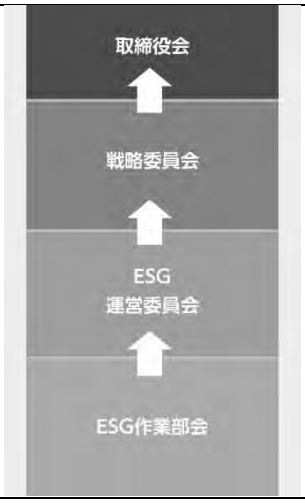
**当行グループ全体のサステナビリティ**

東亜銀行（中国）および BEA ユニオン・インベストメントを含むその他の当行グループのメンバーは、それぞれの独自の事業および運営環境に基づく独自の ESG ガバナンス体制を構築した。6 月に東亜銀行（中国）は、PBOC、上海プドン新地区地方財政局および財務省などのガイドラインに沿って、初の環境情報開示報告書を公表した。

英国では、東亜銀行が現地の ESG タスクフォースを通じて、ESG 事項を推進し、ESG パフォーマンス向上の機会を特定し、当行グループのサステナビリティ目標に沿った意思決定を続けている。

当行の地域社会への投資イニシアティブは、東亜銀行財団、上海ソン・チン・リン基金－東亜銀行チャリティー・ファンドおよび上海チャリティー基金－東亜銀行チャリティー・ファンドを通じて実施される。

**東亜銀行（中国）における ESG ガバナンス**




| |
|---|
| ・サステナビリティを東亜銀行（中国）の開発戦略に組み込む<br>・気候リスク管理を含め、東亜銀行（中国）の ESG 実績全体を統括する<br>・GSF 戦略の実施を監督する |
| ・東亜銀行（中国）の ESG 戦略、目標および GSF 開示を審査および承認する<br>・GSF 戦略の実行を監視および評価し、かかる実績を東亜銀行（中国）の取締役会に報告する<br>・取締役会に報告する |
| ・GSF を含む東亜銀行（中国）の ESG 戦略を策定する<br>・ESG イニシアティブの全体的な推進を監督する<br>・GSF および ESG 関連の目標を審査および承認する<br>・戦略委員会に報告する |
| ・GSF および ESG 関連の目標およびイニシアティブを策定し、その達成を推進する<br>・ESG 関連データを統合および分析し、GSF およびその他の事項について規制当局への適時報告を確保する<br>・ESG 運営委員会に報告する |

東亜銀行（中国）のサステナビリティ部門は、ESG 運営委員会および ESG 作業部会の事務局を務めている。当該部門は、当行グループのネット・ゼロ目標の達成および GSF 事業の推進に向けた取組みを含む、中国本土における ESG 関連のイニシアティブを調整し、当行グループのサステナビリティ部門と定期的に会合を持ち、最新状況、直面している課題などについて情報共有を行う。

**当行グループ全体でサステナビリティを支持**

世界的に展開する銀行として、東亜銀行は、マカオ、台湾、シンガポール、英国および米国の当行の支店に配置された当行グループ・サステナビリティ・チャンピオンの支援を受けながら、当行グループ全体の目標および地域の優先事項とのバランスを図っている。これらのグループ会社は、本社との効果的なコミュニケーションを促進し、当行グループの取組みが市場と一致するよう努めている。2025 年度中、サステナビリティ・チャンピオンは、支店が当行グループの ESG 実績にどのように貢献できるかを現地スタッフがより理解できるよう、様々な活動を企画した。その内容は以下のとおりである。

・マカオおよび英国における気候変動への意識向上を目的としたクライメート・フレスク・ワークショップ
・台湾における東亜銀行の ESG 実績を紹介する ESG モノポリー・ゲーム
・シンガポールにおいて従業員に廃棄物の削減を促す「サステナブル・テイクアウト・ウィーク」
・ロサンゼルスにおいて効果的な ESG エンゲージメント手法を理解するための ESG アンケート
・ニューヨークにおいて従業員が低炭素行動を実践するよう促すサステナビリティ・ビンゴ

**指針およびコンプライアンス**

当行は、様々なサステナビリティ課題に対する当行グループの取組みを規定する方針を定めている。これらの方針は、規制要件、事業環境および利害関係者の期待の変更を反映させるため、定期的に見直され、更新される。関連する方針については、ESG 報告書を通じて言及されており、該当するトピックについては下記「サステナブル・ファイナンス」、「事業活動による排出量の削減」、「サステナブル・リソースの利用」、「(3) 戦略－人的資本－人材の育成」および当行の ESG 報告書の別紙「経営アプローチ」のセクションを参照のこと。

**当行のサステナビリティ戦略**

当行のサステナビリティ戦略は、グレーターチャイナおよびそれ以外の地域における金融機関の中で、サステナビリティ・リーダーとなるための当行のビジョンを導いている。この戦略は、マテリアリティ評価および利害関係者のフィードバックに基づき、目標および目標設定を支える 3 つの柱ならびにコミュニケーションおよびエンゲージメントの重点分野において、当行の取組みの優先順位を定めている。かかる 3 つの柱とは、責任ある事業、責任ある業務および責任ある市民である。当行の最新のマテリアリティ評価に関する詳細については、下記「当行の重要な ESG 課題」を参照のこと。

**当行の業績の追跡**

当行は、当行グループの ESG および気候関連の目標ならびにその達成に向けた各部署の個人の役割について、主体性、説明責任および透明性に尽力している。気候関連の目標を含む ESG 目標は、当行グループ全体のスコアカードに組み込まれており、ESG 実績は、対象となる全従業員の年次業績評価と連動している。当行グループの ESG スコアカードはサステナビリティ責任者が管理しており、ESG 目標は各部門および各部署のスコアカードにも反映されている。これらの目標に対する進捗状況は監視され、取締役会レベルの ESG 委員会に定期的に報告される。

当行の進捗状況に関する最新情報は、下記「サステナブル・ファイナンス」、「事業活動による排出量の削減」、「サステナブル・リソースの利用」、「(2) リスク管理」、「(3) 戦略」、「(4) 指標および目標」ならびに当行の ESG 報告書の「2025 年の実績」および別紙「経営アプローチ」のセクションに詳述される。

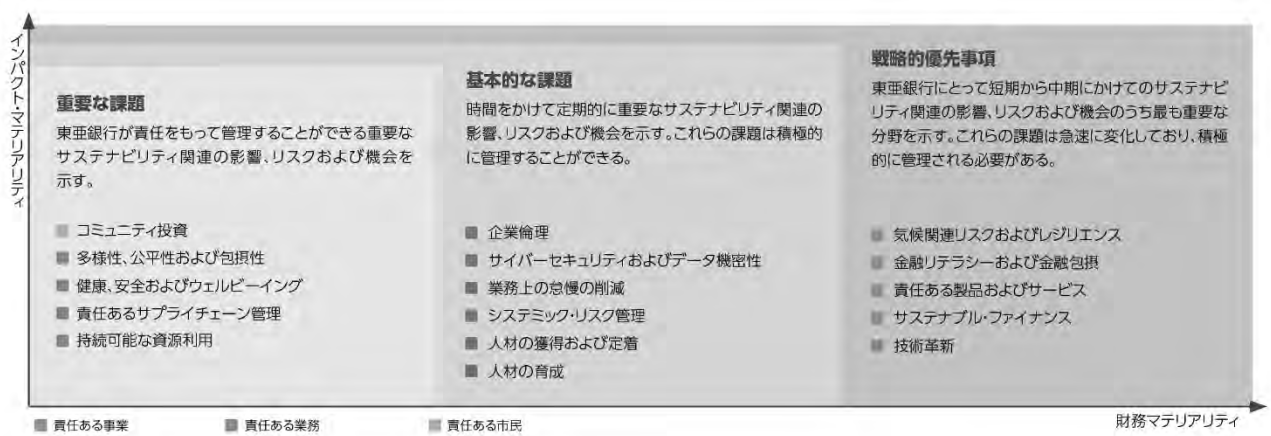
**当行の ESG 重要性枠組み**

| 柱 | 東亜銀行にとっての意味 |
|---|---|
| **責任ある事業** | 健全なガバナンスおよびリスク管理の下で事業を運営し、当行の顧客を公平に扱い、当行の事業活動の社会および環境に対する影響を、責任を持って管理する |
| **責任ある業務** | 当行の従業員に前向きかつ働きやすい職場環境を提供し、事業活動が環境に与える直接的な影響を管理し、サプライヤーに対し持続可能な取組みの導入を奨励する |
| **責任ある市民** | 教育、社会福祉および環境において、当行と志を共有する地域社会のパートナーと活動し、当行が事業を行う地域におけるスタッフのボランティア活動を促進する |

**当行の重要な ESG 課題**

当行は、重要事項に対してダイナミックなアプローチを採用している。当行グループの社内外の利害関係者はサステナビリティ課題について頻繁に関与しており、当行は、変化し続けるサステナビリティ関連の影響、リスクおよび機会（以下「IRO」という。）を理解するため、毎年マテリアリティ評価を実施している。

2025 年において、当行は独立サステナビリティ・コンサルタントと協働し、当行の事業に関連する具体的なサステナビリティ関連の IRO に対する理解を深めた。2024 年に実施されたトピックレベルのダブル・マテリアリティ評価を基盤とし、グローバル・レポーティング・イニシアティブ基準（以下「GRI 基準」という。）に基づくインパクト・マテリアリティおよび IFRS サステナビリティ開示基準に基づく財務マテリアリティに関する指針を引き続き活用しつつ、グローバルなベスト・プラクティスに沿って、より詳細な IRO 評価を実施した(1)。東亜銀行の IRO に関するより詳細な評価の結果、技術革新という新たな重要トピックが追加された。




当行のマテリアリティ評価プロセスには、以下の内容を含む。

1. 特定
・当行グループの ESG 優先事項ならびに同業他社の実践事例および部門固有の ESG トピックおよび IRO に関する包括的な調査に基づき、東亜銀行のバリューチェーンに関連する 100 件近い IRO の長いリストが作成された。(2)
・東亜銀行の ESG 目標、以前に特定された重要トピック、ESG 動向および頻度分析との整合性に基づき、54 の IRO が詳細評価の対象として選定された。

2. 評価
・IRO は、既存の内部リスク評価プロセスの基準およびグループ最高財務責任者および GCRO によって検証された定量的財務マテリアリティの閾値を組み込んだスコアリング・システムを使用して評価された。

3. 検証
・上級管理職から戦略的パートナーおよび投資家に至るまで、社内外の 40 名の専門家が、それぞれの専門分野に関連する特定の IRO のスコアを検討および検証した。

4. 検討および最終化
・IRO のスコアは、専門家のフィードバックを反映して調整され、マテリアリティの閾値が設定された。その結果、37 の重要な IRO および新たな重要トピックである技術革新が選定された。

5. 承認および検証
・ESG 運営委員会により検討および検証された IRO および重要トピックは、取締役会の ESG 委員会に提示され承認された。
・外部検証機関が、利害関係者の特定に使用された方法論を含む、マテリアリティ評価プロセスを検討した。

（注1） これには、GRI基準に定められたインパクト・マテリアリティという概念である「組織が経済、環境、および人々に与える最も重要な影響（人権への影響を含む。）を表すトピック」が含まれていた。また、これにはIFRSサステナビリティ開示基準における財務マテリアリティの概念も含まれており、会社の見通しに合理的に影響を及ぼし得るすべてのリスクおよび機会を特定し、それらのリスクおよび機会に関連する情報のうち、その情報を省略、誤表示または不明確にした場合、一般目的の財務報告書の主要な利用者が当該報告書に基づいて下す意思決定に影響を与えると合理的に予想されるものについて開示することが求められている。

（注2） 東亜銀行の事業モデル、業界、関連する動向ならびに社会的および環境的背景は、社内外の文書および情報源を精査することで分析された。外部資料としては、インパクト・マテリアリティに関する権威ある情報源（例：国連環境計画金融イニシアティブのセクター・インパクト・マップ、ナチュラル・キャピタル・ファイナンス・アライアンスのアンコール・ツール、同業他社のサステナビリティ報告書など）および財務マテリアリティに関する権威ある情報源（例：サステナビリティ会計基準審議会の基準、香港財務報告会計基準、ESG格付機関による部門別のガイダンス、地域内の同業他社およびその他の大手金融機関の年次報告書など）が含まれる。

### 当行の戦略的サステナビリティの優先事項

2025 年のマテリアリティ評価プロセスは、当行グループの最も差し迫ったサステナビリティ課題に対する当行の焦点をさらに明確にした。これには、短期的から長期的な視点において、東亜銀行の最も重要なサステナビリティ関連の IRO を示す、刷新された戦略的優先事項を含む。技術革新という新たなトピックは、AI の急速な発展と当行グループの長期的なデジタル化への取組みを踏まえ、戦略的優先事項として特定された一方で、サイバーセキュリティおよびデータ機密性は、今後長期にわたり重要な IRO をもたらし続ける基礎的なトピックとして認識されている。

当行は、サステナビリティに対する包括的なアプローチの重要な側面であり続ける、その他の基礎的かつ重要なトピックについても引き続き注視する。当行は、これらのトピックが、能動的アプローチまたは対応型アプローチのいずれにおいても、現行の取組みとの整合性を保ちながら大抵管理できると考えている。

### 利害関係者のエンゲージメント

当行は、利害関係者との定期的かつ誠実でオープンな対話を重視している。これにより、当行は利害関係者の多様なニーズおよび期待を理解し、それに対処することが可能になる。当行のエンゲージメントの取組みは、利害関係者の包括的なマッピングに基づいており、6 つの主要なグループを特定した。当行は、このマッピングの関連性を確保するため、毎年見直し、再評価している。

当行の主要な利害関係者の意見は、当行のサステナビリティ戦略に直接反映され、当行の ESG への影響の特定および管理ならびに当行の ESG 報告の策定を支援している。

| 利害関係者 | | ニーズおよび期待 | エンゲージメント・チャネル |
|---|---|---|---|
| **顧客** | 当行は顧客の声に耳を傾け、そのニーズを理解したうえで、顧客にとって関連するサステナビリティの課題を管理しつつ、卓越したサービスを提供する製品やサービスを提供する。 | 責任をもって開発および提供される革新的ソリューション | 顧客フィードバック・チャネル |
| | | 透明性のある製品関連の開示 | 顧客イベント |
| | | 金融教育および意思決定のためのリソース | 東亜銀行のウェブサイトおよびソーシャルメディアを通じた持続可能なコミュニケーション |
| | | 責任ある投資オプション | |
| | | 安心かつ包摂的な支店施設 | |
| **株主／投資家** | 当行の株主は、当行グループへの投資に対して良好なリターンを期待しており、当行が将来に備えた事業体制を確立するためにどのような取組みを行っているのか、強い関心を寄せている。 | システミック・リスク管理を含む、慎重なリスク管理 | 年次株主総会 |
| | | 長期的な価値創造 | 企業広報 |
| | | 投資プロセスへの ESG 要因の組込み | ESG 格付機関および ESG 指数の代表者とのコミュニケーション |
| | | | 情報請求への対応 |
| **規制当局** | 当行は、主要市場におけるリスクへの対応と機会の活用を確実にするため、規制当局からの意見を求めるとともに、当行の進捗状況や課題について情報を共有している。 | 適用要件の遵守 | 業界団体および業界イベントへの参加 |
| | | 頻繁に更新される、透明性のある開示 | 規制当局代表者とのコミュニケーション |
| | | 公平かつ倫理的な業務遂行 | 情報請求への対応 |
| | | 産業におけるサステナブル・ファイナンスの成長への寄与 | |
| **従業員** | 当行の従業員は、当行グループの成長にとって欠かせない存在である。当行は、従業員のニーズを理解し、東亜銀行と従業員がともに成長していく方法を模索するため、頻繁にオープンな対話を重ねている。 | 透明性のある公平な意思決定 | 当行全体および各部門のタウンホール |
| | | 研修およびキャリア開発機会 | 従業員調査 |
| | | 競争力のある給与および福利厚生 | |
| | | 支援的な文化およびエンゲージメント | 職員向け e-ニュースレター東亜銀行のイントラネットを通じたサステナビリティ・コミュニケーション |
| | | 安全で包摂的な職場 | |
| **コミュニティ** | 当行は、1 世紀超にわたりサービスを提供してきた香港の人々を含む、地域社会と強固な絆を築いてきた。また、東亜銀行財団を通じて、NGO および一般市民と向き合っている。 | コミュニティのニーズを理解するためのエンゲージメント | 東亜銀行財団プログラムならびに中国本土の当行の財団が主催するプログラムおよび当行が事業を展開するその他の市場における当行のスタッフボランティアの取組み |
| | | 気候変動などの共有された課題に対処するプログラム、製品およびサービス | |
| | | 支援を必要としているコミュニティ・メンバーのための、個々のニーズにあわせた銀行サービス | |
| **サプライヤー** | 当行は、サプライチェーンにおける経済、環境および人々に対して、プラスの影響を創造し、マイナスの影響を最小限に抑えることを目指している。 | ESG 関連の期待に関する明確な指針 | 公表されているサプライヤー要件および指針 |
| | | 倫理的かつ透明性のある調達慣行 | |

**サステナブル・ファイナンス**

**方針／指針**

・GSF 枠組み（セクター方針を含む。）
・サステナビリティ方針
・環境方針
・人権方針
・グループの責任投資方針

**規制要件およびベスト・プラクティス**

当行は、業務を行う市場における現地の規制および指針ならびに国際的な基準および原則に沿って、持続可能な資金調達機会に取り組んでいる。

これらには以下が含まれるが、これらに限定されない。

・PBOC が発表したグリーン・ローンの統計内容の調整に関する公告
・持続可能な活動のための EU タクソノミー
・グリーン・ボンド原則、ソーシャル・ボンド原則、サステナビリティ・リンク・ボンド原則および気候移行ボンド指針
・国家金融監督管理総局が発表した銀行および保険業界向けグリーン・ファイナンス指針
・グリーン・ローン原則、ソーシャル・ローン原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則およびトランジション・ローンの手引き
・シンガポール金融管理局（MAS）が発表した銀行向け環境リスク管理指針
・香港金融管理局の気候リスク管理に関する監督管理政策マニュアル
・香港金融管理局が発表した持続可能な金融のための香港タクソノミー
・国連責任銀行原則（PRB）
・国連責任投資原則（PRI）
・PBOC、国家金融監督管理総局および中国証券監督管理委員会が発表した 2025 年度版中国グリーン・ファイナンス支援プロジェクト目録

**ESG 投資ガバナンス**

投資委員会、取締役会レベルの ESG 委員会および ESG 運営委員会は、当行グループの ESG 投資目標の達成に責任を負っている。投資委員会が、ESG 債券ポートフォリオの拡大に向けたポートフォリオ計画の年次評価および更新を含む、全体的な投資戦略を監督し評価する一方で、ESG 委員会および ESG 運営委員会は、当行グループのグリーン投資およびサステナブル投資の監視に注力する。

当行のサステナブル投資へのコミットメントは、GSF 枠組み、サステナビリティ方針、環境方針および人権方針を含むがこれらに限られず、具体的な事項に関する様々な当行グループの枠組みおよび方針に反映されている。さらに、トレジャリー・マーケッツ部門は、関連する事業部門および子会社とともに、包括的なグループの責任投資方針に従っている。グループの責任投資方針は、サステナビリティを金融投資および戦略的投資、ポートフォリオ構築、債券分析ならびにその他業務に統合するにあたってのガバナンス構造および責任を明確に定めている。

グループの責任投資方針は、ESG 要素を投資プロセスに組み込む当行の手法を定めており、各要素の定義および検討の方法、適用される除外基準ならびに資産クラス別および部門別の指針が含まれる。これらの指針は、債券および株式にわたる ESG 重視のポートフォリオを維持するための手法を定めている。さらに、グループの責任投資方針は、ポートフォリオ運用戦略を当行グループの金融に係る排出量の目標と一致させることの重要性を強調している。当行の債券投資による金融に係る排出量は測定され、部門別目標に対する進捗も活発に監視され、報告される。投資マネージャーは、グループの責任投資方針に依拠して、環境パフォーマンスならびにそれが発行体のリスク特性および債務返済のための資本へのアクセスに及ぼす潜在的影響を評価しており、これは事業パートナーに ESG 問題について関与させるという、当行のコミットメントを示している。

さらに、東亜銀行は一帯一路のためのグリーン投資原則の署名機関として、当該地域におけるグリーン投資を推進している。これらの原則は、中国金融学会のグリーン・ファイナンス委員会および英中グリーン・ファイナンス・センターによって策定されたもので、当行は ESG の統合、対話、エンゲージメントおよび革新の強化をしているため、これらの原則が当行の手引きとなっている。

**資産運用**

当行の資産運用子会社である BEA ユニオン・インベストメントは、2021 年に国連責任投資原則の署名機関となり、2023 年には気候アクション 100+（CA100+）に参加した。これ以降、同社はポートフォリオ企業に対して積極的にエンゲージメントを行うとともに、CA100+のもと、その他の機関投資家とともに ESG 関連課題についてエンゲージメント会合を実施している。

ESG 要素の分析は投資プロセスの開始時点で実施され、これにより企業の特定、評価および価値判断だけでなく、ポートフォリオへの ESG 要素の組込みも可能になる。これには、初期スクリーニング、リサーチ、ポートフォリオ構築およびリスク分析が含まれる。投資実行後は、BEA ユニオン・インベストメントは投資先企業に関わり、株主としての権利を行使するとともに、持続可能な事業慣行を促進する。スチュワードシップ活動は、ESG パフォーマンスの評価、リスクおよび機会の特定ならびに議決権行使を重視している。BEA ユニオン・インベストメントの議決権行使方針では、とりわけ取締役および非業務執行取締役の選任を含むガバナンス要素に関する一般的な議決権行使原則および指針を定めている。ESG リサーチおよびスチュワードシップ活動から得られた知見はさらに、特定の投資目的、必要要件および ESG リスク許容度と一致させるべく、ポートフォリオ・マネージャーの意思決定に活用される。

BEA ユニオン・インベストメントはまた、ESG 要素をリスク管理枠組みに組み込み、対象となる戦略における重大な ESG リスクおよび課題の特定を行っている。ESG リスク管理方針を含む包括的な方針は、BEA ユニオン・インベストメントが気候関連リスクの影響を特定し評価する手引きとなっている。証券先物委員会の要件に従い、BEA ユニオン・インベストメントは 2022 年以降、気候関連リスクに該当し重大であると判断されたファンドについて、ポートフォリオの炭素排出量を算定し、開示している。

**金融活動における ESG リスク管理**

東亜銀行の分散されたポートフォリオ全体において、様々な ESG 要因は借手の信用の質に大きな影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクを軽減するため、当行の信用リスク管理マニュアルでは、借手の事業活動の潜在的な環境および社会への影響を含め、金融活動において ESG リスクを考慮することを求めている。与信申請においては、借手の ESG 慣行に関する論争および報道も検討される。重大な問題が特定された場合には、リスク軽減策およびその根拠が文書で記録される。

**グリーンウォッシング対策**

当行は、多様なチャネルを通じて、商品、サービスおよびプロセスに ESG および気候関連問題を組み込んでいる。例えば、当行の新商品承認手続においては、事業部門が ESG をテーマとする商品およびサービスについてサステナビリティ部門および ESG リスク・監視部門に協議することが求められている。これにより、商品およびサービスが適切な ESG 目的に資することを確保し、潜在的なグリーンウォッシング・リスクが顕在化する前に特定し、対処することに、対象分野の専門知識が利用される。

一貫性があり、専門的根拠に基づいた定義および方法論は、グリーンウォッシング防止の重要な要素である。この点を考慮に入れ、東亜銀行は、当行の GSF ポートフォリオにおけるグリーンウォッシング・リスクを軽減するために策定された GSF 枠組みに沿って、当行が事業を展開する市場における GSF の発展を積極的に推進する。この枠組みの構成要素は、当行が融資するプロジェクトの環境および社会への影響を特定し、評価するうえで役立っている。気候変動という重要課題に関しては、同枠組みは、1.5℃目標に向けた実体経済の脱炭素化を実現するための認知された手法である気候整合型ファイナンスのための IMPACT+原則を採用している。

GSF の定義は、GSF 枠組み内で明確に定められている。

| GSF の種類 | 定義 |
|---|---|
| グリーン・ローン | エネルギー効率、再生可能エネルギーおよびグリーン・ビルディングなどのグリーン・プロジェクトを支援する。グリーン・ローン原則を堅持する企業およびプロジェクトに対するファイナンスまたはリファイナンスの全額または一部に、これらのローンを充てることができる。 |
| ソーシャル・ローン | 医療アクセスの向上、手頃な価格の住宅建設およびマイクロファイナンスの支援など、社会的に望ましい成果の創出を目的とするプロジェクトを支援する。ソーシャル・ローン原則を堅持する企業およびプロジェクトに対するファイナンスまたはリファイナンスの全額または一部に、これらのローンを充てることができる。 |
| サステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。） | 二酸化炭素排出量の削減、従業員研修時間または取締役会の多様性など、予め定められたサステナビリティ・リンク目標に連動する。SLL の顧客は SLL 原則に従うことが求められ、進捗報告を通じて定期的に監視される。 |

GSF 枠組みの 5 つの主要構成要素

| 構成要素 | 目的 | 適用 |
|---|---|---|
| 1. 禁止貸付リスト | 東亜銀行が故意に融資しない取引または活動を規定する。 | リストに定められた取引または活動については、例外的な承認は行われない。 |
| 2. セクター化リスト | 「グリーン」と「ブラウン」のセクターに分類する。 | これは、グリーン・ファイナンス申請の初期スクリーニングとして機能し、企業エクスポージャーを分類するさらに標準化された手法を提供し、報告を支援する。 |
| 3. 部門別方針<br>（エネルギー、製造業（化学）、金属・鉱業、電力公益事業、不動産開発・建設業および運輸部門を含む。） | 「ブラウン」セクターの範囲を定義し、地域ごとのタクソノミーに基づき、「ブラウン」セクター内で「グリーン」活動を区別するための詳細な手引きを提供する。 | これは、ブラウン・セクターにおける GSF を促進し、移行プロセスを支援することで、当行グループの金融に係る排出量のネット・ゼロ達成を後押しするための手段の 1 つとして機能する。 |
| 4. 外部レビュアーのリスト | 東亜銀行の GSF 取引を独立して評価するために、当行グループが承認した外部機関の要覧として機能する。 | 適用対象となる GSF 取引は、評価サービスを提供する資格を与えられ、認可された、東亜銀行承認の外部レビュアーによって評価される必要がある。 |
| 5. GSF 分類チェックリスト | グリーン、サステナビリティ・リンクまたはソーシャル・プロジェクト／活動について、国際的な GSF 認証基準および適用ある業界慣行に照らして、潜在的な GSF 融資活動を評価する。 | 高度デューデリジェンス・ツールは、潜在的な GSF 取引の適格基準を定めている。これは、認知された基準への適合性を厳格に検証するための、段階的な手引きを提供している。 |

**東亜銀行（中国）における GSF のガバナンス**

GSF 枠組みおよび部門別方針とは別に、東亜銀行（中国）は、中国本土における GSF 事業の発展を支援するための内部指針を定めている。例えば、GSF 業務管理施策では、組織構造、GSF の発展に関する責任分担および中国本土における GSF 事業活動のコンプライアンス要件が定められている。さらに、承認原則、ローン前デューデリジェンス、信用審査およびローン後管理などの主要事項についても詳細に規定している。トランジション・ファイナンスの管理および運営を標準化し、その適用範囲を定義するため、東亜銀行（中国）は内部向けにトランジション・ファイナンス業務管理施策も公表している。

さらに、法人向け与信方向性指針中のグリーン・ローン事業戦略の項目では、優先され支援される主要産業および部門が示されている。一方、二酸化炭素排出削減施設向け運用指針は、PBOC の革新的な金融政策ツールを活用するうえでの手引きである。

**東亜銀行における GSF に特化した専門知識**

当行の GSF に特化したアドバイザリー・チームを通じて、顧客は専門的知見および個別に最適化されたサステナブル・ファイナンスの商品およびサービスを利用できる。チームは、リレーションシップ・マネー

ジャー、外部レビュアーおよびサステナビリティに注力する組織と緊密に連携して GSF の機会を推進し、貸付プロセス全体を通じて包括的なコンサルティング・サービスを提供し、顧客の持続可能な開発目標の達成に向けた資金調達を可能にしている。

**実績**

**GSF ローンおよび ESG 債券(1)**

| 指標 | 単位 | 2025 年 | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|---|---|
| **GSF ローンおよび ESG 債券投資の合計** | | **92.2** | **81.5** | **70.6** |
| グリーン・ローン、ソーシャル・ローンおよびサステナビリティ・ローン | 十億香港ドル | 33.8 | – | – |
| SLL | | 44.2 | – | – |
| ESG 債券 | | 14.2 | – | – |
| 法人向けローンおよび債券投資の合計に占める **GSF ローンおよび ESG 債券投資**の割合 | % | 17.8 | 16.7 | 14.9 |
| GSF ローンおよび ESG 債券投資の合計に占める **GSF ローン**の割合 | | 84.6 | 83.4 | 81.3 |
| GSF ローンおよび ESG 債券投資の合計に占める **ESG 債券投資**の割合 | | 15.4 | 16.6 | 18.7 |
| **個人向けファイナンス（リテール・バンキング）(2)** | 十億香港ドル | | | |
| サステナブル・ローンおよび住宅ローン | | 5.8 | – | – |
| **第三者提供のサステナブル投資商品** | 運用資産（十億香港ドル） | | | |
| ESG 統合 | | 0.21 | – | – |
| テーマ別 | | 0.58 | – | – |

（注1） 東亜銀行グループは、専有の投資商品を提供していない。
（注2） 個人向けファイナンスの合計価額については、2025年度の年次報告書を参照のこと。

**事業活動による排出量の削減**

**方針／指針**

・環境方針
・サステナブル・ビルディング方針
・サステナブル・ビルディング指針

**事業活動による排出量ネット・ゼロ**

当行は、2030 年事業活動による排出量ネット・ゼロ目標を達成し、ネット・ゼロ実現に向けた地域および国の長期的な取組みを支援するため、当行グループ全体でスコープ 1 およびスコープ 2 の排出量を削減する機会を積極的に模索している。当行グループ全体の脱炭素化戦略は、目標達成のための枠組みと明確な指針を提供しており、事業部門ごとに年間目標を設定することで、各部門が当行のネット・ゼロへの取組みに積極的に参加するよう促している。戦略的柱が、これらの取組みの計画と実施を導いている。オペレーショナル・カーボンの削減実績および提案された排出削減イニシアティブを含む進捗状況は、ESG 運営委員会によって定期的に検討され、取締役会の ESG 委員会によって承認される。

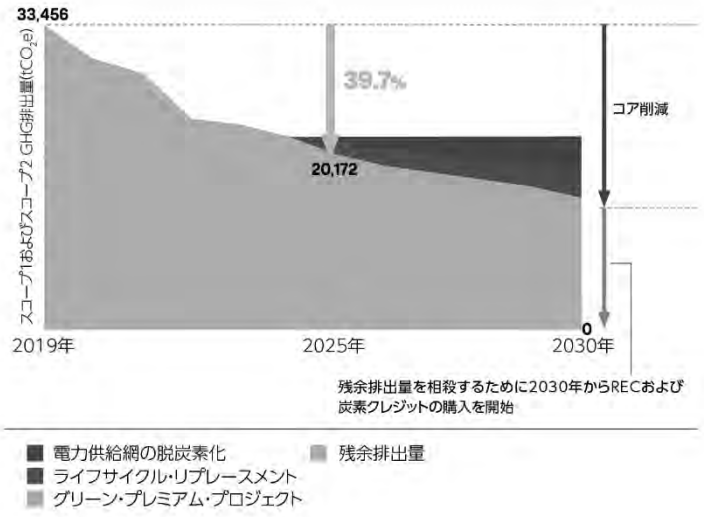
当行は、当行グループ全体のサステナブル・ビルディング方針とあわせて指針および実施計画を策定し、炭素削減、エネルギー効率化、節水、廃棄物管理、環境に配慮した交通手段およびグリーン・ビルディング認証という 6 つの重点分野に焦点を当て、当行の施設における環境への影響を軽減している。これらの優先事項は、香港特別行政区政府の気候アクション・プラン 2050 および中国本土のデュアル・カーボン目標と同調している。かかる方針では、これらの課題に対する当行の取組みを明示するとともに、当行が管理する施設の賃貸、設計、建設、改修および運営において成功事例を効果的に実施することで、事業活動による排出量ネット・ゼロ達成のための戦略を定めている。

**当行のスコープ 1 およびスコープ 2 ネット・ゼロ・ロードマップ**

| | |
|---|---|
| **第 1 の柱：低エネルギー・ビルおよびエネルギー移行** | 優先的な対策を特定および実施するためのサステナブル・ビルディング方針および指針の作成ならびにネット・ゼロ事業活動実行計画の策定 |

| | |
|---|---|
| **第 2 の柱：<br>制度変更** | 組織全体で炭素削減に向けた行動を促進および推進できるように適切なインセンティブ、支援、技術および手段を提供 |
| **第 3 の柱：<br>カーボン・ニュートラル** | 移行中のカーボン・オフセットに関する戦略、取組みおよび投資を導くための東亜銀行のカーボン・オフセット方針および指針の作成および実施 |

**2030 年事業活動による排出量ネット・ゼロに向けた進捗状況**




**ネット・ゼロ事業活動実行計画**

香港金融管理局のサステナブル・ファイナンス行動計画に沿った当行の 2030 年ネット・ゼロ事業活動目標を達成するためには、当行は、今後数年間で事業活動による排出量規模を大幅に削減しなければならない。こうした取組みを推進するため、当行はエネルギー消費型施設の上位 20 か所におけるエネルギー監査の結果に基づき、ネット・ゼロ事業活動実行計画を策定した。ESG 委員会により承認されたこの戦略計画は、当行の脱炭素化への取組みおよび投資原則を示している。成功事例に従い、当行グループは、ネット・ゼロ達成のための再生可能エネルギー証明書（REC）の調達を検討する前に、ライフサイクル・リプレースメント・プロジェクトおよび省エネ・イニシアティブを通じて、エネルギー消費を可能な限り削減することを優先する。

**排出量の監視および報告**

当行は、クラウド・ベースの環境データ・プラットフォームを活用して排出量の推移を定期的に追跡しており、その状況を四半期ごとに ESG 作業部会および ESG 運営委員会に報告している。透明性を確保し、利害関係者に当行の排出量の管理について情報を提供するため、毎年、ESG 報告書において排出量データを分析および開示している。また、この情報は CDP などの格付機関にも提供されている。

**車両の電動化**

当行グループは、社用車および従業員による電気自動車（以下「EV」という。）の利用を支援している。中国本土では、2025 年末までに当行グループの保有車両数が 88 台に減少しており、現在、新たなエネルギー車が全保有車両の 24%を占めている。この従来型車両から EV への移行により、2024 年と比較して排出量が 7.5%削減された。従業員および訪問者による EV の利用を促進するため、市場で EV 充電器の設置を開始した。現在、香港にある当行の本社および BEA タワー、上海にある東亜銀行（中国）の本部ならびに中国本土の 11 支店では、すでにオフィスビルへの充電器の設置が完了した。また、当行のロンドン支店においても EV 用充電ステーションの設置を検討している。

**サステナブル・リソースの利用**

**方針／指針**

・環境方針
・サステナビリティ方針
・サステナブル・ビルディング方針
・サステナブル・ビルディング指針

**環境管理**

当行の環境方針は、当行のすべての事業活動に適用され、当行の環境管理の慣行における継続的な改善を導くものである。水、エネルギー消費、紙の使用、リサイクルおよび廃棄物削減を対象としており、国連環境計画の持続可能な開発に関する金融機関のコミットメント声明を参照して策定されている。

当行の取締役会は、本方針を毎年見直し、承認する責任を負っている。定期的な更新により、当行グループは、事業を展開するすべての地域において、環境保護関連法規を含むすべての関連法令および規制を確実に遵守している。さらに、当行はエネルギー、水、紙の使用量および廃棄物の発生量を定期的に評価し、環境負荷の管理に必要な投資を行っている。

**エネルギー消費**

エネルギー効率の向上および消費量の削減は、引き続き当行グループの重要な優先事項である。当行グループは、選定した支店で午後 11 時前に屋外照明を消灯することで、香港における屋外照明憲章を引き続き支持している。香港の当行主要オフィスでも、効率性を評価するため、定期的にエネルギー監査を実施している。

中国本土では、昼休みの消灯方針も実施されており、東亜銀行ファイナンス・タワーは夜間に照明が自動的に消灯される。

当行は、改修プロジェクトについて適用可能な場合は常に、当行のサステナブル・ビルディング指針に沿った様々な取組みを実施する。例えば、当行は占有センサーの設置または建物管理システムにおける自動オン／オフ機能の導入のいずれかにより、自動照明制御システムを採用した。

**水使用量**

当行はそのサステナブル・ビルディング指針に沿って、自主的節水ラベリング制度におけるグレード 1 の節水ラベルを取得した水栓、シャワーヘッドおよびその他の設備の使用を優先している。香港では、当行は香港特別行政区政府のビルディング向け良質給水制度にも参加しており、当行の主要オフィスビルについては淡水（管理システム）カテゴリーのゴールド認証を取得している。

**紙の使用量**

当行は、日常業務において環境に責任ある行動を推奨している。当行のデジタル改革により、事業全体で不要な紙の消費削減を進めている。オンライン口座の開設および手続のプラットフォームがペーパーレス取引を促進し、オンラインのみで顧客は口座開設および手続が完結できるようになり、投資注文も完全にオンラインで行える。当行はまた、法人向け銀行業務専用の電子署名ソリューションも導入した。従来の自署による署名に代わるこのデジタル手段は、電子署名にデジタル認証および検証を活用することで、物理的な署名および書類の手渡しを不要にしている。

さらに、当行はすべてのスタッフに対して、印刷された名刺から新しいデジタル形式への移行を奨励している。印刷物が使用される場合には、当行は名刺、レターヘッドならびに特定の封筒および用紙について、広く認められ、認証を取得した供給元から紙を購入している。

**廃棄物の発生**

当行のオフィスではプラスチックに着目し、消費および消費に伴う廃棄物の削減のための措置を講じている。規制対象の使い捨てプラスチック製品の販売および無償配布を禁止する規制に従い、香港では、当行グ

ループはすべての社員食堂および宴会場における使い捨てプラスチック製品の提供を終了した。同様に、当行のシンガポール支店でも使い捨てプラスチック製品の調達を停止した。

当行は、投資用不動産に付随する廃棄物にも配慮している。当行は、廃棄物削減のため、当行の投資用不動産の厳選テナントに対しては、当行へ建物を明け渡す前に、スケルトン状態に原状回復する義務を免除している。これにより、建物の既存の設備および什器をそのまま残した状態で新たなテナントに賃貸でき、解体および改装に伴う大量の建設廃棄物の発生を回避できる。

当行の廃棄物管理の取組みには、食品廃棄物の削減およびリサイクルの推進も含まれている。香港の BEA タワーにある当行社員食堂で調理および喫食に伴い発生した食品廃棄物は 0・Park へ搬出され、当行本社で調理に伴い発生した食品廃棄物は分解処理施設へ搬出される。社員食堂で発生したコーヒーかすについても、同僚が再利用できるようにしている。

**サステナブル・ビルディング**

当行は、その事業活動において可能な限り環境への影響を低減することに取り組んでいる。当行のサステナブル・ビルディング方針では、当行の施設の設計、建設、改修、運営および賃貸に持続可能性を組み込むための当行の手法を定めている。一方で、当行のサステナブル・ビルディング指針では、この方針を実践するための具体的な要件を定めている。

当行の施設は、以下のグリーン・ビルディング認証を授けられている。

| | |
|---|---|
| **BEA タワー**<br>香港、観塘 | ・新築オフィス設計向け HK-BEAM（1/96R 版）：エクセレント |
| **セントラル、デ・ヴー・ロード 33**<br>香港、セントラル | ・新築ビル向け HK-BEAM（4/04 版）：ゴールド基準 |
| **BEA ファイナンス・タワー**<br>東亜銀行（中国）本部／上海支店 | ・LEED ゴールド |
| **BEA タワー**<br>東亜銀行（中国）北京支店 | ・LEED ゴールド |
| **東亜銀行ビルディング**<br>東亜銀行（中国）上海浦西分支店 | ・LEED ゴールド |
| **BEA タワー**<br>深圳前海 | ・中国グリーン・ビルディング設計ラベル 3 つ星認証<br>・LEED プラチナ<br>・WELL ゴールド |

(2) リスク管理

**リスク管理**

当行グループは、グループ全体としての慎重なリスク管理の取組みに沿った気候関連リスクの管理に努めている。

気候関連リスクの管理の主な目的は、経済活動および資源配分に根本的な変化を引き起こしかねない気候変動の広範囲にわたる影響に対処することである。気候リスクの要因は当行グループの主要なリスクの 1 つまたは複数につながる可能性があるため、当行グループは、気候関連リスクに対するその脆弱性を把握する必要がある。

**リスクの特定および測定**

当行グループは、CRST を用いてポートフォリオ・レベルで気候関連リスクを特定することに加え、取引相手先レベルおよびセクター・レベルでの気候関連リスクを特定および測定するための専用ツールを開発し、当行グループの事業全体にわたるリスクを精査するための包括的なアプローチを提供している。

**取引相手先レベルでの気候関連リスク評価の強化**

当行グループの法人向けローンおよび債券投資ポートフォリオの顧客向けの気候関連リスク評価のプロセスには、強化された気候関連リスク評価テンプレートが含まれている。このツールにより、当行グループのチームは、当行グループの顧客に適用される物理的リスクおよびトランジションリスクならびに必要なリス

ク軽減策をより深く理解できるようになる。また、その結果は、リスクの高いポートフォリオの集中状況を検証し、適切なリスク管理戦略を策定し、将来の取引において顧客に個別に対応する支援を提供するうえでも役立つ。

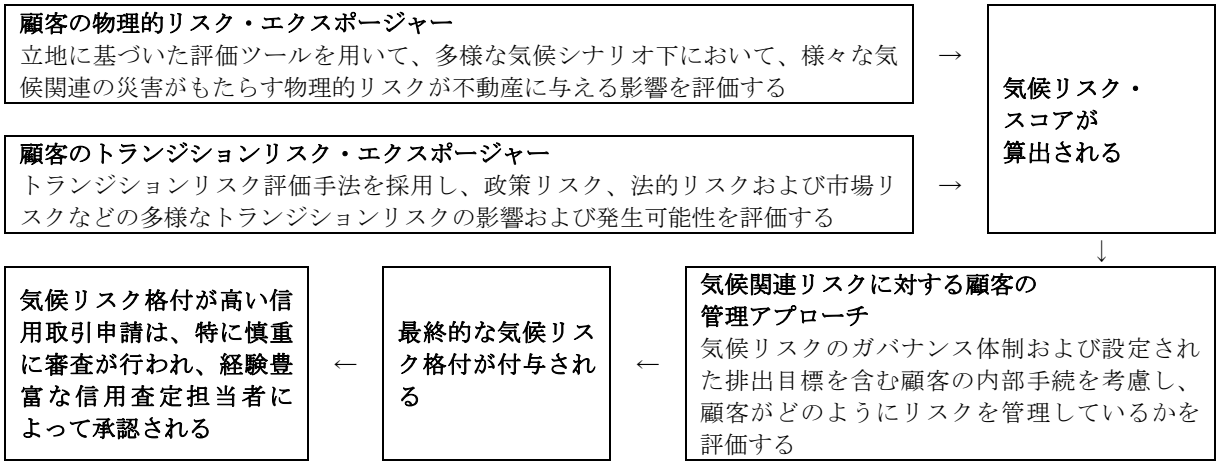
顧客の気候関連リスクは、物理的リスクおよびトランジションリスクへのエクスポージャーに基づいて評価される。物理的リスクは、物理的リスク評価ツールを活用し、立地固有のリスクを含めて評価する。トランジションリスクは、政策リスク、法的リスク、技術的リスク、市場リスクおよびレピュテーション・リスクを含むリスク要因の影響および発生可能性を理解することで評価される。各顧客に関連する具体的なリスクを考慮して、気候リスク・スコアが算出される。これらのリスクと、顧客がそれらを効果的に管理および軽減する能力とを併せて検討することで、最終的な気候リスク格付が決定される。気候リスク格付が高い信用取引申請は、特に慎重に審査が行われ、経験豊富な信用査定担当者によって承認される。

気候関連リスク評価テンプレートのデータ品質をさらに合理化し向上させるため、当行グループは、テンプレートの完成を助ける生成型 AI ツールの開発に向けた概念実証を完了した。このツールには分析機能および情報収集機能が備わっており、気候関連リスクの情報の要約をリレーションシップ・マネージャーに効率的に提供する。この AI モデルは、特に軽減が困難なセクターに関する気候変動および移行関連の情報が含まれた、カスタマイズされた知識ベースを用いて学習されている。トランジションリスク評価の分野では、リスク要因、移行への取組み、世界的および国レベルの移行の道筋、潜在的な財務上の影響およびその他のリスク要因が AI モデルによって分析され、評価者が検討するために関連する根拠が生成される。正式な導入に向けて概念実証のさらなる検討が行われる予定である。

**セクター別の気候関連リスク・エクスポージャーの理解**

当行グループの独自の気候リスク・ヒートマップは、東亜銀行全体にわたる各チームが、気候変動に対する脆弱性が高いセクターを迅速に特定するのに役立つ。このツールには、多様な業界における様々なトランジションリスクおよび物理的リスクを評価するための一連の脆弱性評価（すなわち、低い、中程度、高い、極めて高い）が組み込まれている。影響は、収益、コスト、業務の中断、資産の損害および市場シェアを含む、多数のパラメーターにわたって検討される。このツールにより、当行グループの事業部門はセクター別のリスク特性を監視し、資源配分に優先順位を付けて、脆弱なセクターの顧客が気候変動に対する強靭性および移行計画を発展できるよう支援することができ、また、当行グループが持続可能な金融事業を発展させつつ、軽減の取組みを加速させることができる。

**当行グループの取引相手先レベルの気候関連リスク評価**




**気候関連のリスクおよび機会**

当行グループは、その ERM の枠組みおよび実践、内部の財務および非財務のリスク管理者ならびに外部の利害関係者との取決めならびに特定された気候関連リスクの影響に関する広範囲な調査を通じて、当行グループの事業および業務に重大な影響を及ぼし得る新たな気候関連のリスクおよび機会を特定した。

以下の記載は、当行グループの重要な気候関連のリスクおよび機会の概要である。当行グループは、今後も変化する状況を監視し続け、これらのリスクおよび機会の管理の進展を追っていく。

| 区分 | 気候関連のリスクおよび機会 | リスクおよび機会の要因 | 関連する主要なリスク種類 | 現在の／予想される財務上の影響 | バリューチェーンにおける位置 | 時間軸(1) | 東亜銀行グループの対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 機会 | 新しい資本および事業機会へのアクセス | 投資家および顧客を含むその他の利害関係者は、気候変動に伴う財務上のリスクおよび機会に対する認識を高めており、投資決定を行う際にこの知識を活用し始めている。当行グループは、この世界的なパラダイムシフトを認識し、軽減策および適応策を含む気候を考慮した行動をその業務、商品およびサービスに組み込んでいる。 | 該当なし | 環境および気候関連の事項を当行グループの業務、商品およびサービスに組み込むことで、国際資本市場へのアクセスを拡大すると同時に、不良債権および投資リスクに対するエクスポージャーを低減できる可能性がある。<br>さらに、気候関連リスクに対処しこれを管理する当行グループの能力を効果的に示すことができれば（特に、中国本土などの市場において気候に焦点を当てた規制当局の取組みと合致する場合には）、より低コストの資金をより容易に調達できる新たな金融チャネルが開かれる可能性がある。<br>2025年末までに、当行グループのGSFローンおよびESG債券への投資の総額は92.2十億香港ドルに達した。 | 自社の業務および下流 | 短期から長期 | 当行グループは、グリーン融資およびサステナブル融資のソリューションに対する市場の需要が高まっていることを踏まえ、顧客と緊密に連携して、グリーン・ローン、サステナビリティ・リンク・ローンおよびソーシャル・ローンを提供し、顧客の持続可能かつ低炭素な事業モデルへの移行を支援している。さらなる支援を提供するため、香港および中国本土にGSF専門の助言チームが設置された。<br>東亜銀行はまた、変化する顧客のニーズに応えるため、トランジション・ローンなどの新たなGSF商品を導入することの実現可能性についても検討を進めている。また、GSFの枠組みは、変化する動向を反映し、新たな機会を活用できるよう、定期的に更新される予定である。 |

| 区分 | 気候関連のリスクおよび機会 | リスクおよび機会の要因 | 関連する主要なリスク種類 | 現在の／予想される財務上の影響 | バリューチェーンにおける位置 | 時間軸(1) | 東亜銀行グループの対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| リスク（物理的リスク） | 急激および長期的な気候現象に起因する、気候変動が当行グループの施設および支店に及ぼす影響 | 極端な気候事象およびその長期的な影響は、当行グループの事業継続体制に多大な負担を強いるものであり、その設計において考慮しなければならない。予防が不十分であった場合は、事業の中断を招き、当行グループの人員および顧客、職場の安全、重要インフラならびにシステム依存関係に影響を及ぼす可能性がある。 | オペレーショナル・リスク | 極端な気候事象またはその長期的な影響により、当行グループのオフィス施設およびその他の資産（リテール支店およびATMを含む。）に重大な損害が生じた場合、当行グループの業務遂行能力および費用支出に悪影響が及ぶ可能性がある。 | 自社の業務 | 短期から長期 | 2025年、当行グループは気候リスクをその事業継続管理枠組みおよびオペレーショナル・レジリエンス・フレームワークに組み込んだ。さらに、取締役会は、異常気象をオペレーショナル・レジリエンスのシナリオとして承認した。混乱を生じさせる事象が発生した際にも必須業務の継続性を確保するため、適切な対応策および回復策が導入されている。これらには、新規支店のリスク評価の実施、オフィス、データセンターおよび倉庫への水漏れ検知システム、水門、排水設備および二重電源供給設備などの設置が含まれ、異常気象による影響を最小限に抑えることを目的としている。 |
| | 物理的リスクが融資および投資の財務流動性および収益性に及ぼす影響 | 海面上昇および台風の激化といった極端な気候事象は、当行グループの不動産担保および投資ポートフォリオの価値低下につながる可能性のある物理的リスクである。<br>さらに、気候変動の影響の深刻化は、異常気象に起因する物理的な損害による直接的な損失を通じて、世界経済に甚大な影響を及ぼすことになる。 | 信用リスクおよび市場リスク | 急激な気候変動の影響は、顧客の収益性ならびに当行グループのポートフォリオおよび投資に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、長期的な気候変動はマクロレベルでの経済見通しに影響を与え、金融市場のパフォーマンスの悪化、マクロ経済の弱体化および担保として保有されている資産の価値低下につながる可能性がある。 | 自社の業務および下流 | 中期から長期 | 当行グループは、物理的リスクが資産に損害を与え、債務不履行が発生した場合に当行グループの信用損失を増加させる可能性があることを踏まえ、当行グループのRASの監視のために、物理的リスクの高い住宅ローン担保の集中度を測る新たな定量的指標を導入した。<br>当行グループは、この集中度を算出するために、香港金融管理局の物理的リスク・プラットフォームを活用し、対象範囲内の各担保に関連する物理的リスクを評価し、また、ポートフォリオ内における高リスク担保の集中度を算出している。 |

| 区分 | 気候関連のリスクおよび機会 | リスクおよび機会の要因 | 関連する主要なリスク種類 | 現在の／予想される財務上の影響 | バリューチェーンにおける位置 | 時間軸(1) | 東亜銀行グループの対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| リスク（トランジションリスク） | トランジションリスクが融資および投資の財務流動性および収益性に及ぼす影響 | 気候変動により、より持続可能な事業モデルへの移行に向けた経済の転換が求められている。炭素集約型商品への需要の減少に加え、排出量の多い企業における事業コストの増加が相まって、これらの産業に融資を行う銀行にとってリスクが生じている。 | 信用リスクおよび市場リスク | 低炭素経済への急激かつ急速な移行は、当行グループの顧客に対する貸付金の資産の質および炭素集約型産業への投資の価値を低下させる可能性がある。<br>さらに、トランジションリスクは、炭素税、固定資産の座礁化および市場心理の変化による費用の増加または収益の減少といった形で現れる可能性がある。また、低炭素経済への急激な移行によって顧客および証券発行体の収益性が悪影響を受けた場合、それらの返済能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。<br>信用損失の増加および炭素集約型エクスポージャーに関連するリスク加重資産の増加により、当行グループの自己資本比率が低下する可能性がある。当行グループの長期的なCRST では、自己資本比率が1%未満低下すると予測された。<br>2025 年末までに、当行グループのブラウン・セクターへのエクスポージャーは、当行グループのローンおよび債券投資資産の総額の 12.2%を占めていた。 | 自社の業務および下流 | 中期から長期 | 東亜銀行は、当行グループの金融に係る排出量を測定し、ブラウン・セクターへのエクスポージャーを監視することで、気候関連のトランジションリスクへのエクスポージャーを積極的に監視している。<br>当行グループのネット・ゼロのロードマップおよび炭素集約型セクター向けに設定された目標を指針として、東亜銀行は、そのポートフォリオを低炭素排出産業へと積極的に調整し、2050 年までに融資対象活動における排出のネット・ゼロ達成を目指している。<br>当行グループは、GSF の枠組みを通じて、ブラウン・セクターに属する企業に対し、早期に低炭素化への移行を開始するよう促している。セクター別方針では、ブラウン・セクターにおいて「グリーン」とみなされる貸付活動を特定しており、それは既存の高排出活動を、より環境に配慮した活動へと転換するものである。これにより、当行グループは、金融に係る排出量およびトランジションリスクの管理が容易になる。<br>当行グループの法人向けローンおよび債券ポートフォリオは、気候関連リスク評価テンプレートに照らして評価されており、これにより各チームは、当行グループの顧客に適用される物理的リスクおよびトランジションリスクならびに必要なリスク軽減策をより深く理解することができる。 |

| 区分 | 気候関連のリスクおよび機会 | リスクおよび機会の要因 | 関連する主要なリスク種類 | 現在の／予想される財務上の影響 | バリューチェーンにおける位置 | 時間軸(1) | 東亜銀行グループの対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| リスク（トランジションリスク） | 気候変動が当行グループの事業、戦略および業務に与える影響 | 気候変動への認識が高まるにつれ、金融セクターは、多様な利害関係者から、気候関連のリスクおよび機会ならびに脱炭素化戦略を積極的に管理することをますます期待されている。これには香港金融管理局も含まれており、同局は、サステナブル・ファイナンス行動計画および移行計画に関する方針において、気候を優先事項としている。 | 戦略リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、コンプライアンス・リスク | 気候変動対応への高まる期待に応えられない場合、当行グループの業績、業務および評判に悪影響を及ぼし、ひいては当行グループの利益、コスト、資産および負債に影響を与える可能性がある。<br>その結果、東亜銀行のリスク管理プロセスに気候変動に関する考慮を組み込めない場合、当行グループのバランスシートおよび収益の相当部分が、時間の経過とともに高まる気候関連リスクに対して脆弱なままとなる可能性がある。<br>当行グループは、潜在的なリスクに対処するための十分な能力を確保するため、サステナビリティ戦略、持続可能な業務、ESG 関連リスクの管理および機会の特定に専念する 26 名の常勤従業員を配置した。<br>当行グループはまた、そのトランジションリスクへのエクスポージャーを軽減するため、今後 5 年間で約 100 百万香港ドルを、建物施設に関連するライフサイクル交換プロジェクトおよびグリーン・プレミアム・プロジェクトに投資する計画である。これらの取組みは、当行グループの「ネット・ゼロ業務遂行計画」の一環である。 | 上流および自社の業務 | 短期から長期 | 利害関係者からの変化し続ける期待および最近の規制動向に対応するため、当行グループはその業務全般にわたり気候変動管理を統合している。当行グループはまた、ネット・ゼロへの注力を約束し、気候変動対策への取組みの指針となる移行計画を策定した。さらに、当行グループは、気候関連リスクを測定および軽減し、戦略的に対応するための能力を徐々に構築している。当行グループの目標は、気候を意識する文化を育て、持続可能性への配慮を日常業務に根付かせることである。具体的には、当行グループは以下の取組みを行っている。<br>・当行グループ全体を対象としたESGおよび気候関連の必須研修を促進する。<br>・リレーションシップ・マネージャー向けに GSF に特化した研修を実施し、当行グループのGSFの枠組み、関連する商品およびグリーンウォッシングのリスクについて精通させる。<br>・他の市場の支店のゼネラル・マネージャーおよびリスク管理責任者に、気候関連リスクに関するテーマ別研修を提供する。その際、当行グループの気候関連のリスク戦略、取組み、市場動向、規制の変更および内部方針により求められる事項に焦点を当てる。 |

| 区分 | 気候関連のリスクおよび機会 | リスクおよび機会の要因 | 関連する主要なリスク種類 | 現在の／予想される財務上の影響 | バリューチェーンにおける位置 | 時間軸(1) | 東亜銀行グループの対応 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | ・環境保護および気候変動緩和に対する従業員の意識向上を図るため、ESGおよび気候関連の要素を取り入れた従業員ボランティア・プログラムを企画する。<br>・ESG パフォーマンス、GSF の動向および気候関連リスクを検証し、取締役会に報告する。 |

（注1） 短期：1年未満、中期：1年から5年、長期：5年超

**リスク監視**

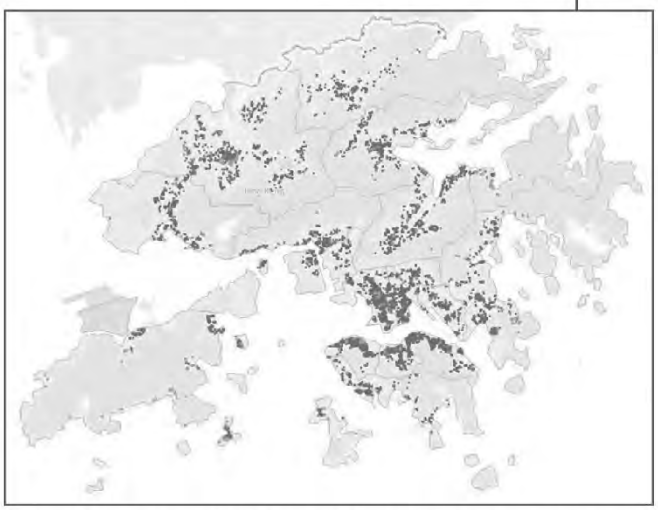
当行グループは、気候変動がもたらす継続的な課題に対処するため、引き続き警戒を怠らない。当行グループの ESG リスクおよび気候関連リスクに関する RAS は、気候変動が業績に及ぼす潜在的な影響を管理するための当行グループの取組みを導く重要なツールとして機能している。定量的指標およびそれらのリスク選好の基準値は、それらの有効性および当行グループの戦略との整合性を確保するため、定期的に見直される。

| RAS の定量的指標 | 2025 年の主要な更新 |
|---|---|
| ローンおよび債務投資資産総額に占める、ブラウン・セクターへのローンおよび債務投資残高の割合 | **基準値の引下げ** |
| 住宅ローン・ポートフォリオに占める、物理的リスクの高い住宅ローン担保の割合 | **新たな指標** |

当行グループの GSF の枠組みは、当行グループの信用引受基準を変更することなく、ブラウン・セクターの分類および対象範囲の特定を容易にするものである。これは、気候関連のリスクおよび機会を管理するための一貫した定義および手法を提供している。当行グループは、ポートフォリオ・レベルで高いトランジションリスクをもたらす 7 つのブラウン・セクターへのエクスポージャーを注意深く監視し、取締役会により承認されたリスク選好限度に従ってかかるエクスポージャーを管理している。さらにセクター別方針により、ブラウン・セクター内のグリーン活動を分類することで、当行グループの事業部門が GSF の機会を特定して行動することが容易になる。

当行グループの「気候リスク・レーダー」は、気候に関する監視を管理プロセスに組み込み、気候関連リスクに関する適時のレビューを提供することを目的とした四半期ごとのダッシュボードである。このツールは、物理的リスク、トランジションリスク、規制上の注目点、監査上の指摘事項およびその他のテーマ別最新情報を含む、気候関連リスクの主要要素を可視化するのに役立つ。経営陣は、現在のリスク・エクスポージャーおよびリスクの推移を監視することで、より良い気候関連の意思決定を行い、長期的な気候変動に対する強靭性を高めると同時に、当行グループが新たな気候関連の開示要件を満たすよう支援することができる。



● 高排出シナリオ(RCP8.5)および長期的な時間軸において、気候関連の物理的影響を受けやすい住宅ローンの担保

**ESG リスク・ハブ**

東亜銀行のイントラネット経由でアクセス可能なリスク管理ポータル内の ESG リスク・ハブは、一元的なファイル管理および気候関連能力の構築を可能にしている。この使いやすいプラットフォームにより、担当者は重要なリソースにアクセスしやすくなり、気候関連リスクの管理が効率化されている。かかるリソースには、内部方針、評価テンプレート、規則、外部の参考資料および研修資料が含まれており、担当者が最新動向を把握できるようになっている。

**当行グループの ESG リスクおよび気候関連リスクの管理の構成要素**

| |
|---|
| **気候関連リスクの管理および強靭性の強化** |
| **ポートフォリオ・レベル** |
| RAS および関連するリスク監視指標 |
| CRST |
| 気候関連リスクのヒートマップ |
| 気候リスク・レーダー |
| **取引相手先レベル** |
| 信用評価に組み込まれた気候関連リスク評価 |
| 分析、経営情報の報告および開示のためにデジタル化された ESG データに含まれる気候関連データ |
| **業務レベル** |
| 異常気象に対する事業継続措置 |

**グリーンかつ持続可能な銀行業務の実現**
GSF の枠組み（GSF 分類チェックリスト、セクター別方針、セクター分類リストおよび気候関連リスクを組み入れた貸付禁止リストを含む。）

**ESG リスク人材の育成**
内部のリスク文化を確立し、気候関連リスクおよび持続可能性に対する意識を高めるための能力の構築

(3) 戦略

**戦略**

当行は、低炭素経済への移行に向けた世界的な取組みを支持しており、業務活動レベルおよびポートフォリオ・レベルの両方において、排出量の削減および気候への耐性強化に取り組んでいる。




**当行のネット・ゼロへの取組み**

当行の気候変動緩和戦略は、2030 年までに事業活動による排出量（スコープ 1 および 2）のネット・ゼロを達成することや、2050 年までにポートフォリオ内の金融に係る排出量（スコープ 3）のネット・ゼロを達成するという当行の取組みに基づいている。この取組みは、地球の気温上昇を 2℃より大幅に下回る水準に抑え、1.5℃に抑える努力をするというパリ協定の目標に一致している。

当行取締役会が承認したネット・ゼロに向けたロードマップは、ネット・ゼロの達成に向けた当行の戦略を明確にしたものであり、当行の意欲的な目標を達成するために必要な短期、中期、長期の具体的な行動項目、重点分野および中間目標を詳述している。これらの重要な取組みは当行において最高レベルの全面的な支持を得ており、当行のビジョン、戦略および目標の策定において取締役会の指針となる、当行の 5 ヶ年連続計画に組み込まれている。

本項目では、当行の金融活動における気候変動対策への取組みに焦点を当てる。

**移行計画**

金融機関において典型的であるように、東亜銀行グループの排出量の大半は金融に係る排出量が占めている。したがって当行グループの移行は、いかに効率的に当行のポートフォリオにおける排出量を管理できるかに委ねられている。この目標を支援するため、当行はポートフォリオ全体にわたる脱炭素化の取組みに指針を与え主導する、堅固かつ包括的なネット・ゼロ移行戦略を策定した。この戦略は、当行の気候関連目標に向けた有意義な進展を実現するために、ガバナンス、顧客評価、データ管理および意思決定プロセスの強化に重点を置いている。

当行のポリシーおよび内部統制システムには、当行のポートフォリオが排出削減目標と一致しているかどうかのモニタリングが含まれている。これにより、当行の金融および投資における意思決定が科学的視点に基づいた目標を確実に支持するものとなり、また、当行のネット・ゼロ目標の達成に向けた進捗が順調に進むよう、ESG ガバナンス会議における進捗状況の定期的な見直しが実現している。

当行の金融に係る排出量の測定対象範囲に含まれる顧客に対しては、定期的に顧客レビューを実施し、その移行計画の信頼性およびネット・ゼロ目標と業界におけるベスト・プラクティスの適合に向けた準備状況を評価している。このプロセスを通じて、当行は顧客の脱炭素化の取組みに積極的に関与し、潜在的なリス

クおよび機会を特定することが可能となっている。当行はまた、金融に係る排出量のダッシュボードを開発し、動的シミュレーターを搭載することで「what-if」分析および新規融資案件の炭素影響評価を遂行している。これにより、ポートフォリオにおける排出量をより詳細かつ頻繁に追跡できるようになり、情報に基づいた意思決定および顧客エンゲージメント戦略の策定を支えている。これらには、顧客の脱炭素化の取組みへの支援や、必要に応じて、移行に向けた取組みに進展が見られない顧客との関係を縮小することも含まれる。2025 年度中、当行は、2026 年半ば以降に顧客の移行準備状況の評価を与信決定および審査プロセスに組み込むことを提案した。顧客の取引開始時および年次与信審査において脱炭素化戦略を評価するとともに、データ収集要件を共有し、顧客が当行グループの進捗状況追跡に関する要件を確実に理解できるようにしていく。

当行の投資ポートフォリオにおいては、意思決定プロセスに脱炭素化の観点を組み込むことに重点を置き、確固たる移行戦略および強力な環境パフォーマンスを持つ投資先を優先している。当行のネット・ゼロ目標との整合性を確保するため、ポートフォリオの排出量を定期的に見直し、進捗状況を把握するとともに、必要に応じて投資アプローチを改善している。

当行の各セクターにおける移行計画の詳細については、下記「(4) 指標および目標」の項目を参照のこと。

**顧客との関わり**

顧客との関係は、顧客の脱炭素化への移行を支援するにあたり、当行の環境に対するプラスの影響を拡大する機会となる。当行グループの炭素集約型セクターに属するポートフォリオ企業について、入手可能なすべての排出量および移行計画のデータを収集したうえで、当行は顧客の排出量削減を促進および支援するための詳細な顧客エンゲージメント手法を策定した。これには、顧客の移行準備状況を評価するための枠組みの導入も含まれる。評価項目には、排出削減目標、ネット・ゼロへの取組み、気候に関するガバナンスおよび情報開示などが含まれる。東亜銀行（中国）および国際部門を含む当行の各事業部門もそれぞれのポートフォリオ調査を実施し、各部門に適合した顧客エンゲージメント戦略を、当行グループ全体の枠組みに沿って策定している。

当行の顧客エンゲージメント戦略には、移行に向けた取組みについて説明し、顧客の進捗状況を把握するための定期的なコミュニケーションを行うことが含まれている。また当行は、GSF、政府の環境政策に関する最新情報ならびに移行計画に関するワークショップも実施している。さらに、顧客の GSF に関するニーズを評価し、ESG パートナーを提案するとともに、関連プロジェクトへの資金提供も行っている。

炭素集約型セクターの顧客向けに、当行は低炭素化への移行を支援するためのセクター別移行ソリューションを開始した。セクターごとの脱炭素化技術は、有効性、実現可能性、投資回収期間といった基準に加え、関連するグリーン・タクソノミーとの整合性に従って特定および評価されることで、GSF への適用要件を満たすかどうかが判断される。こうしたツールは、これらセクターの顧客とのより生産的な関係構築およびより大幅な排出削減の促進に貢献している。

**気候にフォーカスしたストレス・テスト**

シナリオ分析およびストレス・テストは、異なるシナリオ下における当行の事業ポートフォリオおよび事業活動に対する財務的影響および気候変動への耐性を評価するための有効なツールである。当行は、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（以下「NGFS」という。）の中央銀行および監査当局により策定されたものをはじめ、複数の国際機関が提示している一般的なシナリオを参考にしている。これらのシナリオでは、気候変動、移行政策、技術の進展および優先度の変化といった要因に影響を受ける、様々な起こり得る結果について検討している。ポートフォリオ・レベルでの詳細なシナリオ分析は行われていないものの、その結果はマクロ的な視点を提供し、気候変動に起因する不確実性への備えおよびその軽減に役立つ先見的かつ戦略的な計画の策定に向けた指針となる。また、気候関連リスクの適時かつ定期的な監視を支えるために、社内データインフラの不備を評価および改善するうえでも役立つ。

2021 年に初めて実施された、香港金融管理局による CRST 演習は、極端な排出状況下における気候関連の影響を把握するために当行が活用する重要な取組みである。2023 年から 2024 年の CRST 演習では、NGFS が開発した気候モデルを参考に、1 つの短期（2023 年から 2027 年）シナリオおよび 3 つの長期（2023 年から 2050 年）シナリオ（すなわち、「2℃未満」、「移行延滞」、「現行政策」の各シナリオ）に適用できるよ

う、さらに拡充された。参照された NGFS のシナリオは、銀行に向けて特別に開発されたものであり、産業革命前の水準から気温上昇を 2℃以内に抑えるというパリ協定の目標に沿った長期シナリオを含んでいるため、当行グループおよび当行の気候関連目標にとって最も関連性の高いものである。これら 3 つの長期シナリオは、世界各国の移行への取組みに基づき、極端な排出状況下における包括的な見通しを示しており、当行グループの気候変動への耐性を検討するうえで効果的なものとなっている。

| |
|---|
| **「2℃未満」**とは、気候政策が直ちに導入され、徐々に強化されていくことを前提としている。 |
| **「移行の遅れ」**とは、2030 年まで世界の年間排出量が減少しないことを想定している。そのため、温暖化を 2℃未満に抑えるには強力な政策が必要とされ、「2℃未満」シナリオよりもトランジションリスクが高くなる。 |
| **「現在の政策」**では、現在施行されている政策のみが維持されると想定されているため、物理的なリスクが高まっている。 |

各シナリオには、気候パターンの変化や、炭素排出量、価格設定、エネルギー構成および技術進歩といった移行指標に関する仮定が組み込まれている。

CRST は、東亜銀行のすべての営業拠点に加え、ポートフォリオのエクスポージャー（貸付金、債券／株式投資等）および稼働施設ならびに資産（支店、現金自動預け払い機（ATM）等）を網羅している。本演習は、物理的リスクおよびトランジションリスクに関する事項が当行グループに及ぼす財務的影響を明らかにしており、その範囲は、資産の質（顧客の返済能力、担保の質等）や金融商品の評価（市場変動等）への影響から、業務損失（銀行の施設および資産への業務上の損害、業務妨害等）に至るまで多岐にわたる。

2023 年から 2024 年の CRST 演習の結果を参考とし、2025 年に当行の CRST の更新作業が実施された。2025 年時点のポートフォリオ規模、取引相手の信用の質およびブラウン・セクターへのエクスポージャーについて検証を行い、ストレス・テストの結果に与える影響を評価した。住宅ローン担保に対するストレス・テスト時の物理的リスクの影響をモデル化し、担保価値およびローン・トゥ・バリュー・レシオの変化を導出した。

長年にわたり築き上げてきた強固な資本バッファーにより、CRST は、気候変動による財務上の影響が、短期および長期のシナリオのいずれにおいても当行グループに重大な資本的影響をもたらすことはないとの見解を示した。当行の多様化された担保ポートフォリオは、高リスク地域におけるモデル化された資産価値の下落を吸収するのに十分な強靭性を備えている。全体として、CRST の調査結果は、当行の既存の戦略およびビジネスモデルが様々なシナリオにおける気候変動の影響に対しても依然として強靭であることを、現時点で裏付けている。当行は、ネット・ゼロ目標の達成に向けて取り組み、気候関連リスクへの対処を進めつつ、貸付および投資ポートフォリオのモニタリングを継続して行う。

CRST の実施にあたっては、気象現象の予測および財務上の影響の定量化におけるデータの制約を含め、課題や限界が明らかとなった。こうした課題はあるものの、本演習は、ポートフォリオの集中度に関する基礎的な分析やリスクの特定に役立っている。シナリオ分析の方法が進化を続ける中、当行は、テクノロジーの導入およびプロセスの改善を通じて、積極的な処理能力の向上を図っていく。

**ストレス・テストにおける信用リスク要因への物理的リスクおよびトランジションリスクの組込み**

| | |
|---|---|
| **物理的リスク**<br>事業に混乱を招き、資産に損害を与え得る、異常気象または気候パターンの長期的な変化に伴うリスク | 政府機関または研究者により公開されているデータを使用し、重大な異常気象の影響を受けた地域を特定する。 |
| | 不動産担保や顧客企業の物理的資産に損害を与え、事業に混乱を招く可能性のある気象災害（台風、豪雨、浸水および熱波を含む。）を対象とする評価を行う。 |
| **トランジションリスク**<br>気候変動の緩和および適応に向けた対策の導入に伴い、方針、法規制、技術および市場の変化によって引き起こされる可能性のある、低炭素経済への移行に関するリスク | 評価では、政府機関が炭素価格といった気候関連の移行政策を実施すると予測しており、これにより営業費用が増加する可能性がある。 |
| | 新たな低炭素技術が利用可能となり、顧客が炭素排出量削減のためにこれらの技術へ投資するようになると、顧客のレバレッジに影響を及ぼす。 |
| | 炭素排出量の多い製品およびサービスへの需要は減少すると予想される。 |

| | |
|---|---|
| | 気候関連の施策やその他将来の移行動向によって深刻な影響を受けるブラウン・セクターの顧客を対象に、セクター別の影響分析が実施されており、これには詳細な影響を把握するための取引相手先レベルでの評価も含まれている。 |

2025年、東亜銀行はグリーン・フィンテックの実証実験を完了した。これは、CRSTの結果を向上させるための、カスタマイズされた気候リスクモデルおよび分析プロトタイプツールとして活用される予定である。このツールは、当行の貸付ポートフォリオに含まれる債務者の気候関連リスクを評価し、包括的な影響分析を支援するものである。具体的には、債務者の損益、資産と負債、流動性および資本への影響を評価する。シナリオ調整後の財務予測を用いて、定量的な企業格付けモデル（ムーディーズ・スコアカード、当行グループの内部モデル等）を適用し、取引相手方の格付けおよびデフォルト確率を算出する。ストレス・テスト後の財務比率を算出し、企業スコアカードに適用することで、最終的なストレス・テスト後の格付けを導出する。実証実験の結果は有望であり、当行は、気候関連リスクの管理能力を向上するための今後の活用事例を検討していく。

**人的資本－人材の育成**

**人材の育成**

**方針／指針**

・同僚評価に関する指針
・業績管理に関する指針および手続
・職員の人材の育成に関する方針

**職業能力開発**

当行は、職員の専門能力開発および将来を見据えた人材の育成に注力しており、主要分野における技能向上およびリスキリングを図るための豊富な研修プログラムへの投資を行うことで、適用あるライセンス制度の遵守を確保している。これらの分野には、技術やデータにおける進歩の活用、ESG 関連指数の変容する動向への対応および国境を越えた事業拡大がもたらす機会の活用が含まれる。研修内容は、商品および金融に関する知識や、サイバーセキュリティ、マネー・ロンダリング（AML）およびテロリストへの資金供与リスクを含むリスク管理から、リーダーシップ、マネジメントスキル、顧客サービスと営業、業務上の専門知識など、多岐にわたる項目を網羅している。

関連する項目別の研修に加え、全職員は、当行の行動規範、中核的な価値観および差別禁止の取組みといった必須研修を修了しなければならない。

当行では、研修内容を関連業界の基準およびベスト・プラクティスに準拠させるよう努めており、必要に応じて香港資格枠組を活用している。当行の職員の人材の育成に関する方針は、とりわけ、香港金融管理局の監督方針マニュアルのモジュールCG-6「能力および倫理的行動」の最新版に規定されている要件に準拠している。2022年以降、主要な研修プログラムへの職員の参加率は、継続的な学習への取組みを反映する、当行グループの主要業績評価指標（以下「KPI」という。）の１つとなっている。

当行では、グループ内の各分野における専門家を活用して新規研修プログラムの設計および実施を支援するとともに、業界の専門家を招き、講師陣にその知識や経験を共有してもらっている。また、上級経営陣は、重要な学習および人材開発のイニシアティブに対して、提言や指針を提供している。対外的には、業界関係者や同業者、専門家団体、教育機関およびコンサルタントと連携し、質の高いプログラムや革新的な研修ソリューションを開発している。

また、当行は、東亜銀行の枠を超えた従業員の職業能力開発も支援している。常勤職員は当行グループからの推薦および支援を受け、外部の研修コースへの参加、より高度な学術資格の取得を目指しまたは職務に関連する専門資格の取得を行うことができる。これには、グループ管理職研修生（以下「GMT」という。）による認定銀行家資格の取得を奨励および支援することや、強化能力フレームワーク（ECF）認定を目指す関連実務者（以下「RP」という。）に対して助成金を提供することが含まれている。さらに、有資格職員および認定 RP の継続的専門能力要件を満たすため、ESG、GSF、フィンテック、サイバーセキュリティといっ

た内容を網羅した、継続的な研修も提供している。

研修内容を常に適切なものとするため、当行は内部および外部の利害関係者と積極的に協働し、変化する市場環境を勘案しながら需要を評価している。また、研修終了時の評価を通じて収集された従業員のフィードバックを重要視しており、これらは講師、管理職、人材育成部門の責任者に共有された後、研修体験の向上に向けて慎重に精査される。毎年、全部署を対象に研修ニーズ調査を実施し、関係各所と綿密な協議を行うことで、具体的な要望に沿って研修を調整し、提供するコースが当行職員の専門能力向上に寄与するよう徹底している。

**全従業員における ESG 能力の育成**

2024 年以降、当行は、リレーションシップ・マネージャーなどの現場職員、サポート業務の職員、上級経営陣および取締役会レベルの ESG 委員を含む、当行グループ全体の全職員を対象とした ESG 必須研修プログラムの実施を継続している。本プログラムには、サステナビリティ、気候関連リスクおよびネット・ゼロへの移行に関する 3 つのモジュールが含まれており、当行の事業に関連する主要な内容を網羅している。

・ESG の基本

サステナビリティおよび ESG 原則の中核となる概念と重要性への理解を深めることに重点を置いている。研修では、特に当行グループおよび他セクターの企業に関連する ESG の観点に焦点を当て、ESG に関する影響、リスクおよび機会についての基礎知識を職員に提供している。

・気候リスク管理

気候変動の緩和および気候関連リスクの管理における、銀行セクターが担う極めて重要な役割について職員に教育することを目指している。本コースではガバナンスに対する当行グループの具体的な取組みや、これらのリスクを管理するための体制に焦点を当てている。また、参加者は、当行グループの気候戦略や気候関連事項についての開示情報、そしてこれらが気候変動に対するレジリエンスの構築をどのように支えているかについても学習する。

・気候変動および東亜銀行のネット・ゼロ・プロセス

温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出量を含む気候変動に関する最新の科学的知見や、低炭素社会の実現に向けた国際的および地域レベルでの取組みについて網羅している。特に、当行のネット・ゼロ目標とそのタイムライン、戦略的中核に焦点を当てており、職員が当行の取組みを深く理解し、その目標達成に向けて実施可能な具体的な行動を把握できるよう構成している。

**研修プログラムを通じた次世代の若手リーダーへの投資**

当行グループは、GMT、ホールセール・バンキング研修生およびリテール・バンキング・アソシエイトを対象とした内部研修プログラムを通じて将来の若手リーダーへの投資を行っているほか、大学生向けのギャップイヤー・インターンシップも提供している。また、新卒者および学生を対象に、金融サービスにおける体系的研修や実務経験を提供するプログラムにも参加している。

当行の 2 年間にわたるグループ管理職研修プログラムは、幅広い地域、部門横断、そして国際的な経験を通じて、将来のリーダーとなる人材の持続可能な供給体制を構築することを目指している。研修生は、幅広い事業部門およびサポート業務を順に経験することにより、フロント、ミドル、バックオフィスの各機能において重要な役割を担うことのできる、汎用性の高い銀行員へと育成される。

当行のワンバンク・アプローチに沿い、本プログラムは主に香港本部を拠点として実施され、中国本土での 4～5 か月にわたる駐在および 2 週間の海外支社訪問を含んでいる。これらの国境を越えた経験は、当行グループ内でのキャリアの流動性を高めるだけでなく、香港、中国本土および国際的なネットワーク全体において、より強固な連携と包摂的な文化を育むことにも寄与している。

**業績管理**

当行の業績管理に関する指針および手続は、業績目標を当行グループの戦略と整合させ、上位レベルから個人へと目標を展開し、中核的な価値観を業績指標へ組み込み、財務的目標および非財務的目標のバランスを図るための枠組みを提供する。当行は、建設的なフィードバック、キャリアに関する対話および業績向上のための適時の指導を重要視している。

毎年、全職員は年度末の業績評価を完了しなければならず、年度初めに設定した目標（ESG イニシアティブに関連するものを含む。）に対する業績、東亜銀行の中核的な価値観の遵守およびリスクならびに規制要件への適合性が評価される。業績の結果は、管理職以上の全職員に対する報酬体系（裁量ボーナス等）に反映される。

業績評価の際、従業員と管理職はキャリアの抱負について話し合い、必要に応じて具体的な研修目標を含む能力開発計画を策定する。また、部門長に直属する職員は年 1 回の同僚評価にも参加し、日々の行動およびやり取りを通じて、同僚が東亜銀行の中核的な価値観を遵守しているかを評価する。同僚評価に関する指針では、同僚評価の仕組みを実施するための手続を定めている一方、「360 度フィードバック」では、全職員がいつでも、管理職を含む複数の職員に対してフィードバックを提供できるようになっている。

**業績**

| ESG コード／GRI 基準 | 指標 | | 単位 | 2025 年 | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| KPI B3.1<br>KPI B3.2<br>GRI 404 | 従業員 1 人あたりの平均研修時間 | **合計** | 時間 | **54** | **59** | **54** |
| | | 男性 | | 54 | 57 | 53 |
| | | 女性 | | 55 | 60 | 52 |
| | | ゼネラル・マネージャー以上 | | 47 | 66 | 71 |
| | | シニア・マネージャーおよびマネージャー | | 50 | 54 | 51 |
| | | 責任者、事務職および事務職以外 | | 60 | 65 | 59 |
| | | 契約職員およびパートタイム職員 | | 72 | 55 | 35 |
| | | 30 歳未満 | | 63 | 72 | 68 |
| | | 30 歳以上 50 歳未満 | | 56 | 62 | 58 |
| | | 50 歳以上 | | 44 | 42 | 32 |
| | カテゴリー別研修時間 | **合計研修時間** | | **417,381** | **464,172** | **441,752** |
| | | ESG | | 6.7 | 7.5 | – |
| | | マネジメント人材育成 | | 5.6 | 7.2 | – |
| | | リスク管理、コンプライアンス／法的知識 | | 31.2 | 32.1 | – |
| | | テクノロジーおよびデータ | | 19 | 13.8 | – |
| | | その他 | | 37.5 | 39.5 | – |
| | 研修を受けた従業員の割合 | **合計** | % | **100** | **100** | **100** |
| | | 男性 | % | 100 | 100 | 100 |
| | | 女性 | | 100 | 100 | 100 |
| | | ゼネラル・マネージャー以上 | | 100 | 100 | 100 |
| | | シニア・マネージャーおよびマネージャー | | 100 | 100 | 100 |
| | | 責任者、事務職および事務職以外 | | 100 | 100 | 100 |
| | | 契約職員およびパートタイム職員 | | 100 | 100 | 100 |
| | 人材の育成に費やされた総額(1) | | 香港ドル | 10,490,849 | 11,549,425 | 12,825,894 |
| | 定期業績評価および職業能力開発評価を受けた従業員の割合(2) | | % | 100 | 100 | 100 |

（注 1） 人材の育成に費やされた総額には、人材の育成に関連する人件費および運営費は含まれない。

（注 2） 2025 年は、7,251 名の当行グループ職員が業績評価の対象となった。

(4) 指標および目標

**指標および目標**

当行グループは、気候関連の目標を達成するための明確かつ測定可能な指標および目標を設定しており、その進捗状況の追跡および年次報告を必ず実施している。

**スコープ3排出量**

2022年、当行グループにおけるスコープ3排出量のスクリーニングを実施した結果、金融に係る排出量が総排出量の99%以上を占めていることが判明した。そのため、スコープ3排出量における15のカテゴリーのうち、金融に係る排出量を優先し、戦略上の重点分野、業績のモニタリングおよび情報開示の対象としている。

さらに、当行は、金融に係る排出量以外（すなわち、カテゴリー15を除くすべてのカテゴリー）の間接排出量の重要性を評価するため、スコープ3排出量のスクリーニング調査を実施している。このスクリーニングの結果は、今後数年間における排出量管理計画の策定に活用される。

**金融に係る排出量**

当行では、金融に係る排出量を算出するために、金融向け炭素会計パートナーシップ（以下「PCAF」という。）が開発したグローバルGHG算出・報告スタンダード（以下「本スタンダード」という。）を採用している。当行は、本スタンダードの更新状況を積極的に注視するとともに、その変更が排出量の推計にどのような影響を与えるかを評価している。

金融に係る排出量の目標の設定および見直しにおける当行のアプローチは、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）および現在の業界慣行に沿った、主要な方法論的決定に基づいている。当行は、排出量の測定および目標設定を専門とするコンサルタントと協働し、当行のアプローチの堅牢性と正確性を確保している。こうした慣行や基準が変化し続ける性質を持つことを踏まえ、当行の推計および仮定には定期的な更新が行われる見込みであり、それに伴い修正再表示が必要となる場合がある。2025年度において、当行は、排出量の二重計上を回避し、国際エネルギー機関（以下「IEA」という。）が公表した新たな排出推移データセットを反映させるため、エネルギー（石油・ガス）ならびに電力セクターのベースラインおよび目標を見直した。その結果、エネルギーセクターのポートフォリオにおける金融に係る排出量の適用範囲から、中流および下流企業を除外した。

当行は、当行の目標における炭素集約型セクター(1)のスコープおよび適用範囲を拡大した。排出量の重要性、データの入手可能性、認知された移行経路およびその他の関連要因を考慮し、当行のESG委員会の承認を得たうえで、2025年に、航空および商業用不動産セクターの排出量削減目標を設定することを選択した。

海運セクターでは主に海運会社からの実績データの提供が必要であることから、データに関する重大な課題が確認された。アルミニウムおよびセメントセクターの排出量は多いものの、これらのセクターに対する金融エクスポージャーおよび関連する金融に係る排出量は、依然として重要ではない水準となっている。その結果、現時点ではこれらのセクターにおける目標は設定しないことに決定した。当行は、炭素集約型セクター全般にわたるエクスポージャーを引き続き注視し、状況の変化に応じて追加の目標設定の必要性を再評価していく。

（注1） 東亜銀行は、香港金融管理局の2021年版気候ストレス・テストに基づき、排出量測定の範囲を定めた。しかし、2023年からは、金融に係る排出量の測定および目標設定に関するセクターの適用範囲について、新たなアプローチを採用した。

当行グループの金融に係る排出量のネット・ゼロの進捗状況の概要

<table>
<tr><th>セクター</th><th>2022 年</th><th>2023 年</th><th>2024 年</th><th>2025 年</th><th>2026 年</th><th>2027 年</th><th>2028 年</th><th>2029 年</th><th>2030 年</th></tr>
<tr><td>エネルギー（石油・ガス）</td><td rowspan="2">測定</td><td rowspan="2">目標設定</td><td rowspan="2">移行計画</td><td colspan="5" rowspan="2">継続的な排出量の監視およびポートフォリオの調整</td></tr>
<tr><td>電力</td></tr>
<tr><td>自動車製造</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">測定</td><td rowspan="2">目標設定</td><td rowspan="2">移行計画</td><td colspan="4" rowspan="2">継続的な排出量の監視およびポートフォリオの調整</td></tr>
<tr><td>鉄鋼</td></tr>
<tr><td>航空</td><td></td><td colspan="2">測定</td><td rowspan="2">目標設定</td><td rowspan="2">移行計画</td><td colspan="3" rowspan="2">継続的な排出量の監視およびポートフォリオの調整</td></tr>
<tr><td>商業用不動産</td><td colspan="2"></td><td>測定</td></tr>
<tr><td>アルミニウム</td><td rowspan="2"></td><td colspan="8" rowspan="2">測定（著しい場合は目標設定）</td></tr>
<tr><td>セメント</td></tr>
<tr><td>海運</td><td></td><td colspan="8">評価（データが入手可能になった時点で測定）</td></tr>
<tr><td>石炭採掘</td><td colspan="3"></td><td>測定</td><td colspan="5">継続的な排出量およびエクスポージャーの監視</td></tr>
</table>

**制限**

一部の顧客から、特に資産レベルで公開された実績データ及び排出量データが不足していることが大きな課題である。こうした場合、セクター別あるいは地域別の平均といった概算値に依拠することとなるが、これによりばらつきが生じる可能性がある。金融に係る排出量の算定に用いるデータの質および入手可能性はセクターや報告期間によって異なるため、年度ごとの変動やセクター間での不均衡が生じると予想される。

金融に係る排出量に関する規制上のガイダンス、業界基準および算定方法が変化するにつれ、当行の推計値における将来的な見直しが必要となり、その結果、報告期間ごとの比較可能性に影響が生じる可能性がある。

当行グループの GSF 目標には、気候関連の資金調達についても含まれている。特に、GHG 排出量に関する東亜銀行の指標および目標の詳細は、上記「(1) ガバナンスーサステナブル・ファイナンス」、「(1) ガバナンスー事業活動による排出量の削減」、「(1) ガバナンスーサステナブル・リソースの利用」、「(3) 戦略ー人的資本ー人材の育成」および当行の ESG 報告書の別紙「経営アプローチ」の項目を参照のこと。

PCAF の署名権者としての責務を果たすため、当行は優先的対象となる炭素集約型セクターにおける金融に係る排出量を測定し、炭素削減目標を設定するとともに、これらのセクター別目標に対する年間の進捗状況を報告している。

**東亜銀行グループの金融に係る排出量合計（スコープ 3 排出量ー投資）** (1)(2)(3)

| ESG コード／GRI 基準／HKFRS 第 S2 号 | 対象範囲* | 単位 | 排出係数の算定元 | 2024 年 | 2024 年（2023 年の算定バウンダリ） | 2023 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ESG コード、パート D：<br>第 28(a)項<br>第 28(b)項<br>第 28(c)項 | 合計 | $MtCO_2e$ | PCAF データベースからの資産クラスおよびセクター全体の排出係数 | 4.24 | 3.25 | 4.13 |
| GRI 305-1<br>GRI 305-2<br>GRI 305-3<br>GRI 305-4 | 事業向け融資 | | | 1.95 | 1.52 | 1.03 |
| | 社債 | | | 1.95 | 1.73 | 2.06 |
| | プロジェクト・ファイナンス | | | 0.33 | 0.00 | 1.03 |
| HKFRS 第 S2 号：<br>第 29(a)(i)(1)項<br>第 29(a)(i)(2)項<br>第 29(a)(v)項 | | | | | | |

* 上場株式は、エクスポージャーが限定的であるため対象外であった。

| スコープ 3 排出量に対する当行グループの取組み | |
|---|---|
| 採用されている基準 | GHG プロトコル：事業者排出量算定基準（2004 年）（GHG プロトコル）<br>PCAF のグローバル GHG 算定・報告基準 |
| 統合アプローチ | 業務上の管理 |
| バウンダリ | 香港、中国本土、マカオ、台湾、シンガポール、マレーシア、英国および米国における当行グループの事業において管理される、社債、事業向け融資およびプロジェクト・ファイナンスを含む様々な資産クラス |
| セクター分類 | 当行グループは、取引相手先の分類にあたり世界産業分類基準（GICS）を採用し、「当行グループの金融に係る排出量の削減目標の概要」の表に示されるバリューチェーン内の事業活動に対してさらなる審査を適用している。 |

（注1） 多くのポートフォリオ企業が、2025年12月31日に終了する年度の財務データおよび排出量データを、当行グループのESG報告書の公表と同時またはその後に開示するため、本書における金融に係る排出量データは、当行グループの2024年のパフォーマンスに基づいている。

（注2） 各セクターの対象範囲については、「当行グループの金融に係る排出量の削減目標の概要」の表を参照のこと。

（注3） 2023事業年度の算定バウンダリには、自動車製造、エネルギー、電力および鉄鋼の各セクターが含まれているが、2024事業年度の算定バウンダリは、さらに拡大されてアルミニウム、航空、商業用不動産、セメントおよび石炭採掘の各セクターを含んでいる。

当行グループの金融に係る排出量の削減目標の概要(1)

| セクター | バリューチェーンの範囲 | 含まれる排出量スコープ | 参照シナリオ | 目標指標 | 基準年 | 基準パフォーマンス | 2024事業年度のパフォーマンス（基準に対する変化率(%)） | 2030年の目標（基準からの削減率(%)） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **自動車製造** | 軽量自動車の製造および使用段階における排出量 | 1-2<br>3（カテゴリー11） | IEA NZE（2023年）（注1） | $gCO_2e/vkm$(2) | 2023年 | 113 | 136（+20%） | 61（-46%） |
| **航空** | 航空機に特化した融資ならびに航空会社、航空機運航事業者および航空機リース会社への一般目的の法人向け融資 | 1-2<br>3（カテゴリー13） | ミッション・ポッシブル・パートナーシップ（以下「MPP」という。）「慎重な」シナリオ | $gCO_2e/RTK$(3) | 2024年 | 944 | － | 747（-21%） |
| **商業用不動産** | 担保物件の購入またはリファイナンスを目的とした不動産投資ローンおよび不動産担保情報の取得が可能な非居住用不動産ローンを担保とする商業不動産からの事業活動による排出量 | 1および2 | CRREM 1.5℃（注2） | $kgCO_2/m^2$ | 2024年 | 65 | － | 28（-57%） |
| **エネルギー（石油・ガス）** | 上流および統合 | 1-3 | IEA NZE（2023年） | $MtCO_2e$ | 2022年 | 1.63 | 1.69（+3%） | 1.21（-26%） |
| **電力** | 発電 | 1および2 | IEA NZE（2024年） | $tCO_2e/GWh$（発電および発熱） | 2022年 | 723 | 545（-25%） | 195（-73%） |
| **鉄鋼** | 鉄鋼製造 | 1および2 | MPP技術モラトリアム（MPP TM 2024） | $tCO_2e/t$（製鋼）（$tCO_2e/t$（鉄鋼）） | 2023年 | 1.86 | 1.63（-12%） | 1.64（-12%） |

（注1） IEA NZEシナリオとは、IEAのThe Net Zero Emissions by 2050 Scenarioを指す。
（注2） CRREM（Carbon Risk Real Estate Monitor）

炭素集約型セクターの金融に係る排出量の概要

| セクター | 年 | 金融に係る排出量（単位：$MtCO_2e$） | | 絶対排出量／排出強度 | | データ・クオリティ・スコア | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | スコープ１および２ | スコープ３ | パフォーマンス | 指標 | スコープ１および２ | スコープ３ |
| **自動車製造** | 2024年 | 0.001 | 0.08 | 136 | $gCO_2e/vkm$ | 1.0 | 1.0 |
| | 2023年 | 0.003 | 0.08 | 113 | | 1.1 | 1.0 |
| **航空** | 2024年 | 0.23 | 0.45 | 944 | $gCO_2e/RTK$ | 2.3 | 2.5 |
| **商業用不動産** | 2024年 | 0.13 | 該当なし | 65 | $kgCO_2/m^2$ | 4.0 | 該当なし |
| **エネルギー（石油・ガス）** | 2024年 | 0.40 | 1.28 | 1.69 | $MtCO_2e$ | 1.5 | 3.2 |
| | 2023年 | 0.64 | 0.81 | 1.45 | | 2.3 | 3.9 |
| | 2022年 | 1.00 | 0.64 | 1.63 | | 3.0 | 4.2 |
| **電力** | 2024年 | 1.25 | 該当なし | 545 | $tCO_2e/GWh$（発電および発熱） | 2.4 | 該当なし |
| | 2023年 | 1.39 | 該当なし | 560 | | 3.1 | 該当なし |
| | 2022年 | 0.95 | 該当なし | 723 | | 3.4 | 該当なし |
| **鉄鋼** | 2024年 | 0.23 | 該当なし | 1.63 | $tCO_2e/t$（鉄鋼） | 1.0 | 該当なし |
| | 2023年 | 0.65 | 該当なし | 1.86 | | 2.8 | 該当なし |

（注1） これらの目標は、東亜銀行およびその完全子会社に対し、社債、事業向け融資およびプロジェクト・ファイナンスを含む様々な資産クラスにわたって適用され、GHGプロトコルで定義されるすべてのGHGを含む。電力、自動車製造、鉄鋼、航空および商業用不動産の各セクターにおける目標は、セクター別の脱炭素化アプローチを用いて策定された。当行グループのエネルギー（石油・ガス）セクターの目標は、絶対削減アプローチを用いて策定された。

（注2） 車両キロメートル（vkm）とは、2025年度中に販売された新規製造されたすべての軽量自動車が、その寿命期間中に走行すると推定される総走行キロメートル数と定義される。

（注3） gCO2e/RTK（有償トンキロメートル）という指標は、航空機が有料の乗客または貨物1トンを1キロメートル輸送するごとに排出されるGHG（二酸化炭素換算）のグラム数を意味する。

**セクター別の金融に係る排出量目標に対する進捗状況**

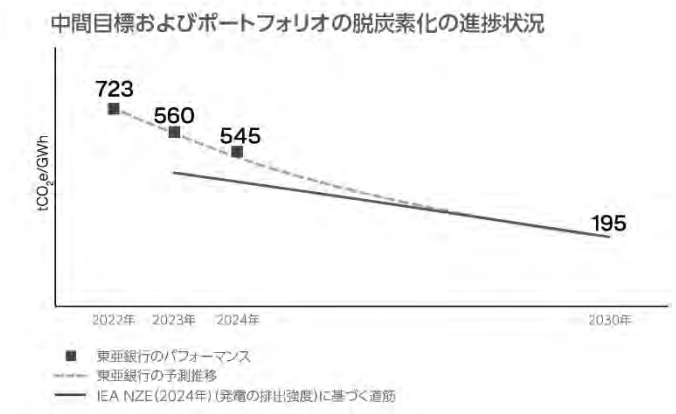
**電力**

あらゆるセクターが電力に依存しているため、電力セクターは、世界がネット・ゼロ排出量を達成できるかにおいて極めて重要な役割を果たしている。2023 年、当行グループは、2022 年を基準年としてこのセクターの目標を設定した。2025 年度中、当行は、データの最新の取扱い方法、計算上の現金を含む顧客の企業価値の調整および国際エネルギー機関の「世界エネルギー見通し」に基づく新たな方向性のデータセットを考慮し、基準年の排出量、2023 年の実績および 2030 年の目標を調整した。再評価の結果、ベースライン排出量が約 9%増加したため、基準年から 2030 年の間における削減目標が 72%から 73%へとわずかに引き上げられた。

**2024 年の進捗状況**

2024 年、当行グループの排出強度は 545t$CO_2$e/GWh であった。これは 2022 年比で 25%と大幅な減少であり、主に再生可能エネルギー企業および関連プロジェクトへの融資拡大によるものである。

電力セクターの現在の排出強度は、再提示された経路をわずかに上回っているものの、当行のポートフォリオに含まれる主要な管轄区域において見られるような、電力網の脱炭素化に向けた区域内での徹底した取組みを踏まえると、当行は進捗状況について引き続き確信を持っている。




**移行計画**

ポートフォリオの分析／課題

- 当行グループの貸付および投資ポートフォリオにおいて、電力セクターへのエクスポージャーはほぼ同程度の割合を占めている。
- 再生可能かつ低炭素な電力への世界的な移行は、電力セクターの脱炭素化において重要である。当行の電力セクター・ポートフォリオの約半分は中国本土に集中しており、残る部分は様々な海外市場に分散している。各国が掲げるカーボン・ニュートラルやネット・ゼロの公約、個々のポートフォリオ企業が設定した排出削減目標を認識している一方、一部の目標はパリ協定の目標と整合しない可能性があることも認識している。
- 当行のポートフォリオの約 3 分の 1 は再生可能エネルギー企業で構成されており、これはエネルギー転換への支援に向けた当行グループの取組みを如実に示している。

脱炭素化の手段

- 当行は、ポートフォリオ企業のネット・ゼロ移行計画を有効に評価するため、顧客審査プロセスを継続的に改善していく。排出強度の高い顧客に対しては、GSF を提供するとともに、ESG アドバイザリー・パートナーを紹介し、ネット・ゼロへの移行を支援する。
- 化石燃料による発電から再生可能エネルギーへの移行は、電力セクターのネット・ゼロへの移行にとって不可欠である。ポートフォリオ企業のエネルギー転換を支援するため、当行は今後も、風力、太陽光、水力といった再生可能エネルギー・プロジェクトへの投資に対し、引き続き資金提供を行う。再生可能エネルギー・プロジェクトに加え、再生可能エネルギーの利用促進およびエネルギー効率の向上につな

がるプロジェクトも支援していく。これには、蓄電池システム、スマートメーターおよび高電圧直流（HVDC）送電プロジェクトなどが含まれる。
・また、電力セクターにおける二酸化炭素回収・貯蓄、コージェネレーションおよび混焼技術といったその他の低炭素技術の発展についても、注意深く見守っていく。

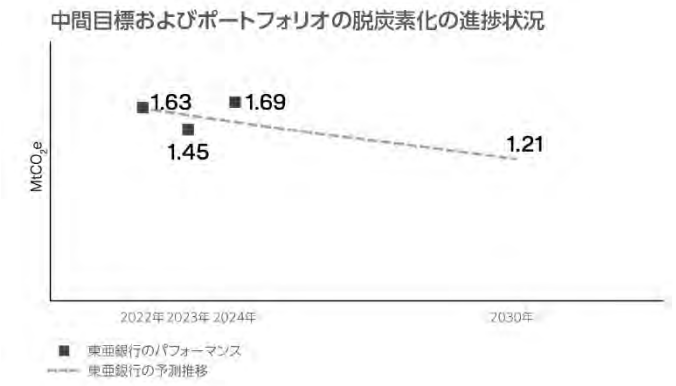
**エネルギー（石油・ガス）**

エネルギーセクターは大量のスコープ 3 排出量を発生させており、その製品が使用される場所を問わず、世界的なバリューチェーン全体にわたる排出量に関連している。このセクターは、2050 年までに世界の排出量を削減するうえで重要な役割を果たしている。電力セクターと同様、当グループは 2023 年に 2022 年を基準年とするセクター別目標を設定したが、2025 年度中に、算定方法の調整を反映させるため、基準年の排出量、2023 年の実績および 2030 年の目標値を再調整した。また、エネルギーセクターにおけるバリューチェーンの対象範囲を精査し（すなわち、バリューチェーン全体を含める方式から、統合型および上流部門の石油・ガス事業体のみに限定する方式へと変更し）、重要なサブセクターに焦点を当て、金融に係る排出量の二重計上を回避した。これらの調整により、ベースライン排出量は 8%減少した。

**2024 年の進捗状況**

当行グループのエネルギー（石油・ガス）セクターにおける金融に係る絶対排出量は、2022 年の 1.63$MtCO_2e$ から 2024 年には 1.69$MtCO_2e$ へと 3%増加した。これは主に、炭素集約型エネルギー企業に対する残高エクスポージャーの増加によるものである。

排出量の水準は東亜銀行の予測した推移を上回っているため、当行はポートフォリオを注意深く見守るとともに、排出削減に向けた重要な機会を特定していく。また、関連する事業部門と連携しつつ、適切な対応を策定し、実施する。




**移行計画**

ポートフォリオの分析／課題

・エネルギー（石油・ガス）セクターのポートフォリオの大部分は債券投資で構成されており、同セクターへのエクスポージャーの地域別内訳は世界の様々な地域に分散している。投資ポートフォリオにおいて排出量が集中しているものの、脱炭素化を考慮した積極的なポートフォリオ運用により、前年度比の排出量は減少した。また、一部の債券発行体が、水素やアンモニアなどのより低炭素なエネルギー源を生産工程において模索および導入し始めていることが確認されているが、その進捗状況は、各社が事業を展開する市場および管轄区域によって異なることも認識している。
・さらに、大中華圏におけるエネルギー（石油・ガス）セクターの顧客への融資が増加していることも確認されたが、排出量全体に占めるその割合は依然としてごくわずかである。

脱炭素化の手段

・排出強度目標が設定されている他のセクターとは異なり、エネルギー（石油・ガス）セクターでは、同セクターにおける金融に係る絶対排出量を削減するために、エネルギー（石油・ガス）企業への資金提

供を縮小・転換する必要がある。排出削減シナリオからの逸脱により、同セクターにおける資金調達に対し、より厳格な管理の導入に向けた意識が高まっている。

・当行グループは、投資ポートフォリオの保有資産を調整し、セクター別の金融に係る排出量を削減するうえで優れた柔軟性を有しているため、当該セクターにおける脱炭素化の実現について引き続き確信を持っている。

・排出量の少ない企業および信頼性の高い移行戦略を持つポートフォリオ企業への投資比率を高めたり、保有銘柄をそれらに切り替えたりすることにより、2030年までに当該セクターの絶対排出量が徐々に減少していくと見込んでいる。

・メタン排出削減（ベントやフレアリングの排除など）、二酸化炭素回収・貯留、持続可能なバイオエネルギーの普及拡大および代替エネルギーとしての水素やアンモニアの活用可能性を含む、市場における脱炭素技術の最新の動向を絶えず注視していく。

**自動車製造**

道路輸送は世界の排出量に大きく関与している。したがって、自動車製造は、世界のネット・ゼロ移行において極めて重要な役割を担っている。自動車製造業界のバリューチェーンにおける排出量の大部分は、車両の稼働期間中に発生する燃料燃焼による排気ガスに起因している。

当行グループは、IEAのNZEシナリオ(1)を参考に、2023年を基準年として、2030年までに金融に係る排出量を46%（61g$CO_2$e/vkm）削減するという実質的な排出強度目標を設定した。当行のポートフォリオ企業の多くは世界的な自動車メーカーであり、そのサステナビリティ報告書から排出量情報は容易に入手することができる。

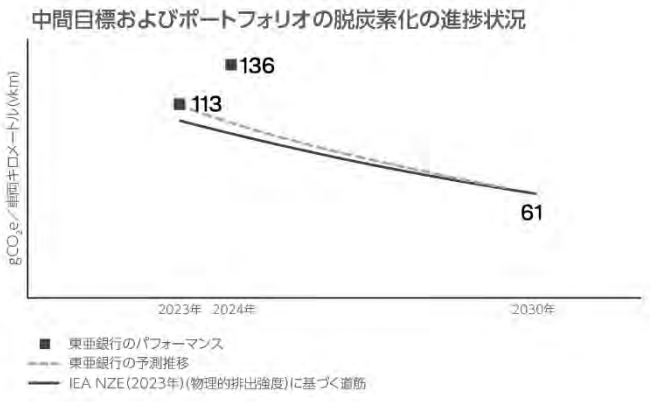
今後を見据えると、内燃機関自動車からEVへの移行を含め、当該セクターが急速に発展しつつあることを認識している。こうした動向は、排気ガスの削減に大きく寄与すると期待されており、当行は引き続き当該セクターの主要顧客と協働し、この移行を支援していく。

（注1） IEAのNZEシナリオは1.5℃の目標に沿ったものであり、EVの開発に関する直近の最新情報において進展が見られたことが認められている。

**2024年の進捗状況**

当行グループの自動車製造セクターにおける排出強度は、2023年の113g$CO_2$e/vkmから2024年には136g$CO_2$e/vkmへと20%増加した。この排出強度の増加は、あるEVメーカーが当行の貸付ポートフォリオから除外されたことに起因している。

排出量の水準は当行のシナリオを上回っているため、ポートフォリオ企業の排出削減目標および進捗状況を注意深く見守るとともに、各企業のグリーン投資を支援する機会を模索している。



**移行計画**

ポートフォリオの分析／課題

・当行グループの自動車製造セクターへのエクスポージャーは、大手国際自動車メーカーに集中した投資ポートフォリオに起因するものである。

・自動車製造セクターの脱炭素化は、世界的な EV への移行に懸かっている。当行のポートフォリオ企業は、2050 年またはそれ以前までに排出量のネット・ゼロ達成を公約し、EV の普及を加速させる政策を推進する市場に拠点を置いている。

脱炭素化の手段

・当行のポートフォリオ企業はすべて、2050 年またはそれ以前に排出量のネット・ゼロ達成を公約しており、排出削減の中間目標も設定している。これらの企業における脱炭素化の主な手段としては、車両の電動化、サプライチェーンの脱炭素化（排出強度の低い素材の使用を含む。）および生産における再生可能エネルギーの活用などが挙げられる。

・当行は、信頼性の高い脱炭素化計画を策定し、内燃機関自動車よりも EV の生産および販売を拡大している自動車メーカーへの投資機会を模索し、支援していく。

**鉄鋼**

鉄鋼セクターは、主要な炭素集約型セクターの 1 つである。鉄鋼生産はエネルギー大量に消費するプロセスであり、鉄鉱石の製錬および金属の溶解には高温が必要となる。当行は、MPP 技術モラトリアム(1)シナリオを参考に、2023 年の 1.86$tCO_2e/t$（鉄鋼）から 2030 年までに 1.64$tCO_2e/t$（鉄鋼）へと、当行の金融に係る排出強度を 12%削減するという生産排出強度目標を設定した(2)。

当行は、鉄鋼セクターにおける低炭素技術の進展および各ポートフォリオ企業の国内移行計画や方針を引き続き注視していく。また、顧客の排出削減目標や移行への準備状況についても、注意深く見守っていく。

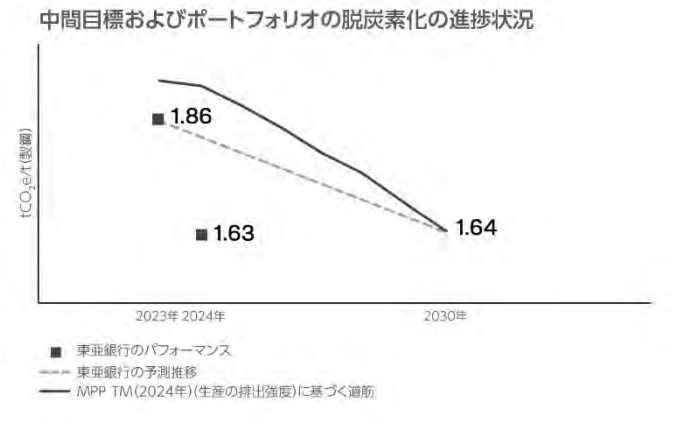
（注1） MPP技術モラトリアムシナリオは1.5℃の目標に沿ったものであり、セクターごとの技術的および経済的状況をより詳細に考慮しているため、他の参照シナリオよりも優先されている。

（注2） 当行の鉄鋼セクター・ポートフォリオにおける2023年のベースライン排出強度は、一部の顧客が製造工程において再生スクラップ鋼を使用しているため、比較的低い水準にあると考えられる。

**2024 年の進捗状況**

当行グループの鉄鋼セクターにおける排出強度は、2023 年の 1.86$tCO_2e/t$（鉄鋼）から 2024 年の 1.63$tCO_2e/t$（鉄鋼）へと 12%減少した。この減少は主にデータ品質の向上によるものであり、これにより、推計値から顧客の報告による実際の排出データへの転換が可能となった。

事業運営の脱炭素化に積極的に取り組んでいる高品質な鉄鋼メーカーを選定してきた取組みにより、排出量の水準は当行のシナリオを大幅に下回っている。今後もポートフォリオの実績を注視し、2030 年の目標達成に向けた取組みを続けていく。



**移行計画**

ポートフォリオの分析／課題

・当行グループの鉄鋼セクターへのエクスポージャーの大部分は、中国本土における貸付ポートフォリオを通じて構成されている。中国の鉄鋼セクターにおける脱炭素化に向けた国家計画および政策も、この移行の全体的な進展にとって極めて重要である。

・当行のポートフォリオは、すべてのポートフォリオ企業が 2050 年までにカーボン・ニュートラルを達成するためのロードマップを策定しているため、良好な位置づけにある。

脱炭素化の手段

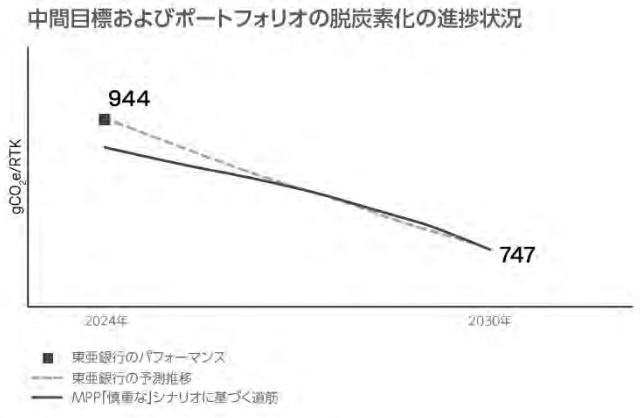
・中国は、鉄鋼業界における省エネおよび炭素削減特別行動計画を発表した。同計画では、2024 年から 2025 年にかけて、当該セクターが省エネ改修や設備の最新化を通じて、$CO_2$ 排出量を 5,300 万トン削減することが義務付けられている。さらにこの計画では、2030 年末までに鉄鋼セクターの主要プロセスにおけるエネルギー効率をさらに向上させ、主要なエネルギー消費設備のエネルギー効率が実質的に先進的な水準に達するよう確保するとともに、鉄鋼 1 トン当たりの総エネルギー消費量および炭素排出量を大幅に削減することを義務付けている。

・鉄鋼セクターの脱炭素化を促進するため、当行は、国内または国際的に認められた基準に沿ったトランジション・ファイナンスを引き続き拡大していく。一例として、東亜銀行（中国）は、中国本土の鉄鋼会社に対して国内の基準に準拠したトランジション・ファイナンスを提供し、同社の排出量削減の取組みを支援している。

**航空**

主要な交通手段の 1 つである航空は、世界的なネット・ゼロへの移行において極めて重要な役割を果たす。航空会社は、運航効率の向上およびよりクリーンな燃料の導入を組み合わせることで、ネット・ゼロへの移行において実質的な役割を担っている。当該セクターにおける当行の金融に係る排出量のスコープには、航空機関連の融資および航空会社、航空機運航会社、航空機リース会社に対する一般企業向けの貸付に伴う排出量が含まれる。

2025 年度中、当行は MPP の「慎重な」シナリオを参考に、2024 年のベースライン（944g$CO_2$e/RTK）から 2030 年までに金融に係る排出量を 21%削減する（747g$CO_2$e/RTK）という実質的な強度目標を設定した。当行グループの現在の排出強度推移は、複数の理由から目標とするシナリオよりもわずかに高くなっている。特に顕著なのは、短距離路線向け航空機への融資を継続して行っている点で、これらの航空機は離着陸の頻度が比較的高いことから、排出強度が高くなり約 2,000g$CO_2$e/RTK に達する場合がある。

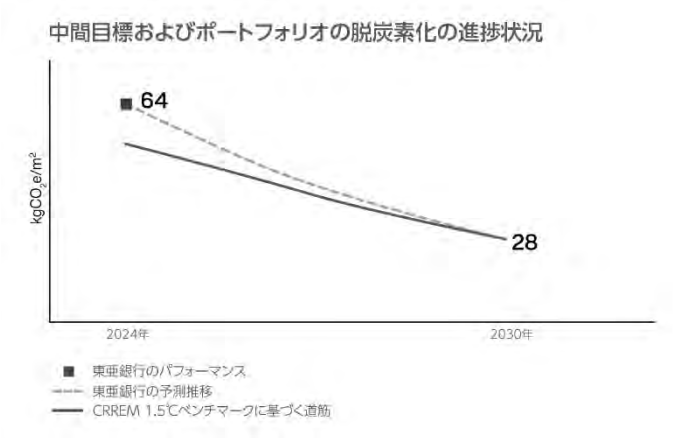



**商業用不動産**

商業用不動産は世界の排出量に大きく関与しており、このセクターの脱炭素化は、世界的なネット・ゼロへの移行を実現するために極めて重要である。このセクターにおける当行の金融に係る排出量削減目標は、建物全体の運用に伴うスコープ 1 および 2 の GHG 排出を対象としており、製造過程における排出量および冷媒からの排出量は対象外となっている(1)。

2025年、当行はCRREMのモデル化されたシナリオ(2)に沿い、2030年までに当行の金融に係る排出量を2024年のベースライン（65kg$CO_2$/$m^2$）から57％削減する（28kg$CO_2$/$m^2$）(3)という実質的な強度目標を設定した。

（注1） 当行のグローバル・ポートフォリオにおいて、一貫性のある排出係数を特定することが困難であるため、漏洩排出量は測定対象から除外されている。
（注2） 提案されたシナリオは、CRREMから採用した物件ごとのシナリオについて、管轄区域および物件種別を考慮したうえで、資金調達対象の床面積で加重平均を算出することにより構築された。海外市場の物件は床面積が比較的広いため、その結果として得られる排出強度プロファイルは、当該地域のエネルギー供給網における排出強度が低いことを反映する傾向にある。
（注3） 商業用不動産セクターの目標値は、最も近い整数に切り上げられる。




上記「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、下記「３　事業等のリスク」および「第５提出会社の状況－４　従業員の状況等」も参照のこと。

## ３【事業等のリスク】

上記「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等－(2) 対処すべき課題」も参照のこと。

本項に含まれる将来予測に関する記述は、本書の提出日現在の予測である。

### 主要な不確実性

2026年上半期、当行グループはいくつかの顕在化しつつあるリスクを特定した。当行グループが現在直面している主要な不確実性および実施された軽減策は、以下のとおりである。

| 主要な不確実性 | 軽減策 |
|---|---|
| **マクロ経済リスク** | |
| 地政学的緊張の高まりおよび国際貿易における障壁の拡大は、依然として世界経済に影響を与える主要なリスクである。特に、中東紛争はエネルギー供給網を混乱させ、商品価格の変動を増大させている。これらの要因とインフレ圧力の再燃とが相まって、米国連邦準備制度理事会の金融政策の方向性は引き続き複雑であり、金融引締め局面が長期化する可能性がある。<br>これまで堅調な輸出が中国本土および香港経済を下支えしてきたが、海外でのインフレ圧力により外需が弱まる可能性がある。さらに、世界的なAI投資が落ち着けば、輸出の伸びが減速するおそれがある。香港では、民間住宅市場は着実に回復している一方、商業用不動産セクターは安定化の兆しが見られるものの、その動きはなお限定的である。中国本土では、不動産市場の活動は依然として総じて低調である。 | 当行グループは、リスク・エクスポージャーを管理するため、市場の状況および当行グループのポートフォリオを引き続き注意深く監視していく。<br>当行グループは、信用リスクの観点から、潜在的な悪影響を及ぼし得る事象を特定し、東亜銀行の自己資本充実度および資産の質への影響を軽減するための手法を策定することを重視している。かかる措置には、ローン・エクスポージャーに対する信用管理の強化、高リスクのセクターを対象としたテーマ別の見直し、ならびに自己資本および貸倒引当金に関するストレス・テストが含まれる。当行グループは、市場のボラティリティが広がる中、不動産セクターの動向に引き続き注意を払い、香港および中国本土に加え、米国および英国における海外市場における当行グループの商業用不動産エクスポージャーを注意深く監視している。さらに、当行グループは、中東紛争の長期化、地政学的緊張のさらなる高まり、不透明な金融政策の動向および経済成長の予想外の遅れなど、起こり得る困難から生じる潜在的なリスクに対処するため、信用戦略を調整している。<br>当行グループの貸出選好は極めて選別的となっており、ローン資産の質を管理するため、慎重かつ積極的な信用リスク管理を採用している。<br>市場リスクおよび金利リスクの観点から、当行グループは引き続き動向の評価、エクスポージャーの管理、ヘッジ・シナリオ分析およびストレス・テストの実施、当行グループのリスクテイク戦略の見直しを行い、必要に応じて軽減策を策定している。<br>コンプライアンス・リスクに関しては、当行グループは関連する制裁制度の動向を積極的に追跡し、必要に応じてリスク・エクスポージャーを軽減する。 |
| **サイバーセキュリティ・リスク** | |
| サイバーセキュリティ・リスクは、脅威の様相が急速に変化する中、規制当局および銀行業界にとって引き続き重要な焦点となっている。攻撃者は、AIを含む先端技術をますます活用し、銀行のサイバーセキュリティの侵害および業務の妨害のために、より巧妙で、適応性が高く、拡張可能な手法を開発している。 | 当行グループは、サイバーセキュリティ・リスクを管理し、サイバー・レジリエンスを強化するため、多面的なアプローチを採用している。<br>・独立した専門家を起用し、変化する脅威に対する統制を評価し、不備に対処する。<br>・香港金融管理局のサイバー・レジリエンス評価枠組み（C-RAF）を参照し、サイバー・レジリエンス・テスト・フレームワークおよびサイバー・マッピングの実施などの取組みに沿って能力を強化する。<br>・AI、分散型台帳技術および量子コンピューティングなどの先端技術から生じる新たなリスクに関する知見を含む、世界的な脅威および業界における脅威に関する情報を活用し、また、香港銀行協会のサイバー・インテリジェンス共有プラットフォームに参加する。 |

| | |
|---|---|
| | ・定期的なテストおよびサイバー保険による補償を通じて、堅牢なインシデント対応および復旧体制を維持する。<br>・重要システムの保護および職員の能力を強化し、ポスト量子暗号への備えおよび規制上の期待事項の遵守を支える。 |
| **第三者リスク** | |
| 銀行が専門技能を利用するためにシステム・ベンダーまたはサービス提供者を利用することは避けられないが、それらのセキュリティ体制に何らかの脆弱性があれば、その影響は銀行に直接波及するおそれがある。第三者リスクは、規制違反からサプライチェーン攻撃に至るまで、様々な形で現れる可能性がある。 | 当行グループは、第三者との契約における全一連の管理プロセス全体を通じて厳格な評価および監視を行うことで、このリスクに対処している。<br>・第三者リスク管理を監督する強固なガバナンス・フレームワークを構築する。<br>・第三者の選定にあたり、包括的な調達プロセスを通じてリスクベースのデューデリジェンスを実施する。<br>・リスク評価を実施し、サービス契約の重要度を特定する。<br>・当行の利益を守るため、契約上の保護措置を講じる。<br>・定期的なサービスの見直し、事業継続計画の策定および検査、セキュリティ管理ならびに問題の上位者への報告を含む継続的なパフォーマンスおよび統制を監視する。 |
| **不正リスク** | |
| 金融サービスのデジタル化が世界中で加速する中、銀行業界では不正リスクが高まっている。不正行為者は、違法な金銭的利益を得るために、ますます巧妙な詐欺戦術を使用している。 | 当行グループは、このリスクを軽減するために多面的なアプローチを採用している。<br>・当行に影響を及ぼす可能性のある潜在的な不正リスクを、体系的かつ適時に特定および評価する。<br>・香港金融管理局、香港警察およびその他の金融機関と連携し、新たな脅威およびベスト・プラクティスに関する情報を共有する。<br>・不正手口の動向および変化を監視し、必要に応じて当行の不正監視システムおよび是正プロセスを定期的に強化または調整する。<br>・不正および詐欺を防止するための顧客の意識向上および啓発を推進する。 |
| **ESG リスクおよび気候関連リスク** | |
| 気候変動は、銀行業界に短期的および長期的なリスクをもたらす。「物理的リスク」とは、銀行およびその顧客の事業および業務の混乱につながるおそれのある、天候および気候関連の事象の影響をいう。「トランジションリスク」とは、低炭素経済に移行する調整プロセスに関連するリスクをいい、気候変動の緩和および適応措置の導入に伴う政策、法律、技術および市場の変化によって引き起こされる可能性がある。 | 潜在的な ESG リスクおよび気候関連リスクを管理し、当行グループ全体で強固な意識を育てるため、当行グループは以下の取組みを行った。<br>・気候リスク評価ツールおよび内部評価システムを向上させ、当行グループの顧客および投資先に対する物理的リスクおよびトランジションリスクの評価を強化した。<br>・グリーン・フィンテック技術を導入し、当行および当行グループの取引相手先に対する気候リスク評価の精度を高めた。<br>・ブラウン産業の顧客向けにセクター別の移行ガイドを作成し、顧客のネット・ゼロ経済への移行を支援するために、低炭素技術およびインフラに関する助言を提供した。<br>・顧客の計画および金融に係る排出量のデータを信用評価および意思決定プロセスに取り込んだ。 |

**世界および地域経済、地政学、政治、社会的リスク**

当行グループは、事業を展開する法域において、潜在的に不都合な政治的、社会的、環境的および経済的な動向の影響を受ける可能性があり、これには以下が含まれる。

・クーデター、武力紛争またはテロ行為
・政治的および／または社会的不安定
・地政学的緊張

・エピデミックおよびパンデミック（COVID-19など）
・気候変動、不可抗力および自然災害（洪水やハリケーンなど）
・交通機関の麻痺や停電などインフラ上の問題

これらの動向はいずれも、当行グループのリスク加重資産に影響を及ぼす可能性があり、それによって生じる財務上の損失は、資産価値や顧客の信用力を損なうおそれがある。また、これらの動向は当行グループの業務に支障をきたす可能性があり、場合によっては、当行グループの資産への物的損害や、当行グループの従業員および顧客の安全に対するリスクをもたらすこともある。

地政学的緊張は、当行グループおよびその顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある。以下はその具体例である。

・世界および地域の経済環境の急速な変化は、当行グループのような金融機関にとって厳しい事業環境を生み出し、その収益性に影響を及ぼす可能性がある。米国の経済・金融・貿易政策における不確実性、および他国からの反応は、世界的な成長見通しや世界貿易に重大な影響を及ぼす可能性が高く、インフレ率の上昇を招き、金利見通しにも影響を及ぼす可能性がある。中国政府が国内成長の促進と経済のリバランスの支援を目的として導入した政策、特に不動産セクターにおける施策の先行きが不透明であることは、依然として潜在的なリスク要因である。具体的には、中国の不動産市場における継続的な課題は、同地域における当行グループの顧客にさらなる影響を及ぼし、その活動や当行グループのサービスに対する需要を減少させる可能性がある。
・関税、根強いインフレおよび高金利が重なることで、実質購買力が低下し債務返済コストが増加するため、当行グループの顧客に重大な影響が生じる可能性がある。金利の上昇は、顧客の信用格付や債務返済能力に影響を与える可能性がある。これにより、当行グループのリスク加重資産および資本状況に悪影響が生じる可能性があり、その結果、予想信用損失およびその他の減損費用が増加し、顧客の借入額の増加などに起因して流動性が逼迫するおそれがある。金利上昇により貸出残高が減少したり、資産運用や保険の収益が低迷したりした場合には、当行グループの収益も悪影響を受ける可能性がある。米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、イングランド銀行をはじめとする主要中央銀行は、2024年下半期以降、より緩和的な金融政策へと転換している。しかしながら、米国の経済・財政・貿易政策の方向性に関する不確実性は、インフレの動向、金利見通しおよび世界の成長見通しに引き続きリスクをもたらしている。
・世界および地域の経済情勢の変化や政策方針の転換により、資産市場は依然として不確実で変動の激しい環境にある。COVID-19のパンデミック後に長期にわたり続いた金融緩和は、資産評価額や債務水準が高止まりしていることを踏まえると、脆弱性を高めた可能性がある。資産価格を大幅に調整すれば、顧客の財務の脆弱性を高め、担保やその他の債権の価値を低下させるなど、当行グループに悪影響を及ぼすおそれがある。
・COVID-19のパンデミック期間中およびその後、先進国市場と新興国市場の両方で政府債務水準が大幅に上昇し、多くの経済圏において成長と雇用は継続的な赤字財政に依存する状況となった。米国における政府支出や債務上限をめぐる財政的制約や政治的膠着状態が続く中、世界的な金利上昇、公的債務発行額の増加、および米ドル高が、特定の国々の借入コストをさらに押し上げる可能性がある。これにより、債務負担の大きいソブリン発行者の財政余力や債務の持続可能性に悪影響が及ぶおそれがある。米ドル建て債務の比率が高く、財政基盤の脆弱な新興国市場は、米国の金利上昇や米ドル高の影響をさらに受け、返済コストや借換えリスクの増大、さらにはソブリン格付の引下げにつながる可能性がある。当行グループがそのようなソブリン発行者や関連当事者へのエクスポージャーを有している場合、損失を被る可能性がある。さらに、ソブリン格付の引下げや長期政府資金調達コストの無秩序な上昇により、当行グループの資金調達コストが増加したり、市場からの資金調達へのアクセスが制限されたりする場合があり、その結果、当行グループの金利マージンや流動性に悪影響が生じる可能性がある。
・地政学的リスクは依然として高い水準にある。イランにおける軍事衝突は、中東および世界全体のボラティリティを著しく増幅させ、エネルギー市場の深刻な混乱や、世界的なエネルギー価格の急騰リスクをもたらしている。主要な供給ルート、特に紅海やホルムズ海峡を通過する物流の混乱により、輸送コストが上昇し、サプライチェーンへの圧力が強まっている。ロシア・ウクライナ戦争、中東の紛争、またはその他の地域的緊張が激化または長期化した場合、長期にわたり世界貿易や経済活動に影響を及ぼ

す可能性があり、結果として当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、流動性、資本状況および信用格付に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

・米国、英国、欧州連合およびその他の国々は、中国の個人や企業に対して様々な制裁や貿易制限を課しており、人権侵害の疑い、特定の機微技術の進展、領土紛争、フェンタニルやその他の合成オピオイドの違法取引などを理由に、米国その他の政府が追加の措置や関税を課すリスクが依然として存在する。中国は、外国の個人や企業、ならびに希土類鉱物や金属などの特定の商品、技術およびサービスを標的とする、またはそれらを標的とする権限を与える独自の制裁や貿易制限を課している。

・中国、米国およびその他の国々をめぐる外交上の緊張、ならびに香港、台湾および周辺海域における動向は、地政学的な不確実性をさらに高める可能性がある。

・代替決済システムの開発や、特にBRICS加盟国（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ、イラン、エジプト、エチオピア、アラブ首長国連邦）間の貿易における自国通貨の利用拡大に向けた取組みは、各国政府が当行グループのシステムまたは金融犯罪対策と両立しない決済インフラを義務付けた場合、当行グループにとって業務上およびその他の課題をもたらす可能性がある。

貿易、技術およびイデオロギーをめぐる世界的な緊張は、規制基準やコンプライアンス体制の不一致という形で顕在化しており、当行グループおよびその顧客にとってより複雑な事業環境を生み出すとともに、多国籍企業全般にとって長期的な戦略的課題をもたらしている。地政学的状況が変化する中、多国籍企業がある法域において法的義務または規制上の義務を遵守すると、別の法域よりも当該法域の法律や政策目標を支持していると受け取られる可能性があり、当行グループにとってさらなる法的リスク、規制リスク、レピュテーション・リスクおよび政治的リスクを生む。当行グループは、事業を展開する各法域において適用されるすべての法令を遵守する方針であるが、地政学的リスクや緊張、および当行グループのコンプライアンス義務における潜在的な不明確さは、引き続き当行グループにとって課題やリスクとなり、当行グループの戦略、事業、顧客、業務、財務成績および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**競争**

香港の銀行・金融サービス業界は成熟した市場であり、当行グループは、香港で設立された銀行、国際銀行および中国の銀行の香港支店を含むがこれらに限定されない、多くの他の銀行や金融機関からの、深刻かつ激化する競争にさらされている。当行グループがこうした競争に効果的に対抗できるという保証はない。特に、当行グループの競合他社の中には、当行グループよりもはるかに豊富な財務資源やその他の資本資源を有し、市場シェアが大きく、ブランド認知度も高い企業が存在する可能性がある。香港で事業を展開する多くの国際銀行、国内銀行、およびニッチ市場に特化した事業者は、当行グループと実質的に同じ顧客層を争っている。その結果、特に投資・保険商品、住宅ローン、クレジットカード、個人ローン、自動車ローン事業などのリテール・バンキング商品については、市場規模が限られている。激しい競争により、当行グループがローン・ポートフォリオや預金基盤を拡大することが困難になる可能性があり、また価格競争が激化する可能性がある。競争の激化が、当行グループの事業、財政状態または経営成績に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

香港における銀行および金融機関間の競争は、近年激化している。その結果、東亜銀行は近年、利益率に下押し圧力を受けている。競争激化の影響に対抗するため、東亜銀行は、手数料収入の増加に注力し、革新的な商品を導入すると同時に、業務のコスト効率を改善することで、収益源の多様化戦略を積極的に推進してきた。しかしながら、東亜銀行が香港の成熟した銀行市場において競争を勝ち抜き、将来にわたり収益性を維持できるという保証はない。

また、当行グループは、中国市場において、既存の中国本土銀行および当該市場に参入するその他の外国銀行との間でも、競争の激化に直面する可能性が高い。中国政府は、金融市場への外国投資家の参加をさらに拡大することで、より開放的で国際競争力のある金融システムを構築するという取組みの一環として、2019年5月、国内銀行および外国銀行における単一株主の保有上限を撤廃した。さらに、中国における規制環境は随時変更され得るため、そのような変更の結果として中国の銀行セクターにおける競争が激化した場合、当行グループが現状の地位を維持し、または中国において引き続き事業を順調に発展させられるという保証はない。

当行グループが事業を展開する市場における競争の激化は、以下の可能性を通じて、当行グループの事業および見通し、戦略の有効性、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

・当行グループが提供する主要な商品およびサービスにおける当行グループの市場シェアの縮小
・当行グループのローン・ポートフォリオおよび預金ポートフォリオならびにその他の商品およびサービスの成長および質の低下
・当行グループの受取利息および正味利息マージンの減少
・当行グループの受取手数料の減少
・当行グループの利息以外の費用および営業費用の増加
・有能なマネージャーおよび従業員の獲得競争の激化

従来型の銀行機関のほかにも、当行グループは、通常はスタートアップ企業またはテクノロジー企業である革新的なテクノロジーを基盤とする金融技術（以下「フィンテック」という。）企業、マーケットプレイス融資業者、決済システムプロバイダー、インターネット企業などからの激しい競争に直面している。フィンテック企業の人気の高まりは、従来の銀行業務のあり方を大きく変えつつある。さらに、フィンテック企業は香港および中国において事業拡大を進めている。これらの法域ではいずれも、程度の差はあるものの、過去数年にわたり先進的な政策措置が実施され、各規制当局からの支援も得てきた。例えば、バーチャルバンキング・ライセンスの付与、市場におけるバーチャルバンクの参入および存在感の高まり、バーチャルバンキング企業の金融機関としての認知、ならびに香港で導入された新たなステーブルコイン規制制度などは、当行グループが事業を展開する市場における競争をさらに激化させている。顧客の期待もまた、個々のニーズに対して利便性および即時性を提供する技術およびソリューションが好まれるようになっており、これは従来型の銀行モデルの課題となっている。フィンテック企業が今後も資金調達手段としての人気を高めた場合、当行グループの事業および見通し、特に融資事業から得る収益、決済サービスの受取手数料ならびに顧客の獲得・維持能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループが、顧客にとって好ましい資金調達手段として、フィンテック企業に対抗できるという保証はない。

**香港市場および中国本土市場における拡大**

当行グループの戦略には、香港市場および中国本土市場において、本業の成長に加え、適切な機会が生じた場合には、M&A や提携を通じて事業を拡大することも含まれる。東亜銀行（中国）は、現地法人銀行として、2007年3月20日に国家金融監督管理総局（以下「NFRA」という。）(1)から金融機関営業許可を取得し、2007 年 3 月 29 日に国家工商行政管理総局から営業許可を取得した。東亜銀行（中国）は、2007 年 4 月 2 日に正式に営業を開始した。現地法人銀行の設立は、中国本土において人民元個人向け銀行サービスを提供するための前提条件の一つである。

東亜銀行（中国）の中国からの営業収益、ならびに中国で事業を展開する企業への貸付金は、中国経済の全体的な動向の影響を受ける可能性があり、中国における政治的、社会的または法的な不確実性や変化（政治指導部の交代、インフレ率、為替管理および為替レート、ならびに銀行その他のセクターに影響を与える規制の動向を含むが、これらに限定されない。）の影響を受ける可能性がある。例えば、中国政府は、近年の景気減速に対応して、預金準備率や金利の引下げを含む一連の景気刺激策を実施している。外部環境がますます複雑かつ困難になる中、主要経済国におけるマクロ経済政策の不安定性や不確実性が高まり、人民元相場は上下に変動している。当行グループの中国本土向け貸付金の減損率が高かったのは、主として、中国経済の減速により中国本土における資産の質が悪化したことによるものである。当行グループは、与信供与に際して慎重姿勢を維持し、減損貸付金ポートフォリオの積極的な管理を継続するなど、与信方針を厳格化しており、国有企業および大規模企業、国策により支援される重点戦略産業、ならびにグリーンおよびサステナブル・ファイナンスへの貸付に一層重点を置いているが、中国の経済・政治環境が当行グループの中国事業にとって今後も有利な状況であるという保証はなく、また、当行グループが中国での事業拡大に向けて取組みや戦略を続けることが、当行グループの事業、財政状態または経営成績にとってプラスに働くという保証もない。

中国本土へのさらなる事業拡大は、金利自由化、信用成長の鈍化、金利マージンの縮小、資産の質の悪化、規制要件の厳格化および変更、ならびにインターネット金融事業者およびオンライン・マネー・マーケット・ファンドとの新たな競争など、当行グループに新たなリスクや課題をもたらす可能性がある。香港市場

および中国本土市場における新たな M&A や提携の拡大・統合には、多大な財務的、業務的、管理的、経営的リソースが必要となる可能性もある。M&A や提携の成否は、東亜銀行の経営陣が新たに買収した事業の運営を既存の事業と統合し、必要に応じて各部門、システムおよびプロセスを統合できるか否かに左右される部分がある。この結果、このプロセスによって既存のリソースに負担がかかるため、当行グループの事業戦略を実行する能力が制約を受けたり、その実行時期に影響が及んだりする可能性がある。買収した事業体が期待どおりに業績を上げるという保証はなく、また当行グループの商品やサービスに対する予測需要や利益率が実現するという保証もない。事業拡大を効果的にマネージできない場合、当行グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

（注1） NFRAは2023年5月に正式に設立され、従前の中国銀行保険監督管理委員会に代わり、PBOCおよび中国証券監督管理委員会の一部機能を引き継いだ。

**中国本土市場における規制の変更**

当行グループの中国における事業に適用される規制は、広範かつ複雑であり、頻繁に変更されている。中国の銀行規制制度は継続的に変更されている。規則や規制の変更の中には、東亜銀行（中国）の中国本土における業務や事業拡大にさらなるコストや制約をもたらす可能性があるものがあり、こうした変更が当行グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

東亜銀行（中国）の事業および業務は、中国の銀行業界に関連する法律、規則、規制または政策の変更によって直接的な影響を受ける。一部の銀行関連の法律、規則、規制または政策は比較的新しいため、その解釈や適用に関しては不確実性が存在する。東亜銀行（中国）がこれらの法律、規則、規制または政策のいずれかに違反した場合、法的措置の対象となる可能性があり、これには東亜銀行（中国）に対する罰金の賦課、事業活動の制限、または極端な場合には営業許可の停止もしくは取消しが含まれる可能性がある。これらは、東亜銀行（中国）の業務、評判、事業および財政状態に重大な悪影響を及ぼすこととなる。

東亜銀行（中国）は、厳格に規制された業界で事業を行っている。中国の銀行業界の主要な規制当局は、NFRA、PBOC および国家外為管理局などである。NFRA は、中国国内のすべての商業銀行に対し、流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）、流動性比率、安定調達比率（以下「NSFR」という。）および自己資本比率を含むがこれらに限定されない、一定の財務比率を維持するよう求めている。

中国の改正商業銀行法に従い、中国国内のすべての商業銀行は75%を超えない預貸率を維持しなければならないという従来の要件は撤廃され、預貸率は監督指標から流動性モニタリング指標へと変更された。しかしながら、NFRA は、商業銀行の流動性状況の監視に、LCR、流動性比率および NSFR など、他の指標を用いている。東亜銀行（中国）がこれらの義務的要件を満たせない場合、新規事業申請の停止や新たな支店・出張所の開設停止など、NFRA による事業拡大の制限を受ける可能性がある。

加えて、NFRA は、中国国内のすべての商業銀行の資本管理に関する規制やガイドラインを随時発行している。将来、東亜銀行（中国）に適用される規制上の資本要件、流動性制限または流動性比率が引き上げられた場合、東亜銀行（中国）が当該要件、制限または比率を遵守できなければ、行政措置または制裁の対象となる可能性があり、当行グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。利用可能な資本の不足は、当行グループの事業拡大の機会を制約する可能性もある。

**主要人材への依存および採用**

当行グループが成長を維持し、将来の事業需要に応えられるかどうかは、適切な技能や資格を備えた人材を引きつけ、維持できるかどうかにかかっている。中国本土市場における当行グループの急速な拡大を踏まえると、必要な経験を有する人材を十分な人数、採用できるという保証はなく、また、採用競争の激化により当行グループの雇用関連コストが大幅に増加しないという保証もない。適切な技能と資格を備えた人材をめぐる競争は、中国本土において特に激化している。これらの要因のいずれも、当行グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当行グループは、熟練し資格を備えた人材を維持するうえでも激しい競争に直面している。主要人材が流出した場合、または従業員区分ごとの離職率を適切に管理できなかった場合は、当行グループの様々な業務の運営、事業および成長の可能性、ならびに雇用および従業員の研修・育成コストにも悪影響を及ぼ

す可能性がある。東亜銀行の上級経営陣が離職しないという保証はなく、将来的な離職が発生した場合、当行グループの事業および業務に悪影響が及ばないという保証もない。

**集中リスク－不動産市場へのエクスポージャー**

当行グループは、不動産関連の貸付金、担保として差し入れられた不動産、および投資不動産のポートフォリオを通じて、香港および中国本土の不動産市場に対し、直接的および間接的に多大なエクスポージャーを有している。2025 年 12 月 31 日現在、当行グループの不動産関連の貸付金（不動産開発向けの貸付金および不動産投資向けの貸付金）は約 100,698 百万香港ドルであり、当行グループのローン・ポートフォリオ全体の約 18.3%を占めていた。

香港および中国本土の不動産市場は本質的に周期的であり、不動産価格および取引量の変動が大きいことを特徴とする。香港の不動産価格は、類似物件の需要と供給、香港の経済成長見通し、香港特別行政区政府が実施する政策、主に米国の金利調整のタイミングとペースによって左右される金利動向、世界的な金融緩和や通貨安に伴う資本流出圧力、中国本土における政治、経済、金融および不動産市場の動向、ならびに、中国、香港およびその他の国や地域との国際関係など、多くの要因の影響を受ける。

香港の不動産市場は、金利、米ドル高、および中国本土のバイヤーからの需要など、様々な要因の影響を受ける。中国本土では、不動産セクターにおける需要の低迷および経済的ストレスの中で、不動産市場および業界は大幅な調整局面にある。不動産開発投資や新規商業用不動産の販売といった主要指標は、前年同期比で減少を続けている。中国政府は市場安定化のための措置を実施し、今後さらなる施策を実施する可能性もあるが、これらの取組みが市場の景況感および市況を大幅に改善する保証はない。

不動産価値の長期的な下落や変動に加えて、香港および中国本土の不動産市場における流動性の低下が生じた場合、当行グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

HKFRS に従い、当行グループの投資不動産は外部の独立した評価会社により半年ごとに評価される。公正価値の変動から生じる損益は、損益計算書に認識される。2025 年 12 月 31 日現在、当行グループの投資不動産の公正価値は約 5,832 百万香港ドルであった。不動産評価額は将来変動する可能性があるため、評価益や評価損を含む当行グループの過去の実績は、将来の収益性を示す指標であるとみなすべきではない。当行グループが将来、投資不動産について評価損を計上しないという保証はない。

**流動性および資金調達源**

当行グループは、流動性の安定性を維持するため、資金調達源の多様化に努めている。しかしながら、当行グループの資金需要の大部分は、顧客からの預金によって賄われている。特に、2023 年、2024 年および2025 年の 12 月 31 日現在、当行グループの顧客からの預金のうち、それぞれ約 79.5%、81.8%および 81.0%は、満期までの残存期間が 3 か月以下であった。従来、このような顧客からの預金の相当部分は満期時に更新されており、本質的に安定した長期資金源となってきた。しかしながら、この傾向が今後も継続するという保証はない。預金者の相当数が満期時に預金を更新しなければ、当行グループの流動性ポジションは悪影響を受け、当行グループは事業資金を賄うために、既存の預金よりもコストが高くなる可能性のある短期または長期の代替資金源を模索する必要が生じる可能性がある。

当行グループは資金調達源の多様化を図るために負債証券を発行しているが、香港においては依然として顧客預金が主たる資金調達源である。中国本土においては、貸出業務の規模や今後の資金需要を考慮したうえで、資金調達源を安定させ、銀行間借入に伴うコストを最小限に抑えるため、人民元建て預金の多様化されたプールを維持することを戦略としている。2023 年 12 月 31 日から 2025 年 12 月 31 日にかけて、当行グループの顧客からの預金および発行済預金証書の合計は約 656,216 百万香港ドルから約 729,613 百万香港ドルに増加し、当行グループの顧客からの預金は約 628,598 百万香港ドルから約 706,579 百万香港ドルに増加した。当行グループの預金残高の推移には多くの要因が影響しており、その中には経済・政治情勢、代替投資手段の有無（政府または企業が発行する証券、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド、投資連動型保険スキームおよび仕組み投資商品を含むが、これらに限定されない。）、政府の金融政策の変更、ならびに個人顧客の貯蓄に対する意識の変化など、当行グループの管理の及ばないものもある。当行グループが、事業を支えるために顧客預金を維持できるという保証はない。

香港の金融市場の流動性および信頼を維持するための措置の一環として、香港預金保護委員会は預金保護制度を強化し、保護限度額を800,000香港ドルに引き上げた。これは、2024年10月1日、香港の2024年預金保護制度（改正）条例（以下「DPS 改正条例」という。）に基づいて施行された。中でも、預金保護制度が発動された場合の補償額の算定には、グロス払い方式が採用されている。この方式では、預金者に支払われる補償額は、破綻した銀行に保有する保護対象預金の総額（預金者1人当たり800,000香港ドルを上限とする。）に基づき決定され、当該預金者が同銀行に対して負う負債額は控除されない。グロス払い方式により、影響を受けた預金者はより迅速に預金を引き出すことが可能となる。将来、預金保護制度の廃止または変更により、顧客預金残高、ひいては当行グループの流動性が悪影響を受けないという保証はない。

また、法定のLCR要件およびNSFR要件は、それぞれ2015年1月1日および2018年1月1日に発効した。当行グループは、これらの比率を含む規制要件を常に遵守するよう努めている。当行グループは、LCR 要件および NSFR 要件を満たすために、現金、為替基金証券および債券、質の高い政府債務証券、その他同等の流動性の高い市場性資産からなる十分な高品質流動資産（以下「HQLA」という。）を保有している。流動性逼迫時には、HQLAの保有高を容易かつ即時に現金化することで、予期せぬ重大な資金流出に対応することができる。

香港金融管理局は、香港のすべての認可金融機関に対する最後の貸手として、銀行システム全体と個別の金融機関に対して流動性支援を行っている。香港特別行政区政府はこれまで、個別の流動性危機に陥った個々の銀行に対する社会の信頼を維持または回復するため、案件ごとに措置を講じてきたが、香港金融管理局が今後もそのような支援を行う保証はなく、また、将来流動性危機が発生した場合に東亜銀行に対してそのような支援を行うことを選択するという保証はない。

当行グループが預金の予想成長率を維持できない場合、または当行グループの預金者の相当部分が要求払預金を引き出したり、定期預金の満期時に更新を行わなかったりした場合、当行グループの流動性ポジション、財政状態および経営成績は重大な悪影響を受ける可能性があり、当行グループは資金需要を賄うために、より高コストの資金調達源を模索する必要が生じる可能性がある。

**金利リスク**

正味利息収益は、ほとんどの銀行と同様に、当行グループの財務業績を左右する重要な要素である。2023年、2024年および2025年の12月31日に終了した各年度において、当行グループの正味利息収益は、それぞれ営業収益の約81.3%、78.8%および72.9%を占めていた。

近年、金利の変動性が高まり、その結果、世界の資本市場も変動しているため、企業および消費者の信頼感に悪影響を及ぼす可能性がある。

金利の変動をある程度正確に予測することは困難であり、かかる変動は当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。以下はその例である。

- 金利の上昇または低下は、当行グループの受取利息および利付投資の利回りに影響を及ぼす可能性がある。
- 金利の大幅な上昇は、当行グループの負債証券ポートフォリオの価値を低下させる一方で、資金調達コストを増加させる可能性がある。逆に、金利の低下はその逆の影響をもたらす可能性がある。
- 金利の持続的な上昇は、香港経済に負担をかけ、当行グループの法人および個人の債務者（クレジットカード保有者を含む。）の財政状態や返済能力を悪化させる可能性がある。これは、当行グループの与信ポートフォリオの悪化につながる可能性がある。
- 金利動向が市場ごとに異なると、当行グループが金利リスクを効果的にヘッジすることが困難になる。
- 当行グループは、資産と負債の価格設定とデュレーションのミスマッチにより、金利リスクにさらされている。

**最低規制資本、レバレッジおよび流動性に関する要件**

当行は、規制を受けるすべての金融業務に内在する、規制上の最低資本要件を満たすための自己資本が不足するリスクにさらされている。現在の最低資本要件は、従前の制度下よりも市場動向の影響を受けやすく、経済情勢または金融市場のマイナス傾向が悪化した場合、自己資本要件は引き上げられる。当行が規制上の

最低資本要件を維持できない場合、行政措置または制裁の対象となる可能性があり、当行の経営成績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。利用可能な資本の不足は、当行の事業拡大の機会を制約する可能性がある。

2010 年 12 月 16 日および 2011 年 1 月 13 日、バーゼル委員会は、バーゼルⅢについての最終指針を公表した。バーゼル委員会の改革パッケージには、普通株式等 Tier 1 資本（またはそれに相当する）最低所要水準および Tier 1 資本全体の最低所要水準の引上げが含まれる。また、銀行は、将来のストレス期に耐えられるよう、規制上の最低資本額に加えて資本保全バッファーを維持することが求められている。

ある国において過剰な信用拡大が生じ、その結果としてシステム全体にリスクが蓄積された場合、資本保全バッファーの延長として、規制上の最低資本要件に加えてカウンターシクリカル・バッファーが適用されることとなる。さらに、システム上重要な銀行は、これらの基準を上回る損失吸収能力を有していなければならない。バーゼルⅢ改革では、銀行の資本性商品の損失吸収能力の強化も求められている。したがって、この改革により、銀行が維持すべき自己資本の量および質の最低水準が引き上げられる。こうした自己資本の調達可能性やコストについては、何ら保証はない。自己資本要件はレバレッジ比率によって補完され、流動性カバレッジ比率および安定調達比率も導入されている。香港では一連の法改正を通じてこれらの改革が採択され、新規則の多くは 2013 年から施行されており、最終的な改革パッケージは 2025 年 1 月 1 日付で実施されている。

バーゼルⅢの規制資本要件への準拠に加え、当行は、2018 年 12 月 14 日に施行された香港の金融機関（破綻処理）（損失吸収力要件－銀行セクター）規則（第 628B 章）（以下「LAC 規則」という。）にも準拠することが義務付けられている。LAC 規則では、バーゼルⅢに基づき実施されている既存の自己資本要件および流動性要件に加え、当行が維持すべき追加の損失吸収能力比率が導入された。当行は、将来的に、LAC 規則の関連要件を満たすために、その他の損失吸収性のある資本性商品を発行する必要が生じる可能性がある。しかしながら、特定の認可金融機関に適用される最終的な損失吸収能力要件は、当該認可金融機関の優先的な破綻処理戦略を支援する形で、その金融機関固有の事情に応じて決定され、LAC 規則に従って課される。当行が、追加資本を適時に、受入可能な条件で調達できるという保証はない。さらに、香港金融管理局は、現在想定されているものとは異なる形で改革パッケージを実施したり、または認可金融機関に対して追加の資本要件を課したりする可能性がある。

将来、当行グループに適用される規制上の資本要件および流動性要件がより厳格化された場合、当行グループが所定の期限内にその厳格化された規制上の資本要件または流動性要件を満たせないときは、行政措置や制裁を受ける可能性があり、結果として当行グループの経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

**為替リスク**

当行グループの収益の大部分は香港ドルで計上されている。しかしながら、2025 年 12 月 31 日現在、当行グループは、スポット資産のかなりの部分を、約 265,239 百万香港ドル相当の米ドルおよび約 272,484 百万香港ドル相当の人民元で保有していた。香港ドルは 1983 年以降米ドルに連動しており、香港特別行政区政府はこれまで、金利自動調整メカニズムである連動相場制の下で為替相場の安定維持に努める姿勢を示してきた。しかしながら、香港ドルと米ドルとの連動が今後も継続するという保証はなく、また、香港ドルに影響する流動性の問題が生じた場合に、金利自動調整メカニズムが香港ドルの十分な流動性の維持に寄与するという保証もない。香港ドルと米ドルとの連動が解除された場合、または香港ドルが再評価された場合に香港経済が受ける影響により、当行グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当行グループは収益の一部を中国で生み出しており、資産および負債の一部は人民元建てである。結果として、香港ドルまたは米ドルに対する人民元の為替レートの変動は、当行グループの収益性および財政状態に影響を及ぼす可能性がある。人民元対米ドルおよびその他の通貨の為替レートの変動は、主として中国国内のおよび国際的な政治・経済情勢の変化、ならびに中国政府の財政・金融政策の影響を受ける。また、人民元相場が将来どのように変動するかを予測することは困難である。人民元が将来、米ドルやその他の通貨に対して大幅に変動しないという保証はない。

**当行グループの無担保貸付ポートフォリオ**

当行グループの法人向けローン・ポートフォリオの一部は無担保ローンで構成されており、その返済は主として債務者のキャッシュ・フローおよびローン契約に含まれる財務制限条項の遵守に依存している。当行

グループの個人向けバンキング・ローン・ポートフォリオの大部分は不動産を担保とするローン、残りの部分は主として無担保個人向けローンおよびクレジットカード債権で構成されており、これらは一般的に金利が高い。2023 年、2024 年および 2025 年の 12 月 31 日現在、当行グループの顧客に対する貸付金総額のそれぞれ約 56.4%、52.8%および 48.9%が担保により保全されていた。当行グループはこれらの債務者の返済能力を慎重に評価しているが、担保を伴わないローン商品は、担保付ローン商品に比べて信用リスクが高い。景気が悪化した場合、当行グループの信用の質および貸倒償却率は悪化する可能性がある。

**当行グループのローン・ポートフォリオ、投資有価証券、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資またはその他の資産の質**

当行グループのローン・ポートフォリオ、投資有価証券、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資またはその他の資産の質が悪化した場合、当行グループの事業に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。信用度の変化ならびに取引相手先へのローンおよび貸付金の回収可能性に起因するリスクに加え、当行グループの投資活動に起因するリスクが、当行グループの幅広い事業に内在している。2025 年 12 月 31 日現在、当行グループの減損貸付金は、顧客に対する貸付金総額の約 2.69%を占めていた。当行グループは、現在のローン・ポートフォリオにおける減損貸付金の水準または将来減損される可能性のある新規貸付金の水準を、効果的に管理できない可能性がある。特に、ローン・ポートフォリオの質の悪化または新規貸付金の額の大幅な増加により、将来、当行グループの減損貸付金が増加し、また顧客に対する貸付金および前渡金に占める減損貸付金の比率が上昇する可能性がある。

当行グループのローン・ポートフォリオ、投資有価証券、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資またはその他の資産の質は、香港または世界経済の成長の鈍化、世界的な信用危機の再燃、金利および市場流動性のボラティリティ、ならびに香港および世界の他の地域におけるその他のマクロ経済動向および金融情勢の悪化など、当行グループの制御できない要因を含む、様々な理由により悪化する可能性がある。これらの要因により、当行グループの借入人および当行グループが有する投資有価証券の発行体に、業務上、財務上および流動性上の問題が生じる可能性があり、その結果、かかる借入人および発行体が未払債務を返済し、また、発行した有価証券に関連する支払義務を履行する能力に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。また、取引相手先（特に、当行グループが多大なエクスポージャーを有する取引相手先）の信用の実際または認識上の破綻または信用の悪化、住宅用および商業用不動産価格の下落、失業率の上昇、信用度の低下、当行グループの海外市場への参入、ならびに法人借入人の収益性の低下を含むその他の要因も、当行グループのローン・ポートフォリオ、投資有価証券ならびに関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資の質、ならびに当行グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、2025 年 12 月 31 日時点で、当行グループのアフィン・バンク・ベルハッドへの投資の市場価格に基づく公正価値は、継続して帳簿価額を下回っていた。その結果、当行グループは使用価値法を用いて当該投資に対する減損テストを実施したところ、2025 年 12 月 31 日に終了した年度に関してさらなる減損損失は認識されなかった。詳細については、「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記 30」を参照のこと。当行グループが、想定外で制御不能な外部要因が発生する前に、効果的な軽減措置または予防措置を講じることができるという保証はない。

また、当行グループの貸付金の重要な部分が比較的少数の取引相手先に提供されていることから、当該借入人の信用度の低下により、当行グループのローン・ポートフォリオ全体の質が悪影響を受ける可能性がある。さらに、当行グループによる中国本土および海外市場への事業拡大がローン・ポートフォリオの質に影響を与える可能性があり、それらの地域において当行グループがローン・ポートフォリオの質を管理しにくくなり、また、経済政策および金融政策の不確実性が借入人に深刻な影響を及ぼす可能性がある。さらに、香港金融管理局が、東亜銀行の業務に対する定期的な検査に関連して、将来、東亜銀行に対し一部の貸付金の分類変更を要求する可能性があり、それにより当行グループの減損貸付金の水準が上昇する可能性がある。当行グループの減損貸付金または投資有価証券およびその他の資産の減損の水準が上昇した場合、当行グループの事業、財政状態および経営成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行グループは、不動産市場の低迷、破産手続および差押手続の遅延、借入人による詐害的譲渡ならびに当行グループの制御できないその他の要因により、当行グループの担保の価値を全額回収できない可能性がある。当行グループの貸付金を保証している担保の価値が下落した場合、減損引当金の増加および／または

担保実行による回収額の減少につながる可能性があり、これらのいずれも当行グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

**貸付金の分類および引当システムの相違**

東亜銀行は、貸付金を 20 の等級に分類しており、そのうち、当行グループの減損貸付金は、リスク水準に応じて「要管理先」（グレード 18）、「破綻懸念先」（グレード 19）および「実質破綻・破綻先」（グレード 20）の 3 つのカテゴリーに分類される。減損貸付金の分類は、支払いが遅延した月数、貸付金の種類、貸付期間、および当該貸付の回収見込みなど、様々な定量的および定性的要因に基づく。貸付金の返済が不確実な場合（例えば、90 日以上の延滞記録がある場合など）、当行グループは当該貸付金を「要管理先」に格下げする。貸付金の全額回収が疑わしく、当行グループが元本または利息の損失を被ると予想される場合、当行グループは当該貸付金を「破綻懸念先」に分類する。「実質破綻・破綻先」に分類される貸付金は、担保実行および法的手続の開始など、あらゆる回収努力を尽くした後も回収不能と考えられ、清算人または破産管財人が関連する回収率を確認したものである。

東亜銀行は 2018 年以降、将来を見通した予想信用損失モデルを採用し、HKFRS 第 9 号「金融商品」の要件を満たすため、特定の貸付金について当初認識以降に信用リスクが著しく高まったか否かを判定する枠組みを整備し、減損損失の測定および認識を行っている。東亜銀行は、当該モデルおよびフレームワークの有効性を監視するため、定期的な見直しを行っている。

香港の銀行業務に適用される法律、規則およびガイドラインは一定の点において他の一定の国で適用されるものとは異なり、その結果、特定の貸付金が、他の一定の国で要求される場合とは異なる時期に分類されるか、または異なるリスク度合いを反映するカテゴリーに分類される可能性がある。また、香港における貸付金の減損のための一般的な手続により、貸付金の減損が、他の一定の国の銀行の場合よりも遅くなる可能性がある。香港の銀行は、「要管理先」の貸付金について、他の一定の国の銀行では利息が生じないような状況においても利息が生じる場合がある。東亜銀行は、自行の貸付金の引当方針が香港の法令で要求される水準よりも慎重であると考えているが、当行グループは、香港の銀行に一般的に適用されるより高い水準で当該方針を維持することを要求されているわけではない。

**当行グループが属する業界に関連するオペレーショナル・リスク**

当行グループは、盗難、偽造、詐欺、不正取引、従業員による不正行為（例えば、腐敗防止規制または当行グループの事業活動に適用されるその他の規制の違反など）、および業務上の誤り（例えば、事務処理上のミスまたはコンピュータもしくは通信システムの不具合に起因するエラーなど）を含む（ただし、これらに限定されない。）様々な種類のオペレーショナル・リスクにさらされている。当行グループが処理する取引量が膨大であることを考慮すると、一定の誤りが、発見され適切に是正されるまで繰り返されまたは積み重なる可能性がある。

当行グループは、リテール向け信用商品の販売にダイレクト・マーケティングの代理業者を利用し、随時、一定の業務またはサービスを外部委託することがある。そのため、当行グループは第三者リスクにさらされており、当該第三者が契約上の義務を履行できない可能性または当該第三者がその従業員による不正行為もしくは業務上のミスのリスクを負う可能性がある。さらに、当行グループは、システム障害または自然災害が発生した場合、当行グループの業務および第三者の業務の両方において、事業継続リスクおよびデータ・セキュリティ・リスクに直面する。

当行グループの取引記録および処理のシステムは、技術的な欠陥、人為的な改ざんまたは操作に対して脆弱であり、これらのいずれも損失につながる可能性がある。さらに、当行グループの業務システムは、当行グループの制御が及ばない事象（コンピュータウイルス、停電または通信障害など）によって混乱する可能性があり、かかる混乱により、当行グループの顧客サービスの質が低下し、かつ／または当行グループが損失もしくは多大な責任を負うことになる可能性がある。加えて、当行グループは近年事業を急速に成長および拡大させていることから、その内部および外部の統制の枠組みおよびリスク管理措置の複雑さが増しており、その結果、オペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーがさらに高まっている。

これらのオペレーショナル・リスクのいずれかが発生した場合、当行グループの事業、評判、経営成績、財政状態および見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

**法的手続、訴訟手続および規制上の手続**

当行グループは、潜在的な利益相反に関する規制、マネー・ロンダリングおよびテロ対策に関する法令、販売および取引慣行、倫理的問題、プライバシー法、情報セキュリティ方針ならびに関連する会社による行為を含む（ただし、これらに限定されない。）法的および規制上の要件を遵守する必要がある。これらの問題に適切に対処しなかった場合、法務リスクおよびコンプライアンス上のリスクが生じ、その結果、当行グループに対する訴訟請求件数および請求される損害賠償額が増加し、かつ／または当行グループが規制上の執行措置、罰金、制裁もしくは評判の悪化にさらされる可能性がある。

当行グループは、その時々に、通常の業務過程で発生する訴訟手続に関与している。当行グループの業務における不履行、不利益または損害（内部プロセス、人材もしくはシステムが不適切であるかもしくは機能していないこと、または外部事象によるものを含むが、これらに限定されない。）に起因する訴訟により、当行グループの関連する人員が多額の請求を伴う訴訟の被告として訴えられるか、またはかかる当行グループの人員に多大な規制上の罰則が科せられる可能性がある。これらのリスクは、評価または定量化が困難な場合が多く、その存在および重大さが相当期間にわたって明らかにならない可能性がある。当行グループまたは東亜銀行の取締役、役員または従業員に対して提起された訴訟または調査により、当行グループの評判、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす和解、差止命令、罰金、罰則またはその他の結果につながる可能性がある。たとえ当行グループがこれらの訴訟または捜査に対する防御に成功したとしても、その防御費用は多額になる可能性がある。また、市場低迷時には、訴訟および規制上の手続において求められる法的請求件数および請求される損害賠償額もまた増加する可能性がある。当行グループに対して重大な判決、仲裁判断もしくは規制措置が下された場合、または東亜銀行の取締役、上級経営陣もしくは主要従業員に対する調査もしくは手続上の不利な裁定に起因して当行グループの事業に混乱が生じた場合、当行グループの流動性、事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、当行グループが提供する一定の商品およびサービスは、香港の証券先物委員会を含む（ただし、これに限定されない。）規制当局によって規制されている。香港の規制当局は、随時、香港の銀行業界、とりわけリテール顧客への投資商品の販売に関して、管理の厳格化および透明性の向上を図ることを目的とした勧告を導入する場合がある。さらに、当行グループが関連する法令を遵守しなかった場合、行政上の処分または制裁を受ける可能性があり、その結果、当行グループの経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。当行グループによる関連する法令の違反が発生しないという保証はなく、また、かかる違反が発生した場合、当行グループが重大な責任または罰則を科されないという保証もない。上記とは別に、当行グループはその業務の過程において規制当局と意見の相違が生じる可能性があり、その結果、行政手続の対象となり、また当行グループが債務を負うことになるような不利な決定を受ける可能性がある。

**当行の従業員、顧客およびその他の関係者に関するコンプライアンス・リスク**

当行の従業員、顧客およびその他の関係者による詐欺行為およびその他の不正行為について、当行が完璧に察知し、完全に防ぐことはできない場合があり、結果として、当行は訴訟、財務上の損失および政府当局から課される制裁を被る可能性があり、また、当行の評判を著しく損なう可能性がある。かかる不正行為は、特に以下を含む、多様な形態をとる可能性がある。

- ローンの不適切な供与
- ローンの分類基準の誤適用または不適用により、当行のローン・ポートフォリオ内において誤分類を生じさせること
- 預金に関する詐欺行為
- 与信申請またはローン分類手続において、違法もしくは不正な活動または信用情報を含む情報を偽造または隠ぺいすること
- 当行の顧客に商品を売り込むまたは販売する際、虚偽の表示または詐欺的、欺瞞的もしくはその他の不適切な行為を行うこと
- 把握や管理がされていないリスクまたは損失に至る可能性のある、権限を逸脱したまたは違法な活動を隠ぺいすること
- 当行に不利益となる権限を逸脱した取引を行うこと、適用ある法令もしくは内部統制プロセスに違反すること、または財務会計上の規則に違反すること

・付与された権限を越える取引に当行を拘束させること
・違法な資金調達およびその他の資金調達活動
・関連規制に違反した方法による外貨の決済、売却および支払い
・原取引のない銀行引受手形の振出

不正行為には、賄賂の供与または収受、インサイダー取引の実行、機密情報の不適切な活用または開示、ならびに適用ある法令および規制の不遵守にあたるその他の行為も含まれる。将来、上記に関して当行の従業員に対する取り調べがないことを、当行は保証できない。当行に対するその他の関係者による不正行為の種類には、特に詐欺、窃盗および強盗が含まれる。

**その他のコンプライアンス・リスク**

当行グループは、香港および当行グループが事業を行う他の法域におけるマネー・ロンダリングおよびテロ対策に関する適用ある法律および規制を遵守する必要がある。香港および中国の金融機関は、マネー・ロンダリングおよびテロ対策に関する健全な内部統制の方針および手続を定め、疑わしい活動について監視および報告する必要がある。かかる方針および手続によって、当行グループは、特に独立したコンプライアンス責任者の指名、関連規則に従った顧客識別システムの構築、顧客の活動の詳細な記録、および疑わしい取引に関する関係当局への報告が求められる。

当行グループは既に、業務を監視し、当行グループのネットワークがマネー・ロンダリング活動、テロリストならびにテロリストに関係する組織および個人一般によって使用されることを察知および予防するための方針および手続を導入しているが、当行グループがその他当事者によってマネー・ロンダリングおよびその他の違法または不正な活動に利用される可能性をかかる方針および手続が完全に排除できるわけではない。当行グループが適用ある法律、規則および規制を完全に遵守できなかった場合、当行グループの所管関連政府機関は、当行グループに対して罰金およびその他の罰則（資産の凍結など）を課す権限を有する。当行グループがマネー・ロンダリングまたはその他の違法もしくは不正な活動を適時に察知できるという保証はなく、または全く察知できない可能性があり、結果として、当行グループの事業、評判、財政状態および業績に悪影響を及ぼすことがある。

**情報テクノロジー・システム**

当行グループは、多数および多様な市場における膨大な取引ならびに幅広い商品を適時に正確に処理するために、情報テクノロジー・システムの能力に大きく依存している。当行グループの財務管理、リスク管理、会計、顧客サービスおよびその他のデータ処理システム、ならびに多くの支店、出張所および主要なデータ処理センターをつなぐ通信ネットワークが適切に機能することは、当行グループの事業運営およびその効果的な競争力にとって不可欠である。当行グループの情報テクノロジー・システムの中断またはその機能不全は、当行グループの事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、データの監視および管理、財政状態および業務環境の管理、リスク・エクスポージャーの監視および管理、正確な帳簿の保管、高品質な顧客サービスの提供、ならびに収益性のある商品およびサービスの開発および販売に係る能力を制限する可能性がある。かかる中断または機能不全からの復旧は効果的でないことがあり、保険またはその他の予防策は、当行グループの損失の一部しか補償しない可能性があり、または全く補償しない可能性もある。

当行グループは、主要なデータ処理システムのバックアップデータを保存し、壊滅的または重要なシステム障害時に主要な機能を維持するためのバックアップシステムを構築し、また災害時における情報テクノロジー・システムの機能性を保証するための災害復旧計画を作成しているものの、重要な情報テクノロジー・システムまたは通信ネットワークのいずれかに部分的または全面的な障害がある場合に、当行グループの業務に重大な中断が生じないという保証はない。かかる障害は、特にハードウェア故障、ソフトウェアプログラムのエラー、コンピュータウイルスの攻撃、システム更新に伴う通信障害または変換エラー、システムの移設、新しい情報テクノロジー導入時の障害、ヒューマンエラー、自然災害、戦争、テロ攻撃、停電および予期せぬ設備の問題によって引き起こされる可能性があり、その多くは当行グループの範疇を超えている。加えて、情報またはシステムへの不正アクセス、データの紛失または欠損、ならびにソフトウェア、ハードウェアまたはその他コンピュータ機器の不具合によって生じたセキュリティ侵害は、当行グループの事業、評判、財政状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、既存の情報テクノロジー・システムを通じて当行グループが利用できる情報および受領する情報は、タイムリーでない可能性があり、現在の業務環境における市場の変化およびその他の発展に対応したリスク管理および計画立案には不十分である可能性がある。当行グループが競争力を維持する力は、部分的に、情報テクノロジー・システムをタイムリーに費用対効果のある範囲で更新する能力に左右される。当行グループは、情報テクノロジー・システムの改良または更新のために投資を行っており、今後も継続する意向であるが、システムの更新または改修中に、遅滞、システム障害またはその他の障害が発生する可能性がある。加えて、更新済システムまたは新しいシステムは、期待された処理能力および利便性に達しない可能性があり、当行グループの成長戦略の需要に応えられない可能性がある。かかる問題に適切かつ効果的に対処できない場合、重要な事業運営に関する職務を果たせない状態もしくはかかる職務の遅滞、主要な事業データの紛失、または規制要件への不遵守に至る可能性があり、結果として、当行グループの事業、競争力、財政状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**デジタルバンキング・サービス**

当行グループのデジタルバンキング・サービスは、機密情報の保管および伝達に関与する限り、セキュリティ侵害またはサイバー攻撃によって、特に顧客情報の不正拡散および個人情報の窃盗に起因する、潜在的な賠償責任および風評被害にさらされる可能性がある。当行グループの情報テクノロジー・システムは、その正常な機能に影響する不正アクセス、コンピュータウイルスまたはその他の破壊的な問題に対して脆弱である可能性がある。セキュリティ脅威の予防、ソフトウェア製品の欠陥の認識およびかかる破壊的な問題の修復にかかる費用は高額であることがあり、当行グループの事業、評判、財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。セキュリティ・リスクに関する懸念事項によって、当行グループの既存の顧客および潜在的な顧客が当行グループのデジタルバンキングの商品およびサービスの利用を避ける可能性がある。コンピュータウイルスの除去作業およびその他のセキュリティ問題の軽減作業も、当行グループのデジタルバンキング・サービスにアクセスする利用者に対して、サービスの中断、遅滞または停止をもたらす可能性がある。当行グループのデジタルバンキング・サービスがさらなる中断または遅滞を経験しないという保証はなく、また、デジタルバンキング・サービスが将来においてその他のセキュリティ問題を経験しないという保証もない。当行グループが事前にセキュリティ・リスクを察知できない、もしくはソフトウェアの漏洩やコンピュータウイルスから情報システムを十分に守れない場合、または情報システムが大量のネットワーク量を抱えている場合、デジタルバンキング事業は重大な悪影響を受ける可能性がある。

さらに、当行グループは、証券仲介サービスなどのオンライン金融サービスを顧客に提供している。セキュリティ侵害、当行グループのオンラインサービスのプラットフォームの中断または不安定化は、顧客にサービスを提供する能力および顧客の代理として自社口座で取引を行う能力を損なう可能性があり、当行グループの業績および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**企業開示および規制要件の相違**

東亜銀行の発行済株式は、香港証券取引所に上場されているため、東亜銀行は、監査済年次財務情報および未監査半期財務情報を公表する必要がある。しかし、香港で公表されている発行体の情報の範囲は、特定の他の国における同種の銀行の公開情報の範囲よりも少ないことがある。

香港の銀行条例に基づき、香港金融管理局は、企業活動および公認機関の運営を規制し、銀行業および金融市場に影響力を有する。当行グループは規制の多い香港の銀行業界および証券業界で事業を行っているため、潜在的投資家は、香港の規制要件はその他の国で普及しているものとは異なる可能性があること、ならびに規制当局が継続的に高い基準を課し、新しいガイドラインおよび規制要件を策定していることに留意すべきである。上記の香港の規制要件に加えて、当行グループは、事業を行う国々で適用される規制要件も遵守する必要があり、それは香港の規制要件とは異なることがあり、場合によってはより厳しい可能性もある。当行グループは、関連する規制当局の勧告内容を実行し、新しいまたは改定された規制を遵守するための措置を講じている。より厳格な投資家保護のための規制および要件の強化によって、当行グループの営業費用およびコンプライアンス費用は増加している。規制、政策、所得税法または規則および会計原則、ならびに香港の民間銀行業に関係するまたは当行グループに適用されるその他の国際協定および基準の変更は、当行グループの事業に影響を与える可能性がある。関連する規制当局がさらなる規制を実施しないという保証は

なく、またかかる変更が当行グループの営業費用およびコンプライアンス費用を大幅に引き上げることがなく、事業または業務にも悪影響を及ぼさないという保証はない。また、当行グループが法律または規制に違反しないという保証はなく、かかる違反が生じた場合、重大な責任または罰則が課されないという保証はない。

## ４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に含まれる将来予測に関する記述は、本書の提出日現在の予測である。

(1) 2025年12月31日に終了した事業年度

**財務レビュー**

**財務実績**

2025 年、東亜銀行およびその子会社は、親会社株主に帰属する利益として 3,501 百万香港ドルを計上した。これは、2024 年の 4,608 百万香港ドルと比較して 24.0%の減少であった。

2025 年の基本的 1 株当たり利益は、前年の 1.52 香港ドルに対して 1.22 香港ドルとなった。平均資産利益率は 0.1 パーセント・ポイント低下して 0.4%となり、平均株主資本利益率は 0.9 パーセント・ポイント低下して 3.1%となった。

引当前営業利益は、小幅に 147 百万香港ドル（1.3%）減少し、11,198 百万香港ドルとなった。

正味利息収益は、1,207 百万香港ドル（7.3%）減少して 15,322 百万香港ドルとなった。金利の引下げに伴い、正味利息マージンは、前年比で 19 ベーシス・ポイント縮小して 2.09%から 1.90%となった。

非利息収益は、28.0%増加して 5,697 百万香港ドルとなった。正味受取手数料は、投資活動および第三者保険契約の販売による手数料の寄与が増加したことにより、前年比で 14.8%増加して 3,216 百万香港ドルとなった。また、トレーディング、金融商品の再評価および関連するヘッジによる純利益は 663 百万香港ドル（44.9%）増加した。これは主に、顧客の活動の活発化に伴い、仕組み商品および外国為替取引からの収益が増加したことによるものである。

営業費用は、187 百万香港ドル（1.9%）増加して 9,821 百万香港ドルとなった。当行は、変革イニシアティブによる効率化を実現しつつ、人材およびデジタル能力への投資を継続した。2025 年の費用収益比率は、0.8 パーセント・ポイント上昇して 46.7%となった。

金融商品の減損損失は、145 百万香港ドル（2.6%）増加して 5,642 百万香港ドルとなった。商業用不動産セクターに対する引当金は、貸倒引当金総額の 77%を占めた。当行グループは、商業用不動産セクターにおける不確実性が依然として続いていることを踏まえ、商業用不動産へのエクスポージャーを積極的に削減することで引き続き慎重なアプローチを採用している。当行グループの貸付金の減損率は、2024 年 12 月末における 2.72%から低下し、2.69%と管理可能な水準を維持した。

一方で、当行グループの投資用不動産の評価損は、578 百万香港ドル増加して 723 百万香港ドルとなった。当行グループは、関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける損失持分 305 百万香港ドルを計上したが、これは主に中国本土で事業を展開する関連会社によるものである。

帰属利益は上記の一時的事由の影響を受けたものの、中核事業は堅調であった。厳しい市場環境の中、営業収益合計は 0.2%増加して 21,019 百万香港ドルとなった。

**財政状態**

当行グループは、引き続きリスク管理およびポートフォリオの分散を重視している。顧客に対する貸付金総額は、3.1%増加して 549,279 百万香港ドルとなった。2025 年 12 月末における当行グループの連結資産総額は、920,993 百万香港ドルとなり、2024 年末における 877,759 百万香港ドルと比較して 43,234 百万香港ドル（4.9%）増加した。

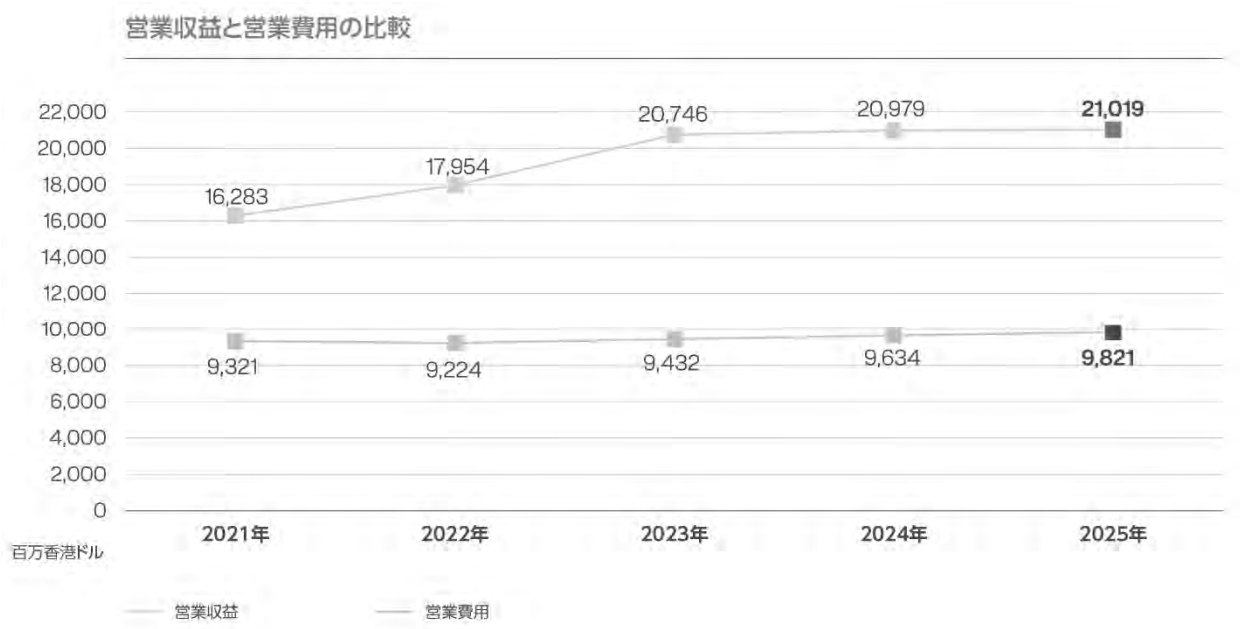
顧客からの預金総額は、9.9%増加して 706,579 百万香港ドルとなった。このうち、要求払預金および当座預金の残高は 26,373 百万香港ドル（40.2%）増加し、貯蓄預金は 24,723 百万香港ドル（18.3%）増加し、定期預金は 12,390 百万香港ドル（2.8%）増加した。顧客からの預金およびすべての発行済譲渡性預金からなる預金資金の総額は、729,613 百万香港ドルとなった。

預貸率は、2024 年末における 80.2%に対して 2025 年 12 月末には 75.3%となった。

2025 年末において、親会社株主に帰属する資本合計は、4.9%増加して 105,335 百万香港ドルとなった。

2025 年 12 月 31 日現在、2025 年 1 月 1 日にバーゼルⅢの最終改革が実施されたことを受け、資本比率合計、Tier 1 資本比率および普通株式等 Tier 1 資本比率は、それぞれ 28.2%、24.7%および 24.7%に上昇し

た。2025 年 12 月 31 日に終了した四半期における平均流動性カバレッジ比率は 182.8%であり、法定最低基準である 100%を大きく上回った。




## ビジネスレビュー

### ビジネス－香港

当行の香港事業において、税引前純利益は、前年度と比較して 11.9%減少して 3,332 百万香港ドルとなった。

商業用不動産の低迷が引き続き資産の質に影響を及ぼし、財産評価を圧迫した。金融商品に係る減損損失は 3.2%増加し、3,891 百万香港ドルとなった。2025 年度において、当行の香港における投資不動産ポートフォリオは、696 百万香港ドルの評価減を記録した。

2025 年度中、正味利息マージンは前年同期比で 14 ベーシス・ポイント低下した。当行は手数料収入を生み出す業務の推進に注力したが、これにより非利息収益が 34.6%増加し、正味利息収益における 5.2%の減少を完全に相殺した。その結果、営業収益は 4.1%増加して 13,666 百万香港ドルとなった。

費用に関しては統制が保たれ、5.9%の増加となった。当行のデジタル化および変革プロジェクトにより効率向上が加速し、その成果は、競争力の強化および持続的な成長のため、人材およびテクノロジーへ戦略的に再投資されている。

過去 2 年間にわたり多額の投資を行ってきた 3 つのオンライン・プラットフォームは、受取手数料の成長にプラスの影響を与えている。特に、香港・米国株および中国本土の A 株のシームレスな取引を可能にする新たなデジタル取引プラットフォームである東亜銀行スマートレードは、当行のオンライン株式取引による総収益を 2 倍に押し上げた。

バックエンドにおいては、ミドル・バックオフィス業務の BEA グローバル・サービシズ・センターへの一元化を継続し、これらのプロセスのデジタル化を強化した。こうした取組みにより、単一の拠点内の異なる地域にわたるネットワーク全体のワークフローの連携が可能となり、生産性向上に向けて AI のより広範な導入が促進された。

今後も、資産の質は引き続き重要な焦点となる。2025 年およびそれ以前の年度に減損処理を行い、商業用不動産へのエクスポージャーを削減したことから、2026 年には状況が安定すると見込んでいる。利下げ、住宅販売の好調および市場心理の改善により、借主に対して短期的な流動性の確保と債務返済能力の緩和が図られるはずである。当行は、ポートフォリオの監視に引き続き慎重に努めていく。

経営陣の優先事項として、資産の質の安定化に加え、当行の資産基盤および収益源の多様化、AI およびテクノロジーを通じた効率化の推進ならびに将来を見据えた労働力の育成に重点を置く。

*リテール・バンキング*

当行のリテール事業は堅調な業績を示し、非利息収益が25.5%増加したことで、正味利息収益への圧力は概ね緩和された。全体として、純利益は前年比で横ばいとなった。

この堅調さの主な要因は、年間を通じてリテール資産が力強い勢いを維持したことであり、その成長率は38.2%という目覚ましい水準を記録し、非利息収益を大幅に押し上げた。これには、証券取引、債券および仕組み商品が大きく貢献した。こうした成果は、商品提供の拡充やデジタル・チャネルの強化といった戦略的取組みによって支えられた。

バンカシュアランスは、引き続き受取手数料の主要な調達源となった。AIA との強固なパートナーシップにより、2025 年も再び堅調な業績を達成した。当行は新規年換算保険料において 29.5%の成長を記録し、過去最高水準に達するとともに、同地域における AIA の主要なバンカシュアランス・パートナーとしての地位をさらに強固なものにした。

一方、様々な部門において、顧客獲得は堅調な伸びを見せた。特に、シュプリームゴールド・プライベートの口座は30.4%増加し、富裕層のリテール顧客に対する当行の魅力が高まっていることが強調された。さらに、サウスバウンドの越境顧客基盤、運用資産（以下「AUM」という。）および収益が 2 桁の堅調な増加を示したことから明らかなように、当行のフランチャイズは中国本土の顧客から引き続き強い共感を得ている。サービス提供をさらに充実させるため、2025年に多通貨デビットカードを導入したが、これにより、顧客に海外での支出においてより一層の利便性を提供すると同時に、発展するグローバルな決済環境において当行の競争力を強化することになる。

当行は、制度運営の一元化および自動化を目的とした eMPF イニシアティブに引き続き全面的に取り組んでいる。2024 年に当行の東亜銀行（MPF）バリュー・スキームの eMPF プラットフォームへの移行が成功した後、2025 年 3 月には当行のマスター・トラスト・スキームが加わり、インダストリー・スキームの移行は2026 年第 2 四半期までに完了する予定である。

当行の成長の主要な原動力であるウェルス・マネジメント事業を加速させるため、販売員の増員、投資商品プラットフォームの強化、および顧客獲得チャネルの拡大に向けた中国本土の銀行とのパートナーシップの活用を進めている。当行は、この地域で長年にわたり築き上げてきたネットワークを活かし、人々の移動の活発化やグレーターベイエリアとのさらなる統合から生じる機会を最大限に活用する態勢を整えている。

*ホールセール・バンキング*

2025年は、中国本土および香港の商業用不動産口座に対する追加の減損処理が業績を圧迫したため、ホールセール・バンキングにとってまたしても厳しい年となった。

ホールセール・バンキングは、営業収益が 3.6%増となり、安定した水準を維持した。費用は 5.1%減少したが、これは顧客関係管理の合理化や、効率向上に向けた AI ツールの積極的な導入の結果を反映したものである。

ローン残高は、借入需要の低迷や、商業用不動産ローン・ポートフォリオのリスク低減に向けた継続的な取組みを背景に、1 桁台前半の成長にとどまった。一方、航空、商品取引、通信サービスおよび公益事業など、商業用不動産以外のセクターへのエクスポージャーは著しく増加し、当行が資産基盤の多様化に戦略的に注力していることが示された。

継続的な課題があるにもかかわらず、当行は戦略を推進し続け、堅調な業績を上げた。さらなる営業口座の獲得を通じて、当座預金および普通預金の平均残高は前年比32%超の増加を達成し、正味利息マージンの縮小による影響の相殺に寄与した。トレジャリー、保険ならびに決済およびキャッシュ・マネジメントといった手数料収入を生み出す事業についても大幅な成長を記録した。

ワンバンク戦略の下、当行は国境を越えた貸付の機会を捉えるため、東亜銀行（中国）の担当部門と緊密に連携してきた。ローン取引に為替・金利ヘッジソリューションを包括することで、顧客がこれらのリスクを管理できるよう支援すると同時に、当行にとっても受取利息と受取手数料の両方を生み出している。中国本土の企業が海外進出を図る動きが加速する中、当行は政府のゴー・グローバル・タスクフォースや各種業界プラットフォームと連携し、これらの企業の海外展開を支援していく。

地域においては、引き続き中小企業の支援に尽力し、この経済の重要な柱に対し、一連の銀行サービスを提供している。当行の主力となる中小企業向けローン商品は好評を博し、申込件数およびローン残高はいずれも2倍超に増加した。

2025 年度中、当行は法人顧客向けの刷新されたデジタル・プラットフォームである東亜銀行コーポレート・オンラインへの顧客移行を全面的に完了した。機能性が向上したこの新プラットフォームにより、ユーザー体験が改善され、当部門のデジタル収益は72%増加した。関係性重視の法人顧客は、強化されたデジタル・チャネルに加え、当行の対面サービスも高く評価している。

*ウェルス・マネジメント*

2025年、プライベート・バンキングは、投資家の楽観ムードの回復および世界有数のIPO市場としての香港の復活を背景に、堅調な業績を上げた。金利が低下傾向に転じると、顧客はポートフォリオのリターンを最適化するため、定期預金からより高利回りの投資へと資金を積極的に移動させた。

プライベート・バンキングは、顧客基盤およびAUM総額の双方の拡大に支えられ、営業収益が20%超増加した。株式およびFXリンクの仕組み商品の需要が急増したことから、特に非利息収益は40%超増加し、堅調な伸びを見せた。

この勢いを活用するため、当行はサービス提供能力の拡大、商品一式の多様化およびプラットフォームの近代化に焦点を当てた。この取組みの重要な要素の1つは、第一線の販売員を約15%増員したことであり、これは新規の個人富裕層の獲得および新たなAUMの増加に直接寄与した。これらの新規顧客関係の過半数は中国本土からのものであり、当行の広範な中国本土ネットワークおよび東亜銀行グループ内における統合的なワンバンク連携が持つ極めて重要な価値を強調している。

当行のポートフォリオ一任運用プラットフォームもまた、2025年に重要な節目を迎えた。デジタル化された商品およびソリューション一式を活用することにより、当行は高度にカスタマイズされた投資戦略を大規模に提供する能力を強化した。AIの統合により、進化していく顧客のニーズにより的確に対応できるようになっただけでなく、複雑なワークフローを自動化することで、顧客オンボーディングに費やす時間を大幅に削減することが可能となった。

さらに、保険および信託サービスを当行の中核となるソリューションの提供に統合することで、包括的な資産運用提案を強化した。この統合的なアプローチにより、資産の形成および保全から、当行が将来の成長における重要な原動力と捉えている次世代に対するシームレスな資産譲渡に至るまで、資産運用過程のあらゆる段階における顧客への支援が確実となる。

グレーターベイエリアが引き続き多額の新規民間資本を生み出していることから、ウェルス・ビジネスの見通しは依然として明るい。金融の玄関口としての香港の独自の地位は、強化された越境連携スキームなどの政府による支援策も相まって、当行の継続的な事業成長のための強固な基盤となっている。

**ビジネス－中国本土**

2025年、中国本土のGDPは5.0%の成長を記録した。米国との貿易摩擦にもかかわらず、輸出は過去最高を更新した。AI、自動化およびテクノロジーへの投資が経済を変革し、将来の成長の基盤を築いている。一方、現地の不動産セクターは引き続き課題に直面している。

複雑な経済情勢の中、当行の中国本土における銀行業務は、営業収益合計が前年比 2.5%減となったにもかかわらず、堅調さを示した。この減少は主に、長期化する低金利環境および激しい競争に起因するものであり、その結果、正味利息収益は 8.1%減少して 3,522 百万香港ドルとなった。しかしながら、この減少は、貿易金融、シンジケート・ローン、トレジャリー業務およびウェルス・マネジメント等の手数料収入を主とする事業が好調であったことに支えられ、非利息収益が14.9%増加して1,425百万香港ドルへと堅調に伸びたことによりほぼ相殺された。

効果的な費用管理措置の実施ならびに当行のデジタル変革および自動化の取組みによる効率化の成果を受け、営業費用は4.2%減少して3,148百万香港ドルとなった。

不動産市場における継続的な圧力は、不動産関連エクスポージャーの格付がさらに引き下げられたことに伴い、貸付金の減損率の3.36%への上昇に反映された。それにもかかわらず、金融商品に係る全体的な減損損失は8.7%減少し、1,422百万香港ドルとなった。

全体として、中国本土の銀行事業の純利益は、45.2%増加して255百万香港ドルとなった。

東亜銀行（中国）は、ポートフォリオ管理において慎重な姿勢を貫き、国家政策に沿った戦略的産業への貸付を優先した結果、貸出金の合計は2.5%増加して150,544百万香港ドルとなった。一方、預金は17.8%増加して194,628百万香港ドルとなり、当座預金および普通預金の割合が8.6パーセント・ポイント拡大したことで、資金調達構成が改善した。

ホールセール・バンキング部門は堅調な成長を見せ、非利息収益は前年比で21.9%増加した。この改善は、東亜銀行（中国）のシンジケート・ローン組成における強みおよびトレジャリー販売の増加が牽引したものである。東亜銀行（中国）は、2025年8月のグレーターベイエリア・クロスボーダーM&Aアライアンスの設立において中心的な役割を果たし、これにより、海外での買収および投資機会を追求する企業を支援する当行の能力が強化された。

貿易金融の手数料収入は前年比で55.0%増加し、トランザクション・バンキングの収益において引き続き堅調な貢献源となっている。この成長を後押しするように、東亜銀行（中国）は2025年度中に革新的なデジタル・サプライチェーン・プラットフォームを立ち上げ、顧客がオンラインのサプライチェーン・ファイナンス・ソリューションをより迅速に利用できるようにした。

東亜銀行（中国）は、ローン・ポートフォリオの多様化を継続し、不動産関連以外のローンの割合は86%に上昇した。気候変動の緩和への取組みを反映し、当行はGSFのポートフォリオを拡大し、年末時点で、その割合はホールセール・バンキング・ポートフォリオ全体の18.0%を占めた。

個人向け銀行業務において、東亜銀行（中国）は有望な成果を上げた。ウェルス・マネジメント・サービスは、瀋陽、大連、西安など、さらなる都市への拡大に成功した。富裕層顧客への戦略的注力により、富裕層顧客基盤およびAUMの両方において堅調な成長が見られた。これにより、非利息収益が前年比で10.8%増となった。さらに、資産運用商品の販売拡大および現場の対応力強化に支えられ、低コスト預金も大幅に増加した。

2025年3月における当行グループによるBEAグローバル・サービシズ・センターの立ち上げは、業務変革を加速し、効率性を向上させることを目的とした重要な節目となった。東亜銀行（中国）はデジタル・テクノロジーおよびAIへの継続的な投資により、2025年度においてサービス提供能力と業務遂行能力を向上させた。こうした取組みにより、当行はPBOCによる国家レベルの表彰を含む、複数のフィンテック関連の賞を受賞した。

2025年末現在、東亜銀行（中国）は中国本土全域に強固なネットワークを維持し、38都市に及ぶ29の支店と30の営業所を有しており、うち20拠点はグレーターベイエリア内に位置する。グレーターベイエリアの発展に向けた取組みをさらに強化するため、東亜銀行（中国）は、同地域における機会を捉えるための主力拠点として、当行グループの刷新されたブランディングを反映した深セン福田営業所を開設した。

今後、中国本土が第15次5か年計画に着手する中、東亜銀行（中国）は同国の戦略的優先課題を推進するうえで有利な立場にある。当行は、その専門知識および現地に深く根ざした基盤を活かし、持続可能な成長に注力するとともに、世界で最も活力ある経済圏の1つにおける自らの役割を強化していく。

**ビジネス－海外、マカオおよび台湾**

2025年、当行の海外、マカオおよび台湾における事業は、政策環境の変化や地政学的緊張の高まりがもたらす課題に直面したにもかかわらず、経済の不確実性の増大に対して効果的に対応した。

2025年度において、正味利息収益は前年比で8.2%減少して2,420百万香港ドルとなった。この減少は、主に正味利息マージンが22ベーシス・ポイント縮小したことによるものである。当行のポートフォリオ分散戦略により、商業用不動産へのエクスポージャーが縮小し、幅広い業界にわたる投資対象企業および大企業顧客が支持されたが、これらは概して利回りが低い傾向にある。さらに、中央銀行に預託している準備預金および国債に係る利益率が低下したことも、受取利息の減少の一因となった。

一方、正味受取手数料は、ローン手数料の増加に支えられ、14.7%増加して127百万香港ドルとなった。

引当前営業利益は、11.0%減少して1,774百万香港ドルとなった。営業費用は、テクノロジーへの投資の増加により2.1%の小幅な増加を記録した。それにもかかわらず、費用収益比率は32.0%と健全な水準を維持した。

税引後純利益は、21.7%減少して 1,095 百万香港ドルとなった。これは、予想信用損失（以下「ECL」という。）が前年同期における 172 百万香港ドルに対して 330 百万香港ドルに増加したためである。この増加は、主に米国および英国における特定の商業用不動産ならびにホテル関連のエクスポージャーの信用格付引下げによるものである。ECL の増加にもかかわらず、貸付金の減損率は 2024 年末の 1.13%から 1.07%へと改善した。

当行の米国および英国における事業は、ポートフォリオの分散およびリスク管理に重点を置き、引き続き発展を遂げた。2025 年度中、英国事業は中東へと地理的範囲を拡大し、ソブリン・ウェルス・ファンドの支援を受ける借主によるシンジケート・ファイナンスに厳選して参加した。

シンガポール支店は、米中間の緊張や米国の政策変化がもたらす課題に対処しつつ、対象とする ASEAN 諸国における顧客との関わりを強化した。同支店は、地域のサプライチェーンおよびキャッシュ・マネジメント・サービスにおける機会を捉えたことで、貿易金融およびトレジャリー・サービスからの収益の大幅な増加を達成した。

マカオ支店は、グレーターベイエリアにおける越境ビジネスの可能性を引き続き活用した。一方、台湾支店は、中国本土および ASEAN 市場へ進出する現地の主要企業との関係を深め、当行の地域的な連携をさらに強化した。

ワンバンク・イニシアティブは、引き続き当行グループの戦略の要であり、海外、マカオおよび台湾の各支店間ならびに当行内の他の事業部門との連携をさらに強化している。この取組みにより、クロスセリングの機会が拡大しただけでなく、商品の提供範囲が広がり、重点分野におけるウォレット・シェアも拡大した。

今後、当行の海外、マカオおよび台湾における事業は、資産の質を守るため、積極的なポートフォリオ管理に引き続き注力するとともに、政策の変化に応じた迅速な対応を優先し、リスク加重資産の収益性の最適化および厳格な費用管理を維持する。当行グループは、デジタル変革および自動化の推進ならびに特定のプロセスを BEA グローバル・サービシズ・センターへ移行する機会の模索に引き続き注力する。これらの取組みは、顧客サービスの質の向上および業務の回復力の強化を目的としている。

**BEA ユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド**

BEA ユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「BEA ユニオン」という。）は、2025 年、ますます複雑化するグローバルな投資環境の中で、堅調な実績を上げた。同社は、信頼されるファンド・マネージャーとして設立 18 周年を迎え、顧客が課題を乗り越えられるよう支援し、持続可能な成長を実現した。

BEA ユニオンはこの節目を記念し、新たなブランド・アイデンティティ「Opportunity in partnership」を発表した。これは、協力を促進し、新たな機会を切り拓くという同社の姿勢を反映したものである。BEA ユニオンは、グローバルな専門知識と現地市場への深い知見を融合させることで、株式、債券およびマルチアセット戦略の各分野において、顧客に合わせたオーダーメイドのソリューションを提供している。

投資家が分散化を図っていることから、中国本土からの需要は引き続き堅調である。BEA ユニオンは、中国本土と世界市場を結ぶスーパーコネクターとしての香港の強みを活かし、越境投資チャネルを最適化して価値を提供することで、成長機会の獲得に引き続き注力していく。

BEA ユニオンが重視するチームワークおよび連携は、その成功の礎となっている。2025 年 12 月 31 日現在、運用資産およびアドバイザリーは 12 十億米ドルに達し、前年比で 58.3%増となった。

今後も、BEA ユニオンは、長期的な成長および成功の共有を実現することを目標に、投資能力の向上およびパートナーシップの強化を継続していく。

(2) 2026年6月30日に終了した中間会計期間

**財務レビュー**

**財務実績**

2026 年は、2025 年から続く前向きな勢いに支えられ、楽観的なスタートを切った。金融市場は引き続き活発で、IPO のパイプラインは数年ぶりの高水準となった。香港の実質 GDP は、第 1 四半期に前年同期比 5.9%の成長を記録し、約 5 年ぶりの高い伸びとなった。しかし、中東で軍事紛争が発生したため、3 月には投資家心理が慎重になった。石油・ガス輸送の重要な水路であるホルムズ海峡の長期にわたる封鎖による不

確実性がエネルギー価格を押し上げ、世界的なスタグフレーションおよび連邦準備制度理事会による利上げの見通しが高まった。

こうした背景の下、東亜銀行およびその子会社は、2026 年上半期に親会社株主に帰属する利益として 2,416 百万香港ドルを計上した。これは、2025 年同期の 2,407 百万香港ドルと比較して 0.4%の増加であった。

2026 年上半期の基本的 1 株当たり利益は、前年同期の 0.86 香港ドルと比較して 5.8%増加し、0.91 香港ドルとなった。平均資産の年換算利益率は0.5%と横ばいであった一方、平均株主資本の年換算利益率は0.1 パーセント・ポイント上昇して 4.6%となった。

売上高は底堅かった。引当前営業利益は、901 百万香港ドル（16.5%）増加し、6,348 百万香港ドルとなった。

正味利息収益は、353 百万香港ドル（4.8%）増加して 7,697 百万香港ドルとなった。当行グループの正味利息マージンは、前年同期比で 3 ベーシス・ポイント縮小して 1.88%から 1.85%となった。

非利息収益は、19.0%増加して 3,470 百万香港ドルとなった。正味受取手数料は、第三者保険契約の販売、投資活動および貸付関連活動による手数料が増加したことにより、前年同期比で 16.1%増加して 1,921 百万香港ドルとなった。また、トレーディング、金融商品の再評価および関連するヘッジによる純利益は 148 百万香港ドル（13.2%）増加した。これは主に、顧客の活動の活発化に伴いトレーディング収益が増加したことによるものである。

営業費用は、4,819 百万香港ドルと横ばいであった。当行は、変革イニシアティブによる効率化を実現しつつ、人材およびデジタル能力への投資を継続した。2026 年上半期の費用収益比率は、3.7 パーセント・ポイント改善して 43.2%となった。

金融商品の減損損失は、419 百万香港ドル（16.5%）増加して 2,958 百万香港ドルとなった。当行グループの貸付金の減損率は、2025 年 12 月末における 2.69%に対して 2026 年 6 月末には 2.71%となった。

一方で、当行グループの投資用不動産の評価損は、309 百万香港ドル増加して 407 百万香港ドルとなった。

**財政状態**

当行グループは、引き続きポートフォリオの分散およびリスク管理を重視している。顧客に対する貸付金総額は、549,752 百万香港ドルと横ばいであった。2026 年 6 月末における当行グループの連結資産総額は、936,881 百万香港ドルとなり、2025 年末における 920,993 百万香港ドルと比較して 15,888 百万香港ドル（1.7%）増加した。

顧客からの預金総額は、1.9%減少して 693,431 百万香港ドルとなった。顧客預金総額に対する当座預金および定期預金の残高の割合は、2025 年末における 35.6%から増加して、2026 年 6 月末には 36.0%となった。顧客からの預金および発行済譲渡性預金からなる預金資金の総額は、712,930 百万香港ドルとなった。預貸率は、2025 年末における 75.3%に対して 2026 年 6 月末には 77.1%となった。

2026 年上半期末において、親会社株主に帰属する資本合計は、1.8%増加して 107,201 百万香港ドルとなった。

2026 年 6 月 30 日現在、資本比率合計、Tier 1 資本比率および普通株式等 Tier 1 資本比率は、それぞれ 28.4%、25.0%および 25.0%に上昇した。2026 年 6 月 30 日に終了した四半期における平均流動性カバレッジ比率は 167.9%であり、法定最低基準である 100%を大きく上回った。

## ビジネスレビュー

### ビジネス－香港

年初は堅調であったものの、景況感は 3 月上旬に勃発した中東危機による影響を受けた。世界のマクロ経済環境はますます複雑化しているが、当行は、資産の質の改善、非利息収益の持続可能な成長の促進およびテクノロジーを活用した効率性の向上を含む、3 か年戦略計画に定められた戦略の実行に引き続き尽力した。

当行の香港事業は、2026 年上半期に 2,956 百万香港ドルの税引前利益を計上し、前年同期比で 38.8%増加した。この成長は主に、利下げ観測が後退したことによる金利上昇の長期化に起因する正味利息収益の 8.5%の増加によるものであった。さらに、投資および保険販売の堅調な業績に支えられ、非利息収益は 23.7%増加した。

営業収益は13.2%増加した一方、営業費用は微増であったため、収益の伸びが費用の伸びを上回った。その結果、引当前営業利益は23.1%と堅調な伸びを記録した。

資産の質は、引き続き安定していた。2025年後半以降、住宅用不動産セクターは堅調な勢いを見せていた一方、商業用不動産セクターでは依然として課題が残っていた。オフィス空室率の上昇は、引き続き賃貸利回りおよび評価額を圧迫した。完全な回復には時間がかかる可能性があるが、香港経済の全体的な回復力により、当行のポートフォリオの安定化に向けた環境が整っている。

当行の変革イニシアティブは順調に進んでいる。当行は、広東省の BEA グローバル・サービシズ・センターを計画どおりに拡大した。このオペレーション・ハブに移行されたワークフローは、ストレートスルー・プロセッシングを通じて自動化および合理化されており、効率および精度を向上させるための AI ツールのエンドツーエンドでの導入が可能となった。これによりオペレーション能力が強化され、大規模な事業拡大を効果的に支援できる体制が整った。

*リテール・バンキング*

2026年上半期のリテール・バンキング事業は、正味利息収益の2桁成長および手数料ベースの収益の継続的な拡大に牽引され、堅調な業績を達成した。営業収益は前年同期比で11.9%増加し、リテール・ローン・ポートフォリオの減損損失が減少したことも相まって、全体の収益性が向上した。

当行の価値提案である「ユア・ホーム・フォー・ウェルス」には、ウェルス・マネジメントにおける信頼できる専門家としての当行の揺るぎないコミットメントが反映されている。当行は、この地域における継続的な資産の蓄積および世界有数のクロスボーダーのウェルス・マネジメント拠点としての香港の独自の地位から生じる膨大な機会の活用を目指している。

2026年上半期中の主要な顧客セグメントの顕著な成長およびそれに伴うAUMの増加は、当行の戦略的取組みの有効性を強調するものであった。投資販売収益は、投資信託、仕組み商品および証券取引の勢いが持続したことにより、前年同期比で22.6%増加した。

保険の新規年換算保険料は着実な上昇傾向を維持しており、AIA とのバンカシュアランス・パートナーシップの強みを示し、再び過去最高記録を達成した。富裕層顧客セグメントがこの成長に大きく寄与した。当行は、引き続き商品群の拡充に注力し、特にハイエンド・セグメント向けの保護ソリューションに重点を置き、進化する資産形成のニーズに合致したサービスの提供に努めている。

デジタルバンキング・プラットフォームへの長年にわたる重点的な投資は、目に見える成果を生み出してきた。デジタル収益合計は、オンライン・チャネルを通じた投資活動、FXおよび決済からの収益が大幅に増加したことに起因し、前年同期比で 32.0%増加した。顧客エンゲージメントも引き続き改善し、2025 年には東亜銀行モバイルがネット・プロモーター・スコア（NPS）の主要な牽引役となった。この勢いは2026年上半期まで続き、当行のデジタル・タッチポイントにより顧客満足度およびロイヤルティが向上したことを示している。

今後も、アドバイザリー業務の向上、商品ポートフォリオの拡大、ならびに営業体制および顧客エンゲージメント戦略の両方の強化に引き続き尽力する。当行は、顧客満足度を確実にするため、リレーションシップ・マネージャーにAIツールを導入し、販売およびデューデリジェンスのプロセスを合理化している。

*ホールセール・バンキング*

2026 年上半期の地域の事業環境は、IPO 市場の活況、インバウンド観光の着実な回復および AI 技術関連の電子部品に対する堅調な需要により、引き続き回復の兆しがみられた。しかし、長引く地政学的な不確実性、エネルギー価格の高騰および消費者行動の変化による課題は残った。

こうした背景の下、2026年上半期におけるホールセール・バンキングの財務実績は、前年同期比で改善した。営業収益は、安定した受取利息および非利息収益の 2 桁成長に支えられ、8.4%増加した。底堅い売上高に加え、商業用不動産の既存ローンに係る減損損失の減少およびコスト削減により、税引前利益は187.9%増加した。

当行は、非利息収益事業を優先し、ポートフォリオの分散を大幅に進展させた。トランザクション・バンキング、トレジャリーおよびコーポレート・ウェルス・マネジメントへの注力が効果的であることが証明され、各分野の十分な成長が非利息収益の34.7%の増加に寄与した。また、オンライン・チャネルの強化に向

けた取組みも実を結び、コーポレート・バンキングのデジタル・プラットフォームによる収益は、主にFX、預金および決済により114.7%増加した。

国内で利幅の縮小に直面する中国本土の企業は、海外での新規市場開拓をますます進めており、ASEAN 諸国は「ゴー・グローバル」の主要な進出先の 1 つとなっている。多くの企業が香港を足掛かりと捉えており、当行は、国境を越えた金融サービスおよびアドバイザリー・サービスを提供することで、このトレンドを積極的に活用してきた。これらのゴー・グローバルの顧客から得られる収益は、現在当行の重要な収益源の 1 つとなっている。

ワンバンク戦略を活用し、東亜銀行の香港、中国本土および海外事業の各チームは、戦略的パートナーと緊密に連携し、欧州、日本、ASEAN およびその他の国際市場へ進出した。当行は、引き続きこの独自の地位を活用して中国企業のグローバル展開を支援し、その成長過程において選ばれる銀行パートナーとしての地位を確立していく。

*ウェルス・マネジメント*

2026年上半期において、投資家心理は、依然として様々であった。米国の株式市場が史上最高値を更新し続ける一方で、香港の株式市場は困難な上半期を経験した。地理、資産クラスおよび通貨に関する分散化の需要の高まりに伴い、当行は、顧客にグローバルな投資機会に適時にアクセスできるシームレスかつクロスボーダーなプラットフォームの提供に重点的に取り組んだ。

不安定な経営環境にもかかわらず、プライベート・バンキングは、粘り強く業績を上げた。営業収益は、正味利息収益の増加ならびに非利息収益の増加に牽引され、前年同期比で10.9%増加した。

市場のボラティリティに直面した顧客は、精緻なトレーディング戦略および資産保全アプローチへのシフトを次第に強め、債券ソリューションのみならず仕組み商品の需要が高まった。さらに、ユニバーサル・ライフ・アンド・セービングズ・プランを含む資産プランニング・ソリューションへの要望も引き続き強く、関連する収益は80%近く増加した。こうした顧客の行動は、非利息収益の2桁もの伸びに寄与した。

最も注目されることは、当行のポートフォリオ一任運用を委託されているAUMは、2026年上半期において2 倍超となった。この加速した勢いは、不確実な時世における専門家による運用への逃避に牽引された。当行の一連のポートフォリオ一任運用戦略は、顧客に高度な投資の選択肢を提供し、当行の経常収益の流入を補強するとともに、総合性を備えた富裕層スペシャリストとしての当行の位置付けを強化した。

販売要員の拡充により、新規顧客数は前年同期比で40%増加した。この増加の半分超を中国の富裕層顧客が占めた。この勢いを維持するため、当行は、当行の顧客獲得チャネルのさらなる強化および富裕層にとっての当行の存在意義の拡大を目指している。

当行は、戦略の支柱（セグメント重視、アドバイザリー主導およびテクノロジー重視）を指針として、専門的な金融助言の提供、進化する顧客の需要に応じるための革新的技術の受容等により、カスタマイズされたソリューションの提供に取り組み続けている。東亜銀行は、香港に本拠を置く銀行という独自の立場を活かして、確立したネットワークを通じ、この地域の豊富なウェルス・マネジメント機会を存分に活用する態勢を整えている。

**ビジネス－中国本土**

2026年上半期、東亜銀行の中国本土における銀行業務は、変化していくマクロ経済状況を見極め、好成績を上げた。中国本土の GDP は、政策措置の支援に支えられ、前年同期比 4.7%の成長を記録した。しかしながら、経済の主要な推進要因の貢献度に差があり、成長の勢いは抑制された。

不透明さを増す地政学的状況にもかかわらず、輸出は引き続き堅調であった。工業生産およびサービス部門はともに着実に拡大し、とりわけハイテクおよび機器製造において顕著であった。しかしながら、2026年度の最初の数か月間、小売は失速し、投資支出は縮小した。不動産市場においては、一級都市は安定化の兆しがあるものの、より広い市場において取引は依然、低迷している。

こうした複雑な情勢の中、東亜銀行の中国本土における銀行業務は、堅調な業績を上げた。営業収益合計は、前年同期比で 4.1%増加し、2,647 百万香港ドルとなった。この増加は、正味利息収益および非利息収益がともに改善したことによるものである。

正味利息収益は、正味利息マージンの17ベーシス・ポイントの縮小にもかかわらず、前年同期比で1.9%増加し、非利息収益は、クロスボーダー・サービスおよびウェルス・マネジメント・サービスの手数料の着実な成長ならびにトレーディング収益の増加により、8.9%増加した。

規律ある費用管理ならびに業務の合理化およびプロセスの自動化による効率化の成果を受け、営業費用は1,542 百万香港ドルに減少した。インターネット貸付業務に関連するプラットフォーム手数料もまた取引量の低下により減少した。

以上の結果、引当前営業利益は前年同期比で12.2%増加して1,105百万香港ドルとなった。

それにもかかわらず、減損損失は1,641百万香港ドルに増加し、貸付金の減損率は3.24%に上昇した。これらの増加は、進行中の経済の構造的調整、および過去に蓄積された不履行エクスポージャーを 2028 年までに解消するためのより幅広いロードマップの一環としての当行の努力の反映であった。その結果、2026年上半期には573百万香港ドルの純損失が計上された。

貸付金の合計は、不動産関連の貸付金の戦略的な縮小の継続にもかかわらず、2025年度末現在と比較してほぼ横ばいの151,012百万香港ドルとなった。

預金の合計は、主に前年度末における多額の預金の流入が高いベース効果となったため、8.1%減少して178,946 百万香港ドルとなった。2026 年上半期においては、当座預金および普通預金が増加し、仕組み預金が減少したことで、預金構成が改善し、資金調達費用の削減につながった。

ホールセール・バンキングにおいては、貸付需要は引き続き低迷したものの、預金構成がより強力となったために正味利息収益は改善した。非利息収益もまた前年同期比で増加した。この増加は、トレジャリー販売、貿易金融およびシンジケート・ローンの粘り強い業績によるものである。

個人向け銀行業務は、その戦略的重点を引き続き富裕客層およびウェルス・マネジメント・サービスに置くことにより、顧客数および AUM の両方において成長が見られた。これにより、正味利息収益は減少したものの、非利息収益は増加となった。

当行は、その信用および中国本土市場への長年にわたる深い関与を再確認し、上海の高級地区である陸家嘴にあって東亜銀行（中国）の本社を置く BEA ファイナンス・タワーにおける戦略的な追加フロアの取得を通じて、その存在感を高めた。

2026年6月30日現在、東亜銀行（中国）は中国本土の38都市に及ぶ29の支店と28の営業所を展開している。グレーターベイエリア内において、東亜銀行（中国）は、18の出張所によりエリア内の全都市を商圏としており、外国銀行の中では最大級のネットワークを有する。

**ビジネス－海外、マカオおよび台湾**

2026年上半期において、当行の海外、マカオおよび台湾における事業は、地政学的緊張の持続および先行き不透明な経済がもたらす複雑な経営環境に直面した。

2026年上半期において、正味利息収益は前年同期比で4.7%減少して1,147百万香港ドルとなった。この減少は、主に投資適格企業および大企業の顧客を優先した当行のリスク低減戦略によるものである。このアプローチは、正味利息マージンの圧縮をもたらした。さらに、現地での準備預金および国債に係る利回りが低下したことも、正味利息収益を圧迫した。しかしながら、かかる減少は、顧客に対する貸付金額の増加による受取利息の増加により、一部相殺された。

正味受取手数料は、力強い成長をみせ、ローン関連手数料の増加に支えられ、13.8%と大幅に増加して67百万香港ドルとなった。

営業費用は、主に執拗なインフレ圧力ならびにテクノロジーおよびデジタル変革への投資の継続により5.9%増加した。これらの課題にもかかわらず、費用収益比率は35.5%と健全な水準を維持した。

IT 費用と正味利息収益への逆風とが相まって引当前営業利益を 11.4%減少させた一方で、税引後純利益は、20.0%増加した。この増加は、主に減損損失が前年同期比で大幅に減少したことによるものであり、当行の積極的なリスク低減措置の成功を明白に示している。

支店レベルでは、当行の米国および英国における事業は、戦略的優先事項を着実に前進させ、ポートフォリオの分散、規律あるリスク管理ならびに精選した事業の拡大を重点的に行った。

シンガポール支店は、引き続き地政学的動向および政策情勢の推移を注視しつつ、地域貿易および資本移動の機会を活用することにより、対象とする ASEAN 諸国における顧客との関わりをさらに強化した。同支店

は、貿易金融およびトレジャリー活動を対象として拡大する等、収益の源泉を多角化するアプローチを行った。

マカオ支店は、グレーターベイエリア・イニシアティブから生じるクロスバウンダリー事業の機会を引き続き活用した。一方、台湾支店は、現地の主要企業、特に中国本土および ASEAN 地域に事業を展開している企業との関係を深め、当行の地域的な連携の促進における役割を強化した。

ワンバンク・イニシアティブは、引き続き当行グループの戦略の中心であり、海外、マカオおよび台湾の各支店間ならびに他の事業部門との連携を強化している。この統合的な取組みにより、クロスセリングの能力が拡大し、商品提供の範囲が広がるとともに顧客との関係性の深化が醸成され、ウォレット・シェアの拡大およびよりシームレスな顧客体験をもたらした。

今後、当行の海外、マカオおよび台湾における事業は、積極的なポートフォリオ管理および厳格なリスク管理を優先しつつ、引き続き迅速な対応およびリスク加重資産の収益性の最適化に注力する。

各支店は、特定のプロセスのグローバル・サービス・センターへの移行について評価を行う等、デジタル変革および自動化のイニシアティブを推進していく。並行して、各支店は、費用管理の厳格化、従業員数の最適化の強化および持続可能な成長の実現を通じて、当行グループの 3 か年戦略計画に沿った経営を行う。

**BEA ユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド**

BEA ユニオンは、2026 年上半期もまた粘り強い業績を上げた。同社は、中東紛争および金利予想の変動がもたらす困難に直面しながらも、顧客が不確実性を乗り越え、機会を捕捉するよう支援してきた。

東亜銀行グループの強固な基盤およびグローバルな金融ハブとしての香港への揺るぎないコミットメントに立脚し、BEA ユニオンは、信頼されるファンド・マネージャーとして、その陣容の拡大および地位の強化を継続してきた。オフショア機会に対する国内の強力な関心に支えられ、同社の中国本土に関連した事業の勢いは引き続き堅調である。

BEA ユニオンは、変動する市場の動向を見極めつつ、投資家がより高い収益を上げる助けとなるよう、慎重な資産配分および構造的なミスプライシングの特定を重視した。2026 年 6 月 30 日現在、運用資産およびアドバイザリーは 14.5 十億米ドルに達し、2025 年 12 月 31 日現在から 25.0%増となった。同社の取組みは業界から高く評価されており、とりわけ権威ある海外ゴールデン・ブル・ファンド・アワードにおいて高く評価されている。

今後も、複雑な地政学的情勢の渦中にあり、米国の中間選挙を前にした市場は、引き続き不安定であることが予想される。BEA ユニオンは、実行可能な洞察および持続可能な成長の達成に引き続き優先的に取り組んでいく。

**キャッシュ・フローの状況の分析**

「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記 46」および「(4) 2026 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間－中間財務諸表に関する注記－注記 30」も参照のこと。

## ５【重要な契約等】

**取引、取決めおよび契約における取締役の利害関係**

当行またはその子会社が当事者であり、かつ当行の取締役および／またはその関連する事業体（会社条例第 486 条に定義される。）が直接的または間接的に年末またはその年のいずれかの時点で重要な利害関係を有していた、当行グループの事業に関連する重要な取引、取決めまたは契約は、2025年度末時点または2025年度中のいかなる時点においても存在しなかった。

上記「第２　企業の概況－３　事業の内容－関連取引」も参照のこと。

## ６【研究開発活動】

該当事項なし。

# 第４【設備の状況】

## １【設備投資等の概要】

下記「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025年12月31日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記2(o)、注記2(p)および注記22」を参照のこと。

## ２【主要な設備の状況】

**不動産**

2026年6月30日現在、東亜銀行は、香港島、九龍、新界に、それぞれ延べ床面積が約396,900平方フィート、約461,819平方フィート、および約54,925平方フィートの不動産を所有していた。東亜銀行の不動産の大部分は、銀行営業店、支店、または倉庫として使用されており、残りは第三者にリースされている。さらに、2026年6月30日現在、東亜銀行は、香港島、九龍、新界において、それぞれ延べ床面積が約49,706平方フィート、約55,317平方フィート、および約38,842平方フィートの不動産をリースしている。これらのリースされた不動産は、銀行営業店、支店、または倉庫として使用されている。2026年6月30日現在、当行グループの投資用不動産および銀行営業所の公正価値は、それぞれ約7,333百万香港ドルおよび約14,490百万香港ドルであった。

## ３【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

# 第５【提出会社の状況】

## １【株式等の状況】

### （１）【株式の総数等】

#### ①【株式の総数】

（2026年6月30日現在）

| 授　権　株　数（株） | 発行済株式総数（株） | 未発行株式数（株） |
|---|---|---|
| （注） | 2,644,177,959株 | （注） |

（注）　会社条例に基づき、当行に授権資本金はない。取締役会は、当行の株主から委任された権限に基づき、新株または株式証券を発行することができ、通常、当該発行については、発行可能株式総数および発行可能期間が定められる。

#### ②【発行済株式】

（2026年6月30日現在）

| 記名・無記名の別及び額面・無額面の別 | 種　類 | 発行数（株） | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内　容 |
|---|---|---|---|---|
| 当行の株式は、記名式で発行される | 普通株式 | 2,644,177,959株 | 香港証券取引所 | 議決権および配当に制限はない。 |

（注）　香港法において、株式の額面という概念はない。

### （２）【発行済株式総数及び資本金の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（香港ドル） | 資本金残高（香港ドル） |
|---|---|---|---|---|
| 2021年12月31日に終了した年度 | 6,047,569 | 2,922,635,532 | 87,896,147.91 | 41,645,299,292.83 |
| 2022年12月31日に終了した年度 | (242,416,076) | 2,680,219,456 | 210,777,212.33 | 41,856,076,505.16 |
| 2023年12月31日に終了した年度 | (30,085,929) | 2,650,133,527 | 59,619,961.25 | 41,915,696,466.41 |
| 2024年12月31日に終了した年度 | (20,021,444) | 2,630,112,083 | 144,669,841.62 | 42,060,366,308.03 |
| 2025年12月31日に終了した年度 | 11,318,059 | 2,641,430,142 | 134,287,716.95 | 42,194,654,024.98 |
| 2026年6月30日に終了した6か月間 | 2,747,817 | 2,644,177,959 | 35,996,601.23 | 42,230,650,626.21 |

### （３）【所有者別状況】

香港の決済制度上、発行会社の株式の過半は、中央清算・決済システム（以下「CCASS」という。）において、HKSCC ノミニー・リミテッド（以下「HKSCC」という。）の名義で保有されている。HKSCC は、多様なCCASS の参加者（ブローカー、カストディアン銀行および機関投資家を含む。）のための単独の登録上の保有者である。そのため、発行会社は、一定の場合を除いて最終的な実質所有者に関する直接的な情報を有しておらず、株主の種別ごとの株式の保有状況を把握することができない。

### （４）【大株主の状況】

**大株主およびその他の者の持分**

2026 年 6 月 30 日現在、本書の「取締役および共同最高経営責任者の持分」の項で開示されている当行の取締役および共同最高経営責任者の持分を除き、証券先物条例第 336 条に基づき作成が義務付けられている登録簿に記録された当行の株式および原資産株式に対する大株主およびその他の者の持分またはショートポジションは、以下のとおりであった。

本株式のロングポジション：

| 氏名または名称 | 住所 | 資格および性質 | 所有株式数（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)[5] |
|---|---|---|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内1-1-2 | 実質的所有者 | 521,716,317[1] | 19.73 |
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内1-1-2 | 法人の持分 | 521,716,317[1] | 19.73 |
| クリテリア・カイシャ・エス・エー・ソシエダッド・ウニペルソナル | スペイン王国、パルマ（バレアレス諸島）07001、プラサ・ウェイレル3 | 実質的所有者 | 508,519,684[2] | 19.23 |
| フンダシオン・バンカリア・カイシャ・デスタルヴィス・イ・ペンシオネス・デ・バルセロナ「ラ・カイシャ」 | スペイン王国、パルマ（バレアレス諸島）07001、プラサ・ウェイレル3 | 法人の持分 | 508,519,684[2] | 19.23 |
| グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッド | 香港、クイーンズ・ロード・セントラル99、ザ・センター50階 | 実質的所有者 | 435,691,137[3][4] | 16.48 |
| グオコ・グループ・リミテッド | バミューダ諸島、ハミルトンHM08、パー・ラ・ヴィル・ロード12、リッチモンドハウス | 法人の持分 | 435,691,137[3] | 16.48 |
| グオリン・オーバーシーズ・リミテッド | バミューダ諸島、ハミルトンHM10、ヴィクトリア・ストリート31、ヴィクトリア・プレース5階 | 法人の持分 | 435,691,137[3] | 16.48 |
| グオリン・キャピタル・アセッツ・リミテッド | ジャージー島、JE1 0BD、セント・ヘリア、エスプラナード47 | 法人の持分 | 435,691,137[3] | 16.48 |
| レンチャン・クェック | クアラルンプール | 法人の持分 | 435,691,137[3] | 16.48 |
| ホンリョン・インベストメント・ホールディングス・プライベート・リミテッド | シンガポール共和国048581、ホン・リョン・ビルディング#26-00、ラッフルズ・キー16 | 法人の持分 | 435,691,137[4] | 16.48 |
| ダボス・インベストメント・ホールディングス・プライベート・リミテッド | シンガポール共和国078881、グオコ・タワー#31-01、ウォーリッチ・ストリート1 | 法人の持分 | 435,691,137[4] | 16.48 |
| レンキー・クウェック | シンガポール共和国 | 法人の持分 | 435,691,137[4] | 16.48 |

（注1） 株式会社三井住友フィナンシャルグループは、株式会社三井住友銀行の持分を100%保有していた。株式会社三井住友フィナンシャルグループは、株式会社三井住友銀行の保有する本株式521,716,317株について持分を有するとみなされた。

（注2） 「ラ・カイシャ」は、クリテリア・カイシャ・エス・エー・ソシエダッド・ウニペルソナル（以下「クリテリア・カイシャ」という。）の持分を100%保有していた。「ラ・カイシャ」は、クリテリア・カイシャの保有する本株式508,519,684株について持分を有するとみなされた。

（注3） 注記3および4における本株式435,691,137株への言及は、同一の株式に関するものである。グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、本株式435,691,137株の実質的所有者であった。グオリン・オーバーシーズ・リミテッドは、グオコ・グループ・リミテッドの持分の71.88%を保有しており、グオコ・グループ・リミテッドは、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの持分の100%を保有していた。グオリン・オーバーシーズ・リミテッドおよびグオコ・グループ・リミテッドは、いずれもグオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの保有する本株式435,691,137株について持分を有するとみなされた。グオリン・キャピタル・アセッツ・リミテッドは、グオリン・オーバーシーズ・リミテッドの持分を100%保有していることから、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの保有する本株式435,691,137株について持分を有するとみなされた。レンチャン・クェックは、グオリン・キャピタル・アセッツ・リミテッドの持分の49.11%を保有していることから、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの保有する本株式435,691,137株について持分を有するとみなされた。

（注4） 注記3および4における本株式435,691,137株への言及は、同一の株式に関するものである。グオリン・キャピタル・アセッツ・リミテッドの34.49%はホンリョン・インベストメント・ホールディングス・プライベート・リミテッドが保有しており、ホンリョン・インベストメント・ホールディングス・プライベート・リミ

テッドの33.59%はダボス・インベストメント・ホールディングス・プライベート・リミテッドが保有していた。ホンリョン・インベストメント・ホールディングス・プライベート・リミテッドおよびダボス・インベストメント・ホールディングス・プライベート・リミテッドは、グオリン・キャピタル・アセッツ・リミテッドに対する持分に基づき、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの保有する本株式435,691,137株について持分を有するとみなされた。レンキー・クウェックは、ダボス・インベストメント・ホールディングス・プライベート・リミテッドの持分の41.92%を保有していることから、グオコ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの保有する本株式435,691,137株について持分を有するとみなされた。

（注5） 表中の持株比率は、2026年6月30日現在の発行済株式総数2,644,177,959株に基づいて算出されている。

## ２【配当政策】

### 配当方針

当行の配当方針は、当行の配当金支払いについて完全かつ包括的に策定し、コーポレート・ガバナンスの要件を満たすことを目的としている。かかる方針は当行のコーポレート・ガバナンス・フレームワークの一部を構成し、毎年見直しが行われる。

### 一般的指針

定款に基づき、取締役会は、その裁量により随時、株主に対して中間配当金を支払うことができる。取締役会は、配当金の支払いを検討する際、現行の法令、規制上の要件および市場のベスト・プラクティスを考慮するものとする。

配当金の支払いを決定するにあたり、以下の要素が考慮される。

・法令および規制上の制約
・当行グループの財務実績
・株主の期待および利益
・市場の状況ならびに長期的な事業成長および戦略
・配当後の自己資本比率、レバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および安定調達比率
・その他、取締役会が関連すると判断した要素

### 配当性向

当行グループの配当方針に基づき、株主に対して支払われる年間配当金総額（特別配当がある場合はこれを除く。）は、株主に帰属する当期純利益から、その他 Tier 1 資本証券の保有者への分配額を控除した金額の 30%から 70%の範囲内とする。

### 配当の頻度および形態

中間配当は、6 月 30 日および 12 月 31 日に終了する半期ごとに実施される場合がある。

取締役会の承認を条件として、現金配当に代わる株式配当が株主に提供される場合がある。

特別配当については、取締役会において検討される場合がある。

### 取締役会による配当の決定

配当方針に基づき、取締役会は、2025 年度は、1 株当たり 0.22 香港ドルの第 2 回中間配当を決定した。1 株当たり 0.39 香港ドルの第 1 回中間配当と合わせた 2025 事業年度の普通配当金総額は 1,609 百万香港ドルとなり、配当性向は 50%となる（2024 年については 45%）。

### 中間配当

取締役会は、2026 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間に係る中間配当を当行株式 1 株当たり 0.46 香港ドル（以下「2026 年中間配当」という。）とすることを決定した（2025 年中間配当は 1 株当たり 0.39 香港ドル）。2026 年中間配当は、2026 年 9 月 8 日火曜日（基準日）の営業終了時点で当行の株主名簿に氏名が記載されている株主に対し、2026 年 10 月 13 日火曜日頃に現金で支払われる。このとき、現金配当に代えて、当該株主が現金で受領することができる配当金の総額に相当する市場価格（端数の調整を除く。）に基づく全額払込済の新規の当行株式を受領する選択肢が与えられる（以下「スクリップ配当制度」という。）。ス

クリップ配当制度に基づき割り当てられる新規の当行株式の数を算出するにあたり、新規の当行株式の市場価格とは、2026 年 9 月 2 日水曜日（当行株式が配当落ち後最初に取引される日）から 2026 年 9 月 8 日火曜日まで（両日を含む。）の間の、香港証券取引所における当行株式の終値の平均値をいう。スクリップ配当制度の詳細を記載した上場書類および選択申込書は、2026 年 9 月 17 日木曜日頃に株主に送付される。

スクリップ配当制度は、香港証券取引所がスクリップ配当制度に基づき発行される新規の当行株式の上場および取引を承認することを条件とする。配当金支払通知書およびスクリップ配当に係る株券は、2026年10月 13 日火曜日頃に普通郵便により株主に送付される。

## 3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

当行グループは、高い水準のコーポレート・ガバナンスの維持に努めており、かかる取組みは、株主、顧客、従業員その他の関連する利害関係者の利益の均衡を図り、説明責任および透明性を維持するために不可欠であると考えている。

当行はコーポレート・ガバナンス・フレームワークを整備しており、これは当行グループのすべての主要な関係者ならびに効果的なガバナンスの方針および手続の適用における、当該関係者の役割を特定するものである。また、当行グループの事業活動および業務を指示・指導するための「コーポレート・ガバナンス方針」も策定されている。

### A. 取締役会

**取締役会の構成および委任**

当行は、当行の統率および統制の責任を担う、有効な取締役会により率いられている。当行には、現在、6つの取締役会委員会があり、各委員会には定められた業務範囲がある。主な職務内容の概要は以下に示されるとおりである。

**取締役会**

- 当行の文化の醸成および監視
- 当行グループの業務を指揮および監督することによる、当行の成功の総合的な推進
- 長期的な戦略的方向性を示し、上級経営陣による事前に決定された目標の効果的な実施の監督
- 当行グループの事業の日常的な運営及び管理の共同最高経営責任者および副最高経営責任者への委任
- 株主およびその他の利害関係者との効果的なコミュニケーションならびに株主およびその他の利害関係者の利益を当行が認識することの確保

**取締役会委員会**

| 監査委員会 | 指名委員会 | 報酬委員会 | リスク委員会 | ESG委員会 | 印章委員会 | 経営委員会 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 当行の財務報告、監査、内部統制およびコーポレート・ガバナンス機能の監督および検証（さらなる詳細は下記「B. 取締役会委員会－B1. 監査委員会」を参照のこと。） | 取締役、上級経営陣、ゼネラル・マネージャーおよび部門長の指名、任命、解任および後継者計画、取締役会の構成、取締役会の査定、コミットする時間、取締役会への貢献ならびに取締役の潜在的な利益相反の監督および検証 | 取締役、上級経営陣および主要な人員の報酬方針、報酬パッケージならびに当行の文化関連事項の監督および検証（さらなる詳細は下記「B. 取締役会委員会－B3. 報酬委員会」を参照のこと。） | リスク選好、リスク管理戦略、リスク・ガバナンス、リスク管理体制、リスク管理方針およびリスク特性を含む当行グループのリスク管理関連の課題の監督および検証（さらなる詳細は下記「B. 取締役会委員会－B4. リスク委員会」を | 当行グループのESG関連の課題（気候関連の課題を含む。）およびESGパフォーマンスの監督および検証（ESG戦略、方針および関連する規制上の要件を遵守した慣行の監視）（さらなる詳細は下記「B. 取締役会委員会－B5. ESG委 | 当行の印章の使用および保管の指示 | **執行委員会**<br>・戦略レベルでの、当行グループの事業および業務の管理における共同最高経営責任者の補助およびサポート<br>**投資委員会**<br>・当行グループの投資戦略の検証および構築ならびに固定利付商品、 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | （さらなる詳細は下記「B. 取締役会委員会－B2. 指名委員会」を参照のこと。） | | 参照のこと。） | 員会」を参照のこと。） | | 株式および株式関連商品の投資判断 |

| リスク委員会の監督下の経営委員会 | ESG委員会の監督下の経営委員会 |
|---|---|
| ・危機管理委員会<br>・リスク管理委員会<br>・資産負債管理委員会<br>・与信委員会<br>・オペレーショナル・リスク管理委員会<br>・グループ・データ・AI運営委員会 | ・ESG運営委員会 |

**取締役会構成**

取締役会には、現在、3名の業務執行取締役、5名の非業務執行取締役および7名の独立非業務執行取締役を含む15名の取締役が在籍している。取締役の47%は独立非業務執行取締役である。

各取締役の在職期間および現在の任期は以下のとおりである。

| 取締役 | 取締役としての在職期間（年） | 現在の任期 |
|---|---|---|
| **業務執行取締役** | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー（業務執行会長） | 49 | 2025年5月9日から2028年の年次総会まで |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー（共同最高経営責任者） | 11 | 2024年5月10日から2027年の年次総会まで |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン（共同最高経営責任者） | 11 | 2024年5月10日から2027年の年次総会まで |
| **非業務執行取締役** | | |
| アーサー・リー・コック・チェン（副会長） | 18 | 2023年5月11日から2026年の年次総会まで |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 31 | 2025年5月9日から2028年の年次総会まで |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 19 | 2025年5月9日から2028年の年次総会まで |
| ダリル・ン・ウィン・コン | 10 | 2025年5月9日から2028年の年次総会まで |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | 5 | 2024年5月10日から2027年の年次総会まで |
| **独立非業務執行取締役** | | |
| アラン・ウォン・チー・ユン（副会長） | 31* | 2025年5月9日から2028年の年次総会まで |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | 9 | 2025年5月9日から2028年の年次総会まで |
| メオクル・リー・コック・ウィン | 9 | 2023年5月11日から2026年の年次総会まで |
| ヘンリー・タン・イン・イェン | 8 | 2023年5月11日から2026年の年次総会まで |
| デルマン・リー | 8 | 2023年5月11日から2026年の年次総会まで |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー | 6 | 2023年5月11日から2026年の年次総会まで |
| デイビッド・モン・タク・ヨング | 5 | 2024年5月10日から2027年の年次総会まで |

* アラン・ウォン氏は1999年10月6日付で独立非業務執行取締役に指名された。同氏の独立非業務執行取締役としての在職期間は約26年であった。

非業務執行取締役および独立非業務執行取締役の過半数は、取締役会の決定の独立性および客観性ならびに当行グループの業務に対する取締役会の監視の徹底性および公平性を確保する。その者らは幅広い専門知識ならびにビジネスおよび財務の経験をもたらす。

取締役の経歴の詳細は、下記「（2）役員の状況」の取締役および上級経営陣の経歴の詳細に記載されており、かつ当行のウェブサイト上でも公表されている。

**業務執行会長および共同最高経営責任者**

会長および最高経営責任者の役割を分離することにより、各役職の説明責任および責任が強化されるとともに、権能と権限のバランスが確保される。業務執行会長および共同最高経営責任者の役割および責任は、それぞれの職務要件に明確に規定されている。

**主な責任**

| デイビッド・リー・コック・ポー氏（業務執行会長） |
|---|
| ・取締役会においてリーダーシップを発揮する。<br>・利害関係者との関係をマネージする。<br>・取締役会の総合的な有効性を確保する。<br>・全取締役が十分な情報に基づいた意思決定ができるよう、全取締役が適時に十分な情報を得られるようにする。<br>・取締役会の業務に対して、全取締役が全面的かつ積極的に貢献するよう奨励する。<br>・取締役会が、当行およびその株主全体としての最大の利益のために行動するよう導く。 |

| 共同最高経営責任者 | |
|---|---|
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏 | ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏 |
| ・主に当行グループの香港における事業に注力する。 | ・主に当行グループの中国本土における事業および国際事業に注力する。 |
| ・当行グループの日常の管理業務を統括する。<br>・戦略的方向性およびビジョンを設定し、当行グループのサステナブルな発展を促進する。<br>・当行グループの重要なリスク課題、重要なブランディングおよびマーケティングのキャンペーン、人事状況および財務業績を検証する。 | |

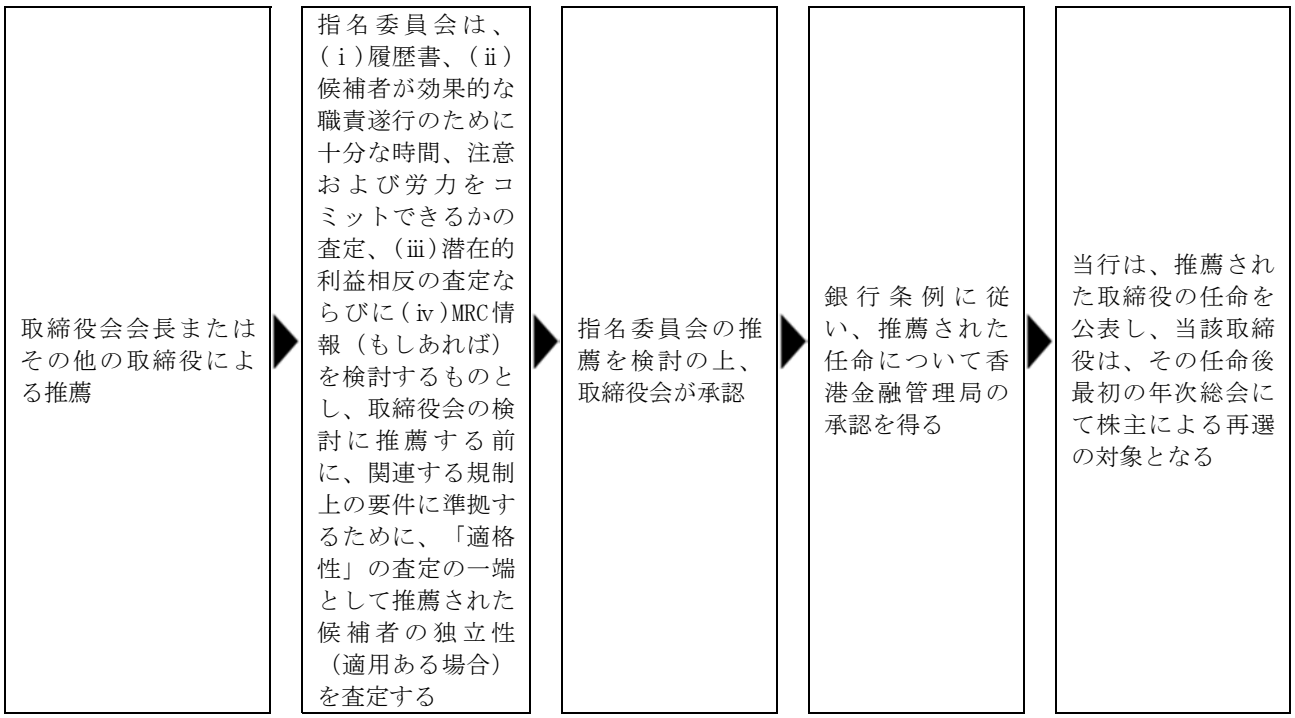
**取締役の任命および再選**

当行は、新しい取締役の任命にあたり、正式かつ慎重で透明性の高い手続を採用しており、指名委員会が、当行の取締役として任命されるために取締役会に対して推薦された候補者を査定するための手続（下記の概要のとおり）および当行の株主が当行の取締役として選任される候補者を指名するための手続を規定している、（取締役会または株主のそれぞれによる）取締役の指名手続を採用している。株主による取締役の任命手続は当行のウェブサイト上で閲覧可能である。

当行の取締役に任命される候補者として推薦された候補者の適正を検討するため、指名委員会は「適格性」評価を行うものとし、これには、特に、推薦された候補者の功績、銀行業務、財務、商業、専門サービスおよび／または公共部門における経験および専門知識、誠実さおよび人格の評判、職歴および学歴、同氏が職責の全うおよび潜在的な利益相反の適切な管理のために十分な時間、注意および労力をコミットできるか、ならびに関連法令の要件に従い取締役会が随時決定する多様性に関する方針に係るその他の関連要因が考慮される。該当する場合、推薦された候補者はまた、香港金融管理局により実施された身元照会義務制度（MRC制度）に基づき、適用ある期間内における同氏の認可された機関での雇用に関し、当行が、行動に関する情報（以下「MRC情報」という。）のレファレンス・チェックを行うことへの同意も求められる。

独立非業務執行取締役に任命される候補者も、上場規則に規定される独立性基準および独立非業務執行取締役のエンパワーメント・ガイダンスの要件を満たす必要がある。

指名委員会の推薦を受け、提案された任命は取締役会により検討され、適正とみなされた場合承認される。銀行条例の要件に基づき、取締役の任命には香港金融管理局の事前承認も取得される。




当行のすべての新しい取締役に対し、任命の条件が示され、かつ取締役の職務および義務の範囲が記載される正式な任命通知が交付され、取締役の役割および責務に変更があった場合には更新される。

取締役会により任命されたすべての新しい取締役は、その任命が有効となった後最初の年次総会にて株主による再選の対象となる。定款に基づき、取締役（非業務執行取締役および独立非業務執行取締役を含む。）の任期は、その任命または再選の年の3年後に開催される年次総会の終了時に満了となる期間とし、その任期満了時には退任取締役とみなされ、再選の資格を得る。

指名委員会は、独立非業務執行取締役の独立性のステータスについて取締役会に対して確約する前に、独立性について毎年見直しを行っている。

**多様性に関する方針**

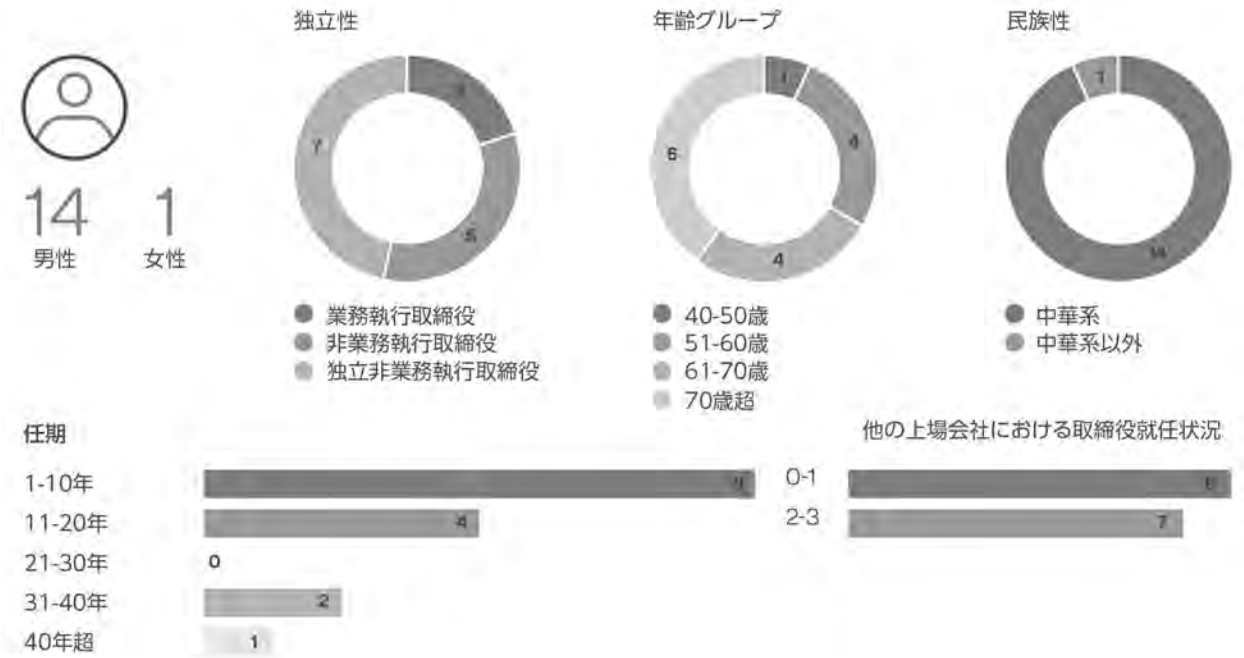
取締役会は、取締役の後継者計画および多様性について定める取締役会の後継および多様性に関する方針を採用した。取締役会の任命は実績に基づいており、候補者は、取締役会における多様性による利点（独立性、性別、年齢、文化的背景および学歴、民族性、専門家としての経験、技能、知識ならびに在職期間を含むがそれらに限られない。）を十分に考慮されたうえで客観的な基準に基づいて検討される。

取締役会は、年齢、性別、任期および民族性の側面で多様な取締役で構成されている。指名委員会は、取締役会の構造、規模、構成および多様性について定期的に見直しており、取締役会は当行の事業の要件に適切な技能、経験および多様性のバランスを保っていると判断した。

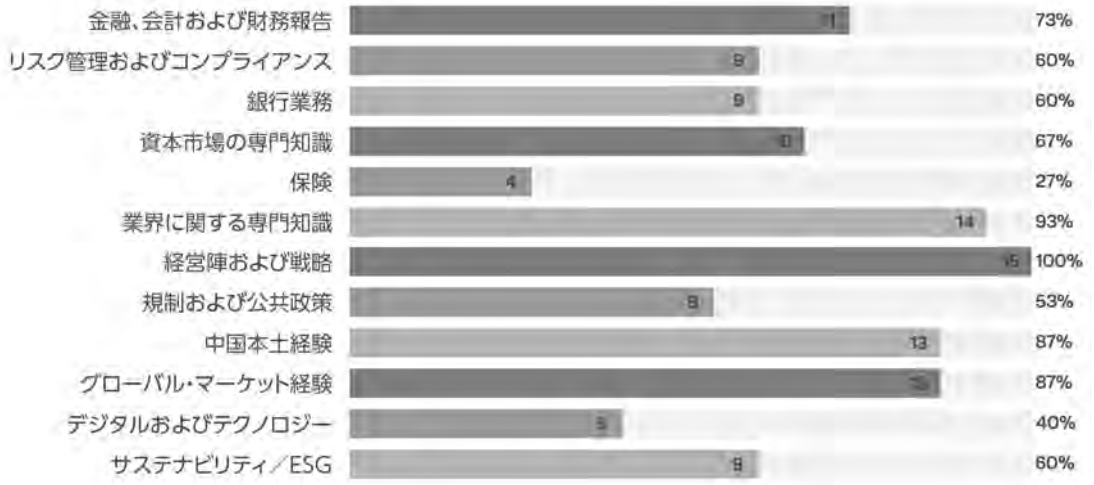
2025年度中、取締役会は、指名委員会による承認を経て、取締役会の構造、規模および構成（多様性に関する様々な側面を含む。）ならびに当行の多様性に関する方針を見直し、これにより取締役会の構成が、当行グループの戦略、ガバナンスおよび事業要件に即した、技能、経験および多様性の適切な組合せであり、取締役会の効率および有効性に寄与し、かつ上場規則に準拠していることを確約する。当行の2025年における多様性に関する方針の実施は効果的であったと判断された。

現在の取締役会の構成および技能に関するマトリックスの分析は以下のとおりである。

**取締役会の構成**




**取締役会の専門性および技能**




（注） 金融、会計および財務報告－金融市場、財務報告および監査における専門知識および職務経験
リスク管理およびコンプライアンス－管理における規制およびコンプライアンスに関する専門知識ならびに上場公開会社および非公開会社ならびにその他の側面におけるリスクの監視
銀行業務－リテール、コーポレートおよび投資銀行の分野における管理職経験
資本市場の専門知識－資産管理、ポートフォリオ管理および資本配分の職務経験
保険－保険業界における職務経験および同業界への理解
業界に関する専門知識－金融、不動産、テクノロジー、消費財等の様々な業界に関する専門知識
経営リーダーシップおよび戦略－現在または過去に上級幹部職を経験、戦略的な目標の設定および事業計画の策定の経験
規制および公共政策－元官僚または政府の諮問的役割の担当
中国本土経験－民間および／または公共部門における中国本土との関わり
グローバル・マーケット経験－国際的な事業の業務および国際的な取引関係に携わった専門的な経験ならびにグローバル経済の傾向および機会に関する見解の提供
デジタルおよびテクノロジー－デジタルおよびテクノロジーの業界における管理経験またはコンサルティング経験
サステナビリティ／ESG－組織のサステナビリティ／ESG／気候関連戦略、方針および目標の策定、推進または効果的な実施の確保における専門知識および／または経験

上記の技能に関するマトリックスは、当行グループの目的、価値観、戦略および文化に沿った取締役会の技能および専門性を示し、これにより取締役会は以下の点についてその職責および職務を効果的に全うできる。

・当行のビジョン、ミッションおよびコア・バリューの達成に向けた中核的な戦略上の優先事項の実行の監視および指導
・当行グループの業務および事業部門における一流のガバナンス・プラクティスの推進
・当行が銀行条例に基づく認定機関および上場規則に基づく上場公開会社であることを前提とした、強固なリスク管理体制、内部統制およびコンプライアンスの実施および監視
・当行の長期的で持続可能な卓越性を推進するための、当行全体を通じたダイナミックかつ先見性のある文化的環境の育成

2025年12月31日現在、当行グループの人員の性別比率は42%対58%（男性対女性）であり、これは香港の人口学的特性と一致する。当行は、その人員について健全なかつ均衡のとれた性別構成を維持している。当行は、ポジティブな職場文化の育成にコミットしており、包摂、平等かつ多様性に富んだ職場の構築を目指している。従業員は、個々の違いまたは類似性にかかわらず、そのプロとしてのパフォーマンスおよび貢献に基づいて評価される。

当行は、全従業員に対し、職場における多様性および包括性を推進する指針を示すため、人権政策および雇用機会均等、多様性および包括性政策を制定した。当行は引き続き、香港およびその他の当行が業務を行う管轄において適用あるすべての条例ならびに該当ある均等な機会および人員の公平な扱いに関する国際基準に準拠する。

2025年12月31日現在、上級経営陣は全員男性役員で構成されていた。

取締役会は、取締役会および人員（上級経営陣を含む。）の性別の多様性について性別の多様性数値目標も締切も設定していない。指名委員会は引き続き、多様性の要素を推奨し、かつ適切なタイミングで強化に向けた手順を特定する。指名委員会はまた、取締役会に対し、任命または再選の推薦を行う際ならびに取締役および上級経営陣の後継者計画の際には、特に、当行の利益に適合し、かつ当行の利益に資する多様性の観点から十分に考慮する。

**取締役会のプロセス**

当行は、取締役に対して、取締役が十分な情報に基づいて意思決定し、当行グループに対して負う職務および責務を効果的に全うできるよう補助するため、タイムリーなかつ質の高い情報を提供することを約束している。

| 会議のスケジュール | 会議の議題 | 会議資料の交付 | 取締役会／取締役会委員会の会議への参加 | 議事録 |
|---|---|---|---|---|
| ・定時取締役会および取締役会委員会の大半の会議の日程は、前年に予定される。<br>・取締役会会議は、少なくとも年に5回以上、かつ四半期ごとに1回以上開催される。<br>・臨時取締役会は、必要に応じて、合理的な通知がなされたうえで開催される。<br>・各定時会議の開催日の14日前までに通知がなされる。 | ・協議する事項を議題に含めるためには、取締役および上級経営陣との協議の上、業務執行会長に承認される必要がある。 | ・議題および取締役会資料は、取締役会／取締役会委員会の会議の7日前までに交付される。<br>・会議資料および情報は十分、正確かつ信頼性が高い必要があり、電子的手段／紙媒体により安全かつ適時に送付される。 | ・取締役は、対面で会議に参加できるよう最大限努力し、これがかなわない場合には、電子的手段（即ち、ビデオ会議または電話会議）により参加する。<br>・取締役は、いかなる方法においても会議に出席できない場合、会議に先立って、協議される事項について見解を書面にて提出することが推奨されている。 | ・検討／協議された事項の十分な詳細および取締役会または取締役会委員会が達した決定の記録。<br>・取締役により提起された懸念事項および示された反対意見の記録。<br>・草案および最終版は、コメントおよび記録のため、取締役に適時に回覧される。<br>・会社秘書役により保管され、取締役の閲覧に供する。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ・異なる見解を持つ取締役は、取締役会の活動に対して全面的かつ積極的に貢献し、当行の最善の利益のために行動するため、会議にてその独立した見解を述べることが望ましい。<br>・複雑な事項については、要望があれば、会議の前に取締役に概要の説明がなされる。 | |

**独立非業務執行取締役との会議**

業務執行会長は、独立非業務執行取締役の当行に関連する課題に関する見解を求めるため、毎年1回以上、その他の業務執行取締役、非業務執行取締役および上級経営陣不在の独立非業務執行取締役との会議を開く。

**香港金融管理局との会議**

取締役会は、良好なコミュニケーションを維持するため、香港金融管理局との会議を定期的に開く。香港金融管理局は、見解の交換のため、別途独立非業務執行取締役とも会議を開く。

**当行の上級幹部との会議**

取締役会は、改善分野を特定し、当行グループの重要なリスクおよび課題に対処するにあたり、方針および統制を見直すため、内部監査、リスク管理およびコンプライアンス機能のそれぞれの担当の当行の上級幹部との会議を定期的に開く。

当行はまた、取締役が、合理的な要求に基づき、適切な状況において十分な情報に基づく決定を下し、かつその当行グループに対する職務を遂行するためのサポートとして、当行の経費で独立した専門家の助言を求められるよう書面による手続も定めている。

当行は、当行グループの取締役および役員が当行グループの取締役または役員としての職務および責務を遂行する際に生じ、被った債務に対して、取締役および役員を補償する、適切な取締役・役員賠償責任および会社補償保険を手配している。当該保険の適用範囲については、毎年見直しを行っている。

**取締役会に決定が委ねられている重要事項**

当行は、取締役会の承認に委ねられている事項および取締役会、上級経営陣、ゼネラル・マネージャーおよび特別委員会への権限の委譲を形式化する取締役会に決定が委ねられている事項一覧を策定した。かかる一覧は、当行の需要および関連ある規制上の要件に適合し続けているか確認するため、定期的に見直される。

取締役会の検討に委ねられる重要事項および決定は以下を含むが、それらに限られない。

| | |
|---|---|
| **コーポレート戦略** | **財務** |
| ・戦略的計画および目標 | ・資本計画および管理 |
| ・企業価値および基準の設定 | ・財務報告書および事業計画 |

| | |
|---|---|
| ・多額の投資または当行グループの資産の処分 | ・年度予算 |
| **コーポレート・ガバナンス**<br>・コーポレート・ガバナンス機能関連の事項<br>・リスク管理および内部統制<br>・ESG関連の課題（気候関連の課題を含む。）<br>・上場規則に基づく届出義務のある関連当事者取引 | **取締役会／経営陣のメンバー構成**<br>・当行の取締役、共同最高経営責任者、副最高経営責任者、ゼネラル・マネージャーおよび部門長の任命、解任および後継者計画<br>・当行の会社秘書役の任命および解任 |

**取締役の出席記録**

2025年中、6回の取締役会会議（香港金融管理局が出席した会議を含む。）が開催され、出席率は98%だった。

2025年に開催された取締役会会議、監査委員会会議、指名委員会会議、報酬委員会会議、リスク委員会会議、ESG委員会会議および年次総会における取締役の出席記録は以下のとおりである。

| | 2025年に出席した会議の数／開催された会議の数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | 取締役会会議 | 監査委員会会議 | 指名委員会会議 | 報酬委員会会議 | リスク委員会会議 | ESG委員会会議 | 年次総会 |
| **業務執行取締役** | | | | | | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー（業務執行会長） | 6/6 | – | 1/1 | – | – | – | 1/1 |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー（共同最高経営責任者） | 6/6 | – | – | – | – | 2/2 | 1/1 |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン（共同最高経営責任者） | 6/6 | – | – | – | – | 2/2 | 1/1 |
| **非業務執行取締役** | | | | | | | |
| アーサー・リー・コック・チェン（副会長） | 6/6 | – | 1/1 | 1/1 | – | – | 1/1 |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 6/6 | – | – | – | 4/4 | – | 1/1 |
| ウィンストン・ロー・ヤウ・ライ(1) | 3/3 | – | – | – | – | – | 1/1 |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 6/6 | – | – | – | – | – | 1/1 |
| ダリル・ン・ウィン・コン(2) | 5/6 | – | – | – | 4/4 | – | 1/1 |
| 奥　正之(1)(2) | 2/3 | – | 0/1 | – | – | – | 0/1 |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | 6/6 | – | 1/1 | – | – | – | 1/1 |
| **独立非業務執行取締役** | | | | | | | |
| アラン・ウォン・チー・ユン（副会長） | 6/6 | 4/4 | 1/1 | 1/1 | 4/4 | – | 1/1 |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | 6/6 | – | 1/1 | 1/1 | – | – | 1/1 |
| メオクル・リー・コック・ウィン | 6/6 | 4/4 | – | – | 4/4 | – | 1/1 |
| ヘンリー・タン・イン・イェン(2) | 6/6 | 4/4 | 1/1 | 0/1 | 4/4 | – | 1/1 |
| デルマン・リー | 6/6 | 4/4 | 1/1 | – | 4/4 | 2/2 | 1/1 |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー(2) | 6/6 | 3/4 | – | – | 3/4 | 2/2 | 1/1 |
| デイビッド・モン・タク・ヨング | 6/6 | – | 1/1 | 1/1 | – | 2/2 | 1/1 |
| 総出席率 | 98% | 95% | 89% | 80% | 96% | 100% | 94% |

（注1）　ウィンストン・ロー氏および奥正之氏はそれぞれ、2025年の年次総会の終了時をもって非業務執行取締役を退任した。

（注2） ダリル・ン氏、奥正之氏、ヘンリー・タン氏およびウィリアム・ドゥー・ジュニア氏は先約により予定されていたいくつかの取締役会／取締役会委員会の会議に出席できなかった。しかし、各取締役は、それぞれの会議に先立ち会議資料を提供され、重要な課題については必要に応じて別途協議の場が設けられた。

**取締役の貢献時間および取締役会への貢献度**

取締役会は、指名委員会を通じて、各取締役がその職務に十分な時間を費やしたか、および取締役会に十分な貢献をしているかどうかを毎年評価する。当行は、職務に対して期待される貢献時間について、非業務執行取締役および独立非業務執行取締役にガイドラインを提示している。2025 年 12 月 31 日に終了した年度において、各取締役は、自らの職務の遂行に十分な時間を費やしたこと、ならびに当行グループの業務に対して十分な時間、注意および努力を提供したことを確認している。同年度中、上場公開会社（当行を含む。）で 6 つを超える取締役職を有する取締役はいなかった。

取締役は、他の上場公開会社に有する職の数およびその内容、ならびにその他重要な外部コミットメントについて、その規模、性質およびそれぞれにかけた時間の記載とともに、開示する必要がある。指名委員会は、かかる情報および各取締役が当行グループの業務に費やした時間を確認し、2025 年度について、各取締役が取締役としての職務を果たすために十分な時間を費やしたと判断した。

取締役はまた、学歴、専門知識／専門資格、主要な役職および職歴、ならびに保有するスキルセット（取締役会のスキル・マトリックスに対応付けられるもの。）について、いずれも取締役会の有効性に寄与するものとして、更新および確認する必要がある。

さらに、各取締役は自身の取締役会への貢献度について、以下の主要項目を評価することで、自己評価を行う。

・取締役会および取締役会委員会に向けた準備およびそれらへの参加
・書面決議での意思決定における尽力
・当行の株主全体の利益を考慮した、取締役会への客観的な視点の提供および公正な判断
・その他の取締役および上級経営陣との関係構築およびコミュニケーション
・事業、戦略、リスク管理および内部統制システムを含む、当行グループの業務の理解に費やした時間および努力
・当行グループに関連する規制動向を把握するための努力
・当行の方針に基づく取締役の行為に関する適用要件すべての遵守
・自身の人格または誠実性に関わるその他の要因または状況

各取締役は、自己評価基準に基づき、2025 年度を通して自身が取締役として適切に義務および責任を果たしたことを確認した。

指名委員会は、上記の 2025 年 12 月 31 日に終了した年度の年次開示及び確認を検討した結果、各取締役が同年度中、取締役会に対して十分な時間を費やし、効果的な貢献をしたと結論付けた。

**潜在的な利益相反**

当行は、以下のとおり「取締役の行動規範および利益相反に関する方針」を採用している。

・当行は、利益相反の取扱いおよび公正な取引対応を含む、倫理的問題の認識および対処に役立ち、また当行グループおよび当行の株主の最大の利益のために、正直で説明責任のある文化を推進する助けとなるような指導を、取締役に対して行っている。
・当行は、コンプライアンス手続を有しており、取締役は、既存もしくは提案された契約、取決め、取引または当行のその他の議案のうち、自身、自身の関係者または自身の関連事業体（会社条例第 486 条に定義される。）が直接または間接的に実質的な利益を有するものについて、申告する必要がある。取締役は、自身、自身の関係者または自身の関連事業体が実質的な利益を有する、すべての契約、取決めまたは取引を承認する決議について、投票してはならない。

取締役会で議論される予定の議案について取締役に利益相反があり、それを取締役会が重大であると判断した場合、かかる議案は稟議または委員会では扱われず（取締役会で承認された決議に従って、その目的のために適切な取締役会委員会が設置される場合を除く。）、かかる特定議案を扱うための取締役会が開催されるものとする。

指名委員会は、継続的に、少なくとも毎年、特に以下の点を基に、各取締役の潜在的な利益相反を評価している。

・当行グループの事業に関する重要な取引、取決めまたは契約のうち、取締役および／またはその関連事業体（上記に定義される。）が直接または間接的に実質的な利益を有するものがあるかどうか。
・当行の事業と直接または間接的に競合する、または競合する可能性がある事業に、取締役が関与しているかどうか。
・取締役（ならびにその親類および支配する会社）が当行グループと、正常ではない取引条件の下で、または実際に利益相反が生じるもしくは潜在的に利益相反が生じるような、事業取引または金融取引を行っているかどうか。

指名委員会は、2025 年 12 月 31 日に終了した年度について、各取締役の潜在的な利益相反の年次評価を行い、各取締役が当行の「取締役の行動規範および利益相反に関する方針」に規定された適用基準および要件をすべて遵守していることを確認した。

**独立性**

取締役の独立した視点や見解が取締役会にもたらされることを保証するために、指名委員会は、以下の取締役会の主要な機能または仕組みおよび当行のガバナンス体制が効果的かつ適切であることを確認および検討した。これにより、取締役会は独立した判断を下すことができ、当行およびその株主全体の最大の利益のために行動することが可能となる。

| | |
|---|---|
| 取締役会および取締役会委員会の体制 | ・業務執行会長および共同最高経営責任者の役割分担が、権力および権限の均衡を保証する。<br>・取締役会委員会（印章委員会を除く。）の各委員長および過半数のメンバーは、独立非業務執行取締役である。<br>・当行の取締役会会長および共同最高経営責任者のみが業務執行取締役であり、その他の取締役はすべて、当行の日々の経営に関与していない非業務執行取締役（独立非業務執行取締役を含む。）である。 |
| 非業務執行取締役の報酬（独立非業務執行取締役を含む。） | ・非業務執行取締役（独立非業務執行取締役を含む。）は、その職務について取締役会および取締役会委員会のメンバーに相応の固定報酬を受け取るが、業績と連動した要素を持つ株式ベースの報酬（株式オプションおよび株式付与を含む。）を与えられることはない。取締役の報酬に関する情報は、下記「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記 20」に記載されている。 |
| 独立非業務執行取締役の任命 | ・独立非業務執行取締役候補の適合性の評価において、指名委員会は、「取締役会の後継および多様性に関する方針」、取締役会の構成および関連する規制要件に記載された基準を考慮しながら、その経歴、潜在的な利益相反および貢献時間を検討する。 |
| 取締役および上級経営陣の貢献時間および利益相反 | ・すべての取締役は、十分な時間と注意を当行グループの業務に捧げることを誓う。各非業務執行取締役（独立非業務執行取締役を含む。）は、当行の取締役としての職務の遂行において期待される年間勤務日数を知らされている。<br>・2025 年における取締役の出席記録は上記「取締役の出席記録」に記載されている。<br>・当行は、「取締役の行動規範および利益相反に関する方針」を導入しており、利益相反および公正取引に関する倫理的問題の認識および対処について、取締役に指導を行っている。<br>・指名委員会は、各取締役（共同最高経営責任者を含む。）がその職務に適任で相応しいことを保証するため、その貢献時間および潜在的な利益相反を毎年確認している。 |
| 独立非業務執行取締役の独立性 | ・独立非業務執行取締役の独立性は、毎年任命時およびその他再検討すべき状況の際に、香港金融管理局が発行した上場規則および独立非業務執行取締役の能力強化に関する指針に規定された基準を考慮して評価される。 |

| | |
|---|---|
| | ・当行は、各独立非業務執行取締役から 2025 年の自身の独立性に関する年次確認を受領している。 |
| 専門家の助言 | ・当行グループに対する取締役の職務の遂行をサポートするため、取締役は、必要に応じて独立した専門家の助言を求める権利を与えられており、その費用は当行が負担する。 |
| 取締役会評価 | ・指名委員会は、特に取締役会が取締役の独立した視点や見解の恩恵を受け続けていることを保証するため、取締役会評価の結果を毎年確認する。 |

**就任時研修および継続的な専門性開発**

新しく任命された取締役は、就任時に、会社秘書役より資料一式を受領する。かかる資料一式には、特に当行の業務および事業に関する資料が含まれ、これらは取締役が認識すべき責任および継続的な義務についての包括的で正式かつ各職務に適合した就任時研修である。その後必要な場合は、取締役が当行の業務および事業ならびに当行の取締役としての役割および責任について正しく理解していることを保証するため、上級経営陣および会社秘書役によって要旨説明が行われる。当行の取締役が認識すべき継続的な義務に関するリマインダーは、毎年各取締役に送付される。

2025 年度中、すべての取締役が継続的な専門性開発に参加した。これは、上場規則で要求されるテーマ、特に、取締役の義務および責任、当行の業務および事業、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティ／ESG 関連情報（気候関連問題を含む。）、リスク管理および内部統制、ならびに規制要件の変更などの領域を網羅しており、取締役の知識および技能の発展および刷新に役立つ。セミナー／ウェビナー／フォーラム／会議への参加、スピーチ、記事を読むことおよび情報の見直しは、すべて取締役の研修の一環とみなされる。すべての取締役は、2025 年に受けた研修の記録を当行へ提出した。

取締役が 2025 年に受けた研修の主要領域の概要は、以下のとおりである。

| 取締役 | コーポレート・ガバナンスおよびリスク管理 | 規制更新 | 当行の事業および経営 | マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策 | フィンテックおよびサイバーセキュリティ | サステナビリティおよび ESG |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **業務執行取締役** | | | | | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー（業務執行会長） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー（共同最高経営責任者） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン（共同最高経営責任者） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| **非業務執行取締役** | | | | | | |
| アーサー・リー・コック・チェン（副会長） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| オーブレイ・リー・コック・シング | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ウィンストン・ロー・ヤウ・ライ(注1) | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ダリル・ン・ウィン・コン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 奥　正之(注1) | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| **独立非業務執行取締役** | | | | | | |
| アラン・ウォン・チー・ユン（副会長） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| メオクル・リー・コック・ウィン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ヘンリー・タン・イン・イェン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| デルマン・リー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| デイビッド・モン・タク・ヨング | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（注1）　ウィンストン・ロー氏および奥正之氏は、2025年の年次総会の終了時点で、非業務執行取締役を退任した。

**取締役会評価**

当行は、取締役会評価を、取締役会の有効性の強化のために重要なコーポレート・ガバナンス慣行であるとみなしている。コーポレート・ガバナンス・コード（以下「CGコード」という。）の要件に従い、当行は、取締役会の成果および全体的な効果を確認するため、毎年評価を行っている。

当行は、内部で開発した質問票を用いて取締役会評価を行う。このツールは、主要領域および取締役会の有効性に重要な指標を基に作成されており、量的格付および質的な自由回答型質問の両方から構成されている。主要領域には、(ⅰ)取締役会および取締役会委員会の体制および構成、(ⅱ)取締役会の手続および有効性、(ⅲ)上級経営陣の責任、ならびに(ⅳ)取締役の義務および責任が含まれる。

会社秘書役は、最新のコーポレート・ガバナンスの進展を考慮して、質問票の内容を毎年見直す。そして、更新が推奨される箇所については、質問票が引き続き適切で有効であることを保証するために、上級経営陣に提出され、検討される。その後、改訂版の質問票は、承認を受けるために指名委員会および取締役会に提出される。

見直しプロセスを経た質問票は、完成へ向けて、各取締役に配布される。すべての返答を受領した後、その意見が分析され、調査結果の要約および適切な提案が準備され、検討のために指名委員会および取締役会に提出される。

当行は、2025 年の取締役会評価を完了した。2025 年の取締役会評価の結果に基づき、当行は、取締役会が引き続き効果的に機能し、高水準のコーポレート・ガバナンスを維持していると考えている。

## B. 取締役会委員会

取締役会は、各委員会の定められた規約に基づいて具体的な事象に対処するため、以下の専門委員会に権限を委譲している。かかる委員会の構成および規約は、規制要件、当行グループの事業およびガバナンス慣行の変更に合わせて、定期的に見直され、更新される。すべての取締役会委員会は、実施可能な限り、取締役会と同じガバナンス手続を採用しており、各会議後、その決定事項および提案について取締役会に報告を行う。

**メンバー**

取締役会

↓

取締役会委員会

| 監査委員会 | 指名委員会 | 報酬委員会 | リスク委員会 | ESG 委員会 | 印章委員会 |
|---|---|---|---|---|---|
| メオクル・リー氏*（委員長） | アラン・ウォン氏*（委員長） | リタ・ファン氏*（委員長） | ヘンリー・タン氏*（委員長） | デルマン・リー氏*（委員長） | 現在の取締役全員 |
| アラン・ウォン氏* | デイビッド・リー氏 | アラン・ウォン氏* | アラン・ウォン氏* | エイドリアン・リー氏 | |
| ヘンリー・タン氏* | ヘンリー・タン氏* | ヘンリー・タン氏* | オーブレイ・リー氏 | ブライアン・リー氏 | |
| デルマン・リー氏* | リタ・ファン氏* | アーサー・リー氏 | ダリル・ン氏 | ウィリアム・ドゥー・ジュニア氏* | |
| ウィリアム・ドゥー・ジュニア氏* | デルマン・リー氏* | デイビッド・モン氏* | メオクル・リー氏* | デイビッド・モン氏* | |
| | ハビエル・セラード氏 | | デルマン・リー氏* | | |
| | アーサー・リー氏 | | ウィリアム・ドゥー・ジュニア氏* | | |
| | デイビッド・モン氏* | | | | |

* 独立非業務執行取締役

監査委員会とリスク委員会の各委員長の合同会議は、情報交換、新興リスクを含むすべてのリスクの効果的な取扱いおよび当行のリスク・ガバナンス体制に必要な調整を促すために、必要に応じて開催される。

監査委員会、報酬委員会およびリスク委員会の各委員長の合同会議は、リスクと報酬の整合性を議論し、また当行の文化状況および活動を見直すために、必要に応じて開催される。

**B1. 監査委員会**

当行は、具体的な書面規約（香港証券取引所および当行のウェブサイトで閲覧可能）とともに、監査委員会を設置しており、その規約には、CG コードに規定された特定の義務を含む、委員会の権限および義務が明確に記載されており、必要に応じて適切に改訂される。

監査委員会は、コーポレート・ガバナンス機能、財務統制、リスク管理および内部統制システム、年次報告書および計算書類ならびに中間報告書の見直しに責任を負う。

取締役会は、CG コードに規定されたとおり、そのコーポレート・ガバナンス機能を監査委員会に委譲している。

監査委員会は、5 名のメンバーで構成されており、全員が独立非業務執行取締役である。その氏名および経歴は、下記「（2）役員の状況」に記載されている。

当行の外部監査法人の元パートナーは、かかる法人のパートナーを辞した日、またはかかる法人に財務上の利害関係を持たなくなった日のどちらか遅い方を起点として 2 年が経過するまでは、監査委員会のメンバーになることはない。

監査委員会は、少なくとも年 4 回開催される。かかる会議には、業務執行会長、共同最高経営責任者、副最高経営責任者、その他上級管理職および外部監査人が招集される。2025 年度中、外部監査人は、業務執行会長、共同最高経営責任者、副最高経営責任者およびその他上級管理職が不在の状態で、監査委員会メンバーとの会議を開催した。

2025 年の監査委員会の開催回数および各メンバーの出席については、上記「取締役の出席記録」に記載されている。

**2025 年および 2026 年 2 月 13 日までの監査委員会の主な仕事の概要は、以下のとおりである。**

**コーポレート・ガバナンス**

・「コーポレート・ガバナンス方針」を含む当行のコーポレート・ガバナンス・フレームワークに基づき、各方針および慣行を検討および承認し、必要に応じて取締役会へ提案を行った。

・取締役および上級経営陣の研修および継続的な専門性開発を見直した。
・法的要件および規制要件の遵守の観点から、各方針および慣行を検討した。
・従業員および取締役に適用される行動規範およびコンプライアンス・マニュアルを見直した。
・CG コードの遵守状況およびコーポレート・ガバナンス報告書の開示内容を確認した。

**財務報告**
・2025 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間に係る中間報告書および中間決算報告を確認した。
・2025 年に係る監査済財務書類および最終決算報告を確認した。

**外部監査**
・外部監査人と会議を行い、当行グループにおける監査業務について協議した。
・2025 年の外部監査人の年次監査計画、マネジメントレターおよび経営陣の回答を確認した。
・2025 年の当行グループの監査報酬案を検討し、承認を得るために取締役会へ提出した。
・2025 年および 2026 年の当行グループの外部監査人として KPMG を再任することを、取締役会に提案した。
・当行グループに非監査業務を提供する外部監査人の任命について、検討および承認した。
・2025 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間および 2025 年の当行の財務開示に係る監査人の独立保証報告書について、銀行業（開示）規制および金融機関（破綻処理）（損失吸収力要件－銀行セクター）規則の第 6 部に基づいて確認した。
・銀行条例第 63 条(3)および第 63 条(3A)に基づいてそれぞれ用意された、2024 年における特定銀行業報告書および内部統制システムの作成の正確性に係る監査報告書を確認した。

**内部統制および内部監査**
・職員の適性および経験、研修プログラム、当行の会計予算、内部監査および財務報告機能、ならびに当行グループの内部監査機能の有効性を含む、リスク管理および内部統制システムの設計、導入および監視に係る（内部および外部の）資源の妥当性を検討した。
・2025 年に発行された香港金融管理局の実地調査報告書を確認した。
・当行グループの様々な業務に係るリスク管理および内部統制システムの評価を網羅する内部監査報告書を確認した。
・2026 年の当行グループ内部監査計画を確認および承認した。

**方針および手続の確認**
・監査委員会の規約を見直した。

会社条例に従い、当行は、各年次総会で当行グループの外部監査人を任命または再任し、任命された外部監査人は、当行の次回年次総会の終了までその職を有する。

会計財務報告局が 2021 年 12 月 16 日に発行した「効果的な監査委員会のガイドライン－監査人の選出、任命および再任」を参考に、監査委員会は、当行グループの外部監査人を選出する際、またその任命および再任について取締役会へ提案する際、監査の質および監査報酬について十分に検討した。取締役会は、KPMG を 2026 年の当行グループの外部監査人として再任するという監査委員会の提案に賛同した。株主の承認を得るため、この議案は 2026 年の年次総会に提出された。

当行は、外部監査人の独立性を保証する観点から、非監査業務を提供する外部監査人を任命する際に適用される原則を記載した、「非監査業務を提供する外部監査人の任命に関する方針」を定めた。

**B2. 指名委員会**

当行は、具体的な書面規約（香港証券取引所および当行のウェブサイトで閲覧可能）とともに、指名委員会を設置しており、その規約には、CG コードに規定された特定の義務を含む、委員会の権限および義務が明確に記載されており、必要に応じて適切に改訂される。

指名委員会は、特に以下の関連事項について責任を負う。

・取締役会および取締役会委員会の体制、規模および構成（技能、知識、経験および多様性を含む。）についての年次検討
・取締役、最高経営責任者または共同最高経営責任者、副最高経営責任者、グループ最高コンプライアンス責任者、グループ最高監査責任者、グループ最高財務責任者、グループ最高リスク責任者、ならびにその他ゼネラル・マネージャーおよび部門長についての任命、再任、解任および後継計画
・独立非業務執行取締役の独立性について取締役会へ報告する前の年次確認
・取締役会への各取締役の貢献時間および貢献度ならびにその職務の効果的な遂行能力についての年次確認
・取締役の潜在的な利益相反の評価についての年次確認
・取締役会の後継計画および多様性の明示
・取締役会の成果および取締役会の有効性に対する取締役の貢献度についての評価

指名委員会は、8 名のメンバーで構成されており、そのうち 5 名（委員長を含む。）が独立非業務執行取締役である。その氏名および経歴は、下記「（2）役員の状況」に記載されている。

2025 年の指名委員会の開催回数および各メンバーの出席については、上記「取締役の出席記録」に記載されている。

**2025 年および 2026 年 2 月 13 日までの指名委員会の主な仕事の概要は、以下のとおりである。**

**取締役会および取締役会委員会の構成**

・取締役会の規模、体制、構成および多様性、ならびに取締役会委員会の構成について見直した。
・現在の独立非業務執行取締役、特に取締役会に 9 年超在任しているアラン・ウォン・チー・ユン氏、リタ・ファン・ツー・ライ・タイ氏、メオクル・リー・コック・ウィン氏、ヘンリー・タン・イン・イェン氏およびデルマン・リー氏の独立性について査定した。
・株主の承認を得るために年次総会で提案される予定の、退任した取締役の再選について検討し、取締役会に提案した。

**方針および手続の確認**

・「取締役の指名手続」を見直した。
・「取締役会の後継および多様性に関する方針」の導入に向けて、計測可能目標を含めてかかる方針について検討した。
・独立した視点や見解が取締役会にもたらされる当行の仕組みの導入およびその有効性について検討した。
・「経営陣後継方針」を見直した。
・経営陣後継計画を見直した。
・指名委員会の規約を見直した。

**取締役会への取締役の貢献時間および貢献度**

・取締役会の成果および取締役会の有効性に対する取締役の貢献度についての評価を確認および査定した。
・取締役会への各取締役の貢献時間および貢献度ならびにその職務の効果的な遂行能力についての年次査定を確認した。
・取締役（当行の共同最高経営責任者を含む。）の潜在的な利益相反についての年次査定を確認した。

**B3. 報酬委員会**

当行は、具体的な書面規約（香港証券取引所および当行のウェブサイトで閲覧可能）とともに、報酬委員会を設置しており、その規約には、CG コードに規定された特定の義務を含む、委員会の権限および義務が明確に記載されており、必要に応じて適切に改訂される。

報酬委員会は、当行の「報酬方針」に関する取締役会への提案、ならびに取締役、業務執行会長、共同最高経営責任者、副最高経営責任者、ゼネラル・マネージャーおよび当行グループの主要管理職の報酬パッケージの作成および見直しに責任を負う。

「報酬方針」の決定に際し、報酬委員会は、報酬が事業の業績および個人のパフォーマンスと連動し、効果的なリスク管理を促進し、人材の質の維持に役立ち、そして市場において競争力があることを保証するため、当行の事業目標、人材戦略、短期および長期の業績、事業および経済の状況、市場慣行、行動、コンプライアンスならびにリスク統制を考慮する。

当行から取締役および上級管理職へ支払われる報酬は、報酬パッケージが規制要件および市場環境に従っていることを保証するように、その職務および責任を考慮して決定される。また、上級管理職に対する株式付与および株式連動型商品を決定する際にも、当行は、必要に応じて、当行グループの業績、リスク特性、市場環境、パフォーマンスおよび従業員への支払額合計を含むがこれらに限らない様々な要素を考慮する。当行は、取締役、業務執行会長、共同最高経営責任者またはその関係者が自らの報酬の決定に参加しないことを保証する。

報酬委員会は、5 名のメンバーで構成されており、そのうち 4 名（委員長を含む。）が独立非業務執行取締役である。その氏名および経歴は、下記「（2）役員の状況」に記載されている。

2025 年の報酬委員会の開催回数および各メンバーの出席については、上記「取締役の出席記録」に記載されている。

**2025 年の報酬委員会の主な仕事の概要は、以下のとおりである。**

**報酬関連事項**

・上級経営陣および主要管理職のメンバーに対する 2024 年の変動報酬を検討した。
・2021 年から 2023 年の報奨に係る繰延変動報酬の授与について検討した。
・2024 年の給与増加予算の使途について検討した。
・2024 年のボーナス資金を検討した。
・2024 年の当行の報酬システムについての監査結果を確認した。
・2021 年の従業員ストック・オプション制度に基づき、第 4 回オプションの募集および付与を検討した。
・譲渡制限付株式ユニット制度に基づき、第 1 回譲渡制限付株式ユニットの付与を検討した。
・2025 年の重大リスクの引受人一覧を検討した。
・2025 年の上級経営陣および主要管理職の給与の見直しを検討した。
・2025 年の一般従業員の給与の年次予算を検討した。
・中国本土、マカオ、台湾ならびに海外支店および子会社の職員の給与に係る 2025 年の年次予算を検討した。
・2025 年の東亜銀行のパフォーマンス・スコアカードを確認した。
・業務執行会長、共同最高経営責任者および副最高経営責任者の 2025 年のパフォーマンス・スコアカードを確認した。
・2025 年の人材計画および能力開発を検討した。
・海外支店における新しいグループ評価制度を検討した。

**文化関連事項**

・当行の文化改革の進捗を確認した。

**方針および手続の確認**

・「報酬方針」を見直した。
・報酬委員会の規約を見直した。

## B4. リスク委員会

当行は、委員会の権限および義務が明確に記載された具体的な書面規約（当行のウェブサイトで閲覧可能）とともに、リスク委員会を設置している。リスク委員会は、当行のリスク管理関連課題、特に当行グループの戦略的課題、への取組みに責任を負う。

リスク委員会は、リスク関連課題の日々の管理に取り組むため、各管理委員会、具体的にはリスク管理委員会、与信委員会、資産負債管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会およびグループ・データ・AI 運営委員会のサポートを受け、また危機管理に取り組むため、危機管理委員会のサポートを受ける。

リスク委員会は、7 名のメンバーで構成されており、そのうち 5 名（委員長を含む。）が独立非業務執行取締役である。その氏名および経歴は、下記「（２）役員の状況」に記載されている。

リスク委員会は四半期ごと、または必要に応じて開催される。リスク委員会では、リスク選好、リスク管理戦略、リスク・ガバナンス、リスク管理フレームワーク、リスク管理方針およびリスク特性を含む、当行グループのリスク管理関連課題が検討される。重要なリスク管理関連課題は、リスク委員会から取締役会へ報告される。

2025 年のリスク委員会の開催回数および各メンバーの出席については、上記「取締役の出席記録」に記載されている。

**2025 年のリスク委員会の主な仕事の概要は、以下のとおりである。**

**リスク管理**

・当行グループのリスク選好声明を検討した。
・当行グループのリスク管理戦略を検討した。
・見通しを含む、当行グループのリスク特性を検討および監視した。
・当行グループの全社的リスク管理フレームワークを検討した。
・内部自己資本充実度の評価プロセスの結果を確認した。
・主要リスクに対するストレス・テストの結果を確認した。
・グループ再建計画を検討した。
・リスク管理関連課題に関する規制の更新を確認し、またそれが当行グループに実質的に与え得る影響について検討した。
・当行グループのリスク管理関連課題に関する重要な規制当局の意見を確認した。
・オペレーショナル・レジリエンス、気候リスク、サイバーセキュリティおよびモデルリスクを含む、新興リスク課題を検討した。

**方針および手続の確認**

・当行グループのリスク管理方針を検討し、その導入ならびに各法定規則および規制の遵守について監督した。
・リスク委員会、危機管理委員会、リスク管理委員会、与信委員会、資産負債管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会およびグループ・データ・AI 運営委員会の規約を見直した。

## B5. ESG 委員会

当行は、委員会の権限および義務が明確に記載された具体的な書面規約（当行のウェブサイトで閲覧可能）とともに、ESG 委員会を設置している。ESG 委員会は、当行グループの ESG パフォーマンスの監督に責任を負う。当委員会は、管理委員会である ESG 運営委員会のサポートを受ける。

ESG 委員会は、現在 5 名のメンバーで構成されており、そのうち 3 名（委員長を含む。）が独立非業務執行取締役である。ESG 委員会の委員長であるデルマン・リー氏は、コーポレート・サステナビリティに強い経歴を有している。ESG 委員会メンバーの氏名および経歴は、下記「（２）役員の状況」に記載されている。

2025 年の ESG 委員会の開催回数および各メンバーの出席については、上記「取締役の出席記録」に記載されている。

2025 年の ESG 委員会の主な仕事の概要は、以下のとおりである。

ESG ゴール、戦略、パフォーマンスおよび報告
・2024 年の当行グループの ESG 報告書を確認し、承認した。
・2025 年の当行グループの ESG 重要性評価の結果を確認し、承認した。
・航空機セクターおよび商業用不動産セクターのポートフォリオにおける、東亜銀行の中間的な、金融に係る排出量削減目標を承認した。
・2030 年までに業務に係る排出量のネット・ゼロ実現に向けて、当行グループを導くロードマップとなるネット・ゼロ業務執行計画を承認した。
・当行グループの ESG パフォーマンスおよびその報告に関する資源および研修の妥当性を検討した。
・2026 年の東亜銀行のパフォーマンス・スコアカードにおける ESG ゴールを承認した。

方針および手続の確認
・当行グループの「サステナビリティ方針」、「人権方針」、「環境方針」、「現代奴隷および人身売買に関する声明」、ならびに「グループの責任投資方針」を検討し、承認した。
・ESG 委員会および ESG 運営委員会の規約を見直した。

B6. 印章委員会
印章委員会は、その時々において任命された当行のすべての取締役から構成される。当委員会は、当行の会社印の使用および保管の監督について責任を負う。

管理委員会
各管理委員会は、各規約に十分に規定された事項に取り組むために設置されており、取締役会または取締役会委員会より委譲された特定の役割および責任を有している。

業務執行委員会
・共同最高経営責任者が当行グループの事業および業務を管理できるよう戦略レベルでサポートする。

リスク管理委員会
・リスク選好、リスク特性、規制の更新および主要統制の遵守を含む、当行グループが直面するすべての主要リスクに関連する課題の日常的な管理において、リスク委員会をサポートする。

与信委員会
・当行グループの与信リスクに関連したすべての課題に取り組む。

オペレーショナル・リスク管理委員会
・当行グループのオペレーショナル・リスク、法的リスク、レピュテーション・リスク、コンプライアンス・リスクおよびテクノロジー・リスクに関連した課題に取り組む。

資産負債管理委員会
・当行グループの市場リスク、金利リスクおよび流動性リスクに関連したすべての課題に取り組む。

危機管理委員会
・当行グループの評判、流動性または財政状態および事業継続性を危うくする、または危うくする可能性のある、当行グループの危機シナリオ（もしあれば）に取り組む。

**投資委員会**

・投資戦略を検討、作成し、また、当行および東亜銀行の従業員積立基金における債券商品、株式および株式関連商品について投資判断を下す。

**ESG 運営委員会**

・東亜銀行の ESG 戦略の方向性を示し、当行グループの ESG パフォーマンスを主導する。

**グループ・データ・AI 運営委員会**

・データおよび AI に関する当行グループの戦略、ガバナンス、リスク統制、基準、手続、導入（ケースマネジメントの活用など）および能力開発に取り組む。

重大な事項については、各管理委員会が各規約に従い、取締役会または取締役会委員会へ報告する。

## C. 説明責任および監査

**財務報告**

取締役会は、当行の業績、財務状態および見通しについて、バランスの取れた、明確かつ理解しやすい評価を提示する責任を負う。

共同最高経営責任者、副最高経営責任者およびゼネラル・マネージャーからなる経営陣は、取締役会へ承認を求めるために提出された財務情報およびその他の情報について、取締役会が十分な情報に基づいた評価を行えるよう、十分な説明および情報を提供するものとする。経営陣は、取締役会全体および各取締役がその職務を遂行できるようサポートするために、当行の業績、財務状態および見通しについて、バランスの取れた理解しやすい評価を含む月次報告を取締役会に提出する。

取締役は、適切な会計記録の維持を確保し、該当する期間の当行グループの状況および業績ならびにキャッシュ・フローを真実かつ公正に反映した各会計期間の決算書を作成する責任を負う。2025 年 12 月 31 日に終了した年度の決算書について、取締役会は以下に従って作成した。

・適切な会計方針を一貫して適用した。
・慎重かつ合理的な判断および見積りを行った。
・継続企業の前提に基づいて決算書を作成した。

当行は、各期間の終了後 2 か月以内に年間業績および中間業績を発表しており、これは上場規則で定められた 3 か月という期限（年次決算）よりも早く、また 2 か月という期限（中間決算）の範囲内である。

監査人の報告責任に関する声明は、本書に添付されている独立監査人の監査報告書に記載されている。

取締役会は、年次報告書および中間報告書、株価に影響を及ぼす可能性のあるその他の公表、上場規則において開示が求められているその他の財務情報、規制当局への報告、ならびに法定要件に基づき開示が義務付けられている情報について、バランスの取れた、明確かつ理解しやすい評価を提供する。

**リスク管理および内部統制**

取締役は、当行グループのリスク管理および内部統制システムならびにそれらの有効性の検証について責任を負うことを認識している。3 つの防衛ライン・モデルの一環として、すべての従業員は、各自の役割の範囲内でリスクを特定し、管理する責任を担っている。第 2 の防衛ラインは、特定のリスク領域を管理するための方針およびガイドラインを策定し、リスクに関する助言や指導を行うとともに、第 1 の防衛ラインであるリスク責任者に対しリスク管理の有効性について検証を行う。リスクベースのアプローチを採用する第 3 の防衛ラインでは、主要な内部統制を検証し、当行グループのリスク管理および内部統制システムの有効性について独立した保証を提供するため、毎年内部監査計画を策定する。内部監査部門およびリスク管理部門は、それぞれ当行グループの内部監査機能およびリスク管理機能の責任を担っている。

取締役会は、当行グループの戦略的目標の達成に向けて許容するリスクの性質および範囲を評価および決定するとともに、当行グループが適切かつ有効なリスク管理および内部統制システムを確立および維持することを確保する責任を負う。また、取締役会は、リスク管理（ESG リスクを含む。）および内部統制システムの設計、実施および監視において、上級経営陣およびその他の上級管理職を監督する責任も負う。

当行グループのリスク管理および内部統制システムは、事業目標を達成できないリスクを排除するのではなく、管理することを目的として設計されており、重要な虚偽記載や損失が生じないことについて絶対的な保証ではなく、合理的な保証を提供するにとどまる。これらのシステムは、確立された組織構造の下で策定された包括的な方針および基準によって構成されている。各事業部門および業務部門の責任範囲は明確に定められており、効果的なチェック・アンド・バランスが確保されている。

取締役会が効果的なリスク管理および内部統制を行うために定めた主要な手順は、以下のとおりである。

・権限の所在および管理責任が明確に定められた、独自の組織構造が整備されている。
・上級経営陣に対して財務および業務上の業績指標を提供するとともに、報告および開示目的に関連する財務情報を提供するための、包括的な管理会計システムが整備されている。
・資産を不正な使用または処分から保護し、適切な会計記録を維持するとともに、事業内または公表に用いられる財務情報の信頼性を確保するための方針および手順が策定されている。これらの手順は、重大な誤り、損失または不正に対して、無条件ではないが合理的な保証を提供するものである。
・当行グループでは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、金利リスク、戦略リスク、法的リスク、レピュテーション・リスク、コンプライアンス・リスクおよびテクノロジー・リスクなど、主要なリスクを特定、評価および管理し、関連する統制上の問題を是正するための全社的リスク管理体制が整備されている。あらゆる潜在的なリスクをより包括的かつ効果的に特定および管理するため、「3 つの防衛ライン」と称するリスク管理モデルを採用しており、グループ最高リスク責任者による全体的な統括の下、リスク責任者、リスク管理者および内部監査部門がそれぞれ第 1、第 2 および第 3 の防衛ラインとしての機能を担っている。リスク管理委員会、与信委員会、資産負債管理委員会およびオペレーショナル・リスク管理委員会を含む経営委員会によるサポートを受け、リスク委員会がリスク管理の監督を行う。適用される法令、規則および規制の遵守を徹底するための方針および手順が整備されている。
・全社的リスク管理体制には、ESG および気候に関連する考慮事項が組み込まれており、責任ある当事者は、優先順位を定め、リソースを配分し、これらの課題をより適切に管理することが可能となる。重大な気候リスクに関する課題は、既存の全社的リスク管理体制の仕組みを通じて、経営委員会および取締役会に報告および進言される。
・ESGC は、当行グループの ESG パフォーマンスおよび重要な ESG への影響、リスクならびに機会の管理について監督する。その他の職務として、ESG 戦略、目標、ターゲットおよび年次マテリアリティ評価の結果を検討および承認し、取締役会への提言を行う責任を担う。
・監査委員会は、年次監査に関連して外部監査人が提出した報告書（マネジメントレターを含む。）およびグループ最高監査責任者が提出した内部監査報告書について検討する。
・内部情報の取扱いおよび開示に関する方針が策定されており、内部情報を適時に取り扱い、開示するための基本原則、手順および内部統制について定められている。
・当行に関連するあらゆる事項における不正の疑いについて、外部の利害関係者が内密に懸念を提起できるよう、内部通報方針が策定されている。同様の目的で、従業員を対象とした内部通報方針および手順も設けられている。当行は、受領したすべての情報を機密として扱い、すべての通報者の身元および権利を保護する。

取締役会は、財務、業務およびコンプライアンスに関する統制を含むすべての重要な統制を対象とした、当行グループのリスク管理（ESG リスクを含む。）および内部統制システムの適切性および有効性について毎年見直しを行っている。2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度について、取締役会は、当行グループのリスク管理および内部統制システムが適切かつ有効であると判断した上級経営陣の見解に同意した。

**（２）【役員の状況】**

男性役員の数：14 名
女性役員の数：1 名（女性役員の比率約 6.7%）
取締役の報酬総額：67.3 百万香港ドル

**取締役および上級経営陣の経歴詳細**
**取締役**

**デイビッド・リー・コック・ポー氏**

大紫荊勲章（GBM）、金紫荊星章（GBS）、大英帝国勲章オフィサー（OBE）、太平紳士（JP）、ケンブリッジ大学文学修士（経済学・法学）、ケンブリッジ大学名誉法学博士、インペリアル・カレッジ・ロンドン名誉理学博士、ウォーリック大学名誉法学博士、エディンバラ・ネイピア大学名誉経営学博士、米国トリニティ・カレッジ名誉人文文学博士、香港大学名誉法学博士、嶺南大学名誉社会科学博士、マッコーリー大学名誉文学博士、香港中文大学名誉社会科学博士、FCA、FCPA、FCPA（オーストラリア）、FCIB、FHKIB、FBCS、CITP、ベルギー王冠勲章オフィシエ章、イタリア連帯の星勲章グランドオフィサー、旭日中綬章、レジオンドヌール勲章コマンドゥール
業務執行会長および指名委員会委員

リー氏（87歳）は、1969年に当行に入行した。1977年に取締役、1981年に最高経営責任者、1995年に副会長、1997年に会長に就任した。2019年7月1日、最高経営責任者を退任し、当行業務執行会長に再指名された。また、東亜銀行（中国）および東亜銀行チャリタブル・ファウンデーション・リミテッドの会長も兼任する。

リー氏は、ザ・ホンコン・アンド・チャイナ・ガス・カンパニー・リミテッド（香港上場）、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・ホテルズ・リミテッド（香港上場）およびサンミゲル・ブリュワリー・ホンコン・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役である。以前はビタソイ・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役を務めたこともある。

リー氏は、トレジャリー・マーケッツ・アソシエーションの評議会員である。ザ・フレンズ・オブ・ケンブリッジ・ユニバーシティ・イン・ホンコン・リミテッドの創設会長、ザ・サルベーション・アーミー・ホンコン・アンド・マカオ・テリトリーの諮問委員会委員長、セント・ジェイムズ・セトルメントの執行委員会委員長、およびホンコン・アカデミー・オブ・ファイナンスのフェローである。2005年から2008年まで香港行政会議のメンバー、1985年から2012年まで香港立法会議員であった。1985年に香港特別行政区基本法起草委員会副委員長に就任した。

リー氏は、アーサー・リー・コック・チェン氏の兄、オーブレイ・リー・コック・シング氏およびスティーブン・チャールズ・リー・コック・シー氏の従兄弟であり、エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏およびブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏の父である。

**アーサー・リー・コック・チェン氏**

大紫荊勲章（GBM）、金紫荊星章（GBS）、文学修士、医学士、M.B.B.Chir（ケンブリッジ大学）、名誉理学博士、名誉文学博士、名誉理学博士（医学）、名誉法学博士、創価大学名誉博士、韓国芸術総合学校名誉博士、FRCS（イングランドおよびエディンバラ）、FRACS、Hon FACS、Hon FRCS（グラスゴーおよびアイルランド）、Hon FRSM、Hon FPCS、Hon FCSHK、Hon FRCP（ロンドン）、太平紳士（JP）
副会長、非業務執行取締役、指名委員会および報酬委員会委員

リー氏（80歳）は当行の取締役（1995年～2002年）を務めた後、2008年に取締役に再任され、2009年に副会長に就任した。

リー氏は、香港特別行政区行政会議のメンバーである（2002年から2007年6月まで、および2012年7月から現在までメンバーを務めている。）。また、中国の全国人民代表大会常務委員会の下部組織である香港特別行政区基本法委員会の委員でもある。リー氏は、中国人民政治協商会議全国委員会の委員（1998年～2018年）であった。

リー氏は、シャングリラ・アジア・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役およびグレーター・ベイ・エアラインズ・カンパニー・リミテッドの非業務執行取締役である。

リー氏は、香港特別行政区政府教育統籌局局長（2002 年～2007 年 6 月）であった。この任命以前は、香港中文大学の副学長（1996 年～2002 年）であり、同大学外科部長および医学部長を務めた。また、香港大学評議会会長でもあった。

リー氏は、教育委員会、科学技術委員会、病院管理局、香港医師会、大学教育資助委員会、香港外科医学院およびユナイテッド・クリスチャン・メディカル・サービシズ・ボードなど、さまざまな社会福祉団体、医療協会および教育機関において重職を歴任した。ホンコン・サイエンス・アンド・テクノロジー・パークス・コーポレーションおよび香港応用科技研究院の取締役、ならびに中国大学長協会の副会長であった。中国の香港事務顧問を務めた。

リー氏は、デイビッド・リー・コック・ポー氏の弟であり、オーブレイ・リー・コック・シング氏およびスティーブン・チャールズ・リー・コック・シー氏の従兄弟であり、エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏およびブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏の叔父である。

**アラン・ウォン・チー・ユン氏**

金紫荊星章（GBS）、大英帝国勲章メンバー（MBE）、理学士、電気工学修士、名誉技術博士、太平紳士（JP）
副会長、独立非業務執行取締役、指名委員会委員長、監査委員会、報酬委員会およびリスク委員会の各委員

ウォン氏（75 歳）は、1995 年に取締役、2009 年に副会長に就任した。V テック・ホールディングス・リミテッド（香港上場）の会長兼グループ最高経営責任者である。ウォン氏は、チャイナ・ホンコン・フォト・プロダクツ・ホールディングス・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役である。

ウォン氏は、香港特別行政区政府行政長官顧問団のメンバーである。

ウォン氏は、香港大学で電気工学の理学士号、ウィスコンシン大学マディソン校で電気コンピュータ工学の理学修士号を取得し、香港理工大学から名誉工学博士号を授与されている。

**オーブレイ・リー・コック・シング氏**

理学士、経営学修士
非業務執行取締役およびリスク委員会委員

リー氏（76 歳）は、1995 年に取締役に就任した。いずれも香港に本社を有する投資会社である IAM ファミリー・オフィス・リミテッドの会長および MCL ファイナンシャル・グループ・リミテッドの諮問委員会委員長である。リー氏は、投資銀行業務、マーチャント・バンキングおよび資本市場の各分野において豊富な経験を有する。また、カオルーン・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド（香港上場）およびポックフーラム・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役も務める。カフェ・ド・コラル・ホールディングス（香港上場）の独立非業務執行取締役であった。

リー氏は、ブラウン大学で土木工学の理学士号、コロンビア大学で経営学修士号を取得している。

リー氏は、デイビッド・リー・コック・ポー氏、アーサー・リー・コック・チェン氏およびスティーブン・チャールズ・リー・コック・シー氏の従兄弟であり、エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏およびブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏の叔父である。

**スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー氏**

理学士（優等）、ACA
非業務執行取締役

リー氏（66 歳）は、2006 年に取締役に就任した。イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の会員である。リー氏は、英国ロンドン大学キングス・カレッジで数学の理学士号（優等）を取得している。ロンドン

および香港の国際的投資銀行において資本市場部門の上級職を歴任し、国際投資ファンドの取締役を務めるなど、投資銀行業務において豊富な経験を有している。
リー氏は、ケジック財団の執行委員会委員および名誉会計担当である。
リー氏は、デイビッド・リー・コック・ポー氏、アーサー・リー・コック・チェン氏およびオーブレイ・リー・コック・シング氏の従兄弟であり、エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏およびブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏の叔父である。

**エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏**

銅紫荊星章（BBS）、ケンブリッジ大学文学修士、経営学修士、LPC、太平紳士（JP）
共同最高経営責任者およびESG委員会委員

リー氏（52歳）は、2000年にコーポレート・バンキング部門ゼネラル・マネージャー兼部門長として当行に入行した。2009年に副最高経営責任者、2014年に業務執行取締役、2019年に共同最高経営責任者に就任した。香港業務に特に重点を置きつつ、当行グループの全般的な経営と管理を担当している。当行グループ傘下の複数の事業体において、取締役会会長または取締役を務めている。
リー氏は現在、シノ・グループ傘下の2社（シノ・ランド・カンパニー・リミテッド（香港上場）およびチムサーチョイ・プロパティーズ・リミテッド（香港上場））およびコスコ・シッピング・ポーツ・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役である。以前は、チャイナ・ステート・コンストラクション・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役を務めていた。
リー氏は、中国人民政治協商会議上海市委員会委員、深圳-香港金融協力委員会の非公式委員およびホンコン・ユナイテッド・ユース・アソシエーションの顧問である。香港華商銀行公会主席、香港銀行学会理事会副主席、ワールド・セービングス・アンド・リテール・バンキング・インスティチュートの代理理事、およびMPF業界スキーム委員会の委員を務めている。香港公益金理事、ザ・サルベーション・アーミー・ホンコン・アンド・マカオ・テリトリーの諮問委員会委員、および香港大学の企業年金制度の受託者である。さらに、香港特別行政区の行政長官および立法会議員、ならびに第14期全国人民代表大会における香港特別行政区代表を選出する選挙委員会の委員を務めている。
リー氏は、米国ノースウェスタン大学ケロッグ経営大学院の経営学修士号、ならびに英国ケンブリッジ大学の法学修士号および法学士号を取得している。イングランド・ウェールズ弁護士会および香港弁護士会の会員である。また、ホンコン・アカデミー・オブ・ファイナンスの会員であり、香港銀行学会から名誉認定バンカーの称号を授与されている。リー氏は、社会への貢献が認められ、香港特別行政区政府より銅紫荊星章を受章した。
リー氏は、デイビッド・リー・コック・ポー氏の息子であり、アーサー・リー・コック・チェン氏、オーブレイ・リー・コック・シング氏およびスティーブン・チャールズ・リー・コック・シー氏の甥であり、ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏の兄である。

**ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏**

銅紫荊星章（BBS）、太平紳士（JP）、ケンブリッジ大学文学修士、経営学修士、FCA
共同最高経営責任者およびESG委員会委員

リー氏（51歳）は、2002年に当行グループに入行した。2004年から2009年まで当行のウェルス・マネジメント部門ゼネラル・マネージャー兼部門長を務めた。2009年に副最高経営責任者、2014年に業務執行取締役、2019年に共同最高経営責任者に就任した。中国本土および国際業務に特に重点を置きつつ、当行グループの全般的な経営と管理を担当している。当行グループ傘下の複数の企業において、取締役会会長または取締役を務めている。
リー氏は現在、タウンガス・スマート・エナジー・カンパニー・リミテッド（香港上場）、チャイナ・オーバーシーズ・ランド&インベストメント・リミテッド（香港上場）およびカントン・インベストメン

ト・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役である。シンセン・インベストメント・ホールディングス・ベイ・エリア・デベロップメント・カンパニー・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役を務めていた。

リー氏は、中国人民政治協商会議全国委員会の委員およびその社会法制委員会副主任、香港特別行政区政府行政長官諮問委員会委員、香港深圳イノベーション&テクノロジーパーク・リミテッドの取締役、災害救援基金諮問委員会委員、および香港大学評議会委員など、数多くの公職および名誉職を務めている。

リー氏は、HKICPAおよびイングランド・ウェールズ勅許会計士協会のフェローである。また、香港アカデミー・オブ・ファイナンスのメンバー、香港銀行学会の名誉認定バンカー、および財資市場公会の正会員である。スタンフォード大学の経営学修士号ならびにケンブリッジ大学の学士号を有する。

リー氏は、デイビッド・リー・コック・ポー氏の息子であり、アーサー・リー・コック・チェン氏、オーブレイ・リー・コック・シング氏およびスティーブン・チャールズ・リー・コック・シー氏の甥であり、エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏の弟である。

**ダリル・ン・ウィン・コン氏**

銀紫荊星章（SBS）、文学士、理学修士、人文学博士、名誉経営学博士、太平紳士（JP）
非業務執行取締役およびリスク委員会委員

ン氏（47 歳）は、2015 年に取締役に就任した。現在はシノ・ランド・カンパニー・リミテッド（香港上場）、チムサーチョイ・プロパティーズ・リミテッド（香港上場）、およびシノ・ホテルズ（ホールディングス）リミテッド（香港上場）の会長兼業務執行取締役である。以前は、ヨー・ヒャップセン・リミテッド（シンガポール上場）の会長、非独立取締役および非業務執行取締役を務めていた。

ン氏は、経済学の文学士号、ニューヨークのコロンビア大学で不動産開発の理学修士号を取得し、サバンナ芸術工科大学から名誉人文学博士号、および香港都会大学から名誉経営学博士号を授与されている。また、香港科技大学および香港都会大学の名誉フェローでもある。

ン氏は、ニューヨーク市コロンビア大学のグローバル・リーダーシップ・カウンシルのメンバーであり、中国人民政治協商会議北京市第 14 期委員会常務委員会の委員である。ホンコン・ユナイテッド・ユース・アソシエーションの会長、香港ユニセフ協会理事、香港管理専業協会理事、団結香港基金総裁、ホンコン・クロニクルズ・インスティチュート・リミテッド評議員、香港雇用者連合会評議員、ホンコン・サイエンス・アンド・テクノロジー・パークス・コーポレーション取締役、HKSTP ファウンデーション・リミテッド会長、グレーターベイエリア・ホームランド・ユース・コミュニティ・ファウンデーション・リミテッド会長、香港特別行政区政府のカーボンニュートラリティおよび持続可能開発評議会委員、香港特別行政区政府文化委員会委員、香港特別行政区政府環境諮問委員会委員、香港特別行政区政府イノベーション・テクノロジー委員会の研究・学術・産業界 Oneplus（RAISe+）スキーム運営委員会委員、香港大学の企業年金制度の受託者、香港科技大学評議会委員、香港金融発展局のホンコン・アカデミー・フォー・ウェルス・レガシー副会長、シンガポール国立大学ヨンルーリン医学部 NUS メディスン・インターナショナル・カウンシルのメンバー、シンガポール経営大学国際諮問委員会委員、ユネスコ・アジア太平洋文化遺産保護賞特別顧問、中国米国交流基金（CUSEF）理事長、香港貿易発展局インフラ開発諮問委員会委員、香港地産建設商会理事、香港公益金副会長、およびホンコン・パレス・ミュージアム・リミテッドの理事である。

ン氏は、北京市人民政府より京華賞を受賞し、フランス政府より国家功労勲章シュヴァリエ章を授与された。

**リタ・ファン・ツー・ライ・タイ氏**

大紫荊勲章（GBM）、金紫荊星章（GBS）、社会科学博士、太平紳士（JP）
独立非業務執行取締役、報酬委員会委員長および指名委員会委員

ファン氏（80 歳）は、2016 年に取締役に就任した。コスコ・シッピング・ポーツ・リミテッド（香港上場）およびチャイナ・オーバーシーズ・ランド&インベストメント・リミテッド（香港上場）の独立非業務執行取締役であった。

ファン氏は、香港で最も著名な公人の 1 人であり、卓越した社会奉仕の実績を有する。ファン氏は、1983 年から 1992 年まで立法会議員に選出され、1989 年から 1992 年まで行政会議のメンバーであった。1997 年に臨時立法会議長に就任し、その後、第 1 期、第 2 期および第 3 期立法会議長に再選され、2008 年 9 月 30 日まで務めた。ファン氏は、香港特別行政区の立法機関の議長を 11 年間務めた。

中国への香港返還に至るまで、ファン氏は、1993 年から 1995 年まで香港特別行政区準備委員会予備作業委員会の委員、1995 年から 1997 年まで香港特別行政区準備委員会の委員として、重要な役割を果たした。1998 年から 2018 年まで第 9 期、第 10 期、第 11 期および第 12 期全国人民代表大会の香港代表に選出され、2008 年から 2018 年までは第 11 期および第 12 期全国人民代表大会常務委員会の委員を兼務した。ファン氏は、香港特別行政区候補者資格審査委員会の非公式委員である。また、エンデバー・エデュケーション・センター・リミテッドの経営委員会委員、およびニナ・アンド・テディ・ワン・チャリタブル・トラストの監督管理機関の委員も務めている。

ファン氏は聖士提反女子中学卒業後、香港大学に進学し、理学士号および社会科学修士号を取得した。また、香港大学、香港城市大学、香港理工大学および香港教育大学から名誉社会科学博士号を、中国政法大学から名誉法学博士号を授与された。ファン氏は、公共奉仕の功績が香港特別行政区政府に認められ、1998 年に金紫荊星章を、2007 年に香港の最高勲章である大紫荊勲章を受章した。

**メオクル・リー・コック・ウィン氏**

商学士、CPA
独立非業務執行取締役、監査委員会委員長およびリスク委員会委員

リー氏（70 歳）は、2016 年に取締役に就任した。アルファ・アライアンス・ファイナンス・ホールディングス・リミテッドの最高経営責任者である。

リー氏は、大手国際会計事務所の 1 つであるアーサー・アンダーセンのマネージング・パートナーを務め、1993 年 9 月から 1995 年 2 月まで香港および中国本土の業務を統括した。1995 年 3 月から 1998 年 3 月までナットウェスト・セキュリティーズ・アジアのマネージング・ディレクター兼コーポレート・ファイナンス部門責任者であった。リー氏は、ICEA ファイナンス・ホールディングス・リミテッドの最高経営責任者であった（1998 年 3 月から 2002 年 3 月）。同社は中国工商銀行と当行との合弁投資銀行であり、その後当行の完全子会社となり、さらにトン・シン・ホールディングス・カンパニー・リミテッドに改称した後、2016 年 4 月 6 日にシノパック・セキュリティーズ（ケイマン）ホールディングス・リミテッドに売却された。リー氏は、東亜銀行（中国）の独立非業務執行取締役を務めていた（2016 年 5 月から 2022 年 7 月まで）。

リー氏は、カナダのアルバータ大学で商学士号（優等）を取得している。卒業時には、「ファイナンス分野における最高成績」を修めたとしてファイナンシャル・エグゼクティブス・インスティチュートより銀メダルを授与された。さらに、ハーバード・ビジネス・スクールで経営学大学院ディプロマを取得しており、香港公認会計士協会（HKICPA）の会員である。

**ヘンリー・タン・イン・イェン氏**

大紫荊勲章（GBM）、金紫荊星章（GBS）、太平紳士（JP）
独立非業務執行取締役、リスク委員会委員長、監査委員会、指名委員会および報酬委員会委員

タン氏（73 歳）は、2017 年に取締役に就任した。2007 年から 2011 年まで香港特別行政区政府政務司司長、2003 年から 2007 年まで香港特別行政区政府財政司司長であった。1997 年から 2011 年まで香港行政会議のメンバーを務め、1991 年から 1998 年まで香港立法会議員であった。

タン氏は、中国人民政治協商会議の常務委員および上海唐君遠教育基金会会長である。

タン氏は、ミシガン大学で文学士号を取得した。1993年、世界経済フォーラムより未来のグローバルリーダーに選出された。1989年には香港青年実業家賞を受賞した。
タン氏は、東亜銀行（中国）監査役会会長である。

**デルマン・リー氏**

工学士、博士号
独立非業務執行取締役、ESG委員会委員長、監査委員会、指名委員会およびリスク委員会委員

リー氏（58歳）は、2017年に取締役に就任した。現在はTALアパレル・リミテッドの副会長である。また、トレードリンク・エレクトロニック・コマース・リミテッド（香港上場）の非業務執行取締役でもある。
リー氏は、香港管理専業協会理事である。グローバル業務における情報技術および経営について豊富な経験を有する。また、研究分野においても確かな実績を有する。
リー氏は、オックスフォード大学で博士号を、インペリアル・カレッジ・ロンドンで電気電子工学の学士号を取得している。

**ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー氏**

銅紫荊星章（BBS）、文学士、オックスフォード大学文学修士、太平紳士（JP）
独立非業務執行取締役、監査委員会、リスク委員会およびESG委員会委員

ドゥー氏（52歳）は、2019年に取締役に就任した。現在、フンセン・プロスペリティ・ホールディングス・リミテッドの最高経営責任者兼取締役、FSEホールディングス・リミテッドの副最高経営責任者兼業務執行取締役、FSEライフスタイル・サービシズ・リミテッド（香港上場）の業務執行取締役、CTFサービシズ・リミテッド（旧NWSホールディングス・リミテッド）（香港上場）の非業務執行取締役、およびションイー・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（上海上場）の独立取締役である。
ドゥー氏は香港で弁護士資格を取得しており、イングランドとウェールズにおいても弁護士資格を有するが実務には従事していない。金融および企業取引を専門とする世界有数の法律事務所の1つでの実務経験を有する。中国人民政治協商会議全国委員会の委員である。香港特別行政区政府において、懲教署不服申立委員会委員、選挙委員会委員、廉政公署腐敗防止諮問委員会委員および香港特別行政区政府奨学金基金運営委員会委員など、各種委員会の委員を務めている。
ドゥー氏は、オックスフォード大学を卒業し、法学の学士号および修士号を取得し、オックスフォード大学ワダム・カレッジの創設フェローおよびオックスフォード大学学長後援者会の会員に選出されている。太平紳士に任命され、フランス共和国大統領より国家功労勲章シュヴァリエ章を授与された。ドゥー氏は、香港特別行政区政府より銅紫荊星章を受章した。

**デイビッド・モン・タク・ヨング氏**

電気工学理学士、社会科学博士、経営学博士、旭日中綬章
独立非業務執行取締役、指名委員会、報酬委員会およびESG委員会委員

モン氏（63歳）は、2021年に取締役に就任した。現在、シュンヒン・グループの会長兼最高経営責任者である。同グループは長年にわたり、家電の有名ブランドであるパナソニック（旧ナショナル）の地域独占代理店である。ホンコン・アンド・カオルーン・エレクトリカル・アプライアンシズ・マーチャンツ・アソシエーション・リミテッドの社長および職業安全健康局の局長である。
モン氏は、カリフォルニア大学ロサンゼルス校で電気工学の理学士号、カリフォルニア州サンタクララ大学で経営学修士号を取得している。香港大学および香港浸会大学から名誉社会科学博士号を、香港理工大学

から名誉経営学博士号を授与されている。また、香港大学および香港中文大学の名誉フェローであり、香港管理専業協会のフェローでもある。日本政府より旭日中綬章を授与された。

**フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット氏**

非業務執行取締役、指名委員会委員

セラード氏（67 歳）は、2021 年に取締役に就任した。現在、クリテリア・カイシャ(注)のアジア担当会長代理である。銀行業界および金融関連業界において豊富な知識と技能を有し、中国において約 30 年間勤務するなど、35 年を超える経験を有する。主要な職務として、中国およびアジアのその他の地域におけるクリテリア・カイシャの銀行および金融機関の運営（設立を含む。）の監督を行っている。セラード氏は、2007 年から 2022 年 2 月まで、カイシャ・バンク・エス・エー（スペイン上場）のアジア・リージョナル・マネージャーであった。

その他の学術的および専門的な資格として、セラード氏は、コロンビア大学で経済学博士号、フィリピン大学ディリマン校で経済学博士号、およびロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンスで経営学修士号を取得している。中国とスペインとの間の経済協力、投資および貿易における功績が認められ、スペイン国王フェリペ 6 世の命令により、2020 年に市民功労勲章十字章を授与された。

(注) クリテリア・カイシャは、「ラ・カイシャ」の完全子会社である。クリテリア・カイシャと「ラ・カイシャ」はいずれも、上場規則の定義および SFO 第 XV 部の意味における当行の主要株主である。

**取締役および共同最高経営責任者の持分**

2025 年 12 月 31 日現在、証券先物条例第 352 条に基づき作成が義務付けられている登録簿に記録された当行およびその関連会社の株式、原資産株式および社債に対する当行の取締役および共同最高経営責任者の持分およびショートポジションは、以下のとおりであった。

**Ⅰ．本株式のロングポジション：**

| 名称 | 資格および性質 | 株式数 | 合計 | 発行済議決権付株式に対する割合(%) [8] |
|---|---|---|---|---|
| デイビッド・リー・コック・ポー | 実質的所有者<br>配偶者の持分<br>法人の持分 | 137,041,743<br>6,881,086<br>495,981 | 144,418,810[1] | 5.47 |
| アーサー・リー・コック・チェン | 実質的所有者<br>法人の持分 | 21,257,812<br>18,014,655 | 39,272,467[2] | 1.49 |
| アラン・ウォン・チー・ユン | 実質的所有者<br>配偶者の持分<br>法人の持分<br>裁量信託の設立者および受益者 | 464,393<br>136<br>7,543,427<br>17,415,234 | 25,423,190[3] | 0.96 |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 実質的所有者<br>配偶者の持分<br>信託の設立者／委託者 | 1,071,951<br>32,345<br>18,334,282 | 19,438,578[4] | 0.74 |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 実質的所有者 | 12,878,472 | 12,878,472 | 0.49 |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | 実質的所有者<br>裁量信託の委託者／設立者 | 1,768,597<br>2,261,292 | 4,029,889[5] | 0.15 |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | 実質的所有者<br>法人の持分 | 3,544,386<br>889,307 | 4,433,693[6] | 0.17 |
| デイビッド・モン・タク・ヨング | 法人の持分 | 6,041,926 | 6,041,926[7] | 0.23 |

（注1） デイビッド・リー・コック・ポー氏は、本株式137,041,743株の実質的所有者であり、配偶者ペニー・プーン・カム・チュイ氏の持分を通じて本株式6,881,086株について持分を有するとみなされた。また、デイビッド・リー・コック・ポー氏が取締役および唯一のメンバーを務める慈善団体デイビッド・リー・コック・ポー・チャリタブル・ファウンデーション・リミテッドが保有する本株式495,981株についても、同氏が持分を有するとみなされた。

（注2） アーサー・リー・コック・チェン氏は、本株式21,257,812株の実質的所有者であり、自身が完全保有するダパ・カンパニー・リミテッドの保有する本株式18,014,655株について持分を有するとみなされた。

（注3） アラン・ウォン・チー・ユン氏は、本株式464,393株の実質的所有者であり、配偶者マーガレット・コック・チー・ワイ氏（故人）の持分を通じて本株式136株について持分を有するとみなされた。また、自身が完全保有するウォン・チョン・マン・リミテッドの保有する本株式7,543,427株についても持分を有するとみなされた。また、アラン・ウォン・チー・ユン氏が設立者および適格受益者である裁量信託アラン・ウォン2020トラストの保有する本株式17,415,234株についても持分を有するとみなされた。

（注4） オーブレイ・リー・コック・シング氏は、本株式1,071,951株の実質的所有者であり、配偶者エリザベス・ウー氏の持分を通じて本株式32,345株について持分を有するとみなされた。また、自身が設立者／委託者である信託レヴァ・トラストの保有する本株式18,334,282株についても持分を有するとみなされた。

（注5） エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏は、本株式1,768,597株の実質的所有者であった。同氏は、自身が委託者／設立者である裁量信託が間接的に保有する本株式2,261,292株について任意開示を行ったが、受託者が裁量権を行使する方法には何ら影響力を有していない。

（注6） ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏は、本株式3,544,386株の実質的所有者であった。また、自身が完全保有するトリプル・キングダム・リミテッドの保有する本株式889,307株についても持分を有するとみなされた。

（注7） デイビッド・モン・タク・ヨング氏は、特定の法人の保有する本株式6,041,926株について持分を有するとみなされ、うち(ⅰ)5,306,771株はシュン・ヒン・エレクトロニック・トレーディング・カンパニー・リミテッドが保有し、(ⅱ)735,155株はシュン・ヒン・テクノロジー・カンパニー・リミテッドが保有していた。同氏は、これらの法人の株主総会における議決権の3分の1以上を直接または間接的に支配している。

（注8） 表中の持株比率は、2025年12月31日現在の発行済株式総数2,641,430,142株に基づいて算出されている。

**Ⅱ．当行の原資産株式の（株式デリバティブに関する）ロングポジション：**

本株式を引き受けるための株式オプション（非上場の現物決済型の株式デリバティブ）は、承認済の従業員株式オプション制度に基づき、デイビッド・リー・コック・ポー氏、エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー氏およびブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン氏に付与された。

**Ⅲ．当行の負債証券の持分：**

| 名称 | 資格および性質 | 負債証券の種類 | 社債の金額 |
|---|---|---|---|
| デイビッド・リー・コック・ポー | 配偶者の持分 | 額面金額 500 百万米ドルの 2027 年満期 6.625%非優先損失吸収社債（以下「LACノートⅠ」という。） | 3,000,000 米ドル(1) |
| | 配偶者の持分 | 額面金額 650 百万米ドルの 2034 年満期 6.75%期限付劣後債（以下「劣後債」という。） | 2,000,000 米ドル(1) |
| アラン・ウォン・チー・ユン | 裁量信託の設立者および受益者 | 額面金額 500 百万米ドルの 2027 年満期 6.75%非優先損失吸収社債（以下「LACノートⅡ」という。） | 3,000,000 米ドル(2) |

（注1） デイビッド・リー・コック・ポー氏は、配偶者ペニー・プーン・カム・チュイ氏の持分を通じてLACノートⅠおよび劣後債について持分を有するとみなされた。LACノートⅠおよび劣後債は、当行の6十億米ドルのミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「MTNプログラム」という。）に基づいて発行され、それぞれ2024年3月および2024年6月に証券取引所に上場された。

（注2） アラン・ウォン・チー・ユン氏は、アラン・ウォン・チー・ユン氏が設立者および適格受益者である裁量信託アラン・ウォン2020トラストの保有するLACノートⅡについて持分を有するとみなされた。LACノートⅡはMTNプログラムに基づいて発行され、2023年3月に証券取引所に上場された。

その他の各取締役は、2025 年 12 月 31 日現在、当行またはその関連会社の株式、原資産株式または社債に対するいかなる持分またはショートポジションも有していなかった。

上記で開示されたものを除いて、2025年12月31日現在、当行またはその関連会社の株式、原資産株式または社債に対するいかなる持分またはショートポジションも登録簿に記録されていなかった。

2025年度中のいかなる時点においても、当行またはその子会社は、当行の取締役もしくは共同最高経営責任者またはその配偶者もしくは18歳未満の子が、従業員株式オプション制度および譲渡制限付株式ユニット制度を除き、当行またはその他の法人の株式または社債の取得によって利益を得ることを可能にするいかなる取決めの当事者にもなっていなかった。詳細は、下記「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025年12月31日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記2(ｘ)(ⅳ)および38」に記載されている。

下記「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025年12月31日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記20および注記21」も参照のこと。

## （３）【監査の状況】

### (a) 監査委員会および内部監査

上記「（１）コーポレート・ガバナンスの概要」の「B1. 監査委員会」を参照のこと。

### (b) 法定監査人

**KPMG**

公認会計士

会計財務報告局条例に従って登録されている公益事業体監査人

**財務諸表監査に関する追加情報**

財務諸表監査

会社条例に従い、東亜銀行の法定監査人は、当行グループの財務諸表を認証し、それらのネットワークのメンバーを通じて重要な連結子会社の状況を審査する。

財務諸表における監査責任者

| | 委託開始日 | 満了日 |
|---|---|---|
| *法定監査人* | | |
| **KPMG**<br>代表：アレンド・オルデンジール氏<br>公認会計士<br>香港、セントラル、チャター・ロード10、プリンス・ビルディング8階<br>監査業務に係る補助者の構成：2025年12月31日に終了した年度の監査業務には、1名の署名権限を有するパートナー（すなわち、アレンド・オルデンジール氏）および監査チームメンバーが関与した。 | KPMGは東亜銀行の法定監査人を50年超にわたり務めている | 2027年年次株主総会の終了時 |

**法定監査人の選任**

法定監査人は、2026年5月8日に開催された東亜銀行の年次株主総会において再任された。

2025年12月31日現在、KPMGは東亜銀行の法定監査人を50年超にわたり務めている。

当行は、KPMGが世界的な監査法人の１つとして当行が求める幅広い監査業務を独立して提供できる専門性を持つため、KPMGを当行の監査人として選任した。

### (c) 監査報酬の内容等

**監査人の報酬**

当行グループに対して監査および監査関連業務を提供した対価として、当行の外部監査人であるKPMGに支払われた、または支払われるべき報酬は、合計で2025年は31.9百万香港ドル、2024年は28.9百万香港ドルであった。

2025 年中、非監査業務を提供した対価として、KPMG およびその関連会社に支払われた、または支払われるべき報酬は、約 17.0 百万香港ドルであり、その主な内容にはレビューおよびコンサルティングサービスが含まれていた。2024 年中の非監査業務への報酬は、8.5 百万香港ドルであり、その主な内容にはレビューおよびコンサルティングサービス（8.4 百万香港ドル）ならびに税務サービス（0.1 百万香港ドル）が含まれていた。

監査委員会は、2025 年の非監査業務が、KPMG の独立性に影響を及ぼしていないことを確認した。

### （４）【役員の報酬等】

該当事項なし。

### （５）【株式の保有状況】

該当事項なし。

## ４【従業員の状況等】

### （１）【人材戦略に関する基本方針等】

**当行の人材**

2026 年 6 月 30 日現在、東亜銀行グループの従業員数は 7,617 名であった。

| （単位：名） | 2025 年 6 月 30 日現在 | 2025 年 12 月 31 日現在 | 2026 年 6 月 30 日現在 |
|---|---|---|---|
| 香港 | 4,579 | 4,467 | 4,463 |
| 中国本土 | 2,724 | 2,651 | 2,610 |
| マカオおよび台湾 | 117 | 115 | 115 |
| 海外 | 441 | 436 | 429 |
| **合計** | **7,861** | **7,669** | **7,617** |

当行が適応し変革を遂げるために人材は不可欠であり、それが長期的で持続可能な事業を展開する原動力となっている。2026 年－2028 年の東亜銀行の戦略計画を実施するにあたり、当行の人材に関する施策は、持続可能な収益成長の推進と、テクノロジーを活用した効率性向上の実現に向け策定されている。将来を見据えた人材を育成することで、香港、中国本土およびその他の地域における当行の顧客のニーズに対し、機敏かつ革新的な姿勢を保ち、迅速に対応できるよう努める。

持続可能な収益を促進するため、当行グループは、ワンバンク戦略を支持するべく、関連する事業部門およびチームの再編を行った。この体制整備により、特にウェルス・マネジメントおよびコーポレート・バンキングにおいて、地域をまたいだシームレスなサービスの提供が確保されている。当行グループは、リテール・バンキング、プライベート・バンキングおよび地域をまたいだウェルス・マネジメント事業におけるリレーションシップ・マネジャーを含む、戦略的要職に関する採用を強化してきた。現代における成長には、従来の銀行業務のスキル以上のものが必要であることを認識し、当行は環境に配慮した持続可能な銀行業務を含む新興分野への方向転換も進めている。個々の取組みを企業目標と整合させる観点から、当行の戦略的重点分野に対する組織全体のコミットメントを確保しながら、当行は、バランスのとれたスコアカード管理の強固な体制をグループレベルから個人レベルにまで拡大している。

テクノロジー主導の効率化を実現するためには、チームの組織体制や技能向上への取組みを大きく変革する必要がある。当行はテクノロジー部門を再編し、専任のイノベーション・オフィスを設置することで、取組みを一元化し、AI を活用したソリューションの導入を加速させている。こうした組織上の変更により、インフラを近代化し、エンジニアリング能力を強化するとともに、リードタイムを短縮し、顧客体験を向上させる、カスタマイズされた AI およびデータ・ソリューションの展開が可能となる。

この効率化推進における重要な要素に BEA グローバル・サービシズ・センターの変革がある。当行は BEA グローバル・サービシズ・センターをマニュアル中心の処理センターから、高度なテクノロジーと営業主導

型のグローバル・オペレーション・ハブへと変貌させている。この移行は、フィンテックや AI をはじめとする主要分野における、堅実な能力強化の取組みによって支えられている。

人材育成は、引き続き当行にとって最も重要な投資である。「クロスボーダー・ラーニング・アクセラレーター」研修を通じて、当行は中国本土の収益性の高い都市で働く従業員に対し、複雑な地域市場を乗り切るために必要な専門知識を身につけさせている。同時に、当行のリーダーへのルートである「フューチャー・リーダーズ・アクセラレーター・プログラム（FLAP）」および新たな「NEXus タレント・プログラム（NEXT）」を通じて、次世代のリーダーを育成している。当行内の人材や将来のリーダーを意図的に育成する取組みは、引き続き人材戦略の礎となる。当行グループの経営陣研修プログラムは、引き続き貴重な経験を提供しており、研修生は中国本土での 4 か月の配属や海外支店への訪問を通じてワンバンクの視点をさらに深めた。

当行のカルチャー研修も同様に変革をもたらしている。当行は「成長志向」の醸成から「デザイン思考」へと進展し、現在は「ビーアジャイル（BeAgile）」の枠組みを当行全体に組み込んでいる。この変化により、当行の業務遂行手法は適応性が高く、協働的であり、顧客価値の創出に重点を置いたものになっている。2026 年までに、「ビーアジャイル（BeAgile）」研修の普及率を香港で 50%、東亜銀行（中国）、海外支店および BEA グローバル・サービシズ・センターで 25%に引き上げ、一体的で機動的な組織の DNA 構築を見込んでいる。

これらの取組みの成果は、2025 年の従業員意識調査にも反映されており、回答率 99%を達成するとともに、イノベーション、変革、持続可能なエンゲージメントの各項目で 86%から 90%のスコアを獲得した。こうした行内の熱意は、外部からの評価にも表れている。2026 年、東亜銀行の MSCI の ESG レーティングは「AA」（リーダー）に引き上げられた。MSCI は特に、当行の人材管理およびエンゲージメントに関する取組みを、業界をリードするものとして高く評価しており、これは当行の人的資本管理の取組みの強さを示すものである。

今後も、当行は人材構成の最適化と同時に従業員の技能向上を図ることに引き続き注力していく。マクロ経済環境や市場情勢が急速に変化する時期に直面しているが、当行の方向性は明確である。AI 活用力、分野横断的な専門知識、そしてアジャイルな企業文化への投資を通じて、当行は革新性と強靭性を兼ね備えた銀行を構築する。

下記「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度－連結財務諸表注記－注記 2(ｘ)」も参照のこと。

**（２）【従業員の状況】**

2026 年 6 月 30 日現在の当行グループの従業員数は、以下の表に記載されるとおり、東亜銀行の従業員 3,509 名を含めて合計 7,617 名であった。

| 従業員数の内訳 | 従業員数（名） |
|---|---|
| 香港 | 4,463 |
| －個人向けバンキング | 1,482 |
| －ホールセール・バンキング | 317 |
| －トレジャリー・マーケッツ | 72 |
| －ウェルス・マネジメント | 277 |
| －その他 | 2,315 |
| 中国本土 | 2,610 |
| 海外、マカオおよび台湾 | 544 |
| コーポレート・マネジメント | － |
| **合計** | **7,617** |

当行は、当行の従業員の平均年齢、平均勤続期間、平均賃金、および前年度からの平均賃金の増減については開示していない。

# 第６【経理の状況】

(1) 2025年、2024年および2023年12月31日に終了した事業年度の財務諸表

a.　本書記載の当行グループの邦文の財務諸表（以下「邦文の財務諸表」という。）は、本書記載の2025年、2024年および2023年の12月31日に終了した各事業年度の原文の財務諸表を翻訳したものである。本書記載の原文の財務諸表は、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結株主資本変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務諸表注記で構成されており、HKFRS会計基準（HKFRS：香港財務報告基準）および会社条例に準拠して作成されている。当行グループの財務諸表の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第1項の規定が適用されている。

なお、当行グループに採用されている会計原則および表示方法と日本におけるものとの主要な相違点については、下記「第６　経理の状況－４　本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違」に記載されている。

b.　当行グループの原文の財務諸表は、香港における独立監査人であり、かつ公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等であるKPMG 香港の監査を受けており、2026年2月13日付、2025年2月20日付および2024年2月21日付の監査報告書の原文および訳文は本書に掲載されている。

なお、上記のKPMG 香港による監査報告書により、金融商品取引法第193条の2第1項第1号で定めるところの、監査証明に相当すると認められる証明を受けたとみなされる。

c.　日本円への換算および下記「第６　経理の状況－２　主な資産・負債及び収支の内容」から「第６　経理の状況－４　本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違」までの事項は原文の財務諸表には記載されておらず、当該事項における原文の財務諸表への参照事項を除き、上記 b.の監査の対象になっていない。

d.　邦文の財務諸表には、原文の財務諸表本表中の外貨表示金額についてのみ円換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年8月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1香港ドル＝20.32円の為替レートが使用されている。円換算金額は、四捨五入されているため、合計欄の数値が総数と一致しないことがある。なお、香港ドルからの円貨への換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、香港ドルの金額が上記のレートで円に換算されることを意味すると解釈されるべきではない。

e.　「第６　経理の状況－１　財務書類－(1) 2025年12月31日に終了した事業年度」、「(2) 2024年12月31日に終了した事業年度」および「(3) 2023年12月31日に終了した事業年度」の情報は当行グループの2025年、2024年および2023年のそれぞれの年次報告書（Annual Report）から引用している。本項において頁数（連結財務諸表において言及される頁数）に言及する場合、当該頁数は2025年、2024年および2023年のそれぞれの年次報告書（Annual Report）における頁数を指す。

(2) 2026年6月30日に終了した6か月間の中間財務諸表

a.　本書記載の当行グループの邦文の中間財務諸表（以下「邦文の中間財務諸表」という。）は、2026年6月30日に終了した半期の原文の中間財務諸表（以下「原文の中間財務諸表」という。）を翻訳したものである。原文の中間財務諸表は、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結株主資本変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および中間要約連結財務諸表注記で構成されており、香港公認会計士協会が公表している香港会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。当行グループの中間財務諸表の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第1項の規定が適用されている。

なお、当行グループに採用されているHKFRS会計基準における会計処理の原則および手続ならびに表示方法と日本におけるものとの主要な相違点については、下記「第６　経理の状況－４　本国と日本の会計原則及び会計慣行の相違」に記載されている。

b.　原文の中間財務諸表は、独立監査人による監査を受けていない。

c.　邦文の中間財務諸表には原文の財務諸表中の香港ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には2026年8月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直

物売買相場の仲値、1香港ドル＝20.32円の為替レートが使用されている。円換算額は、四捨五入されているため、合計欄の数値が総数と一致しないことがある。なお、香港ドルから円貨への換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、香港ドルの金額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。

d. 「第６　経理の状況－１　財務書類－(4) 2026年6月30日に終了した6か月間」の情報は当行グループの2026年の中間報告書（Interim Report）から引用している。本項において頁数（連結財務諸表において言及される頁数）に言及する場合、当該頁数は2026年の中間報告書（Interim Report）における頁数を指す。

**（訳文）**

**独立監査人の監査報告書**

## 東亜銀行*（香港において有限責任会社として設立）*
## 株主各位

### 監査意見

私どもは、220ページから415ページ（訳者注：原文のページ。以下同じ。）に記載された東亜銀行（以下「銀行」という。）およびその子会社（以下総称して「銀行グループ」という。）の連結財務諸表の監査を行った。当該連結財務諸表は、2025年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書ならびに重要性がある会計方針情報より構成される連結財務諸表注記で構成されている。

私どもは、連結財務諸表は、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表したHKFRS会計基準に準拠して2025年12月31日現在の銀行グループの連結財政状態、ならびに同日に終了した事業年度における連結経営成績および連結キャッシュ・フローの状況に関して真実かつ公正に表示しており、香港会社条例に準拠して適切に作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私どもは、HKICPA が公表した香港監査基準（以下「HKSA」という。）に準拠して監査を行った。これらの基準に基づく私どもの責任は、当報告書の連結財務諸表の監査に対する監査人の責任のセクションに詳細が記載されている。私どもは、社会的影響度の高い企業の財務諸表監査に適用される HKICPA の職業会計士の倫理規程（以下「規程」という。）に準拠して銀行グループから独立している。私どもはまた、規程に定められるその他の倫理上の責任を全うしている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当期の連結財務諸表の監査において最も重要と判断された事項である。係る事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程および意見の形成において検討した事項であり、これらの事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 顧客に対する貸付金の減損引当金 | |
|---|---|
| *連結財務諸表の注記2(h)(vii)、27(a)、42(a)(ix)を参照のこと* | |
| **監査上の主要な検討事項の内容** | **監査上の主要な検討事項に対する監査上の手続** |
| 2025年12月31日現在の銀行グループの顧客への貸付金は549,279百万香港ドルであり、2025年12月31日現在の予想信用損失（「ECL」）の総額は6,044,000,000百万香港ドルであった。 香港および中国本土の事業は、銀行グループの顧客への貸付金の 53.2% および 27.4%、ならびに当グループの予想信用損失（ECL）総額の 57.9% および 33.1% をそれぞれ占めている。<br><br>不動産セクター、特に香港および中国本土における課題が継続しているため、銀行業界全体において、顧客に対する貸付金の減損引当金は引き続き注視されている。これにより、借り手を取り巻く環境はより厳しくなっており、減損引当金の評価においても課題が生じている。<br><br>銀行グループは、償却原価で測定される顧客向け貸付金および前渡金の減損引当金を評価するために、ECLモデルを適用している。まだ信用減損が生じていない貸付残高は、組成時にステージ1に分類され、12ヶ月分のECL引当金が計上される。 貸付残高は、返済されるか、信用リスクが著しく高まる（ステージ2）か、または信用減損状態となる（ステージ3）までステージ1のままであり、ステージ3になった場合には、残存期間にわたるECL引当金が計上される。<br><br>信用リスクが著しく高まる可能性のある貸付金や、すでに信用減損が生じている貸付金を特定することは依然として困難である。過去の返済実績は、借り手の財務状況を十分に反映していない可能性があるため、より多くの判断が求められる。<br><br>信用リスクが著しく高いエクスポージャーが適切に特定されず、適切なステージに分類されない場合、減損引当金の金額に重大な誤差が生じる可能性がある。<br><br>ECLモデルを用いた貸倒引当金の算定は、損失段 | 償却原価で測定される顧客向け貸付金および前渡金に関する銀行グループの減損引当金を評価するための会社の監査手続には、その見積りに用いられた方法論、データおよび仮定に関して、以下の内容が含まれていた。<br><br>監査アプローチ<br><br>・ ECLモデルに関するモニタリングおよびガバナンスプロセス、ならびに経営陣による減損引当金の最終的な検討および決定を取り巻く統制に関する主要な内部統制の設計、実施状況および運用有効性を理解し、評価すること<br>・ 信用リスクの専門家を関与させ、経営陣が減損引当金の決定に用いるECLモデルの方法論の適切性および信頼性を評価すること<br>・ ECL計算の正確性を評価するにあたり、以下のパラメータおよび仮定に基づき、ECLモデルを用いて、当初認識後に信用リスクが著しく増加していない貸付金および顧客への貸付のサンプルについて12ヶ月間の信用損失引当金を、また信用リスクが著しく増加している貸付金および顧客への貸付のサンプルについては全期間信用損失引当金を算出し、グループの結果と比較すること<br><br>前提条件<br><br>・ 信用格付けプロセスにおける財務報告に関する主要な内部統制の整備、実施および運用の有効性を理解し評価する。<br>・ ECLモデルで使用される前提条件に関するモニタリングおよびガバナンスプロセスにおける主要な内部統制の整備、実施、および運用有効性を理解し、評価すること。これには、エクスポージャーに適用される内部信用格付けの評価も含まれる 。<br>・ 貸付金の信用リスクが当初認識後に著しく増加したか否か、および当該貸付金が信用減損状態にあるか否かに関する経営陣の評価の妥当性を評価す |

| | |
|---|---|
| 階の特定、デフォルト確率、デフォルト時損失率、デフォルト時エクスポージャー、割引率の推定、将来見通しに基づく情報による調整、およびその他の調整要因を含む多くの重要なパラメータや仮定に左右される。これらのパラメータの選定や仮定の適用には、経営陣の判断が必要となる。<br><br>特に、減損引当金の算定は、外部のマクロ経済環境に大きく依存している。期待信用損失は、過去の損失実績、内部および外部の信用格付け、その他の調整要因を含む推計値から導き出される。個人向けローンの期待信用損失は、経営陣が過去の延滞データ、個人向けローンの過去の損失実績、およびその他の調整要因を考慮した推計値から導き出される。<br><br>また、経営陣は、様々な要因に基づき、デフォルト時の損失額（LGD）を決定する際にも判断を下している。これらには、回収のための利用可能な救済措置、借り手の財務状況、担保の回収可能額、マクロ経済的要因、債権の優先順位、および他の債権者の存在と 協力姿勢が含まれる。経営陣は、資格を有する第三者の評価者が発行した評価報告書を参照し、担保として保有されている不動産の価値を評価する際、市場価格、立地、用途を含む様々な要因の影響を考慮する。 担保の実行可能性、換価の時期および手段も、担保からの回収可能額、ひいては報告期間末時点での減損引当金の額に影響を及ぼす可能性がある。その結果、当事業のこの特定の分野における顧客に対する貸付金の減損引当金は、重要な虚偽表示が生じる本質的なリスクがより高くなっている。<br><br>当監査法人は、償却原価で測定される顧客に対する貸付金の減損引当金を、これに関連する固有の不確実性および経営陣の判断の複雑さ、ならびに当グループの財務実績および資本に対するその重要性から、重要な監査事項として特定した。 | るため、サンプルを選定し、貸付金の延滞情報を確認し、与信担当者に借り手の事業運営状況について照会を行い、借り手の財務情報を確認し、借り手の事業に関する市場情報の調査を行った。信用審査のために選定した顧客に対する貸付金のサンプルは、業種、融資契約の特性、担保の種類、および口座の信用品質など、高いリスク特性を有する口座に重点を置いた。<br>・ 信用リスクの専門家を関与させ、ECLモデルにおける主要な仮定の妥当性を評価した。これには、経営陣がステージを決定する際に用いる基準、デフォルト確率、デフォルト時損失率、デフォルト時エクスポージャー、割引率、将来見通しに関する情報に基づく調整、およびその他の重要な経営陣による調整が含まれる。<br>・ 判断を要する主要なパラメータについては、外部の情報源から証拠を収集し、過去の損失実績や担保の種類を含む当グループの内部記録と比較することで、入力パラメータを批判的に評価した。これらの手続の一環として、見積りや入力パラメータの修正理由について検証を行い、判断の一貫性を検討した。また、モデルで使用された経済的要因を市場情報と比較し、それらが市場および経済動向と整合しているかどうかについて評価した。<br>・ 信用減損が生じている顧客に対する貸付金の選定サンプルについて、エクスポージャーの回収可能額に関する経営陣の評価を検証した。これには、不動産担保の価値に関する経営陣の評価を当該不動産の立地や用途に基づく市場価格および類似物件の価格と比較検討することも含まれる。 また、その他の担保の実現時期および手段を評価し、予測キャッシュ・フローを評価するとともに、銀行グループの回収計画の実現可能性について検証を行い、契約条件に不可欠なその他の信用補完措置を評価した。<br>・ ECLモデル出力に対する重要な手動調整およびオーバーレイの適切性を評価した。<br><br><u>データ</u><br><br>・ ECLモデルで使用される主要なデータ要素の記録を含め、償却原価で測定される貸付金の承認、計上、およびモニタリングに関する財務報告上の主要な内部統制の設計、実施、および運用上の有効 |

| | |
|---|---|
| | 性を理解し、評価した。<br>・ ECLモデルにおける主要パラメータに使用されるデータの完全性および正確性を評価するため、サンプルベースで個々の貸付情報を原契約およびその他の関連文書と照合し、ECLモデル内の貸付情報の正確性を評価した。外部データから導出された主要パラメータについては、サンプルを選定し、公開情報源と照合することで当該データの正確性を検証した 。<br>・ ECLモデルで使用される主要パラメータのうち、システム生成の内部データから導出されたものについては、サンプルベースで入力データと原本を照合することにより、 への入力データの正確性を評価した。　私どもは、顧客への貸付金に関する延滞報告書の作成など、財務報告プロセスにおいて重要な情報システム統制の評価に、情報技術の専門家を関与させた。また、これらのシステム内の関連する自動化されたアプリケーション統制の設計、実装、および運用上の有効性、ならびにこれらの基盤となるシステムに対する主要な内部統制（システムへのアクセスに関する統制や、データおよび変更管理に関する統制を含む）についても評価を行った。<br><br>償却原価で測定される顧客への貸付金および前渡金に関する当グループの減損引当金を評価するためのその他の監査手続には、以下のものが含まれていた。<br>・ 当事業年度における減損貸付金の処分に関する会計処理の評価に関して、貸付金処分契約および関連書類を精査し、経営陣への照会を行い、当該取引が適切に認識されているかどうかの評価。<br>・ 償却原価で測定される顧客への貸付金および前渡金に関する減損引当金の表示および開示が、現行の会計基準の要件を満たしているかどうかの評価。 |

| **関連会社－AFFIN Bank Berhad（以下「AFFIN」という。）への投資の減損評価** | |
|---|---|
| *連結財務諸表の注記2(r)、30を参照のこと* | |
| **監査上の主要な検討事項の内容** | **監査上の主要な検討事項に対する監査上の手続** |
| 銀行グループによる AFFIN への投資の市場価格は、一定期間にわたって継続して帳簿価額を下回っている。これは、潜在的な減損の兆候とみなされる。<br><br>HKAS第36号「資産の減損」では、帳簿価額が回収可能価額（公正価値から処分費用を差し引いた額と使用価値（「VIU」）のいずれか高い方）を上回る場合、減損損失を認識することが求められている。銀行グループは、VIUモデルを用いて、当グループが当該投資を継続して保有すると仮定した場合の投資価値を見積もり、減損テストを実施した。<br><br>2025年12月31日現在、回収可能額は4,709百万香港ドルであり、これは帳簿価額4,125百万香港ドルを上回っていたため、これ以上の減損損失は認識されなかった。<br><br>VIUモデルは、HKAS第36号「資産の減損」の要件に基づいており、短期的および長期的な多くの仮定に依存している。これらの仮定は判断に基づくものであり、経営陣の推定、予測、および市場データを組み合わせて導き出されている。これらの仮定には、マレーシア経済に関する現在の不確実性の水準が考慮されている。<br><br>経営陣は、VIU計算の入力値の決定にあたり、以下の事項を含むいくつかの重要な判断を行った。<br><br>・ 予想キャッシュ・フロー<br>・ 必要な規制資本調整額に関する予測<br>・ 成長率および終値<br>・ 予想キャッシュ・フローに適用される割引率<br><br>私どもは、VIUの推計には不確実性が存在し、かつ連結財務諸表にとって重要であることに加え、主要な仮定の評価には経営陣による相当程度の判断が伴い、それが期末時点における当グループのAFFINへの投資の帳簿価額および当年度の減損損失額の両方に影響を及ぼす可能性があることか | 銀行グループによるAFFINへの投資の帳簿価額を評価するための私どもの監査手続には、見積りに用いられた方法論、データおよび仮定に関して、以下の内容が含まれていた。<br><br><u>監査アプローチ</u><br><br>・ 私どもの評価専門家を起用し、VIUの算定に使用された評価方法の適切性を評価した。<br><br><u>前提条件</u><br><br>・ AFFINの取締役会に名を連ねる経営陣と協議を行い、AFFINの業績および将来の事業計画について理解を深めること<br>・ 私どもの評価専門家の支援を得て、以下の手続を通じて、当グループのAFFINへの投資の回収可能額を算出するために使用された成長率、終値、および割引率に関する、経営陣が割引キャッシュ・フロー予測において採用した前提条件および判断を評価した<br>　・ 入手可能な市場情報に基づき、成長率、終値、および割引率に関する前提条件および判断について調査を行う<br>　・ 割引率の代替計算を行い、これを経営陣が適用した割引率と比較することにより、経営陣が用いた割引率の妥当性を評価すること<br>　・ 必要な規制資本調整額に関する予測に使用された前提条件を評価すること<br>　・ AFFINの予算収益および利益をアナリストレポートなどの外部データと比較し、その妥当性を評価すること<br>・ 割引キャッシュ・フロー予測において採用された主要な仮定（適用された成長率、キャッシュ・フロー予測、割引率の仮定など）それぞれについて、経営陣が作成した感応度分析を評価し、これらの仮定の策定における経営陣の偏見がないか検討すること。<br>・ VIU計算における様々な経済シナリオに対し、経 |

| | |
|---|---|
| ら、銀行グループのAFFINへの投資に関する減損評価を重要な監査事項として特定した。 | 営陣が付与した確率について、それらが市場および経済動向と整合しているかどうかを評価すること。<br><br>データ<br><br>・ AFFINの予算収益および利益を経営陣が割引キャッシュ・フロー予測において用いた前提条件と比較すること。<br>・ 過去数年間のAFFINの実際の業績を、経営陣が前年度に作成した予測と比較し、経営陣の予測プロセスの正確性を評価すること。<br>上記の監査手続に加え、私どもは、現行の会計基準の要件に照らし、AFFIN に対する当グループの投資の減損評価に関する連結財務諸表の開示が、主要な仮定に内在するリスクを反映しているかどうかについても検討した。 |

## 連結財務諸表および当監査報告書に記載された事項以外の情報

取締役はその他の情報について責任を負う。その他の情報は、連結財務諸表および私どもの監査報告書以外の年次報告書に記載されているすべての情報より構成される。

連結財務諸表に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としておらず、それらに対していかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

連結財務諸表の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、その他の情報が連結財務諸表もしくは監査を通じて得た私どもの理解と著しく矛盾している、または重要な虚偽表示と見られるかを検討することにある。

私どもが本監査報告書の日付より前に入手したその他の情報について実施した業務に基づき、私どもが当該その他の情報に重要な虚偽表示があるとの結論に至った場合、私どもは係る事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

## 連結財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、HKICPA が発行した HKFRS 会計基準および香港会社条例に準拠した真実かつ公正に表示された連結財務諸表の作成、ならびに不正や誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制について責任を負う。

連結財務諸表の作成において、取締役は、継続企業としての銀行グループの存続能力の評価を行い、該当する場合は継続企業の前提に関する開示を行ったうえで取締役が銀行グループを清算または業務を停止する意思を有する場合やそうするより他に現実的な代替方法がない場合を除き継続企業の前提で財務諸表を作成する責任を負う。

取締役は、銀行グループの財務報告プロセスを監視する責任を遂行するうえで、監査委員会の支援を受ける。

## 連結財務諸表の監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、不正や誤謬により、連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査報告書を発行することにある。私どもの監査報告書は香港会社条例第 405 章に従い、株主のみを利用者として想定しておりそれ以外の目的に適合しない。私どもは、本報告書の内容につき、株主以外の一切の者に対し責任を負わず、債務を負うものではない。

合理的な保証は高い程度の保証ではあるが、HKSA に準拠して行った監査が重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正や誤謬により生じる可能性があり、個別または集計して、当該連結財務諸表を基礎として経済的な決定を行う利用者に対する影響が合理的に想定されうる場合に重要とみなされる。

HKSA に準拠した監査では、私どもは職業的専門家としての判断が必要とされ、監査の実施において常に職業的懐疑心を維持する。私どもはまた、以下を行う。

- 不正や誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、私どもの監査意見についての合理的な基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正は、共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽の言明または内部統制の無効化による可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による虚偽表示よりも高い。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、銀行グループの内部統制の有効性についての意見表明が目的ではない。
- 使用された会計方針の妥当性ならびに取締役による会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業を前提とした会計処理の実施の適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、銀行グループの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを結論付ける。私どもが重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、私どもの監査報告書において、連結財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、または、当該開示が不十分な場合は、私どもの意見を修正する必要がある。私どもの結論は、本監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、銀行グループが継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の全般的な表示、構成および内容(開示を含む)、ならびに連結財務諸表における基礎となる取引および事象の表示が適正な表示となっているかを評価する。
- 連結財務諸表に関する意見を形成する基礎として、銀行グループ内の企業またはビジネス・ユニットの財務情報に関連する十分かつ適切な監査証拠を入手するためにグループ監査を計画し、実施する。私どもはまた、グループ監査の目的上、実施された監査業務の指示、監督およびレビューについて責任を有する。私どもは私どもの監査意見に単独で責任を負う。

私どもは、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な検出事項(監査の過程で私どもが識別した内部統制における重要な不備を含む)について監査委員会とコミュニケーションを行う。

私どもはまた、監査委員会に、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守している旨を書面で提供し、また、私どもの独立性に影響を与えると合理的に考えられる全ての関係やその他の事項、また該当する場合には脅威を排除するための措置または適用するセーフガードについてコミュニケーションを行っている。

監査委員会とコミュニケーションを行った事項の中から、当期間の連結財務諸表の監査において最も重要性がある事項、すなわち監査上の主要な事項を決定し、係る事項を監査報告書に記載する。ただし、法令により当該事項の公開が禁止されている場合、または、極めてまれな状況ではあるが、報告書において言及することで公共の利益よりも悪影響の方が大きいと合理的に予想されるために報告書において当該事項について言及すべきではないと私どもが判断した場合は、この限りでない。

本独立監査人の監査報告書に係る監査のエンゲージメント・パートナーは、アレンド・オルデンジールである(開業証明書番号: P06276)。

ＫＰＭＧ
公認会計士
プリンス・ビルディング 8 階
10 チャター・ロード
セントラル、香港
2026 年 2 月 13 日

# Independent Auditor's Report



## TO THE MEMBERS OF THE BANK OF EAST ASIA, LIMITED

(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

### Opinion

We have audited the consolidated financial statements of The Bank of East Asia, Limited ("the Bank") and its subsidiaries (together "the Group") set out on pages 220 to 415, which comprise the consolidated statement of financial position as at 31 December 2025, the consolidated income statement, the consolidated statement of comprehensive income, the consolidated statement of changes in equity and the consolidated cash flow statement for the year then ended and notes to the consolidated financial statements, comprising material accounting policy information.

In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the consolidated financial position of the Group as at 31 December 2025 and of its consolidated financial performance and its consolidated cash flows for the year then ended in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSAs") as issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements* section of our report. We are independent of the Group in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* ("the Code"), as applicable to audits of financial statements of public interest entities. We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the consolidated financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the consolidated financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

**Impairment allowances of loans and advances to customers**

Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 42(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| The Group's advances to customers as at 31 December 2025 amounted to HK$549,279 million, with total expected credit losses ("ECL") amounting to HK$6,044 million as at 31 December 2025. Hong Kong and Chinese Mainland Operations contributed to 53.2% and 27.4% of the Group's advances to customers, and 57.9% and 33.1% of the Group's total ECL respectively.<br><br>Impairment allowances of loans and advances to customers across the banking industry continues to be an area of elevated focus due to ongoing challenges in the real estate sector, particularly in Hong Kong and Chinese Mainland. This has led to a more difficult environment for borrowers and leads to challenges in assessing impairment provisions. | Our audit procedures to assess the Group's impairment allowances on loans and advances to customers measured at amortised cost with regards to the methodology, data and assumptions used in the estimate included the following:<br><br>**Methodology**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on the ECL model monitoring and governance process and on the controls around the final review and determination of impairment allowances by management; |

# 獨立核數師報告

## 致東亞銀行有限公司成員

(於香港註冊成立的有限公司)

### 意見

本核數師(以下簡稱「我們」)已審計列載於第220至第415頁的東亞銀行有限公司(以下簡稱「貴銀行」)及其附屬公司(以下統稱「貴集團」)的綜合財務報表,此綜合財務報表包括於二零二五年十二月三十一日的綜合財務狀況表和截至該日止年度的綜合收益表、綜合全面收益表、綜合權益變動表和綜合現金流量表,以及綜合財務報表附註,包括重大會計政策資訊及其他解釋資訊。

我們認為,該等綜合財務報表已根據香港會計師公會頒布的《香港財務報告會計準則》真實而中肯地反映了 貴集團於二零二五年十二月三十一日的綜合財務狀況及截至該日止年度的綜合財務表現及綜合現金流量,並已遵照香港《公司條例》妥為擬備。

### 意見的基礎

我們已根據香港會計師公會頒布的《香港審計準則》進行審計。我們在該等準則下承擔的責任已在本報告「核數師就審計綜合財務報表承擔的責任」部分中作進一步闡述。根據香港會計師公會頒布的《專業會計師道德守則》(以下簡稱「守則」),守則適用於公衆利益實體的財務報表審計,我們獨立於 貴集團,並已履行守則中的其他專業道德責任。我們相信,我們所獲得的審計憑證能充足及適當地為我們的審計意見提供基礎。

### 關鍵審計事項

關鍵審計事項是根據我們的專業判斷,認為對本期綜合財務報表的審計最為重要的事項。這些事項是在我們審計整體綜合財務報表及出具意見時進行處理的。我們不會對這些事項提供單獨的意見。

**客戶貸款及墊款的減值準備**

請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和42(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 於二零二五年十二月三十一日, 貴集團的客戶墊款達到港幣5,492.79億元,預期信貸損失於二零二五年十二月三十一日總額為港幣60.44億元。香港與中國內地的業務分別佔 貴集團客戶墊款的53.2%和27.4%,以及佔 貴集團預期信貸損失總額的57.9%和33.1%。<br><br>由於房地產行業的持續挑戰,特別是香港與中國內地,銀行業客戶貸款和墊款的減值準備繼續成為關注的焦點。這導致評估減值準備更加困難。 | 因應估計中使用的方法、數據和假設,我們就評估 貴集團以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備相關的審計程序包括以下各項:<br><br>**方法**<br>• 瞭解並評估與以下項目有關的關鍵內部控制的設計、實施及操作成效:預期信貸損失模型監管和管治流程,以及管理層在最終審閱及釐定減值準備的內部控制; |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**
Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 42(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| The Group applies its ECL models to assess impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost. Loan exposures that are not already credit-impaired are classified as stage 1 on origination and a 12-month ECL provision is recognised. Loan exposures will remain in stage 1 until they are repaid, experience a significant increase in credit risk (stage 2) or become credit-impaired (stage 3), for which a lifetime ECL provision is recognised.<br><br>The difficulty in identifying those loans which may have significant increase in credit risk or impaired has remained high. Past historical experience on repayment may be less representative of the borrowers' financial conditions and therefore more judgement is required.<br><br>Impairment allowances may be materially misstated if the exposures with a significant increase in credit risk are not properly identified and classified in the appropriate stages.<br><br>The determination of impairment allowances using the ECL models is subject to a number of key parameters and assumptions, including the identification of loss stages, estimates of probability of default, loss given default, exposures at default and discount rate, adjustments for forward-looking information and other adjustment factors. Management judgment is involved in the selection of those parameters and the application of the assumptions.<br><br>In particular, the determination of the impairment allowances is heavily dependent on the external macro environment. The expected credit losses are derived from estimates including the historical losses, internal and external credit grading and other adjustment factors. The expected credit losses for personal loans are derived from estimates whereby management takes into consideration historical overdue data, the historical loss experience for personal loans and other adjustment factors. | • involving credit risk specialists in assessing the appropriateness of the methodology and reliability of the ECL models used by management in determining impairment allowances; and<br><br>• in respect of assessing the accuracy of ECL calculation, calculating the amount of credit loss allowance for 12-month and life-time credit losses using the ECL models based on the below parameters and assumptions for a sample of loans and advances to customers where the credit risk of the loan has not, or has, increased significantly since initial recognition, respectively and comparing to the results from the Group;<br><br>**Assumptions**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on financial reporting over the credit grading process;<br><br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on the monitoring and governance process for the assumptions used in the ECL models, including the assessment of the internal credit grading applied to exposures;<br><br>• evaluating the validity of management's assessment on whether the credit risk of the loan has, or has not, increased significantly since initial recognition and whether the loan is credit-impaired by selecting samples for which we checked loan overdue information, made enquiries of the credit managers about the borrowers' business operations, checked borrowers' financial information and researched market information about borrowers' businesses. Our sample of loans and advances to customers selected for credit review focused on accounts with high risk characteristics, including industries, features of loan arrangements, types of collateral and credit quality of the accounts;<br><br>• involving credit risk specialists in assessing the appropriateness of the key assumptions in the ECL models, including the criteria used by management in determining loss stages, the probability of default, loss given default, exposure at default, discount rate, adjustments for forward-looking information and other material management adjustments; |

獨立核數師報告（續）

**客戶貸款及墊款的減值準備**

請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和42(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 貴集團使用其預期信貸損失模型來評估以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備。尚未成為不良信貸的貸款於發放時被劃歸為第一階段，並按照相當於12個月的預期信貸損失的金額確認撥備。貸款會保留於第一階段直至其被償還，信貸風險有顯著增加（第二階段）或已成為不良信貸（第三階段），相應撥備會按照相當於合約期內之預期信貸損失的金額確認。<br><br>識別信貸風險可能顯著增加的貸款及不良信貸的難度仍高。當中需要更多的判斷，因為過去的歷史償還經驗可能較難代表客戶的財務狀況。<br><br>倘貸款的信貸風險顯著增加未被恰當地識別及分類，可能導致預期信貸損失存在重大錯誤陳述。<br><br>採用預期信貸損失模型釐定減值準備時須考慮若干關鍵參數及假設，包括所識別的損失階段，所估計的違約概率、違約損失率、違約風險承擔和貼現率，就前瞻性資訊所作的調整以及其他調整因素。在選取該等參數及應用上述假設時亦須管理層作出判斷。<br><br>當中，減值準備的釐定在很大程度上取決於外部宏觀環境及 貴集團的內部信貸風險管理策略。預期信貸損失乃源自於對歷史損失、內部及外部信貸評級及其他調整因素的估計。個人貸款的預期信貸損失乃源自於管理層考慮了歷史逾期數據、個人貸款的以往損失經驗以及其他調整因素而作出的估計。 | • 使用信貸風險專家評估管理層在釐定減值準備時所用的預期信貸損失模型的可靠性；及<br><br>• 在評估預期信貸損失計算的準確性方面，抽選信貸風險自初始確認以來尚未顯著增加或已顯著增加的客戶貸款及墊款樣本，同時根據以下參數及假設並使用預期信貸損失模型，分別計算該等樣本按照12個月內的信貸損失和合約期內的信貸損失計量的信貸損失準備金額，並將該計算結果與 貴集團的結果進行比較；<br><br>**假設**<br><br>• 瞭解並評估與信貸評級流程有關的關鍵財務報告內部控制的設計、實施及操作成效；<br><br>• 瞭解並評估用於監管和管治預期信貸損失模型中使用的假設的流程的關鍵內部控制的設計、實施及操作成效，包括評估適用於承擔的內部信貸評級；<br><br>• 採用抽樣的方式檢查貸款逾期資訊，就借款人的業務運營詢問信貸經理，檢查借款人的財務信息並查考有關借款人業務的市場資訊，以評價管理層對於貸款的信貸風險自初始確認以來是否已，或尚未有，顯著增加以及貸款是否已成為不良信貸的評估是否恰當。我們抽查的客戶貸款及墊款樣本，關注於具有高風險條件的貸款，高風險條件包括行業、貸款安排、抵押品類型及信貸質量；<br><br>• 使用信貸風險專家評估管理層在預期信貸損失模型中使用的假設的恰當性，包括損失階段的識別、違約概率、違約損失率、違約風險承擔、貼現率、就前瞻性資訊所作的調整以及管理層所作的其他重大調整； |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**
Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 42(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| Management also exercises judgement in determining the quantum of loss given default based on a range of factors. These include available remedies for recovery, the financial situation of the borrower, the recoverable amount of collateral, macroeconomic factors, the seniority of the claim and the existence and cooperativeness of other creditors. Management refers to valuation reports issued by qualified third party valuers and considers the influence of various factors including the market price, location and use when assessing the value of property held as collateral. The enforceability, timing and means of realisation of collateral can also have an impact on the recoverable amount from collateral and, therefore, the amount of impairment allowances as at the end of the reporting period. As a result, the impairment allowances of loans and advances to customers in this particular part of business is subject to a higher inherent risk of material misstatements.<br><br>We identified the impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost as a key audit matter because of the complexity of the inherent uncertainty and management judgment involved and because of its significance to the financial results and capital of the Group. | • for key parameters involving judgement, critically assessing input parameters by seeking evidence from external sources and comparing it to the Group's internal records including historical loss experience and type of collateral. As part of these procedures, we challenged the reasons for modifications to estimates and input parameters and considered the consistency of judgement. We compared the economic factors used in the models with market information to assess whether they were aligned with market and economic development;<br><br>• for selected samples of loans and advances to customers that are credit-impaired, evaluating management's assessment of the recoverable amount of the exposure including evaluating management's assessment of the value of any property collateral held by comparison with market prices based on the location and use of the property and the prices of comparable properties. We also evaluated the timing and means of realisation of other collateral, evaluated the forecast cash flows, challenged the viability of the Group's recovery plans and evaluated other credit enhancements that are integral to the contract terms; and<br><br>• assessing the appropriateness of material manual adjustments and overlays on ECL model outputs.<br><br>**Data**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on financial reporting over approval, recording and monitoring of loans measured at amortised cost, including the recording of key data elements used in the ECL model;<br><br>• assessing the completeness and accuracy of data used for the key parameters in the ECL models, by comparing individual loan information on a sample basis with the underlying agreements and other related documentation to assess the accuracy of the loan information in the ECL models. For key parameters derived from external data, we selected samples to inspect the accuracy of such data by comparing them with publicly available sources; and |

獨立核數師報告（續）

**客戶貸款及墊款的減值準備**

請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和42(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 管理層在釐定違約損失率的數額時亦會根據多項因素作出判斷。這些因素包括收回墊款的方式、借款人的財務狀況、抵押品的可收回金額、宏觀經濟因素、索賠受償順序及其他債權人是否存在及其合作意向等。在評估持作抵押品的物業的價值時，管理層會參考合資格第三方評估師出具的估值報告，並考慮各種因素的影響，包括物業的市場價格、位置及用途。收回抵押品的法律依據、變現時間和方法亦會影響抵押品的可收回金額，並從而影響報告期末的減值準備金額。因此，有關此部份業務的客戶貸款及墊款減值準備存在較高重大錯誤陳述的內含風險。<br><br>由於以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備所涉及的複雜性、管理層判斷以及內含的不確定性，同時由於其對　貴集團財務業績和資本的重大影響，我們將其認定為一項關鍵審計事項。 | • 對於涉及判斷的關鍵參數，從外部來源獲得證據並將其與　貴集團的內部記錄（包括以往損失經驗和抵押品的類型）進行比較，以對輸入參數進行審慎評估。在這個過程中，我們就管理層對估計及輸入參數的修訂理據提出質詢，並考慮判斷的一致性。我們將模型中所運用的經濟因素與市場資訊進行對比，以評估這些數據是否與市場及經濟發展相符；<br><br>• 對於已抽選的不良信貸的客戶貸款及墊款樣本，評價管理層對信貸風險可收回金額的評估，包括根據持作抵押品的物業的位置及用途以及鄰近物業的價格，將持作抵押品的物業的價值與市場價格進行比較，以評價管理層對該類物業價值的評估。我們還評價了其他抵押品的變現時間和方法以及現金流預測，對　貴集團回收方案的可行性提出了質詢，並對合同條款中的其他信貸提升進行了評價；及<br><br>• 評估重大的手動調整以及預期信貸損失模型輸出值的調整是否恰當；<br><br>數據<br>• 瞭解並評估與以下項目有關的關鍵財務報告內部控制的設計、實施及操作成效：以攤銷成本計量的貸款的審批、記錄和監管，包括記錄預期信貸損失模型中使用的關鍵數據；<br><br>• 通過在抽樣基礎上對比個別貸款資訊與相關協議及其他相關文檔，評估預期信貸損失模型中的貸款資訊是否準確，以此評估預期信貸損失模型中的關鍵參數所用的數據是否完整及準確。對於源自外部數據的關鍵參數，我們採用抽樣方式將該等數據與公開可獲取的數據進行比較，以檢查該等數據的準確性；及 |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**
Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 42(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| | • for key parameters used in the ECL models which were derived from system-generated internal data, assessing the accuracy of input data by comparing the input data with original documents on a sample basis. We involved our information technology specialists in assessing the information systems controls critical to the financial reporting process, such as the compilation of the overdue reports for advances to customers. We also assessed the design, implementation and operating effectiveness of relevant automated application controls within these systems, as well as key internal controls over these underlying systems, including controls over access to these systems and controls over data and change management;<br><br>Other audit procedures to assess the Group's impairment allowances on loans and advances to customers measured at amortised cost included the following:<br><br>• in respect of evaluating the accounting treatments of disposal of impaired loans during the year, inspecting the loan disposal agreements and documents, enquiring of management and assessing whether the transactions are recognised appropriately; and<br><br>• evaluating whether the presentation and disclosures on impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost meet the requirements of the prevailing accounting standards. |

獨立核數師報告（續）

**客戶貸款及墊款的減值準備**
請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和42(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| | • 對於預期信貸損失模型中所用的、源自系統生成的內部數據的關鍵參數，在抽樣基礎上將輸入數據與原始文檔進行對比以評估輸入參數的準確性。我們使用我們的資訊技術專家來評估對財務報告流程有重要影響的資訊系統控制，包括客戶墊款逾期報告的編制。我們還評估這些系統內的相關自動化應用程式控制，以及對這些相關系統的主要內部控制（包括對系統登入的控制以及對數據和變更管理的控制）在設計、實施和操作上的成效。<br><br>與評估　貴集團以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備的其他審計程式包括：<br><br>• 評估年內減值貸款處置的會計處理，檢查相關貸款處置協議和文件，向管理層詢問並評估該等交易是否恰當地確認；及<br><br>• 評價以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備的列報與披露是否滿足現行會計準則的要求。 |

**Impairment assessment of an investment in associate, AFFIN Bank Berhad ("AFFIN")**
Refer to notes 2(r), 30 to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| The quoted market price of the Group's investment in AFFIN has been persistently below the carrying amount for a period of time. This is considered an indicator of potential impairment.<br><br>HKAS 36 "Impairment of assets" requires recognition of impairment loss when the carrying amount exceeds the recoverable amount, which is the higher of its fair value less costs of disposal and its value in use ("VIU"). An impairment test was performed by the Group using a VIU model to estimate the investment's value assuming the Group continues to hold this investment.<br><br>As at 31 December 2025, the recoverable amount was HK$4,709 million, which was above the carrying amount of HK$4,125 million and no further impairment charge was recognised.<br><br>The VIU model is based on the requirements in HKAS 36 "Impairment of assets" and is dependent on many assumptions, both short-term and long-term in nature. These assumptions, which are judgemental, are derived from a combination of management estimates, forecasts and market data. The assumptions considered the current levels of uncertainty on the economy in Malaysia.<br><br>A number of key judgements were made by management in determining the inputs for the VIU calculation which included:<br><br>• forecast cash flows;<br><br>• forecast regulatory capital adjustments required;<br><br>• growth rates and terminal values; and<br><br>• discount rate applied to the forecast cash flows.<br><br>We identified the impairment assessment of the Group's investment in AFFIN as a key audit matter because of the uncertainty of the VIU estimation and its significance to the consolidated financial statements, and because assessing the key assumptions involved a significant degree of management judgement which may affect both the carrying value of the Group's investment in AFFIN at year end and amount of impairment charge for the year. | Our audit procedures to assess the carrying value of the Group's investment in AFFIN with regards to methodology, data and assumptions used in the estimate included the following:<br><br>**Methodology**<br>• engaging our valuation specialists to evaluate the methodology used in the VIU calculation;<br><br>**Assumptions**<br>• discussing with management, who sit on the board of AFFIN, to understand business performance and future business plans of AFFIN;<br><br>• evaluating the assumptions and judgements adopted by management in its discounted cash flow forecast relating to growth rates, terminal value and the discount rate used to derive the recoverable amount of the Group's investment in AFFIN, with support of our valuation specialists, through the following procedures:<br><br>• conducting research on the assumptions and judgements relating to growth rates, terminal value and the discount rate based on available market information;<br><br>• performing an alternative calculation of the discount rate and comparing this calculation with the discount rate applied by management to assess reasonableness of the discount rate used by management;<br><br>• evaluating the assumptions used in forecasting regulatory capital adjustments required;<br><br>• comparing AFFIN's budgeted income and profits with externally derived data, such as analysts' reports, to assess their reasonableness;<br><br>• evaluating the sensitivity analyses prepared by management for each of the key assumptions adopted in the discounted cash flow forecast, including growth rates applied, cash flow forecast, and discount rate assumptions, and considering any management bias in formulating these assumptions; and<br><br>• evaluating the probabilities assigned by management to the various economic scenarios in the VIU calculation by assessing whether they were aligned with market and economic development. |

獨立核數師報告（續）

**投資於聯營公司，AFFIN Bank Berhad ("AFFIN")，的減值評估**
請參閱綜合財務報表附註2(r)和30

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 貴集團對AFFIN的投資的市場報價持續低於賬面值一段時間。這是潛在減值的指標。<br><br>按《香港會計準則》第36號「資產減值」的要求，當賬面值高於可收回價值時，便需要確認減值損失。可收回價值為銷售淨值與使用價值中的較高者。在　貴集團繼續持有此投資的假設下，　貴集團利用使用價值模型進行了減值測試以估計此投資的價值。<br><br>於二零二五年十二月三十一日，可收回價值為港幣47.09億元，高於賬面值港幣41.25億元。年內沒有確認進一步的減值損失。<br><br>其使用價值模型是按《香港會計準則》第36號「資產減值」的要求並取決於很多長期及短期的參數。這些具判斷性的參數綜合了管理層估計，預測及市場數據。其中假設已經考慮現時馬來西亞經濟產生的不確定性。<br><br>管理層於釐定使用價值計算的參數輸入時作出一些關鍵判斷，包括：<br><br>• 現金流預測；<br><br>• 預測的監管資本需求調整；<br><br>• 增長率及終值；及<br><br>• 對預測的現金流所使用的折現率。<br><br>由於估計使用價值涉及不確定性及其對綜合財務報表的重要性，關鍵參數的評估涉及管理層的重大判斷，這些重大判斷可能影響　貴集團對AFFIN的投資於年末的賬面值及年內的減值損失，我們因此將　貴集團對AFFIN的投資的減值評估識別為關鍵審計事項。 | 因應估計中使用的方法、數據和假設，我們就　貴集團對AFFIN的投資的減值評估相關的審計程序包括以下各項：<br><br>**方法**<br>• 使用我們估值專家評估使用價值計算方法；<br><br>**假設**<br>• 與同時為AFFIN董事會成員的管理層商討並瞭解AFFIN的業務表現及未來商業計劃；<br><br>• 在我們估值專家的協助下，透過以下程序評估管理層於折現現金流預測用到的假設及判斷，包括用於計算對AFFIN投資的可收回價值時用到的增長率，終值及折現率。<br><br>• 利用可用市場資訊，對增長率，終值及折現率相關的假設及判斷作出調查；<br><br>• 執行折現率替代性計算，將該計算結果與管理層使用的折現率進行比較，以評估管理層使用的折現率的合理性；<br><br>• 評價用於預測的監管資本需求調整的假設；及<br><br>• 對AFFIN的預算收入及盈利，與源自外部的數據，如分析師報告作出比較，以評估其合理性；<br><br>• 評估管理層就於折現現金流預測使用的各項關鍵參數準備的敏感性測試包括增長率，現金流預測及折現率的假設，並考慮作出這些假設當中管理層有偏向的可能性；及<br><br>• 評估管理層於使用價值計算中對不同經濟情景使用的概率是否符合市場及經濟發展； |

**Impairment assessment of an investment in associate, AFFIN Bank Berhad ("AFFIN")**
Refer to notes 2(r), 30 to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| | **Data**<br>• comparing AFFIN's budgeted income and profits with the assumptions used by management in its discounted cash flow forecast; and<br><br>• comparing the actual results of AFFIN for the past years to forecasts prepared by management for the preceding years to assess the accuracy of management's forecasting process;<br><br>In addition to the above audit procedures, we also considered whether the disclosures in the consolidated financial statements in respect of the impairment assessment of the Group's investment in AFFIN reflected the risks inherent in the key assumptions with reference to the requirements of the prevailing accounting standards. |

獨立核數師報告（續）

**投資於聯營公司，AFFIN Bank Berhad ("AFFIN")，的減值評估**
請參閱綜合財務報表附註2(r)和30

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| | **數據**<br>• 對AFFIN的預算收入及盈利與管理層於折現現金流預測使用的假設作出比較；<br>• 將AFFIN過去的實際業績與管理層為往年準備的預測進行對比，以評估管理層預測程式的準確性。<br>除了上述的審計程序，我們還參考現行會計準則的要求，考慮綜合財務報表內關於　貴集團對AFFIN的投資的減值評估的披露是否反映了關鍵假設的固有風險。 |

## Information other than the consolidated financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the consolidated financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the consolidated financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the consolidated financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the consolidated financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

## Responsibilities of the directors for the consolidated financial statements

The directors are responsible for the preparation of the consolidated financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRS Accounting Standards as issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, the directors are responsible for assessing the Group's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

The directors are assisted by the Audit Committee in discharging their responsibilities for overseeing the Group's financial reporting process.

## Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

獨立核數師報告（續）

## 綜合財務報表及其核數師報告以外的資訊

董事需對其他資訊負責。其他資訊包括刊載於年報內的全部資訊，但不包括綜合財務報表及我們的核數師報告。

我們對綜合財務報表的意見並不涵蓋其他資訊，我們亦不對該等其他資訊發表任何形式的鑒證結論。

結合我們對綜合財務報表的審計，我們的責任是閱讀其他資訊，在此過程中，考慮其他資訊是否與綜合財務報表或我們在審計過程中所瞭解的情況存在重大抵觸或者似乎存在重大錯誤陳述的情況。

基於我們已執行的工作，如果我們認為其他資訊存在重大錯誤陳述，我們需要報告該事實。在這方面，我們沒有任何報告。

## 董事就綜合財務報表須承擔的責任

董事須負責根據香港會計師公會頒布的《香港財務報告會計準則》及香港《公司條例》擬備真實而中肯的綜合財務報表，並對其認為為使綜合財務報表的擬備不存在由於欺詐或錯誤而導致的重大錯誤陳述所需的內部控制負責。

在擬備綜合財務報表時，董事負責評估　貴集團持續經營的能力，並在適用情況下披露與持續經營有關的事項，以及使用持續經營為會計基礎，除非董事有意將　貴集團清盤或停止經營，或別無其他實際的替代方案。

審核委員會協助董事履行監督　貴集團的財務報告過程的責任。

## 核數師就審計綜合財務報表承擔的責任

我們的目標，是對綜合財務報表整體是否不存在由於欺詐或錯誤而導致的重大錯誤陳述取得合理保證，並出具包括我們意見的核數師報告。我們是按照香港《公司條例》第405條的規定，僅向整體成員報告。除此以外，我們的報告不可用作其他用途。我們概不就本報告的內容，對任何其他人士負責或承擔法律責任。

合理保證是高水平的保證，但不能保證按照《香港審計準則》進行的審計，在某一重大錯誤陳述存在時總能發現。錯誤陳述可以由欺詐或錯誤引起，如果合理預期它們單獨或滙總起來可能影響綜合財務報表使用者依賴財務報表所作出的經濟決定，則有關的錯誤陳述可被視作重大。

在根據《香港審計準則》進行審計的過程中，我們運用了專業判斷，保持了專業懷疑態度。我們亦：

- 識別和評估由於欺詐或錯誤而導致綜合財務報表存在重大錯誤陳述的風險，設計及執行審計程序以應對這些風險，以及獲取充足和適當的審計憑證，作為我們意見的基礎。由於欺詐可能涉及串謀、偽造、蓄意遺漏、虛假陳述，或凌駕於內部控制之上，因此未能發現因欺詐而導致的重大錯誤陳述的風險高於未能發現因錯誤而導致的重大錯誤陳述的風險。

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Group's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Group to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

- Plan and perform the group audit to obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities or business units within the group as a basis for forming an opinion on the consolidated financial statements. We are responsible for the direction, supervision and review of the audit work performed for purposes of the group audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with the Audit Committee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide the Audit Committee with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence and communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence and, where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

From the matters communicated with the Audit Committee, we determine those matters that were of most significance in the audit of the consolidated financial statements of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, we determine that a matter should not be communicated in our report because the adverse consequences of doing so would reasonably be expected to outweigh the public interest benefits of such communication.

The engagement partner on the audit resulting in this independent auditor's report is Oldenziel, Arend (practising certificate number: P06276).

**KPMG**
*Certified Public Accountants*
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

13 February 2026

- 瞭解與審計相關的內部控制，以設計適當的審計程序，但目的並非對　貴集團內部控制的有效性發表意見。

- 評價董事所採用會計政策的恰當性及作出會計估計和相關披露的合理性。

- 對董事採用持續經營會計基礎的恰當性作出結論。根據所獲取的審計憑證，確定是否存在與事項或情況有關的重大不確定性，從而可能導致對　貴集團的持續經營能力產生重大疑慮。如果我們認為存在重大不確定性，則有必要在核數師報告中提請使用者注意綜合財務報表中的相關披露。假若有關的披露不足，則我們應當發表非無保留意見。我們的結論是基於核數師報告日止所取得的審計憑證。然而，未來事項或情況可能導致　貴集團不能持續經營。

- 評價綜合財務報表的整體列報方式、結構和內容，包括披露，以及綜合財務報表是否中肯反映交易和事項。

- 就　貴集團內實體或業務單位的財務信息，計劃和執行集團審計，以獲取充足和適當的審計憑證，作為我們對綜合財務報表提供審計意見的基礎。我們負責指導、監督和覆核為集團審計而執行的審計工作。我們為審計意見承擔全部責任。

除其他事項外，我們與審核委員會溝通了計劃的審計範圍、時間安排、重大審計發現等，包括我們在審計中識別出內部控制的任何重大缺陷。

我們還向審核委員會提交聲明，說明我們已符合有關獨立性的相關專業道德要求，並與他們溝通有可能合理地被認為會影響我們獨立性的所有關係和其他事項，以及為消除對獨立性的威脅所採取的行動或防範措施（若適用）。

從與審核委員會溝通的事項中，我們確定哪些事項對本期綜合財務報表的審計最為重要，因而構成關鍵審計事項。我們在核數師報告中描述這些事項，除非法律法規不允許公開披露這些事項，或在極端罕見的情況下，如果合理預期在我們報告中溝通某事項造成的負面後果超過產生的公眾利益，我們決定不應在報告中溝通該事項。

出具本獨立核數師報告的審計項目合夥人是歐達信（執業證書編號：P06276）。

**畢馬威會計師事務所**
*執業會計師*
香港中環
遮打道十號
太子大廈八樓

二零二六年二月十三日

**（訳文）**

**独立監査人の監査報告書**

**東亜銀行**
***（香港において有限責任会社として設立）***
**株主各位**

## 監査意見

私どもは、198ページから391ページに記載された東亜銀行（以下「銀行」という。）およびその子会社（以下総称して「銀行グループ」という。）の連結財務諸表の監査を行った。当該連結財務諸表は、2024年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書ならびに重要性がある会計方針情報より構成される連結財務諸表注記で構成されている。

私どもは、連結財務諸表は、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表した香港財務報告基準（「HKFRSs」）に準拠して2024年12月31日現在の銀行グループの連結財政状態、ならびに同日に終了した事業年度における連結経営成績および連結キャッシュ・フローの状況に関して真実かつ公正に表示しており、香港会社条例に準拠して適切に作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

私どもは、HKICPA が公表した香港監査基準（以下「HKSA」という。）に準拠して監査を行った。これらの基準に基づく私どもの責任は、当報告書の連結財務諸表の監査に対する監査人の責任のセクションに詳細が記載されている。私どもは、HKICPA の職業会計士の倫理規程（以下「規程」という。）に準拠して銀行グループから独立しており、規程に従いその他の倫理上の責任を全うしている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当期の連結財務諸表の監査において最も重要と判断された事項である。係る事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程および意見の形成において検討した事項であり、これらの事項に対して個別に意見を表明するものではない。

**顧客に対する貸付金の減損引当金**

*連結財務諸表の注記2(h)(vii)、27(a)、43(a)(ix)を参照のこと*

| 監査上の主要な検討事項の内容 | 監査上の主要な検討事項に対する監査上の手続 |
|---|---|
| 2024年12月31日現在の銀行グループの顧客への貸付金は532,931百万香港ドルであり、2024年12月31日現在の予想信用損失（「ECL」）の総額は5,102百万香港ドルであった。 香港および中国本土の事業は、銀行グループの顧客への貸付金の54.1% および 27.6%、ならびに当グループの予想信用損失（ECL）総額の 48.0% および 39.3% をそれぞれ占めている。<br><br>不動産セクター、特に香港および中国本土における課題が継続しているため、銀行業界全体において、顧客に対する貸付金の減損引当金は引き続き注視されている。これにより、借り手を取り巻く環境はより厳しくなっており、減損引当金の評価においても課題が生じている。<br><br>銀行グループは、償却原価で測定される顧客向け貸付金および前渡金の減損引当金を評価するために、ECLモデルを適用している。まだ信用減損が生じていない貸付残高は、組成時にステージ1に分類され、12ヶ月分のECL引当金が計上される。 貸付残高は、返済されるか、信用リスクが著しく高まる（ステージ2）か、または信用減損状態となる（ステージ3）までステージ1のままであり、ステージ3になった場合には、残存期間にわたるECL引当金が計上される。<br><br>信用リスクが著しく高まる可能性のある貸付金や、すでに信用減損が生じている貸付金を特定することは依然として困難である。過去の返済実績は、借り手の財務状況を十分に反映していない可能性があるため、より多くの判断が求められる。<br><br>信用リスクが著しく高いエクスポージャーが適切に特定されず、適切なステージに分類されない場合、減損引当金の金額に重大な誤差が生じる可能性がある。<br><br>ECLモデルを用いた貸倒引当金の算定は、損失段 | 償却原価で測定される顧客向け貸付金および前渡金に関する銀行グループの減損引当金を評価するための会社の監査手続には、その見積りに用いられた方法論、データおよび仮定に関して、以下の内容が含まれていた。<br><br>監査アプローチ<br><br>・ ECLモデルに関するモニタリングおよびガバナンスプロセス、ならびに経営陣による減損引当金の最終的な検討および決定を取り巻く統制に関する主要な内部統制の設計、実施状況および運用有効性を理解し、評価すること<br>・ 信用リスクの専門家を関与させ、経営陣が減損引当金の決定に用いるECLモデルの方法論の適切性および信頼性を評価すること<br>・ ECL計算の正確性を評価するにあたり、上記のパラメータおよび仮定に基づき、ECLモデルを用いて、当初認識後に信用リスクが著しく増加していない貸付金および顧客への貸付のサンプルについて12ヶ月間の信用損失引当金を、また信用リスクが著しく増加している貸付金および顧客への貸付のサンプルについては全期間信用損失引当金を算出し、グループの結果と比較すること<br><br>データ<br><br>・ ECLモデルで使用される主要なデータ要素の記録を含め、償却原価で測定される貸付金の承認、計上、およびモニタリングに関する財務報告上の主要な内部統制の設計、実施、および運用上の有効性を理解し、評価した。<br>・ ECLモデルにおける主要パラメータに使用されるデータの完全性および正確性を評価するため、サンプルベースで個々の貸付情報を原契約およびその他の関連文書と照合し、ECLモデル内の貸付情報の正確性を評価した。外部データから導出された主要パラメータについては、サンプルを選定し、公開情報源と照合することで当該データの正 |

| | |
|---|---|
| 階の特定、デフォルト確率、デフォルト時損失率、デフォルト時エクスポージャー、割引率の推定、将来見通しに基づく情報による調整、およびその他の調整要因を含む多くの重要なパラメータや仮定に左右される。これらのパラメータの選定や仮定の適用には、経営陣の判断が必要となる。<br><br>特に、減損引当金の算定は、外部のマクロ経済環境に大きく依存している。期待信用損失は、過去の損失実績、内部および外部の信用格付け、その他の調整要因を含む推計値から導き出される。個人向けローンの期待信用損失は、経営陣が過去の延滞データ、個人向けローンの過去の損失実績、およびその他の調整要因を考慮した推計値から導き出される。<br><br>また、経営陣は、様々な要因に基づき、デフォルト時の損失額（LGD）を決定する際にも判断を下している。これらには、回収のための利用可能な救済措置、借り手の財務状況、担保の回収可能額、マクロ経済的要因、債権の優先順位、および他の債権者の存在と 協力姿勢が含まれる。経営陣は、資格を有する第三者の評価者が発行した評価報告書を参照し、担保として保有されている不動産の価値を評価する際、市場価格、立地、用途を含む様々な要因の影響を考慮する。 担保の実行可能性、換価の時期および手段も、担保からの回収可能額、ひいては報告期間末時点での減損引当金の額に影響を及ぼす可能性がある。中国本土において回収可能な担保額を評価する事は非常に困難である。その理由は、これらのエクスポージャーの回収および担保額の測定を戦略決定するプロセスにおいて経営陣による判断の影響と関与が大きいからである。その結果、当事業のこの特定の分野における顧客に対する貸付金の減損引当金は、重要な虚偽表示が生じる本質的なリスクがより高くなっている。<br><br>当監査法人は、償却原価で測定される顧客に対する貸付金の減損引当金を、これに関連する固有の不確実性および経営陣の判断の複雑さ、ならびに当グループの財務実績および資本に対す | 確性を検証した 。<br>・ ECLモデルで使用される主要パラメータのうち、システム生成の内部データから導出されたものについては、サンプルベースで入力データと原本を照合することにより、 への入力データの正確性を評価した。 私どもは、顧客への貸付金に関する延滞報告書の作成など、財務報告プロセスにおいて重要な情報システム統制の評価に、情報技術の専門家を関与させた。また、これらのシステム内の関連する自動化されたアプリケーション統制の設計、実装、および運用上の有効性、ならびにこれらの基盤となるシステムに対する主要な内部統制（システムへのアクセスに関する統制や、データおよび変更管理に関する統制を含む）についても評価を行った。<br><br>前提条件<br>・ 信用格付けプロセスにおける財務報告に関する主要な内部統制の整備、実施および運用の有効性を理解し評価する。<br>・ ECLモデルで使用される前提条件に関するモニタリングおよびガバナンスプロセスにおける主要な内部統制の整備、実施、および運用有効性を理解し、評価すること。これには、エクスポージャーに適用される内部信用格付けの評価も含まれる 。<br>・ 貸付金の信用リスクが当初認識後に著しく増加したか否か、および当該貸付金が信用減損状態にあるか否かに関する経営陣の評価の妥当性を評価するため、サンプルを選定し、貸付金の延滞情報を確認し、与信担当者に借り手の事業運営状況について照会を行い、借り手の財務情報を確認し、借り手の事業に関する市場情報の調査を行った。信用審査のために選定した顧客に対する貸付金のサンプルは、業種、融資契約の特性、担保の種類、および口座の信用品質など、高いリスク特性を有する口座に重点を置いた。<br>・ 信用リスクの専門家を関与させ、ECLモデルにおける主要な仮定の妥当性を評価した。これには、経営陣がステージを決定する際に用いる基準、デフォルト確率、デフォルト時損失率、デフォルト時エクスポージャー、割引率、将来見通しに関する情報に基づく調整、およびその他の重要な経営 |

| | |
|---|---|
| るその重要性から、重要な監査事項として特定した。 | 陣による調整が含まれる。<br>・ 判断を要する主要なパラメータについては、外部の情報源から証拠を収集し、過去の損失実績や担保の種類を含む当グループの内部記録と比較することで、入力パラメータを批判的に評価した。これらの手続の一環として、見積りや入力パラメータの修正理由について検証を行い、判断の一貫性を検討した。また、モデルで使用された経済的要因を市場情報と比較し、それらが市場および経済動向と整合しているかどうかについて評価した。<br>・ 信用減損が生じている顧客に対する貸付金の選定サンプルについて、エクスポージャーの回収可能額に関する経営陣の評価を検証した。これには、不動産担保の価値に関する経営陣の評価を当該不動産の立地や用途に基づく市場価格および類似物件の価格と比較検討することも含まれる。 また、その他の担保の実現時期および手段を評価し、予測キャッシュ・フローを評価するとともに、銀行グループの回収計画の実現可能性について検証を行い、契約条件に不可欠なその他の信用補完措置を評価した。<br>・ ECLモデル出力に対する重要な手動調整およびオーバーレイの適切性を評価した。<br><br>償却原価で測定される顧客への貸付金および前渡金に関する当グループの減損引当金を評価するためのその他の監査手続には、以下のものが含まれていた。<br><br>・ 当事業年度における減損貸付金の処分に関する会計処理の評価に関して、貸付金処分契約および関連書類を精査し、経営陣への照会を行い、当該取引が適切に認識されているかどうかの評価。<br>・ 償却原価で測定される顧客への貸付金および前渡金に関する減損引当金の表示および開示が、現行の会計基準の要件を満たしているかどうかの評価。 |

**関連会社－AFFIN Bank Berhad（以下「AFFIN」という。）への投資の減損評価**

*連結財務諸表の注記2(r)、30を参照のこと*

| 監査上の主要な検討事項の内容 | 監査上の主要な検討事項に対する監査上の手続 |
|---|---|
| 銀行グループによる AFFIN への投資の市場価格は、一定期間にわたって継続して帳簿価額を下回っている。これは、潜在的な減損の兆候とみなされる。<br><br>HKAS第36号「資産の減損」では、帳簿価額が回収可能価額（公正価値から処分費用を差し引いた額と使用価値（「VIU」）のいずれか高い方）を上回る場合、減損損失を認識することが求められている。銀行グループは、VIUモデルを用いて、当グループが当該投資を継続して保有すると仮定した場合の投資価値を見積もり、減損テストを実施した。<br><br>2024年12月31日現在、回収可能額は3,675百万香港ドルであり、これは帳簿価額3,323百万香港ドルを上回っていたため、これ以上の減損損失は認識されなかった。<br><br>VIUモデルは、HKAS第36号「資産の減損」の要件に基づいており、短期的および長期的な多くの仮定に依存している。これらの仮定は判断に基づくものであり、経営陣の推定、予測、および市場データを組み合わせて導き出されている。これらの仮定には、マレーシア経済に関する現在の不確実性の水準が考慮されている。<br><br>経営陣は、VIU計算の入力値の決定にあたり、以下の事項を含むいくつかの重要な判断を行った。<br><br>・ 予想キャッシュ・フロー<br>・ 必要な規制資本調整額に関する予測<br>・ 成長率および終値<br>・ 予想キャッシュ・フローに適用される割引率<br><br>私どもは、VIUの推計には不確実性が高まっており、かつ連結財務諸表にとって重要であることに加え、主要な仮定の評価には経営陣による相当程度の判断が伴い、それが期末時点における当グループのAFFINへの投資の帳簿価額および当年度の減損損失額の両方に影響を及ぼす可能性がある | 銀行グループによるAFFINへの投資の帳簿価額を評価するための私どもの監査手続には、見積りに用いられた方法論、データおよび仮定に関して、以下の内容が含まれていた。<br><br><u>監査アプローチ</u><br><br>・ 私どもの評価専門家を起用し、VIUの算定に使用された評価方法の適切性を評価した。<br><br><u>データ</u><br><br>・ AFFINの予算収益および利益を経営陣が割引キャッシュ・フロー予測において用いた前提条件と比較すること。<br>・ 過去数年間のAFFINの実際の業績を、経営陣が前年度に作成した予測と比較し、経営陣の予測プロセスの正確性を評価すること。<br><br><u>前提条件</u><br><br>・ AFFINの取締役会に名を連ねる経営陣と協議を行い、AFFINの業績および将来の事業計画について理解を深めること<br>・ 私どもの評価専門家の支援を得て、以下の手続を通じて、当グループのAFFINへの投資の回収可能額を算出するために使用された成長率、終値、および割引率に関する、経営陣が割引キャッシュ・フロー予測において採用した前提条件および判断を評価した<br>　・ 入手可能な市場情報に基づき、成長率、終値、および割引率に関する前提条件および判断について調査を行う<br>　・ 割引率の代替計算を行い、これを経営陣が適用した割引率と比較することにより、経営陣が用いた割引率の妥当性を評価すること<br>　・ 必要な規制資本調整額に関する予測に使用された前提条件を評価すること<br>　・ AFFINの予算収益および利益をアナリストレポートなどの外部データと比較し、その妥当性を評価すること |

| | |
|---|---|
| ことから、銀行グループのAFFINへの投資に関する減損評価を重要な監査事項として特定した。 | ・ 割引キャッシュ・フロー予測において採用された主要な仮定（適用された成長率、キャッシュ・フロー予測、割引率の仮定など）それぞれについて、経営陣が作成した感応度分析を評価し、これらの仮定の策定における経営陣の偏見がないか検討すること。<br>・ VIU計算における様々な経済シナリオに対し、経営陣が付与した確率について、それらが市場および経済動向と整合しているかどうかを評価すること。<br>上記の監査手続に加え、私どもは、現行の会計基準の要件に照らし、AFFIN に対する当グループの投資の減損評価に関する連結財務諸表の開示が、主要な仮定に内在するリスクを反映しているかどうかについても検討した。 |

## 連結財務諸表および当監査報告書に記載された事項以外の情報

取締役はその他の情報について責任を負う。その他の情報は、連結財務諸表および私どもの監査報告書以外の年次報告書に記載されているすべての情報より構成される。

連結財務諸表に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としておらず、それらに対していかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

連結財務諸表の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、その他の情報が連結財務諸表もしくは監査を通じて得た私どもの理解と著しく矛盾している、または重要な虚偽表示と見られるかを検討することにある。

私どもが本監査報告書の日付より前に入手したその他の情報について実施した業務に基づき、私どもが当該その他の情報に重要な虚偽表示があるとの結論に至った場合、私どもは係る事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

## 連結財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、HKICPA が発行した HKFRSs および香港会社条例に準拠した真実かつ公正に表示された連結財務諸表の作成、ならびに不正や誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制について責任を負う。

連結財務諸表の作成において、取締役は、継続企業としての銀行グループの存続能力の評価を行い、該当する場合は継続企業の前提に関する開示を行ったうえで取締役が銀行グループを清算または業務を停止する意思を有する場合やそうするより他に現実的な代替方法がない場合を除き継続企業の前提で財務諸表を作成する責任を負う。

取締役は、銀行グループの財務報告プロセスを監視する責任を遂行するうえで、監査委員会の支援を受ける。

## 連結財務諸表の監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、不正や誤謬により、連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査報告書を発行することにある。私どもの監査報告書は香港会社条例第 405 章に従い、株主のみを利用者として想定しておりそれ以外の目的に適合しない。私どもは、本報告書の内容につき、株主以外の一切の者に対し責任を負わず、債務を負うものではない。

合理的な保証は高い程度の保証ではあるが、HKSA に準拠して行った監査が重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正や誤謬により生じる可能性があり、個別または集計して、当該連結財務諸表を基礎として経済的な決定を行う利用者に対する影響が合理的に想定されうる場合に重要とみなされる。

HKSA に準拠した監査では、私どもは職業的専門家としての判断が必要とされ、監査の実施において常に職業的懐疑心を維持する。私どもはまた、以下を行う。

- 不正や誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、私どもの監査意見についての合理的な基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正は、共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽の言明または内部統制の無効化による可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による虚偽表示よりも高い。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、銀行グループの内部統制の有効性についての意見表明が目的ではない。
- 使用された会計方針の妥当性ならびに取締役による会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業を前提とした会計処理の実施の適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、銀行グループの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを結論付ける。私どもが重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、私どもの監査報告書において、連結財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、または、当該開示が不十分な場合は、私どもの意見を修正する必要がある。私どもの結論は、本監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、銀行グループが継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の全般的な表示、構成および内容(開示を含む)、ならびに連結財務諸表における基礎となる取引および事象の表示が適正な表示となっているかを評価する。
- 連結財務諸表ついての意見表明のために、銀行グループ傘下の企業および事業活動の財務情報に関して十分かつ監査証拠を入手する。私どもは当行グループの監査に関する指示、監督、実行に対する責任を持つ。私どもは私どもの監査意見に単独で責任を負う。

私どもは、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な検出事項(監査の過程で私どもが識別した内部統制における重要な不備を含む)について監査委員会とコミュニケーションを行う。

私どもはまた、監査委員会に、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守している旨を書面で提供し、また、私どもの独立性に影響を与えると合理的に考えられる全ての関係やその他の事項、また該当する場合には脅威を排除するための措置または適用するセーフガードについてコミュニケーションを行っている。

監査委員会とコミュニケーションを行った事項の中から、当期間の連結財務諸表の監査において最も重要性がある事項、すなわち監査上の主要な事項を決定し、係る事項を監査報告書に記載する。ただし、法令により当該事項の公開が禁止されている場合、または、極めてまれな状況ではあるが、報告書において言及することで公共の利益よりも悪影響の方が大きいと合理的に予想されるために報告書において当該事項について言及すべきではないと私どもが判断した場合は、この限りでない。

本独立監査人の監査報告書に係る監査のエンゲージメント・パートナーは、ウォン・ポーシャンである。

ＫＰＭＧ
公認会計士
プリンス・ビルディング 8 階
10 チャター・ロード
セントラル、香港
2025 年 2 月 20 日

# Independent Auditor's Report

## TO THE MEMBERS OF THE BANK OF EAST ASIA, LIMITED

(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

### Opinion

We have audited the consolidated financial statements of The Bank of East Asia, Limited ("the Bank") and its subsidiaries (together "the Group") set out on pages 198 to 391, which comprise the consolidated statement of financial position as at 31 December 2024, the consolidated income statement, the consolidated statement of comprehensive income, the consolidated statement of changes in equity and the consolidated cash flow statement for the year then ended and notes to the consolidated financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the consolidated financial position of the Group as at 31 December 2024 and of its consolidated financial performance and its consolidated cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSAs") issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements* section of our report. We are independent of the Group in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* ("the Code") and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the consolidated financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the consolidated financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

**Impairment allowances of loans and advances to customers**

Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 43(a)(ix) to the consolidated financial statements

| **Key audit matter** | **How the matter was addressed in our audit** |
|---|---|
| The Group's advances to customers as at 31 December 2024 amounted to HK$532,931 million, with total expected credit losses ("ECL") amounting to HK$5,102 million as at 31 December 2024. Hong Kong and Chinese Mainland Operations contributed to 54.1% and 27.6% of the Group's advances to customers, and 48.0% and 39.3% of the Group's total ECL respectively.<br><br>Impairment allowances of loans and advances to customers across the banking industry continues to be an area of elevated focus due to ongoing challenges in the real estate sector, particularly in Hong Kong and Chinese Mainland. This has led to a more difficult environment for borrowers and leads to challenges in assessing impairment provisions. | Our audit procedures to assess the Group's impairment allowances on loans and advances to customers measured at amortised cost with regards to the methodology, data and assumptions used in the estimate included the following:<br><br>**Methodology**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on the ECL model monitoring and governance process and on the controls around the final review and determination of impairment allowances by management; |

# 獨立核數師報告

## 致東亞銀行有限公司成員

(於香港註冊成立的有限公司)

### 意見

本核數師(以下簡稱「我們」)已審計列載於第198至第391頁的東亞銀行有限公司(以下簡稱「貴銀行」)及其附屬公司(以下統稱「貴集團」)的綜合財務報表,此綜合財務報表包括於二零二四年十二月三十一日的綜合財務狀況表和截至該日止年度的綜合收益表、綜合全面收益表、綜合權益變動表和綜合現金流量表,以及綜合財務報表附註,包括重大會計政策資訊及其他解釋資訊。

我們認為,該等綜合財務報表已根據香港會計師公會頒布的《香港財務報告準則》真實而中肯地反映了 貴集團於二零二四年十二月三十一日的綜合財務狀況及截至該日止年度的綜合財務表現及綜合現金流量,並已遵照香港《公司條例》妥為擬備。

### 意見的基礎

我們已根據香港會計師公會頒布的《香港審計準則》進行審計。我們在該等準則下承擔的責任已在本報告「核數師就審計綜合財務報表承擔的責任」部分中作進一步闡述。根據香港會計師公會頒布的《專業會計師道德守則》(以下簡稱「守則」),我們獨立於 貴集團,並已履行守則中的其他專業道德責任。我們相信,我們所獲得的審計憑證能充足及適當地為我們的審計意見提供基礎。

### 關鍵審計事項

關鍵審計事項是根據我們的專業判斷,認為對本期綜合財務報表的審計最為重要的事項。這些事項是在我們審計整體綜合財務報表及出具意見時進行處理的。我們不會對這些事項提供單獨的意見。

**客戶貸款及墊款的減值準備**

請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和43(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 於二零二四年十二月三十一日, 貴集團的客戶墊款達到港幣5,329.31億元,預期信貸損失於二零二四年十二月三十一日總額為港幣51.02億元。香港與中國內地的業務分別佔 貴集團客戶墊款的54.1%和27.6%,以及佔 貴集團預期信貸損失總額的48.0%和39.3%。<br><br>由於房地產行業的持續挑戰,特別是香港與中國內地,銀行業客戶貸款和墊款的減值準備繼續成為關注的焦點。這導致評估減值準備更加困難。 | 因應估計中使用的方法、數據和假設,我們就評估 貴集團以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備相關的審計程序包括以下各項:<br><br>方法<br>• 瞭解並評估與以下項目有關的關鍵內部控制的設計、實施及操作成效:預期信貸損失模型監管和管治流程,以及管理層在最終審閱及釐定減值準備的內部控制; |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**

Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 43(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| The Group applies its ECL models to assess impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost. Loan exposures that are not already credit-impaired are classified as stage 1 on origination and a 12-month ECL provision is recognised. Loan exposures will remain in stage 1 until they are repaid, experience a significant increase in credit risk (stage 2) or become credit-impaired (stage 3), for which a lifetime ECL provision is recognised.<br><br>The difficulty in identifying those loans which may have significant increase in credit risk or impaired has remained high. Past historical experience on repayment may be less representative of the borrowers' financial conditions and therefore more judgement is required.<br><br>Impairment allowances may be materially misstated if the exposures with a significant increase in credit risk are not properly identified and classified in the appropriate stages.<br><br>The determination of impairment allowances using the ECL models is subject to a number of key parameters and assumptions, including the identification of loss stages, estimates of probability of default, loss given default, exposures at default and discount rate, adjustments for forward-looking information and other adjustment factors. Management judgment is involved in the selection of those parameters and the application of the assumptions.<br><br>In particular, the determination of the impairment allowances is heavily dependent on the external macro environment. The expected credit losses are derived from estimates including the historical losses, internal and external credit grading and other adjustment factors. The expected credit losses for personal loans are derived from estimates whereby management takes into consideration historical overdue data, the historical loss experience for personal loans and other adjustment factors. | • involving credit risk specialists in assessing the appropriateness of the methodology and reliability of the ECL models used by management in determining impairment allowances; and<br><br>• in respect of assessing the accuracy of ECL calculation, calculating the amount of credit loss allowance for 12-month and life-time credit losses using the ECL models based on the above parameters and assumptions for a sample of loans and advances to customers where the credit risk of the loan has not, or has, increased significantly since initial recognition, respectively and comparing to the results from the Group;<br><br>**Data**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on financial reporting over approval, recording and monitoring of loans measured at amortised cost, including the recording of key data elements used in the ECL model;<br><br>• assessing the completeness and accuracy of data used for the key parameters in the ECL models, by comparing individual loan information on a sample basis with the underlying agreements and other related documentation to assess the accuracy of the loan information in the ECL models. For key parameters derived from external data, we selected samples to inspect the accuracy of such data by comparing them with publicly available sources; and<br><br>• for key parameters used in the ECL models which were derived from system-generated internal data, assessing the accuracy of input data by comparing the input data with original documents on a sample basis. We involved our information technology specialists in assessing the information systems controls critical to the financial reporting process, such as the compilation of the overdue reports for advances to customers. We also assessed the design, implementation and operating effectiveness of relevant automated application controls within these systems, as well as key internal controls over these underlying systems, including controls over access to these systems and controls over data and change management; |

**客戶貸款及墊款的減值準備**
請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和43(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 貴集團使用其預期信貸損失模型來評估以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備。尚未成為不良信貸的貸款於發放時被劃歸為第一階段，並按照相當於12個月的預期信貸損失的金額確認撥備。貸款會保留於第一階段直至其被償還，信貸風險有顯著增加（第二階段）或已成為不良信貸（第三階段），相應撥備會按照相當於合約期內之預期信貸損失的金額確認。<br><br>識別信貸風險可能顯著增加的貸款及不良信貸的難度仍高。當中需要更多的判斷，因為過去的歷史價還經驗可能較難代表客戶的財務狀況。<br><br>倘貸款的信貸風險顯著增加未被恰當地識別及分類，可能導致預期信貸損失存在重大錯誤陳述。<br><br>採用預期信貸損失模型釐定減值準備時須考慮若干關鍵參數及假設，包括所識別的損失階段，所估計的違約概率、違約損失率、違約風險承擔和貼現率，就前瞻性資訊所作的調整以及其他調整因素。在選取該等參數及應用上述假設時亦須管理層作出判斷。<br><br>當中，減值準備的釐定在很大程度上取決於外部宏觀環境及 貴集團的內部信貸風險管理策略。預期信貸損失乃源自於對歷史損失、內部及外部信貸評級及其他調整因素的估計。個人貸款的預期信貸損失乃源自於管理層考慮了歷史逾期數據、個人貸款的以往損失經驗以及其他調整因素而作出的估計。 | • 使用信貸風險專家評估管理層在釐定減值準備時所用的預期信貸損失模型的可靠性；及<br><br>• 在評估預期信貸損失計算的準確性方面，抽選信貸風險自初始確認以來尚未顯著增加或已顯著增加的客戶貸款及墊款樣本，同時根據上述參數及假設並使用預期信貸損失模型，分別計算該等樣本按照12個月內的信貸損失和合約期內的信貸損失計量的信貸損失準備金額，並將該計算結果與 貴集團的結果進行比較；<br><br>**數據**<br><br>• 瞭解並評估與以下項目有關的關鍵財務報告內部控制的設計、實施及操作成效：以攤銷成本計量的貸款的審批、記錄和監管，包括記錄預期信貸損失模型中使用的關鍵數據；<br><br>• 通過在抽樣基礎上對比個別貸款資訊與相關協議及其他相關文檔，評估預期信貸損失模型中的貸款資訊是否準確，以此評估預期信貸損失模型中的關鍵參數所用的數據是否完整及準確。對於源自外部數據的關鍵參數，我們採用抽樣方式將該等數據與公開可獲取的數據進行比較，以檢查該等數據的準確性；及<br><br>• 對於預期信貸損失模型中所用的、源自系統生成的內部數據的關鍵參數，在抽樣基礎上將輸入數據與原始文檔進行對比以評估輸入參數的準確性。我們使用我們的資訊技術專家來評估對財務報告流程有重要影響的資訊系統控制，包括客戶墊款逾期報告的編製。我們還評估這些系統內的相關自動化應用程式控制，以及對這些相關系統的主要內部控制（包括對系統登入的控制以及對數據和變更管理的控制）在設計、實施和操作上的成效； |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**

Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 43(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| Management also exercises judgement in determining the quantum of loss given default based on a range of factors. These include available remedies for recovery, the financial situation of the borrower, the recoverable amount of collateral, macroeconomic factors, the seniority of the claim and the existence and cooperativeness of other creditors. Management refers to valuation reports issued by qualified third party valuers and considers the influence of various factors including the market price, location and use when assessing the value of property held as collateral. The enforceability, timing and means of realisation of collateral can also have an impact on the recoverable amount from collateral and, therefore, the amount of impairment allowances as at the end of the reporting period. The assessment of the recoverable amount of collateral is particularly challenging in the Chinese Mainland as the extent of judgement exercised by management in the process of determining the strategy of recovery and assessing the collateral value of these exposures is high. As a result, the impairment allowances of loans and advances to customers in this particular part of business is subject to a higher inherent risk of material misstatements.<br><br>We identified the impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost as a key audit matter because of the complexity of the inherent uncertainty and management judgment involved and because of its significance to the financial results and capital of the Group. | **Assumptions**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on financial reporting over the credit grading process;<br><br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on the monitoring and governance process for the assumptions used in the ECL models, including the assessment of the internal credit grading applied to exposures;<br><br>• evaluating the validity of management's assessment on whether the credit risk of the loan has, or has not, increased significantly since initial recognition and whether the loan is credit-impaired by selecting samples for which we checked loan overdue information, made enquiries of the credit managers about the borrowers' business operations, checked borrowers' financial information and researched market information about borrowers' businesses. Our sample of loans and advances to customers selected for credit review focused on accounts with high risk characteristics, including industries, features of loan arrangements, types of collateral and credit quality of the accounts;<br><br>• involving credit risk specialists in assessing the appropriateness of the key assumptions in the ECL models, including the criteria used by management in determining loss stages, the probability of default, loss given default, exposure at default, discount rate, adjustments for forward-looking information and other material management adjustments;<br><br>• for key parameters involving judgement, critically assessing input parameters by seeking evidence from external sources and comparing it to the Group's internal records including historical loss experience and type of collateral. As part of these procedures, we challenged the reasons for modifications to estimates and input parameters and considered the consistency of judgement. We compared the economic factors used in the models with market information to assess whether they were aligned with market and economic development; |

獨立核數師報告（續）

**客戶貸款及墊款的減值準備**
請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和43(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 管理層在釐定違約損失率的數額時亦會根據多項因素作出判斷。這些因素包括收回墊款的方式、借款人的財務狀況、抵押品的可收回金額、宏觀經濟因素、索賠受償順序及其他債權人是否存在及其合作意向等。在評估持作抵押品的物業的價值時，管理層會參考合資格第三方評估師出具的估值報告，並考慮各種因素的影響，包括物業的市場價格、位置及用途。收回抵押品的法律依據、變現時間和方法亦會影響抵押品的可收回金額，並從而影響報告期末的減值準備金額。由於管理層在釐定中國內地的抵押物的收回策略及評估抵押品價值的過程中涉及高度的判斷，評估此類抵押物的可收回金額具有特別難度。因此，有關此部份業務的客戶貸款及墊款減值準備存在較高重大錯誤陳述的內含風險。<br><br>由於以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備所涉及的複雜性、管理層判斷以及內含的不確定性，同時由於其對　貴集團財務業績和資本的重大影響，我們將其認定為一項關鍵審計事項。 | 假設<br>• 瞭解並評估與信貸評級流程有關的關鍵財務報告內部控制的設計、實施及操作成效；<br><br>• 瞭解並評估用於監管和管治預期信貸損失模型中使用的假設的流程的關鍵內部控制的設計、實施及操作成效，包括評估適用於承擔的內部信貸評級；<br><br>• 採用抽樣的方式檢查貸款逾期資訊，就借款人的業務運營詢問信貸經理，檢查借款人的財務信息並查考有關借款人業務的市場資訊，以評價管理層對於貸款的信貸風險自初始確認以來是否已，或尚未有，顯著增加以及貸款是否已成為不良信貸的評估是否恰當。我們抽查的客戶貸款及墊款樣本，關注於具有高風險條件的貸款，高風險條件包括行業、貸款安排、抵押品類型及信貸質量；<br><br>• 使用信貸風險專家評估管理層在預期信貸損失模型中使用的假設的恰當性，包括損失階段的識別、違約概率、違約損失率、違約風險承擔、貼現率、就前瞻性資訊所作的調整以及管理層所作的其他重大調整；<br><br>• 對於涉及判斷的關鍵參數，從外部來源獲得證據並將其與　貴集團的內部記錄（包括以往損失經驗和抵押品的類型）進行比較，以對輸入參數進行審慎評估。在這個過程中，我們就管理層對估計及輸入參數的修訂理據提出質詢，並考慮判斷的一致性。我們將模型中所運用的經濟因素與市場資訊進行對比，以評估這些數據是否與市場及經濟發展相符； |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**

Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 43(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| | • for selected samples of loans and advances to customers that are credit-impaired, evaluating management's assessment of the recoverable amount of the exposure including evaluating management's assessment of the value of any property collateral held by comparison with market prices based on the location and use of the property and the prices of comparable properties. We also evaluated the timing and means of realisation of other collateral, evaluated the forecast cash flows, challenged the viability of the Group's recovery plans and evaluated other credit enhancements that are integral to the contract terms; and<br><br>• assessing the appropriateness of material manual adjustments and overlays on ECL model outputs.<br><br>Other audit procedures to assess the Group's impairment allowances on loans and advances to customers measured at amortised cost included the following:<br><br>• in respect of evaluating the accounting treatments of disposal of impaired loans during the year, inspecting the loan disposal agreements and documents, enquiring of management and assessing whether the transactions are recognised appropriately; and<br><br>• evaluating whether the presentation and disclosures on impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost meet the requirements of the prevailing accounting standards. |

**客戶貸款及墊款的減值準備**
**請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和43(a)(ix)**

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| | • 對於已抽選的不良信貸的客戶貸款及墊款樣本，評價管理層對信貸風險可收回金額的評估，包括根據持作抵押品的物業的位置及用途以及鄰近物業的價格，將持作抵押品的物業的價值與市場價格進行比較，以評價管理層對該類物業價值的評估。我們還評價了其他抵押品的變現時間和方法以及現金流預測，對　貴集團回收方案的可行性提出了質詢，並對合同條款中的其他信貸提升進行了評價；及<br><br>• 評估重大的手動調整以及預期信貸損失模型輸出值的調整是否恰當；<br><br>與評估　貴集團以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備的其他審計程式包括：<br><br>• 評估年內減值貸款處置的會計處理，檢查相關貸款處置協議和文件，向管理層詢問並評估該等交易是否恰當地確認；及<br><br>• 評價以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備的列報與披露是否滿足現行會計準則的要求。 |

**Impairment assessment of an investment in associate, AFFIN Bank Berhad ("AFFIN")**
Refer to notes 2(r), 30 to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| The quoted market price of the Group's investment in AFFIN has been persistently below the carrying amount for a period of time. This is considered an indicator of potential impairment.<br><br>HKAS 36 "Impairment of assets" requires recognition of impairment loss when the carrying amount exceeds the recoverable amount, which is the higher of its fair value less costs of disposal and its value in use ("VIU"). An impairment test was performed by the Group using a VIU model to estimate the investment's value assuming the Group continues to hold this investment.<br><br>As at 31 December 2024, the recoverable amount was HK$3,675 million, which was above the carrying amount of HK$3,323 million and no further impairment charge was recognised.<br><br>The VIU model is based on the requirements in HKAS 36 "Impairment of assets" and is dependent on many assumptions, both short-term and long-term in nature. These assumptions, which are judgemental, are derived from a combination of management estimates, forecasts and market data. The assumptions considered the current levels of uncertainty on the economy in Malaysia.<br><br>A number of key judgements were made by management in determining the inputs for the VIU calculation which included:<br><br>• forecast cash flows;<br><br>• forecast regulatory capital adjustments required;<br><br>• growth rates and terminal values; and<br><br>• discount rate applied to the forecast cash flows.<br><br>We identified the impairment assessment of the Group's investment in AFFIN as a key audit matter because of the increased uncertainty of the VIU estimation and its significance to the consolidated financial statements, and because assessing the key assumptions involved a significant degree of management judgement which may affect both the carrying value of the Group's investment in AFFIN at year end and amount of impairment charge for the year. | Our audit procedures to assess the carrying value of the Group's investment in AFFIN with regards to methodology, data and assumptions used in the estimate included the following:<br><br>**Methodology**<br>• engaging our valuation specialists to evaluate the methodology used in the VIU calculation;<br><br>**Data**<br>• comparing AFFIN's budgeted income and profits with the assumptions used by management in its discounted cash flow forecast; and<br><br>• comparing the actual results of AFFIN for the past years to forecasts prepared by management for the preceding years to assess the accuracy of management's forecasting process;<br><br>**Assumptions**<br>• discussing with management, who sit on the board of AFFIN, to understand business performance and future business plans of AFFIN;<br><br>• evaluating the assumptions and judgements adopted by management in its discounted cash flow forecast relating to growth rates, terminal value and the discount rate used to derive the recoverable amount of the Group's investment in AFFIN, with support of our valuation specialists, through the following procedures:<br><br>  • conducting research on the assumptions and judgements relating to growth rates, terminal value and the discount rate based on available market information;<br><br>  • performing an alternative calculation of the discount rate and comparing this calculation with the discount rate applied by management to assess reasonableness of the discount rate used by management; |

**投資於聯營公司，AFFIN Bank Berhad（「AFFIN」），的減值評估**
**請參閱綜合財務報表附註2(r)和30**

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 貴集團對AFFIN的投資的市場報價持續低於賬面值一段時間。這是潛在減值的指標。<br><br>按《香港會計準則》第36號「資產減值」的要求，當賬面值高於可收回價值時，便需要確認減值損失。可收回價值為銷售淨值與使用價值中的較高者。在　貴集團繼續持有此投資的假設下，　貴集團利用使用價值模型進行了減值測試以估計此投資的價值。<br><br>於二零二四年十二月三十一日，可收回價值為港幣36.75億元，高於賬面值港幣33.23億元。年內沒有確認進一步的減值損失。<br><br>其使用價值模型是按《香港會計準則》第36號「資產減值」的要求並取決於很多長期及短期的參數。這些具判斷性的參數綜合了管理層估計，預測及市場數據。其中假設已經考慮現時馬來西亞經濟產生的不確定性。<br><br>管理層於釐定使用價值計算的參數輸入時作出一些關鍵判斷，包括：<br><br>- 現金流預測；<br><br>- 預測的監管資本需求調整；<br><br>- 增長率及終值；及<br><br>- 對預測的現金流所使用的折現率。<br><br>由於估計使用價值涉及較高的不確定性及其對綜合財務報表的重要性，關鍵參數的評估涉及管理層的重大判斷，這些重大判斷可能影響　貴集團對AFFIN的投資於年末的賬面值及年內的減值損失，我們因此將　貴集團對AFFIN的投資的減值評估識別為關鍵審計事項。 | 因應估計中使用的方法、數據和假設，我們就　貴集團對AFFIN的投資的減值評估相關的審計程序包括以下各項：<br><br>**方法**<br>- 使用我們估值專家評估使用價值計算方法；<br><br>**數據**<br>- 對AFFIN的預算收入及盈利與管理層於折現現金流預測使用的假設作出比較；<br><br>- 將AFFIN過去的實際業績與管理層為往年準備的預測進行對比，以評估管理層預測程式的準確性；<br><br>**假設**<br>- 與同時為AFFIN董事會成員的管理層商討並瞭解AFFIN的業務表現及未來商業計劃；<br><br>- 在我們估值專家的協助下，透過以下程序評估管理層於折現現金流預測用到的假設及判斷，包括用於計算對AFFIN投資的可收回價值時用到的增長率，終值及折現率。<br><br>　- 利用可用市場資訊，對增長率，終值及折現率相關的假設及判斷作出調查；<br><br>　- 執行折現率替代性計算，將該計算結果與管理層使用的折現率進行比較，以評估管理層使用的折現率的合理性； |

**Impairment assessment of an investment in associate, AFFIN Bank Berhad ("AFFIN")**
Refer to notes 2(r), 30 to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| | • evaluating the assumptions used in forecasting regulatory capital adjustments required;<br><br>• comparing AFFIN's budgeted income and profits with externally derived data, such as analysts' reports, to assess their reasonableness;<br><br>• evaluating the sensitivity analyses prepared by management for each of the key assumptions adopted in the discounted cash flow forecast, including growth rates applied, cash flow forecast, and discount rate assumptions, and considering any management bias in formulating these assumptions; and<br><br>• evaluating the probabilities assigned by management to the various economic scenarios in the VIU calculation by assessing whether they were aligned with market and economic development.<br><br>In addition to the above audit procedures, we also considered whether the disclosures in the consolidated financial statements in respect of the impairment assessment of the Group's investment in AFFIN reflected the risks inherent in the key assumptions with reference to the requirements of the prevailing accounting standards. |

獨立核數師報告（續）

**投資於聯營公司，AFFIN Bank Berhad（「AFFIN」），的減值評估**
**請參閱綜合財務報表附註2(r)和30**

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| | • 評價用於預測的監管資本需求調整的假設；及<br><br>• 對AFFIN的預算收入及盈利，與源自外部的數據，如分析師報告作出比較，以評估其合理性；<br><br>• 評估管理層就於折現現金流預測使用的各項關鍵參數準備的敏感性測試包括增長率，現金流預測及折現率的假設，並考慮作出這些假設當中管理層有偏向的可能性；及<br><br>• 評估管理層於使用價值計算中對不同經濟情景使用的概率是否符合市場及經濟發展。<br><br>除了上述的審計程序，我們還參考現行會計準則的要求，考慮綜合財務報表內關於　貴集團對AFFIN的投資的減值評估的披露是否反映了關鍵假設的固有風險。 |

## Information other than the consolidated financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the consolidated financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the consolidated financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the consolidated financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the consolidated financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

## Responsibilities of the directors for the consolidated financial statements

The directors are responsible for the preparation of the consolidated financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, the directors are responsible for assessing the Group's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

The directors are assisted by the Audit Committee in discharging their responsibilities for overseeing the Group's financial reporting process.

## Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

## 綜合財務報表及其核數師報告以外的資訊

董事需對其他資訊負責。其他資訊包括刊載於年報內的全部資訊，但不包括綜合財務報表及我們的核數師報告。

我們對綜合財務報表的意見並不涵蓋其他資訊，我們亦不對該等其他資訊發表任何形式的鑒證結論。

結合我們對綜合財務報表的審計，我們的責任是閱讀其他資訊，在此過程中，考慮其他資訊是否與綜合財務報表或我們在審計過程中所瞭解的情況存在重大抵觸或者似乎存在重大錯誤陳述的情況。

基於我們已執行的工作，如果我們認為其他資訊存在重大錯誤陳述，我們需要報告該事實。在這方面，我們沒有任何報告。

## 董事就綜合財務報表須承擔的責任

董事須負責根據香港會計師公會頒布的《香港財務報告準則》及香港《公司條例》擬備真實而中肯的綜合財務報表，並對其認為為使綜合財務報表的擬備不存在由於欺詐或錯誤而導致的重大錯誤陳述所需的內部控制負責。

在擬備綜合財務報表時，董事負責評估　貴集團持續經營的能力，並在適用情況下披露與持續經營有關的事項，以及使用持續經營為會計基礎，除非董事有意將　貴集團清盤或停止經營，或別無其他實際的替代方案。

審核委員會協助董事履行監督　貴集團的財務報告過程的責任。

## 核數師就審計綜合財務報表承擔的責任

我們的目標，是對綜合財務報表整體是否不存在由於欺詐或錯誤而導致的重大錯誤陳述取得合理保證，並出具包括我們意見的核數師報告。我們是按照香港《公司條例》第405條的規定，僅向整體成員報告。除此以外，我們的報告不可用作其他用途。我們概不就本報告的內容，對任何其他人士負責或承擔法律責任。

合理保證是高水平的保證，但不能保證按照《香港審計準則》進行的審計，在某一重大錯誤陳述存在時總能發現。錯誤陳述可以由欺詐或錯誤引起，如果合理預期它們單獨或滙總起來可能影響綜合財務報表使用者依賴財務報表所作出的經濟決定，則有關的錯誤陳述可被視作重大。

在根據《香港審計準則》進行審計的過程中，我們運用了專業判斷，保持了專業懷疑態度。我們亦：

- 識別和評估由於欺詐或錯誤而導致綜合財務報表存在重大錯誤陳述的風險，設計及執行審計程序以應對這些風險，以及獲取充足和適當的審計憑證，作為我們意見的基礎。由於欺詐可能涉及串謀、偽造、蓄意遺漏、虛假陳述，或凌駕於內部控制之上，因此未能發現因欺詐而導致的重大錯誤陳述的風險高於未能發現因錯誤而導致的重大錯誤陳述的風險。

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Group's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Group to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

- Obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities or business activities within the Group to express an opinion on the consolidated financial statements. We are responsible for the direction, supervision and performance of the Group audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with the Audit Committee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide the Audit Committee with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence and communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence and, where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

From the matters communicated with the Audit Committee, we determine those matters that were of most significance in the audit of the consolidated financial statements of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, we determine that a matter should not be communicated in our report because the adverse consequences of doing so would reasonably be expected to outweigh the public interest benefits of such communication.

The engagement partner on the audit resulting in this independent auditor's report is Wong, Po Shan.

**KPMG**
*Certified Public Accountants*
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

20 February 2025

獨立核數師報告（續）

- 瞭解與審計相關的內部控制，以設計適當的審計程序，但目的並非對　貴集團內部控制的有效性發表意見。

- 評價董事所採用會計政策的恰當性及作出會計估計和相關披露的合理性。

- 對董事採用持續經營會計基礎的恰當性作出結論。根據所獲取的審計憑證，確定是否存在與事項或情況有關的重大不確定性，從而可能導致對　貴集團的持續經營能力產生重大疑慮。如果我們認為存在重大不確定性，則有必要在核數師報告中提請使用者注意綜合財務報中的相關披露。假若有關的披露不足，則我們應當發表非無保留意見。我們的結論是基於核數師報告日止所取得的審計憑證。然而，未來事項或情況可能導致　貴集團不能持續經營。

- 評價綜合財務報表的整體列報方式、結構和內容，包括披露，以及綜合財務報表是否中肯反映交易和事項。

- 就　貴集團內實體或業務活動的財務資訊獲取充足、適當的審計憑證，以便對綜合財務報表發表意見。我們負責　貴集團審計的方向、監督和執行。我們為審計意見承擔全部責任。

除其他事項外，我們與審核委員會溝通了計劃的審計範圍、時間安排、重大審計發現等，包括我們在審計中識別出內部控制的任何重大缺陷。

我們還向審核委員會提交聲明，說明我們已符合有關獨立性的相關專業道德要求，並與他們溝通有可能合理地被認為會影響我們獨立性的所有關係和其他事項，以及為消除對獨立性的威脅所採取的行動或防範措施（若適用）。

從與審核委員會溝通的事項中，我們確定哪些事項對本期綜合財務報表的審計最為重要，因而構成關鍵審計事項。我們在核數師報告中描述這些事項，除非法律法規不允許公開披露這些事項，或在極端罕見的情況下，如果合理預期在我們報告中溝通某事項造成的負面後果超過產生的公眾利益，我們決定不應在報告中溝通該事項。

出具本獨立核數師報告的審計項目合夥人是黃寶珊。

**畢馬威會計師事務所**
*執業會計師*
香港中環
遮打道十號
太子大廈八樓

二零二五年二月二十日

**（訳文）**

**独立監査人の監査報告書**

## 東亜銀行
## *（香港において有限責任会社として設立）*
## 株主各位

### 監査意見

私どもは、188ページから377ページに記載された東亜銀行（以下「銀行」という。）およびその子会社（以下総称して「銀行グループ」という。）の連結財務諸表の監査を行った。当該連結財務諸表は、2023年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書ならびに重要性がある会計方針情報より構成される連結財務諸表注記で構成されている。

私どもは、連結財務諸表は、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表した香港財務報告基準（「HKFRSs」）に準拠して2023年12月31日現在の銀行グループの連結財政状態、ならびに同日に終了した事業年度における連結経営成績および連結キャッシュ・フローの状況に関して真実かつ公正に表示しており、香港会社条例に準拠して適切に作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私どもは、HKICPA が公表した香港監査基準（以下「HKSA」という。）に準拠して監査を行った。これらの基準に基づく私どもの責任は、当報告書の連結財務諸表の監査に対する監査人の責任のセクションに詳細が記載されている。私どもは、HKICPA の職業会計士の倫理規程（以下「規程」という。）に準拠して銀行グループから独立しており、規程に従いその他の倫理上の責任を全うしている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当期の連結財務諸表の監査において最も重要と判断された事項である。係る事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程および意見の形成において検討した事項であり、これらの事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 顧客に対する貸付金の減損引当金 | |
|---|---|
| *連結財務諸表の注記2(h)(vii)、27(a)、43(a)(ix)を参照のこと* | |
| **監査上の主要な検討事項の内容** | **監査上の主要な検討事項に対する監査上の手続** |
| 2023年12月31日現在の銀行グループの顧客への貸付金は532,111百万香港ドルであり、2023年12月31日現在の予想信用損失（「ECL」）の総額は5,127百万香港ドルであった。 香港および中国本土の事業は、銀行グループの顧客への貸付金の55.0% および 26.6%、ならびに当グループの予想信用損失（ECL）総額の 48.2% および 40.8% をそれぞれ占めている。<br><br>不動産セクターにおける課題が継続していることに加え、多くの中央銀行によるインフレ抑制を目的とした金融引締め政策により、銀行業界全体において、顧客に対する貸付金の減損引当金は引き続き注視されている。これにより、借り手を取り巻く環境はより厳しくなっており、減損引当金の評価においても課題が生じている。<br><br>銀行グループは、償却原価で測定される顧客向け貸付金および前渡金の減損引当金を評価するために、ECLモデルを適用している。まだ信用減損が生じていない貸付残高は、組成時にステージ1に分類され、12ヶ月分のECL引当金が計上される。 貸付残高は、返済されるか、信用リスクが著しく高まる（ステージ2）か、または信用減損状態となる（ステージ3）までステージ1のままであり、ステージ3になった場合には、残存期間にわたるECL引当金が計上される。<br><br>信用リスクが著しく高まる可能性のある貸付金や、すでに信用減損が生じている貸付金を特定することは依然として困難である。過去の返済実績は、借り手の財務状況を十分に反映していない可能性があるため、より多くの判断が求められる。<br><br>信用リスクが著しく高いエクスポージャーが適切に特定されず、適切なステージに分類されない場合、減損引当金の金額に重大な誤差が生じ | 償却原価で測定される顧客向け貸付金および前渡金に関する銀行グループの減損引当金を評価するための会社の監査手続には、その見積りに用いられた方法論、データおよび仮定に関して、以下の内容が含まれていた。<br><br>監査アプローチ<br><br>・ ECLモデルに関するモニタリングおよびガバナンスプロセス、ならびに経営陣による減損引当金の最終的な検討および決定を取り巻く統制に関する主要な内部統制の設計、実施状況および運用有効性を理解し、評価すること<br>・ 信用リスクの専門家を関与させ、経営陣が減損引当金の決定に用いるECLモデルの方法論の適切性および信頼性を評価すること<br>・ ECL計算の正確性を評価するにあたり、上記のパラメータおよび仮定に基づき、ECLモデルを用いて、当初認識後に信用リスクが著しく増加していない貸付金および顧客への貸付のサンプルについて12ヶ月間の信用損失引当金を、また信用リスクが著しく増加している貸付金および顧客への貸付のサンプルについては全期間信用損失引当金を算出し、グループの結果と比較すること<br><br>データ<br><br>・ ECLモデルで使用される主要なデータ要素の記録を含め、償却原価で測定される貸付金の承認、計上、およびモニタリングに関する財務報告上の主要な内部統制の設計、実施、および運用上の有効性を理解し、評価した。<br>・ ECLモデルにおける主要パラメータに使用されるデータの完全性および正確性を評価するため、サンプルベースで個々の貸付情報を原契約およびその他の関連文書と照合し、ECLモデル内の貸付情報の正確性を評価した。外部データから導出された主要パラメータについては、サンプルを選定し、公開情報源と照合することで当該データの正 |

る可能性がある。

ECLモデルを用いた貸倒引当金の算定は、損失段階の特定、デフォルト確率、デフォルト時損失率、デフォルト時エクスポージャー、割引率の推定、将来見通しに基づく情報による調整、およびその他の調整要因を含む多くの重要なパラメータや仮定に左右される。これらのパラメータの選定や仮定の適用には、経営陣の判断が必要となる。

特に、減損引当金の算定は、外部のマクロ経済環境に大きく依存している。期待信用損失は、過去の損失実績、内部および外部の信用格付け、その他の調整要因を含む推計値から導き出される。個人向けローンの期待信用損失は、経営陣が過去の延滞データ、個人向けローンの過去の損失実績、およびその他の調整要因を考慮した推計値から導き出される。

また、経営陣は、様々な要因に基づき、デフォルト時の損失額（LGD）を決定する際にも判断を下している。これらには、回収のための利用可能な救済措置、借り手の財務状況、担保の回収可能額、マクロ経済的要因、債権の優先順位、および他の債権者の存在と 協力姿勢が含まれる。経営陣は、資格を有する第三者の評価者が発行した評価報告書を参照し、担保として保有されている不動産の価値を評価する際、市場価格、立地、用途を含む様々な要因の影響を考慮する。 担保の実行可能性、換価の時期および手段も、担保からの回収可能額、ひいては報告期間末時点での減損引当金の額に影響を及ぼす可能性がある。中国本土において回収可能な担保額を評価する事は非常に困難である。その理由は、これらのエクスポージャーの回収および担保額の測定を戦略決定するプロセスにおいて経営陣による判断の影響と関与が大きいからである。その結果、当事業のこの特定の分野における顧客に対する貸付金の減損引当金は、重要な虚偽表示が生じる本質的なリスクがより高くなっている。

当監査法人は、償却原価で測定される顧客に対する貸付金の減損引当金を、これに関連する固

確性を検証した 。

- ECLモデルで使用される主要パラメータのうち、システム生成の内部データから導出されたものについては、サンプルベースで入力データと原本を照合することにより、 への入力データの正確性を評価した。 私どもは、顧客への貸付金に関する延滞報告書の作成など、財務報告プロセスにおいて重要な情報システム統制の評価に、情報技術の専門家を関与させた。また、これらのシステム内の関連する自動化されたアプリケーション統制の設計、実装、および運用上の有効性、ならびにこれらの基盤となるシステムに対する主要な内部統制（システムへのアクセスに関する統制や、データおよび変更管理に関する統制を含む）についても評価を行った。

前提条件

- 信用格付けプロセスにおける財務報告に関する主要な内部統制の整備、実施および運用の有効性を理解し評価する。
- ECLモデルで使用される前提条件に関するモニタリングおよびガバナンスプロセスにおける主要な内部統制の整備、実施、および運用有効性を理解し、評価すること。これには、エクスポージャーに適用される内部信用格付けの評価も含まれる 。
- 貸付金の信用リスクが当初認識後に著しく増加したか否か、および当該貸付金が信用減損状態にあるか否かに関する経営陣の評価の妥当性を評価するため、サンプルを選定し、貸付金の延滞情報を確認し、与信担当者に借り手の事業運営状況について照会を行い、借り手の財務情報を確認し、借り手の事業に関する市場情報の調査を行った。信用審査のために選定した顧客に対する貸付金のサンプルには、中国本土営業拠点も含む、業種、融資契約の特性、担保の種類、および口座の信用品質など、高いリスク特性を有する口座に重点を置いた。
- 信用リスクの専門家を関与させ、ECLモデルにおける主要な仮定の妥当性を評価した。これには、経営陣がステージを決定する際に用いる基準、デフォルト確率、デフォルト時損失率、デフォルト時エクスポージャー、割引率、将来見通しに関す

| | |
|---|---|
| 有の不確実性および経営陣の判断の複雑さ、ならびに当グループの財務実績および資本に対するその重要性から、重要な監査事項として特定した。 | る情報に基づく調整、およびその他の経営陣による調整が含まれる。<br>・ 判断を要する主要なパラメータについては、外部の情報源から証拠を収集し、過去の損失実績や担保の種類を含む当グループの内部記録と比較することで、入力パラメータを批判的に評価した。これらの手続の一環として、見積りや入力パラメータの修正理由について検証を行い、判断の一貫性を検討した。また、モデルで使用された経済的要因を市場情報と比較し、それらが市場および経済動向と整合しているかどうかについて評価した。<br>・ 信用減損が生じている顧客に対する貸付金の選定サンプルについて、エクスポージャーの回収可能額に関する経営陣の評価を検証した。これには、不動産担保の価値に関する経営陣の評価を当該不動産の立地や用途に基づく市場価格および類似物件の価格と比較検討することも含まれる。 また、その他の担保の実現時期および手段を評価し、予測キャッシュ・フローを評価するとともに、銀行グループの回収計画の実現可能性について検証を行い、契約条件に不可欠なその他の信用補完措置を評価した。<br>・ ECLモデル出力に対する重要な手動調整およびオーバーレイの適切性を評価した。<br><br>償却原価で測定される顧客への貸付金および前渡金に関する当グループの減損引当金を評価するためのその他の監査手続には、以下のものが含まれていた。<br><br>・ 当事業年度における減損貸付金の処分に関する会計処理の評価に関して、貸付金処分契約および関連書類を精査し、経営陣への照会を行い、当該取引が適切に認識されているかどうかの評価。<br>・ 償却原価で測定される顧客への貸付金および前渡金に関する減損引当金の表示および開示が、現行の会計基準の要件を満たしているかどうかの評価。 |

**関連会社－AFFIN Bank Berhad（以下「AFFIN」という。）への投資の減損評価**

*連結財務諸表の注記2(r)、30を参照のこと*

| 監査上の主要な検討事項の内容 | 監査上の主要な検討事項に対する監査上の手続 |
|---|---|
| 銀行グループによる AFFIN への投資の市場価格は、一定期間にわたって継続して帳簿価額を下回っている。これは、潜在的な減損の兆候とみなされる。<br><br>HKAS第36号「資産の減損」では、帳簿価額が回収可能価額（公正価値から処分費用を差し引いた額と使用価値（「VIU」）のいずれか高い方）を上回る場合、減損損失を認識することが求められている。銀行グループは、VIUモデルを用いて、当グループが当該投資を継続して保有すると仮定した場合の投資価値を見積もり、減損テストを実施した。<br><br>2023年12月31日現在、 VIU法により算出した回収可能額は3,012百万香港ドルであった。帳簿価額が回収可能額まで減額され、追加の減損損失726百万香港ドルが2023年に認識された。<br><br>VIUモデルは、HKAS第36号「資産の減損」の要件に基づいており、短期的および長期的な多くの仮定に依存している。これらの仮定は判断に基づくものであり、経営陣の推定、予測、および市場データを組み合わせて導き出されている。これらの仮定には、マレーシア経済に関する現在の不確実性の水準が考慮されている。<br><br>経営陣は、VIU計算の入力値の決定にあたり、以下の事項を含むいくつかの重要な判断を行った。<br><br>・ 予想キャッシュ・フロー<br>・ 必要な規制資本調整額に関する予測<br>・ 成長率および終値<br>・ 予想キャッシュ・フローに適用される割引率<br><br>私どもは、VIUの推計には不確実性が高まっており、かつ連結財務諸表にとって重要であることに加え、主要な仮定の評価には経営陣による相当程度の判断が伴い、それが期末時点における当グループのAFFINへの投資の帳簿価額および当年度の減損損失額の両方に影響を及ぼす可能性がある | 銀行グループによるAFFINへの投資の帳簿価額を評価するための私どもの監査手続には、見積りに用いられた方法論、データおよび仮定に関して、以下の内容が含まれていた。<br><br><u>監査アプローチ</u><br><br>・ 私どもの評価専門家を起用し、VIUの算定に使用された評価方法の適切性を評価した。<br><br><u>データ</u><br><br>・ AFFINの予算収益および利益を経営陣が割引キャッシュ・フロー予測において用いた前提条件と比較すること。<br>・ 過去数年間のAFFINの実際の業績を、経営陣が前年度に作成した予測と比較し、経営陣の予測プロセスの正確性を評価すること。<br><br><u>前提条件</u><br><br>・ AFFINの取締役会に名を連ねる経営陣と協議を行い、AFFINの業績および将来の事業計画について理解を深めること<br>・ 私どもの評価専門家の支援を得て、以下の手続を通じて、当グループのAFFINへの投資の回収可能額を算出するために使用された成長率、終値、および割引率に関する、経営陣が割引キャッシュ・フロー予測において採用した前提条件および判断を評価した<br>　・ 入手可能な市場情報に基づき、成長率、終値、および割引率に関する前提条件および判断について調査を行う<br>　・ 割引率の代替計算を行い、これを経営陣が適用した割引率と比較することにより、経営陣が用いた割引率の妥当性を評価すること<br>　・ 必要な規制資本調整額に関する予測に使用された前提条件を評価すること<br>　・ AFFINの予算収益および利益をアナリストレポートなどの外部データと比較し、その妥当性を評価すること |

| | |
|---|---|
| ことから、銀行グループのAFFINへの投資に関する減損評価を重要な監査事項として特定した。 | ・ 割引キャッシュ・フロー予測において採用された主要な仮定（適用された成長率、キャッシュ・フロー予測、割引率の仮定など）それぞれについて、経営陣が作成した感応度分析を評価し、これらの仮定の策定における経営陣の偏見がないか検討すること。<br>・ VIU計算における様々な経済シナリオに対し、経営陣が付与した確率について、それらが市場および経済動向と整合しているかどうかを評価すること。<br>上記の監査手続に加え、私どもは、現行の会計基準の要件に照らし、AFFIN に対する当グループの投資の減損評価に関する連結財務諸表の開示が、主要な仮定に内在するリスクを反映しているかどうかについても検討した。 |

## 連結財務諸表および当監査報告書に記載された事項以外の情報

取締役はその他の情報について責任を負う。その他の情報は、連結財務諸表および私どもの監査報告書以外の年次報告書に記載されているすべての情報より構成される。

連結財務諸表に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としておらず、それらに対していかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

連結財務諸表の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、その他の情報が連結財務諸表もしくは監査を通じて得た私どもの理解と著しく矛盾している、または重要な虚偽表示と見られるかを検討することにある。

私どもが本監査報告書の日付より前に入手したその他の情報について実施した業務に基づき、私どもが当該その他の情報に重要な虚偽表示があるとの結論に至った場合、私どもは係る事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

## 連結財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、HKICPA が発行した HKFRSs および香港会社条例に準拠した真実かつ公正に表示された連結財務諸表の作成、ならびに不正や誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制について責任を負う。

連結財務諸表の作成において、取締役は、継続企業としての銀行グループの存続能力の評価を行い、該当する場合は継続企業の前提に関する開示を行ったうえで取締役が銀行グループを清算または業務を停止する意思を有する場合やそうするより他に現実的な代替方法がない場合を除き継続企業の前提で財務諸表を作成する責任を負う。

取締役は、銀行グループの財務報告プロセスを監視する責任を遂行するうえで、監査委員会の支援を受ける。

## 連結財務諸表の監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、不正や誤謬により、連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査報告書を発行することにある。私どもの監査報告書は香港会社条例第 405 章に従い、株主のみを利用者として想定しておりそれ以外の目的に適合しない。私どもは、本報告書の内容につき、株主以外の一切の者に対し責任を負わず、債務を負うものではない。

合理的な保証は高い程度の保証ではあるが、HKSA に準拠して行った監査が重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正や誤謬により生じる可能性があり、個別または集計して、当該連結財務諸表を基礎として経済的な決定を行う利用者に対する影響が合理的に想定されうる場合に重要とみなされる。

HKSA に準拠した監査では、私どもは職業的専門家としての判断が必要とされ、監査の実施において常に職業的懐疑心を維持する。私どもはまた、以下を行う。

- 不正や誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、私どもの監査意見についての合理的な基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正は、共謀、偽造、意図的な不作為、虚偽の言明または内部統制の無効化による可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による虚偽表示よりも高い。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、銀行グループの内部統制の有効性についての意見表明が目的ではない。
- 使用された会計方針の妥当性ならびに取締役による会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業を前提とした会計処理の実施の適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、銀行グループの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを結論付ける。私どもが重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、私どもの監査報告書において、連結財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、または、当該開示が不十分な場合は、私どもの意見を修正する必要がある。私どもの結論は、本監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、銀行グループが継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の全般的な表示、構成および内容(開示を含む)、ならびに連結財務諸表における基礎となる取引および事象の表示が適正な表示となっているかを評価する。
- 連結財務諸表ついての意見表明のために、銀行グループ傘下の企業および事業活動の財務情報に関して十分かつ監査証拠を入手する。私どもは当行グループの監査に関する指示、監督、実行に対する責任を持つ。私どもは私どもの監査意見に単独で責任を負う。

私どもは、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な検出事項(監査の過程で私どもが識別した内部統制における重要な不備を含む)について監査委員会とコミュニケーションを行う。

私どもはまた、監査委員会に、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守している旨を書面で提供し、また、私どもの独立性に影響を与えると合理的に考えられる全ての関係やその他の事項、また該当する場合には脅威を排除するための措置または適用するセーフガードについてコミュニケーションを行っている。

監査委員会とコミュニケーションを行った事項の中から、当期間の連結財務諸表の監査において最も重要性がある事項、すなわち監査上の主要な事項を決定し、係る事項を監査報告書に記載する。ただし、法令により当該事項の公開が禁止されている場合、または、極めてまれな状況ではあるが、報告書において言及することで公共の利益よりも悪影響の方が大きいと合理的に予想されるために報告書において当該事項について言及すべきではないと私どもが判断した場合は、この限りでない。

本独立監査人の監査報告書に係る監査のエンゲージメント・パートナーは、ウォン・ポーシャンである。

KPMG
公認会計士
プリンス・ビルディング 8階
10 チャター・ロード
セントラル、香港
2024年2月21日

# Independent Auditor's Report

## TO THE MEMBERS OF THE BANK OF EAST ASIA, LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

### Opinion
We have audited the consolidated financial statements of The Bank of East Asia, Limited ("the Bank") and its subsidiaries (together "the Group") set out on pages 188 to 377, which comprise the consolidated statement of financial position as at 31 December 2023, the consolidated income statement, the consolidated statement of comprehensive income, the consolidated statement of changes in equity and the consolidated cash flow statement for the year then ended and notes to the consolidated financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the consolidated financial position of the Group as at 31 December 2023 and of its consolidated financial performance and its consolidated cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

### Basis for Opinion
We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSAs") issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements* section of our report. We are independent of the Group in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* ("the Code") and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Key Audit Matters
Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the consolidated financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the consolidated financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

**Impairment allowances of loans and advances to customers**
Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 43(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| The Group's advances to customers as at 31 December 2023 amounted to HK$532,111 million, with total expected credit losses ("ECL") amounting to HK$5,127 million as at 31 December 2023. Hong Kong and Chinese Mainland Operations contributed to 55.0% and 26.6% of the Group's advances to customers, and 48.2% and 40.8% of the Group's total ECL respectively.<br><br>Impairment allowances of loans and advances to customers across the banking industry continues to be an area of elevated focus due to ongoing challenges in the China real estate sector and tightening monetary policy by many central banks to combat inflation. This has led to a more difficult environment for borrowers and leads to challenges in assessing impairment provisions. | Our audit procedures to assess the Group's impairment allowances on loans and advances to customers measured at amortised cost with regards to the methodology, data and assumptions used in the estimate included the following:<br><br>**Methodology**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on the ECL model monitoring and governance process and on the controls around the final review and determination of impairment allowances by management; |

# 獨立核數師報告

## 致東亞銀行有限公司成員
(於香港註冊成立的有限公司)

### 意見
本核數師(以下簡稱「我們」)已審計列載於第188至第377頁的東亞銀行有限公司(以下簡稱「貴銀行」)及其附屬公司(以下統稱「貴集團」)的綜合財務報表,此綜合財務報表包括於二零二三年十二月三十一日的綜合財務狀況表和截至該日止年度的綜合收益表、綜合全面收益表、綜合權益變動表和綜合現金流量表,以及綜合財務報表附註,包括重大會計政策資訊及其他解釋資訊。

我們認為,該等綜合財務報表已根據香港會計師公會頒布的《香港財務報告準則》真實而中肯地反映了 貴集團於二零二三年十二月三十一日的綜合財務狀況及截至該日止年度的綜合財務表現及綜合現金流量,並已遵照香港《公司條例》妥為擬備。

### 意見的基礎
我們已根據香港會計師公會頒布的《香港審計準則》進行審計。我們在該等準則下承擔的責任已在本報告「核數師就審計綜合財務報表承擔的責任」部分中作進一步闡述。根據香港會計師公會頒布的《專業會計師道德守則》(以下簡稱「守則」),我們獨立於 貴集團,並已履行守則中的其他專業道德責任。我們相信,我們所獲得的審計憑證能充足及適當地為我們的審計意見提供基礎。

### 關鍵審計事項
關鍵審計事項是根據我們的專業判斷,認為對本期綜合財務報表的審計最為重要的事項。這些事項是在我們審計整體綜合財務報表及出具意見時進行處理的。我們不會對這些事項提供單獨的意見。

**客戶貸款及墊款的減值準備**
請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和43(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
|---|---|
| 於二零二三年十二月三十一日, 貴集團的客戶墊款達到港幣5,321.1億元,預期信貸損失於二零二三年十二月三十一日總額為港幣51.27億元。香港與中國內地的業務分別佔 貴集團客戶墊款的55.0%和26.6%,以及佔 貴集團預期信貸損失總額的48.2%和40.8%。<br><br>由於中國房地產行業的持續挑戰以及許多央行為應對通脹而收緊貨幣政策,銀行業客戶貸款和墊款的減值準備繼續成為關注的焦點。這導致評估減值準備更加困難。 | 因應估計中使用的方法、數據和假設,我們就評估 貴集團以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備相關的審計程序包括以下各項:<br><br>**方法**<br>• 瞭解並評估與以下項目有關的關鍵內部控制的設計、實施及操作成效:預期信貸損失模型監管和管治流程,以及管理層在最終審閱及釐定減值準備的內部控制; |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**
Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 43(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| The Group applies its ECL models to assess impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost. Loan exposures that are not already credit-impaired are classified as stage 1 on origination and a 12-month ECL provision is recognised. Loan exposures will remain in stage 1 until they are repaid, experience a significant increase in credit risk (stage 2) or become credit-impaired (stage 3), for which a lifetime ECL provision is recognised.<br><br>The difficulty in identifying those loans which may have significant increase in credit risk or impaired has remained high. Past historical experience on repayment may be less representative of the borrowers' financial conditions and therefore more judgement is required.<br><br>Impairment allowances may be materially misstated if the exposures with a significant increase in credit risk are not properly identified and classified in the appropriate stages.<br><br>The determination of impairment allowances using the ECL models is subject to a number of key parameters and assumptions, including the identification of loss stages, estimates of probability of default, loss given default, exposures at default and discount rate, adjustments for forward-looking information and other adjustment factors. Management judgment is involved in the selection of those parameters and the application of the assumptions.<br><br>In particular, the determination of the impairment allowances is heavily dependent on the external macro environment. The expected credit losses are derived from estimates including the historical losses, internal and external credit grading and other adjustment factors. The expected credit losses for personal loans are derived from estimates whereby management takes into consideration historical overdue data, the historical loss experience for personal loans and other adjustment factors. | • involving credit risk specialists in assessing the appropriateness of the methodology and reliability of the ECL models used by management in determining impairment allowances; and<br><br>• in respect of assessing the accuracy of ECL calculation, calculating the amount of credit loss allowance for 12-month and life-time credit losses using the ECL models based on the above parameters and assumptions for a sample of loans and advances to customers where the credit risk of the loan has not, or has, increased significantly since initial recognition, respectively and comparing to the results from the Group;<br><br>**Data**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on financial reporting over approval, recording and monitoring of loans measured at amortised cost, including the recording of key data elements used in the ECL model;<br><br>• assessing the completeness and accuracy of data used for the key parameters in the ECL models, by comparing individual loan information on a sample basis with the underlying agreements and other related documentation to assess the accuracy of the loan information in the ECL models. For key parameters derived from external data, we selected samples to inspect the accuracy of such data by comparing them with publicly available sources; and<br><br>• for key parameters used in the ECL models which were derived from system-generated internal data, assessing the accuracy of input data by comparing the input data with original documents on a sample basis. We involved our information technology specialists in assessing the information systems controls critical to the financial reporting process, such as the compilation of the overdue reports for advances to customers. We also assessed the design, implementation and operating effectiveness of relevant automated application controls within these systems, as well as key internal controls over these underlying systems, including controls over access to these systems and controls over data and change management; |

**客戶貸款及墊款的減值準備**
請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和43(a)(ix)

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 貴集團使用其預期信貸損失模型來評估以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備。尚未成為不良信貸的貸款於發放時被劃歸為第一階段，並按照相當於12個月的預期信貸損失的金額確認撥備。貸款會保留於第一階段直至其被償還，信貸風險有顯著增加(第二階段)或已成為不良信貸(第三階段)，相應撥備會按照相當於合約期內之預期信貸損失的金額確認。<br><br>識別信貸風險可能顯著增加的貸款及不良信貸的難度仍高。當中需要更多的判斷，因為過去的歷史償還經驗可能較難代表客戶的財務狀況。<br><br>倘貸款的信貸風險顯著增加未被恰當地識別及分類，可能導致預期信貸損失存在重大錯誤陳述。<br><br>採用預期信貸損失模型釐定減值準備時須考慮若干關鍵參數及假設，包括所識別的損失階段，所估計的違約概率、違約損失率、違約風險承擔和貼現率，就前瞻性資訊所作的調整以及其他調整因素。在選取該等參數及應用上述假設時亦須管理層作出判斷。<br><br>當中，減值準備的釐定在很大程度上取決於外部宏觀環境及 貴集團的內部信貸風險管理策略。預期信貸損失乃源自於對歷史損失、內部及外部信貸評級及其他調整因素的估計。個人貸款的預期信貸損失乃源自於管理層考慮了歷史逾期數據、個人貸款的以往損失經驗以及其他調整因素而作出的估計。 | • 使用信貸風險專家評估管理層在釐定減值準備時所用的預期信貸損失模型的可靠性；及<br><br>• 在評估預期信貸損失計算的準確性方面，抽選信貸風險自初始確認以來尚未顯著增加或已顯著增加的客戶貸款及墊款樣本，同時根據上述參數及假設並使用預期信貸損失模型，分別計算該等樣本按照12個月內的信貸損失和合約期內的信貸損失計量的信貸損失準備金額，並將該計算結果與 貴集團的結果進行比較；<br><br>**數據**<br>• 瞭解並評估與以下項目有關的關鍵財務報告內部控制的設計、實施及操作成效：以攤銷成本計量的貸款的審批、記錄和監管，包括記錄預期信貸損失模型中使用的關鍵數據；<br><br>• 通過在抽樣基礎上對比個別貸款資訊與相關協議及其他相關文檔，評估預期信貸損失模型中的貸款資訊是否準確，以此評估預期信貸損失模型中的關鍵參數所用的數據是否完整及準確。對於源自外部數據的關鍵參數，我們採用抽樣方式將該等數據與公開可獲取的數據進行比較，以檢查該等數據的準確性；及<br><br>• 對於預期信貸損失模型中所用的、源自系統生成的內部數據的關鍵參數，在抽樣基礎上將輸入數據與原始文檔進行對比以評估輸入參數的準確性。我們使用我們的資訊技術專家來評估對財務報告流程有重要影響的資訊系統控制，包括客戶墊款逾期報告的編制。我們還評估這些系統內的相關自動化應用程式控制，以及對這些相關系統的主要內部控制(包括對系統登入的控制以及對數據和變更管理的控制)在設計、實施和操作上的成效； |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**
Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 43(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| Management also exercises judgement in determining the quantum of loss given default based on a range of factors. These include available remedies for recovery, the financial situation of the borrower, the recoverable amount of collateral, macroeconomic factors, the seniority of the claim and the existence and cooperativeness of other creditors. Management refers to valuation reports issued by qualified third party valuers and considers the influence of various factors including the market price, location and use when assessing the value of property held as collateral. The enforceability, timing and means of realisation of collateral can also have an impact on the recoverable amount from collateral and, therefore, the amount of impairment allowances as at the end of the reporting period. The assessment of the recoverable amount of collateral is particularly challenging in the Chinese Mainland as the extent of judgement exercised by management in the process of determining the strategy of recovery and assessing the collateral value of these exposures is high. As a result, the impairment allowances of loans and advances to customers in this particular part of business is subject to a higher inherent risk of material misstatements.<br><br>We identified the impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost as a key audit matter because of the complexity of the inherent uncertainty and management judgment involved and because of its significance to the financial results and capital of the Group. | **Assumptions**<br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on financial reporting over the credit grading process;<br><br>• understanding and assessing the design, implementation and operating effectiveness of key internal controls on the monitoring and governance process for the assumptions used in the ECL models, including the assessment of the internal credit grading applied to exposures;<br><br>• evaluating the validity of management's assessment on whether the credit risk of the loan has, or has not, increased significantly since initial recognition and whether the loan is credit-impaired by selecting samples for which we checked loan overdue information, made enquiries of the credit managers about the borrowers' business operations, checked borrowers' financial information and researched market information about borrowers' businesses. Our sample of loans and advances to customers selected for credit review, including in Chinese Mainland Operations, focused on accounts with high risk characteristics, including industries, features of loan arrangements, types of collateral and credit quality of the accounts;<br><br>• involving credit risk specialists in assessing the appropriateness of the key assumptions in the ECL models, including the criteria used by management in determining loss stages, the probability of default, loss given default, exposure at default, discount rate, adjustments for forward-looking information and other management adjustments;<br><br>• for key parameters involving judgement, critically assessing input parameters by seeking evidence from external sources and comparing it to the Group's internal records including historical loss experience and type of collateral. As part of these procedures, we challenged the reasons for modifications to estimates and input parameters and considered the consistency of judgement. We compared the economic factors used in the models with market information to assess whether they were aligned with market and economic development; |

**客戶貸款及墊款的減值準備**
**請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和43(a)(ix)**

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 管理層在釐定違約損失率的數額時亦會根據多項因素作出判斷。這些因素包括收回墊款的方式、借款人的財務狀況、抵押品的可收回金額、宏觀經濟因素、索賠受償順序及其他債權人是否存在及其合作意向等。在評估持作抵押品的物業的價值時，管理層會參考合資格第三方評估師出具的估值報告，並考慮各種因素的影響，包括物業的市場價格、位置及用途。收回抵押品的法律依據、變現時間和方法亦會影響抵押品的可收回金額，並從而影響報告期末的減值準備金額。由於管理層在釐定中國內地的抵押物的收回策略及評估抵押品價值的過程中涉及高度的判斷，評估此類抵押物的可收回金額具有特別難度。因此，有關此部份業務的客戶貸款及墊款減值準備存在較高重大錯誤陳述的內含風險。<br><br>由於以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備所涉及的複雜性、管理層判斷以及內含的不確定性，同時由於其對　貴集團財務業績和資本的重大影響，我們將其認定為一項關鍵審計事項。 | 假設<br>• 瞭解並評估與信貸評級流程有關的關鍵財務報告內部控制的設計、實施及操作成效；<br><br>• 瞭解並評估用於監管和管治預期信貸損失模型中使用的假設的流程的關鍵內部控制的設計、實施及操作成效，包括評估適用於承擔的內部信貸評級；<br><br>• 採用抽樣的方式檢查貸款逾期資訊，就借款人的業務運營詢問信貸經理，檢查借款人的財務信息並查考有關借款人業務的市場資訊，以評價管理層對於貸款的信貸風險自初始確認以來是否已，或尚未有，顯著增加以及貸款是否已成為不良信貸的評估是否恰當。我們抽查的客戶貸款及墊款樣本，包括中國內地業務的樣本，關注於具有高風險條件的貸款，高風險條件包括行業、貸款安排、抵押品類型及信貸質量；<br><br>• 使用信貸風險專家評估管理層在預期信貸損失模型中使用的假設的恰當性，包括損失階段的識別、違約概率、違約損失率、違約風險承擔、貼現率、就前瞻性資訊所作的調整以及管理層所作的其他調整；<br><br>• 對於涉及判斷的關鍵參數，從外部來源獲得證據並將其與　貴集團的內部記錄(包括以往損失經驗和抵押品的類型)進行比較，以對輸入參數進行審慎評估。在這個過程中，我們就管理層對估計及輸入參數的修訂理據提出質詢，並考慮判斷的一致性。我們將模型中所運用的經濟因素與市場資訊進行對比，以評估這些數據是否與市場及經濟發展相符； |

**Impairment allowances of loans and advances to customers**
Refer to notes 2(h)(vii), 27(a), 43(a)(ix) to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| | • for selected samples of loans and advances to customers that are credit-impaired, evaluating management's assessment of the recoverable amount of the exposure including evaluating management's assessment of the value of any property collateral held by comparison with market prices based on the location and use of the property and the prices of comparable properties. We also evaluated the timing and means of realisation of other collateral, evaluated the forecast cash flows, challenged the viability of the Group's recovery plans and evaluated other credit enhancements that are integral to the contract terms; and<br><br>• assessing the appropriateness of material manual adjustments and overlays on ECL model outputs.<br><br>Other audit procedures to assess the Group's impairment allowances on loans and advances to customers measured at amortised cost included the following:<br><br>• in respect of evaluating the accounting treatments of disposal of impaired loans during the year, inspecting the loan disposal agreements and documents, enquiring of management and assessing whether the transactions are recognised appropriately; and<br><br>• evaluating whether the presentation and disclosures on impairment allowances of loans and advances to customers measured at amortised cost meet the requirements of the prevailing accounting standards. |

**客戶貸款及墊款的減值準備**
**請參閱綜合財務報表附註2(h)(vii)、27(a)和43(a)(ix)**

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| | • 對於已抽選的不良信貸的客戶貸款及墊款樣本，評價管理層對信貸風險可收回金額的評估，包括根據持作抵押品的物業的位置及用途以及鄰近物業的價格，將持作抵押品的物業的價值與市場價格進行比較，以評價管理層對該類物業價值的評估。我們還評價了其他抵押品的變現時間和方法以及現金流預測，對　貴集團回收方案的可行性提出了質詢，並對合同條款中的其他信貸提升進行了評價；及<br><br>• 評估重大的手動調整以及預期信貸損失模型輸出值的調整是否恰當；<br><br>與評估　貴集團以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備的其他審計程式包括：<br><br>• 評估年內減值貸款處置的會計處理，檢查相關貸款處置協議和文件，向管理層詢問並評估該等交易是否恰當地確認；及<br><br>• 評價以攤銷成本計量的客戶貸款及墊款的減值準備的列報與披露是否滿足現行會計準則的要求。 |

**Impairment assessment of an investment in associate, AFFIN Bank Berhad ("AFFIN")**
Refer to notes 2(r), 30 to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| The quoted market price of the Group's investment in AFFIN has been persistently below the carrying amount for a period of time. This is considered an indicator of potential impairment.<br><br>HKAS 36 "Impairment of assets" requires recognition of impairment loss when the carrying amount exceeds the recoverable amount, which is the higher of its fair value less costs of disposal and its value in use ("VIU"). An impairment test was performed by the Group using a VIU model to estimate the investment's value assuming the Group continues to hold this investment.<br><br>As at 31 December 2023, the recoverable amount based on the VIU calculation was HK$3,012 million. The carrying value was written down to the recoverable amount and an additional impairment charge of HK$726 million was recognised in 2023.<br><br>The VIU model is based on the requirements in HKAS 36 "Impairment of assets" and is dependent on many assumptions, both short-term and long-term in nature. These assumptions, which are judgemental, are derived from a combination of management estimates, forecasts and market data. The assumptions considered the current levels of uncertainty on the economy in Malaysia.<br><br>A number of key judgements were made by management in determining the inputs for the VIU calculation which included:<br><br>• forecast cash flows;<br><br>• forecast regulatory capital adjustments required;<br><br>• growth rates and terminal values; and<br><br>• discount rate applied to the forecast cash flows.<br><br>We identified the impairment assessment of the Group's investment in AFFIN as a key audit matter because of the increased uncertainty of the VIU estimation and its significance to the consolidated financial statements, and because assessing the key assumptions involved a significant degree of management judgement which may affect both the carrying value of the Group's investment in AFFIN at year end and amount of impairment charge for the year. | Our audit procedures to assess the carrying value of the Group's investment in AFFIN with regards to methodology, data and assumptions used in the estimate included the following:<br><br>**Methodology**<br>• engaging our valuation specialists to evaluate the methodology used in the VIU calculation;<br><br>**Data**<br>• comparing AFFIN's budgeted income and profits with the assumptions used by management in its discounted cash flow forecast; and<br><br>• comparing the actual results of AFFIN for the past years to forecasts prepared by management for the preceding years to assess the accuracy of management's forecasting process;<br><br>**Assumptions**<br>• discussing with management, who sit on the board of AFFIN, to understand business performance and future business plans of AFFIN;<br><br>• evaluating the assumptions and judgements adopted by management in its discounted cash flow forecast relating to growth rates, terminal value and the discount rate used to derive the recoverable amount of the Group's investment in AFFIN, with support of our valuation specialists, through the following procedures:<br><br>  • conducting research on the assumptions and judgements relating to growth rates, terminal value and the discount rate based on available market information;<br><br>  • performing an alternative calculation of the discount rate and comparing this calculation with the discount rate applied by management to assess reasonableness of the discount rate used by management; |

**投資於聯營公司，AFFIN Bank Berhad(「AFFIN」)，的減值評估**
**請參閱綜合財務報表附註2(r)和30**

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| 貴集團對AFFIN的投資的市場報價持續低於賬面值一段時間。這是潛在減值的指標。<br><br>按《香港會計準則》第36號「資產減值」的要求，當賬面值高於可收回價值時，便需要確認減值損失。可收回價值為銷售淨值與使用價值中的較高者。在　貴集團繼續持有此投資的假設下，　貴集團利用使用價值模型進行了減值測試以估計此投資的價值。<br><br>於二零二三年十二月三十一日，基於使用價值計算的可收回價值為港幣30.12億元。其賬面值減值到可收回價值並於年內確認港幣7.26億元的減值損失。<br><br>其使用價值模型是按《香港會計準則》第36號「資產減值」的要求並取決於很多長期及短期的參數。這些具判斷性的參數綜合了管理層估計，預測及市場數據。其中假設已經考慮現時馬來西亞經濟的不確定性。<br><br>管理層於釐定使用價值計算的參數輸入時作出一些關鍵判斷，包括：<br><br>• 現金流預測；<br><br>• 預測的監管資本需求調整；<br><br>• 增長率及終值；及<br><br>• 對預測的現金流所使用的折現率。<br><br>由於估計使用價值涉及較高的不確定性及其對綜合財務報表的重要性，關鍵參數的評估涉及管理層的重大判斷，這些重大判斷可能影響　貴集團對AFFIN的投資於年末的賬面值及年內的減值損失，我們因此將　貴集團對AFFIN的投資的減值評估識別為關鍵審計事項。 | 因應估計中使用的方法、數據和假設，我們就　貴集團對AFFIN的投資的減值評估相關的審計程序包括以下各項：<br><br>**方法**<br>• 使用我們估值專家評估使用價值計算方法；<br><br>**數據**<br>• 對AFFIN的預算收入及盈利與管理層於折現現金流預測使用的假設作出比較；<br><br>• 將AFFIN過去的實際業績與管理層為往年準備的預測進行對比，以評估管理層預測程式的準確性；<br><br>**假設**<br>• 與同時為AFFIN董事會成員的管理層商討並瞭解AFFIN的業務表現及未來商業計劃；<br><br>• 在我們估值專家的協助下，透過以下程序評估管理層於折現現金流預測用到的假設及判斷，包括用於計算對AFFIN投資的可收回價值時用到的增長率，終值及折現率：<br><br>　• 利用可用市場資訊，對增長率，終值及折現率相關的假設及判斷作出調查；<br><br>　• 執行折現率替代性計算，將該計算結果與管理層使用的折現率進行比較，以評估管理層使用的折現率的合理性； |

**Impairment assessment of an investment in associate, AFFIN Bank Berhad ("AFFIN")**
Refer to notes 2(r), 30 to the consolidated financial statements

| Key audit matter | How the matter was addressed in our audit |
|---|---|
| | • evaluating the assumptions used in forecasting regulatory capital adjustments required;<br><br>• comparing AFFIN's budgeted income and profits with externally derived data, such as analysts' reports, to assess their reasonableness;<br><br>• evaluating the sensitivity analyses prepared by management for each of the key assumptions adopted in the discounted cash flow forecast, including growth rates applied, cash flow forecast, and discount rate assumptions, and considering any management bias in formulating these assumptions; and<br><br>• evaluating the probabilities assigned by management to the various economic scenarios in the VIU calculation by assessing whether they were aligned with market and economic development.<br><br>In addition to the above audit procedures, we also considered whether the disclosures in the consolidated financial statements in respect of the impairment assessment of the Group's investment in AFFIN reflected the risks inherent in the key assumptions with reference to the requirements of the prevailing accounting standards. |

**投資於聯營公司，AFFIN Bank Berhad(「AFFIN」)，的減值評估**
**請參閱綜合財務報表附註2(r)和30**

| 關鍵審計事項 | 審計對策 |
| --- | --- |
| | • 評價用於預測的監管資本需求調整的假設；及<br><br>• 對AFFIN的預算收入及盈利，與源自外部的數據，如分析師報告作出比較，以評估其合理性；<br><br>• 評估管理層就於折現現金流預測使用的各項關鍵參數準備的敏感性測試包括增長率，現金流預測及折現率的假設，並考慮作出這些假設當中管理層有偏向的可能性；及<br><br>• 評估管理層於使用價值計算中對不同經濟情景使用的概率是否符合市場及經濟發展。<br><br>除了上述的審計程序，我們還參考現行會計準則的要求，考慮綜合財務報表內關於　貴集團對AFFIN的投資的減值評估的披露是否反映了關鍵假設的固有風險。 |

## Information Other than the Consolidated Financial Statements and Auditor's Report Thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the consolidated financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the consolidated financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the consolidated financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the consolidated financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

## Responsibilities of the Directors for the Consolidated Financial Statements

The directors are responsible for the preparation of the consolidated financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, the directors are responsible for assessing the Group's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

The directors are assisted by the Audit Committee in discharging their responsibilities for overseeing the Group's financial reporting process.

## Auditor's Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

## 綜合財務報表及其核數師報告以外的資訊

董事需對其他資訊負責。其他資訊包括刊載於年報內的全部資訊，但不包括綜合財務報表及我們的核數師報告。

我們對綜合財務報表的意見並不涵蓋其他資訊，我們亦不對該等其他資訊發表任何形式的鑒證結論。

結合我們對綜合財務報表的審計，我們的責任是閱讀其他資訊，在此過程中，考慮其他資訊是否與綜合財務報表或我們在審計過程中所瞭解的情況存在重大抵觸或者似乎存在重大錯誤陳述的情況。

基於我們已執行的工作，如果我們認為其他資訊存在重大錯誤陳述，我們需要報告該事實。在這方面，我們沒有任何報告。

## 董事就綜合財務報表須承擔的責任

董事須負責根據香港會計師公會頒布的《香港財務報告準則》及香港《公司條例》擬備真實而中肯的綜合財務報表，並對其認為為使綜合財務報表的擬備不存在由於欺詐或錯誤而導致的重大錯誤陳述所需的內部控制負責。

在擬備綜合財務報表時，董事負責評估　貴集團持續經營的能力，並在適用情況下披露與持續經營有關的事項，以及使用持續經營為會計基礎，除非董事有意將　貴集團清盤或停止經營，或別無其他實際的替代方案。

審核委員會協助董事履行監督　貴集團的財務報告過程的責任。

## 核數師就審計綜合財務報表承擔的責任

我們的目標，是對綜合財務報表整體是否不存在由於欺詐或錯誤而導致的重大錯誤陳述取得合理保證，並出具包括我們意見的核數師報告。我們是按照香港《公司條例》第405條的規定，僅向整體成員報告。除此以外，我們的報告不可用作其他用途。我們概不就本報告的內容，對任何其他人士負責或承擔法律責任。

合理保證是高水平的保證，但不能保證按照《香港審計準則》進行的審計，在某一重大錯誤陳述存在時總能發現。錯誤陳述可以由欺詐或錯誤引起，如果合理預期它們單獨或滙總起來可能影響綜合財務報表使用者依賴財務報表所作出的經濟決定，則有關的錯誤陳述可被視作重大。

在根據《香港審計準則》進行審計的過程中，我們運用了專業判斷，保持了專業懷疑態度。我們亦：

- 識別和評估由於欺詐或錯誤而導致綜合財務報表存在重大錯誤陳述的風險，設計及執行審計程序以應對這些風險，以及獲取充足和適當的審計憑證，作為我們意見的基礎。由於欺詐可能涉及串謀、偽造、蓄意遺漏、虛假陳述，或凌駕於內部控制之上，因此未能發現因欺詐而導致的重大錯誤陳述的風險高於未能發現因錯誤而導致的重大錯誤陳述的風險。

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Group's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Group to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

- Obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities or business activities within the Group to express an opinion on the consolidated financial statements. We are responsible for the direction, supervision and performance of the Group audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with the Audit Committee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide the Audit Committee with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence and communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence and, where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

From the matters communicated with the Audit Committee, we determine those matters that were of most significance in the audit of the consolidated financial statements of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter or when, in extremely rare circumstances, we determine that a matter should not be communicated in our report because the adverse consequences of doing so would reasonably be expected to outweigh the public interest benefits of such communication.

The engagement partner on the audit resulting in this independent auditor's report is Wong, Po Shan.

**KPMG**
*Certified Public Accountants*
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

21 February 2024

- 瞭解與審計相關的內部控制，以設計適當的審計程序，但目的並非對 貴集團內部控制的有效性發表意見。

- 評價董事所採用會計政策的恰當性及作出會計估計和相關披露的合理性。

- 對董事採用持續經營會計基礎的恰當性作出結論。根據所獲取的審計憑證，確定是否存在與事項或情況有關的重大不確定性，從而可能導致對 貴集團的持續經營能力產生重大疑慮。如果我們認為存在重大不確定性，則有必要在核數師報告中提請使用者注意綜合財務報中的相關披露。假若有關的披露不足，則我們應當發表非無保留意見。我們的結論是基於核數師報告日止所取得的審計憑證。然而，未來事項或情況可能導致 貴集團不能持續經營。

- 評價綜合財務報表的整體列報方式、結構和內容，包括披露，以及綜合財務報表是否中肯反映交易和事項。

- 就 貴集團內實體或業務活動的財務資訊獲取充足、適當的審計憑證，以便對綜合財務報表發表意見。我們負責 貴集團審計的方向、監督和執行。我們為審計意見承擔全部責任。

除其他事項外，我們與審核委員會溝通了計劃的審計範圍、時間安排、重大審計發現等，包括我們在審計中識別出內部控制的任何重大缺陷。

我們還向審核委員會提交聲明，說明我們已符合有關獨立性的相關專業道德要求，並與他們溝通有可能合理地被認為會影響我們獨立性的所有關係和其他事項，以及為消除對獨立性的威脅所採取的行動或防範措施(若適用)。

從與審核委員會溝通的事項中，我們確定哪些事項對本期綜合財務報表的審計最為重要，因而構成關鍵審計事項。我們在核數師報告中描述這些事項，除非法律法規不允許公開披露這些事項，或在極端罕見的情況下，如果合理預期在我們報告中溝通某事項造成的負面後果超過產生的公眾利益，我們決定不應在報告中溝通該事項。

出具本獨立核數師報告的審計項目合夥人是黃寶珊。

畢馬威會計師事務所
*執業會計師*
香港中環
遮打道十號
太子大廈八樓

二零二四年二月二十一日

# 独立監査人のレビュー報告書

## 東亜銀行 取締役会宛

はじめに

我々は、2 ページから 62 ページに記載されている中間財務諸表をレビューした。本報告書は、2026 年 6 月 30 日現在の東亜銀行（ザ・バンク・オブ・イースト・アジア・リミテッド）の連結財政状態計算書、および同日をもって終了した 6 ヶ月間の関連する連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、要約連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに注記で構成されている。香港証券取引所（The Stock Exchange of Hong Kong Limited）の有価証券上場規則では、中間財務報告書の作成にあたっては、同規則の関連規定および香港公認会計士協会が公表した香港会計基準第 34 号「中間財務報告」に準拠することが求められている。取締役会は、香港会計基準第 34 号に従って中間財務報告書を作成し、提示する責任を負う。

我々の責任は、実施したレビューに基づき、中間財務報告書について結論を表明し、合意された業務に関する条件に従い、貴組織に対してのみ、その結論を報告することであり、他のいかなる目的のためにも行うものではない。我々は、本報告書の内容について、他のいかなる者に対しても責任を負わず、また責任を引き受けるものでもない。

レビューの範囲

我々は、香港公認会計士協会が公表した香港レビュー業務基準第 2410 号「企業の独立監査人による中間財務情報のレビュー」に従って、本レビューを実施した。中間財務報告書のレビューは、主に財務および会計に関する事項に責任を有する者への質問、ならびに分析的手続およびその他のレビュー手続を適用することから構成されている。レビューの範囲は、香港監査基準に従って実施される監査と比較して、大幅に限定されているため、監査において識別される可能性のあるすべての重要な事項を把握できるという保証を得ることはできない。したがって、我々は監査意見を表明するものではない。

結論

我々のレビューに基づく限り、2026 年 6 月 30 日現在の中間財務諸表が、すべての重要な点において、香港会計基準第 34 号「中間財務報告」に従って作成されていないと信じるに足る事項は認められなかった。

KPMG
公認会計士
プリンス・ビルディング 8 階
10 チャター・ロード
セントラル、香港

2026 年 8 月 20 日

KPMG

## INDEPENDENT REVIEW REPORT

TO THE BOARD OF DIRECTORS OF THE BANK OF EAST ASIA, LIMITED

INTRODUCTION

We have reviewed the interim financial report set out on pages 2 to 62 which comprises the consolidated statement of financial position of The Bank of East Asia, Limited as of 30 June 2026 and the related consolidated income statement, consolidated statement of comprehensive income, consolidated statement of changes in equity and condensed consolidated cash flow statement for the six month period then ended and explanatory notes. The Rules Governing the Listing of Securities on The Stock Exchange of Hong Kong Limited require the preparation of an interim financial report to be in compliance with the relevant provisions thereof and Hong Kong Accounting Standard 34, "Interim financial reporting", issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. The directors are responsible for the preparation and presentation of the interim financial report in accordance with Hong Kong Accounting Standard 34.

Our responsibility is to form a conclusion, based on our review, on the interim financial report and to report our conclusion solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

SCOPE OF REVIEW

We conducted our review in accordance with Hong Kong Standard on Review Engagements 2410, "Review of interim financial information performed by the independent auditor of the entity", issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants. A review of the interim financial report consists of making enquiries, primarily of persons responsible for financial and accounting matters, and applying analytical and other review procedures. A review is substantially less in scope than an audit conducted in accordance with Hong Kong Standards on Auditing and consequently does not enable us to obtain assurance that we would become aware of all significant matters that might be identified in an audit. Accordingly we do not express an audit opinion.

CONCLUSION

Based on our review, nothing has come to our attention that causes us to believe that the interim financial report as at 30 June 2026 is not prepared, in all material respects, in accordance with Hong Kong Accounting Standard 34, "Interim financial reporting".

KPMG
Certified Public Accountants
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

20 August 2026

1 【財務書類】
(1) 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度

**①連結損益計算書**
2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度

| | | 2025年 | | 2024年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | *注記* | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| 利息収益 | *5* | 32,968 | 669,910 | 39,809 | 808,919 |
| 実効金利法により計上した利息収益 | | 31,517 | 640,425 | 37,163 | 755,152 |
| 関連する利息収益 | | 1,451 | 29,484 | 2,646 | 53,767 |
| 利息費用 | *6* | (17,646) | (358,567) | (23,280) | (473,050) |
| 正味利息収益 | | 15,322 | 311,343 | 16,529 | 335,869 |
| 受取手数料 | | 4,127 | 83,861 | 3,648 | 74,127 |
| 支払手数料 | | (911) | (18,512) | (846) | (17,191) |
| 正味受取手数料 | *7* | 3,216 | 65,349 | 2,802 | 56,937 |
| トレーディング損益 | *8* | 1,982 | 40,274 | 1,421 | 28,875 |
| FVTPL で測定される金融商品の純損益 | *9* | 113 | 2,296 | (35) | (711) |
| FVOCI で測定される金融資産の純損益 | *10* | 45 | 914 | (38) | (772) |
| 償却原価で測定される金融資産の売却による純損失 | | (12) | (244) | (104) | (2,113) |
| ヘッジ損益 | *11* | 46 | 935 | 92 | 1,869 |
| その他の営業収益 | *12* | 307 | 6,238 | 312 | 6,340 |
| 非利息収益 | | 5,697 | 115,763 | 4,450 | 90,424 |
| 営業収益 | | 21,019 | 427,106 | 20,979 | 426,293 |
| 営業費用 | *13* | (9,821) | (199,563) | (9,634) | (195,763) |
| 減損損失控除前営業利益 | | 11,198 | 227,543 | 11,345 | 230,530 |
| 金融商品の減損損失 | *14* | (5,642) | (114,645) | (5,497) | (111,699) |
| 関連会社の減損損失 | | - | - | (94) | (1,910) |
| その他の資産の減損損失 | | - | - | (2) | (41) |
| 減損損失 | | (5,642) | (114,645) | (5,593) | (113,650) |
| 減損損失控除後営業利益 | | 5,556 | 112,898 | 5,752 | 116,881 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | *15* | - | - | 22 | 447 |
| 子会社の売却による純利益 | | 1 | 20 | - | - |
| 固定資産の売却による純（損失）利益 | *16* | (2) | (41) | 16 | 325 |
| 投資不動産評価損 | *32* | (723) | (14,691) | (145) | (2,946) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益の持分 | *30* | (305) | (6,198) | 195 | 3,962 |
| 税引前当期純利益 | | 4,527 | 91,989 | 5,840 | 118,669 |
| 法人税等 | *17* | (995) | (20,218) | (1,211) | (24,608) |
| 当期純利益 | | 3,532 | 71,770 | 4,629 | 94,061 |
| 当期純利益の帰属： | | | | | |
| 親会社株主 | *41(j)* | 3,501 | 71,140 | 4,608 | 93,635 |
| 非支配持分 | | 31 | 630 | 21 | 427 |
| 当期純利益 | | 3,532 | 71,770 | 4,629 | 94,061 |
| 1 株当たり利益 | | | | | |
| 基本的 | *19* | 1.22香港ドル | 25円 | 1.52香港ドル | 31円 |
| 希薄化後 | *19* | 1.21香港ドル | 25円 | 1.52香港ドル | 31円 |

228 ページから 415 ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。当行の普通株主に支払われる、当期純利益に帰属する配当金の詳細については、注記 18 に記載している。

**②連結包括利益計算書**

2025年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2025年 百万香港ドル | 2025年 百万円 | 2024年 百万香港ドル | 2024年 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 当期純利益 | | 3,532 | 71,770 | 4,629 | 94,061 |
| その他の包括利益： | | | | | |
| 純損益に振り替えられることのない項目： | | | | | |
| 不動産： | | | | | |
| - 不動産再評価差額金 | *41(b)* | 472 | 9,591 | 11 | 224 |
| - 繰延税金 | *41(b)* | (43) | (874) | 5 | 102 |
| 公正価値評価差額金（資本性金融商品）： | | | | | |
| - 公正価値の純変動額 | *41(f)* | (114) | (2,316) | 40 | 813 |
| - 繰延税金 | *41(f)* | - | - | 7 | 142 |
| 負債信用リスク準備金： | | | | | |
| - 当行グループの自己信用リスクに起因する公正価値の純変動額 | *34, 41(h)* | - | - | (5) | (102) |
| - 繰延税金 | *34, 41(h)* | - | - | 1 | 20 |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目： | | | | | |
| 公正価値評価差額金（負債性金融商品）： | | | | | |
| - 公正価値の純変動額 | *41(f)* | 595 | 12,090 | 1,086 | 22,068 |
| - 処分時に純損益に振り替えられた金額 | *41(f)* | 167 | 3,393 | 93 | 1,890 |
| - 繰延税金 | *41(f)* | (112) | (2,276) | (199) | (4,044) |
| ヘッジ準備金（キャッシュ・フロー・ヘッジ）： | | | | | |
| - ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効な部分 | *41(g)* | 269 | 5,466 | (28) | (569) |
| - 純損益に振り替えられた金額 | *41(g)* | (26) | (528) | 4 | 81 |
| - 繰延税金 | *41(g)* | (40) | (813) | 4 | 81 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの資本変動に対する持分 | *41(i)* | 35 | 711 | 50 | 1,016 |
| 海外、マカオおよび台湾の支店、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーの財務諸表の換算により生じた為替換算差額 | | 2,379 | 48,341 | (1,145) | (23,266) |
| その他の包括利益 | | 3,582 | 72,786 | (76) | (1,544) |
| 包括利益合計 | | 7,114 | 144,556 | 4,553 | 92,517 |
| 以下に帰属する包括利益合計： | | | | | |
| 親会社株主 | | 7,083 | 143,927 | 4,532 | 92,090 |
| 非支配持分 | | 31 | 630 | 21 | 427 |
| | | 7,114 | 144,556 | 4,553 | 92,517 |

228ページから415ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

**③連結財政状態計算書**

2025年12月31日に終了した事業年度

| | | 2025年<br>12月31日現在 | | 2024年<br>12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | *注記* | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| 資産 | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | *23* | 53,994 | 1,097,158 | 41,304 | 839,297 |
| 銀行への預け金および貸出金 | *24* | 31,647 | 643,067 | 37,705 | 766,166 |
| 貿易手形 | *25* | 3,444 | 69,982 | 1,456 | 29,586 |
| トレーディング資産 | *26* | 582 | 11,826 | 207 | 4,206 |
| デリバティブ資産 | *44(b)(ii)* | 3,111 | 63,216 | 6,227 | 126,533 |
| 顧客に対する貸付金 | *27* | 543,235 | 11,038,535 | 527,829 | 10,725,485 |
| 投資有価証券 | *28* | 208,419 | 4,235,074 | 190,783 | 3,876,711 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | *30* | 9,137 | 185,664 | 8,448 | 171,663 |
| 固定資産 | *32* | 12,220 | 248,310 | 12,971 | 263,571 |
| - 投資不動産 | | 5,832 | 118,506 | 4,979 | 101,173 |
| - その他の有形固定資産 | | 5,718 | 116,190 | 7,298 | 148,295 |
| - 使用権資産 | | 670 | 13,614 | 694 | 14,102 |
| のれんおよび無形資産 | *31* | 3,052 | 62,017 | 1,836 | 37,308 |
| 繰延税金資産 | *35(b)* | 2,005 | 40,742 | 1,600 | 32,512 |
| その他の資産 | *33* | 50,147 | 1,018,987 | 47,393 | 963,026 |
| 資産合計 | | 920,993 | 18,714,578 | 877,759 | 17,836,063 |
| 資本および負債 | | | | | |
| 銀行からの預金 | | 9,307 | 189,118 | 24,157 | 490,870 |
| 顧客からの預金 | | 706,579 | 14,357,685 | 643,093 | 13,067,650 |
| - 要求払預金および当座預金 | | 92,058 | 1,870,619 | 65,685 | 1,334,719 |
| - 貯蓄預金 | | 159,631 | 3,243,702 | 134,908 | 2,741,331 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | | 454,890 | 9,243,365 | 442,500 | 8,991,600 |
| トレーディング負債 | | - | - | 66 | 1,341 |
| デリバティブ負債 | *44(b)(ii)* | 2,854 | 57,993 | 5,796 | 117,775 |
| 発行済譲渡性預金 | | 23,034 | 468,051 | 21,578 | 438,465 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | *34* | - | - | 705 | 14,326 |
| - 償却原価 | | 23,034 | 468,051 | 20,873 | 424,139 |
| 当期税金 | *35(a)* | 2,282 | 46,370 | 1,870 | 37,998 |
| 発行済負債証券 | | - | - | 387 | 7,864 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | *34* | - | - | 232 | 4,714 |
| - 償却原価 | | - | - | 155 | 3,150 |
| 繰延税金負債 | *35(b)* | 818 | 16,622 | 685 | 13,919 |
| その他の負債 | *36* | 50,425 | 1,024,636 | 51,299 | 1,042,396 |
| 償却原価で測定される借入資本 | *37* | 20,063 | 407,680 | 23,089 | 469,168 |
| 負債合計 | | 815,362 | 16,568,156 | 772,020 | 15,687,446 |
| 資本金 | *39* | 42,195 | 857,402 | 42,060 | 854,659 |
| 準備金 | *41* | 63,140 | 1,283,005 | 58,383 | 1,186,343 |
| 親会社株主に帰属する資本合計 | | 105,335 | 2,140,407 | 100,443 | 2,041,002 |
| その他資本性金融商品 | *40* | - | - | 5,021 | 102,027 |
| 非支配持分 | | 296 | 6,015 | 275 | 5,588 |
| 資本合計 | | 105,631 | 2,146,422 | 105,739 | 2,148,616 |
| 資本および負債合計 | | 920,993 | 18,714,578 | 877,759 | 17,836,063 |

本財務諸表は2026年2月13日に取締役会により承認され、公表が許可された。

| デイビッド・<br>リー・コック・<br>ポー | エイドリアン・<br>デイビッド・リー・マン・<br>キュー | ブライアン・デイビッド・<br>リー・マン・ブン | メオクル・リー・<br>コック・ウィン |
|---|---|---|---|
| 執行主席 | 共同最高経営責任者 | 共同最高経営責任者 | 取締役 |

228ページから415ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

## ④連結株主資本変動計算書

2025年12月31日に終了した事業年度

| （単位：百万香港ドル） | 資本金 | 一般準備金 | 不動産再評価差額金 | 資本準備金 | 為替換算差額 | 公正価値評価差額金 | ヘッジ準備金 | 負債信用リスク準備金 | その他準備金[3] | 利益剰余金 | 合計 | その他資本性金融商品 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年1月1日現在 | 42,060 | 13,658 | 2,286 | 1,017 | (3,690) | 2,365 | (20) | - | 5,226 | 37,541 | 100,443 | 5,021 | 275 | 105,739 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,501 | 3,501 | - | 31 | 3,532 |
| その他の包括利益 | - | - | 429 | - | 2,379 | 536 | 203 | - | 35 | - | 3,582 | - | - | 3,582 |
| 包括利益合計 | - | - | 429 | - | 2,379 | 536 | 203 | - | 35 | 3,501 | 7,083 | - | 31 | 7,114 |
| 配当に代えて発行された株式（注記39） | 130 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 130 | - | - | 130 |
| 従業員ストックオプション制度に基づく株式の発行（注記39） | 4 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4 | - | - | 4 |
| 持分決済型の株式報酬取引（注記41(d)） | - | - | - | 24 | - | - | - | - | - | - | 24 | - | - | 24 |
| 振替 | 1 | (1) | 1 | (24) | - | - | - | - | 188 | (165) | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (2,321) | (2,321) | - | (10) | (2,331) |
| その他資本性金融商品の償還[1] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (28) | (28) | (5,021) | - | (5,049) |
| 2025年12月31日現在 | 42,195 | 13,657 | 2,716 | 1,017 | (1,311) | 2,901 | 183 | - | 5,449 | 38,528 | 105,335 | - | 296 | 105,631 |
| 2024年1月1日現在 | 41,915 | 13,658 | 2,270 | 1,034 | (2,545) | 1,338 | - | 4 | 5,154 | 35,145 | 97,973 | 10,090 | 263 | 108,326 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,608 | 4,608 | - | 21 | 4,629 |
| その他の包括利益 | - | - | 16 | - | (1,145) | 1,027 | (20) | (4) | 50 | - | (76) | - | - | (76) |
| 包括利益合計 | - | - | 16 | - | (1,145) | 1,027 | (20) | (4) | 50 | 4,608 | 4,532 | - | 21 | 4,553 |
| 配当に代えて発行された株式（注記39） | 145 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 145 | - | - | 145 |
| 持分決済型の株式報酬取引（注記41(d)） | - | - | - | 22 | - | - | - | - | - | - | 22 | - | - | 22 |
| 振替 | - | - | - | (39) | - | - | - | - | 22 | 17 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (1,886) | (1,886) | - | (9) | (1,895) |
| その他資本性金融商品の償還[1] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (5,069) | - | (5,069) |
| 市場買付方式による自己株式の取得[2] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (343) | (343) | - | - | (343) |
| 2024年12月31日現在 | 42,060 | 13,658 | 2,286 | 1,017 | (3,690) | 2,365 | (20) | - | 5,226 | 37,541 | 100,443 | 5,021 | 275 | 105,739 |

| （単位：百万円） | 資本金 | 一般準備金 | 不動産再評価差額金 | 資本準備金 | 為替換算差額 | 公正価値評価差額金 | ヘッジ準備金 | 負債信用リスク準備金 | その他準備金[3] | 利益剰余金 | 合計 | その他資本性金融商品 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年1月1日現在 | 854,659 | 277,531 | 46,452 | 20,665 | (74,981) | 48,057 | (406) | - | 106,192 | 762,833 | 2,041,002 | 102,027 | 5,588 | 2,148,616 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 71,140 | 71,140 | - | 630 | 71,770 |
| その他の包括利益 | - | - | 8,717 | - | 48,341 | 10,892 | 4,125 | - | 711 | - | 72,786 | - | - | 72,786 |
| 包括利益合計 | - | - | 8,717 | - | 48,341 | 10,892 | 4,125 | - | 711 | 71,140 | 143,927 | - | 630 | 144,556 |
| 配当に代えて発行された株式（注記39） | 2,642 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2,642 | - | - | 2,642 |
| 従業員ストックオプション制度に基づく株式の発行（注記39） | 81 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 81 | - | - | 81 |
| 持分決済型の株式報酬取引（注記41(d)） | - | - | - | 488 | - | - | - | - | - | - | 488 | - | - | 488 |
| 振替 | 20 | (20) | 20 | (488) | - | - | - | - | 3,820 | (3,353) | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (47,163) | (47,163) | - | (203) | (47,366) |
| その他資本性金融商品の償還[1] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (569) | (569) | (102,027) | - | (102,596) |
| 2025年12月31日現在 | 857,402 | 277,510 | 55,189 | 20,665 | (26,640) | 58,948 | 3,719 | - | 110,724 | 782,889 | 2,140,407 | - | 6,015 | 2,146,422 |
| 2024年1月1日現在 | 851,713 | 277,531 | 46,126 | 21,011 | (51,714) | 27,188 | - | 81 | 104,729 | 714,146 | 1,990,811 | 205,029 | 5,344 | 2,201,184 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 93,635 | 93,635 | - | 427 | 94,061 |
| その他の包括利益 | - | - | 325 | - | (23,266) | 20,869 | (406) | (81) | 1,016 | - | (1,544) | - | - | (1,544) |
| 包括利益合計 | - | - | 325 | - | (23,266) | 20,869 | (406) | (81) | 1,016 | 93,635 | 92,090 | - | 427 | 92,517 |
| 配当に代えて発行された株式（注記39） | 2,946 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2,946 | - | - | 2,946 |
| 持分決済型の株式報酬取引（注記41(d)） | - | - | - | 447 | - | - | - | - | - | - | 447 | - | - | 447 |
| 振替 | - | - | - | (792) | - | - | - | - | 447 | 345 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (38,324) | (38,324) | - | (183) | (38,506) |
| その他資本性金融商品の償還[1] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (103,002) | - | (103,002) |
| 市場買付方式による自己株式の取得[2] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (6,970) | (6,970) | - | - | (6,970) |
| 2024年12月31日現在 | 854,659 | 277,531 | 46,452 | 20,665 | (74,981) | 48,057 | (406) | - | 106,192 | 762,833 | 2,041,002 | 102,027 | 5,588 | 2,148,616 |

*1.* 2025 年度において、当行は 2020 年に発行された 5,021 百万香港ドル（650 百万米ドル）のその他 Tier 1 資本証券を全額償還した（2024 年：2019 年に発行された 5,069 百万香港ドル（650 百万米ドル）のその他 Tier 1 資本証券を全額償還）。償還額と帳簿価額との差額 28 百万香港ドルは、利益剰余金からの控除として計上された。

*2.* 2024 年に、当行は香港証券取引所において、当行の発行済株式のうち 35 百万株を総額 342 百万香港ドルで取得した。約 1 百万香港ドルの直接取引コストと合わせ、総額 343 百万香港ドルが利益剰余金からの控除として計上された。自己株式の取得の詳細については、注記 39 を参照のこと。

*3.* その他準備金には、法定準備金およびその他の準備金が含まれる。

228 ページから 415 ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

**⑤連結キャッシュ・フロー計算書**

2025年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2025年 百万香港ドル | 2025年 百万円 | 2024年 百万香港ドル | 2024年 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 税引前当期純利益 | | 4,527 | 91,989 | 5,840 | 118,669 |
| 調整項目： | | | | | |
| 金融商品の減損損失 | | 5,642 | 114,645 | 5,497 | 111,699 |
| 関連会社の減損損失 | | - | - | 94 | 1,910 |
| その他の資産の減損損失 | | - | - | 2 | 41 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | | 305 | 6,198 | (195) | (3,962) |
| 償却原価で測定される金融資産の売却による純損失 | | 12 | 244 | 104 | 2,113 |
| FVOCIで測定される負債証券の売却による純（利益）／損失 | *10* | (13) | (264) | 54 | 1,097 |
| 子会社の処分による純利益 | | (1) | (20) | - | - |
| 売却目的資産の売却による純利益 | | - | - | (22) | (447) |
| 固定資産の処分による純損失／（純利益） | | 2 | 41 | (16) | (325) |
| 発行済負債証券の支払利息 | | 2 | 41 | 16 | 325 |
| 発行済借入資本の支払利息 | | 1,338 | 27,188 | 1,404 | 28,529 |
| リース負債の支払利息 | | 29 | 589 | 31 | 630 |
| 銀行所有の不動産、器具、備品および設備の減価償却費 | *32* | 351 | 7,132 | 596 | 12,111 |
| 使用権資産の減価償却費 | *32* | 244 | 4,958 | 266 | 5,405 |
| FVOCIで測定される株式の受取配当金 | *10* | (32) | (650) | (16) | (325) |
| 無形資産の償却費 | *31(b)* | 259 | 5,263 | 13 | 264 |
| 発行済負債証券および借入資本のプレミアムまたはディスカウントの償却額 | | 38 | 772 | 34 | 691 |
| 発行済負債証券および借入資本の評価損益 | | 202 | 4,105 | (24) | (488) |
| 投資不動産評価損 | *32* | 723 | 14,691 | 145 | 2,946 |
| 持分決済型株式報酬費用 | *13, 41(d)* | 26 | 528 | 22 | 447 |
| | | 13,654 | 277,449 | 13,845 | 281,330 |
| 営業資産の（増加）／減少： | | | | | |
| 当初の満期が3ヶ月を超える現金および銀行預け金 | | (628) | (12,761) | 905 | 18,390 |
| 当初の満期が3ヶ月を超える銀行への預け金および貸出金 | | (260) | (5,283) | 2,000 | 40,640 |
| 貿易手形 | | (1,991) | (40,457) | (1,084) | (22,027) |
| トレーディング資産 | | (375) | (7,620) | 2,776 | 56,408 |
| デリバティブ資産 | | 3,359 | 68,255 | 2,805 | 56,998 |
| 顧客に対する貸付金 | | (19,960) | (405,587) | (5,357) | (108,854) |
| 償却原価で測定される負債証券 | | (10,211) | (207,488) | (19,574) | (397,744) |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | | (8,085) | (164,287) | (591) | (12,009) |
| FVTPLで測定することが義務付けられている負債証券 | | 579 | 11,765 | 857 | 17,414 |
| FVTPLで測定することが義務付けられている非売買目的株式 | | (403) | (8,189) | 10 | 203 |
| その他の資産 | | (3,159) | (64,191) | (9,614) | (195,356) |
| 営業負債の（減少）／増加： | | | | | |
| 銀行からの預金 | | (14,850) | (301,752) | (1,462) | (29,708) |
| 顧客からの預金 | | 63,486 | 1,290,036 | 14,495 | 294,538 |
| 発行済譲渡性預金 | | 1,457 | 29,606 | (6,047) | (122,875) |
| トレーディング負債 | | (66) | (1,341) | 66 | 1,341 |
| デリバティブ負債 | | (2,942) | (59,781) | 1,789 | 36,352 |
| その他の負債 | | (740) | (15,037) | 3,999 | 81,260 |
| 為替換算調整 | | (812) | (16,500) | 83 | 1,687 |
| 営業活動による純資金の流入／（流出） | | 18,053 | 366,837 | (99) | (2,012) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 法人税等の支払額 | | | | |
| 香港の利益税の納付額 | (453) | (9,205) | (197) | (4,003) |
| 香港以外の地域における利益税の納付額 | (599) | (12,172) | (462) | (9,388) |
| 営業活動によるネット・キャッシュ・イン（アウト）・フロー | 17,001 | 345,460 | (758) | (15,403) |

**連結キャッシュ・フロー計算書*(続き)***

2025年12月31日に終了した事業年度

| | | 2025年 | | 2024年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | *注記* | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| FVOCIで測定される株式からの受取配当金 | | 32 | 650 | 16 | 325 |
| 固定資産および無形資産の取得による支出 | | (407) | (8,270) | (537) | (10,912) |
| 投資不動産の取得による支出 | | (824) | (16,744) | - | - |
| 固定資産の売却による収入 | | 22 | 447 | 135 | 2,743 |
| 投資不動産の売却による収入 | | 17 | 345 | - | - |
| 売却目的保有資産の売却による収入 | | - | - | 68 | 1,382 |
| 関連会社への追加出資額 | | (1) | (20) | - | - |
| 投資活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | | (1,161) | (23,592) | (318) | (6,462) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 普通株式配当金の支払額 | | (1,907) | (38,750) | (1,156) | (23,490) |
| その他Tier1資本証券保有者への分配金 | *18(c), 41(j)* | (294) | (5,974) | (594) | (12,070) |
| 普通株式の発行による収入 | | 4 | 81 | - | - |
| 市場買付方式による自己株式の取得による支出 | | - | - | (343) | (6,970) |
| RSU制度に基づく株式取得のための支払額 | | (2) | (41) | - | - |
| 借入資本の発行による収入 | | 1,345 | 27,330 | 8,864 | 180,116 |
| リース料支払額の元本部分 | | (243) | (4,938) | (255) | (5,182) |
| リース料支払額の利息部分 | | (28) | (569) | (29) | (589) |
| 発行済負債証券の償還による支出 | | (393) | (7,986) | (467) | (9,489) |
| 発行済借入資本の償還による支出 | | (4,713) | (95,768) | (1,594) | (32,390) |
| その他資本性金融商品の償還 による支出 | | (5,049) | (102,596) | (5,069) | (103,002) |
| 発行済負債証券の利息の支払額 | | (6) | (122) | (19) | (386) |
| 発行済借入資本の利息の支払額 | | (1,343) | (27,290) | (1,380) | (28,042) |
| 財務活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | | (12,629) | (256,621) | (2,042) | (41,493) |
| 現金および現金同等物の純増／（純減）額 | | 3,211 | 65,248 | (3,118) | (63,358) |
| 1月1日現在の現金および現金同等物 | *46(a)* | 87,870 | 1,785,518 | 92,134 | 1,872,163 |
| 為替レートの変動による影響 | | 1,567 | 31,841 | (1,146) | (23,287) |
| 12月31日現在の現金および現金同等物 | *46(a)* | 92,648 | 1,882,607 | 87,870 | 1,785,518 |
| 営業活動によるキャッシュ・フローには以下を含む： | | | | | |
| 受取利息 | | 33,076 | 672,104 | 39,570 | 804,062 |
| 支払利息 | | 16,078 | 326,705 | 22,481 | 456,814 |
| 受取配当金 | | 4 | 81 | 9 | 183 |

228ページから415ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

*連結財務諸表注記*

**1. 主な事業活動**

当行およびその子会社（以下「当行グループ」）は、銀行業務および関連する金融サービスの提供を行っている。

**2. *重要な会計方針***

(a) 準拠の表明

本財務諸表は、適用されるすべての HKFRS 会計基準（「HKFRS」）に従って作成されている。HKFRS 会計基準には、適用されるすべての個別の香港財務報告基準（「HKFRS」）、香港会計基準（「HKAS」）、および香港公認会計士協会（「HKICPA」）が公表している解釈指針、香港で一般に認められている会計原則、ならびに香港会社条例の要件が含まれる。また、本財務諸表は、香港証券取引所（The Stock Exchange of Hong Kong Limited）の「証券上場規則」の適用される開示規定にも準拠している。当行グループが採用している重要な会計方針の概要は、以下の通りである。

HKICPA は、HKFRS 会計基準に対する数多くの改訂を公表しており、これらは当行グループの当会計期間において初めて適用されるか、または早期適用が可能となっている。注記 3 には、本財務諸表に反映されている当会計期間および前会計期間において当行グループに関連する範囲で、これらの改訂の初度適用による会計方針の変更に関する情報が記載されている。

(b) 財務諸表の作成の基準

2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度の連結財務諸表は、当行グループおよび関連会社ならびにジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分から構成されている。

財務諸表の作成に用いた測定基準は取得原価であるが、以下の資産および負債については、後述の会計方針に説明されているとおり、公正価値で計上されている。

- 売買目的に分類される金融商品、損益を通じて公正価値で測定される（「FVTPL」）ものとして指定または強制的に測定される金融商品、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される（「FVOCI」）金融商品（注記2(h)(ii)）
- デリバティブ金融商品（注記2(k)および2(l)）
- 投資不動産（注記2(o)(ii)）

HKFRS 会計基準に準拠して財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、会計方針の適用および資産・負債、収益・費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよび関連する仮定は、過去の実績や、その状況下で合理的であると判断されるその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断の基礎となる。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

これらの見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、その修正が当該期間のみに影響する場合は当該期間に、現在および将来の期間の両方に影響する場合は修正が行われた期間および将来の期間に認識される。

財務諸表に重要な影響を及ぼす HKFRS 会計基準の適用に関して経営陣が行った判断の詳細、および見積りの不確実性の主な要因については、注記 50 に記載されている。

(c) 連結の基礎

特段の記載がない限り、本連結財務諸表は、当行およびすべての子会社の連結財政状態、ならびに関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分を示すものである。銀行業（開示）規則に基づき報告が求められる情報については、連結の基礎を未監査補足財務情報の注記 1 に記載している。

(i) 子会社および非支配持分

連結財務諸表には、12 月 31 日時点で作成された当行およびすべての子会社の財務諸表が含まれている。子会社とは、当行グループが支配する事業体を指す。当行グループは、当該事業体への関与により変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ当該事業体に対するパワーを通じて変動リターンに影響を及ぼす能力を有する場合に、当該事業体を支配している。当行グループがパワーを有するかどうかを評価する際には、（当行グループおよびその他の当事者が保有する）実質的な権利のみが考慮される。

子会社への投資は、支配が開始された日から支配が終了する日まで、連結財務諸表に連結される。グループ内残高、取引およびキャッシュ・フロー、ならびにグループ内取引から生じる未実現利益は、連結財務諸表を作成する際に全額消去される。グループ内取引から生じる未実現損失は、未実現利益と同様の方法で消去されるが、減損の証拠が存在しない範囲に限られる。

非支配持分は、当行に直接的または間接的に帰属しない子会社の持分を表しており、当行グループは、当該持分の保有者との間で、当行グループ全体として当該持分に関して金融負債の定義を満たす契約上の義務を負うこととなるような追加の条件について合意していない。各企業結合について、当行グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、あるいは子会社の識別可能な純資産に対する非支配持分の持分比率で測定するかを選択することができる。

非支配持分は、連結財政状態計算書において、当行の株主に帰属する資本と区別して資本に表示される。当行グループの業績に対する非支配持分は、連結損益計算書および連結包括利益計算書において、当期純利益および包括利益合計を、非支配持分と当行株主に帰属する部分とに配分する形で表示される。

支配の喪失を伴わない当行グループの子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理される。これにより、相対的な持分の変動を反映するために、連結資本内の支配株主持分および非支配株主持分の金額が調整されるが、のれんに対する調整は行われず、損益も認識されない。

当行グループが子会社に対する支配を失った場合、それは当該子会社に対する持分全体の処分として会計処理され、その結果生じる利得または損失は損益として認識される。支配喪失日に旧子会社に対して保有している持分は公正価値で認識され、この金額は、金融資産の当初認識時の公正価値（注記 2(h)）または、適切な場合には、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資の当初認識時の取得原価（注記 2(c)(ii)）とみなされ、当該子会社の支配喪失に伴う利得または損失と相殺される。

当行の財政状態計算書において、子会社への投資は、減損損失（該当がある場合）を控除後の取得原価で計上されている（注記 2(r)）。

(ii) 関連会社およびジョイント・ベンチャー

連結財務諸表には、12 月 31 日の 3 ヶ月前の日以降に作成された財務諸表に基づき、関連会社およびジョイント・ベンチャーの業績および準備金のうち当行に帰属する持分が含まれている。

関連会社とは、当行グループまたは当行が、財務および事業方針の決定への参加を含め、その経営に対して支配力または共同支配力はないものの、重要な影響力を有している会社である。

ジョイント・ベンチャーとは、当行グループまたは当行が、他の当事者と契約上、当該事業に対する支配を共有することに合意し、かつ当該事業の純資産に対する権利を有する取り決めを指す。

関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資は、売却目的保有として分類される（または売却目的保有に分類される処分グループに含まれる）場合を除き、連結財務諸表において持分法により会計処理される（注記 2(ac)）。 持分法では、投資は当初、取得原価で計上され、取得日における関連会社またはジョイント・ベンチャーの識別可能な純資産の公正価値のうち、当行グループが保有する持分が投資の取得原価を上回る部分（該当がある場合）について調整される。その後、投資は、取得後の被投資企業の純資産における当行グループの持分の変動および当該投資に関連する減損損失について調整される（注記 2(r)）。取得時の被投資企業の識別可能な純資産の公正価値が投資の取得原価を上回る部分、取得後の被投資企業の税引後利益のうち当行グループが持分に応じて受け取る部分、および当事業年度の減損損失は、連結損益計算書に計上される。一方、取得後の被投資企業のその他の包括利益のうち、当行グループが持分に応じて受け取る税引後項目は、連結包括利益計算書に計上される。関連会社およびジョイント・ベンチャーから受け取った配当収入は、それぞれ関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資の帳簿価額から控除される。

当行グループの損失持分が、関連会社またはジョイント・ベンチャーにおける持分を上回った場合、当行グループの持分はゼロに減額され、当行グループが法的または推定上の義務を負っている場合、あるいは被投資会社に代わって支払いを行った場合を除き、それ以上の損失の認識は中止される。この目的において、関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分は、持分法に基づく投資の帳簿価額に加え、実質的に当該関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する当行グループの純投資の一部を構成する当行グループの長期持分となる。

当行グループと関連会社およびジョイント・ベンチャーとの間の取引から生じる未実現損益は、当行グループの被投資会社に対する持分に応じて相殺される。ただし、未実現損失が譲渡された資産の減損を示す証拠となる場合は、その未実現損失は直ちに損益として認識される。

当行グループが関連会社に対する重要な影響力を失った場合、またはジョイント・ベンチャーに対する共同支配を失った場合、それは当該投資先に対する持分全体の処分として会計処理され、その結果生じる利得または損失は損益として認識される。重要な影響力または共同支配を失った日において、元投資先に対して保有している持分は公正価値で認識され、この金額は金融資産の当初認識時の公正価値とみなされる（注記 2(h)）。

当行は、関連会社およびジョイント・ベンチャーの業績について、受領した配当金の範囲内で計上している。関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資は、当行の財政状態計算書において、減損損失を控除後の取得原価で計上されている（注記 2(r)）。

(d) 外貨換算

当年度中の外貨建て取引は、取引日現在の為替レートにより香港ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、報告期間末日の為替レートにより香港ドルに換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

取得原価で測定される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、取引日の為替レートを用いて香港ドルに換算される。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートを用いて換算される。

FVTPL で測定される投資およびデリバティブ金融商品に関連する為替差額は、売買目的有価証券または FVTPL で測定される金融商品の損益に含まれる。貨幣性項目に関連するその他のすべての為替差額は、損益計算書において「外貨取引による損益」として表示される。公正価値のその後の変動をその他の包括利益として表示することを選択した資本性金融商品への投資の換算から生じる差額は、その他の包括利益として認識され、資本に区分表示される。

在外営業活動体の業績は、取引日における為替レートに近似する為替レートにより香港ドルに換算される。2005年1月1日以降に取得された在外営業活動体の連結により生じたのれんを含む、財政状態計算書の項目は、報告期間末日の為替レートにより香港ドルに換算される。その結果生じる為替差額は、その他の包括利益に直接認識され、資本における為替換算準備金として区分表示される。2005年1月1日より前に取得した在外営業活動体の連結により生じたのれんは、当該在外営業活動体の取得日に適用された為替レートで換算される。

在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する為替差額の累計額は、処分による損益が認識された時点で、資本から損益計算書に再分類される。

(e) 利息

実効金利

FVOCI または償却原価で測定される金融資産の利息収益、および償却原価で測定される金融負債の利息費用は、実効金利法を用いて損益計算書に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想存続期間にわたる見積将来キャッシュ・フローを、金融資産の総帳簿価額または金融負債の償却原価に正確に割り引く利率である。

信用減損資産以外の金融商品の実効金利を算定する場合、当行グループは、当該金融商品のすべての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを見積るが、予想信用損失は考慮しない。当初認識時に信用減損資産として購入または組成された金融資産については、予想信用損失を含む将来キャッシュ・フローの見積りを用いて、信用調整後の実効金利を算定する（すなわち、当初認識時に予想信用損失引当金の計上は不要である）。

実効金利の算定には、実効金利の不可欠な構成要素である取引コスト、ならびに支払った、または受領した手数料およびポイントが含まれる。取引コストには、金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する追加費用が含まれる。

償却原価および総帳簿価額

金融資産または金融負債の「償却原価」とは、当初認識時の測定額から元本返済額を控除し、当該当初認識額と満期償還額との差額について実効金利法を用いて算定した償却累計額を加減し、さらに金融資産については予想信用損失引当金を調整した金額である。

「金融資産の総帳簿価額」とは、予想信用損失引当金の調整を行う前の、金融資産の償却原価を指す。

利息収益および利息費用の算定

利息収益および利息費用の算定においては、資産の総帳簿価額（当該資産が信用減損ではない場合）または負債の償却原価に実効金利を適用する。

ただし、当初認識後に信用減損となった金融資産については、金融資産の償却原価に実効金利を適用して利息収益を算定する。当該資産がもはや信用減損ではない場合、利息収益の算定は総額ベースに戻る。

当初認識時に信用減損資産として購入または組成された金融資産については、信用調整後の実効金利を当該資産の償却原価に適用して、利息収益を算定する。当該資産の信用リスクが改善した場合であっても、利息収益の算定は総額ベースに戻らない。

金融資産がいつ信用減損となるかについては、注記 2(h)(vii)を参照のこと。

(f) 手数料収益・費用

金融資産または金融負債の実効金利の不可欠な一部である手数料収益および手数料費用は、実効金利の算定において考慮される（注記 2(e)）。

その他の手数料収益は、関連するサービスが提供された時点で損益計算書に計上される。

金融資産の組成または取得に関して当行グループが受け取った、または支払った組成手数料またはコミットメント手数料は、繰延べられ、実効金利の調整として認識される。ローン・コミットメントが実際に融資の実行につながるかどうかが不確実な場合、関連するローン・コミットメント手数料は、コミットメント期間にわたって定額法で収益として認識される。

その他の手数料費用は、主に取引手数料およびサービス手数料に関連しており、サービスを受けた時点で費用として計上される。

(g) その他の収益の認識

その他の収益は、受領済みまたは受領予定の対価の公正価値で測定される。経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつ収益および（該当する場合）費用を信頼性をもって測定できる場合、収益は以下のように損益計算書に認識される。

(i) FVTPL で測定される金融商品から生じる純収益およびトレーディング収益

FVTPL に指定された金融商品から生じる純収益、FVTPL で測定することが義務付けられている非売買目的の金融資産から生じる純収益、およびトレーディング収益は、当該金融資産および金融負債の公正価値の変動によるすべての損益（経過利息を控除後）に加え、これらの金融商品に帰属する為替差損益および配当収入で構成される。 FVTPL で測定されるこれらの金融資産および金融負債に係る利息は、発生ベースで計上され、収益収益または費用費用として表示される。

(ii) ファイナンス・リースから生じる金融収益

ファイナンス・リースに内在する金融収益は、各会計期間におけるリース純投資額の未回収残高に対して概ね一定の期間収益率が得られるよう、リース期間にわたり利息収益として認識される。

(iii) オペレーティング・リースから生じる賃貸収入

オペレーティング・リースに基づき受け取る賃貸料は、リース期間にわたって均等な分割額としてその他の営業収益に計上される。ただし、リース資産から得られる便益のパターンをより適切に反映する別の基準がある場合はこの限りではない。付与されたリース・インセンティブは、受取リース料総額の不可欠な一部として損益計算書に計上される。受取変動リース料は、発生した会計期間に収益として認識される。

(iv) 配当収入

非上場投資から生じる配当収入は、株主の配当金受領権が無条件に確定した時点で認識される。上場投資から生じる配当収入は、当該投資の株価が配当落ちとなった時点で認識される。

(h) 金融商品

(i) 当初認識

当行グループは、金融資産および金融負債について、当該金融商品の契約条項の当事者となった日に当初認識を行う。FVTPL で測定される金融資産の通常の方法による売買、償却原価または FVOCI で測定される投資有価証券、デリバティブ取引、または発行された債務は、取引日基準により認識される。その他の金融資産および金融負債は、決済日基準により認識される。

金融商品は当初、公正価値で測定される。公正価値は通常、取引価格に、FVTPL で測定されない金融資産または金融負債の場合は、当該金融資産の取得または金融負債の発行に直接起因する取引コストを加えた額に等しくなる。FVTPL で測定される金融資産および金融負債に関する取引コストは、直ちに費用処理される。

公正価値で測定される金融資産または金融負債の損益は、当初認識日から計上される。

金融資産および金融負債から生じる契約上の利息は、財務諸表において、未収利息および未払利息として個別に表示される。

(ii) 分類

***金融資産および金融負債***

*金融資産*

当初認識時、金融資産は、償却原価、FVOCI または FVTPL のいずれかで測定されるものとして分類される。

金融資産は、以下の両方の条件を満たし、かつ FVTPL に指定されていない場合に、償却原価で測定される。

- 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- 当該金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、かつ FVTPL に指定されていない場合に限り、FVOCI で測定される。

- 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- 当該金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

売買目的保有でない資本性金融商品への投資を当初認識する際、当行グループは、その後の公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを取り消し不能な形で選択することができる（注記 2(n)）。この選択は、投資ごとに個別に行われる。

その他のすべての金融資産は、FVTPL で測定されるものとして分類される。

また、当初認識時に、当行グループは、償却原価または FVOCI で測定される要件を満たしている金融資産について、そうすることで生じうる会計上のミスマッチを解消または大幅に軽減できる場合、FVTPL で測定されるものとして取り消し不能な指定を行うことができる。

*事業モデルの評価*

当行グループは、資産が保有される事業モデルの目的について、ポートフォリオレベルで評価を行っている。これは、ポートフォリオレベルでの評価が、事業の運営方法および経営陣への情報提供の方法を最も適切に反映しているためである。考慮される情報には以下が含まれる。

- ポートフォリオに関する明示された方針および目的、ならびにそれらの方針が実務においてどのように運用されているか。特に、経営陣の戦略が、契約上の金利収益の稼得、特定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションを当該資産の資金調達源となる負債のデュレーションと一致させること、あるいは資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現することに重点を置いているか否か。
- ポートフォリオの業績がどのように評価され、グループの経営陣に報告されているか。
- 事業モデル（およびその事業モデル内で保有される金融資産）の業績に影響を与えるリスク、およびそれらのリスクがどのように管理されているか。
- 当該事業の経営陣への報酬体系ーー例えば、報酬が運用資産の公正価値に基づくのか、それとも回収された契約上のキャッシュ・フローに基づくのか。
- 過年度の売却の頻度、規模および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動に関する見通し。ただし、売却活動に関する情報は単独で考慮されるのではなく、金融資産の管理についてグループが示した目的がどのように達成され、キャッシュ・フローがどのように実現されるかについての全体的な評価の一環として考慮される。

売買目的で保有されるか、または管理され、その業績が公正価値に基づいて評価される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されているわけでも、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的として保有されているわけでもないため、FVTPL で測定される。

*契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに該当するかどうかの評価*

この評価において、「元本」とは、当初認識時の金融資産の公正価値と定義される。「利息」とは、特定の期間における元本残高に関連する貨幣の時間価値への対価、信用リスクへの対価、およびその他の基本的な融資のリスクおよびコストへの対価（例：流動性リスクや管理コスト）、ならびに利益マージンである。

契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみに該当するかどうかを評価するにあたり、当行グループは当該金融商品の契約条項を検討する。これには、金融資産に、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させ、本条件を満たさなくなる可能性のある契約条項が含まれているかどうかの評価も含まれる。評価を行うにあたり、当行グループは以下の事項を考慮する。

- キャッシュ・フローの金額および時期を変化させることとなる偶発的事象
- レバレッジの特徴
- 期限前償還および延長条項；
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する当行グループの請求権を制限する条項（例：ノンリコース型資産契約）
- 貨幣の時間価値への対価を変更する特徴（例：金利の定期的な改定）。

*再分類*

金融資産は、当初認識後に再分類されない。ただし、当行グループが金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間についてはこの限りではない。当行グループが金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を新しい事業モデルに従って再分類する。 再分類は、「再分類日」から将来に向けて適用されるものとする。「再分類日」とは、「金融資産の再分類をもたらす事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日」と定義される。したがって、過去に認識された利得、損失、または利息は修正再表示されない。

金融資産が償却原価測定区分から FVTPL 測定区分または FVOCI 測定区分へ再分類される場合、その公正価値は再分類日現在で測定される。当該金融資産の従前の償却原価と公正価値との差額から生じる利得または損失は、純損益に認識される（FVTPL 測定区分への再分類の場合）か、またはその他の包括利益に認識される（FVOCI 測定区分への再分類の場合）。

金融資産が FVOCI 測定区分から償却原価測定区分へ再分類される場合、当該金融資産は再分類日の公正価値で再分類される。ただし、以前にその他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、資本から除去され、再分類日の当該金融資産の公正価値に対して調整される。その結果、当該金融資産は、常に償却原価で測定されていたかのように、再分類日現在で測定される。

金融資産が FVOCI 測定区分から FVTPL 測定区分へ再分類される場合、当該金融資産は引き続き公正価値で測定される。以前にその他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、再分類日において、資本から純損益に組替調整額として振り替えられる。

金融資産がFVTPL測定区分から償却原価測定区分へ再分類される場合、再分類日におけるその公正価値が新たな総帳簿価額となる。

企業が金融資産を FVTPL 測定区分から FVOCI 測定区分に再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価値で測定され、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に認識される。

*金融負債*

当行グループは、金融保証およびローン・コミットメントを除く金融負債を、償却原価またはFVTPLで測定されるものとして分類する。

当行グループは、当初認識時に、以下のいずれかの状況において、金融負債をFVTPLで測定されるものとして取り消し不能な指定を行うことができる。

(i) 以下のいずれかの理由により、その指定を行うことがより適切な情報を提供することになる場合。
- 金融負債のグループ、または金融資産と金融負債のグループが、公正価値ベースで管理され、その業績が内部的に評価・報告されている場合
- 当該指定により、資産または負債の測定、あるいはそれらに関する利得または損失の認識を異なる基準で行うことによって生じうる測定または認識上の不整合が解消されるか、または大幅に軽減される場合

(ii) 負債契約に１つ以上の組込デリバティブが含まれている場合。ただし、当該組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュ・フローを大幅に変更していない場合、または組込デリバティブの分離が禁止されることが明らかな場合はこの限りではない。

(iii) 公正価値測定の原則

金融商品の公正価値は、入手可能な場合には、報告期間末日の市場相場価格に基づいており、見積将来売却コストを控除していない。

公に利用可能な直近の取引価格、公認証券取引所における市場価格、または非上場金融商品に関するブローカーまたはディーラーからの価格が存在しない場合、あるいはその市場が活発でない場合、当該金融商品の公正価値は、実際の市場取引で得られる価格の信頼できる見積りを提供する評価手法を用いて見積られる。

割引キャッシュ・フロー法が使用される場合、将来キャッシュ・フローの見積りは経営陣による最善の見積りに基づき、使用される割引率は、報告期間末日の同様の条件を有する金融商品に適用される市場金利となる。その他の価格算定モデルが使用される場合、インプットは報告期間末日現在の市場データに基づく。

(iv) 認識の中止

当行グループは、金融資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、または金融資産が、金融資産の所有に係る実質的にすべてのリスクと経済価値とともに移転された場合、あるいは当行グループが金融資産の所有に係る実質的にすべてのリスクと経済価値を移転も保持もせず、かつ当該金融資産に対する支配を保持していない場合に、当該金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止に際しては、当該資産の帳簿価額（または認識が中止された部分に配分された帳簿価額）と、(i) 受領した対価（取得した新たな資産と引き受けた新たな負債との差額を含む）および (ii) その他の包括利益に認識されていた利得または損失累計額との差額が、損益計算書に認識される。 FVOCI に指定された持分証券に関して、その他の包括利益に認識された利得または損失累計額は、（注記 2(n)）で説明されているとおり、当該有価証券の認識中止時に損益計算書には認識されない。

金融負債は、契約に規定された義務が免責、取消し、または失効となった時点で認識を中止する。

当行グループは、認識の中止時に損益計算書に認識する実現損益を算定するために、状況に応じて加重平均法または先入先出法を採用する。

(v) 金融資産および金融負債の条件変更

金融資産の条件が変更された場合、当行グループは、変更後の資産のキャッシュ・フローが実質的に異なるかどうかを評価する。キャッシュ・フローが実質的に異なる場合、当初の金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利は失効したものとみなされる。この場合、当初の金融資産は認識中止となり（注記 2(h)(iv)）、新しい金融資産が公正価値で認識される。

償却原価で計上されている変更後の資産のキャッシュ・フローが実質的に異なるものでない場合、当該変更は金融資産の認識中止には至らない。この場合、当行グループは当該金融資産の総帳簿価額を再計算し、総帳簿価額の調整により生じた金額を、損益計算書において条件変更による利得または損失として認識する。当該変更が借手の財政的困難（注記 2(h)(vii)）により行われたものである場合、条件変更による利得または損失は減損損失と併せて表示される。それ以外の場合は、利息収益として表示される。

当行グループは、金融負債の条件が変更され、変更後の負債のキャッシュ・フローが実質的に異なる場合、当該金融負債の認識を中止する。この場合、変更後の条件に基づく新たな金融負債を公正価値で認識する。消滅した金融負債の帳簿価額と、変更後の条件に基づく新たな金融負債との差額は、損益計算書に認識される。

(vi) 相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、純額ベースで決済する、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

(vii) 減損

当行グループは、FVTPL で測定されない以下の金融商品について、予想信用損失（ECL）に対する損失評価引当金を認識している。

- 負債性金融資産
- リース債権
- 発行済金融保証契約
- 発行済ローン・コミットメント
- 契約資産

資本性金融商品への投資については、減損損失は認識されない。

当行グループは、12ヶ月または存続期間にわたる ECL に対する損失評価引当金を、以下の 3 つのステージのアプローチを用いて測定している。

| **ステージ** | **説明** | **減損引当金の測定** |
|---|---|---|
| 1 | 正常債権 | 12ヶ月間のECL |
| 2 | 正常債権であるが、当初認識時と比較して報告日時点で信用リスクが著しく増大しているもの | 全期間のECL |
| 3 | 信用減損 | 全期間のECL |

12 ヶ月の ECL とは、報告日後 12 ヶ月以内に生じる可能性のある金融商品の債務不履行事象に起因する ECL を表す部分である。

当行グループのステージ別配分と香港金融管理局（HKMA）の 5 段階資産分類との対応関係は以下の通りである。

| **香港金融管理局（HKMA）の5段階資産分類** | | **ステージの配分** |
|---|---|---|
| 正常 | 一般（すなわち、当行の「信用リスクの著しい増大」という基準に該当しないもの） | 1 |
| | 当行の「信用リスクの著しい増大」の基準を満たす | 2 |
| 要注意 | | 2 |
| 回収懸念 | | 3 |
| 破綻懸念 | | |
| 破綻 | | |

「信用リスクの著しい増大」という基準は、以下の主要な要因のいずれかを考慮に入れる。

1. 当該エクスポージャーの内部格付または外部格付が、エクスポージャー発生時の格付と比較して著しく低下している場合
2. 当該エクスポージャーが「要注意」に分類されていること
3. 当該エクスポージャーの格付が、世界的に通用する「投資適格（Investment Grade）」の定義に相当する「低信用リスク閾値」を下回った場合
4. 当該エクスポージャーの信用リスクが、組成または取得以降に著しく増大したことを示すその他の事象や兆候。

*ECL の測定*

ECL は、様々な経済シナリオ下における信用損失の確率加重した見積りである。その算定式は以下の通りである。

デフォルト時エクスポージャー × デフォルト確率 × デフォルト時損失率

*信用減損（不良）金融資産*

各報告日において、当行グループは、償却原価で計上されている金融資産および FVOCI で計上されている金融資産について、信用減損の有無を評価する。金融資産は、その見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす１つまたは複数の事象が発生している場合には、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれまるが、これらに限定されない。

- 借手または発行者の著しい財政的困難
- 債務不履行または期日経過などの契約違反
- 当行グループが通常は考慮しないであろう条件で、貸付金または前渡金の条件変更を行ったこと
- 借手が破産またはその他の財務上の再編を行う可能性が高まっていること
- 財政上の困難により、ある有価証券の活発な市場が消滅したこと

借手の状況悪化により条件が再交渉された貸付金は、契約上のキャッシュ・フローを受け取れないリスクが著しく低減したことを示す証拠があり、かつ減損を示すその他の兆候が存在しない場合を除き、通常、信用減損しているとみなされる。また、90 日以上期日が経過している貸付金は、減損しているとみなされる。

*予想信用損失引当金の財政状態計算書における表示*

ECL に対する損失評価引当金は、財政状態計算書において次のように表示される。

- 償却原価で測定される金融資産：当該資産の総帳簿価額から控除する
- ローン・コミットメントおよび金融保証契約：通常、負債側の引当金として表示される
- FVOCIで測定される負債性金融商品：これらの資産の帳簿価額はECLを含む公正価値であるため、財政状態計算書には損失評価引当金は表示されない。ただし、損失評価引当金は別途開示される。

*償却*

貸付金および負債証券は、回収の見込みが現実的ではない場合に（一部または全額）償却される。これは一般的に、当行グループが、借手が償却対象となる金額を返済するのに十分なキャッシュ・フローを生み出すことのできる資産または収入源を有していないと判断した場合に該当する。ただし、償却された金融資産であっても、当行グループの債権回収手続きに従うため、引き続き回収措置の対象となることがある。

(i) トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産およびトレーディング負債とは、主に短期的な売却または買戻しを目的として取得または発生した資産および負債、あるいは一体として管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である資産および負債を指す。トレーディング資産およびトレーディング負債は、当初認識時およびその後の測定において、FVTPL で測定される。

(j) 契約資産および契約負債

対価の受領前または支払期日前に、顧客への商品またはサービスの引渡しにより収益が認識される場合、当行グループは、売掛金として表示される金額を除き、当該収益額を契約資産として表示する。契約資産は、時間の経過以外の要因を条件とする対価受領権が存在する場合に、財政状態計算書に認識される。対価受領権が無条件となった時点で、契約資産は売掛金に振り替えられる。契約資産の減損は、上記の（注記 2(h)(vii)）に記載されている金融資産と同様の基準で測定される。当行グループは、契約資産を財政状態計算書における「その他の資産」の「その他」として計上している。

契約負債は、顧客が返金不可の対価を支払った場合、または当行グループが返金不可の対価の額に対する無条件の権利を有する場合に、当行グループが顧客に商品またはサービスを引き渡す前に認識される。当行グループは、契約負債を財政状態計算書における「その他の負債」の「その他」として計上している。

実務上の簡便法として、当行グループは、契約開始時に、企業が顧客に約束した商品またはサービスを引き渡す時点から、顧客がその商品またはサービスの代金を支払うまでの期間が 1 年以内であると見込まれる場合、重大な金融要素の影響について、約束された対価の額を調整しない。当行グループは、契約の獲得に要する増分コストについて、本来であれば認識される資産の償却期間が 1 年以下である場合には、発生時に費用として認識することができる。

(k) ヘッジ

ヘッジ会計では、ヘッジ手段およびヘッジ対象の公正価値の変動が損益計算書に及ぼす相殺効果を認識する。当行グループは、ヘッジ取引に使用される金融商品が、ヘッジの開始時および継続的に、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で、極めて有効であるかどうかを評価し、文書化している。 当行グループは、以下のいずれかの場合に、将来に向かってヘッジ会計を中止する。(i) ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、(ii) ヘッジ対象が認識中止された場合、(iii) ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、または (iv) 当行グループが指定を取り消した場合。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブ金融商品が、認識された資産または負債、あるいは発生の可能性が極めて高い予定取引のキャッシュ・フローの変動、または確定した将来取引の為替リスクのヘッジとして指定された場合、当該デリバティブ金融商品の公正価値での再測定により生じる利得または損失のうち有効部分は、その他の包括利益に認識され、ヘッジ準備金として資本の独立の内訳項目に累積される。利得または損失のうち非有効部分は、直ちに損益計算書に認識される。

予定取引のヘッジがその後に非金融資産または非金融負債の認識につながる場合、関連する利得または損失は、資本から再分類され、当該非金融資産または非金融負債の当初の原価またはその他の帳簿価額に含められる。予定取引のヘッジにより、その後に金融資産または金融負債が認識される場合は、関連する利得または損失は、取得した資産または引き受けた負債が損益計算書に影響を与えるのと同じ期間（例えば、利息収益または利息費用が認識される期間）に、資本から損益計算書へ振り替えられる。

前述の 2 つの方針に該当しないキャッシュ・フロー・ヘッジについては、関連する利得または損失は、ヘッジされた予定取引が損益計算書に影響を与えるのと同じ期間に、資本から損益計算書へ振り替えられる。 ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、あるいは当行グループがヘッジ関係の指定を取り消したが、ヘッジされた予定取引が依然として発生すると予想される場合、その時点での利得または損失累計額は、当該取引が発生するまで資本に留保され、取引が発生した時点で上記の方針に従って認識される。ヘッジされた取引がもはや発生しないと予想される場合、未実現利得または損失累計額は直ちに資本から損益計算書へ振り替えられる。

(ii) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、損益計算書における利得または損失の認識につながる、認識済み資産または負債の公正価値の変動のリスクを相殺することを目的とする。

ヘッジ手段は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。ヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動に応じて調整される。この調整は、ヘッジ手段に係る利得または損失による影響を相殺するために、損益計算書に計上される。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、あるいはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、または当行グループがヘッジ関係の指定を取り消した場合、実効金利法が適用されているヘッジ対象に対するその時点までの調整額は、当該ヘッジ対象の残存期間にわたる再計算された実効金利の一部として、償却して損益計算書に計上される。

(iii) ヘッジの有効性テスト

ヘッジ会計の要件を満たすため、当行グループは、ヘッジ開始時およびヘッジ期間を通じて、当該ヘッジが極めて有効であると見込まれることを実証するために、将来予測に基づく有効性テストを実施している。また、実際の有効性（事後的有効性）についても、継続的に実証を行っている。

各ヘッジ関係の文書には、ヘッジの有効性がどのように評価されているかが明記されている。当行グループがヘッジの有効性を評価するために採用する方法は、そのリスク管理戦略に応じて決定される。

公正価値ヘッジ関係については、当行グループは有効性テストの方法として、累積ドル・オフセット法または回帰分析を用いている。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係については、当行グループは主要条件一致法、変動キャッシュ・フロー法、または仮想デリバティブ法を用いた累積ドル・オフセット法を採用している。

将来予測に基づく有効性については、ヘッジ手段が、ヘッジ指定期間において、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で、極めて有効であると見込まれる必要がある。実際の有効性については、ヘッジが有効とみなされるためには、公正価値またはキャッシュ・フローの変動が 80%から 125%の範囲内で互いに相殺されなければならない。

(l) デリバティブ

デリバティブは当初公正価値で認識され、その後も公正価値で再測定される。デリバティブは、その公正価値が正の場合は資産として、負の場合は負債として分類される。これには、単独でデリバティブの定義を満たす場合、主契約から分離された組込デリバティブも含まれる。

デリバティブは、他の契約（主契約）に組み込まれている場合がある。当行グループは、以下の場合に、組込デリバティブを主契約とは別個に会計処理する。

- 主契約がHKFRS第9号の適用範囲内の資産ではない場合
- 主契約自体がFVTPLで計上されていない場合
- 組込デリバティブの条件が、別個の契約に含まれていた場合にデリバティブの定義を満たすものであること
- 組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約の経済的特性およびリスクと密接に関連していないこと。

分離された組込デリバティブは公正価値で測定され、その公正価値の変動はすべて、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ関係の一部を構成する場合を除き、純損益に認識される。

(m) 貸付金

貸付金は、主に銀行への預け金および貸出金、貿易手形、ならびに顧客に対する貸付金で構成されている。

- 償却原価で測定される貸付金（注記 2(h)(ii)）。これらは当初、公正価値に直接的な取引コストの増加分を加えた金額で測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。
- FVTPLで測定することが義務付けられている、またはFVTPLで測定するものとして指定されている貸付金（注記2(h)(ii)）。これらは公正価値で測定され、その変動は直ちに損益計算書に認識される。
- FVOCIで測定される貸付金（注記2(h)(ii)）
- ファイナンス・リース債権（注記2(s)）。

当行グループが金融資産を購入すると同時に、将来のある時点で当該資産（または実質的に同様の資産）を固定価格で再売却する契約を締結する場合（リバースレポまたは株式借入）、支払われた対価は貸付金として会計処理され、原資産は当行グループの財務諸表に認識されない。

(n) 投資有価証券

財政状態計算書における「投資有価証券」には、以下のものが含まれる。

- 償却原価で測定される負債証券（注記2(h)(ii)）。これらは当初、公正価値に直接的な取引関連費用を加算して測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。
- FVTPLで測定することが義務付けられている、またはFVTPLで測定するものとして指定されている負債証券および持分証券（注記2(h)(ii)）。これらは公正価値で測定され、その変動は直ちに損益計算書に認識される。
- FVOCIで測定される負債証券（注記2(h)(ii)）
- FVOCIで測定するものとして指定されている持分証券（注記2(h)(ii)）。

FVOCI で測定される負債証券に係る利得または損失はその他の包括利益に認識されるが、以下の項目については、償却原価で測定される金融資産と同様に損益計算書に認識される。

- 実効金利法に基づく利息収益
- 予想信用損失およびその戻入れ
- 為替差損益

FVOCI で測定される負債証券の認識が中止される場合、以前にその他の包括利益に認識されていた利得または損失の累計額は、資本から損益計算書へ再分類される。

当行グループは、売買目的保有でない特定の資本性金融商品への投資の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示することを選択している。この選択は、当初認識時に金融商品ごとに個別に行われ、取り消すことはできない。

当該持分証券に係る利得または損失は、いかなる場合も損益計算書に再分類されることはなく、減損も損益計算書に認識されない。配当金は、損益計算書に認識されるが、投資原価の一部の回収であることが明らかな場合には、その他の包括利益に認識される。その他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、投資の処分時に利益剰余金に振り替えられる。

(o) 不動産

(i) 銀行所有の不動産は、財政状態計算書において、取得原価、または1989年時点における独立した専門家の評価を参考とした取締役会による評価額から、減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されている（注記2(r)）。

1989年に、再評価により生じた評価損は、再評価直前に当該資産に関して不動産再評価差額金に計上されていた金額を超える部分について、損益計算書に計上された。再評価により生じた評価益は、当該資産に関して過去に損益計算書に計上された再評価損の額を限度として、損益計算書に計上された。

本財務諸表の作成にあたっては、香港公認会計士協会（HKICPA）が発行したHKAS第16号「有形固定資産」の第80AA項に規定される経過措置の適用を受け、その結果、報告期間の末日において銀行所有の不動産は公正価値により再評価されていない。

オペレーティング・リースに基づき自己使用のために保有する借地権であって、リース開始時にその上に建つ建物の公正価値と別個に測定することができないものは、ファイナンス・リースとして会計処理される。

減価償却費は、不動産の取得原価または評価額を償却するために、定額法により算定される。所有権を有する土地は減価償却されない。土地の借地権は、リース契約の残存期間にわたって減価償却される。建物は、見積耐用年数である50年、またはその建物が立地する土地のリース契約の残存期間のうち、いずれか短い方の期間にわたって減価償却される。

(ii) 投資不動産とは、賃料収入の獲得、資本増価、あるいはその両方を目的として保有される不動産を指す。投資不動産は公正価値で計上される。投資不動産の評価は、適切な公認専門資格を有し、評価対象となる不動産の所在地および種類に関する直近の実務経験を有する外部の独立した評価会社により、半期ごとに実施される。評価額の算定において、担保権、抵当権、当該不動産に係る未払債務、ならびに売却に際して発生する可能性のある費用および税金は控除していない。

公正価値の変動により生じる利得または損失は、損益計算書に計上される。投資不動産からの賃貸収入は、注記2(g)(iii)に記載されているとおりに会計処理される。

銀行所有の不動産が用途変更に伴い投資不動産に振り替えられる場合、振替日において、振り替え直前の当該銀行所有不動産の帳簿価額と公正価値との間の差額は、注記2(o)(i)に記載されているとおり、銀行所有の不動産の再評価として認識される。

投資不動産が自己使用物件となった場合、当該物件は銀行所有の不動産に再分類され、再分類日における公正価値が、その後の会計処理上の取得原価となる。

リースに基づく不動産権益は、当行グループが賃料収入または資本増価、あるいはその両方を目的として保有する場合、投資不動産として分類され、会計処理される。投資不動産として分類されたリースに基づく不動産権益は、公正価値で計上される。リース料は、注記2(s)に記載されているとおりに会計処理される。

(iii) 銀行所有の不動産および投資不動産の処分による損益は、売却代金純額と当該資産の帳簿価額との差額として算定され、処分時に損益計算書に計上される。処分された銀行所有の不動産に関連する不動産再評価準備金に含まれる評価益は、一般準備金に振り替えられる。

(p) その他の有形固定資産

器具、備品および設備は、財政状態計算書において、取得原価から、4年から20年の見積耐用年数にわたって資産を償却するために定額法で算定された減価償却費累計額、および減損損失（注記2(r)）を控除した金額で計上される。処分時の損益は、売却代金純額と帳簿価額純額との差額として算定される。

(q) のれんおよび無形資産

(a) のれんは以下の差額を表す。

(i)譲渡対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額および当行グループが以前に保有していた被取得企業に対する持分の公正価値の合計額

(ii)取得日時点で測定された被取得企業の識別可能な資産および負債の純公正価値に対する当行グループの持分

(ii)が(i)を上回る場合、その超過額は負ののれん発生益として直ちに損益に認識される。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上される。企業結合により生じたのれんは、当該結合によるシナジーから恩恵を受けると予想される各資金生成単位または資金生成単位グループに配分され、毎年減損テストが行われる（ 注記 2(r) ）。

資金生成単位を処分する際に、取得したのれんの帰属額は処分による損益の計算に含める。

自己創設のれんおよびブランドに関する支出は、発生した期間に費用として認識される。

(b) 無形資産

無形資産には、取得した建物の命名権、ソフトウェアおよびシステムアプリケーションの資産化された開発費が含まれる。

見積耐用年数を確定できない、または利用可能な状態になっていない無形資産については、毎年減損テストを実施する。見積耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で計上される（注記 2(r)）。無形資産の償却は、見積耐用年数にわたって定額法により損益計算書に計上される。以下の見積耐用年数が確定できる無形資産は、利用可能となった日から償却が行われ、見積耐用年数は以下のとおりである。

建物の命名権：建物または土地のリース期間のうちいずれか短い期間

ソフトウェアおよびシステムアプリケーション：法的有効期間と見積経済的耐用年数のいずれか短い期間（通常 4 年から 10 年）

(r) 非金融資産の減損

各報告期間の末日において内部および外部の情報源を精査し、非金融資産が減損している、または、のれん以外の非金融資産について過去に認識した減損損失がもはや存在しない、もしくは減少している可能性を示す兆候があるかどうかを識別する。

そのような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積る。また、のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず毎年回収可能価額を見積る。

*回収可能価額の算定*

資産の回収可能価額は、売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方とする。使用価値の評価にあたっては、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値および当該資産に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引く。資産が他の資産のキャッシュ・フローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出さない場合、回収可能価額は独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループ（すなわち、資金生成単位）について算定する。

*減損損失の認識*

資産またはその資産が属する資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合は、損益計算書に減損損失を認識する。資金生成単位に関して認識された減損損失は、まず当該資金生成単位（または単位グループ）に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、その後、当該単位（または単位グループ）内のその他の資産の帳簿価額を比例配分して減額するように配分する。ただし、資産の帳簿価額は、売却コスト控除後の公正価値（測定可能な場合）または使用価値（算定可能な場合）を下回るよう減額しない。

*減損損失の戻入れ*

のれん以外の資産については、回収可能価額の算定に用いた見積りに有利な変更があった場合に、減損損失を戻入れる。のれんに関する減損損失は戻入れない。

減損損失の戻入れは、過年度に減損損失が認識されなかった場合に算定されていたであろう当該資産の帳簿価額を上限とする。

減損損失の戻入れは、戻入れを認識した事業年度の損益計算書に認識する。

(s) リース

契約開始時に、当行グループは契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかを評価する。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかリースを含んでいる。当行グループは、契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するかどうかを評価するために、以下を評価している。

- 当該契約が特定された資産の使用を伴うか。
- 顧客が使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。
- 当行グループが当該資産の使用を指図する権利を有しているか。当行グループは資産の使用方法および使用目的の指図に最も関連性のある意思決定権を有している場合に、この権利を有する。資産の使用方法および使用目的が事前に決定されており、かつ、下記のいずれかである場合、当行グループは当該資産の使用を指図する権利を有する。

    - 当行グループが資産を稼働させる権利を有している。
    - 当行グループが資産の使用方法および使用目的を事前に決定するように資産を設計している。

リース構成部分を含む契約の開始時または再評価時に、当行グループは、契約の対価をそれらの相対的な独立価格に基づいて各リース構成部分に配分する。

(i) 借手

当行グループは、リース開始日に使用権資産およびリース負債を認識している。使用権資産は取得原価で当初測定される。取得原価は、リース開始日以前に支払ったリース料について調整したリース負債の当初測定額に、発生した当初直接コストを加算した金額で構成される。また、該当する場合は、使用権資産の取得原価には、原資産の解体および除去、または原資産もしくはその敷地の原状回復に係る見積コストが含まれ、受け取ったリース・インセンティブが控除される。
使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額（注記2(r)）を控除した金額で事後測定され、リース負債の特定の再測定に伴い調整される。使用権資産が投資不動産の定義を満たす場合は、注記2(o)(ii)に記載した会計方針に従い、取得原価で当初測定され、公正価値で事後測定される。
リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で当初測定される。当該リース料は、リースの利子率、または当該利子率が容易に算定できない場合には、当行グループの追加借入利子率を使用して割り引かれる。一般的に、当行グループは追加借入利率を割引率として使用している。
リース負債は、その後、リース負債に係る金利費用によって増加し、支払われたリース料によって減少する。リース負債の測定に含まれるリース料は、以下で構成される。

- 固定リース料（実質上の固定リース料を含む）
- 指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料（当初測定においては、開始日現在の指数またはレートを用いる）
- 残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額
- 当行グループが行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価格、当行グループが延長オプションを行使することが合理的に確実である場合の任意更新期間におけるリース料、および当行グループが早期解約しないことが合理的に確実である場合を除くリースの早期解約に対するペナルティ

リース負債は、実効金利法を用いた償却原価で測定される。リース負債は、指数またはレートの変動、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額に関する当行グループの見積りの変更、または該当する場合には、購入オプションまたは延長オプションが行使されることが合理的に確実であるか、もしくは解約オプションが行使されないことが合理的に確実であるかに関する当行グループの評価の変更によって将来のリース料に変動が生じた場合に再測定される。

リース負債をこのように再測定する場合、使用権資産の帳簿価額に対応する調整を行う、または使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には、当該調整額を損益に認識する。
また、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲またはリースの対価に変更があり（「リースの条件変更」）、かつそれが別個のリースとして会計処理されない場合にも、リース負債は再測定される。この場合、リース負債は、改訂後のリース料およびリース期間に基づき、リースの条件変更の発効日における改訂後の割引率を用いて再測定される。
当行グループは、借手となる更新オプション付リース契約の一部について、リース期間の決定にあたり判断を行っている。当行グループが当該オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかの評価はリース期間に影響を及ぼし、その結果、認識されるリース負債および使用権資産の金額に重要な影響を与える。

当行グループは、投資不動産の定義を満たさない使用権資産を財政状態計算書の「固定資産」（注記32）に、リース負債を「その他の負債」（注記36）に表示している。

*短期リースおよび少額資産のリース*

当行グループは、リース期間が12か月以下である短期リース（「短期リース」）および約0.04百万香港ドル以下の価値を有する原資産（「少額資産」）のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択している。当行グループは、これらのリースに関連するリース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識している（注記13）。

(ii) 貸手

当行グループが貸手となる場合には、リース開始時に各リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかを判断している。

各リースを分類するために、当行グループは、当該リースが原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するかどうかについて総合的な評価を行う。これに該当する場合、当該リースはファイナンス・リースに分類され、該当しない場合はオペレーティング・リースに分類される。この評価の一環として、当行グループは、リースが資産の経済的耐用年数の大部分を占めるかどうかなどの特定の指標を考慮する。

契約にリース構成部分と非リース構成部分が含まれる場合、当行グループはHKFRS第15号を適用して契約上の対価を配分する。

ファイナンス・リースに関する借手からの未収金は、ファイナンス・リースに基づく未収賃料総額から未稼得収益を控除した純投資額で、財政状態計算書において「顧客に対する貸付金」として認識する。ファイナンス・リースから生じる収益は、注記2(g)(ii)および2(e)に記載した当行グループの収益認識方針に従って認識する。

当行グループは、注記 2(g)(iii) に記載のとおり、オペレーティング・リースに基づき受け取ったリース料を、リース期間にわたって定額法で「その他の営業収益」の一部として収益に認識している。

(t) 資産の再取得

減損した貸付金の回収に際し、当行グループは、裁判手続きまたは借主による自発的な引渡しを通じて、担保資産を取得する場合がある。注記 2(h)(vii)に記載されている当行グループの会計方針に従い、減損した貸付金に対する減損引当金は、担保資産の正味実現可能価額を考慮した上で維持し、通常、減損引当金に対して貸付金の一部を償却している。 再取得した資産は、当該資産の所有権に伴うリスクと便益が当行グループに実質的に移転されており、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、その帳簿価額が継続的な使用ではなく売却取引を通じて回収され、かつ当該資産が現状のまま売却可能である場合に、「その他の資産」の「売却目的資産」として計上される。その後、関連する貸付金は償却される。

再取得した資産は、関連する貸付金の金額と交換日における売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方で計上される。これらについては、減価償却または償却を行わない。

当初の分類後の減損損失は、損益計算書に認識される。

(u) 法人税

(i) 当期法人税等は、当期税金ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の変動額で構成される。当期税金ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の変動額は、その他の包括利益または資本に直接認識される項目に関連する場合を除き、損益計算書に認識される。その場合、関連する税額は、それぞれその他の包括利益または資本に直接認識される。

(ii) 当期税金は、報告期間の末日までに制定され、または実質的に制定されている税率を用いて当該事業年度の課税所得に対して支払うと見込まれる税金、および過年度に係る未払税の調整額である。

(iii) 繰延税金資産および繰延税金負債は、それぞれ、財務報告上の資産および負債の帳簿価額と税務基準額との差額である将来減算一時差異および将来加算一時差異から生じる。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも生じる。

一部の限定的な例外を除き、すべての繰延税金負債、および将来、当該資産を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての繰延税金資産が認識される。将来減算一時差異から生じる繰延税金資産の認識を裏付ける将来の課税所得には、既存の将来加算一時差異の解消から生じるものが含まれる。ただし、それらの差異が同一の税務当局および同一の納税企業体に係るものであり、かつ、将来減算一時差異の解消が見込まれるのと同じ期間、または繰延税金資産から生じる税務上の欠損金の繰戻しもしくは繰越しが可能な期間のいずれかで解消されると見込まれる場合に限る。既存の将来減算一時差異が未使用の税務上の欠損金および税額控除から生じる繰延税金資産の認識を裏付けるかどうかを判断する際に、同様の基準が適用される。すなわち、それらの差異が同一の税務当局および同一の納税企業体に係るものであり、かつ、税務上の損失または税額控除が利用可能な期間内に解消されると見込まれる場合に、それらの差異が考慮される。

繰延税金資産および負債の認識に対する限定的な例外とは、税務上損金算入できないのれんから生じる一時差異、会計上の利益および課税所得のいずれにも影響を与えない資産または負債の当初認識（企業結合の一部でない場合）、子会社への投資に関連する一時差異（将来加算一時差異の場合は、当行グループが解消の時期をコントロールしており、かつ当該差異が予測可能な将来において解消されない可能性が高い場合に限り、また、将来減算一時差異の場合は、当該差異が将来において解消される可能性が高い場合を除く）、ならびに経済協力開発機構（OECD）が公表した「第 2 の柱（Pillar Two）」モデル・ルールを導入するために制定され、または実質的に制定されている税法に起因する法人税に関連するものである。

投資不動産が注記 2(o)(ii)に記載されている会計方針に従って公正価値で計上されている場合、認識される繰延税金の金額は、当該資産を報告日時点の帳簿価額で売却した場合に適用される税率を用いて測定される。ただし、当該投資不動産が減価償却可能で、かつ、当該投資不動産に具現化された経済的便益のほとんどすべてを、売却を通じてではなく時とともに消費していくことが目的である事業モデルの下で保有されている場合を除く。それ以外のすべての場合において、認識される繰延税金の金額は、資産および負債の帳簿価額の予想される実現または決済方法に基づき、報告日時点で制定されまたは実質的に制定されている税率を用いて測定される。繰延税金資産および負債は割引かない。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日に見直し、関連する税務上の便益を利用できるのに十分な課税所得を稼得する可能性がもはや高くはなくなった範囲で減額する。そのような減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻入れる。

配当金の支払から生じる追加的な法人税は、当該配当金の支払義務が認識された時点で認識される。

(iv) 当期税金残高および繰延税金残高ならびにそれらの変動額は、互いに区分して表示し、相殺は行わない。当行または当行グループが当期税金資産と当期税金負債とを相殺する法的強制力のある権利を有し、かつ以下の追加条件が満たされた場合に、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。

- 当期税金資産および負債の場合、当行または当行グループが、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に行うことを意図している。
- 繰延税金資産および負債の場合、それらが同一の税務当局が次のいずれかに対して課している法人所得税に関するものである。
  - 同一の納税主体
  - 多額の繰延税金負債または資産の決済または回収が見込まれている将来の各期間において、当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している別の納税主体

(v) 引当金および偶発債務

引当金は、当行グループまたは当行が過去の事象から発生した法的義務または推定的義務を有し、その義務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性のある見積りが可能な場合に、時期または金額に不確実性がある義務について計上される。貨幣の時間価値に重要性がある場合、引当金は、当該義務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が高くない場合、またはその金額を信頼性をもって見積ることができない場合は、経済的便益の流出の可能性がほとんどない場合を除き、当該義務は偶発債務として開示される。将来の 1 つまたは複数の事象の発生または不発生によってのみその存在が確認される可能性のある義務についても、経済的便益の流出の可能性が極めて低い場合を除き、偶発債務として開示される。

(w) 金融保証およびローン・コミットメント

「金融保証」とは、特定の債務者が負債性金融商品の条件に従って期日までに支払いを履行しなかったことにより債権者に生じる損失を補填するために、当行グループに特定の支払を行うことを義務付ける契約である。「ローン・コミットメント」とは、あらかじめ定められた条件に基づき与信を提供する確定約定である。

発行した金融保証または市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは、公正価値で当初測定され、当初の公正価値は保証またはコミットメントの存続期間にわたって償却される。その後、償却額と損失引当金の金額のいずれか高い方で測定される（注記 2(h)(vii)）。

その他のローン・コミットメントについては、当行グループは減損引当金を認識している（注記 2(h)(vii)）。

金融保証およびローン・コミットメントから生じる負債は、その他の負債に含めている。

(x) 従業員給付

(i) 給与、賞与および休暇給付

給与、年次賞与、年次有給休暇、休暇旅費に関する従業員給付および当行グループが負担する非金銭的給付の費用は、従業員に発生した時点で認識する。有給年次休暇については、報告期間の末日までに従業員が提供した勤務に起因する見積負債について未払計上を行う。

疾病休暇および産前産後休暇に関する従業員給付は、欠勤が発生した時点で認識する。

(ii) 業績連動型賞与制度

業績連動型賞与制度に関する負債のうち、報告期間の末日後 12 か月以内に全額の支払期限が到来するものは、従業員が提供した勤務の結果として当行グループが現在の法的義務または推定的義務を有し、当該義務について信頼性のある見積りが可能な場合に認識する。

(iii) 退職給付

退職給付は、当行グループの受給資格のある従業員に提供される。香港の従業員は、強制積立年金制度適用除外 ORSO 制度（「MPFEOS」）または強制積立年金制度（「MPFS」）のいずれかに基づく退職給付を受ける。いずれも確定拠出型制度である。両制度に対する雇用主の月額拠出額は、各従業員の月額給与の最大 10%である。

当行グループの中国本土、海外、マカオおよび台湾の全従業員を対象とする年金制度は、拠出率が異なる確定拠出型制度であり、現地の慣行および規制に準拠している。

これらすべての制度に係る費用は、関連する期間の損益計算書に費用として計上され、これらすべての制度の資産は当行グループの資産とは別個に保有されている。MPFEOS においては、全額が権利確定する前に制度を脱退した従業員が権利を喪失した拠出金によって、雇用主の拠出額が減額されることはない。MPFS においては、全額が権利確定する前に制度を脱退した従業員が権利を喪失した拠出金によって、雇用主の拠出額が減額される。

(iv) 株式に基づく報酬

当行は、「従業員ストックオプション制度」および「制限付株式ユニット（「RSU」）制度」に基づき、持分決済型株式報酬制度を採用し、当行グループの受給資格のある従業員に対してオプションおよびRSUを付与している。

(a) ストックオプション制度

従業員に付与されたストックオプションの公正価値は、損益計算書において費用として認識し、これに対応して、資本の部における資本準備金を同額増加させる。公正価値は、オプションの付与条件を考慮して、三項モデルを用いて付与日に測定する。従業員が当該ストックオプションを無条件に取得する権利を得る前に権利確定条件を満たさなければならない場合、ストックオプションの見積公正価値総額は、オプションが権利確定する可能性を考慮して、権利確定期間にわたって配分される。

権利確定期間中、権利確定が見込まれるストックオプションの数は見直される。その結果生じる過年度に認識された累積公正価値に対する調整額は、当初の費用が資産として認識される要件を満たす場合を除き、見直しが行われた年度の損益計算書に費用または収益として認識し、これに対応して資本準備金を調整する。権利確定日において、費用として認識した金額は、権利確定したストックオプションの実際の数を反映するように調整する（資本準備金に対して対応する調整を行う）。ただし、当行の株式の市場価格に関連する権利確定条件を満たせなかったことのみを理由として権利が失効した場合を除く。

持分額は、オプションが行使され新株が割り当てられる（その時点で株式資本に振り替えられる）か、オプションが失効する（その時点で利益剰余金に直接振り替えられる）までの間、資本準備金に計上される。適用される権利確定条件を満たさない付与対象者については、未確定のオプションは全部または一部が失効する。失効したストックオプションは取り消される。オプションが行使された場合、資本は受領した払込金額の額だけ増加させる。

(b) RSU制度

従業員に付与されたRSUの公正価値は、損益計算書において費用として認識し、これに対応して資本の部における資本準備金を同額増加させる。 公正価値は、付与日における株式の市場価値を参考に、RSUの付与条件を考慮して算定する。従業員が付与株式を無条件に取得する権利を得る前に権利確定条件を満たさなければならない場合、RSUの見積公正価値総額は、RSUが権利確定する可能性を考慮して、権利確定期間にわたって配分される。

権利確定期間中、当行は各報告期間の末日における権利確定条件に基づき、最終的に権利確定すると見込まれる付与株式数の見積りを見直す。その結果生じる過年度に認識された累積公正価値に対する調整は、見直しが行われた年度の損益計算書に費用または収益として認識し、これに対応して資本準備金を調整する。

当行がRSU制度に基づき市場から付与株式を取得する場合、市場から取得した株式の対価総額（直接帰属する費用を含む）は資本準備金から控除される。当行が現金配当の代わりに株式配当を選択した場合、株式配当制度に基づき受け取った株式の価値は資本準備金から控除され、利益剰余金に振り替えられる。

権利確定時、権利確定した付与株式の関連する取得原価と、対応するRSUの公正価値との差額は、利益剰余金に振り替えられる。

(y) 関連当事者

本財務諸表の目的上、当事者は、以下のいずれかに該当する場合、当行グループと関連があるとみなされる。

(i) 以下のいずれかに該当する者またはその近親者は、当行グループと関連があるとみなされる。

(a) 当行グループに対する支配または共同支配を有している。

(b) 当行グループに対する重要な影響力を有している。

(c) 当行グループまたは当行グループの親会社の経営幹部の一員である。

(ii) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当行グループと関連がある。

(a) 当該企業と当行グループが同一のグループの一員である（これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している）。
(b) 一方の企業が他方の企業の関連会社または共同支配企業（または、他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業）である。

(c) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。

(d) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。

(e) 当該企業が当行グループまたは当行グループと関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。

(f) 当該企業が(i)に示した個人に支配または共同支配されている。

(g) (i)(a)に示した個人が当該企業に対する重要な影響力を有しているか、または当該企業（もしくは当該企業の親会社）の経営幹部の一員である。

(h) 企業（または企業が属するグループの一員）が当行グループまたは当行グループの親会社に経営幹部サービスを提供している。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるかまたは影響されると予想される親族の一員をいう。

(z) セグメント報告

事業セグメントおよび財務諸表に報告される各セグメント項目の金額は、当行グループの様々な事業分野や地域への資源配分および業績評価を目的として、当行グループの最上位の経営者に定期的に提供される財務情報から特定される。

個別に重要な事業セグメントは、当該セグメントが類似の経済的特性を有し、かつ、製品およびサービスの性質、生産プロセスの性質、顧客の種類または区分、製品の流通またはサービスの提供方法、ならびに規制環境の性質において類似している場合を除き、財務報告目的で集約されることはない。個別に重要ではない事業セグメントは、これらの基準の大部分を共有している場合に集計されることがある。

(aa) 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物は、取得日から満期日までの期間が 3 カ月以内の残高で構成される。これには、現金および銀行預け金、短期国債、その他の適格手形、および既知の金額の現金に容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない譲渡性預金が含まれる。

(ab) 預金、発行済負債証券および資本証券

預金、発行済負債証券および資本証券は、当行グループの資金源である。

当行グループが金融資産を売却し、同時に将来のある日に固定価格で当該資産（または実質的に類似した資産）を買い戻す契約（買戻契約）を締結する場合、受け取った対価は預金として会計処理され、原資産は引き続き当行グループの財務諸表に認識される。

当行グループは、金融商品の契約条件の実質に基づき、資本証券を金融負債または資本性金融商品に分類している。

金融商品の分類は、その法的形式ではなく実質に基づいて行われる。金融商品は、契約上の義務の決済方法に関わらず、当該商品の保有者に現金またはその他の金融資産を引き渡す契約上の義務がある場合には、負債として分類される。

当初認識後、預金、発行済負債証券および金融負債として分類される資本証券は、当行グループが純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定する負債として指定する場合を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

資本性金融商品に分類される資本証券については、保有者の請求による償還はできず、クーポンの支払いは当行の単独の裁量に委ねられている。したがって、これらは資本に表示される。これらに係る分配金は資本に認識される。

(ac) 売却目的で保有する資産

非流動資産および処分グループ（処分グループの資産および負債の両方を含む）は、以下のすべての条件を満たす場合に、売却目的保有に分類され、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。

(a) 帳簿価額が主に売却により回収される。

(b) 現状のままで売却可能である。

(c) 売却の可能性が非常に高い。

売却目的保有資産に当初分類される直前に、当該資産（または処分グループの資産および負債）の帳簿価額は、適用される HKFRS 会計基準に従って測定される。 処分グループの事後再測定に際して、HKFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の測定要件の範囲外である資産および負債の帳簿価額は、処分グループの売却コスト控除後の公正価値が決定される前に、適用される HKFRS に従って測定される。

売却目的で保有される処分グループの資産および負債に関して発生した収益および費用は、取引が完了するまで、引き続き損益計算書の適切な勘定科目に認識される。

(ad) 中間財務報告および減損

香港証券取引所の上場規則に基づき、当行グループは、当該事業年度の最初の 6 ヶ月間について、HKAS 第 34 号「中間財務報告」に準拠して中間財務報告書を作成することが求められている。中間期間の末日において、当行グループは、年度末と同様の減損テスト、認識および戻入れの基準を適用している（注記 2(h)(vii)および注記 2(r)）。

のれんに関して中間期間に認識された減損損失は、その後の期間に戻入れされない。これは、当該中間期間に関連する会計年度の期末においてのみ減損の評価を行っていたとすれば、減損損失が認識されなかったであろう場合、またはより少額の減損損失しか認識されなかったであろう場合であっても同様である。

## 3. 会計方針の変更

香港公認会計士協会（HKICPA）は、HKFRS 会計基準に対する多数の改正を公表しており、これらは当行グループの当会計期間から初めて適用される。

これらの変更はいずれも、当行グループの当期または過年度の業績および財政状態に重要な影響はない。当行グループは、当会計期間において未発効の新たな基準や解釈を適用していない。

## 4. 当行単体の財政状態計算書

| | *注記* | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 資産 | | | |
| 現金および銀行預け金 | | 22,958 | 20,101 |
| 銀行への預け金および貸出金 | | 21,613 | 26,753 |
| 貿易手形 | | 511 | 791 |
| トレーディング資産 | | 239 | 207 |
| デリバティブ資産 | | 1,722 | 2,024 |
| 顧客に対する貸付金 | | 397,685 | 382,609 |
| 投資有価証券 | | 179,194 | 170,954 |
| 子会社に対する債権 | | 2,965 | 9,019 |
| 子会社に対する投資 | | 20,166 | 19,751 |

| | | |
|---|---|---|
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | 4,768 | 4,529 |
| 固定資産 | 8,275 | 9,296 |
| - 投資不動産 | 4,372 | 4,599 |
| - その他の有形固定資産 | 3,513 | 4,274 |
| - 使用権資産 | 390 | 423 |
| のれんおよび無形資産 | 2,078 | 1,460 |
| 繰延税金資産 | 78 | 72 |
| その他の資産 | 11,730 | 11,313 |
| 資産合計 | 673,982 | 658,879 |
| | | |
| 資本および負債 | | |
| 銀行からの預金 | 8,084 | 19,868 |
| 顧客からの預金 | 519,832 | 486,503 |
| - 要求払預金および当座預金 | 35,728 | 30,936 |
| - 貯蓄預金 | 159,322 | 134,602 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 324,782 | 320,965 |
| トレーディング負債 | - | 66 |
| デリバティブ負債 | 1,492 | 1,805 |
| 発行済譲渡性預金 | 15,153 | 12,930 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | - | 705 |
| - 償却原価 | 15,153 | 12,225 |
| 子会社に対する未払金 | 1,796 | 2,103 |
| 当期税金 | 1,986 | 1,825 |
| 発行済債務証券 | - | 387 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | - | 232 |
| - 償却原価 | - | 155 |
| 繰延税金負債 | 789 | 631 |
| その他の負債 | 11,355 | 14,532 |
| 償却原価で測定される借入資本 | 20,063 | 23,089 |
| 負債合計 | 580,550 | 563,739 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 資本金 | *39* | 42,195 | 42,060 |
| 準備金 | *41(k)* | 51,237 | 48,059 |
| 当行の株主に帰属する資本合計 | | 93,432 | 90,119 |
| その他資本性金融商品 | *40* | - | 5,021 |
| | | 93,432 | 95,140 |
| 資本および負債合計 | | 673,982 | 658,879 |

本財務諸表は 2026 年 2 月 13 日に取締役会により承認され、公表が許可された。

| | | | |
|---|---|---|---|
| デイビッド・リー・コック・ポー | エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | メオクル・リー・コック・ウィン |
| 執行会長 | 共同最高経営責任者 | 共同最高経営責任者 | 取締役 |

**5. 利息収益**

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付金、銀行預け金、および貿易手形 | 23,827 | 30,032 |
| 投資有価証券 | | |
| - 償却原価またはFVOCIで測定されるもの | 9,047 | 9,662 |
| - FVTPLで測定することが義務付けられているもの | 50 | 79 |
| トレーディング資産 | 44 | 36 |
| | 32,968 | 39,809 |

金利リスクがヘッジされている取引については、利付金融資産の適格ヘッジ手段である、または利付金融資産と併せて個別に管理されている金利契約から生じる定期的な支払額および受取額を、まず相殺し、その後、対応する金融資産からの利息収益と合算する。

上記には、FVTPL で認識されていない金融資産について、ヘッジ効果考慮前の利息収益 31,517 百万香港ドル（2024 年：37,163 百万香港ドル）が含まれている。

**6. 利息費用**

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客預金および銀行預金 | | |
| - 償却原価 | 15,311 | 20,555 |
| - FVTPLに指定されたもの | - | 57 |
| 発行済譲渡性預金および負債証券 | | |
| - 償却原価 | 754 | 805 |
| - FVTPLに指定されたもの | 35 | 239 |
| 償却原価で計上される劣後債 | 1,376 | 1,438 |
| リース負債 | 29 | 31 |
| その他の借入金 | 141 | 155 |
| | 17,646 | 23,280 |

金利リスクがヘッジされている取引については、利付金融負債の適格ヘッジ手段である、または利付金融負債と併せて個別に管理されている金利契約から生じる定期的な支払額および受取額を、まず相殺し、その後、対応する金融負債からの利息費用と合算する。

上記には、FVTPL で認識されていない金融負債について、ヘッジ効果考慮前の利息費用 17,501 百万香港ドル（2024年：22,712百万香港ドル）が含まれている。

## 7. 正味受取手数料

受取手数料は、サービスごとに区分表示される。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| クレジットカード | 824 | 831 |
| 貸付金、当座貸越および保証 | 823 | 823 |
| 第三者保険商品の販売 | 759 | 596 |
| 証券仲介業務 | 306 | 225 |
| 信託およびその他の受託業務 | 246 | 170 |
| その他のリテールバンキングサービス | 243 | 213 |
| 投資商品 | 210 | 205 |
| 貿易金融 | 184 | 131 |
| その他 | 532 | 454 |
| 受取手数料合計 | 4,127 | 3,648 |
| 支払手数料合計 | (911) | (846) |
| | 3,216 | 2,802 |

FVTPL で測定されていない金融資産および金融負債から生じる受取手数料および支払手数料については、当行グループは 727 百万香港ドル（2024 年：716 百万香港ドル）の受取手数料を計上しており、これらは上記の貸付金、当座貸越および保証、ならびに貿易金融の各区分に含まれている。また、僅少な関連費用（2024 年：5 百万香港ドル）を支払手数料合計に計上した。これらの数値には、当該金融資産および金融負債の実効金利の算定に組み込まれた金額は含まれていない。

信託およびその他の受託業務から生じる受取手数料および支払手数料については、前述の通り、当行グループは 246 百万香港ドル（2024 年：170 百万香港ドル）の受取手数料を計上し、関連費用 88 百万香港ドル（2024 年：17 百万香港ドル）を支払手数料合計に計上した。

## 8. トレーディング損益

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 外国為替および資金スワップからの利益 | 877 | 619 |
| トレーディング証券からの利益 | 248 | 132 |
| デリバティブからの純利益 | 855 | 661 |
| トレーディング証券（株式）からの配当金収益 | 4 | 9 |
| その他の取引による損失 | (2) | - |
| | 1,982 | 1,421 |

## 9. FVTPL で測定される金融商品の純損益

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVTPL測定に指定された金融商品からの純損失 | (3) | (90) |
| FVTPL で測定することが義務付けられている金融商品からの純利益（トレーディング損益に含まれるものを除く） | 116 | 55 |
| | 113 | (35) |

## 10. FVOCI で測定される金融資産の純損益

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債務証券の売却による純利益／（損失） | 13 | (54) |
| 株式からの配当金収益 | 32 | 16 |
| | 45 | (38) |

## 11. ヘッジ損益

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 公正価値ヘッジ | 46 | 92 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ | - | - |
| | 46 | 92 |

## 12. その他の営業収益

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸金庫賃貸料 | 129 | 122 |
| 不動産賃貸収入 *（注記 32(ii)）* | 116 | 117 |
| その他 | 62 | 73 |
| | 307 | 312 |

**13. 営業費用**

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 確定拠出年金制度への拠出金* | | |
| - 香港 | 200 | 216 |
| - 香港以外 | 246 | 234 |
| 持分決済型株式報酬費用 *（注記41(d)）* | 26 | 22 |
| 給与およびその他の人件費 | 5,236 | 5,144 |
| 人件費合計 | 5,708 | 5,616 |
| 減価償却費を除く不動産および設備費用 | | |
| - 短期リースに関連する費用 | 11 | 10 |
| - 少額資産に関連する費用 | 3 | 7 |
| - リース負債の測定に含まれていない変動リース料 | 4 | 1 |
| - 保守・修繕費およびその他の費用 | 881 | 768 |
| 減価償却費を除く不動産および設備費用合計 | 899 | 786 |
| 減価償却費および償却費 | 854 | 875 |
| その他の営業費用 | | |
| - 法務・専門家報酬 | 564 | 491 |
| - インターネットプラットフォーム利用料 | 458 | 540 |
| - 通信費、文房具および印刷費 | 323 | 304 |
| - 広告・販売促進費 | 251 | 256 |
| - その他 | 764 | 766 |
| その他の営業費用合計 | 2,360 | 2,357 |
| 営業費用合計** | 9,821 | 9,634 |

* *当事業年度において、グループの拠出金を減額するために、合計39百万香港ドル（2024年：26百万香港ドル）の失権した拠出金が充当された。当事業年度末で、将来の拠出金を減額するために利用可能な失権した拠出金はなかった（2024年：なし）。*

** *当事業年度において、賃貸収入を生み出した投資不動産に関連する直接営業費用17百万香港ドル（2024年：10百万香港ドル）が含まれている。*

**14. 金融商品の減損損失**

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | 5,526 | 5,152 |
| 債務証券 | 163 | 330 |
| その他 | (47) | 15 |
| | 5,642 | 5,497 |

**15. 売却目的資産の売却による純利益**

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 不動産売却による純利益 | - | 21 |
| 処分グループ売却による純利益 | - | 1 |
| | - | 22 |

**16. 固定資産の売却による純（損失）／利益**

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 投資不動産の処分による純利益 | 2 | - |
| 銀行所有の不動産、器具、備品および設備の売却による純（損失）／利益 | (8) | 15 |
| リース契約の終了による純利益 | 4 | 1 |
| | (2) | 16 |

**17. 法人税等**

(a) 連結損益計算書上の税金費用は、以下のとおりである。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当期税金 - 香港 | | |
| 第2の柱の所得税を除く香港利益税： | | |
| - 当期税金 | 779 | 710 |
| - 過年度税金引当超過額 | (189) | (63) |
| | 590 | 647 |

| | | |
|---|---|---|
| 第 2 の柱の所得税 | - | - |
| | 590 | 647 |
| 当期税金 - 香港以外 | | |
| 第 2 の柱の所得税を除く所得税： | | |
| - 当期税金 | 663 | 495 |
| - 過年度税金引当不足額／超過額 | 132 | (147) |
| | 795 | 348 |
| 第 2 の柱に基づく所得税 | 4 | - |
| | 799 | 348 |
| 繰延税金 | | |
| 一時差異の発生および解消 *（注記 35(b)）* | (394) | 216 |
| | 995 | 1,211 |

香港の利益税に関する引当額は、当事業年度の見積課税所得に 16.5%（2024 年：16.5%）を乗じて算定する。

海外、マカオ、台湾の支店および子会社に対する課税は、関連する税務管轄区域において適用される現行税率に基づいて行われる。

(b) 適用税率に基づく税金費用と会計上の利益との調整：

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 税引前利益 | 4,527 | 5,840 |
| 関連する税務管轄区域の適用税率による税引前利益に対する名目税額 | 967 | 1,104 |
| 損金不算入費用の税効果 | 463 | 412 |
| 非課税収益の税効果 | (246) | (209) |
| 未認識の繰越欠損金の税効果 | 8 | 2 |
| 第 2 の柱モデル・ルールによる当期所得税の影響 | 4 | - |
| 過年度の引当超過額の戻入 | (57) | (210) |
| その他 | (144) | 112 |
| 損益計算書に計上された実際の税金費用 | 995 | 1,211 |

(c) 第 2 の柱の法人税

2021 年、経済協力開発機構（OECD）は、大規模多国籍企業に適用される新たなグローバル・ミニマム課税の税制改革に向けた「グローバル税源浸食防止モデル・ルール」（「第 2 の柱モデル・ルール」）を公表した。当行グループは、第 2 の柱モデル・ルールの適用対象である。2025 年 1 月 1 日以降、当行グループは、香港および国内最低トップアップ税が導入されていない特定のその他の管轄区域における収益について、「2025 年香港内国歳入（改正）（多国籍企業グループに対する最低税）条例」に基づき、第 2 の柱の所得税の納税義務を負っている。国内最低トップアップ税が導入されている管轄区域においては、当行グループは当該管轄区域におけるトップアップ税の納税義務も負う。同法に基づき、当行グループは、管轄区域ごとの「グローバル税源浸食防止」実効税率と 15%の最低税率との差額について、トップアップ税を納付する義務を負う。

2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度において、当行グループのトップアップ税の負担額が算定され、関連する引当金が当期税金費用に計上された。当行グループは、第 2 の柱の所得税に関連する繰延税金資産および負債の認識および開示について、強制的な一時的例外を適用している。

## 18. 分配金／配当金

(a) 当事業年度に帰属する親会社株主への配当金

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 中間配当：2,636 百万株について一株当たり 0.39 香港ドルの中間配当金の宣言および支払いを行った（2024 年：2,631 百万株について一株当たり 0.31 香港ドル）（*注記 41(j)*） | 1,028 | 816 |
| 第 2 回中間配当：2,641 百万株について一株当たり 0.22 香港ドル 、2 度目の中間配当（2024 年：2,630 百万株について一株当たり 0.38 香港ドル） | 581 | 999 |
| | 1,609 | 1,815 |

当事業年度に帰属する配当総額は一株当たり 0.61 香港ドル（2024：一株当たり 0.69 香港ドル）。第 2 回中間配当は、報告期間末日時点で負債として計上されていない。

(b) 前事業年度に帰属し、当事業年度中に承認され、支払われた親会社株主への配当金

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 前事業年度における 2 度目の中間配当は当事業年度に承認および支払いがされた。2,630 百万株について一株あたり 0.38 香港ドルである（2024： 2,645 百万株について一株あたり 0.18 香港ドル)*（注記 41(j)）* | 999 | 476 |

(c) その他 Tier 1 資本証券の所有者への分配金

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他 Tier 1 資本証券に対する分配金の支払い*（注記 41(j)）* | 294 | 594 |

## 19. 1株当たり利益

(a) 基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、その他Tier 1資本証券の所有者への294百万香港ドル（2024年：594百万香港ドル）の分配金を計上した後の、親会社株主に帰属する当期連結純利益3,207百万香港ドル（2024年： 4,014百万香港ドル）、および発行済普通株式の加重平均株式数 2,636 百万株（2024 年：2,639 百万株）に基づいて以下のとおり算定される。

普通株式の加重平均株式数

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 株式数 | 株式数 |
| | 百万株 | 百万株 |
| 1月1日現在の発行済普通株式数 | 2,630 | 2,650 |
| ストックオプションの行使および配当の代わりに発行した株式の影響 | 6 | 4 |
| 自己株式の取得の影響 | - | (15) |
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数 | 2,636 | 2,639 |

(b) 希薄化後1株当たり利益

希薄化後 1 株当たり利益の算定方法は、基本的 1 株当たり利益の算定方法と同様であるが、普通株式の加重平均株式数が、すべての潜在的希薄化株式の影響を考慮して調整される点が異なる。2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度において、すべての潜在的希薄化株式の影響を考慮して調整された普通株式の加重平均株式数は2,641百万株（2024年：2,639百万株）であった。

普通株式の加重平均株式数（希薄化後）

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 株式数 | 株式数 |
| | 百万株 | 百万株 |
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数 | 2,636 | 2,639 |
| 当行のストックオプション制度に基づく普通株式のみなし発行による影響 | 5 | - |
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数（希薄化後） | 2,641 | 2,639 |

**20. 取締役の報酬**

香港会社条例第 383 条(1)および会社（取締役の利益に関する情報の開示）規則第 2 部の規定に基づく取締役の報酬は、以下の通りである。

| | 取締役の報酬 | 給与、手当および現物給付 | 裁量賞与 | ストックオプション *(注)* | 退職金制度への拠出金 | 2025 年合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **取締役会長** | | | | | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー | 0.7 | 11.9 | 3.9 | 2.6 | 1.2 | 20.3 |
| **共同最高経営責任者** | | | | | | |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | 0.5 | 8.2 | 7.0 | 5.4 | 0.8 | 21.9 |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | 0.5 | 8.2 | 7.0 | 5.4 | 0.8 | 21.9 |
| **非業務執行取締役** | | | | | | |
| アーサー・リー・コック・チェン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| ウィンストン・ロー・ヤウ・ライ | 0.2 | - | - | - | - | 0.2 |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| ダリル・ン・ウィン・コン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| 奥正之 | 0.2 | - | - | - | - | 0.2 |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| **独立社外取締役** | | | | | | |
| アラン・ウォン・チー・ユン | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| メオクル・リー・コック・ウィン | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| ヘンリー・タン・イン・イェン | 1.1 | - | - | - | - | 1.1 |
| デルマン・リー | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥーー | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| デイビッド・モン・タク・ヨング | 0.7 | - | - | - | - | 0.7 |
| | 11.1 | 28.3 | 17.9 | 13.4 | 2.8 | 73.5 |

*注：　ストックオプションは、当行の従業員ストックオプション制度によって業務執行役員へ付与されていた。ストックオプションの価値は、現金による支払いは行わずに 2025 年および過年度に付与されたオプションの公正価値をそれぞれの権利確定日までの期間にわたって償却したものである。これらの現物支給についての詳細は取締役に関する報告書"ストックオプションについての情報"及び注記38に開示されている。*

**20. 取締役の報酬**（続き）

| | 取締役の報酬 | 給与、手当および現物給付 | 裁量賞与 | ストックオプション *(注)* | 退職金制度への拠出金 | 2024年合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **取締役会長** | | | | | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー | 0.7 | 11.8 | 3.7 | 2.6 | 1.2 | 20.0 |
| **共同最高経営責任者** | | | | | | |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | 0.5 | 8.0 | 6.8 | 5.3 | 0.8 | 21.4 |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | 0.5 | 8.0 | 6.8 | 5.3 | 0.8 | 21.4 |
| **非業務執行取締役** | | | | | | |
| アーサー・リー・コック・チェン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| ウィンストン・ロー・ヤウ・ライ | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| ダリル・ン・ウィン・コン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| 奥正之 | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |

**独立社外取締役**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| アラン・ウォン・チー・ユン | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| メオクル・リー・コック・ウィン | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| ヘンリー・タン・イン・イェン | 1.1 | - | - | - | - | 1.1 |
| デルマン・リー | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| デイビッド・モン・タク・ヨング | 0.7 | - | - | - | - | 0.7 |
| | 11.7 | 27.8 | 17.3 | 13.2 | 2.8 | 72.8 |

*注：　ストックオプションは、当行の従業員ストックオプション制度によって業務執行役員へ付与されていた。ストックオプションの価値は、現金による支払いは行わずに 2024 年および過年度に付与されたオプションの公正価値をそれぞれの権利確定日までの期間にわたって償却したものである。これらの現物支給についての詳細は取締役に関する報告書"ストックオプションについての情報"及び注記 38 に開示されている。*

**21. 報酬額上位5名の従業員**

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 給与およびその他の報酬 | 48 | 41 |
| 業績連動型賞与 | 27 | 26 |
| ストックオプション | 16 | 18 |
| 年金拠出金 | 4 | 4 |
| | 95 | 89 |

報酬額上位5名の従業員の報酬は、以下のとおりである。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 従業員数 | 従業員数 |
| 香港ドル | | |
| 12,500,001 ～ 13,000,000 | - | 2 |
| 13,000,001 ～ 13,500,000 | 1 | - |
| 17,500,001 ～ 18,000,000 | 1 | - |
| 19,500,001 ～ 20,000,000 | - | 1 |
| 20,000,001 ～ 20,500,000 | 1 | - |
| 21,000,001 ～ 21,500,000 | - | 2 |
| 21,500,001 ～ 22,000,000 | 2 | - |

報酬額上位5名の従業員には、取締役3名（2024年：3名）および上級管理職2名（2024年：2名）の報酬が含まれている。これらの取締役の報酬については、注記20に記載されている。

## 22. セグメント情報

(a) 事業セグメント

当行グループは、事業分野と地域を組み合わせて編成された事業部門ごとに事業を管理している。経営資源の配分および業績評価の目的で当行グループの上級管理職に情報が内部報告される方法との整合性を確保するために、当行グループは以下の 8 つの報告セグメントを設定している。

**香港事業は、**以下の 5 つの報告セグメントに分類される。

**個人向けバンキング**には、支店業務、個人向けインターネットバンキング、消費者金融、不動産ローン、MPF 事業、およびクレジットカード事業が含まれる。

**ホールセール・バンキング**には、法人向け融資およびシンジケートローン、資産担保融資、商業融資、証券貸借取引、ならびにコルレス銀行および企業との貿易金融業務が含まれる。

**トレジャリー・マーケッツ**には、トレジャリー業務および証券取引が含まれる。

**ウェルス・マネジメント**には、プライベート・バンキング業務、投資商品およびアドバイザリー、証券・先物仲介業務が含まれる。

**その他**には、主に香港で事業を展開する子会社による信託業務、および香港事業のその他の支援部門が含まれる。

## 22. セグメント情報（続き）

(a) 事業セグメント（続き）

**中国本土事業には**、主に香港における中国本土事業のバックオフィス部門、および中国本土で事業を展開するすべての子会社および関連会社が含まれる。ただし、中国本土において香港事業のデータ処理およびその他のバックオフィス業務を行う子会社は除く。

**海外、マカオ、台湾における事業**には、主に香港における海外・マカオ・台湾事業のバックオフィス部門、マカオ支店、台湾支店、および海外で事業を展開するすべての支店、子会社、関連会社が含まれる。

**コーポレート・マネジメント**は、当行が発行する借入資本に係る規制資本コストを負担するとともに、香港事業から、当行が発行した資本性金融商品によって資金調達された事業活動が生み出した利息収益を受け取る。

セグメントの業績を評価し、セグメント間でリソースを配分する目的で、当行グループの上級経営陣は、以下の基準に基づき、各報告セグメントに帰属する業績、資産および負債をモニタリングしている。

セグメント資産には、関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分、ならびに売却目的で保有する資産を除くすべての資産が含まれる。セグメント負債には、預金、金融負債および各セグメントに帰属するその他の負債が含まれる。

収益および費用は、各報告セグメントが生み出した利息収益および手数料収益、ならびに当該セグメントにおいて発生した費用、あるいは当該セグメントに帰属する資産の減価償却費または償却費に基づき、各報告セグメントに配分される。

## 22. セグメント情報（続き）

### (a) 事業セグメント（続き）

| | 2025年 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港事業 | | | | | | | | | | |
| | 個人向けバンキング | ホールセール・バンキング | トレジャリー・マーケッツ | ウェルス・マネジメント | その他 | 合計 | 中国本土事業 | 海外、マカオ、台湾における事業 | コーポレート・マネジメント | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 正味利息収益／（費用） | 5,328 | 2,756 | 1,267 | 334 | (151) | 9,534 | 3,530 | 2,419 | (161) | - | 15,322 |
| 非利息収益／（費用） | 1,676 | 701 | 370 | 1,006 | 379 | 4,132 | 1,418 | 185 | - | (38) | 5,697 |
| 営業収益／（損失） | 7,004 | 3,457 | 1,637 | 1,340 | 228 | 13,666 | 4,948 | 2,604 | (161) | (38) | 21,019 |
| 営業費用 | (1,814) | (474) | (193) | (461) | (2,809) | (5,751) | (3,230) | (878) | - | 38 | (9,821) |
| 減損損失控除前の営業利益／（損失） | 5,190 | 2,983 | 1,444 | 879 | (2,581) | 7,915 | 1,718 | 1,726 | (161) | - | 11,198 |
| 金融商品の減損損失 | (133) | (3,703) | (22) | (30) | (3) | (3,891) | (1,421) | (330) | - | - | (5,642) |
| 減損損失控除後の営業利益／（損失） | 5,057 | (720) | 1,422 | 849 | (2,584) | 4,024 | 297 | 1,396 | (161) | - | 5,556 |
| 子会社の売却による純利益 | - | - | - | - | 1 | 1 | - | - | - | - | 1 |
| 固定資産の売却による純（損失）／利益 | (4) | (3) | - | - | - | (7) | (1) | 6 | - | - | (2) |
| 投資不動産評価損 | - | - | - | - | (696) | (696) | (27) | - | - | - | (723) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | - | - | - | - | 10 | 10 | (585) | 270 | - | - | (305) |
| 税引前当期純利益／（損失） | 5,053 | (723) | 1,422 | 849 | (3,269) | 3,332 | (316) | 1,672 | (161) | - | 4,527 |
| 当期の減価償却費および償却費 | (199) | (20) | (10) | (9) | (215) | (453) | (336) | (65) | - | - | (854) |
| セグメント資産 | 130,721 | 148,650 | 244,265 | 17,300 | 12,720 | 553,656 | 267,563 | 136,119 | - | (45,497) | 911,841 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資 | - | - | - | - | 54 | 54 | 3,168 | 5,915 | - | - | 9,137 |
| その他の資産 - 売却目的で保有する資産 | - | - | - | - | 15 | 15 | - | - | - | - | 15 |
| 資産合計 | 130,721 | 148,650 | 244,265 | 17,300 | 12,789 | 553,725 | 270,731 | 142,034 | - | (45,497) | 920,993 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 負債合計 | 369,203 | 55,309 | 34,143 | 37,132 | 4,083 | 499,870 | 239,053 | 121,445 | - | (45,006) | 815,362 |
| 当事業年度における設備投資額 | 142 | 16 | 1 | 29 | 969 | 1,157 | 229 | 55 | - | - | 1,441 |

## 22. セグメント情報（続き）

### (a) 事業セグメント（続き）

| | 2024年 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港事業 | | | | | | | | | | |
| | 個人向けバンキング | ホールセール・バンキング | トレジャリー・マーケッツ | ウェルス・マネジメント | その他 | 合計 | 中国本土事業 | 海外、マカオ、台湾における事業 | コーポレート・マネジメント | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 正味利息収益／（費用） | 5,678 | 2,735 | 1,514 | 368 | (236) | 10,059 | 3,845 | 2,635 | (10) | - | 16,529 |
| 非利息収益／（費用） | 1,336 | 601 | 108 | 688 | 337 | 3,070 | 1,234 | 173 | - | (27) | 4,450 |
| 営業収益／（損失） | 7,014 | 3,336 | 1,622 | 1,056 | 101 | 13,129 | 5,079 | 2,808 | (10) | (27) | 20,979 |
| 営業費用 | (1,746) | (499) | (193) | (420) | (2,570) | (5,428) | (3,376) | (857) | - | 27 | (9,634) |
| 減損損失控除前営業利益／（損失） | 5,268 | 2,837 | 1,429 | 636 | (2,469) | 7,701 | 1,703 | 1,951 | (10) | - | 11,345 |
| 金融商品の減損損失 | (147) | (3,214) | (63) | (346) | (1) | (3,771) | (1,557) | (169) | - | - | (5,497) |
| 関連会社の減損損失 | - | - | - | - | - | - | (94) | - | - | - | (94) |
| その他の資産の減損損失 | - | - | - | - | - | - | (2) | - | - | - | (2) |
| 減損損失控除後営業利益／（損失） | 5,121 | (377) | 1,366 | 290 | (2,470) | 3,930 | 50 | 1,782 | (10) | - | 5,752 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | - | - | - | - | - | - | 21 | 1 | - | - | 22 |
| 固定資産の売却による純利益 | - | - | - | - | - | - | 16 | - | - | - | 16 |
| 投資不動産評価損 | - | - | - | - | (145) | (145) | - | - | - | - | (145) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | - | - | - | - | (3) | (3) | (23) | 221 | - | - | 195 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 5,121 | (377) | 1,366 | 290 | (2,618) | 3,782 | 64 | 2,004 | (10) | - | 5,840 |
| 当期の減価償却費および償却費 | (207) | (22) | (11) | (9) | (220) | (469) | (345) | (61) | - | - | (875) |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| セグメント資産 | 124,403 | 147,833 | 250,180 | 16,480 | 12,427 | 551,323 | 242,878 | 127,701 | - | (52,606) | 869,296 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資 | - | - | - | - | 44 | 44 | 3,598 | 4,806 | - | - | 8,448 |
| その他の資産 - 売却目的で保有する資産 | - | - | - | - | 15 | 15 | - | - | - | - | 15 |
| 資産合計 | 124,403 | 147,833 | 250,180 | 16,480 | 12,486 | 551,382 | 246,476 | 132,507 | - | (52,606) | 877,759 |
| 負債合計 | 361,929 | 42,612 | 49,125 | 33,622 | 3,578 | 490,866 | 218,836 | 114,439 | - | (52,121) | 772,020 |
| 当事業年度における設備投資額 | 251 | 28 | - | 9 | 157 | 445 | 266 | 30 | - | - | 741 |

**22. セグメント情報**（続き）

(b) 地域別セグメント

地域別分析に関する情報は、業績の報告または資産の計上を行う当行の事業体および支店の主要な事業拠点の所在地、あるいは事業運営に特有のリスクを伴う子会社または事業単位の所在する地域に基づいて分類されている。

| | 2025 年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港 | 中国本土 | その他のアジア諸国・地域 | その他 | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 営業収益 | 13,932 | 4,906 | 730 | 1,880 | (429) | 21,019 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 3,298 | (468) | 463 | 1,234 | - | 4,527 |
| 資産合計 | 553,905 | 270,052 | 56,280 | 86,068 | (45,312) | 920,993 |
| 負債合計 | 499,547 | 238,754 | 47,438 | 74,443 | (44,820) | 815,362 |
| 偶発債務およびコミットメント | 111,748 | 258,207 | 13,440 | 6,145 | - | 389,540 |
| 当事業年度年度における設備投資額 | 1,157 | 229 | 46 | 9 | - | 1,441 |

| | 2024 年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港 | 中国本土 | その他のアジア諸国・地域 | その他 | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 営業収益 | 13,446 | 5,044 | 808 | 2,003 | (322) | 20,979 |
| 税引前当期純利益 | 3,770 | 48 | 384 | 1,638 | - | 5,840 |
| 資産合計 | 551,818 | 245,798 | 48,664 | 83,834 | (52,355) | 877,759 |
| 負債合計 | 490,846 | 218,512 | 41,033 | 73,499 | (51,870) | 772,020 |
| 偶発債務およびコミットメント | 97,730 | 213,744 | 9,304 | 6,745 | - | 327,523 |
| 当事業年度における設備投資額 | 445 | 266 | 12 | 18 | - | 741 |

**23. 現金および銀行預け金** *（注記46(a)(ii)）*

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 手元現金 | 1,320 | 1,435 |
| 中央銀行預け金 | 35,879 | 29,410 |
| 他行預け金 | 16,796 | 10,459 |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 53,995 | 41,304 |
| 控除：減損引当金 *（注記42(a)(ix)）* | (1) | - |
| | 53,994 | 41,304 |

**24. 銀行への預け金および貸出金** *（注記46(a)(ii)）*

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行への預け金および貸出金 | | |
| 満期 | | |
| - 1ヶ月以内 | 29,106 | 37,033 |
| - 1ヶ月超～1年以内 | 1,759 | 673 |
| - 1年経過後 | 786 | - |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 31,651 | 37,706 |
| 控除：減損引当金 *（注記42(a)(ix)）* | (4) | (1) |
| | 31,647 | 37,705 |
| 内訳： | | |
| 中央銀行への預け金および貸出金 | 145 | 2,600 |

## 25. 貿易手形

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定 | | |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 3,436 | 803 |
| 控除：減損引当金*（注記42(a)(ix)）* | (3) | - |
| | 3,433 | 803 |
| FVOCIで測定 | 11 | 653 |
| | 3,444 | 1,456 |

## 26. トレーディング資産

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券*（注記46(a)(ii)）* | 343 | - |
| 株式 | 67 | 53 |
| 投資信託 | 172 | 154 |
| | 582 | 207 |

## 27. 顧客に対する貸付金

(a) 顧客に対する貸付金

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定 | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額総額 | 549,167 | 532,931 |
| 控除：減損引当金*（注記42(a)(ix)）* | (6,044) | (5,102) |
| | 543,123 | 527,829 |
| FVTPLで測定することが義務付けられているもの | 112 | - |
| | 543,235 | 527,829 |

(b) 顧客に対する貸付金 ― 業種別

顧客に対する貸付金総額および担保付貸付金の割合に関する業種別分析は、香港金融管理局（HKMA）が採用している分類および定義に基づいている。

| | 2025年 | | 2024年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付貸付金の割合 | 貸付金総額 | 担保でカバーされている貸付金の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| **香港での利用を目的とする貸付金** | | | | |
| 工業、商業、金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 19,966 | 51.86 | 20,317 | 62.87 |
| - 不動産投資 | 33,424 | 92.43 | 39,520 | 92.24 |
| - 金融機関 | 14,886 | 45.34 | 13,148 | 47.41 |
| - 証券会社 | 694 | 99.07 | 1,437 | 72.92 |
| - 卸売・小売業 | 9,546 | 39.67 | 8,940 | 44.72 |
| - 製造業 | 8,011 | 27.58 | 4,169 | 29.80 |
| - 運輸および輸送用機器 | 2,041 | 61.51 | 3,766 | 19.38 |
| - 娯楽・レジャー関連産業 | 190 | 71.77 | 132 | 99.42 |
| - 情報技術 | 5,664 | 44.95 | 3,465 | 48.90 |
| - その他 | 28,863 | 47.06 | 30,000 | 52.68 |
| 小計 | 123,285 | 58.57 | 124,894 | 64.14 |
| 個人 | | | | |
| - 住宅所有制度、民間セクター参加スキームおよびテナント・パーチェス・スキームにおけるアパート購入のためのローン | 2,853 | 99.74 | 1,131 | 97.98 |
| - その他の住宅用物件の購入のためのローン | 105,394 | 99.56 | 98,966 | 99.06 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 3,486 | 0.00 | 3,501 | 0.00 |
| - その他 | 22,097 | 63.03 | 22,502 | 62.98 |
| 小計 | 133,830 | 90.94 | 126,100 | 89.86 |
| 香港での利用を目的とする貸付金総額 | 257,115 | 75.41 | 250,994 | 77.06 |
| 貿易金融 | 9,129 | 18.68 | 6,889 | 24.79 |
| 香港域外での利用を目的とした貸付金*（注）* | 283,035 | 25.69 | 275,048 | 31.44 |
| 顧客への貸付金合計 | 549,279 | 48.85 | 532,931 | 52.84 |

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(b) 顧客に対する貸付金 - 業種別（続き）

*注：香港域外での利用を目的とする貸付金には、中国本土での利用を目的とする以下の貸付金、および香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金が含まれる。*

| | 2025 年 | | 2024 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付き貸付金総額の割合 | 貸付金総額 | 担保でカバーされている貸付金総額の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| 中国本土での利用を目的とする貸付金 | | | | |
| 工業、商業、金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 16,741 | 56.52 | 21,473 | 51.91 |
| - 不動産投資 | 5,392 | 78.50 | 6,016 | 71.40 |
| - 金融機関 | 46,991 | 6.73 | 44,808 | 13.92 |
| - 卸売・小売業 | 19,266 | 4.50 | 13,177 | 6.06 |
| - 製造業 | 15,792 | 7.57 | 16,002 | 1.47 |
| - 運輸および輸送用機器 | 1,843 | 42.75 | 1,949 | 75.70 |
| - レクリエーション活動 | 56 | 0.00 | 298 | 0.00 |
| - 情報技術 | 3,016 | 1.48 | 2,389 | 1.08 |
| - その他 | 27,683 | 13.41 | 25,644 | 10.59 |
| 小計 | 136,780 | 17.16 | 131,756 | 20.44 |
| 個人 | | | | |
| - その他の住宅用不動産購入のためのローン | 7,122 | 99.00 | 8,277 | 99.74 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 2,241 | 0.00 | 2,923 | 0.00 |
| - その他 | 14,114 | 1.57 | 16,243 | 1.81 |
| 小計 | 23,477 | 30.98 | 27,443 | 31.16 |
| 中国本土での利用を目的とする貸付金合計 | 160,257 | 19.18 | 159,199 | 22.29 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金 | | | | |
| 工業、商業および金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 3,516 | 43.78 | 6,298 | 64.05 |
| - 不動産投資 | 21,659 | 73.16 | 26,676 | 77.20 |
| - 金融機関 | 11,385 | 28.81 | 13,739 | 63.34 |
| - 卸売・小売業 | 7,261 | 21.65 | 4,697 | 13.06 |
| - 製造業 | 16,091 | 1.53 | 13,860 | 1.25 |
| - 運輸および輸送用機器 | 7,404 | 14.94 | 5,287 | 19.72 |
| - レクリエーション活動 | 770 | 8.38 | 1,149 | 43.75 |
| - 情報技術 | 11,138 | 11.06 | 7,248 | 3.34 |
| - その他 | 40,533 | 34.97 | 33,779 | 35.80 |
| 小計 | 119,757 | 32.62 | 112,733 | 42.58 |
| 個人 | | | | |
| - その他の住宅用不動産購入のためのローン | 2,734 | 99.97 | 2,816 | 100.00 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 2 | 0.00 | 2 | 0.00 |
| - その他 | 285 | 59.20 | 298 | 64.28 |
| 小計 | 3,021 | 96.04 | 3,116 | 96.52 |
| 香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金総額 | 122,778 | 34.18 | 115,849 | 44.03 |
| 香港域外での利用を目的とする貸付金の合計 | 283,035 | 25.69 | 275,048 | 31.44 |

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(b) 顧客に対する貸付金 － 業種別（続き）

顧客に対する貸付金の総額の 10%以上を占める業種セクターについて、個別の減損貸付金および関連情報は以下のとおりである。

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (i) 不動産投資 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 3,493 | 3,464 |
| b. 個別引当金 | 449 | 582 |
| c. 集合的引当金 | 288 | 57 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 689 | 918 |
| e. 償却額 | 447 | 426 |
| (ii) その他の住宅用不動産の購入のためのローン | | |
| a. 個別減損貸付金 | 574 | 453 |
| b. 個別引当金 | 21 | 9 |
| c. 集合的引当金 | 26 | 25 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 32 | 21 |
| e. 償却額 | 5 | 1 |
| (iii) 金融機関 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 44 | 229 |
| b. 個別引当金 | 44 | 128 |
| c. 集合的引当金 | 63 | 72 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 79 | 342 |
| e. 償却額 | 119 | 249 |

個別引当金は、信用状態が悪化している（ステージ 3）エクスポージャーに対する全期間予想信用損失引当金を表し、集合的引当金は、信用減損していない（ステージ 1 およびステージ 2）エクスポージャーに対する 12 ヶ月および全期間予想信用損失引当金を表している。

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(c) 顧客に対する貸付金 - 地域別

顧客に対する貸付金の総額の地域別内訳に関する情報は、「銀行（開示）規則」の要件に従い、リスクの移転を考慮した上で、取引相手の所在地に基づいて算出されている。一般的に、このようなリスクの移転は、債権が、取引相手とは異なる国の当事者によって保証されている場合、または本拠地が国外に所在する銀行の海外支店に対するものである場合に発生する。 当事者の所在地は、その当事者が設立または登録された法律の適用を受ける経済領域である「居住地」によって決定される。この要件は、注記 22 に記載されているセグメント報告に基づく配分とは異なる。セグメント報告は、当グループの上級経営陣への内部報告方法と整合的な方法で作成されている。 個別引当金は、信用減損（ステージ 3）のエクスポージャーに対する全期間予想信用損失引当金を表し、集合的引当金は、信用減損していない（ステージ 1 およびステージ 2）エクスポージャーに対する 12 ヶ月および全期間予想信用損失引当金を表している。

| | 2025 年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客に対する貸付金合計 | 3 ヶ月超延滞している貸付金 | 顧客に対する減損貸付金 | 個別引当金 | 集合的引当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 香港 | 240,346 | 4,726 | 6,456 | 2,153 | 689 |
| 中国本土 | 195,489 | 2,794 | 7,333 | 2,242 | 487 |
| その他のアジア諸国・地域 | 39,591 | 152 | 156 | 63 | 114 |
| その他 | 73,853 | 554 | 848 | 119 | 177 |
| 合計 | 549,279 | 8,226 | 14,793 | 4,577 | 1,467 |
| 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | | | 2.69% | | |

| | 2024 年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客に対する貸付金合計 | 3 ヶ月超延滞している貸付金 | 顧客に対する減損貸付金 | 個別引当金 | 集合的引当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 香港 | 239,272 | 3,180 | 6,824 | 1,834 | 353 |
| 中国本土 | 188,654 | 3,163 | 6,938 | 1,964 | 561 |
| その他のアジア諸国・地域 | 34,585 | 221 | 272 | 135 | 95 |
| その他 | 70,420 | 245 | 459 | 21 | 139 |
| 合計 | 532,931 | 6,809 | 14,493 | 3,954 | 1,148 |
| 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | | | 2.72% | | |

減損貸付金は、個別に減損の客観的な証拠を有する個別に評価される貸付金である。上記の地域別情報は、リスクの移転を考慮した上で取引相手の所在地に基づいて算定されている。

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(d) 顧客に対する貸付金――ファイナンス・リースにおける純投資額

顧客に対する貸付金には、ファイナンス・リースに基づきリースされた設備に対する純投資額が含まれている。ファイナンス・リースに基づく受取最低リース料総額および期末時点におけるその現在価値は、以下のとおりである。

| | 2025年 | | | 2024年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 最低リース料の現在価値 | 将来期間に関連する利息収益 | 最低リース料合計 | 最低リース料の現在価値 | 将来期間に関連する利息収益 | 最低リース料合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 受取リース料： | | | | | | |
| 1年以内 | 213 | 44 | 257 | 238 | 54 | 292 |
| 1年超2年以内 | 123 | 35 | 158 | 143 | 44 | 187 |
| 2年超3年以内 | 112 | 32 | 144 | 127 | 39 | 166 |
| 3年超4年以内 | 104 | 29 | 133 | 115 | 36 | 151 |
| 4年超5年以内 | 103 | 27 | 130 | 109 | 33 | 142 |
| 5年超 | 1,140 | 154 | 1,294 | 1,277 | 202 | 1,479 |
| | 1,795 | 321 | 2,116 | 2,009 | 408 | 2,417 |
| 控除：減損引当金 | (108) | | | (31) | | |
| ファイナンス・リースへの純投資額 | 1,687 | | | 1,978 | | |

ファイナンス・リースへの純投資額は、財政状態計算書上、「顧客に対する貸付金」として計上される。将来期間に係る利息収益については、未収計上は行われない。

## 28. 投資有価証券

| | 2025年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期国債（国庫短期証券を含む） | 譲渡性預金 | 債券 | 株式 | 投資信託 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定される投資有価証券 | | | | | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 2,587 | 3,944 | 36,975 | - | - | 43,506 |
| 控除：減損引当金 | - | - | (294) | - | - | (294) |
| | 2,587 | 3,944 | 36,681 | - | - | 43,212 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | 25,846 | 164 | 136,495 | 885 | - | 163,390 |
| FVTPLで測定することを義務付けられている投資有価証券 | - | - | 640 | 1 | 1,176 | 1,817 |
| | 28,433 | 4,108 | 173,816 | 886 | 1,176 | 208,419 |

| | 2024年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期国債（国庫短期証券を含む） | 譲渡性預金 | 債券 | 株式 | 投資信託 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定される投資有価証券 | | | | | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 2,566 | 544 | 27,660 | - | - | 30,770 |
| 控除：減損引当金 | - | - | (927) | - | - | (927) |
| | 2,566 | 544 | 26,733 | - | - | 29,843 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | 30,020 | - | 127,928 | 999 | - | 158,947 |
| FVTPLで測定することを義務付けられている投資有価証券 | - | - | 1,219 | 1 | 773 | 1,993 |
| | 32,586 | 544 | 155,880 | 1,000 | 773 | 190,783 |

**FVOCI に指定された株式**

| | 2025 年 | | 2024 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 公正価値 | 認識済配当金 | 公正価値 | 認識済配当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 長期的な戦略的目的で保有する株式投資 | 885 | 32 | 999 | 16 |

2025 年 12 月 31 日現在、FVOCI に指定された株式のうち 885 百万香港ドル（2024 年： 999 百万香港ドル）が長期的な戦略的目的で保有されており、そのうち 623 百万香港ドル（2024 年：807 百万香港ドル）は、当行の中国銀聯（China UnionPay Co., Ltd.）への投資の公正価値に起因するものである。 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度において、当行は、主要株主からの株式譲渡提案を受諾したことに伴い、FVOCI に指定されていた非上場株式の認識を中止した（2024 年：なし）。認識中止日時点の公正価値および公正価値準備金から留保利益に振り替えられた累積利益は、重要ではかった。

## 29. 子会社への投資

以下のリストには、当行グループの業績、資産または負債に主たる影響を与えた子会社の詳細のみを記載している。保有株式の種類は普通株式である。

これらの会社の詳細は以下のとおりである。

| | **設立地および事業拠点** | **発行済払込資本金** | **持株比率** | **事業内容** |
|---|---|---|---|---|
| 会社名 | | | | |
| アンプル・デライト・リミテッド | 香港 | 450,000,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| 東亜銀行（信託） | 香港 | 150,000,000 香港ドル | 100% | 信託業務 |
| BEA グローバル・サービシズ・センター（広東）カンパニー・リミテッド *（注記 1）* | 中国 | 3,000,000 米ドル | 100% | 事務受託サービス |
| BEA ユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド | 香港 | 374,580,000 香港ドル | 51% | 資産運用 |
| セントラル・タウン・リミテッド | 香港 | 2 香港ドル | 100% | 不動産投資 |
| コロナ・ライト・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 929,752,849 香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| クレジット・ゲイン・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 香港 | 640,000,000 香港ドル | 100% | 貸金業 |
| クリスタル・グリーミング・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 929,752,849 香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| ドラゴン・ジェイド・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | 香港 | 1,127,510,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| イースト・アジア・ホールディング・カンパニー・インク *（注記2）* | 米国 | 5 米ドル | 100% | 投資持株会社 |
| イースト・アジア・セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 香港 | 25,000,000 香港ドル | 100% | 証券仲介業 |
| スカイレイ・ホールディングス・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 450,000,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| スピードフル・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 450,000,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| サンライズ・レジェンド・リミテッド | 香港 | 825,155,001 香港ドル | 100% | 不動産投資 |
| 東亜銀行（中国）*（注記1）* | 中国 | 14,160,000,000 人民元 | 100% | 銀行および関連金融サービス |

*注記：* *1. 中華人民共和国の法律に基づき登録された完全外資系企業を表す。。*
*2. KPMG による監査を受けていない企業であり、その純資産総額および総収益は、関連する連結総額のそれぞれ約0.6%および0.1%未満を占める。*

## 30. 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 純資産の持分 | 10,291 | 9,629 |
| のれん | 465 | 438 |
| | 10,756 | 10,067 |
| 控除：減損引当金 | (1,619) | (1,619) |
| | 9,137 | 8,448 |

以下のリストには、主要な関連会社およびジョイント・ベンチャーに関する詳細のみを記載している。

| 会社名 | 設立地および事業拠点 | 持株比率 | 事業内容 |
|---|---|---|---|
| **上場** | | | |
| アフィン・バンク・ベルハッド | マレーシア | 23.93% | 銀行および関連金融サービス |
| **非上場** | | | |
| ブリリアンス-BEA オート・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 中国 | 22.5% | 自動車金融および関連金融サービス |
| シティ・センター・ホテル JV、LLC | 米国 | 35% | 投資持株会社 |
| ドルフォード・プロパティ・ホールディングス・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 30% | 不動産投資 |
| イースト・アジア前海セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 中国 | 49% | 証券業 |
| グオトン・トラスト・カンパニー・リミテッド | 中国 | 15.38% | 信託およびその他の金融サービス |
| インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ（カナダ） | カナダ | 20% | 銀行業 |
| インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ（米国）、ナショナル・アソシエーション | 米国 | 20% | 銀行業 |
| ミリオン・フォーチュン・デベロップメント（深圳）カンパニー・リミテッド | 中国 | 25% | 不動産開発 |
| プラチナ・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | ケイマン諸島 | 30% | 投資持株会社 |
| 上海 Ctrip フィナンシャル・インフォーメーション・サービシズ・カンパニー・リミテッド | 中国 | 9.6% | 金融サービス |

**30. 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資**（続き）

アフィン・バンク・ベルハッド（「AFFIN」）に対する当行グループの投資の減損評価に関する最新情報

2025 年 12 月 31 日現在、市場価格に基づく当行グループの AFFIN への投資の公正価値は、継続して帳簿価額を下回っていた。その結果、当行グループは使用価値（「VIU」）手法を用いて当該投資の減損テストを実施したところ、当該投資の回収可能額は 4,709 百万香港ドルであることが示された。 回収可能額は帳簿価額である 4,125 百万香港ドルを上回っていたため、追加の減損損失は認識されなかった（2024 年：減損損失なし）。VIU の算定には、AFFIN の直近の業績予測および当行グループ経営陣による今後 5 年間の見積りに基づく割引キャッシュ・フロー予測を用いて、推定 3%の長期成長率を使用して、終値（ターミナルバリュー）を算出している。 VIU の算定には、AFFIN に対する資本資産価格モデル（CAPM）の計算に基づく 10.40%（2024 年：11.57%）の割引率が使用されている。

以下の表は、主要な仮定に対する合理的に起こり得る変更が VIU に与える影響を例示している。これは、主要な仮定が単独で VIU に及ぼす感応度を反映したものであり、複数の有利な変動および／または不利な変動が同時に発生する可能性もある。

| | 有利な変動 | | | 不利な変動 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | VIU の増加 | VIU | | VIU の減少 | VIU |
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2025 年 12 月 31 日現在 | | | | | | |
| 割引率 | -50 ベーシスポイント | 358 | 5,067 | +50 ベーシスポイント | (312) | 4,397 |
| 長期成長率 | +50 ベーシスポイント | 59 | 4,768 | -50 ベーシスポイント | (54) | 4,655 |
| 予想キャッシュ・フロー | +10% | 471 | 5,180 | -10% | (471) | 4,238 |

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 個別に重要ではない関連会社およびジョイント・ベンチャーの累積情報 | | |
| 連結財務諸表における、個別に重要ではない関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額総額 | 9,137 | 8,448 |
| 当行グループが保有する当該関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分相当額の合計 | | |
| 税引後（損失）／利益 | (305) | 195 |
| その他の包括利益 | 742 | (19) |
| 包括利益合計 | 437 | 176 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分総額と帳簿価額の調整表 | | |
| 重要な関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額 | - | - |
| 個別に重要でない関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額 | 9,137 | 8,448 |
| 連結財務諸表における関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分 | 9,137 | 8,448 |

## 31. のれんおよび無形資産

のれんおよび無形資産には企業結合により生じたのれんおよび取得した無形資産が含まれる。取得した無形資産は経済的耐用年数にわたって償却される。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| のれん | 1,460 | 1,460 |
| 無形資産 | 1,592 | 376 |
| | 3,052 | 1,836 |

(a) のれん

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1月1日および12月31日現在 | 1,460 | 1,460 |

のれんを含む現金生成単位（「CGU」）に関する減損テスト

のれんは、事業セグメントに基づき特定された当行グループの現金生成単位（「CGU」）に、以下のように配分されている。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 個人向けバンキング | 849 | 849 |
| ホールセール・バンキング | 453 | 453 |
| トレジャリー・マーケッツ | 158 | 158 |
| | 1,460 | 1,460 |

現金生成単位（「CGU」）の回収可能額は、VIU（価値増分法）の計算に基づいて決定される。この計算では、経営陣が承認した5年間の財務予算に基づくキャッシュ・フロー予測が使用される。5年を超える期間のキャッシュ・フローは、以下に示す見積率を用いて推定される。成長率は、当該CGUが事業を展開する事業分野における長期平均成長率を超えないものとする。

VIUの算定に用いた割引率は7.07%（2024年：8.26%）、長期成長率は3.0%（2024年：2.5%）である。

経営陣は、過去の業績および市場動向に対する見通しに基づき、予算計上された純利益を決定した。使用された加重平均成長率は、内部予測と整合している。2025年12月31日に終了した事業年度において、CGUの回収可能額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は認識されなかった（2024年：なし）。

**31. のれんおよび無形資産**（続き）

(b) 無形資産

| | 2025年 | | | 2024年 |
|---|---|---|---|---|
| | 命名権 | ソフトウェアおよびシステムアプリケーション | 合計 | 命名権 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価 | | | | |
| 1月1日現在 | 1,401 | - | 1,401 | 1,402 |
| 固定資産からの振替*（注記32）* | - | 3,261 | 3,261 | - |
| 増加額 | - | 238 | 238 | - |
| 処分額 | - | (19) | (19) | - |
| 為替換算調整額 | 1 | 18 | 19 | (1) |
| 12月31日現在 | 1,402 | 3,498 | 4,900 | 1,401 |
| 償却累計額 | | | | |
| 1月1日現在 | (362) | - | (362) | (349) |
| 固定資産からの振替*（注記32）* | - | (2,028) | (2,028) | - |
| 当期償却費 | (13) | (246) | (259) | (13) |
| 処分額 | - | 17 | 17 | - |
| 為替換算調整額 | - | (13) | (13) | - |
| 12月31日現在 | (375) | (2,270) | (2,645) | (362) |
| 減損引当金 | | | | |
| 1月1日現在 | (663) | - | (663) | (661) |
| 当期計上額 | - | - | - | (2) |
| 為替換算調整額 | - | - | - | - |
| 12月31日現在 | (663) | - | (663) | (663) |
| 12月31日現在の帳簿価額 | 364 | 1,228 | 1,592 | 376 |

## 32. 固定資産

2025年

| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 器具、備品、設備 | 小計 | 使用権資産 - 銀行所有の不動産 | 使用権資産 - 器具、備品、設備 | 小計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価または評価額 | | | | | | | | |
| 2025年1月1日現在 | 4,979 | 7,578 | 7,216 | 14,794 | 1,329 | 26 | 1,355 | 21,128 |
| 増加額 | 824 | 8 | 161 | 169 | 205 | 5 | 210 | 1,203 |
| 再評価差損 | (723) | - | - | - | - | - | - | (723) |
| 処分額 | (15) | (33) | (103) | (136) | - | - | - | (151) |
| 投資不動産への振替に伴う銀行所有の不動産の再評価益（*注記41(b)*） | - | 472 | - | 472 | - | - | - | 472 |
| 銀行所有の不動産から投資用不動産への振替 | 790 | (790) | - | (790) | - | - | - | - |
| 投資不動産から銀行所有の不動産への振替 | (23) | 23 | - | 23 | - | - | - | - |
| 無形資産への振替（*注記31*） | - | - | (3,261) | (3,261) | - | - | - | (3,261) |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (301) | (18) | (319) | (319) |
| 控除：再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (187) | - | (187) | - | - | - | (187) |
| 為替換算調整額 | - | 186 | 103 | 289 | 43 | 1 | 44 | 333 |
| 2025年12月31日現在 | 5,832 | 7,257 | 4,116 | 11,373 | 1,276 | 14 | 1,290 | 18,495 |
| 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| 2025年1月1日現在 | - | 2,340 | 5,156 | 7,496 | 642 | 19 | 661 | 8,157 |
| 当期の減価償却費 | - | 116 | 235 | 351 | 240 | 4 | 244 | 595 |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (289) | (18) | (307) | (307) |
| 再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (187) | - | (187) | - | - | - | (187) |
| 無形資産への振替（*注記31*） | - | - | (2,028) | (2,028) | - | - | - | (2,028) |
| 処分時の償却 | - | (14) | (92) | (106) | - | - | - | (106) |
| 為替換算調整額 | - | 64 | 65 | 129 | 21 | 1 | 22 | 151 |
| 2025年12月31日現在 | - | 2,319 | 3,336 | 5,655 | 614 | 6 | 620 | 6,275 |
| 2025年12月31日現在の帳簿価額（純額） | 5,832 | 4,938 | 780 | 5,718 | 662 | 8 | 670 | 12,220 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上記の資産の総額は、以下のとおり計上されている： | | | | | | | | |
| 取得原価 | - | 6,509 | 4,116 | 10,625 | 1,276 | 14 | 1,290 | 11,915 |
| 取締役会による評価 | - | 748 | - | 748 | - | - | - | 748 |
| - 1989 年 | | | | | | | | |
| 専門的な評価 | 5,832 | - | - | - | - | - | - | 5,832 |
| - 2025 年 | | | | | | | | |
| | 5,832 | 7,257 | 4,116 | 11,373 | 1,276 | 14 | 1,290 | 18,495 |

*注：　当行グループは従来、システムアプリケーションおよびソフトウェアを貸借対照表上の固定資産に分類していた。その本質をより適切に反映させるため、関連する取得原価3,261 百万香港ドルおよび減価償却累計額2,028 百万香港ドルを、固定資産から無形資産へ再分類した。*

**32. 固定資産**（続き）

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 器具、備品、設備 | 小計 | 使用権資産 - 銀行所有の不動産 | 使用権資産 -器具、備品、設備 | 小計 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価または評価額 | | | | | | | | |
| 2024年1月1日現在 | 5,105 | 7,931 | 6,910 | 14,841 | 1,428 | 23 | 1,451 | 21,397 |
| 増加額 | - | 5 | 532 | 537 | 199 | 5 | 204 | 741 |
| 再評価による評価損 | (145) | - | - | - | - | - | - | (145) |
| 処分額 | - | (207) | (147) | (354) | - | - | - | (354) |
| 再測定 | - | - | - | - | (6) | - | (6) | (6) |
| 投資不動産への振替に伴う銀行所有の不動産の再評価差益*（注記41(b)）* | - | 11 | - | 11 | - | - | - | 11 |
| 銀行所有の不動産から投資用不動産への振替 | 45 | (45) | - | (45) | - | - | - | - |
| 投資不動産から銀行所有の不動産への振替 | (26) | 26 | - | 26 | - | - | - | - |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (267) | (2) | (269) | (269) |
| 控除：再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (6) | - | (6) | - | - | - | (6) |
| 為替換算調整額 | - | (137) | (79) | (216) | (25) | - | (25) | (241) |
| 2024年12月31日現在 | 4,979 | 7,578 | 7,216 | 14,794 | 1,329 | 26 | 1,355 | 21,128 |
| 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| 2024年1月1日現在 | - | 2,365 | 4,873 | 7,238 | 651 | 15 | 666 | 7,904 |
| 当事業年度の減価償却費 | - | 130 | 466 | 596 | 260 | 6 | 266 | 862 |
| リース契約の満了・解約 | - | - | - | - | (257) | (2) | (259) | (259) |
| 再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (6) | - | (6) | - | - | - | (6) |
| 処分時の償却 | - | (101) | (133) | (234) | - | - | - | (234) |
| 為替換算調整額 | - | (48) | (50) | (98) | (12) | - | (12) | (110) |
| 2024年12月31日現在 | - | 2,340 | 5,156 | 7,496 | 642 | 19 | 661 | 8,157 |
| 2024年12月31日現在の帳簿価額（純額） | 4,979 | 5,238 | 2,060 | 7,298 | 687 | 7 | 694 | 12,971 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上記の資産の総額は、以下のとおり計上されている： | | | | | | | | |
| 取得原価 | - | 6,830 | 7,216 | 14,046 | 1,329 | 26 | 1,355 | 15,401 |
| 取締役会による評価 | - | 748 | - | 748 | - | - | - | 748 |
| - 1989 | | | | | | | | |
| 専門的な評価 | 4,979 | - | - | - | - | - | - | 4,979 |
| - 2024 | | | | | | | | |
| | 4,979 | 7,578 | 7,216 | 14,794 | 1,329 | 26 | 1,355 | 21,128 |

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値評価

(i) 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、報告期間末時点で測定された当行グループの不動産の公正価値を、HKFRS 第 13 号「*公正価値測定*」で定義される 3 段階の公正価値ヒエラルキーに分類して、継続的に提示したものである。公正価値測定がどのレベルに分類されるかは、評価手法で使用されるインプットの観察可能性および重要性を参照して、以下のように決定される。

レベル 1 の評価： 測定日における同一の資産または負債の活発な市場における無調整の相場価格、すなわちレベル 1 のインプットのみを用いて測定された公正価値。

レベル 2 の評価： レベル 2 のインプット、すなわちレベル 1 の要件を満たさないものの観測可能なインプットのみを用いて測定され、かつ重要な観察不能なインプットを使用しない公正価値。観察不能なインプットとは、市場データが入手できないインプットを指す。

レベル 3 の評価： 重要な観察不能なインプットを用いて測定された公正価値。

| | 2025 年 12 月 31 日現在の公正価値 | 2025 年 12 月 31 日時点の公正価値測定の分類は以下のとおり | | |
|---|---|---|---|---|
| | | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **公正価値の定期的な測定** | | | | |
| 投資不動産 | | | | |
| 商業用不動産- 香港 | 5,444 | - | - | 5,444 |
| 商業用不動産-その他 | 388 | - | - | 388 |
| | 5,832 | - | - | 5,832 |

| | 2024年12月31日現在の公正価値 | 2024年12月31日時点の公正価値測定の分類は以下のとおり | | |
|---|---|---|---|---|
| | | レベル1 | レベル2 | レベル3 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **公正価値の定期的な測定** | | | | |
| 投資不動産 | | | | |
| 商業用不動産 - 香港 | 4,969 | - | - | 4,969 |
| 商業用不動産- その他 | 10 | - | - | 10 |
| | 4,979 | - | - | 4,979 |

2025年12月31日および2024年12月31日に終了した各事業年度において、レベル1とレベル2の間の振替、またはレベル3への振替もしくはレベル3からの振替は発生しなかった。当行グループの方針では、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、それらが発生した報告期間末現在で認識することとしている。

当行グループのすべての投資不動産は、2025年および2024年12月31日現在で、評価対象となる不動産の所在地および種類に関する最近の実績を有し、かつ公認された関連専門資格を保有する独立した専門評価家によって評価された。この評価額は2025年12月31日現在にて財務諸表に組み入れられており、公開市場価格ベースにて実施された。評価モデルの詳細については下記に記す：

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値測定（続き）

(ii) 不動産のレベル 3 公正価値測定に関する情報

| | 評価手法 | 観察不能なインプット |
|---|---|---|
| 投資不動産 | 収益還元法 | 予想される市場賃料 |
| | | 資本化率 |
| | 直接比較法 | 建物の品質に基づくプレミアム（ディスカウント） |

投資不動産の公正価値は、収益還元法または直接比較法を適用して決定される。

収益還元法では、当該不動産の賃貸可能な全ユニットの既存の賃貸収入を、それぞれの契約期間の残存期間について資本化するが、空室ユニットについては、評価日現在のそれぞれの市場賃料で賃貸されているものと仮定する。既存の賃貸借契約の満了時には、各ユニットは評価日現在の市場賃料で賃貸されているものと仮定し、それを各物件タイプについて投資家が期待する市場利回りで資本化する。 政府との賃貸借契約の満了に伴う更新の見込みについても、十分に考慮されている。賃貸部分の契約期間中の収益の資本価値、賃貸部分について適切に繰り延べられた復元収益の資本価値、および空室部分の資本価値を合計したものが、当該不動産の市場価値となる。

すべての賃貸可能ユニットの市場賃料は、(a) 当該不動産で実際に得られている賃料、および／または (b) 近隣にある類似した不動産の賃貸事例を参考として算出される。 採用される資本化率は、分析対象となった市場売買取引の実現利回りおよび不動産投資家による市場予想を参照して決定される。この期待収益率は、投資の質、将来の賃料上昇および資本増価の可能性に対する予測、運営コスト、リスク要因などを暗に反映している。公正価値測定は、市場賃料とは正の相関関係にあり、資本化率とは負の相関関係にある。

直接比較法では、当該地域における類似した不動産の比較可能な売買取引を参考にし、それぞれを面積当たりの価格で分析することにより、公正価値が算定される。収集された比較対象不動産については、立地、築年数、建物の品質などの点で当該物件と比較対象物件との間に生じる差異を考慮して調整が行われる。

当事業年度におけるこれらのレベル 3 の公正価値測定の残高の変動は、以下のとおりである。

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 投資不動産 - 商業用 - 香港 | | |
| 1 月 1 日現在 | 4,969 | 5,094 |
| 増加額 | 824 | - |
| 銀行所有の不動産から投資不動産への振替 | 371 | 45 |
| 投資用不動産から銀行所有の不動産への振替 | (23) | (26) |
| 再評価差損 | (697) | (144) |
| 12 月 31 日現在 | 5,444 | 4,969 |

投資不動産 - 商業用 - その他

| | | |
|---|---|---|
| 1 月 1 日現在 | 10 | 11 |
| 銀行所有の不動産から投資不動産への振替 | 419 | - |
| 処分額 | (15) | - |
| 再評価差損 | (26) | (1) |
| 12 月 31 日現在 | 388 | 10 |

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値測定（続き）

(ii) 不動産のレベル 3 公正価値測定に関する情報（続き）

投資不動産の公正価値調整額は、連結損益計算書の「投資不動産の評価損」の項目に計上される。

当事業年度の損益計算書に認識された損失はすべて、報告期間末現在で保有していた不動産によって生じたものである。

銀行所有の不動産および投資不動産の帳簿価額（純額）は、以下のとおりである。

| | 2025 年 | | 2024 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 所有権 | | | | |
| 香港以外で保有 | 11 | 598 | 10 | 584 |
| 借地権 | | | | |
| 香港内で保有 | | | | |
| 長期リース（50 年超） | 4,126 | 1,593 | 3,825 | 1,602 |
| 中期リース（10～50 年） | 1,318 | 974 | 1,144 | 1,065 |
| 香港以外で保有 | | | | |
| 長期リース（50 年超） | - | 12 | - | 12 |
| 中期リース（10～50 年） | 377 | 1,752 | - | 1,967 |
| 短期リース（10 年未満） | - | 9 | - | 8 |
| | 5,832 | 4,938 | 4,979 | 5,238 |

当行グループは、オペレーティング・リースに基づき投資不動産を賃貸している。リース契約の初期期間は通常 1 年から 5 年であり、その期間満了後に契約を更新するオプションが付いており、その際にはすべての条件が再交渉される。いずれのリース契約にも条件付き賃料は含まれていない。

オペレーティング・リースに基づき使用目的で保有されている投資不動産からの賃貸収入は、2025 年 116 百万香港ドル（2024 年： 117 百万香港ドル）であった。

解約不能なオペレーティング・リースに基づく投資不動産の将来の最低リース支払総額は、以下のとおり受取見込みである。

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1 年以内 | 90 | 109 |
| 1 年超 2 年以内 | 50 | 69 |
| 2 年超 3 年以内 | 19 | 26 |
| 3 年超 4 年以内 | 3 | 8 |
| 4 年超 5 年以内 | 1 | 2 |
| 5 年超 | 2 | 6 |
| | 165 | 220 |

## 33. その他の資産

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 未収利息 | 4,331 | 4,439 |
| 銀行引受手形に係る顧客債権 | 34,490 | 32,817 |
| その他 | 11,796 | 10,601 |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 50,617 | 47,857 |
| 控除：減損引当金*（注記42(a)(ix)）* | (485) | (479) |
| | 50,132 | 47,378 |
| 売却目的保有資産 | 15 | 15 |
| | 50,147 | 47,393 |

## 34. 損益を通じて公正価値測定に指定された金融負債

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 発行済譲渡性預金 | - | 705 |
| 発行済負債証券 | - | 232 |
| | - | 937 |

上記の金融負債は、当行グループが関連デリバティブをFVTPLで保有している場合にFVTPに指定されており、この指定により、そうでなければ生じることになる会計上のミスマッチが解消されるか、または大幅に軽減される。

当事業年度および累計において、FVTPLに指定された金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因し、その他の包括利益として認識された金額は、以下のとおりである。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1月1日現在における残高 | - | 4 |
| 当事業年度中にその他の包括利益として認識された金額*（注記41(h)）* | - | (5) |
| 繰延税金*（注記41(h)）* | - | 1 |
| 12月31日現在の残高 | - | - |

当事業年度において、FVTPLに指定された負債の認識の中止に起因する、資本内の累積損益の振替は発生しなかった（2024年：なし）。

金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、報告日における金融負債の公正価値と、調整済み資産スワップ・スプレッドを用いて算出した現在価値との差額を用いて算定される。

2024年12月31日現在、FVTPLに指定された金融負債の帳簿価額は、満期時に支払われるべき契約上の金額より2百万香港ドル少なかった。

## 35. 財政状態計算書における法人税等

(a) 財政状態計算書における当期税金は、以下に示すとおりである。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当期香港利益税引当金 | 779 | 710 |
| 予定納税額 | (409) | (238) |
| | 370 | 472 |
| 過年度法人税引当金残高 | 1,372 | 1,081 |
| 香港外所得に対する税金 | 540 | 317 |
| | 2,282 | 1,870 |

(b) 認識された繰延税金資産および負債

連結財政状態計算書に認識された繰延税金資産／（負債）の内訳および当期中の変動は、以下のとおりである。

| | 2025年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以下によって生じる繰延税金： | 関連する減価償却費の超過分における減価償却引当金 | 不動産の再評価 | 金融資産の減損損失 | FVOCIで測定される金融資産の再評価 | キャッシュ・フロー・ヘッジ | 税務上の損失 | その他 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2024年12月31日現在／2025年1月1日現在 | (404) | (107) | 1,663 | (310) | 4 | 15 | 54 | 915 |
| 損益計算書への貸方/（借方）計上*（注記17(a)）* | 19 | 35 | 303 | - | - | (3) | 40 | 394 |
| 引当金への計上*（注記41(b)、(f)、(g)および(h)）* | - | (43) | - | (112) | (40) | - | - | (195) |
| 為替換算およびその他の調整 | - | 1 | 77 | (2) | - | - | (3) | 73 |
| 2025年12月31日現在 | (385) | (114) | 2,043 | (424) | (36) | 12 | 91 | 1,187 |

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以下によって生じる繰延税金： | 関連する減価償却費の超過分における減価償却引当金 | 不動産の再評価 | 金融資産の減損損失 | FVOCIで測定される金融資産の再評価 | キャッシュ・フロー・ヘッジ | 税務上の損失 | その他 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2023年12月31日現在／2024年1月1日現在 | (381) | (111) | 1,863 | (119) | - | 3 | 113 | 1,368 |
| 損益計算書への（借方）／貸方計上*（注記17(a)）* | (23) | - | (146) | - | - | 12 | (59) | (216) |
| 引当金への（借方）／貸方計上*（注記41(b)、(f)、(g)および(h)）* | - | 5 | - | (192) | 4 | - | 1 | (182) |
| 為替換算およびその他の調整 | - | (1) | (54) | 1 | - | - | (1) | (55) |
| 2024年12月31日現在 | (404) | (107) | 1,663 | (310) | 4 | 15 | 54 | 915 |

**35. 貸借対照表における法人税**（続き）

(b) 認識された繰延税金資産および負債（続き）

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 財政状態計算書に計上された繰延税金資産（純額） | 2,005 | 1,600 |
| 財政状態計算書に計上された繰延税金負債（純額） | (818) | (685) |
| | 1,187 | 915 |

(c) 未認識の繰延税金資産

当行グループは、累積税務上の損失117百万香港ドル（2024年： 107百万香港ドル）に関して、当該税務管轄区域および事業体において、当該損失を充当できる将来の課税所得が生じる可能性が低いことから、繰延税金資産を認識していない。現行の税法に基づき、税務上の損失の有効期限は以下のとおりである：

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 5年以内に失効 | 49 | 44 |
| 失効日なし | 68 | 63 |
| | 117 | 107 |

**36. その他の負債**

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 未払利息 | 4,818 | 4,667 |
| 支払手形 | 34,490 | 32,817 |
| 発行済金融保証契約および貸付コミットメントに対する減損引当金*（注記42(a)(ix)）* | 86 | 133 |
| リース負債 | 741 | 765 |
| その他*（注）* | 10,290 | 12,917 |
| | 50,425 | 51,299 |

*注： HKFRS第15号に基づく顧客との契約に起因する契約負債1,830百万香港ドル（2024年：1,956百万香港ドル）が含まれる。*

## 37. 借入資本

| | | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 劣後債（償却原価で計上、公正価値ヘッジ調整を含む）： | | | |
| 2032年4月22日満期の500百万米ドル、固定利付Tier 2資本証券 | (1) | 3,846 | 3,744 |
| 2030年5月29日満期の600百万米ドル、固定利付Tier 2資本証券 | (2) | - | 4,669 |
| 2034年6月27日満期の650百万米ドル、固定利付Tier 2資本証券 | (3) | 5,146 | 5,012 |
| 2028年7月7日満期の250百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (4) | 1,933 | 1,886 |
| 2027年3月15日満期の500百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (5) | 3,898 | 3,898 |
| 2027年3月13日満期の500百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (6) | 3,895 | 3,880 |
| 2029年11月13日満期の5,000百万円、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (7) | 244 | - |
| ヘッジ処理を行わない償却原価で計上する劣後債： | | | |
| 2029年9月9日満期の1,000百万人民元の固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (8) | 1,101 | - |
| | | 20,063 | 23,089 |

当行グループにおいては、2025年12月31日および2024年12月31日に終了した各事業年度において、負債証券に関する元本、利息の支払遅延、またはその他の契約違反は一切発生していない。

(1) 額面500百万米ドル（3,892百万香港ドル相当）、帳簿価額3,846百万香港ドル（2024年：3,744百万香港ドル）の借入資本は、年率4.875%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2022年4月22日に公表した損失吸収力要件を満たしている。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2032年4月22日に満期を迎える予定で、2027年4月22日に任意償還が可能になる。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2025年においては0.8百万香港ドルのヘッジの非有効部分に係る損失が計上された。

(2) 額面600百万米ドル（4,659百万香港ドル相当）、2024年12月31日現在、帳簿価額4,669百万香港ドルの借入資本は、年率4%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2020年5月29日に公表した損失吸収力要件を満たしている。 当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2025年には0.1百万香港ドルのヘッジの非有効部分に係る損失が計上された。当該社債は、2025年5月29日に任意償還が可能になった際に全額償還された。

(3) 額面650百万米ドル（5,060百万香港ドル相当）、帳簿価額5,146百万香港ドル（2024年：5,012百万香港ドル）の借入資本は、年率6.75%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2024年6月27日に公表した損失吸収力要件を満たしている。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2034年6月27日に満期を迎える予定で、2029年6月27日に任意償還が可能になる。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2025年には0.8百万香港ドルのヘッジ非有効部分に係る損失が計上された。

(4) 額面250百万米ドル（1,946百万米ドル相当）、帳簿価額1,933百万米ドル（2024年：1,886百万香港ドル）の借入資本は、年率5.125%のクーポンで、当行が2022年7月7日に公表した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付非優先債である。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2028年7月7日に満期を迎える予定で、2027年7月7日に任意償還が可能となる。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2025年には重要でないヘッジの非有効部分が計上された。

(5) 額面500百万米ドル（3,892百万香港ドル相当）、帳簿価額3,898百万香港ドル（2024年：3,898百万香港ドル）の借入資本は、年率6.75%のクーポンで、当行が2023年3月15日に公表した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付非優先債である。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2027年3月15日に満期を迎える予定で、2026年3月15日に任意償還が可能となっている。 当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2025年には2.4百万香港ドルの利益に相当するヘッジの非有効部分が計上された。

(6) 額面 500 百万米ドル（3,892 百万香港ドル相当）、帳簿価額 3,895 百万香港ドル（2024 年：3,880 百万香港ドル）の借入資本は、年率 6.625%のクーポンで、2024 年 3 月 13 日に当行が公表した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付非優先債である。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2027 年 3 月 13 日に満期を迎える予定で、2026 年 3 月 13 日に任意償還が可能となっている。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2025 年には 0.4 百万香港ドルの利益に相当するヘッジの非有効部分が計上された。

(7) 額面 5,000 百万円（248 百万香港ドル相当）、帳簿価額 244 百万香港ドルの借入資本は、年率 2.64%のクーポンで、2025 年 11 月 13 日に当行が発行した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付非優先債である。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2029 年 11 月 13 日 に満期を迎える予定で、2028 年 11 月 13 日に任意償還が可能となる。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2025 年には重要でないヘッジの非有効部分が計上された。

(8) 額面総額 1,000 百万人民元（1,113 百万香港ドル相当）、帳簿価額 1,101 百万香港ドルの借入資本は、年率 2.95%のクーポンで、損失吸収力要件を満たす損失吸収条項付非優先債である。 当該社債は、当行により、2025 年 9 月 9 日および 2025 年 11 月 20 日に、それぞれ額面 75 百万人民元および 250 百万人民元の 2 つのトランシェで発行された。当該社債は香港証券取引所に上場しており、2029 年 9 月 9 日に満期を迎える予定で、2028 年 9 月 9 日に任意償還が可能となる。

**38. 持分決済型株式報酬取引**

従業員ストックオプション制度

当行は、従業員株式オプション制度を採用しており、これに基づき、当行の取締役会は、その裁量により、グループの従業員（執行取締役および共同最高経営責任者を含む）に対し、当行の普通株式を引き受けるためのオプションを付与することができる。 関連する各スキームの規則に別段の定めがある場合を除き、2016 年スキームおよび 2021 年スキームに基づき付与された株式オプションは、権利確定日から権利確定日の 5 年目の応当日までに行使することができる。すべてのオプションは、対価なしで付与された。

(a) ストックオプションに関する明細事項：

2017 年から 2025 年にかけて付与された株式オプション：

| 付与日 | トランシェ | 権利確定期間 | 行使期間 | 1株当たり行使価格 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 香港ドル |
| 2017 年 4 月 7 日 | T3 | 2017 年 4 月 7 日 - 2020 年 4 月 6 日 | 2020 年 4 月 7 日 - 2025 年 4 月 7 日 | 32.25 |
| 2018 年 4 月 10 日 | T2 | 2018 年 4 月 10 日 - 2020 年 4 月 9 日 | 2020 年 4 月 10 日 - 2025 年 4 月 10 日 | 32.25 |
| 2018 年 4 月 10 日 | T3 | 2018 年 4 月 10 日 - 2021 年 4 月 9 日 | 2021 年 4 月 10 日 - 2026 年 4 月 10 日 | 32.25 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T1 | 2019 年 7 月 19 日 - 2020 年 7 月 18 日 | 2020 年 7 月 19 日 - 2025 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T2 | 2019 年 7 月 19 日 - 2021 年 7 月 18 日 | 2021 年 7 月 19 日 - 2026 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T3 | 2019 年 7 月 19 日 - 2022 年 7 月 18 日 | 2022 年 7 月 19 日 - 2027 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T1 | 2020 年 4 月 7 日 - 2021 年 4 月 6 日 | 2021 年 4 月 7 日 - 2026 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T2 | 2020 年 4 月 7 日 - 2022 年 4 月 6 日 | 2022 年 4 月 7 日 - 2027 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T3 | 2020 年 4 月 7 日 - 2023 年 4 月 6 日 | 2023 年 4 月 7 日 - 2028 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T1 | 2021 年 4 月 13 日 - 2022 年 4 月 12 日 | 2022 年 4 月 13 日 - 2027 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T2 | 2021 年 4 月 13 日 - 2023 年 4 月 12 日 | 2023 年 4 月 13 日 - 2028 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T3 | 2021 年 4 月 13 日 - 2024 年 4 月 12 日 | 2024 年 4 月 13 日 - 2029 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T1 | 2022 年 4 月 12 日 - 2023 年 4 月 11 日 | 2023 年 4 月 12 日 - 2028 年 4 月 12 日 | 12.17 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T2 | 2022 年 4 月 12 日 - 2024 年 4 月 11 日 | 2024 年 4 月 12 日 - 2029 年 4 月 12 日 | 12.17 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T3 | 2022 年 4 月 12 日 - 2025 年 4 月 11 日 | 2025 年 4 月 12 日 - 2030 年 4 月 12 日 | 12.17 |
| 2023 年 4 月 12 日 | T1 | 2023 年 4 月 12 日 - 2024 年 4 月 11 日 | 2024 年 4 月 12 日 - 2029 年 4 月 12 日 | 10.08 |
| 2023 年 4 月 12 日 | T2 | 2023 年 4 月 12 日 - 2025 年 4 月 11 日 | 2025 年 4 月 12 日 - 2030 年 12 月 4 日 | 10.08 |
| 2023 年 4 月 12 日 | T3 | 2023 年 4 月 12 日 - 2026 年 4 月 11 日 | 2026 年 4 月 12 日 - 2031 年 4 月 12 日 | 10.08 |
| 2024 年 4 月 11 日 | T1 | 2024 年 4 月 11 日 - 2025 年 4 月 10 日 | 2025 年 4 月 11 日 - 2030 年 4 月 11 日 | 9.33 |
| 2024 年 4 月 11 日 | T2 | 2024 年 4 月 11 日 - 2026 年 4 月 10 日 | 2026 年 4 月 11 日 - 2031 年 4 月 11 日 | 9.33 |
| 2024 年 4 月 11 日 | T3 | 2024 年 4 月 11 日 - 2027 年 4 月 10 日 | 2027 年 4 月 11 日 - 2032 年 4 月 11 日 | 9.33 |
| 2025 年 4 月 11 日 | T1 | 2025 年 4 月 11 日 - 2026 年 4 月 10 日 | 2026 年 4 月 11 日 - 2031 年 4 月 11 日 | 10.528 |
| 2025 年 4 月 11 日 | T2 | 2025 年 4 月 11 日 - 2027 年 4 月 10 日 | 2027 年 4 月 11 日 - 2032 年 4 月 11 日 | 10.528 |
| 2025 年 4 月 11 日 | T3 | 2025 年 4 月 11 日 - 2028 年 4 月 10 日 | 2028 年 4 月 11 日 - 2033 年 4 月 11 日 | 10.528 |

**38. 持分決済型株式報酬取引**（続き）

(b) 当事業年度におけるストックオプションの変動

| 2025年 | | | ストックオプション数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付与日 | トランシェ | 1株当たり行使価格 | 2025年1月1日現在発行済 | 付与 | 行使 | 失効 | 2025年12月31日現在発行済 |
| | | 香港ドル | | | | | |
| 2017年4月7日 | T3 | 32.25 | 1,463,000 | - | - | 1,463,000 | - |
| 2018年4月10日 | T2 | 32.25 | 1,513,500 | - | - | 1,513,500 | - |
| 2018年4月10日 | T3 | 32.25 | 1,523,000 | - | - | 47,500 | 1,475,500 |
| 2019年7月19日 | T1 | 22.45 | 1,393,500 | - | - | 1,393,500 | - |
| 2019年7月19日 | T2 | 22.45 | 1,393,500 | - | - | 50,000 | 1,343,500 |
| 2019年7月19日 | T3 | 22.45 | 1,400,500 | - | - | 50,000 | 1,350,500 |
| 2020年4月7日 | T1 | 16.58 | 1,628,165 | - | - | 79,000 | 1,549,165 |
| 2020年4月7日 | T2 | 16.58 | 1,635,328 | - | - | 79,000 | 1,556,328 |
| 2020年4月7日 | T3 | 16.58 | 1,668,336 | - | - | 79,500 | 1,588,836 |
| 2021年4月13日 | T1 | 17.08 | 1,293,797 | - | - | 100,000 | 1,193,797 |
| 2021年4月13日 | T2 | 17.08 | 1,293,906 | - | - | 100,000 | 1,193,906 |
| 2021年4月13日 | T3 | 17.08 | 1,448,850 | - | - | 250,000 | 1,198,850 |
| 2022年4月12日 | T1 | 12.17 | 5,303,820 | - | - | 100,000 | 5,203,820 |
| 2022年4月12日 | T2 | 12.17 | 5,347,653 | - | - | 150,000 | 5,197,653 |
| 2022年4月12日 | T3 | 12.17 | 5,417,117 | - | - | - | 5,417,117 |
| 2023年4月12日 | T1 | 10.08 | 3,906,879 | - | 50,000 | 100,000 | 3,756,879 |
| 2023年4月12日 | T2 | 10.08 | 3,906,877 | - | - | - | 3,906,877 |
| 2023年4月12日 | T3 | 10.08 | 3,911,167 | - | - | - | 3,911,167 |
| 2024年4月11日 | T1 | 9.33 | 4,623,712 | - | 312,015 | - | 4,311,697 |
| 2024年4月11日 | T2 | 9.33 | 4,624,002 | - | - | - | 4,624,002 |
| 2024年4月11日 | T3 | 9.33 | 4,631,242 | - | - | - | 4,631,242 |
| 2025年4月11日 | T1 | 10.528 | - | 2,897,264 | - | - | 2,897,264 |
| 2025年4月11日 | T2 | 10.528 | - | 2,897,838 | - | - | 2,897,838 |
| 2025年4月11日 | T3 | 10.528 | - | 2,907,215 | - | - | 2,907,215 |
| 合計 | | | 59,327,851 | 8,702,317 | 362,015 | 5,555,000 | 62,113,153 |

**38. 持分決済型株式報酬取引**（続き）

(b) 当事業年度における株式オプションの変動（続き）

| 2024年 | | | ストックオプションの数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付与日 | トランシェ | 1株当たり行使価格 | 2024年1月1日現在発行済 | 付与 | 行使 | 失効 | 2024年12月31日現在発行済 |
| | | 香港ドル | | | | | |
| 2016年4月8日 | T3 | 28.45 | 1,996,500 | - | - | 1,996,500 | - |
| 2017年4月7日 | T2 | 32.25 | 2,030,000 | - | - | 2,030,000 | - |
| 2017年4月7日 | T3 | 32.25 | 1,513,000 | - | - | 50,000 | 1,463,000 |
| 2018年4月10日 | T1 | 32.25 | 2,075,000 | - | - | 2,075,000 | - |
| 2018年4月10日 | T2 | 32.25 | 1,563,500 | - | - | 50,000 | 1,513,500 |
| 2018年4月10日 | T3 | 32.25 | 1,573,000 | - | - | 50,000 | 1,523,000 |
| 2019年7月19日 | T1 | 22.45 | 1,443,500 | - | - | 50,000 | 1,393,500 |
| 2019年7月19日 | T2 | 22.45 | 1,443,500 | - | - | 50,000 | 1,393,500 |
| 2019年7月19日 | T3 | 22.45 | 1,450,500 | - | - | 50,000 | 1,400,500 |
| 2020年4月7日 | T1 | 16.58 | 1,678,165 | - | - | 50,000 | 1,628,165 |
| 2020年4月7日 | T2 | 16.58 | 1,685,328 | - | - | 50,000 | 1,635,328 |
| 2020年4月7日 | T3 | 16.58 | 1,818,336 | - | - | 150,000 | 1,668,336 |
| 2021年4月13日 | T1 | 17.08 | 1,343,797 | - | - | 50,000 | 1,293,797 |
| 2021年4月13日 | T2 | 17.08 | 1,443,906 | - | - | 150,000 | 1,293,906 |
| 2021年4月13日 | T3 | 17.08 | 1,448,850 | - | - | - | 1,448,850 |
| 2022年4月12日 | T1 | 12.17 | 5,353,820 | - | - | 50,000 | 5,303,820 |
| 2022年4月12日 | T2 | 12.17 | 5,347,653 | - | - | - | 5,347,653 |
| 2022年4月12日 | T3 | 12.17 | 5,417,117 | - | - | - | 5,417,117 |
| 2023年4月12日 | T1 | 10.08 | 3,906,879 | - | - | - | 3,906,879 |
| 2023年4月12日 | T2 | 10.08 | 3,906,877 | - | - | - | 3,906,877 |
| 2023年4月12日 | T3 | 10.08 | 3,911,167 | - | - | - | 3,911,167 |
| 2024年4月11日 | T1 | 9.33 | - | 4,623,712 | - | - | 4,623,712 |
| 2024年4月11日 | T2 | 9.33 | - | 4,624,002 | - | - | 4,624,002 |
| 2024年4月11日 | T3 | 9.33 | - | 4,631,242 | - | - | 4,631,242 |
| 合計 | | | 52,350,395 | 13,878,956 | - | 6,901,500 | 59,327,851 |

(c) 2025年12月31日および2024年12月31日に終了した事業年度において、失効および消却された株式オプションはなかった。

**38. 持分決済型株式報酬取引**（続き）

(d) ストックオプション数および加重平均行使価格は以下のとおりである。

| | 2025年 | | 2024年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 加重平均行使価格 | オプション数 | 加重平均行使価格 | オプション数 |
| | 香港ドル | 百万個 | 香港ドル | 百万個 |
| 期首現在発行済 | 14.04 | 59 | 17.37 | 52 |
| 当事業年度中に権利行使されたもの | 9.43 | - | - | - |
| 当事業年度中に付与されたもの | 10.53 | 9 | 9.33 | 14 |
| 当事業年度中に失効したもの | 26.41 | (6) | 29.78 | (7) |
| 期末現在発行済 | 12.47 | 62 | 14.04 | 59 |
| 期末現在行使可能 | 13.84 | 40 | 17.35 | 32 |

2025年度中に権利行使されたストックオプションの権利行使日における加重平均株価は12.34香港ドルであった。2024年度中に権利行使されたストックオプションはなかった。

2025年12月31日現在の発行済みストックオプションの行使価格は9.33香港ドルから32.25香港ドル（2024年：9.33香港ドルから32.25香港ドル）であり、加重平均残存契約期間は3.96年（2024年：4.24年）であった。

(e) ストックオプションの公正価値および仮定

付与されたストックオプションと引き換えに受領したサービスの公正価値は、付与されたストックオプションの公正価値を参照して測定される。付与されたストックオプションの公正価値の見積りは、三項モデルに基づいて測定される。このモデルには、オプションの契約期間が入力値として用いられる。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| 測定日における公正価値 | | |
| - 第1トランシェ | 1.97香港ドル | 1.61香港ドル |
| - 第2トランシェ | 2.09香港ドル | 1.69香港ドル |
| - 第3トランシェ | 2.21香港ドル | 1.74香港ドル |
| 測定日時点の株価 | 10.42香港ドル | 9.33香港ドル |
| 行使価格 | 10.528香港ドル | 9.33香港ドル |
| 予想ボラティリティ | 23.81% | 25.68% |
| オプションの期間 | | |
| - 第1トランシェ | 6年 | 6年 |
| - 第2トランシェ | 7年 | 7年 |
| - 第3トランシェ | 8年 | 8年 |
| 予想配当 | 4.00％ | 6.86％ |
| 無リスク金利（香港国債に基づく） | 3.24%～3.33% | 3.65%～3.66% |

予想ボラティリティは過去のボラティリティに基づき、予想配当金は付与日より前の過去の配当金に基づいている。主観的なインプットの仮定における変更は、公正価値の見積りに重大な影響を及ぼす可能性がある。

ストックオプションは、勤務条件に基づき付与されていた。この条件は、付与日において提供済の役務の公正価値測定には考慮されていない。株式オプションの付与に関連する市場条件はなかった。

**38. 株式決済型株式報酬取引**（続き）

RSU 制度

当行は、2025 年 1 月 1 日より RSU 制度を採用しており、これに基づき、当行の取締役会は、その裁量により、当行またはその子会社に勤務する従業員、および取締役会が随時決定するその他の者（退職、死亡、または障害により従業員でなくなった者を含むが、これに限定されない）を含む、適格者に対して、所定の数の RSU を付与することができる。 RSU の権利確定時、付与された者は付与株式に対して購入価格を支払う必要はない。

(a) 当事業年度における RSU の詳細および変動状況

| 2025 年 | | | | RSU 数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付与日 | トランシェ | RSU 1 単位あたりの公正価値 | 権利確定期間 | 2025 年 1 月 1 日現在発行済 | 付与 | 権利確定済 | 失効 | 2025 年 12 月 31 日現在発行済 |
| | | 香港ドル | | | | | | |
| 2025 年 4 月 11 日 | T1 | 9.91 | 2025 年 4 月 11 日 - 2026 年 4 月 10 日 | - | 399,199 | - | - | 399,199 |
| 2025 年 4 月 11 日 | T2 | 9.42 | 2025 年 4 月 11 日 - 2027 年 4 月 10 日 | - | 399,145 | - | - | 399,145 |
| 2025 年 4 月 11 日 | T3 | 8.95 | 2025 年 4 月 11 日 - 2028 年 4 月 10 日 | - | 400,246 | - | - | 400,246 |
| | | | | - | 1,198,590 | - | - | 1,198,590 |

(b) 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度において、失効および消却された RSU はなかった。

(c) RSU 制度のために取得された株式は、当行により RSU 制度の管理を委任された独立受託者（以下「受託者」）が保有しており、その対価総額（直接帰属する費用を含む）は資本準備金から控除される。RSU 制度のために保有される株式の変動状況は以下のとおりである。

| | 2025 年 | |
|---|---|---|
| | 株式数 | 百万香港ドル |
| 1 月 1 日現在 | - | - |
| 受託者による株式の取得 | (200,000) | (2) |
| 12 月 31 日現在 | (200,000) | (2) |

(d) RSU の公正価値および仮定

付与された RSU と引き換えに受領した役務の公正価値は、付与日における株式の市場価値を参照して測定され、その際、権利確定期間中の予想配当に対する調整を含め、RSU の付与条件が考慮される。

| | 2025 年 |
|---|---|
| 付与日における公正価値 | |
| - 第 1 トランシェ | 9.91 香港ドル |
| - 第 2 トランシェ | 9.42 香港ドル |
| - 第 3 トランシェ | 8.95 香港ドル |

測定日における RSU 1 単位あたりの加重平均公正価値は 9.43 香港ドルであった。

RSU は勤続条件付で付与された。この条件は、受領した役務の付与日現在の公正価値測定においては考慮されていない。当該 RSU に関連する市場条件はなかった。

## 39. 資本金

| | 2025年 | | 2024年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数 | | 株式数 | |
| | 百万株 | 百万香港ドル | 百万株 | 百万香港ドル |
| 発行済かつ全額払込済普通株式： | | | | |
| 1月1日現在 | 2,630 | 42,060 | 2,650 | 41,915 |
| 従業員ストックオプション制度に基づき発行された株式 | - | 4 | - | - |
| 資本準備金からのオプションの公正価値の振替（*注記41(d)*） | - | 1 | - | - |
| 配当の代わりに発行された株式 | 11 | 130 | 15 | 145 |
| 株式の買戻しおよび消却 | - | - | (35) | - |
| 12月31日現在 | 2,641 | 42,195 | 2,630 | 42,060 |

従業員ストックオプション制度

当事業年度中に362,015のオプションが行使され、当行の普通株式362,015株が4百万香港ドルの対価で引き受けられ、その金額は資本金勘定に貸方計上された。 注記2(x)(iv)に規定された方針に従い、1百万香港ドルが資本準備金から資本金勘定に振り替えられた。2024年には、このスキームに基づくオプションの行使はなく、株式の発行も行われなかった。

自己株式の取得

2024年には、香港証券取引所において34,602,200株が、総対価（費用を除く）342百万香港ドルで買い戻され、35,432,000株が消却された（これには2023年に買い戻された829,800株が含まれる。） これらは、期首現在の発行済普通株式のそれぞれ1.31%および1.34%に相当する。

## 40. その他資本性金融商品

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 650百万米ドルのその他Tier1資本証券 | - | 5,021 |

2020年10月21日、当行は額面650百万米ドル（関連する発行費用を差し引いた純額5,021百万香港ドルに相当）のその他Tier 1資本証券を発行した。 当該その他Tier 1資本証券は、無期限の非累積型劣後資本証券であり、2025年10月21日の初回の任意償還日まで年率5.825%のクーポンが付与される。当行は、2025年10月21日に、発行済のその他Tier 1資本証券をすべて償還した。

**41. 準備金**

| | 当行グループ | | 当行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2025 年 | 2024 年 | 2025 年 | 2024 年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (a) 一般準備金 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 13,658 | 13,658 | 13,472 | 13,472 |
| 不動産再評価準備金からの振替 | (1) | - | - | - |
| 12 月 31 日現在 | 13,657 | 13,658 | 13,472 | 13,472 |
| (b) 銀行所有の不動産に関する再評価差額金 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 2,286 | 2,270 | 1,926 | 1,910 |
| 繰延税金資産の認識 *（注記 35(b)）* | (43) | 5 | (2) | 5 |
| 一般準備金への振替 | 1 | - | - | - |
| 銀行所有の不動産に関する再評価差額金の投資不動産への振替 *（注記 32）* | 472 | 11 | 296 | 11 |
| 12 月 31 日現在 | 2,716 | 2,286 | 2,220 | 1,926 |
| (c) 法定準備金 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 5,158 | 5,136 | - | - |
| 利益剰余金からの振替 | 197 | 22 | - | - |
| 12 月 31 日現在 | 5,355 | 5,158 | - | - |
| (d) 資本準備金 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 1,017 | 1,034 | 122 | 139 |
| 持分決済型株式報酬取引 *（注記 13）* | 26 | 22 | 26 | 22 |
| RSU 制度に関して保有する株式 | (2) | - | (2) | - |
| オプションの公正価値の株式資本への振替（*注記 39*） | (1) | - | (1) | - |
| 利益剰余金への振替 | (23) | (39) | (23) | (39) |
| 12 月 31 日現在 | 1,017 | 1,017 | 122 | 122 |
| (e) 為替換算差額 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | (3,690) | (2,545) | (175) | 98 |
| 為替換算調整額 | 2,379 | (1,145) | 569 | (273) |
| 12 月 31 日現在 | (1,311) | (3,690) | 394 | (175) |

(f) 公正価値差額金

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1月1日現在 | 2,365 | 1,338 | 2,201 | 1,230 |
| 有価証券の公正価値の変動 | 481 | 1,126 | 582 | 974 |
| 処分に伴う戻入額 | 167 | 93 | 229 | 172 |
| 繰延税金負債の計上<br>*（注記35(b)）* | (112) | (192) | (153) | (175) |
| 12月31日現在 | 2,901 | 2,365 | 2,859 | 2,201 |

**41. 準備金**（続き）

| | 当行グループ | | 当行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2025年 | 2024年 | 2025年 | 2024年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (g) ヘッジ準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | (20) | - | (20) | - |
| ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分 | 269 | (28) | 269 | (28) |
| 損益計算書への振替 | (26) | 4 | (26) | 4 |
| 繰延税金資産の計上 *（注記35(b)）* | (40) | 4 | (40) | 4 |
| 12月31日現在 | 183 | (20) | 183 | (20) |
| (h) 負債信用準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | - | 4 | - | 4 |
| 自己信用リスクの変動によって生じる公正価値の変動 *（注記34）* | - | (5) | - | (5) |
| 繰延税金資産の計上 *（注記34および35(b)）* | - | 1 | - | 1 |
| 12月31日現在 | - | - | - | - |
| (i) その他の準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | 68 | 18 | - | - |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分変動額 | 35 | 50 | - | - |
| 利益剰余金への振替 | (9) | - | - | |
| 12月31日現在 | 94 | 68 | - | - |
| (j) 利益剰余金 | | | | |
| 1月1日現在 | 37,541 | 35,145 | 30,533 | 28,411 |
| 当期利益 | 3,501 | 4,608 | 3,780 | 4,312 |
| 資本準備金からの振替 | 23 | 39 | 23 | 39 |
| 法定準備金への振替 | (197) | (22) | - | - |
| その他の準備金からの振替 | 9 | - | - | - |
| 自己株式の取得 | - | (343) | - | (343) |
| その他Tier 1資本商品の償還 | (28) | - | (28) | - |
| 分配金/配当金 *（注記18）* | | | | |
| - 中間配当 | (1,028) | (816) | (1,028) | (816) |
| - 過年度に係る第2回中間配当金 | (999) | (476) | (999) | (476) |
| - その他Tier 1資本商品 | (294) | (594) | (294) | (594) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 12 月 31 日現在 | 38,528 | 37,541 | 31,987 | 30,533 |
| (k) 準備金合計 | 63,140 | 58,383 | 51,237 | 48,059 |

**41. 準備金**（続き）

一般準備金は、留保利益の振替および不動産処分による実現再評価剰余金から積み立てられた。

銀行所有の不動産の再評価差額金および為替換算差額が計上されており、これらは銀行所有の再評価および外貨換算に関して採用された会計方針に従って処理されている。

法定準備金は、特定の海外子会社および関連会社の法定要件を満たすために設定されており、主に、当該管轄区域の現行の会計要件に基づいて認識されたものに加えて、リスク資産に係る、識別されていない潜在損失をカバーすることを目的としている。

資本準備金には、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーの準備金の資本化、当行の従業員に付与された未行使の株式オプションおよび RSU の実際の公正価値または推定数の公正価値、ならびに注記 2(x)(iv) の株式報酬に関する会計方針に従って認識された RSU 制度のために取得および保有されている株式が含まれる。

公正価値評価差額金は、有価証券が認識中止されるまでの間、FVOCI で測定する対象となっている有価証券の公正価値の累積純変動額で構成され、注記 2(h) の会計方針に従って処理される。

ヘッジ準備金は、注記 2(k)(i) に記載されたキャッシュ・フロー・ヘッジに関する会計方針に従い、ヘッジ対象取引に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ手段の公正価値の累積純変動のうち、ヘッジ対象キャッシュ・フローが後日認識されるまでの有効部分で構成されている。

負債信用準備金には、損益に認識されたものを除き、FVTPL として指定された金融負債の信用リスクの変動によって生じた当該負債の公正価値の累積変動額が含まれる。

その他の準備金は、投資再評価引当金および銀行所有の不動産の再評価引当金に関する、関連会社の持分変動の持分相当額である。

規制準備金は、香港銀行条例の規定を満たし、慎重に監督を行うことを目的として、認識された減損損失に加え、当行が貸付金および投資に関して被る、あるいは被る可能性のある損失に備えて、一定額を積み立てることで維持されている。 当引当金の変動額は、香港金融管理局（HKMA）と協議の上、留保利益を通じて直接充当される。2025 年 12 月 31 日現在、この要件により、当行が株主に分配できる準備金の額は 2,381 百万香港ドル（2024 年：2,586 百万香港ドル）制限されている。

2025 年 12 月 31 日現在、当行の株式保有者への分配に充てることができる準備金の総額は 43,192 百万香港ドルであった（2024 年： 40,184 百万香港ドル）。 報告期間終了後、取締役会は普通株式 1 株当たり 0.22 香港ドル（2024 年：1 株当たり 0.38 香港ドル）の第 2 回中間配当を決定し、その総額は 581 百万香港ドル（2024 年：999 百万香港ドル）となった。当該配当は、報告期間末現在で負債として計上されていない。

## 42. 主要なリスク管理

本セクションでは、当行グループの主要なリスクの管理に関する情報を記載する。

当行グループは、香港金融管理局（HKMA）およびその他の規制当局が定める要件に沿ったリスク・ガバナンスおよび管理の枠組みを確立している。この枠組みは、取締役会および上級経営陣が、適切な権限委譲とチェック・アンド・バランスを通じて、リスク管理に関連する責任を遂行できる体制を基盤としている。これらの責任には、当行グループの事業戦略および目標に沿ったリスク許容度の定義、当該戦略の実行を統制するリスク方針の策定、ならびにリスクの承認、管理、モニタリング、および是正に関する手続および限度額の設定が含まれる。

リスク委員会は、取締役会の下に位置する当行グループのリスク・ガバナンス体制の最上位に位置している。同委員会は、5名の独立非執行取締役および2名の非執行取締役で構成され、独立非執行取締役の1名が委員長を務めている。リスク委員会は、当行グループのリスク許容度の策定を直接監督するとともに、当行グループの財務能力、戦略的方向性、現在の市場状況、および規制要件を勘案して、当行グループが引き受けることを容認するリスクの水準を設定する。

また、リスク委員会は、経営陣が業務を遂行するために採用する方針や手続に、グループのリスク許容度が確実に反映されるよう確保している。リスク委員会は、危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会を含むグループの各管理委員会を通じて、またリスク管理部門による全体的な調整のもと、グループのリスク管理フレームワークを定期的に見直し、すべての重要なリスク関連業務が、確立された方針に従い、適切なリソースを用いて遂行されるよう確保している。

危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、およびオペレーショナル・リスク管理委員会は、上級経営陣、グループ最高リスク責任者（CRO）、および必要に応じて関連分野の上級幹部で構成されている。

当行グループは、潜在的なリスクを包括的かつ効果的に特定・管理するため、エンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）フレームワークを導入している。この ERM フレームワークは、当行グループがこれを達成するのを支援するとともに、「3つの防衛線」リスク管理モデルを強化するものである。

当行グループは、「3 つの防衛線」リスク管理体制を採用し、グループ内のリスク管理に関する役割と責任が明確に定義されるようにしている。「3つの防衛線」モデルは、以下のように要約される。

- 第1の防衛線は、当行グループの事業部門または支援部門の責任者であるリスク・オーナーと、その管理下にあるスタッフで構成される。彼らは、具体的なリスク管理メカニズムや詳細な手続の策定および実行を含め、各部門の日常的なリスク管理について主たる責任を負っている。
- 第2の防衛線は、リスク・コントローラーで構成されている。リスク・コントローラーとは、リスク管理ガバナンスの枠組みを策定し、独立してリスクをモニタリングするとともに、当行グループのリスク管理に関する経営委員会の監督業務を支援する役割を担う、指定されたスタッフである。
- 第3の防衛線は内部監査部門であり、リスク・ガバナンス体制を含め、当行グループのリスク管理フレームワークの有効性について保証を提供する責任を負っている。

グループ最高リスク責任者（Group Chief Risk Officer）は、グループのリスク管理に関連するすべての事項を調整し、リスク管理方針の策定においてリスク・コントローラーと緊密に連携するとともに、すべてのリスク・コントローラーおよびリスク・オーナーとの機能的な協力関係を通じて、グループ・レベルでのリスク管理を行う。

当行グループは、その事業、業務、および財務状況に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクに直面している。ERM フレームワークの下では、主なリスクとして、信用リスク、金利リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、戦略リスク、法的リスク、コンプライアンス・リスク、およびテクノロジー・リスクが挙げられる。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

当行グループは、各種リスクの特定、計測、モニタリング、管理、報告を行い、必要に応じてそれらのリスクをカバーするための適切な資本を配分するための方針を策定している。当行グループの主要なリスク管理方針および管理の枠組みは取締役会によって承認されており、市場の変化、法的要件、およびリスク管理プロセスにおけるベストプラクティスに対応するため、定期的に見直しと改善が行われている。 取締役会は、継続的なリスク管理の責任をリスク委員会および各経営委員会に委任している。リスク管理に関連する重要な事項は、リスク管理を監督する取締役会に対し、リスク委員会を通じて報告されなければならない。さらに、グループ最高リスク責任者（CRO）は、リスク管理インフラ、戦略、リスク許容度、文化、リソースなどを含む（ただしこれらに限定されない）当行グループのリスク管理上の課題を日常的に監督する責任を負っている。

ストレステストは、当行グループのリスク管理において不可欠な要素である。当行グループは、必要に応じて主要なリスクについて定期的にストレステストを実施し、厳しい事業環境（中国本土および香港における大幅な景気後退などの仮定的な状況を含む）が当行グループの財務状況、特に自己資本比率、収益性、流動性に及ぼす潜在的な影響を評価している。必要に応じて、潜在的な影響を軽減するための迅速な経営対応策を策定し、実行している。

(a) 信用リスク管理

信用リスクとは、借手または取引相手が債務を履行できないことに起因する損失のリスクである。

信用リスク委員会は、当行グループの信用リスクに関連するすべての事項の管理を担当し、当行グループのリスク管理部門傘下の信用リスク管理部は、信用リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。当行グループは、ターゲット市場セグメントを定義し、適切な与信方針を策定し、与信評価および資産の質のモニタリングを行うことにより、信用リスクを特定・管理している。信用リスクの管理限度額は、様々なレベルで設定されている。すべての限度額の設定にあたっては、リスク、リターン、および市場状況が考慮されている。限度額の積極的なモニタリングが行われている。

個人顧客や取引相手に関連する信用リスクを評価するにあたっては、常に財務力と返済能力を最優先の考慮事項としている。信用リスクは、顧客や取引相手から担保を取得することで軽減することができる。

当行グループは、信用リスクを特定、計測、モニタリング、管理、および報告するための方針、手続、および格付に関するシステムを策定している。 これに関連し、当行グループの「信用リスク管理マニュアル」には、信用リスク管理に関する指針が定められている。これらの指針には、与信権限の委譲、与信審査基準、与信モニタリングプロセス、内部格付体系、債権回収手続、および引当金計上方針が規定されている。これらは、市場の変化、法的要件、およびリスク管理プロセスにおけるベストプラクティスに対応するため、継続的に見直され、改善されている。

当行グループにおける主要な信用リスクの種類ごとの信用リスク管理は、以下のとおりである：

(i) 法人および金融機関の信用リスク

当行グループは、特定の取引相手または取引における潜在的な信用リスクを評価し、取引を承認するための方針および手続を定めている。法人および銀行顧客に対しては、異なるリスク要因（例：事業を行っている地域、企業の規模）を組み込んだ異なる内部格付システムを設けており、各取引相手に適用している。 特に「専門融資（Specialised Lending）」に分類されるエクスポージャーについては、監督当局のスロット基準が採用されている。与信集中リスクをモニタリングするため、当行グループは個々の業界に対するエクスポージャー、ならびに借手および借手グループに対するエクスポージャーについて、あらかじめ上限を設定している。また、当行グループには、審査および承認の水準が適切であることを確保するための審査プロセスがあり、その水準は融資枠の規模および与信格付に応じて決定されている。

当行グループは、複数のレベルで継続的な与信分析およびモニタリングを実施している。これらの方針は、特別なモニタリングを必要とする取引相手、業種、または商品へのエクスポージャーを早期に検知することを目的としている。ポートフォリオ全体のリスクに加え、個別の貸倒債権および潜在的な貸倒債権についても、定期的にモニタリングが行われている。

(ii) リテール信用リスク

当行グループのリテール与信方針および承認プロセスは、各リテールローン区分において、比較的均質で少額の取引が大量に発生するという実態を踏まえて策定されている。内部格付システムの設計および与信方針の策定は、主に顧客の背景、信用動向、ならびに貸付ポートフォリオの損失実績に基づいている。当行グループは、自らおよび業界の実績をモニタリングし、商品の契約条件や望ましい顧客プロファイルを決定するとともに、定期的に見直しを行っている。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(iii) 財務取引の信用リスク

当行グループの財務取引に伴う信用リスクは、当行グループが企業および金融機関の信用リスクを管理するのと同じ方法で管理されている。当行グループは、取引相手に対して内部格付システムを適用し、取引相手ごとに個別の与信限度額を設定している。

(iv) 与信関連のコミットメント

与信関連のコミットメントおよび偶発債務に伴うリスクは、顧客への融資枠の供与に伴う信用リスクと本質的に同じである。これらの取引には、融資を申請する顧客と同様に、与信審査、ポートフォリオ管理、および担保要件が適用される。

(v) 信用リスクの集中

信用リスクの集中とは、地理的、経済的、または業界的な要因の変化が、当行グループの総エクスポージャーに対して重要な割合を占める取引相手のグループに同様に影響を及ぼす場合を指している。当行グループの与信ポートフォリオは、地理的、業界別、および商品セクター別に分散されている。顧客に対する貸付金の業界別および地域別の分析については、それぞれ注記 27(b)および 27(c)を参照のこと。

当行グループは、各業界および貸付ポートフォリオに対するエクスポージャーの限度額を設定するなど、適切なリスク管理措置を講じることで、信用リスクの集中をモニタリングしている。

(vi) 最大エクスポージャー

報告期間末時点における、保有担保やその他の信用補完措置を考慮しない信用リスクの最大エクスポージャーは、減損引当金を控除した後の貸借対照表上の各金融資産の帳簿価額によって表されている。最大エクスポージャーの概要は以下のとおりである。

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 現金および銀行預け金 | 52,674 | 39,869 |
| 銀行への預け金および貸出金 | 31,647 | 37,705 |
| 貿易手形 | 3,444 | 1,456 |
| トレーディング資産 | 343 | - |
| デリバティブ資産 | 3,111 | 6,227 |
| 顧客に対する貸付金 | 543,235 | 527,829 |
| 投資有価証券 | 206,357 | 189,010 |
| その他の資産 | 49,849 | 47,138 |
| 金融保証契約 | 18,885 | 14,285 |
| 貸付コミットメント | 364,724 | 311,465 |
| | 1,274,269 | 1,174,984 |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析

*貸付金の信用の質*

以下の表は、顧客に対する貸付金の信用の質に関する情報を示している。特に明記されていない限り、表中の金額は総額による帳簿価額を表している。

| | 2025年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL信用減損していないもの | | 全期間のECL信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 505,758 | 1,380 | 14,493 | 48 | - | - | 520,251 | 1,428 |
| - グレード16～17：要注意 | - | - | 14,235 | 68 | - | - | 14,235 | 68 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | - | - | 5,256 | 71 | 5,256 | 71 |
| - グレード19：実質破綻 | - | - | - | - | 6,867 | 460 | 6,867 | 460 |
| - グレード20：破綻 | - | - | - | - | 2,558 | 214 | 2,558 | 214 |
| 総額による帳簿価額 | 505,758 | 1,380 | 28,728 | 116 | 14,681 | 745 | 549,167 | 2,241 |
| 減損引当金 | (666) | (2) | (801) | (2) | (4,577) | (383) | (6,044) | (387) |
| 帳簿価額 | 505,092 | 1,378 | 27,927 | 114 | 10,104 | 362 | 543,123 | 1,854 |
| 顧客に対する貸付金のうち、減損しているものに対する担保として保有しているものの市場価値 | | | | | 8,611 | | | |

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 493,589 | 1,671 | 13,182 | 30 | - | - | 506,771 | 1,701 |
| - グレード16～17：要注意 | - | - | 11,667 | 63 | - | - | 11,667 | 63 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | - | - | 5,864 | 181 | 5,864 | 181 |
| - グレード19：実質破綻 | - | - | - | - | 4,091 | 233 | 4,091 | 233 |
| - グレード20：破綻 | - | - | - | - | 4,538 | 331 | 4,538 | 331 |
| 総額による帳簿価額 | 493,589 | 1,671 | 24,849 | 93 | 14,493 | 745 | 532,931 | 2,509 |
| 減損引当金 | (889) | (3) | (259) | (2) | (3,954) | (344) | (5,102) | (349) |
| 帳簿価額 | 492,700 | 1,668 | 24,590 | 91 | 10,539 | 401 | 527,829 | 2,160 |
| 顧客に対する貸付金のうち、減損しているものに対する担保として保有しているものの市場価値 | | | | | 6,947 | | | |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金の信用の質（続き）*

以下の表は、強制的にFVTPL（純損益を通じて公正価値で測定する区分）で測定する顧客に対する貸付金に関する信用の質の分析を示している。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **強制的にFVTPLで測定する顧客に対する貸付金** | | |
| - グレード20：破綻 | 112 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 112 | - |

担保には、公正市場価値を有し、容易に市場で換金可能な有形担保が含まれている。これには、現金預金、株式および債券、不動産に対する抵当権、ならびに工場や設備などのその他の固定資産に対する担保権が含まれる（が、これらに限定されない）。担保の価値が顧客に対する貸付金の総額を上回る場合、貸付金の総額に相当する金額までの担保のみが含まれる。

*貸付金以外の金融資産の信用の質*

以下の表は、償却原価およびFVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分）で測定する、顧客に対する貸付金以外の金融資産に関する信用の質の分析を示している。特に明記されていない限り、金融資産について、表中の金額は総額による帳簿価額または公正価値を表している。貸付コミットメントおよび金融保証契約については、表中の金額は、それぞれコミットメント額または保証額を表している。

| | 2025年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 3,436 | 1 | - | - | - | - | 3,436 | 1 |
| 総額による帳簿価額合計 | 3,436 | 1 | - | - | - | - | 3,436 | 1 |
| 減損引当金 | (3) | - | - | - | - | - | (3) | - |
| 帳簿価額 | 3,433 | 1 | - | - | - | - | 3,433 | 1 |

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 803 | - | - | - | - | - | 803 | - |
| 総額による帳簿価額合計 | 803 | - | - | - | - | - | 803 | - |
| 減価引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 帳簿価額 | 803 | - | - | - | - | - | 803 | - |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2025年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 11 | - | - | - | - | - | 11 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 11 | - | - | - | - | - | 11 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 627 | - | 26 | - | - | - | 653 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 627 | - | 26 | - | - | - | 653 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |

2025年

| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **銀行への預け金および貸出金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 31,651 | 47 | - | - | - | - | 31,651 | 47 |
| 総額による帳簿価額合計 | 31,651 | 47 | - | - | - | - | 31,651 | 47 |
| 減損引当金 | (4) | - | - | - | - | - | (4) | - |
| 帳簿価額 | 31,647 | 47 | - | - | - | - | 31,647 | 47 |

2024年

| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **銀行への預け金および貸出金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 37,706 | 40 | - | - | - | - | 37,706 | 40 |
| 総額による帳簿価額合計 | 37,706 | 40 | - | - | - | - | 37,706 | 40 |
| 減損引当金 | (1) | - | - | - | - | - | (1) | - |
| 帳簿価額 | 37,705 | 40 | - | - | - | - | 37,705 | 40 |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2025年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| | | | | |
| 貸付コミットメント | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 358,326 | 5,198 | - | 363,524 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 1,266 | - | 1,266 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 1 | 1 |
| 合計 | 358,326 | 6,464 | 1 | 364,791 |
| 減損引当金 | (61) | (6) | - | (67) |
| | | | | |
| **金融保証契約** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 18,518 | 220 | - | 18,738 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 65 | - | 65 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 101 | 101 |
| 合計 | 18,518 | 285 | 101 | 18,904 |
| 減損引当金 | (15) | (1) | (3) | (19) |

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| | | | | |
| 貸付コミットメント | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 305,090 | 6,310 | - | 311,400 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 177 | - | 177 |
| 合計 | 305,090 | 6,487 | - | 311,577 |
| 減損引当金 | (101) | (11) | - | (112) |
| | | | | |
| **金融保証契約** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 13,602 | 355 | - | 13,957 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 195 | - | 195 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 154 | 154 |
| 合計 | 13,602 | 550 | 154 | 14,306 |
| 減損引当金 | (15) | (6) | - | (21) |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

トレジャリー取引の信用リスクは、当行グループが企業向けおよび銀行向け融資のリスクを管理するのと同じ方法で管理されており、取引相手先にはリスク格付が適用され、個別の取引相手先限度額が設定されている。
報告期間末時点における、外部信用格付機関（ムーディーズ・レーティングスまたはそれと同等の機関）による指定に基づいて分析された負債証券への投資の信用の質は、以下のとおりである。

| | 2025年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | - | - | - | - | - | - | - | - |
| Aa1～Aa3 | 30,367 | 292 | - | - | - | - | 30,367 | 292 |
| A1～A3 | 8,786 | 76 | - | | - | - | 8,786 | 76 |
| Baa1～Baa3 | 2,606 | 12 | - | - | - | - | 2,606 | 12 |
| Baa3未満 | 446 | 3 | 62 | 1 | - | - | 508 | 4 |
| 無格付 | 943 | 6 | - | - | 296 | 14 | 1,239 | 20 |
| 総額による帳簿価額合計 | 43,148 | 389 | 62 | 1 | 296 | 14 | 43,506 | 404 |
| 減損引当金 | (8) | - | - | - | (286) | (14) | (294) | (14) |
| 帳簿価額 | 43,140 | 389 | 62 | 1 | 10 | - | 43,212 | 390 |

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | - | - | - | - | - | - | - | - |
| Aa1～Aa3 | 25,480 | 221 | - | - | - | - | 25,480 | 221 |
| A1～A3 | 793 | 16 | - | - | - | - | 793 | 16 |
| Baa1～Baa3 | 929 | 4 | - | - | - | - | 929 | 4 |
| Baa3未満 | 473 | 3 | 60 | 1 | 185 | 5 | 718 | 9 |
| 無格付 | 1,956 | 17 | - | - | 894 | 41 | 2,850 | 58 |
| 総額による帳簿価額合計 | 29,631 | 261 | 60 | 1 | 1,079 | 46 | 30,770 | 308 |
| 減損引当金 | (12) | - | - | - | (915) | (46) | (927) | (46) |
| 帳簿価額 | 29,619 | 261 | 60 | 1 | 164 | - | 29,843 | 262 |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析 （続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2025 年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の ECL | | 全期間の ECL 信用減損していないもの | | 全期間の ECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVOCI で測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | 6,575 | 2 | - | - | - | - | 6,575 | 2 |
| Aa1～Aa3 | 32,067 | 163 | - | - | - | - | 32,067 | 163 |
| A1～A3 | 77,348 | 900 | - | - | - | - | 77,348 | 900 |
| Baa1～Baa3 | 43,526 | 506 | - | - | - | - | 43,526 | 506 |
| Baa3 未満 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 無格付 | 2,989 | 45 | - | - | - | - | 2,989 | 45 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 162,505 | 1,616 | - | - | - | - | 162,505 | 1,616 |
| 減損引当金を含む場合 | (73) | (1) | - | - | - | - | (73) | (1) |

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL<br>信用減損していないもの | | 全期間のECL<br>信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVOCIで測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | 6,847 | 1 | - | - | - | - | 6,847 | 1 |
| Aa1～Aa3 | 34,319 | 151 | - | - | - | - | 34,319 | 151 |
| A1～A3 | 71,257 | 863 | - | - | - | - | 71,257 | 863 |
| Baa1～Baa3 | 42,303 | 489 | - | - | - | - | 42,303 | 489 |
| Baa3未満 | 224 | 1 | - | - | 15 | 5 | 239 | 6 |
| 無格付 | 2,673 | 40 | 310 | 8 | - | - | 2,983 | 48 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 157,623 | 1,545 | 310 | 8 | 15 | 5 | 157,948 | 1,558 |
| 減損引当金を含む場合 | (72) | (1) | (5) | - | (148) | (5) | (225) | (6) |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

以下の表は、FVTPL で測定する非トレーディング目的の負債性投資有価証券に関する信用の質の分析を示している。

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVTPL で測定する非トレーディング目的の債券** | | |
| Aaa | - | - |
| Aa1～Aa3 | - | - |
| A1～A3 | 408 | 544 |
| Baa1～Baa3 | 207 | 662 |
| Baa3 未満 | 2 | - |
| 無格付 | 23 | 13 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 640 | 1,219 |

以下の表は、トレーディング目的の負債性投資有価証券に関する信用の質の分析を示している。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVTPLで測定するトレーディング目的の債券** | | |
| Aaa | - | - |
| Aa1～Aa3 | - | - |
| A1～A3 | 343 | - |
| Baa1～Baa3 | - | - |
| Baa3未満 | - | - |
| 無格付 | - | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 343 | - |

以下の表は、デリバティブ資産取引に起因するエクスポージャーが存在する取引相手先の信用の質を示している。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **デリバティブ資産** | | |
| Aa1～Aa3 | 833 | 367 |
| A1～A3 | 489 | 2,578 |
| Baa1～Baa3 | 418 | 2,191 |
| Baa3未満 | - | - |
| 無格付 | 1,371 | 1,091 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 3,111 | 6,227 |

*現金および銀行預け金*

2025年12月31日現在、当行グループの現金および銀行預け金は53,995百万香港ドル（2024年：41,304百万香港ドル）であり、そのうち96%（2024年：95%）は、ムーディーズ・レーティングスによる投資適格格付、またはそれと同等の格付を取得している銀行である取引先に対する現金および預金である。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細

当行グループは、HKFRS 第 9 号の要求事項を満たす減損損失の測定および認識のために、将来予測的な「予想信用損失（ECL）」モデルを採用している。

HKFRS 第 9 号の減損に関する要求事項は複雑であり、特に以下の要素において、経営陣による判断、見積りおよび仮定が必要となる。これらについては、以下で詳細に説明している。

- 資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかの評価

- ECLの測定に将来予測的な情報を組み込むこと

ECL の測定における主要なインプットは、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）である。

当行グループは、特定の金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定するための枠組みを確立している（注記 2(h)(vii)参照）。この枠組みは、当行グループの内部信用リスク管理プロセスと整合している。

信用リスク格付

当行グループのポートフォリオの大部分について、当行グループは各エクスポージャーを、債務不履行リスクの予測水準に基づいて決定される信用リスク格付に分類している。信用リスク格付は、債務不履行リスクを示す定性的および定量的要因を用いて定義される。これらの要因は、エクスポージャーの性質や借手の種類によって異なる。

以下の表は、リテールおよび非リテール・ポートフォリオの各信用リスク格付における12ヶ月のPDの範囲を示している。また、本表には、当行グループの内部信用リスク格付がPDとどのように関連しているか、および非リテール・ポートフォリオについてはスタンダード&プアーズの外部信用格付とどのように関連しているかについての目安も示されている。

| 内部信用リスク格付 | 債務不履行リスクに関する備考 | 12ヶ月のPDの範囲 | 外部格付のベンチマーク |
|---|---|---|---|
| 1～3 | リスクは最小から低程度 | 0.0000%～0.0857%未満 | AAA～A- |
| 4～8 | 中程度のリスク | 0.0857%～0.4290%未満 | BBB+～BBB- |
| 9～11 | 相当程度高いリスク | 0.4290%～1.6500%未満 | BB+～BB- |
| 12～15 | 高リスク | 1.6500% から 8.3531%未満 | B+～B |
| 16～17 | 非常に高いリスク | 8.3531%～100%未満 | B-～C |
| 18～20 | 債務不履行 | 100% | D |

信用リスク格付が割り当てられていない残りの ポートフォリオについては、性質が類似したポートフォリオ の平均デフォルト率 が参照されている。

PD の期間構造の生成

信用リスク格付は、エクスポージャー別の PD の期間構造を決定するための主要なインプットである。当行グループはまた、管轄区域または地域別、商品および借手の種類別、ならびに信用リスク格付別に分析された信用リスク・エクスポージャーのポートフォリオに関する過去のパフォーマンスおよび債務不履行情報を収集している。内部データが入手できない一部のポートフォリオについては、特に以下のような外部データソースからの情報が使用される。

| ポートフォリオ | 外部データソース |
|---|---|
| 債務エクスポージャー | ムーディーズ・レーティングス：年次債務不履行調査報告書 |
| 銀行エクスポージャー | |
| ソブリン・エクスポージャー | |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

当行グループは、収集したデータを分析し、時間の経過に伴い変化すると予想されるエクスポージャーのデフォルト確率（PD）の推定値を算出するために、統計モデルを活用している。PD の期間構造の推定には、信用リスク格付が割り当てられているポートフォリオについては、年次信用リスク格付移行データが利用される。信用リスク格付が割り当てられておらず、かつ信用リスク格付移行情報が入手できないポートフォリオについては、類似の商品タイプで構成されるポートフォリオで採用されている PD の期間構造が参照される。

LGD とは、エクスポージャーに関する債務者の債務不履行時に当行グループが被る可能性のある損失を、当該エクスポージャーの EAD に対する比率として表したものである。十分な過去の損失および回収データを有するリテールおよび法人ポートフォリオについては、内部のデフォルトおよび損失データに加え、ムーディーズの回収データを総合的に考慮することで、担保回収率および LGD の推定値を算出することができる。 過去の損失および回収データが不十分なポートフォリオについては、類似のポートフォリオに関する他行の LGD 推定値、または外部データソースを参照して、LGD 推計値を算出する。

信用リスク軽減措置について個別に評価を行うポートフォリオについては、異なる経済シナリオ下での LGD 推定値を反映させるため、各シナリオごとに担保価値を予測する。その他のポートフォリオについては、長期にわたる過去の LGD データ内の対応する LGD 値をベンチマークとして、各シナリオにおけるポートフォリオの LGD を算出する。

EAD は、債務不履行発生時の期待エクスポージャーを表す。金融資産の EAD は、債務不履行時点におけるその総額による帳簿価額である。貸付コミットメントやリテール向けリボルビング商品の未引出枠については、EAD は契約に基づき将来引き出される可能性のある金額となる。 金融保証については、EAD は、金融保証の支払いが発生した際の保証対象エクスポージャーの金額を表す。EAD の推定には、バーゼル資本協定で提案されているパラメータ、または過去のデータに基づく統計モデルが採用されている。

信用リスクの著しい増大

エクスポージャーは継続的にモニタリングされており、資産のリスク状況に変化が生じた場合、当該エクスポージャーは異なる信用リスク格付に移行することがある。当行グループは、主に以下の比較を行うことにより、HKFRS 第 9 号に基づくエクスポージャーの信用リスクが著しく増大したかどうかを判定している。

- 報告日時点の信用リスク格付
- 当該エクスポージャーの当初認識時の信用リスク格付

当行グループは、現在の信用リスク格付があらかじめ定められたノッチ数だけ悪化した場合、当該エクスポージャーの信用リスクが当初認識時より著しく増大したとみなしている。ノッチ数を決定する基準はポートフォリオごとに異なり、延滞状況に基づくバックストップ（安全装置）が含まれる。

バックストップとして、HKFRS 第 9 号の要求事項に従い、当行グループは、資産の延滞期間が 30 日を超えた時点で、信用リスクの著しい増大が生じたと推定している。また、香港金融管理局（HKMA）の分類において「要注意先（Special-mention）」に該当することも、信用リスクの著しい増大を示す指標となる。

当行グループは、信用リスクの著しい増大を識別するために用いる基準の有効性を、定期的な見直しを通じてモニタリングし、以下の点を確認している。

- 当該基準により、エクスポージャーが債務不履行状態になる前に、信用リスクの著しい増大を識別できること
- エクスポージャーが、原則として 12 ヶ月の ECL の測定から信用減損の分類へと直接移行していないこと
- 12 ヶ月の ECL の測定と全期間の ECL の測定との間の振替に起因する、損失引当金の合理的でない変動が生じていないこと

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映

当行グループは、マクロ経済指標とシステマティック・クレジット・リスクとの関係が示されている過去データの分析に基づき、各金融資産ポートフォリオにおけるシステマティック・クレジット・リスクの主要な要因を特定している。

当行グループは、GDP、失業率、不動産価格指数、金利、および特定のポートフォリオに特有のその他の経済指標など、主要な経済指標の将来動向を見通すために、将来予測的な経済シナリオを策定している。

各ポートフォリオについて、将来予測的なシナリオに基づく主要な要因を適用し、ECL の算定に使用される債務者のデフォルト確率（PD）のシステマティック・クレジット・リスク要素を推定している。PD に加え、ECL の算定に使用される回収率の推定における担保価値の予測には、関連するマクロ経済指標を用いている。

当行グループは、3 つの経済シナリオを採用している。当行グループが事業を展開する各地域・国において、各シナリオごとの確率を策定し、各シナリオ下での当該地域・国における将来の事業成果に関する当行グループの将来予測的な見通しを反映するように、主要なマクロ経済指標を予測している。

ベースライン・シナリオの予測は、社内エコノミストからの助言に加え、当行グループが事業を展開する地域・国の政府機関や金融当局が公表する経済データや予測など、様々な実績データおよび予測情報を踏まえて行われている。また、当行グループは、客観的な評価を行うために、国際機関や民間アナリストによる予測、国内外の経済・政治・政策に関する最新の動向も参考にしている。 また、特定の変数を予測するために、計量経済学的手法も活用している。

ベースライン・シナリオは、当行グループが予想する最も可能性の高い結果を表している。

その他のシナリオとしては、楽観シナリオと悲観シナリオがあり、ベースライン予測から乖離する可能性は低いものの、あり得る上振れおよび下振れを捉えたものである。これらのシナリオは、経済見通し、当行グループが事業を展開する地域・国に影響を与える国内外の経済・政治・政策上の潜在的リスク、および危機を乗り切るための地域・国のファンダメンタルズの強さを踏まえ、将来の結果がベースライン・シナリオの範囲外になると当行グループが判断した場合のものである。これら 2 つのシナリオの予測は、主にデータ系列の過去の変動性に基づいて導き出されている。

ベースライン、楽観、悲観の各シナリオは、国内外の現在の経済センチメントの変化を適時に反映するため、四半期ごとに更新されている。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映（続き）

ベースライン・シナリオ - 香港

2025 年第 3 四半期、香港の実質 GDP 成長率は前年同期比 3.8%へと加速し、7 四半期ぶりの高水準を記録した。前四半期比の成長率も 0.7%に回復した。経済は、貿易の多角化と電子関連製品の堅調な需要に牽引された商品輸出の加速に加え、インバウンド観光の回復や活発な越境金融活動に支えられたサービス輸出の堅調な伸びによって下支えされた。個人消費は2四半期連続で拡大し、国内総固定資本形成はさらに回復した。しかし、卒業生の流入なども一因となり、失業率が 3.9%に上昇したことで、労働市場は軟化した。香港の経済成長を牽引する複数の追い風が浮上している。第一に、米連邦準備制度理事会（FRB）の金融緩和サイクルにより資金調達コストが低下し、資産市場のセンチメントを後押しする可能性が高い。第二に、資産市場の改善はプラスの資産効果を生み出し、個人消費の継続的な回復を支えている。第三に、香港特別行政区政府による観光サービスの充実に向けた取組みが、サービス輸出の成長を刺激すると期待される。最後に、中国本土の経済刺激策によるプラスの波及効果が、さらなる推進力となる。これらの追い風により、経済成長率は香港特別行政区政府が予測する 2%から 3%の上限に達する。

今後を見据えると、香港の国際金融センターとしての地位は依然として堅調である。「第 15 次五カ年計画」の提言は、香港の国際金融センターとしての役割を確固たるものにし、強化することに対する国の支持を改めて確認するものである。2025 年度予算案演説では、香港の金融センターとしての競争力を高めるためのさらなる措置も提案された。香港は、オフショア人民元ビジネスハブや、グリーンファイナンスおよびフィンテックのエコシステムの発展を促進することで、自らの強みを積極的に固めている。さらに、広東・香港・マカオ大湾区（GBA）および北部大都市圏の開発は、香港の経済的潜在力を引き出すこととなる。GBA の他の都市との深い統合と政策連携を通じて、香港は専門サービス、技術、物流における強みを活かし、GBA における高まるハイエンドなニーズや、ますます豊かになる住民のニーズに応えることができる。国境を越えるインフラへの投資や人材誘致策の実施は、人的資本の競争力をさらに高め、開発能力を拡大することになる。

ベースライン・シナリオ - 中国本土

2025 年の第 1 から第 3 四半期において、中国本土の経済は堅調な輸出と工業生産に支えられ、前年同期比 5.2%の成長を記録した。産業の高度化を促進する政策により、ハイテク製造業の生産高は引き続き堅調な伸びを示した。一方、小売売上高は、比較対象となる前年同期のベースが高かったことや、消費財の買替補助金による後押し効果が薄れたことなどが原因で、伸びが鈍化した。 固定資産投資（FAI）はマイナスに転じ、製造業、インフラ、不動産の各分野で広範な減速が見られた。それにもかかわらず、米中貿易関係において顕著な進展が見られ、貿易摩擦に対する懸念は和らいだ。さらに、第4回中央委員会全体会議では、第 15 次五カ年計画期間における「質の高い発展」への政府の取組みを強調し、明確な政策指針が示された。

今後、国内市場の拡大とイノベーションおよび技術開発の促進が、中国本土における質の高い発展を推進するための鍵となる。社会保障改革とサービス業の発展は、消費の潜在力を引き出し、消費主導型の成長モデルへの移行を後押しする。産業政策は引き続き、質の高い新たな生産力の育成に焦点を当て、新エネルギー、航空宇宙、人工知能（AI）、ロボット工学、低高度経済、量子技術、バイオテクノロジーといった戦略的新興産業および未来産業の発展を加速させる。これらの産業は、今後さらに競争力を高め、新たな成長の原動力となることが期待されている。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映（続き）

主要マクロ経済指標の予測（3 年平均（2026 年～2028 年））

| シナリオ | **マクロ経済指標** | **香港** | **中国本土** |
|---|---|---|---|
| 楽観シナリオ | 実質 GDP（前年比伸び率） | 5.2% | 6.0% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | 7.4% | 1.7% |
| ベースライン | 実質 GDP（前年比伸び率） | 2.6% | 4.5% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | 3.9% | 0.6% |
| 悲観的 | 実質 GDP（前年比伸び率） | -0.1% | 3.0% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | 0.2% | -0.5% |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整

以下の表は、金融商品の種類ごとの減損引当金の期首残高から期末残高への調整表を示している。この調整表は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における減損引当金の残高を、取引レベルで比較することにより作成されている。 ECL の各段階間の振替は、年度初めに発生したものとみなされるため、振替後の金額は純額でゼロとなる。ECL のステージ変更に起因する ECL の再測定額は、振替先の ECL のステージに計上される。

12 ヶ月の ECL、全期間の ECL および信用減損に関する説明は、注記 2 に記載されている。

| | 2025 年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の ECL | 全期間の ECL 信用減損していないもの | 全期間の ECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | | | | |
| 1 月 1 日現在の残高 | 892 | 261 | 4,298 | 5,451 |
| 12 ヶ月の ECL への振替額 | 13 | (13) | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | (17) | 56 | (39) | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | (5) | (103) | 108 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加融資 | 38 | 236 | 234 | 508 |
| 償却 | - | - | (3,904) | (3,904) |
| モデルの変更 | (190) | (272) | (26) | (488) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (63) | 638 | 4,289 | 4,864 |
| 12 月 31 日現在の残高 | 668 | 803 | 4,960 | 6,431 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金*（注記27(a)）* | 666 | 801 | 4,577 | 6,044 |
| 関連する未収利息*（注記33）* | 2 | 2 | 383 | 387 |
| | 668 | 803 | 4,960 | 6,431 |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 904 | 698 | 3,699 | 5,301 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 46 | (46) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (7) | 90 | (83) | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | (3) | (426) | 429 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加融資 | 93 | (14) | 371 | 450 |
| 償却 | - | - | (5,168) | (5,168) |
| モデルの変更 | (221) | (157) | (7) | (385) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | 80 | 116 | 5,057 | 5,253 |
| 12月31日現在の残高 | 892 | 261 | 4,298 | 5,451 |

内訳：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 *（注記 27(a)）* | 889 | 259 | 3,954 | 5,102 |
| 関連する未収利息 *（注記 33）* | 3 | 2 | 344 | 349 |
| | 892 | 261 | 4,298 | 5,451 |

2025 年および 2024 年 12 月 31 日に終了した事業年度中に償却された顧客に対する貸付金の契約総額のうち、依然として執行措置の対象となっているものは、それぞれ 2,776 百万香港ドルおよび 3,653 百万香港ドルである。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2025 年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の ECL | 全期間の ECL 信用減損していないもの | 全期間の ECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券 | | | | |
| 1 月 1 日現在の残高 | 85 | 5 | 1,114 | 1,204 |
| 12 ヶ月の ECL への振替額 | 1 | (1) | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | - | - | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加投資 | 5 | (4) | (835) | (834) |
| 償却 | - | - | - | - |
| モデルの変更 | (7) | - | - | (7) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (2) | - | 21 | 19 |
| 12 月 31 日現在の残高 | 82 | - | 300 | 382 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する債券 *（注記 28）* | 8 | - | 286 | 294 |
| 関連する未収利息 *（注記 33）* | - | - | 14 | 14 |
| | 8 | - | 300 | 308 |
| FVOCI で測定する債券 | 73 | - | - | 73 |
| 関連する未収利息 | 1 | - | - | 1 |
| | 74 | - | - | 74 |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2024 年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の ECL | 全期間の ECL 信用減損していないもの | 全期間の ECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券 | | | | |
| 1 月 1 日現在の残高 | 118 | 22 | 742 | 882 |
| 12 ヶ月の ECL への振替額 | 3 | (3) | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | (2) | 2 | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加投資 | 2 | (18) | - | (16) |
| 償却 | - | - | - | - |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (36) | 2 | 372 | 338 |
| 12 月 31 日現在の残高 | 85 | 5 | 1,114 | 1,204 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する債券 *（注記 28）* | 12 | - | 915 | 927 |
| 関連する未収利息 *（注記 33）* | - | - | 46 | 46 |
| | 12 | - | 961 | 973 |
| FVOCI で測定する債券 | 72 | 5 | 148 | 225 |
| 関連する未収利息 | 1 | - | 5 | 6 |
| | 73 | 5 | 153 | 231 |

FVOCI で測定する負債性投資有価証券の減損引当金は、FVOCI で測定する負債性投資有価証券の帳簿価額をその公正価値として調整しているため、財政状態計算書において別個に認識されていない。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2025 年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 全期間の ECL | 全期間の ECL | |
| | 12 ヶ月の ECL | 信用減損していないもの | 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| その他 | | | | |
| 1 月 1 日現在の残高 | 135 | 22 | 61 | 218 |
| 12 ヶ月の ECL への振替額 | 8 | (8) | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | (1) | 1 | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、および返済 | 1 | (9) | 1 | (7) |
| 償却 | - | - | (1) | (1) |
| モデルの変更 | (11) | (6) | - | (17) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (33) | 8 | 10 | (15) |
| 12 月 31 日現在の残高 | 99 | 8 | 71 | 178 |
| 内訳： | | | | |
| FVOCI で測定する貿易手形 | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| 償却原価で測定する貿易手形 *（注記 25）* | 3 | - | - | 3 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 3 | - | - | 3 |
| 銀行への預け金および貸出金 *（注記 24）* | 4 | - | - | 4 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 4 | - | - | 4 |
| 現金および銀行預け金 *（注記 23）* | 1 | - | - | 1 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 1 | - | - | 1 |
| 貸付コミットメントおよび金融保証契約 *（注記36）* | 76 | 7 | 3 | 86 |
| 未収利息以外の債権およびその他の勘定科目 *（注記33）* | 15 | 1 | 68 | 84 |



(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 122 | 22 | 347 | 491 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 5 | (5) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (3) | 3 | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、および返済 | 13 | (6) | (2) | 5 |
| 償却 | - | - | (282) | (282) |
| モデルの変更 | (15) | (6) | - | (21) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | 13 | 14 | (2) | 25 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 12 月 31 日現在の残高 | 135 | 22 | 61 | 218 |
| 内訳： | | | | |
| FVOCI で測定する貿易手形 | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| 償却原価で測定する貿易手形 *（注記 25）* | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| 銀行への預け金および貸出金 *（注記 24）* | 1 | - | - | 1 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 1 | - | - | 1 |
| 現金および銀行預け金 *（注記 23）* | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| 貸付コミットメントおよび金融保証契約 *（注記 36）* | 116 | 17 | - | 133 |
| 未収利息以外の債権およびその他の勘定科目 *（注記 33）* | 18 | 5 | 61 | 84 |

FVOCI で測定する商業手形の減損引当金は、FVOCI で測定する商業手形の帳簿価額をその公正価値として調整しているため、財政状態計算書において別個に認識されていない。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(x) 担保およびその他の信用補完

当行グループは、各種担保の受入れ基準に関するガイドラインを策定し、対応する評価パラメータを定めている。これらのガイドラインおよび担保評価パラメータは、信用リスク管理における有効性を確保するため、定期的に見直されている。

当行グループの顧客に対する貸付金に対する担保のカバー率は、顧客の種類および提供される商品によって異なる。担保の種類には、住宅用不動産（不動産を担保とする抵当権の形式）、その他の不動産、航空機、資産を担保とするその他の登録有価証券、現金預金、スタンバイ信用状および保証が含まれる。銀行預け金および銀行への貸出金の残高については通常、担保は設定されていない。ただし、売戻し・買戻し条件付きの有価証券の貸借取引（レポ取引）の一環として有価証券を保有している場合はこの限りではない。当行グループは、減損した貸付金の回収過程において、裁判手続または借手による自発的な引渡しを通じて担保の所有権を取得している。これらの差押え資産は、財政状態計算書において「その他の資産」として計上されている（注記 2(t)）。 差押え資産からの回収額が対応する総エクスポージャーを上回る場合、その超過分は、借手の優先順位が低い他の担保付貸付金の返済に充てられるか、あるいは借手に返還される。

貸付金以外の金融資産の担保として保有される担保は、当該金融商品の性質によって決定される。負債証券、国庫証券およびその他の適格手形は、一般的に無担保であるが、金融資産のプールによって担保されている資産担保証券および類似の金融商品は例外である。ただし、信用リスクは、当該金融商品の条件に暗黙的に含まれているか、または公正価値に反映されている場合がある。

当行グループがデリバティブ取引の文書化に優先的に採用している契約は、ISDA マスター契約である。この契約は、あらゆる種類の店頭取引商品にわたる取引活動が行われる契約上の枠組みを規定しており、いずれかの当事者が債務不履行に陥った場合、または事前に合意されたその他の解約事由が発生した場合、契約の両当事者に対し、当該契約の対象となるすべての未決済取引についてクローズアウト・ネッティングを適用することを契約上義務付けている。 また、当行グループでは、ISDA マスター契約と併せて、取引相手先との間で「信用補完付則（Credit Support Annex）」を締結することが一般的であり、これに基づき、未決済ポジションに内在する市場変動に起因するカウンターパーティ・リスクを軽減するために、当事者間で担保が授受される。

無条件で解約可能な偶発債務およびコミットメント（注記 44）については、当行グループは、顧客の信用力に懸念が生じた場合に、与信枠の撤回が必要かどうかを評価している。したがって、重大な信用リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。無条件で解約できないコミットメントについては、当行グループは顧客の種類や提供される商品に応じて、担保の必要性を評価している。

(b) 市場リスク管理

市場リス市場リスクとは、金利、為替レート、株価、債券価格、商品価格などの市場レートや価格の不利な変動に起因し、当行グループに潜在的な損失をもたらすリスクである。市場リスク管理の目的は、市場要因に内在する変動性に対する当行グループのエクスポージャーを低減することにある。

資産・負債管理委員会は、当行グループの市場リスクに関連するすべての事項を扱っている。また、金利動向の定期的な見直しを行い、それに応じた将来の事業戦略を決定する責任も担っている。市場リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、市場リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。 内部監査部門は、市場リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するため、定期的なレビューを実施している。

取引目的トレーディング目的でのデリバティブの利用、およびリスク管理商品としての顧客へのデリバティブの売却は、当行グループの事業活動に不可欠な要素である。これらの金融商品は、資産・負債管理プロセスの一環として、当行グループ自身の市場リスクへのエクスポージャーを管理するためにも利用されている。当行グループが主に利用するデリバティブ商品は、金利、為替、および株式関連の契約であり、店頭デリバティブ（OTC）および取引所取引デリバティブの両方の形態をとる。 当行グループのデリバティブ・ポジションの大部分は、顧客の需要に応えるため、およびこれらやその他の取引ポジションのリスクを管理するために締結されたものである。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(b) 市場リスク管理（続き）
この点に関して、管理すべき主な市場リスクの種類は以下のとおりである。

(ⅰ) 為替リスク

当行グループの外貨ポジションは、外国為替取引（デリバティブを含む）、商業銀行業務、および構造的外貨エクスポージャーに起因する。当行グループの非構造的外貨エクスポージャーは、主要通貨、特に米ドルおよび人民元建てである。すべての外貨ポジションは、取締役会および資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で管理されている。

主に当行グループの支店、子会社、および関連会社における外貨建て投資に起因する構造的外貨ポジションは、関連する損益が準備金に計上されるため、バリュー・アット・リスク（VaR）の算定対象から除外されている。このような外貨ポジションは、為替レートの変動が自己資本比率に及ぼす悪影響を、部分的または完全にヘッジすることを目的として保有されている。当行グループは、外貨建て資産を、同通貨建ての対応する負債と厳密に一致させるよう努めている。

当行グループは、報告期間末時点で、構造的純額外貨ポジション総額の 10%以上を占める以下の構造的純額ポジションを有している。

| | 2025 年 | | | 2024 年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人民元 | マレーシア・リンギット | 米ドル* | 人民元 | マレーシア・リンギット | 米ドル |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 構造的純額ポジション | 15,485 | 2,614 | 1,040 | 14,793 | 2,365 | (4,009) |

** 2025 年 12 月 31 日現在、米ドル建ての金額は、構造的外貨ポジションの純額合計の 10%未満を占めている。*

(ii) トレーディング・ブックの金利リスク

当行グループのトレーディング・ブックにおける金利ポジションは、財務部門およびリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング業務の動的ヘッジに起因するものである。金利リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。金利リスクの管理に使用される金融商品には、金利スワップおよびその他のデリバティブが含まれる。当行グループのバンキング・ブック・ポジションの金利リスク管理については、注記 42(f)を参照のこと。

(iii) 株式リスク

当行グループの株式ポジションは、株式投資および顧客主導型事業に対する動的ヘッジに起因するものである。株式リスクは、取締役会、投資委員会、または資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。

市場リスクの管理限度額は、各部門の実務上の要件に応じて異なる水準に設定されている。取締役会は中核となる管理限度額を承認し、詳細な管理限度額の設定権限を資産・負債管理委員会に委任している。限度額の設定にあたっては、リスク、リターン、および市場状況が考慮される。また、管理限度額については積極的なモニタリングが行われている。

この点に関して、資産・負債管理委員会は、当行グループのリスクテイク活動から生じる関連する市場リスクをモニタリングし、市場リスクのエクスポージャーが当行グループのリスク許容範囲内に収まるよう確保している。リスク・エクスポージャーは、所定の管理限度内に収まっていることを確認するため、頻繁にモニタリングされている。

当行グループは、基礎となるトレーディング・ポートフォリオの市場リスクを、バリュー・アット・リスク（「VaR」）を用いて定量化している。VaR とは、一定期間にわたってポジションが変更されないことを前提として、市場金利や価格の不利な変動に起因するポートフォリオの市場価値の潜在的な損失を測定する統計的推定値である。

当行グループは、ヒストリカル・シミュレーション・アプローチを用いて当行グループのトレーディング・ポートフォリオの VaR を推定しており、この手法では、過去の観測期間から得られた各市場変動シナリオについてポートフォリオを再評価することで VaR を算出している。この手法では、2 年間の観測期間において、99%の信頼水準で 1 日間の保有期間にわたる市場金利および価格の変動を用いている。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(b) 市場リスク管理（続き）

上場株式の市場価値、プライベート・エクイティ・ファンドおよび非上場株式（以下、総称して「非上場有価証券」）の公正価値には上限が設定されており、これらは当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって管理されている。当行グループのバンキング・ブックに保有されている非上場有価証券は、株式取引ポジションのVaRには含まれず、指定された上限を通じて管理されている。これらの上限は、資産・負債管理委員会による定期的な見直しの対象となる。

バリュー・アット・リスク（VaR）の統計

| | 2025年** | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のVaR | 22 | 25 | 15 | 20 |
| 外国為替トレーディング・ポジションのVaR* | 9 | 11 | 5 | 8 |
| 金利トレーディング・ポジションのVaR | 2 | 10 | 2 | 4 |
| 株式トレーディング・ポジションのVaR | 11 | 12 | 5 | 9 |

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小値 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のVaR | 11 | 16 | 6 | 11 |
| 外国為替トレーディング・ポジションのVaR* | 7 | 11 | 2 | 6 |
| 金利トレーディング・ポジションのVaR | - | 3 | - | 1 |
| 株式トレーディング・ポジションのVaR | 4 | 6 | 4 | 5 |

* *すべての外国為替ポジションを含み、構造型外国為替ポジションは除く。*

** *2024年またはそれ以前にバンキング・ブックに分類されていた一部の金融商品は、2025年1月1日より香港金融管理局（HKMA）が実施した「バーゼルIII最終改革」の市場リスク資本負担基準に基づき、2025年にトレーディング・ブックに振り替えられた。*

| | 2025年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のストレスVaR | 60 | 73 | 27 | 48 |

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のストレスVaR | 26 | 38 | 16 | 28 |

ストレスVaR指標は、関連する市場要因がストレス状態にある場合に、現在のトレーディング・ポートフォリオに対して算出されるVaRを再現することを目的としている。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(c) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、不適切な、あるいは機能不全に陥った内部プロセス、人材、システム、あるいは外部事象に起因する損失のリスクである。

オペレーショナル・リスク管理の目的は、当行グループに関連するオペレーショナル・リスクのエクスポージャーを特定、計測、評価、およびモニタリングすること、有効な措置を講じてエクスポージャーを管理・軽減すること、構造的、体系的かつ一貫性のある方法で報告を行うこと、ならびに関連する規制要件を遵守することである。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループのオペレーショナル・リスク管理の有効性を監督する責任を負っており、一方、当行グループのリスク管理部門傘下のオペレーショナル・テクノロジー・リスク管理部は、経営陣が当行グループのオペレーショナル・リスクを管理するのを支援している。その支援内容には、オペレーショナル・リスク管理、サードパーティ・リスク管理、事業継続管理、およびオペレーショナル・レジリエンスに関する方針および枠組みの策定と見直し、 オペレーショナル・リスク管理ツールおよび報告メカニズムの設計、全体的なオペレーショナル・リスクの状況の評価、モニタリング、および経営陣およびリスク管理委員会への報告がある。当行グループのすべての事業部門および支援部門の責任者は、各部門における日常的なオペレーショナル・リスク管理に責任を負っている。

当行グループは、すべての主要業務について方針および統制手続の策定を義務付ける、有効な内部統制プロセスを整備している。当行グループは、主要リスク指標、リスクおよび統制の自己評価、オペレーショナル・リスク事案管理といった様々なオペレーショナル・リスク管理ツールを採用し、事業活動や商品に内在するリスクを特定、評価、モニタリング、統制するとともに、予見不能かつ重大なオペレーショナル・リスク事案を軽減するための保険加入も行っている。 緊急事態や災害発生時に事業運営を継続できるよう、事業継続計画が策定されている。

(d) テクノロジー・リスク管理

テクノロジー・リスクとは、不適切な、あるいは機能不全に陥った技術的プロセス、人材、および／またはコンピューティング・システム、あるいは技術リソースへの不正アクセスや混乱（特にサイバーセキュリティおよび電子バンキングに関連するもの）に起因して、当行グループが損失を被るリスクである。

増大するサイバーセキュリティ上の脅威や、生成 AI や分散型台帳技術などの先進技術の利用から生じる新たなリスクに対処するため、当行グループは、定義されたリスク許容度に基づき、適切なセキュリティリソースと適切な管理措置を講じている。当行グループは、あらゆるレベルでのサイバーセキュリティを強化するため、テクノロジー・リスク関連の方針やサイバーセキュリティ戦略、および包括的なセキュリティ意識向上プログラムを策定している。

また、当行グループはテクノロジー・リスクを適切に管理するための枠組みを確立している。取締役会および最高レベルの指定された委員会が、当行グループのテクノロジー・リスクの全体的な管理に責任を負っている。

インターネットシステムおよびアプリケーションのセキュリティ、顧客認証、不正取引の検知と警告、新商品・サービスのリスク評価、サードパーティのセキュリティ、ならびに情報の機密性、完全性、可用性に関する適切な管理措置が確実に講じられるよう、包括的な管理方針、基準、ガイドライン、および手続が整備されている。

(e) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当行グループが十分な資金調達ができず、満期を迎えた債務を履行できないリスク（資金調達流動性リスク）、あるいは市場の流動性が不十分であるか、市場が混乱していることにより市場価格を大幅に下回ることなく資産を迅速に換金できないリスク（市場流動性リスク）を指す。

流動性リスク管理の目的は、すべての金融上の契約債務を履行するのに十分なキャッシュ・フローを確保し、事業拡大の機会を最大限に活用することにある。 これには、当行グループが、要求払いまたは契約上の満期時に預金の引出しに対応し、借入金の満期時に返済を行い、機会が生じた際に新たな融資や投資を行い、そして何よりも、流動性カバレッジ比率（「LCR」）や安定調達比率（「NSFR」）を含む、流動性リスク管理に関するすべての法的要件を遵守する能力が含まれる。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

当行グループは、定性的および定量的なリスク要因を定期的に評価することでリスクプロファイルを見直し、取締役会が年次で承認する流動性リスクに関する適用可能なリスク許容度の声明に照らして、現在のリスク水準に対する許容度を決定している。資産・負債管理委員会は、取締役会から当行グループの流動性リスク管理を監督する権限を委任されている。資産・負債管理委員会は、各事業部門、財務、リスク管理、および財務部門の上級職員で構成されており、これらの部門が共同で資金調達戦略を策定している。 資産・負債管理委員会は、流動性リスクを管理するための戦略、方針、および限度額を設定するとともに、それらの戦略や方針が確実に実施されるための手段を定める。定期的な会議を開催し、策定されたモニタリング・マトリックスの遵守状況や、戦略・方針の変更の必要性について検討を行う。流動性の管理は、設定された限度額の範囲内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門傘下の資本市場・流動性管理部が日次で行っている。 当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、流動性リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。内部監査部門は、流動性リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するため、定期的なレビューを実施している。

LCR（流動性カバレッジ比率）および NSFR（安定調達比率）の法定要件は、当行グループの流動性リスク管理を規定する厳格な規制体制の一部を構成している。規制要件への遵守を確保するため、当行グループの流動性リスク許容度を考慮した上で、LCR および NSFR に関する内部目標値を規制で要求される水準よりも高く設定している。さらに、LCR および NSFR における重要な変動については、資産・負債管理委員会が定期的に検討を行い、預金構成や残存期間、異なる満期期間にわたる貸出活動、および当行グループの資産・負債構成戦略などに起因する（ただしこれらに限定されない）不利な変動に対処するための是正措置案も併せて検討している。 資産・負債構成戦略の策定にあたっては、当行グループの関連事業部門が、資産の伸びや資金調達構造が LCR および NSFR に与える影響の評価に寄与し、資産・負債管理委員会による検討および意思決定に貢献している。

LCR および NSFR を有効に管理するためのグループの取組みの一環として、忠実な顧客を維持し、顧客との関係を維持することで、預金基盤の強化に重点が置かれている。 当行グループは、特定の資金源への集中を避けるため、リテール、中小企業、ホールセール資金のバランスを取っている。専門市場へのアクセスは、追加資金の調達、現地のマネーマーケットにおけるプレゼンスの維持、および資産・負債の満期を最適化することを目的として、譲渡性預金、中期債、劣後債、マネーマーケットへの預入れ、およびその他の借入を通じて行われている。

当行グループは、マカオ、台湾、および海外の各支店ならびに主要子会社の流動性リスクを、包括的なアプローチで管理している。当行グループの流動性リスク管理方針は、マカオ、台湾、および海外の各支店ならびに主要子会社すべてで遵守されるとともに、それぞれの現地の慣行や法的要件を補完する形で運用されている。グループ最高リスク責任者（CRO）の直属となる、マカオ、台湾、海外各支店および主要子会社のリスク管理部門は、流動性リスクに関連する事項を本社の流動性リスク管理チームに報告・エスカレーションする。また、現地の規制要件および承認された制限に従い、流動性リスクを監督するため、各地域の資産・負債管理委員会または各現地当局が設置されている。

当行グループは、法定の LCR および NSFR を遵守することに加え、当行グループの流動性リスクを計測・分析するために、預金対貸出比率、累積満期ミスマッチ比率、資金調達集中比率、グループ内エクスポージャーの閾値、通貨間資金調達比率など（これらに限定されない）様々な流動性指標を設定している。当行グループは、ストレス状況下でも利用可能な流動性バッファーとして、十分な高品質流動性資産（「HQLAs」）を維持している。LCR を満たすための HQLAs は、現金、為替基金手形および債券、高格付の政府債務証券、およびその他の同等の流動性のある市場性資産で構成されている。HQLAs の大部分は香港ドル建てである。予期せぬ重大な現金流出に対応するための戦略的流動性を確保するため、予備的な資金調達源も維持されている。

内部においては、グループ内資金調達取引は独立企業間取引の原則に基づき、第三者との取引と同様の取扱いを行い、定期的なモニタリングと適切な管理が行われている。 当行グループの流動性リスクの大部分は、当行グループの資産ポートフォリオと負債ポートフォリオ間の満期不一致によるギャップに起因する。当行グループは、銀行の経営情報システムを活用して定期的なキャッシュ・フロー分析および予測を行うことにより、一連の時間軸にわたってオンバランス・シートおよびオフバランス・シートの項目から生じる資金調達ニーズを特定し、流動性リスクを管理している。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

当行グループは、流動性リスクを分析するために、定期的にストレステストも実施している。オンバランス・シートおよびオフバランス・シートの項目、ならびにそれらがキャッシュ・フローに与える影響について、適用可能な仮定および過去のデータと併せて検討している。市場流動性リスクの評価および見直しは、投資・取引戦略、市場リスクのモニタリング、評価、ポートフォリオの見直しなど、様々な管理プロセスに含まれている。3つのストレスシナリオ、すなわち「金融機関特有の危機」、「市場全体の危機」、および「これら2つの組合せによる危機」が採用されており、最低存続期間は香港金融管理局（HKMA）の監督方針マニュアルLM-2「流動性リスク管理のための健全なシステムおよび統制」に従って定義されている。

当行グループは、ストレステストの結果を踏まえ、グループ内の潜在的な脆弱性を特定し、内部制限を設定するとともに、流動性問題に対処するための当行グループの戦略および緊急事態におけるキャッシュ・フロー不足を補填するための手続を定めた緊急資金調達計画を策定している。

この緊急資金調達計画は、先を見越した予防的な措置を講じることを目的としており、以下の3つの段階を規定している。

1. 当行グループは、定性的および定量的な指標を網羅した早期警戒指標を活用し、内部および外部の要因をモニタリングしている。当行グループの流動性状況に重大な影響を及ぼす兆候が見られた場合、資産・負債管理委員会に報告される。資産・負債管理委員会は、適切な是正措置を検討するとともに、状況に応じて危機管理措置の実施も検討する。
2. 危機に対処するため、共同最高経営責任者が議長を務める危機管理委員会が設置される。緊急資金調達のための戦略および手続、ならびに関係各者の役割と責任が明確に定められている。
3. 最終段階として、将来同様の事態を回避するために必要な改善策を提言するため、危機後の検証が行われる。

事業環境の変化に対応するため、年次演習が実施され、緊急資金調達計画は定期的に見直される。緊急資金調達計画への重要な変更は、取締役会の承認を要する。

## 42. 主要なリスク管理（続き）

### (e) 流動性リスク管理（続き）

残存期間別の資産・負債の分析

| | 2025年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 要求払い | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超3ヶ月以内 | 3ヶ月超1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 期日未設定または延滞 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | 45,380 | 11 | 403 | 256 | - | - | 7,944 | 53,994 |
| 銀行への預け金および貸出金 | - | 29,106 | 708 | 1,050 | 783 | - | - | 31,647 |
| 貿易手形 | 1 | 355 | 1,292 | 1,796 | - | - | - | 3,444 |
| トレーディング資産 | - | - | - | - | 321 | 22 | 239 | 582 |
| デリバティブ資産 | - | - | - | - | - | - | 3,111 | 3,111 |
| 顧客に対する貸付金 | 2,394 | 63,357 | 50,229 | 127,375 | 170,046 | 120,182 | 9,652 | 543,235 |
| 投資有価証券 | - | 15,499 | 14,870 | 21,338 | 91,089 | 63,551 | 2,072 | 208,419 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | - | - | - | - | - | - | 9,137 | 9,137 |
| 固定資産 | - | - | - | - | - | - | 12,220 | 12,220 |
| のれんおよび無形資産 | - | - | - | - | - | - | 3,052 | 3,052 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | 2,005 | 2,005 |
| その他の資産 | 19 | 9,737 | 12,564 | 16,218 | 816 | 746 | 10,047 | 50,147 |
| **資産合計** | 47,794 | 118,065 | 80,066 | 168,033 | 263,055 | 184,501 | 59,479 | 920,993 |

**負債**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 銀行からの預金 | 783 | 5,910 | 2,062 | 552 | - | - | - | 9,307 |
| 顧客からの預金 | 253,042 | 136,734 | 182,829 | 123,277 | 10,697 | - | - | 706,579 |
| - 要求払預金および当座預金 | 92,058 | - | - | - | - | - | - | 92,058 |
| - 貯蓄預金 | 159,631 | - | - | - | - | - | - | 159,631 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 1,353 | 136,734 | 182,829 | 123,277 | 10,697 | - | - | 454,890 |
| デリバティブ負債 | - | - | - | - | - | - | 2,854 | 2,854 |
| 発行済譲渡性預金 | - | 5,320 | 7,232 | 9,304 | 1,178 | - | - | 23,034 |
| 当期税金 | - | - | - | 2,278 | 4 | - | - | 2,282 |
| 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 818 | 818 |
| その他の負債 | 909 | 8,814 | 13,830 | 17,690 | 1,333 | 955 | 6,894 | 50,425 |
| - リース負債 | - | 24 | 38 | 160 | 387 | 132 | - | 741 |
| - その他の勘定科目 | 909 | 8,790 | 13,792 | 17,530 | 946 | 823 | 6,894 | 49,684 |
| 償却原価で測定される借入資本 | - | - | 7,793 | - | 12,270 | - | - | 20,063 |
| **負債合計** | 254,734 | 156,778 | 213,746 | 153,101 | 25,482 | 955 | 10,566 | 815,362 |
| **純ギャップ** | (206,940) | (38,713) | (133,680) | 14,932 | 237,573 | 183,546 | | |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

残存期間別の資産・負債の分析

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 要求払い | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超3ヶ月以内 | 3ヶ月超1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 期日未設定または延滞 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | 33,319 | - | 19 | 527 | - | - | 7,439 | 41,304 |
| 銀行への預け金および貸出金 | - | 37,032 | 673 | - | - | - | - | 37,705 |
| 貿易手形 | 40 | 462 | 149 | 804 | - | - | 1 | 1,456 |
| トレーディング資産 | - | - | - | - | - | - | 207 | 207 |
| デリバティブ資産 | - | - | - | - | - | - | 6,227 | 6,227 |
| 顧客に対する貸付金 | 2,710 | 71,543 | 46,298 | 128,087 | 157,031 | 113,728 | 8,432 | 527,829 |
| 投資有価証券 | - | 9,058 | 17,207 | 22,862 | 72,356 | 67,348 | 1,952 | 190,783 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | - | - | - | - | - | - | 8,448 | 8,448 |
| 固定資産 | - | - | - | - | - | - | 12,971 | 12,971 |
| のれんおよび無形資産 | - | - | - | - | - | - | 1,836 | 1,836 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | 1,600 | 1,600 |
| その他の資産 | 1,497 | 8,904 | 10,092 | 17,633 | 707 | 756 | 7,804 | 47,393 |
| **資産合計** | 37,566 | 126,999 | 74,438 | 169,913 | 230,094 | 181,832 | 56,917 | 877,759 |

**負債**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 銀行からの預金 | 1,122 | 8,410 | 7,994 | 6,631 | - | - | - | 24,157 |
| 顧客からの預金 | 202,819 | 113,325 | 210,013 | 101,464 | 15,472 | - | - | 643,093 |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,685 | - | - | - | - | - | - | 65,685 |
| - 貯蓄預金 | 134,908 | - | - | - | - | - | - | 134,908 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 2,226 | 113,325 | 210,013 | 101,464 | 15,472 | - | - | 442,500 |
| トレーディング負債 | - | - | - | - | - | - | 66 | 66 |
| デリバティブ負債 | - | - | - | - | - | - | 5,796 | 5,796 |
| 発行済譲渡性預金 | - | 4,118 | 6,558 | 8,882 | 2,020 | - | - | 21,578 |
| 当期税金 | - | - | - | 1,870 | - | - | - | 1,870 |
| 発行済債券 | - | - | 387 | - | - | - | - | 387 |
| 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 685 | 685 |
| その他の負債 | 1,131 | 11,566 | 10,989 | 18,253 | 1,914 | 1,119 | 6,327 | 51,299 |
| - リース負債 | - | 24 | 39 | 155 | 380 | 167 | - | 765 |
| - その他の勘定科目 | 1,131 | 11,542 | 10,950 | 18,098 | 1,534 | 952 | 6,327 | 50,534 |
| 償却原価で測定される借入資本 | - | - | - | 4,669 | 18,420 | - | - | 23,089 |
| **負債合計** | 205,072 | 137,419 | 235,941 | 141,769 | 37,826 | 1,119 | 12,874 | 772,020 |
| **純ギャップ** | (167,506) | (10,420) | (161,503) | 28,144 | 192,268 | 180,713 | | |

FVOCI で測定するトレーディング資産および負債証券は、満期前に売却される場合があり、また顧客からの預金は引き出されることなく満期を迎える場合があるため、契約上の満期日は将来キャッシュ・フローが見込まれる日を示すものではない。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

以下の表は、報告期間末時点における当行グループの非デリバティブ金融負債について、契約上の支払義務の日付に基づき、割引前キャッシュ・フローの予測を分析したものである。

| | 2025年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3ヶ月未満 | 3ヶ月から1年 | 1年から5年 | 5年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行からの預金 | 9,307 | 9,370 | 783 | 8,028 | 559 | - | - | - |
| 顧客からの預金 | 706,579 | 713,797 | 253,239 | 322,872 | 126,414 | 11,272 | - | - |
| - 要求払預金および当座預金 | 92,058 | 92,139 | 92,139 | - | - | - | - | - |
| - 貯蓄預金 | 159,631 | 159,686 | 159,686 | - | - | - | - | - |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 454,890 | 461,972 | 1,414 | 322,872 | 126,414 | 11,272 | - | - |
| 発行済譲渡性預金 | 23,034 | 23,655 | - | 12,883 | 9,533 | 1,239 | - | - |
| 借入資本 | 20,063 | 22,120 | - | 8,119 | 604 | 13,397 | - | - |
| その他の負債 | 49,920 | 45,174 | 734 | 19,640 | 16,054 | 1,020 | 965 | 6,761 |
| - リース負債 | 741 | 813 | 1 | 68 | 176 | 426 | 142 | - |
| - その他の勘定科目 | 49,179 | 44,361 | 733 | 19,572 | 15,878 | 594 | 823 | 6,761 |
| **合計** | 808,903 | 814,116 | 254,756 | 371,542 | 153,164 | 26,928 | 965 | 6,761 |

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3ヶ月未満 | 3ヶ月から1年 | 1年から5年 | 5年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行からの預金 | 24,157 | 24,421 | 1,123 | 16,517 | 6,781 | - | - | - |
| 顧客からの預金 | 643,093 | 650,837 | 203,161 | 326,987 | 103,773 | 16,916 | - | - |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,685 | 65,779 | 65,779 | - | - | - | - | - |
| - 貯蓄預金 | 134,908 | 135,036 | 135,036 | - | - | - | - | - |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 442,500 | 450,022 | 2,346 | 326,987 | 103,773 | 16,916 | - | - |
| トレーディング負債 | 66 | 66 | - | - | - | - | - | 66 |
| 発行済譲渡性預金 | 21,578 | 22,302 | - | 10,968 | 9,176 | 2,158 | - | - |
| 発行済債券 | 387 | 393 | - | 393 | - | - | - | - |
| 借入資本 | 23,089 | 26,560 | - | 309 | 5,896 | 20,355 | - | - |
| その他の負債 | 51,299 | 47,018 | 812 | 20,081 | 17,416 | 1,182 | 1,200 | 6,327 |
| - リース負債 | 765 | 1,151 | - | 86 | 219 | 598 | 248 | - |
| - その他の勘定科目 | 50,534 | 45,867 | 812 | 19,995 | 17,197 | 584 | 952 | 6,327 |
| **合計** | 763,669 | 771,597 | 205,096 | 375,255 | 143,042 | 40,611 | 1,200 | 6,393 |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

以下の表は、12 月 31 日現在、純額および総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債について、契約上の残存期間別に当行グループの割引前のキャッシュ・フローをまとめたものである。 当行グループの純額決済となるデリバティブ金融負債には主に金利スワップが含まれ、総額決済となるデリバティブ金融負債には主に為替先物・先渡取引および為替スワップが含まれる。決済日があらかじめ定められていないデリバティブは、「要求払い」の期間区分に含められている。

| | 2025 年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3 ヶ月未満 | 3 ヶ月から 1 年 | 1 年から 5 年 | 5 年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| デリバティブ金融負債 | 2,854 | 2,542 | 92 | 872 | 831 | 765 | (18) | - |
| 純額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 正味キャッシュ・アウトフロー／（インフロー）合計 | | 1,256 | - | 364 | 249 | 661 | (18) | - |
| 総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| キャッシュ・インフロー合計 | | (124,228) | (18,345) | (70,489) | (30,823) | (4,571) | - | - |
| キャッシュ・アウトフロー合計 | | 125,514 | 18,437 | 70,997 | 31,405 | 4,675 | - | - |

| | 2024 年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3 ヶ月未満 | 3 ヶ月から 1 年 | 1 年から 5 年 | 5 年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| デリバティブ金融負債 | 5,796 | 6,113 | 427 | 1,261 | 2,913 | 1,456 | 56 | - |
| 純額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 正味キャッシュ・アウトフロー合計 | | 4,666 | 8 | 713 | 2,580 | 1,309 | 56 | - |
| 総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| キャッシュ・インフロー合計 | | (71,800) | (21,151) | (34,665) | (14,629) | (1,355) | - | - |
| キャッシュ・アウトフロー合計 | | 73,247 | 21,570 | 35,213 | 14,962 | 1,502 | - | - |

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理 （続き）

発行済譲渡性預金、債券および借入資本

2025 年、BEA は、額面 4,783 百万米ドルおよび 150 百万人民元の固定利付の譲渡性預金および負債証券、ならびに額面 417 百万米ドル、850 百万香港ドル、8,650 百万人民元、50 百万英ポンド、および 503 百万ユーロのゼロクーポン型譲渡性預金および負債証券を発行した。 当行グループは、満期を迎えた預金証書および負債証券を、55,405 百万香港ドル相当の額で償還した。

2025 年 12 月末時点で、発行済みで未償還の預金証書および負債証券の額面総額は 23,127 百万香港ドル相当であり、帳簿価額は 23,034 百万香港ドル相当であった。

発行済譲渡性預金および債券の満期プロファイル

2025 年 12 月 31 日現在

*（金額はすべて、各通貨の百万単位で表示）*

| | **額面合計** | **満期年** | | |
|---|---|---|---|---|
| | | **2026 年** | **2027 年** | **2028 年** |
| **発行通貨建ての金額** | | | | |
| **固定金利** *（注）* | | | | |
| 米ドル建て | 1,509 | 1,359 | 120 | 30 |
| **ゼロクーポン** | | | | |
| 米ドル建て | 224 | 224 | - | - |
| 人民元建て | 7,140 | 7,140 | - | - |
| ユーロ建て | 185 | 185 | - | - |
| **発行済みの預金および負債証券の合計額（香港ドル換算）** | 23,127 | 21,959 | 934 | 234 |

*注：必要と認められる場合、発行済みの長期預金証書および負債証券に起因する金利リスクを管理するため、関連する金利スワップ契約が締結されている。*

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

発行済預金証書、負債証券および借入資本（続き）

2025 年、BEA は額面 1,000 百万人民元および 5,000 百万円相当の損失吸収条項付非優先債を発行した。

2025 年 12 月末時点で、発行済みの借入資本の名目金額は 20,043 百万香港ドル相当、帳簿価額は 20,063 百万香港ドル相当であった。

**借入資本および損失吸収条項付非優先債の満期プロファイル**

2025 年 12 月 31 日現在

*（金額はすべて、各通貨の百万単位で表示）*

| | 額面合計 | 満期年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | **2027 年** | **2028 年** | **2029 年** | **2032 年** | **2034 年** |
| **発行通貨建ての金額** | | | | | | |
| 米ドル建て *（注 1、2、3、6、7）* | 2,400 | 1,000 | 250 | - | 500 | 650 |
| 人民元建て *（注 4）* | 1,000 | - | - | 1,000 | - | - |
| 日本円建て *（注 5）* | 5,000 | - | - | 5,000 | - | - |
| **発行済みの借入資本および損失吸収条項付非優先債の合計額（HKD 換算）** | 20,043 | 7,784 | 1,946 | 1,361 | 3,892 | 5,060 |

*注：*

1. *2027 年に満期を迎える 500 百万米ドルの損失吸収条項付非優先債は、2026 年 3 月 13 日に任意償還が可能である。*
2. *2027 年に満期を迎える 500 百万米ドルの損失吸収条項付非優先債は、2026 年 3 月 15 日に任意償還が可能である。*
3. *2028 年に満期を迎える 250 百万米ドルの損失吸収条項付非優先債は、2027 年 7 月 7 日に任意償還が可能である。*
4. *2029 年に満期を迎える 1,000 百万人民元の損失吸収条項付非優先債は、2028 年 9 月 9 日に任意償還が可能である。*
5. *2029 年に満期を迎える 5,000 百万円の損失吸収条項付非優先債は、2028 年 11 月 13 日に任意償還が可能である。*
6. *2032 年に満期を迎える 500 百万米ドルの借入資本は、2027 年 4 月 22 日に任意償還が可能である。*
7. *2034 年に満期を迎える 650 百万米ドルの借入資本は、2029 年 6 月 27 日に任意償還が可能である。*

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(f) 金利リスク管理

金利リスクとは、金利の不利な変動に起因し、当行グループのバンキング・ブックのポジションの収益および経済的価値に影響を及ぼすリスクである。資産・負債管理委員会は、取締役会から委任を受け、当行グループの金利リスク管理を監督し、金利リスク管理のための戦略および方針を策定し、かかる戦略および方針が確実に実施されるよう手段を決定する。 金利リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、金利リスクに関連する活動をモニタリングする責任を負っている。内部監査部門は、金利リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するために、定期的なレビューを実施している。

金利リスクは、主にバンキング・ブックの金利感応性のある資産、負債、およびオフバランス・シート項目の金利再評価におけるタイミングのずれに起因する。金利リスクの水準を決定するにあたっては、ギャップ・リスク、ベーシス・リスク、およびオプション・リスクについて評価が行われる。 当行グループは、バンキング・ブックの金利リスクを、主に金利再評価のミスマッチに焦点を当てて管理している。ギャップ分析により、当行グループの金利感応性のある資産、負債、およびオフバランス・シートポジションの満期および金利再評価の特性について、静的な視点が得られる。当行グループの金利リスクを管理するため、金利再評価ギャップのポジション制限が設定されている。

金利変動が収益（純金利収益「NII」）および経済価値（自己資本の経済価値「EVE」）に与える影響に関する感応度分析は、香港金融管理局（HKMA）が定めた複数の仮想的な金利ショックシナリオに基づき、定期的に評価されている。EVE は、市場金利を反映して割り引かれた、予想純キャッシュ・フローの現在価値の評価を表す。金利の変動は収益に影響を与えるため、純資産にも影響を及ぼす。感応度上限は、収益および経済価値の両方の観点から、当行グループの金利リスク・エクスポージャーを管理するために設定されている。その結果は、資産・負債管理委員会に定期的に報告される。

IRRBB に関する定量的な推定を行うため、当行グループは金利イールドカーブに対するショックシナリオを想定しており、これにより、オプショナリティおよび行動仮定を考慮した上で、経済価値および収益の変動を算出することが可能となっている。これらのシナリオは、当行グループが重要なポジションを有する各通貨の IRRBB エクスポージャーに適用される。

規定された金利ショックシナリオは、香港金融管理局の「監督政策マニュアル IR-1：バンキング・ブックの金利リスク」で提供されており、概ね以下のとおりである。

1. 上方パラレルシフト：すべての期間にわたって金利が一律に同じ幅だけ上昇するショック

2. 下方パラレルシフト：すべての期間にわたって金利が一律に同じ幅だけ低下するショック

3. スティープ化：短期金利が低下し、長期金利が上昇

4. フラット化：短期金利が上昇し、長期金利が低下

5. 短期金利上昇：最も短期の期間において金利の上昇幅が最大となり、より長期の期間になるにつれて現在の金利水準に向かって縮小

6. 短期金利低下：最も短期の期間において金利の低下幅は最大となり、より長期の期間になるにつれて現在の金利水準に向かって縮小

2025 年 12 月 31 日の年次報告日について、当行グループが規定の各金利ショックシナリオごとに実施した感応度分析に基づき、今後 12 ヶ月間の EVE および NII に対する最大の不利な影響額は、それぞれ 2,645 百万香港ドル（2024 年 12 月 31 日：2,973 百万香港ドル）および 2,185 百万香港ドル （2024 年 12 月 31 日：2,300 百万香港ドル）となる。

金利リスクに関する感応度分析の詳細は、当行のウェブサイト（www.hkbea.com）のホームページにある「Regulatory Disclosures（規制開示情報）」リンク、または以下の直接リンクを参照のこと。
www.hkbea.com/regulatory_disclosures

**42. 主要なリスク管理（続き）**

(g) 戦略リスク管理

戦略リスクとは、当行グループが事業を展開する環境の変化、不適切な戦略的意思決定、意思決定の不適切な実施、あるいは業界、経済、テクノロジーの変化への対応の遅れに起因して、当行グループの利益、資本、レピュテーション、または地位に現在または将来的に影響が及ぶリスクである。

戦略リスク管理の目的は、戦略リスクを特定、評価、モニタリング、報告、軽減し、関連する規制要件の遵守を確保することである。

当行グループは、管理フレームワークおよび評価・モニタリングツールを規定するための包括的な方針、マニュアル、プロファイル、および報告書を策定している。

当行グループは、「戦略リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。このマニュアルには、戦略リスクの特定、評価、モニタリング、軽減、および管理のための枠組みを含む、戦略リスク管理に対する体系的なアプローチが概説されており、これにより当行グループの戦略リスク管理の水準が向上している。
リスク管理委員会は、当行グループの戦略リスクの管理を監督する責任を負っている。

(h) 法的リスク管理

法的リスクとは、契約の不履行、訴訟、または不利な判決に起因して生じる潜在的な損失のリスクであり、当行グループの事業運営や財務状況に混乱やその他の悪影響を及ぼす可能性である。

法的リスク管理の目的は、法的リスクを特定、評価、モニタリング、報告し、関連する法律および規制上の要件を遵守することである。

当行グループは、有資格の社内担当者および／または外部の弁護士・専門家による研修を従業員に対して適宜実施している。法的問題に対処する際、当行グループは有資格の社内担当者に相談し、必要かつ適切な場合には、関連する専門知識を持つ外部の弁護士を起用している。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループの法的リスクの管理を監督する責任を負っている。

(i) レピュテーション・リスク管理

レピュテーション・リスクとは、当行グループの事業慣行、行動、または財務状況について否定的な報道を招く 1 つ以上の事象により、当行グループのレピュテーションが損なわれるリスクである。そのような否定的な報道は、それが事実であるか否かにかかわらず、当行グループに対する社会の信頼を損ない、多額の訴訟費用の発生、あるいは当行グループの顧客基盤、事業、および／または収益の減少につながる可能性がある。

レピュテーション・リスク管理の目的は、レピュテーション・リスクを特定、評価、モニタリング、報告、軽減するとともに、関連する規制要件への遵守を確保することにある。

当行グループは、適用される法令・規則・規制への遵守を確保し、高い水準のコーポレート・ガバナンスを維持するために、様々な方針、ガイドライン、マニュアル、および規範を策定しており、これらはひいては当行グループのレピュテーションの保護および向上に寄与するものである。

当行グループは、「レピュテーション・リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。同マニュアルには、レピュテーション・リスクの特定、評価、軽減、管理、およびモニタリングのための枠組みを含む、レピュテーション・リスク管理への体系的なアプローチが概説されており、それによって当行グループのレピュテーションを保護し向上させている。また、予期せぬ事象への迅速な対応と管理を行うため、「インシデント対応・管理ガイドライン」を策定している。さらに、メディアに対して当行グループの重要なメッセージを有効にかつ一貫して発信するために、「メディア対応ガイドライン」を策定している。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループのレピュテーション・リスク管理を監督する責任を負っている。

**42. 主要なリスク管理（続き）**

(j) コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスクとは、当行グループの事業活動に適用される法令、規制、規則、関連する自主規制機関の基準、および行動規範を遵守しなかった結果、当行グループが被り得る法的または規制上の制裁、罰金および罰則、財務上の損失、またはレピュテーションの毀損に起因する潜在的な損失のリスクである。

当行グループは、当行グループの事業を管轄する関連規制当局が発行する、適用されるすべての法令、規則、行動規範、業界基準、およびガイドラインへのコンプライアンスを確保するため、様々な方針、ガイドライン、およびマニュアルを策定している。当行グループは、「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。同マニュアルには、コンプライアンス・リスクの特定、評価、モニタリング、軽減、および管理のための枠組みを含む、コンプライアンス・リスク管理に対する体系的なアプローチが概説されており、これにより当行グループはコンプライアンス・リスクを有効に管理することができる。 リスクベースのアプローチを用いて、当行グループの主要な機能について、独立した規制コンプライアンス・レビューが実施されている。

(k) 資本管理

資本管理における当行グループの主な目的は、規制要件を満たし、当行グループの継続企業としての能力を確保することであり、それによって、リスク水準に見合った商品およびサービスの価格設定を行い、かつ妥当なコストで資金調達を確保することにより、株主への還元およびその他のステークホルダーへの利益提供を継続できるようにすることである。

これらの目標を達成するために当行グループが管理する資本には、普通株式資本、留保利益、その他の準備金、およびのれんおよび無形資産を控除した非支配持分が含まれる。また、銀行業（資本）規則で認められている劣後負債、減損引当金、および一般的な銀行リスクに対する規制上の準備金も含まれる。

当行グループは、レバレッジを高めれば実現可能となるかもしれないより高い株主還元と、健全な資本基盤がもたらす利点および安全性とのバランスを維持するため、資本構成を積極的かつ定期的に見直し、管理しており、経済情勢の変化に応じて資本構成の調整を行っている。

資本管理・回復計画運営委員会は、資本状況に関連する事項を監督し、すべての規制基準および内部基準に対する自己資本比率をモニタリングする責任を負っている。また、資本状況については、リスク管理委員会、リスク管理委員会、および取締役会によっても定期的に見直されている。

香港金融管理局（HKMA）は、当行グループを単体・連結ベースの両方で監督しており、それに伴い、当行グループ全体に対する自己資本要件を設定し、自己資本適格性に関する情報を定期的に受け取っている。 マカオ、台湾、および海外にある各支店ならびに銀行子会社は、それぞれの国内銀行監督当局によって直接規制されており、同当局が自己資本比率要件を設定・モニタリングしている。一部の法域では、非銀行系金融子会社も、国内規制当局の監督および自己資本要件の対象となる。

現在の自己資本要件の適用にあたり、HKMA は、当行グループに対し、自己資本総額とリスク加重資産総額の規定された比率を維持するよう求めている。

当行グループは、自己資本比率に基づき資本構成をモニタリングしており、当事業年度において、当行グループの資本管理方針に重要な変更はない。

開示されている 2025 年 12 月 31 日および 2024 年 12 月 31 日時点の自己資本比率は、HKMA が規制目的で指定した当行および特定の子会社について、連結ベースで算出されており、香港銀行条例の「銀行業（資本）規則」に準拠している。

当行グループおよび個別に規制対象となっている事業部門は、2025 年 12 月 31 日および 2024 年 12 月 31 日に終了した事業年度を通じて、外部から課せられたすべての資本要件を遵守しており、当行グループの自己資本比率は香港金融管理局（HKMA）が定める最低要件を十分に上回っている。

**42. 主要なリスク管理**（続き）

(l) 気候関連リスク管理

当行グループは、レジリエンスを構築し、気候変動による潜在的な悪影響を軽減するためには、即座の気候変動対策がますます急務であると考えている。当行グループは、気候関連リスクを「物理的リスク」と「移行リスク」に区別している。「物理的リスク」とは、天候や気候関連の事象による影響を指し、銀行およびその顧客の事業や業務に支障をきたす可能性がある。「移行リスク」とは、気候変動の緩和および適応策が導入されるに伴い、政策、法規制、テクノロジー、市場の変化によって引き起こされる可能性のある、低炭素経済への移行プロセスに関連するリスクを指す。当行グループは、気候リスクを、信用リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクなどの従来型の主要なリスク種別に現れ得る横断的なリスクと捉えている。その影響は、当行の事業および業務活動において顕在化する可能性がある。

当行の取締役会は、当行グループの ESG パフォーマンスを監督するため、取締役会レベルの ESG 委員会を設置した。ESG 運営委員会（「運営委員会」）は、ESG 委員会に直接報告を行う。 共同最高経営責任者（Co-CEO）が議長を務める運営委員会は、ESG 戦略の策定を推進し、既存および新たな ESG 課題の重要性を評価するとともに、ESG 目標の設定および実績のレビューを行い、その結果を ESG 委員会に報告する責任を負っている。グループ最高リスク責任者（CRO）は ESG 運営委員会の委員を務め、ESG リスクの管理および報告を担当している。

気候リスク・ストレステスト（「CRST」）の実施を通じて、当行グループは、当行グループの事業および運営に重大な影響を及ぼす可能性のある新たな気候リスクと機会を特定している。気候リスクおよびシナリオ分析の結果に基づき、当行グループは、資産の質（すなわち、借手の返済能力、担保の質）、金融商品の評価（すなわち、市場変動）、業務のレジリエンス（すなわち、銀行の施設や資産への物理的損害および事業中断）、ならびに当行グループのレピュテーションへの影響を通じて、主要なリスク区分に現れ得る気候変動による特定の財務的および非財務的影響を特定することができる。当行グループは、極端な気候事象に対するレジリエンスを確保し、本 CRST 作業において特定された脆弱性を軽減するため、戦略およびリスク・ガバナンス体制を強化する計画を策定している。過去数年間にわたり強固な資本バッファーを構築してきたため、気候変動により推定される財務的影響は、当行グループに重大な資本的影響をもたらすものではない。

当行グループの気候リスク管理策は、顧客の低炭素経済への移行支援、グリーン・サステナブル金融商品の拡充、高炭素排出セクターや物理的リスクに脆弱なセクターへの当行グループのエクスポージャーの抑制、ならびに事業活動に伴う排出量（スコープ 1 および 2）および融資に伴う排出量（スコープ 3）の両方について、ネットゼロ達成に向けたロードマップの策定に重点を置いている。重要な気候リスクに関する課題は、既存の企業リスク管理および ESG ガバナンス体制を通じて、経営委員会および取締役会に報告・エスカレーションされる。気候リスク管理能力を強化し、異常気象が事業および財務に与える影響をより適切に評価するため、当行グループは 2025 年に新たなリスク管理ツールを導入した。これらのツールには、グリーンフィンテック・ソリューションの活用、ESG 関連リスク評価の対象範囲を自然・生物多様性リスクなどの新たなリスクへと拡大すること、および顧客や負債証券の発行体に対する気候関連リスクの精査を強化することが含まれる。

## 43. 金融商品の公正価値

(a) 公正価値で計上する金融商品

公正価値の見積りは、一般的に主観的な性質を持ち、金融商品の特性および関連する市場情報に基づき、特定の時点において行われる。当行グループは、以下の方法の優先順位に従って公正価値を測定している。

レベル 1 - 同一の金融商品について活発な市場における市場価格

レベル 2 - 観察可能なインプットに基づく評価手法。このカテゴリーには、類似の金融商品について活発な市場における市場価格、活発とはみなされない市場における類似の金融商品の相場価格、またはすべての重要なインプットが市場データから直接的または間接的に観察可能なその他の評価手法を用いて評価される金融商品が含まれる。

レベル 3 - 重要な観察不能なインプットを用いる評価手法。このカテゴリーには、評価手法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、かつその観察不能なインプットが当該金融商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性のあるすべての金融商品が含まれる。このカテゴリーには、類似の金融商品の相場価格に基づいて評価されるものの、金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な調整または仮定を必要とする金融商品も含まれる。

活発な市場で取引されている金融資産および金融負債の公正価値は、市場相場または取引相手の提示価格に基づいて算定される。その他のすべての金融商品については、当行グループは評価手法を用いて公正価値を算定している。評価手法には、正味現在価値法や割引キャッシュ・フロー・モデル、および市場で広く認められている各種オプション価格算定モデルが含まれる。評価手法で使用される仮定およびインプットには、無リスク金利およびベンチマーク金利、株価、外国為替レート、指数価格、ヒストリカルまたはインプライド・ボラティリティ、および相関関係などが含まれる。評価手法の目的は、報告日において市場参加者間の秩序ある取引において、当該金融商品を売却する際に受け取る価格、または当該負債を移転する際に支払う価格を反映した公正価値を算定することにある。

当行グループは、金利スワップや通貨スワップなど、観察可能な市場データのみを使用し、経営陣による判断や見積りをほとんど必要としない、一般的かつ単純な金融商品の公正価値を算定するために、広く認められている評価モデルを採用している。上場債券および株式、取引所取引デリバティブ、ならびに金利スワップのような単純な店頭デリバティブについては通常、市場で観察可能な価格やモデル・インプットが入手可能である。観察可能な市場価格やモデル・インプットが入手可能であることは、経営陣による判断や見積りの必要性を低減し、公正価値の算定に伴う不確実性も低減する。観察可能な市場価格やインプットの入手可能性は、商品や市場によって異なり、金融市場における特定の事象や一般的な状況に基づいて変動する傾向がある。

より複雑な金融商品については、当行グループは評価モデルを採用しており、これらは通常、一般に認められた評価手法に基づいて開発されている。これらのモデルに用いる重要なインプットの一部または全部は、市場で観察できない場合があり、市場価格や金利から導出されるか、あるいは仮定に基づいて推定される。 重要な観察不能なインプットを用いる評価モデルでは、公正価値の算定において、より高度な経営陣の判断および見積りが必要となる。通常、使用する適切な評価モデルの選定、評価対象となる金融商品の将来キャッシュ・フローの見込み額の算定、取引相手のデフォルト確率および期限前償還確率の算定、ならびに適切な割引率の選定には、経営陣の判断および見積りが必要となる。

当行グループは、公正価値の測定に関して確立された管理体制を有している。この体制には、フロントオフィス経営陣から独立した管理部門で構成される評価管理機能、すなわち「金融商品評価グループ（Instruments Valuation Group：IVG）」が含まれる。価格検証の手続も確立されている。使用する価格算定モデルはすべて、厳格な検証および承認プロセスの対象となる。

**43. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

以下の表は、報告期間末時点で公正価値で測定する金融商品を、公正価値の取扱いにより分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである。

| | 2025年 | | | | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **継続的な公正価値測定** | | | | | | | | |
| **資産** | | | | | | | | |
| 貿易手形-FVOCIで測定 | - | 11 | - | 11 | - | 653 | - | 653 |
| トレーディング資産 | 239 | 343 | - | 582 | 207 | - | - | 207 |
| デリバティブ資産 | - | 3,111 | - | 3,111 | - | 6,227 | - | 6,227 |
| 強制的にFVTPLで測定する貸付金 | - | 112 | - | 112 | - | - | - | - |
| 投資有価証券 | | | | | | | | |
| - 強制的に以下で測定するもの | - | 1,303 | 514 | 1,817 | - | 1,485 | 508 | 1,993 |
| FVTPL | | | | | | | | |
| - FVOCIで測定するもの | 32,641 | 129,864 | 885 | 163,390 | 36,097 | 121,851 | 999 | 158,947 |
| | 32,880 | 134,744 | 1,399 | 169,023 | 36,304 | 130,216 | 1,507 | 168,027 |
| **負債** | | | | | | | | |
| トレーディング負債 | - | - | - | - | 66 | - | - | 66 |
| デリバティブ負債 | - | 2,854 | - | 2,854 | 6 | 5,790 | - | 5,796 |
| FVTPLで測定するものとして指定した金融負債 | - | - | - | - | - | 937 | - | 937 |
| | - | 2,854 | - | 2,854 | 72 | 6,727 | - | 6,799 |

2025年12月31日および2024年12月31日に終了した各事業年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル 2 の間で金融商品の重要な振替は発生しなかった。当行グループの方針では、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替は、それが発生した報告期間末時点で認識することとしている。

**43. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

レベル 3 の評価における重要な観察不能なインプットに関する情報

| | 評価手法 | 重要な観察不能なインプット | 範囲 |
|---|---|---|---|
| 非上場の持分証券および投資ファンド | 純資産価値 | 該当なし | 該当なし |
| | 割引キャッシュ・フロー・モデル | 割引率 | 8.1% |
| | | | (2024 年：10.4%) |
| | | 非流動性ディスカウント | 20% |
| | | | (2024 年：20%) |
| | 市場比較法 | 収益倍率 | 7.51 - 35.50 |
| | | | (2024 年：31.45 - 37.69) |
| | | EV/EBIT | 16.60 - 23.24 |
| | | | (2024 年：20.50 - 21.16) |
| | | 非流動性ディスカウント | 40% |
| | | | (2024 年：50%) |

強制的に FVTPL または FVOCI で測定する非上場の資本性金融商品の公正価値は、被投資先の財政状態および業績の分析に基づき、あるいは比較可能な上場企業の倍率を参考に、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積られている。この際、当該金融商品が活発に取引されていない事実を反映するため、市場性割引（Marketability discount）が調整として適用される。比率の上昇、あるいは被投資先の財務状況および業績の単独での改善は、公正価値の有利な変動をもたらす一方、割引率の上昇、あるいは市場性割引の単独での拡大は、公正価値の不利な変動をもたらす。非上場の投資ファンドの公正価値は、ファンドの運用者から提供される純資産価値（「NAV」）を用いて算定される。

レベル 3 に分類される金融商品の評価は、前述の評価管理フレームワークに従い、IVG によって定期的に見直されている。

(1) 重要な観察不能なインプットを含む金融商品の評価

重要な観察不能なインプットを含む金融商品の認識されている公正価値の変動は、以下のとおりである。

| | 2025年 | | 2024年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | FVOCIで測定する投資有価証券 | 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | FVOCIで測定する投資有価証券 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | |
| 1月1日現在 | 508 | 999 | 533 | 959 |
| 増加／購入 | 1 | - | 1 | - |
| 処分／決済 | (10) | - | (36) | - |
| 損益計算書に認識されている公正価値の変動 | 15 | - | 10 | - |
| その他の包括利益に認識されている公正価値の変動 | - | (114) | - | 40 |
| 12月31日現在 | 514 | 885 | 508 | 999 |
| 報告期間末時点で保有している資産について、その他の包括利益のFVOCI公正価値準備金に含まれる当事業年度の（損失）／利益合計 | - | (113) | - | 40 |
| 報告期間末時点で保有している資産について、損益計算書のFVTPLで測定する金融商品の純損益に含まれる当事業年度の利益合計 | 13 | - | 11 | - |

**43. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

(2) 重要な観察不能な仮定から、合理的に想定し得る代替的な仮定への変更による影響

| | 2025年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 純損益に計上された影響額 | | 資本に直接計上された影響額 | |
| | 有利 | （不利） | 有利 | （不利） |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | |
| 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | 43 | (43) | - | - |
| FVOCIで測定する投資有価証券 | - | - | 74 | (74) |
| | 43 | (43) | 74 | (74) |

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 純損益に計上された影響額 | | 資本に直接計上された影響額 | |
| | 有利 | （不利） | 有利 | （不利） |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | |
| 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | 42 | (42) | - | - |
| FVOCIで測定する投資有価証券 | - | - | 83 | (83) |
| | 42 | (42) | 83 | (83) |

金融商品の公正価値は、状況によっては、当該金融商品に関する観察可能な現在の市場取引価格による裏付けがなく、かつ観察可能な市場データに基づかない仮定を組み込んだ評価モデルを用いて測定されることがある。上記の表は、合理的に想定し得る代替的な仮定において、プラスまたはマイナス10%の一律の変動が生じた場合に、公正価値がどのように変動するかを示している。

(b) 公正価値以外で計上している金融商品の公正価値

以下に示されている金融商品の公正価値を算定するにあたり、以下の方法および重要な仮定が適用されている。

(i) 特定の満期のない当座預金および普通預金の公正価値は、報告期間末時点における要求払いの支払額と推定される。

(ii) 変動金利の金融商品の公正価値は、その帳簿価額に近似すると推定されるため、貸付金および非上場の負債証券の場合、信用リスクの影響は帳簿価額および公正価値の両方から減損引当金を控除することで別途認識されるため、その信用の質の変化は反映されない。

(iii) 償却原価で計上する固定金利の貸付金および住宅ローンの公正価値は、貸付実行時の市場金利と、類似の貸付金に対する現在の市場金利とを比較することにより見積られる。ポートフォリオ内の貸付金の信用の質の変動は、総額による公正価値の算定には考慮されない。これは、信用リスクの影響が、帳簿価額および公正価値の両方から減損損失額および引当金を控除することにより、別途認識されるためである。

(iv) 発行済みの金融保証の公正価値は、入手可能な場合には、類似のサービスに対する独立企業間取引で課される手数料を基準として決定される。あるいは、そのような情報の信頼できる見積りが可能な場合には、保証が提供された際に貸手が実際に課した利率と、保証が提供されていなかった場合に貸手が課していたと推定される利率とを比較し、金利差を基準として見積られる。

2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループの取得原価または償却原価で計上する金融商品の帳簿価額は、その公正価値と実質的に差異がない。

## 44. オフバランス・シートのエクスポージャー

(a) 偶発債務および契約債務

以下は、それぞれ重要な種類の偶発債務および契約債務の契約額、ならびに信用リスク加重額の合計の概要であり、香港金融管理局（HKMA）の自己資本比率報告書の作成要領に基づいて作成されている。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 偶発債務 | | |
| 信用代替取引 | 5,910 | 3,085 |
| 取引に関連する偶発債務 | 6,964 | 6,776 |
| 貿易金融に関連する偶発債務 | 2,589 | 6,051 |
| | 15,463 | 15,912 |
| コミットメント | | |
| 償還請求権付き資産売却 | 45 | - |
| 事前の通知なしに無条件で解約可能なコミットメント | 337,576 | 280,189 |
| 当初満期のあるその他のコミットメント | | |
| - 1年以内 | 2,336 | 4,150 |
| - 1年超 | 34,120 | 27,272 |
| | 374,077 | 311,611 |
| 合計 | 389,540 | 327,523 |
| 信用リスク加重額 | 16,650 | 19,525 |

信用リスク加重額は、資本規制に基づき算出されている。偶発債務および契約債務は、引受、信用状、保証、および与信のためのコミットメントを含む信用関連商品である。契約額は、契約が全額引き出され、かつ顧客が債務不履行に陥った場合に生じるリスク額を表している。保証および契約債務の大部分は、引き出されることなく満期を迎えるものと予想されるため、契約額の合計は将来の予想キャッシュ・フローを表すものではない。

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ

(i) デリバティブの想定元本

デリバティブとは、1つ以上の原資産または指数の価値に依存してその価値が変動する金融契約を指す。

以下は、当行グループのそれぞれ重要な種類のデリバティブの想定元本の概要である。

| | 2025年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ会計の適用要件を満たすもの | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品と一体的に管理されるもの | その他（トレーディング目的で保有するものを含む） | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | - | - | 381,875 | 381,875 |
| 金利 | 167,736 | - | 118,471 | 286,207 |
| 株式 | - | - | 17,060 | 17,060 |
| | 167,736 | - | 517,406 | 685,142 |

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ会計の適用要件を満たすもの | 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品と一体的に管理されるもの | その他（トレーディング目的で保有するものを含む） | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | - | 3,446 | 490,510 | 493,956 |
| 金利 | 137,400 | 939 | 168,177 | 306,516 |
| 株式 | - | - | 12,055 | 12,055 |
| | 137,400 | 4,385 | 670,742 | 812,527 |

デリバティブは、当行グループが外国為替、金利および株式市場において行う先物、先渡、スワップおよびオプション取引から生じるものである。これらの金融商品の想定元本は、報告期間末時点における未決済取引高を示しており、リスクにさらされている金額を表すものではない。

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(ii) デリバティブの公正価値

| | 2025 年 | | 2024 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 公正価値 | | 公正価値 | |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | 1,567 | 1,867 | 5,010 | 4,287 |
| 金利 | 1,251 | 694 | 933 | 1,230 |
| 株式 | 293 | 293 | 284 | 279 |
| | 3,111 | 2,854 | 6,227 | 5,796 |

(iii) ヘッジ会計

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ

当行グループの公正価値ヘッジは主に、市場金利の変動による固定金利の長期金融商品の公正価値の変動から保護するために利用される金利スワップで構成されている。
当行グループは、ベンチマーク金利に関連する特定の固定利付金融資産および金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするために、金利スワップを利用している。支払変動・受取固定の金利スワップは、特定の固定利付金融負債の発行と組み合わされ、支払固定・受取変動の金利スワップは、ヘッジ対象の重要な条件と密接に整合する条件を持つ固定利付金融資産と組み合わされている。
金利リスクを含む市場リスクの管理に関する当行グループのアプローチについては、注記42(b)に記載されている。当行グループがヘッジ会計を適用する金利リスクは、ベンチマーク金利の変動に伴い公正価値が変動する固定金利の金融資産および金融負債から生じる。 当行グループは、固定金利の金融資産および金融負債の公正価値の変動がベンチマーク金利の変動によって大きく影響を受けるため、ベンチマーク金利の範囲内でのみ金利リスクをヘッジしている。経済的ヘッジ関係がヘッジ会計の基準を満たす場合、ヘッジ会計が適用される。
金利変動によるエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を利用することにより、当行グループは、ヘッジ対象によって相殺されないデリバティブ取引相手の信用リスクにもさらされることになる。当行グループは、信用力の高い取引相手と取引を行い、取引相手に担保の差入れを要求することにより、デリバティブ取引における取引相手の信用リスクを最小限に抑えている（注記42(a)(x)を参照）。
当行グループは、公正価値ヘッジ会計を適用する前に、ヘッジ対象とヘッジ手段の定性的な特性、および定量分析によって裏付けられたヘッジ対象リスクの評価に基づき、両者の間に経済的関係が存在するかどうかを判断している。 当行グループは、経済的関係の有無を評価する際、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が密接に整合しているかどうかを検討している。当行グループは、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値が、類似のリスクに対して同様に反応するかどうかを評価している。さらに、当行グループは、累積ドル相殺法または回帰分析を用いて、ヘッジ手段がヘッジ対象の公正価値の変動を相殺する上で、将来にわたって、また過去においても極めて有効であったと予想されるかどうかを評価することにより、この定性的評価を裏付けている。
当行グループは、ヘッジ対象の名目金額と、ヘッジ手段として指定した金利スワップの想定元本額を一致させることにより、ヘッジ比率を算定している。当行グループの方針では、ヘッジ関係が有効であると結論付けるためには、以下の基準をすべて満たす必要がある。

- 回帰分析における変数間の相関を測定する回帰係数（$R^2$）が 0.8 以上であること
- 回帰直線の傾きが 0.8～1.25 の範囲内であること
- 傾きの信頼水準が 95% 以上であること

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

これらのヘッジ関係において、非有効性の主な要因は以下のとおりである。
- 金利スワップの公正価値に対する取引相手方および当行グループ自身の信用リスクの影響であり、これは金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値には反映されていないこと
- 金利スワップとヘッジ対象の満期日の相違

2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループは金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として、以下の金利スワップを保有していた。

| | 2025年 | | |
|---|---|---|---|
| | 満期 | | |
| | 1年未満 | 1～5年 | 5年超 |
| リスク区分 | | | |
| 金利リスク | | | |
| 債券投資のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 5,518 | 50,681 | 48,925 |
| 平均固定金利 | 1.97% | 1.79% | 2.27% |
| 貸付金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 3,752 | 284 | - |
| 平均固定金利 | 0.72% | 2.25% | - |
| 発行済譲渡性預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 6,523 | 1,166 | - |
| 平均固定金利 | 4.06% | 3.92% | - |
| 発行済劣後債のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 7,784 | 11,146 | - |
| 平均固定金利 | 4.53% | 3.26% | - |
| 顧客からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 14,172 | 111 | - |
| 平均固定金利 | 2.25% | 1.52% | - |
| 銀行からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 224 | - | - |
| 平均固定金利 | 2.25% | - | - |

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

| | 2024年 | | |
|---|---|---|---|
| | 満期 | | |
| | 1年未満 | 1～5年 | 5年超 |
| リスク区分 | | | |
| 金利リスク | | | |
| 債券投資のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 6,772 | 40,259 | 53,622 |
| 平均固定金利 | 1.94% | 1.77% | 1.76% |
| 貸付金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 471 | 419 | 26 |
| 平均固定金利 | 0.55% | 1.58% | 2.59% |
| 発行済譲渡性預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 2,697 | 2,019 | - |
| 平均固定金利 | 4.80% | 4.35% | - |
| 発行済劣後債のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 4,659 | 18,634 | - |
| 平均固定金利 | 5.00% | 3.83% | - |
| 顧客からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 3,321 | - | - |
| 平均固定金利 | 2.88% | - | - |
| 銀行からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 201 | - | - |
| 平均固定金利 | 2.51% | - | - |

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定した項目およびヘッジの非有効性に関連する金額は、以下のとおりである。

| | 2025年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ手段 | | | | |
| | | 連結財政状態計算書における帳簿価額 | | ヘッジの非有効性の算定に用いた公正価値の変動額 | ヘッジ損益（純額）に認識されたヘッジの非有効性 |
| | 想定元本 | デリバティブ資産 | デリバティブ負債 | | |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | |
| 金利スワップ - 債券投資のヘッジ | 105,124 | 617 | (89) | (2,468) | 48 |
| 金利スワップ - 貸付金のヘッジ | 4,036 | 13 | - | (15) | (2) |
| 金利スワップ - 発行済譲渡性預金のヘッジ | 7,689 | 7 | - | 16 | 1 |
| 金利スワップ - 発行済劣後債のヘッジ | 18,930 | 6 | (161) | 203 | 1 |
| 金利スワップ - 顧客からの預金のヘッジ | 14,283 | 3 | - | 5 | (2) |
| 金利スワップ - 銀行からの預金のヘッジ | 224 | - | - | - | - |

| | 2024年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ手段 | | | | |
| | | 連結財政状態計算書における帳簿価額 | | ヘッジの非有効性の算定に用いた公正価値の変動額 | ヘッジ損益（純額）に認識されたヘッジの非有効性 |
| | 想定元本 | デリバティブ資産 | デリバティブ負債 | | |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | |
| 金利スワップ - 債券投資のヘッジ | 100,653 | 8 | (136) | 604 | 70 |
| 金利スワップ - 貸付金のヘッジ | 916 | 24 | - | (19) | (1) |
| 金利スワップ - 発行済譲渡性預金のヘッジ | 4,716 | 3 | - | 2 | - |
| 金利スワップ - 発行済劣後債のヘッジ | 23,293 | 2 | (98) | (17) | 23 |
| 金利スワップ - 顧客からの預金のヘッジ | 3,321 | - | - | 2 | - |
| 金利スワップ - 銀行からの預金のヘッジ | 201 | - | - | - | - |

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

ヘッジ対象として指定した項目に関連する金額は、以下のとおりである。

| | 2025年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | | 帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額 | | | | |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 連結財政状態計算書における表示 | ヘッジの非有効性の算定に用いた価値の変動額 | ヘッジ損益の調整対象でなくなったヘッジ対象項目について、連結財政状態計算書に残存する公正価値ヘッジ調整累計額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 債券投資 | 103,927 | - | (1,737) | - | 投資有価証券 | 2,516 | - |
| 貸付金 | 4,027 | - | (8) | - | 顧客に対する貸付金 | 13 | - |
| 発行済譲渡性預金 | - | 7,727 | - | 17 | 発行済譲渡性預金 | (15) | - |
| 発行済劣後債 | - | 18,962 | - | 73 | 借入資本 | (202) | - |
| 顧客からの預金 | - | 14,200 | - | 7 | 顧客からの預金 | (7) | - |
| 銀行からの預金 | - | 224 | - | - | 銀行からの預金 | - | - |

| | 2024年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | | 帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額 | | | | |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 連結財政状態計算書における表示 | ヘッジの非有効性の算定に用いた価値の変動額 | ヘッジ損益の調整対象でなくなったヘッジ対象項目について、連結財政状態計算書に残存する公正価値ヘッジ調整累計額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 負債証券投資 | 95,760 | - | (4,126) | - | 投資有価証券 | (534) | - |
| 貸付金 | 894 | - | (22) | - | 顧客に対する貸付金 | 18 | - |
| 発行済譲渡性預金 | - | 4,808 | - | 2 | 発行済譲渡性預金 | (2) | - |
| 発行済劣後債 | - | 23,089 | - | (128) | 借入資本 | 40 | - |
| 顧客からの預金 | - | 3,273 | - | - | 顧客からの預金 | (2) | - |
| 銀行からの預金 | - | 201 | - | - | 銀行からの預金 | - | - |

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計 （続き）

(b) 金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ

当行グループは、HIBORを基準とする変動金利の貸付金の将来のキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用している。同じリプライシング期間を有する「変動金利支払・固定金利受取」型の金利スワップを用いて、貸付金から受け取る変動金利を固定金利に変換している。このヘッジにより、変動金利へのエクスポージャーが低減され、ヘッジ関係の存続期間を通じて将来の利息収益が安定した水準に維持される。

金利リスクを含む市場リスクの管理に関する当行グループのアプローチについては、注記 42(b)に記載されている。当行がキャッシュ・フロー・ヘッジを適用する金利リスクは、貸付金の HIBOR 要素の将来の利息支払いに起因するものであり、当該貸付金が参照する市場金利に変動が生じた場合、そのキャッシュ・フローも変動する。経済的ヘッジ関係がヘッジ会計の基準を満たす場合には、ヘッジ会計が適用される。

当行グループは、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの間に経済的関係が存在するかどうかを、これらの項目の定性的な特性およびヘッジ対象となるリスクの評価に基づいて判断した。 当行グループは、経済的関係の有無を評価するにあたり、想定元本、金利見直し日、参照金利など、ヘッジ対象とヘッジ手段の主要な条件が密接に連動しているかどうかを検討した。また、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローが、ヘッジ対象リスクに対して同様に反応するかどうかを評価している。

当行グループは、ヘッジ対象取引の代替となるデリバティブを仮定するドル・オフセット法（仮想デリバティブ・アプローチ）を用いてヘッジの有効性を評価している。この仮想デリバティブの条件は、ヘッジ対象の主要な条件と一致しており、開始時点での公正価値はゼロであった。その後、仮想デリバティブの公正価値を、ヘッジ対象となる将来のキャッシュ・フローの正味現在価値の代用値として用い、実際のヘッジ手段の価値変動をこれと比較することで、各報告日においてヘッジが 0.8～1.25 の累積ドル・オフセットを達成できるかどうかを評価した。

これらのヘッジ関係において、非有効性の潜在的な要因は以下のとおりである。

- ヘッジ手段の公正価値に対する取引相手方および当行グループ自身の信用リスクの影響。これは、金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値には反映されない。
- ヘッジ手段とヘッジ対象の決済時期の差異

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ（続き）

2025年12月31日および2024年12月31日現在、当行グループは、変動金利の貸付金の将来のキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジするために、以下のヘッジ手段を保有していた:

| | 2025年 満期 | | |
|---|---|---|---|
| | 1年未満 | 1～5年 | 5年超 |
| 金利リスク | | | |
| 金利スワップ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 800 | 16,650 | - |
| 平均固定金利 | 3.41% | 2.93% | - |

| | 2024年 満期 | | |
|---|---|---|---|
| | 1年未満 | 1～5年 | 5年超 |
| 金利スワップ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | - | 4,300 | - |
| 平均固定金利 | - | 3.29% | - |

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定した項目およびヘッジの非有効性に関連する金額は、以下のとおりである。

| | 2025年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ手段 | | | | | | |
| | | 連結財政状態計算書における帳簿価額 | | | | | |
| | 想定元本 | デリバティブ資産 | デリバティブ負債 | ヘッジの非有効性の算定に用いた公正価値の変動額 | ヘッジ準備金に認識された価値の変動額 | ヘッジ準備金から利息収益に振り替えた金額 | ヘッジ損益（純額）に認識されたヘッジの非有効性 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 金利スワップ - 貸付金のヘッジ | 17,450 | 112 | - | 269 | 269 | (26) | - |

| | 2024年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ手段 | | | | | | |
| | | 連結財政状態計算書における帳簿価額 | | | | | |
| | 想定元本 | デリバティブ資産 | デリバティブ負債 | ヘッジの非有効性の算定に用いた公正価値の変動額 | ヘッジ準備金に認識された価値の変動額 | ヘッジ準備金から利息収益に振り替えた金額 | ヘッジ損益（純額）に認識されたヘッジの非有効性 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 金利スワップ - 貸付金のヘッジ | 4,300 | 10 | - | (28) | (28) | 4 | - |

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ（続き）

ヘッジ対象として指定した項目に関連する金額は、以下のとおりである。

| | | 2025年 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 連結財政状態計算書における表示 | ヘッジの非有効性の算定に用いた価値の変動額 | ヘッジ準備金 | ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係に起因するヘッジ準備金の残高 |
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | |
| 貸付金 | 顧客に対する貸付金 | (269) | 183 | - |

| | | 2024年 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 連結財政状態計算書における表示 | ヘッジの非有効性の算出に用いた価値の変動 | ヘッジ準備金 | ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係に起因するヘッジ準備金の残高 |
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | |
| 貸付金 | 顧客に対する貸付金 | 28 | (20) | - |

**44. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(c) 資本コミットメント

12 月 31 日時点で未決済であり、かつ財務諸表に計上されていない資本コミットメントは、以下のとおりである。

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 承認済みかつ契約済みの支出額 | 334 | 376 |
| 承認済みだが契約未締結の支出額 | 125 | 104 |
| | 459 | 480 |

(d) コミット済みだが未開始のリース

2025 年 12 月 31 日および 2024 年 12 月 31 日現在、リース負債の測定に反映されていない、当行グループ（借手）が負担する将来の現金流出総額は以下のとおりである。

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 不動産 | | |
| 1 年以内 | 3 | 8 |
| 1 年超 5 年以内 | 9 | 26 |
| 5 年超 | - | - |
| | 12 | 34 |
| 設備 | | |
| 1 年以内 | - | - |
| 1 年超 5 年以内 | - | - |
| コミット済みだが未開始のリースの合計 | 12 | 34 |

(e) 偶発事象

当行グループは、通常の事業活動において、当行グループに対する法的請求を受けている。当行グループは、これらの事案のいずれも重要ではないと考えている。当行グループは、経済的便益を伴う経済的資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合、適宜、引当金を計上している。

## 45. 金融資産および金融負債の相殺

信用リスクを軽減するため、当行グループは同一の取引相手とマスター・ネッティング契約を締結している。ネッティング契約では、デフォルト事由が発生した場合、当該取引相手とのすべての未決済取引が終了し、未決済残高はすべて純額ベースで決済されることが定められている。デフォルト事由を除き、当該取引相手とのすべての未決済取引は総額ベースで決済され、通常、財政状態計算書上の資産と負債の相殺にはつながらない。

以下の表は、相殺の対象となる金融商品、法的拘束力のあるマスター・ネッティング契約および類似の契約の詳細を示している。

| | 2025年 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法的拘束力のあるネッティング契約の対象となる金額 | | | | | | | | |
| | 連結財政状態計算書における相殺の影響 | | | 連結財政状態計算書において相殺されていない金額 | | | | | |
| | 総額 | 相殺された金額 | 連結財政状態計算書に表示されるている純額 | 金融商品 | 非現金担保 | 現金担保 | 純額 | 強制執行可能なネッティング契約の対象とならない金額 | 合計金額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | | | | | | |
| デリバティブ資産 | 1,978 | - | 1,978 | (920) | - | (363) | 695 | 1,133 | 3,111 |
| 銀行への預け金および貸出金 | 887 | - | 887 | - | (887) | - | - | - | 887 |
| - 銀行とのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| 顧客に対する貸付金 | 4,397 | - | 4,397 | - | (4,397) | - | - | - | 4,397 |
| - ノンバンクとのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| その他の資産 | 1,168 | (1,021) | 147 | - | - | - | 147 | - | 147 |
| 合計 | 8,430 | (1,021) | 7,409 | (920) | (5,284) | (363) | 842 | 1,133 | 8,542 |
| 金融負債 | | | | | | | | | |
| デリバティブ負債 | 1,591 | - | 1,591 | (920) | - | (289) | 382 | 1,263 | 2,854 |
| 銀行からの預金 | 1,625 | - | 1,625 | - | (1,625) | - | - | - | 1,625 |
| - 銀行とのレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| その他の負債 | 1,025 | (1,021) | 4 | - | - | - | 4 | - | 4 |
| 合計 | 4,241 | (1,021) | 3,220 | (920) | (1,625) | (289) | 386 | 1,263 | 4,483 |

## 45. 金融資産および金融負債の相殺（続き）

| | 2024年 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法的拘束力のあるネッティング契約の対象となる金額 | | | | | | | | |
| | 連結財政状態計算書における相殺の影響 | | | 連結財政状態計算書において相殺されていない金額 | | | | | |
| | 総額 | 相殺された金額 | 連結財政状態計算書に表示されている純額 | 金融商品 | 非現金担保 | 現金担保 | 純額 | 強制執行可能なネッティング契約の対象とならない金額 | 合計金額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | | | | | | |
| デリバティブ資産 | 4,772 | - | 4,772 | (3,767) | - | (31) | 974 | 1,455 | 6,227 |
| 銀行への預け金および貸出金 | 2,895 | - | 2,895 | - | (2,895) | - | - | - | 2,895 |
| - 銀行とのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| 顧客に対する貸付金 | 12,953 | - | 12,953 | - | (12,953) | - | - | - | 12,953 |
| - ノンバンクとのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| その他の資産 | 614 | (466) | 148 | - | - | - | 148 | - | 148 |
| 合計 | 21,234 | (466) | 20,768 | (3,767) | (15,848) | (31) | 1,122 | 1,455 | 22,223 |
| 金融負債 | | | | | | | | | |
| デリバティブ負債 | 4,728 | - | 4,728 | (3,767) | - | (191) | 770 | 1,068 | 5,796 |
| 銀行からの預金 | 16,529 | - | 16,529 | - | (16,443) | (86) | - | - | 16,529 |
| - 銀行とのレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| その他の負債 | 468 | (466) | 2 | - | - | - | 2 | - | 2 |
| 合計 | 21,725 | (466) | 21,259 | (3,767) | (16,443) | (277) | 772 | 1,068 | 22,327 |

## 46. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(a) 現金および現金同等物

(i) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の内訳

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当初の満期が3ヶ月以内の現金および銀行預け金残高 | 45,381 | 33,319 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の銀行への預け金および貸出金 | 29,250 | 35,565 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の短期国債 | 14,069 | 18,437 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の譲渡性預金 | 3,944 | 544 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の債券 | 4 | 5 |
| | 92,648 | 87,870 |

(ii) 連結財政状態計算書との調整表

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 現金および銀行預け金*（注記23）* | 53,994 | 41,304 |
| 銀行への預け金および貸出金*（注記24）* | 31,647 | 37,705 |
| 短期国債、譲渡性預金および債券 | | |
| - トレーディング資産*（注記26）* | 343 | - |
| - 投資有価証券*（注記28）* | 206,357 | 189,010 |
| | 206,700 | 189,010 |
| 連結財政状態計算書に記載されている金額 | 292,341 | 268,019 |
| 控除： 当初の満期が3ヶ月を超える金額 | (191,079) | (172,164) |
| 規制上の制限を受ける中央銀行預け金残高 | (8,614) | (7,985) |
| 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物 | 92,648 | 87,870 |

**46. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記**（続き）

(b) 財務活動に起因する負債の調整表

以下の表は、現金および非現金の変動を含め、当行グループの財務活動による負債の変動を詳述したものである。財務活動に起因する負債とは、そのキャッシュ・フローが当行グループの連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローとして分類された、または将来分類される予定の負債である。

| | 発行済負債証券 | 借入 資本 | 発行済負債証券未払利息 | 借入資本未払利息 | リース負債 | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（資産） | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（負債） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **2025 年 1 月 1 日現在** | 387 | 23,089 | 4 | 259 | 765 | (2) | 98 | 24,600 |
| **財務活動によるキャッシュ・フローの変動** | | | | | | | | |
| 借入資本の発行 | - | 1,345 | - | - | - | - | - | 1,345 |
| 発行済負債証券の償還 | (393) | - | - | - | - | - | - | (393) |
| 借入資本の償還 | - | (4,713) | - | - | - | - | - | (4,713) |
| 借入資本に対する利息の支払額 | - | - | - | (1,343) | - | - | - | (1,343) |
| 発行済負債証券に対する支払利息の支払額 | - | - | (6) | - | - | - | - | (6) |
| リース負債の支払い | - | - | - | - | (271) | - | - | (271) |
| 財務活動によるキャッシュ・フローの変動合計 | (393) | (3,368) | (6) | (1,343) | (271) | - | - | (5,381) |
| 為替換算調整額 | 5 | 103 | - | - | 27 | - | - | 135 |
| 公正価値の変動 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 |
| ヘッジ会計に基づく再評価 | - | 201 | - | - | - | (4) | 63 | 260 |
| 支払利息 | - | 38 | 2 | 1,338 | 29 | - | - | 1,407 |
| 当事業年度中に新規リース契約を締結したことによるリース負債の増加額 | - | - | - | - | 191 | - | - | 191 |
| その他の変動合計 | 6 | 342 | 2 | 1,338 | 247 | (4) | 63 | 1,994 |
| **2025 年 12 月 31 日現在** | - | 20,063 | - | 254 | 741 | (6) | 161 | 21,213 |

**46. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記**（続き）

(b) 財務活動に起因する負債の調整表（続き）

| | 発行済負債証券 | 借入 資本 | 発行済負債証券 未払利息 | 借入資本 未払利息 | リース負債 | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（資産） | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（負債） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **2024年1月1日現在** | 844 | 15,967 | 7 | 235 | 852 | (29) | 402 | 18,278 |
| **財務活動によるキャッシュ・フローの変動** | | | | | | | | |
| 借入資本の発行 | - | 8,864 | - | - | - | - | - | 8,864 |
| 発行済負債証券の償還 | (467) | - | - | - | - | - | - | (467) |
| 借入資本の償還 | - | (1,594) | - | - | - | - | - | (1,594) |
| 借入資本に対する利息の支払額 | - | - | - | (1,380) | - | - | - | (1,380) |
| 発行済負債証券に対する利息の支払額 | - | - | (19) | - | - | - | - | (19) |
| リース負債の支払い | - | - | - | - | (284) | - | - | (284) |
| 財務活動によるキャッシュ・フローの変動合計 | (467) | 7,270 | (19) | (1,380) | (284) | - | - | 5,120 |
| 為替換算調整額 | (4) | (142) | - | - | (17) | - | - | (163) |
| 公正価値の変動 | 14 | - | - | - | - | - | - | 14 |
| ヘッジ会計に基づく再評価 | - | (40) | - | - | - | 27 | (304) | (317) |
| 支払利息 | - | 34 | 16 | 1,404 | 31 | - | - | 1,485 |
| 当事業年度中に新規リース契約を締結したことによるリース負債の増加額 | - | - | - | - | 183 | - | - | 183 |
| その他の変動合計 | 10 | (148) | 16 | 1,404 | 197 | 27 | (304) | 1,202 |
| **2024年12月31日現在** | 387 | 23,089 | 4 | 259 | 765 | (2) | 98 | 24,600 |

## 47. 担保に供されている資産

報告期間末現在において、自己の負債の担保として差し入れている資産は以下のとおりである。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 担保付負債 | 1,625 | 16,529 |
| 担保に供されている資産： | | |
| 投資有価証券 | | |
| - FVOCIで測定するもの | 1,629 | 9,379 |
| - 償却原価で測定するもの | - | 7,730 |
| | 1,629 | 17,109 |

以下の銀行預け金は、有価証券の借入およびデリバティブ取引の証拠金として担保に供されている。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 借入有価証券の現金担保 | - | 277 |
| 未決済の先物および先渡契約の差入証拠金 | 3,957 | 2,951 |
| | 3,957 | 3,228 |

これらの取引は、標準的な融資および有価証券の貸借活動において通常かつ慣例的な条件に基づいて行われている。

## 48. 取締役および取締役と関連する事業体に対する貸付金

香港会社条例第383条(1)(d)項および「会社（取締役の利益に関する情報の開示）規則」第3部に基づき開示されている、当行の取締役および取締役と関連する事業体に対する貸付金の総額は、以下のとおりである。

| | 2025年 | 2024年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 12月31日時点における関連貸付残高の総額 | | |
| 当行によるもの | 230 | 256 |
| 子会社によるもの | - | - |
| | 230 | 256 |
| 当事業年度中の関連貸付残高の最大額 | | |
| 当行によるもの | 381 | 944 |
| 子会社によるもの | - | - |
| | 381 | 944 |

2025年および2024年12月31日現在、支払期日が到来しているにもかかわらず未払いの利息はなく、HKFRS第9号の要求事項に基づきこれらの貸付金に対して計上された減損引当金に重要性はなかった。

## 49. 重要な関連当事者取引

(a) 主要な経営幹部の報酬

当行グループの主要な経営幹部の報酬（注記 20 に開示されている当行の取締役への支払額および注記 21 に開示されている最高報酬受給者の一部への支払額を含む）は、以下のとおりである。

| | 2025 年 | 2024 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 短期従業員給付 | 194 | 164 |
| 退職後給付 | 10 | 7 |
| 株式報酬 | 26 | 22 |
| | 230 | 193 |

(b) 当行グループは、注記 2(x)(iii)に記載のとおり、従業員向けに特定の退職給付制度を設けている。2025 年、当行グループが当該制度に拠出した総額は 239 百万香港ドルであった（2024 年：244 百万香港ドル）。

当行グループは、関連会社、重要な影響力を有する株主、主要な経営幹部およびその近親者、ならびに彼らが支配または重要な影響力を行使する企業を含む、当行グループの関連当事者との間で、多数の取引を行っている。これらの取引には、関連当事者からの預金の受入れや、関連当事者への与信枠の提供などが含まれるが、これらに限定されない。預金の受入れおよび与信枠の提供に関連するすべての金利は、同等の地位にある顧客に通常適用される契約条件に基づいている。

当事業年度における当行グループの関連当事者からの利息の受取額および関連当事者への利息の支払額、期末時点における関連当事者からの未収金および関連当事者への未払金の残高、ならびに当事業年度中の関連当事者からの未収金および関連当事者への未払金の最大残高は、以下のとおり集計される。

| | 主要な経営幹部 | | 関連会社 | | 重要な影響力を有する株主 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2025 年 | 2024 年 | 2025 年 | 2024 年 | 2025 年 | 2024 年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 受取利息 | 7 | 38 | 36 | 53 | 4 | 18 |
| 支払利息 | 65 | 86 | 3 | 1 | - | - |
| 未収金 | 297 | 286 | 497 | 619 | - | 692 |
| 未払金 | 2,230 | 2,124 | 154 | 149 | - | 62 |
| 未収金の最大額 | 834 | 1,005 | 917 | 1,597 | 1,393 | 1,677 |
| 未払金の最大額 | 5,772 | 5,380 | 485 | 580 | 73 | 241 |
| 与信枠 | 1,170 | 1,178 | 2,555 | 2,258 | 298 | 113 |

**50. 会計上の見積りおよび判断**

本連結財務諸表の作成にあたり、経営陣は、当行グループの会計方針の適用および資産、負債、収益、費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行っている。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続的に見直されている。見積りの修正は将来に向かって認識される。

(a) 見積りの不確実性の主な発生要因

(i) 減損損失

注記 42(a)(viii)：金融商品の減損は、将来予測情報の考慮を含め、ECL 測定モデルに用いるインプットの決定を伴う。
注記 30：関連会社への投資の減損テストは、使用価値の算定、特に当該投資を継続保有することにより生じることが予想されるキャッシュ・フローの現在価値の見積りにおいて重要な判断を伴う。

(ii) 金融商品の評価

金融商品の評価に関する当行グループの会計方針は、注記２に記載されている。金融商品の公正価値は、主に公認証券取引所における市場価格に基づき、取引所外で取引される金融商品についてはブローカー／ディーラーから提示された価格に基づいている。その他のすべての金融商品については、当行グループは評価手法を用いて公正価値を算定している。評価手法には、正味現在価値法や割引キャッシュ・フロー・モデル、および市場で広く認められている各種価格算定モデルが含まれる。これらのモデルに用いる重要なインプットの一部または全部は、市場で観察できない場合があり、市場価格や金利から導出されるか、あるいは仮定に基づいて推定される。重要な観察不能なインプットを用いる評価モデルでは、公正価値の算定において、より高度な経営陣の判断および見積りが必要となる。通常、使用する適切な評価モデル、仮定およびインプットの選択には、経営陣の見積りが必要となる。

(iii) 税務上の不確実性に対する引当金

当行グループは、税務上の不確実性に対する引当金を、最も可能性の高い金額（すなわち、考えられる結果の範囲で最も可能性の高い単一の金額）または考えられる結果の範囲の期待値のいずれかを見積ることにより計上している。この見積りは実際の解決結果と異なる可能性がある。引当金の増減は将来の年度の損益に影響を及ぼす。

のれんの減損ならびに付与された株式オプションおよび RSU の公正価値に関連するその他の見積りの不確実性の主な発生要因については、注記 31 および 38 を参照のこと。

(b) 当行グループの会計方針の適用における重要な会計上の判断

当行グループの会計方針を適用する上で行われた特定の重要な会計上の判断については、以下のとおりである。

(i) 金融資産の分類

注記 2(h)(ii)：資産が保有されるビジネスモデルの評価、および金融資産の契約条件が元本残高に対する SPPI であるかどうかの評価

(ii) 予想信用損失（ECL）の測定

注記 42(a)(viii)：当初認識以降、金融資産の信用リスクが著しく増加したかどうかを判断するための基準の確立、ECL の測定に将来予測情報を組み込むための方法論の決定、および ECL の測定に使用するモデルの選定

(iii) 繰延税金資産の認識

当行グループは、資産を活用できる将来の課税所得を得られる可能性が高い範囲で繰延税金資産を認識している。将来の課税所得の金額、および繰延税金資産の認識を裏付けるために予見可能な将来において将来の課税所得を得られる可能性を決定する際に、見積りおよび判断が用いられる。当行グループは、将来の課税所得を算定するにあたり、合理的かつ裏付けのある仮定に基づく見積りや収益および営業費用の予測を含む、入手可能なあらゆる情報を活用している。これらの見積りの変更は、繰延税金資産の認識時期および認識される資産の金額に重大な影響を及ぼす可能性がある。

## 51. 報告期間後の非調整事象

報告期間終了後、取締役は第 2 回中間配当を宣言した。詳細については、注記 18(a)に記載されている。

## 52. 2025 年 12 月 31 日に終了する事業年度において、公表済みだが未発効の改正、新基準および解釈指針が及ぼす可能性のある影響

本財務諸表の発行日現在、香港公認会計士協会（HKICPA）は、2025 年 12 月 31 日に終了する事業年度には未発効であり、本財務諸表においても採用されていない基準の改正および新規基準を多数公表している。これらには、当行グループに関連する可能性のある以下のものが含まれる。

| | 以下の日付以降に開始する会計期間に適用 |
|---|---|
| HKFRS 第 9 号「金融商品」および HKFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改正－自然依存型電力を参照する契約 | 2026 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 第 9 号「金融商品」および HKFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改正－金融商品の分類および測定の改正 | 2026 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 会計基準の年次改善 - 第 11 巻 | 2026 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 第 18 号「財務諸表における表示および開示」 | 2027 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 第 19 号「公的説明責任を負わない子会社：開示」 | 2027 年 1 月 1 日 |
| HKAS 第 21 号「為替レートの変動の影響」の改正－ハイパーインフレ表示通貨への換算 | 2027 年 1 月 1 日 |

当行グループは、これらの改正および新基準が初回適用期間に与える影響について現在評価を進めている。現時点では、以下を除き、これらの適用が連結財務諸表に重大な影響を与える可能性は低いと考えられる。

**HKFRS 第 18 号「財務諸表の表示および開示」**

HKFRS 第 18 号は、HKAS 第 1 号「財務諸表の表示」に代わるものであり、企業の財務諸表に関する情報の透明性および比較可能性の向上を目的としている。HKFRS 第 18 号は、2027 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から適用され、遡及的に適用される。

その他の変更点において、企業は HKFRS 第 18 号に従い、損益計算書においてすべての収益および費用を営業、 投資、財務、非継続事業、および法人税の 5 つの区分に分類することが求められる。また、企業は財務諸表内の単一の注記において経営陣が定義した業績指標に関する具体的な開示を行うことが求められる。

当行グループは、 HKFRS 第 18 号を早期適用する予定はなく、現在も特に当行グループの損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書の構成、ならびに経営陣が定義した業績指標に関して求められる追加の開示について、適用による影響を評価している段階にある。

（2）2024 年 12 月 31 日に終了した事業年度

**①連結損益計算書**

2024 年 12 月 31 日に終了した事業年度

| | | 2024年 | | 2023年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | *注記* | 百万<br>香港ドル | 百万円 | 百万<br>香港ドル | 百万円 |
| 利息収益 | *5* | 39,809 | 808,919 | 39,685 | 806,399 |
| 実効金利法により計上した利息収益 | | 37,163 | 755,152 | 36,788 | 747,532 |
| 関連する利息収益 | | 2,646 | 53,767 | 2,897 | 58,867 |
| 利息費用 | *6* | (23,280) | (473,050) | (22,811) | (463,520) |
| 正味利息収益 | | 16,529 | 335,869 | 16,874 | 342,880 |
| 受取手数料 | *7* | 3,648 | 74,127 | 3,361 | 68,296 |
| 支払手数料 | | (846) | (17,191) | (721) | (14,651) |
| 正味受取手数料 | | 2,802 | 56,937 | 2,640 | 53,645 |
| トレーディング損益 | *8* | 1,421 | 28,875 | 1,225 | 24,892 |
| FVTPL で測定される金融商品の純損益 | *9* | (35) | (711) | (262) | (5,324) |
| FVOCI で測定される金融資産の純損益 | *10* | (38) | (772) | (26) | (528) |
| 償却原価で測定される金融資産の売却による純損失 | | (104) | (2,113) | (22) | (447) |
| ヘッジ損益 | *11* | 92 | 1,869 | 30 | 610 |
| その他の営業収益 | *12* | 312 | 6,340 | 287 | 5,832 |
| 非利息収益 | | 4,450 | 90,424 | 3,872 | 78,679 |
| 営業収益 | | 20,979 | 426,293 | 20,746 | 421,559 |
| 営業費用 | *13* | (9,634) | (195,763) | (9,432) | (191,658) |
| 減損損失控除前営業利益 | | 11,345 | 230,530 | 11,314 | 229,900 |
| 金融商品の減損損失 | *14* | (5,497) | (111,699) | (5,483) | (111,415) |
| 関連会社の減損損失 | *30* | (94) | (1,910) | (726) | (14,752) |
| その他の資産の減損損失 | | (2) | (41) | (6) | (122) |
| 減損損失 | | (5,593) | (113,650) | (6,215) | (126,289) |
| 減損損失控除後営業利益 | | 5,752 | 116,881 | 5,099 | 103,612 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | *15* | 22 | 447 | 2 | 41 |
| 子会社または関連会社の売却による純損失 | | - | - | (12) | (244) |
| 固定資産の売却による純利益 | *16* | 16 | 325 | 14 | 284 |
| 投資不動産評価損 | *32* | (145) | (2,946) | (86) | (1,748) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益の持分 | *30* | 195 | 3,962 | 293 | 5,954 |
| 税引前当期純利益 | | 5,840 | 118,669 | 5,310 | 107,899 |
| 法人税等 | *17* | (1,211) | (24,608) | (1,174) | (23,856) |
| 当期純利益 | | 4,629 | 94,061 | 4,136 | 84,044 |
| 当期純利益の帰属： | | | | | |
| 親会社株主 | *42(j)* | 4,608 | 93,635 | 4,118 | 83,678 |
| 非支配持分 | | 21 | 427 | 18 | 366 |
| 当期純利益 | | 4,629 | 94,061 | 4,136 | 84,044 |
| 1 株当たり利益 | | | | | |
| 基本的 | *19* | 1.52香港ドル | 31円 | 1.32香港ドル | 27円 |
| 希薄化後 | *19* | 1.52香港ドル | 31円 | 1.32香港ドル | 27円 |

206 ページから 391 ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。当行の普通株主に支払われる、当期純利益に帰属する配当金の詳細については、注記 18 に記載している。

**②連結包括利益計算書**

2024年12月31日に終了した事業年度

| | | 2024年 | | 2023年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | *注記* | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| 当期純利益 | | 4,629 | 94,061 | 4,136 | 84,044 |
| その他の包括利益： | | | | | |
| 純損益に振り替えられることのない項目： | | | | | |
| 不動産： | | | | | |
| - 不動産再評価差額金 | *42(b)* | 11 | 224 | 13 | 264 |
| - 繰延税金 | *42(b)* | 5 | 102 | 2 | 41 |
| 公正価値評価差額金（資本性金融商品）： | | | | | |
| - 公正価値の純変動額 | *42(f)* | 40 | 813 | 120 | 2,438 |
| - 繰延税金 | *42(f)* | 7 | 142 | - | - |
| 負債信用リスク準備金： | | | | | |
| - 当行グループの自己信用リスクに起因する公正価値の純変動額 | *34, 42(h)* | (5) | (102) | (13) | (264) |
| - 繰延税金 | *34, 42(h)* | 1 | 20 | 2 | 41 |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目： | | | | | |
| 公正価値評価差額金（負債性金融商品）： | | | | | |
| - 公正価値の純変動額 | *42(f)* | 1,086 | 22,068 | 760 | 15,443 |
| - 処分時に純損益に振り替えられた金額 | *42(f)* | 93 | 1,890 | 82 | 1,666 |
| - 繰延税金 | *42(f)* | (199) | (4,044) | (134) | (2,723) |
| ヘッジ準備金（キャッシュ・フロー・ヘッジ）： | | | | | |
| - ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効な部分 | *42(g)* | (28) | (569) | - | - |
| - 純損益に振り替えられた金額 | *42(g)* | 4 | 81 | - | - |
| - 繰延税金 | *42(g)* | 4 | 81 | - | - |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの資本変動に対する持分 | *42(i)* | 50 | 1,016 | 51 | 1,036 |
| 海外、マカオおよび台湾の支店、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーの財務諸表の換算または処分により生じた為替換算差額 | | (1,145) | (23,266) | (723) | (14,691) |
| その他の包括利益 | | (76) | (1,544) | 160 | 3,251 |
| 包括利益合計 | | 4,553 | 92,517 | 4,296 | 87,295 |
| 以下に帰属する包括利益合計： | | | | | |
| 親会社株主 | | 4,532 | 92,090 | 4,278 | 86,929 |
| 非支配持分 | | 21 | 427 | 18 | 366 |
| | | 4,553 | 92,517 | 4,296 | 87,295 |

206ページから391ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

**③連結財政状態計算書**

2024年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2024年12月31日現在 百万香港ドル | 2024年12月31日現在 百万円 | 2023年12月31日現在 百万香港ドル | 2023年12月31日現在 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 資産 | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | *23* | 41,304 | 839,297 | 45,903 | 932,749 |
| 銀行への預け金および貸出金 | *24* | 37,705 | 766,166 | 43,691 | 887,801 |
| 貿易手形 | *25* | 1,456 | 29,586 | 373 | 7,579 |
| トレーディング資産 | *26* | 207 | 4,206 | 3,049 | 61,956 |
| デリバティブ資産 | *45(b)(ii)* | 6,227 | 126,533 | 9,056 | 184,018 |
| 顧客に対する貸付金 | *27* | 527,829 | 10,725,485 | 526,984 | 10,708,315 |
| 投資有価証券 | *28* | 190,783 | 3,876,711 | 167,270 | 3,398,926 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | *30* | 8,448 | 171,663 | 8,384 | 170,363 |
| 固定資産 | *32* | 12,971 | 263,571 | 13,493 | 274,178 |
| - 投資不動産 | | 4,979 | 101,173 | 5,105 | 103,734 |
| - その他の有形固定資産 | | 7,298 | 148,295 | 7,603 | 154,493 |
| - 使用権資産 | | 694 | 14,102 | 785 | 15,951 |
| のれんおよび無形資産 | *31* | 1,836 | 37,308 | 1,852 | 37,633 |
| 繰延税金資産 | *35(b)* | 1,600 | 32,512 | 1,836 | 37,308 |
| その他の資産 | *33* | 47,393 | 963,026 | 38,470 | 781,710 |
| 資産合計 | | 877,759 | 17,836,063 | 860,361 | 17,482,536 |
| 資本および負債 | | | | | |
| 銀行からの預金 | | 24,157 | 490,870 | 25,619 | 520,578 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | *34* | - | - | 3,199 | 65,004 |
| - 償却原価 | | 24,157 | 490,870 | 22,420 | 455,574 |
| 顧客からの預金 | *36* | 643,093 | 13,067,650 | 628,598 | 12,773,111 |
| - 要求払預金および当座預金 | | 65,685 | 1,334,719 | 65,643 | 1,333,866 |
| - 貯蓄預金 | | 134,908 | 2,741,331 | 118,163 | 2,401,072 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | | 442,500 | 8,991,600 | 444,792 | 9,038,173 |
| トレーディング負債 | | 66 | 1,341 | - | - |
| デリバティブ負債 | *45(b)(ii)* | 5,796 | 117,775 | 4,007 | 81,422 |
| 発行済譲渡性預金 | | 21,578 | 438,465 | 27,618 | 561,198 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | *34* | 705 | 14,326 | 9,415 | 191,313 |
| - 償却原価 | | 20,873 | 424,139 | 18,203 | 369,885 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 当期税金 | *35(a)* | 1,870 | 37,998 | 1,602 | 32,553 |
| 発行済負債証券 | | 387 | 7,864 | 844 | 17,150 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | *34* | 232 | 4,714 | 688 | 13,980 |
| - 償却原価 | | 155 | 3,150 | 156 | 3,170 |
| 繰延税金負債 | *35(b)* | 685 | 13,919 | 468 | 9,510 |
| その他の負債 | *37* | 51,299 | 1,042,396 | 47,312 | 961,380 |
| 償却原価で測定される借入資本 | *38* | 23,089 | 469,168 | 15,967 | 324,449 |
| 負債合計 | | 772,020 | 15,687,446 | 752,035 | 15,281,351 |
| | | | | | |
| 資本金 | *40* | 42,060 | 854,659 | 41,915 | 851,713 |
| 準備金 | *42* | 58,383 | 1,186,343 | 56,058 | 1,139,099 |
| 親会社株主に帰属する資本合計 | | 100,443 | 2,041,002 | 97,973 | 1,990,811 |
| その他資本性金融商品 | *41* | 5,021 | 102,027 | 10,090 | 205,029 |
| 非支配持分 | | 275 | 5,588 | 263 | 5,344 |
| 資本合計 | | 105,739 | 2,148,616 | 108,326 | 2,201,184 |
| 資本および負債合計 | | 877,759 | 17,836,063 | 860,361 | 17,482,536 |

本財務諸表は 2025 年 2 月 20 日に取締役会により承認され、公表が許可された。

| デイビッド・リー・コック・ポー | エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | メオクル・リー・コック・ウィン |
|---|---|---|---|
| 執行主席 | 共同最高経営責任者 | 共同最高経営責任者 | 取締役 |

206 ページから 391 ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

## ④連結株主資本変動計算書

2024年12月31日に終了した事業年度

| （単位：百万香港ドル） | 資本金 | 一般準備金 | 不動産再評価差額金 | 資本準備金 | 為替換算差額 | 公正価値評価差額金 | ヘッジ準備金 | 負債信用リスク準備金 | その他準備金[3] | 利益剰余金 | 合計 | 追加的資本性金融商品 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2024年1月1日現在 | 41,915 | 13,658 | 2,270 | 1,034 | (2,545) | 1,338 | - | 4 | 5,154 | 35,145 | 97,973 | 10,090 | 263 | 108,326 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,608 | 4,608 | - | 21 | 4,629 |
| その他の包括利益 | - | - | 16 | - | (1,145) | 1,027 | (20) | (4) | 50 | - | (76) | - | - | (76) |
| 包括利益合計 | - | - | 16 | - | (1,145) | 1,027 | (20) | (4) | 50 | 4,608 | 4,532 | - | 21 | 4,553 |
| 配当に代えて発行された株式 *（注記40）* | 145 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 145 | - | - | 145 |
| 持分決済型の株式報酬取引 *（注記42（d））* | - | - | - | 22 | - | - | - | - | - | - | 22 | - | - | 22 |
| 振替 | - | - | - | (39) | - | - | - | - | 22 | 17 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (1,886) | (1,886) | - | (9) | (1,895) |
| その他資本性金融商品の償還[1] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (5,069) | - | (5,069) |
| 自己株式の取得[2] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (343) | (343) | - | - | (343) |
| 2024年12月31日現在 | 42,060 | 13,658 | 2,286 | 1,017 | (3,690) | 2,365 | (20) | - | 5,226 | 37,541 | 100,443 | 5,021 | 275 | 105,739 |
| 2023年1月1日現在 | 41,856 | 13,658 | 2,255 | 1,045 | (1,822) | 510 | - | 15 | 5,105 | 33,365 | 95,987 | 10,090 | 269 | 106,346 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,118 | 4,118 | - | 18 | 4,136 |
| その他の包括利益 | - | - | 15 | - | (723) | 828 | - | (11) | 51 | - | 160 | - | - | 160 |
| 包括利益合計 | - | - | 15 | - | (723) | 828 | - | (11) | 51 | 4,118 | 4,278 | - | 18 | 4,296 |
| 配当に代えて発行された株式 *（注記40）* | 59 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 59 | - | - | 59 |
| 持分決済型の株式報酬取引 *（注記42（d））* | - | - | - | 24 | - | - | - | - | - | - | 24 | - | - | 24 |
| 振替 | - | - | - | (35) | - | - | - | - | (2) | 37 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (2,008) | (2,008) | - | (24) | (2,032) |
| 自己株式の取得[2] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (367) | (367) | - | - | (367) |
| 2023年12月31日現在 | 41,915 | 13,658 | 2,270 | 1,034 | (2,545) | 1,338 | - | 4 | 5,154 | 35,145 | 97,973 | 10,090 | 263 | 108,326 |

| （単位：百万円） | 資本金 | 一般準備金 | 不動産再評価差額金 | 資本準備金 | 為替換算差額 | 公正価値評価差額金 | ヘッジ準備金 | 負債信用リスク準備金 | その他準備金[3] | 利益剰余金 | 合計 | 追加的資本性金融商品 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2024年1月1日現在 | 41,915 | 13,658 | 2,270 | 1,034 | (2,545) | 1,338 | - | 4 | 5,154 | 35,145 | 97,973 | 10,090 | 263 | 108,326 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,608 | 4,608 | - | 21 | 4,629 |
| その他の包括利益 | - | - | 16 | - | (1,145) | 1,027 | (20) | (4) | 50 | - | (76) | - | - | (76) |
| 包括利益合計 | - | - | 16 | - | (1,145) | 1,027 | (20) | (4) | 50 | 4,608 | 4,532 | - | 21 | 4,553 |
| 配当に代えて発行された株式 *（注記40）* | 145 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 145 | - | - | 145 |
| 持分決済型の株式報酬取引 *（注記42（d））* | - | - | - | 22 | - | - | - | - | - | - | 22 | - | - | 22 |
| 振替 | - | - | - | (39) | - | - | - | - | 22 | 17 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (1,886) | (1,886) | - | (9) | (1,895) |
| その他資本性金融商品の償還[1] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (5,069) | - | (5,069) |
| 自己株式の取得[2] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (343) | (343) | - | - | (343) |
| 2024年12月31日現在 | 42,060 | 13,658 | 2,286 | 1,017 | (3,690) | 2,365 | (20) | - | 5,226 | 37,541 | 100,443 | 5,021 | 275 | 105,739 |
| 2023年1月1日現在 | 41,856 | 13,658 | 2,255 | 1,045 | (1,822) | 510 | - | 15 | 5,105 | 33,365 | 95,987 | 10,090 | 269 | 106,346 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,118 | 4,118 | - | 18 | 4,136 |
| その他の包括利益 | - | - | 15 | - | -723 | 828 | - | -11 | 51 | - | 160 | - | - | 160 |
| 包括利益合計 | - | - | 15 | - | -723 | 828 | - | -11 | 51 | 4,118 | 4,278 | - | 18 | 4,296 |
| 配当に代えて発行された株式 *（注記40）* | 59 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 59 | - | - | 59 |
| 持分決済型の株式報酬取引 *（注記42（d））* | - | - | - | 24 | - | - | - | - | - | - | 24 | - | - | 24 |
| 振替 | - | - | - | -35 | - | - | - | - | -2 | 37 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (2,008) | (2,008) | - | (24) | (2,032) |
| 自己株式の取得[2] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (367) | (367) | - | - | (367) |
| 2023年12月31日現在 | 41,915 | 13,658 | 2,270 | 1,034 | (2,545) | 1,338 | - | 4 | 5,154 | 35,145 | 97,973 | 10,090 | 263 | 108,326 |

1. *2024 年度において当行は 5,069 百万香港ドル (650 百万米ドル) の 2019 年発行済その他 Tier 1 資本型金融商品を償還した。*

2. *当年度において当行は香港株式市場にて、当行の発行済株式のうち 35 百万株 (2023: 36 百万株) を合計で 342 百万香港ドル (2023: 366 百万香港ドル)の対価にて買い戻した。およそ 1 百万香港ドル (2023: 1 百万香港ドル)の直接取引費用と合わせ、合計で 343 百万香港ドル (2023: 367 百万香港ドル) が利益剰余金からの控除額として計上された。自己株式の取得についての詳細は注記 40 を参照。*

3. *その他準備金には、法定準備金およびその他の準備金が含まれる。*

206 ページから 391 ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

**⑤連結キャッシュ・フロー計算書**
**12月31日に終了した事業年度**

| | 注記 | 2024年 百万香港ドル | 2024年 百万円 | 2023年 百万香港ドル | 2023年 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 税引前当期純利益 | | 5,840 | 118,669 | 5,310 | 107,899 |
| 調整項目： | | | | | |
| 金融商品の減損損失 | | 5,497 | 111,699 | 5,483 | 111,415 |
| 関連会社の減損損失 | | 94 | 1,910 | 726 | 14,752 |
| その他の資産の減損損失 | | 2 | 41 | 6 | 122 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | | (195) | (3,962) | (293) | (5,954) |
| 償却原価で測定される金融資産の売却による純損失 | | 104 | 2,113 | 22 | 447 |
| FVOCI で測定される負債証券の売却による純損失 | | 54 | 1,097 | 60 | 1,219 |
| 子会社および関連会社の処分による純損失 | | - | - | 12 | 244 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | | (22) | (447) | (2) | (41) |
| 固定資産の処分による純利益 | | (16) | (325) | (14) | (284) |
| 発行済負債証券の支払利息 | | 16 | 325 | 51 | 1,036 |
| 発行済借入資本の支払利息 | | 1,404 | 28,529 | 949 | 19,284 |
| リース負債の支払利息 | | 31 | 630 | 29 | 589 |
| 銀行所有の不動産、器具、備品および設備の減価償却費 | *32* | 596 | 12,111 | 547 | 11,115 |
| 使用権資産の減価償却費 | *32* | 266 | 5,405 | 260 | 5,283 |
| FVOCI で測定される株式の受取配当金 | *10* | (16) | (325) | (34) | (691) |
| 無形資産の償却費 | *31(b)* | 13 | 264 | 13 | 264 |
| 発行済負債証券および借入資本のプレミアムまたはディスカウントの償却額 | | 34 | 691 | 11 | 224 |
| 発行済負債証券および借入資本の評価損益 | | (24) | (488) | 201 | 4,084 |
| 投資不動産評価損 | *32* | 145 | 2,946 | 86 | 1,748 |
| 持分決済型株式報酬費用 | *13, 42(d)* | 22 | 447 | 24 | 488 |
| | | 13,845 | 281,330 | 13,447 | 273,243 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 営業資産の減少／（増加）： | | | | |
| 当初の満期が3ヶ月を超える現金および銀行預け金 | 905 | 18,390 | 1,533 | 31,151 |
| 当初の満期が3ヶ月を超える銀行への預け金および貸出金 | 2,000 | 40,640 | (4,028) | (81,849) |
| 貿易手形 | (1,084) | (22,027) | 156 | 3,170 |
| トレーディング資産 | 2,776 | 56,408 | (2,728) | (55,433) |
| デリバティブ資産 | 2,805 | 56,998 | 2,036 | 41,372 |
| 顧客に対する貸付金 | (5,357) | (108,854) | 10,778 | 219,009 |
| 償却原価で測定される負債証券 | (19,574) | (397,744) | 5,187 | 105,400 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | (591) | (12,009) | (17,193) | (349,362) |
| FVTPLで測定することが義務付けられている負債証券 | 857 | 17,414 | 1,194 | 24,262 |
| FVTPLで測定することが義務付けられている非売買目的株式 | 10 | 203 | 95 | 1,930 |
| その他の資産 | (9,614) | (195,356) | 182 | 3,698 |
| 営業負債の（減少）／増加： | | | | |
| 銀行からの預金 | (1,462) | (29,708) | 141 | 2,865 |
| 顧客からの預金 | 14,495 | 294,538 | (19,495) | (396,138) |
| 発行済譲渡性預金 | (6,047) | (122,875) | (5,056) | (102,738) |
| トレーディング負債 | 66 | 1,341 | (5) | (102) |
| デリバティブ負債 | 1,789 | 36,352 | (138) | (2,804) |
| その他の負債 | 3,999 | 81,260 | (2,727) | (55,413) |
| 為替換算調整 | 83 | 1,687 | 453 | 9,205 |
| 営業活動による純資金の流入／（流出） | (99) | (2,012) | (16,168) | (328,534) |
| 法人税等の支払額 | | | | |
| 香港の利益税の納付額 | (197) | (4,003) | (261) | (5,304) |
| 香港以外の地域における利益税の納付額 | (462) | (9,388) | (489) | (9,936) |
| 営業活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | (758) | (15,403) | (16,918) | (343,774) |

**⑤連結キャッシュ・フロー計算書*(続き)***
2024年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2024年 百万香港ドル | 2024年 百万円 | 2023年 百万香港ドル | 2023年 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーからの受取配当金 | | - | - | 71 | 1,443 |
| FVOCIで測定される株式からの受取配当金 | | 16 | 325 | 34 | 691 |
| 固定資産の取得による支出 | | (537) | (10,912) | (680) | (13,818) |
| その他の不動産および設備の売却による収入 | | 135 | 2,743 | 42 | 853 |
| 売却目的保有資産の売却による収入 | | 68 | 1,382 | 22 | 447 |
| 投資活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | | (318) | (6,462) | (511) | (10,384) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 普通株式配当金の支払額 | | (1,156) | (23,490) | (1,377) | (27,981) |
| その他Tier1資本証券保有者への分配金 | *18(c), 42(j)* | (594) | (12,070) | (596) | (12,111) |
| 自己株式の取得による支出 | | (343) | (6,970) | (367) | (7,457) |
| 借入資本の発行による収入 | | 8,864 | 180,116 | 3,893 | 79,106 |
| リース料支払額の元本部分 | | (255) | (5,182) | (245) | (4,978) |
| リース料支払額の利息部分 | | (29) | (589) | (29) | (589) |
| 発行済負債証券の償還による支出 | | (467) | (9,489) | (2,090) | (42,469) |
| 借入資本の償還による支出 | | (1,594) | (32,390) | - | - |
| その他資本性金融商品の償還による支出 | | (5,069) | (103,002) | - | - |
| 発行済負債証券の利息の支払額 | | (19) | (386) | (58) | (1,179) |
| 借入資本の利息の支払額 | | (1,380) | (28,042) | (873) | (17,739) |
| 財務活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | | (2,042) | (41,493) | (1,742) | (35,397) |
| 現金および現金同等物の純減額 | | (3,118) | (63,358) | (19,171) | (389,555) |
| 1月1日現在の現金および現金同等物 | *47(a)* | 92,134 | 1,872,163 | 112,149 | 2,278,868 |
| 為替レートの変動による影響 | | (1,146) | (23,287) | (844) | (17,150) |
| 12月31日現在の現金および現金同等物 | *47(a)* | 87,870 | 1,785,518 | 92,134 | 1,872,163 |

営業活動によるキャッシュ・フローには以下を含む：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受取利息 | 39,570 | 804,062 | 39,022 | 792,927 |
| 支払利息 | 22,481 | 456,814 | 20,771 | 422,067 |
| 受取配当金 | 9 | 183 | 10 | 203 |

206 ページから 391 ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

*連結財務諸表注記*

**1. 主な事業活動**

当行およびその子会社（以下「当行グループ」）は、銀行業務および関連する金融サービスの提供を行っている。

**2. 重要な会計方針**

(a) 準拠の表明

本財務諸表は、適用されるすべての 香港財務報告基準（「HKFRS」）に従って作成されている。HKFRS には、適用されるすべての個別の香港財務報告基準、香港会計基準（「HKAS」）、および香港公認会計士協会（「HKICPA」）が公表している解釈指針、香港で一般に認められている会計原則、ならびに香港会社条例の要件が含まれる。また、本財務諸表は、香港証券取引所（The Stock Exchange of Hong Kong Limited）の「証券上場規則」の適用される開示規定にも準拠している。当行グループが採用している重要な会計方針の概要は、以下の通りである。

HKICPA は、HKFRSs に対する数多くの改訂を公表しており、これらは当行グループの当会計期間において初めて適用されるか、または早期適用が可能となっている。注記 3 には、本財務諸表に反映されている当会計期間および前会計期間において当行グループに関連する範囲で、これらの改訂の初度適用による会計方針の変更に関する情報が記載されている。

(b) 財務諸表の作成の基準

2024 年 12 月 31 日に終了した事業年度の連結財務諸表は、当行グループおよび関連会社ならびにジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分から構成されている。

財務諸表の作成に用いた測定基準は取得原価であるが、以下の資産および負債については、後述の会計方針に説明されているとおり、公正価値で計上されている。

- 売買目的に分類される金融商品、損益を通じて公正価値で測定される（「FVTPL」）ものとして指定または強制的に測定される金融商品、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される（「FVOCI」）金融商品（注記2(h)(ii)）
- デリバティブ金融商品（注記2(k)および2(l)）
- 投資不動産（注記2(o)(ii)）

HKFRS に準拠して財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、会計方針の適用および資産・負債、収益・費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよび関連する仮定は、過去の実績や、その状況下で合理的であると判断されるその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断の基礎となる。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

これらの見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、その修正が当該期間のみに影響する場合は当該期間に、現在および将来の期間の両方に影響する場合は修正が行われた期間および将来の期間に認識される。

財務諸表に重要な影響を及ぼす HKFRS の適用に関して経営陣が行った判断の詳細、および見積りの不確実性の主な要因については、注記 52 に記載されている。

(c) 連結の基礎

特段の記載がない限り、本連結財務諸表は、当行およびすべての子会社の連結財政状態、ならびに関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分を示すものである。銀行業（開示）規則に基づき報告が求められる情報については、連結の基礎を未監査補足財務情報の注記 1 に記載している。

(i) 子会社および非支配持分

連結財務諸表には、12 月 31 日時点で作成された当行およびすべての子会社の財務諸表が含まれている。子会社とは、当行グループが支配する事業体を指す。当行グループは、当該事業体への関与により変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ当該事業体に対するパワーを通じて変動リターンに影響を及ぼす能力を有する場合に、当該事業体を支配している。当行グループがパワーを有するかどうかを評価する際には、（当行グループおよびその他の当事者が保有する）実質的な権利のみが考慮される。

子会社への投資は、支配が開始された日から支配が終了する日まで、連結財務諸表に連結される。グループ内残高、取引およびキャッシュ・フロー、ならびにグループ内取引から生じる未実現利益は、連結財務諸表を作成する際に全額消去される。グループ内取引から生じる未実現損失は、未実現利益と同様の方法で消去されるが、減損の証拠が存在しない範囲に限られる。

非支配持分は、当行に直接的または間接的に帰属しない子会社の持分を表しており、当行グループは、当該持分の保有者との間で、当行グループ全体として当該持分に関して金融負債の定義を満たす契約上の義務を負うこととなるような追加の条件について合意していない。各企業結合について、当行グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、あるいは子会社の識別可能な純資産に対する非支配持分の持分比率で測定するかを選択することができる。

非支配持分は、連結財政状態計算書において、当行の株主に帰属する資本と区別して資本に表示される。当行グループの業績に対する非支配持分は、連結損益計算書および連結包括利益計算書において、当期純利益および包括利益合計を、非支配持分と当行株主に帰属する部分とに配分する形で表示される。

支配の喪失を伴わない当行グループの子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理される。これにより、相対的な持分の変動を反映するために、連結資本内の支配株主持分および非支配株主持分の金額が調整されるが、のれんに対する調整は行われず、損益も認識されない。

当行グループが子会社に対する支配を失った場合、それは当該子会社に対する持分全体の処分として会計処理され、その結果生じる利得または損失は損益として認識される。支配喪失日に旧子会社に対して保有している持分は公正価値で認識され、この金額は、金融資産の当初認識時の公正価値（注記 2(h)）または、適切な場合には、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資の当初認識時の取得原価（注記 2(c)(ii)）とみなされ、当該子会社の支配喪失に伴う利得または損失と相殺される。

当行の財政状態計算書において、子会社への投資は、減損損失（該当がある場合）を控除後の取得原価で計上されている（注記 2(r)）。

(ii) 関連会社およびジョイント・ベンチャー

連結財務諸表には、12 月 31 日の 3 ヶ月前の日以降に作成された財務諸表に基づき、関連会社およびジョイント・ベンチャーの業績および準備金のうち当行に帰属する持分が含まれている。

関連会社とは、当行グループまたは当行が、財務および事業方針の決定への参加を含め、その経営に対して支配力または共同支配力はないものの、重要な影響力を有している会社である。

ジョイント・ベンチャーとは、当行グループまたは当行が、他の当事者と契約上、当該事業に対する支配を共有することに合意し、かつ当該事業の純資産に対する権利を有する取り決めを指す。

関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資は、売却目的保有として分類される（または売却目的保有に分類される処分グループに含まれる）場合を除き、連結財務諸表において持分法により会計処理される（注記 2(ac)）。 持分法では、投資は当初、取得原価で計上され、取得日における関連会社またはジョイント・ベンチャーの識別可能な純資産の公正価値のうち、当行グループが保有する持分が投資の取得原価を上回る部分（該当がある場合）について調整される。その後、投資は、取得後の被投資企業の純資産における当行グループの持分の変動および当該投資に関連する減損損失について調整される（注記 2(r)）。取得時の被投資企業の識別可能な純資産の公正価値が投資の取得原価を上回る部分、取得後の被投資企業の税引後利益のうち当行グループが持分に応じて受け取る部分、および当事業年度の減損損失は、連結損益計算書に計上される。一方、取得後の被投資企業のその他の包括利益のうち、当行グループが持分に応じて受け取る税引後項目は、連結包括利益計算書に計上される。関連会社およびジョイント・ベンチャーから受け取った配当収入は、それぞれ関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資の帳簿価額から控除される。

当行グループの損失持分が、関連会社またはジョイント・ベンチャーにおける持分を上回った場合、当行グループの持分はゼロに減額され、当行グループが法的または推定上の義務を負っている場合、あるいは被投資会社に代わって支払いを行った場合を除き、それ以上の損失の認識は中止される。この目的において、関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分は、持分法に基づく投資の帳簿価額に加え、実質的に当該関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する当行グループの純投資の一部を構成する当行グループの長期持分となる。

当行グループと関連会社およびジョイント・ベンチャーとの間の取引から生じる未実現損益は、当行グループの被投資会社に対する持分に応じて相殺される。ただし、未実現損失が譲渡された資産の減損を示す証拠となる場合は、その未実現損失は直ちに損益として認識される。

当行グループが関連会社に対する重要な影響力を失った場合、またはジョイント・ベンチャーに対する共同支配を失った場合、それは当該投資先に対する持分全体の処分として会計処理され、その結果生じる利得または損失は損益として認識される。重要な影響力または共同支配を失った日において、元投資先に対して保有している持分は公正価値で認識され、この金額は金融資産の当初認識時の公正価値とみなされる（注記 2(h)）。

当行は、関連会社およびジョイント・ベンチャーの業績について、受領した配当金の範囲内で計上している。関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資は、当行の財政状態計算書において、減損損失を控除後の取得原価で計上されている（注記 2(r)）。

(d) 外貨換算

当年度中の外貨建て取引は、取引日現在の為替レートにより香港ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、報告期間末日の為替レートにより香港ドルに換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

取得原価で測定される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、取引日の為替レートを用いて香港ドルに換算される。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートを用いて換算される。

FVTPL で測定される投資およびデリバティブ金融商品に関連する為替差額は、売買目的有価証券または FVTPL で測定される金融商品の損益に含まれる。貨幣性項目に関連するその他のすべての為替差額は、損益計算書において「外貨取引による損益」として表示される。公正価値のその後の変動をその他の包括利益として表示することを選択した資本性金融商品への投資の換算から生じる差額は、その他の包括利益として認識され、資本に区分表示される。

在外営業活動体の業績は、取引日における為替レートに近似する為替レートにより香港ドルに換算される。2005年1月1日以降に取得された在外営業活動体の連結により生じたのれんを含む、財政状態計算書の項目は、報告期間末日の為替レートにより香港ドルに換算される。その結果生じる為替差額は、その他の包括利益に直接認識され、資本における為替換算準備金として区分表示される。2005年1月1日より前に取得した在外営業活動体の連結により生じたのれんは、当該在外営業活動体の取得日に適用された為替レートで換算される。
在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する為替差額の累計額は、処分による損益が認識された時点で、資本から損益計算書に再分類される。

(e) 利息

実効金利

FVOCI または償却原価で測定される金融資産の利息収益、および償却原価で測定される金融負債の利息費用は、実効金利法を用いて損益計算書に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想存続期間にわたる見積将来キャッシュ・フローを、金融資産の総帳簿価額または金融負債の償却原価に正確に割り引く利率である。

信用減損資産以外の金融商品の実効金利を算定する場合、当行グループは、当該金融商品のすべての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを見積るが、予想信用損失は考慮しない。当初認識時に信用減損資産として購入または組成された金融資産については、予想信用損失を含む将来キャッシュ・フローの見積りを用いて、信用調整後の実効金利を算定する（すなわち、当初認識時に予想信用損失引当金の計上は不要である）。

実効金利の算定には、実効金利の不可欠な構成要素である取引コスト、ならびに支払った、または受領した手数料およびポイントが含まれる。取引コストには、金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する追加費用が含まれる。

当行グループでは、HKFRS9、HKAS39、HKFRS7、HKFRS4、HKFRS16 に対するフェーズ 2 の改訂（フェーズ 2 の改訂と呼ぶ）である金利指標改革を採用している。これは、もし一定の条件を満たすならば便宜的に契約上のキャッシュ・フローを変動金利の変更として扱うための判断ベースを変える事ができるものである。それには金利指標改革による直接的な結果として変更が必要であること、そしてこの変更が経済的に同等な条件にて行われる事、という条件を満たす必要がある。

償却原価および総帳簿価額

金融資産または金融負債の「償却原価」とは、当初認識時の測定額から元本返済額を控除し、当該当初認識額と満期償還額との差額について実効金利法を用いて算定した償却累計額を加減し、さらに金融資産については予想信用損失引当金を調整した金額である。

「金融資産の総帳簿価額」とは、予想信用損失引当金の調整を行う前の、金融資産の償却原価を指す。

利息収益および利息費用の算定

利息収益および利息費用の算定においては、資産の総帳簿価額（当該資産が信用減損ではない場合）または負債の償却原価に実効金利を適用する。

ただし、当初認識後に信用減損となった金融資産については、金融資産の償却原価に実効金利を適用して利息収益を算定する。当該資産がもはや信用減損ではない場合、利息収益の算定は総額ベースに戻る。

当初認識時に信用減損資産として購入または組成された金融資産については、信用調整後の実効金利を当該資産の償却原価に適用して、利息収益を算定する。当該資産の信用リスクが改善した場合であっても、利息収益の算定は総額ベースに戻らない。

金融資産がいつ信用減損となるかについては、注記 2(h)(vii)を参照のこと。

(f) 手数料収益・費用

金融資産または金融負債の実効金利の不可欠な一部である手数料収益および手数料費用は、実効金利の算定において考慮される（注記 2(e)）。

その他の手数料収益は、関連するサービスが提供された時点で損益計算書に計上される。

金融資産の組成または取得に関して当行グループが受け取った、または支払った組成手数料またはコミットメント手数料は、繰延べられ、実効金利の調整として認識される。ローン・コミットメントが実際に融資の実行につながるかどうかが不確実な場合、関連するローン・コミットメント手数料は、コミットメント期間にわたって定額法で収益として認識される。

その他の手数料費用は、主に取引手数料およびサービス手数料に関連しており、サービスを受けた時点で費用として計上される。

(g) その他の収益の認識

その他の収益は、受領済みまたは受領予定の対価の公正価値で測定される。経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつ収益および（該当する場合）費用を信頼性をもって測定できる場合、収益は以下のように損益計算書に認識される。

(i) FVTPL で測定される金融商品から生じる純収益およびトレーディング収益

FVTPL に指定された金融商品から生じる純収益、FVTPL で測定することが義務付けられている非売買目的の金融資産から生じる純収益、およびトレーディング収益は、当該金融資産および金融負債の公正価値の変動によるすべての損益（経過利息を控除後）に加え、これらの金融商品に帰属する為替差損益および配当収入で構成される。 FVTPL で測定されるこれらの金融資産および金融負債に係る利息は、発生ベースで計上され、収益収益または費用費用として表示される。

(ii) ファイナンス・リースから生じる金融収益

ファイナンス・リースに内在する金融収益は、各会計期間におけるリース純投資額の未回収残高に対して概ね一定の期間収益率が得られるよう、リース期間にわたり利息収益として認識される。

(iii) オペレーティング・リースから生じる賃貸収入

オペレーティング・リースに基づき受け取る賃貸料は、リース期間にわたって均等な分割額としてその他の営業収益に計上される。ただし、リース資産から得られる便益のパターンをより適切に反映する別の基準がある場合はこの限りではない。付与されたリース・インセンティブは、受取リース料総額の不可欠な一部として損益計算書に計上される。受取変動リース料は、発生した会計期間に収益として認識される。

(iv) 配当収入

非上場投資から生じる配当収入は、株主の配当金受領権が無条件に確定した時点で認識される。上場投資から生じる配当収入は、当該投資の株価が配当落ちとなった時点で認識される。

(h) 金融商品

(i) 当初認識

当行グループは、金融資産および金融負債について、当該金融商品の契約条項の当事者となった日に当初認識を行う。FVTPL で測定される金融資産の通常の方法による売買、償却原価または FVOCI で測定される投資有価証券、デリバティブ取引、または発行された債務は、取引日基準により認識される。その他の金融資産および金融負債は、決済日基準により認識される。

金融商品は当初、公正価値で測定される。公正価値は通常、取引価格に、FVTPL で測定されない金融資産または金融負債の場合は、当該金融資産の取得または金融負債の発行に直接起因する取引コストを加えた額に等しくなる。FVTPL で測定される金融資産および金融負債に関する取引コストは、直ちに費用処理される。

公正価値で測定される金融資産または金融負債の損益は、当初認識日から計上される。

金融資産および金融負債から生じる契約上の利息は、財務諸表において、未収利息および未払利息として個別に表示される。

(ii) 分類

***金融資産および金融負債***

*金融資産*

当初認識時、金融資産は、償却原価、FVOCI または FVTPL のいずれかで測定されるものとして分類される。

金融資産は、以下の両方の条件を満たし、かつ FVTPL に指定されていない場合に、償却原価で測定される。

- 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- 当該金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、かつ FVTPL に指定されていない場合に限り、FVOCI で測定される。

- 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- 当該金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

売買目的保有でない資本性金融商品への投資を当初認識する際、当行グループは、その後の公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを取り消し不能な形で選択することができる（注記 2(n)）。この選択は、投資ごとに個別に行われる。

その他のすべての金融資産は、FVTPL で測定されるものとして分類される。

また、当初認識時に、当行グループは、償却原価または FVOCI で測定される要件を満たしている金融資産について、そうすることで生じうる会計上のミスマッチを解消または大幅に軽減できる場合、FVTPL で測定されるものとして取り消し不能な指定を行うことができる。

*事業モデルの評価*

当行グループは、資産が保有される事業モデルの目的について、ポートフォリオレベルで評価を行っている。これは、ポートフォリオレベルでの評価が、事業の運営方法および経営陣への情報提供の方法を最も適切に反映しているためである。考慮される情報には以下が含まれる。

- ポートフォリオに関する明示された方針および目的、ならびにそれらの方針が実務においてどのように運用されているか。特に、経営陣の戦略が、契約上の金利収益の稼得、特定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションを当該資産の資金調達源となる負債のデュレーションと一致させること、あるいは資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現することに重点を置いているか否か。
- ポートフォリオの業績がどのように評価され、グループの経営陣に報告されているか。
- 事業モデル（およびその事業モデル内で保有される金融資産）の業績に影響を与えるリスク、およびそれらのリスクがどのように管理されているか。
- 当該事業の経営陣への報酬体系－－例えば、報酬が運用資産の公正価値に基づくのか、それとも回収された契約上のキャッシュ・フローに基づくのか。
- 過年度の売却の頻度、規模および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動に関する見通し。ただし、売却活動に関する情報は単独で考慮されるのではなく、金融資産の管理についてグループが示した目的がどのように達成され、キャッシュ・フローがどのように実現されるかについての全体的な評価の一環として考慮される。

売買目的で保有されるか、または管理され、その業績が公正価値に基づいて評価される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されているわけでも、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的として保有されているわけでもないため、FVTPL で測定される。

*契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに該当するかどうかの評価*

この評価において、「元本」とは、当初認識時の金融資産の公正価値と定義される。「利息」とは、特定の期間における元本残高に関連する貨幣の時間価値への対価、信用リスクへの対価、およびその他の基本的な融資のリスクおよびコストへの対価（例：流動性リスクや管理コスト）、ならびに利益マージンである。

契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみに該当するかどうかを評価するにあたり、当行グループは当該金融商品の契約条項を検討する。これには、金融資産に、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させ、本条件を満たさなくなる可能性のある契約条項が含まれているかどうかの評価も含まれる。評価を行うにあたり、当行グループは以下の事項を考慮する。

- キャッシュ・フローの金額および時期を変化させることとなる偶発的事象
- レバレッジの特徴
- 期限前償還および延長条項；
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する当行グループの請求権を制限する条項（例：ノンリコース型資産契約）
- 貨幣の時間価値への対価を変更する特徴（例：金利の定期的な改定）。

*再分類*

金融資産は、当初認識後に再分類されない。ただし、当行グループが金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間についてはこの限りではない。当行グループが金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を新しい事業モデルに従って再分類する。 再分類は、「再分類日」から将来に向けて適用されるものとする。「再分類日」とは、「金融資産の再分類をもたらす事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日」と定義される。したがって、過去に認識された利得、損失、または利息は修正再表示されない。

金融資産が償却原価測定区分から FVTPL 測定区分または FVOCI 測定区分へ再分類される場合、その公正価値は再分類日現在で測定される。当該金融資産の従前の償却原価と公正価値との差額から生じる利得または損失は、純損益に認識される（FVTPL 測定区分への再分類の場合）か、またはその他の包括利益に認識される（FVOCI 測定区分への再分類の場合）。

金融資産が FVOCI 測定区分から償却原価測定区分へ再分類される場合、当該金融資産は再分類日の公正価値で再分類される。ただし、以前にその他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、資本から除去され、再分類日の当該金融資産の公正価値に対して調整される。その結果、当該金融資産は、常に償却原価で測定されていたかのように、再分類日現在で測定される。

金融資産が FVOCI 測定区分から FVTPL 測定区分へ再分類される場合、当該金融資産は引き続き公正価値で測定される。以前にその他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、再分類日において、資本から純損益に組替調整額として振り替えられる。

金融資産がFVTPL測定区分から償却原価測定区分へ再分類される場合、再分類日におけるその公正価値が新たな総帳簿価額となる。

企業が金融資産を FVTPL 測定区分から FVOCI 測定区分に再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価値で測定され、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に認識される。

*金融負債*

当行グループは、金融保証およびローン・コミットメントを除く金融負債を、償却原価またはFVTPLで測定されるものとして分類する。

当行グループは、当初認識時に、以下のいずれかの状況において、金融負債をFVTPLで測定されるものとして取り消し不能な指定を行うことができる。

(i) 以下のいずれかの理由により、その指定を行うことがより適切な情報を提供することになる場合。
- 金融負債のグループ、または金融資産と金融負債のグループが、公正価値ベースで管理され、その業績が内部的に評価・報告されている場合
- 当該指定により、資産または負債の測定、あるいはそれらに関する利得または損失の認識を異なる基準で行うことによって生じうる測定または認識上の不整合が解消されるか、または大幅に軽減される場合

(ii) 負債契約に１つ以上の組込デリバティブが含まれている場合。ただし、当該組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュ・フローを大幅に変更していない場合、または組込デリバティブの分離が禁止されることが明らかな場合はこの限りではない。

(iii) 公正価値測定の原則

金融商品の公正価値は、入手可能な場合には、報告期間末日の市場相場価格に基づいており、見積将来売却コストを控除していない。

公に利用可能な直近の取引価格、公認証券取引所における市場価格、または非上場金融商品に関するブローカーまたはディーラーからの価格が存在しない場合、あるいはその市場が活発でない場合、当該金融商品の公正価値は、実際の市場取引で得られる価格の信頼できる見積りを提供する評価手法を用いて見積られる。

割引キャッシュ・フロー法が使用される場合、将来キャッシュ・フローの見積りは経営陣による最善の見積りに基づき、使用される割引率は、報告期間末日の同様の条件を有する金融商品に適用される市場金利となる。その他の価格算定モデルが使用される場合、インプットは報告期間末日現在の市場データに基づく。

(iv) 認識の中止

当行グループは、金融資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、または金融資産が、金融資産の所有に係る実質的にすべてのリスクと経済価値とともに移転された場合、あるいは当行グループが金融資産の所有に係る実質的にすべてのリスクと経済価値を移転も保持もせず、かつ当該金融資産に対する支配を保持していない場合に、当該金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止に際しては、当該資産の帳簿価額（または認識が中止された部分に配分された帳簿価額）と、(i) 受領した対価（取得した新たな資産と引き受けた新たな負債との差額を含む）および (ii) その他の包括利益に認識されていた利得または損失累計額との差額が、損益計算書に認識される。 FVOCI に指定された持分証券に関して、その他の包括利益に認識された利得または損失累計額は、（注記 2(n)）で説明されているとおり、当該有価証券の認識中止時に損益計算書には認識されない。

金融負債は、契約に規定された義務が免責、取消し、または失効となった時点で認識を中止する。

当行グループは、認識の中止時に損益計算書に認識する実現損益を算定するために、状況に応じて加重平均法または先入先出法を採用する。

(v) 金融資産および金融負債の条件変更

金融資産の条件が変更された場合、当行グループは、変更後の資産のキャッシュ・フローが実質的に異なるかどうかを評価する。キャッシュ・フローが実質的に異なる場合、当初の金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利は失効したものとみなされる。この場合、当初の金融資産は認識中止となり（注記 2(h)(iv)）、新しい金融資産が公正価値で認識される。

償却原価で計上されている変更後の資産のキャッシュ・フローが実質的に異なるものでない場合、当該変更は金融資産の認識中止には至らない。この場合、当行グループは当該金融資産の総帳簿価額を再計算し、総帳簿価額の調整により生じた金額を、損益計算書において条件変更による利得または損失として認識する。当該変更が借手の財政的困難（注記 2(h)(vii)）により行われたものである場合、条件変更による利得または損失は減損損失と併せて表示される。それ以外の場合は、利息収益として表示される。

当行グループは、金融負債の条件が変更され、変更後の負債のキャッシュ・フローが実質的に異なる場合、当該金融負債の認識を中止する。この場合、変更後の条件に基づく新たな金融負債を公正価値で認識する。消滅した金融負債の帳簿価額と、変更後の条件に基づく新たな金融負債との差額は、損益計算書に認識される。

金利指標改革においては、償却原価法による金融商品への変更が重大か否かについての当行グループによる評価を、フェーズ 2 の改訂に記載の便宜的な方法の適用後に行う。これには銀行間で適用される金利から代替としての指標金利への変更が、上記（注記 2(e)）に記載の変動金利への変更として扱われる必要がある。

当行グループは、金利指標改革の結果として償却原価法測定の金融資産または負債に係る契約上のキャッシュ・フローの決定に用いられるベースを変更する場合に金利指標改革によって義務付けられる変更を反映させるために金融商品または負債の実効金利を更新する。契約上のキャッシュ・フローを決定する上でのベースを変更することは、下記の条件を満たした場合、金利指標改革によって義務付けられている：

- この変更が改革による直接的な影響により必要である、ならびに
- 契約上のキャッシュ・フローを決定するのに用いられる新たなベースが、以前のベースと経済的に同等である場合、つまり変更の直前まで利用されていたベースである場合

もし金利指標改革に義務付けられている契約上のキャッシュ・フローの決定ベースの変更に加え、金融商品または負債に変更が加えられた場合、当行グループは、金利指標改革によって義務付けられている変更を反映させるために金融資産または負債の実効金利をまず最初に更新する。その後当行グループは追加で変更された項目について上記で述べた変更についての会計処理に関する方針を適用する。

(vi) 相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、純額ベースで決済する、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

(vii) 減損

当行グループは、FVTPL で測定されない以下の金融商品について、予想信用損失（ECL）に対する損失評価引当金を認識している。

- 負債性金融資産
- リース債権
- 発行済金融保証契約
- 発行済ローン・コミットメント
- 契約資産

資本性金融商品への投資については、減損損失は認識されない。

当行グループは、12 ヶ月または存続期間にわたる ECL に対する損失評価引当金を、以下の 3 つのステージのアプローチを用いて測定している。

| ステージ | 説明 | 減損引当金の測定 |
|---|---|---|
| 1 | 正常債権 | 12ヶ月間のECL |
| 2 | 正常債権であるが、当初認識時と比較して報告日時点で信用リスクが著しく増大しているもの | 全期間のECL |
| 3 | 信用減損 | 全期間のECL |

12 ヶ月の ECL とは、報告日後 12 ヶ月以内に生じる可能性のある金融商品の債務不履行事象に起因する ECL を表す部分である。

当行グループのステージ別配分と香港金融管理局（HKMA）の 5 段階資産分類との対応関係は以下の通りである。

| 香港金融管理局（HKMA）の5段階資産分類 | | ステージの配分 |
|---|---|---|
| 正常 | 一般（すなわち、当行の「信用リスクの著しい増大」という基準に該当しないもの） | 1 |
| | 当行の「信用リスクの著しい増大」の基準を満たす | 2 |
| 要注意 | | 2 |
| 回収懸念 | | 3 |
| 破綻懸念 | | |
| 破綻 | | |

「信用リスクの著しい増大」という基準は、以下の主要な要因のいずれかを考慮に入れる。

1. 当該エクスポージャーの内部格付または外部格付が、エクスポージャー発生時の格付と比較して著しく低下している場合
2. 当該エクスポージャーが「要注意」に分類されていること
3. 当該エクスポージャーの格付が、世界的に通用する「投資適格（Investment Grade）」の定義に相当する「低信用リスク閾値」を下回った場合
4. 当該エクスポージャーの信用リスクが、組成または取得以降に著しく増大したことを示すその他の事象や兆候。

*ECL の測定*

ECL は、様々な経済シナリオ下における信用損失の確率加重した見積りである。その算定式は以下の通りである。

デフォルト時エクスポージャー × デフォルト確率 × デフォルト時損失率

*信用減損（不良）金融資産*

各報告日において、当行グループは、償却原価で計上されている金融資産およびFVOCIで計上されている金融資産について、信用減損の有無を評価する。金融資産は、その見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が発生している場合には、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれまるが、これらに限定されない。

- 借手または発行者の著しい財政的困難
- 債務不履行または期日経過などの契約違反
- 当行グループが通常は考慮しないであろう条件で、貸付金または前渡金の条件変更を行ったこと
- 借手が破産またはその他の財務上の再編を行う可能性が高まっていること
- 財政上の困難により、ある有価証券の活発な市場が消滅したこと

借手の状況悪化により条件が再交渉された貸付金は、契約上のキャッシュ・フローを受け取れないリスクが著しく低減したことを示す証拠があり、かつ減損を示すその他の兆候が存在しない場合を除き、通常、信用減損しているとみなされる。また、90 日以上期日が経過している貸付金は、減損しているとみなされる。

*予想信用損失引当金の財政状態計算書における表示*

ECLに対する損失評価引当金は、財政状態計算書において次のように表示される。

- 償却原価で測定される金融資産：当該資産の総帳簿価額から控除する
- ローン・コミットメントおよび金融保証契約：通常、負債側の引当金として表示される
- FVOCIで測定される負債性金融商品：これらの資産の帳簿価額はECLを含む公正価値であるため、財政状態計算書には損失評価引当金は表示されない。ただし、損失評価引当金は別途開示される。

*償却*

貸付金および負債証券は、回収の見込みが現実的ではない場合に（一部または全額）償却される。これは一般的に、当行グループが、借手が償却対象となる金額を返済するのに十分なキャッシュ・フローを生み出すことのできる資産または収入源を有していないと判断した場合に該当する。ただし、償却された金融資産であっても、当行グループの債権回収手続きに従うため、引き続き回収措置の対象となることがある。

(i) トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産およびトレーディング負債とは、主に短期的な売却または買戻しを目的として取得または発生した資産および負債、あるいは一体として管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である資産および負債を指す。トレーディング資産およびトレーディング負債は、当初認識時およびその後の測定において、FVTPLで測定される。

(j) 契約資産および契約負債

対価の受領前または支払期日前に、顧客への商品またはサービスの引渡しにより収益が認識される場合、当行グループは、売掛金として表示される金額を除き、当該収益額を契約資産として表示する。契約資産は、時間の経過以外の要因を条件とする対価受領権が存在する場合に、財政状態計算書に認識される。対価受領権が無条件となった時点で、契約資産は売掛金に振り替えられる。契約資産の減損は、上記の（注記 2(h)(vii)）に記載されている金融資産と同様の基準で測定される。当行グループは、契約資産を財政状態計算書における「その他の資産」の「その他」として計上している。

契約負債は、顧客が返金不可の対価を支払った場合、または当行グループが返金不可の対価の額に対する無条件の権利を有する場合に、当行グループが顧客に商品またはサービスを引き渡す前に認識される。当行グループは、契約負債を財政状態計算書における「その他の負債」の「その他」として計上している。

実務上の簡便法として、当行グループは、契約開始時に、企業が顧客に約束した商品またはサービスを引き渡す時点から、顧客がその商品またはサービスの代金を支払うまでの期間が 1 年以内であると見込まれる場合、重大な金融要素の影響について、約束された対価の額を調整しない。当行グループは、契約の獲得に要する増分コストについて、本来であれば認識される資産の償却期間が 1 年以下である場合には、発生時に費用として認識することができる。

(k) ヘッジ

ヘッジ会計では、ヘッジ手段およびヘッジ対象の公正価値の変動が損益計算書に及ぼす相殺効果を認識する。当行グループは、ヘッジ取引に使用される金融商品が、ヘッジの開始時および継続的に、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で、極めて有効であるかどうかを評価し、文書化している。 当行グループは、以下のいずれかの場合に、将来に向かってヘッジ会計を中止する。(i) ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、(ii)ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、または (iii) 当行グループが指定を取り消した場合。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブ金融商品が、認識された資産または負債、あるいは発生の可能性が極めて高い予定取引のキャッシュ・フローの変動、または確定した将来取引の為替リスクのヘッジとして指定された場合、当該デリバティブ金融商品の公正価値での再測定により生じる利得または損失のうち有効部分は、その他の包括利益に認識され、ヘッジ準備金として資本の独立の内訳項目に累積される。利得または損失のうち非有効部分は、直ちに損益計算書に認識される。

予定取引のヘッジがその後に非金融資産または非金融負債の認識につながる場合、関連する利得または損失は、資本から再分類され、当該非金融資産または非金融負債の当初の原価またはその他の帳簿価額に含められる。予定取引のヘッジにより、その後に金融資産または金融負債が認識される場合は、関連する利得または損失は、取得した資産または引き受けた負債が損益計算書に影響を与えるのと同じ期間（例えば、利息収益または利息費用が認識される期間）に、資本から損益計算書へ振り替えられる。

前述の 2 つの方針に該当しないキャッシュ・フロー・ヘッジについては、関連する利得または損失は、ヘッジされた予定取引が損益計算書に影響を与えるのと同じ期間に、資本から損益計算書へ振り替えられる。 ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、あるいは当行グループがヘッジ関係の指定を取り消したが、ヘッジされた予定取引が依然として発生すると予想される場合、その時点での利得または損失累計額は、当該取引が発生するまで資本に留保され、取引が発生した時点で上記の方針に従って認識される。ヘッジされた取引がもはや発生しないと予想される場合、未実現利得または損失累計額は直ちに資本から損益計算書へ振り替えられる。

(ii) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、損益計算書における利得または損失の認識につながる、認識済み資産または負債の公正価値の変動のリスクを相殺することを目的とする。

ヘッジ手段は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。ヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動に応じて調整される。この調整は、ヘッジ手段に係る利得または損失による影響を相殺するために、損益計算書に計上される。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、あるいはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、または当行グループがヘッジ関係の指定を取り消した場合、実効金利法が適用されているヘッジ対象に対するその時点までの調整額は、当該ヘッジ対象の残存期間にわたる再計算された実効金利の一部として、償却して損益計算書に計上される。

(iii) ヘッジの有効性テスト

ヘッジ会計の要件を満たすため、当行グループは、ヘッジ開始時およびヘッジ期間を通じて、当該ヘッジが極めて有効であると見込まれることを実証するために、将来予測に基づく有効性テストを実施している。また、実際の有効性（事後的有効性）についても、継続的に実証を行っている。

各ヘッジ関係の文書には、ヘッジの有効性がどのように評価されているかが明記されている。当行グループがヘッジの有効性を評価するために採用する方法は、そのリスク管理戦略に応じて決定される。

公正価値ヘッジ関係については、当行グループは有効性テストの方法として、累積ドル・オフセット法または回帰分析を用いている。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係については、当行グループは主要条件一致法、変動キャッシュ・フロー法、または仮想デリバティブ法を用いた累積ドル・オフセット法を採用している。

将来予測に基づく有効性については、ヘッジ手段が、ヘッジ指定期間において、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で、極めて有効であると見込まれる必要がある。実際の有効性については、ヘッジが有効とみなされるためには、公正価値またはキャッシュ・フローの変動が 80%から 125%の範囲内で互いに相殺されなければならない。

(iv) 金利指標改革の影響を受けるヘッジに係る具体的な方針

当グループは金利指標改革である HKFRS 9、HKAS 39、HKFRS 7 の改訂（フェーズ 1 の改訂）を適用する。これは既存の金利指標を新たな代替指標金利に置き換える前の期間において金利指標改革から直接影響を受けるヘッジ関係に係る救済措置である。

この救済措置は一定の条件が満たされた場合適用されなくなる。その条件とは、ヘッジの関係性がなくなった時、またはキャッシュ・フローヘッジ準備金額がリリースされた時点にて、指標をベースとしたヘッジ対象のキャッシュ・フローのタイミング及び金額について金利指標改革による不確実性がもう存在しない時である。また、当行グループはフェーズ 2 の改訂も適用する。これは既存の金利指標が新たな指標金利に置き換えられた際、当行グループのヘッジ関係の継続を可能にする一時的な救済措置を提供するものである。

(i) フェーズ 1 の改訂
フェーズ 1 の改訂は、金利指標改革によって生じる不確実性の潜在的な影響への救済措置を提供するために具体的なヘッジ会計の要件を変更するものである。それによりそれらのヘッジ会計要件を適用する企業がヘッジされたキャッシュ・フローおよびヘッジ商品のキャッシュ・フローがベースとしている金利指標が金利指標改革によって変わる事がないと想定できるようにするためである。この改訂により、金利指標の改訂や変更が起こる可能性が高まった後の期間において、キャッシュ・フローの変動性や金利リスクへの暴露をヘッジするための特定のヘッジ会計関係に関して、ヘッジ会計が継続的に適用されるか否か個別の判断が必要なくなる。

(ii) フェーズ 2 の改訂
フェーズ 2 の改訂は、ヘッジ対象および（または）ヘッジ商品について金利指標改革による変更が義務付けられた時、特定のヘッジ会計要件について一連の一時的な免除措置を提供することによりヘッジ関係が中断することなく継続が可能となるものである。当行グループは、ヘッジ対象またはヘッジ商品に係る金利指標ベースのキャッシュ・フローのタイミングおよび金額について金利指標改革による不確実性がなくなった場合に以下の救済措置を適用する：

- 当行グループは、ヘッジ関係を中断することなく、改革により義務付けられた変更を反映するためにヘッジ関係の指定について改訂する、および
- キャッシュ・フローヘッジにおけるヘッジ対象が、改革に義務付けられる変更を反映させるために改訂される場合、キャッシュ・フローヘッジ引当金の累積金額については、ヘッジ対象の将来キャッシュ・フローを定める代替指標金利をベースとみなす。

ヘッジ対象またはヘッジ商品のキャッシュ・フローで金利指標とベースとするものについて、そのタイミングまたは金額について不確実性は継続的に存在するものの、当行グループは継続して既存の会計方針を適用する。

(l) デリバティブ

デリバティブは当初公正価値で認識され、その後も公正価値で再測定される。デリバティブは、その公正価値が正の場合は資産として、負の場合は負債として分類される。これには、単独でデリバティブの定義を満たす場合、主契約から分離された組込デリバティブも含まれる。

デリバティブは、他の契約（主契約）に組み込まれている場合がある。当行グループは、以下の場合に、組込デリバティブを主契約とは別個に会計処理する。

- 主契約がHKFRS第9号の適用範囲内の資産ではない場合
- 主契約自体がFVTPLで計上されていない場合
- 組込デリバティブの条件が、別個の契約に含まれていた場合にデリバティブの定義を満たすものであること
- 組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約の経済的特性およびリスクと密接に関連していないこと。

分離された組込デリバティブは公正価値で測定され、その公正価値の変動はすべて、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ関係の一部を構成する場合を除き、純損益に認識される。

(m) 貸付金

貸付金は、主に銀行への預け金および貸出金、貿易手形、ならびに顧客に対する貸付金で構成されている。

- 償却原価で測定される貸付金（注記 2(h)(ii)）。これらは当初、公正価値に直接的な取引コストの増加分を加えた金額で測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。
- FVTPLで測定することが義務付けられている、またはFVTPLで測定するものとして指定されている貸付金（注記2(h)(ii)）。これらは公正価値で測定され、その変動は直ちに損益計算書に認識される。
- FVOCIで測定される貸付金（注記2(h)(ii)）
- ファイナンス・リース債権（注記2(s)）。

当行グループが金融資産を購入すると同時に、将来のある時点で当該資産（または実質的に同様の資産）を固定価格で再売却する契約を締結する場合（リバースレポまたは株式借入）、支払われた対価は貸付金として会計処理され、原資産は当行グループの財務諸表に認識されない。

(n) 投資有価証券

財政状態計算書における「投資有価証券」には、以下のものが含まれる。

- 償却原価で測定される負債証券（注記2(h)(ii)）。これらは当初、公正価値に直接的な取引関連費用を加算して測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。
- FVTPLで測定することが義務付けられている、またはFVTPLで測定するものとして指定されている負債証券および持分証券（注記2(h)(ii)）。これらは公正価値で測定され、その変動は直ちに損益計算書に認識される。
- FVOCIで測定される負債証券（注記2(h)(ii)）
- FVOCIで測定するものとして指定されている持分証券（注記2(h)(ii)）。

FVOCI で測定される負債証券に係る利得または損失はその他の包括利益に認識されるが、以下の項目については、償却原価で測定される金融資産と同様に損益計算書に認識される。

- 実効金利法に基づく利息収益
- 予想信用損失およびその戻入れ
- 為替差損益

FVOCI で測定される負債証券の認識が中止される場合、以前にその他の包括利益に認識されていた利得または損失の累計額は、資本から損益計算書へ再分類される。

当行グループは、売買目的保有でない特定の資本性金融商品への投資の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示することを選択している。この選択は、当初認識時に金融商品ごとに個別に行われ、取り消すことはできない。

当該持分証券に係る利得または損失は、いかなる場合も損益計算書に再分類されることはなく、減損も損益計算書に認識されない。配当金は、損益計算書に認識されるが、投資原価の一部の回収であることが明らかな場合には、その他の包括利益に認識される。その他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、投資の処分時に利益剰余金に振り替えられる。

(o) 不動産

(i) 銀行所有の不動産は、財政状態計算書において、取得原価、または 1989 年時点における独立した専門家の評価を参考とした取締役会による評価額から、減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されている（注記 2(r)）。

1989 年に、再評価により生じた評価損は、再評価直前に当該資産に関して不動産再評価差額金に計上されていた金額を超える部分について、損益計算書に計上された。再評価により生じた評価益は、当該資産に関して過去に損益計算書に計上された再評価損の額を限度として、損益計算書に計上された。

本財務諸表の作成にあたっては、香港公認会計士協会（HKICPA）が発行した HKAS 第 16 号「有形固定資産」の第 80AA 項に規定される経過措置の適用を受け、その結果、報告期間の末日において銀行所有の不動産は公正価値により再評価されていない。

(ii) 投資不動産とは、賃料収入の獲得、資本増価、あるいはその両方を目的として保有される不動産を指す。投資不動産は公正価値で計上される。投資不動産の評価は、適切な公認専門資格を有し、評価対象となる不動産の所在地および種類に関する直近の実務経験を有する外部の独立した評価会社により、半期ごとに実施される。評価額の算定において、担保権、抵当権、当該不動産に係る未払債務、ならびに売却に際して発生する可能性のある費用および税金は控除していない。

公正価値の変動により生じる利得または損失は、損益計算書に計上される。投資不動産からの賃貸収入は、注記 2(g)(iii)に記載されているとおりに会計処理される。

銀行所有の不動産が用途変更に伴い投資不動産に振り替えられる場合、振替日において、振り替え直前の当該銀行所有不動産の帳簿価額と公正価値との間の差額は、注記 2(o)(i)に記載されているとおり、銀行所有の不動産の再評価として認識される。

投資不動産が自己使用物件となった場合、当該物件は銀行所有の不動産に再分類され、再分類日における公正価値が、その後の会計処理上の取得原価となる。

リースに基づく不動産権益は、当行グループが賃料収入または資本増価、あるいはその両方を目的として保有する場合、投資不動産として分類され、会計処理される。投資不動産として分類されたリースに基づく不動産権益は、公正価値で計上される。リース料は、注記 2(s) に記載されているとおりに会計処理される。

(iii) 銀行所有の不動産および投資不動産の処分による損益は、売却代金純額と当該資産の帳簿価額との差額として算定され、処分時に損益計算書に計上される。処分された銀行所有の不動産に関連する不動産再評価準備金に含まれる評価益は、一般準備金に振り替えられる。

(p) 減価償却費およびその他の償却費

(i) 銀行の土地建物

所有権を有する土地は償却しない。自社使用を目的として保有するオペレーティングリースによる土地の借地権については、その公正価値をリース開始日に当該土地に存在する建物の公正価値と別途に測定することはできず、ファイナンスリースによる保有として会計処理を行う。土地の借地権は残存リース期間にわたり定額法によって償却する。建物は定額法にて償却し、その際使用する償却率は、取得原価の償却率、または各建物の評価を見積もり耐用年数である 50 年か建物が立つ土地の残存リース期間のうち短い方を使用して算出する。

投資不動産は償却しない。

(ii) その他の固定資産

その他の固定資産については、見積もり耐用年数である 4-20 年にわたり定額法にて償却算出された減価償却累積額および減損損失控除後の取得原価にて財政状態計算書に記載される。

(q) のれん

のれんは以下の差額を表す。

(i) 譲渡対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額および当行グループが以前に保有していた被取得企業に対する持分の公正価値の合計額

(ii) 取得日時点で測定された被取得企業の識別可能な資産および負債の純公正価値に対する当行グループの持分

(ii)が(i)を上回る場合、その超過額は負ののれん発生益として直ちに損益に認識される。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上される。企業結合により生じたのれんは、当該結合によるシナジーから恩恵を受けると予想される各資金生成単位または資金生成単位グループに配分され、毎年減損テストが行われる（ 注記 2(r) ）。

資金生成単位を処分する際に、取得したのれんの帰属額は処分による損益の計算に含める。

自己創設のれんおよびブランドに関する支出は、発生した期間に費用として認識される。

(r) 非金融資産の減損

各報告期間の末日において内部および外部の情報源を精査し、非金融資産が減損している、または、のれん以外の非金融資産について過去に認識した減損損失がもはや存在しない、もしくは減少している可能性を示す兆候があるかどうかを識別する。

そのような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積る。また、のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず毎年回収可能価額を見積る。

*回収可能価額の算定*

資産の回収可能価額は、売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方とする。使用価値の評価にあたっては、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値および当該資産に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引く。資産が他の資産のキャッシュ・フローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出さない場合、回収可能価額は独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループ（すなわち、資金生成単位）について算定する。

*減損損失の認識*

資産またはその資産が属する資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合は、損益計算書に減損損失を認識する。資金生成単位に関して認識された減損損失は、まず当該資金生成単位（または単位グループ）に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、その後、当該単位（または単位グループ）内のその他の資産の帳簿価額を比例配分して減額するように配分する。ただし、資産の帳簿価額は、売却コスト控除後の公正価値（測定可能な場合）または使用価値（算定可能な場合）を下回るよう減額しない。

*減損損失の戻入れ*

のれん以外の資産については、回収可能価額の算定に用いた見積りに有利な変更があった場合に、減損損失を戻入れる。のれんに関する減損損失は戻入れない。

減損損失の戻入れは、過年度に減損損失が認識されなかった場合に算定されていたであろう当該資産の帳簿価額を上限とする。

減損損失の戻入れは、戻入れを認識した事業年度の損益計算書に認識する。

(s) リース

契約開始時に、当行グループは契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかを評価する。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかリースを含んでいる。当行グループは、契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するかどうかを評価するために、以下を評価している。

- 当該契約が特定された資産の使用を伴うか。
- 顧客が使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。
- 当行グループが当該資産の使用を指図する権利を有しているか。当行グループは資産の使用方法および使用目的の指図に最も関連性のある意思決定権を有している場合に、この権利を有する。資産の使用方法および使用目的が事前に決定されており、かつ、下記のいずれかである場合、当行グループは当該資産の使用を指図する権利を有する。
  - 当行グループが資産を稼働させる権利を有している。
  - 当行グループが資産の使用方法および使用目的を事前に決定するように資産を設計している。

リース構成部分を含む契約の開始時または再評価時に、当行グループは、契約の対価をそれらの相対的な独立価格に基づいて各リース構成部分に配分する。

(i) 借手

当行グループは、リース開始日に使用権資産およびリース負債を認識している。使用権資産は取得原価で当初測定される。取得原価は、リース開始日以前に支払ったリース料について調整したリース負債の当初測定額に、発生した当初直接コストを加算した金額で構成される。また、該当する場合は、使用権資産の取得原価には、原資産の解体および除去、または原資産もしくはその敷地の原状回復に係る見積コストが含まれ、受け取ったリース・インセンティブが控除される。

使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額（注記2(r)）を控除した金額で事後測定され、リース負債の特定の再測定に伴い調整される。使用権資産が投資不動産の定義を満たす場合

は、注記2(o)(ii)に記載した会計方針に従い、取得原価で当初測定され、公正価値で事後測定される。

リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で当初測定される。当該リース料は、リースの利子率、または当該利子率が容易に算定できない場合には、当行グループの追加借入利子率を使用して割り引かれる。一般的に、当行グループは追加借入利率を割引率として使用している。

リース負債は、その後、リース負債に係る金利費用によって増加し、支払われたリース料によって減少する。リース負債の測定に含まれるリース料は、以下で構成される。

- 固定リース料（実質上の固定リース料を含む）
- 指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料（当初測定においては、開始日現在の指数またはレートを用いる）
- 残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額
- 当行グループが行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価格、当行グループが延長オプションを行使することが合理的に確実である場合の任意更新期間におけるリース料、および当行グループが早期解約しないことが合理的に確実である場合を除くリースの早期解約に対するペナルティ

リース負債は、実効金利法を用いた償却原価で測定される。リース負債は、指数またはレートの変動、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額に関する当行グループの見積りの変更、または該当する場合には、購入オプションまたは延長オプションが行使されることが合理的に確実であるか、もしくは解約オプションが行使されないことが合理的に確実であるかに関する当行グループの評価の変更によって将来のリース料に変動が生じた場合に再測定される。

リース負債をこのように再測定する場合、使用権資産の帳簿価額に対応する調整を行う、または使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には、当該調整額を損益に認識する。

また、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲またはリースの対価に変更があり（「リースの条件変更」）、かつそれが別個のリースとして会計処理されない場合にも、リース負債は再測定される。この場合、リース負債は、改訂後のリース料およびリース期間に基づき、リースの条件変更の発効日における改訂後の割引率を用いて再測定される。唯一の例外は、コロナウィルスの流行による影響を直接的に受け、かつHKFRS16号第46B項に記述される条件を満たす全ての賃料値下げである。この場合、当行グループではHKFRS16号第46A項に規定される便宜的な手段を活用することにより当該変更事項がまるでリースの変更ではないかのように認識した。賃料値下げはリース変動費へ貸方処理する事により損益として認識した。

金利指標改革によってリースの変更が義務付けられている状況においては、フェーズ2の改訂によって当行グループがリース負債を再測定する際に、金利の変更を反映した改定後のディスカウント率を使用する事が可能である。

当行グループは、借手となる更新オプション付リース契約の一部について、リース期間の決定にあたり判断を行っている。当行グループが当該オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかの評価はリース期間に影響を及ぼし、その結果、認識されるリース負債および使用権資産の金額に重要な影響を与える。

当行グループは、投資不動産の定義を満たさない使用権資産を財政状態計算書の「固定資産」（注記32）に、リース負債を「その他の負債」（注記37）に表示している。

*短期リースおよび少額資産のリース*

当行グループは、リース期間が12か月以下である短期リース（「短期リース」）および約0.04百万香港ドル以下の価値を有する原資産（「少額資産」）のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択している。当行グループは、これらのリースに関連するリース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識している（注記13）。

(ii) 貸手

当行グループが貸手となる場合には、リース開始時に各リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかを判断している。

各リースを分類するために、当行グループは、当該リースが原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するかどうかについて総合的な評価を行う。これに該当する場合、当該リースはファイナンス・リースに分類され、該当しない場合はオペレーティング・リースに分類される。この評価の一環として、当行グループは、リースが資産の経済的耐用年数の大部分を占めるかどうかなどの特定の指標を考慮する。

契約にリース構成部分と非リース構成部分が含まれる場合、当行グループはHKFRS第15号を適用して契約上の対価を配分する。

ファイナンス・リースに関する借手からの未収金は、ファイナンス・リースに基づく未収賃料総額から未稼得収益を控除した純投資額で、財政状態計算書において「顧客に対する貸付金」として認識する。ファイナンス・リースから生じる収益は、注記2(g)(ii)および2(e)に記載した当行グループの収益認識方針に従って認識する。

当行グループは、注記 2(g)(iii) に記載のとおり、オペレーティング・リースに基づき受け取ったリース料を、リース期間にわたって定額法で「その他の営業収益」の一部として収益に認識している。

(t) 資産の再取得

減損した貸付金の回収に際し、当行グループは、裁判手続きまたは借主による自発的な引渡しを通じて、担保資産を取得する場合がある。注記 2(h)(vii)に記載されている当行グループの会計方針に従い、減損した貸付金に対する減損引当金は、担保資産の正味実現可能価額を考慮した上で維持し、通常、減損引当金に対して貸付金の一部を償却している。 再取得した資産は、当該資産の所有権に伴うリスクと便益が当行グループに実質的に移転されており、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、その帳簿価額が継続的な使用ではなく売却取引を通じて回収され、かつ当該資産が現状のまま売却可能である場合に、「その他の資産」の「売却目的資産」として計上される。その後、関連する貸付金は償却される。

再取得した資産は、関連する貸付金の金額と交換日における売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方で計上される。これらについては、減価償却または償却を行わない。

当初の分類後の減損損失は、損益計算書に認識される。

(u) 法人税

(i) 当期法人税等は、当期税金ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の変動額で構成される。当期税金ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の変動額は、その他の包括利益または資本に直接認識される項目に関連する場合を除き、損益計算書に認識される。その場合、関連する税額は、それぞれその他の包括利益または資本に直接認識される。

(ii) 当期税金は、報告期間の末日までに制定され、または実質的に制定されている税率を用いて当該事業年度の課税所得に対して支払うと見込まれる税金、および過年度に係る未払税の調整額である。

(iii) 繰延税金資産および繰延税金負債は、それぞれ、財務報告上の資産および負債の帳簿価額と税務基準額との差額である将来減算一時差異および将来加算一時差異から生じる。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも生じる。

一部の限定的な例外を除き、すべての繰延税金負債、および将来、当該資産を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての繰延税金資産が認識される。将来減算一時差異から生じる繰延税金資産の認識を裏付ける将来の課税所得には、既存の将来加算一時差異の解消から生じるものが含まれる。ただし、それらの差異が同一の税務当局および同一の納税企業体に係るものであり、かつ、将来減算一時差異の解消が見込まれるのと同じ期間、または繰延税金資産から生じる税務上の欠損金の繰戻しもしくは繰越しが可能な期間のいずれかで解消されると見込まれる場合に限る。既存の将来減算一時差異が未使用の税務上の欠損金および税額控除から生じる繰延税金資産の認識を裏付けるかどうかを判断する際に、同様の基準が適用される。すなわち、それらの差異が同一の税務当局および同一の納税企業体に係るものであり、かつ、税務上の損失または税額控除が利用可能な期間内に解消されると見込まれる場合に、それらの差異が考慮される。

繰延税金資産および負債の認識に対する限定的な例外とは、税務上損金算入できないのれんから生じる一時差異、会計上の利益および課税所得のいずれにも影響を与えない資産または負債の当初認識（企業結合の一部でない場合）、ならびに子会社への投資に関連する一時差異（将来加算一時差異の場合は、当行グループが解消の時期をコントロールしており、かつ当該差異が予測可能な将来において解消されない可能性が高い場合に限り、また、将来減算一時差異の場合は、当該差異が将来において解消される可能性が高い場合を除く）である。

投資不動産が注記 2(o)(ii)に記載されている会計方針に従って公正価値で計上されている場合、認識される繰延税金の金額は、当該資産を報告日時点の帳簿価額で売却した場合に適用される税率を用いて測定される。ただし、当該投資不動産が減価償却可能で、かつ、当該投資不動産に具現化された経済的便益のほとんどすべてを、売却を通じてではなく時とともに消費していくことが目的である事業モデルの下で保有されている場合を除く。それ以外のすべての場合において、認識される繰延税金の金額は、資産および負債の帳簿価額の予想される実現または決済方法に基づき、報告日時点で制定されまたは実質的に制定されている税率を用いて測定される。繰延税金資産および負債は割引かない。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日に見直し、関連する税務上の便益を利用できるのに十分な課税所得を稼得する可能性がもはや高くはなくなった範囲で減額する。そのような減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻入れる。

配当金の支払から生じる追加的な法人税は、当該配当金の支払義務が認識された時点で認識される。

(iv) 当期税金残高および繰延税金残高ならびにそれらの変動額は、互いに区分して表示し、相殺は行わない。当行または当行グループが当期税金資産と当期税金負債とを相殺する法的強制力のある権利を有し、かつ以下の追加条件が満たされた場合に、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。

- 当期税金資産および負債の場合、当行または当行グループが、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に行うことを意図している。
- 繰延税金資産および負債の場合、それらが同一の税務当局が次のいずれかに対して課している法人所得税に関するものである。
  - 同一の納税主体
  - 多額の繰延税金負債または資産の決済または回収が見込まれている将来の各期間において、当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している別の納税主体

(v) 引当金および偶発債務

引当金は、当行グループまたは当行が過去の事象から発生した法的義務または推定的義務を有し、その義務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性のある見積りが可能な場合に、時期または金額に不確実性がある義務について計上される。貨幣の時間価値に重要性がある場合、引当金は、当該義務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が高くない場合、またはその金額を信頼性をもって見積ることができない場合は、経済的便益の流出の可能性がほとんどない場合を除き、当該義務は偶発債務として開示される。将来の 1 つまたは複数の事象の発生または不発生によってのみその存在が確認される可能性のある義務についても、経済的便益の流出の可能性が極めて低い場合を除き、偶発債務として開示される。

(w) 金融保証およびローン・コミットメント

「金融保証」とは、特定の債務者が負債性金融商品の条件に従って期日までに支払いを履行しなかったことにより債権者に生じる損失を補填するために、当行グループに特定の支払を行うことを義務付ける契約である。「ローン・コミットメント」とは、あらかじめ定められた条件に基づき与信を提供する確定約定である。

発行した金融保証または市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは、公正価値で当初測定され、当初の公正価値は保証またはコミットメントの存続期間にわたって償却される。その後、償却額と損失引当金の金額のいずれか高い方で測定される（注記 2(h)(vii)）。

その他のローン・コミットメントについては、当行グループは減損引当金を認識している（注記 2(h)(vii)）。

金融保証およびローン・コミットメントから生じる負債は、その他の負債に含めている。

(x) 従業員給付

(i) 給与、賞与および休暇給付

給与、年次賞与、年次有給休暇、休暇旅費に関する従業員給付および当行グループが負担する非金銭的給付の費用は、従業員に発生した時点で認識する。有給年次休暇については、報告期間の末日までに従業員が提供した勤務に起因する見積負債について未払計上を行う。

疾病休暇および産前産後休暇に関する従業員給付は、欠勤が発生した時点で認識する。

(ii) 業績連動型賞与制度

業績連動型賞与制度に関する負債のうち、報告期間の末日後 12 か月以内に全額の支払期限が到来するものは、従業員が提供した勤務の結果として当行グループが現在の法的義務または推定的義務を有し、当該義務について信頼性のある見積りが可能な場合に認識する。

(iii) 退職給付

退職給付は、当行グループの受給資格のある従業員に提供される。香港の従業員は、強制積立年金制度適用除外 ORSO 制度（「MPFEOS」）または強制積立年金制度（「MPFS」）のいずれかに基づく退職給付を受ける。いずれも確定拠出型制度である。両制度に対する雇用主の月額拠出額は、各従業員の月額給与の最大 10%である。

当行グループの中国本土、海外、マカオおよび台湾の全従業員を対象とする年金制度は、拠出率が異なる確定拠出型制度であり、現地の慣行および規制に準拠している。

これらすべての制度に係る費用は、関連する期間の損益計算書に費用として計上され、これらすべての制度の資産は当行グループの資産とは別個に保有されている。MPFEOS においては、全額が権利確定する前に制度を脱退した従業員が権利を喪失した拠出金によって、雇用主の拠出額が減額されることはない。MPFS においては、全額が権利確定する前に制度を脱退した従業員が権利を喪失した拠出金によって、雇用主の拠出額が減額される。

(iv) 株式に基づく報酬

当行は、「従業員ストック・オプション制度」に基づき、持分決済型株式報酬制度を採用し、当行グループの受給資格のある従業員に対してオプションを付与している。

従業員に付与されたストック・オプションの公正価値は、損益計算書において費用として認識し、これに対応して、資本の部における資本準備金を同額増加させる。公正価値は、オプションの付与条件を考慮して、三項モデルを用いて付与日に測定する。従業員が当該ストック・オプションを無条件に取得する権利を得る前に権利確定条件を満たさなければならない場合、ストック・オプションの見積公正価値総額は、オプションが権利確定する可能性を考慮して、権利確定期間にわたって配分される。

権利確定期間中、権利確定が見込まれるストック・オプションの数は見直される。その結果生じる過年度に認識された累積公正価値に対する調整額は、当初の費用が資産として認識される要件を満たす場合を除き、見直しが行われた年度の損益計算書に費用または収益として認識し、これに対応して資本準備金を調整する。権利確定日において、費用として認識した金額は、権利確定したストック・オプションの実際の数を反映するように調整する（資本準備金に対して対応する調整を行う）。ただし、当行の株式の市場価格に関連する権利確定条件を満たせなかったことのみを理由として権利が失効した場合を除く。

持分額は、オプションが行使され新株が割り当てられる（その時点で株式資本に振り替えられる）か、オプションが失効する（その時点で利益剰余金に直接振り替えられる）までの間、資本準備金に計上される。適用される権利確定条件を満たさない付与対象者については、未確定のオプションは全部または一部が失効する。失効したストック・オプションは取り消される。オプションが行使された場合、資本は受領した払込金額の額だけ増加させる。

(y) 関連当事者

本財務諸表の目的上、当事者は、以下のいずれかに該当する場合、当行グループと関連があるとみなされる。

(i) 以下のいずれかに該当する者またはその近親者は、当行グループと関連があるとみなされる。

(a) 当行グループに対する支配または共同支配を有している。
(b) 当行グループに対する重要な影響力を有している。
(c) 当行グループまたは当行グループの親会社の経営幹部の一員である。

(ii) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当行グループと関連がある。

(a) 当該企業と当行グループが同一のグループの一員である（これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している）。
(b) 一方の企業が他方の企業の関連会社または共同支配企業（または、他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業）である。
(c) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
(d) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
(e) 当該企業が当行グループまたは当行グループと関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
(f) 当該企業が(i)に示した個人に支配または共同支配されている。

(g) (i)(a)に示した個人が当該企業に対する重要な影響力を有しているか、または当該企業（もしくは当該企業の親会社）の経営幹部の一員である。
(h) 企業（または企業が属するグループの一員）が当行グループまたは当行グループの親会社に経営幹部サービスを提供している。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるかまたは影響されると予想される親族の一員をいう。

(z) セグメント報告

事業セグメントおよび財務諸表に報告される各セグメント項目の金額は、当行グループの様々な事業分野や地域への資源配分および業績評価を目的として、当行グループの最上位の経営者に定期的に提供される財務情報から特定される。

個別に重要な事業セグメントは、当該セグメントが類似の経済的特性を有し、かつ、製品およびサービスの性質、生産プロセスの性質、顧客の種類または区分、製品の流通またはサービスの提供方法、ならびに規制環境の性質において類似している場合を除き、財務報告目的で集約されることはない。個別に重要ではない事業セグメントは、これらの基準の大部分を共有している場合に集計されることがある。

(aa) 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物は、取得日から満期日までの期間が 3 カ月以内の残高で構成される。これには、現金および銀行預け金、短期国債、その他の適格手形、および既知の金額の現金に容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない譲渡性預金が含まれる。

(ab) 預金、発行済負債証券および資本証券

預金、発行済負債証券および資本証券は、当行グループの資金源である。

当行グループが金融資産を売却し、同時に将来のある日に固定価格で当該資産（または実質的に類似した資産）を買い戻す契約（買戻契約）を締結する場合、受け取った対価は預金として会計処理され、原資産は引き続き当行グループの財務諸表に認識される。

当行グループは、金融商品の契約条件の実質に基づき、資本証券を金融負債または資本性金融商品に分類している。

金融商品の分類は、その法的形式ではなく実質に基づいて行われる。金融商品は、契約上の義務の決済方法に関わらず、当該商品の保有者に現金またはその他の金融資産を引き渡す契約上の義務がある場合には、負債として分類される。

当初認識後、預金、発行済負債証券および金融負債として分類される資本証券は、当行グループが純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定する負債として指定する場合を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

資本性金融商品に分類される資本証券については、保有者の請求による償還はできず、クーポンの支払いは当行の単独の裁量に委ねられている。したがって、これらは資本に表示される。これらに係る分配金は資本に認識される。

(ac) 売却目的で保有する資産

非流動資産および処分グループ（処分グループの資産および負債の両方を含む）は、以下のすべての条件を満たす場合に、売却目的保有に分類され、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。

(a) 帳簿価額が主に売却により回収される。

(b) 現状のままで売却可能である。

(c) 売却の可能性が非常に高い。

売却目的保有資産に当初分類される直前に、当該資産（または処分グループの資産および負債）の帳簿価額は、適用される HKFRSs に従って測定される。 処分グループの事後再測定に際して、HKFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の測定要件の範囲外である資産および負債の帳簿価額は、処分グループの売却コスト控除後の公正価値が決定される前に、適用される HKFRS に従って測定される。

売却目的で保有される処分グループの資産および負債に関して発生した収益および費用は、取引が完了するまで、引き続き損益計算書の適切な勘定科目に認識される。

(ad) 中間財務報告および減損

香港証券取引所の上場規則に基づき、当行グループは、当該事業年度の最初の 6 ヶ月間について、HKAS 第 34 号「中間財務報告」に準拠して中間財務報告書を作成することが求められている。中間期間の末日において、当行グループは、年度末と同様の減損テスト、認識および戻入れの基準を適用している（注記 2(h)(vii)および注記 2(r)）。

のれんに関して中間期間に認識された減損損失は、その後の期間に戻入れされない。これは、当該中間期間に関連する会計年度の期末においてのみ減損の評価を行っていたとすれば、減損損失が認識されなかったであろう場合、またはより少額の減損損失しか認識されなかったであろう場合であっても同様である。

## 3. 会計方針の変更

香港公認会計士協会（HKICPA）は、HKFRSs に対する多数の改正を公表しており、これらは当行グループの当会計期間から初めて適用される。

これらの変更はいずれも、当行グループの当期または過年度の業績および財政状態に重要な影響はない。当行グループは、当会計期間において未発効の新たな基準や解釈を適用していない。

## 4. 当行単体の財政状態計算書

| | *注記* | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 資産 | | | |
| 現金および銀行預け金 | | 20,101 | 22,336 |
| 銀行への預け金および貸出金 | | 26,753 | 36,752 |
| 貿易手形 | | 791 | 224 |
| トレーディング資産 | | 207 | 285 |
| デリバティブ資産 | | 2,024 | 7,644 |
| 顧客に対する貸付金 | | 382,609 | 387,217 |
| 投資有価証券 | | 170,954 | 144,710 |
| 子会社に対する債権 | | 9,019 | 14,705 |
| 子会社に対する投資 | | 19,751 | 19,461 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | | 4,529 | 4,483 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 固定資産 | | 9,296 | 9,501 |
| - 投資不動産 | | 4,599 | 4,718 |
| - その他の有形固定資産 | | 4,274 | 4,338 |
| - 使用権資産 | | 423 | 445 |
| のれんおよび無形資産 | | 1,460 | 1,460 |
| 繰延税金資産 | | 72 | 72 |
| その他の資産 | | 11,313 | 9,643 |
| 資産合計 | | 658,879 | 658,493 |
| | | | |
| 資本および負債 | | | |
| 銀行からの預金 | | 19,868 | 24,538 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | | - | 3,199 |
| - 償却原価 | | 19,868 | 21,339 |
| 顧客からの預金 | | 486,503 | 487,537 |
| - 要求払預金および当座預金 | | 30,936 | 35,380 |
| - 貯蓄預金 | | 134,602 | 117,839 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | | 320,965 | 334,318 |
| トレーディング負債 | | 66 | - |
| デリバティブ負債 | | 1,805 | 2,707 |
| 発行済譲渡性預金 | | 12,930 | 10,876 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | | 705 | 9,415 |
| - 償却原価 | | 12,225 | 1,461 |
| 子会社に対する未払金 | | 2,103 | 1,561 |
| 当期税金 | | 1,825 | 1,444 |
| 発行済負債証券 | | 387 | 844 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | | 232 | 688 |
| - 償却原価 | | 155 | 156 |
| 繰延税金負債 | | 631 | 420 |
| その他の負債 | | 14,532 | 16,979 |
| 償却原価で測定される借入資本 | | 23,089 | 14,318 |
| 負債合計 | | 563,739 | 561,224 |
| | | | |
| 資本金 | 40 | 42,060 | 41,915 |
| 準備金 | 42(k) | 48,059 | 45,264 |
| 当行の株主に帰属する資本合計 | | 90,119 | 87,179 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他資本性金融商品 | *41* | 5,021 | 10,090 |
| | | 95,140 | 97,269 |
| 資本および負債合計 | | 658,879 | 658,493 |

本財務諸表は2025年2月20日に取締役会により承認され、公表が許可された。

| デイビッド・リー・コック・ポー | エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | メオクル・リー・コック・ウィン |
|---|---|---|---|
| 執行会長 | 共同最高経営責任者 | 共同最高経営責任者 | 取締役 |

## 5. 利息収益

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付金、銀行預け金、および貿易手形 | 30,032 | 31,179 |
| 投資有価証券 | | |
| - 償却原価またはFVOCIで測定されるもの | 9,662 | 8,269 |
| - FVTPLで測定することが義務付けられているもの | 79 | 141 |
| トレーディング資産 | 36 | 96 |
| | 39,809 | 39,685 |

金利リスクがヘッジされている取引については、利付金融資産の適格ヘッジ手段である、または利付金融資産と併せて個別に管理されている金利契約から生じる定期的な支払額および受取額を、まず相殺し、その後、対応する金融資産からの利息収益と合算する。

上記には、FVTPLで認識されていない金融資産について、ヘッジ効果考慮前の利息収益37,163百万香港ドル（2023年：36,788百万香港ドル）が含まれている。

## 6. 利息費用

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客預金および銀行預金 | | |
| - 償却原価 | 20,555 | 19,914 |
| - FVTPLに指定されたもの | 57 | 202 |
| 発行済譲渡性預金および負債証券 | | |
| - 償却原価 | 805 | 581 |
| - FVTPLに指定されたもの | 239 | 914 |
| 償却原価で計上される劣後債 | 1,438 | 960 |
| リース負債 | 31 | 29 |

| | | |
|---|---|---|
| その他の借入金 | 155 | 211 |
| | 23,280 | 22,811 |

金利リスクがヘッジされている取引については、利付金融負債の適格ヘッジ手段である、または利付金融負債と併せて個別に管理されている金利契約から生じる定期的な支払額および受取額を、まず相殺し、その後、対応する金融負債からの利息費用と合算する。

上記には、FVTPL で認識されていない金融負債について、ヘッジ効果考慮前の利息費用 22,712 百万香港ドル（2023 年： 21,491 百万香港ドル）が含まれている。

## 7. 受取手数料

受取手数料は、サービスごとに区分表示される。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| クレジットカード | 831 | 759 |
| 貸付金、当座貸越および保証 | 823 | 888 |
| 第三者保険商品の販売 | 596 | 528 |
| 証券仲介業務 | 225 | 141 |
| その他のリテールバンキングサービス | 213 | 208 |
| 投資商品 | 205 | 162 |
| 信託およびその他の受託業務 | 170 | 177 |
| 貿易金融 | 131 | 96 |
| その他 | 454 | 402 |
| 受取手数料合計 | 3,648 | 3,361 |

FVTPL で測定されていない金融資産および金融負債から生じる受取手数料および支払手数料については、当行グループは 716 百万香港ドル（2023 年： 751 百万香港ドル）の受取手数料を計上しており、これらは上記の貸付金、当座貸越および保証、ならびに貿易金融の各区分に含まれている。また、関連費用 5 百万香港ドル（2023 年： 8 百万香港ドル）を支払手数料に計上した。これらの数値には、当該金融資産および金融負債の実効金利の算定に組み込まれた金額は含まれていない。

信託およびその他の受託業務から生じる受取手数料および支払手数料については、前述の通り、当行グループは 170 百万香港ドル（2023 年： 177 百万香港ドル）の受取手数料を計上し、関連費用 17 百万香港ドル（2023 年： 19 百万香港ドル）を支払手数料に計上した。

## 8. トレーディング損益

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 外国為替および資金スワップからの利益 | 619 | 382 |
| トレーディング証券からの利益 | 132 | 22 |
| デリバティブからの純利益 | 661 | 811 |
| トレーディング証券（株式）からの配当金収益 | 9 | 10 |
| | 1,421 | 1,225 |

## 9. FVTPL で測定される金融商品の純損益

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVTPL測定に指定された金融商品からの純損失 | (90) | (263) |
| FVTPL で測定することが義務付けられている金融商品からの純利益（トレーディング損益に含まれるものを除く） | 55 | 1 |
| | (35) | (262) |

## 10. FVOCI で測定される金融資産の純損益

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債務証券の売却による純損失 | (54) | (60) |
| 株式からの配当金収益 | 16 | 34 |
| | (38) | (26) |

## 11. ヘッジ損益

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 公正価値ヘッジ | 92 | 30 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ | - | - |
| | 92 | 30 |

## 12. その他の営業収益

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸金庫賃貸料 | 122 | 117 |
| 不動産賃貸収入 *（注記 32(ii)）* | 117 | 129 |
| その他 | 73 | 41 |
| | 312 | 287 |

**13. 営業費用**

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 確定拠出年金制度*への拠出金 | | |
| - 香港 | 216 | 191 |
| - 香港以外 | 234 | 223 |
| 持分決済型株式報酬費用 *（注記 42(d)）* | 22 | 24 |
| 給与およびその他の人件費 | 5,144 | 5,007 |
| 人件費合計 | 5,616 | 5,445 |
| | | |
| 減価償却費を除く不動産および設備費用 | | |
| - 短期リースに関連する費用 | 10 | 8 |
| - 少額資産に関連する費用 | 7 | 10 |
| - リース負債の測定に含まれていない変動リース料 | 1 | 1 |
| - 保守・修繕費およびその他の費用 | 768 | 739 |
| 減価償却費を除く不動産および設備費用合計 | 786 | 758 |
| | | |
| 減価償却費および償却費 | 875 | 820 |
| その他の営業費用 | | |
| - インターネットプラットフォーム利用料 | 540 | 560 |
| - 法務・専門家報酬 | 491 | 457 |
| - 通信費、文房具および印刷費 | 304 | 295 |
| - 広告・販売促進費 | 256 | 294 |
| - その他 | 766 | 803 |
| その他の営業費用合計 | 2,357 | 2,409 |
| 営業費用合計** | 9,634 | 9,432 |

* *当事業年度において、グループの拠出金を減額するために、合計 26 百万香港ドル（2023 年：27 百万香港ドル）の失権した拠出金が充当された。当事業年度末で、将来の拠出金を減額するために利用可能な失権した拠出金はなかった（2023 年：なし）。*

** *当事業年度において、賃貸収入を生み出した投資不動産に関連する直接営業費用 10 百万香港ドル（2023 年：10 百万香港ドル）が含まれている。*

**14. 金融商品の減損損失**

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | 5,152 | 5,164 |
| 債務証券 | 330 | 211 |
| その他 | 15 | 108 |
| | 5,497 | 5,483 |

**15. 売却目的資産の売却による純利益**

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 不動産売却による純損益純利益／（損失） | 21 | (2) |
| 処分グループ売却による純利益 | 1 | 4 |
| | 22 | 2 |

**16. 固定資産の売却による純利益**

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行土地建物、器具、備品および設備の処分による純利益 | 15 | 14 |
| リース契約の終了による純利益 | 1 | - |
| | 16 | 14 |

**17. 法人税等**

(a) 連結損益計算書上の税金費用は、以下のとおりである。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当期税金－香港 | | |
| - 当期税金 | 710 | 482 |
| - 過年度税金引当超過額 | (63) | (63) |
| | 647 | 419 |
| 当期税金－香港以外 | | |
| - 当期税金 | 495 | 693 |
| - 過年度税金引当超過額 | (147) | (17) |
| | 348 | 676 |

| | | |
|---|---|---|
| 繰延税金 | | |
| 一時差異の発生および解消 *（注記 35(b)）* | 216 | 79 |
| | 1,211 | 1,174 |

香港の利益税に関する引当額は、当事業年度の見積課税所得に 16.5%（2023 年：16.5%）を乗じて算定する。

海外、マカオ、台湾の支店および子会社に対する課税は、関連する税務管轄区域において適用される現行税率に基づいて行われる。

(b) 適用税率に基づく税金費用と会計上の利益との調整：

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 税引前利益 | 5,840 | 5,310 |
| 関連する税務管轄区域の適用税率による税引前利益に対する名目税額 | 1,104 | 1,000 |
| 損金不算入費用の税効果 | 412 | 484 |
| 非課税収益の税効果 | (209) | (234) |
| 未認識の繰越欠損金の税効果 | 2 | 3 |
| 過年度の引当超過額の戻入 | (210) | (80) |
| その他 | 112 | 1 |
| 損益計算書に計上された実際の税金費用 | 1,211 | 1,174 |

(c) 第 2 の柱の法人税

2021 年、経済協力開発機構（OECD）は、大規模多国籍企業に適用される新たなグローバル・ミニマム課税の税制改革に向けた「グローバル税源浸食防止モデル・ルール」（「第 2 の柱モデル・ルール」）を公表した。当行グループは、第 2 の柱モデル・ルールの適用対象である。当行グループが事業を展開する管轄区域（「事業展開管轄区域」）のうち、第 2 の柱に関する法制は英国において 2024 年 1 月 1 日に発効しており、シンガポールおよび香港においては、関連する国内法制の制定後、2025 年 1 月 1 日から遡及的に発効する見込みである。

当該法制に基づき、当行グループは、各管轄区域におけるグローバル税源浸食防止（「GloBE」）実効税率（「ETR」）と 15%の最低税率との差額について、トップアップ税を支払う義務を負う。2024 年 12 月 31 日に終了した事業年度において、英国に関連する当行グループのトップアップ税のエクスポージャーが評価され、第 2 の柱に関する法人税等に関連する当期税金費用は認識されなかった。当行グループは、第 2 の柱に関する法人税等に関連する繰延税金資産および負債の認識および開示について、強制的な一時的例外を適用している。

当行グループが事業を展開するその他の管轄区域においては、第 2 の柱に関する法人税法制を導入するためのプロセスが進行中であり、当行グループは 2025 年以降、それらの管轄区域において追加の第 2 の柱に関する法人税等の対象となる可能性がある。当行グループは、第 2 の柱に関する法人税法制が将来の財務業績に与える影響について、継続的に評価を行っている。

## 18. 分配金／配当金

(a) 当事業年度に帰属する親会社株主への配当金

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 中間配当：2,631百万株について一株当たり0.31香港ドルの中間配当金の宣言および支払いを行った（2023年：2,658百万株について一株当たり0.36香港ドル）（注記42(j)） | 816 | 957 |
| 第2回中間配当：2,630百万株について一株当たり0.38香港ドル、2度目の中間配当（2023年：2,650百万株について一株当たり0.18香港ドル） | 999 | 477 |
| | 1,815 | 1,434 |

当事業年度に帰属する配当総額は一株当たり0.69香港ドル（2023：一株当たり0.54香港ドル）。第2回中間配当は、報告期間末日時点で負債として計上されていない。

(b) 前事業年度に帰属し、当事業年度中に承認され、支払われた親会社株主への配当金

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 前事業年度における2度目の中間配当は当事業年度に承認および支払いがされた。2,645百万株について一株あたり0.18香港ドルである（2023： 2,677百万株について一株あたり0.17香港ドル) *（注記42(ｊ)）* | 476 | 455 |

(c) その他Tier 1資本証券の所有者への分配金

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他Tier 1資本証券に対する分配金の支払い *（注記42(j)）* | 594 | 596 |

## 19. 1株当たり利益

(a) 基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、その他Tier 1資本証券の所有者への594百万香港ドル（2023年： 596百万香港ドル）の分配金を計上した後の、親会社株主に帰属する当期連結純利益4,014百万香港ドル（2023年： 3,522百万香港ドル）、および発行済普通株式の加重平均株式数 2,639 百万株（2023 年：2,668 百万株）に基づいて以下のとおり算定される。

普通株式の加重平均株式数

| | 2024年<br>株式数<br>百万株 | 2023年<br>株式数<br>百万株 |
|---|---|---|
| 1月1日現在の発行済普通株式数 | 2,650 | 2,680 |
| 配当の代わりに発行した株式による影響 | 4 | 2 |
| 自己株式の取得の影響 | (15) | (14) |
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数 | 2,639 | 2,668 |

(b) 希薄化後1株当たり利益

希薄化後1株当たり利益の算定方法は、基本的1株当たり利益の算定方法と同様であるが、普通株式の加重平均株式数が、すべての潜在的希薄化株式の影響を考慮して調整される点が異なる。2024年12月31日に終了した事業年度において、すべての潜在的希薄化株式の影響を考慮して調整された普通株式の加重平均株式数は2,639百万株（2023年：2,668百万株）であった。

普通株式の加重平均株式数（希薄化後）

| | 2024年<br>株式数<br>百万株 | 2023年<br>株式数<br>百万株 |
|---|---|---|
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数 | 2,639 | 2,668 |
| 当行のストックオプション制度に基づく普通株式のみなし発行による影響 | - | - |
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数（希薄化後） | 2,639 | 2,668 |

## 20. 取締役の報酬

香港会社条例第383条(1)および会社（取締役の利益に関する情報の開示）規則第2部の規定に基づく取締役の報酬は、以下の通りである。

| | 取締役の報酬 | 給与、手当および現物給付 | 裁量賞与 | ストックオプション<br>*(注)* | 退職金制度への拠出金 | 2024年<br>合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **取締役会長** | | | | | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー | 0.7 | 11.8 | 3.7 | 2.6 | 1.2 | 20.0 |

**共同最高経営責任者**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | 0.5 | 8.0 | 6.8 | 5.3 | 0.8 | 21.4 |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | 0.5 | 8.0 | 6.8 | 5.3 | 0.8 | 21.4 |

**非業務執行取締役**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| アーサー・リー・コック・チェン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| ウィンストン・ロー・ヤウ・ライ | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| ダリル・ン・ウィン・コン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| 奥正之 | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |

**独立社外取締役**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| アラン・ウォン・チー・ユン | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| メオクル・リー・コック・ウィン | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| ヘンリー・タン・イン・イェン | 1.1 | - | - | - | - | 1.1 |
| デルマン・リー | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| デイビッド・モン・タン・ヨング | 0.7 | - | - | - | - | 0.7 |
| | 11.7 | 27.8 | 17.3 | 13.2 | 2.8 | 72.8 |

*注：　ストックオプションは、当行の従業員ストックオプション制度によって業務執行役員へ付与されていた。ストックオプションの価値は、現金による支払いは行わずに 2024 年および過年度に付与されたオプションの公正価値をそれぞれの権利確定日までの期間にわたって償却したものである。これらの現物支給についての詳細は取締役に関する報告書の第3 項“ストックオプションについての情報 ”及び注記 39 に開示されている。*

**20. 取締役の報酬**（続き）

| | 取締役の報酬 | 給与、手当および現物給付 | 裁量賞与 | ストックオプション *(注)* | 退職金制度への拠出金 | 2023年 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **取締役会長** | | | | | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー | 0.7 | 11.8 | 3.8 | 2.7 | 1.1 | 20.1 |
| **共同最高経営責任者** | | | | | | |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | 0.5 | 8.0 | 7.0 | 5.2 | 0.7 | 21.4 |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | 0.5 | 8.0 | 7.0 | 5.2 | 0.7 | 21.4 |
| **非業務執行取締役** | | | | | | |
| アーサー・リー・コック・チェン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| ウィンストン・ロー・ヤウ・ライ | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| ダリル・ン・ウィン・コン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| 奥正之 | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |

**独立社外取締役**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| アラン・ウォン・チー・ユン | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| メオクル・リー・コック・ウィン | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| ヘンリー・タン・イン・イェン | 1.1 | - | - | - | - | 1.1 |
| デルマン・リー | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| デイビッド・モン・タン・ヨング | 0.7 | - | - | - | - | 0.7 |
| | 11.7 | 27.8 | 17.8 | 13.1 | 2.5 | 72.9 |

*注：　ストックオプションは、当行の従業員ストックオプション制度によって業務執行役員へ付与されていた。ストックオプションの価値は、現金による支払いは行わずに 2023 年および過年度に付与されたオプションの公正価値をそれぞれの権利確定日までの期間にわたって償却したものである。これらの現物支給についての詳細は取締役に関する報告書の第3 項“ストックオプションについての情報 ”及び注記 39 に開示されている。*

## 21. 報酬額上位5名の従業員

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 給与およびその他の報酬 | 41 | 41 |
| 業績連動型賞与 | 26 | 26 |
| ストックオプション | 18 | 17 |
| 年金拠出金 | 4 | 3 |
| | 89 | 87 |

報酬額上位5名の従業員の報酬は以下のとおりである。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 従業員数 | 従業員数 |
| 香港ドル | | |
| 12,000,001 ～ 12,500,000 | - | 2 |
| 12,500,001 ～ 13,000,000 | 2 | - |
| 19,500,001 ～ 20,000,000 | 1 | - |
| 20,000,001 ～ 20,500,000 | - | 1 |
| 21,000,001 ～ 21,500,000 | 2 | 2 |

報酬額上位5名の従業員には、取締役3名（2023年：3名）および上級管理職2名（2023年：2名）の報酬が含まれている。これらの取締役の報酬については、注記20に記載されている。

## 22. セグメント情報

(a) 事業セグメント

当行グループは、事業分野と地域を組み合わせて編成された事業部門ごとに事業を管理している。経営資源の配分および業績評価の目的で当行グループの上級管理職に情報が内部報告される方法との整合性を確保するために、当行グループは以下の8つの報告セグメントを設定している。

**香港事業は、**以下の5つの報告セグメントに分類される。

**個人向けバンキング**には、支店業務、個人向けインターネットバンキング、消費者金融、不動産ローン、MPF事業、およびクレジットカード事業が含まれる。

**ホールセール・バンキング**には、法人向け融資およびシンジケートローン、資産担保融資、商業融資、証券貸借取引、ならびにコルレス銀行および企業との貿易金融業務が含まれる。

**トレジャリー・マーケッツ**には、トレジャリー業務および証券取引が含まれる。

**ウェルス・マネジメント**には、プライベート・バンキング業務、投資商品およびアドバイザリー、証券・先物仲介業務が含まれる。

**その他**には、主に香港で事業を展開する子会社による信託業務、および香港事業のその他の支援部門が含まれる。

**22. セグメント情報**（続き）

(a) 事業セグメント（続き）

**中国本土事業には**、主に香港における中国本土事業のバックオフィス部門、および中国本土で事業を展開するすべての子会社および関連会社が含まれる。ただし、中国本土において香港事業のデータ処理およびその他のバックオフィス業務を行う子会社は除く。

**海外、マカオ、台湾における事業**には、主に香港における海外・マカオ・台湾事業のバックオフィス部門、マカオ支店、台湾支店、および海外で事業を展開するすべての支店、子会社、関連会社が含まれる。

**コーポレート・マネジメント**は、当行が発行する借入資本に係る規制資本コストを負担するとともに、香港事業から、当行が発行した資本性金融商品によって資金調達された事業活動が生み出した利息収益を受け取る。

セグメントの業績を評価し、セグメント間でリソースを配分する目的で、当行グループの上級経営陣は、以下の基準に基づき、各報告セグメントに帰属する業績、資産および負債をモニタリングしている。

セグメント資産には、関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分、ならびに売却目的で保有する資産を除くすべての資産が含まれる。セグメント負債には、預金、金融負債および各セグメントに帰属するその他の負債が含まれる。

収益および費用は、各報告セグメントが生み出した利息収益および手数料収益、ならびに当該セグメントにおいて発生した費用、あるいは当該セグメントに帰属する資産の減価償却費または償却費に基づき、各報告セグメントに配分される。

**22. セグメント報告**（続き）

(a) 事業セグメント（続き）

| | 2024年 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港事業 | | | | | | | | | | |
| | 個人向けバンキング | ホールセール・バンキング | トレジャリー・マーケッツ | ウェルス・マネジメント | その他 | 合計 | 中国本土事業 | 海外、マカオ、台湾における事業 | コーポレート・マネジメント | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 正味利息収益／（費用） | 5,678 | 2,735 | 1,514 | 368 | (236) | 10,059 | 3,845 | 2,635 | (10) | - | 16,529 |
| 非利息収益／（費用） | 1,336 | 601 | 108 | 688 | 337 | 3,070 | 1,234 | 173 | - | (27) | 4,450 |
| 営業収益／（損失） | 7,014 | 3,336 | 1,622 | 1,056 | 101 | 13,129 | 5,079 | 2,808 | (10) | (27) | 20,979 |
| 営業費用 | (1,746) | (499) | (193) | (420) | (2,570) | (5,428) | (3,376) | (857) | - | 27 | (9,634) |
| 減損損失控除前の営業利益／（損失） | 5,268 | 2,837 | 1,429 | 636 | (2,469) | 7,701 | 1,703 | 1,951 | (10) | - | 11,345 |
| 金融商品の減損損失 | (147) | (3,214) | (63) | (346) | (1) | (3,771) | (1,557) | (169) | - | - | (5,497) |
| 関連会社に関する減損損失 | - | - | - | - | - | - | (94) | - | - | - | (94) |
| その他の資産に関する減損損失 | - | - | - | - | - | - | (2) | - | - | - | (2) |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 減損損失控除後の営業利益／（損失） | 5,121 | (377) | 1,366 | 290 | (2,470) | 3,930 | 50 | 1,782 | (10) | - | 5,752 |
| 売却目的で保有する資産の売却による純利益 | - | - | - | - | - | - | 21 | 1 | - | - | 22 |
| 固定資産の売却による純利益 | - | - | - | - | - | - | 16 | - | - | - | 16 |
| 投資不動産評価損 | - | - | - | - | (145) | (145) | - | - | - | - | (145) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | - | - | - | - | (3) | (3) | (23) | 221 | - | - | 195 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 5,121 | (377) | 1,366 | 290 | (2,618) | 3,782 | 64 | 2,004 | (10) | - | 5,840 |
| 当期の減価償却費 | (207) | (22) | (11) | (9) | (220) | (469) | (332) | (61) | - | - | (862) |
| セグメント資産 | 124,403 | 147,833 | 250,180 | 16,480 | 12,427 | 551,323 | 242,878 | 127,701 | - | (52,606) | 869,296 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資 | - | - | - | - | 44 | 44 | 3,598 | 4,806 | - | - | 8,448 |
| その他の資産 - 売却目的で保有する資産 | - | - | - | - | 15 | 15 | - | - | - | - | 15 |
| 資産合計 | 124,403 | 147,833 | 250,180 | 16,480 | 12,486 | 551,382 | 246,476 | 132,507 | - | (52,606) | 877,759 |
| 負債合計 | 361,929 | 42,612 | 49,125 | 33,622 | 3,578 | 490,866 | 218,836 | 114,439 | - | (52,121) | 772,020 |
| 当事業年度における設備投資額 | 251 | 28 | - | 9 | 157 | 445 | 266 | 30 | - | - | 741 |

## 22. セグメント情報（続き）

### (a) 事業セグメント（続き）

| | 2023年 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港事業 | | | | | | | | | | |
| | 個人向けバンキング | ホールセール・バンキング | トレジャリー・マーケッツ | ウェルス・マネジメント | その他 | 合計 | 中国本土事業 | 海外、マカオ、台湾における事業 | コーポレート・マネジメント | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 正味利息収益／（費用） | 5,653 | 2,888 | 1,352 | 387 | (251) | 10,029 | 4,082 | 2,637 | 126 | - | 16,874 |
| 非利息収益／（費用） | 1,189 | 676 | (42) | 554 | 345 | 2,722 | 978 | 202 | - | (30) | 3,872 |
| 営業収益／（損失） | 6,842 | 3,564 | 1,310 | 941 | 94 | 12,751 | 5,060 | 2,839 | 126 | (30) | 20,746 |
| 営業費用 | (1,792) | (485) | (194) | (399) | (2,378) | (5,248) | (3,409) | (805) | - | 30 | (9,432) |
| 減損損失控除前営業利益／（損失） | 5,050 | 3,079 | 1,116 | 542 | (2,284) | 7,503 | 1,651 | 2,034 | 126 | - | 11,314 |
| 金融商品の減損損失 | (128) | (3,652) | 95 | (261) | (3) | (3,949) | (1,657) | 123 | - | - | (5,483) |
| 関連会社の減損損失 | - | - | - | - | - | - | - | (726) | - | - | (726) |
| その他の資産の減損損失 | - | - | - | - | - | - | (6) | - | - | - | (6) |
| 減損損失控除後営業利益／（損失） | 4,922 | (573) | 1,211 | 281 | (2,287) | 3,554 | (12) | 1,431 | 126 | - | 5,099 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | - | - | - | - | 4 | 4 | (2) | - | - | - | 2 |
| 子会社または関連会社の処分による純損益 | - | - | - | - | 1 | 1 | - | (13) | - | - | (12) |
| 固定資産処分純損益 | (4) | - | - | - | 1 | (3) | 17 | - | - | - | 14 |
| 投資不動産処分純利益 | - | - | - | - | (84) | (84) | - | (2) | - | - | (86) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益の持分 | - | - | - | - | (9) | (9) | 51 | 251 | - | - | 293 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 4,918 | (573) | 1,211 | 281 | (2,374) | 3,463 | 54 | 1,667 | 126 | - | 5,310 |
| 当期の減価償却費 | (207) | (19) | (12) | (9) | (206) | (453) | (295) | (59) | - | - | (807) |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| セグメント資産 | 124,381 | 150,293 | 233,644 | 17,488 | 11,299 | 537,105 | 231,335 | 128,647 | - | (45,125) | 851,962 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資 | - | - | - | - | 48 | 48 | 3,843 | 4,493 | - | - | 8,384 |
| その他の資産 - 売却目的で保有する資産 | - | - | - | - | 15 | 15 | - | - | - | - | 15 |
| 資産合計 | 124,381 | 150,293 | 233,644 | 17,488 | 11,362 | 537,168 | 235,178 | 133,140 | - | (45,125) | 860,361 |
| 負債合計 | 358,753 | 41,148 | 37,547 | 33,026 | 3,139 | 473,613 | 206,654 | 116,422 | - | (44,654) | 752,035 |
| 当事業年度における設備投資額 | 225 | 26 | 12 | 11 | 245 | 519 | 457 | 32 | - | - | 1,008 |

**22. セグメント情報**（続き）

(b) 地域別セグメント

地域別分析に関する情報は、業績の報告または資産の計上を行う当行の事業体および支店の主要な事業拠点の所在地、あるいは事業運営に特有のリスクを伴う子会社または事業単位の所在する地域に基づいて分類されている。

| | 2024 年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港 | 中国本土 | その他のアジア諸国・地域 | その他 | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 営業収益 | 13,446 | 5,044 | 808 | 2,003 | (322) | 20,979 |
| 税引前当期純利益 | 3,770 | 48 | 384 | 1,638 | - | 5,840 |
| 資産合計 | 551,818 | 245,798 | 48,664 | 83,834 | (52,355) | 877,759 |
| 負債合計 | 490,846 | 218,512 | 41,033 | 73,499 | (51,870) | 772,020 |
| 偶発債務およびコミットメント | 97,730 | 213,744 | 9,304 | 6,745 | - | 327,523 |
| 当事業年度における設備投資額 | 445 | 266 | 12 | 18 | - | 741 |

| | 2023 年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港 | 中国本土 | その他のアジア諸国・地域 | その他 | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 営業収益 | 13,181 | 5,031 | 888 | 1,953 | (307) | 20,746 |
| 税引前当期純収益 | 3,512 | 83 | (188) | 1,903 | - | 5,310 |
| 資産合計 | 537,607 | 234,486 | 48,322 | 84,781 | (44,835) | 860,361 |
| 負債合計 | 473,670 | 206,304 | 40,901 | 75,525 | (44,365) | 752,035 |
| 偶発債務およびコミットメント | 90,012 | 270,752 | 7,795 | 6,533 | - | 375,092 |
| 当事業年度における設備投資額 | 521 | 456 | 20 | 11 | - | 1,008 |

**23. 現金および銀行預け金** *（注記47(a)(ii)）*

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 手元現金 | 1,435 | 1,417 |
| 中央銀行預け金 | 29,410 | 32,139 |
| 他行預け金 | 10,459 | 12,348 |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 41,304 | 45,904 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | - | (1) |
| | 41,304 | 45,903 |

**24. 銀行への預け金および貸出金** *（注記47(a)(ii)）*

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行への預け金および貸出金 | | |
| 満期 | | |
| - 1ヶ月以内 | 37,033 | 40,885 |
| - 1ヶ月超～1年以内 | 673 | 2,808 |
| - 1年経過後 | - | - |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 37,706 | 43,693 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | (1) | (2) |
| | 37,705 | 43,691 |
| 内訳： | | |
| 中央銀行への預け金および貸出金 | 2,600 | 2,142 |

**25. 貿易手形**

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定 | | |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 803 | 251 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | - | - |
| | 803 | 251 |
| FVOCIで測定 | 653 | 122 |
| | 1,456 | 373 |

## 26. トレーディング資産

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券 *（注記47(a)(ii)）* | - | 2,764 |
| 株式 | 53 | 285 |
| 投資信託 | 154 | - |
| | 207 | 3,049 |

## 27. 顧客に対する貸付金

(a) 顧客に対する貸付金

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 減損引当金計上前の帳簿価額総額 | 532,931 | 532,111 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | (5,102) | (5,127) |
| | 527,829 | 526,984 |

(b) 顧客に対する貸付金 － 業種別

顧客に対する貸付金総額および担保付貸付金の割合に関する業種別分析は、香港金融管理局（HKMA）が採用している分類および定義に基づいている。

| | 2024年 | | 2023年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付貸付金の割合 | 貸付金総額 | 担保でカバーされている貸付金の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| **香港での利用を目的とする貸付金** | | | | |
| 工業、商業、金融業 | | | | |
| － 不動産開発 | 20,317 | 62.87 | 28,590 | 59.39 |
| － 不動産投資 | 39,520 | 92.24 | 50,155 | 92.35 |
| － 金融機関 | 13,148 | 47.41 | 14,171 | 54.48 |
| － 証券会社 | 1,437 | 72.92 | 1,218 | 91.77 |
| － 卸売・小売業 | 8,940 | 44.72 | 5,996 | 53.85 |
| － 製造業 | 4,169 | 29.80 | 3,219 | 39.40 |
| － 運輸および輸送用機器 | 3,766 | 19.38 | 4,106 | 50.05 |
| － 娯楽・レジャー関連産業 | 132 | 99.42 | 108 | 99.41 |
| － 情報技術 | 3,465 | 48.90 | 2,093 | 63.13 |
| － その他 | 30,000 | 52.68 | 20,868 | 54.76 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 小計 | 124,894 | 64.14 | 130,524 | 70.14 |
| 個人 | | | | |
| - 住宅所有制度、民間セクター参加スキームおよび テナント・パーチェス・スキームにおけるアパート購入のためのローン | 1,131 | 97.98 | 1,081 | 99.10 |
| - その他の住宅用物件の購入のためのローン | 98,966 | 99.06 | 96,147 | 99.53 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 3,501 | 0.00 | 4,740 | 0.00 |
| - その他 | 22,502 | 62.98 | 20,555 | 58.71 |
| 小計 | 126,100 | 89.86 | 122,523 | 88.83 |
| 香港での利用を目的とする貸付金総額 | 250,994 | 77.06 | 253,047 | 79.19 |
| 貿易金融 | 6,889 | 24.79 | 5,592 | 32.97 |
| 香港域外での利用を目的とした貸付金*（注）* | 275,048 | 31.44 | 273,472 | 35.82 |
| 顧客への貸付金合計 | 532,931 | 52.84 | 532,111 | 56.41 |

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(b) 顧客に対する貸付金 - 業種別（続き）

*注：香港域外での利用を目的とする貸付金には、中国本土での利用を目的とする以下の貸付金、および香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金が含まれる。*

| | 2024年 | | 2023年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付き貸付金総額の割合 | 貸付金総額 | 担保でカバーされている貸付金総額の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| 中国本土での利用を目的とする貸付金 | | | | |
| 工業、商業、金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 21,473 | 51.91 | 29,598 | 43.16 |
| - 不動産投資 | 6,016 | 71.40 | 7,796 | 67.72 |
| - 金融機関 | 44,808 | 13.92 | 43,746 | 10.19 |
| - 証券会社 | - | - | 440 | 100.00 |
| - 卸売・小売業 | 13,177 | 6.06 | 8,509 | 10.42 |
| - 製造業 | 16,002 | 1.47 | 14,255 | 7.35 |
| - 運輸および輸送用機器 | 1,949 | 75.70 | 1,921 | 61.89 |
| - レクリエーション活動 | 298 | 0.00 | - | - |
| - 情報技術 | 2,389 | 1.08 | 1,194 | 0.74 |
| - その他 | 25,644 | 10.59 | 18,123 | 14.07 |
| 小計 | 131,756 | 20.44 | 125,582 | 22.80 |
| 個人 | | | | |
| - その他の住宅用不動産購入のためのローン | 8,277 | 99.74 | 10,398 | 99.96 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 2,923 | 0.00 | 3,825 | 0.00 |
| - その他 | 16,243 | 1.81 | 18,552 | 3.67 |
| 小計 | 27,443 | 31.16 | 32,775 | 33.79 |
| 中国本土での利用を目的とする貸付金合計 | 159,199 | 22.29 | 158,357 | 25.08 |
| 香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金 | | | | |
| 工業、商業および金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 6,298 | 64.05 | 8,239 | 50.27 |
| - 不動産投資 | 26,676 | 77.20 | 33,696 | 77.20 |
| - 金融機関 | 13,739 | 63.34 | 14,109 | 73.80 |
| - 卸売・小売業 | 4,697 | 13.06 | 4,808 | 15.39 |
| - 製造業 | 13,860 | 1.25 | 15,032 | 1.41 |
| - 運輸および輸送用機器 | 5,287 | 19.72 | 2,693 | 44.13 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| - レクリエーション活動 | 1,149 | 43.75 | 885 | 80.27 |
| - 情報技術 | 7,248 | 3.34 | 4,741 | 3.66 |
| - その他 | 33,779 | 35.80 | 27,536 | 40.97 |
| 小計 | 112,733 | 42.58 | 111,739 | 49.11 |
| 個人 | | | | |
| - その他の住宅用不動産購入のためのローン | 2,816 | 100.00 | 3,297 | 99.91 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 2 | 0.00 | 1 | 0.00 |
| - その他 | 298 | 64.28 | 78 | 99.65 |
| 小計 | 3,116 | 96.52 | 3,376 | 99.86 |
| 香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金総額 | 115,849 | 44.03 | 115,115 | 50.60 |
| 香港域外での利用を目的とする貸付金の合計 | 275,048 | 31.44 | 273,472 | 35.82 |

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(b) 顧客に対する貸付金－業種別（続き）

顧客に対する貸付金の総額の 10%以上を占める業種セクターについて、個別の減損貸付金および関連情報は以下のとおりである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (i) 不動産開発 *（注記）* | | |
| a. 個別減損貸付金 | 8,424 | 7,581 |
| b. 個別引当金 | 2,206 | 2,162 |
| c. 集合的引当金 | 127 | 404 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 2,788 | 2,157 |
| e. 償却額 | 2,841 | 3,934 |
| (ii) 不動産投資 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 3,464 | 4,094 |
| b. 個別引当金 | 582 | 441 |
| c. 集合的引当金 | 57 | 67 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 918 | 227 |
| e. 償却額 | 426 | 910 |
| (iii) その他住宅用不動産購入ローン | | |
| a. 個別減損貸付金 | 453 | 359 |
| b. 個別引当金 | 9 | 12 |
| c. 集合的引当金 | 25 | 25 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 21 | 17 |
| e. 償却額 | 1 | 1 |
| (iv) 金融機関 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 229 | 640 |
| b. 個別引当金 | 128 | 50 |
| c. 集合的引当金 | 72 | 121 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 342 | 140 |
| e. 償却額 | 249 | 45 |

*注記： 2024 年 12 月 31 日時点にて不動産開発部門の貸付金および前渡金の金額は顧客に対する貸付金および前渡金合計額の 9.0%を占める（2023 年：12.5%）。*

個別引当金は、信用状態が悪化している（ステージ 3）エクスポージャーに対する全期間予想信用損失引当金を表し、集合的引当金は、信用減損していない（ステージ 1 およびステージ 2）エクスポージャーに対する 12 ヶ月および全期間予想信用損失引当金を表している。

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(c) 顧客に対する貸付金－地域別

顧客に対する貸付金の総額の地域別内訳に関する情報は、「銀行（開示）規則」の要件に従い、リスクの移転を考慮した上で、取引相手の所在地に基づいて算出されている。一般的に、このようなリスクの移転は、債権が、取引相手とは異なる国の当事者によって保証されている場合、または本拠地が国外に所在する銀行の海外支店に対するものである場合に発生する。 当事者の所在地は、その当事者が設立または登録された法律の適用を受ける経済領域である「居住地」によって決定される。この要件は、注記 22 に記載されているセグメント報告に基づく配分とは異なる。セグメント報告は、当グループの上級経営陣への内部報告方法と整合的な方法で作成されている。 個別引当金は、信用減損（ステージ 3）のエクスポージャーに対する全期間予想信用損失引当金を表し、集合的引当金は、信用減損していない（ステージ 1 およびステージ 2）エクスポージャーに対する 12 ヶ月および全期間予想信用損失引当金を表している。

| | 2024 年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客に対する貸付金合計 | 3 ヶ月超延滞している貸付金 | 顧客に対する減損貸付金 | 個別引当金 | 集合的引当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 香港 | 239,272 | 3,180 | 6,824 | 1,834 | 353 |
| 中国本土 | 188,654 | 3,163 | 6,938 | 1,964 | 561 |
| その他アジア諸国・地域 | 34,585 | 221 | 272 | 135 | 95 |
| その他 | 70,420 | 245 | 459 | 21 | 139 |
| 合計 | 532,931 | 6,809 | 14,493 | 3,954 | 1,148 |
| 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | | | 2. 72% | | |

| | 2023 年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客に対する貸付金合計 | 3 ヶ月超延滞している貸付金 | 顧客に対する減損貸付金 | 個別引当金 | 集合的引当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 香港 | 251,929 | 2,329 | 4,863 | 825 | 215 |
| 中国本土 | 174,954 | 5,393 | 8,567 | 2,648 | 1,072 |
| その他アジア諸国・地域 | 31,279 | 61 | 111 | 31 | 121 |
| その他 | 73,949 | 297 | 793 | 32 | 183 |
| 合計 | 532,111 | 8,080 | 14,334 | 3,536 | 1,591 |
| 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | | | 2.69% | | |

減損貸付金は、個別に減損の客観的な証拠を有する個別に評価される貸付金である。上記の地域別情報は、リスクの移転を考慮した上で取引相手の所在地に基づいて算定されている。

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(d) 顧客に対する貸付金――ファイナンス・リースにおける純投資額

顧客に対する貸付金には、ファイナンス・リースに基づきリースされた設備に対する純投資額が含まれている。ファイナンス・リースに基づく受取最低リース料総額および期末時点におけるその現在価値は、以下のとおりである。

| | 2024年 | | | 2023年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 最低リース料の現在価値 | 将来期間に関連する利息収益 | 最低リース料合計 | 最低リース料の現在価値 | 将来期間に関連する利息収益 | 最低リース料合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 受取リース料： | | | | | | |
| 1年以内 | 238 | 54 | 292 | 165 | 72 | 237 |
| 1年超2年以内 | 143 | 44 | 187 | 148 | 64 | 212 |
| 2年超3年以内 | 127 | 39 | 166 | 138 | 58 | 196 |
| 3年超4年以内 | 115 | 36 | 151 | 130 | 52 | 182 |
| 4年超5年以内 | 109 | 33 | 142 | 124 | 47 | 171 |
| 5年超 | 1,277 | 202 | 1,479 | 1,463 | 312 | 1,775 |
| | 2,009 | 408 | 2,417 | 2,168 | 605 | 2,773 |
| 控除：減損引当金 | (31) | | | (12) | | |
| ファイナンス・リースへの純投資額 | 1,978 | | | 2,156 | | |

ファイナンス・リースへの純投資額は、財政状態計算書上、「顧客に対する貸付金」として計上される。将来期間に係る利息収益については、未収計上は行われない。

**28. 投資有価証券**

| | 2024年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期国債（国庫短期証券を含む） | 譲渡性預金 | 債券 | 株式 | 投資信託 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定される投資有価証券 | | | | | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 2,566 | 544 | 27,660 | - | - | 30,770 |
| 控除：減損引当金 | - | - | (927) | - | - | (927) |
| | 2,566 | 544 | 26,733 | - | - | 29,843 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | 30,020 | - | 127,928 | 999 | - | 158,947 |
| FVTPLで測定することを義務付けられている投資有価証券 | - | - | 1,219 | 1 | 773 | 1,993 |
| | 32,586 | 544 | 155,880 | 1,000 | 773 | 190,783 |

| | 2023年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期国債（国庫短期証券を含む） | 譲渡性預金 | 債券 | 株式 | 投資信託 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定される投資有価証券 | | | | | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 2,660 | 1,103 | 8,099 | - | - | 11,862 |
| 控除：減損引当金 | - | - | (672) | - | - | (672) |
| | 2,660 | 1,103 | 7,427 | - | - | 11,190 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | 27,914 | - | 124,347 | 959 | - | 153,220 |
| FVTPLで測定することを義務付けられている投資有価証券 | - | - | 2,076 | - | 784 | 2,860 |
| | 30,574 | 1,103 | 133,850 | 959 | 784 | 167,270 |

**FVOCI に指定された株式**

| | 2024 年 | | 2023 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 公正価値 | 認識済配当金 | 公正価値 | 認識済配当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 長期的な戦略的目的で保有する株式投資 | 999 | 16 | 959 | 34 |

2024 年 12 月 31 日現在、FVOCI に指定された株式のうち 999 百万香港ドル（2023 年： 959 百万香港ドル）が長期的な戦略的目的で保有されており、そのうち 807 百万香港ドル（2023 年： 809 百万香港ドル）は、当行の中国銀聯（China UnionPay Co., Ltd.）への投資の公正価値に起因するものである。これらの戦略的投資はいずれも 2024 年および 2023 年の間に売却されておらず、これら投資に係る株式累積損益のうち資本内で振替えられたものはなかった。

## 29. 子会社への投資

以下のリストには、当行グループの業績、資産または負債に主たる影響を与えた子会社の詳細のみを記載している。保有株式の種類は普通株式である。

これらの会社の詳細は以下のとおりである。

| | **設立地および事業拠点** | **発行済払込資本金** | **持株比率** | **事業内容** |
|---|---|---|---|---|
| 会社名 | | | | |
| アンプル・デライト・リミテッド | 香港 | 450,000,000 香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| 東亜銀行（信託） | 香港 | 150,000,000 香港ドル | 100% | 信託業務 |
| BEA グローバル・サービシズ・センター（広東）カンパニー・リミテッド<br>（旧社名：East Asia Digital Information Services (Guangdong) Limited）*（注記 1）* | 中国 | 3,000,000 米ドル | 100% | 事務受託サービス |
| BEA ユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド | 香港 | 374,580,000 香港ドル | 51% | 資産運用 |
| ユニオン・インベストメント（深圳）マネジメント・リミテッド *（注記 1）* | 中国 | 7,000,000 米ドル | 51% | 資産運用、投資運用 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| セントラル・タウン・リミテッド | 香港 | 2香港ドル | 100% | 不動産投資 |
| コロナ・ライト・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 929,752,849香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| クレジット・ゲイン・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 香港 | 640,000,000香港ドル | 100% | 貸金業 |
| クリスタル・グリーミング・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 929,752,849香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| ドラゴン・ジェイド・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | 香港 | 1,127,510,000香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| イースト・アジア・ホールディング・カンパニー・インク *（注記2）* | 米国 | 5米ドル | 100% | 投資持株会社 |
| イースト・アジア・セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 香港 | 25,000,000香港ドル | 100% | 証券仲介業 |
| スカイレイ・ホールディングス・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 450,000,000香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| スピードフル・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 450,000,000香港ドル | 100% | 投資持株会社 |
| 東亜銀行（中国）*（注記1）* | 中国 | 14,160,000,000人民元 | 100% | 銀行および関連金融サービス |

*注記：* *1. 中華人民共和国の法律に基づき登録された完全外資系企業を表す。*
*2. KPMGによる監査を受けていない企業であり、その純資産総額および総収益は、関連する連結総額のそれぞれ約0.6%および0.1%未満を占める。*

## 30. 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 純資産の持分 | 9,629 | 9,469 |
| のれん | 438 | 440 |
| | 10,067 | 9,909 |
| 控除：減損引当金 | (1,619) | (1,525) |
| | 8,448 | 8,384 |

以下のリストには、主要な関連会社およびジョイント・ベンチャーに関する詳細のみを記載している。

| 会社名 | 設立地および事業拠点 | 持株比率 | 事業内容 |
|---|---|---|---|
| **上場** | | | |
| アフィン・バンク・ベルハッド | マレーシア | 23.93% | 銀行および関連金融サービス |
| **非上場** | | | |
| ブリリアンス-BEA オート・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 中国 | 22.5% | 自動車金融および関連金融サービス |
| ドルフォード・プロパティ・ホールディングス・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 30% | 不動産投資 |
| イースト・アジア前海セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 中国 | 49% | 証券業 |
| グオトン・トラスト・カンパニー・リミテッド | 中国 | 15.38% | 信託およびその他の金融サービス |
| インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ（カナダ） | カナダ | 20% | 銀行業 |
| インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ（米国）、ナショナル・アソシエーション | 米国 | 20% | 銀行業 |
| ミリオン・フォーチュン・デベロップメント（深圳）カンパニー・リミテッド | 中国 | 25% | 不動産開発 |
| プラチナ・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | ケイマン諸島 | 30% | 投資持株会社 |
| 上海 Ctrip フィナンシャル・インフォーメーション・サービシズ・カンパニー・リミテッド | 中国 | 9.6% | 金融サービス |

**30. 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資**（続き）

2024 年当行グループは投資の使用価値（VIU）の減少（2023 年：減損費用は無し）を受け中国本土にて活動する非上場関連会社への投資について 94 百万香港ドルの減損損失を認識した 。2024 年 12 月 31 日において、投資の回収可能評価額 100 百万香港ドル（処分費控除後の見積公正価値を表す）が投資の簿価 90 百万香港ドルと比較して高かった。公正価値（レベル 3 評価に分類）は比較対象となる複数の上場企業を参照しマーケット（比較法）アプローチを通して測定し、これらの株式が活発に取引されていない事実を反映させるため（非）流動性ディスカウントによる調整を行った。

アフィン・バンク・ベルハッド（「AFFIN」）に対する当行グループの投資の減損評価に関する最新情報

2024 年 12 月 31 日現在、市場価格に基づく当行グループの AFFIN への投資の公正価値は、継続して帳簿価額を下回っていた。その結果、当行グループは VIU 手法を用いて当該投資の減損テストを実施したところ、当該投資の回収可能額は 3,675 百万香港ドルであることが示された。 回収可能額は帳簿価額である 3,323 百万香港ドルを上回っていたため、追加の減損損失は認識されなかった（2023 年： 726 百万香港ドル）。VIU の算定には、AFFIN の直近の業績予測および当行グループ経営陣による今後 5 年間の見積りに基づく割引キャッシュ・フロー予測を用いて、推定 3%の長期成長率を使用して、終値（ターミナルバリュー）を算出している。 VIU の算定には、AFFIN に対する資本資産価格モデル（CAPM）の計算に基づく 11.57%（2023 年：12.03%）の割引率が使用されている。

以下の表は、主要な仮定に対する合理的に起こり得る変更が VIU に与える影響を例示している。これは、主要な仮定が単独で VIU に及ぼす感応度を反映したものであり、複数の有利な変動および／または不利な変動が同時に発生する可能性もある。

| | 有利な変動 | | | 不利な変動 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | VIU の増加 | VIU | | VIU の減少 | VIU |
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2024 年 12 月 31 日現在 | | | | | | |
| 割引率 | -50 ベーシスポイント | 242 | 3,917 | +50 ベーシスポイント | (215) | 3,460 |
| 長期成長率 | +50 ベーシスポイント | 19 | 3,694 | -50 ベーシスポイント | (17) | 3,658 |
| 予想キャッシュ・フロー | +10% | 368 | 4,043 | -10% | (367) | 3,308 |

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 個別に重要ではない関連会社およびジョイント・ベンチャーの累積情報 | | |
| 連結財務諸表における、個別に重要ではない関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額総額 | 8,448 | 8,384 |
| 当行グループが保有する当該関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分相当額の合計 | | |
| 税引後利益 | 195 | 293 |
| その他の包括利益 | (19) | (217) |
| 包括利益合計 | 176 | 76 |

| | | |
|---|---|---|
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分総額と帳簿価額の調整表 | | |
| 重要な関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額 | - | - |
| 個別に重要でない関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額 | 8,448 | 8,384 |
| 連結財務諸表における関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分 | 8,448 | 8,384 |

## 31. のれんおよび無形資産

のれんおよび無形資産には企業結合により生じたのれんおよび取得した無形資産が含まれる。取得した無形資産は経済的耐用年数にわたって償却される。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| のれん | 1,460 | 1,460 |
| 取得した無形資産 | 376 | 392 |
| | 1,836 | 1,852 |

(a) のれん

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1月1日および12月31日現在 | 1,460 | 1,460 |

のれんを含む現金生成単位（「CGU」）に関する減損テスト

のれんは、事業セグメントに基づき特定された当行グループの現金生成単位（「CGU」）に、以下のように配分されている。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 個人向けバンキング | 849 | 849 |
| ホールセール・バンキング | 453 | 453 |
| トレジャリー・マーケッツ | 158 | 158 |
| | 1,460 | 1,460 |

現金生成単位（「CGU」）の回収可能額は、VIU（価値増分法）の計算に基づいて決定される。この計算では、経営陣が承認した5年間の財務予算に基づくキャッシュ・フロー予測が使用される。5年を超える期間のキャッシュ・フローは、以下に示す見積率を用いて推定される。成長率は、当該CGUが事業を展開する事業分野における長期平均成長率を超えないものとする。

VIUの算定に用いた割引率は8.26%（2023年：9.62%）、長期成長率は2.5%（2023年：3%）である。

経営陣は、過去の業績および市場動向に対する見通しに基づき、予算計上された純利益を決定した。使用された加重平均成長率は、内部予測と整合している。

**31. のれんおよび無形資産**（続き）

(b) 無形資産（のれんを除く）

無形資産は建物命名権のみである。無形資産は取得原価から累積償却費および減損損失を控除して計上される。（注記 2(r)）。

有限耐用年数を持つ無形資産の償却は、見積耐用年数にわたり損益計算書に計上する。下記の有限耐用年数無形資産は使用可能日から償却される。これら無形資産の耐用年数は以下の通りである：

命名権：建物または土地のリース期間のうち短い方

期間および償却方法の両方を毎年レビューしている。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価 | | |
| 1 月 1 日現在 | 1,402 | 1,402 |
| 為替換算調整 | (1) | - |
| 12 月 31 日現在 | 1,401 | 1,402 |
| | | |
| 償却累計額 | | |
| 1 月 1 日現在 | (349) | (336) |
| 当期償却費 | (13) | (13) |
| 為替換算調整 | - | - |
| 12 月 31 日現在 | (362) | (349) |
| | | |
| 減損引当金 | | |
| 1 月 1 日現在 | (661) | (656) |
| 当期計上額 | (2) | (5) |
| 為替換算調整 | - | - |
| 12 月 31 日現在 | (663) | (661) |
| | | |
| 12 月 31 日現在の帳簿価額 | 376 | 392 |

## 32. 固定資産

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 器具、備品、設備 | 小計 | 使用権資産－銀行所有の不動産 | 使用権資産－器具、備品、設備 | 小計 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価または評価額 | | | | | | | | |
| 2024年1月1日現在 | 5,105 | 7,931 | 6,910 | 14,841 | 1,428 | 23 | 1,451 | 21,397 |
| 増加額 | - | 5 | 532 | 537 | 199 | 5 | 204 | 741 |
| 再評価による評価損 | (145) | - | - | - | - | - | - | (145) |
| 処分額 | - | (207) | (147) | (354) | - | - | - | (354) |
| 再測定 | - | - | - | - | (6) | - | (6) | (6) |
| 投資不動産への振替に伴う銀行所有の不動産の再評価差益*（注記42(b)）* | - | 11 | - | 11 | - | - | - | 11 |
| 銀行所有の不動産から投資用不動産への振替 | 45 | (45) | - | (45) | - | - | - | - |
| 投資不動産から銀行所有の不動産への振替 | (26) | 26 | - | 26 | - | - | - | - |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (267) | (2) | (269) | (269) |
| 控除：再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (6) | - | (6) | - | - | - | (6) |
| 為替換算調整額 | - | (137) | (79) | (216) | (25) | - | (25) | (241) |
| 2024年12月31日現在 | 4,979 | 7,578 | 7,216 | 14,794 | 1,329 | 26 | 1,355 | 21,128 |
| 減価償却および減損損失累計額 | | | | | | | | |
| 2024年1月1日現在 | - | 2,365 | 4,873 | 7,238 | 651 | 15 | 666 | 7,904 |
| 当事業年度の減価償却費 | - | 130 | 466 | 596 | 260 | 6 | 266 | 862 |
| リース契約の満了・解約 | - | - | - | - | (257) | (2) | (259) | (259) |
| 再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (6) | - | (6) | - | - | - | (6) |
| 処分時の償却 | - | (101) | (133) | (234) | - | - | - | (234) |
| 為替換算調整額 | - | (48) | (50) | (98) | (12) | - | (12) | (110) |
| 2024年12月31日現在 | - | 2,340 | 5,156 | 7,496 | 642 | 19 | 661 | 8,157 |
| 2024年12月31日現在の帳簿価額（純額） | 4,979 | 5,238 | 2,060 | 7,298 | 687 | 7 | 694 | 12,971 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上記の資産の総額は、以下のとおり計上されている： | - | 6,830 | 7,216 | 14,046 | 1,329 | 26 | 1,355 | 15,401 |
| 取得原価 | - | 748 | - | 748 | - | - | - | 748 |
| 取締役会による評価 | | | | | | | | |
| - 1989年 | 4,979 | - | - | - | - | - | - | 4,979 |
| 専門的な評価 | | | | | | | | |
| - 2024年 | 4,979 | 7,578 | 7,216 | 14,794 | 1,329 | 26 | 1,355 | 21,128 |

**32. 固定資産**（続き）

2023年

| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 器具、備品、設備 | 小計 | 使用権資産－銀行所有の不動産 | 使用権資産－器具、備品、設備 | 小計 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価または評価額 | | | | | | | | |
| 2023年1月1日現在 | 5,166 | 8,064 | 6,478 | 14,542 | 1,304 | 25 | 1,329 | 21,037 |
| 増加額 | - | 13 | 667 | 680 | 326 | 2 | 328 | 1,008 |
| 再評価による評価損 | (86) | - | - | - | - | - | - | (86) |
| 処分額 | - | (24) | (191) | (215) | - | - | - | (215) |
| 再測定 | - | 13 | - | 13 | - | - | - | 13 |
| 銀行所有の不動産から投資用不動産への振替 | 24 | (24) | - | (24) | - | - | - | - |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (199) | (4) | (203) | (203) |
| 控除：銀行土地建物再評価の累計償却額の消去 | - | (3) | - | (3) | - | - | - | (3) |
| 売却目的保有資産に分類される資産への振替 | - | (21) | - | (21) | - | - | - | (21) |
| 為替換算調整額 | 1 | (87) | (44) | (131) | (3) | - | (3) | (133) |
| 2023年12月31日現在 | 5,105 | 7,931 | 6,910 | 14,841 | 1,428 | 23 | 1,451 | 21,397 |
| 減価償却および減損損失累計額 | | | | | | | | |
| 2023年1月1日現在 | - | 2,289 | 4,660 | 6,949 | 598 | 14 | 612 | 7,561 |
| 当事業年度の減価償却費 | - | 134 | 413 | 547 | 255 | 5 | 260 | 807 |
| 当年度減損額 | - | 1 | - | 1 | - | - | - | 1 |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (199) | (4) | (203) | (203) |
| 再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (3) | - | (3) | - | - | - | (3) |
| 処分時の償却 | - | (13) | (174) | (187) | - | - | - | (187) |
| 売却目的保有資産に分類される資産への振替 | - | (8) | - | (8) | - | - | - | (8) |
| 為替換算調整額 | - | (35) | (26) | (61) | (3) | - | (3) | (64) |
| 2023年12月31日現在 | - | 2,365 | 4,873 | 7,238 | 651 | 15 | 666 | 7,904 |
| 2023年12月31日現在の帳簿価額（純額） | 5,105 | 5,566 | 2,037 | 7,603 | 777 | 8 | 785 | 13,493 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上記の資産の総額は、以下のとおり計上されている： | | | | | | | | |
| 取得原価 | - | 7,183 | 6,910 | 14,093 | 1,428 | 23 | 1,451 | 15,544 |
| 取締役会による評価 | | | | | | | | |
| - 1989 | - | 748 | - | 748 | - | - | - | 748 |
| 専門的な評価 | | | | | | | | |
| - 2023 | 5,105 | - | - | - | - | - | - | 5,105 |
| | 5,105 | 7,931 | 6,910 | 14,841 | 1,428 | 23 | 1,451 | 21,397 |

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値評価

(i) 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、報告期間末時点で測定された当行グループの不動産の公正価値を、HKFRS 第 13 号「*公正価値測定*」で定義される 3 段階の公正価値ヒエラルキーに分類して、継続的に提示したものである。公正価値測定がどのレベルに分類されるかは、評価手法で使用されるインプットの観察可能性および重要性を参照して、以下のように決定される。

レベル 1 の評価： 測定日における同一の資産または負債の活発な市場における無調整の相場価格、すなわちレベル 1 のインプットのみを用いて測定された公正価値。

レベル 2 の評価： レベル 2 のインプット、すなわちレベル 1 の要件を満たさないものの観測可能なインプットのみを用いて測定され、かつ重要な観察不能なインプットを使用しない公正価値。観察不能なインプットとは、市場データが入手できないインプットを指す。

レベル 3 の評価： 重要な観察不能なインプットを用いて測定された公正価値。

| | 2024 年 12 月 31 日現在の公正価値 | 2024 年 12 月 31 日時点の公正価値測定の分類は以下のとおり | | |
|---|---|---|---|---|
| | | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **公正価値の定期的な測定** | | | | |
| 投資不動産 | | | | |
| 商業用不動産- 香港 | 4,969 | - | - | 4,969 |
| 商業用不動産-その他 | 10 | - | - | 10 |
| | 4,979 | - | - | 4,979 |

| | 2023 年 12 月 31 日現在の公正価値 | 2023 年 12 月 31 日時点の公正価値測定の分類は以下のとおり | | |
|---|---|---|---|---|
| | | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **公正価値の定期的な測定** | | | | |
| 投資不動産 | | | | |
| 商業用不動産- 香港 | 5,094 | - | - | 5,094 |
| 商業用不動産-その他 | 11 | - | - | 11 |
| | 5,105 | - | - | 5,105 |

2024 年 12 月 31 日および 2023 年 12 月 31 日に終了した各事業年度において、レベル 1 とレベル 2 の間の振替、またはレベル 3 への振替もしくはレベル 3 からの振替は発生しなかった。当行グループの方針では、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、それらが発生した報告期間末現在で認識することとしている。

2024 年および 2023 年 12 月 31 日時点において、当行グループの全ての投資不動産は独立した評価者によって再評価されている。

香港における投資不動産の評価額は 2024 年 12 月 31 日時点で 4,969 百万香港ドルである（2023： 5,094 百万香港ドル）。 これは独立した評価者で勅許鑑定士であり、評価対象の不動産のロケーションおよびカテゴリーについて最近の実績を持ち香港測量士学会のフェロー に所属するスタッフを抱える Savills Valuation and Professional Services Limited によって評価された。この評価額は 2024 年 12 月 31 日現在にて財務諸表に組み入れられており、公開市場価格ベースにて実施された。評価モデルの詳細については下記に記す：

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値測定（続き）

(ii) 不動産のレベル 3 公正価値測定に関する情報

| | 評価手法 | 観察不能なインプット |
|---|---|---|
| 投資不動産 | 収益還元法 | 予想される市場賃料 |
| | | 資本化率 |
| | 直接比較法 | 建物の品質に基づくプレミアム（ディスカウント） |

投資不動産の公正価値の算定には収益還元法を採用している。収益還元法では不動産の賃貸可能な全ユニットの既存の賃貸収入を、それぞれの契約期間の残存期間について資本化するが、空室ユニットについては、評価日現在のそれぞれの市場賃料で賃貸されているものと仮定する。既存の賃貸借契約の満了時には、各ユニットは評価日現在の市場賃料で賃貸されているものと仮定し、それを各物件タイプについて投資家が期待する市場利回りで資本化する。 政府との賃貸借契約の満了に伴う更新の見込みについても、十分に考慮されている。賃貸部分の契約期間中の収益の資本価値、賃貸部分について適切に繰り延べられた復元収益の資本価値、および空室部分の資本価値を合計したものが、当該不動産の市場価値となる。

すべての賃貸可能ユニットの市場賃料は、(a) 当該不動産で実際に得られている賃料、および／または (b) 近隣にある類似した不動産の賃貸事例を参考として算出される。 採用される資本化率は、分析対象となった市場売買取引の実現利回りおよび不動産投資家による市場予想を参照して決定される。この期待収益率は、投資の質、将来の賃料上昇および資本増価の可能性に対する予測、運営コスト、リスク要因などを暗に反映している。

収益還元法に対するサポート的な方法として取引事例比較法も評価のチェック機能として採用している。現地にて類似の不動産の比較可能な取引データを収集し各不動産について平方フィートごとの単価を分析する。収集した比較データはその後不動産および比較対象の時期、立地、築年数、建物の質等についての差異を考慮して調整される。

公正価値測定は相場賃料とは正の、資本化率とは負の相関関係を持つ。

当事業年度におけるこれらのレベル 3 の公正価値測定の残高の変動は、以下のとおりである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 投資不動産 - 商業用 - 香港 | | |
| 1 月 1 日現在 | 5,094 | 5,154 |
| 銀行所有の不動産から投資不動産への振替 | 45 | 24 |
| 投資用不動産から銀行所有の不動産への振替 | (26) | - |
| 再評価差損 | (144) | (84) |
| 12 月 31 日現在 | 4,969 | 5,094 |
| 投資不動産 - 商業用 - その他 | | |
| 1 月 1 日現在 | 11 | 12 |
| 再評価差損 | (1) | (2) |
| 為替換算調整 | - | 1 |
| 12 月 31 日現在 | 10 | 11 |

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値測定（続き）

(ii) 不動産のレベル 3 公正価値測定に関する情報（続き）

投資不動産の公正価値調整額は、連結損益計算書の「投資不動産の評価損」の項目に計上される。

当事業年度の損益計算書に認識された損失はすべて、報告期間末現在で保有していた不動産によって生じたものである。

銀行所有の不動産および投資不動産の帳簿価額（純額）は、以下のとおりである。

| | 2024 年 | | 2023 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 所有権 | | | | |
| 香港以外で保有 | 10 | 584 | 11 | 610 |
| 借地権 | | | | |
| 香港内で保有 | | | | |
| 長期リース（50 年超） | 3,825 | 1,602 | 3,952 | 1,611 |
| 中期リース（10～50 年） | 1,144 | 1,065 | 1,142 | 1,113 |
| 香港以外で保有 | | | | |
| 長期リース（50 年超） | - | 12 | - | 12 |
| 中期リース（10～50 年） | - | 1,967 | - | 2,210 |
| 短期リース（10 年未満） | - | 8 | - | 10 |
| | 4,979 | 5,238 | 5,105 | 5,566 |

当行グループは、オペレーティング・リースに基づき投資不動産を賃貸している。リース契約の初期期間は通常 1 年から 5 年であり、その期間満了後に契約を更新するオプションが付いており、その際にはすべての条件が再交渉される。いずれのリース契約にも条件付き賃料は含まれていない。
オペレーティング・リースに基づき使用目的で保有されている投資不動産からの賃貸収入は、2024 年に 117 百万香港ドル（2023 年：129 百万香港ドル）であった。
解約不能なオペレーティング・リースに基づく投資不動産の将来の最低リース支払総額は、以下のとおり受取見込みである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1 年以内 | 109 | 105 |
| 1 年超 2 年以内 | 69 | 55 |
| 2 年超 3 年以内 | 26 | 25 |
| 3 年超 4 年以内 | 8 | 8 |
| 4 年超 5 年以内 | 2 | 5 |
| 5 年超 | 6 | 6 |
| | 220 | 204 |

## 33. その他の資産

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 未収利息 | 4,439 | 4,200 |
| 銀行引受手形に係る顧客債権 | 32,817 | 26,771 |
| その他 | 10,601 | 7,776 |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 47,857 | 38,747 |
| 控除：減損引当金 *（注記43（a）(ix)* | (479) | (292) |
| | 47,378 | 38,455 |
| 売却目的保有資産 | 15 | 15 |
| | 47,393 | 38,470 |

## 34. 損益を通じて公正価値測定に指定された金融負債

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行からの預金 | - | 3,199 |
| 顧客からの預金 *(注記36)* | - | 199 |
| 発行済譲渡性預金 | 705 | 9,415 |
| 発行済負債証券 | 232 | 688 |
| | 937 | 13,501 |

上記の金融負債は、当行グループが関連デリバティブを FVTPL で保有している場合に FVTP に指定されており、この指定により、そうでなければ生じることになる会計上のミスマッチが解消されるか、または大幅に軽減される。

当事業年度および累計において、FVTPL に指定された金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因し、その他の包括利益として認識された金額は、以下のとおりである。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1月1日現在における残高 | 4 | 15 |
| 当事業年度中にその他の包括利益として認識された金額 *（注記42（h））* | (5) | (13) |
| 繰延税金 *（注記42（h））* | 1 | 2 |
| 12月31日現在の残高 | - | 4 |

当事業年度において、FVTPL に指定された負債の認識の中止に起因する、資本内の累積損益の振替は発生しなかった（2023 年：なし）。

金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、報告日における金融負債の公正価値と、調整済み資産スワップ・スプレッドを用いて算出した現在価値との差額を用いて算定される。

FVTPL に指定された金融負債の帳簿価額は、満期時に支払われるべき契約上の金額より 2 百万香港ドル少なかった（2023 年： 120 百万香港ドル下回った）。

## 35. 財政状態計算書における法人税等

(a) 財政状態計算書における当期税金は、以下に示すとおりである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当期香港利益税引当金 | 710 | 482 |
| 予定納税額 | (238) | (217) |
| | 472 | 265 |
| 過年度法人税引当金残高 | 1,081 | 891 |
| 香港外所得に対する税金 | 317 | 446 |
| | 1,870 | 1,602 |

(b) 認識された繰延税金資産および負債

連結財政状態計算書に認識された繰延税金資産／（負債）の内訳および当期中の変動は、以下のとおりである。

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以下によって生じる繰延税金： | 関連する減価償却費の超過分における減価償却引当金 | 不動産の再評価 | 金融資産の減損損失 | FVOCIで測定される金融資産の再評価 | キャッシュ・フロー・ヘッジ | 税務上の損失 | その他 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2023年12月31日現在／2024年1月1日現在 | (381) | (111) | 1,863 | (119) | - | 3 | 113 | 1,368 |
| 損益計算書への（借方）/貸方計上*（注記17（a））* | (23) | - | (146) | - | - | 12 | (59) | (216) |
| 引当金への（借方）／貸方計上*(注記42（b）、(f)、(g)、(h)）* | - | 5 | - | (192) | 4 | - | 1 | (182) |
| 為替換算およびその他の調整 | - | (1) | (54) | 1 | - | - | (1) | (55) |
| 2024年12月31日現在 | (404) | (107) | 1,663 | (310) | 4 | 15 | 54 | 915 |

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以下によって生じる繰延税金： | 関連する減価償却費の超過分における減価償却引当金 | 不動産の再評価 | 金融資産の減損損失 | FVOCIで測定される金融資産の再評価 | キャッシュ・フロー・ヘッジ | 税務上の損失 | その他 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2022年12月31日現在／2023年1月1日現在 | (354) | (113) | 1,904 | 15 | - | 16 | 155 | 1,623 |
| 損益計算書への（借方）/貸方計上 *(注記17(a))* | (27) | - | 2 | - | - | (13) | (41) | (79) |
| 引当金への（借方）／貸方計上 *(注記42(b)、(f)、(g)、(h))* | - | 2 | - | (134) | - | - | 2 | (130) |
| 為替換算およびその他の調整 | - | - | (43) | - | - | - | (3) | (46) |
| 2023年12月31日現在 | (381) | (111) | 1,863 | (119) | - | 3 | 113 | 1,368 |

**35. 貸借対照表における法人税**（続き）

(b) 認識された繰延税金資産および負債（続き）

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 財政状態計算書に計上された繰延税金資産（純額） | 1,600 | 1,836 |
| 財政状態計算書に計上された繰延税金負債（純額） | (685) | (468) |
| | 915 | 1,368 |

(c) 未認識の繰延税金資産

当行グループは、累積税務上の損失 107 百万香港ドル（2023： 109 百万香港ドル）に関して、当該税務管轄区域および事業体において、当該損失を充当できる将来の課税所得が生じる可能性が低いことから、繰延税金資産を認識していない。現行の税法に基づき、税務上の損失の有効期限は以下のとおりである：

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 5 年以内に失効 | 44 | 47 |
| 失効日なし | 63 | 62 |
| | 107 | 109 |

**36. 顧客からの預金**

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定 | 643,093 | 628,399 |
| FVTPL 指定（注記 34） | - | 199 |
| | 643,093 | 628,598 |

**37. その他の負債**

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 未払利息 | 4,667 | 5,265 |
| 支払手形 | 32,817 | 26,771 |
| 発行済金融保証契約および貸付コミットメントに対する減損引当金 *（注記 43(a)(ix)）* | 133 | 415 |
| リース負債 | 765 | 852 |
| *その他（注）* | 12,917 | 14,009 |
| | 51,299 | 47,312 |

*注： HKFRS 第 15 号に基づく顧客との契約に起因する契約負債 1,956 百万香港ドル（2023 年：2,162 百万香港ドル）が含まれる。*

**38. 借入資本**

| | | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 劣後債（償却原価で計上、公正価値ヘッジ調整を含む）： | | | |
| 2032年4月22日満期の500百万米ドル 、固定利付Tier 2資本証券 | (1) | 3,744 | 3,750 |
| 2030年5月29日満期の600百万米ドル、固定利付Tier 2資本証券 | (2) | 4,669 | 4,727 |
| 2034年6月27日満期の650百万米ドル、固定利付Tier 2資本証券 | (3) | 5,012 | - |
| 2028年7月7日満期の250百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (4) | 1,886 | 1,899 |
| 2027年3月15日満期の500百万米ドル、固定利付、損失吸収非上位債 | (5) | 3,898 | 3,942 |
| 2027年3月13日満期の500百万米ドル、固定利付、損失吸収非上位債 | (6) | 3,880 | - |
| ヘッジ処理を行わない償却原価で計上する劣後債： | | | |
| 2029年4月25日満期の1,500百万人民元、固定利付 | (7) | - | 1,649 |
| | | 23,089 | 15,967 |

当行グループにおいては、2024年12月31日および2023年12月31日に終了した各事業年度において、負債証券に関する元本、利息の支払遅延、またはその他の契約違反は一切発生していない。

(1) 額面500百万米ドル（3,882百万香港ドル相当）、帳簿価額3,744百万香港ドル（2023年：3,750百万香港ドル）の借入資本は、年率4.875%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2022年4月22日に公表した損失吸収力要件を満たしている。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2032年4月22日に満期を迎える予定で、2027年4月22日に任意償還が可能になる。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2024年においては0.8百万香港ドルのヘッジの非有効部分に係る損失が計上された。

(2) 額面600百万米ドル（4,659百万香港ドル相当）、帳簿価額4,669百万香港ドル（2023年：4,727百万香港ドル）の借入資本は、年率4%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2020年5月29日に公表した損失吸収力要件を満たしている。当該社債は香港証券取引所に上場しており満期は2030年の5月29日、償還可能日は2025年5月29日である。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2024年には17.9百万香港ドルのヘッジの非有効部分に係る利益が計上された。

(3) 額面650百万米ドル（5,047百万香港ドル相当）、帳簿価額5,012百万香港ドルの借入資本は、年率6.75%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2024年6月27日に公表した損失吸収力要件を満たしている。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2034年6月27日に満期を迎える予定で、2029年6月27日に任意償還が可能になる。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2024年度はヘッジの非有効性から3.9百万香港ドルの 利益が記録された。

(4) 額面250百万米ドル（1,941百万香港ドル相当）、帳簿価額1,886百万香港ドル （2023年：1,899百万香港ドル）の借入資本は、年率5.125%のクーポンで、当行が2022年7月7日に公表した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付上位債である。 当該債券は証券取引所に上場しており、2028年7月7日に満期を迎える予定で、2027年7月7日に償還請求が可能となる。当該債券は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2024年には重要でないヘッジの非有効部分が計上された。

(5) 額面500百万米ドル（3,882百万香港ドル相当）、帳簿価額3,898百万香港ドル（2023年：3,942百万香港ドル）の借入資本は、年率6.75%のクーポンで、当行が2023年3月15日に公表した損失吸収能力要件を満たしている損失吸収条項付上位債である。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2027年3月15日に満期を迎える予定で、2026年3月15日に任意償還が可能となっている。 当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2024年には2.2百万香港ドルの利益に相当するヘッジの非有効部分が計上された。

(6) 額面 500 百万米ドル（3,882 百万香港ドル相当）、帳簿価額 3,880 百万香港ドルの借入資本は、年率 6.625%のクーポンで、2024 年 3 月 13 日に当行が公表した損失吸収力の要件を満たしている損失吸収条項付上位債である。当該社債は香港証券取引所に上場しており、2027 年 3 月 13 日に満期を迎える予定で、2026 年 3 月 13 日に任意償還が可能となっている。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2024 年は軽微なヘッジの非有効性が記録された。

(7) 2023 年 12 月 31 日時点にて額面 1,500 百万人民元（1,650 百万香港ドルに相当 )および帳簿価額 1,649 百万香港ドルの借入資本は、当行の子会社 The Bank of East Asia (China) Limited によって 2019 年 4 月 25 日に発行されたクーポンレート 4.94%の劣後債である。これらの社債は償還可能となった 2024 年 4 月 25 年に全額が返還された。

## 39. 持分決済型株式報酬取引

当行は、従業員株式オプション制度を採用しており、これに基づき、当行の取締役会は、その裁量により、グループの従業員（執行取締役および共同最高経営責任者を含む）に対し、当行の普通株式を引き受けるためのオプションを付与することができる。 関連する各スキームの規則に別段の定めがある場合を除き、2016 年スキームおよび 2021 年スキームに基づき付与された株式オプションは、権利確定日から権利確定日の 5 年目の応当日までに行使することができる。すべてのオプションは、対価なしで付与された。

(a) ストックオプションに関する明細事項：

(i) 2016 年から 2023 年にかけて付与された株式オプション：

| 付与日 | トランシェ | 権利確定期間 | 行使期間 | 1 株当たり行使価格 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 香港ドル |
| 2016 年 4 月 8 日 | T3 | 2016 年 4 月 8 日 - 2019 年 4 月 7 日 | 2019 年 4 月 8 日 - 2024 年 4 月 8 日 | 28.45 |
| 2017 年 4 月 7 日 | T2 | 2017 年 4 月 7 日 - 2019 年 4 月 6 日 | 2019 年 4 月 7 日 - 2024 年 4 月 7 日 | 32.25 |
| 2017 年 4 月 7 日 | T3 | 2017 年 4 月 7 日 - 2020 年 4 月 6 日 | 2020 年 4 月 7 日 - 2025 年 4 月 7 日 | 32.25 |
| 2018 年 4 月 10 日 | T1 | 2018 年 4 月 10 日 - 2019 年 4 月 9 日 | 2019 年 4 月 10 日 - 2024 年 4 月 10 日 | 32.25 |
| 2018 年 4 月 10 日 | T2 | 2018 年 4 月 10 日 - 2020 年 4 月 9 日 | 2020 年 4 月 10 日- 2025 年 4 月 10 日 | 32.25 |
| 2018 年 4 月 10 日 | T3 | 2018 年 4 月 10 日- 2021 年 4 月 9 日 | 2021 年 4 月 10 日- 2026 年 4 月 10 日 | 32.25 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T1 | 2019 年 7 月 19 日 - 2020 年 7 月 18 日 | 2020 年 7 月 19 日 - 2025 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T2 | 2019 年 7 月 19 日 - 2021 年 7 月 18 日 | 2021 年 7 月 19 日 - 2026 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T3 | 2019 年 7 月 19 日 - 2022 年 7 月 18 日 | 2022 年 7 月 19 日 - 2027 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T1 | 2020 年 4 月 7 日 - 2021 年 4 月 6 日 | 2021 年 4 月 7 日 - 2026 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T2 | 2020 年 4 月 7 日- 2022 年 4 月 6 日 | 2022 年 4 月 7 日- 2027 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T3 | 2020 年 4 月 7 日- 2023 年 4 月 6 日 | 2023 年 4 月 7 日- 2028 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T1 | 2021 年 4 月 13 日 - 2022 年 4 月 12 日 | 2022 年 4 月 13 日 - 2027 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T2 | 2021 年 4 月 13 日 - 2023 年 4 月 12 日 | 2023 年 4 月 13 日 - 2028 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T3 | 2021 年 4 月 13 日 - 2024 年 4 月 12 日 | 2024 年 4 月 13 日 - 2029 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T1 | 2022 年 4 月 12 日 - 2023 年 4 月 11 日 | 2023 年 4 月 12 日 - 2028 年 4 月 12 日 | 12.17 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T2 | 2022 年 4 月 12 日- 2024 年 4 月 11 日 | 2024 年 4 月 12 日- 2029 年 4 月 12 日 | 12.17 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T3 | 2022 年 4 月 12 日- 2025 年 4 月 11 日 | 2025 年 4 月 12 日- 2030 年 4 月 12 日 | 12.17 |
| 2023 年 4 月 12 日 | T1 | 2023 年 4 月 12 日- 2024 年 4 月 11 日 | 2024 年 4 月 12 日- 2029 年 4 月 12 日 | 10.08 |
| 2023 年 4 月 12 日 | T2 | 2023 年 4 月 12 日- 2025 年 4 月 11 日 | 2025 年 4 月 12 日- 2030 年 12 月 4 日 | 10.08 |
| 2023 年 4 月 12 日 | T3 | 2023 年 4 月 12 日- 2026 年 4 月 11 日 | 2026 年 4 月 12 日- 2031 年 4 月 12 日 | 10.08 |

(ii) 2024年度に付与されたストックオプション：

| 付与日 | トランシェ | 権利確定期間 | 行使期間 | 1株当たり行使価格 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 香港ドル |
| 2024年4月11日 | T1 | 2024年4月11日-2025年4月10日 | 2025年4月11日-2030年4月11日 | 9.33 |
| 2024年4月11日 | T2 | 2024年4月11日-2026年4月10日 | 2026年4月11日-2031年4月11日 | 9.33 |
| 2024年4月11日 | T3 | 2024年4月11日-2027年4月10日 | 2027年4月11日-2032年4月11日 | 9.33 |

**39. 持分決済型の株式報酬取引**（続き）

(b) ストックオプション数および加重平均行使価格は以下のとおりである。

| | 2024年 | | 2023年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 加重平均行使価格 | オプション数 | 加重平均行使価格 | オプション数 |
| | 香港ドル | 百万個 | 香港ドル | 百万個 |
| 期首現在発行済 | 17.37 | 52 | 21.08 | 47 |
| 当事業年度中に権利行使されたもの | - | - | - | - |
| 当事業年度中に付与されたもの | 9.33 | 14 | 10.08 | 12 |
| 当事業年度中に失効したもの | 29.78 | (7) | 30.81 | (7) |
| 期末現在発行済 | 14.04 | 59 | 17.37 | 52 |
| 期末現在行使可能 | 17.35 | 32 | 22.36 | 28 |

2024年度および2023年度にストックオプションは行使されなかった。
2024年12月31日時点における未行使オプションの行使価格は9.33香港ドルから32.25香港ドル(2023年: 10.08香港ドルから32.25香港ドル)であり、加重平均残存契約期間は4.24年（2023年：4.09年）であった。

(c) ストックオプションの公正価値および仮定

付与されたストックオプションと引き換えに受領したサービスの公正価値は、付与されたストックオプションの公正価値を参照して測定される。付与されたストックオプションの公正価値の見積りは、三項モデルに基づいて測定される。このモデルには、オプションの契約期間が入力値として用いられる。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| 測定日における公正価値 | | |
| - 第1トランシェ | 1.61香港ドル | 1.88香港ドル |
| - 第2トランシェ | 1.69香港ドル | 1.88香港ドル |
| - 第3トランシェ | 1.74香港ドル | 1.80香港ドル |
| 測定日時点の株価 | 9.33香港ドル | 10.08香港ドル |
| 行使価格 | 9.33香港ドル | 10.08香港ドル |
| 予想ボラティリティ | 25.68% | 26.97% |

| | | |
|---|---|---|
| オプションの期間 | | |
| - 第 1 トランシェ | 6 年 | 6 年 |
| - 第 2 トランシェ | 7 年 | 7 年 |
| - 第 3 トランシェ | 8 年 | 8 年 |
| 予想配当 | 6.86 % | 9.64%-12.95% |
| 無リスク金利（香港国債に基づく） | 3.65%-3.66% | 2.88% |

予想ボラティリティは過去のボラティリティに基づき、予想配当金は付与日より前の過去の配当金に基づいている。主観的なインプットの仮定における変更は、公正価値の見積りに重大な影響を及ぼす可能性がある。
ストックオプションは、勤務条件に基づき付与されていた。この条件は、付与日において提供済の役務の公正価値測定には考慮されていない。株式オプションの付与に関連する市場条件はなかった。

## 40. 資本金

| | 2024 年 | | 2023 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株数 | | 株数 | |
| | 百万株 | 百万香港ドル | 百万株 | 百万香港ドル |
| 発行済かつ全額払込済普通株式： | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 2,650 | 41,915 | 2,680 | 41,856 |
| 配当の代わりに発行された株式 | 15 | 145 | 6 | 59 |
| 株式の買戻しおよび消却 | (35) | - | (36) | - |
| 12 月 31 日現在 | 2,630 | 42,060 | 2,650 | 41,915 |

自己株式の取得

2024 年には、香港証券取引所において 34,602,200 株が、総対価（費用を除く）342 百万香港ドルで買い戻され、35,432,000 株が消却された（これには 2023 年に買い戻された 829,800 株が含まれる。） これらは、期首現在の発行済普通株式のそれぞれ 1.31%および 1.34%に相当する。

2023 年度は 35,940,800 株が総額（諸費用除く）366 百万香港ドルにて株式市場から買い戻され、35,797,200 株が消却された （2022 年に買い戻された 686,200 株を含む）。それぞれ期首発行済普通株式の 1.34%および 1.34%r を占める。2023 年に買い戻された残りの 829,800 株は 2024 年 1 月 8 日に消却された。

下記の表は 2024 年に取得および消却された自己株式の詳細を表している。

| 月 | 株式数 | 一株当たり最高価格 | 一株当たり最低価格 | 一株当たり平均価格 | 対価総額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 香港ドル | 香港ドル | 香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得した自己株式： | | | | | |
| *市場から取得* | | | | | |
| - 2024 年 2 月 | 3,936,200 | 10.04 | 9.29 | 9.80 | 39 |
| - 2024 年 3 月 | 1,538,400 | 10.06 | 9.53 | 9.85 | 15 |
| - 2024 年 4 月 | 2,908,400 | 9.95 | 9.01 | 9.43 | 27 |
| - 2024 年 5 月 | 4,757,200 | 10.96 | 9.90 | 10.38 | 49 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| - 2024年6月 | 2,902,400 | 10.42 | 9.59 | 9.90 | 29 |
| - 2024年7月 | 2,995,400 | 10.26 | 9.70 | 9.95 | 30 |
| - 2024年8月 | 2,209,200 | 9.93 | 9.57 | 9.83 | 22 |
| - 2024年9月 | 6,992,600 | 9.93 | 9.19 | 9.52 | 66 |
| - 2024年10月 | 6,362,400 | 10.66 | 9.90 | 10.20 | 65 |
| | 34,602,200 | | | | 342 |
| 償却済み株式 | 35,432,000 | | | | |

従業員のストックオプション制度

承認された従業員ストックオプション制度（制度と呼ぶ）に従い当行の普通株式を購入するオプションが資格のある従業員に付与された。関連制度の規定に別途定められる場合を除き 2016 年および 2021 年制度で付与されたストックオプションについては、権利確定日から5年後の権利確定日までに権利行使できる。

2024年および2023年は制度を利用したオプションの行使および株式の発行は無かった。

## 41. その他資本性金融商品

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 650百万米ドルのその他的Tier1資本証券 | - | 5,069 |
| 650百万米ドルのその他Tier1資本証券 | 5,021 | 5,021 |
| | 5,021 | 10,090 |

2019年9月19日、当行はその他Tier1資本証券を額面650百万米ドルにて発行した（5,069百万香港ドルに相当。関連発行費用控除後）。その他Tier 1資本証券は期限を定めていない非累積劣後資本証券であり2024年9月19日の初回の任意償還日まで年率5.875%が生じる。当行は2024年9月19日に全ての発行済その他Tier1資本証券を完全に償還した。

2020年10月21日、当行はその他Tier1資本証券を額面650百万米ドル（5,021百万香港ドルに相当。関連発行費用控除後）にて発行した。その他Tier1資本証券は期限を定めていない非累積劣後資本証券であり、2025年10月21日の初回の任意償還日まで年率 5.825%が生じる。クーポンは5年毎にリセットされ、その他 Tier1 資本証券が償還されない場合は、その時の米国5年国債利率に年5.527%をプラスしたものを固定率として設定される。クーポンの支払いは当行の単独の裁量にて取り消す可能性がある。その他Tier1資本証券は事実破綻の事象が発生するまたはそれが継続する場合評価減を計上する。事象が清算される場合や損失吸収力要件を満たす場合、資本証券は普通株主よりも上のランクとなる。

初回予定されていたクーポン支払日は2021年4月21日でクーポンは年に2度支払われる事となっていた。当行はクーポン支払いを取り消す権利があり（その他 Tier 1資本証券の契約条件に規定される要件による）取り消されたクーポンは累計扱いとはならない。但し当行は次に予定されているクーポンの支払いが実施されない限り普通株主に対する配当宣言を止められている。

その他 Tier1 資本証券の元本については、HKMA の見解では元本の償却がなければ当行の存続が難しいと判断されその旨が当行に告知された場合、HKMA が指示または合意する金額を上限として償却される。

当行は2025年10月21日以降、またはその後のクーポン支払日であればいつでも全ての発行済その他Tier1資本証券を償還するコールオプションを持っている。ただし契約条件に規定される制限の対象となる。

**42. 準備金**

| | 当行グループ | | 当行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2024年 | 2023年 | 2024年 | 2023年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (a) 一般準備金 | | | | |
| 1月1日および12月31日現在 | 13,658 | 13,658 | 13,472 | 13,472 |
| (b) 銀行所有の不動産に関する再評価差額金 | | | | |
| 1月1日現在 | 2,270 | 2,255 | 1,910 | 1,895 |
| 繰延税金資産の認識 *（注記35（b））* | 5 | 2 | 5 | 2 |
| 銀行所有の不動産に関する再評価差額金の投資不動産への振替 *（注記32）* | 11 | 13 | 11 | 13 |
| 12月31日現在 | 2,286 | 2,270 | 1,926 | 1,910 |
| (c) 法定準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | 5,136 | 5,138 | - | - |
| 利益剰余金からの振替／（利益剰余金への振替） | 22 | (2) | - | - |
| 12月31日現在 | 5,158 | 5,136 | - | - |
| (d) 資本準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | 1,034 | 1,045 | 139 | 150 |
| 持分決済型株式報酬取引 *（注記13）* | 22 | 24 | 22 | 24 |
| 利益剰余金への振替 | (39) | (35) | (39) | (35) |
| 12月31日現在 | 1,017 | 1,034 | 122 | 139 |
| (e) 為替換算差額 | | | | |
| 1月1日現在 | (2,545) | (1,822) | 98 | (125) |
| 為替換算調整額 | (1,145) | (723) | (273) | 223 |
| 12月31日現在 | (3,690) | (2,545) | (175) | 98 |
| (f) 公正価値差額金 | | | | |
| 1月1日現在 | 1,338 | 510 | 1,230 | 360 |
| 有価証券の公正価値の変動 | 1,126 | 880 | 974 | 897 |
| 処分に伴う戻入額 | 93 | 82 | 172 | 121 |
| 繰延税金負債の計上 *（注記35（b））* | (192) | (134) | (175) | (148) |
| 12月31日現在 | 2,365 | 1,338 | 2,201 | 1,230 |

**42. 準備金**（続き）

| | 当行グループ | | 当行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2024年 | 2023年 | 2024年 | 2023年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (g) ヘッジ準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | - | - | - | - |
| ヘッジ手段の公正価値変動の有効部分 | (28) | - | (28) | - |
| 損益計算書への振替 | 4 | - | 4 | - |
| 繰延税金資産の計上 *（注記35(b)）* | 4 | - | 4 | - |
| 12月31日現在 | (20) | - | (20) | - |
| (h) 負債信用準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | 4 | 15 | 4 | 15 |
| 自己信用リスクの変動によって生じる公正価値の変動 *（注記34）* | (5) | (13) | (5) | (13) |
| 繰延税金資産の計上 *（注記34および35(b)）* | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 12月31日現在 | - | 4 | - | 4 |
| (i) その他の準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | 18 | (33) | - | - |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分変動額 | 50 | 51 | - | - |
| 12月31日現在 | 68 | 18 | - | - |
| (j) 利益剰余金 | | | | |
| 1月1日現在 | 35,145 | 33,365 | 28,411 | 26,059 |
| 当期利益 | 4,608 | 4,118 | 4,312 | 4,692 |
| 資本準備金からの振替 | 39 | 35 | 39 | 35 |
| (法定準備金への振替)／法定準備金からの振替 | (22) | 2 | - | - |
| 自己株式の取得 | (343) | (367) | (343) | (367) |
| 分配金/配当金 *（注記18）* | | | | |
| - 中間配当 | (816) | (957) | (816) | (957) |
| - 過年度に係る第2回中間配当金 | (476) | (455) | (476) | (455) |
| - 追加的Tier 1資本商品 | (594) | (596) | (594) | (596) |
| 12月31日現在 | 37,541 | 35,145 | 30,533 | 28,411 |
| (k) 準備金合計 | 58,383 | 56,058 | 48,059 | 45,264 |

**42. 準備金**（続き）

一般準備金は、留保利益の振替および不動産処分による実現再評価剰余金から積み立てられた。

銀行所有の不動産の再評価差額金および為替換算差額が計上されており、これらは銀行所有の再評価および外貨換算に関して採用された会計方針に従って処理されている。

法定準備金は、特定の海外子会社および関連会社の法定要件を満たすために設定されており、主に、当該管轄区域の現行の会計要件に基づいて認識されたものに加えて、リスク資産に係る、識別されていない潜在損失をカバーすることを目的としている。

資本準備金には、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーの準備金の資本化、当行の従業員に付与された未行使の株式オプション の実際の公正価値または推定数の公正価値、ならびに注記 2(x)(iv) の株式報酬に関する会計方針に従って認識されたものが含まれる。

公正価値評価差額金は、有価証券が認識中止されるまでの間、FVOCI で測定する対象となっている有価証券の公正価値の累積純変動額で構成され、注記 2(h) の会計方針に従って処理される。

ヘッジ準備金は、注記 2(k)(i) に記載されたキャッシュ・フロー・ヘッジに関する会計方針に従い、ヘッジ対象取引に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ手段の公正価値の累積純変動のうち、ヘッジ対象キャッシュ・フローが後日認識されるまでの有効部分で構成されている。

負債信用準備金には、損益に認識されたものを除き、FVTPL として指定された金融負債の信用リスクの変動によって生じた当該負債の公正価値の累積変動額が含まれる。

その他の準備金は、投資再評価引当金および銀行所有の不動産の再評価引当金に関する、関連会社の持分変動の持分相当額である。

規制準備金は、香港銀行条例の規定を満たし、慎重に監督を行うことを目的として、認識された減損損失に加え、当行が貸付金および投資に関して被る、あるいは被る可能性のある損失に備えて、一定額を積み立てることで維持されている。 当引当金の変動額は、香港金融管理局（HKMA）と協議の上、留保利益を通じて直接充当される。2024 年 12 月 31 日現在、この要件により、当行が株主に分配できる準備金の額は 2,586 百万香港ドル（2023 年：2,138 百万香港ドル）制限されている。

2024 年 12 月 31 日現在、当行の株式保有者への分配に充てることができる準備金の総額は 40,184 百万香港ドルであった（2023 年： 37,462 百万香港ドル）。 報告期間終了後、取締役会は普通株式 1 株当たり 0.38 香港ドル（2023 年：1 株当たり 0.18 香港ドル）の第 2 回中間配当を決定し、その総額は 999 百万香港ドル（2023 年： 477 百万香港ドル）となった。当該配当は、報告期間末現在で負債として計上されていない。

## 43. 主要なリスク管理

本セクションでは、当行グループの主要なリスクの管理に関する情報を記載する。

当行グループは、香港金融管理局（HKMA）およびその他の規制当局が定める要件に沿ったリスク・ガバナンスおよび管理の枠組みを確立している。この枠組みは、取締役会および上級経営陣が、適切な権限委譲とチェック・アンド・バランスを通じて、リスク管理に関連する責任を遂行できる体制を基盤としている。これらの責任には、当行グループの事業戦略および目標に沿ったリスク許容度の定義、当該戦略の実行を統制するリスク方針の策定、ならびにリスクの承認、管理、モニタリング、および是正に関する手続および限度額の設定が含まれる。

リスク委員会は、取締役会の下に位置する当行グループのリスク・ガバナンス体制の最上位に位置している。同委員会は、5名の独立非執行取締役および2名の非執行取締役で構成され、独立非執行取締役の1名が委員長を務めている。リスク委員会は、当行グループのリスク許容度の策定を直接監督するとともに、当行グループの財務能力、戦略的方向性、現在の市場状況、および規制要件を勘案して、当行グループが引き受けることを容認するリスクの水準を設定する。

また、リスク委員会は、経営陣が業務を遂行するために採用する方針や手続に、グループのリスク許容度が確実に反映されるよう確保している。リスク委員会は、危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会を含むグループの各管理委員会を通じて、またリスク管理部門による全体的な調整のもと、グループのリスク管理フレームワークを定期的に見直し、すべての重要なリスク関連業務が、確立された方針に従い、適切なリソースを用いて遂行されるよう確保している。

危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、およびオペレーショナル・リスク管理委員会は、上級経営陣、グループ最高リスク責任者（CRO）、および必要に応じて関連分野の上級幹部で構成されている。

当行グループは、潜在的なリスクを包括的かつ効果的に特定・管理するため、エンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）フレームワークを導入している。この ERM フレームワークは、当行グループがこれを達成するのを支援するとともに、「3つの防衛線」リスク管理モデルを強化するものである。

当行グループは、「3 つの防衛線」リスク管理体制を採用し、グループ内のリスク管理に関する役割と責任が明確に定義されるようにしている。「3つの防衛線」モデルは、以下のように要約される。

- 第1の防衛線は、当行グループの事業部門または支援部門の責任者であるリスク・オーナーと、その管理下にあるスタッフで構成される。彼らは、具体的なリスク管理メカニズムや詳細な手続の策定および実行を含め、各部門の日常的なリスク管理について主たる責任を負っている。

- 第2の防衛線は、リスク・コントローラーで構成されている。リスク・コントローラーとは、リスク管理ガバナンスの枠組みを策定し、独立してリスクをモニタリングするとともに、当行グループのリスク管理に関する経営委員会の監督業務を支援する役割を担う、指定されたスタッフである。

- 第3の防衛線は内部監査部門であり、リスク・ガバナンス体制を含め、当行グループのリスク管理フレームワークの有効性について保証を提供する責任を負っている。

グループ最高リスク責任者（Group Chief Risk Officer）は、グループのリスク管理に関連するすべての事項を調整し、リスク管理方針の策定においてリスク・コントローラーと緊密に連携するとともに、すべてのリスク・コントローラーおよびリスク・オーナーとの機能的な協力関係を通じて、グループ・レベルでのリスク管理を行う。

当行グループは、その事業、業務、および財務状況に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクに直面している。ERM フレームワークの下では、主なリスクとして、信用リスク、金利リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、戦略リスク、法的リスク、コンプライアンス・リスク、およびテクノロジー・リスクが挙げられる。

当行グループは、各種リスクの特定、計測、モニタリング、管理、報告を行い、必要に応じてそれらのリスクをカバーするための適切な資本を配分するための方針を策定している。当行グループの主要なリスク管理方針および管理の枠組みは取締役会によって承認されており、市場の変化、法的要件、およびリスク管理プロセスにおけるベストプラクティスに対応するため、定期的に見直しと改善が行われている。 取締役会は、継続的なリスク管理の責任をリスク委員会および各経営委員会に委任している。リスク管理に関連する重要な事項は、リスク管理を監督する取締役会に対し、リスク委員会を通じて報告されなければならない。さらに、グループ最高リスク責任者（CRO）は、リスク管理インフラ、戦略、リスク許容度、文化、リソースなどを含む（ただしこれらに限定されない）当行グループのリスク管理上の課題を日常的に監督する責任を負っている。

本セクションでは、当行グループの主要なリスクの管理に関する情報を記載する。

当行グループは、香港金融管理局（HKMA）およびその他の規制当局が定める要件に沿ったリスク・ガバナンスおよび管理の枠組みを確立している。この枠組みは、取締役会および上級経営陣が、適切な権限委譲とチェック・アンド・バランスを通じて、リスク管理に関連する責任を遂行できる体制を基盤としている。これらの責任には、当行グループの事業戦略および目標に沿ったリスク許容度の定義、当該戦略の実行を統制するリスク方針の策定、ならびにリスクの承認、管理、モニタリング、および是正に関する手続および限度額の設定が含まれる。

リスク委員会は、取締役会の下に位置する当行グループのリスク・ガバナンス体制の最上位に位置している。同委員会は、5名の独立非執行取締役および2名の非執行取締役で構成され、独立非執行取締役の1名が委員長を務めている。リスク委員会は、当行グループのリスク許容度の策定を直接監督するとともに、当行グループの財務能力、戦略的方向性、現在の市場状況、および規制要件を勘案して、当行グループが引き受けることを容認するリスクの水準を設定する。

また、リスク委員会は、経営陣が業務を遂行するために採用する方針や手続に、グループのリスク許容度が確実に反映されるよう確保している。リスク委員会は、危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会を含むグループの各管理委員会を通じて、またリスク管理部門による全体的な調整のもと、グループのリスク管理フレームワークを定期的に見直し、すべての重要なリスク関連業務が、確立された方針に従い、適切なリソースを用いて遂行されるよう確保している。

危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、およびオペレーショナル・リスク管理委員会は、上級経営陣、グループ最高リスク責任者（CRO）、および必要に応じて関連分野の上級幹部で構成されている。

当行グループは、潜在的なリスクを包括的かつ効果的に特定・管理するため、エンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）フレームワークを導入している。この ERM フレームワークは、当行グループがこれを達成するのを支援するとともに、「3つの防衛線」リスク管理モデルを強化するものである。

ストレステストは、当行グループのリスク管理において不可欠な要素である。当行グループは、必要に応じて主要なリスクについて定期的にストレステストを実施し、厳しい事業環境（中国本土および香港における大幅な景気後退などの仮定的な状況を含む）が当行グループの財務状況、特に自己資本比率、収益性、流動性に及ぼす潜在的な影響を評価している。必要に応じて、潜在的な影響を軽減するための迅速な経営対応策を策定し、実行している。

(a) 信用リスク管理

信用リスクとは、借手または取引相手が債務を履行できないことに起因する損失のリスクである。

信用リスク委員会は、当行グループの信用リスクに関連するすべての事項の管理を担当し、当行グループのリスク管理部門傘下の信用リスク管理部は、信用リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。当行グループは、ターゲット市場セグメントを定義し、適切な与信方針を策定し、与信評価および資産の質のモニタリングを行うことにより、信用リスクを特定・管理している。信用リスクの管理限度額は、様々なレベルで設定されている。すべての限度額の設定にあたっては、リスク、リターン、および市場状況が考慮されている。限度額の積極的なモニタリングが行われている。

個人顧客や取引相手に関連する信用リスクを評価するにあたっては、常に財務力と返済能力を最優先の考慮事項としている。信用リスクは、顧客や取引相手から担保を取得することで軽減することができる。

当行グループは、信用リスクを特定、計測、モニタリング、管理、および報告するための方針、手続、および格付に関するシステムを策定している。 これに関連し、当行グループの「信用リスク管理マニュアル」には、信用リスク管理に関する指針が定められている。これらの指針には、与信権限の委譲、与信審査基準、与信モニタリングプロセス、内部格付体系、債権回収手続、および引当金計上方針が規定されている。これらは、市場の変化、法的要件、およびリスク管理プロセスにおけるベストプラクティスに対応するため、継続的に見直され、改善されている。

当行グループにおける主要な信用リスクの種類ごとの信用リスク管理は、以下のとおりである：

本セクションでは、当行グループの主要なリスクの管理に関する情報を記載する。

当行グループは、香港金融管理局（HKMA）およびその他の規制当局が定める要件に沿ったリスク・ガバナンスおよび管理の枠組みを確立している。この枠組みは、取締役会および上級経営陣が、適切な権限委譲とチェック・アンド・バランスを通じて、リスク管理に関連する責任を遂行できる体制を基盤としている。これらの責任には、当行グループの事業戦略および目標に沿ったリスク許容度の定義、当該戦略の実行を統制するリスク方針の策定、ならびにリスクの承認、管理、モニタリング、および是正に関する手続および限度額の設定が含まれる。

リスク委員会は、取締役会の下に位置する当行グループのリスク・ガバナンス体制の最上位に位置している。同委員会は、5名の独立非執行取締役および2名の非執行取締役で構成され、独立非執行取締役の1名が委員長を務めている。リスク委員会は、当行グループのリスク許容度の策定を直接監督するとともに、当行グループの財務能力、戦略的方向性、現在の市場状況、および規制要件を勘案して、当行グループが引き受けることを容認するリスクの水準を設定する。

また、リスク委員会は、経営陣が業務を遂行するために採用する方針や手続に、グループのリスク許容度が確実に反映されるよう確保している。リスク委員会は、危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会を含むグループの各管理委員会を通じて、またリスク管理部門による全体的な調整のもと、グループのリスク管理フレームワークを定期的に見直し、すべての重要なリスク関連業務が、確立された方針に従い、適切なリソースを用いて遂行されるよう確保している。

危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、およびオペレーショナル・リスク管理委員会は、上級経営陣、グループ最高リスク責任者（CRO）、および必要に応じて関連分野の上級幹部で構成されている。

当行グループは、潜在的なリスクを包括的かつ効果的に特定・管理するため、エンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）フレームワークを導入している。この ERM フレームワークは、当行グループがこれを達成するのを支援するとともに、「3つの防衛線」リスク管理モデルを強化するものである。

(i) 法人および金融機関の信用リスク

当行グループは、特定の取引相手または取引における潜在的な信用リスクを評価し、取引を承認するための方針および手続を定めている。法人および銀行顧客に対しては、異なるリスク要因（例：事業を行っている地域、企業の規模）を組み込んだ異なる内部格付システムを設けており、各取引相手に適用している。 特に「専門融資（Specialised Lending）」に分類されるエクスポージャーについては、監督当局のスロット基準が採用されている。与信集中リスクをモニタリングするため、当行グループは個々の業界に対するエクスポージャー、ならびに借手および借手グループに対するエクスポージャーについて、あらかじめ上限を設定している。また、当行グループには、審査および承認の水準が適切であることを確保するための審査プロセスがあり、その水準は融資枠の規模および与信格付に応じて決定されている。

当行グループは、複数のレベルで継続的な与信分析およびモニタリングを実施している。これらの方針は、特別なモニタリングを必要とする取引相手、業種、または商品へのエクスポージャーを早期に検知することを目的としている。ポートフォリオ全体のリスクに加え、個別の貸倒債権および潜在的な貸倒債権についても、定期的にモニタリングが行われている。

(ii) リテール信用リスク

当行グループのリテール与信方針および承認プロセスは、各リテールローン区分において、比較的均質で少額の取引が大量に発生するという実態を踏まえて策定されている。内部格付システムの設計および与信方針の策定は、主に顧客の背景、信用動向、ならびに貸付ポートフォリオの損失実績に基づいている。当行グループは、自らおよび業界の実績をモニタリングし、商品の契約条件や望ましい顧客プロファイルを決定するとともに、定期的に見直しを行っている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(iii) 財務取引の信用リスク
当行グループの財務取引に伴う信用リスクは、当行グループが企業および金融機関の信用リスクを管理するのと同じ方法で管理されている。当行グループは、取引相手に対して内部格付システムを適用し、取引相手ごとに個別の与信限度額を設定している。

(iv) 与信関連のコミットメント
与信関連のコミットメントおよび偶発債務に伴うリスクは、顧客への融資枠の供与に伴う信用リスクと本質的に同じである。これらの取引には、融資を申請する顧客と同様に、与信審査、ポートフォリオ管理、および担保要件が適用される。

(v) 信用リスクの集中
信用リスクの集中とは、地理的、経済的、または業界的な要因の変化が、当行グループの総エクスポージャーに対して重要な割合を占める取引相手のグループに同様に影響を及ぼす場合を指している。当行グループの与信ポートフォリオは、地理的、業界別、および商品セクター別に分散されている。顧客に対する貸付金の業界別および地域別の分析については、それぞれ注記 27(b)および 27(c)を参照のこと。

当行グループは、各業界および貸付ポートフォリオに対するエクスポージャーの限度額を設定するなど、適切なリスク管理措置を講じることで、信用リスクの集中をモニタリングしている。

(vi) 最大エクスポージャー

報告期間末時点における、保有担保やその他の信用補完措置を考慮しない信用リスクの最大エクスポージャーは、減損引当金を控除した後の貸借対照表上の各金融資産の帳簿価額によって表されている。最大エクスポージャーの概要は以下のとおりである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 現金および銀行預け金 | 39,869 | 44,486 |
| 銀行への預け金および貸出金 | 37,705 | 43,691 |
| 貿易手形 | 1,456 | 373 |
| トレーディング資産 | - | 2,764 |
| デリバティブ資産 | 6,227 | 9,056 |
| 顧客に対する貸付金 | 527,829 | 526,984 |
| 投資有価証券 | 189,010 | 165,527 |
| その他の資産 | 47,138 | 38,218 |
| 金融保証契約 | 14,285 | 13,570 |
| 貸付コミットメント | 311,465 | 360,382 |
| | 1,174,984 | 1,205,051 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析

*貸付金の信用の質*

以下の表は、顧客に対する貸付金の信用の質に関する情報を示している。特に明記されていない限り、表中の金額は総額による帳簿価額を表している。

| | 2024 年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間の ECL 信用減損していないもの | | 全期間の ECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 | | | | | | | | |
| - グレード1〜15：正常 | 493,589 | 1,671 | 13,182 | 30 | - | - | 506,771 | 1,701 |
| - グレード16〜17：要注意 | - | - | 11,667 | 63 | - | - | 11,667 | 63 |
| - グレード 18: 破綻懸念 | - | - | - | - | 5,864 | 181 | 5,864 | 181 |
| - グレード 19: 実質破綻 | - | - | - | - | 4,091 | 233 | 4,091 | 233 |
| - グレード 20: 破綻 | - | - | - | - | 4,538 | 331 | 4,538 | 331 |
| 総額による帳簿価額 | 493,589 | 1,671 | 24,849 | 93 | 14,493 | 745 | 532,931 | 2,509 |
| 減損引当金 | (889) | (3) | (259) | (2) | (3,954) | (344) | (5,102) | (349) |
| 帳簿価額 | 492,700 | 1,668 | 24,590 | 91 | 10,539 | 401 | 527,829 | 2,160 |
| 顧客に対する貸付金のうち、減損しているものに対する担保として保有しているものの市場価値 | | | | | 6,947 | | | |

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 493,730 | 1,748 | 14,060 | 50 | - | - | 507,790 | 1,798 |
| - グレード16～17：要注意 | - | - | 9,987 | 55 | - | - | 9,987 | 55 |
| - グレード18: 破綻懸念 | - | - | - | - | 6,711 | 120 | 6,711 | 120 |
| - グレード19: 実質破綻 | - | - | - | - | 1,918 | 99 | 1,918 | 99 |
| - グレード20: 破綻 | - | - | - | - | 5,705 | 230 | 5,705 | 230 |
| 総額による帳簿価額 | 493,730 | 1,748 | 24,047 | 105 | 14,334 | 449 | 532,111 | 2,302 |
| 減損引当金 | (900) | (4) | (691) | (7) | (3,536) | (163) | (5,127) | (174) |
| 帳簿価額 | 492,830 | 1,744 | 23,356 | 98 | 10,798 | 286 | 526,984 | 2,128 |
| 顧客に対する貸付金のうち、減損しているものに対する担保として保有しているものの市場価値 | | | | | 7,041 | | | |

担保には公正市場価格が存在し容易に換金可能な有形の保証が含まれる。これには（ただしこれに限らない）現金及び預金、株式および債券、不動産モーゲージ、工場設備等の固定資産に係る担保権が含まれる。担保価値が顧客への貸付金および前渡金総額を上回る場合は、貸付金および前渡金総額を上限とする担保金額のみが含まれる。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金の信用の質（続き）*

以下の表は、償却原価およびFVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分）で測定する、顧客に対する貸付金以外の金融資産に関する信用の質の分析を示している。特に明記されていない限り、金融資産について、表中の金額は総額による帳簿価額または公正価値を表している。貸付コミットメントおよび金融保証契約については、表中の金額は、それぞれコミットメント額または保証額を表している。

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 803 | - | - | - | - | - | 803 | - |
| 総額による帳簿価額合計 | 803 | - | - | - | - | - | 803 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 帳簿価額 | 803 | - | - | - | - | - | 803 | - |

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 250 | - | 1 | - | - | - | 251 | - |
| 総額による帳簿価額合計 | 250 | - | 1 | - | - | - | 251 | - |
| 減価引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 帳簿価額 | 250 | - | 1 | - | - | - | 251 | - |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 627 | - | 26 | - | - | - | 653 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 627 | - | 26 | - | - | - | 653 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 122 | - | - | - | - | - | 122 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 122 | - | - | - | - | - | 122 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **銀行への預け金および貸出金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 37,706 | 40 | - | - | - | - | 37,706 | 40 |
| 総額による帳簿価額合計 | 37,706 | 40 | - | - | - | - | 37,706 | 40 |
| 減損引当金 | (1) | - | - | - | - | - | (1) | - |
| 帳簿価額 | 37,705 | 40 | - | - | - | - | 37,705 | 40 |

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **銀行への預け金および貸出金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 43,693 | 164 | - | - | - | - | 43,693 | 164 |
| 総額による帳簿価額合計 | 43,693 | 164 | - | - | - | - | 43,693 | 164 |
| 減損引当金 | (2) | - | - | - | - | - | (2) | - |
| 帳簿価額 | 43,691 | 164 | - | - | - | - | 43,691 | 164 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付コミットメント | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 305,090 | 6,310 | - | 311,400 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 177 | - | 177 |
| 合計 | 305,090 | 6,487 | - | 311,577 |
| 減損引当金 | (101) | (11) | - | (112) |
| **金融保証契約** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 13,602 | 355 | - | 13,957 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 195 | - | 195 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 154 | 154 |
| 合計 | 13,602 | 550 | 154 | 14,306 |
| 減損引当金 | (15) | (6) | - | (21) |

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付コミットメント | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 355,118 | 4,843 | - | 359,961 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 522 | - | 522 |
| 合計 | 355,118 | 5,365 | - | 360,483 |
| 減損引当金 | (90) | (11) | - | (101) |
| **金融保証契約** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 13,110 | 8 | - | 13,118 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 136 | - | 136 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 630 | 630 |
| 合計 | 13,110 | 144 | 630 | 13,884 |
| 減損引当金 | (22) | (11) | (281) | (314) |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

トレジャリー取引の信用リスクは、当行グループが企業向けおよび銀行向け融資のリスクを管理するのと同じ方法で管理されており、取引相手先にはリスク格付が適用され、個別の取引相手先限度額が設定されている。
報告期間末時点における、外部信用格付機関（ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはそれと同等の機関）による指定に基づいて分析された負債証券への投資の信用の質は、以下のとおりである。

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | - | - | - | - | - | - | - | - |
| Aa1～Aa3 | 25,480 | 221 | - | - | - | - | 25,480 | 221 |
| A1～A3 | 793 | 16 | - | - | - | - | 793 | 16 |
| Baa1～Baa3 | 929 | 4 | - | - | - | - | 929 | 4 |
| Baa3未満 | 473 | 3 | 60 | 1 | 185 | 5 | 718 | 9 |
| 無格付 | 1,956 | 17 | - | - | 894 | 41 | 2,850 | 58 |
| 総額による帳簿価額合計 | 29,631 | 261 | 60 | 1 | 1,079 | 46 | 30,770 | 308 |
| 減損引当金 | (12) | - | - | - | (915) | (46) | (927) | (46) |
| 帳簿価額 | 29,619 | 261 | 60 | 1 | 164 | - | 29,843 | 262 |

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL<br>信用減損していないもの | | 全期間のECL<br>信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | - | - | - | - | - | - | - | - |
| Aa1～Aa3 | 3,252 | 2 | - | - | - | - | 3,252 | 2 |
| A1～A3 | 2,244 | 49 | - | - | - | - | 2,244 | 49 |
| Baa1～Baa3 | 1,886 | 8 | - | - | - | - | 1,886 | 8 |
| Baa3未満 | 650 | 6 | 172 | 1 | 682 | 29 | 1,504 | 36 |
| 無格付 | 2,395 | 27 | 207 | 6 | 374 | 16 | 2,976 | 49 |
| 総額による帳簿価額合計 | 10,427 | 92 | 379 | 7 | 1,056 | 45 | 11,862 | 144 |
| 減損引当金 | (19) | - | (8) | - | (645) | (45) | (672) | (45) |
| 帳簿価額 | 10,408 | 92 | 371 | 7 | 411 | - | 11,190 | 99 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVOCIで測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | 6,847 | 1 | - | - | - | - | 6,847 | 1 |
| Aa1～Aa3 | 34,319 | 151 | - | - | - | - | 34,319 | 151 |
| A1～A3 | 71,257 | 863 | - | - | - | - | 71,257 | 863 |
| Baa1～Baa3 | 42,303 | 489 | - | - | - | - | 42,303 | 489 |
| Baa3未満 | 224 | 1 | - | - | 15 | 5 | 239 | 6 |
| 無格付 | 2,673 | 40 | 310 | 8 | - | - | 2,983 | 48 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 157,623 | 1,545 | 310 | 8 | 15 | 5 | 157,948 | 1,558 |
| 減損引当金を含む場合 | (72) | (1) | (5) | - | (148) | (5) | (225) | (6) |

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVOCIで測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | 9,057 | 3 | - | - | - | - | 9,057 | 3 |
| Aa1～Aa3 | 30,720 | 131 | - | - | - | - | 30,720 | 131 |
| A1～A3 | 66,383 | 848 | - | - | - | - | 66,383 | 848 |
| Baa1～Baa3 | 42,922 | 473 | - | - | - | - | 42,922 | 473 |
| Baa3未満 | 76 | - | 315 | 3 | 14 | 4 | 405 | 7 |
| 無格付 | 2,243 | 43 | 531 | 9 | - | - | 2,774 | 52 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 151,401 | 1,498 | 846 | 12 | 14 | 4 | 152,261 | 1,514 |
| 減損引当金を含む場合 | (98) | (1) | (14) | - | (48) | (4) | (160) | (5) |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

以下の表は、FVTPL で測定する非トレーディング目的の負債性投資有価証券に関する信用の質の分析を示している。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVTPL で測定する非トレーディング目的の債券** | | |
| Aaa | - | - |
| Aa1～Aa3 | - | - |
| A1～A3 | 544 | - |
| Baa1～Baa3 | 662 | 2,076 |
| Baa3 未満 | - | - |
| 無格付 | 13 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 1,219 | 2,076 |

以下の表は、トレーディング目的の負債性投資有価証券に関する信用の質の分析を示している。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVTPLで測定するトレーディング目的の債券** | | |
| Aaa | - | - |
| Aa1～Aa3 | - | - |
| A1～A3 | - | 2,764 |
| Baa1～Baa3 | - | - |
| Baa3未満 | - | - |
| 無格付 | - | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | - | 2,764 |

以下の表は、デリバティブ資産取引に起因するエクスポージャーが存在する取引相手先の信用の質を示している。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **デリバティブ資産** | | |
| Aa1～Aa3 | 367 | 6,438 |
| A1～A3 | 2,578 | 989 |
| Baa1～Baa3 | 2,191 | 698 |
| Baa3未満 | - | - |
| 無格付 | 1,091 | 931 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 6,227 | 9,056 |

*現金および銀行預け金*

2024年12月31日現在、当行グループの現金および銀行預け金は41,304百万香港ドル（2023年： 45,904百万香港ドル）であり、そのうち95%（2023年：96%）は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスによる投資適格格付、またはそれと同等の格付を取得している銀行である取引先に対する現金および預金である。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細

当行グループは、HKFRS 第 9 号の要求事項を満たす減損損失の測定および認識のために、将来予測的な「予想信用損失（ECL）」モデルを採用している。

HKFRS 第 9 号の減損に関する要求事項は複雑であり、特に以下の要素において、経営陣による判断、見積りおよび仮定が必要となる。これらについては、以下で詳細に説明している。

- 資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかの評価

- ECLの測定に将来予測的な情報を組み込むこと

ECL の測定における主要なインプットは、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）である。

当行グループは、特定の金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定するための枠組みを確立している（注記 2(h)(vii)参照）。この枠組みは、当行グループの内部信用リスク管理プロセスと整合している。

信用リスク格付

当行グループのポートフォリオの大部分について、当行グループは各エクスポージャーを、債務不履行リスクの予測水準に基づいて決定される信用リスク格付に分類している。信用リスク格付は、債務不履行リスクを示す定性的および定量的要因を用いて定義される。これらの要因は、エクスポージャーの性質や借手の種類によって異なる。

以下の表は、リテールおよび非リテール・ポートフォリオの各信用リスク格付における12ヶ月のデフォルト可能性(PD)の範囲を示している。また、本表には、当行グループの内部信用リスク格付がPDとどのように関連しているか、および非リテール・ポートフォリオについてはスタンダード&プアーズの外部信用格付とどのように関連しているかについての目安も示されている。

| 内部信用リスク格付 | 債務不履行リスクに関する備考 | 12ヶ月のPDの範囲 | 外部格付のベンチマーク |
|---|---|---|---|
| 1～3 | リスクは最小から低程度 | 0.0000%～0.0857%未満 | AAA～A- |
| 4～8 | 中程度のリスク | 0.0857%～0.4290%未満 | BBB+～BBB- |
| 9～11 | 相当程度高いリスク | 0.4290%～1.6500%未満 | BB+～BB- |
| 12～15 | 高リスク | 1.6500% から 8.3531%未満 | B+～B |
| 16～17 | 非常に高いリスク | 8.3531%～100%未満 | B-～C |
| 18～20 | 債務不履行 | 100% | D |

信用グレードが付与されていない残りのポートフォリオについては類似したポートフォリオを持つ他銀行の PD 見積およびポートフォリオの長期平均デフォルト率が参照として使われている。

PD の期間構造の生成

信用リスク格付は、エクスポージャー別の PD の期間構造を決定するための主要なインプットである。当行グループはまた、管轄区域または地域別、商品および借手の種類別、ならびに信用リスク格付別に分析された信用リスク・エクスポージャーのポートフォリオに関する過去のパフォーマンスおよび債務不履行情報を収集している。内部データが入手できない一部のポートフォリオについては、特に以下のような外部データソースからの情報が使用される。

| ポートフォリオ | 外部データソース |
|---|---|
| 債務エクスポージャー | ムーディーズ・インベスターズ・サービス: Annual default study report（年次デフォルト調査レポート）<br>ウィンドインフォメーション株式会社: Debt default report（債務デフォルトレポート） |
| 銀行エクスポージャー | |
| ソブリン・エクスポージャー | |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

当行グループは、収集したデータを分析し、時間の経過に伴い変化すると予想されるエクスポージャーのデフォルト確率（PD）の推定値を算出するために、統計モデルを活用している。PD の期間構造の推定には、信用リスク格付が割り当てられているポートフォリオについては、年次信用リスク格付移行データが利用される。信用リスクグレードが付与されておらず信用リスク推移情報が存在しないポートフォリオについては PD の期間構造見積を参照してポートフォリオに関連のある経済指標の予測を確認する。

LGD とは、エクスポージャーに関する債務者の債務不履行時に当行グループが被る可能性のある損失を、当該エクスポージャーの EAD に対する比率として表したものである。十分な過去の損失および回収データを有するリテールおよび法人ポートフォリオについては、内部のデフォルトおよび損失データに加え、ムーディーズの回収データを総合的に考慮することで、担保回収率および LGD の推定値を算出することができる。 過去の損失および回収データが不十分なポートフォリオについては、類似のポートフォリオに関する他行の LGD 推定値、または外部データソースを参照して、LGD 推計値を算出する。

信用リスク軽減措置について個別に評価を行うポートフォリオについては、異なる経済シナリオ下での LGD 推定値を反映させるため、各シナリオごとに担保価値を予測する。その他のポートフォリオについては、長期にわたる過去の LGD データ内の対応する LGD 値をベンチマークとして、各シナリオにおけるポートフォリオの LGD を算出する。

EAD は、債務不履行発生時の期待エクスポージャーを表す。金融資産の EAD は、債務不履行時点におけるその総額による帳簿価額である。貸付コミットメントやリテール向けリボルビング商品の未引出枠については、EAD は契約に基づき将来引き出される可能性のある金額となる。 金融保証については、EAD は、金融保証の支払いが発生した際の保証対象エクスポージャーの金額を表す。EAD の推定には、BASEL で提案されているパラメータ、または過去のデータに基づく統計モデルが採用されている。

信用リスクの著しい増大

エクスポージャーは継続的にモニタリングされており、資産のリスク状況に変化が生じた場合、当該エクスポージャーは異なる信用リスク格付に移行することがある。当行グループは、主に以下の比較を行うことにより、HKFRS 第 9 号に基づくエクスポージャーの信用リスクが著しく増大したかどうかを判定している。

- 報告日時点の信用リスク格付
- 当該エクスポージャーの当初認識時の信用リスク格付

当行グループは、現在の信用リスク格付があらかじめ定められたノッチ数だけ悪化した場合、当該エクスポージャーの信用リスクが当初認識時より著しく増大したとみなしている。ノッチ数を決定する基準はポートフォリオごとに異なり、延滞状況に基づくバックストップ（安全装置）が含まれる。

バックストップとして、HKFRS 第 9 号の要求事項に従い、当行グループは、資産の延滞期間が 30 日を超えた時点で、信用リスクの著しい増大が生じたと推定している。また、香港金融管理局（HKMA）の分類において「要注意先（Special-mention）」に該当することも、信用リスクの著しい増大を示す指標となる。

当行グループは、信用リスクの著しい増大を識別するために用いる基準の有効性を、定期的な見直しを通じてモニタリングし、以下の点を確認している。

- 当該基準により、エクスポージャーが債務不履行状態になる前に、信用リスクの著しい増大を識別できること
- エクスポージャーが、原則として12ヶ月のECLの測定から信用減損の分類へと直接移行していないこと
- 12ヶ月のECLの測定と全期間のECLの測定との間の振替に起因する、損失引当金の合理的でない変動が生じていないこと

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）(a)

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映

当行グループは、マクロ経済指標とシステマティック・クレジット・リスクとの関係が示されている過去データの分析に基づき、各金融資産ポートフォリオにおけるシステマティック・クレジット・リスクの主要な要因を特定している。

当行グループは、GDP、失業率、不動産価格指数、金利、および特定のポートフォリオに特有のその他の経済指標など、主要な経済指標の将来動向を見通すために、将来予測的な経済シナリオを策定している。

各ポートフォリオについて、将来予測的なシナリオに基づく主要な要因を適用し、ECL の算定に使用される債務者のデフォルト確率（PD）のシステマティック・クレジット・リスク要素を推定している。PD に加え、ECL の算定に使用される回収率の推定における担保価値の予測には、関連するマクロ経済指標を用いている。

当行グループは、3 つの経済シナリオを採用している。当行グループが事業を展開する各地域・国において、各シナリオごとの確率を策定し、各シナリオ下での当該地域・国における将来の事業成果に関する当行グループの将来予測的な見通しを反映するように、主要なマクロ経済指標を予測している。

ベースライン・シナリオの予測は、社内エコノミストからの助言に加え、当行グループが事業を展開する地域・国の政府機関や金融当局が公表する経済データや予測など、様々な実績データおよび予測情報を踏まえて行われている。また、当行グループは、客観的な評価を行うために、国際機関や民間アナリストによる予測、国内外の経済・政治・政策に関する最新の動向も参考にしている。 また、特定の変数を予測するために、計量経済学的手法も活用している。

ベースライン・シナリオは、当行グループが予想する最も可能性の高い結果を表している。

その他のシナリオとしては、楽観シナリオと悲観シナリオがあり、ベースライン予測から乖離する可能性は低いものの、あり得る上振れおよび下振れを捉えたものである。これらのシナリオは、経済見通し、当行グループが事業を展開する地域・国に影響を与える国内外の経済・政治・政策上の潜在的リスク、および危機を乗り切るための地域・国のファンダメンタルズの強さを踏まえ、将来の結果がベースライン・シナリオの範囲外になると当行グループが判断した場合のものである。これら 2 つのシナリオの予測は、主にデータ系列の過去の変動性に基づいて導き出されている。

ベースライン、楽観、悲観の各シナリオは、国内外の現在の経済センチメントの変化を適時に反映するため、四半期ごとに更新されている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）(viii)

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映（続き）

ベースライン・シナリオ - 香港

2024 年 Q1－Q3 における香港の実質 GDP 成長率は約 2.6%を達成した。香港経済は大きく財貨の純輸出によって支え続けられているが、ベース効果の好影響の弱まりおよび外部需要の減少から GDP への貢献が減少している。 在庫の回復に伴い民間投資は安定したが個人消費が縮小した。サービス輸入は継続してサービス輸出を上回る。居住者によるアウトバウンド旅行とインバウンド観光業の不均衡を反映している。香港経済の成長を推進する複数の支援要素も現れ始めている。はじめに、中国本土当局が成長の勢いを強化するため一連の強力な景気対策を実施し、プラスのスピルオーバー効果が香港経済の追い風となっている。ふたつ目は、世界的な金融緩和サイクルが始まったことであり、香港の銀行でも金利の引き下げが行われている。これにより香港経済が直面する景気の大きな押し下げが緩和される。 3つ目は優秀な人材・企業を誘致するための方針、様々な Connect 構想、観光関連の方針を含むマカオ政府による取り組みが始動することで香港の競争力が強化され将来的に持続可能な成長推進力が育まれることである。

今後も香港の国際的な金融センターとしての立場は盤石であり続ける。第 14 次五か年計画がしっかりと香港をサポートする事により香港の国際金融センターとしての役割をさらに強化し確固たるものとした。2024 年の方針発表においては香港の金融センターとしての競争力を強化するためのさらなる施策が提案された。香港は人民元によるビジネスハブの開発およびグリーンファイナンスならびにフィンテックエコシステムの開発を促進し積極的にその強みを強固なものとする。さらには、粤港澳大湾区（GBA）と北部都市の開発により香港の経済的な潜在力が解放される。GBA の都市と密接に協同して方針を進める事により香港はその金融およびプロフェッショナルサービス、リサーチ、テクノロジーおよび世界レベルのロジスティックス施設を活用でき、より豊かさを増す GBA 居住者の方々から高まるハイエンドサービスのニーズに応える事ができる。数々の人材スキームの実施により香港における人材面での競争力も底上げする事ができる。また香港では境界を越えたインフラ開発に多大な投資がされる予定である。これにより雇用やその年のリソースが生まれ香港の将来的な開発能力をさらに広がることとなる。

ベースライン・シナリオ - 中国本土

中国本土における経済は堅実な外部需要および方針強化の取り組みにより安定した実績を維持している。2024 年 Q1－Q3 において実質 GDP は前年同期比 4.8%成長した。外部需要は純輸出の拡大を牽引し、Q3 における主要な推進要因となった。それに最終消費および資産形成が続くかたちとなった。また、輸出重要が製造業、特にハイテク商品の安定を支えた。さらに、消費財の下取りに関する方針の強化が個人消費を押し上げた。固定資産投資は設備更新を支援する方針に伴う製造分野の投資が追い風となりゆるやかな伸びを見せた。

将来的には双循環戦略、イノベーション、技術開発が中国本土における質の高い開発の鍵となる。近代化され効率的な国内市場およびハイレベルの解放が伴えば世帯収入の向上や消費の引き上げが促進される。産業政策は継続して新たな高品質かつ生産的な労働力の開発および先進的な製造・技術とともに環境保全に注力していく。新たな情報技術、バイオテック、ハイエンド設備の製造、新素材等の戦略的な新興部門がより強い競争力を持ち将来的に新たな成長の牽引力となることが期待される。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映（続き）

主要マクロ経済指標の予測（3 年平均（2025 年～2027 年））

| シナリオ | **マクロ経済指標** | **香港** | **中国本土** |
|---|---|---|---|
| 楽観シナリオ | 実質 GDP（前年比伸び率） | 6.3% | 6.8% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | 7.8% | 2.9% |
| | 失業率 | 2.5% | 4.8% |
| | 3 ヶ月金利 | 5.3% | 3.2% |
| ベースライン | 実質 GDP（前年比伸び率） | 2.6% | 4.9% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | 4.9% | 2.3% |
| | 失業率 | 3.0% | 5.0% |
| | 3 ヶ月金利 | 3.0% | 2.1% |
| 悲観的 | 実質 GDP（前年比伸び率） | -1.1% | 2.9% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | 1.9% | 1.6% |
| | 失業率 | 3.9% | 5.2% |
| | 3 ヶ月金利 | 0.7% | 1.5% |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整

以下の表は、金融商品の種類ごとの減損引当金の期首残高から期末残高への調整表を示している。この調整表は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における減損引当金の残高を、取引レベルで比較することにより作成されている。 ECL の各段階間の振替は、年度初めに発生したものとみなされるため、振替後の金額は純額でゼロとなる。ECL のステージ変更に起因する ECL の再測定額は、振替先の ECL のステージに計上される。

12 ヶ月の ECL、全期間の ECL および信用減損に関する説明は、注記 2 に記載されている。

| | 2024 年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の ECL | 全期間の ECL 信用減損していないもの | 全期間の ECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | | | | |
| 1 月 1 日現在の残高 | 904 | 698 | 3,699 | 5,301 |
| 12 ヶ月の ECL への振替額 | 46 | (46) | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | (7) | 90 | (83) | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | (3) | (426) | 429 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加貸付 | 93 | (14) | 371 | 450 |
| 償却 | - | - | (5,168) | (5,168) |
| モデルの変更 | (221) | (157) | (7) | (385) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | 80 | 116 | 5,057 | 5,253 |
| 12 月 31 日現在の残高 | 892 | 261 | 4,298 | 5,451 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 *（注記 27(a)）* | 889 | 259 | 3,954 | 5,102 |
| 関連する未収利息 *（注記 33）* | 3 | 2 | 344 | 349 |
| | 892 | 261 | 4,298 | 5,451 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 1,089 | 1,026 | 4,641 | 6,756 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 117 | (117) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (24) | 24 | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | (37) | (493) | 530 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加貸付 | 106 | 232 | 344 | 682 |
| 償却 | - | - | (6,819) | (6,819) |
| モデルの変更 | (175) | (34) | - | (209) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (172) | 60 | 5,003 | 4,891 |
| 12月31日現在における残高 | 904 | 698 | 3,699 | 5,301 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金*（注記27(a)）* | 900 | 691 | 3,536 | 5,127 |
| 関連する未収利息*（注記33）* | 4 | 7 | 163 | 174 |
| | 904 | 698 | 3,699 | 5,301 |

2024年および2023年12月31日終了年度における償却済みの顧客への貸付金および前渡金 契約総額(現在も強制活動(enforcement activities)の対象)はそれぞれ3,653百万香港ドルおよび5,513百万香港ドルであった。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 118 | 22 | 742 | 882 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 3 | (3) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (2) | 2 | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加投資 | 2 | (18) | - | (16) |
| 償却 | - | - | - | - |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (36) | 2 | 372 | 338 |
| 12月31日現在の残高 | 85 | 5 | 1,114 | 1,204 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する債券（注記28） | 12 | - | 915 | 927 |
| 関連する未収利息（注記33） | - | - | 46 | 46 |
| | 12 | - | 961 | 973 |
| FVOCIで測定する債券 | 72 | 5 | 148 | 225 |
| 関連する未収利息 | 1 | - | 5 | 6 |
| | 73 | 5 | 153 | 231 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 283 | 141 | 248 | 672 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 12 | (12) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (7) | 7 | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | (99) | 99 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加投資 | (16) | (10) | - | (26) |
| 償却 | - | - | - | - |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (154) | (5) | 395 | 236 |
| 12月31日現在の残高 | 118 | 22 | 742 | 882 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する債券（注記28） | 19 | 8 | 645 | 672 |
| 関連する未収利息（注記33） | - | - | 45 | 45 |
| | 19 | 8 | 690 | 717 |
| FVOCIで測定する債券 | 98 | 14 | 48 | 160 |
| 関連する未収利息 | 1 | - | 4 | 5 |
| | 99 | 14 | 52 | 165 |

FVOCIで測定する負債性投資有価証券の減損引当金は、FVOCIで測定する負債性投資有価証券の帳簿価額をその公正価値として調整しているため、財政状態計算書において別個に認識されていない。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）(ix)

(ix) 減損引当金の照合（続き）

| | 2024 年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の ECL | 全期間の ECL 信用減損していないもの | 全期間の ECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他 | | | | |
| 1 月 1 日現在の残高 | 122 | 22 | 347 | 491 |
| 12 ヶ月の ECL への振替額 | 5 | (5) | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | (3) | 3 | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、および返済 | 13 | (6) | (2) | 5 |
| 償却 | - | - | (282) | (282) |
| モデルの変更 | (15) | (6) | - | (21) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | 13 | 14 | (2) | 25 |
| 12 月 31 日現在の残高 | 135 | 22 | 61 | 218 |
| 内訳： | | | | |
| FVOCI で測定する貿易手形 | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 償却原価で測定する貿易手形*（注記25）* | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 銀行への預け金および貸出金*（注記24）* | 1 | - | - | 1 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 1 | - | - | 1 |
| 現金および銀行預け金*(注記23)* | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 貸付コミットメントおよび金融保証契約*(注記37)* | 116 | 17 | - | 133 |
| 未収利息以外の債権およびその他の勘定科目*(注記33)* | 18 | 5 | 61 | 84 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の照合（続き）

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 133 | 23 | 238 | 394 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 12 | (12) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (1) | 1 | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、および返済 | (18) | 2 | (11) | (27) |
| 償却 | - | - | (2) | (2) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (4) | 8 | 122 | 126 |
| 12月31日現在の残高 | 122 | 22 | 347 | 491 |
| 内訳： | | | | |
| FVOCIで測定する貿易手形 | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 償却原価で測定する貿易手形*（注記25）* | - | - | - | - |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 銀行への預け金および貸出金 *(注記24)* | 2 | - | - | 2 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 2 | - | - | 2 |
| 現金および銀行預け金*(注記23)* | 1 | - | - | 1 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 1 | - | - | 1 |
| 貸付コミットメントおよび金融保証契約 *(注記37)* | 112 | 22 | 281 | 415 |
| 未収利息以外の債権およびその他の勘定科目*(注記33)* | 7 | - | 66 | 73 |

FVOCI で測定する商業手形の減損引当金は、FVOCI で測定する商業手形の帳簿価額をその公正価値として調整しているため、財政状態計算書において別個に認識されていない。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(x) 担保およびその他の信用補完

当行グループは、各種担保の受入れ基準に関するガイドラインを策定し、対応する評価パラメータを定めている。これらのガイドラインおよび担保評価パラメータは、信用リスク管理における有効性を確保するため、定期的に見直されている。

当行グループの顧客に対する貸付金に対する担保のカバー率は、顧客の種類および提供される商品によって異なる。担保の種類には、住宅用不動産（不動産を担保とする抵当権の形式）、その他の不動産、航空機、資産を担保とするその他の登録有価証券、現金預金、スタンバイ信用状および保証が含まれる。銀行預け金および銀行への貸出金の残高については通常、担保は設定されていない。ただし、売戻し・買戻し条件付きの有価証券の貸借取引（レポ取引）の一環として有価証券を保有している場合はこの限りではない。当行グループは、減損した貸付金の回収過程において、裁判手続または借手による自発的な引渡しを通じて担保の所有権を取得している。これらの差押え資産は、財政状態計算書において「その他の資産」として計上されている（注記 2(t)）。 差押え資産からの回収額が対応する総エクスポージャーを上回る場合、その超過分は、借手の優先順位が低い他の担保付貸付金の返済に充てられるか、あるいは借手に返還される。

貸付金以外の金融資産の担保として保有される担保は、当該金融商品の性質によって決定される。負債証券、国庫証券およびその他の適格手形は、一般的に無担保であるが、金融資産のプールによって担保されている資産担保証券および類似の金融商品は例外である。ただし、信用リスクは、当該金融商品の条件に暗黙的に含まれているか、または公正価値に反映されている場合がある。

当行グループがデリバティブ取引の文書化に優先的に採用している契約は、ISDA マスター契約である。この契約は、あらゆる種類の店頭取引商品にわたる取引活動が行われる契約上の枠組みを規定しており、いずれかの当事者が債務不履行に陥った場合、または事前に合意されたその他の解約事由が発生した場合、契約の両当事者に対し、当該契約の対象となるすべての未決済取引についてクローズアウト・ネッティングを適用することを契約上義務付けている。 また、当行グループでは、ISDA マスター契約と併せて、取引相手先との間で「信用補完付則（Credit Support Annex）」を締結することが一般的であり、これに基づき、未決済ポジションに内在する市場変動に起因するカウンターパーティ・リスクを軽減するために、当事者間で担保が授受される。

無条件で解約可能な偶発債務およびコミットメント（注記 45）については、当行グループは、顧客の信用力に懸念が生じた場合に、与信枠の撤回が必要かどうかを評価している。したがって、重大な信用リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。無条件で解約できないコミットメントについては、当行グループは顧客の種類や提供される商品に応じて、担保の必要性を評価している。

(b) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替レート、株価、債券価格、商品価格などの市場レートや価格の不利な変動に起因し、当行グループに潜在的な損失をもたらすリスクである。市場リスク管理の目的は、市場要因に内在する変動性に対する当行グループのエクスポージャーを低減することにある。
資産・負債管理委員会は、当行グループの市場リスクに関連するすべての事項を扱っている。また、金利動向の定期的な見直しを行い、それに応じた将来の事業戦略を決定する責任も担っている。市場リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、市場リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。 内部監査部門は、市場リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するため、定期的なレビューを実施している。

トレーディング目的でのデリバティブの利用、およびリスク管理商品としての顧客へのデリバティブの売却は、当行グループの事業活動に不可欠な要素である。これらの金融商品は、資産・負債管理プロセスの一環として、当行グループ自身の市場リスクへのエクスポージャーを管理するためにも利用されている。当行グループが主に利用するデリバティブ商品は、金利、為替、および株式関連の契約であり、店頭デリバティブ（OTC）および取引所取引デリバティブの両方の形態をとる。 当行グループのデリバティブ・ポジションの大部分は、顧客の需要に応えるため、およびこれらやその他の取引ポジションのリスクを管理するために締結されたものである。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(b) 市場リスク管理（続き）

この点に関して、管理すべき主な市場リスクの種類は以下のとおりである。

(i) 為替リスク

当行グループの外貨ポジションは、外国為替取引（デリバティブを含む）、商業銀行業務、および構造的外貨エクスポージャーに起因する。当行グループの非構造的外貨エクスポージャーは、主要通貨、特に米ドルおよび人民元建てである。すべての外貨ポジションは、取締役会および資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で管理されている。

主に当行グループの支店、子会社、および関連会社における外貨建て投資に起因する構造的外貨ポジションは、関連する損益が準備金に計上されるため、バリュー・アット・リスク（VaR）の算定対象から除外されている。このような外貨ポジションは、為替レートの変動が自己資本比率に及ぼす悪影響を、部分的または完全にヘッジすることを目的として保有されている。当行グループは、外貨建て資産を、同通貨建ての対応する負債と厳密に一致させるよう努めている。

当行グループは、報告期間末時点で、構造的純額外貨ポジション総額の 10%以上を占める以下の構造的純額ポジションを有している。

| | 2024 年 | | | 2023 年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人民元 | マレーシア・リンギット | 米ドル* | 人民元 | マレーシア・リンギット | 米ドル |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 構造的純額ポジション | 14,793 | 2,365 | (4,009) | 15,297 | 2,269 | (9,111) |

(ii) トレーディング・ブックの金利リスク

当行グループのトレーディング・ブックにおける金利ポジションは、財務部門およびリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング業務の動的ヘッジに起因するものである。金利リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。金利リスクの管理に使用される金融商品には、金利スワップおよびその他のデリバティブが含まれる。当行グループのバンキング・ブック・ポジションの金利リスク管理については、注記 43(f)を参照のこと。

(iii) 株式リスク

当行グループの株式ポジションは、株式投資および顧客主導型事業に対する動的ヘッジに起因するものである。株式リスクは、取締役会、投資委員会、または資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で、当行グループのトレジャリー・マーケット部門によって日次で管理されている。

市場リスクの管理限度額は、各部門の実務上の要件に応じて異なる水準に設定されている。取締役会は中核となる管理限度額を承認し、詳細な管理限度額の設定権限を資産・負債管理委員会に委任している。限度額の設定にあたっては、リスク、リターン、および市場状況が考慮される。また、管理限度額については積極的なモニタリングが行われている。

この点に関して、資産・負債管理委員会は、当行グループのリスクテイク活動から生じる関連する市場リスクをモニタリングし、市場リスクのエクスポージャーが当行グループのリスク許容範囲内に収まるよう確保している。リスク・エクスポージャーは、所定の管理限度内に収まっていることを確認するため、頻繁にモニタリングされている。

当行グループは、基礎となるトレーディング・ポートフォリオの市場リスクを、バリュー・アット・リスク（「VaR」）を用いて定量化している。VaR とは、一定期間にわたってポジションが変更されないことを前提として、市場金利や価格の不利な変動に起因するポートフォリオの市場価値の潜在的な損失を測定する統計的推定値である。

当行グループは、ヒストリカル・シミュレーション・アプローチを用いて当行グループのトレーディング・ポートフォリオの VaR を推定しており、この手法では、過去の観測期間から得られた各市場変動シナリオについてポートフォリオを再評価することで VaR を算出している。この手法では、2 年間の観測期間において、99%の信頼水準で 1 日間の保有期間にわたる市場金利および価格の変動を用いている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(b) 市場リスク管理（続き）

上場株式の市場価値、プライベート・エクイティ・ファンドおよび非上場株式（以下、総称して「非上場有価証券」）の公正価値には上限が設定されており、これらは当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって管理されている。非上場有価証券は、株式取引ポジションのVaRには含まれず、委譲された上限を通じて管理されている。これらの上限は、資産・負債管理委員会による定期的な見直しの対象となる。

バリュー・アット・リスク（VaR）の統計

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のVaR | 11 | 16 | 6 | 11 |
| 外国為替トレーディング・ポジションのVaR* | 7 | 11 | 2 | 6 |
| 金利トレーディング・ポジションのVaR | - | 3 | - | 1 |
| 株式トレーディング・ポジションのVaR | 4 | 6 | 4 | 5 |

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小値 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のVaR | 7 | 13 | 7 | 9 |
| 外国為替トレーディング・ポジションのVaR* | 2 | 7 | 1 | 3 |
| 金利トレーディング・ポジションのVaR | 1 | 3 | - | 2 |
| 株式トレーディング・ポジションのVaR | 5 | 6 | 4 | 5 |

* *すべての外国為替ポジションを含み、構造型外国為替ポジションは除く。*

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のストレスVaR | 26 | 38 | 16 | 28 |

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のストレスVaR | 16 | 29 | 15 | 22 |

ストレスVaR指標は、関連する市場要因がストレス状態にある場合に、現在のトレーディング・ポートフォリオに対して算出されるVaRを再現することを目的としている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(c) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、不適切な、あるいは機能不全に陥った内部プロセス、人材、システム、あるいは外部事象に起因する損失のリスクである。
オペレーショナル・リスク管理の目的は、当行グループに関連するオペレーショナル・リスクのエクスポージャーを特定、計測、評価、およびモニタリングすること、有効な措置を講じてエクスポージャーを管理・軽減すること、構造的、体系的かつ一貫性のある方法で報告を行うこと、ならびに関連する規制要件を遵守することである。
オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループのオペレーショナル・リスク管理の有効性を監督する責任を負っており、一方、当行グループのリスク管理部門傘下のオペレーショナル・テクノロジー・リスク管理部は、経営陣が当行グループのオペレーショナル・リスクを管理するのを支援している。その支援内容には、オペレーショナル・リスク管理、サードパーティ・リスク管理、およびオペレーショナル・レジリエンスに関する方針および枠組みの策定と見直し、オペレーショナル・リスク管理ツールおよび報告メカニズムの設計、全体的なオペレーショナル・リスクの状況の評価、モニタリング、および経営陣およびリスク管理委員会への報告がある。当行グループのすべての事業部門および支援部門の責任者は、各部門における日常的なオペレーショナル・リスク管理に責任を負っている。
当行グループは、すべての主要業務について方針および統制手続の策定を義務付ける、有効な内部統制プロセスを整備している。当行グループは、主要リスク指標、リスクおよび統制の自己評価、オペレーショナル・リスク事案管理といった様々なオペレーショナル・リスク管理ツールを採用し、事業活動や商品に内在するリスクを特定、評価、モニタリング、統制するとともに、予見不能かつ重大なオペレーショナル・リスク事案を軽減するための保険加入も行っている。 緊急事態や災害発生時に事業運営を継続できるよう、事業継続計画が策定されている。

(d) テクノロジー・リスク管理

テクノロジー・リスクとは、不適切な、あるいは機能不全に陥った技術的プロセス、人材、および／またはコンピューティング・システム、あるいは技術リソースへの不正アクセスや混乱（特にサイバーセキュリティおよび電子バンキングに関連するもの）に起因して、当行グループが損失を被るリスクである。
増大するサイバーセキュリティ上の脅威や、生成 AI や分散型台帳技術などの先進技術の利用から生じる新たなリスクに対処するため、当行グループは、定義されたリスク許容度に基づき、適切なセキュリティリソースと適切な管理措置を講じている。当行グループは、あらゆるレベルでのサイバーセキュリティを強化するため、テクノロジー・リスク関連の方針やサイバーセキュリティ戦略、および包括的なセキュリティ意識向上プログラムを策定している。
また、当行グループはテクノロジー・リスクを適切に管理するための枠組みを確立している。取締役会および最高レベルの指定された委員会が、当行グループのテクノロジー・リスクの全体的な管理に責任を負っている。
インターネットシステムおよびアプリケーションのセキュリティ、顧客認証、不正取引の検知と警告、新商品・サービスのリスク評価、サードパーティのセキュリティ、ならびに情報の機密性、完全性、可用性に関する適切な管理措置が確実に講じられるよう、包括的な管理方針、基準、ガイドライン、および手続が整備されている。

(e) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当行グループが十分な資金調達ができず、満期を迎えた債務を履行できないリスク（資金調達流動性リスク）、あるいは市場の流動性が不十分であるか、市場が混乱していることにより市場価格を大幅に下回ることなく資産を迅速に換金できないリスク（市場流動性リスク）を指す。
流動性リスク管理の目的は、すべての金融上の契約債務を履行するのに十分なキャッシュ・フローを確保し、事業拡大の機会を最大限に活用することにある。 これには、当行グループが、要求払いまたは契約上の満期時に預金の引出しに対応し、借入金の満期時に返済を行い、機会が生じた際に新たな融資や投資を行い、そして何よりも、流動性カバレッジ比率（「LCR」）や安定調達比率（「NSFR」）を含む、流動性リスク管理に関するすべての法的要件を遵守する能力が含まれる。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

当行グループは、定性的および定量的なリスク要因を定期的に評価することでリスクプロファイルを見直し、取締役会が年次で承認する流動性リスクに関する適用可能なリスク許容度の声明に照らして、現在のリスク水準に対する許容度を決定している。資産・負債管理委員会は、取締役会から当行グループの流動性リスク管理を監督する権限を委任されている。資産・負債管理委員会は、各事業部門、財務、リスク管理、および財務部門の上級職員で構成されており、これらの部門が共同で資金調達戦略を策定している。 資産・負債管理委員会は、流動性リスクを管理するための戦略、方針、および限度額を設定するとともに、それらの戦略や方針が確実に実施されるための手段を定める。定期的な会議を開催し、策定されたモニタリング・マトリックスの遵守状況や、戦略・方針の変更の必要性について検討を行う。流動性の管理は、設定された限度額の範囲内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門傘下の資本市場・流動性管理部が日次で行っている。 当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、流動性リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。内部監査部門は、流動性リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するため、定期的なレビューを実施している。

LCR（流動性カバレッジ比率）および NSFR（安定調達比率）の法定要件は、当行グループの流動性リスク管理を規定する厳格な規制体制の一部を構成している。規制要件への遵守を確保するため、当行グループの流動性リスク許容度を考慮した上で、LCR および NSFR に関する内部目標値を規制で要求される水準よりも高く設定している。さらに、LCR および NSFR における重要な変動については、資産・負債管理委員会が定期的に検討を行い、預金構成や残存期間、異なる満期期間にわたる貸出活動、および当行グループの資産・負債構成戦略などに起因する（ただしこれらに限定されない）不利な変動に対処するための是正措置案も併せて検討している。 資産・負債構成戦略の策定にあたっては、当行グループの関連事業部門が、資産の伸びや資金調達構造が LCR および NSFR に与える影響の評価に寄与し、資産・負債管理委員会による検討および意思決定に貢献している。

LCR および NSFR を有効に管理するためのグループの取組みの一環として、忠実な顧客を維持し、顧客との関係を維持することで、預金基盤の強化に重点が置かれている。 当行グループは、特定の資金源への集中を避けるため、リテール、中小企業、ホールセール資金のバランスを取っている。専門市場へのアクセスは、追加資金の調達、現地のマネーマーケットにおけるプレゼンスの維持、および資産・負債の満期を最適化することを目的として、譲渡性預金、中期債、劣後債、マネーマーケットへの預入れ、およびその他の借入を通じて行われている。

当行グループは、マカオ、台湾、および海外の各支店ならびに主要子会社の流動性リスクを、包括的なアプローチで管理している。当行グループの流動性リスク管理方針は、マカオ、台湾、および海外の各支店ならびに主要子会社すべてで遵守されるとともに、それぞれの現地の慣行や法的要件を補完する形で運用されている。グループ最高リスク責任者（CRO）の直属となる、マカオ、台湾、海外各支店および主要子会社のリスク管理部門は、流動性リスクに関連する事項を本社の流動性リスク管理チームに報告・エスカレーションする。また、現地の規制要件および承認された制限に従い、流動性リスクを監督するため、各地域の資産・負債管理委員会または各現地当局が設置されている。

当行グループは、法定の LCR および NSFR を遵守することに加え、当行グループの流動性リスクを計測・分析するために、預金対貸出比率、累積満期ミスマッチ比率、資金調達集中比率、グループ内エクスポージャーの閾値、通貨間資金調達比率など（これらに限定されない）様々な流動性指標を設定している。当行グループは、ストレス状況下でも利用可能な流動性バッファーとして、十分な高品質流動性資産（「HQLAs」）を維持している。LCR を満たすための HQLAs は、現金、為替基金手形および債券、高格付の政府債務証券、およびその他の同等の流動性のある市場性資産で構成されている。HQLAs の大部分は香港ドル建てである。予期せぬ重大な現金流出に対応するための戦略的流動性を確保するため、予備的な資金調達源も維持されている。

内部においては、グループ内資金調達取引は独立企業間取引の原則に基づき、第三者との取引と同様の取扱いを行い、定期的なモニタリングと適切な管理が行われている。 当行グループの流動性リスクの大部分は、当行グループの資産ポートフォリオと負債ポートフォリオ間の満期不一致によるギャップに起因する。当行グループは、銀行の経営情報システムを活用して定期的なキャッシュ・フロー分析および予測を行うことにより、一連の時間軸にわたってオンバランス・シートおよびオフバランス・シートの項目から生じる資金調達ニーズを特定し、流動性リスクを管理している。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

当行グループは、流動性リスクを分析するために、定期的にストレステストも実施している。オンバランス・シートおよびオフバランス・シートの項目、ならびにそれらがキャッシュ・フローに与える影響について、適用可能な仮定および過去のデータと併せて検討している。市場流動性リスクの評価および見直しは、投資・取引戦略、市場リスクのモニタリング、評価、ポートフォリオの見直しなど、様々な管理プロセスに含まれている。3つのストレスシナリオ、すなわち「金融機関特有の危機」、「市場全体の危機」、および「これら2つの組合せによる危機」が採用されており、最低存続期間は香港金融管理局（HKMA）の監督方針マニュアルLM-2「流動性リスク管理のための健全なシステムおよび統制」に従って定義されている。

当行グループは、ストレステストの結果を踏まえ、グループ内の潜在的な脆弱性を特定し、内部制限を設定するとともに、流動性問題に対処するための当行グループの戦略および緊急事態におけるキャッシュ・フロー不足を補填するための手続を定めた緊急資金調達計画を策定している。

この緊急資金調達計画は、先を見越した予防的な措置を講じることを目的としており、以下の3つの段階を規定している。

1. 当行グループは、定性的および定量的な指標を網羅した早期警戒指標を活用し、内部および外部の要因をモニタリングしている。当行グループの流動性状況に重大な影響を及ぼす兆候が見られた場合、資産・負債管理委員会に報告される。資産・負債管理委員会は、適切な是正措置を検討するとともに、状況に応じて危機管理措置の実施も検討する。

2. 危機に対処するため、共同最高経営責任者が議長を務める危機管理委員会が設置される。緊急資金調達のための戦略および手続、ならびに関係各者の役割と責任が明確に定められている。

3. 最終段階として、将来同様の事態を回避するために必要な改善策を提言するため、危機後の検証が行われる。

事業環境の変化に対応するため、年次演習が実施され、緊急資金調達計画は定期的に見直される。緊急資金調達計画への重要な変更は、取締役会の承認を要する。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

残存期間別の資産・負債の分析

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 要求払い | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超3ヶ月以内 | 3ヶ月超1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 期間未設定または延滞 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | 33,319 | - | 19 | 527 | - | - | 7,439 | 41,304 |
| 銀行への預け金および貸出金 | - | 37,032 | 673 | - | - | - | - | 37,705 |
| 貿易手形 | 40 | 462 | 149 | 804 | - | - | 1 | 1,456 |
| トレーディング資産 | - | - | - | - | - | - | 207 | 207 |
| デリバティブ資産 | - | - | - | - | - | - | 6,227 | 6,227 |
| 顧客に対する貸付金 | 2,710 | 71,543 | 46,298 | 128,087 | 157,031 | 113,728 | 8,432 | 527,829 |
| 投資有価証券 | - | 9,058 | 17,207 | 22,862 | 72,356 | 67,348 | 1,952 | 190,783 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | - | - | - | - | - | - | 8,448 | 8,448 |
| 固定資産 | - | - | - | - | - | - | 12,971 | 12,971 |
| のれんおよび無形資産 | - | - | - | - | - | - | 1,836 | 1,836 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | 1,600 | 1,600 |
| その他の資産 | 1,497 | 8,904 | 10,092 | 17,633 | 707 | 756 | 7,804 | 47,393 |
| **資産合計** | 37,566 | 126,999 | 74,438 | 169,913 | 230,094 | 181,832 | 56,917 | 877,759 |
| **負債** | | | | | | | | |
| 銀行からの預金 | 1,122 | 8,410 | 7,994 | 6,631 | - | - | - | 24,157 |
| 顧客からの預金 | 202,819 | 113,325 | 210,013 | 101,464 | 15,472 | - | - | 643,093 |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,685 | - | - | - | - | - | - | 65,685 |
| - 貯蓄預金 | 134,908 | - | - | - | - | - | - | 134,908 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 2,226 | 113,325 | 210,013 | 101,464 | 15,472 | - | - | 442,500 |
| トレーディング負債 | - | - | - | - | - | - | 66 | 66 |
| デリバティブ負債 | - | - | - | - | - | - | 5,796 | 5,796 |
| 発行済譲渡性預金 | - | 4,118 | 6,558 | 8,882 | 2,020 | - | - | 21,578 |
| 当期税金 | - | - | - | 1,870 | - | - | - | 1,870 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 発行済債券 | - | - | 387 | - | - | - | - | 387 |
| 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 685 | 685 |
| その他負債 | 1,131 | 11,566 | 10,989 | 18,253 | 1,914 | 1,119 | 6,327 | 51,299 |
| - リース負債 | - | 24 | 39 | 155 | 380 | 167 | - | 765 |
| - その他の勘定科目 | 1,131 | 11,542 | 10,950 | 18,098 | 1,534 | 952 | 6,327 | 50,534 |
| 償却原価で測定される借入資本 | - | - | - | 4,669 | 18,420 | - | - | 23,089 |
| **負債合計** | 205,072 | 137,419 | 235,941 | 141,769 | 37,826 | 1,119 | 12,874 | 772,020 |
| **純ギャップ** | (167,506) | (10,420) | (161,503) | 28,144 | 192,268 | 180,713 | | |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

残存期間別の資産・負債の分析

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 要求払い | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超3ヶ月以内 | 3ヶ月超1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 期日未設定または延滞 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | 37,014 | 12 | 20 | 121 | - | - | 8,736 | 45,903 |
| 銀行への預け金および貸出金 | - | 40,883 | 2,687 | 121 | - | - | - | 43,691 |
| 貿易手形 | 94 | 62 | 133 | 84 | - | - | - | 373 |
| トレーディング資産 | - | - | 66 | 1,925 | 773 | - | 285 | 3,049 |
| デリバティブ資産 | - | - | - | - | - | - | 9,056 | 9,056 |
| 顧客に対する貸付金 | 2,460 | 64,389 | 47,667 | 118,973 | 170,070 | 115,063 | 8,362 | 526,984 |
| 投資有価証券 | - | 10,854 | 18,513 | 21,090 | 60,567 | 54,242 | 2,004 | 167,270 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | - | - | - | - | - | - | 8,384 | 8,384 |
| 固定資産 | - | - | - | - | - | - | 13,493 | 13,493 |
| のれんおよび無形資産 | - | - | - | - | - | - | 1,852 | 1,852 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | 1,836 | 1,836 |
| その他の資産 | 23 | 6,748 | 12,635 | 10,463 | 575 | 571 | 7,455 | 38,470 |
| **資産合計** | 39,591 | 122,948 | 81,721 | 152,777 | 231,985 | 169,876 | 61,463 | 860,361 |
| **負債** | | | | | | | | |
| 銀行からの預金 | 633 | 9,318 | 8,777 | 6,891 | - | - | - | 25,619 |
| 顧客からの預金 | 185,225 | 125,787 | 188,736 | 113,622 | 15,228 | - | - | 628,598 |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,643 | - | - | - | - | - | - | 65,643 |
| - 貯蓄預金 | 118,163 | - | - | - | - | - | - | 118,163 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 1,419 | 125,787 | 188,736 | 113,622 | 15,228 | - | - | 444,792 |
| デリバティブ負債 | - | - | - | - | - | - | 4,007 | 4,007 |
| 発行済譲渡性預金 | - | 2,783 | 5,296 | 8,851 | 10,688 | - | - | 27,618 |
| 当期税金 | - | - | - | 1,602 | - | - | - | 1,602 |
| 発行済債券 | - | - | 155 | 306 | 383 | - | - | 844 |
| 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 468 | 468 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他負債 | 1,005 | 7,392 | 13,936 | 11,373 | 1,445 | 1,317 | 10,844 | 47,312 |
| - リース負債 | - | 27 | 43 | 167 | 389 | 226 | - | 852 |
| - その他の勘定科目 | 1,005 | 7,365 | 13,893 | 11,206 | 1,056 | 1,091 | 10,844 | 46,460 |
| 償却原価で測定される借入資本 | - | - | - | 1,649 | 14,318 | - | - | 15,967 |
| **負債合計** | 186,863 | 145,280 | 216,900 | 144,294 | 42,062 | 1,317 | 15,319 | 752,035 |
| **純ギャップ** | (147,272) | (22,332) | (135,179) | 8,483 | 189,923 | 168,559 | | |

FVOCI で測定するトレーディング資産および負債証券は、満期前に売却される場合があり、また顧客からの預金は引き出されることなく満期を迎える場合があるため、契約上の満期日は将来キャッシュ・フローが見込まれる日を示すものではない。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

以下の表は、報告期間末時点における当行グループの非デリバティブ金融負債について、契約上の支払義務の日付に基づき、割引前キャッシュ・フローの予測を分析したものである。

| | 2024年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3ヶ月未満 | 3ヶ月から1年 | 1年から5年 | 5年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行からの預金 | 24,157 | 24,421 | 1,123 | 16,517 | 6,781 | - | - | - |
| 顧客からの預金 | 643,093 | 650,837 | 203,161 | 326,987 | 103,773 | 16,916 | - | - |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,685 | 65,779 | 65,779 | - | - | - | - | - |
| - 貯蓄預金 | 134,908 | 135,036 | 135,036 | - | - | - | - | - |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 442,500 | 450,022 | 2,346 | 326,987 | 103,773 | 16,916 | - | - |
| トレーディング負債 | 66 | 66 | - | - | - | - | - | 66 |
| 発行済譲渡性預金 | 21,578 | 22,302 | - | 10,968 | 9,176 | 2,158 | - | - |
| 当期税額 | 1,870 | 1,870 | - | - | 1,870 | - | - | - |
| 発行済債券 | 387 | 393 | - | 393 | - | - | - | - |
| 借入資本 | 23,089 | 26,560 | - | 309 | 5,896 | 20,355 | - | - |
| その他の負債 | 51,299 | 47,018 | 812 | 20,081 | 17,416 | 1,182 | 1,200 | 6,327 |
| - リース負債 | 765 | 1,151 | - | 86 | 219 | 598 | 248 | - |
| - その他の勘定科目 | 50,534 | 45,867 | 812 | 19,995 | 17,197 | 584 | 952 | 6,327 |
| **合計** | 765,539 | 773,467 | 205,096 | 375,255 | 144,912 | 40,611 | 1,200 | 6,393 |

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3ヶ月未満 | 3ヶ月から1年 | 1年から5年 | 5年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行からの預金 | 25,619 | 26,283 | 633 | 18,341 | 7,309 | - | - | - |
| 顧客からの預金 | 628,598 | 637,171 | 185,665 | 319,344 | 116,501 | 15,661 | - | - |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,643 | 65,737 | 65,737 | - | - | - | - | - |
| - 貯蓄預金 | 118,163 | 118,335 | 118,335 | - | - | - | - | - |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 444,792 | 453,099 | 1,593 | 319,344 | 116,501 | 15,661 | - | - |
| 発行済譲渡性預金 | 27,618 | 29,053 | - | 8,248 | 9,119 | 11,686 | - | - |
| 当期税額 | 1,602 | 1,602 | - | - | 1,602 | - | - | - |
| 発行済債券 | 844 | 870 | - | 164 | 316 | 390 | - | - |
| 借入資本 | 15,967 | 18,056 | - | 182 | 2,290 | 15,584 | - | - |
| その他の負債 | 47,312 | 42,157 | 587 | 20,016 | 9,369 | 472 | 869 | 10,844 |
| - リース負債 | 852 | 962 | - | 78 | 187 | 448 | 249 | - |
| - その他の勘定科目 | 46,460 | 41,195 | 587 | 19,938 | 9,182 | 24 | 620 | 10,844 |
| **合計** | 747,560 | 755,192 | 186,885 | 366,295 | 146,506 | 43,793 | 869 | 10,844 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

以下の表は、12 月 31 日現在、純額および総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債について、契約上の残存期間別に当行グループの割引前のキャッシュ・フローをまとめたものである。 当行グループの純額決済となるデリバティブ金融負債には主に金利スワップが含まれ、総額決済となるデリバティブ金融負債には主に為替先物・先渡取引および為替スワップが含まれる。決済日があらかじめ定められていないデリバティブは、「要求払い」の期間区分に含められている。

| | 2024 年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3 ヶ月未満 | 3 ヶ月から 1 年 | 1 年から 5 年 | 5 年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| デリバティブ金融負債 | 5,796 | 6,113 | 427 | 1,261 | 2,913 | 1,456 | 56 | - |
| 純額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 正味キャッシュ・アウトフロー合計 | | 4,666 | 8 | 713 | 2,580 | 1,309 | 56 | - |
| 総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| キャッシュ・インフロー合計 | | (71,800) | (21,151) | (34,665) | (14,629) | (1,355) | - | - |
| キャッシュ・アウトフロー合計 | | 73,247 | 21,570 | 35,213 | 14,962 | 1,502 | - | - |

| | 2023 年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3 ヶ月未満 | 3 ヶ月から 1 年 | 1 年から 5 年 | 5 年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| デリバティブ金融負債 | 4,007 | 2,675 | (10) | 1,407 | 748 | 705 | (175) | - |
| 純額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 正味キャッシュ・アウトフロー／（インフロー）合計 | | 1,835 | 15 | 763 | 615 | 617 | (175) | - |
| 総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| キャッシュ・インフロー合計 | | (64,063) | (9,409) | (47,133) | (5,749) | (1,772) | - | - |
| キャッシュ・アウトフロー合計 | | 64,903 | 9,384 | 47,777 | 5,882 | 1,860 | - | - |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理 （続き）

譲渡性預金、発行済債券、借入資本

2024 年、BEA は固定金利にて譲渡性預金 および債券を額面 3,246 百万米ドル、200 百万香港ドル、1,300 百万台湾ドルにてそれぞれ発行した。またゼロクーポン譲渡性預金および債券を額面 401 百万米ドル、702、9,100 百万人民元、50 百万英ポンド、298 百万ユーロにて発行した。当行グループは 38,808 百万香港ドルに相当する枚数の 譲渡性預金 および債券を満期償還した。

2024 年 12 月末における譲渡性預金発行残高 および 発行済債券の価値は 22,102 百万香港ドル相当であり、帳簿価額 は 21,965 百万香港ドル相当であった。

譲渡性預金 および発行済債券の満期構成

2024 年 12 月 31 日現在

*（すべての金額はそれぞれの通貨にて 100 万ドル単位で表示）*

| | 額面合計 | 満期年度 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | **2025 年** | **2026 年** | **2027 年** |
| **発行通貨建ての金額** | | | | |
| **変動金利** | | | | |
| 香港ドル建て | 200 | 200 | - | - |
| 米ドル建て | 20 | 20 | - | - |
| **固定金利** *（注）* | | | | |
| 米ドル建て | 1,208 | 948 | 140 | 120 |
| **ゼロクーポン** | | | | |
| 香港ドル建て | 372 | 372 | - | - |
| 米ドル建て | 330 | 330 | - | - |
| 人民元建て | 7,860 | 7,860 | - | - |
| 英ポンド建て | 50 | 50 | - | - |
| ユーロ建て | 73 | 73 | - | - |
| **発行済みの預金および負債証券の合計額（香港ドル換算）** | 22,102 | 20,083 | 1,087 | 932 |

*注：必要と認められる場合、発行済みの長期預金証書および負債証券に起因する金利リスクを管理するため、関連する金利スワップ契約が締結されている。*

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 流動性リスク管理（続き）

2024 年、BEA は固定金利の借入資本 を 額面 にてそれぞれ 500 百万米ドルおよび 650 百万米ドル発行した。

2024 年 12 月末における 発行済借入資本の発行残高は額面にて 23,293 百万香港ドル相当、帳簿価額は 23,089 百万香港ドル相当であった。

**借入資本の満期構成**

2024 年 12 月 31 日現在

*（金額はすべて、各通貨の百万単位で表示）*

| | 額面合計 | 満期年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | **2027 年** | **2028 年** | **2030 年** | **2032 年** | **2034 年** |
| **発行通貨建ての金額** | | | | | | |
| 米ドル建て *（注 1、2、3、4、5、6）* | 3,000 | 1,000 | 250 | 600 | 500 | 650 |
| **発行済借入資本 合計額（香港ドル相当額）** | 23,293 | 7,764 | 1,941 | 4,659 | 3,882 | 5,047 |

*注：* *1. 2027 年に満期を迎える 500 百万米ドルの借入資本 は 2026 年 3 月 13 日に任意償還可能。*

*2. 2027 年に満期を迎える 500 百万米ドルの借入資本 は 2026 年 3 月 15 日に任意償還可能。*

*3. 2028 年に満期を迎える 250 百万米ドルの 借入資本 は 2027 年 7 月 7 日に任意償還可能。*

*4. 2030 年に満期を迎える 6000 百万米ドルの借入資本は 2025 年 5 月 29 日に任意償還可能。*

*5. 2032 年に満期を迎える 500 百万米ドルの 借入資本 は 2027 年 4 月 22 日に任意償還可能。*

*6. 2034 年に満期を迎える 650 百万米ドルの 借入資本 は 2029 年 6 月 27 日に任意償還可能。*

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(f) 金利リスク管理

金利リスクとは、金利の不利な変動に起因し、当行グループのバンキング・ブックのポジションの収益および経済的価値に影響を及ぼすリスクである。資産・負債管理委員会は、取締役会から委任を受け、当行グループの金利リスク管理を監督し、金利リスク管理のための戦略および方針を策定し、かかる戦略および方針が確実に実施されるよう手段を決定する。 金利リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度内で、当行グループのトレジャリー・マーケット部門によって日次で管理されている。当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、金利リスクに関連する活動をモニタリングする責任を負っている。内部監査部門は、金利リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するために、定期的なレビューを実施している。

金利リスクは、主にバンキング・ブックの金利感応性のある資産、負債、およびオフバランスシート項目の金利再評価におけるタイミングのずれに起因する。金利リスクの水準を決定するにあたっては、ギャップ・リスク、ベーシス・リスク、およびオプション・リスクについて評価が行われる。 当行グループは、バンキング・ブックの金利リスクを、主に金利再評価のミスマッチに焦点を当てて管理している。ギャップ分析により、当行グループの金利感応性のある資産、負債、およびオフバランスシートポジションの満期および金利再評価の特性について、静的な視点が得られる。当行グループの金利リスクを管理するため、金利再評価ギャップのポジション制限が設定されている。

金利変動が収益（純金利収益「NII」）および経済価値（自己資本の経済価値「EVE」）に与える影響に関する感応度分析は、香港金融管理局（HKMA）が定めた複数の仮想的な金利ショックシナリオに基づき、定期的に評価されている。EVE は、市場金利を反映して割り引かれた、予想純キャッシュ・フローの現在価値の評価を表す。金利の変動は収益に影響を与えるため、純資産にも影響を及ぼす。感応度上限は、収益および経済価値の両方の観点から、当行グループの金利リスク・エクスポージャーを管理するために設定されている。その結果は、資産・負債管理委員会に定期的に報告される。

IRRBB に関する定量的な推定を行うため、当行グループは金利イールドカーブに対するショックシナリオを想定しており、これにより、オプショナリティおよび行動仮定を考慮した上で、経済価値および収益の変動を算出することが可能となっている。これらのシナリオは、当行グループが重要なポジションを有する各通貨の IRRBB エクスポージャーに適用される。

規定された金利ショックシナリオは、香港金融管理局の「監督政策マニュアル IR-1：バンキング・ブックの金利リスク」で提供されており、概ね以下のとおりである。

1. 上方パラレルシフト：すべての期間にわたって金利が一律に同じ幅だけ上昇するショック

2. 下方パラレルシフト：すべての期間にわたって金利が一律に同じ幅だけ低下するショック

3. スティープ化：短期金利が低下し、長期金利が上昇

4. フラット化：短期金利が上昇し、長期金利が低下

5. 短期金利上昇：最も短期の期間において金利の上昇幅が最大となり、より長期の期間になるにつれて現在の金利水準に向かって縮小

6. 短期金利低下：最も短期の期間において金利の低下幅は最大となり、より長期の期間になるにつれて現在の金利水準に向かって縮小

2024 年 12 月 31 日の年次報告日について、当行グループが規定の各金利ショックシナリオごとに実施した感応度分析に基づき、今後 12 ヶ月間の EVE および NII に対する最大の不利な影響額は、それぞれ 2,973 百万香港ドル（2023 年 12 月 31 日：1,839 百万香港ドル）および 2,300 百万香港ドル （2023 年 12 月 31 日：2,674 百万香港ドル）となる。

金利リスクに関する感応度分析の詳細は、当行のウェブサイト（www.hkbea.com）のホームページにある「Regulatory Disclosures（規制開示情報）」リンク、または以下の直接リンクを参照のこと。
www.hkbea.com/regulatory_disclosures

**43. 主要なリスク管理（続き）**

(g) 戦略リスク管理

戦略リスクとは、当行グループが事業を展開する環境の変化、不適切な戦略的意思決定、意思決定の不適切な実施、あるいは業界、経済、テクノロジーの変化への対応の遅れに起因して、当行グループの利益、資本、レピュテーション、または地位に現在または将来的に影響が及ぶリスクである。

戦略リスク管理の目的は、戦略リスクを特定、評価、モニタリング、報告、軽減し、関連する規制要件の遵守を確保することである。

当行グループは、管理フレームワークおよび評価・モニタリングツールを規定するための包括的な方針、マニュアル、プロファイル、および報告書を策定している。

当行グループは、「戦略リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。このマニュアルには、戦略リスクの特定、評価、モニタリング、軽減、および管理のための枠組みを含む、戦略リスク管理に対する体系的なアプローチが概説されており、これにより当行グループの戦略リスク管理の水準が向上している。

リスク管理委員会は、当行グループの戦略リスクの管理を監督する責任を負っている。

(h) 法的リスク管理

法的リスクとは、契約の不履行、訴訟、または不利な判決に起因して生じる損失のリスクであり、当行グループの事業運営や財務状況に混乱やその他の悪影響を及ぼす可能性である。

法的リスク管理の目的は、法的リスクを特定、評価、モニタリング、報告し、関連する法律および規制上の要件を遵守することである。

当行グループは、有資格の社内担当者および／または外部の弁護士・専門家による研修を従業員に対して適宜実施している。法的問題に対処する際、当行グループは有資格の社内担当者に相談し、必要かつ適切な場合には、関連する専門知識を持つ外部の弁護士を起用している。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループの法的リスクの管理を監督する責任を負っている。

(i) レピュテーション・リスク管理

レピュテーション・リスクとは、当行グループの事業慣行、行動、または財務状況について否定的な報道を招く1つ以上の事象により、当行グループのレピュテーションが損なわれるリスクである。そのような否定的な報道は、それが事実であるか否かにかかわらず、当行グループに対する社会の信頼を損ない、多額の訴訟費用の発生、あるいは当行グループの顧客基盤、事業、および／または収益の減少につながる可能性がある。

レピュテーション・リスク管理の目的は、レピュテーション・リスクを特定、評価、モニタリング、報告、軽減するとともに、関連する規制要件への遵守を確保することにある。

当行グループは、適用される法令・規則・規制への遵守を確保し、高い水準のコーポレート・ガバナンスを維持するために、様々な方針、ガイドライン、マニュアル、および規範を策定しており、これらはひいては当行グループのレピュテーションの保護および向上に寄与するものである。

当行グループは、「レピュテーション・リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。同マニュアルには、レピュテーション・リスクの特定、評価、軽減、管理、およびモニタリングのための枠組みを含む、レピュテーション・リスク管理への体系的なアプローチが概説されており、それによって当行グループのレピュテーションを保護し向上させている。また、予期せぬ事象への迅速な対応と管理を行うため、「インシデント対応・管理ガイドライン」を策定している。さらに、メディアに対して当行グループの重要なメッセージを有効にかつ一貫して発信するために、「メディア対応ガイドライン」を策定している。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループのレピュテーション・リスク管理を監督する責任を負っている。

**43. 主要なリスク管理（続き）**

(j) コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスクとは、当行グループの事業活動に適用される法令、規制、規則、関連する自主規制機関の基準、および行動規範を遵守しなかった結果、当行グループが被り得る法的または規制上の制裁、罰金および罰則、財務上の損失、またはレピュテーションの毀損に起因する潜在的な損失のリスクである。

当行グループは、当行グループの事業を管轄する関連規制当局が発行する、適用されるすべての法令、規則、行動規範、業界基準、およびガイドラインへのコンプライアンスを確保するため、様々な方針、ガイドライン、およびマニュアルを策定している。当行グループは、「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。同マニュアルには、コンプライアンス・リスクの特定、評価、モニタリング、軽減、および管理のための枠組みを含む、コンプライアンス・リスク管理に対する体系的なアプローチが概説されており、これにより当行グループはコンプライアンス・リスクを有効に管理することができる。 リスクベースのアプローチを用いて、当行グループの主要な機能について、独立した規制コンプライアンス・レビューが実施されている。

(k) 資本管理

資本管理における当行グループの主な目的は、規制要件を満たし、当行グループの継続企業としての能力を確保することであり、それによって、リスク水準に見合った商品およびサービスの価格設定を行い、かつ妥当なコストで資金調達を確保することにより、株主への還元およびその他のステークホルダーへの利益提供を継続できるようにすることである。

これらの目標を達成するために当行グループが管理する資本には、普通株式資本、留保利益、その他の準備金、およびのれんおよび無形資産を控除した非支配持分が含まれる。また、銀行業（資本）規則で認められている劣後負債、減損引当金、および一般的な銀行リスクに対する規制上の準備金も含まれる。

当行グループは、レバレッジを高めれば実現可能となるかもしれないより高い株主還元と、健全な資本基盤がもたらす利点および安全性とのバランスを維持するため、資本構成を積極的かつ定期的に見直し、管理しており、経済情勢の変化に応じて資本構成の調整を行っている。

資本管理・回復計画運営委員会は、資本状況に関連する事項を監督し、すべての規制基準および内部基準に対する自己資本比率をモニタリングする責任を負っている。また、資本状況については、リスク管理委員会、リスク管理委員会、および取締役会によっても定期的に見直されている。

香港金融管理局（HKMA）は、当行グループを単体・連結ベースの両方で監督しており、それに伴い、当行グループ全体に対する自己資本要件を設定し、自己資本適格性に関する情報を定期的に受け取っている。 マカオ、台湾、および海外にある各支店ならびに銀行子会社は、それぞれの国内銀行監督当局によって直接規制されており、同当局が自己資本比率要件を設定・モニタリングしている。一部の法域では、非銀行系金融子会社も、国内規制当局の監督および自己資本要件の対象となる。

現在の自己資本要件の適用にあたり、HKMA は、当行グループに対し、自己資本総額とリスク加重資産総額の規定された比率を維持するよう求めている。

当行グループは、自己資本比率に基づき資本構成をモニタリングしており、当事業年度において、当行グループの資本管理方針に重要な変更はない。

開示されている 2024 年 12 月 31 日および 2023 年 12 月 31 日時点の自己資本比率は、HKMA が規制目的で指定した当行および特定の子会社について、連結ベースで算出されており、香港銀行条例の「銀行業（資本）規則」に準拠している。

当行グループおよび個別に規制対象となっている事業部門は、2024 年 12 月 31 日および 2023 年 12 月 31 日に終了した事業年度を通じて、外部から課せられたすべての資本要件を遵守しており、当行グループの自己資本比率は香港金融管理局（HKMA）が定める最低要件を十分に上回っている。

**43. 主要なリスク管理（続き）**

(l) 気候関連リスク管理

当行グループは、レジリエンスを構築し、気候変動による潜在的な悪影響を軽減するためには、即座の気候変動対策がますます急務であると考えている。当行グループは、気候関連リスクを「物理的リスク」と「移行リスク」に区別している。「物理的リスク」とは、天候や気候関連の事象による影響を指し、銀行およびその顧客の事業や業務に支障をきたす可能性がある。「移行リスク」とは、気候変動の緩和および適応策が導入されるに伴い、政策、法規制、テクノロジー、市場の変化によって引き起こされる可能性のある、低炭素経済への移行プロセスに関連するリスクを指す。当行グループは、気候リスクを、信用リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクなどの従来型の主要なリスク種別に現れ得る横断的なリスクと捉えている。その影響は、当行の事業および業務活動において顕在化する可能性がある。

当行の取締役会は、当行グループの ESG パフォーマンスを監督するため、取締役会レベルの ESG 委員会を設置した。ESG 運営委員会（「運営委員会」）は、ESG 委員会に直接報告を行う。 共同最高経営責任者（Co-CEO）が議長を務める運営委員会は、ESG 戦略の策定を推進し、既存および新たな ESG 課題の重要性を評価するとともに、ESG 目標の設定および実績のレビューを行い、その結果を ESG 委員会に報告する責任を負っている。グループ最高リスク責任者（CRO）は ESG 運営委員会の委員を務め、ESG リスクの管理および報告を担当している。

HKMA 主導による気候リスク・ストレステスト（「CRST」）の実施を通じて、当行グループは、当行グループの事業および運営に重大な影響を及ぼす可能性のある新たな気候リスクと機会を特定している。気候リスクおよびシナリオ分析の結果に基づき、当行グループは、資産の質（すなわち、借手の返済能力、担保の質）、金融商品の評価（すなわち、市場変動）、業務のレジリエンス（すなわち、銀行の施設や資産への物理的損害および事業中断）、ならびに当行グループのレピュテーションへの影響を通じて、主要なリスク区分に現れ得る気候変動による特定の財務的および非財務的影響を特定することができる。当行グループは、極端な気候事象に対するレジリエンスを確保し、本 CRST 作業において特定された脆弱性を軽減するため、戦略およびリスク・ガバナンス体制を強化する計画を策定している。過去数年間にわたり強固な資本バッファーを構築してきたため、気候変動により推定される財務的影響は、当行グループに重大な資本的影響をもたらすものではない。

当行グループの気候リスク管理施策には、低酸素経済移行への顧客支援、グリーンかつサステナブルな金融商品、炭素排出量が高いまたは身体リスクの影響を受けやすい業界に対する当行のエクスポージャー管理、オペレーション・エミッション（スコープ 1 および２）およびファイナンスド・エミッション（スコープ 3）に関するネットゼロに向けたロードマップの開発が含まれる。重要な気候リスクに関する課題は、既存の企業リスク管理および ESG ガバナンス体制を通じて、経営委員会および取締役会に報告・エスカレーションされる。気候リスク管理の効果を高め、極端な気象事象による営業および財政への影響を評価するため、当行グループは 2024 年に気候リスクに関する定性的・定量的リスク選好度ステートメント、気候リスクレーダーおよびリスクヒートマップ ESG および顧客・債券発行者向に向けた気候関連リスク評価の強化を含む新たなリスク管理ツールを開発・導入した。

## 44. 金融商品の公正価値

(a) 公正価値で計上する金融商品

公正価値の見積りは、一般的に主観的な性質を持ち、金融商品の特性および関連する市場情報に基づき、特定の時点において行われる。当行グループは、以下の方法の優先順位に従って公正価値を測定している。

レベル 1 - 同一の金融商品について活発な市場における市場価格

レベル 2 - 観察可能なインプットに基づく評価手法。このカテゴリーには、類似の金融商品について活発な市場における市場価格、活発とはみなされない市場における類似の金融商品の相場価格、またはすべての重要なインプットが市場データから直接的または間接的に観察可能なその他の評価手法を用いて評価される金融商品が含まれる。

レベル 3 - 重要な観察不能なインプットを用いる評価手法。このカテゴリーには、評価手法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、かつその観察不能なインプットが当該金融商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性のあるすべての金融商品が含まれる。このカテゴリーには、類似の金融商品の相場価格に基づいて評価されるものの、金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な調整または仮定を必要とする金融商品も含まれる。

活発な市場で取引されている金融資産および金融負債の公正価値は、市場相場または取引相手の提示価格に基づいて算定される。その他のすべての金融商品については、当行グループは評価手法を用いて公正価値を算定している。評価手法には、正味現在価値法や割引キャッシュ・フロー・モデル、および市場で広く認められている各種オプション価格算定モデルが含まれる。評価手法で使用される仮定およびインプットには、無リスク金利およびベンチマーク金利、株価、外国為替レート、指数価格、ヒストリカルまたはインプライド・ボラティリティ、および相関関係などが含まれる。 評価手法の目的は、報告日において市場参加者間の秩序ある取引において、当該金融商品を売却する際に受け取る価格、または当該負債を移転する際に支払う価格を反映した公正価値を算定することにある。

当行グループは、金利スワップや通貨スワップなど、観察可能な市場データのみを使用し、経営陣による判断や見積りをほとんど必要としない、一般的かつ単純な金融商品の公正価値を算定するために、広く認められている評価モデルを採用している。 上場債券および株式、取引所取引デリバティブ、ならびに金利スワップのような単純な店頭デリバティブについては通常、市場で観察可能な価格やモデル・インプットが入手可能である。観察可能な市場価格やモデル・インプットが入手可能であることは、経営陣による判断や見積りの必要性を低減し、公正価値の算定に伴う不確実性も低減する。観察可能な市場価格やインプットの入手可能性は、商品や市場によって異なり、金融市場における特定の事象や一般的な状況に基づいて変動する傾向がある。

より複雑な金融商品については、当行グループは評価モデルを採用しており、これらは通常、一般に認められた評価手法に基づいて開発されている。これらのモデルに用いる重要なインプットの一部または全部は、市場で観察できない場合があり、市場価格や金利から導出されるか、あるいは仮定に基づいて推定される。 重要な観察不能なインプットを用いる評価モデルでは、公正価値の算定において、より高度な経営陣の判断および見積りが必要となる。通常、使用する適切な評価モデルの選定、評価対象となる金融商品の将来キャッシュ・フローの見込み額の算定、取引相手のデフォルト確率および期限前償還確率の算定、ならびに適切な割引率の選定には、経営陣の判断および見積りが必要となる。

当行グループは、公正価値の測定に関して確立された管理体制を有している。この体制には、フロントオフィス経営陣から独立した管理部門で構成される評価管理機能、すなわち「金融商品評価グループ（Financial Instruments Valuation Group：FIVG）」が含まれる。価格検証の手続も確立されている。使用する価格算定モデルはすべて、厳格な検証および承認プロセスの対象となる。

**44. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

以下の表は、報告期間末時点で公正価値で測定する金融商品を、公正価値の取扱いにより分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである。

| | 2024年 | | | | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **継続的な公正価値測定** | | | | | | | | |
| **資産** | | | | | | | | |
| 貿易手形 - FVOCI測定 | - | 653 | - | 653 | - | 122 | - | 122 |
| トレーディング資産 | 207 | - | - | 207 | 285 | 2,764 | - | 3,049 |
| デリバティブ資産 | - | 6,227 | - | 6,227 | 12 | 9,044 | - | 9,056 |
| 投資有価証券 | | | | | | | | |
| - 強制的に以下で測定するもの FVTPL | - | 1,485 | 508 | 1,993 | - | 2,327 | 533 | 2,860 |
| - FVOCIで測定するもの | 36,097 | 121,851 | 999 | 158,947 | 35,922 | 116,339 | 959 | 153,220 |
| | 36,304 | 130,216 | 1,507 | 168,027 | 36,219 | 130,596 | 1,492 | 168,307 |
| **負債** | | | | | | | | |
| トレーディング負債 | 66 | - | - | 66 | - | - | - | - |
| デリバティブ負債 | 6 | 5,790 | - | 5,796 | - | 4,007 | - | 4,007 |
| FVTPL で測定するものとして指定した金融負債 | - | 937 | - | 937 | - | 13,501 | - | 13,501 |
| | 72 | 6,727 | - | 6,799 | - | 17,508 | - | 17,508 |

2024年12月31日および2023年12月31日に終了した各事業年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル 2 の間で金融商品の重要な振替は発生しなかった。当行グループの方針では、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替は、それが発生した報告期間末時点で認識することとしている。

**44. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

レベル 3 の評価における重要な観察不能なインプットに関する情報

| | 評価手法 | 重要な観察不能なインプット | 範囲 |
|---|---|---|---|
| 非上場の持分証券および投資ファンド | 取引相手の提示価格 | 該当なし | 該当なし |
| | 純資産価値 | 該当なし | 該当なし |
| | 割引キャッシュ・フロー・モデル | 割引率 | 10.4% |
| | | | (2023 年：13.4%) |
| | | 市場性割引 | 20% |
| | | | (2023 年：20%) |
| | 市場比較法 | 収益倍率 | 31.45 - 37.69 |
| | | | (2023 年：14.38 - 36.36) |
| | | EV/EBIT | 20.50 - 21.16 |
| | | | (2023: 18.26 - 26.75) |
| | | 市場性割引 | 50% |
| | | | (2023: 50%) |

強制的に FVTPL または FVOCI で測定する非上場の資本性金融商品の公正価値は、被投資先の財政状態および業績の分析に基づき、あるいは比較可能な上場企業の倍率を参考に、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積られている。この際、当該金融商品が活発に取引されていない事実を反映するため、市場性割引（Marketability discount）が調整として適用される。比率の上昇、あるいは被投資先の財務状況および業績の単独での改善は、公正価値の有利な変動をもたらす一方、割引率の上昇、あるいは市場性割引の単独での拡大は、公正価値の不利な変動をもたらす。非上場の投資ファンドの公正価値は、ファンドの運用者から提供される純資産価値（「NAV」）を用いて算定される。

レベル 3 に分類される金融商品の評価は、前述の評価管理フレームワークに従い、FIVG によって定期的に見直されている。

(1) 重要な観察不能なインプットを含む金融商品の評価

重要な観察不能なインプットを含む金融商品の認識されている公正価値の変動は、以下のとおりである

| | 2024 年 | | 2023 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 強制的に FVTPL で測定する投資有価証券 | FVOCI で測定する投資有価証券 | 強制的に FVTPL で測定する投資有価証券 | FVOCI で測定する投資有価証券 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 533 | 959 | 732 | 839 |
| 増加／購入 | 1 | - | 8 | - |
| 処分／決済 | (36) | - | (208) | - |
| 損益計算書に認識されている公正価値の変動 | 10 | - | 1 | - |
| その他の包括利益に認識されている公正価値の変動 | - | 40 | - | 120 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 12 月 31 日現在 | 508 | 999 | 533 | 959 |
| 報告期間末時点で保有している資産について、その他の包括利益の FVOCI 公正価値準備金に含まれる当事業年度の利益合計 | - | 40 | - | 120 |
| 報告期間末時点で保有している資産について、損益計算書の FVTPL で測定するその他の金融商品に係る純損益に含まれる当事業年度の利益合計 | 11 | - | 1 | - |

**44. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

(2) 重要な観察不能な仮定から、合理的に想定し得る代替的な仮定への変更による影響

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 純損益に計上された影響額 | | 資本に直接計上された影響額 | |
| | 有利 | （不利） | 有利 | （不利） |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | |
| 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | 42 | (42) | - | - |
| FVOCIで測定する投資有価証券 | - | - | 83 | (83) |
| | 42 | (42) | 83 | (83) |

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 純損益に計上された影響額 | | 資本に直接計上された影響額 | |
| | 有利 | （不利） | 有利 | （不利） |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | |
| 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | 45 | (45) | - | - |
| FVOCIで測定する投資有価証券 | - | - | 80 | (80) |
| | 45 | (45) | 80 | (80) |

金融商品の公正価値は、状況によっては、当該金融商品に関する観察可能な現在の市場取引価格による裏付けがなく、かつ観察可能な市場データに基づかない仮定を組み込んだ評価モデルを用いて測定されることがある。上記の表は、合理的に想定し得る代替的な仮定において、プラスまたはマイナス10%の一律の変動が生じた場合に、公正価値がどのように変動するかを示している。

(b) 公正価値以外で計上している金融商品の公正価値

以下に示されている金融商品の公正価値を算定するにあたり、以下の方法および重要な仮定が適用されている。

(i) 特定の満期のない当座預金および普通預金の公正価値は、報告期間末時点における要求払いの支払額と推定される。
(ii) 変動金利の金融商品の公正価値は、その帳簿価額に近似すると推定されるため、貸付金および非上場の負債証券の場合、信用リスクの影響は帳簿価額および公正価値の両方から減損引当金を控除することで別途認識されるため、その信用の質の変化は反映されない。
(iii) 償却原価で計上する固定金利の貸付金および住宅ローンの公正価値は、貸付実行時の市場金利と、類似の貸付金に対する現在の市場金利とを比較することにより見積られる。ポートフォリオ内の貸付金の信用の質の変動は、総額による公正価値の算定には考慮されない。これは、信用リスクの影響が、帳簿価額および公正価値の両方から減損損失額および引当金を控除することにより、別途認識されるためである。
(iv) 発行済みの金融保証の公正価値は、入手可能な場合には、類似のサービスに対する独立企業間取引で課される手数料を基準として決定される。あるいは、そのような情報の信頼できる見積りが可能な場合には、保証が提供された際に貸手が実際に課した利率と、保証が提供されていなかった場合に貸手が課していたと推定される利率とを比較し、金利差を基準として見積られる。

2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループの取得原価または償却原価で計上する金融商品の帳簿価額は、その公正価値と実質的に差異がない。

## 45. オフバランス・シートのエクスポージャー

(a) 偶発債務および契約債務

以下は、それぞれ重要な種類の偶発債務および契約債務の契約額、ならびに信用リスク加重額の合計の概要であり、香港金融管理局（HKMA）の自己資本比率報告書の作成要領に基づいて作成されている。

| | 2024 | 2023 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 偶発債務 | | |
| 信用代替取引 | 3,085 | 3,522 |
| 取引に関連する偶発債務 | 6,776 | 3,927 |
| 貿易金融に関連する偶発債務 | 6,051 | 7,741 |
| | 15,912 | 15,190 |
| コミットメント | | |
| 事前の通知なしに無条件で解約可能なコミットメント | 280,189 | 332,203 |
| 当初満期のあるその他のコミットメント | | |
| - 1 年以内 | 4,150 | 2,531 |
| - 1 年超 | 27,272 | 25,168 |
| | 311,611 | 359,902 |
| 合計 | 327,523 | 375,092 |
| 信用リスク加重額 | 19,525 | 17,458 |

信用リスク加重額は、資本規制に基づき算出されている。偶発債務および契約債務は、引受、信用状、保証、および与信のためのコミットメントを含む信用関連商品である。契約額は、契約が全額引き出され、かつ顧客が債務不履行に陥った場合に生じるリスク額を表している。保証および契約債務の大部分は、引き出されることなく満期を迎えるものと予想されるため、契約額の合計は将来の予想キャッシュ・フローを表すものではない。

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ

(i) デリバティブの想定元本

デリバティブとは、1つ以上の原資産または指数の価値に依存してその価値が変動する金融契約を指す。

以下は、当行グループのそれぞれ重要な種類のデリバティブの想定元本の概要である。

| | 2024年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ会計が適用される | FVPL指定金融商品と併せて管理 | その他取引目的保有も含む | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | - | 3,446 | 490,510 | 493,956 |
| 金利 | 137,400 | 939 | 168,177 | 306,516 |
| 株式 | - | - | 12,055 | 12,055 |
| | 137,400 | 4,385 | 670,742 | 812,527 |

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ会計が適用される | FVPL指定金融商品と併せて管理 | その他取引目的保有も含む | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | - | 2,932 | 311,977 | 314,909 |
| 金利 | 115,455 | 8,171 | 195,198 | 318,824 |
| 株式 | - | - | 6,245 | 6,245 |
| | 115,455 | 11,103 | 513,420 | 639,978 |

デリバティブは、当行グループが外国為替、金利および株式市場において行う先物、先渡、スワップおよびオプション取引から生じるものである。これらの金融商品の想定元本は、報告期間末時点における未決済取引高を示しており、リスクにさらされている金額を表すものではない。

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(ii) デリバティブの公正価値

| | 2024年 | | 2023年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 公正価値 | | 公正価値 | |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | 5,010 | 4,287 | 1,650 | 1,733 |
| 金利 | 933 | 1,230 | 7,307 | 2,169 |
| 株式 | 284 | 279 | 99 | 105 |
| | 6,227 | 5,796 | 9,056 | 4,007 |

(iii) ヘッジ会計

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ

当行グループの公正価値ヘッジは主に、市場金利の変動による固定金利の長期金融商品の公正価値の変動から保護するために利用される金利スワップで構成されている。
当行グループは、ベンチマーク金利に関連する特定の固定利付金融資産および金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするために、金利スワップを利用している。支払変動・受取固定の金利スワップは、特定の固定利付金融負債の発行と組み合わされ、支払固定・受取変動の金利スワップは、ヘッジ対象の重要な条件と密接に整合する条件を持つ固定利付金融資産と組み合わされている。
金利リスクを含む市場リスクの管理に関する当行グループのアプローチについては、注記43(b)に記載されている。当行グループがヘッジ会計を適用する金利リスクは、ベンチマーク金利の変動に伴い公正価値が変動する固定金利の金融資産および金融負債から生じる。 当行グループは、固定金利の金融資産および金融負債の公正価値の変動がベンチマーク金利の変動によって大きく影響を受けるため、ベンチマーク金利の範囲内でのみ金利リスクをヘッジしている。経済的ヘッジ関係がヘッジ会計の基準を満たす場合、ヘッジ会計が適用される。
金利変動によるエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を利用することにより、当行グループは、ヘッジ対象によって相殺されないデリバティブ取引相手の信用リスクにもさらされることになる。当行グループは、信用力の高い取引相手と取引を行い、取引相手に担保の差入れを要求することにより、デリバティブ取引における取引相手の信用リスクを最小限に抑えている（注記43(a)(x)を参照）。
当行グループは、公正価値ヘッジ会計を適用する前に、ヘッジ対象とヘッジ手段の定性的な特性、および定量分析によって裏付けられたヘッジ対象リスクの評価に基づき、両者の間に経済的関係が存在するかどうかを判断している。 当行グループは、経済的関係の有無を評価する際、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が密接に整合しているかどうかを検討している。当行グループは、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値が、類似のリスクに対して同様に反応するかどうかを評価している。さらに、当行グループは、累積ドル相殺法または回帰分析を用いて、ヘッジ手段がヘッジ対象の公正価値の変動を相殺する上で、将来にわたって、また過去においても極めて有効であったと予想されるかどうかを評価することにより、この定性的評価を裏付けている。
当行グループは、ヘッジ対象の名目金額と、ヘッジ手段として指定した金利スワップの想定元本額を一致させることにより、ヘッジ比率を算定している。当行グループの方針では、ヘッジ関係が有効であると結論付けるためには、以下の基準をすべて満たす必要がある。

- 回帰分析における変数間の相関を測定する回帰係数（$R^2$）が0.8以上であること
- 回帰直線の傾きが0.8～1.25の範囲内であること
- 傾きの信頼水準が95%以上であること

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

これらのヘッジ関係において、非有効性の主な要因は以下のとおりである。

- 金利スワップの公正価値に対する取引相手方および当行グループ自身の信用リスクの影響であり、これは金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値には反映されていないこと

- 金利スワップとヘッジ対象の満期日の相違

2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループは金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として、以下の金利スワップを保有していた。

| | 2024年 | | |
|---|---|---|---|
| | 満期 | | |
| | 1年未満 | 1～5年 | 5年超 |
| リスク区分 | | | |
| 金利リスク | | | |
| 債券投資のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 6,772 | 40,259 | 53,622 |
| 平均固定金利 | 1.94% | 1.77% | 1.76% |
| 貸付金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 471 | 419 | 26 |
| 平均固定金利 | 0.55% | 1.58% | 2.59% |
| 発行済譲渡性預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 2,697 | 2,019 | - |
| 平均固定金利 | 4.80% | 4.35% | - |
| 発行済劣後債のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 4,659 | 18,634 | - |
| 平均固定金利 | 5.00% | 3.83% | - |
| 顧客からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 3,321 | - | - |
| 平均固定金利 | 2.88% | - | - |
| 銀行からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 201 | - | - |
| 平均固定金利 | 2.51% | - | - |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

| | 2023年 | | |
|---|---|---|---|
| | 満期 | | |
| | 1年未満 | 1～5年 | 5年超 |
| リスク区分 | | | |
| 金利リスク | | | |
| 債券投資のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 6,832 | 40,841 | 51,483 |
| 平均固定金利 | 2.21% | 1.54% | 1.47% |
| | | | |
| 貸付金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 124 | 698 | 27 |
| 平均固定金利 | 2.76% | 1.19% | 2.59% |
| | | | |
| 発行済劣後債のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | - | 14,452 | - |
| 平均固定金利 | - | 3.98% | - |
| | | | |
| 顧客からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 998 | - | - |
| 平均固定金利 | 4.04% | - | - |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定した項目およびヘッジの非有効性に関連する金額は、以下のとおりである。

| | 2024年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ商品 | | | | |
| | | 連結財政状態計算書に記載の帳簿価額 | | ヘッジの非有効性の算出に用いられた公正価値の変動額 | ヘッジ純損益に認識したヘッジの非有効性 |
| | 想定元本 | デリバティブ資産 | デリバティブ負債 | | |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 債券投資のヘッジ | 100,653 | 8 | (136) | 604 | 70 |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 貸付金のヘッジ | 916 | 24 | - | (19) | (1) |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 発行済譲渡性預金証書のヘッジ | 4,716 | 3 | - | 2 | - |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 発行済劣後債のヘッジ | 23,293 | 2 | (98) | (17) | 23 |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 顧客からの預金のヘッジ | 3,321 | - | - | 2 | - |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 銀行からの預金のヘッジ | 201 | - | - | - | - |

| | 2023年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ商品 | | | | |
| | | 連結財政状態計算書に記載の帳簿価額 | | ヘッジの非有効性の算出に用いられた公正価値の変動額 | ヘッジ純損益に認識したヘッジの非有効性 |
| | 想定元本 | デリバティブ資産 | デリバティブ負債 | | |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 債券投資のヘッジ | 99,156 | 5,689 | (412) | (1,860) | 76 |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 貸付金のヘッジ | 849 | 42 | - | (24) | (2) |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 発行済劣後債のヘッジ | 14,452 | 29 | (402) | 147 | (23) |
| 金利スワップ | | | | | |
| - 顧客からの預金のヘッジ | 998 | - | (2) | 28 | 2 |
| 金利スワップ | | | | | |
| - レポのヘッジ | - | - | - | 4 | (23) |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

ヘッジ対象として指定した項目に関連する金額は、以下のとおりである。

| | 2024年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | | 帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額 | | | | |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 連結財政状態計算書における表示 | ヘッジの非有効性の算定に用いた価値の変動額 | ヘッジ損益の調整対象でなくなったヘッジ対象項目について、連結財政状態計算書に残存する公正価値ヘッジ調整累計額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 債券投資 | 95,760 | - | (4,126) | - | 投資有価証券 | (534) | - |
| 貸付金 | 894 | - | (22) | - | 顧客に対する貸付金 | 18 | - |
| 発行済譲渡性預金 | - | 4,808 | - | 2 | 発行済譲渡性預金 | (2) | - |
| 発行済劣後債 | - | 23,089 | - | (128) | 借入資本 | 40 | - |
| 顧客からの預金 | - | 3,273 | - | - | 顧客からの預金 | (2) | - |
| 銀行からの預金 | - | 201 | - | - | 銀行からの預金 | - | - |

| | 2023年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | | 帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額 | | | | |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | 連結財政状態計算書における表示 | ヘッジの非有効性の算定に用いた価値の変動額 | ヘッジ損益の調整対象でなくなったヘッジ対象項目について、連結財政状態計算書に残存する公正価値ヘッジ調整累計額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 債券投資 | 92,652 | - | (4,449) | - | 投資有価証券 | 1,936 | - |
| 貸付金 | 845 | - | (40) | - | 顧客に対する貸付金 | 22 | - |
| 発行済劣後債 | - | 14,318 | - | (88) | 借入資本 | (170) | - |
| 顧客からの預金 | - | 997 | - | (2) | 顧客からの預金 | (26) | - |
| レポ | - | - | - | - | 銀行からの預金 | (27) | - |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計 （続き）

(b) 金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ

当行グループは、HIBORを基準とする変動金利の貸付金の将来のキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用している。同じリプライシング期間を有する「変動金利支払・固定金利受取」型の金利スワップを用いて、貸付金から受け取る変動金利を固定金利に変換している。このヘッジにより、変動金利へのエクスポージャーが低減され、ヘッジ関係の存続期間を通じて将来の利息収益が安定した水準に維持される。

金利リスクを含む市場リスクの管理に関する当行グループのアプローチについては、注記 43(b)に記載されている。当行がキャッシュ・フロー・ヘッジを適用する金利リスクは、貸付金の HIBOR 要素の将来の利息支払いに起因するものであり、当該貸付金が参照する市場金利に変動が生じた場合、そのキャッシュ・フローも変動する。経済的ヘッジ関係がヘッジ会計の基準を満たす場合には、ヘッジ会計が適用される。

当行グループは、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの間に経済的関係が存在するかどうかを、これらの項目の定性的な特性およびヘッジ対象となるリスクの評価に基づいて判断した。 当行グループは、経済的関係の有無を評価するにあたり、想定元本、金利見直し日、参照変動金利など、ヘッジ対象とヘッジ手段の主要な条件が密接に連動しているかどうかを検討した。また、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローが、ヘッジ対象リスクに対して同様に反応するかどうかを評価している。

当行グループは、ヘッジ対象取引の代替となるデリバティブを仮定するドル・オフセット法（仮想デリバティブ・アプローチ）を用いてヘッジの有効性を評価している。この仮想デリバティブの条件は、ヘッジ対象の主要な条件と一致しており、開始時点での公正価値はゼロであった。その後、仮想デリバティブの公正価値を、ヘッジ対象となる将来のキャッシュ・フローの正味現在価値の代用値として用い、実際のヘッジ手段の価値変動をこれと比較することで、各報告日においてヘッジが 0.8～1.25 の累積ドル・オフセットを達成できるかどうかを評価した。

これらのヘッジ関係において、非有効性の潜在的な要因は以下のとおりである。

- 金利スワップの公正価値に対する取引相手方および当行グループ自身の信用リスクの影響。これは、金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値には反映されない。
- ヘッジ手段とヘッジ対象の決済時期の差異

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ（続き）

2024 年 12 月 31 日、当行グループは、変動金利の貸付金の将来のキャッシュ・フローの変動リスクをヘッジするために、以下のヘッジ手段を保有していた：

| | 2024 年 | | |
|---|---|---|---|
| | 満期 | | |
| | 1 年未満 | 1～5 年 | 5 年超 |
| 金利スワップ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | - | 4,300 | - |
| 平均固定金利 | - | 3.29% | - |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii)ヘッジ会計（続き）

(b) 金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段として指定した項目およびヘッジの非有効性に関連する金額は、以下のとおりである。

| | 2024 年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ手段 | | | | | | ヘッジ損益（純額）に認識されたヘッジの非有効性 |
| | | 連結財政状態計算書における帳簿価額 | | ヘッジの非有効性の算定に用いた公正価値の変動額 | ヘッジ準備金に認識された価値の変動額 | ヘッジ準備金から利息収益に振り替えた金額 | |
| | 想定元本 | デリバティブ資産 | デリバティブ負債 | | | | |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 金利スワップ | | | | | | | |
| - 貸付金のヘッジ | 4,300 | 10 | - | (28) | (28) | 4 | - |

ヘッジ指定項目に関する金額は以下の通り：

| | | 2024 年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結財政状態計算書における表示 | ヘッジの非有効性の算出に用いた価値の変動 | ヘッジ準備金 | ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係に起因するヘッジ準備金の残高 |
| | | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | |
| 貸付金 | 顧客に対する貸付金 | | 28 | (20) | - |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(c) 資本コミットメント

12 月 31 日時点で未決済であり、かつ財務諸表に計上されていない資本コミットメントは、以下のとおりである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 承認済みかつ契約済みの支出額 | 376 | 484 |
| 承認済みだが契約未締結の支出額 | 104 | 90 |
| | 480 | 574 |

(d) コミット済みだが未開始のリース

2024 年 12 月 31 日および 2023 年 12 月 31 日現在、リース負債の測定に反映されていない、当行グループ（借手）が負担する将来の現金流出総額は以下のとおりである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 不動産 | | |
| 1 年以内 | 8 | 4 |
| 1 年超 5 年以内 | 26 | 5 |
| 5 年超 | - | - |
| | 34 | 9 |
| 設備 | | |
| 1 年以内 | - | - |
| 1 年超 5 年以内 | - | - |
| | - | - |
| コミット済みだが未開始のリースの合計 | 34 | 9 |

(e) 偶発事象

当行グループは、通常の事業活動において、当行グループに対する法的請求を受けている。当行グループは、これらの事案のいずれも重要ではないと考えている。当行グループは、経済的便益を伴う経済的資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合、適宜、引当金を計上している。

## 46. 金融資産および金融負債の相殺

信用リスクを軽減するため、当行グループは同一の取引相手とマスター・ネッティング契約を締結している。ネッティング契約では、デフォルト事由が発生した場合、当該取引相手とのすべての未決済取引が終了し、未決済残高はすべて純額ベースで決済されることが定められている。デフォルト事由を除き、当該取引相手とのすべての未決済取引は総額ベースで決済され、通常、財政状態計算書上の資産と負債の相殺にはつながらない。

以下の表は、相殺の対象となる金融商品、法的拘束力のあるマスター・ネッティング契約および類似の契約の詳細を示している。

| | 2024年 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法的拘束力のあるネッティング契約の対象となる金額 | | | | | | | | |
| | 連結財政状態計算書における相殺の影響 | | | 連結財政状態計算書において相殺されていない金額 | | | | | |
| | 総額 | 相殺額 | 連結財政状態計算書に表示される純額 | 金融商品 | 非現金担保 | 現金担保 | 純額 | 強制力のあるネッティング契約の対象ではない金額 | 合計額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | | | | | | |
| デリバティブ資産 | 4,772 | - | 4,772 | (3,767) | - | (31) | 974 | 1,455 | 6,227 |
| 銀行への預け金および貸出金 | | | | | | | | | |
| - 銀行とのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | 2,895 | - | 2,895 | - | (2,895) | - | - | - | 2,895 |
| 顧客に対する貸付金 | | | | | | | | | |
| - ノンバンクとのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | 12,953 | - | 12,953 | - | (12,953) | - | - | - | 12,953 |
| その他の資産 | 614 | (466) | 148 | - | - | - | 148 | - | 148 |
| 合計 | 21,234 | (466) | 20,768 | (3,767) | (15,848) | (31) | 1,122 | 1,455 | 22,223 |
| 金融負債 | | | | | | | | | |
| デリバティブ負債 | 4,728 | - | 4,728 | (3,767) | - | (191) | 770 | 1,068 | 5,796 |
| 銀行からの預金 | | | | | | | | | |
| - 銀行とのレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | 16,529 | - | 16,529 | - | (16,443) | (86) | - | - | 16,529 |
| その他の負債 | 468 | (466) | 2 | - | - | - | 2 | - | 2 |
| 合計 | 21,725 | (466) | 21,259 | (3,767) | (16,443) | (277) | 772 | 1,068 | 22,327 |

## 46. 金融資産および金融負債の相殺（続き）

| | 2023年 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法的拘束力のあるネッティング契約の対象となる金額 | | | | | | | | |
| | 連結財政状態計算書における相殺の影響 | | | 連結財政状態計算書において相殺されていない金額 | | | | | |
| | 総額 | 相殺額 | 連結財政状態計算書に表示される純額 | 金融商品 | 非現金担保 | 現金担保 | 純額 | 強制力のあるネッティング契約の対象ではない金額 | 合計額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | | | | | | |
| デリバティブ資産 | 7,672 | - | 7,672 | (2,094) | - | (2,821) | 2,757 | 1,384 | 9,056 |
| 銀行への預け金および貸出金 | | | | | | | | | |
| -銀行とのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | 4,932 | - | 4,932 | - | (4,828) | (104) | - | - | 4,932 |
| 顧客に対する貸付金 | | | | | | | | | |
| -ノンバンクとのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | 11,940 | - | 11,940 | - | (11,546) | (394) | - | - | 11,940 |
| その他の資産 | 2,381 | (2,124) | 257 | - | - | - | 257 | - | 257 |
| 合計 | 26,925 | (2,124) | 24,801 | (2,094) | (16,374) | (3,319) | 3,014 | 1,384 | 26,185 |
| 金融負債 | | | | | | | | | |
| デリバティブ負債 | 2,781 | - | 2,781 | (2,094) | - | (65) | 622 | 1,226 | 4,007 |
| 銀行からの預金 | | | | | | | | | |
| -銀行とのレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | 5,250 | - | 5,250 | - | (4,246) | (1,004) | - | - | 5,250 |
| その他の負債 | 2,124 | (2,124) | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 10,155 | (2,124) | 8,031 | (2,094) | (4,246) | (1,069) | 622 | 1,226 | 9,257 |

## 47. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(a) 現金および現金同等物

(i) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の内訳

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当初の満期が3ヶ月以内の現金および銀行預け金残高 | 33,319 | 37,014 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の銀行への預け金および貸出金 | 35,565 | 39,552 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の短期国債 | 18,437 | 14,394 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の譲渡性預金 | 544 | 516 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の債券 | 5 | 658 |
| | 87,870 | 92,134 |

(ii) 連結財政状態計算書との調整表

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 現金および銀行預け金*（注記23）* | 41,304 | 45,903 |
| 銀行への預け金および貸出金*（注記24）* | 37,705 | 43,691 |
| 短期国債、譲渡性預金および債券 | | |
| - トレーディング資産*（注記26）* | - | 2,764 |
| - 投資有価証券*（注記28）* | 189,010 | 165,527 |
| | 189,010 | 168,291 |
| 連結財政状態計算書に記載されている金額 | 268,019 | 257,885 |
| 控除： 当初の満期が3ヶ月を超える金額 | (172,164) | (156,861) |
| 規制上の制限を受ける中央銀行預け金残高 | (7,985) | (8,890) |
| 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物 | 87,870 | 92,134 |

**47. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記**（続き）

(b) 財務活動に起因する負債の調整表

以下の表は、現金および非現金の変動を含め、当行グループの財務活動による負債の変動を詳述したものである。財務活動に起因する負債とは、そのキャッシュ・フローが当行グループの連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローとして分類された、または将来分類される予定の負債である。

| | 発行済負債証券 | 借入 資本 | 発行済負債証券未払利息 | 借入資本未払利息 | リース負債 | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（資産） | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（負債） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **2024年1月1日現在** | 844 | 15,967 | 7 | 235 | 852 | (29) | 402 | 18,278 |
| **財務活動によるキャッシュ・フローの変動** | | | | | | | | |
| 借入資本の発行 | - | 8,864 | - | - | - | - | - | 8,864 |
| 発行済債券の償還 | (467) | - | - | - | - | - | - | (467) |
| 借入資本の償還 | - | (1,594) | - | - | - | - | - | (1,594) |
| 借入資本に対する利息の支払額 | - | - | - | (1,380) | - | - | - | (1,380) |
| 発行済債券に対する利息の支払額 | - | - | (19) | - | - | - | - | (19) |
| リース負債の支払い | - | - | - | - | (284) | - | - | (284) |
| 財務活動によるキャッシュ・フローの変動合計 | (467) | 7,270 | (19) | (1,380) | (284) | - | - | 5,120 |
| 為替換算調整額 | (4) | (142) | - | - | (17) | - | - | (163) |
| 公正価値の変動 | 14 | - | - | - | - | - | - | 14 |
| ヘッジ会計に基づく再評価 | - | (40) | - | - | - | 27 | (304) | (317) |
| 支払利息 | - | 34 | 16 | 1,404 | 31 | - | - | 1,485 |
| 当事業年度中に新規リース契約を締結したことによるリース負債の増加額 | - | - | - | - | 183 | - | - | 183 |
| その他の変動合計 | 10 | (148) | 16 | 1,404 | 197 | 27 | (304) | 1,202 |
| **2024年12月31日現在** | 387 | 23,089 | 4 | 259 | 765 | (2) | 98 | 24,600 |

**47. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記**（続き）

(b) 財務活動に起因する負債の調整表（続き）

| | 発行済負債証券 | 借入資本 | 発行済負債証券 未払利息 | 借入資本未払利息 | リース負債 | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（資産） | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（負債） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **2023年1月1日現在** | 2,892 | 11,927 | 14 | 159 | 774 | - | 307 | 16,073 |
| **財務活動によるキャッシュ・フローの変動** | | | | | | | | |
| 借入資本の発行 | - | 3,893 | - | - | - | - | - | 3,893 |
| 発行済負債証券の償還 | (2,090) | - | - | - | - | - | - | (2,090) |
| 借入資本に対する利息の支払額 | - | - | - | (873) | - | - | - | (873) |
| 発行済負債証券に対する利息の支払額 | - | - | (58) | - | - | - | - | (58) |
| リース負債の支払い | - | - | - | - | (274) | - | - | (274) |
| 財務活動によるキャッシュ・フローの変動合計 | (2,090) | 3,893 | (58) | (873) | (274) | - | - | 598 |
| 為替換算調整額 | 10 | (34) | - | - | 1 | - | - | (23) |
| 公正価値の変動 | 32 | - | - | - | - | - | (7) | 25 |
| ヘッジ会計に基づく再評価 | - | 170 | - | - | - | (29) | 102 | 243 |
| 支払利息 | - | 11 | 51 | 949 | 29 | - | - | 1,040 |
| 当事業年度中に新規リース契約を締結したことによるリース負債の増加額 | - | - | - | - | 322 | - | - | 322 |
| その他の変動合計 | 42 | 147 | 51 | 949 | 352 | (29) | 95 | 1,607 |
| **2023年12月31日現在** | 844 | 15,967 | 7 | 235 | 852 | (29) | 402 | 18,278 |

## 48. 担保に供されている資産

報告期間末現在において、自己の負債の担保として差し入れている資産は以下のとおりである。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 担保付負債 | 16,529 | 5,250 |

担保に供されている資産：

| | | |
|---|---|---|
| オン・バランスシート | | |
| 投資有価証券 | | |
| - FVOCIで測定するもの | 9,379 | 5,071 |
| - 償却原価で測定するもの | 7,730 | - |
| | 17,109 | 5,071 |
| オフ・バランスシート | | |
| 再担保設定された受入担保 | - | 392 |
| - | 17,109 | 5,463 |
| - | | |

以下の銀行預け金は、有価証券の借入およびデリバティブ取引の証拠金として担保に供されている。

| | 2024年 | 2023年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 借入有価証券の現金担保 | 277 | 497 |
| 未決済の先物および先渡契約の差入証拠金 | 2,951 | 3,671 |
| | 3,228 | 4,168 |

これらの取引は、標準的な融資および有価証券の貸借活動において通常かつ慣例的な条件に基づいて行われている。

## 49. 取締役および取締役と関連する事業体に対する貸付金

香港会社条例第 383 条(1)(d)項および「会社（取締役の利益に関する情報の開示）規則」第 3 部に基づき開示されている、当行の取締役および取締役と関連する事業体に対する貸付金の総額は、以下のとおりである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 12 月 31 日時点における関連貸付残高の総額 | | |
| 当行によるもの | 256 | 867 |
| 子会社によるもの | - | - |
| | 256 | 867 |
| 当事業年度中の関連貸付残高の最大額 | | |
| 当行によるもの | 944 | 1,712 |
| 子会社によるもの | - | - |
| | 944 | 1,712 |

2024 年および 2023 年 12 月 31 日現在、支払期日が到来しているにもかかわらず未払いの利息はなく、HKFRS 第 9 号の要求事項に基づきこれらの貸付金に対して計上された減損引当金に重要性はなかった。

## 50. 重要な関連当事者取引

(a) 主要な経営幹部の報酬

当行グループの主要な経営幹部の報酬（注記 20 に開示されている当行の取締役への支払額および注記 21 に開示されている最高報酬受給者の一部への支払額を含む）は、以下のとおりである。

| | 2024 年 | 2023 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 短期従業員給付 | 164 | 164 |
| 退職後給付 | 7 | 7 |
| 株式報酬 | 22 | 23 |
| | 193 | 194 |

(b) 当行グループは、注記 2(x)(iii)に記載のとおり、従業員向けに特定の退職給付制度を設けている。2024 年、当行グループが当該制度に拠出した総額は 244 百万香港ドルであった（2023 年： 219 百万香港ドル）。

当行グループは、関連会社、重要な影響力を有する株主、主要な経営幹部およびその近親者、ならびに彼らが支配または重要な影響力を行使する企業を含む、当行グループの関連当事者との間で、多数の取引を行っている。これらの取引には、関連当事者からの預金の受入れや、関連当事者への与信枠の提供などが含まれるが、これらに限定されない。預金の受入れおよび与信枠の提供に関連するすべての金利は、同等の地位にある顧客に通常適用される契約条件に基づいている。

当事業年度における当行グループの関連当事者からの利息の受取額および関連当事者への利息の支払額、期末時点における関連当事者からの未収金および関連当事者への未払金の残高、ならびに当事業年度中の関連当事者からの未収金および関連当事者への未払金の最大残高は、以下のとおり集計される。

| | 主要な経営幹部 | | 関連会社 | | 重要な影響力を有する株主 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2024 年 | 2023 年 | 2024 年 | 2023 年 | 2024 年 | 2023 年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 受取利息 | 38 | 41 | 53 | 73 | 18 | 12 |
| 支払利息 | 86 | 96 | 1 | 1 | - | - |
| 未収金 | 286 | 815 | 619 | 1,374 | 692 | 422 |
| 未払金 | 2,124 | 2,180 | 149 | 209 | 62 | 5 |
| 未収金の最大額 | 1,005 | 1,681 | 1,597 | 1,988 | 1,677 | 1,316 |
| 未払金の最大額 | 5,380 | 5,273 | 580 | 789 | 241 | 212 |
| 与信枠 | 1,178 | 1,293 | 2,258 | 1,755 | 113 | 59 |

**51. 持分報奨制度**

当行は、当行取締役会の判断にて業務執行役員や共同最高経営責任者を含む当行グループの全ての従業員に対して当行の普通株式を購入するオプションを付与できる従業員ストックオプション制度を採用している 。全てのオプションは無償にて付与される。

(a) ストックオプションに関する明細事項

| 付与日 | 権利確定期間 | 権利行使期間 | 一株当たり権利行使額 |
|---|---|---|---|
| | | | 香港ドル |
| 2016年4月8日(T3) | 2016年4月8日 - 2019年4月7日 | 2019年4月8日 - 2024年4月8日 | 28.45 |
| 2017年4月7日(T2) | 2017年4月7日 - 2019年4月6日 | 2019年4月7日 - 2024年4月7日 | 32.25 |
| 2017年4月7日(T3) | 2017年4月7日 - 2020年4月6日 | 2020年4月7日 - 2025年4月7日 | 32.25 |
| 2018年4月10日(T1) | 2018年4月10日 - 2019年4月9日 | 2019年4月10日 - 2024年4月10日 | 32.25 |
| 2018年4月10日(T2) | 2018年4月10日 - 2020年4月9日 | 2020年4月10日 - 2025年4月10日 | 32.25 |
| 2018年4月10日(T3) | 2018年4月10日 - 2021年4月9日 | 2021年4月10日 - 2026年4月10日 | 32.25 |
| 2019年7月19日(T1) | 2019年7月19日 - 2020年7月18日 | 2020年7月19日 - 2025年7月19日 | 22.45 |
| 2019年7月19日(T2) | 2019年7月19日 - 2021年7月18日 | 2021年7月19日 - 2026年7月19日 | 22.45 |
| 2019年7月19日(T3) | 2019年7月19日 - 2022年7月18日 | 2022年7月19日 - 2027年7月19日 | 22.45 |
| 2020年4月7日(T1) | 2020年4月7日 - 2021年4月6日 | 2021年4月7日 - 2026年4月7日 | 16.58 |
| 2020年4月7日(T2) | 2020年4月7日 - 2022年4月6日 | 2022年4月7日 - 2027年4月7日 | 16.58 |
| 2020年4月7日(T3) | 2020年4月7日 - 2023年4月6日 | 2023年4月7日 - 2028年4月7日 | 16.58 |
| 2021年4月13日(T1) | 2021年4月13日 - 2022年4月12日 | 2022年4月13日 - 2027年4月13日 | 17.08 |
| 2021年4月13日(T2) | 2021年4月13日 - 2023年4月12日 | 2023年4月13日 - 2028年4月13日 | 17.08 |
| 2021年4月13日(T3) | 2021年4月13日 - 2024年4月12日 | 2024年4月13日 - 2029年4月13日 | 17.08 |
| 2022年4月12日(T1) | 2022年4月12日 - 2023年4月11日 | 2023年4月12日 - 2028年4月12日 | 12.17 |
| 2022年4月12日(T2) | 2022年4月12日 - 2024年4月11日 | 2024年4月12日 - 2029年4月12日 | 12.17 |
| 2022年4月12日(T3) | 2022年4月12日 - 2025年4月11日 | 2025年4月12日 - 2030年4月12日 | 12.17 |
| 2023年4月12日(T1) | 2023年4月12日 - 2024年4月11日 | 2024年4月12日 - 2029年4月12日 | 10.08 |
| 2023年4月12日(T2) | 2023年4月12日 - 2025年4月11日 | 2025年4月12日 - 2030年4月12日 | 10.08 |
| 2023年4月12日(T3) | 2023年4月12日 - 2026年4月11日 | 2026年4月12日 - 2031年4月12日 | 10.08 |
| 2024年4月11日(T1) | 2024年4月11日 - 2025年4月10日 | 2025年4月11日 - 2030年4月11日 | 9.33 |
| 2024年4月11日(T2) | 2024年4月11日 - 2026年4月10日 | 2026年4月11日 - 2031年4月11日 | 9.33 |
| 2024年4月11日(T3) | 2024年4月11日 - 2027年4月10日 | 2027年4月11日 - 2032年4月11日 | 9.33 |

(b) 当年度におけるストックオプションの変動

| 2024 | | | ストックオプション数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付与日 | トランシェ | 一株当たり行使価格 | 2024/1/1 時点における残高 | 付与済 | 行使済 | 失効済 | 2024/12/31 時点における残高 |
| | | 香港ドル | | | | | |
| 2016年4月8日 | T3 | 28.45 | 1,996,500 | - | - | 1,996,500 | - |
| 2017年4月7日 | T2 | 32.25 | 2,030,000 | - | - | 2,030,000 | - |
| 2017年4月7日 | T3 | 32.25 | 1,513,000 | - | - | 50,000 | 1,463,000 |
| 2018年4月10日 | T1 | 32.25 | 2,075,000 | - | - | 2,075,000 | - |
| 2018年4月10日 | T2 | 32.25 | 1,563,500 | - | - | 50,000 | 1,513,500 |
| 2018年4月10日 | T3 | 32.25 | 1,573,000 | - | - | 50,000 | 1,523,000 |
| 2019年7月19日 | T1 | 22.45 | 1,443,500 | - | - | 50,000 | 1,393,500 |
| 2019年7月19日 | T2 | 22.45 | 1,443,500 | - | - | 50,000 | 1,393,500 |
| 2019年7月19日 | T3 | 22.45 | 1,450,500 | - | - | 50,000 | 1,400,500 |
| 2020年4月7日 | T1 | 16.58 | 1,678,165 | - | - | 50,000 | 1,628,165 |
| 2020年4月7日 | T2 | 16.58 | 1,685,328 | - | - | 50,000 | 1,635,328 |
| 2020年4月7日 | T3 | 16.58 | 1,818,336 | - | - | 150,000 | 1,668,336 |
| 2021年4月13日 | T1 | 17.08 | 1,343,797 | - | - | 50,000 | 1,293,797 |
| 2021年4月13日 | T2 | 17.08 | 1,443,906 | - | - | 150,000 | 1,293,906 |
| 2021年4月13日 | T3 | 17.08 | 1,448,850 | - | - | - | 1,448,850 |
| 2022年4月12日 | T1 | 12.17 | 5,353,820 | - | - | 50,000 | 5,303,820 |
| 2022年4月12日 | T2 | 12.17 | 5,347,653 | - | - | - | 5,347,653 |
| 2022年4月12日 | T3 | 12.17 | 5,417,117 | - | - | - | 5,417,117 |
| 2023年4月12日 | T1 | 10.08 | 3,906,879 | - | - | - | 3,906,879 |
| 2023年4月12日 | T2 | 10.08 | 3,906,877 | - | - | - | 3,906,877 |
| 2023年4月12日 | T3 | 10.08 | 3,911,167 | - | - | - | 3,911,167 |
| 2024年4月11日 | T1 | 9.33 | - | 4,623,712 | - | - | 4,623,712 |
| 2024年4月11日 | T2 | 9.33 | - | 4,624,002 | - | - | 4,624,002 |
| 2024年4月11日 | T3 | 9.33 | - | 4,631,242 | - | - | 4,631,242 |
| Total | | | 52,350,395 | 13,878,956 | - | 6,901,500 | 59,327,851 |

**51. 持分報奨制度**（続き）

(b) 当年度におけるストックオプションの変動（続き）

| 2023 | | | ストックオプション数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付与日 | トランシェ | 一株当たり行使価格 | 2023/1/1 時点における残高 | 付与済 | 行使済 | 失効済 | 2023/12/31 時点における残高 |
| | | 香港ドル | | | | | |
| 2015年5月4日 | T3 | 34.15 | 1,955,746 | - | - | 1,955,746 | - |
| 2016年4月8日 | T2 | 28.45 | 1,946,000 | - | - | 1,946,000 | - |
| 2016年4月8日 | T3 | 28.45 | 2,046,500 | - | - | 50,000 | 1,996,500 |
| 2017年4月7日 | T1 | 32.25 | 2,080,000 | - | - | 2,080,000 | - |
| 2017年4月7日 | T2 | 32.25 | 2,080,000 | - | - | 50,000 | 2,030,000 |
| 2017年4月7日 | T3 | 32.25 | 1,563,000 | - | - | 50,000 | 1,513,000 |
| 2018年4月10日 | T1 | 32.25 | 2,125,000 | - | - | 50,000 | 2,075,000 |
| 2018年4月10日 | T2 | 32.25 | 1,613,500 | - | - | 50,000 | 1,563,500 |
| 2018年4月10日 | T3 | 32.25 | 1,623,000 | - | - | 50,000 | 1,573,000 |
| 2019年7月19日 | T1 | 22.45 | 1,493,500 | - | - | 50,000 | 1,443,500 |
| 2019年7月19日 | T2 | 22.45 | 1,493,500 | - | - | 50,000 | 1,443,500 |
| 2019年7月19日 | T3 | 22.45 | 1,550,500 | - | - | 100,000 | 1,450,500 |
| 2020年4月7日 | T1 | 16.58 | 1,728,165 | - | - | 50,000 | 1,678,165 |
| 2020年4月7日 | T2 | 16.58 | 1,785,328 | - | - | 100,000 | 1,685,328 |
| 2020年4月7日 | T3 | 16.58 | 1,818,336 | - | - | - | 1,818,336 |
| 2021年4月13日 | T1 | 17.08 | 1,443,797 | - | - | 100,000 | 1,343,797 |
| 2021年4月13日 | T2 | 17.08 | 1,443,906 | - | - | - | 1,443,906 |
| 2021年4月13日 | T3 | 17.08 | 1,448,850 | - | - | - | 1,448,850 |
| 2022年4月12日 | T1 | 12.17 | 5,353,820 | - | - | - | 5,353,820 |
| 2022年4月12日 | T2 | 12.17 | 5,347,653 | - | - | - | 5,347,653 |
| 2022年4月12日 | T3 | 12.17 | 5,417,117 | - | - | - | 5,417,117 |
| 2023年4月12日 | T1 | 10.08 | - | 3,906,879 | - | - | 3,906,879 |
| 2023年4月12日 | T2 | 10.08 | - | 3,906,877 | - | - | 3,906,877 |
| 2023年4月12日 | T3 | 10.08 | - | 3,911,167 | - | - | 3,911,167 |
| Total | | | 47,357,218 | 11,724,923 | - | 6,731,746 | 52,350,395 |

(c) 2023 年および 2024 年 12 月 31 日終了の年度において失効および取消となったストックオプションはなかった。

**52. 会計上の見積りおよび判断**

本連結財務諸表の作成にあたり、経営陣は、当行グループの会計方針の適用および資産、負債、収益、費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行っている。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。
見積りおよびその基礎となる仮定は継続的に見直されている。見積りの修正は将来に向かって認識される。

(a) 見積りの不確実性の主な発生要因

(i) 減損損失

注記 43(a)(viii)：金融商品の減損は、将来予測情報の考慮を含め、ECL 測定モデルに用いるインプットの決定を伴う。
注記 30：関連会社への投資の減損テストは、使用価値の算定、特に当該投資を継続保有することにより生じることが予想されるキャッシュ・フローの現在価値の見積りにおいて重要な判断を伴う。

(ii) 金融商品の評価

金融商品の評価に関する当行グループの会計方針は、注記２に記載されている。金融商品の公正価値は、主に公認証券取引所における市場価格に基づき、取引所外で取引される金融商品についてはブローカー／ディーラーから提示された価格に基づいている。その他のすべての金融商品については、当行グループは評価手法を用いて公正価値を算定している。評価手法には、正味現在価値法や割引キャッシュ・フロー・モデル、および市場で広く認められている各種価格算定モデルが含まれる。これらのモデルに用いる重要なインプットの一部または全部は、市場で観察できない場合があり、市場価格や金利から導出されるか、あるいは仮定に基づいて推定される。重要な観察不能なインプットを用いる評価モデルでは、公正価値の算定において、より高度な経営陣の判断および見積りが必要となる。通常、使用する適切な評価モデル、仮定およびインプットの選択には、経営陣の見積りが必要となる。

(iii) 税務上の不確実性に対する引当金

当行グループは、税務上の不確実性に対する引当金を、最も可能性の高い金額（すなわち、考えられる結果の範囲で最も可能性の高い単一の金額）または考えられる結果の範囲の期待値のいずれかを見積ることにより計上している。この見積りは実際の解決結果と異なる可能性がある。引当金の増減は将来の年度の損益に影響を及ぼす。

のれんの減損ならびに付与された株式オプションの公正価値に関連するその他の見積りの不確実性の主な発生要因については、注記 31 および 39 を参照のこと。

(b) 当行グループの会計方針の適用における重要な会計上の判断

当行グループの会計方針を適用する上で行われた特定の重要な会計上の判断については、以下のとおりである。

(i) 金融資産の分類

注記 2(h)(ii)：資産が保有されるビジネスモデルの評価、および金融資産の契約条件が元本残高に対する SPPI であるかどうかの評価

(ii) 予想信用損失（ECL）の測定

注記 43(a)(viii)：当初認識以降、金融資産の信用リスクが著しく増加したかどうかを判断するための基準の確立、ECL の測定に将来予測情報を組み込むための方法論の決定、および ECL の測定に使用するモデルの選定

(iii) 繰延税金資産の認識

当行グループは、資産を活用できる将来の課税所得を得られる可能性が高い範囲で繰延税金資産を認識している。将来の課税所得の金額、および繰延税金資産の認識を裏付けるために予見可能な将来において将来の課税所得を得られる可能性を決定する際に、見積りおよび判断が用いられる。当行グループは、将来の課税所得を算定するにあたり、合理的かつ裏付けのある仮定に基づく見積りや収益および営業費用の予測を含む、入手可能なあらゆる情報を活用している。これらの見積りの変更は、繰延税金資産の認識時期および認識される資産の金額に重大な影響を及ぼす可能性がある。

**53. 報告期間後の非調整事象**

報告期間終了後、取締役は第 2 回中間配当を宣言した。詳細については、注記 18(a)に記載されている。

**54. 2024 年 12 月 31 日に終了する事業年度において、公表済みだが未発効の改正、新基準および解釈指針が及ぼす可能性のある影響**

本財務諸表の発行日現在、香港公認会計士協会（HKICPA）は、2024 年 12 月 31 日に終了する事業年度には未発効であり、本財務諸表においても採用されていない基準の改正および新規基準を多数公表している。これらには、当行グループに関連する可能性のある以下のものが含まれる。

| | 以下の日付以降に開始する会計期間に適用 |
|---|---|
| HKAS 21 および HKFRS 1、交換性の欠如、の改訂 | 2025 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 第 9 号「金融商品」および HKFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改正－金融商品の分類および測定の改正 | 2026 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 会計基準の年次改善 - 第 11 巻 | 2026 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 第 18 号「財務諸表における表示および開示」 | 2027 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 第 19 号「公的説明責任を負わない子会社：開示」 | 2027 年 1 月 1 日 |

当行グループはこれらの改訂および新たな基準による影響が適用開始時期においてどのように及ぶのかについての評価を行っている最中である。現時点では、これらの適用が連結財務諸表へ重大な影響を及ぼす可能性は低い。

（3）2023 年 12 月 31 日に終了した事業年度

**①連結損益計算書**
2023 年 12 月 31 日に終了した事業年度

| | 注記 | 2023年 | | 2022年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| 利息収益 | 5 | 39,685 | 806,399 | 24,848 | 504,911 |
| 実効金利法により計上した利息収益 | | 36,788 | 747,532 | 24,871 | 505,379 |
| 関連する利息収益（費用） | | 2,897 | 58,867 | (23) | (467) |
| 利息費用 | 6 | (22,811) | (463,520) | (11,340) | (230,429) |
| 正味利息収益 | | 16,874 | 342,880 | 13,508 | 274,483 |
| 受取手数料 | 7 | 3,361 | 68,296 | 3,372 | 68,519 |
| 支払手数料 | | (721) | (14,651) | (619) | (12,578) |
| 正味受取手数料 | | 2,640 | 53,645 | 2,753 | 55,941 |
| トレーディング損益 | 8 | 1,225 | 24,892 | 943 | 19,162 |
| FVTPL で測定される金融商品の純損益 | 9 | (262) | (5,324) | (68) | (1,382) |
| FVOCI で測定される金融資産の純損益 | 10 | (26) | (528) | 175 | 3,556 |
| 償却原価で測定される金融資産の売却による純損失 | | (22) | (447) | (6) | (122) |
| ヘッジ損益 | 11 | 30 | 610 | 201 | 4,084 |
| その他の営業収益 | 12 | 287 | 5,832 | 448 | 9,103 |
| 非利息収益 | | 3,872 | 78,679 | 4,446 | 90,343 |
| 営業収益 | | 20,746 | 421,559 | 17,954 | 364,825 |
| 営業費用 | 13 | (9,432) | (191,658) | (9,224) | (187,432) |
| 減損損失控除前営業利益 | | 11,314 | 229,900 | 8,730 | 177,394 |
| 金融商品の減損損失 | 14 | (5,483) | (111,415) | (5,923) | (120,355) |
| 関連会社の減損損失 | 30 | (726) | (14,752) | - | - |
| その他の資産の減損損失 | | (6) | (122) | (3) | (61) |
| 減損損失 | | (6,215) | (126,289) | (5,926) | (120,416) |
| 減損損失控除後営業利益 | | 5,099 | 103,612 | 2,804 | 56,977 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | 15 | 2 | 41 | 1,445 | 29,362 |
| 子会社または関連会社の売却による純損失 | | (12) | (244) | (1) | (20) |
| 固定資産の売却による純利益 | 16 | 14 | 284 | 17 | 345 |
| 投資不動産評価損 | 32 | (86) | (1,748) | (179) | (3,637) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益の持分 | 30 | 293 | 5,954 | 855 | 17,374 |
| 税引前当期純利益 | | 5,310 | 107,899 | 4,941 | 100,401 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 法人税等 | *17* | (1,174) | (23,856) | (563) | (11,440) |
| 当期利益 | | 4,136 | 84,044 | 4,378 | 88,961 |
| | | | | | |
| 当期純利益の帰属： | | | | | |
| 親会社株主 | *42(j)* | 4,118 | 83,678 | 4,359 | 88,575 |
| 非支配持分 | | 18 | 366 | 19 | 386 |
| 当期利益 | | 4,136 | 84,044 | 4,378 | 88,961 |
| | | | | | |
| 1株当たり利益 | | | | | |
| 基本的 | *19* | 1.32香港ドル | 27円 | 1.32香港ドル | 27円 |
| 希薄化後 | *19* | 1.32香港ドル | 27円 | 1.32香港ドル | 27円 |

196ページから377ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。当行の普通株主に支払われる、当期純利益に帰属する配当金の詳細については、注記18に記載している。

**②連結包括利益計算書**
2023年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2023年 百万香港ドル | 2023年 百万円 | 2022年 百万香港ドル | 2022年 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 当期純利益 | | 4,136 | 84,044 | 4,378 | 88,961 |
| その他の包括利益： | | | | | |
| 純損益に振り替えられることのない項目： | | | | | |
| 不動産： | | | | | |
| - 不動産再評価差額金 | *42(b)* | 13 | 264 | 354 | 7,193 |
| - 繰延税金 | *42(b)* | 2 | 41 | (4) | (81) |
| 公正価値評価差額金（資本性金融商品）： | | | | | |
| - 公正価値の純変動額 | *42(g)* | 120 | 2,438 | 127 | 2,581 |
| - 繰延税金 | *42(g)* | - | - | (4) | (81) |
| 負債信用リスク準備金： | | | | | |
| - 当行グループの自己信用リスクに起因する公正価値の純変動額 | *34, 42(h)* | (13) | (264) | 73 | 1,483 |
| - 繰延税金 | *34, 42(h)* | 2 | 41 | (12) | (244) |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目： | | | | | |
| 公正価値評価差額金（負債性金融商品）： | | | | | |
| - 公正価値の純変動額 | *42(g)* | 760 | 15,443 | (1,849) | (37,572) |
| - 処分時に純損益に振り替えられた金額 | *42(g)* | 82 | 1,666 | 13 | 264 |
| - 繰延税金 | *42(g)* | (134) | (2,723) | 298 | 6,055 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの資本変動に対する持分 | *42(i)* | 51 | 1,036 | 54 | 1,097 |
| 海外、マカオおよび台湾の支店、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーの財務諸表の換算または処分により生じた為替換算差額 | | (723) | (14,691) | (2,880) | (58,522) |
| その他の包括利益 | | 160 | 3,251 | (3,830) | (77,826) |
| 包括利益合計 | | 4,296 | 87,295 | 548 | 11,135 |
| 以下に帰属する包括利益合計： | | | | | |
| 親会社株主 | | 4,278 | 86,929 | 529 | 10,749 |
| 非支配持分 | | 18 | 366 | 19 | 386 |
| | | 4,296 | 87,295 | 548 | 11,135 |

196ページから377ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

**③連結財政状態計算書**

2023年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2023年12月31日現在 百万香港ドル | 2023年12月31日現在 百万円 | 2022年12月31日現在 百万香港ドル | 2022年12月31日現在 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 資産 | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | *23* | 45,903 | 932,749 | 54,579 | 1,109,045 |
| 銀行への預け金および貸出金 | *24* | 43,691 | 887,801 | 60,203 | 1,223,325 |
| 貿易手形 | *25* | 373 | 7,579 | 529 | 10,749 |
| トレーディング資産 | *26* | 3,049 | 61,956 | 1,530 | 31,090 |
| デリバティブ資産 | *45(b)(ii)* | 9,056 | 184,018 | 11,092 | 225,389 |
| 顧客に対する貸付金 | *27* | 526,984 | 10,708,315 | 542,394 | 11,021,446 |
| 投資有価証券 | *28* | 167,270 | 3,398,926 | 147,007 | 2,987,182 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | *30* | 8,384 | 170,363 | 9,061 | 184,120 |
| 固定資産 | *32* | 13,493 | 274,178 | 13,476 | 273,832 |
| - 投資不動産 | | 5,105 | 103,734 | 5,166 | 104,973 |
| - その他の有形固定資産 | | 7,603 | 154,493 | 7,593 | 154,290 |
| - 使用権資産 | | 785 | 15,951 | 717 | 14,569 |
| のれんおよび無形資産 | *31* | 1,852 | 37,633 | 1,870 | 37,998 |
| 繰延税金資産 | *35(b)* | 1,836 | 37,308 | 1,849 | 37,572 |
| その他の資産 | *33* | 38,470 | 781,710 | 39,235 | 797,255 |
| 資産合計 | | 860,361 | 17,482,536 | 882,825 | 17,939,004 |
| 資本および負債 | | | | | |
| 銀行からの預金 | | 25,619 | 520,578 | 25,478 | 517,713 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | *34* | 3,199 | 65,004 | 4,545 | 92,354 |
| - 償却原価 | | 22,420 | 455,574 | 20,933 | 425,359 |
| 顧客からの預金 | *36* | 628,598 | 12,773,111 | 648,093 | 13,169,250 |
| - 要求払預金および当座預金 | | 65,643 | 1,333,866 | 65,899 | 1,339,068 |
| - 貯蓄預金 | | 118,163 | 2,401,072 | 145,107 | 2,948,574 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | | 444,792 | 9,038,173 | 437,087 | 8,881,608 |
| トレーディング負債 | | - | - | 5 | 102 |
| デリバティブ負債 | *45(b)(ii)* | 4,007 | 81,422 | 4,145 | 84,226 |
| 発行済譲渡性預金 | | 27,618 | 561,198 | 32,662 | 663,692 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | *34* | 9,415 | 191,313 | 19,001 | 386,100 |
| - 償却原価 | | 18,203 | 369,885 | 13,661 | 277,592 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 当期税金 | *35(a)* | 1,602 | 32,553 | 1,252 | 25,441 |
| 発行済負債証券 | | 844 | 17,150 | 2,892 | 58,765 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | *34* | 688 | 13,980 | 811 | 16,480 |
| - 償却原価 | | 156 | 3,170 | 2,081 | 42,286 |
| 繰延税金負債 | *35(b)* | 468 | 9,510 | 226 | 4,592 |
| その他の負債 | *37* | 47,312 | 961,380 | 49,799 | 1,011,916 |
| 償却原価で測定される借入資本 | *38* | 15,967 | 324,449 | 11,927 | 242,357 |
| 負債合計 | | 752,035 | 15,281,351 | 776,479 | 15,778,053 |
| 資本金 | *40* | 41,915 | 851,713 | 41,856 | 850,514 |
| 準備金 | *42* | 56,058 | 1,139,099 | 54,131 | 1,099,942 |
| 親会社株主に帰属する資本合計 | | 97,973 | 1,990,811 | 95,987 | 1,950,456 |
| その他資本性金融商品 | *41* | 10,090 | 205,029 | 10,090 | 205,029 |
| 非支配持分 | | 263 | 5,344 | 269 | 5,466 |
| 資本合計 | | 108,326 | 2,201,184 | 106,346 | 2,160,951 |
| 資本および負債合計 | | 860,361 | 17,482,536 | 882,825 | 17,939,004 |

本財務諸表は 2024 年 2 月 21 日に取締役会により承認され、公表が許可された。

| デイビッド・リー・コック・ポー | エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | メオクル・リー・コック・ウィン |
|---|---|---|---|
| 執行主席 | 共同最高経営責任者 | 共同最高経営責任者 | 取締役 |

196 ページから 377 ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

## ④連結株主資本変動計算書

2023年12月31日に終了した事業年度

| （単位：百万香港ドル） | 資本金 | 一般準備金 | 不動産再評価差額金 | 資本準備金 | 為替換算差額 | 資本準備金 - 発行済従業員ストックオプション | 公正価値準備金 | 負債信用リスク準備金 | その他準備金[4] | 利益剰余金 | 合計 | その他資本性金融商品 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2023年1月1日現在 | 41,856 | 13,658 | 2,255 | 895 | (1,822) | 150 | 510 | 15 | 5,105 | 33,365 | 95,987 | 10,090 | 269 | 106,346 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,118 | 4,118 | - | 18 | 4,136 |
| その他の包括利益 | - | - | 15 | - | (723) | - | 828 | (11) | 51 | - | 160 | - | - | 160 |
| 包括利益合計 | - | - | 15 | - | (723) | - | 828 | (11) | 51 | 4,118 | 4,278 | - | 18 | 4,296 |
| 配当に代えて発行された株式（注記40） | 59 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 59 | - | - | 59 |
| 持分決済型の株式報酬取引（注記42(f)） | - | - | - | - | - | 24 | - | - | - | - | 24 | - | - | 24 |
| 振替 | - | - | - | - | - | (35) | - | - | (2) | 37 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (2,008) | (2,008) | - | (24) | (2,032) |
| 自己株式の取得[1] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (367) | (367) | - | - | (367) |
| 2023年12月31日現在 | 41,915 | 13,658 | 2,270 | 895 | (2,545) | 139 | 1,338 | 4 | 5,154 | 35,145 | 97,973 | 10,090 | 263 | 108,326 |
| 2022年1月1日現在 | 41,645 | 13,658 | 1,905 | 895 | 1,058 | 152 | 1,925 | (46) | 5,191 | 35,395 | 101,778 | 13,968 | 304 | 116,050 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,359 | 4,359 | - | 19 | 4,378 |
| その他の包括利益 | - | - | 350 | - | (2,880) | - | (1,415) | 61 | 54 | - | (3,830) | - | - | (3,830) |
| 包括利益合計 | - | - | 350 | - | (2,880) | - | (1,415) | 61 | 54 | 4,359 | 529 | - | 19 | 548 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 配当に代えて発行された株式（注記 40） | 211 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 211 | - | - | 211 |
| 持分決済型の株式報酬取引（注記 42(f)） | - | - | - | - | - | 22 | - | - | - | - | 22 | - | - | 22 |
| 振替 | - | - | - | - | - | (24) | - | - | (140) | 164 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (3,455) | (3,455) | - | (48) | (3,503) |
| 自己株式の取得[2] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (3,051) | (3,051) | - | - | (3,051) |
| その他資本性金融商品の償還[3] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (47) | (47) | (3,878) | - | (3,925) |
| 子会社持分の変更[4] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (6) | (6) |
| 2022 年 12 月 31 日現在 | 41,856 | 13,658 | 2,255 | 895 | (1,822) | 150 | 510 | 15 | 5,105 | 33,365 | 95,987 | 10,090 | 269 | 106,346 |

| （単位：百万円） | 資本金 | 一般準備金 | 不動産再評価差額金 | 資本準備金 | 為替換算差額 | 資本準備金 - 発行済従業員ストックオプション | 公正価値準備金 | 負債信用リスク準備金 | その他準備金[4] | 利益剰余金 | 合計 | その他資本性金融商品 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2023年1月1日現在 | 850,514 | 277,531 | 45,822 | 18,186 | (37,023) | 3,048 | 10,363 | 305 | 103,734 | 677,977 | 1,950,456 | 205,029 | 5,466 | 2,160,951 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 83,678 | 83,678 | - | 366 | 84,044 |
| その他の包括利益 | - | - | 305 | - | (14,691) | - | 16,825 | (224) | 1,036 | - | 3,251 | - | - | 3,251 |
| 包括利益合計 | - | - | 305 | - | (14,691) | - | 16,825 | (224) | 1,036 | 83,678 | 86,929 | - | 366 | 87,295 |
| 配当に代えて発行された株式（注記40） | 1,199 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1,199 | - | - | 1,199 |
| 持分決済型の株式報酬取引（注記42(f)） | - | - | - | - | - | 488 | - | - | - | - | 488 | - | - | 488 |
| 振替 | - | - | - | - | - | (711) | - | - | (41) | 752 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (40,803) | (40,803) | - | (488) | (41,290) |
| 自己株式の取得[1] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (7,457) | (7,457) | - | - | (7,457) |
| 2023年12月31日現在 | 851,713 | 277,531 | 46,126 | 18,186 | (51,714) | 2,824 | 27,188 | 81 | 104,729 | 714,146 | 1,990,811 | 205,029 | 5,344 | 2,201,184 |
| 2022年1月1日現在 | 846,226 | 277,531 | 38,710 | 18,186 | 21,499 | 3,089 | 39,116 | (935) | 105,481 | 719,226 | 2,068,129 | 283,830 | 6,177 | 2,358,136 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 88,575 | 88,575 | - | 386 | 88,961 |
| その他の包括利益 | - | - | 7,112 | - | (58,522) | - | (28,753) | 1,240 | 1,097 | - | (77,826) | - | - | (77,826) |
| 包括利益合計 | - | - | 7,112 | - | (58,522) | - | (28,753) | 1,240 | 1,097 | 88,575 | 10,749 | - | 386 | 11,135 |
| 配当に代えて発行された株式（注記40） | 4,288 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4,288 | - | - | 4,288 |
| 持分決済型の株式報酬取引（注記42(f)） | - | - | - | - | - | 447 | - | - | - | - | 447 | - | - | 447 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 振替 | - | - | - | - | - | (488) | - | - | (2,845) | 3,332 | - | - | - | - |
| 当年度中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (70,206) | (70,206) | - | (975) | (71,181) |
| 自己株式の取得[2] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (61,996) | (61,996) | - | - | (61,996) |
| その他資本性金融商品の償還[3] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (955) | (955) | (78,801) | - | (79,756) |
| 子会社持分の変更[4] | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | (122) | (122) |
| 2022 年 12 月 31 日現在 | 850,514 | 277,531 | 45,822 | 18,186 | (37,023) | 3,048 | 10,363 | 305 | 103,734 | 677,977 | 1,950,456 | 205,029 | 5,466 | 2,160,951 |

1. *2023 年度において、当行は株式市場において発行済株式 36,000,000 株を総額 366 百万香港ドルで買い戻した。直接取引費用約 1 百万香港ドルを含む買戻し総額 367 百万香港ドルは、利益剰余金からの控除として計上された。自己株式の取得の詳細については、注記 40 を参照のこと。*

2. *2022 年に、当行は発行済株式 262,000,000 株を総額 3,038 百万香港ドルで取得した。13 百万香港ドルの直接取引コストと合わせ、総額 3,051 百万香港ドルが利益剰余金からの控除として計上された。自己株式の取得の詳細については、注記 40 を参照のこと。*

3. *2022 年に、当行は 3,878 百万香港ドル (500 百万米ドル) の 2017 年発行済永久型非累積劣後その他 Tier 1 資本型金融商品を償還した。*

4. *その他準備金には、法定準備金およびその他の準備金が含まれる。*

196 ページから 377 ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

**⑤連結キャッシュ・フロー計算書**

12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2023年 | | 2022年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 税引前当期純利益 | | 5,310 | 107,899 | 4,941 | 100,401 |
| 調整項目： | | | | | |
| 金融商品の減損損失 | | 5,483 | 111,415 | 5,923 | 120,355 |
| 関連会社の減損損失 | | 726 | 14,752 | - | - |
| その他の資産の減損損失 | | 6 | 122 | 3 | 61 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | | (293) | (5,954) | (855) | (17,374) |
| 償却原価で測定される金融資産の売却による純損失 | | 22 | 447 | 6 | 122 |
| FVOCIで測定される債券の売却による純損失／（利益） | | 60 | 1,219 | (142) | (2,885) |
| 子会社および関連会社の処分による純損失 | | 12 | 244 | 1 | 20 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | | (2) | (41) | (1,445) | (29,362) |
| 固定資産の処分による純利益 | | (14) | (284) | (17) | (345) |
| 発行済負債証券の支払利息 | | 51 | 1,036 | 80 | 1,626 |
| 発行済借入資本の支払利息 | | 949 | 19,284 | 454 | 9,225 |
| リース負債の支払利息 | | 29 | 589 | 28 | 569 |
| 銀行所有の不動産、器具、備品および設備の減価償却費 | *32* | 547 | 11,115 | 567 | 11,521 |
| 使用権資産の減価償却費 | *32* | 260 | 5,283 | 295 | 5,994 |
| FVOCIで測定される株式の受取配当金 | *10* | (34) | (691) | (16) | (325) |
| 無形資産の償却費 | *31(b)* | 13 | 264 | 13 | 264 |
| 発行済負債証券および借入資本のプレミアムまたはディスカウントの償却額 | | 11 | 224 | 7 | 142 |
| 発行済負債証券および借入資本の評価損益 | | 201 | 4,084 | (298) | (6,055) |
| 投資不動産評価損 | *32* | 86 | 1,748 | 179 | 3,637 |
| 持分決済型株式報酬費用 | *13, 42(f)* | 24 | 488 | 22 | 447 |
| | | 13,447 | 273,243 | 9,746 | 198,039 |
| 営業資産の（増加）／減少： | | | | | |
| 当初の満期が3ヶ月を超える現金および銀行預け金 | | 1,533 | 31,151 | 1,457 | 29,606 |
| 当初の満期が3ヶ月を超える銀行への預け金および貸出金 | | (4,028) | (81,849) | 1,618 | 32,878 |
| 貿易手形 | | 156 | 3,170 | 10,244 | 208,158 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| トレーディング資産 | (2,728) | (55,433) | 2,228 | 45,273 |
| デリバティブ資産 | 2,036 | 41,372 | (7,711) | (156,688) |
| 顧客に対する貸付金 | 10,778 | 219,009 | (3,374) | (68,560) |
| 償却原価で測定される債券 | 5,187 | 105,400 | 2,260 | 45,923 |
| FVOCI で測定される投資有価証券 | (17,193) | (349,362) | (2,761) | (56,104) |
| FVTPL で測定することが義務付けられている債券 | 1,194 | 24,262 | 1,095 | 22,250 |
| FVTPL で測定することが義務付けられている非売買目的株式 | 95 | 1,930 | 193 | 3,922 |
| その他の資産 | 182 | 3,698 | 624 | 12,680 |
| 営業負債の増加／（減少）： | | | | |
| 銀行からの預金 | 141 | 2,865 | (6,288) | (127,772) |
| 顧客からの預金 | (19,495) | (396,138) | 14,588 | 296,428 |
| 発行済譲渡性預金 | (5,056) | (102,738) | (31,595) | (642,010) |
| トレーディング負債 | (5) | (102) | - | - |
| デリバティブ負債 | (138) | (2,804) | (905) | (18,390) |
| その他の負債 | (2,727) | (55,413) | 8,642 | 175,605 |
| 為替換算調整 | 453 | 9,205 | 1,476 | 29,992 |
| 営業活動による純資金の流入／（流出） | (16,168) | (328,534) | 1,537 | 31,232 |
| 法人税等の支払額 | | | | |
| 香港の利益税の納付額 | (261) | (5,304) | (199) | (4,044) |
| 香港以外の地域における利益税の納付額 | (489) | (9,936) | (244) | (4,958) |
| 営業活動によるネット・キャッシュ・（アウト）イン・フロー | (16,918) | (343,774) | 1,094 | 22,230 |

**連結キャッシュ・フロー計算書*(続き)***
2023年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2023年 | | 2022年 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーからの受取配当金 | | 71 | 1,443 | 209 | 4,247 |
| FVOCIで測定される株式からの受取配当金 | | 34 | 691 | 16 | 325 |
| 固定資産の取得による支出 | | (680) | (13,818) | (555) | (11,278) |
| その他の不動産および設備の売却による収入 | | 42 | 853 | 174 | 3,536 |
| 売却目的保有資産の売却による収入 | | 22 | 447 | 2,290 | 46,533 |
| 投資活動によるネット・キャッシュ・(アウト)イン・フロー | | (511) | (10,384) | 2,134 | 43,363 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 普通株式配当金の支払額 | | (1,377) | (27,981) | (2,584) | (52,507) |
| その他Tier1資本証券保有者への分配金 | *18(c), 42(j)* | (596) | (12,111) | (708) | (14,387) |
| 自己株式の取得による支出 | | (367) | (7,457) | (3,051) | (61,996) |
| 債券の発行による収入 | | - | - | 388 | 7,884 |
| 借入資本の発行による収入 | | 3,893 | 79,106 | 5,793 | 117,714 |
| リース料支払額の元本部分 | | (245) | (4,978) | (274) | (5,568) |
| リース料支払額の利息部分 | | (29) | (589) | (28) | (569) |
| 発行済負債証券の償還による支出 | | (2,090) | (42,469) | (3,061) | (62,200) |
| その他資本性金融商品の償還による支出 | | - | - | (3,925) | (79,756) |
| 発行済負債証券の利息の支払額 | | (58) | (1,179) | (161) | (3,272) |
| 借入資本の利息の支払額 | | (873) | (17,739) | (374) | (7,600) |
| 財務活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | | (1,742) | (35,397) | (7,985) | (162,255) |
| 現金および現金同等物の純減額 | | (19,171) | (389,555) | (4,757) | (96,662) |
| 1月1日現在の現金および現金同等物 | *47(a)* | 112,149 | 2,278,868 | 120,646 | 2,451,527 |
| 為替レートの変動による影響 | | (844) | (17,150) | (3,740) | (75,997) |
| 12月31日現在の現金および現金同等物 | *47(a)* | 92,134 | 1,872,163 | 112,149 | 2,278,868 |
| 営業活動によるキャッシュ・フローには以下を含む： | | | | | |
| 受取利息 | | 39,022 | 792,927 | 23,960 | 486,867 |
| 支払利息 | | 20,771 | 422,067 | 9,079 | 184,485 |
| 受取配当金 | | 10 | 203 | 34 | 691 |

196ページから377ページまでの注記は、本財務諸表の一部を構成している。

**連結財務諸表注記**

**1. 主な事業活動**

当行およびその子会社（以下「当行グループ」）は、銀行業務および関連する金融サービスの提供を行っている。

**2. *重要な会計方針***

(a) 準拠の表明

本財務諸表は、適用されるすべての 香港財務報告基準（「HKFRS」）に従って作成されている。HKFRS には、適用されるすべての個別の香港財務報告基準、香港会計基準（「HKAS」）、および香港公認会計士協会（「HKICPA」）が公表している解釈指針、香港で一般に認められている会計原則、ならびに香港会社条例の要件が含まれる。また、本財務諸表は、香港証券取引所（The Stock Exchange of Hong Kong Limited）の「証券上場規則」の適用される開示規定にも準拠している。当行グループが採用している重要な会計方針の概要は、以下の通りである。

HKICPA は、HKFRSs に対する数多くの改訂を公表しており、これらは当行グループの当会計期間において初めて適用されるか、または早期適用が可能となっている。注記 3 には、本財務諸表に反映されている当会計期間および前会計期間において当行グループに関連する範囲で、これらの改訂の初度適用による会計方針の変更に関する情報が記載されている。

(b) 財務諸表の作成の基準

2023 年 12 月 31 日に終了した事業年度の連結財務諸表は、当行グループおよび関連会社ならびにジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分から構成されている。

財務諸表の作成に用いた測定基準は取得原価であるが、以下の資産および負債については、後述の会計方針に説明されているとおり、公正価値で計上されている。

- 売買目的に分類される金融商品、損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定または強制的に測定される金融商品、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品（注記2(h)(ii)）
- デリバティブ金融商品（注記2(k)および2(l)）
- 投資不動産（注記2(o)(ii)）

HKFRS に準拠して財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、会計方針の適用および資産・負債、収益・費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよび関連する仮定は、過去の実績や、その状況下で合理的であると判断されるその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断の基礎となる。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

これらの見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、その修正が当該期間のみに影響する場合は当該期間に、現在および将来の期間の両方に影響する場合は修正が行われた期間および将来の期間に認識される。

財務諸表に重要な影響を及ぼす HKFRS の適用に関して経営陣が行った判断の詳細、および見積りの不確実性の主な要因については、注記 52 に記載されている。

(c) 連結の基礎

特段の記載がない限り、本連結財務諸表は、当行およびすべての子会社の連結財政状態、ならびに関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分を示すものである。銀行業（開示）規則に基づき報告が求められる情報については、連結の基礎を未監査補足財務情報の注記 1 に記載している。

(i) 子会社および非支配持分

連結財務諸表には、12 月 31 日時点で作成された当行およびすべての子会社の財務諸表が含まれている。子会社とは、当行グループが支配する事業体を指す。当行グループは、当該事業体への関与により変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ当該事業体に対するパワーを通じて変動リターンに影響を及ぼす能力を有する場合に、当該事業体を支配している。当行グループがパワーを有するかどうかを評価する際には、（当行グループおよびその他の当事者が保有する）実質的な権利のみが考慮される。

子会社への投資は、支配が開始された日から支配が終了する日まで、連結財務諸表に連結される。グループ内残高、取引およびキャッシュ・フロー、ならびにグループ内取引から生じる未実現利益は、連結財務諸表を作成する際に全額消去される。グループ内取引から生じる未実現損失は、未実現利益と同様の方法で消去されるが、減損の証拠が存在しない範囲に限られる。

非支配持分は、当行に直接的または間接的に帰属しない子会社の持分を表しており、当行グループは、当該持分の保有者との間で、当行グループ全体として当該持分に関して金融負債の定義を満たす契約上の義務を負うこととなるような追加の条件について合意していない。各企業結合について、当行グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、あるいは子会社の識別可能な純資産に対する非支配持分の持分比率で測定するかを選択することができる。

非支配持分は、連結財政状態計算書において、当行の株主に帰属する資本と区別して資本に表示される。当行グループの業績に対する非支配持分は、連結損益計算書および連結包括利益計算書において、当期純利益および包括利益合計を、非支配持分と当行株主に帰属する部分とに配分する形で表示される。

支配の喪失を伴わない当行グループの子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理される。これにより、相対的な持分の変動を反映するために、連結資本内の支配株主持分および非支配株主持分の金額が調整されるが、のれんに対する調整は行われず、損益も認識されない。

当行グループが子会社に対する支配を失った場合、それは当該子会社に対する持分全体の処分として会計処理され、その結果生じる利得または損失は損益として認識される。支配喪失日に旧子会社に対して保有している持分は公正価値で認識され、この金額は、金融資産の当初認識時の公正価値（注記 2(h)）または、適切な場合には、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資の当初認識時の取得原価（注記 2(c)(ii)）とみなされ、当該子会社の支配喪失に伴う利得または損失と相殺される。

当行の財政状態計算書において、子会社への投資は、減損損失（該当がある場合）を控除後の取得原価で計上されている（注記 2(r)）。

(ii) 関連会社およびジョイント・ベンチャー

連結財務諸表には、12 月 31 日の 3 ヶ月前の日以降に作成された財務諸表に基づき、関連会社およびジョイント・ベンチャーの業績および準備金のうち当行に帰属する持分が含まれている。

関連会社とは、当行グループまたは当行が、財務および事業方針の決定への参加を含め、その経営に対して支配力または共同支配力はないものの、重要な影響力を有している会社である。

ジョイント・ベンチャーとは、当行グループまたは当行が、他の当事者と契約上、当該事業に対する支配を共有することに合意し、かつ当該事業の純資産に対する権利を有する取り決めを指す。

関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資は、売却目的保有として分類される（または売却目的保有に分類される処分グループに含まれる）場合を除き、連結財務諸表において持分法により会計処理される（注記 2(ac)）。 持分法では、投資は当初、取得原価で計上され、取得日における関連会社またはジョイント・ベンチャーの識別可能な純資産の公正価値のうち、当行グループが保有する持分が投資の取得原価を上回る部分（該当がある場合）について調整される。その後、投資は、取得後の被投資企業の純資産における当行グループの持分の変動および当該投資に関連する減損損失について調整される（注記 2(q)および 2(r)）。取得時の被投資企業の識別可能な純資産の公正価値が投資の取得原価を上回る部分、取得後の被投資企業の税引後利益のうち当行グループが持分に応じて受け取る部分、および当事業年度の減損損失は、連結損益計算書に計上される。一方、取得後の被投資企業のその他の包括利益のうち、当行グループが持分に応じて受け取る税引後項目は、連結包括利益計算書に計上される。関連会社およびジョイント・ベンチャーから受け取った配当収入は、それぞれ関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資の帳簿価額から控除される。

当行グループの損失持分が、関連会社またはジョイント・ベンチャーにおける持分を上回った場合、当行グループの持分はゼロに減額され、当行グループが法的または推定上の義務を負っている場合、あるいは被投資会社に代わって支払いを行った場合を除き、それ以上の損失の認識は中止される。この目的において、関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分は、持分法に基づく投資の帳簿価額に加え、実質的に当該関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する当行グループの純投資の一部を構成する当行グループの長期持分となる。

当行グループと関連会社およびジョイント・ベンチャーとの間の取引から生じる未実現損益は、当行グループの被投資会社に対する持分に応じて相殺される。ただし、未実現損失が譲渡された資産の減損を示す証拠となる場合は、その未実現損失は直ちに損益として認識される。

当行グループが関連会社に対する重要な影響力を失った場合、またはジョイント・ベンチャーに対する共同支配を失った場合、それは当該投資先に対する持分全体の処分として会計処理され、その結果生じる利得または損失は損益として認識される。重要な影響力または共同支配を失った日において、元投資先に対して保有している持分は公正価値で認識され、この金額は金融資産の当初認識時の公正価値とみなされる（注記 2(h)）。

当行は、関連会社およびジョイント・ベンチャーの業績について、受領した配当金の範囲内で計上している。関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資は、当行の財政状態計算書において、減損損失を控除後の取得原価で計上されている（注記 2(r)）。

(d) 外貨換算

当年度中の外貨建て取引は、取引日現在の為替レートにより香港ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、報告期間末日の為替レートにより香港ドルに換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

取得原価で測定される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、取引日の為替レートを用いて香港ドルに換算される。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートを用いて換算される。

損益を通じた公正価値(FVTPL)測定による投資およびデリバティブ金融商品に関連する為替差額は、売買目的有価証券または FVTPL で測定される金融商品の損益に含まれる。貨幣性項目に関連するその他のすべての為替差額は、損益計算書において「外貨取引による損益」として表示される。公正価値のその後の変動をその他の包括利益として表示することを選択した資本性金融商品への投資の換算から生じる差額は、その他の包括利益として認識され、資本に区分表示される。

在外営業活動体の業績は、取引日における為替レートに近似する為替レートにより香港ドルに換算される。2005年1月1日以降に取得された在外営業活動体の連結により生じたのれんを含む、財政状態計算書の項目は、報告期間末日の為替レートにより香港ドルに換算される。その結果生じる為替差額は、その他の包括利益に直接認識され、資本における為替換算準備金として区分表示される。2005年1月1日より前に取得した在外営業活動体の連結により生じたのれんは、当該在外営業活動体の取得日に適用された為替レートで換算される。

在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する為替差額の累計額は、処分による損益が認識された時点で、資本から損益計算書に再分類される。

(e) 利息

実効金利

その他包括利益を通じて測定した公正価値 (FVOCI)または償却原価で測定される金融資産の利息収益、および償却原価で測定される金融負債の利息費用は、実効金利法を用いて損益計算書に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想存続期間にわたる見積将来キャッシュ・フローを、金融資産の総帳簿価額または金融負債の償却原価に正確に割り引く利率である。

信用減損資産以外の金融商品の実効金利を算定する場合、当行グループは、当該金融商品のすべての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを見積るが、予想信用損失は考慮しない。当初認識時に信用減損資産として購入または組成された金融資産については、予想信用損失を含む将来キャッシュ・フローの見積りを用いて、信用調整後の実効金利を算定する（すなわち、当初認識時に予想信用損失引当金の計上は不要である）。

実効金利の算定には、実効金利の不可欠な構成要素である取引コスト、ならびに支払った、または受領した手数料およびポイントが含まれる。取引コストには、金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する追加費用が含まれる。

当行グループでは、HKFRS9、HKAS39、HKFRS7、HKFRS4、HKFRS16 に対するフェーズ 2 の改訂（フェーズ 2 の改訂と呼ぶ）である金利指標改革を採用している。これは、もし一定の条件を満たすならば便宜的に契約上のキャッシュ・フローを変動金利の変更として扱うための判断ベースを変える事ができるものである。それには金利指標改革による直接的な結果として変更が必要であること、そしてこの変更が経済的に同等な条件にて行われる事、という条件を満たす必要がある。

償却原価および総帳簿価額

金融資産または金融負債の「償却原価」とは、当初認識時の測定額から元本返済額を控除し、当該当初認識額と満期償還額との差額について実効金利法を用いて算定した償却累計額を加減し、さらに金融資産については予想信用損失引当金を調整した金額である。

「金融資産の総帳簿価額」とは、予想信用損失引当金の調整を行う前の、金融資産の償却原価を指す。

利息収益および利息費用の算定

利息収益および利息費用の算定においては、資産の総帳簿価額（当該資産が信用減損ではない場合）または負債の償却原価に実効金利を適用する。

ただし、当初認識後に信用減損となった金融資産については、金融資産の償却原価に実効金利を適用して利息収益を算定する。当該資産がもはや信用減損ではない場合、利息収益の算定は総額ベースに戻る。

当初認識時に信用減損資産として購入または組成された金融資産については、信用調整後の実効金利を当該資産の償却原価に適用して、利息収益を算定する。当該資産の信用リスクが改善した場合であっても、利息収益の算定は総額ベースに戻らない。

金融資産がいつ信用減損となるかについては、注記 2(h)(vii)を参照のこと。

(f) 手数料収益・費用

金融資産または金融負債の実効金利の不可欠な一部である手数料収益および手数料費用は、実効金利の算定において考慮される（注記 2(e)）。

その他の手数料収益は、関連するサービスが提供された時点で損益計算書に計上される。

金融資産の組成または取得に関して当行グループが受け取った、または支払った組成手数料またはコミットメント手数料は、繰延べられ、実効金利の調整として認識される。ローン・コミットメントが実際に融資の実行につながるかどうかが不確実な場合、関連するローン・コミットメント手数料は、コミットメント期間にわたって定額法で収益として認識される。

その他の手数料費用は、主に取引手数料およびサービス手数料に関連しており、サービスを受けた時点で費用として計上される。

(g) その他の収益の認識

その他の収益は、受領済みまたは受領予定の対価の公正価値で測定される。経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつ収益および（該当する場合）費用を信頼性をもって測定できる場合、収益は以下のように損益計算書に認識される。

(i) FVTPL で測定される金融商品から生じる純収益およびトレーディング収益

FVTPL に指定された金融商品から生じる純収益、FVTPL で測定することが義務付けられている非売買目的の金融資産から生じる純収益、およびトレーディング収益は、当該金融資産および金融負債の公正価値の変動によるすべての損益（経過利息を控除後）に加え、これらの金融商品に帰属する為替差損益および配当収入で構成される。 FVTPL で測定されるこれらの金融資産および金融負債に係る利息は、発生ベースで計上され、収益または費用として表示される。

(ii) ファイナンス・リースから生じる金融収益

ファイナンス・リースに内在する金融収益は、各会計期間におけるリース純投資額の未回収残高に対して概ね一定の期間収益率が得られるよう、リース期間にわたり利息収益として認識される。

(iii) オペレーティング・リースから生じる賃貸収入

オペレーティング・リースに基づき受け取る賃貸料は、リース期間にわたって均等な分割額としてその他の営業収益に計上される。ただし、リース資産から得られる便益のパターンをより適切に反映する別の基準がある場合はこの限りではない。付与されたリース・インセンティブは、受取リース料総額の不可欠な一部として損益計算書に計上される。受取変動リース料は、発生した会計期間に収益として認識される。

(iv) 配当収入

非上場投資から生じる配当収入は、株主の配当金受領権が無条件に確定した時点で認識される。上場投資から生じる配当収入は、当該投資の株価が配当落ちとなった時点で認識される。

(h) 金融商品

(i) 当初認識

当行グループは、金融資産および金融負債について、当該金融商品の契約条項の当事者となった日に当初認識を行う。FVTPL で測定される金融資産の通常の方法による売買、償却原価または FVOCI で測定される投資有価証券、デリバティブ取引、または発行された債務は、取引日基準により認識される。その他の金融資産および金融負債は、決済日基準により認識される。

金融商品は当初、公正価値で測定される。公正価値は通常、取引価格に、FVTPL で測定されない金融資産または金融負債の場合は、当該金融資産の取得または金融負債の発行に直接起因する取引コストを加えた額に等しくなる。FVTPL で測定される金融資産および金融負債に関する取引コストは、直ちに費用処理される。

公正価値で測定される金融資産または金融負債の損益は、当初認識日から計上される。

金融資産および金融負債から生じる契約上の利息は、財務諸表において、未収利息および未払利息として個別に表示される。

(ii) 分類

***金融資産および金融負債***

*金融資産*

当初認識時、金融資産は、償却原価、FVOCI または FVTPL のいずれかで測定されるものとして分類される。

金融資産は、以下の両方の条件を満たし、かつ FVTPL に指定されていない場合に、償却原価で測定される。

- 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- 当該金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、かつ FVTPL に指定されていない場合に限り、FVOCI で測定される。

- 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- 当該金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

売買目的保有でない資本性金融商品への投資を当初認識する際、当行グループは、その後の公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを取り消し不能な形で選択することができる（注記 2(n)）。この選択は、投資ごとに個別に行われる。

その他のすべての金融資産は、FVTPL で測定されるものとして分類される。

また、当初認識時に、当行グループは、償却原価または FVOCI で測定される要件を満たしている金融資産について、そうすることで生じうる会計上のミスマッチを解消または大幅に軽減できる場合、FVTPL で測定されるものとして取り消し不能な指定を行うことができる。

*事業モデルの評価*

当行グループは、資産が保有される事業モデルの目的について、ポートフォリオレベルで評価を行っている。これは、ポートフォリオレベルでの評価が、事業の運営方法および経営陣への情報提供の方法を最も適切に反映しているためである。考慮される情報には以下が含まれる。

- ポートフォリオに関する明示された方針および目的、ならびにそれらの方針が実務においてどのように運用されているか。特に、経営陣の戦略が、契約上の金利収益の稼得、特定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションを当該資産の資金調達源となる負債のデュレーションと一致させること、あるいは資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現することに重点を置いているか否か。
- ポートフォリオの業績がどのように評価され、グループの経営陣に報告されているか。
- 事業モデル（およびその事業モデル内で保有される金融資産）の業績に影響を与えるリスク、およびそれらのリスクがどのように管理されているか。
- 当該事業の経営陣への報酬体系－－例えば、報酬が運用資産の公正価値に基づくのか、それとも回収された契約上のキャッシュ・フローに基づくのか。
- 過年度の売却の頻度、規模および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動に関する見通し。ただし、売却活動に関する情報は単独で考慮されるのではなく、金融資産の管理についてグループが示した目的がどのように達成され、キャッシュ・フローがどのように実現されるかについての全体的な評価の一環として考慮される。

売買目的で保有されるか、または管理され、その業績が公正価値に基づいて評価される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されているわけでも、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的として保有されているわけでもないため、FVTPL で測定される。

*契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに該当するかどうかの評価*

この評価において、「元本」とは、当初認識時の金融資産の公正価値と定義される。「利息」とは、特定の期間における元本残高に関連する貨幣の時間価値への対価、信用リスクへの対価、およびその他の基本的な融資のリスクおよびコストへの対価（例：流動性リスクや管理コスト）、ならびに利益マージンである。

契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみに該当するかどうかを評価するにあたり、当行グループは当該金融商品の契約条項を検討する。これには、金融資産に、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させ、本条件を満たさなくなる可能性のある契約条項が含まれているかどうかの評価も含まれる。評価を行うにあたり、当行グループは以下の事項を考慮する。

- キャッシュ・フローの金額および時期を変化させることとなる偶発的事象
- レバレッジの特徴
- 期限前償還および延長条項；
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する当行グループの請求権を制限する条項（例：ノンリコース型資産契約）
- 貨幣の時間価値への対価を変更する特徴（例：金利の定期的な改定）。

*再分類*

金融資産は、当初認識後に再分類されない。ただし、当行グループが金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間についてはこの限りではない。当行グループが金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合に、かつ、その場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を新しい事業モデルに従って再分類する。 再分類は、「再分類日」から将来に向けて適用されるものとする。「再分類日」とは、「金融資産の再分類をもたらす事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日」と定義される。したがって、過去に認識された利得、損失、または利息は修正再表示されない。

金融資産が償却原価測定区分から FVTPL 測定区分または FVOCI 測定区分へ再分類される場合、その公正価値は再分類日現在で測定される。当該金融資産の従前の償却原価と公正価値との差額から生じる利得または損失は、純損益に認識される（FVTPL 測定区分への再分類の場合）か、またはその他の包括利益に認識される（FVOCI 測定区分への再分類の場合）。

金融資産が FVOCI 測定区分から償却原価測定区分へ再分類される場合、当該金融資産は再分類日の公正価値で再分類される。ただし、以前にその他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、資本から除去され、再分類日の当該金融資産の公正価値に対して調整される。その結果、当該金融資産は、常に償却原価で測定されていたかのように、再分類日現在で測定される。

金融資産が FVOCI 測定区分から FVTPL 測定区分へ再分類される場合、当該金融資産は引き続き公正価値で測定される。以前にその他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、再分類日において、資本から純損益に組替調整額として振り替えられる。

金融資産がFVTPL測定区分から償却原価測定区分へ再分類される場合、再分類日におけるその公正価値が新たな総帳簿価額となる。

企業が金融資産を FVTPL 測定区分から FVOCI 測定区分に再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価値で測定され、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に認識される。

*金融負債*

当行グループは、金融保証およびローン・コミットメントを除く金融負債を、償却原価またはFVTPLで測定されるものとして分類する。

当行グループは、当初認識時に、以下のいずれかの状況において、金融負債をFVTPLで測定されるものとして取り消し不能な指定を行うことができる。

(i) 以下のいずれかの理由により、その指定を行うことがより適切な情報を提供することになる場合。

- 金融負債のグループ、または金融資産と金融負債のグループが、公正価値ベースで管理され、その業績が内部的に評価・報告されている場合
- 当該指定により、資産または負債の測定、あるいはそれらに関する利得または損失の認識を異なる基準で行うことによって生じうる測定または認識上の不整合が解消されるか、または大幅に軽減される場合

(ii) 負債契約に１つ以上の組込デリバティブが含まれている場合。ただし、当該組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュ・フローを大幅に変更していない場合、または組込デリバティブの分離が禁止されることが明らかな場合はこの限りではない。

(iii) 公正価値測定の原則

金融商品の公正価値は、入手可能な場合には、報告期間末日の市場相場価格に基づいており、見積将来売却コストを控除していない。

公に利用可能な直近の取引価格、公認証券取引所における市場価格、または非上場金融商品に関するブローカーまたはディーラーからの価格が存在しない場合、あるいはその市場が活発でない場合、当該金融商品の公正価値は、実際の市場取引で得られる価格の信頼できる見積りを提供する評価手法を用いて見積られる。

割引キャッシュ・フロー法が使用される場合、将来キャッシュ・フローの見積りは経営陣による最善の見積りに基づき、使用される割引率は、報告期間末日の同様の条件を有する金融商品に適用される市場金利となる。その他の価格算定モデルが使用される場合、インプットは報告期間末日現在の市場データに基づく。

(iv) 認識の中止

当行グループは、金融資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、または金融資産が、金融資産の所有に係る実質的にすべてのリスクと経済価値とともに移転された場合、あるいは当行グループが金融資産の所有に係る実質的にすべてのリスクと経済価値を移転も保持もせず、かつ当該金融資産に対する支配を保持していない場合に、当該金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止に際しては、当該資産の帳簿価額（または認識が中止された部分に配分された帳簿価額）と、(i) 受領した対価（取得した新たな資産と引き受けた新たな負債との差額を含む）および (ii) その他の包括利益に認識されていた利得または損失累計額との差額が、損益計算書に認識される。 FVOCI に指定された持分証券に関して、その他の包括利益に認識された利得または損失累計額は、（注記 2(n)）で説明されているとおり、当該有価証券の認識中止時に損益計算書には認識されない。

金融負債は、契約に規定された義務が免責、取消し、または失効となった時点で認識を中止する。

当行グループは、認識の中止時に損益計算書に認識する実現損益を算定するために、状況に応じて加重平均法または先入先出法を採用する。

(v) 金融資産および金融負債の条件変更

金融資産の条件が変更された場合、当行グループは、変更後の資産のキャッシュ・フローが実質的に異なるかどうかを評価する。キャッシュ・フローが実質的に異なる場合、当初の金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利は失効したものとみなされる。この場合、当初の金融資産は認識中止となり（注記 2(h)(iv)）、新しい金融資産が公正価値で認識される。

償却原価で計上されている変更後の資産のキャッシュ・フローが実質的に異なるものでない場合、当該変更は金融資産の認識中止には至らない。この場合、当行グループは当該金融資産の総帳簿価額を再計算し、総帳簿価額の調整により生じた金額を、損益計算書において条件変更による利得または損失として認識する。当該変更が借手の財政的困難（注記 2(h)(vii)）により行われたものである場合、条件変更による利得または損失は減損損失と併せて表示される。それ以外の場合は、利息収益として表示される。

当行グループは、金融負債の条件が変更され、変更後の負債のキャッシュ・フローが実質的に異なる場合、当該金融負債の認識を中止する。この場合、変更後の条件に基づく新たな金融負債を公正価値で認識する。消滅した金融負債の帳簿価額と、変更後の条件に基づく新たな金融負債との差額は、損益計算書に認識される。

金利指標改革においては、償却原価法による金融商品への変更が重大か否かについての当行グループによる評価を、フェーズ 2 の改訂に記載の便宜的な方法の適用後に行う。これには銀行間で適用される金利から代替としての指標金利への変更が、上記（注記 2(e)）に記載の変動金利への変更として扱われる必要がある。

当行グループは、金利指標改革の結果として償却原価法測定の金融資産または負債に係る契約上のキャッシュ・フローの決定に用いられるベースを変更する場合に金利指標改革によって義務付けられる変更を反映させるために金融商品または負債の実効金利を更新する。契約上のキャッシュ・フローを決定する上でのベースを変更することは、下記の条件を満たした場合、金利指標改革によって義務付けられている：

- この変更が改革による直接的な影響により必要である、ならびに
- 契約上のキャッシュ・フローを決定するのに用いられる新たなベースが、以前のベースと経済的に同等である場合、つまり変更の直前まで利用されていたベースである場合

もし金利指標改革に義務付けられている契約上のキャッシュ・フローの決定ベースの変更に加え、金融商品または負債に変更が加えられた場合、当行グループは、金利指標改革によって義務付けられている変更を反映させるために金融資産または負債の実効金利をまず最初に更新する。その後当行グループは追加で変更された項目について上記で述べた変更についての会計処理に関する方針を適用する。

(vi) 相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、純額ベースで決済する、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

(vii) 減損

当行グループは、FVTPL で測定されない以下の金融商品について、予想信用損失（ECL）に対する損失評価引当金を認識している。

- 負債性金融資産
- リース債権
- 発行済金融保証契約
- 発行済ローン・コミットメント
- 契約資産

資本性金融商品への投資については、減損損失は認識されない。

当行グループは、12 ヶ月または存続期間にわたる ECL に対する損失評価引当金を、以下の 3 つのステージのアプローチを用いて測定している。

| ステージ | 説明 | 減損引当金の測定 |
|---|---|---|
| 1 | 正常債権 | 12ヶ月間のECL |
| 2 | 正常債権であるが、当初認識時と比較して報告日時点で信用リスクが著しく増大しているもの | 全期間のECL |
| 3 | 信用減損 | 全期間のECL |

12 ヶ月の ECL とは、報告日後 12 ヶ月以内に生じる可能性のある金融商品の債務不履行事象に起因する ECL を表す部分である。

当行グループのステージ別配分と香港金融管理局（HKMA）の 5 段階資産分類との対応関係は以下の通りである。

| 香港金融管理局（HKMA）の5段階資産分類 | | ステージの配分 |
|---|---|---|
| 正常 | 一般（すなわち、当行の「信用リスクの著しい増大」という基準に該当しないもの） | 1 |
| | 当行の「信用リスクの著しい増大」の基準を満たす | 2 |
| 要注意 | | 2 |
| 回収懸念 | | 3 |
| 破綻懸念 | | |
| 破綻 | | |

「信用リスクの著しい増大」という基準は、以下の主要な要因のいずれかを考慮に入れる。

1. 当該エクスポージャーの内部格付または外部格付が、エクスポージャー発生時の格付と比較して著しく低下している場合
2. 当該エクスポージャーが「要注意」に分類されていること
3. 当該エクスポージャーの格付が、世界的に通用する「投資適格（Investment Grade）」の定義に相当する「低信用リスク閾値」を下回った場合
4. 当該エクスポージャーの信用リスクが、組成または取得以降に著しく増大したことを示すその他の事象や兆候。

*ECL の測定*

ECL は、様々な経済シナリオ下における信用損失の確率加重した見積りである。その算定式は以下の通りである。

デフォルト時エクスポージャー × デフォルト確率 × デフォルト時損失率

*信用減損（不良）金融資産*

各報告日において、当行グループは、償却原価で計上されている金融資産およびFVOCIで計上されている金融資産について、信用減損の有無を評価する。金融資産は、その見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす１つまたは複数の事象が発生している場合には、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれまるが、これらに限定されない。

- 借手または発行者の著しい財政的困難
- 債務不履行または期日経過などの契約違反
- 当行グループが通常は考慮しないであろう条件で、貸付金または前渡金の条件変更を行ったこと
- 借手が破産またはその他の財務上の再編を行う可能性が高まっていること
- 財政上の困難により、ある有価証券の活発な市場が消滅したこと

借手の状況悪化により条件が再交渉された貸付金は、契約上のキャッシュ・フローを受け取れないリスクが著しく低減したことを示す証拠があり、かつ減損を示すその他の兆候が存在しない場合を除き、通常、信用減損しているとみなされる。また、90 日以上期日が経過している貸付金は、減損しているとみなされる。

*予想信用損失引当金の財政状態計算書における表示*

ECL に対する損失評価引当金は、財政状態計算書において次のように表示される。

- 償却原価で測定される金融資産：当該資産の総帳簿価額から控除する
- ローン・コミットメントおよび金融保証契約：通常、負債側の引当金として表示される
- FVOCIで測定される負債性金融商品：これらの資産の帳簿価額はECLを含む公正価値であるため、財政状態計算書には損失評価引当金は表示されない。ただし、損失評価引当金は別途開示される。

*償却*

貸付金および負債証券は、回収の見込みが現実的でない場合に（一部または全額）償却される。これは一般的に、当行グループが、借手が償却対象となる金額を返済するのに十分なキャッシュ・フローを生み出すことのできる資産または収入源を有していないと判断した場合に該当する。ただし、償却された金融資産であっても、当行グループの債権回収手続きに従うため、引き続き回収措置の対象となることがある。

(i) トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産およびトレーディング負債とは、主に短期的な売却または買戻しを目的として取得または発生した資産および負債、あるいは一体として管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である資産および負債を指す。トレーディング資産およびトレーディング負債は、当初認識時およびその後の測定において、FVTPL で測定される。

(j) 契約資産および契約負債

対価の受領前または支払期日前に、顧客への商品またはサービスの引渡しにより収益が認識される場合、当行グループは、売掛金として表示される金額を除き、当該収益額を契約資産として表示する。契約資産は、時間の経過以外の要因を条件とする対価受領権が存在する場合に、財政状態計算書に認識される。対価受領権が無条件となった時点で、契約資産は売掛金に振り替えられる。契約資産の減損は、上記の（注記 2(h)(vii)）に記載されている金融資産と同様の基準で測定される。当行グループは、契約資産を財政状態計算書における「その他の資産」の「その他」として計上している。

契約負債は、顧客が返金不可の対価を支払った場合、または当行グループが返金不可の対価の額に対する無条件の権利を有する場合に、当行グループが顧客に商品またはサービスを引き渡す前に認識される。当行グループは、契約負債を財政状態計算書における「その他の負債」の「その他」として計上している。

実務上の簡便法として、当行グループは、契約開始時に、企業が顧客に約束した商品またはサービスを引き渡す時点から、顧客がその商品またはサービスの代金を支払うまでの期間が 1 年以内であると見込まれる場合、重大な金融要素の影響について、約束された対価の額を調整しない。当行グループは、契約の獲得に要する増分コストについて、本来であれば認識される資産の償却期間が 1 年以下である場合には、発生時に費用として認識することができる。

(k) ヘッジ

ヘッジ会計では、ヘッジ手段およびヘッジ対象の公正価値の変動が損益計算書に及ぼす相殺効果を認識する。当行グループは、ヘッジ取引に使用される金融商品が、ヘッジの開始時および継続的に、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で、極めて有効であるかどうかを評価し、文書化している。 当行グループは、以下のいずれかの場合に、将来に向かってヘッジ会計を中止する。(i) ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、(ii)ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、または (iii) 当行グループが指定を取り消した場合。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブ金融商品が、認識された資産または負債、あるいは発生の可能性が極めて高い予定取引のキャッシュ・フローの変動、または確定した将来取引の為替リスクのヘッジとして指定された場合、当該デリバティブ金融商品の公正価値での再測定により生じる利得または損失のうち有効部分は、その他の包括利益に認識され、ヘッジ準備金として資本の独立の内訳項目に累積される。利得または損失のうち非有効部分は、直ちに損益計算書に認識される。

予定取引のヘッジがその後に非金融資産または非金融負債の認識につながる場合、関連する利得または損失は、資本から再分類され、当該非金融資産または非金融負債の当初の原価またはその他の帳簿価額に含められる。予定取引のヘッジにより、その後に金融資産または金融負債が認識される場合は、関連する利得または損失は、取得した資産または引き受けた負債が損益計算書に影響を与えるのと同じ期間（例えば、利息収益または利息費用が認識される期間）に、資本から損益計算書へ振り替えられる。

前述の 2 つの方針に該当しないキャッシュ・フロー・ヘッジについては、関連する利得または損失は、ヘッジされた予定取引が損益計算書に影響を与えるのと同じ期間に、資本から損益計算書へ振り替えられる。 ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、あるいは当行グループがヘッジ関係の指定を取り消したが、ヘッジされた予定取引が依然として発生すると予想される場合、その時点での利得または損失累計額は、当該取引が発生するまで資本に留保され、取引が発生した時点で上記の方針に従って認識される。ヘッジされた取引がもはや発生しないと予想される場合、未実現利得または損失累計額は直ちに資本から損益計算書へ振り替えられる。

(ii) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、損益計算書における利得または損失の認識につながる、認識済み資産または負債の公正価値の変動のリスクを相殺することを目的とする。

ヘッジ手段は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。ヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジされるリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動に応じて調整される。この調整は、ヘッジ手段に係る利得または損失による影響を相殺するために、損益計算書に計上される。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了、または行使された場合、あるいはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、または当行グループがヘッジ関係の指定を取り消した場合、実効金利法が適用されているヘッジ対象に対するその時点までの調整額は、当該ヘッジ対象の残存期間にわたる再計算された実効金利の一部として、償却して損益計算書に計上される。

(iii) ヘッジの有効性テスト

ヘッジ会計の要件を満たすため、当行グループは、ヘッジ開始時およびヘッジ期間を通じて、当該ヘッジが極めて有効であると見込まれることを実証するために、将来予測に基づく有効性テストを実施している。また、実際の有効性（事後的有効性）についても、継続的に実証を行っている。

各ヘッジ関係の文書には、ヘッジの有効性がどのように評価されているかが明記されている。当行グループがヘッジの有効性を評価するために採用する方法は、そのリスク管理戦略に応じて決定される。

公正価値ヘッジ関係については、当行グループは有効性テストの方法として、累積ドル・オフセット法または回帰分析を用いている。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係については、当行グループは変動キャッシュ・フロー法、または仮想デリバティブ法を用いた累積ドル・オフセット法を採用している。

将来予測に基づく有効性については、ヘッジ手段が、ヘッジ指定期間において、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で、極めて有効であると見込まれる必要がある。実際の有効性については、ヘッジが有効とみなされるためには、公正価値またはキャッシュ・フローの変動が 80%から 125%の範囲内で互いに相殺されなければならない。

(iv) 金利指標改革の影響を受けるヘッジに係る具体的な方針

当グループは金利指標改革である HKFRS 9、HKAS 39、HKFRS 7 の改訂（フェーズ 1 の改訂）を適用する。これは既存の金利指標を新たな代替指標金利に置き換える前の期間において金利指標改革から直接影響を受けるヘッジ関係に係る救済措置である。

この救済措置は一定の条件が満たされた場合適用されなくなる。その条件とは、ヘッジの関係性がなくなった時、またはキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金額がリリースされた時点にて、指標をベースとしたヘッジ対象のキャッシュ・フローのタイミング及び金額について金利指標改革による不確実性がもう存在しない時である。

また、当行グループはフェーズ 2 の改訂も適用する。これは既存の金利指標が新たな指標金利に置き換えられた際、当行グループのヘッジ関係の継続を可能にする一時的な救済措置を提供するものである。

(i) フェーズ 1 の改訂

フェーズ 1 の改訂は、金利指標改革によって生じる不確実性の潜在的な影響への救済措置を提供するために具体的なヘッジ会計の要件を変更するものである。それによりそれらのヘッジ会計要件を適用する企業がヘッジされたキャッシュ・フローおよびヘッジ商品のキャッシュ・フローがベースとしている金利指標が金利指標改革によって変わる事がないと想定できるようにするためである。この改訂により、金利指標の改訂や変更が起こる可能性が高まった後の期間において、キャッシュ・フローの変動性や金利リスクへの暴露をヘッジするための特定のヘッジ会計関係に関して、ヘッジ会計が継続的に適用されるか否か個別の判断が必要なくなる。

(ii) フェーズ 2 の改訂

フェーズ 2 の改訂は、ヘッジ対象および（または）ヘッジ商品について金利指標改革による変更が義務付けられた時、特定のヘッジ会計要件について一連の一時的な免除措置を提供することによりヘッジ関係が中断することなく継続が可能となるものである。当行グループは、ヘッジ対象またはヘッジ商品に係る金利指標ベースのキャッシュ・フローのタイミングおよび金額について金利指標改革による不確実性がなくなった場合に以下の救済措置を適用する：

- 当行グループは、ヘッジ関係を中断することなく、改革により義務付けられた変更を反映するためにヘッジ関係の指定について改訂する、および
- キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象が、改革に義務付けられる変更を反映させるために改訂される場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ引当金の累積金額については、ヘッジ対象の将来キャッシュ・フローを定める代替指標金利をベースとみなす。

ヘッジ対象またはヘッジ商品のキャッシュ・フローで金利指標とベースとするものについて、そのタイミングまたは金額について不確実性は継続的に存在するものの、当行グループは継続して既存の会計方針を適用する。

(l) デリバティブ

デリバティブは当初公正価値で認識され、その後も公正価値で再測定される。デリバティブは、その公正価値が正の場合は資産として、負の場合は負債として分類される。これには、単独でデリバティブの定義を満たす場合、主契約から分離された組込デリバティブも含まれる。

デリバティブは、他の契約（主契約）に組み込まれている場合がある。当行グループは、以下の場合に、組込デリバティブを主契約とは別個に会計処理する。

- 主契約がHKFRS第9号の適用範囲内の資産ではない場合
- 主契約自体がFVTPLで計上されていない場合
- 組込デリバティブの条件が、別個の契約に含まれていた場合にデリバティブの定義を満たすものであること
- 組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約の経済的特性およびリスクと密接に関連していないこと。

分離された組込デリバティブは公正価値で測定され、その公正価値の変動はすべて、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ関係の一部を構成する場合を除き、純損益に認識される。

(m) 貸付金

貸付金は、主に銀行への預け金および貸出金、貿易手形、ならびに顧客に対する貸付金で構成されている。

- 償却原価で測定される貸付金（注記 2(h)(ii)）。これらは当初、公正価値に直接的な取引コストの増加分を加えた金額で測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。
- FVTPLで測定することが義務付けられている、またはFVTPLで測定するものとして指定されている貸付金（注記2(h)(ii)）。これらは公正価値で測定され、その変動は直ちに損益計算書に認識される。
- FVOCIで測定される貸付金（注記2(h)(ii)）
- ファイナンス・リース債権（注記2(s)）。

当行グループが金融資産を購入すると同時に、将来のある時点で当該資産（または実質的に同様の資産）を固定価格で再売却する契約を締結する場合（リバースレポまたは株式借入）、当該取引は貸付金として会計処理され、原資産は当行グループの財務諸表に認識されない。

(n) 投資有価証券

財政状態計算書における「投資有価証券」には、以下のものが含まれる。

- 償却原価で測定される負債証券（注記2(h)(ii)）。これらは当初、公正価値に直接的な取引関連費用を加算して測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。
- FVTPLで測定することが義務付けられている、またはFVTPLで測定するものとして指定されている負債証券および持分証券（注記2(h)(ii)）。これらは公正価値で測定され、その変動は直ちに損益計算書に認識される。
- FVOCIで測定される負債証券（注記2(h)(ii)）
- FVOCIで測定するものとして指定されている持分証券（注記2(h)(ii)）。

FVOCI で測定される負債証券に係る利得または損失はその他の包括利益に認識されるが、以下の項目については、償却原価で測定される金融資産と同様に損益計算書に認識される。

- 実効金利法に基づく利息収益
- 予想信用損失およびその戻入れ
- 為替差損益

FVOCI で測定される負債証券の認識が中止される場合、以前にその他の包括利益に認識されていた利得または損失の累計額は、資本から損益計算書へ再分類される。

当行グループは、売買目的保有でない特定の資本性金融商品への投資の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示することを選択している。この選択は、当初認識時に金融商品ごとに個別に行われ、取り消すことはできない。

当該持分証券に係る利得または損失は、いかなる場合も損益計算書に再分類されることはなく、減損も損益計算書に認識されない。配当金は、損益計算書に認識されるが、投資原価の一部の回収であることが明らかな場合には、その他の包括利益に認識される。その他の包括利益に認識された利得または損失の累計額は、投資の処分時に利益剰余金に振り替えられる。

(o) 不動産

(i) 銀行所有の不動産は、財政状態計算書において、取得原価、または 1989 年時点における独立した専門家の評価を参考とした取締役会による評価額から、減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されている（注記 2(r)）。

1989 年に、再評価により生じた評価損は、再評価直前に当該資産に関して不動産再評価差額金に計上されていた金額を超える部分について、損益計算書に計上された。再評価により生じた評価益は、当該資産に関して過去に損益計算書に計上された再評価損の額を限度として、損益計算書に計上された。

本財務諸表の作成にあたっては、香港公認会計士協会（HKICPA）が発行した HKAS 第 16 号「有形固定資産」の第 80AA 項に規定される経過措置の適用を受け、その結果、報告期間の末日において銀行所有の不動産は公正価値により再評価されていない。

(ii) 投資不動産とは、賃料収入の獲得、資本増価、あるいはその両方を目的として保有される不動産を指す。投資不動産は公正価値で計上される。投資不動産の評価は、適切な公認専門資格を有し、評価対象となる不動産の所在地および種類に関する直近の実務経験を有する外部の独立した評価会社により、半期ごとに実施される。評価額の算定において、担保権、抵当権、当該不動産に係る未払債務、ならびに売却に際して発生する可能性のある費用および税金は控除していない。

公正価値の変動により生じる利得または損失は、損益計算書に計上される。投資不動産からの賃貸収入は、注記 2(g)(iii)に記載されているとおりに会計処理される。

銀行所有の不動産が用途変更に伴い投資不動産に振り替えられる場合、振替日において、振り替え直前の当該銀行所有不動産の帳簿価額と公正価値との間の差額は、注記 2(o)(i)に記載されているとおり、銀行所有の不動産の再評価として認識される。

投資不動産が自己使用物件となった場合、当該物件は銀行所有の不動産に再分類され、再分類日における公正価値が、その後の会計処理上の取得原価となる。

リースに基づく不動産権益は、当行グループが賃料収入または資本増価、あるいはその両方を目的として保有する場合、投資不動産として分類され、会計処理される。投資不動産として分類されたリースに基づく不動産権益は、公正価値で計上される。リース料は、注記 2(s) に記載されているとおりに会計処理される。

(iii) 銀行所有の不動産および投資不動産の処分による損益は、売却代金純額と当該資産の帳簿価額との差額として算定され、処分時に損益計算書に計上される。処分された銀行所有の不動産に関連する不動産再評価準備金に含まれる評価益は、一般準備金に振り替えられる。

(p) 減価償却費およびその他の償却費

(i) 銀行の土地建物

所有権を有する土地は償却しない。自社使用を目的として保有するオペレーティング・リースによる土地の借地権については、その公正価値をリース開始日に当該土地に存在する建物の公正価値と別途に測定することはできず、ファイナンス・リースによる保有として会計処理を行う。土地の借地権は残存リース期間にわたり定額法によって償却する。建物は定額法にて償却し、その際使用する償却率は、取得原価の償却率、または各建物の評価を見積もり耐用年数である 50 年か建物が立つ土地の残存リース期間のうち短い方を使用して算出する。

投資不動産は償却しない。

(ii) その他の固定資産

その他の固定資産については、見積もり耐用年数である 4-20 年にわたり定額法にて償却算出された減価償却累積額および減損損失控除後の取得原価にて財政状態計算書に記載される。

(q) のれん

のれんは以下の差額を表す。

(i)譲渡対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額および当行グループが以前に保有していた被取得企業に対する持分の公正価値の合計額

(ii)取得日時点で測定された被取得企業の識別可能な資産および負債の純公正価値に対する当行グループの持分

(ii)が(i)を上回る場合、その超過額は負ののれん発生益として直ちに損益に認識される。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上される。企業結合により生じたのれんは、当該結合によるシナジーから恩恵を受けると予想される各資金生成単位または資金生成単位グループに配分され、毎年減損テストが行われる（ 注記 2(r) ）。

資金生成単位を処分する際に、取得したのれんの帰属額は処分による損益の計算に含める。

自己創設のれんおよびブランドに関する支出は、発生した期間に費用として認識される。

(r) 非金融資産の減損

各報告期間の末日において内部および外部の情報源を精査し、非金融資産が減損している、または、のれん以外の非金融資産について過去に認識した減損損失がもはや存在しない、もしくは減少している可能性を示す兆候があるかどうかを識別する。

そのような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積る。また、のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず毎年回収可能価額を見積る。

*回収可能価額の算定*

資産の回収可能価額は、売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方とする。使用価値の評価にあたっては、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値および当該資産に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引く。資産が他の資産のキャッシュ・フローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出さない場合、回収可能価額は独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループ（すなわち、資金生成単位）について算定する。

*減損損失の認識*

資産またはその資産が属する資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合は、損益計算書に減損損失を認識する。資金生成単位に関して認識された減損損失は、まず当該資金生成単位（または単位グループ）に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、その後、当該単位（または単位グループ）内のその他の資産の帳簿価額を比例配分して減額するように配分する。ただし、資産の帳簿価額は、売却コスト控除後の公正価値（測定可能な場合）または使用価値（算定可能な場合）を下回るよう減額しない。

*減損損失の戻入れ*

のれん以外の資産については、回収可能価額の算定に用いた見積りに有利な変更があった場合に、減損損失を戻入れる。のれんに関する減損損失は戻入れない。

減損損失の戻入れは、過年度に減損損失が認識されなかった場合に算定されていたであろう当該資産の帳簿価額を上限とする。

減損損失の戻入れは、戻入れを認識した事業年度の損益計算書に認識する。

(s) リース

契約開始時に、当行グループは契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかを評価する。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかリースを含んでいる。当行グループは、契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するかどうかを評価するために、以下を評価している。

- 当該契約が特定された資産の使用を伴うか。
- 顧客が使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。
- 当行グループが当該資産の使用を指図する権利を有しているか。当行グループは資産の使用方法および使用目的の指図に最も関連性のある意思決定権を有している場合に、この権利を有する。資産の使用方法および使用目的が事前に決定されており、かつ、下記のいずれかである場合、当行グループは当該資産の使用を指図する権利を有する。

    - 当行グループが資産を稼働させる権利を有している。
    - 当行グループが資産の使用方法および使用目的を事前に決定するように資産を設計している。

リース構成部分を含む契約の開始時または再評価時に、当行グループは、契約の対価をそれらの相対的な独立価格に基づいて各リース構成部分に配分する。

(i) 借手

当行グループは、リース開始日に使用権資産およびリース負債を認識している。使用権資産は取得原価で当初測定される。取得原価は、リース開始日以前に支払ったリース料について調整したリース負債の当初測定額に、発生した当初直接コストを加算した金額で構成される。また、該当する場合は、使用権資産の取得原価には、原資産の解体および除去、または原資産もしくはその敷地の原状回復に係る見積コストが含まれ、受け取ったリース・インセンティブが控除される。

使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額（注記2(r)）を控除した金額で事後測定され、リース負債の特定の再測定に伴い調整される。使用権資産が投資不動産の定義を満たす場合は、注記2(o)(ii)に記載した会計方針に従い、取得原価で当初測定され、公正価値で事後測定される。

リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で当初測定される。当該リース料は、リースの利子率、または当該利子率が容易に算定できない場合には、当行グループの追加借入利子率を使用して割り引かれる。一般的に、当行グループは追加借入利率を割引率として使用している。

リース負債は、その後、リース負債に係る金利費用によって増加し、支払われたリース料によって減少する。リース負債の測定に含まれるリース料は、以下で構成される。

- 固定リース料（実質上の固定リース料を含む）
- 指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料（当初測定においては、開始日現在の指数またはレートを用いる）
- 残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額
- 当行グループが行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価格、当行グループが延長オプションを行使することが合理的に確実である場合の任意更新期間におけるリース料、および当行グループが早期解約しないことが合理的に確実である場合を除くリースの早期解約に対するペナルティ

リース負債は、実効金利法を用いた償却原価で測定される。リース負債は、指数またはレートの変動、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額に関する当行グループの見積りの変更、または該当する場合には、購入オプションまたは延長オプションが行使されることが合理的に確実であるか、もしくは解約オプションが行使されないことが合理的に確実であるかに関する当行グループの評価の変更によって将来のリース料に変動が生じた場合に再測定される。

リース負債をこのように再測定する場合、使用権資産の帳簿価額に対応する調整を行う、または使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には、当該調整額を損益に認識する。

また、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲またはリースの対価に変更があり（「リースの条件変更」）、かつそれが別個のリースとして会計処理されない場合にも、リース負債は再測定される。この場合、リース負債は、改訂後のリース料およびリース期間に基づき、リースの条件変更の発効日における改訂後の割引率を用いて再測定される。唯一の例外は、コロナウィルスの流行による影響を直接的に受け、かつHKFRS16号第46B項に記述される条件を満たす全ての賃料値下げである。この場合、当行グループではHKFRS16号第46A項に規定される便宜的な手段を活用することにより当該変更事項がまるでリースの変更ではないかのように認識した。賃料値下げはリース変動費へ貸方処理する事により損益として認識した。

金利指標改革によってリースの変更が義務付けられている状況においては、フェーズ2の改訂によって当行グループがリース負債を再測定する際に、金利の変更を反映した改定後のディスカウント率を使用する事が可能である

当行グループは、借手となる更新オプション付リース契約の一部について、リース期間の決定にあたり判断を行っている。当行グループが当該オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかの評価はリース期間に影響を及ぼし、その結果、認識されるリース負債および使用権資産の金額に重要な影響を与える。

当行グループは、投資不動産の定義を満たさない使用権資産を財政状態計算書の「固定資産」（注記32）に、リース負債を「その他の負債」（注記37）に表示している。

*短期リースおよび少額資産のリース*

当行グループは、リース期間が12か月以下である短期リース（「短期リース」）および約0.04百万香港ドル以下の価値を有する原資産（「少額資産」）のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択している。当行グループは、これらのリースに関連するリース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識している（注記13）。

(ii) 貸手

当行グループが貸手となる場合には、リース開始時に各リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかを判断している。

各リースを分類するために、当行グループは、当該リースが原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するかどうかについて総合的な評価を行う。これに該当する場合、当該リースはファイナンス・リースに分類され、該当しない場合はオペレーティング・リースに分類される。この評価の一環として、当行グループは、リースが資産の経済的耐用年数の大部分を占めるかどうかなどの特定の指標を考慮する。

契約にリース構成部分と非リース構成部分が含まれる場合、当行グループはHKFRS第15号を適用して契約上の対価を配分する。

ファイナンス・リースに関する借手からの未収金は、ファイナンス・リースに基づく未収賃料総額から未稼得収益を控除した純投資額で、財政状態計算書において「顧客に対する貸付金」として認識する。ファイナンス・リースから生じる収益は、注記2(g)(ii)および2(e)に記載した当行グループの収益認識方針に従って認識する。

当行グループは、注記 2(g)(iii) に記載のとおり、オペレーティング・リースに基づき受け取ったリース料を、リース期間にわたって定額法で「その他の営業収益」の一部として収益に認識している。

(t) 資産の再取得

減損した貸付金の回収に際し、当行グループは、裁判手続きまたは借主による自発的な引渡しを通じて、担保資産を取得する場合がある。注記 2(h)(vii)に記載されている当行グループの会計方針に従い、減損した貸付金に対する減損引当金は、担保資産の正味実現可能価額を考慮した上で維持し、通常、減損引当金に対して貸付金の一部を償却している。 再取得した資産は、当該資産の所有権に伴うリスクと便益が当行グループに実質的に移転されており、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、その帳簿価額が継続的な使用ではなく売却取引を通じて回収され、かつ当該資産が現状のまま売却可能である場合に、「その他の資産」の「売却目的資産」として計上される。その後、関連する貸付金は償却される。

再取得した資産は、関連する貸付金の金額と交換日における売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方で計上される。これらについては、減価償却または償却を行わない。

当初の分類後の減損損失は、損益計算書に認識される。

(u) 法人税

(i) 当期法人税等は、当期税金ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の変動額で構成される。当期税金ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の変動額は、その他の包括利益または資本に直接認識される項目に関連する場合を除き、損益計算書に認識される。その場合、関連する税額は、それぞれその他の包括利益または資本に直接認識される。

(ii) 当期税金は、報告期間の末日までに制定され、または実質的に制定されている税率を用いて当該事業年度の課税所得に対して支払うと見込まれる税金、および過年度に係る未払税の調整額である。

(iii) 繰延税金資産および繰延税金負債は、それぞれ、財務報告上の資産および負債の帳簿価額と税務基準額との差額である将来減算一時差異および将来加算一時差異から生じる。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも生じる。

一部の限定的な例外を除き、すべての繰延税金負債、および将来、当該資産を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての繰延税金資産が認識される。将来減算一時差異から生じる繰延税金資産の認識を裏付ける将来の課税所得には、既存の将来加算一時差異の解消から生じるものが含まれる。ただし、それらの差異が同一の税務当局および同一の納税企業体に係るものであり、かつ、将来減算一時差異の解消が見込まれるのと同じ期間、または繰延税金資産から生じる税務上の欠損金の繰戻しもしくは繰越しが可能な期間のいずれかで解消されると見込まれる場合に限る。既存の将来減算一時差異が未使用の税務上の欠損金および税額控除から生じる繰延税金資産の認識を裏付けるかどうかを判断する際に、同様の基準が適用される。すなわち、それらの差異が同一の税務当局および同一の納税企業体に係るものであり、かつ、税務上の損失または税額控除が利用可能な期間内に解消されると見込まれる場合に、それらの差異が考慮される。

繰延税金資産および負債の認識に対する限定的な例外とは、税務上損金算入できないのれんから生じる一時差異、会計上の利益および課税所得のいずれにも影響を与えない資産または負債の当初認識（企業結合の一部でない場合）、ならびに子会社への投資に関連する一時差異（将来加算一時差異の場合は、当行グループが解消の時期をコントロールしており、かつ当該差異が予測可能な将来において解消されない可能性が高い場合に限り、また、将来減算一時差異の場合は、当該差異が将来において解消される可能性が高い場合を除く）である。

投資不動産が注記 2(o)(ii)に記載されている会計方針に従って公正価値で計上されている場合、認識される繰延税金の金額は、当該資産を報告日時点の帳簿価額で売却した場合に適用される税率を用いて測定される。ただし、当該投資不動産が減価償却可能で、かつ、当該投資不動産に具現化された経済的便益のほとんどすべてを、売却を通じてではなく時とともに消費していくことが目的である事業モデルの下で保有されている場合を除く。それ以外のすべての場合において、認識される繰延税金の金額は、資産および負債の帳簿価額の予想される実現または決済方法に基づき、報告日時点で制定されまたは実質的に制定されている税率を用いて測定される。繰延税金資産および負債は割引かない。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日に見直し、関連する税務上の便益を利用できるのに十分な課税所得を稼得する可能性がもはや高くはなくなった範囲で減額する。そのような減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻入れる。

配当金の支払から生じる追加的な法人税は、当該配当金の支払義務が認識された時点で認識される。

(iv) 当期税金残高および繰延税金残高ならびにそれらの変動額は、互いに区分して表示し、相殺は行わない。当行または当行グループが当期税金資産と当期税金負債とを相殺する法的強制力のある権利を有し、かつ以下の追加条件が満たされた場合に、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。

- 当期税金資産および負債の場合、当行または当行グループが、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に行うことを意図している。
- 繰延税金資産および負債の場合、それらが同一の税務当局が次のいずれかに対して課している法人所得税に関するものである。
  - 同一の納税主体
  - 多額の繰延税金負債または資産の決済または回収が見込まれている将来の各期間において、当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している別の納税主体

(v) 引当金および偶発債務

引当金は、当行グループまたは当行が過去の事象から発生した法的義務または推定的義務を有し、その義務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性のある見積りが可能な場合に、時期または金額に不確実性がある義務について計上される。貨幣の時間価値に重要性がある場合、引当金は、当該義務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が高くない場合、またはその金額を信頼性をもって見積ることができない場合は、経済的便益の流出の可能性がほとんどない場合を除き、当該義務は偶発債務として開示される。将来の 1 つまたは複数の事象の発生または不発生によってのみその存在が確認される可能性のある義務についても、経済的便益の流出の可能性が極めて低い場合を除き、偶発債務として開示される。

(w) 金融保証およびローン・コミットメント

「金融保証」とは、特定の債務者が負債性金融商品の条件に従って期日までに支払いを履行しなかったことにより債権者に生じる損失を補填するために、当行グループに特定の支払を行うことを義務付ける契約である。「ローン・コミットメント」とは、あらかじめ定められた条件に基づき与信を提供する確定約定である。

発行した金融保証または市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは、公正価値で当初測定され、当初の公正価値は保証またはコミットメントの存続期間にわたって償却される。その後、償却額と損失引当金の金額のいずれか高い方で測定される（注記 2(h)(vii)）。

その他のローン・コミットメントについては、当行グループは減損引当金を認識している（注記 2(h)(vii)）。

金融保証およびローン・コミットメントから生じる負債は、その他の負債に含めている。

(x) 従業員給付

(i) 給与、賞与および休暇給付

給与、年次賞与、年次有給休暇、休暇旅費に関する従業員給付および当行グループが負担する非金銭的給付の費用は、従業員に発生した時点で認識する。有給年次休暇については、報告期間の末日までに従業員が提供した勤務に起因する見積負債について未払計上を行う。

疾病休暇および産前産後休暇に関する従業員給付は、欠勤が発生した時点で認識する。

(ii) 業績連動型賞与制度

業績連動型賞与制度に関する負債のうち、報告期間の末日後 12 か月以内に全額の支払期限が到来するものは、従業員が提供した勤務の結果として当行グループが現在の法的義務または推定的義務を有し、当該義務について信頼性のある見積りが可能な場合に認識する。

(iii) 退職給付

退職給付は、当行グループの受給資格のある従業員に提供される。香港の従業員は、強制積立年金制度適用除外 ORSO 制度（「MPFEOS」）または強制積立年金制度（「MPFS」）のいずれかに基づく退職給付を受ける。いずれも確定拠出型制度である。両制度に対する雇用主の月額拠出額は、各従業員の月額給与の最大 10%である。

当行グループの中国本土、海外、マカオおよび台湾の全従業員を対象とする年金制度は、拠出率が異なる確定拠出型制度であり、現地の慣行および規制に準拠している。

これらすべての制度に係る費用は、関連する期間の損益計算書に費用として計上され、これらすべての制度の資産は当行グループの資産とは別個に保有されている。MPFEOS においては、全額が権利確定する前に制度を脱退した従業員が権利を喪失した拠出金によって、雇用主の拠出額が減額されることはない。MPFS においては、全額が権利確定する前に制度を脱退した従業員が権利を喪失した拠出金によって、雇用主の拠出額が減額される。

(iv) 株式に基づく報酬

当行は、「従業員ストック・オプション制度」に基づき、持分決済型株式報酬制度を採用し、当行グループの受給資格のある従業員に対してオプションを付与している。

従業員に付与されたストック・オプションの公正価値は、損益計算書において費用として認識し、これに対応して、資本の部における資本準備金を同額増加させる。公正価値は、オプションの付与条件を考慮して、三項モデルを用いて付与日に測定する。従業員が当該ストック・オプションを無条件に取得する権利を得る前に権利確定条件を満たさなければならない場合、ストック・オプションの見積公正価値総額は、オプションが権利確定する可能性を考慮して、権利確定期間にわたって配分される。

権利確定期間中、権利確定が見込まれるストック・オプションの数は見直される。その結果生じる過年度に認識された累積公正価値に対する調整額は、当初の費用が資産として認識される要件を満たす場合を除き、見直しが行われた年度の損益計算書に費用または収益として認識し、これに対応して資本準備金を調整する。権利確定日において、費用として認識した金額は、権利確定したストック・オプションの実際の数を反映するように調整する（資本準備金に対して対応する調整を行う）。ただし、当行の株式の市場価格に関連する権利確定条件を満たせなかったことのみを理由として権利が失効した場合を除く。

持分額は、オプションが行使され新株が割り当てられる（その時点で株式資本に振り替えられる）か、オプションが失効する（その時点で利益剰余金に直接振り替えられる）までの間、資本準備金に計上される。適用される権利確定条件を満たさない付与対象者については、未確定のオプションは全部または一部が失効する。失効したストック・オプションは取り消される。オプションが行使された場合、資本は受領した払込金額の額だけ増加させる。

(y) 関連当事者

本財務諸表の目的上、当事者は、以下のいずれかに該当する場合、当行グループと関連があるとみなされる。

(i) 以下のいずれかに該当する者またはその近親者は、当行グループと関連があるとみなされる。

(a) 当行グループに対する支配または共同支配を有している。
(b) 当行グループに対する重要な影響力を有している。
(c) 当行グループまたは当行グループの親会社の経営幹部の一員である。

(ii) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当行グループと関連がある。

(a) 当該企業と当行グループが同一のグループの一員である（これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している）。
(b) 一方の企業が他方の企業の関連会社または共同支配企業（または、他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業）である。
(c) 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
(d) 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
(e) 当該企業が当行グループまたは当行グループと関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
(f) 当該企業が(i)に示した個人に支配または共同支配されている。
(g) (i)(a)に示した個人が当該企業に対する重要な影響力を有しているか、または当該企業（もしくは当該企業の親会社）の経営幹部の一員である。
(h) 企業（または企業が属するグループの一員）が当行グループまたは当行グループの親会社に経営幹部サービスを提供している。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるかまたは影響されると予想される親族の一員をいう。

(z) セグメント報告

事業セグメントおよび財務諸表に報告される各セグメント項目の金額は、当行グループの様々な事業分野や地域への資源配分および業績評価を目的として、当行グループの最上位の経営者に定期的に提供される財務情報から特定される。

個別に重要な事業セグメントは、当該セグメントが類似の経済的特性を有し、かつ、製品およびサービスの性質、生産プロセスの性質、顧客の種類または区分、製品の流通またはサービスの提供方法、ならびに規制環境の性質において類似している場合を除き、財務報告目的で集約されることはない。個別に重要ではない事業セグメントは、これらの基準の大部分を共有している場合に集計されることがある。

(aa) 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物は、取得日から満期日までの期間が 3 カ月以内の残高で構成される。これには、現金および銀行預け金、短期国債、その他の適格手形、および既知の金額の現金に容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない譲渡性預金が含まれる。

(ab) 預金、発行済負債証券および資本証券

預金、発行済負債証券および資本証券は、当行グループの資金源である。

当行グループは、金融商品の契約条件の実質に基づき、資本証券を金融負債または資本性金融商品に分類している。

金融商品の分類は、その法的形式ではなく実質に基づいて行われる。金融商品は、契約上の義務の決済方法に関わらず、当該商品の保有者に現金またはその他の金融資産を引き渡す契約上の義務がある場合には、負債として分類される。

当初認識後、預金、発行済負債証券および金融負債として分類される資本証券は、当行グループが純損益を通じて公正価値で測定する負債として指定する場合を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

資本性金融商品に分類される資本証券については、保有者の請求による償還はできず、クーポンの支払いは当行の単独の裁量に委ねられている。したがって、これらは資本に表示される。これらに係る分配金は資本に認識される。

(ac) 売却目的で保有する資産

非流動資産および処分グループ（処分グループの資産および負債の両方を含む）は、以下のすべての条件を満たす場合に、売却目的保有に分類され、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。

(a) 帳簿価額が主に売却により回収される。

(b) 現状のままで売却可能である。

(c) 売却の可能性が非常に高い。

売却目的保有資産に当初分類される直前に、当該資産（または処分グループの資産および負債）の帳簿価額は、適用される HKFRSs に従って測定される。 処分グループの事後再測定に際して、HKFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」の測定要件の範囲外である資産および負債の帳簿価額は、処分グループの売却コスト控除後の公正価値が決定される前に、適用される HKFRS に従って測定される。

売却目的で保有される処分グループの資産および負債に関して発生した収益および費用は、取引が完了するまで、引き続き損益計算書の適切な勘定科目に認識される。

(ad) 中間財務報告および減損

[香港証券取引所の]上場規則に基づき、当行グループは、当該事業年度の最初の6ヶ月間について、HKAS第34号「中間財務報告」に準拠して中間財務報告書を作成することが求められている。中間期間の末日において、当行グループは、年度末と同様の減損テスト、認識および戻入れの基準を適用している（注記 2(h)(vii)および注記 2(r)）。

のれんに関して中間期間に認識された減損損失は、その後の期間に戻入れされない。これは、当該中間期間に関連する会計年度の期末においてのみ減損の評価を行っていたとすれば、減損損失が認識されなかったであろう場合、またはより少額の減損損失しか認識されなかったであろう場合であっても同様である。

**3. 会計方針の変更**

香港公認会計士協会（HKICPA）は、HKFRS 会計基準に対する多数の新基準および改正基準を公表しており、これらは当行グループの当会計期間から初めて適用される。

これらの変更はいずれも、当行グループの当期または過年度の業績および財政状態に重要な影響はない。当行グループは、当会計期間において未発効の新たな基準や解釈を適用していない。

*MPF-LSP 相殺メカニズム廃止による会計上の影響に関する新 HKICPA ガイダンス*

2022 年 6 月、香港特別行政区（“当局”）は 2025 年 5 月 1 日（“移行日”）より施行される香港雇用および退職制度法案（相殺手続き）（改訂）条例 2022（“改訂条例”）について官報に掲載した。当該改訂条例が施行されると、雇用主は、移行日（相殺メカニズムの廃止日）以降における従業員の勤務について、長期服務金(“LSP”)の減額を目的とした、強制積立基金(“MPF”)制度への強制的な拠出から生じる発生給付を使用できなくなる。また、移行日以前の勤務に係る LSP については、従業員の移行日直前までの月給ならびに同日までの勤続年数を基に算定する。

2023 年 7 月、HKICPA は相殺メカニズムおよびその廃止に関する会計ガイダンスを提供する“香港における MPF-LSP 相殺メカニズムの廃止による会計上の影響”を発行した。具体的にガイダンスでは、企業は、従業員へ支払われる LSP の減少に使われるであろう MPF への強制的な拠出より生ずる発生給付を従業員によるみなし拠出として LSP へ会計処理できる旨を示している。

2022 年 6 月の改訂条例の施行後この方法を適用することは、以前は認められた、拠出期間にわたり見なし拠出金をサービスコスト（負のサービスコスト）の減少として認識させる HKAS19 の 93(ｂ)による実務上の簡便法が認められなくなる。そのかわりに、これら見なし拠出金を LSP 給付総額と同じ方法にてサービス期間へ帰属させる。改訂条例は当行グループの LSP 負債および従業員コストに重大な影響を与えるものではない。

**4. 当行単体の財政状態計算書**

| | *注記* | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 資産 | | | |
| 現金および銀行預け金 | | 22,336 | 25,498 |
| 銀行への預け金および貸出金 | | 36,752 | 48,296 |
| 貿易手形 | | 224 | 41 |
| トレーディング資産 | | 285 | 355 |
| デリバティブ資産 | | 7,644 | 9,733 |
| 顧客に対する貸付金 | | 387,217 | 397,533 |
| 投資有価証券 | | 144,710 | 125,620 |
| 子会社に対する債権 | | 14,705 | 14,145 |
| 子会社に対する投資 | | 19,461 | 19,469 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | | 4,483 | 4,466 |
| 固定資産 | | 9,501 | 9,493 |
| - 投資不動産 | | 4,718 | 4,774 |
| - その他の有形固定資産 | | 4,338 | 4,293 |
| - 使用権資産 | | 445 | 426 |
| のれんおよび無形資産 | | 1,460 | 1,460 |
| 繰延税金資産 | | 72 | 197 |
| その他の資産 | | 9,643 | 9,529 |
| - 売却目的保有資産 | | 15 | 15 |
| - その他 | | 9,628 | 9,514 |
| 資産合計 | | **658,493** | **665,835** |
| 資本および負債 | | | |
| 銀行からの預金 | | 24,538 | 24,031 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | | 3,199 | 4,545 |
| - 償却原価 | | 21,339 | 19,486 |
| 顧客からの預金 | | 487,537 | 483,553 |
| トレーディング負債 | | - | 5 |
| デリバティブ負債 | | 2,707 | 2,816 |
| 発行済譲渡性預金 | | 10,876 | 27,018 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | | 9,415 | 19,001 |
| - 償却原価 | | 1,461 | 8,017 |
| 子会社に対する未払金 | | 1,561 | 1,777 |
| 当期税金 | | 1,444 | 1,255 |
| 発行済負債証券 | | 844 | 2,892 |
| - 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 | | 688 | 811 |
| - 償却原価 | | 156 | 2,081 |
| 繰延税金負債 | | 420 | 185 |
| その他の負債 | | 16,979 | 18,299 |
| 償却原価で測定される借入資本 | | 14,318 | 10,232 |
| 負債合計 | | 561,224 | 572,063 |
| 資本金 | *40* | 41,915 | 41,856 |
| 準備金 | *42(k)* | 45,264 | 41,826 |
| 当行の株主に帰属する資本合計 | | 87,179 | 83,682 |
| その他資本性金融商品 | *41* | 10,090 | 10,090 |
| | | 97,269 | 93,772 |
| 資本および負債合計 | | **658,493** | **665,835** |

本財務諸表は 2024 年 2 月 21 日に取締役会により承認され、公表が許可された。

| デイビッド・リー・コック・ポー | エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | メオクル・リー・コック・ウィン |
|---|---|---|---|
| 執行会長 | 共同最高経営責任者 | 共同最高経営責任者 | 取締役 |

**5. 利息収益**

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付金、銀行預け金、および貿易手形 | 31,179 | 20,624 |
| 投資有価証券 | | |
| - 償却原価またはFVOCIで測定されるもの | 8,269 | 4,076 |
| - FVTPLで測定することが義務付けられているもの | 141 | 120 |
| トレーディング資産 | 96 | 28 |
| | 39,685 | 24,848 |

金利リスクがヘッジされている取引については、利付金融資産の適格ヘッジ手段である、または利付金融資産と併せて個別に管理されている金利契約から生じる定期的な支払額および受取額を、まず相殺し、その後、対応する金融資産からの利息収益と合算する。

上記には、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として認識されていない金融資産について、ヘッジ効果考慮前の利息収益 36,788 百万香港ドル（2022 年：24,871 百万香港ドル）が含まれている。

**6. 利息費用**

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客預金および銀行預金 | | |
| - 償却原価 | 19,914 | 9,713 |
| - FVTPLに指定されたもの | 202 | 84 |
| 発行済譲渡性預金および債券 | | |
| - 償却原価 | 581 | 511 |
| - FVTPLに指定されたもの | 914 | 485 |
| 償却原価で計上される劣後債 | 960 | 460 |
| リース負債 | 29 | 28 |
| その他の借入金 | 211 | 59 |
| | 22,811 | 11,340 |

金利リスクがヘッジされている取引については、利付金融負債の適格ヘッジ手段である、または利付金融負債と併せて個別に管理されている金利契約から生じる定期的な支払額および受取額を、まず相殺し、その後、対応する金融負債からの利息費用と合算する。

上記には、損益を通じて公正価値で測定される金融負債について、ヘッジ効果考慮前の利息費用 21,491 百万香港ドル（2022 年：10,782 百万香港ドル）が含まれている。

## 7. 受取手数料

受取手数料は、サービスごとに区分表示される。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付金、当座貸越および保証 | 888 | 846 |
| クレジットカード | 759 | 692 |
| 第三者保険商品の販売 | 528 | 484 |
| その他のリテールバンキングサービス | 208 | 197 |
| 信託およびその他の受託業務 | 177 | 224 |
| 投資商品 | 162 | 195 |
| 証券仲介業務 | 141 | 203 |
| 貿易金融 | 96 | 92 |
| その他 | 402 | 439 |
| 受取手数料合計 | 3,361 | 3,372 |
| FVTPL測定ではない金融資産および金融負債からの受取手数料純額（実効金利の決定に含まれているもの以外） | 2,648 | 2,762 |
| 手数料利益 | 3,361 | 3,372 |
| 手数料費用 | (713) | (610) |

## 8. トレーディング損益

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 外国為替および資金スワップからの利益 | 382 | 501 |
| トレーディング証券からの利益（損失） | 22 | (124) |
| デリバティブからの純利益 | 811 | 549 |
| その他の取引による損失 | - | (1) |
| トレーディング証券（株式）からの配当金収益 | 10 | 18 |
| | 1,225 | 943 |

## 9. FVTPL で測定される金融商品の純損益

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVTPL測定に指定された金融商品からの純（損失）利益 | (263) | 292 |
| FVTPL で測定することが義務付けられている金融商品からの純利益（損失）（トレーディング損益に含まれるものを除く） | 1 | (360) |
| | (262) | (68) |

## 10. FVOCI で測定される金融資産の純損益

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券の売却による純（損失）利益 | (60) | 159 |
| 株式からの配当金収益 | 34 | 16 |
| | (26) | 175 |

## 11. ヘッジ損益

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 公正価値ヘッジ | | |
| - ヘッジ対象リスクに帰属するヘッジ対象項目の純利益（損失） | 1,735 | (8,541) |
| - ヘッジ手段に係る（損失）利益 | (1,705) | 8,742 |
| | 30 | 201 |

## 12. その他の営業収益

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 保険純利益 | - | 158 |
| 貸金庫賃貸料 | 117 | 120 |
| 不動産賃貸収入 *（注記 32(ii)）* | 129 | 133 |
| 政府助成金 - 雇用支援制度 | - | 8 |
| その他 | 41 | 29 |
| | 287 | 448 |

## 13. 営業費用

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 確定拠出年金制度への拠出金* | | |
| - 香港 | 191 | 170 |
| - 香港以外 | 223 | 223 |
| 持分決済型株式報酬費用 *（注記42(f)）* | 24 | 22 |
| 給与およびその他の人件費 | 5,007 | 5,078 |
| 人件費合計 | 5,445 | 5,493 |
| 減価償却費を除く不動産および設備費用 | | |
| - 短期リースに関連する費用 | 8 | 15 |
| - 少額資産に関連する費用 | 10 | 6 |
| - リース負債の測定に含まれていない変動リース料** | 1 | (2) |
| - 保守・修繕費およびその他の費用 | 739 | 702 |
| 減価償却費を除く不動産および設備費用合計 | 758 | 721 |
| 減価償却費および償却費 | 820 | 875 |
| その他の営業費用 | | |
| - インターネットプラットフォーム利用料 | 560 | 460 |
| - 法務・専門家報酬 | 457 | 423 |
| - 通信費、文房具および印刷費 | 295 | 294 |
| - 広告・販売促進費 | 294 | 298 |
| - その他 | 803 | 660 |
| その他の営業費用合計 | 2,409 | 2,135 |
| 営業費用合計*** | 9,432 | 9,224 |

* *当事業年度において、グループの拠出金を減額するために、合計 27 百万香港ドル（2022 年：36 百万香港ドル）の失権した拠出金が充当された。当事業年度末で、将来の拠出金を減額するために利用可能な失権した拠出金はなかった（2022 年：なし）。*

** *2022 年 12 月 31 日終了年度において、2 百万香港ドルのコロナ関連賃料値下げの貸方計上、および新なリース契約締結を目的とした 1 百万香港ドルの貸方計上があった。本年度においてはそのような賃料値下げはなかった。*

*** *当事業年度において、賃貸収入を生み出した投資不動産に関連する直接営業費用 10 百万香港ドル（2022 年：7 百万香港ドル）が含まれている。*

## 14. 金融商品の減損損失

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | 5,164 | 5,416 |
| 債券 | 211 | 345 |
| その他 | 108 | 162 |
| | 5,483 | 5,923 |

## 15. 売却目的資産の売却による純利益

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 不動産売却による純損失 | (2) | (1) |
| 処分グループ売却による純利益 | 4 | 1,446 |
| | 2 | 1,445 |

## 16. 固定資産の売却による純利益

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行所有の不動産、器具、備品および設備の売却による純利益 | 14 | 18 |
| リース契約の終了による純損失 | - | (1) |
| | 14 | 17 |

**17. 法人税等**

(a) 連結損益計算書上の税金費用は、以下のとおりである。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当期税金 - 香港 | | |
| - 当期税金 | 482 | 485 |
| - 過年度税金引当超過額 | (63) | (57) |
| | 419 | 428 |
| 当期税金 - 香港以外 | | |
| - 当期税金 | 693 | 325 |
| - 過年度税金引当超過額 | (17) | (16) |
| | 676 | 309 |
| 繰延税金 | | |
| 一時差異の発生および解消 *（注記35(b)）* | 79 | (174) |
| | 1,174 | 563 |

香港の利益税に関する引当額は、当事業年度の見積課税所得に16.5%（2022年：16.5%）を乗じて算定する。

海外、マカオ、台湾の支店および子会社に対する課税は、関連する地域において適用される現行税率に基づいて行われる。

(b) 適用税率に基づく税金費用と会計上の利益との調整：

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 税引前利益 | 5,310 | 4,941 |
| 関連する税務管轄区域の適用税率による税引前利益に対する名目税額 | 1,000 | 730 |
| 損金不算入費用の税効果 | 484 | 273 |
| 非課税収益の税効果 | (234) | (385) |
| 未認識の繰越欠損金の税効果 | 3 | 8 |
| 過年度の引当超過額の戻入 | (80) | (73) |
| その他 | 1 | 10 |
| 損益計算書に計上された実際の税金費用 | 1,174 | 563 |

## 18. 分配金／配当金

(a) 当事業年度に帰属する親会社株主への配当金

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 中間配当：2,658百万株について一株当たり0.36香港ドルの中間配当金の宣言および支払いを行った（2022年：2,689百万株について一株当たり0.16香港ドル）（*注記42(j)*） | 957 | 430 |
| 特別配当（2022年：2,695百万株について一株当たり0.48香港ドル）（*注記42(j)*） | - | 1,294 |
| 第2回中間配当：2,650百万株について一株当たり0.18香港ドル、2度目の中間配当（2022年：2,680百万株について一株当たり0.17香港ドル） | 477 | 456 |
| | 1,434 | 2,180 |

当事業年度に帰属する配当総額は一株当たり0.54香港ドル（2022：一株当たり0.81香港ドル）。第2回中間配当は、報告期間末日時点で負債として計上されていない。

(b) 前事業年度に帰属し、当事業年度中に承認され、支払われた親会社株主への配当金

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 前事業年度における2度目の中間配当は当事業年度に承認および支払いがされた。2,677百万株について一株あたり0.17香港ドルである（2022： 2,923百万株について一株あたり0.35香港ドル)*（注記42(j)）* | 455 | 1,023 |

(c) その他Tier 1資本証券の所有者への分配金

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他Tier 1資本証券に対する分配金の支払い*（注記42(j)）* | 596 | 708 |

## 19. 1株当たり利益

(a) 基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、その他Tier 1資本証券の所有者への596百万香港ドル（2022年：708百万香港ドル）の分配金を計上した後の、親会社株主に帰属する当期連結利益3,522百万香港ドル（2022年：3,651百万香港ドル）、および発行済普通株式の加重平均株式数2,668百万株（2022年：2,759百万株）に基づいて以下のとおり算定される。

普通株式の加重平均株式数

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 株式数 | 株式数 |
| | 百万株 | 百万株 |
| 1月1日現在の発行済普通株式数 | 2,680 | 2,923 |
| 配当の代わりに発行した株式による影響 | 2 | 11 |
| 自己株式の取得の影響 | (14) | (175) |
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数 | 2,668 | 2,759 |

(b) 希薄化後1株当たり利益

希薄化後1株当たり利益の算定方法は、基本的1株当たり利益の算定方法と同様であるが、普通株式の加重平均株式数が、すべての潜在的希薄化株式の影響を考慮して調整される点が異なる。2023年12月31日に終了した事業年度において、すべての潜在的希薄化株式の影響を考慮して調整された普通株式の加重平均株式数は2,668百万株（2022年：2,759百万株）であった。

普通株式の加重平均株式数（希薄化後）

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 株式数 | 株式数 |
| | 百万株 | 百万株 |
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数 | 2,668 | 2,759 |
| 当行のストックオプション制度に基づく普通株式のみなし発行による影響 | - | - |
| 12月31日現在の普通株式の加重平均株式数（希薄化後） | 2,668 | 2,759 |

**20. 取締役の報酬**

香港会社条例第 383 条(1)および会社（取締役の利益に関する情報の開示）規則第 2 部の規定に基づく取締役の報酬は、以下の通りである。

| | 取締役の報酬 | 給与、手当および現物給付 | 裁量賞与 | ストックオプション *(注)* | 退職金制度への拠出金 | 2023 年 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **取締役会長** | | | | | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー | 0.7 | 11.8 | 3.8 | 2.7 | 1.1 | 20.1 |
| **共同最高経営責任者** | | | | | | |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | 0.5 | 8.0 | 7.0 | 5.2 | 0.7 | 21.4 |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | 0.5 | 8.0 | 7.0 | 5.2 | 0.7 | 21.4 |
| **非業務執行取締役** | | | | | | |
| アーサー・リー・コック・チェン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| ウィンストン・ロー・ヤウ・ライ | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| ダリル・ン・ウィン・コン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| 奥正之 | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |

**独立社外取締役**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| アラン・ウォン・チー・ユン | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| メオクル・リー・コック・ウィン | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| ヘンリー・タン・イン・イェン | 1.1 | - | - | - | - | 1.1 |
| デルマン・リー | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| デイビッド・モン・タン・ヨング | 0.7 | - | - | - | - | 0.7 |
| | 11.7 | 27.8 | 17.8 | 13.1 | 2.5 | 72.9 |

*注：　ストックオプションは、当行の従業員ストックオプション制度によって業務執行役員へ付与されていた。ストックオプションの価値は、現金による支払いは行わずに 2023 年および過年度に付与されたオプションの公正価値をそれぞれの権利確定日までの期間にわたって償却したものである。これらの現物支給についての詳細は取締役に関する報告書の第3 項“ストックオプションについての情報 ”及び注記 39 に開示されている。*

**20. 取締役の報酬**（続き）

| | 取締役の報酬 | 給与、手当および現物給付 | 裁量賞与 | ストックオプション *(注)* | 退職金制度への拠出金 | 2022年 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **取締役会長** | | | | | | |
| デイビッド・リー・コック・ポー | 0.6 | 11.8 | 3.6 | 2.9 | 1.1 | 20.0 |
| **共同最高経営責任者** | | | | | | |
| エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー | 0.5 | 7.7 | 6.4 | 4.7 | 0.7 | 20.0 |
| ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン | 0.5 | 7.7 | 6.4 | 4.6 | 0.7 | 19.9 |
| **非業務執行取締役** | | | | | | |
| アーサー・リー・コック・チェン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| オーブレイ・リー・コック・シング | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| ウィンストン・ロー・ヤウ・ライ | 0.4 | - | - | - | - | 0.4 |
| スティーブン・チャールズ・リー・コック・シー | 0.4 | - | - | - | - | 0.4 |
| ダリル・ン・ウィン・コン | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| 奥正之 | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |
| フランシスコ・ハビエル・セラード・トレパット | 0.5 | - | - | - | - | 0.5 |

**独立社外取締役**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| アラン・ウォン・チー・ユン | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| リタ・ファン・ツー・ライ・タイ | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| メオクル・リー・コック・ウィン | 1.2 | - | - | - | - | 1.2 |
| ヘンリー・タン・イン・イェン | 1.0 | - | - | - | - | 1.0 |
| デルマン・リー | 0.9 | - | - | - | - | 0.9 |
| ウィリアム・ジュニア・ギリェルメ・ドゥー | 0.8 | - | - | - | - | 0.8 |
| デイビッド・モン・タン・ヨング | 0.6 | - | - | - | - | 0.6 |
| | 11.2 | 27.2 | 16.4 | 12.2 | 2.5 | 69.5 |

*注：　ストックオプションは、当行の従業員ストックオプション制度によって業務執行役員へ付与されていた。ストックオプションの価値は、現金による支払いは行わずに 2022 年および過年度に付与されたオプションの公正価値をそれぞれの権利確定日までの期間にわたって償却したものである。これらの現物支給についての詳細は取締役に関する報告書の第3 項“ストックオプションについての情報 ”及び注記 39 に開示されている。*

## 21. 報酬額上位5名の従業員

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 給与およびその他の報酬 | 41 | 39 |
| 業績連動型賞与 | 26 | 24 |
| ストックオプション | 17 | 16 |
| 年金拠出金 | 3 | 3 |
| | 87 | 82 |

報酬額上位5名の従業員の報酬は、以下のとおりである。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 従業員数 | 従業員数 |
| 香港ドル | | |
| 11,000,001 ～ 11,500,000 | - | 2 |
| 12,000,001 ～ 12,500,000 | 2 | - |
| 19,500,001 ～ 20,000,000 | - | 2 |
| 20,000,001 ～ 20,500,000 | 1 | 1 |
| 21,000,001 ～ 21,500,000 | 2 | - |

報酬額上位5名の従業員には、取締役3名（2022年：3名）および上級管理職2名（2022年：2名）の報酬が含まれている。これらの取締役の報酬については、注記20に記載されている。

## 22. セグメント情報

(a) 事業セグメント

当行グループは、事業分野と地域を組み合わせて編成された事業部門ごとに事業を管理している。経営資源の配分および業績評価の目的で当行グループの上級管理職に情報が内部報告される方法との整合性を確保するために、当行グループは以下の8つの報告セグメントを設定している。

**香港事業は、**以下の5つの報告セグメントに分類される。

**個人向けバンキング**には、支店業務、個人向けインターネットバンキング、消費者金融、不動産ローン、MPF事業、およびクレジットカード事業が含まれる。

**ホールセール・バンキング**には、法人向け融資およびシンジケートローン、資産担保融資、商業融資、証券貸借取引、ならびにコルレス銀行および企業との貿易金融業務が含まれる。

**トレジャリー・マーケッツ**には、トレジャリー業務および証券取引が含まれる。

**ウェルス・マネジメント**には、プライベート・バンキング業務、投資商品およびアドバイザリー、証券・先物仲介業務が含まれる。

**その他**には、主に香港で事業を展開する子会社による信託業務、および香港事業のその他の支援部門が含まれる。

**22. セグメント情報**（続き）

(a) 事業セグメント（続き）

**中国本土事業には**、主に香港における中国本土事業のバックオフィス部門、および中国本土で事業を展開するすべての子会社および関連会社が含まれる。ただし、中国本土において香港事業のデータ処理およびその他のバックオフィス業務を行う子会社は除く。

**海外、マカオ、台湾における事業**には、主に香港における海外・マカオ・台湾事業のバックオフィス部門、マカオ支店、台湾支店、および海外で事業を展開するすべての支店、子会社、関連会社が含まれる。

**コーポレート・マネジメント**は、当行が発行する借入資本に係る規制資本コストを負担するとともに、香港事業から、当行が発行した資本性金融商品によって資金調達された事業活動が生み出した利息収益を受け取る。

セグメントの業績を評価し、セグメント間でリソースを配分する目的で、当行グループの上級経営陣は、以下の基準に基づき、各報告セグメントに帰属する業績、資産および負債をモニタリングしている。

セグメント資産には、関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分、ならびに売却目的で保有する資産を除くすべての資産が含まれる。セグメント負債には、預金、金融負債および各セグメントに帰属するその他の負債が含まれる。

収益および費用は、各報告セグメントが生み出した利息収益および手数料収益、ならびに当該セグメントにおいて発生した費用、あるいは当該セグメントに帰属する資産の減価償却費または償却費に基づき、各報告セグメントに配分される。

**22. セグメント情報**（続き）

(a) 事業セグメント（続き）

| | 2023年 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港事業 | | | | | | | | | | |
| | 個人向けバンキング | ホールセール・バンキング | トレジャリー・マーケッツ | ウェルス・マネジメント | その他 | 合計 | 中国本土事業 | 海外、マカオ、台湾における事業 | コーポレート・マネジメント | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 正味利息収益／（費用） | 5,653 | 2,888 | 1,352 | 387 | (251) | 10,029 | 4,082 | 2,637 | 126 | - | 16,874 |
| 非利息収益／（費用） | 1,189 | 676 | (42) | 554 | 345 | 2,722 | 978 | 202 | - | (30) | 3,872 |
| 営業収益 | 6,842 | 3,564 | 1,310 | 941 | 94 | 12,751 | 5,060 | 2,839 | 126 | (30) | 20,746 |
| 営業費用 | (1,792) | (485) | (194) | (399) | (2,378) | (5,248) | (3,409) | (805) | - | 30 | (9,432) |
| 減損損失控除前の営業利益／（損失） | 5,050 | 3,079 | 1,116 | 542 | (2,284) | 7,503 | 1,651 | 2,034 | 126 | - | 11,314 |
| 金融商品の減損損失の計上または償却 | (128) | (3,652) | 95 | (261) | (3) | (3,949) | (1,657) | 123 | - | - | (5,483) |
| 関連会社に関する減損損失 | - | - | - | - | - | - | - | (726) | - | - | (726) |
| その他の資産に関する減損損失 | - | - | - | - | - | - | (6) | - | - | - | (6) |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 減損損失控除後の営業利益／（損失） | 4,922 | (573) | 1,211 | 281 | (2,287) | 3,554 | (12) | 1,431 | 126 | - | 5,099 |
| 売却目的で保有する資産の売却による純利益 | - | - | - | - | 4 | 4 | (2) | - | - | - | 2 |
| 子会社または関連会社の処分による純損益 | - | - | - | - | 1 | 1 | - | (13) | - | - | (12) |
| 固定資産売却による純利益／（損失） | (4) | - | - | - | 1 | (3) | 17 | - | - | - | 14 |
| 投資不動産の評価損 | - | - | - | - | (84) | (84) | - | (2) | - | - | (86) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | - | - | - | - | (9) | (9) | 51 | 251 | - | - | 293 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 4,918 | (573) | 1,211 | 281 | (2,374) | 3,463 | 54 | 1,667 | 126 | - | 5,310 |
| 当期の減価償却費 | (207) | (19) | (12) | (9) | (206) | (453) | (295) | (59) | - | - | (807) |
| セグメント資産 | 124,381 | 150,293 | 233,644 | 17,488 | 11,299 | 537,105 | 231,335 | 128,647 | - | (45,125) | 851,962 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資 | - | - | - | - | 48 | 48 | 3,843 | 4,493 | - | - | 8,384 |
| その他の資産 - 売却目的で保有する資産 | - | - | - | - | 15 | 15 | - | - | - | - | 15 |
| 資産合計 | 124,381 | 150,293 | 233,644 | 17,488 | 11,362 | 537,168 | 235,178 | 133,140 | - | (45,125) | 860,361 |
| 負債合計 | 358,753 | 41,148 | 37,547 | 33,026 | 3,139 | 473,613 | 206,654 | 116,422 | - | (44,654) | 752,035 |
| 当事業年度における設備投資額 | 225 | 26 | 12 | 11 | 245 | 519 | 457 | 32 | - | - | 1,008 |

## 22. セグメント情報（続き）

### (a) 事業セグメント（続き）

| | 2022年 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港事業 | | | | | | | | | | |
| | 個人向けバンキング | ホールセール・バンキング | トレジャリー・マーケッツ | ウェルス・マネジメント | その他 | 合計 | 中国本土事業 | 海外、マカオ、台湾における事業 | コーポレート・マネジメント | セグメント間消去 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 正味利息収益／（費用） | 4,007 | 2,859 | (19) | 367 | (106) | 7,108 | 3,997 | 2,177 | 226 | - | 13,508 |
| 非利息収益 | 1,249 | 657 | 373 | 565 | 592 | 3,436 | 860 | 179 | - | (29) | 4,446 |
| 営業収益 | 5,256 | 3,516 | 354 | 932 | 486 | 10,544 | 4,857 | 2,356 | 226 | (29) | 17,954 |
| 営業費用 | (1,713) | (500) | (168) | (358) | (2,401) | (5,140) | (3,374) | (739) | - | 29 | (9,224) |
| 減損損失控除前の営業利益／（損失） | 3,543 | 3,016 | 186 | 574 | (1,915) | 5,404 | 1,483 | 1,617 | 226 | - | 8,730 |
| 金融商品の減損損失 | (127) | (3,258) | (70) | (40) | - | (3,495) | (2,088) | (340) | - | - | (5,923) |
| その他の資産に関する減損損失 | - | - | - | - | - | - | (3) | - | - | - | (3) |
| 減損損失控除後の営業利益／（損失） | 3,416 | (242) | 116 | 534 | (1,915) | 1,909 | (608) | 1,277 | 226 | - | 2,804 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | - | - | - | - | 1,446 | 1,446 | (1) | - | - | - | 1,445 |
| 子会社または関連会社の処分による純損益 | - | - | - | - | (1) | (1) | - | - | - | - | (1) |
| 固定資産売却による純利益／（損失） | (16) | - | - | - | - | (16) | 34 | (1) | - | - | 17 |
| 投資不動産の評価損 | - | - | - | - | (177) | (177) | - | (2) | - | - | (179) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | - | - | - | - | (9) | (9) | 221 | 643 | - | - | 855 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 3,400 | (242) | 116 | 534 | (656) | 3,152 | (354) | 1,917 | 226 | - | 4,941 |
| 当期の減価償却費 | (239) | (16) | (12) | (7) | (246) | (520) | (286) | (56) | - | - | (862) |
| セグメント資産 | 120,111 | 163,414 | 231,299 | 22,679 | 11,560 | 549,063 | 245,349 | 126,730 | - | (47,405) | 873,737 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資 | - | - | - | - | 56 | 56 | 3,893 | 5,112 | - | - | 9,061 |
| その他の資産 - 売却目的で保有する資産 | - | - | - | - | 15 | 15 | 12 | - | - | - | 27 |
| 資産合計 | 120,111 | 163,414 | 231,299 | 22,679 | 11,631 | 549,134 | 249,254 | 131,842 | - | (47,405) | 882,825 |
| 負債合計 | 342,982 | 54,275 | 51,773 | 35,141 | 2,940 | 487,111 | 220,008 | 116,307 | - | (46,947) | 776,479 |
| 当事業年度における設備投資額 | 108 | 33 | 63 | 9 | 114 | 327 | 442 | 28 | - | - | 797 |

*注記: 香港事業の財務情報は、当年度実施された組織再編を反映した当期間の表示に一致させるために再表示された。再編に含まれるのは、MPF 事業の"その他"セグメントから"個人向けバンキング"セグメントへの再編、マーチャントによる事業買収を"個人向けバンキング"セグメントから"ホールセール・バンキング"へ再編。そして以前の"集権的オペレーション"セグメントおよび"その他"セグメントを香港事業の下にあるひとつの"その他セグメントにまとめる。*

**22. セグメント情報**（続き）

(b) 地域別セグメント

地域別分析に関する情報は、業績の報告または資産の計上を行う当行の事業体および支店の主要な事業拠点の所在地、あるいは事業運営に特有のリスクを伴う子会社または事業単位の所在する地域に基づいて分類されている。

| | 2023 年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港 | 中国本土 | その他のアジア諸国・地域 | その他 | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 営業収益 | 13,181 | 5,031 | 888 | 1,953 | (307) | 20,746 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 3,512 | 83 | (188) | 1,903 | - | 5,310 |
| 資産合計 | 537,607 | 234,486 | 48,322 | 84,781 | (44,835) | 860,361 |
| 負債合計 | 473,670 | 206,304 | 40,901 | 75,525 | (44,365) | 752,035 |
| 偶発債務およびコミットメント | 90,012 | 270,752 | 7,795 | 6,533 | - | 375,092 |
| 当事業年度における設備投資額 | 521 | 456 | 20 | 11 | - | 1,008 |

| | 2022 年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 香港 | 中国本土 | その他のアジア諸国・地域 | その他 | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 営業収益 | 11,081 | 4,832 | 770 | 1,590 | (319) | 17,954 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 3,167 | (179) | 938 | 1,015 | - | 4,941 |
| 資産合計 | 549,662 | 248,570 | 51,427 | 80,336 | (47,170) | 882,825 |
| 負債合計 | 487,253 | 219,631 | 43,686 | 72,621 | (46,712) | 776,479 |
| 偶発債務およびコミットメント | 94,745 | 242,178 | 8,729 | 6,749 | - | 352,401 |
| 当事業年度における設備投資額 | 327 | 442 | 24 | 4 | - | 797 |

**23. 現金および銀行預け金** *（注記47(a)(ii)）*

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 手元現金 | 1,417 | 1,465 |
| 中央銀行預け金 | 32,139 | 34,496 |
| 他行預け金 | 12,348 | 18,620 |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 45,904 | 54,581 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | (1) | (2) |
| | 45,903 | 54,579 |

**24. 銀行への預け金および貸出金** *（注記47(a)(ii)）*

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行への預け金および貸出金 | | |
| 満期 | | |
| - 1ヶ月以内 | 40,885 | 52,337 |
| - 1ヶ月超～1年以内 | 2,808 | 7,867 |
| - 1年経過後 | - | - |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 43,693 | 60,204 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | (2) | (1) |
| | 43,691 | 60,203 |
| 内訳： | | |
| 中央銀行への預け金および貸出金 | 2,142 | 495 |

**25. 貿易手形**

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定 | | |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 251 | 41 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | - | - |
| | 251 | 41 |
| FVOCIで測定 | 122 | 488 |
| | 373 | 529 |

## 26. トレーディング資産

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 短期国債（為替資金証券を含む）*（注記47(a)(ii)）* | - | 292 |
| 債券 *（注記47(a)(ii)）* | 2,764 | 983 |
| 株式 | 285 | 255 |
| | 3,049 | 1,530 |

## 27. 顧客に対する貸付金

(a) 顧客に対する貸付金

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 減損引当金計上前の帳簿価額総額 | 532,111 | 549,014 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | (5,127) | (6,620) |
| | 526,984 | 542,394 |

(b) 顧客に対する貸付金 ― 業種別

顧客に対する貸付金総額および担保付貸付金の割合に関する業種別分析は、香港金融管理局（HKMA）が採用している分類および定義に基づいている。

| | 2023年 | | 2022年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付貸付金の割合 | 貸付金総額 | 担保でカバーされている貸付金の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| **香港での利用を目的とする貸付金** | | | | |
| 工業、商業、金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 28,590 | 59.39 | 36,872 | 59.19 |
| - 不動産投資 | 50,155 | 92.35 | 52,366 | 92.57 |
| - 金融機関 | 14,171 | 54.48 | 14,892 | 67.56 |
| - 証券会社 | 1,218 | 91.77 | 708 | 99.54 |
| - 卸売・小売業 | 5,996 | 53.85 | 6,560 | 56.18 |
| - 製造業 | 3,219 | 39.40 | 4,485 | 29.00 |
| - 運輸および輸送用機器 | 4,106 | 50.05 | 5,495 | 42.22 |
| - 娯楽・レジャー関連産業 | 108 | 99.41 | 347 | 93.76 |
| - 情報技術 | 2,093 | 63.13 | 1,438 | 34.22 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| - その他 | 20,868 | 54.76 | 16,262 | 49.00 |
| 小計 | 130,524 | 70.14 | 139,425 | 69.69 |
| | | | | |
| 個人 | | | | |
| - 住宅所有制度、民間セクター参加スキームおよびテナント・パーチェス・スキームにおけるアパート購入のためのローン | 1,081 | 99.10 | 1,200 | 99.97 |
| - その他の住宅用物件の購入のためのローン | 96,147 | 99.53 | 91,944 | 99.95 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 4,740 | 0.00 | 4,115 | 0.00 |
| - その他 | 20,555 | 58.71 | 24,367 | 55.23 |
| 小計 | 122,523 | 88.83 | 121,626 | 87.61 |
| | | | | |
| 香港での利用を目的とする貸付金総額 | 253,047 | 79.19 | 261,051 | 78.07 |
| 貿易金融 | 5,592 | 32.97 | 5,110 | 38.56 |
| 香港域外での利用を目的とした貸付金*（注）* | 273,472 | 35.82 | 282,853 | 35.50 |
| 顧客への貸付金合計 | 532,111 | 56.41 | 549,014 | 55.75 |

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(b) 顧客に対する貸付金 - 業種別（続き）

*注：香港域外での利用を目的とする貸付金には、中国本土での利用を目的とする以下の貸付金、および香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金が含まれる。*

| | 2023 年 | | 2022 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付き貸付金総額の割合 | 貸付金総額 | 担保でカバーされている貸付金総額の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| 中国本土での利用を目的とする貸付金 | | | | |
| 工業、商業、金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 29,598 | 43.16 | 38,339 | 33.92 |
| - 不動産投資 | 7,796 | 67.72 | 10,918 | 76.61 |
| - 金融機関 | 43,746 | 10.19 | 43,747 | 0.79 |
| - 証券会社 | 440 | 100.00 | 678 | 100.00 |
| - 卸売・小売業 | 8,509 | 10.42 | 9,331 | 13.91 |
| - 製造業 | 14,255 | 7.35 | 13,291 | 7.76 |
| - 運輸および輸送用機器 | 1,921 | 61.89 | 2,077 | 81.44 |
| - 情報技術 | 1,194 | 0.74 | 1,994 | 0.27 |
| - その他 | 18,123 | 14.07 | 18,709 | 11.63 |
| 小計 | 125,582 | 22.80 | 139,084 | 20.56 |
| 個人 | | | | |
| - その他の住宅用不動産購入のためのローン | 10,398 | 99.96 | 13,139 | 100.00 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 3,825 | 0.00 | 4,962 | 0.00 |
| - その他 | 18,552 | 3.67 | 16,340 | 3.34 |
| 小計 | 32,775 | 33.79 | 34,441 | 39.73 |
| 中国本土での利用を目的とする貸付金合計 | 158,357 | 25.08 | 173,525 | 24.37 |
| 香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金 | | | | |
| 工業、商業および金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 8,239 | 50.27 | 11,335 | 56.55 |
| - 不動産投資 | 33,696 | 77.20 | 40,054 | 78.58 |
| - 金融機関 | 14,109 | 73.80 | 3,379 | 41.54 |
| - 卸売・小売業 | 4,808 | 15.39 | 4,184 | 18.43 |
| - 製造業 | 15,032 | 1.41 | 13,440 | 3.69 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| - 運輸および輸送用機器 | 2,693 | 44.13 | 3,069 | 44.94 |
| - レクリエーション活動 | 885 | 80.27 | 517 | 94.78 |
| - 情報技術 | 4,741 | 3.66 | 4,063 | 8.12 |
| - その他 | 27,536 | 40.97 | 25,444 | 45.35 |
| 小計 | 111,739 | 49.11 | 105,485 | 51.47 |
| 個人 | | | | |
| - その他の住宅用不動産購入のためのローン | 3,297 | 99.91 | 3,767 | 100.00 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 1 | 0.00 | 2 | 0.00 |
| - その他 | 78 | 99.65 | 74 | 87.24 |
| 小計 | 3,376 | 99.86 | 3,843 | 99.70 |
| 香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金総額 | 115,115 | 50.60 | 109,328 | 53.16 |
| 香港域外での利用を目的とする貸付金の合計 | 273,472 | 35.82 | 282,853 | 35.50 |

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(b) 顧客に対する貸付金 － 業種別（続き）

顧客に対するの総額の 10%以上を占める業種セクターについて、個別の減損貸付金および関連情報は以下のとおりである。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (i) 不動産投開発 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 7,581 | 8,114 |
| b. 個別引当金 | 2,162 | 2,643 |
| c. 集合的引当金 | 404 | 502 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 2,157 | 2,949 |
| e. 償却額 | 3,934 | 659 |
| (ii) 不動産投投資 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 4,094 | 3,325 |
| b. 個別引当金 | 441 | 956 |
| c. 集合的引当金 | 67 | 286 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 227 | 589 |
| e. 償却額 | 910 | 605 |
| (iii) その他の住宅用不動産の購入のためのローン | | |
| a. 個別減損貸付金 | 359 | 318 |
| b. 個別引当金 | 12 | 13 |
| c. 集合的引当金 | 25 | 40 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 17 | 34 |
| e. 償却額 | 1 | 3 |
| (iv) 金融機関 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 640 | 43 |
| b. 個別引当金 | 50 | 27 |
| c. 集合的引当金 | 121 | 118 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 140 | 107 |
| e. 償却額 | 45 | - |

個別引当金は、信用状態が悪化している（ステージ 3）エクスポージャーに対する全期間予想信用損失引当金を表し、集合的引当金は、信用減損していない（ステージ 1 およびステージ 2）エクスポージャーに対する 12 ヶ月および全期間予想信用損失引当金を表している。

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(c) 顧客に対する貸付金 - 地域別

顧客に対する貸付金の総額の地域別内訳に関する情報は、「銀行（開示）規則」の要件に従い、リスクの移転を考慮した上で、取引相手の所在地に基づいて算出されている。一般的に、このようなリスクの移転は、債権が、取引相手とは異なる国の当事者によって保証されている場合、または本拠地が国外に所在する銀行の海外支店に対するものである場合に発生する。 当事者の所在地は、その当事者が設立または登録された法律の適用を受ける経済領域である「居住地」によって決定される。この要件は、注記 22 に記載されているセグメント報告に基づく配分とは異なる。セグメント報告は、当グループの上級経営陣への内部報告方法と整合的な方法で作成されている。 個別引当金は、信用減損（ステージ 3）のエクスポージャーに対する全期間予想信用損失引当金を表し、集合的引当金は、信用減損していない（ステージ 1 およびステージ 2）エクスポージャーに対する 12 ヶ月および全期間予想信用損失引当金を表している。

| | 2023 年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客に対する貸付金合計 | 3 ヶ月超延滞している貸付金 | 顧客に対する減損貸付金 | 個別引当金 | 集合的引当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 香港 | 251,929 | 2,329 | 4,863 | 825 | 215 |
| 中国本土 | 174,954 | 5,393 | 8,567 | 2,648 | 1,072 |
| その他のアジア諸国・地域 | 31,279 | 61 | 111 | 31 | 121 |
| その他 | 73,949 | 297 | 793 | 32 | 183 |
| 合計 | 532,111 | 8,080 | 14,334 | 3,536 | 1,591 |
| 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | | | 2.69% | | |

| | 2022 年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客に対する貸付金合計 | 3 ヶ月超延滞している貸付金 | 顧客に対する減損貸付金 | 個別引当金 | 集合的引当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 香港 | 270,332 | 552 | 1,924 | 813 | 450 |
| 中国本土 | 183,886 | 4,405 | 10,824 | 3,623 | 1,069 |
| その他のアジア諸国・地域 | 30,227 | 48 | 58 | 8 | 109 |
| その他 | 64,569 | - | 339 | 74 | 474 |
| 合計 | 549,014 | 5,005 | 13,145 | 4,518 | 2,102 |
| 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | | | 2.39% | | |

減損貸付金は、個別に減損の客観的な証拠を有する個別に評価される貸付金である。上記の地域別情報は、リスクの移転を考慮した上で取引相手の所在地に基づいて算定されている。

**27. 顧客に対する貸付金**（続き）

(d) 顧客に対する貸付金――ファイナンス・リースにおける純投資額

顧客に対する貸付金には、ファイナンス・リースに基づきリースされた設備に対する純投資額が含まれている。ファイナンス・リースに基づく受取最低リース料総額および期末時点におけるその現在価値は、以下のとおりである。

| | 2023年 | | | 2022年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 最低リース料の現在価値 | 将来期間に関連する利息収益 | 最低リース料合計 | 最低リース料の現在価値 | 将来期間に関連する利息収益 | 最低リース料合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 受取リース料： | | | | | | |
| 1年以内 | 165 | 72 | 237 | 179 | 69 | 248 |
| 1年超2年以内 | 148 | 64 | 212 | 151 | 62 | 213 |
| 2年超3年以内 | 138 | 58 | 196 | 141 | 56 | 197 |
| 3年超4年以内 | 130 | 52 | 182 | 124 | 51 | 175 |
| 4年超5年以内 | 124 | 47 | 171 | 120 | 48 | 168 |
| 5年超 | 1,463 | 312 | 1,775 | 1,614 | 336 | 1,950 |
| | 2,168 | 605 | 2,773 | 2,329 | 622 | 2,951 |
| 控除：減損引当金 | (12) | | | (10) | | |
| ファイナンス・リースへの純投資額 | 2,156 | | | 2,319 | | |

ファイナンス・リースへの純投資額は、財政状態計算書上、「顧客に対する貸付金」として計上される。将来期間に係る利息収益については、未収計上は行われない。

**28. 投資有価証券**

| | 2023年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期国債（国庫短期証券を含む） | 譲渡性預金 | 債券 | 株式 | 投資信託 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定される投資有価証券 | | | | | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 2,660 | 1,103 | 8,099 | - | - | 11,862 |
| 控除：減損引当金 | - | - | (672) | - | - | (672) |
| | 2,660 | 1,103 | 7,427 | - | - | 11,190 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | 27,914 | - | 124,347 | 959 | - | 153,220 |
| FVTPLで測定することを義務付けられている投資有価証券 | - | - | 2,076 | - | 784 | 2,860 |
| | 30,574 | 1,103 | 133,850 | 959 | 784 | 167,270 |

| | 2022年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期国債（国庫短期証券を含む） | 譲渡性預金 | 債券 | 株式 | 投資信託 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定される投資有価証券 | | | | | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 2,428 | 809 | 11,630 | - | - | 14,867 |
| 控除：減損引当金 | - | - | (405) | - | - | (405) |
| | 2,428 | 809 | 11,225 | - | - | 14,462 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | 22,390 | - | 105,167 | 839 | - | 128,396 |
| FVTPLで測定することを義務付けられている投資有価証券 | - | - | 3,270 | 37 | 842 | 4,149 |
| | 24,818 | 809 | 119,662 | 876 | 842 | 147,007 |

**FVOCI に指定された株式**

| | 2023 年 | | 2022 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 公正価値 | 認識済配当金 | 公正価値 | 認識済配当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 長期的な戦略的目的で保有する株式投資 | 959 | 34 | 839 | 16 |

2023 年 12 月 31 日現在、FVOCI に指定された株式のうち 959 百万香港ドル（2022 年： 839 百万香港ドル）が長期的な戦略的目的で保有されており、そのうち 809 百万香港ドル（2022 年：694 百万香港ドル）は、当行の中国銀聯（China UnionPay Co., Ltd.）への投資の公正価値に起因するものである。これらの戦略的投資はどれも 2023 年および 2022 年の間に処分されておらず、これら投資に係る株式累積損益のうち資本内で振替えられたものはなかった。

## 29. 子会社への投資

以下のリストには、当行グループの業績、資産または負債に主たる影響を与えた子会社の詳細のみを記載している。保有株式の種類は普通株式である。

これらの会社の詳細は以下のとおりである。

| | **設立地および事業拠点** | **発行済払込資本金** | **持株比率** | | **事業内容** |
|---|---|---|---|---|---|
| 会社名 | | | 当行 | 当行グループ *(注記 3)* | |
| アンプル・デライト・リミテッド | 香港 | 450 百万香港ドル | | 100% | 投資持株会社 |
| 東亜銀行（信託） | 香港 | 150 百万香港ドル | 100% | | 信託業務 |
| BEA ユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド | 香港 | 374.58 百万香港ドル | 51% | | 資産運用 |
| ユニオン・インベストメント（深圳）マネジメント・リミテッド *（注記 1）* | 中国 | 7 百万米ドル | | 51% | 資産管理、投資管理 |
| セントラル・タウン・リミテッド | 香港 | 2 香港ドル | 100% | | 不動産投資 |
| センチュリー・エイブル・リミテッド | 香港 | 929,752,849 香港ドル | | 100% | 投資持株会社 |
| コロナ・ライト・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 929,752,849 香港ドル | | 100% | 投資持株会社 |
| クレジット・ゲイン・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 香港 | 640 百万香港ドル | 100% | | 貸金業 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| クリスタル・グリーミング・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 929,752,849 香港ドル | 100% | | 投資持株会社 |
| ドラゴン・ジェイド・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | 香港 | 1,127.51 百万香港ドル | 100% | | 投資持株会社 |
| イースト・アジア・デジタル・インフォメーション・サービシズ（広東）リミテッド *（注記1）* | 中国 | 3 百万米ドル | | 100% | 債権回収代行 |
| イースト・アジア・ホールディング・カンパニー・インク *（注記2）* | 米国 | 5 米ドル | 100% | | 投資持株会社 |
| イースト・アジア・セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 香港 | 25 百万香港ドル | 100% | | 証券仲介業 |
| イースト・アジア・サービシズ（ホールディングス）リミテッド | 香港 | 10,000 香港ドル | 100% | | 持株会社 |
| スカイレイ・ホールディングス・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 450 百万香港ドル | 100% | | 投資持株会社 |
| スピードフル・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | 450 百万香港ドル | | 100% | 投資持株会社 |
| 東亜銀行（中国）*（注記1）* | 中国 | 14,160 百万人民元 | 100% | | 銀行および関連金融サービス |

*注記：* *1. 中華人民共和国の法律に基づき登録された完全外資系企業を表す。*
*2. KPMG による監査を受けていない企業であり、その純資産総額および総収益は、関連する連結総額のそれぞれ約0.6%および0.1%未満を占める。*
*3. 当行の子会社が保有する企業*
*4. BVI はブリティッシュ（英領）バージンアイランドの略。PRC は中華人民共和国の略。*

## 30. 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 純資産の持分 | 9,469 | 9,408 |
| のれん | 440 | 452 |
| | 9,909 | 9,860 |
| 控除：減損引当金 | (1,525) | (799) |
| | 8,384 | 9,061 |

以下のリストには、主要な関連会社およびジョイント・ベンチャーに関する詳細のみを記載している。

| 会社名 | 設立地および事業拠点 | 持株比率 | | 事業内容 |
|---|---|---|---|---|
| | | 当行 | 当行グループ *(注記 1)* | |
| **関連会社** | | | | |
| **上場** | | | | |
| アフィン・バンク・ベルハッド | マレーシア | 23.93% | | 銀行および関連金融サービス |
| **非上場** | | | | |
| ブリリアンス-BEA オート・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 中国 | | 22.5% | 自動車金融および関連金融サービス |
| ドルフォード・プロパティ・ホールディングス・リミテッド | イギリス領バージン諸島 | | 30% | 不動産投資 |
| イースト・アジア前海セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 中国 | 49% | | 証券業 |
| グオトン・トラスト・カンパニー・リミテッド | 中国 | 15.38% | | 信託およびその他の金融サービス |
| インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ（カナダ） | カナダ | 20% | | 銀行業 |
| インダストリアル・アンド・コマーシャル・バンク・オブ・チャイナ（米国）、ナショナル・アソシエーション | 米国 | | 20% | 銀行業 |
| ミリオン・フォーチュン・デベロップメント（深圳）カンパニー・リミテッド | 中国 | | 25% | 不動産開発 |
| プラチナ・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | ケイマン諸島 | 30% | | 投資持株会社 |
| 上海 Ctrip フィナンシャル・インフォーメーション・サービシズ・カンパニー・リミテッド | 中国 | | 9.6% | 金融サービス |

*注記: 1. 当行の子会社が保有する企業*

**30. 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資**（続き）

2023 年 12 月 31 日現在、市場価格に基づく当行グループの AFFIN への投資の公正価値は、継続して帳簿価額を下回っていた。その結果、当行グループは使用価値（「VIU」）手法を用いて当該投資の減損テストを実施したところ、当該投資の回収可能額は 3,012 百万香港ドルであることが示された。 回収可能額は帳簿価額である 3,738 百万香港ドルを上回っていたため、追加の減損損失は認識されなかった（2022 年：減損損失なし）。VIU の算定には、AFFIN の直近の業績予測および当行グループ経営陣による今後 5 年間の見積りに基づく割引キャッシュ・フロー予測を用いて、推定 3%の長期成長率を使用して、終値（ターミナルバリュー）を算出している。 VIU の算定には、AFFIN に対する資本資産価格モデル（CAPM）の計算に基づく 12.03%（2022 年：11.95%）の割引率が使用されている。

以下の表は、主要な仮定に対する合理的に起こり得る変更が VIU に与える影響を例示している。これは、主要な仮定が単独で VIU に及ぼす感応度を反映したものであり、複数の有利な変動および／または不利な変動が同時に発生する可能性もある。

| | 有利な変動 | | | 不利な変動 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | VIU の増加 | VIU | | VIU の減少 | VIU |
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2023 年 12 月 31 日現在 | | | | | | |
| 割引率 | -50 ベーシスポイント | 199 | 3,211 | +50 ベーシスポイント | (177) | 2,835 |
| 長期成長率 | +50 ベーシスポイント | 2 | 3,014 | -50 ベーシスポイント | (3) | 3,009 |
| 予想キャッシュ・フロー | +10% | 302 | 3,314 | -10% | (301) | 2,711 |

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 個別に重要ではない関連会社およびジョイント・ベンチャーの累積情報 | | |
| 連結財務諸表における、個別に重要ではない関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額総額 | 8,384 | 9,061 |
| 当行グループが保有する当該関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分相当額の合計 | | |
| 税引後利益 | 293 | 855 |
| その他の包括利益 | (217) | (511) |
| 包括利益合計 | 76 | 344 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する当行グループの持分総額と帳簿価額の調整表 | | |
| 重要な関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額 | - | - |
| 個別に重要でない関連会社およびジョイント・ベンチャーの帳簿価額 | 8,384 | 9,061 |
| 連結財務諸表における関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分 | 8,384 | 9,061 |

## 31. のれんおよび無形資産

のれんおよび無形資産には企業結合により生じたのれんおよび取得した無形資産が含まれる。取得した無形資産は経済的耐用年数にわたって償却される。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| のれん | 1,460 | 1,460 |
| 取得した無形資産 | 392 | 410 |
| | 1,852 | 1,870 |

(a) のれん

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1月1日および12月31日現在 | 1,460 | 1,460 |

のれんを含む現金生成単位に関する減損テスト

のれんは、事業セグメントに基づき特定された当行グループの現金生成単位（「CGU」）に、以下のように配分されている。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| パーソナル・バンキング | 849 | 849 |
| ホールセール・バンキング | 453 | 453 |
| トレジャリー・マーケッツ | 158 | 158 |
| | 1,460 | 1,460 |

現金生成単位（「CGU」）の回収可能額は、価値増分法の計算に基づいて決定される。この計算では、経営陣が承認した5年間の財務予算に基づくキャッシュ・フロー予測が使用される。5年を超える期間のキャッシュ・フローは、以下に示す見積率を用いて推定される。成長率は、当該CGUが事業を展開する事業分野における長期平均成長率を超えないものとする。
価値増分法の算定に用いた割引率は9.62%（2022年：7.98%）、長期成長率は3%（2022年：3%）である。
経営陣は、過去の業績および市場動向に対する見通しに基づき、予算計上された純利益を決定した。使用された加重平均成長率は、内部予測と整合している。

**31. のれんおよび無形資産**（続き）

(b) 無形資産（のれんを除く）

無形資産は建物命名権のみである。無形資産は取得原価から累積償却費および減損損失を控除して計上される。（注記 2(r)）。
有限耐用年数を持つ無形資産の償却は、見積耐用年数にわたり損益計算書に計上する。下記の有限耐用年数無形資産は使用可能日から償却される。これら無形資産の耐用年数は以下の通りである：

命名権：建物または土地のリース期間のうち短い方

期間および償却方法の両方を毎年レビューしている。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価 | | |
| 1 月 1 日現在 | 1,402 | 1,404 |
| 為替換算調整額 | - | (2) |
| 12 月 31 日現在 | 1,402 | 1,402 |
| 償却累計額 | | |
| 1 月 1 日現在 | (336) | (323) |
| 当期償却費 | (13) | (13) |
| 為替換算調整額 | - | - |
| 12 月 31 日現在 | (349) | (336) |
| 減損引当金 | | |
| 1 月 1 日現在 | (656) | (656) |
| 当期計上額 | (5) | - |
| 為替換算調整額 | - | - |
| 12 月 31 日現在 | (661) | (656) |
| 12 月 31 日現在の帳簿価額 | 392 | 410 |

## 32. 固定資産

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 器具、備品、設備 | 小計 | 使用権資産 - 銀行所有の不動産 | 使用権資産 - 器具、備品、設備 | 小計 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価または評価額 | | | | | | | | |
| 2023年1月1日現在 | 5,166 | 8,064 | 6,478 | 14,542 | 1,304 | 25 | 1,329 | 21,037 |
| 増加額 | - | 13 | 667 | 680 | 326 | 2 | 328 | 1,008 |
| 再評価による評価損 | (86) | - | - | - | - | - | - | (86) |
| 処分額 | - | (24) | (191) | (215) | - | - | - | (215) |
| 投資不動産への振替に伴う銀行所有の不動産の再評価益 *(注記42(b))* | - | 13 | - | 13 | - | - | - | 13 |
| 銀行所有の不動産から投資用不動産への振替 | 24 | (24) | - | (24) | - | - | - | - |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (199) | (4) | (203) | (203) |
| 控除：再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (3) | - | (3) | - | - | - | (3) |
| 売却目的保有資産に分類される資産への振替 | - | (21) | - | (21) | - | - | - | (21) |
| 為替換算調整額 | 1 | (87) | (44) | (131) | (3) | - | (3) | (133) |
| 2023年12月31日現在 | 5,105 | 7,931 | 6,910 | 14,841 | 1,428 | 23 | 1,451 | 21,397 |
| 減価償却および減損損失累計額 | | | | | | | | |
| 2023年1月1日現在 | - | 2,289 | 4,660 | 6,949 | 598 | 14 | 612 | 7,561 |
| 当事業年度の減価償却費 | - | 134 | 413 | 547 | 255 | 5 | 260 | 807 |
| 当年度減損額 | - | 1 | - | 1 | - | - | - | 1 |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (199) | (4) | (203) | (203) |
| 再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (3) | - | (3) | - | - | - | (3) |
| 処分時の償却 | - | (13) | (174) | (187) | - | - | - | (187) |
| 売却目的保有資産に分類される資産への振替 | - | (8) | - | (8) | - | - | - | (8) |
| 為替換算調整額 | - | (35) | (26) | (61) | (3) | - | (3) | (64) |
| 2023年12月31日現在 | - | 2,365 | 4,873 | 7,238 | 651 | 15 | 666 | 7,904 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2023年12月31日現在の帳簿価額（純額） | 5,105 | 5,566 | 2,037 | 7,603 | 777 | 8 | 785 | 13,493 |
| 上記の資産の総額は、以下のとおり計上されている： | | | | | | | | |
| 取得原価 | - | 7,183 | 6,910 | 14,093 | 1,428 | 23 | 1,451 | 15,544 |
| 取締役会による評価 | - | 748 | - | 748 | - | - | - | 748 |
| - 1989年 | | | | | | | | |
| 専門的な評価 | 5,105 | - | - | - | - | - | - | 5,105 |
| - 2023年 | | | | | | | | |
| | 5,105 | 7,931 | 6,910 | 14,841 | 1,428 | 23 | 1,451 | 21,397 |

**32. 固定資産**（続き）

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 器具、備品、設備 | 小計 | 使用権資産 - 銀行所有の不動産 | 使用権資産 -器具、備品、設備 | 小計 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価または評価額 | | | | | | | | |
| 2022年1月1日現在 | 4,992 | 8,529 | 6,448 | 14,977 | 1,507 | 23 | 1,530 | 21,499 |
| 増加額 | - | 82 | 473 | 555 | 238 | 4 | 242 | 797 |
| 再評価による評価損 | (179) | - | - | - | - | - | - | (179) |
| 処分額 | - | (209) | (270) | (479) | - | - | - | (479) |
| 再測定 | - | - | - | - | (15) | - | (15) | (15) |
| 投資不動産への振替に伴う銀行所有の不動産の再評価差益 *（注記42(b)）* | - | 354 | - | 354 | - | - | - | 354 |
| 銀行所有の不動産から投資用不動産への振替 | 493 | (493) | - | (493) | - | - | - | - |
| 投資不動産から銀行所有の不動産への振替 | (139) | 139 | - | 139 | - | - | - | - |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (367) | (2) | (369) | (369) |
| 控除：再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (35) | - | (35) | - | - | - | (35) |
| 為替換算調整額 | (1) | (303) | (173) | (476) | (59) | - | (59) | (536) |
| 2022年12月31日現在 | 5,166 | 8,064 | 6,478 | 14,542 | 1,304 | 25 | 1,329 | 21,037 |
| 減価償却および減損損失累計額 | | | | | | | | |
| 2022年1月1日現在 | - | 2,378 | 4,584 | 6,962 | 682 | 11 | 693 | 7,655 |
| 当事業年度の減価償却費 | - | 139 | 428 | 567 | 290 | 5 | 295 | 862 |
| リース契約の満了・解約 | - | - | - | - | (350) | (2) | (352) | (352) |
| 再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (35) | - | (35) | - | - | - | (35) |
| 処分時の償却 | - | (83) | (239) | (322) | - | - | - | (322) |
| 為替換算調整額 | - | (110) | (113) | (223) | (24) | - | (24) | (247) |
| 2022年12月31日現在 | - | 2,289 | 4,660 | 6,949 | 598 | 14 | 612 | 7,561 |
| 2022年12月31日現在の帳簿価額（純額） | 5,166 | 5,775 | 1,818 | 7,593 | 706 | 11 | 717 | 13,476 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上記の資産の総額は、以下のとおり計上されている： | | | | | | | | |
| 取得原価 | - | 7,316 | 6,478 | 13,794 | 1,304 | 25 | 1,329 | 15,123 |
| 取締役会による評価 | - | 748 | - | 748 | - | - | - | 748 |
| - 1989 | | | | | | | | |
| 専門的な評価 | 5,166 | - | - | - | - | - | - | 5,166 |
| - 2022 | | | | | | | | |
| | 5,166 | 8,064 | 6,478 | 14,542 | 1,304 | 25 | 1,329 | 21,037 |

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値評価

(i) 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、報告期間末時点で測定された当行グループの不動産の公正価値を、HKFRS 第 13 号「*公正価値測定*」で定義される 3 段階の公正価値ヒエラルキーに分類して、継続的に提示したものである。公正価値測定がどのレベルに分類されるかは、評価手法で使用されるインプットの観察可能性および重要性を参照して、以下のように決定される。

レベル 1 の評価： 測定日における同一の資産または負債の活発な市場における無調整の相場価格、すなわちレベル 1 のインプットのみを用いて測定された公正価値。

レベル 2 の評価： レベル 2 のインプット、すなわちレベル 1 の要件を満たさないものの観測可能なインプットのみを用いて測定され、かつ重要な観察不能なインプットを使用しない公正価値。観察不能なインプットとは、市場データが入手できないインプットを指す。

レベル 3 の評価： 重要な観察不能なインプットを用いて測定された公正価値。

| | 2023 年 12 月 31 日現在の公正価値 | 2023 年 12 月 31 日時点の公正価値測定の分類は以下のとおり | | |
|---|---|---|---|---|
| | | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **公正価値の定期的な測定** | | | | |
| 投資不動産 | | | | |
| 商業用不動産- 香港 | 5,094 | - | - | 5,094 |
| 商業用不動産-その他 | 11 | - | - | 11 |
| | 5,105 | - | - | 5,105 |

| | 2022 年 12 月 31 日現在の公正価値 | 2022 年 12 月 31 日時点の公正価値測定の分類は以下のとおり | | |
|---|---|---|---|---|
| | | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **公正価値の定期的な測定** | | | | |
| 投資不動産 | | | | |
| 商業用不動産 - 香港 | 5,154 | - | - | 5,154 |
| 商業用不動産- その他 | 12 | - | - | 12 |
| | 5,166 | - | - | 5,166 |

2023 年 12 月 31 日および 2022 年 12 月 31 日に終了した各事業年度において、レベル 1 とレベル 2 の間の振替、またはレベル 3 への振替もしくはレベル 3 からの振替は発生しなかった。当行グループの方針では、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、それらが発生した報告期間末現在で認識することとしている。

2023 年および 2022 年 12 月 31 日時点において、当行グループの全ての投資不動産は独立した評価者によって再評価されている。

香港における投資不動産の評価額は 2023 年 12 月 31 日時点で 5,094 百万香港ドルである（2022：5,154 百万香港ドル）。 これは独立した評価者で勅許鑑定士であり、評価対象の不動産のロケーションおよびカテゴリーについて最近の実績を持ち香港測量士学会のフェロー に所属するスタッフを抱える Savills Valuation and Professional Services Limited によって評価された。この評価額は 2023 年 12 月 31 日現在にて財務諸表に組み入れられており、公開市場価格ベースにて実施された。評価モデルの詳細については下記に記す：

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値測定（続き）

(ii) 不動産のレベル 3 公正価値測定に関する情報

| | 評価手法 | 観察不能なインプット |
|---|---|---|
| 投資不動産 | 収益還元法 | 予想される市場賃料 |
| | | 資本化率 |
| | 直接比較法 | 建物の品質に基づくプレミアム（ディスカウント） |

*建設中ではない投資不動産*

投資不動産の公正価値の算定には収益還元法を採用している。収益還元法では不動産の賃貸可能な全ユニットの既存の賃貸収入を、それぞれの契約期間の残存期間について資本化するが、空室ユニットについては、評価日現在のそれぞれの市場賃料で賃貸されているものと仮定する。既存の賃貸借契約の満了時には、各ユニットは評価日現在の市場賃料で賃貸されているものと仮定し、それを各物件タイプについて投資家が期待する市場利回りで資本化する。 政府との賃貸借契約の満了に伴う更新の見込みについても、十分に考慮されている。賃貸部分の契約期間中の収益の資本価値、賃貸部分について適切に繰り延べられた復元収益の資本価値、および空室部分の資本価値を合計したものが、当該不動産の市場価値となる。

すべての賃貸可能ユニットの市場賃料は、(a) 当該不動産で実際に得られている賃料、および／または (b) 近隣にある類似した不動産の賃貸事例を参考として算出される。 採用される資本化率は、分析対象となった市場売買取引の実現利回りおよび不動産投資家による市場予想を参照して決定される。この期待収益率は、投資の質、将来の賃料上昇および資本増価の可能性に対する予測、運営コスト、リスク要因などを暗に反映している。

収益還元法に対するサポート的な方法として取引事例比較法も評価のチェック機能として採用している。現地にて類似の不動産の比較可能な取引データを収集し各不動産について平方フィートごとの単価を分析する。収集した比較データはその後不動産および比較対象の時期、立地、築年数、建物の質等についての差異を考慮して調整される。

公正価値測定は相場賃料とは正の、資本化率とは負の相関関係を持つ。

当事業年度におけるこれらのレベル 3 の公正価値測定の残高の変動は、以下のとおりである。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 投資不動産 - 商業用 - 香港 | | |
| 1 月 1 日現在 | 5,154 | 4,978 |
| 銀行所有の不動産から投資不動産への振替 | 24 | 493 |
| 投資用不動産から銀行所有の不動産への振替 | - | (139) |
| 再評価差損 | (84) | (178) |
| 12 月 31 日現在 | 5,094 | 5,154 |
| 投資不動産 - 商業用 - その他 | | |
| 1 月 1 日現在 | 12 | 14 |
| 再評価差損 | (2) | (1) |
| 為替換算調整 | 1 | (1) |
| 12 月 31 日現在 | 11 | 12 |

**32. 固定資産**（続き）

不動産の公正価値測定（続き）

(ii) 不動産のレベル 3 公正価値測定に関する情報（続き）

投資不動産の公正価値調整額は、連結損益計算書の「投資不動産の評価損」の項目に計上される。

当事業年度の損益計算書に認識された損失はすべて、報告期間末現在で保有していた不動産によって生じたものである。

銀行所有の不動産および投資不動産の帳簿価額（純額）は、以下のとおりである。

| | 2023 年 | | 2022 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 所有権 | | | | |
| 香港以外で保有 | 11 | 610 | 12 | 606 |
| 借地権 | | | | |
| 香港内で保有 | | | | |
| 長期リース（50 年超） | 3,952 | 1,611 | 4,003 | 1,620 |
| 中期リース（10～50 年） | 1,142 | 1,113 | 1,151 | 1,163 |
| 香港以外で保有 | | | | |
| 長期リース（50 年超） | - | 12 | - | 13 |
| 中期リース（10～50 年） | - | 2,210 | - | 2,363 |
| 短期リース（10 年未満） | - | 10 | - | 10 |
| | 5,105 | 5,566 | 5,166 | 5,775 |

当行グループは、オペレーティング・リースに基づき投資不動産を賃貸している。リース契約の初期期間は通常 1 年から 5 年であり、その期間満了後に契約を更新するオプションが付いており、その際にはすべての条件が再交渉される。いずれのリース契約にも条件付き賃料は含まれていない。

オペレーティング・リースに基づき使用目的で保有されている投資不動産からの賃貸収入は、2023 年に 129 百万香港ドル（2022 年：133 百万香港ドル）であった。
解約不能なオペレーティング・リースに基づく投資不動産の将来の最低リース支払総額は、以下のとおり受取見込みである。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1 年以内 | 105 | 104 |
| 1 年超 2 年以内 | 55 | 38 |
| 2 年超 3 年以内 | 25 | 14 |
| 3 年超 4 年以内 | 8 | 3 |
| 4 年超 5 年以内 | 5 | - |
| 5 年超 | 6 | - |
| | 204 | 159 |

## 33. その他の資産

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 未収利息 | 4,200 | 3,537 |
| 銀行引受手形に係る顧客債権 | 26,771 | 27,796 |
| その他 | 7,776 | 8,094 |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 38,747 | 39,427 |
| 控除：減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | (292) | (219) |
| | 38,455 | 39,208 |
| 売却目的保有資産 | 15 | 27 |
| | 38,470 | 39,235 |

## 34. 損益を通じて公正価値測定に指定された金融負債

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行からの預金 | 3,199 | 4,545 |
| 顧客からの預金 *(注記36)* | 199 | - |
| 発行済譲渡性預金 | 9,415 | 19,001 |
| 発行済負債証券 | 688 | 811 |
| | 13,501 | 24,357 |

上記の金融負債は、当行グループが関連デリバティブをFVTPLで保有している場合にFVTPに指定されており、この指定により、そうでなければ生じることになる会計上のミスマッチが解消されるか、または大幅に軽減される。

当事業年度および累計において、FVTPLに指定された金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因し、その他の包括利益として認識された金額は、以下のとおりである。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1月1日現在における残高 | 15 | (46) |
| 当事業年度中にその他の包括利益として認識された金額 *（注記42(h)）* | (13) | 73 |
| 繰延税金 *（注記42(h)）* | 2 | (12) |
| 12月31日現在の残高 | 4 | 15 |

当事業年度において、FVTPLに指定された負債の認識の中止に起因する、資本内の累積損益の振替は発生しなかった（2022年：なし）。

金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、報告日における金融負債の公正価値と、調整済み資産スワップ・スプレッドを用いて算出した現在価値との差額を用いて算定される。

FVTPLに指定された金融負債の帳簿価額は、満期時に支払われるべき契約上の金額より120百万香港ドル少なかった（2022年：428百万香港ドル下回った）。

## 35. 財政状態計算書における法人税等

(a) 財政状態計算書における当期税金は、以下に示すとおりである。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当期香港利益税引当金 | 482 | 486 |
| 予定納税額 | (217) | (260) |
| | 265 | 226 |
| 過年度法人税引当金残高 | 891 | 772 |
| 香港外所得に対する税金 | 446 | 254 |
| | 1,602 | 1,252 |

(b) 認識された繰延税金資産および負債

連結財政状態計算書に認識された繰延税金資産／（負債）の内訳および当期中の変動は、以下のとおりである。

| | 2023年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以下によって生じる繰延税金： | 関連する減価償却費の超過分における減価償却引当金 | 不動産の再評価 | 金融資産の減損損失 | FVOCIで測定される金融資産の再評価 | 税務上の損失 | その他 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2023年1月1日現在 | (354) | (113) | 1,904 | 15 | 16 | 155 | 1,623 |
| 損益計算書への（借方）/貸方計上（*注記17(a)*） | (27) | - | 2 | - | (13) | (41) | (79) |
| 引当金への（借方）／貸方計上（*注記42(b)、(g)および(h)*） | - | 2 | - | (134) | - | 2 | (130) |
| 為替換算およびその他の調整 | - | - | (43) | - | - | (3) | (46) |
| 2023年12月31日現在 | (381) | (111) | 1,863 | (119) | 3 | 113 | 1,368 |

| | 2022年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以下によって生じる繰延税金： | 関連する減価償却費の超過分における減価償却引当金 | 不動産の再評価 | 金融資産の減損損失 | FVOCIで測定される金融資産の再評価 | 税務上の損失 | その他 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2022年1月1日現在 | (339) | (109) | 1,515 | (282) | 303 | 214 | 1,302 |
| 損益計算書への（借方）／貸方計上*（注記17(a)）* | (15) | - | 494 | - | (272) | (33) | 174 |
| 引当金への（借方）／貸方計上*（注記42(b)、(g)および(h)）* | - | (4) | - | 294 | - | (12) | 278 |
| 子会社処分による戻入 | - | - | - | (1) | - | (1) | (2) |
| 為替換算およびその他の調整 | - | - | (105) | 4 | (15) | (13) | (129) |
| 2022年12月31日現在 | (354) | (113) | 1,904 | 15 | 16 | 155 | 1,623 |

**35. 貸借対照表における法人税**（続き）

(b) 認識された繰延税金資産および負債（続き）

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 財政状態計算書に計上された繰延税金資産（純額） | 1,836 | 1,849 |
| 財政状態計算書に計上された繰延税金負債（純額） | (468) | (226) |
| | 1,368 | 1,623 |

(c) 未認識の繰延税金資産

当行グループは、累積税務上の損失109百万香港ドル（2022年：101百万）に関して、当該税務管轄区域および事業体において、当該損失を充当できる将来の課税所得が生じる可能性が低いことから、繰延税金資産を認識していない。現行の税法に基づき、税務上の損失の有効期限は以下のとおりである：

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 5年以内に失効 | 47 | 41 |
| 失効日なし | 62 | 60 |
| | 109 | 101 |

**36. 顧客からの預金**

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定 | 628,399 | 648,093 |
| FVTPL指定（注記34） | 199 | - |
| | 628,598 | 648,093 |

**37. その他負債**

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 未払利息 | 5,265 | 4,155 |
| 支払手形 | 26,771 | 27,796 |
| 発行済金融保証契約および 貸付コミットメントに対する減損引当金 *（注記43(a)(ix)）* | 415 | 318 |
| リース負債 | 852 | 774 |
| その他の勘定 *（注）* | 14,009 | 16,756 |
| | 47,312 | 49,799 |

*注： HKFRS 第15号に基づく顧客との契約に起因する契約負債2,162百万香港ドル（2022年：2,476百万香港ドル）が含まれる。*

**38. 借入資本**

| | | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 劣後債または損失吸収債券（償却原価で計上、公正価値ヘッジ調整を含む）： | | | |
| 2032年4月22日満期の500百万米ドル、固定利付、Tier2資本証券 | (1) | 3,750 | 3,691 |
| 2030年5月29日満期の600百万米ドル、固定利付、Tier2資本証券 | (2) | 4,727 | 4,665 |
| 2028年7月7日満期の250百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (3) | 1,899 | 1,876 |
| 2027年3月15日満期の500百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (4) | 3,942 | - |
| ヘッジ処理を行わない償却原価で計上する劣後債： | | | |
| 2029年4月25日満期の1,500百万人民元の固定利付劣後債 | (5) | 1,649 | 1,695 |
| | | 15,967 | 11,927 |

当行グループにおいては、2023年12月31日および2022年12月31日に終了した各事業年度において、負債証券に関する元本、利息の支払遅延、またはその他の契約違反は一切発生していない。

(1) 額面500百万米ドル（3,906百万香港ドル相当）、帳簿価額3,750百万香港ドル（2022年：3,691百万香港ドル）の借入資本は、年率4.875%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2022年4月22日に公表した損失吸収力要件を満たしている。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2032年4月22日に満期を迎える予定で、2027年4月22日に任意償還が可能になる。当該債券は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2023年においては0.6百万香港ドルのヘッジの非有効部分に係る損失が計上された。

(2) 額面600百万米ドル（4,687百万香港ドル相当）、帳簿価額4,727百万香港ドル（2022年：4,665百万香港ドル）の借入資本は、年率4%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2020年5月29日に公表した損失吸収力要件を満たしている。 当該社債は香港証券取引所に上場しており、2030年5月29日に満期を迎える予定で、2025年5月29日に償還請求が可能になる。当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2023年には17.7百万香港ドルのヘッジ非有効部分に係る損失が計上された。

(3) 額面250百万米ドル（1,953百万香港ドル相当）、帳簿価額1,899百万香港ドル（2022年：1,876百万香港ドル）の借入資本は、年率5.125%のクーポンで、当行が2022年7月7日に公表した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付非上位債である。 当該債券は証券取引所に上場しており、2028年7月7日に満期を迎える予定で、2027年7月7日に任意償還が可能となる。当該債券は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2023年には重要でないヘッジの非有効部分が計上された。

(4) 額面500百万米ドル（3,906百万香港ドル相当）、帳簿価額3,942百万香港ドルの借入資本は、年率6.75%のクーポン利率で、当行が2023年3月15日に公表した損失吸収能力要件を満たしている損失吸収条項付非上位債である。 当該債券は香港証券取引所に上場しており、2027年3月15日に満期を迎える予定で、2026年3月15日に任意償還が可能となっている。 当該社債は公正価値ヘッジ会計の対象となっており、2023年には4.8百万香港ドルの損失に相当するヘッジの非有効部分が計上された。

(5) 額面1,500百万人民元（1,650百万香港ドルに相当 )および帳簿価額1,649百万香港ドル（2022年：1,695百万香港ドル）の借入資本は、当行の子会社東亜銀行中国によって 2019年 4月 25日に発行されたクーポンレート4.94%の劣後債である。これらの社債の満期は2029年4月25日であり2024年4月25日に任意償還が可能となる。

**39. 持分決済型株式報酬取引**

従業員ストックオプション制度

当行は、従業員株式オプション制度を採用しており、これに基づき、当行の取締役会は、その裁量により、グループの従業員（執行取締役および共同最高経営責任者を含む）に対し、当行の普通株式を引き受けるためのオプションを付与することができる。 関連する各スキームの規則に別段の定めがある場合を除き、2011 年、2016 年スキームおよび 2021 年スキームに基づき付与された株式オプションは、権利確定日から権利確定日の 5 年目の応当日までに行使することができる。すべてのオプションは、対価なしで付与された。

(a) ストックオプションに関する明細事項：

(i) 2015 年から 2022 年にかけて付与された株式オプション：

| 付与日 | トランシェ | 権利確定期間 | 行使期間 | 1 株当たり行使価格 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 香港ドル |
| 2015 年 5 月 4 日 | T3 | 2015 年 5 月 4 日 - 2018 年 5 月 3 日 | 2018 年 5 月 4 日 - 2023 年 5 月 4 日 | 34.15 |
| 2016 年 4 月 8 日 | T2 | 2016 年 4 月 8 日 - 2018 年 4 月 7 日 | 2018 年 4 月 8 日 - 2023 年 4 月 8 日 | 28.45 |
| 2016 年 4 月 8 日 | T3 | 2016 年 4 月 8 日 - 2019 年 4 月 7 日 | 2019 年 4 月 8 日 - 2024 年 4 月 8 日 | 28.45 |
| 2017 年 4 月 7 日 | T1 | 2017 年 4 月 7 日 - 2018 年 4 月 6 日 | 2018 年 4 月 7 日 - 2023 年 4 月 7 日 | 32.25 |
| 2017 年 4 月 7 日 | T2 | 2017 年 4 月 7 日 - 2019 年 4 月 6 日 | 2019 年 4 月 7 日 - 2024 年 4 月 7 日 | 32.25 |
| 2017 年 4 月 7 日 | T3 | 2017 年 4 月 7 日 - 2020 年 4 月 6 日 | 2020 年 4 月 7 日 - 2025 年 4 月 7 日 | 32.25 |
| 2018 年 4 月 10 日 | T1 | 2018 年 4 月 10 日 - 2019 年 4 月 9 日 | 2019 年 4 月 10 日 - 2024 年 4 月 10 日 | 32.25 |
| 2018 年 4 月 10 日 | T2 | 2018 年 4 月 10 日 - 2020 年 4 月 9 日 | 2020 年 4 月 10 日 - 2025 年 4 月 10 日 | 32.25 |
| 2018 年 4 月 10 日 | T3 | 2018 年 4 月 10 日 - 2021 年 4 月 9 日 | 2021 年 4 月 10 日 - 2026 年 4 月 10 日 | 32.25 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T1 | 2019 年 7 月 19 日 - 2020 年 7 月 18 日 | 2020 年 7 月 19 日 - 2025 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T2 | 2019 年 7 月 19 日 - 2021 年 7 月 18 日 | 2021 年 7 月 19 日 - 2026 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2019 年 7 月 19 日 | T3 | 2019 年 7 月 19 日 - 2022 年 7 月 18 日 | 2022 年 7 月 19 日 - 2027 年 7 月 19 日 | 22.45 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T1 | 2020 年 4 月 7 日 - 2021 年 4 月 6 日 | 2021 年 4 月 7 日 - 2026 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T2 | 2020 年 4 月 7 日 - 2022 年 4 月 6 日 | 2022 年 4 月 7 日 - 2027 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2020 年 4 月 7 日 | T3 | 2020 年 4 月 7 日 - 2023 年 4 月 6 日 | 2023 年 4 月 7 日 - 2028 年 4 月 7 日 | 16.58 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T1 | 2021 年 4 月 13 日 - 2022 年 4 月 12 日 | 2022 年 4 月 13 日 - 2027 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T2 | 2021 年 4 月 13 日 - 2023 年 4 月 12 日 | 2023 年 4 月 13 日 - 2028 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2021 年 4 月 13 日 | T3 | 2021 年 4 月 13 日 - 2024 年 4 月 12 日 | 2024 年 4 月 13 日 - 2029 年 4 月 13 日 | 17.08 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T1 | 2022 年 4 月 12 日 - 2023 年 4 月 11 日 | 2023 年 4 月 12 日 - 2028 年 4 月 12 日 | 12.17 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T2 | 2022 年 4 月 12 日 - 2024 年 4 月 11 日 | 2024 年 4 月 12 日 - 2029 年 4 月 12 日 | 12.17 |
| 2022 年 4 月 12 日 | T3 | 2022 年 4 月 12 日 - 2025 年 4 月 11 日 | 2025 年 4 月 12 日 - 2030 年 4 月 12 日 | 12.17 |

(ii) 2023 年度に付与されたストックオプション：

| 付与日 | トランシェ | 権利確定期間 | 行使期間 | 1 株当たり行使価格 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 香港ドル |
| 2023 年 4 月 12 日 | T1 | 2023 年 4 月 12 日 - 2024 年 4 月 11 日 | 2024 年 4 月 12 日 - 2029 年 4 月 12 日 | 10.08 |
| 2023 年 4 月 12 日 | T2 | 2023 年 4 月 12 日 - 2025 年 4 月 11 日 | 2025 年 4 月 12 日 - 2030 年 4 月 12 日 | 10.08 |
| 2023 年 4 月 12 日 | T3 | 2023 年 4 月 12 日 - 2026 年 4 月 11 日 | 2026 年 4 月 12 日 - 2031 年 4 月 12 日 | 10.08 |

**39. 持分決済型株式報酬取引**（続き）

(b) ストックオプション数および加重平均行使価格は以下のとおりである。

| | 2023年 | | 2022年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 加重平均行使価格 | オプション数 | 加重平均行使価格 | オプション数 |
| | 香港ドル | 百万個 | 香港ドル | 百万個 |
| 期首現在発行済 | 21.08 | 47 | 26.57 | 36 |
| 当事業年度中に権利行使されたもの | - | - | - | - |
| 当事業年度中に付与されたもの | 10.08 | 12 | 12.17 | 16 |
| 当事業年度中に失効したもの | 30.81 | (7) | 32.04 | (5) |
| 期末現在発行済 | 17.37 | 52 | 21.08 | 47 |
| 期末現在行使可能 | 22.36 | 28 | 27.24 | 27 |

2023年度および2022年度にストックオプションは行使されなかった。

2023年12月31日時点における未行使オプションの行使価格は10.08香港ドルから32.25香港ドル(2022年:12.17香港ドルから34.15香港ドル)であり、加重平均残存契約期間は4.09年（2022年：3.91年）であった。

(c) ストックオプションの公正価値および仮定

付与されたストックオプションと引き換えに受領したサービスの公正価値は、付与されたストックオプションの公正価値を参照して測定される。付与されたストックオプションの見積公正価値は三項式モデルを基に測定する。このモデルには、オプションの契約期間が入力値として用いられる。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| 測定日における公正価値 | | |
| - 第1トランシェ | 1.88香港ドル | 1.65香港ドル |
| - 第2トランシェ | 1.88香港ドル | 1.50香港ドル |
| - 第3トランシェ | 1.80香港ドル | 1.30香港ドル |
| 測定日時点の株価 | 10.08香港ドル | 12.17香港ドル |
| 行使価格 | 10.08香港ドル | 12.17香港ドル |
| 予想ボラティリティ | 26.97% | 25.12% |
| オプションの期間 | | |
| - 第1トランシェ | 6年 | 6年 |
| - 第2トランシェ | 7年 | 7年 |
| - 第3トランシェ | 8年 | 8年 |
| 予想配当 | 9.64%-12.95% | 16.06%-18.69% |
| 無リスク金利（香港国債に基づく） | 2.88% | 2.67%-2.69% |

予想ボラティリティは過去のボラティリティに基づき、予想配当金は付与日より前の過去の配当金に基づいている。主観的なインプットの仮定における変更は、公正価値の見積りに重大な影響を及ぼす可能性がある。
ストックオプションは、勤務条件に基づき付与されていた。この条件は、付与日において提供済の役務の公正価値測定には考慮されていない。株式オプションの付与に関連する市場条件はなかった。

**40. 資本金**

| | 2023年 | | 2022年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数 | | 株式数 | |
| | 百万株 | 百万香港ドル | 百万株 | 百万香港ドル |
| 発行済かつ全額払込済普通株式： | | | | |
| 1月1日現在 | 2,680 | 41,856 | 2,923 | 41,645 |
| 配当の代わりに発行された株式 | 6 | 59 | 19 | 211 |
| 株式の買戻しおよび消却 | (36) | - | (262) | - |
| 12月31日現在 | 2,650 | 41,915 | 2,680 | 41,856 |

自己株式の取得

2023年度は35,940,800株が総額（諸費用除く）366百万香港ドルにて株式市場から買い戻され、35,797,200株が消却された （2022年に買い戻された686,200株を含む）。それぞれ期首発行済普通株式の1.34%および1.34%を占める。2023年に買い戻された残りの829,800株は2024年1月8日に消却された。

2022年度、当行は246,510,173株の自社株をElliot Investment Managementの関連企業との株式買戻し契約により総額2,904百万香港ドルにて買い戻した。また株式市場から15,744,800株を134百万香港ドルにて買い戻した。2022年12月31日時点において、買戻しおよび消却された株数の合計はそれぞれ262,254,973株および261,568,773株であり、期首現在の発行済普通株式のそれぞれ8.97%および8.95%に相当する。

下記の表は2023年に取得および消却された自己株式の詳細を表している。

| 月 | 株式数 | 一株当たり最高価格 | 一株当たり最低価格 | 一株当たり平均価格 | 対価総額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 香港ドル | 香港ドル | 香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得した自己株式： | | | | | |
| *市場から取得* | | | | | |
| - 2023年2月 | 2,932,400 | 11.24 | 10.50 | 10.86 | 32 |
| - 2023年4月 | 3,991,200 | 10.50 | 9.88 | 10.16 | 41 |
| - 2023年5月 | 6,884,000 | 10.72 | 9.58 | 10.18 | 70 |
| - 2023年6月 | 4,032,600 | 10.56 | 9.77 | 10.17 | 41 |
| - 2023年7月 | 3,906,800 | 12.20 | 10.38 | 11.28 | 44 |
| - 2023年8月 | 1,494,400 | 11.34 | 10.92 | 11.14 | 17 |
| - 2023年9月 | 259,400 | 11.42 | 11.18 | 11.33 | 3 |
| - 2023年10月 | 4,754,600 | 10.34 | 9.23 | 9.66 | 46 |
| - 2023年11月 | 4,455,400 | 9.92 | 9.01 | 9.46 | 42 |
| - 2023年12月 | 3,230,000 | 9.72 | 9.09 | 9.39 | 30 |
| - 決済済み | 2,919,400 | | | | 27 |
| - 期末において未決済 | 310,600 | | | | 3 |
| | 35,940,800 | | | | 366 |
| 償却済み株式 | 35,797,200 | | | | |

従業員のストックオプション制度

承認された従業員ストックオプション制度（制度と呼ぶ）に従い当行の普通株式を購入するオプションが資格のある従業員に付与された。関連制度の規定に別途定められる場合を除き 2011 年、2016 年および 2021 年制度で付与されたストックオプションについては、権利確定日から 5 年後の権利確定日までに権利行使できる。

2023 年および 2022 年は制度を利用したオプションの行使および株式の発行は無かった。

**41. その他資本性金融商品**

| | | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|---|
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他 Tier1 資本証券 | | | |
| 650 百万米ドルの期限を定めていない非累積劣後資本証券 | (1) | 5,069 | 5,069 |
| 650 百万米ドルの期限を定めていない非累積劣後資本証券 | (2) | 5,021 | 5,021 |
| | | 10,090 | 10,090 |

(1) 2019 年 9 月 19 日、当行はその他 Tier1 資本証券を額面 650 百万米ドルにて発行した（5,069 百万香港ドルに相当。関連発行費用控除後）。その他 Tier 1 資本証券は期限を定めていない非累積劣後資本証券であり 2024 年 9 月 19 日の初回の任意償還日まで年率 5.875%が生じる。クーポンは 5 年毎にリセットされ、その他 Tier1 資本証券が償還されない場合は、その時の米国 5 年国債利率に年 4.257%をプラスしたものが固定率として設定される。クーポンの支払いは当行の単独の裁量にて取り消す可能性がある。その他 Tier1 資本証券は実質破綻の事象が発生した場合またはそれが継続する場合には償却される。その事象が清算される場合や損失吸収力要件を満たす場合、資本証券は普通株主よりも上のランクとなる。

初回予定されていたクーポン支払日は 2020 年 3 月 19 日でクーポンは年に 2 度支払われる。当行はクーポン支払いを取り消す権利があり（その他 Tier1 資本証券の契約条件に規定される要件による）取り消されたクーポンは累計扱いとはならない。但し当行は次に予定されているクーポンの支払いが実施されない限り普通株主に対する配当宣言を止められている。

その他 Tier1 資本証券の元本については、HKMA の見解において元本の償却無しには当行の存続が難しいと判断されその旨が当行に告知された場合、HKMA が指示または合意する金額を上限として償却される。

当行は 2024 年 9 月 19 日以降、またはその後のクーポン支払日であればいつでも全ての発行済その他 Tier1 資本証券を償還できるコールオプションを持っている。ただし契約条件に規定される制限の範囲内にて行う。

(2) 2020 年 10 月 21 日、当行はその他 Tier1 資本証券を額面 650 百万米ドル（5,021 百万香港ドルに相当。関連発行費用控除後）にて発行した。その他 Tier1 資本証券は期限を定めていない非累積劣後資本証券であり、2025 年 10 月 21 日の初回コール日まで年率 5.825%のクーポンが生じる。クーポンは 5 年毎にリセットされ、その他 Tier1 資本証券が償還されない場合は、その時の米国 5 年国債利率に年 5.527%をプラスしたものを固定率として設定される。クーポンの支払いは当行の単独の裁量にて取り消す可能性がある。その他 Tier1 資本証券は事実破綻の事象が発生するまたはそれが継続する場合評価減を計上する。事象が清算される場合や損失吸収力要件を満たす場合、資本証券は普通株主よりも上のランクとなる。

初回予定されていたクーポン支払日は 2021 年 4 月 21 日でクーポンは年に 2 度支払われる事となっていた。当行はクーポン支払いを取り消す権利があり（その他 Tier1 資本証券の契約条件に規定される要件による）取り消されたクーポンは累計扱いとはならない。但し当行は次に予定されているクーポンの支払いが実施されない限り普通株主に対する配当宣言を止められている。

その他 Tier1 資本証券の元本については、HKMA の見解では元本の償却がなければ当行の存続が難しいと判断されその旨が当行に告知された場合、HKMA が指示または合意する金額を上限として償却される。

当行は 2025 年 10 月 21 日以降、またはその後のクーポン支払日であればいつでも全ての発行済その他 Tier1 資本証券を償還するコールオプションを持っている。ただし契約条件に規定される制限の対象となる。

## 42. 準備金

| | 当行グループ | | 当行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2023年 | 2022年 | 2023年 | 2022年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (a) 一般準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | 13,658 | 13,658 | 13,472 | 13,472 |
| 処分時に不動産評価引当金から振替 | - | - | - | - |
| 12月31日現在 | 13,658 | 13,658 | 13,472 | 13,472 |
| (b) 銀行所有の不動産に関する再評価差額金 | | | | |
| 1月1日現在 | 2,255 | 1,905 | 1,895 | 1,899 |
| 繰延税金資産（負債）の認識 *（注記35(b)）* | 2 | (4) | 2 | (4) |
| 銀行所有の不動産に関する再評価差額金の投資不動産への振替 *（注記32）* | 13 | 354 | 13 | - |
| 12月31日現在 | 2,270 | 2,255 | 1,910 | 1,895 |
| (c) 法定準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | 5,138 | 5,273 | - | - |
| 利益剰余金への振替 | (2) | (135) | - | - |
| 12月31日現在 | 5,136 | 5,138 | - | - |
| (d) 資本準備金 | | | | |
| 1月1日現在 | 895 | 895 | - | - |
| 利益剰余金への振替 | - | - | - | - |
| 12月31日現在 | 895 | 895 | - | - |
| (e) 為替換算差額 | | | | |
| 1月1日現在 | (1,822) | 1,058 | (125) | 127 |
| 為替換算調整額 | (723) | (2,880) | 223 | (252) |
| 12月31日現在 | (2,545) | (1,822) | 98 | (125) |
| (f) 資本準備金－発行済従業員ストックオプション | | | | |
| 1月1日現在 | 150 | 152 | 150 | 152 |
| 留保利益へ振り替えた失効オプション | (35) | (24) | (35) | (24) |
| 追加 *（注記13）* | 24 | 22 | 24 | 22 |
| 12月31日現在 | 139 | 150 | 139 | 150 |

**42. 準備金**（続き）

| | 当行グループ | | 当行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2023 年 | 2022 年 | 2023 年 | 2022 年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| (g) 公正価値差額金 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 510 | 1,925 | 360 | 1,763 |
| 有価証券の公正価値の変動 | 880 | (1,722) | 897 | (1,545) |
| 処分に伴う戻入額 | 82 | 13 | 121 | (153) |
| 繰延税金（負債）資産の計上 *（注記 35(b)）* | (134) | 294 | (148) | 295 |
| 12 月 31 日現在 | 1,338 | 510 | 1,230 | 360 |
| (h) 負債信用準備金 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 15 | (46) | 15 | (46) |
| 自己信用リスクの変動によって生じる公正価値の変動 *（注記 34）* | (13) | 73 | (13) | 73 |
| 繰延税金資産（負債）の計上 *（注記 34 および 35(b)）* | 2 | (12) | 2 | (12) |
| 12 月 31 日現在 | 4 | 15 | 4 | 15 |
| (i) その他の準備金 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | (33) | (82) | - | - |
| 利益剰余金への振替 | - | (5) | - | - |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分変動額 | 51 | 54 | - | - |
| 12 月 31 日現在 | 18 | (33) | - | - |
| (j) 利益剰余金 | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 33,365 | 35,395 | 26,059 | 28,292 |
| 当期利益 | 4,118 | 4,359 | 4,692 | 4,296 |
| 資本準備金からの振替 - 発行済従業員ストックオプション | 35 | 24 | 35 | 24 |
| 法定準備金からの振替 | 2 | 135 | - | - |
| その他の準備金からの振替 | - | 5 | - | - |
| 自己株式の取得 | (367) | (3,051) | (367) | (3,051) |
| その他 Tier 1 資本商品の償還 | - | (47) | - | (47) |
| 分配金/配当金 *（注記 18）* | | | | |
| - 中間配当 | (957) | (430) | (957) | (430) |
| - 過年度に係る第 2 回中間配当金 | (455) | (1,023) | (455) | (1,023) |
| - 特別配当 | - | (1,294) | - | (1,294) |
| - その他 Tier 1 資本商品 | (596) | (708) | (596) | (708) |
| 12 月 31 日現在 | 35,145 | 33,365 | 28,411 | 26,059 |
| (k) 準備金合計 | 56,058 | 54,131 | 45,264 | 41,826 |

**42. 準備金**（続き）

一般準備金は、留保利益の振替および不動産処分による実現再評価剰余金から積み立てられた。

銀行所有の不動産の再評価差額金および為替換算差額が計上されており、これらは銀行所有の再評価および外貨換算に関して採用された会計方針に従って処理されている。

法定準備金は、特定の海外子会社および関連会社の法定要件を満たすために設定されており、主に、当該管轄区域の現行の会計要件に基づいて認識されたものに加えて、リスク資産に係る、識別されていない潜在損失をカバーすることを目的としている。

資本準備金には、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーの準備金の資本化。

資本準備金－発行済従業員ストックオプションには、当行の従業員向けに発行されたストックオプションの公正価値、ならびに注記 2(x)(iv)の株式報酬に関する会計方針に従って認識されたものが含まれる。

公正価値評価差額金は、有価証券が認識中止されるまでの間、FVOCI で測定する対象となっている有価証券の公正価値の累積純変動額で構成され、注記 2(h) の会計方針に従って処理される。

負債信用準備金には、損益に認識されたものを除き、FVTPL として指定された金融負債の信用リスクの変動によって生じた当該負債の公正価値の累積変動額が含まれる。

その他の準備金は、投資再評価引当金および銀行所有の不動産の再評価引当金に関する、関連会社の持分変動の持分相当額である。

規制準備金は、香港銀行条例の規定を満たし、慎重に監督を行うことを目的として、認識された減損損失に加え、当行が貸付金および投資に関して被る、あるいは被る可能性のある損失に備えて、一定額を積み立てることで維持されている。 当引当金の変動額は、香港金融管理局（HKMA）と協議の上、留保利益を通じて直接充当される。2023 年 12 月 31 日現在、この要件により、当行が株主に分配できる準備金の額は 2,138 百万香港ドル（2022 年：1,742 百万香港ドル）制限されている。

2023 年 12 月 31 日現在、当行の株式保有者への分配に充てることができる準備金の総額は 37,462 百万香港ドルであった（2022 年：34,698 百万香港ドル）。 報告期間終了後、取締役会は普通株式 1 株当たり 0.18 香港ドル（2022 年：1 株当たり 0.17 香港ドル）の第 2 回中間配当を決定し、その総額は 477 百万香港ドル（2022 年：456 百万香港ドル）となった。当該配当は、報告期間末現在で負債として計上されていない。

**43. 主要なリスク管理**

本セクションでは、当行グループの主要なリスクの管理に関する情報を記載する。

当行グループは、香港金融管理局（HKMA）およびその他の規制当局が定める要件に沿ったリスク・ガバナンスおよび管理の枠組みを確立している。この枠組みは、取締役会および上級経営陣が、適切な権限委譲とチェック・アンド・バランスを通じて、リスク管理に関連する責任を遂行できる体制を基盤としている。これらの責任には、当行グループの事業戦略および目標に沿ったリスク許容度の定義、当該戦略の実行を統制するリスク方針の策定、ならびにリスクの承認、管理、モニタリング、および是正に関する手続および限度額の設定が含まれる。

リスク委員会は、取締役会の下に位置する当行グループのリスク・ガバナンス体制の最上位に位置している。同委員会は、5 名の独立非執行取締役および 2 名の非執行取締役で構成され、独立非執行取締役の 1 名が委員長を務めている。リスク委員会は、当行グループのリスク許容度の策定を直接監督するとともに、当行グループの財務能力、戦略的方向性、現在の市場状況、および規制要件を勘案して、当行グループが引き受けることを容認するリスクの水準を設定する。

また、リスク委員会は、経営陣が業務を遂行するために採用する方針や手続に、グループのリスク許容度が確実に反映されるよう確保している。リスク委員会は、危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会を含むグループの各管理委員会を通じて、またリスク管理部門による全体的な調整のもと、グループのリスク管理フレームワークを定期的に見直し、すべての重要なリスク関連業務が、確立された方針に従い、適切なリソースを用いて遂行されるよう確保している。

危機管理委員会、リスク管理委員会、信用リスク委員会、資産・負債管理委員会、およびオペレーショナル・リスク管理委員会は、上級経営陣、グループ最高リスク責任者（CRO）、および必要に応じて関連分野の上級幹部で構成されている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

当行グループは、潜在的なリスクを包括的かつ効果的に特定・管理するため、エンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）フレームワークを導入している。この ERM フレームワークは、当行グループがこれを達成するのを支援するとともに、「3 つの防衛線」リスク管理モデルを強化するものである。

当行グループは、「3 つの防衛線」リスク管理体制を採用し、グループ内のリスク管理に関する役割と責任が明確に定義されるようにしている。「3 つの防衛線」モデルは、以下のように要約される。

- 第1の防衛線は、当行グループの事業部門または支援部門の責任者であるリスク・オーナーと、その管理下にあるスタッフで構成される。彼らは、具体的なリスク管理メカニズムや詳細な手続の策定および実行を含め、各部門の日常的なリスク管理について主たる責任を負っている。
- 第2の防衛線は、リスク・コントローラーで構成されている。リスク・コントローラーとは、リスク管理ガバナンスの枠組みを策定し、独立してリスクをモニタリングするとともに、当行グループのリスク管理に関する経営委員会の監督業務を支援する役割を担う、指定されたスタッフである。
- 第3の防衛線は内部監査部門であり、リスク・ガバナンス体制を含め、当行グループのリスク管理フレームワークの有効性について保証を提供する責任を負っている。

グループ最高リスク責任者（Group Chief Risk Officer）は、グループのリスク管理に関連するすべての事項を調整し、リスク管理方針の策定においてリスク・コントローラーと緊密に連携するとともに、すべてのリスク・コントローラーおよびリスク・オーナーとの機能的な協力関係を通じて、グループ・レベルでのリスク管理を行う。

当行グループは、その事業、業務、および財務状況に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクに直面している。ERM フレームワークの下では、主なリスクとして、信用リスク、金利リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、戦略リスク、法的リスク、コンプライアンス・リスク、およびテクノロジー・リスクが挙げられる。

当行グループは、各種リスクの特定、計測、モニタリング、管理、報告を行い、必要に応じてそれらのリスクをカバーするための適切な資本を配分するための方針を策定している。当行グループの主要なリスク管理方針および管理の枠組みは取締役会によって承認されており、市場の変化、法的要件、およびリスク管理プロセスにおけるベストプラクティスに対応するため、定期的に見直しと改善が行われている。 取締役会は、継続的なリスク管理の責任をリスク委員会および各経営委員会に委任している。リスク管理に関連する重要な事項は、リスク管理を監督する取締役会に対し、リスク委員会を通じて報告されなければならない。さらに、グループ最高リスク責任者（CRO）は、リスク管理インフラ、戦略、リスク許容度、文化、リソースなどを含む（ただしこれらに限定されない）当行グループのリスク管理上の課題を日常的に監督する責任を負っている。

ストレステストは、当行グループのリスク管理において不可欠な要素である。当行グループは、必要に応じて主要なリスクについて定期的にストレステストを実施し、厳しい事業環境（中国本土および香港における大幅な景気後退などの仮定的な状況を含む）が当行グループの財務状況、特に自己資本比率、収益性、流動性に及ぼす潜在的な影響を評価している。必要に応じて、潜在的な影響を軽減するための迅速な経営対応策を策定し、実行している。

(a) 信用リスク管理

信用リスクとは、借手または取引相手が債務を履行できないことに起因する損失のリスクである。

信用リスク委員会は、当行グループの信用リスクに関連するすべての事項の管理を担当し、当行グループのリスク管理部門傘下の信用リスク管理部は、信用リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。当行グループは、ターゲット市場セグメントを定義し、適切な与信方針を策定し、与信評価および資産の質のモニタリングを行うことにより、信用リスクを特定・管理している。信用リスクの管理限度額は、様々なレベルで設定されている。すべての限度額の設定にあたっては、リスク、リターン、および市場状況が考慮されている。限度額の積極的なモニタリングが行われている。

個人顧客や取引相手に関連する信用リスクを評価するにあたっては、常に財務力と返済能力を最優先の考慮事項としている。信用リスクは、顧客や取引相手から担保を取得することで軽減することができる。

当行グループは、信用リスクを特定、計測、モニタリング、管理、および報告するための方針、手続、および格付に関するシステムを策定している。 これに関連し、当行グループの「信用リスク管理マニュアル」には、信用リスク管理に関する指針が定められている。これらの指針には、与信権限の委譲、与信審査基準、与信モニタリングプロセス、内部格付体系、債権回収手続、および引当金計上方針が規定されている。これらは、市場の変化、法的要件、およびリスク管理プロセスにおけるベストプラクティスに対応するため、継続的に見直され、改善されている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

当行グループにおける主要な信用リスクの種類ごとの信用リスク管理は、以下のとおりである：

(i) 法人および金融機関の信用リスク

当行グループは、特定の取引相手または取引における潜在的な信用リスクを評価し、取引を承認するための方針および手続を定めている。法人および銀行顧客に対しては、異なるリスク要因（例：事業を行っている地域、企業の規模）を組み込んだ異なる内部格付システムを設けており、各取引相手に適用している。 特に「専門融資（Specialised Lending）」に分類されるエクスポージャーについては、監督当局のスロット基準が採用されている。与信集中リスクをモニタリングするため、当行グループは個々の業界に対するエクスポージャー、ならびに借手および借手グループに対するエクスポージャーについて、あらかじめ上限を設定している。また、当行グループには、審査および承認の水準が適切であることを確保するための審査プロセスがあり、その水準は融資枠の規模および与信格付に応じて決定されている。

当行グループは、複数のレベルで継続的な与信分析およびモニタリングを実施している。これらの方針は、特別なモニタリングを必要とする取引相手、業種、または商品へのエクスポージャーを早期に検知することを目的としている。ポートフォリオ全体のリスクに加え、個別の貸倒債権および潜在的な貸倒債権についても、定期的にモニタリングが行われている。

(ii) リテール信用リスク

当行グループのリテール与信方針および承認プロセスは、各リテールローン区分において、比較的均質で少額の取引が大量に発生するという実態を踏まえて策定されている。内部格付システムの設計および与信方針の策定は、主に顧客の背景、信用動向、ならびに貸付ポートフォリオの損失実績に基づいている。当行グループは、自らおよび業界の実績をモニタリングし、商品の契約条件や望ましい顧客プロファイルを決定するとともに、定期的に見直しを行っている。

(iii) 財務取引の信用リスク
当行グループの財務取引に伴う信用リスクは、当行グループが企業および金融機関の信用リスクを管理するのと同じ方法で管理されている。当行グループは、取引相手に対して内部格付システムを適用し、取引相手ごとに個別の与信限度額を設定している。

(iv) 与信関連のコミットメント
与信関連のコミットメントおよび偶発債務に伴うリスクは、顧客への融資枠の供与に伴う信用リスクと本質的に同じである。これらの取引には、融資を申請する顧客と同様に、与信審査、ポートフォリオ管理、および担保要件が適用される。

(v) 信用リスクの集中
信用リスクの集中とは、地理的、経済的、または業界的な要因の変化が、当行グループの総エクスポージャーに対して重要な割合を占める取引相手のグループに同様に影響を及ぼす場合を指している。当行グループの与信ポートフォリオは、地理的、業界別、および商品セクター別に分散されている。顧客に対する貸付金の業界別および地域別の分析については、それぞれ注記 27(b)および 27(c)を参照のこと。

当行グループは、各業界および貸付ポートフォリオに対するエクスポージャーの限度額を設定するなど、適切なリスク管理措置を講じることで、信用リスクの集中をモニタリングしている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vi) 最大エクスポージャー

報告期間末時点における、保有担保やその他の信用補完措置を考慮しない信用リスクの最大エクスポージャーは、減損引当金を控除した後の貸借対照表上の各金融資産の帳簿価額によって表されている。最大エクスポージャーの概要は以下のとおりである。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 現金および銀行預け金 | 44,486 | 53,114 |
| 銀行への預け金および貸出金 | 43,691 | 60,203 |
| 貿易手形 | 373 | 529 |
| トレーディング資産 | 2,764 | 1,275 |
| デリバティブ資産 | 9,056 | 11,092 |
| 顧客に対する貸付金 | 526,984 | 542,394 |
| 投資有価証券 | 165,527 | 145,289 |
| その他の資産 | 38,218 | 38,974 |
| 金融保証契約 | 13,570 | 14,032 |
| 貸付コミットメント | 360,382 | 338,673 |
| | 1,205,051 | 1,205,575 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析

*貸付金の信用の質*

以下の表は、顧客に対する貸付金の信用の質に関する情報を示している。特に明記されていない限り、表中の金額は総額による帳簿価額を表している。

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 493,730 | 1,748 | 14,060 | 50 | - | - | 507,790 | 1,798 |
| - グレード16～17：要注意 | - | - | 9,987 | 55 | - | - | 9,987 | 55 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | - | - | 6,711 | 120 | 6,711 | 120 |
| - グレード19：実質破綻 | - | - | - | - | 1,918 | 99 | 1,918 | 99 |
| - グレード20：破綻 | - | - | - | - | 5,705 | 230 | 5,705 | 230 |
| 総額による帳簿価額 | 493,730 | 1,748 | 24,047 | 105 | 14,334 | 449 | 532,111 | 2,302 |
| 減損引当金 | (900) | (4) | (691) | (7) | (3,536) | (163) | (5,127) | (174) |
| 帳簿価額 | 492,830 | 1,744 | 23,356 | 98 | 10,798 | 286 | 526,984 | 2,128 |
| 顧客に対する貸付金のうち、減損しているものに対する担保として保有しているものの市場価値 | | | | | 7,041 | | | |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 508,308 | 1,534 | 11,543 | 51 | - | - | 519,851 | 1,585 |
| - グレード16～17：要注意 | - | - | 16,018 | 95 | - | - | 16,018 | 95 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | - | - | 9,498 | 96 | 9,498 | 96 |
| - グレード19：実質破綻 | - | - | - | - | 2,756 | 97 | 2,756 | 97 |
| - グレード20：破綻 | - | - | - | - | 891 | 30 | 891 | 30 |
| 総額による帳簿価額 | 508,308 | 1,534 | 27,561 | 146 | 13,145 | 223 | 549,014 | 1,903 |
| 減損引当金 | (1,084) | (5) | (1,018) | (8) | (4,518) | (123) | (6,620) | (136) |
| 帳簿価額 | 507,224 | 1,529 | 26,543 | 138 | 8,627 | 100 | 542,394 | 1,767 |
| 顧客に対する貸付金のうち、減損しているものに対する担保として保有しているものの市場価値 | | | | | 5,901 | | | |

担保には、公正市場価値を有し、容易に市場で換金可能な有形担保が含まれている。これには、現金預金、株式および債券、不動産に対する抵当権、ならびに工場や設備などのその他の固定資産に対する担保権が含まれる（が、これらに限定されない）。担保の価値が顧客に対する貸付金の総額を上回る場合、貸付金の総額に相当する金額までの担保のみが含まれる。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

以下の表は、償却原価およびFVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分）で測定する、顧客に対する貸付金以外の金融資産に関する信用の質の分析を示している。特に明記されていない限り、金融資産について、表中の金額は総額による帳簿価額または公正価値を表している。貸付コミットメントおよび金融保証契約については、表中の金額は、それぞれコミットメント額または保証額を表している。

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 250 | - | 1 | - | - | - | 251 | - |
| 総額による帳簿価額合計 | 250 | - | 1 | - | - | - | 251 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 帳簿価額 | 250 | - | 1 | - | - | - | 251 | - |

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 41 | - | - | - | - | - | 41 | - |
| 総額による帳簿価額合計 | 41 | - | - | - | - | - | 41 | - |
| 減価引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 帳簿価額 | 41 | - | - | - | - | - | 41 | - |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 122 | - | - | - | - | - | 122 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 122 | - | - | - | - | - | 122 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 480 | - | 8 | - | - | - | 488 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 480 | - | 8 | - | - | - | 488 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **銀行への預け金および貸出金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 43,693 | 164 | - | - | - | - | 43,693 | 164 |
| 総額による帳簿価額合計 | 43,693 | 164 | - | - | - | - | 43,693 | 164 |
| 減損引当金 | (2) | - | - | - | - | - | (2) | - |
| 帳簿価額 | 43,691 | 164 | - | - | - | - | 43,691 | 164 |

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **銀行への預け金および貸出金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 60,204 | 122 | - | - | - | - | 60,204 | 122 |
| 総額による帳簿価額合計 | 60,204 | 122 | - | - | - | - | 60,204 | 122 |
| 減損引当金 | (1) | - | - | - | - | - | (1) | - |
| 帳簿価額 | 60,203 | 122 | - | - | - | - | 60,203 | 122 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付コミットメント | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 355,118 | 4,843 | - | 359,961 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 522 | - | 522 |
| 合計 | 355,118 | 5,365 | - | 360,483 |
| 減損引当金 | (90) | (11) | - | (101) |
| **金融保証契約** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 13,110 | 8 | - | 13,118 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 136 | - | 136 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 630 | 630 |
| 合計 | 13,110 | 144 | 630 | 13,884 |
| 減損引当金 | (22) | (11) | (281) | (314) |

| | 2022年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付コミットメント | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 334,520 | 3,906 | - | 338,426 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 373 | - | 373 |
| 合計 | 334,520 | 4,279 | - | 338,799 |
| 減損引当金 | (107) | (19) | - | (126) |
| **金融保証契約** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 12,476 | 1,058 | - | 13,534 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 28 | - | 28 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 662 | 662 |
| 合計 | 12,476 | 1,086 | 662 | 14,224 |
| 減損引当金 | (14) | (4) | (174) | (192) |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

トレジャリー取引の信用リスクは、当行グループが企業向けおよび銀行向け融資のリスクを管理するのと同じ方法で管理されており、取引相手先にはリスク格付が適用され、個別の取引相手先限度額が設定されている。

報告期間末時点における、外部信用格付機関（ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはそれと同等の機関）による指定に基づいて分析された負債証券への投資の信用の質は、以下のとおりである。

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | - | - | - | - | - | - | - | - |
| Aa1～Aa3 | 3,252 | 2 | - | - | - | - | 3,252 | 2 |
| A1～A3 | 2,244 | 49 | - | - | - | - | 2,244 | 49 |
| Baa1～Baa3 | 1,886 | 8 | - | - | - | - | 1,886 | 8 |
| Baa3未満 | 650 | 6 | 172 | 1 | 682 | 29 | 1,504 | 36 |
| 無格付 | 2,395 | 27 | 207 | 6 | 374 | 16 | 2,976 | 49 |
| 総額による帳簿価額合計 | 10,427 | 92 | 379 | 7 | 1,056 | 45 | 11,862 | 144 |
| 減損引当金 | (19) | - | (8) | - | (645) | (45) | (672) | (45) |
| 帳簿価額 | 10,408 | 92 | 371 | 7 | 411 | - | 11,190 | 99 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | - | - | - | - | - | - | - | - |
| Aa1～Aa3 | 3,210 | 1 | - | - | - | - | 3,210 | 1 |
| A1～A3 | 4,068 | 72 | - | - | - | - | 4,068 | 72 |
| Baa1～Baa3 | 2,248 | 18 | - | - | - | - | 2,248 | 18 |
| Baa3未満 | 538 | 7 | 405 | 4 | 193 | 2 | 1,136 | 13 |
| 無格付 | 3,584 | 48 | 368 | 8 | 253 | 5 | 4,205 | 61 |
| 総額による帳簿価額合計 | 13,648 | 146 | 773 | 12 | 446 | 7 | 14,867 | 165 |
| 減損引当金 | (66) | (1) | (98) | (2) | (241) | (7) | (405) | (10) |
| 帳簿価額 | 13,582 | 145 | 675 | 10 | 205 | - | 14,462 | 155 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析 （続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVOCIで測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | 9,057 | 3 | - | - | - | - | 9,057 | 3 |
| Aa1～Aa3 | 30,720 | 131 | - | - | - | - | 30,720 | 131 |
| A1～A3 | 66,383 | 848 | - | - | - | - | 66,383 | 848 |
| Baa1～Baa3 | 42,922 | 473 | - | - | - | - | 42,922 | 473 |
| Baa3未満 | 76 | - | 315 | 3 | 14 | 4 | 405 | 7 |
| 無格付 | 2,243 | 43 | 531 | 9 | - | - | 2,774 | 52 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 151,401 | 1,498 | 846 | 12 | 14 | 4 | 152,261 | 1,514 |
| 減損引当金を含む場合 | (98) | (1) | (14) | - | (48) | (4) | (160) | (5) |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| FVOCIで測定する債券 | | | | | | | | |
| Aaa | 7,305 | 10 | - | - | - | - | 7,305 | 10 |
| Aa1～Aa3 | 21,855 | 37 | - | - | - | - | 21,855 | 37 |
| A1～A3 | 56,412 | 798 | - | - | - | - | 56,412 | 798 |
| Baa1～Baa3 | 37,906 | 419 | 803 | 9 | - | - | 38,709 | 428 |
| Baa3未満 | 233 | 2 | 228 | 3 | - | - | 461 | 5 |
| 無格付 | 2,815 | 37 | - | - | - | - | 2,815 | 37 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 126,526 | 1,303 | 1,031 | 12 | - | - | 127,557 | 1,315 |
| 減損引当金を含む場合 | (214) | (2) | (41) | - | - | - | (255) | (2) |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(vii) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

以下の表は、FVTPL で測定する非トレーディング目的の負債性投資有価証券に関する信用の質の分析を示している。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVTPL で測定する非トレーディング目的の債券** | | |
| Aaa | - | - |
| Aa1～Aa3 | - | - |
| A1～A3 | - | 192 |
| Baa1～Baa3 | 2,076 | 2,963 |
| Baa3 未満 | - | - |
| 無格付 | - | 115 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 2,076 | 3,270 |

以下の表は、トレーディング目的の負債性投資有価証券に関する信用の質の分析を示している。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVTPL で測定するトレーディング目的の債券** | | |
| Aaa | - | - |
| Aa1～Aa3 | - | 99 |

| | | |
|---|---|---|
| A1～A3 | | |
| | 2,764 | 1,176 |
| Baa1～Baa3 | | |
| | - | - |
| Baa3 未満 | | |
| | - | - |
| 無格付 | | |
| | - | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 2,764 | 1,275 |

以下の表は、デリバティブ資産取引に起因するエクスポージャーが存在する取引相手先の信用の質を示している。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **デリバティブ資産** | | |
| Aa1～Aa3 | | |
| | 6,438 | 8,317 |
| A1～A3 | | |
| | 989 | 1,183 |
| Baa1～Baa3 | | |
| | 698 | 612 |
| Baa3 未満 | | |
| | - | - |
| 無格付 | | |
| | 931 | 980 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | | |
| | 9,056 | 11,092 |

*現金および銀行預け金*

2023 年 12 月 31 日現在、当行グループの現金および銀行預け金は 45,904 百万香港ドル（2022 年：54,581 百万香港ドル）であり、そのうち 96%（2022 年：97%）は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスによる投資適格格付、またはそれと同等の格付を取得している銀行である取引先に対する現金および預金である。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細

当行グループは、HKFRS 第 9 号の要求事項を満たす減損損失の測定および認識のために、将来予測的な「予想信用損失（ECL）」モデルを採用している。

HKFRS 第 9 号の減損に関する要求事項は複雑であり、特に以下の要素において、経営陣による判断、見積りおよび仮定が必要となる。これらについては、以下で詳細に説明している。

- 資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかの評価

- ECLの測定に将来予測的な情報を組み込むこと

ECL の測定における主要なインプットは、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）である。
当行グループは、特定の金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定するための枠組みを確立している（注記 2(h)(vii)参照）。この枠組みは、当行グループの内部信用リスク管理プロセスと整合している。

信用リスク格付

当行グループのポートフォリオの大部分について、当行グループは各エクスポージャーを、債務不履行リスクの予測水準に基づいて決定される信用リスク格付に分類している。信用リスク格付は、債務不履行リスクを示す定性的および定量的要因を用いて定義される。これらの要因は、エクスポージャーの性質や借手の種類によって異なる。

以下の表は、リテールおよび非リテール・ポートフォリオの各信用リスク格付における12ヶ月のデフォルト確率（”PD”）の範囲を示している。また、本表には、当行グループの内部信用リスク格付がPDとどのように関連しているか、および非リテール・ポートフォリオについてはスタンダード&プアーズの外部信用格付とどのように関連しているかについての目安も示されている。

| 内部信用リスク格付 | 債務不履行リスクに関する備考 | 12ヶ月のPDの範囲 | 外部格付のベンチマーク |
|---|---|---|---|
| 1～3 | リスクは最小から低程度 | 0.0000%～0.0857% | AAA～A- |
| 4～8 | 中程度のリスク | 0.0857%～0.4290% | BBB+～BBB- |
| 9～11 | 相当程度高いリスク | 0.4290%～1.6500% | BB+～BB- |
| 12～15 | 高リスク | 1.6500%～8.3531% | B+～B- |
| 16～17 | 非常に高いリスク | 8.3531%～100% | CCC+～C |
| 18～20 | 債務不履行 | 100% | D |

信用グレードが付与されていない残りのポートフォリオについては類似したポートフォリオを持つ他銀行の PD 見積およびポートフォリオの長期平均デフォルト率が参照として使われている。

PD の期間構造の生成

信用リスク格付は、エクスポージャー別の PD の期間構造を決定するための主要なインプットである。当行グループはまた、管轄区域または地域別、商品および借手の種類別、ならびに信用リスク格付別に分析された信用リスク・エクスポージャーのポートフォリオに関する過去のパフォーマンスおよび債務不履行情報を収集している。内部データが入手できない一部のポートフォリオについては、特に以下のような外部データソースからの情報が使用される。

| ポートフォリオ | 外部データソース |
|---|---|
| 債務エクスポージャー | ムーディーズ・インベスターズ・サービス: Annual default study report（年次デフォルト調査レポート）<br><br>ウィンドインフォメーション株式会社: Debt default report（債務デフォルトレポート） |
| 銀行エクスポージャー | |
| ソブリン・エクスポージャー | |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

当行グループは、収集したデータを分析し、時間の経過に伴い変化すると予想されるエクスポージャーのデフォルト確率（PD）の推定値を算出するために、統計モデルを活用している。PD の期間構造の推定には、信用リスク格付が割り当てられているポートフォリオについては、年次信用リスク格付移行データが利用される。信用リスクグレードが付与されておらず信用リスク推移情報が存在しないポートフォリオについては PD の期間構造見積を参照してポートフォリオに関連のある経済指標の予測を確認する。

LGD とは債務不履行があった場合に予想される損失の規模を指す。損失および回収に関する十分な過去データのあるリテールおよびコーポレートのポートフォリオについては、担保回収率および LGD の見積を算出する事ができる。 過去の損失および回収データが不十分なポートフォリオについては、類似のポートフォリオに関する他行の LGD 推定値、または外部データソースを参照して、LGD 推計値を算出する。

信用リスク軽減措置について個別に評価を行うポートフォリオについては、異なる経済シナリオ下での LGD 推定値を反映させるため、各シナリオごとに担保価値を予測する。その他のポートフォリオについては、長期にわたる過去の LGD データ内の対応する LGD 値をベンチマークとして、各シナリオにおけるポートフォリオの LGD を算出する。

EAD は、債務不履行発生時の期待エクスポージャーを表す。金融資産の EAD は、債務不履行時点におけるその総額による帳簿価額である。貸付コミットメントやリテール向けリボルビング商品の未引出枠については、EAD は契約に基づき将来引き出される可能性のある金額となる。 金融保証については、EAD は、金融保証の支払いが発生した際の保証対象エクスポージャーの金額を表す。EAD の推定には、BASEL で提案されているパラメータ、または過去のデータに基づく統計モデルが採用されている。

信用リスクの著しい増大

エクスポージャーは継続的にモニタリングされており、資産のリスク状況に変化が生じた場合、当該エクスポージャーは異なる信用リスク格付に移行することがある。当行グループは、主に以下の比較を行うことにより、HKFRS 第 9 号に基づくエクスポージャーの信用リスクが著しく増大したかどうかを判定している。

- 報告日時点の信用リスク格付
- 当該エクスポージャーの当初認識時の信用リスク格付

当行グループは、現在の信用リスク格付があらかじめ定められたノッチ数だけ悪化した場合、当該エクスポージャーの信用リスクが当初認識時より著しく増大したとみなしている。ノッチ数を決定する基準はポートフォリオごとに異なり、延滞状況に基づくバックストップ（安全装置）が含まれる。

バックストップとして、HKFRS 第 9 号の要求事項に従い、当行グループは、資産の延滞期間が 30 日を超えた時点で、信用リスクの著しい増大が生じたと推定している。また、香港金融管理局（HKMA）の分類において「要注意先（Special-mention）」に該当することも、信用リスクの著しい増大を示す指標となる。

当行グループは、信用リスクの著しい増大を識別するために用いる基準の有効性を、定期的な見直しを通じてモニタリングし、以下の点を確認している。

- 当該基準により、エクスポージャーが債務不履行状態になる前に、信用リスクの著しい増大を識別できること
- エクスポージャーが、原則として12ヶ月のECLの測定から信用減損の分類へと直接移行していないこと
- 12ヶ月のECLの測定と全期間のECLの測定との間の振替に起因する、損失引当金の合理的でない変動が生じていないこと

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）(a)

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映

当行グループは、マクロ経済指標とシステマティック・クレジット・リスクとの関係が示されている過去データの分析に基づき、各金融資産ポートフォリオにおけるシステマティック・クレジット・リスクの主要な要因を特定している。

当行グループは、GDP、失業率、不動産価格指数、金利、および特定のポートフォリオに特有のその他の経済指標など、主要な経済指標の将来動向を見通すために、将来予測的な経済シナリオを策定している。

各ポートフォリオについて、将来予測的なシナリオに基づく主要な要因を適用し、ECL の算定に使用される債務者のデフォルト確率（”PD”）のシステマティック・クレジット・リスク要素を推定している。PD に加え、ECL の算定に使用される回収率の推定における担保価値の予測には、関連するマクロ経済指標を用いている。

当行グループは、3 つの経済シナリオを採用している。当行グループが事業を展開する各地域・国において、各シナリオごとの確率を策定し、各シナリオ下での当該地域・国における将来の事業成果に関する当行グループの将来予測的な見通しを反映するように、主要なマクロ経済指標を予測している。

ベースライン・シナリオの予測は、社内経済の専門家からの助言に加え、当行グループが事業を展開する地域・国の政府機関や金融当局が公表する経済データや予測など、様々な実績データおよび予測情報を踏まえて行われている。また、当行グループは国際機関による予測や民間セクターによる分析も参照にして客観的な評価を行うと同時に国内・海外における経済・政治的動向および各国の経済政策の変化を考慮している。該当地域や国において株式や不動産の価格変動といった変数の予測ツールとして自己回帰や線型回帰などの計量経済モデルが適用されている。

ベースライン・シナリオは、当行グループが予想する最も可能性の高い結果を表している。それに対応する確率は、ベースライン・シナリオの予測に将来的な不確実性に対する信頼度が取り込まれている旨を反映している。

その他のシナリオとしては、楽観シナリオと悲観シナリオがあり、ベースライン予測から乖離する可能性は低いものの、あり得る上振れおよび下振れを捉えたものである。これらのシナリオおよびその発生確率は、将来的に結果がベースライン・シナリオによる予想から外れた場合、景気見通し、当行グループ活動地域・国へ影響を与える潜在的な国内・海外の経済・政治リスク、危機克服に必要な地域・国のファンダメンタルの盤石さに基づき、それが楽観的（予想外に良い状態）または悲観的（予想外に悪い状態）となる可能性がどの程度か、結果が予想外に良くなるか悪くなるかについて当行グループの見解を示している。これら 2 つのシナリオにおける予測は主にベースラインからのデータシリーズに関する過去の変動性から得られている。

ベースライン、楽観、悲観の各シナリオは、国内外の現在の経済センチメントの変化を適時に反映するため、四半期ごとに更新されている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）(viii)

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映（続き）

ベースライン・シナリオ - 香港

香港経済は経済活動再開および潜在的需要が牽引し回復が続いた。2023 年 Q1－Q3 における香港の実質 GDP 成長率は前年同期比 2.8%を達成した。盤石な民間消費および観光業の回復が経済回復の主な成長原動力となった。一方、世界的な金融疋嶋製作および地政学的なリスクが投資マインドおよび外需へ悪影響を与えた。当局も消費バウチャーの発行や家計支出や観光客誘致を促すための一連の大型イベントなど経済支援のための施策を実施し、また 2021 年および 2022 年におけるコロナ関連の大規模予算投入後、全般的な公共消費はゆるやかにパンデミック以前の動向へ戻った。

今後について、香港経済は厳しい外的環境に対抗すべく盤石なファンダメンタルを有効活用していく。一方、ふたつの主要な経済支援要素である個人消費およびインバウンドツーリズムは強さを保ち継続的な経済回復を確実にすると予想される。特に、現在進行中であるクロスボーダーかつ国際的な交通手段によって香港へやってくる観光客の数をさらに押し上げるであろう。また、当局による人材獲得への取り組みが成果を出し始めている。9 月末時点において、およそ 60,000 人の人材が既に香港へ到着している。これは労働人口の 1.6%を占める。人材の流入によって人材不足解消への貢献が期待でき、回復の勢いをさらに加速させる。国外については、金利の上昇が長引くとみられ世界規模で金融引き締め政策が依然続くことにより、投資および商品取引が今後も成長の足かせになると予想される。注目すべきは 2023 年施政報告にて住宅不動産市場支援を目的とした一連の施策が発表され、また第 14 次五か年計画に記載の“8 つの中心的項目”にある香港の経済的な強みを育てていくための包括的な計画が開始された。

ベースライン・シナリオ - 中国本土

中国本土の経済はパンデミック後のこの時期に確実な回復を見せた。2023 年 Q1-Q3 において、GDP 成長率は前年同期比 5.2%であった。国内消費はとくにサービスセクターにおいて回復をリードした。工業生産およびインフラ投資は着実に拡大した。さらに、中国当局による緩和政策が勢いをつけている。政策における施策は引当金比率や方針金利の引き下げ、対象のセクターに対する支援といった従来の財政・金融政策にとどまらず、財政赤字の引き上げ、地方政府の特別債発行の前倒し等 も含む。さらに、この強化された政策ミックスでは需要側の不動産緩和政策や開発側の資金サポート、また資本市場開発の促進、民間セクターの事業環境の改善、外国投資の誘致を実現するための施策もカバーする。

今後については、質の高い開発に注力する事により、中国本土の経済はよりバランスの良い安定した成長を維持するだろう。直近においては、消費および投資の後押しや、成長、雇用、価格の安定を確実化するためのより強力な方針による支援実施の余地がある。中期から長期においては、双循環戦略を最重要アジェンダとして支持していく。中間所得増の拡大を目指す施策が継続される中、国内消費の経済における枢軸的な役割は今後高まっていく。革新と技術は、先端製造業、次世代情報技術、生命科学、新素材、新エネルギー、人口知能といった戦略的新産業の育成を主眼に成長の主要な促進力としてさらに開発されていく。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(viii) ECL の測定における主要な要素の詳細（続き）

ECL の測定における将来予測的な情報の反映（続き）

主要マクロ経済指標の予測（3 年平均（2024 年～2026 年））

| シナリオ | **マクロ経済指標** | **香港** | **中国本土** |
|---|---|---|---|
| 楽観シナリオ | 実質 GDP（前年比伸び率） | 6.4% | 6.6% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | 5.9% | 3.2% |
| | 失業率 | 2.0% | 4.9% |
| | 3 ヶ月金利 | 5.5% | 4.5% |
| ベースライン | 実質 GDP（前年比伸び率） | 3.3% | 5.0% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | 2.3% | 1.8% |
| | 失業率 | 2.8% | 5.0% |
| | 3 ヶ月金利 | 4.5% | 3.4% |
| 悲観的 | 実質 GDP（前年比伸び率） | 0.2% | 3.3% |
| | 不動産価格指数（年平均成長率） | -1.7% | 0.3% |
| | 失業率 | 3.8% | 5.1% |
| | 3 ヶ月金利 | 2.5% | 2.3% |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整

以下の表は、金融商品の種類ごとの減損引当金の期首残高から期末残高への調整表を示している。この調整表は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における減損引当金の残高を、取引レベルで比較することにより作成されている。 ECL の各段階間の振替は、年度初めに発生したものとみなされるため、振替後の金額は純額でゼロとなる。ECL のステージ変更に起因する ECL の再測定額は、振替先の ECL のステージに計上される。

12 ヶ月の ECL、全期間の ECL および信用減損に関する説明は、注記 2 に記載されている。

| | 2023 年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の ECL | 全期間の ECL 信用減損していないもの | 全期間の ECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | | | | |
| 1 月 1 日現在の残高 | 1,089 | 1,026 | 4,641 | 6,756 |
| 12 ヶ月の ECL への振替額 | 117 | (117) | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | (24) | 24 | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | (37) | (493) | 530 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加融資 | 106 | 232 | 344 | 682 |
| 償却 | - | - | (6,819) | (6,819) |
| モデルの変更 | (175) | (34) | - | (209) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (172) | 60 | 5,003 | 4,891 |
| 12 月 31 日現在の残高 | 904 | 698 | 3,699 | 5,301 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 *（注記 27(a)）* | 900 | 691 | 3,536 | 5,127 |
| 関連する未収利息 *（注記 33）* | 4 | 7 | 163 | 174 |
| | 904 | 698 | 3,699 | 5,301 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2022年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客に対する貸付金 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 670 | 528 | 3,231 | 4,429 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 155 | (155) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (27) | 54 | (27) | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | (24) | (141) | 165 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加融資 | 350 | 114 | 273 | 737 |
| 償却 | - | - | (3,095) | (3,095) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (35) | 626 | 4,094 | 4,685 |
| 12月31日現在の残高 | 1,089 | 1,026 | 4,641 | 6,756 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金*（注記27(a)）* | 1,084 | 1,018 | 4,518 | 6,620 |
| 関連する未収利息*（注記33）* | 5 | 8 | 123 | 136 |
| | 1,089 | 1,026 | 4,641 | 6,756 |

2023年および2022年12月31日に終了した事業年度中に償却された顧客に対する貸付金の契約総額のうち、依然として執行措置の対象となっているものは、それぞれ5,513百万香港ドルおよび1,067百万香港ドルである。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 283 | 141 | 248 | 672 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 12 | (12) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (7) | 7 | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | (99) | 99 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加投資 | (16) | (10) | - | (26) |
| 償却 | - | - | - | - |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (154) | (5) | 395 | 236 |
| 12月31日現在の残高 | 118 | 22 | 742 | 882 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する債券*（注記28）* | 19 | 8 | 645 | 672 |
| 関連する未収利息*（注記33）* | - | - | 45 | 45 |
| | 19 | 8 | 690 | 717 |
| FVOCIで測定する債券 | 98 | 14 | 48 | 160 |
| 関連する未収利息 | 1 | - | 4 | 5 |
| | 99 | 14 | 52 | 165 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2022 年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の ECL | 全期間の ECL 信用減損していないもの | 全期間の ECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券 | | | | |
| 1 月 1 日現在の残高 | 284 | 47 | - | 331 |
| 12 ヶ月の ECL への振替額 | - | - | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | (11) | 11 | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | (5) | (13) | 18 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加投資 | 25 | 21 | - | 46 |
| 償却 | - | - | - | - |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (10) | 75 | 230 | 295 |
| 12 月 31 日現在の残高 | 283 | 141 | 248 | 672 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する債券 *（注記 28）* | 66 | 98 | 241 | 405 |
| 関連する未収利息 *（注記 33）* | 1 | 2 | 7 | 10 |
| | 67 | 100 | 248 | 415 |
| FVOCI で測定する債券 | 214 | 41 | - | 255 |
| 関連する未収利息 | 2 | - | - | 2 |
| | 216 | 41 | - | 257 |

FVOCI で測定する負債性投資有価証券の減損引当金は、FVOCI で測定する負債性投資有価証券の帳簿価額をその公正価値として調整しているため、財政状態計算書において別個に認識されていない。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）(ix)

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL信用減損していないもの | 全期間のECL信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 133 | 23 | 238 | 394 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 12 | (12) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (1) | 1 | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、および返済 | (18) | 2 | (11) | (27) |
| 償却 | - | - | (2) | (2) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (4) | 8 | 122 | 126 |
| 12月31日現在の残高 | 122 | 22 | 347 | 491 |
| 内訳： | | | | |
| FVOCIで測定する貿易手形 | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 償却原価で測定する貿易手形*（注記25）* | - | - | - | - |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | | | | |
| | - | - | - | - |
| 銀行への預け金および貸出金 *（注記24）* | 2 | - | - | 2 |
| | | - | - | |
| 関連する未収利息 | - | | | - |
| | | - | - | |
| | 2 | | | 2 |
| 現金および銀行預け金 *（注記23）* | 1 | - | - | 1 |
| | | - | - | |
| 関連する未収利息 | - | | | - |
| | | - | - | |
| | 1 | | | 1 |
| 貸付コミットメントおよび金融保証契約 *（注記37）* | 112 | 22 | 281 | 415 |
| 未収利息以外の債権およびその他の勘定科目 *（注記33）* | 7 | - | 66 | 73 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(ix) 減損引当金の調整（続き）

| | 2022年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月のECL | 全期間のECL 信用減損していないもの | 全期間のECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| その他 | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 143 | 24 | 85 | 252 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 2 | (2) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | - | - | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | (1) | (7) | 8 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、および返済 | 11 | (3) | 68 | 76 |
| 償却 | - | - | - | - |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (22) | 11 | 77 | 66 |
| 12月31日現在の残高 | 133 | 23 | 238 | 394 |
| 内訳： | | | | |
| FVOCIで測定する貿易手形 | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 償却原価で測定する貿易手形 *（注記25）* | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 銀行への預け金および貸出金 *（注記24）* | 1 | - | - | 1 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 1 | - | - | 1 |
| 現金および銀行預け金 *（注記23）* | 2 | - | - | 2 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 2 | - | - | 2 |
| 貸付コミットメントおよび金融保証契約 *（注記37）* | 121 | 23 | 174 | 318 |
| 未収利息以外の債権およびその他の勘定科目 *（注記33）* | 9 | - | 64 | 73 |

FVOCI で測定する商業手形の減損引当金は、FVOCI で測定する商業手形の帳簿価額をその公正価値として調整しているため、財政状態計算書において別個に認識されていない。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(a) 信用リスク管理（続き）

(x) 担保およびその他の信用補完

当行グループは、各種担保の受入れ基準に関するガイドラインを策定し、対応する評価パラメータを定めている。これらのガイドラインおよび担保評価パラメータは、信用リスク管理における有効性を確保するため、定期的に見直されている。

当行グループの顧客に対する貸付金に対する担保のカバー率は、顧客の種類および提供される商品によって異なる。担保の種類には、住宅用不動産（不動産を担保とする抵当権の形式）、その他の不動産、航空機、資産を担保とするその他の登録有価証券、現金預金、スタンバイ信用状および保証が含まれる。銀行預け金および銀行への貸出金の残高については通常、担保は設定されていない。ただし、売戻し・買戻し条件付きの有価証券の貸借取引（レポ取引）の一環として有価証券を保有している場合はこの限りではない。当行グループは、減損した貸付金の回収過程において、裁判手続または借手による自発的な引渡しを通じて担保の所有権を取得している。これらの差押え資産は、財政状態計算書において「その他の資産」として計上されている（注記 2(t)）。 差押え資産からの回収額が対応する総エクスポージャーを上回る場合、その超過分は、借手の優先順位が低い他の担保付貸付金の返済に充てられるか、あるいは借手に返還される。

貸付金以外の金融資産の担保として保有される担保は、当該金融商品の性質によって決定される。負債証券、国庫証券およびその他の適格手形は、一般的に無担保であるが、金融資産のプールによって担保されている資産担保証券および類似の金融商品は例外である。ただし、信用リスクは、当該金融商品の条件に暗黙的に含まれているか、または公正価値に反映されている場合がある。

当行グループがデリバティブ取引の文書化に優先的に採用している契約は、ISDA マスター契約である。この契約は、あらゆる種類の店頭取引商品にわたる取引活動が行われる契約上の枠組みを規定しており、いずれかの当事者が債務不履行に陥った場合、または事前に合意されたその他の解約事由が発生した場合、契約の両当事者に対し、当該契約の対象となるすべての未決済取引についてクローズアウト・ネッティングを適用することを契約上義務付けている。 また、当行グループでは、ISDA マスター契約と併せて、取引相手先との間で「信用補完付則（Credit Support Annex）」を締結することが一般的であり、これに基づき、未決済ポジションに内在する市場変動に起因するカウンターパーティ・リスクを軽減するために、当事者間で担保が授受される。

無条件で解約可能な偶発債務およびコミットメント（注記 45）については、当行グループは、顧客の信用力に懸念が生じた場合に、与信枠の撤回が必要かどうかを評価している。したがって、重大な信用リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。無条件で解約できないコミットメントについては、当行グループは顧客の種類や提供される商品に応じて、担保の必要性を評価している。

(b) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替レート、株価、債券価格、商品価格などの市場レートや価格の不利な変動に起因し、当行グループに潜在的な損失をもたらすリスクである。市場リスク管理の目的は、市場要因に内在する変動性に対する当行グループのエクスポージャーを低減することにある。

資産・負債管理委員会は、当行グループの市場リスクに関連するすべての事項を扱っている。また、金利動向の定期的な見直しを行い、それに応じた将来の事業戦略を決定する責任も担っている。市場リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、市場リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。 内部監査部門は、市場リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するため、定期的なレビューを実施している。

トレーディング目的でのデリバティブの利用、およびリスク管理商品としての顧客へのデリバティブの売却は、当行グループの事業活動に不可欠な要素である。これらの金融商品は、資産・負債管理プロセスの一環として、当行グループ自身の市場リスクへのエクスポージャーを管理するためにも利用されている。当行グループが主に利用するデリバティブ商品は、金利、為替、および株式関連の契約であり、店頭デリバティブ（OTC）および取引所取引デリバティブの両方の形態をとる。 当行グループのデリバティブ・ポジションの大部分は、顧客の需要に応えるため、およびこれらやその他の取引ポジションのリスクを管理するために締結されたものである。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(b) 市場リスク管理（続き）

この点に関して、管理すべき主な市場リスクの種類は以下のとおりである。

(i) 為替リスク

当行グループの外貨ポジションは、外国為替取引（デリバティブを含む）、商業銀行業務、および構造的外貨エクスポージャーに起因する。当行グループの非構造的外貨エクスポージャーは、主要通貨、特に米ドルおよび人民元建てである。すべての外貨ポジションは、取締役会および資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で管理されている。

主に当行グループの支店、子会社、および関連会社における外貨建て投資に起因する構造的外貨ポジションは、関連する損益が準備金に計上されるため、バリュー・アット・リスク（VaR）の算定対象から除外されている。このような外貨ポジションは、為替レートの変動が自己資本比率に及ぼす悪影響を、部分的または完全にヘッジすることを目的として保有されている。当行グループは、外貨建て資産を、同通貨建ての対応する負債と厳密に一致させるよう努めている。

当行グループは、報告期間末時点で、構造的純額外貨ポジション総額の 10%以上を占める以下の構造的純額ポジションを有している。

| | 2023 年 | | | 2022 年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人民元 | マレーシア・リンギット | 米ドル* | 人民元 | マレーシア・リンギット | 米ドル |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 構造的純額ポジション | 15,297 | 2,269 | (9,111) | 15,727 | 2,335 | (9,098) |

(ii) トレーディング・ブックの金利リスク

当行グループのトレーディング・ブックにおける金利ポジションは、財務部門およびリテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキング業務の動的ヘッジに起因するものである。金利リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。金利リスクの管理に使用される金融商品には、金利スワップおよびその他のデリバティブが含まれる。当行グループのバンキング・ブック・ポジションの金利リスク管理については、注記 43(e)を参照のこと。

(iii) 株式リスク

当行グループの株式ポジションは、株式投資および顧客主導型事業に対する動的ヘッジに起因するものである。株式リスクは、取締役会、投資委員会、または資産・負債管理委員会によって承認された限度額の範囲内で、投資部によって日次で管理されている。

市場リスクの管理限度額は、各部門の実務上の要件に応じて異なる水準に設定されている。取締役会は中核となる管理限度額を承認し、詳細な管理限度額の設定権限を資産・負債管理委員会に委任している。限度額の設定にあたっては、リスク、リターン、および市場状況が考慮される。また、管理限度額については積極的なモニタリングが行われている。

この点に関して、資産・負債管理委員会は、当行グループのリスクテイク活動から生じる関連する市場リスクをモニタリングし、市場リスクのエクスポージャーが当行グループのリスク許容範囲内に収まるよう確保している。リスク・エクスポージャーは、所定の管理限度内に収まっていることを確認するため、頻繁にモニタリングされている。

当行グループは、基礎となるトレーディング・ポートフォリオの市場リスクを、バリュー・アット・リスク（「VaR」）を用いて定量化している。VaR とは、一定期間にわたってポジションが変更されないことを前提として、市場金利や価格の不利な変動に起因するポートフォリオの市場価値の潜在的な損失を測定する統計的推定値である。

当行グループは、ヒストリカル・シミュレーション・アプローチを用いて当行グループのトレーディング・ポートフォリオの VaR を推定しており、この手法では、過去の観測期間から得られた各市場変動シナリオについてポートフォリオを再評価することで VaR を算出している。この手法では、2 年間の観測期間において、99％の信頼水準で 1 日間の保有期間にわたる市場金利および価格の変動を用いている。

上場株式の市場価値、プライベート・エクイティ・ファンドおよび非上場株式（以下、総称して「非上場有価証券」）の公正価値には上限が設定されており、当行グループの投資部によって管理されている。非上場証券は株式取引のポジションとして VaR に含まれず 、設定された制限内で管理される。これらの上限は、資産・負債管理委員会による定期的な見直しの対象となる。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(b) 市場リスク管理（続き）

バリュー・アット・リスク（VaR）の統計

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のVaR | 7 | 13 | 7 | 9 |
| 外国為替トレーディング・ポジションのVaR* | 2 | 7 | 1 | 3 |
| 金利トレーディング・ポジションのVaR | 1 | 3 | - | 2 |
| 株式トレーディング・ポジションのVaR | 5 | 6 | 4 | 5 |

| | 2022年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のVaR | 11 | 33 | 11 | 19 |
| 外国為替トレーディング・ポジションのVaR* | 6 | 12 | 5 | 8 |
| 金利トレーディング・ポジションのVaR | - | 5 | - | 1 |
| 株式トレーディング・ポジションのVaR | 5 | 20 | 5 | 11 |

* *すべての外国為替ポジションを含み、構造型外国為替ポジションは除く。*

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のストレスVaR | 16 | 29 | 15 | 22 |

| | 2022年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12月31日現在 | 最大 | 最小 | 平均 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| トレーディング活動全体のストレスVaR | 27 | 59 | 24 | 41 |

ストレスVaR指標は、関連する市場要因がストレス状態にある場合に、現在のトレーディング・ポートフォリオに対して算出されるVaRを再現することを目的としている。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(c) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、不適切な、あるいは機能不全に陥った内部プロセス、人材、システム、あるいは外部事象に起因する損失のリスクである。
オペレーショナル・リスク管理の目的は、当行グループに関連するオペレーショナル・リスクのエクスポージャーを特定、計測、評価、およびモニタリングすること、有効な措置を講じてエクスポージャーを管理・軽減すること、構造的、体系的かつ一貫性のある方法で報告を行うこと、ならびに関連する規制要件を遵守することである。
オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループのオペレーショナル・リスク管理の有効性を監督する責任を負っており、一方、当行グループのリスク管理部門傘下のオペレーショナル・リスク管理部は、経営陣が当行グループのオペレーショナル・リスクを管理するのを支援している。その支援内容には、オペレーショナル・リスク管理、サードパーティ・リスク管理、およびオペレーショナル・レジリエンスに関する方針および枠組みの策定と見直し、オペレーショナル・リスク管理ツールおよび報告メカニズムの設計、全体的なオペレーショナル・リスクの状況の評価、モニタリング、および経営陣およびリスク管理委員会への報告がある。
当行グループのすべての事業部門および支援部門の責任者は、各部門における日常的なオペレーショナル・リスク管理に責任を負っている。
当行グループは、すべての主要業務について方針および統制手続の策定を義務付ける、有効な内部統制プロセスを整備している。当行グループは、主要リスク指標、リスクおよび統制の自己評価、オペレーショナル・リスク事案管理といった様々なオペレーショナル・リスク管理ツールを採用し、事業活動や商品に内在するリスクを特定、評価、モニタリング、統制するとともに、予見不能かつ重大なオペレーショナル・リスク事案を軽減するための保険加入も行っている。 緊急事態や災害発生時に事業運営を継続できるよう、事業継続計画が策定されている。

(d) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当行グループが十分な資金調達ができず、満期を迎えた債務を履行できないリスク（資金調達流動性リスク）、あるいは市場の流動性が不十分であるか、市場が混乱していることにより市場価格を大幅に下回ることなく資産を迅速に換金できないリスク（市場流動性リスク）を指す。
流動性リスク管理の目的は、すべての金融上の契約債務を履行するのに十分なキャッシュ・フローを確保し、事業拡大の機会を最大限に活用することにある。 これには、当行グループが、要求払いまたは契約上の満期時に預金の引出しに対応し、借入金の満期時に返済を行い、機会が生じた際に新たな融資や投資を行い、そして何よりも、流動性カバレッジ比率（「LCR」）や安定調達比率（「NSFR」）を含む、流動性リスク管理に関するすべての法的要件を遵守する能力が含まれる。
当行グループは、定性的および定量的なリスク要因を定期的に評価することでリスクプロファイルを見直し、取締役会が年次で承認する流動性リスクに関する適用可能なリスク許容度の声明に照らして、現在のリスク水準に対する許容度を決定している。資産・負債管理委員会は、取締役会から当行グループの流動性リスク管理を監督する権限を委任されている。資産・負債管理委員会は、各事業部門、財務、リスク管理、および財務部門の上級職員で構成されており、これらの部門が共同で資金調達戦略を策定している。 資産・負債管理委員会は、流動性リスクを管理するための戦略、方針、および限度額を設定するとともに、それらの戦略や方針が確実に実施されるための手段を定める。定期的な会議を開催し、策定されたモニタリング・マトリックスの遵守状況や、戦略・方針の変更の必要性について検討を行う。流動性の管理は、設定された限度額の範囲内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門傘下の資本市場・流動性管理部が日次で行っている。 当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、流動性リスクに関連する活動のモニタリングを担当している。内部監査部門は、流動性リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するため、定期的なレビューを実施している。

LCR（流動性カバレッジ比率）および NSFR（安定調達比率）の法定要件は、当行グループの流動性リスク管理を規定する厳格な規制体制の一部を構成している。規制要件への遵守を確保するため、当行グループの流動性リスク許容度を考慮した上で、LCR および NSFR に関する内部目標値を規制で要求される水準よりも高く設定している。さらに、LCR および NSFR における重要な変動については、資産・負債管理委員会が定期的に検討を行い、預金構成や残存期間、異なる満期期間にわたる貸出活動、および当行グループの資産・負債構成戦略などに起因する（ただしこれらに限定されない）不利な変動に対処するための是正措置案も併せて検討している。 資産・負債構成戦略の策定にあたっては、当行グループの関連事業部門が、資産の伸びや資金調達構造が LCR および NSFR に与える影響の評価に寄与し、資産・負債管理委員会による検討および意思決定に貢献している。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(d) 流動性リスク管理（続き）

LCR および NSFR を有効に管理するためのグループの取組みの一環として、忠実な顧客を維持し、顧客との関係を維持することで、預金基盤の強化に重点が置かれている。 当行グループは、特定の資金源への集中を避けるため、リテール、中小企業、ホールセール資金のバランスを取っている。専門市場へのアクセスは、追加資金の調達、現地のマネーマーケットにおけるプレゼンスの維持、および資産・負債の満期を最適化することを目的として、譲渡性預金、中期債、劣後債、マネーマーケットへの預入れ、およびその他の借入を通じて行われている。

当行グループは、マカオ、台湾、および海外の各支店ならびに主要子会社の流動性リスクを、包括的なアプローチで管理している。当行グループの流動性リスク管理方針は、マカオ、台湾、および海外の各支店ならびに主要子会社すべてで遵守されるとともに、それぞれの現地の慣行や法的要件を補完する形で運用されている。

グループ最高リスク責任者（CRO）の直属となる、マカオ、台湾、海外各支店および主要子会社のリスク管理部門は、流動性リスクに関連する事項を本社の流動性リスク管理チームに報告・エスカレーションする。また、現地の規制要件および承認された制限に従い、流動性リスクを監督するため、各地域の資産・負債管理委員会または各現地当局が設置されている。

当行グループは、法定の LCR および NSFR を遵守することに加え、当行グループの流動性リスクを計測・分析するために、預金対貸出比率、累積満期ミスマッチ比率、資金調達集中比率、グループ内エクスポージャーの閾値、通貨間資金調達比率など（これらに限定されない）様々な流動性指標を設定している。当行グループは、ストレス状況下でも利用可能な流動性バッファーとして、十分な高品質流動性資産（「HQLAs」）を維持している。LCR を満たすための HQLAs は、現金、為替基金手形および債券、高格付の政府債務証券、およびその他の同等の流動性のある市場性資産で構成されている。HQLAs の大部分は香港ドル建てである。予期せぬ重大な現金流出に対応するための戦略的流動性を確保するため、予備的な資金調達源も維持されている。

内部においては、グループ内資金調達取引は独立企業間取引の原則に基づき、第三者との取引と同様の取扱いを行い、定期的なモニタリングと適切な管理が行われている。 当行グループの流動性リスクの大部分は、当行グループの資産ポートフォリオと負債ポートフォリオ間の満期不一致によるギャップに起因する。当行グループは、銀行の経営情報システムを活用して定期的なキャッシュ・フロー分析および予測を行うことにより、一連の時間軸にわたってオンバランス・シートおよびオフバランス・シートの項目から生じる資金調達ニーズを特定し、流動性リスクを管理している。
当行グループは、流動性リスクを分析するために、定期的にストレステストも実施している。オンバランス・シートおよびオフバランス・シートの項目、ならびにそれらがキャッシュ・フローに与える影響について、適用可能な仮定および過去のデータと併せて検討している。市場流動性リスクの評価および見直しは、投資・取引戦略、市場リスクのモニタリング、評価、ポートフォリオの見直しなど、様々な管理プロセスに含まれている。3つのストレスシナリオ、すなわち「金融機関特有の危機」、「市場全体の危機」、および「これら2つの組合せによる危機」が採用されており、最低存続期間は香港金融管理局（HKMA）の監督方針マニュアルLM-2「流動性リスク管理のための健全なシステムおよび統制」に従って定義されている。
当行グループは、ストレステストの結果を踏まえ、グループ内の潜在的な脆弱性を特定し、内部制限を設定するとともに、流動性問題に対処するための当行グループの戦略および緊急事態におけるキャッシュ・フロー不足を補填するための手続を定めた緊急資金調達計画を策定している。
この緊急資金調達計画は、先を見越した予防的な措置を講じることを目的としており、以下の3つの段階を規定している。

1. 当行グループは、定性的および定量的な指標を網羅した早期警戒指標を活用し、内部および外部の要因をモニタリングしている。当行グループの流動性状況に重大な影響を及ぼす兆候が見られた場合、資産・負債管理委員会に報告される。資産・負債管理委員会は、適切な是正措置を検討するとともに、状況に応じて危機管理措置の実施も検討する。
2. 危機に対処するため、共同最高経営責任者が議長を務める危機管理委員会が設置される。緊急資金調達のための戦略および手続、ならびに関係各者の役割と責任が明確に定められている。
3. 最終段階として、将来同様の事態を回避するために必要な改善策を提言するため、危機後の検証が行われる。

事業環境の変化に対応するため、年次演習が実施され、緊急資金調達計画は定期的に見直される。緊急資金調達計画への重要な変更は、取締役会の承認を要する。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(d) 流動性リスク管理（続き）

残存期間別の資産・負債の分析

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 要求払い | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超3ヶ月以内 | 3ヶ月超1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 期日未設定または延滞 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | 37,014 | 12 | 20 | 121 | - | - | 8,736 | 45,903 |
| 銀行への預け金および貸出金 | - | 40,883 | 2,687 | 121 | - | - | - | 43,691 |
| 貿易手形 | 94 | 62 | 133 | 84 | - | - | - | 373 |
| トレーディング資産 | - | - | 66 | 1,925 | 773 | - | 285 | 3,049 |
| デリバティブ資産 | - | - | - | - | - | - | 9,056 | 9,056 |
| 顧客に対する貸付金 | 2,460 | 64,389 | 47,667 | 118,973 | 170,070 | 115,063 | 8,362 | 526,984 |
| 投資有価証券 | - | 10,854 | 18,513 | 21,090 | 60,567 | 54,242 | 2,004 | 167,270 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | - | - | - | - | - | - | 8,384 | 8,384 |
| 固定資産 | - | - | - | - | - | - | 13,493 | 13,493 |
| のれんおよび無形資産 | - | - | - | - | - | - | 1,852 | 1,852 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | 1,836 | 1,836 |
| その他の資産 | 23 | 6,748 | 12,635 | 10,463 | 575 | 571 | 7,455 | 38,470 |
| **資産合計** | 39,591 | 122,948 | 81,721 | 152,777 | 231,985 | 169,876 | 61,463 | 860,361 |
| **負債** | | | | | | | | |
| 銀行からの預金 | 633 | 9,318 | 8,777 | 6,891 | - | - | - | 25,619 |
| 顧客からの預金 | 185,225 | 125,787 | 188,736 | 113,622 | 15,228 | - | - | 628,598 |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,643 | - | - | - | - | - | - | 65,643 |
| - 貯蓄預金 | 118,163 | - | - | - | - | - | - | 118,163 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 1,419 | 125,787 | 188,736 | 113,622 | 15,228 | - | - | 444,792 |
| デリバティブ負債 | - | - | - | - | - | - | 4,007 | 4,007 |
| 発行済譲渡性預金 | - | 2,783 | 5,296 | 8,851 | 10,688 | - | - | 27,618 |
| 当期税金 | - | - | - | 1,602 | - | - | - | 1,602 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 発行済負債証券 | - | - | 155 | 306 | 383 | - | - | 844 |
| 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 468 | 468 |
| その他の負債 | 1,005 | 7,392 | 13,936 | 11,373 | 1,445 | 1,317 | 10,844 | 47,312 |
| - リース負債 | - | 27 | 43 | 167 | 389 | 226 | - | 852 |
| - その他の勘定科目 | 1,005 | 7,365 | 13,893 | 11,206 | 1,056 | 1,091 | 10,844 | 46,460 |
| 償却原価で測定される借入資本 | - | - | - | 1,649 | 14,318 | - | - | 15,967 |
| **負債合計** | 186,863 | 145,280 | 216,900 | 144,294 | 42,062 | 1,317 | 15,319 | 752,035 |
| **純ギャップ** | (147,272) | (22,332) | (135,179) | 8,483 | 189,923 | 168,559 | | |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(d) 流動性リスク管理（続き）

残存期間別の資産・負債の分析

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 要求払い | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超3ヶ月以内 | 3ヶ月超1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 期日未設定または延滞 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | 44,156 | - | - | 96 | - | - | 10,327 | 54,579 |
| 銀行への預け金および貸出金 | - | 52,337 | 7,866 | - | - | - | - | 60,203 |
| 貿易手形 | 1 | 147 | 148 | 233 | - | - | - | 529 |
| トレーディング資産 | - | 1,176 | 99 | - | - | - | 255 | 1,530 |
| デリバティブ資産 | - | - | - | - | - | - | 11,092 | 11,092 |
| 顧客に対する貸付金 | 2,594 | 53,685 | 38,832 | 116,096 | 202,555 | 121,575 | 7,057 | 542,394 |
| 投資有価証券 | - | 10,446 | 10,510 | 19,043 | 64,709 | 40,618 | 1,681 | 147,007 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | - | - | - | - | - | - | 9,061 | 9,061 |
| 固定資産 | - | - | - | - | - | - | 13,476 | 13,476 |
| のれんおよび無形資産 | - | - | - | - | - | - | 1,870 | 1,870 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | 1,849 | 1,849 |
| その他の資産 | 27 | 4,845 | 7,463 | 18,286 | 505 | 437 | 7,672 | 39,235 |
| **資産合計** | 46,778 | 122,636 | 64,918 | 153,754 | 267,769 | 162,630 | 64,340 | 882,825 |
| **負債** | | | | | | | | |
| 銀行からの預金 | 2,263 | 8,074 | 9,255 | 5,886 | - | - | - | 25,478 |
| 顧客からの預金 | 212,727 | 106,604 | 160,879 | 151,421 | 16,462 | - | - | 648,093 |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,899 | - | - | - | - | - | - | 65,899 |
| - 貯蓄預金 | 145,107 | - | - | - | - | - | - | 145,107 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 1,721 | 106,604 | 160,879 | 151,421 | 16,462 | - | - | 437,087 |
| トレーディング負債 | - | - | - | - | - | - | 5 | 5 |
| デリバティブ負債 | - | - | - | - | - | - | 4,145 | 4,145 |
| 発行済譲渡性預金 | - | 3,559 | 12,971 | 12,244 | 3,888 | - | - | 32,662 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期税金 | - | - | - | 1,252 | - | - | - | 1,252 |
| 発行済負債証券 | - | - | 1,404 | 672 | 816 | - | - | 2,892 |
| 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 226 | 226 |
| その他の負債 | 779 | 5,027 | 8,261 | 19,697 | 1,124 | 1,541 | 13,370 | 49,799 |
| - リース負債 | 1 | 24 | 40 | 155 | 347 | 207 | - | 774 |
| - その他の勘定科目 | 778 | 5,003 | 8,221 | 19,542 | 777 | 1,334 | 13,370 | 49,025 |
| 償却原価で測定される借入資本 | - | - | - | - | 11,927 | - | - | 11,927 |
| **負債合計** | 215,769 | 123,264 | 192,770 | 191,172 | 34,217 | 1,541 | 17,746 | 776,479 |
| **純ギャップ** | (168,991) | (628) | (127,852) | (37,418) | 233,552 | 161,089 | | |

FVOCI で測定するトレーディング資産および負債証券は、満期前に売却される場合があり、また顧客からの預金は引き出されることなく満期を迎える場合があるため、契約上の満期日は将来キャッシュ・フローが見込まれる日を示すものではない。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(d) 流動性リスク管理（続き）

以下の表は、報告期間末時点における当行グループの非デリバティブ金融負債について、契約上の支払義務の日付に基づき、割引前キャッシュ・フローの予測を分析したものである。

| | 2023年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3ヶ月未満 | 3ヶ月から1年 | 1年から5年 | 5年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行からの預金 | 25,619 | 26,283 | 633 | 18,341 | 7,309 | - | - | - |
| 顧客からの預金 | 628,598 | 637,171 | 185,665 | 319,344 | 116,501 | 15,661 | - | - |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,643 | 65,737 | 65,737 | - | - | - | - | - |
| - 貯蓄預金 | 118,163 | 118,335 | 118,335 | - | - | - | - | - |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 444,792 | 453,099 | 1,593 | 319,344 | 116,501 | 15,661 | - | - |
| 発行済譲渡性預金 | 27,618 | 29,053 | - | 8,248 | 9,119 | 11,686 | - | - |
| 当期税額 | 1,602 | 1,602 | - | - | 1,602 | - | - | - |
| 発行済負債証券 | 844 | 870 | - | 164 | 316 | 390 | - | - |
| 借入資本 | 15,967 | 18,056 | - | 182 | 2,290 | 15,584 | - | - |
| その他の負債 | 47,312 | 42,157 | 587 | 20,016 | 9,369 | 472 | 869 | 10,844 |
| - リース負債 | 852 | 962 | - | 78 | 187 | 448 | 249 | - |
| - その他の勘定科目 | 46,460 | 41,195 | 587 | 19,938 | 9,182 | 24 | 620 | 10,844 |
| **合計** | 747,560 | 755,192 | 186,885 | 366,295 | 146,506 | 43,793 | 869 | 10,844 |

| | 2022年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3ヶ月未満 | 3ヶ月から1年 | 1年から5年 | 5年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行からの預金 | 25,478 | 26,017 | 2,263 | 17,510 | 6,244 | - | - | - |
| 顧客からの預金 | 648,093 | 655,121 | 212,946 | 270,268 | 155,184 | 16,723 | - | - |
| - 要求払預金および当座預金 | 65,899 | 65,978 | 65,978 | - | - | - | - | - |
| - 貯蓄預金 | 145,107 | 145,174 | 145,174 | - | - | - | - | - |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 437,087 | 443,969 | 1,794 | 270,268 | 155,184 | 16,723 | - | - |
| トレーディング負債 | 5 | 5 | - | - | - | - | - | 5 |
| 発行済譲渡性預金 | 32,662 | 33,270 | - | 16,727 | 12,559 | 3,984 | - | - |
| 当期税額 | 1,252 | 1,252 | - | - | 1,252 | - | - | - |
| 発行済負債証券 | 2,892 | 2,946 | - | 1,435 | 690 | 821 | - | - |
| 借入資本 | 11,927 | 13,918 | - | 50 | 511 | 13,357 | - | - |
| その他の負債 | 49,799 | 45,742 | 540 | 11,265 | 18,119 | 982 | 1,466 | 13,370 |
| - リース負債 | 774 | 872 | 1 | 69 | 171 | 398 | 233 | - |
| - その他の勘定科目 | 49,025 | 44,870 | 539 | 11,196 | 17,948 | 584 | 1,233 | 13,370 |
| **合計** | 772,108 | 778,271 | 215,749 | 317,255 | 194,559 | 35,867 | 1,466 | 13,375 |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(d) 流動性リスク管理（続き）

以下の表は、12 月 31 日現在、純額および総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債について、契約上の残存期間別に当行グループの割引前のキャッシュ・フローをまとめたものである。 当行グループの純額決済となるデリバティブ金融負債には主に金利スワップが含まれ、総額決済となるデリバティブ金融負債には主に為替先物・先渡取引および為替スワップが含まれる。

| | 2023 年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3 ヶ月未満 | 3 ヶ月から 1 年 | 1 年から 5 年 | 5 年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| デリバティブ金融負債 | 4,007 | 2,675 | (10) | 1,407 | 748 | 705 | (175) | - |
| 純額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 正味キャッシュ・アウトフロー／（インフロー）合計 | | 1,835 | 15 | 763 | 615 | 617 | (175) | - |
| 総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| キャッシュ・インフロー合計 | | (64,063) | (9,409) | (47,133) | (5,749) | (1,772) | - | - |
| キャッシュ・アウトフロー合計 | | 64,903 | 9,384 | 47,777 | 5,882 | 1,860 | - | - |

| | 2022 年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | キャッシュ・アウトフロー合計 | 要求払い | 3 ヶ月未満 | 3 ヶ月から 1 年 | 1 年から 5 年 | 5 年超 | 期日未設定 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| デリバティブ金融負債 | 4,145 | 3,978 | 37 | 1,261 | 1,180 | 1,172 | 328 | - |
| 純額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| 正味キャッシュ・アウトフロー合計 | | 3,074 | 6 | 767 | 998 | 1,024 | 279 | - |
| 総額ベースで決済されるデリバティブ金融負債 | | | | | | | | |
| キャッシュ・インフロー合計 | | (51,195) | (325) | (33,383) | (12,552) | (4,782) | (153) | - |
| キャッシュ・アウトフロー合計 | | 52,099 | 356 | 33,877 | 12,734 | 4,930 | 202 | - |

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(d) 流動性リスク管理 （続き）

譲渡性預金、発行済負債証券、借入資本

2023 年、BEA は固定金利にて譲渡性預金 および債券を額面 1,129 百万米ドル、10,614 百万人民元、50 百万ユーロにてそれぞれ発行した。またゼロクーポン譲渡性預金および債券を額面 488 百万米ドル、12,900 百万人民元、158 百万英ポンド、403 百万ユーロにて発行した。当行グループは 51,198 百万香港ドルに相当する枚数の譲渡性預金 および債券を満期償還した。

2023 年 12 月末における譲渡性預金発行残高 および 発行済負債証券の価値は 28,759 百万香港ドル相当であり、帳簿価額 は 28,462 百万香港ドル相当であった。

発行済譲渡性預金および債券の満期プロファイル

2023 年 12 月 31 日現在

*（金額はすべて、各通貨の百万単位で表示）*

| | 額面合計 | 満期年 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | **2024 年** | **2025 年** | **2026 年** |
| **発行通貨建ての金額** | | | | |
| **変動金利** | | | | |
| 香港ドル | 200 | - | 200 | - |
| 米ドル | 78 | 58 | 20 | - |
| **固定金利** *（注）* | | | | |
| 米ドル | 884 | 763 | 121 | - |
| 人民元 | 9,055 | 155 | - | 8,900 |
| ユーロ | 50 | 50 | - | - |
| **ゼロクーポン** | | | | |
| 米ドル | 173 | 173 | - | - |
| 人民元 | 6,250 | 6,250 | - | - |
| 英ポンド | 158 | 158 | - | - |
| ユーロ | 100 | 100 | - | - |
| **発行済みの預金および負債証券の合計額（香港ドル換算）** | 28,759 | 17,669 | 1,302 | 9,788 |

*注：必要と認められる場合、発行済みの長期預金証書および負債証券に起因する金利リスクを管理するため、関連する金利スワップ契約が締結されている。*

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(d) 流動性リスク管理（続き）

2023 年、BEA は固定金利の借入資本 を 額面 にてそれぞれ 500 百万米ドル発行した

2023 年 12 月末における 発行済借入資本の発行残高は額面にて 16,102 百万香港ドル相当、帳簿価額は 15,967 百万香港ドル相当であった。

**借入資本の満期構成**

2023 年 12 月 31 日現在

*（金額はすべて、各通貨の百万単位で表示）*

| | 額面合計 | 満期年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | **2027 年** | **2028 年** | **2029 年** | **2030 年** | **2032 年** |
| **発行通貨建ての金額** | | | | | | |
| 米ドル *（注 1、2、4、5）* | 1,850 | 500 | 250 | - | 600 | 500 |
| 人民元 *（注 3）* | 1,500 | - | - | 1,500 | - | - |
| **発行済借入資本 合計額（香港ドル換算）** | 16,102 | 3,906 | 1,953 | 1,650 | 4,687 | 3,906 |

*注：* *1. 2027 年に満期を迎える 500 百万米ドルの借入資本 は 2026 年 3 月 15 日に任意償還が可能。*

*2. 2028 年に満期を迎える 250 百万ドルの借入資本 は 2027 年 7 月 7 日に任意償還が可能。*

*3. 2029 年に満期を迎える 1,500 百万人民元の 借入資本 は 2024 年 4 月 25 日に任意償還が可能。*

*4. 2030 年に満期を迎え 600 百万米ドルの借入資本は 2025 年 5 月 29 日に任意償還が可能。*

*5. 2032 年に満期を迎える 500 百万米ドルの 借入資本 は 2027 年 4 月 22 日に任意償還が可能。*

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(e) 金利リスク管理

金利リスクとは、金利の不利な変動に起因し、当行グループのバンキング・ブックのポジションの収益および経済的価値に影響を及ぼすリスクである。資産・負債管理委員会は、取締役会から委任を受け、当行グループの金利リスク管理を監督し、金利リスク管理のための戦略および方針を策定し、かかる戦略および方針が確実に実施されるよう手段を決定する。 金利リスクは、取締役会または資産・負債管理委員会によって承認された限度内で、当行グループのトレジャリー・マーケッツ部門によって日次で管理されている。当行グループのリスク管理部門傘下の市場・流動性リスク管理部は、金利リスクに関連する活動をモニタリングする責任を負っている。内部監査部門は、金利リスク管理機能が有効に実施されていることを確認するために、定期的なレビューを実施している。

金利リスクは、主にバンキング・ブックの金利感応性のある資産、負債、およびオフバランス・シート項目の金利再評価におけるタイミングのずれに起因する。金利リスクの水準を決定するにあたっては、ギャップ・リスク、ベーシス・リスク、およびオプション・リスクについて評価が行われる。 当行グループは、バンキング・ブックの金利リスクを、主に金利再評価のミスマッチに焦点を当てて管理している。ギャップ分析により、当行グループの金利感応性のある資産、負債、およびオフバランスシートポジションの満期および金利再評価の特性について、静的な視点が得られる。当行グループの金利リスクを管理するため、金利再評価ギャップのポジション制限が設定されている。

金利変動が収益（純金利収益「NII」）および経済価値（自己資本の経済価値「EVE」）に与える影響に関する感応度分析は、香港金融管理局（HKMA）が定めた複数の仮想的な金利ショックシナリオに基づき、定期的に評価されている。EVE は、市場金利を反映して割り引かれた、予想純キャッシュ・フローの現在価値の評価を表す。金利の変動は収益に影響を与えるため、純資産にも影響を及ぼす。感応度上限は、収益および経済価値の両方の観点から、当行グループの金利リスク・エクスポージャーを管理するために設定されている。その結果は、資産・負債管理委員会に定期的に報告される。

IRRBB に関する定量的な推定を行うため、当行グループは金利イールドカーブに対するショックシナリオを想定しており、これにより、オプショナリティおよび行動仮定を考慮した上で、経済価値および収益の変動を算出することが可能となっている。これらのシナリオは、当行グループが重要なポジションを有する各通貨の IRRBB エクスポージャーに適用される。

規定された金利ショックシナリオは、香港金融管理局の「監督政策マニュアル IR-1：バンキング・ブックの金利リスク」で提供されており、概ね以下のとおりである。

1. 上方パラレルシフト：すべての期間にわたって金利が一律に同じ幅だけ上昇するショック

2. 下方パラレルシフト：すべての期間にわたって金利が一律に同じ幅だけ低下するショック

3. スティープ化：短期金利が低下し、長期金利が上昇

4. フラット化：短期金利が上昇し、長期金利が低下

5. 短期金利上昇：最も短期の期間において金利の上昇幅が最大となり、より長期の期間になるにつれて現在の金利水準に向かって縮小

6. 短期金利低下：最も短期の期間において金利の低下幅は最大となり、より長期の期間になるにつれて現在の金利水準に向かって縮小

2023 年 12 月 31 日の年次報告日について、当行グループが規定の各金利ショックシナリオごとに実施した感応度分析に基づき、今後 12 ヶ月間の EVE および NII に対する最大の不利な影響額は、それぞれ 1,839 百万香港ドル（2022 年 12 月 31 日：1,687 百万香港ドル）および 2,674 百万香港ドル（2022 年 12 月 31 日：2,927 百万香港ドル）となる。

金利リスクに関する感応度分析の詳細は、当行のウェブサイト（www.hkbea.com）のホームページにある「Regulatory Disclosures（規制開示情報）」リンク、または以下の直接リンクを参照のこと。
www.hkbea.com/regulatory_disclosures

**43. 主要なリスク管理（続き）**

(f) 戦略リスク管理

戦略リスクとは、当行グループが事業を展開する環境の変化、不適切な戦略的意思決定、意思決定の不適切な実施、あるいは業界、経済、テクノロジーの変化への対応の遅れに起因して、当行グループの利益、資本、レピュテーション、または地位に現在または将来的に影響が及ぶリスクである。

戦略リスク管理の目的は、戦略リスクを特定、評価、モニタリング、報告、軽減し、関連する規制要件の遵守を確保することである。
当行グループは、管理フレームワークおよび評価・モニタリングツールを規定するための包括的な方針、マニュアル、プロファイル、および報告書を策定している。
当行グループは、「戦略リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。このマニュアルには、戦略リスクの特定、評価、モニタリング、軽減、および管理のための枠組みを含む、戦略リスク管理に対する体系的なアプローチが概説されており、これにより当行グループの戦略リスク管理の水準が向上している。
リスク管理委員会は、当行グループの戦略リスクの管理を監督する責任を負っている。

(g) 法的リスク管理

法的リスクとは、契約の不履行、訴訟、または不利な判決に起因して生じる損失のリスクであり、当行グループの事業運営や財務状況に混乱やその他の悪影響を及ぼす可能性である。

法的リスク管理の目的は、法的リスクを特定、評価、モニタリング、報告し、関連する法律および規制上の要件を遵守することである。

当行グループは、有資格の社内担当者および／または外部の弁護士・専門家による研修を従業員に対して適宜実施している。また必要に応じ、スタッフに対してリマインダーを発行する。法的問題に対処する際、当行グループは有資格の社内担当者に相談し、必要かつ適切な場合には、関連する専門知識を持つ外部の弁護士を起用している。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループの法的リスクの管理を監督する責任を負っている。

(h) レピュテーション・リスク管理

レピュテーション・リスクとは、当行グループの事業慣行、行動、または財務状況について否定的な報道を招く 1 つ以上の事象により、当行グループのレピュテーションが損なわれるリスクである。そのような否定的な報道は、それが事実であるか否かにかかわらず、当行グループに対する社会の信頼を損ない、多額の訴訟費用の発生、あるいは当行グループの顧客基盤、事業、および／または収益の減少につながる可能性がある。

レピュテーション・リスク管理の目的は、レピュテーション・リスクを特定、評価、モニタリング、報告、軽減するとともに、関連する規制要件への遵守を確保することにある。

当行グループは、適用される法令・規則・規制への遵守を確保し、高い水準のコーポレート・ガバナンスを維持するために、様々な方針、ガイドライン、マニュアル、および規範を策定しており、これらはひいては当行グループのレピュテーションの保護および向上に寄与するものである。

当行グループは、「レピュテーション・リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。同マニュアルには、レピュテーション・リスクの特定、評価、軽減、管理、およびモニタリングのための枠組みを含む、レピュテーション・リスク管理への体系的なアプローチが概説されており、それによって当行グループのレピュテーションを保護し向上させている。また、予期せぬ事象への迅速な対応と管理を行うため、「インシデント対応・管理ガイドライン」を策定している。さらに、メディアに対して当行グループの重要なメッセージを有効にかつ一貫して発信するために、「メディア対応ガイドライン」を策定している。

オペレーショナル・リスク管理委員会は、当行グループのレピュテーション・リスク管理を監督する責任を負っている。

**43. 主要なリスク管理（続き）**

(i) コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスクとは、当行グループの事業活動に適用される法令、規制、規則、関連する自主規制機関の基準、および行動規範を遵守しなかった結果、当行グループが被り得る法的または規制上の制裁、罰金および罰則、財務上の損失、またはレピュテーションの毀損に起因する潜在的な損失のリスクである。

当行グループは、当行グループの事業を管轄する関連規制当局が発行する、適用されるすべての法令、規則、行動規範、業界基準、およびガイドラインへのコンプライアンスを確保するため、様々な方針、ガイドライン、およびマニュアルを策定している。当行グループは、「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」を策定し、これを遵守している。同マニュアルには、コンプライアンス・リスクの特定、評価、モニタリング、軽減、および管理のための枠組みを含む、コンプライアンス・リスク管理に対する体系的なアプローチが概説されており、これにより当行グループはコンプライアンス・リスクを有効に管理することができる。 リスクベースのアプローチを用いて、当行グループの主要な機能について、独立した規制コンプライアンス・レビューが実施されている。

(j) テクノロジー・リスク管理

テクノロジー・リスクとは、不適切な、あるいは機能不全に陥った技術的プロセス、人材、および／またはコンピューティング・システム、あるいは技術リソースへの不正アクセスや混乱（特にサイバーセキュリティおよび電子バンキングに関連するもの）に起因して、当行グループが損失を被るリスクである。
増大するサイバーセキュリティ上の脅威に対処するため、当行グループは、定義されたリスク許容度に基づき、適切なセキュリティリソースと適切な管理措置を講じている。当行グループは、あらゆるレベルでのサイバーセキュリティを強化するため、テクノロジー・リスク関連の方針やサイバーセキュリティ戦略、および包括的なセキュリティ意識向上プログラムを策定している。
また、当行グループはテクノロジー・リスクを適切に管理するための枠組みを確立している。取締役会および最高レベルの指定された委員会が、当行グループのテクノロジー・リスクの全体的な管理に責任を負っている。彼らは特定の懸念領域に対処するため複数のワーキングチームおよび“3 つの防衛線”をリードする。
インターネットシステムおよびアプリケーションのセキュリティ、顧客認証、不正取引の検知と警告、新商品・サービスのリスク評価、サードパーティのセキュリティ、ならびに情報の機密性、完全性、可用性に関する適切な管理措置が確実に講じられるよう、包括的な管理方針、基準、ガイドライン、および手続が整備されている。

(k) 資本管理

資本管理における当行グループの主な目的は、規制要件を満たし、当行グループの継続企業としての能力を確保することであり、それによって、リスク水準に見合った商品およびサービスの価格設定を行い、かつ妥当なコストで資金調達を確保することにより、株主への還元およびその他のステークホルダーへの利益提供を継続できるようにすることである。

これらの目標を達成するために当行グループが管理する資本には、普通株式資本、留保利益、その他の準備金、およびのれんおよび無形資産を控除した非支配持分が含まれる。また、銀行業（資本）規則で認められている劣後負債、減損引当金、および一般的な銀行リスクに対する規制上の準備金も含まれる。

当行グループは、レバレッジを高めれば実現可能となるかもしれないより高い株主還元と、健全な資本基盤がもたらす利点および安全性とのバランスを維持するため、資本構成を積極的かつ定期的に見直し、管理しており、経済情勢の変化に応じて資本構成の調整を行っている。

資本管理・回復および破綻処理計画運営委員会は、資本状況に関連する事項を監督し、すべての規制基準および内部基準に対する自己資本比率をモニタリングする責任を負っている。また、資本状況については、リスク管理委員会、リスク管理委員会、および取締役会によっても定期的に見直されている。

香港金融管理局（HKMA）は、当行グループを単体・連結ベースの両方で監督しており、それに伴い、当行グループ全体に対する自己資本要件を設定し、自己資本適格性に関する情報を定期的に受け取っている。 マカオ、台湾、および海外にある各支店ならびに銀行子会社は、それぞれの国内銀行監督当局によって直接規制されており、同当局が自己資本比率要件を設定・モニタリングしている。一部の法域では、非銀行系金融子会社も、国内規制当局の監督および自己資本要件の対象となる。

現在の自己資本要件の適用にあたり、HKMA は、当行グループに対し、自己資本総額とリスク加重資産総額の規定された比率を維持するよう求めている。

当行グループは、自己資本比率に基づき資本構成をモニタリングしており、当事業年度において、当行グループの資本管理方針に重要な変更はない。

**43. 主要なリスク管理**（続き）

(k) 資本管理（続き）

開示されている 2023 年 12 月 31 日および 2022 年 12 月 31 日時点の自己資本比率は、HKMA が規制目的で指定した当行および特定の子会社について、連結ベースで算出されており、香港銀行条例の「銀行業（資本）規則」に準拠している。

当行グループおよび個別に規制対象となっている事業部門は、2023 年 12 月 31 日および 2022 年 12 月 31 日に終了した事業年度を通じて、外部から課せられたすべての資本要件を遵守しており、当行グループの自己資本比率は香港金融管理局（HKMA）が定める最低要件を十分に上回っている。

(l) 気候関連リスク管理

当行グループは、レジリエンスを構築し、気候変動による潜在的な悪影響を軽減するためには、即座の気候変動対策がますます急務であると考えている。当行グループは、気候関連リスクを「物理的リスク」と「移行リスク」に区別している。「物理的リスク」とは、天候や気候関連の事象による影響を指し、銀行およびその顧客の事業や業務に支障をきたす可能性がある。「移行リスク」とは、気候変動の緩和および適応策が導入されるに伴い、政策、法規制、テクノロジー、市場の変化によって引き起こされる可能性のある、低炭素経済への移行プロセスに関連するリスクを指す。当行グループは、気候リスクを、信用リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクなどの従来型の主要なリスク種別に現れ得る横断的なリスクと捉えている。その影響は、当行の事業および業務活動において顕在化する可能性がある。

当行の取締役会は、当行グループの ESG パフォーマンスを監督するため、取締役会レベルの ESG 委員会を設置した。ESG 運営委員会（「運営委員会」）は、ESG 委員会に直接報告を行う。 共同最高経営責任者（Co-CEO）が議長を務める運営委員会は、ESG 戦略の策定を推進し、既存および新たな ESG 課題の重要性を評価するとともに、ESG 目標の設定および実績のレビューを行い、その結果を ESG 委員会に報告する責任を負っている。グループ最高リスク責任者（CRO）は ESG 運営委員会の委員を務め、ESG リスクの管理および報告を担当している。

HKMA 主導による気候リスク・ストレステスト（「CRST」）の実施を通じて、当行グループは、当行グループの事業および運営に重大な影響を及ぼす可能性のある新たな気候リスクと機会を特定している。気候リスクおよびシナリオ分析の結果に基づき、当行グループは、資産の質（すなわち、借手の返済能力、担保の質）、金融商品の評価（すなわち、市場変動）、業務のレジリエンス（すなわち、銀行の施設や資産への物理的損害および事業中断）、ならびに当行グループのレピュテーションへの影響を通じて、主要なリスク区分に現れ得る気候変動による特定の財務的および非財務的影響を特定することができる。当行グループは、極端な気候事象に対するレジリエンスを確保し、本 CRST 作業において特定された脆弱性を軽減するため、戦略およびリスク・ガバナンス体制を強化する計画を策定している。過去数年間にわたり強固な資本バッファーを構築してきたため、気候変動により推定される財務的影響は、当行グループに重大な資本的影響をもたらすものではない。

当行グループの気候リスク管理施策には、低酸素経済移行への顧客支援、グリーンかつサステナブルな金融商品の拡充、炭素排出量が高いまたは身体リスクの影響を受けやすい業界に対する当行のエクスポージャー管理、オペレーション・エミッション（スコープ 1 および 2）およびファイナンスド・エミッション（スコープ 3）に関するネットゼロに向けたロードマップの開発が含まれる。重大な気候リスク問題については、既存の企業リスク管理組織構造を通じて管理委員会および執行役員会へ報告およびエスカレーションする。気候リスク管理の効果を高め、極端な気象事象による営業および財政への影響を評価するため、当行グループは 2023 年に気候リスクに関する定性的・定量的リスク選好度ステートメント、気候リスクヒートマップ ESG および顧客・債券発行者向に向けた ESG リスク評価の強化を含む新たなリスク管理ツールを開発・導入した。

## 44. 金融商品の公正価値

(a) 公正価値で計上する金融商品

公正価値の見積りは、一般的に主観的な性質を持ち、金融商品の特性および関連する市場情報に基づき、特定の時点において行われる。当行グループは、以下の方法の優先順位に従って公正価値を測定している。

レベル 1 - 同一の金融商品について活発な市場における市場価格

レベル 2 - 観察可能なインプットに基づく評価手法。このカテゴリーには、類似の金融商品について活発な市場における市場価格、活発とはみなされない市場における類似の金融商品の相場価格、またはすべての重要なインプットが市場データから直接的または間接的に観察可能なその他の評価手法を用いて評価される金融商品が含まれる。

レベル 3 - 重要な観察不能なインプットを用いる評価手法。このカテゴリーには、評価手法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、かつその観察不能なインプットが当該金融商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性のあるすべての金融商品が含まれる。このカテゴリーには、類似の金融商品の相場価格に基づいて評価されるものの、金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な調整または仮定を必要とする金融商品も含まれる。

活発な市場で取引されている金融資産および金融負債の公正価値は、市場相場または取引相手の提示価格に基づいて算定される。その他のすべての金融商品については、当行グループは評価手法を用いて公正価値を算定している。評価手法には、正味現在価値法や割引キャッシュ・フロー・モデル、および市場で広く認められている各種オプション価格算定モデルが含まれる。評価手法で使用される仮定およびインプットには、無リスク金利およびベンチマーク金利、株価、外国為替レート、指数価格、ヒストリカルまたはインプライド・ボラティリティ、および相関関係などが含まれる。 評価手法の目的は、報告日において市場参加者間の秩序ある取引において、当該金融商品を売却する際に受け取る価格、または当該負債を移転する際に支払う価格を反映した公正価値を算定することにある。

当行グループは、金利スワップや通貨スワップなど、観察可能な市場データのみを使用し、経営陣による判断や見積りをほとんど必要としない、一般的かつ単純な金融商品の公正価値を算定するために、広く認められている評価モデルを採用している。 上場債券および株式、取引所取引デリバティブ、ならびに金利スワップのような単純な店頭デリバティブについては通常、市場で観察可能な価格やモデル・インプットが入手可能である。観察可能な市場価格やモデル・インプットが入手可能であることは、経営陣による判断や見積りの必要性を低減し、公正価値の算定に伴う不確実性も低減する。観察可能な市場価格やインプットの入手可能性は、商品や市場によって異なり、金融市場における特定の事象や一般的な状況に基づいて変動する傾向がある。

より複雑な金融商品については、当行グループは評価モデルを採用しており、これらは通常、一般に認められた評価手法に基づいて開発されている。これらのモデルに用いる重要なインプットの一部または全部は、市場で観察できない場合があり、市場価格や金利から導出されるか、あるいは仮定に基づいて推定される。 重要な観察不能なインプットを用いる評価モデルでは、公正価値の算定において、より高度な経営陣の判断および見積りが必要となる。通常、使用する適切な評価モデルの選定、評価対象となる金融商品の将来キャッシュ・フローの見込み額の算定、取引相手のデフォルト確率および期限前償還確率の算定、ならびに適切な割引率の選定には、経営陣の判断および見積りが必要となる。

当行グループは、公正価値の測定に関して確立された管理体制を有している。この体制には、フロントオフィス経営陣から独立した管理部門で構成される評価管理機能、すなわち「金融商品評価グループ（Financial Instruments Valuation Group：FIVG）」が含まれる。価格検証の手続も確立されている。使用する価格算定モデルはすべて、厳格な検証および承認プロセスの対象となる。

**44. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

以下の表は、報告期間末時点で公正価値で測定する金融商品を、公正価値の取扱いにより分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである。

| | 2023年 | | | | 2022年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **継続的な公正価値測定** | | | | | | | | |
| **資産** | | | | | | | | |
| 貿易手形-FVOCIで測定 | - | 122 | - | 122 | - | 488 | - | 488 |
| トレーディング資産 | 285 | 2,764 | - | 3,049 | 354 | 1,176 | - | 1,530 |
| デリバティブ資産 | 12 | 9,044 | - | 9,056 | 200 | 10,892 | - | 11,092 |
| 投資有価証券 | | | | | | | | |
| - 強制的に以下で測定するもの | - | 2,327 | 533 | 2,860 | - | 3,417 | 732 | 4,149 |
| FVTPL | | | | | | | | |
| - FVOCIで測定するもの | 35,922 | 116,339 | 959 | 153,220 | 24,654 | 102,903 | 839 | 128,396 |
| | 36,219 | 130,596 | 1,492 | 168,307 | 25,208 | 118,876 | 1,571 | 145,655 |
| **負債** | | | | | | | | |
| トレーディング負債 | - | - | - | - | 5 | - | - | 5 |
| デリバティブ負債 | - | 4,007 | - | 4,007 | 99 | 4,046 | - | 4,145 |
| FVTPLで測定するものとして指定した金融負債 | - | 13,501 | - | 13,501 | - | 24,357 | - | 24,357 |
| | - | 17,508 | - | 17,508 | 104 | 28,403 | - | 28,507 |

2023年12月31日および2022年12月31日に終了した各事業年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル 2 の間で金融商品の重要な振替は発生しなかった。当行グループの方針では、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替は、それが発生した報告期間末時点で認識することとしている。

**44. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

レベル 3 の評価における重要な観察不能なインプットに関する情報

| | 評価手法 | 重要な観察不能なインプット | 範囲 |
|---|---|---|---|
| 非上場の債券、持分証券および投資ファンド | 取引相手の提示価格 | 該当なし | 該当なし |
| | 純資産価値 | 該当なし | 該当なし |
| | 割引キャッシュ・フロー・モデル | 割引率 | 13.4%<br>(2022 年：12.2%) |
| | | 非流動性ディスカウント | 20%<br>(2022 年：20%) |
| | 市場比較法 | 収益倍率 | 14.38 - 36.36<br>(2022 年：20.51 - 27.66) |
| | | EV/EBIT | 18.26 - 26.75<br>(2022 年：21.61 - 27.78) |
| | | 非流動性ディスカウント | 50%<br>(2022 年：50%) |

強制的に FVTPL または FVOCI で測定する非上場の資本性金融商品の公正価値は、被投資先の財政状態および業績の分析に基づき、あるいは比較可能な上場企業の倍率を参考に、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積られている。この際、当該金融商品が活発に取引されていない事実を反映するため、市場性割引（Marketability discount）が調整として適用される。比率の上昇、あるいは被投資先の財務状況および業績の単独での改善は、公正価値の有利な変動をもたらす一方、割引率の上昇、あるいは市場性割引の単独での拡大は、公正価値の不利な変動をもたらす。非上場の投資ファンドの公正価値は、ファンドの運用者から提供される純資産価値（「NAV」）を用いて算定される。

レベル 3 に分類される金融商品の評価は、前述の評価管理フレームワークに従い、FIVG によって定期的に見直されている。

(1) 重要な観察不能なインプットを含む金融商品の評価

重要な観察不能なインプットを含む金融商品の認識されている公正価値の変動は、以下のとおりである。

| | 2023 年 | | 2022 年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 強制的に FVTPL で測定する投資有価証券 | FVOCI で測定する投資有価証券 | 強制的に FVTPL で測定する投資有価証券 | FVOCI で測定する投資有価証券 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | |
| 1 月 1 日現在 | 732 | 839 | 808 | 712 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 増加／購入 | 8 | - | 31 | - |
| 処分／決済 | (208) | - | (27) | - |
| 損益計算書に認識されている公正価値の変動 | 1 | - | (80) | - |
| その他の包括利益に認識されている公正価値の変動 | - | 120 | - | 127 |
| 12 月 31 日現在 | 533 | 959 | 732 | 839 |
| 報告期間末時点で保有している資産について、その他の包括利益の FVOCI 公正価値準備金に含まれる当事業年度の利益合計 | - | 120 | - | 127 |
| 報告期間末時点で保有している資産について、損益計算書の FVTPL で測定するその他の金融商品に係る純損益に含まれる当事業年度の利益／（損失）合計 | 1 | - | (80) | - |

**44. 金融商品の公正価値**（続き）

(a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

(2) 重要な観察不能な仮定から、合理的に想定し得る代替的な仮定への変更による影響

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 純損益に計上された影響額 | | 資本に直接計上された影響額 | |
| | 有利 | （不利） | 有利 | （不利） |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | |
| 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | 45 | (45) | - | - |
| FVOCIで測定する投資有価証券 | - | - | 80 | (80) |
| | 45 | (45) | 80 | (80) |

| | 2022年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 純損益に計上された影響額 | | 資本に直接計上された影響額 | |
| | 有利 | （不利） | 有利 | （不利） |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | |
| 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | 61 | (61) | - | - |
| FVOCIで測定する投資有価証券 | - | - | 70 | (70) |
| | 61 | (61) | 70 | (70) |

金融商品の公正価値は、状況によっては、当該金融商品に関する観察可能な現在の市場取引価格による裏付けがなく、かつ観察可能な市場データに基づかない仮定を組み込んだ評価モデルを用いて測定されることがある。上記の表は、合理的に想定し得る代替的な仮定において、プラスまたはマイナス10%の一律の変動が生じた場合に、公正価値がどのように変動するかを示している。

(b) 公正価値以外で計上している金融商品の公正価値

以下に示されている金融商品の公正価値を算定するにあたり、以下の方法および重要な仮定が適用されている。

(i) 特定の満期のない当座預金および普通預金の公正価値は、報告期間末時点における要求払いの支払額と推定される。

(ii) 変動金利の金融商品の公正価値は、その帳簿価額に近似すると推定されるため、貸付金および非上場の負債証券の場合、信用リスクの影響は帳簿価額および公正価値の両方から減損引当金を控除することで別途認識されるため、その信用の質の変化は反映されない。

(iii) 償却原価で計上する固定金利の貸付金および住宅ローンの公正価値は、貸付実行時の市場金利と、類似の貸付金に対する現在の市場金利とを比較することにより見積られる。ポートフォリオ内の貸付金の信用の質の変動は、総額による公正価値の算定には考慮されない。これは、信用リスクの影響が、帳簿価額および公正価値の両方から減損損失額および引当金を控除することにより、別途認識されるためである。

(iv) 発行済みの金融保証の公正価値は、入手可能な場合には、類似のサービスに対する独立企業間取引で課される手数料を基準として決定される。あるいは、そのような情報の信頼できる見積りが可能な場合には、保証が提供された際に貸手が実際に課した利率と、保証が提供されていなかった場合に貸手が課していたと推定される利率とを比較し、金利差を基準として見積られる。

2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループの取得原価または償却原価で計上する金融商品の帳簿価額は、その公正価値と実質的に差異がない。

## 45. オフバランス・シートのエクスポージャー

(a) 偶発債務および契約債務

以下は、それぞれ重要な種類の偶発債務および契約債務の契約額、ならびに信用リスク加重額の合計の概要であり、香港金融管理局（HKMA）の自己資本比率報告書の作成要領に基づいて作成されている。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 偶発債務 | | |
| 信用代替取引 | 3,522 | 4,220 |
| 取引に関連する偶発債務 | 3,927 | 3,846 |
| 貿易金融に関連する偶発債務 | 7,741 | 6,143 |
| | 15,190 | 14,209 |
| コミットメント | | |
| 事前の通知なしに無条件で解約可能なコミットメント | 332,203 | 303,920 |
| 当初満期のあるその他のコミットメント | | |
| - 1年以内 | 2,531 | 2,229 |
| - 1年超 | 25,168 | 32,043 |
| | 359,902 | 338,192 |
| 合計 | 375,092 | 352,401 |
| 信用リスク加重額 | 17,458 | 23,651 |

信用リスク加重額は、銀行業（資本）規則に基づき算出されている。偶発債務および契約債務は、引受、信用状、保証、および与信のためのコミットメントを含む信用関連商品である。契約額は、契約が全額引き出され、かつ顧客が債務不履行に陥った場合に生じるリスク額を表している。保証および契約債務の大部分は、引き出されることなく満期を迎えるものと予想されるため、契約額の合計は将来の予想キャッシュ・フローを表すものではない。

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ

(i) デリバティブの想定元本

デリバティブとは、1つ以上の原資産または指数の価値に依存してその価値が変動する金融契約を指す。

以下は、当行グループのそれぞれ重要な種類のデリバティブの想定元本の概要である。

| | 2023年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ会計の適用要件を満たすもの | FVPL指定金融商品と併せて管理 | その他（トレーディング目的で保有するものを含む） | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | - | 2,932 | 311,977 | 314,909 |
| 金利 | 115,455 | 8,171 | 195,198 | 318,824 |
| 株式 | - | - | 6,245 | 6,245 |
| | 115,455 | 11,103 | 513,420 | 639,978 |

| | 2022年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ヘッジ会計の適用要件を満たすもの | FVPL指定金融商品と併せて管理 | その他（トレーディング目的で保有するものを含む） | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | - | 4,163 | 288,758 | 292,921 |
| 金利 | 113,222 | 19,685 | 186,718 | 319,625 |
| 株式 | - | - | 4,774 | 4,774 |
| | 113,222 | 23,848 | 480,250 | 617,320 |

デリバティブは、当行グループが外国為替、金利および株式市場において行う先物、先渡、スワップおよびオプション取引から生じるものである。これらの金融商品の想定元本は、報告期間末時点における未決済取引高を示しており、リスクにさらされている金額を表すものではない。

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(ii) デリバティブの公正価値

| | 2023年 | | 2022年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 公正価値 | | 公正価値 | |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 為替 | 1,650 | 1,733 | 1,781 | 1,749 |
| 金利 | 7,307 | 2,169 | 9,220 | 2,297 |
| 株式 | 99 | 105 | 91 | 99 |
| | 9,056 | 4,007 | 11,092 | 4,145 |

(iii) ヘッジ会計

金利リスクの公正価値ヘッジ

当行グループの公正価値ヘッジは主に、市場金利の変動による固定金利の長期金融商品の公正価値の変動から保護するために利用される金利スワップで構成されている。
当行グループは、ベンチマーク金利に関連する特定の固定利付金融資産および金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするために、金利スワップを利用している。支払変動・受取固定の金利スワップは、特定の固定利付金融負債の発行と組み合わされ、支払固定・受取変動の金利スワップは、ヘッジ対象の重要な条件と密接に整合する条件を持つ固定利付金融資産と組み合わされている。
金利リスクを含む市場リスクの管理に関する当行グループのアプローチについては、注記43(b)に記載されている。当行グループがヘッジ会計を適用する金利リスクは、ベンチマーク金利の変動に伴い公正価値が変動する固定金利の金融資産および金融負債から生じる。 当行グループは、固定金利の金融資産および金融負債の公正価値の変動がベンチマーク金利の変動によって大きく影響を受けるため、ベンチマーク金利の範囲内でのみ金利リスクをヘッジしている。経済的ヘッジ関係がヘッジ会計の基準を満たす場合、ヘッジ会計が適用される。
金利変動によるエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を利用することにより、当行グループは、ヘッジ対象によって相殺されないデリバティブ取引相手の信用リスクにもさらされることになる。当行グループは、信用力の高い取引相手と取引を行い、取引相手に担保の差入れを要求することにより、デリバティブ取引における取引相手の信用リスクを最小限に抑えている（注記43(a)(x)を参照）。
当行グループは、公正価値ヘッジ会計を適用する前に、ヘッジ対象とヘッジ手段の定性的な特性、および定量分析によって裏付けられたヘッジ対象リスクの評価に基づき、両者の間に経済的関係が存在するかどうかを判断している。 当行グループは、経済的関係の有無を評価する際、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が密接に整合しているかどうかを検討している。当行グループは、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値が、類似のリスクに対して同様に反応するかどうかを評価している。さらに、当行グループは、累積ドル相殺法または回帰分析を用いて、ヘッジ手段がヘッジ対象の公正価値の変動を相殺する上で、将来にわたって、また過去においても極めて有効であったと予想されるかどうかを評価することにより、この定性的評価を裏付けている。
当行グループは、ヘッジ対象の名目金額と、ヘッジ手段として指定した金利スワップの想定元本額を一致させることにより、ヘッジ比率を算定している。当行グループの方針では、ヘッジ関係が有効であると結論付けるためには、以下の基準をすべて満たす必要がある。

- 回帰分析における変数間の相関を測定する回帰係数（$R^2$）が0.8以上であること
- 回帰直線の傾きが0.8～1.25の範囲内であること
- 傾きの信頼水準が95%以上であること

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

これらのヘッジ関係において、非有効性の主な要因は以下のとおりである。

- 金利スワップの公正価値に対する取引相手方および当行グループ自身の信用リスクの影響であり、これは金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値には反映されていないこと
- 金利スワップとヘッジ対象の満期日の相違

2023年12月31日および2022年12月31日現在、当行グループは金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段として、以下の金利スワップを保有していた。

| | 2023年 | | |
|---|---|---|---|
| | 満期 | | |
| | 1年未満 | 1～5年 | 5年超 |
| リスク区分 | | | |
| 金利リスク | | | |
| 債券投資のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 6,832 | 40,841 | 51,483 |
| 平均固定金利 | 2.21% | 1.54% | 1.47% |
| 貸付金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 124 | 698 | 27 |
| 平均固定金利 | 2.76% | 1.19% | 2.59% |
| 発行済劣後債のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | - | 14,452 | - |
| 平均固定金利 | - | 3.98% | - |
| 顧客からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（百万香港ドル） | 998 | - | - |
| 平均固定金利 | 4.04% | - | - |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

| | 2022年 | | |
|---|---|---|---|
| | 満期 | | |
| | 1年未満 | 1～5年 | 5年超 |
| リスク区分 | | | |
| 金利リスク | | | |
| 債券投資のヘッジ | | | |
| 想定元本（100万香港ドル） | 9,953 | 39,974 | 44,403 |
| 平均固定金利 | 2.33% | 1.33% | 1.33% |
| | | | |
| 貸付金のヘッジ | | | |
| 想定元本（100万香港ドル） | 125 | 869 | 27 |
| 平均固定金利 | 2.78% | 1.54% | 2.59% |
| | | | |
| 発行済劣後債のヘッジ | | | |
| 想定元本（100万香港ドル） | - | 5,852 | - |
| 平均固定金利 | - | 2.72% | - |
| | | | |
| 顧客からの預金のヘッジ | | | |
| 想定元本（100万香港ドル） | 9,631 | - | - |
| 平均固定金利 | 3.67% | - | - |
| | | | |
| レポのヘッジ | | | |
| 想定元本（100万香港ドル） | 2,388 | - | - |
| 平均固定金利 | 4.72% | - | - |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定した項目およびヘッジの非有効性に関連する金額は、以下のとおりである。

| | 2023年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結財政状態計算書における帳簿価額 | | | | | |
| | 想定元本 | 資産 | 負債 | ヘッジ商品を含む連結財政状態計算書表示項目 | 負債 | ヘッジ損益（純額）に認識されたヘッジの非有効性 | ヘッジの非有効性を含む連結損益計算書表示項目 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 金利スワップ - 債券投資のヘッジ | 99,156 | 5,689 | (412) | デリバティブ資産／（負債） | (1,860) | 76 | ヘッジ純損益 |
| 金利スワップ - 貸付金のヘッジ | 849 | 42 | - | デリバティブ資産／（負債） | (24) | (2) | ヘッジ純損益 |
| 金利スワップ - 発行済劣後債のヘッジ | 14,452 | 29 | (402) | デリバティブ資産／（負債） | 147 | (23) | ヘッジ純損益 |
| 金利スワップ - 顧客からの預金のヘッジ | 998 | - | (2) | デリバティブ資産／（負債） | 28 | 2 | ヘッジ純損益 |
| 金利スワップ - レポのヘッジ | - | - | - | デリバティブ資産／（負債） | 4 | (23) | ヘッジ純損益 |

| | 2022年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 連結財政状態計算書における帳簿価額 | | | | | |
| | 想定元本 | 資産 | 負債 | ヘッジ商品を含む連結財政状態計算書表示項目 | 負債 | ヘッジ損益（純額）に認識されたヘッジの非有効性 | ヘッジの非有効性を含む連結損益計算書表示項目 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 金利スワップ - 債券投資のヘッジ | 94,330 | 7,311 | (113) | デリバティブ資産／（負債） | 8,958 | 172 | ヘッジ純損益 |
| 金利スワップ - 貸付金のヘッジ | 1,021 | 65 | - | デリバティブ資産／（負債） | 72 | 4 | ヘッジ純損益 |
| 金利スワップ - 発行済劣後債のヘッジ | 5,852 | - | (299) | デリバティブ資産／（負債） | (255) | 4 | ヘッジ純損益 |
| 金利スワップ - 顧客からの預金のヘッジ | 9,631 | 9 | (37) | デリバティブ資産／（負債） | (29) | (2) | ヘッジ純損益 |
| 金利スワップ - レポのヘッジ | 2,388 | - | (1) | デリバティブ資産／（負債） | (4) | 23 | ヘッジ純損益 |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(b) デリバティブ（続き）

(iii) ヘッジ会計（続き）

(a) 金利リスクの公正価値ヘッジ（続き）

ヘッジ対象として指定した項目に関連する金額は、以下のとおりである。

| | 2023年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | | 帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額 | | ヘッジ商品を含む連結財政状態計算書表示項目 | ヘッジの非有効性の算定に用いた価値の変動額 | ヘッジ損益の調整対象でなくなったヘッジ対象項目について、連結財政状態計算書に残存する公正価値ヘッジ調整累計額 |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | | | |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債券投資 | 92,652 | - | (4,449) | - | 投資有価証券 | 1,936 | - |
| 貸付金 | 845 | - | (40) | - | 顧客に対する貸付金 | 22 | - |
| 発行済劣後債 | - | 14,318 | - | (88) | 借入資本 | (170) | - |
| 顧客からの預金 | - | 997 | - | (2) | 顧客からの預金 | (26) | - |
| レポのヘッジ | - | - | - | - | 銀行からの預金 | (27) | - |

| | 2022年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | | 帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額 | | ヘッジ商品を含む連結財政状態計算書表示項目 | ヘッジの非有効性の算定に用いた価値の変動額 | ヘッジ損益の調整対象でなくなったヘッジ対象項目について、連結財政状態計算書に残存する公正価値ヘッジ調整累計額 |
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 | | | |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金利リスク | | | | | | | |
| 負債証券投資 | 85,306 | - | (7,683) | - | 投資有価証券 | (8,786) | - |
| 貸付金 | 1,028 | - | (62) | - | 顧客に対する貸付金 | (68) | - |
| 発行済劣後債 | - | 5,567 | - | (257) | 借入資本 | 259 | - |
| 顧客からの預金 | - | 9,604 | - | (27) | 顧客からの預金 | 27 | - |
| レポのヘッジ | - | 2,361 | - | (27) | 銀行からの預金 | 27 | - |

**45. オフバランス・シートのエクスポージャー**（続き）

(c) 資本コミットメント

12 月 31 日時点で未決済であり、かつ財務諸表に計上されていない資本コミットメントは、以下のとおりである。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 承認済みかつ契約済みの支出額 | 484 | 452 |
| 承認済みだが契約未締結の支出額 | 90 | 138 |
| | 574 | 590 |

(d) コミット済みだが未開始のリース

2023 年 12 月 31 日および 2022 年 12 月 31 日現在、リース負債の測定に反映されていない、当行グループ（借手）が負担する将来の現金流出総額は以下のとおりである。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 不動産 | | |
| 1 年以内 | 4 | 2 |
| 1 年超 5 年以内 | 5 | 20 |
| 5 年超 | - | 6 |
| | 9 | 28 |
| 設備 | | |
| 1 年以内 | - | - |
| 1 年超 5 年以内 | - | - |
| | - | - |
| コミット済みだが未開始のリースの合計 | 9 | 28 |

(e) 偶発事象

当行グループは、通常の事業活動において、当行グループに対する法的請求を受けている。当行グループは、これらの事案のいずれも重要ではないと考えている。当行グループは、経済的便益を伴う経済的資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合、適宜、引当金を計上している。

## 46. 金融資産および金融負債の相殺

信用リスクを軽減するため、当行グループは同一の取引相手とマスター・ネッティング契約を締結している。ネッティング契約では、デフォルト事由が発生した場合、当該取引相手とのすべての未決済取引が終了し、未決済残高はすべて純額ベースで決済されることが定められている。デフォルト事由を除き、当該取引相手とのすべての未決済取引は総額ベースで決済され、通常、財政状態計算書上の資産と負債の相殺にはつながらない。

以下の表は、相殺の対象となる金融商品、法的拘束力のあるマスター・ネッティング契約および類似の契約の詳細を示している。

| | 2023年 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法的拘束力のあるネッティング契約の対象となる金額 | | | | | | | | |
| | 連結財政状態計算書における相殺の影響 | | | 連結財政状態計算書において相殺されていない金額 | | | | | |
| | 総額 | 相殺額 | 連結財政状態計算書に表示される純額 | 金融商品 | 非現金担保 | 現金担保 | 純額 | 強制力のあるネッティング契約の対象ではない金額 | 合計金額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | | | | | | |
| デリバティブ資産 | 7,672 | - | 7,672 | (2,094) | - | (2,821) | 2,757 | 1,384 | 9,056 |
| 銀行への預け金および貸出金 | 4,932 | - | 4,932 | - | (4,828) | (104) | - | - | 4,932 |
| - 銀行とのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| 顧客に対する貸付金 | 11,940 | - | 11,940 | - | (11,546) | (394) | - | - | 11,940 |
| - ノンバンクとのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| その他の資産 | 2,381 | (2,124) | 257 | - | - | - | 257 | - | 257 |
| 合計 | 26,925 | (2,124) | 24,801 | (2,094) | (16,374) | (3,319) | 3,014 | 1,384 | 26,185 |
| 金融負債 | | | | | | | | | |
| デリバティブ負債 | 2,781 | - | 2,781 | (2,094) | - | (65) | 622 | 1,226 | 4,007 |
| 銀行からの預金 | 5,250 | - | 5,250 | - | (4,246) | (1,004) | - | - | 5,250 |
| - 銀行とのレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| その他の負債 | 2,124 | (2,124) | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 10,155 | (2,124) | 8,031 | (2,094) | (4,246) | (1,069) | 622 | 1,226 | 9,257 |

## 46. 金融資産および金融負債の相殺（続き）

| | 2022年 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 法的拘束力のあるネッティング契約の対象となる金額 | | | | | | | | |
| | 連結財政状態計算書における相殺の影響 | | | 連結財政状態計算書において相殺されていない金額 | | | | | |
| | 総額 | 相殺額 | 連結財政状態計算書に表示される純額 | 金融商品 | 非現金担保 | 現金担保 | 純額 | 強制力のあるネッティング契約の対象ではない金額 | 合計金額 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | | | | | | |
| デリバティブ資産 | 9,985 | - | 9,985 | (2,298) | - | (5,264) | 2,423 | 1,107 | 11,092 |
| 銀行への預け金および貸出金 | 3,498 | - | 3,498 | - | (3,232) | (11) | 255 | - | 3,498 |
| - 銀行とのリバースレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| その他の資産 | 431 | (396) | 35 | - | - | - | 35 | - | 35 |
| 合計 | 13,914 | (396) | 13,518 | (2,298) | (3,232) | (5,275) | 2,713 | 1,107 | 14,625 |
| 金融負債 | | | | | | | | | |
| デリバティブ負債 | 3,404 | - | 3,404 | (2,298) | - | (109) | 997 | 741 | 4,145 |
| 銀行からの預金 | 2,953 | - | 2,953 | - | (2,900) | (53) | - | - | 2,953 |
| - 銀行とのレポ、有価証券貸借および類似の契約に基づくもの | | | | | | | | | |
| 顧客からの預入金 | 283 | - | 283 | - | (283) | - | - | - | 283 |
| - レポにおける証券貸付およびノンバンクとの類似の契約 | | | | | | | | | |
| その他の負債 | 396 | (396) | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 7,036 | (396) | 6,640 | (2,298) | (3,183) | (162) | 997 | 741 | 7,381 |

## 47. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(a) 現金および現金同等物

(i) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の内訳

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当初の満期が3ヶ月以内の現金および銀行預け金残高 | 37,014 | 44,158 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の銀行への預け金および貸出金 | 39,552 | 60,091 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の短期国債 | 14,394 | 6,107 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の譲渡性預金 | 516 | 226 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の債券 | 658 | 1,567 |
| | 92,134 | 112,149 |

(ii) 連結財政状態計算書との調整表

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 現金および銀行預け金*（注記23）* | 45,903 | 54,579 |
| 銀行への預け金および貸出金*（注記24）* | 43,691 | 60,203 |
| 短期国債、譲渡性預金および債券 | | |
| - トレーディング資産*（注記26）* | 2,764 | 1,275 |
| - 投資有価証券*（注記28）* | 165,527 | 145,289 |
| | 168,291 | 146,564 |
| 連結財政状態計算書に記載されている金額 | 257,885 | 261,346 |
| 控除： 当初の満期が3ヶ月を超える金額 | (156,861) | (138,774) |
| 規制上の制限を受ける中央銀行預け金残高 | (8,890) | (10,423) |
| 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物 | 92,134 | 112,149 |

**47. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記**（続き）

(b) 財務活動に起因する負債の調整表

以下の表は、現金および非現金の変動を含め、当行グループの財務活動による負債の変動を詳述したものである。財務活動に起因する負債とは、そのキャッシュ・フローが当行グループの連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローとして分類された、または将来分類される予定の負債である。

| | 発行済負債証券 | 借入 資本 | 発行済負債証券未払利息 | 借入資本未払利息 | リース負債 | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（資産） | 借入金のヘッジ目的で保有する金利スワップ（負債） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **2023年1月1日現在** | 2,892 | 11,927 | 14 | 159 | 774 | - | 307 | 16,073 |
| **財務活動によるキャッシュ・フローの変動** | | | | | | | | |
| 借入資本の発行 | - | 3,893 | - | - | - | - | - | 3,893 |
| 発行済負債証券の償還 | (2,090) | - | - | - | - | - | - | (2,090) |
| 借入資本に対する利息の支払額 | - | - | - | (873) | - | - | - | (873) |
| 発行済負債証券に対する支払利息の支払額 | - | - | (58) | - | - | - | - | (58) |
| リース負債の支払い | - | - | - | - | (274) | - | - | (274) |
| 財務活動によるキャッシュ・フローの変動合計 | (2,090) | 3,893 | (58) | (873) | (274) | - | - | 598 |
| 為替換算調整額 | 10 | (34) | - | - | 1 | - | - | (23) |
| 公正価値の変動 | 32 | - | - | - | - | - | (7) | 25 |
| ヘッジ会計に基づく再評価 | - | 170 | - | - | - | (29) | 102 | 243 |
| 支払利息 | - | 11 | 51 | 949 | 29 | - | - | 1,040 |
| 当事業年度中に新規リース契約を締結したことによるリース負債の増加額 | - | - | - | - | 322 | - | - | 322 |
| その他の変動合計 | 42 | 147 | 51 | 949 | 352 | (29) | 95 | 1,607 |
| **2023年12月31日現在** | 844 | 15,967 | 7 | 235 | 852 | (29) | 402 | 18,278 |

**47. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記**（続き）

(b) 財務活動に起因する負債の調整表（続き）

| | 発行済負債証券 | 借入 資本 | 発行済負債証券未払利息 | 借入資本未払利息 | リース負債 | 借入金ヘッジ用の保有金利スワップ負債 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **2022 年 1 月 1 日現在** | 5,847 | 6,488 | 95 | 79 | 884 | 2 | 13,395 |
| **財務活動によるキャッシュ・フローの変動** | | | | | | | |
| 債券の発行 | 388 | - | - | - | - | - | 388 |
| 借入資本の発行 | - | 5,793 | - | - | - | - | 5,793 |
| 発行済負債証券の償還 | (3,061) | - | - | - | - | - | (3,061) |
| 借入資本に対する利息の支払額 | - | - | - | (374) | - | - | (374) |
| 発行済負債証券に対する利息の支払額 | - | - | (161) | - | - | - | (161) |
| リース負債の支払い | - | - | - | - | (302) | - | (302) |
| 財務活動によるキャッシュ・フローの変動合計 | (2,673) | 5,793 | (161) | (374) | (302) | - | 2,283 |
| 為替換算調整額 | (239) | (103) | - | - | (41) | - | (383) |
| 公正価値の変動 | (44) | - | - | - | - | 6 | (38) |
| ヘッジ会計に基づく再評価 | - | (257) | - | - | - | 299 | 42 |
| 支払利息 | 1 | 6 | 80 | 454 | 28 | - | 569 |
| 当事業年度中に新規リース契約を締結したことによるリース負債の増加額 | - | - | - | - | 205 | - | 205 |
| その他の変動合計 | (282) | (354) | 80 | 454 | 192 | 305 | 395 |
| **2022 年 12 月 31 日現在** | 2,892 | 11,927 | 14 | 159 | 774 | 307 | 16,073 |

## 48. 担保に供されている資産

報告期間末現在において、自己の負債の担保として差し入れている資産は以下のとおりである。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 担保付負債 | 5,250 | 3,236 |
| 担保に供されている資産： | | |
| オンバランス・シート | | |
| 投資有価証券 | | |
| - FVOCIで測定するもの | 5,071 | 2,999 |
| - 償却原価で測定するもの | - | 461 |
| | 5,071 | 3,460 |
| オフバランス・シート | | |
| 再担保設定された受入担保 | 392 | - |
| | 5,463 | 3,460 |

以下の銀行預け金は、有価証券の借入およびデリバティブ取引の証拠金として担保に供されている。

| | 2023年 | 2022年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 借入有価証券の現金担保 | 497 | 24 |
| 未決済の先物および先渡契約の差入証拠金 | 3,671 | 3,125 |
| | 4,168 | 3,149 |

これらの取引は、標準的な融資および有価証券の貸借活動において通常かつ慣例的な条件に基づいて行われている。

## 49. 取締役および取締役と関連する事業体に対する貸付金

香港会社条例第 383 条(1)(d)項および「会社（取締役の利益に関する情報の開示）規則」第 3 部に基づき開示されている、当行の取締役および取締役と関連する事業体に対する貸付金の総額は、以下のとおりである。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 12 月 31 日時点における関連貸付残高の総額 | | |
| 当行によるもの | 867 | 1,613 |
| 子会社によるもの | - | - |
| | 867 | 1,613 |
| 当事業年度中の関連貸付残高の最大額 | | |
| 当行によるもの | 1,712 | 2,465 |
| 子会社によるもの | - | - |
| | 1,712 | 2,465 |

2023 年および 2022 年 12 月 31 日現在、支払期日が到来しているにもかかわらず未払いの利息はなく、HKFRS 第 9 号の要求事項に基づきこれらの貸付金に対して計上された減損引当金に重要性はなかった。

## 50. 重要な関連当事者取引

(a) 主要な経営幹部の報酬

当行グループの主要な経営幹部の報酬（注記 20 に開示されている当行の取締役への支払額および注記 21 に開示されている最高報酬受給者の一部への支払額を含む）は、以下のとおりである。

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 短期従業員給付 | 164 | 169 |
| 退職後給付 | 7 | 8 |
| 株式報酬 | 23 | 23 |
| | 194 | 200 |

(b) 当行グループは、注記 2(x)(iii)に記載のとおり、従業員向けに特定の退職給付制度を設けている。2023 年、当行グループが当該制度に拠出した総額は 219 百万香港ドルであった（2022 年：204 百万香港ドル）。

当行グループは、関連会社、重要な影響力を有する株主、主要な経営幹部およびその近親者、ならびに彼らが支配または重要な影響力を行使する企業を含む、当行グループの関連当事者との間で、多数の取引を行っている。これらの取引には、関連当事者からの預金の受入れや、関連当事者への与信枠の提供などが含まれる。預金の受入れおよび与信枠の提供に関連するすべての金利は、同等の地位にある顧客に通常適用される契約条件に基づいている。

当事業年度における当行グループの関連当事者からの利息の受取額および関連当事者への利息の支払額、期末時点における関連当事者からの未収金および関連当事者への未払金の残高、ならびに当事業年度中の関連当事者からの未収金および関連当事者への未払金の最大残高は、以下のとおり集計される。

| | 主要な経営幹部 | | 関連会社 | | 重要な影響力を有する株主 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2023 年 | 2022 年 | 2023 年 | 2022 年 | 2023 年 | 2022 年 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 受取利息 | 41 | 40 | 73 | 76 | 12 | - |
| 支払利息 | 96 | 26 | 1 | - | - | - |
| 未収金 | 815 | 1,763 | 1,374 | 1,335 | 422 | 120 |
| 未払金 | 2,180 | 3,075 | 209 | 34 | 5 | 1 |
| 未収金の最大額 | 1,681 | 2,636 | 1,988 | 2,219 | 1,316 | 8,054 |
| 未払金の最大額 | 5,273 | 6,599 | 789 | 438 | 212 | 43 |
| 与信枠 | 1,293 | 876 | 1,755 | 2,244 | 59 | - |

**51. 持分報奨制度**

当行は、当行取締役会の判断にて業務執行役員や共同最高経営責任者を含む当行グループの全ての従業員に対して当行の普通株式を購入するオプションを付与できる従業員ストックオプション制度を採用している 。全てのオプションは無償にて付与される。

(a) ストックオプションに関する明細事項

| 付与日 | 権利確定期間 | 権利行使期間 | 一株当たり権利行使額 |
|---|---|---|---|
| | | | 香港ドル |
| 2015年5月4日(T3) | 2015年5月4日 - 2018年5月3日 | 2018年5月4日 - 2023年5月4日 | 34.15 |
| 2016年4月8日(T2) | 2016年4月8日 - 2018年4月7日 | 2018年4月8日 - 2023年4月8日 | 28.45 |
| 2016年4月8日(T3) | 2016年4月8日 - 2019年4月7日 | 2019年4月8日 - 2024年4月8日 | 28.45 |
| 2017年4月7日(T1) | 2017年4月7日 - 2018年4月6日 | 2018年4月7日 - 2023年4月7日 | 32.25 |
| 2017年4月7日(T2) | 2017年4月7日 - 2019年4月6日 | 2019年4月7日 - 2024年4月7日 | 32.25 |
| 2017年4月7日(T3) | 2017年4月7日 - 2020年4月6日 | 2020年4月7日 - 2025年4月7日 | 32.25 |
| 2018年4月10日(T1) | 2018年4月10日 - 2019年4月9日 | 2019年4月10日 - 2024年4月10日 | 32.25 |
| 2018年4月10日(T2) | 2018年4月10日 - 2020年4月9日 | 2020年4月10日 - 2025年4月10日 | 32.25 |
| 2018年4月10日(T3) | 2018年4月10日 - 2021年4月9日 | 2021年4月10日 - 2026年4月10日 | 32.25 |
| 2019年7月19日(T1) | 2019年7月19日 - 2020年7月18日 | 2020年7月19日 - 2025年7月19日 | 22.45 |
| 2019年7月19日(T2) | 2019年7月19日 - 2021年7月18日 | 2021年7月19日 - 2026年7月19日 | 22.45 |
| 2019年7月19日(T3) | 2019年7月19日 - 2022年7月18日 | 2022年7月19日 - 2027年7月19日 | 22.45 |
| 2020年4月7日(T1) | 2020年4月7日 - 2021年4月6日 | 2021年4月7日 - 2026年4月7日 | 16.58 |
| 2020年4月7日(T2) | 2020年4月7日 - 2022年4月6日 | 2022年4月7日 - 2027年4月7日 | 16.58 |
| 2020年4月7日(T3) | 2020年4月7日 - 2023年4月6日 | 2023年4月7日 - 2028年4月7日 | 16.58 |
| 2021年4月13日(T1) | 2021年4月13日 - 2022年4月12日 | 2022年4月13日 - 2027年4月13日 | 17.08 |
| 2021年4月13日(T2) | 2021年4月13日 - 2023年4月12日 | 2023年4月13日 - 2028年4月13日 | 17.08 |
| 2021年4月13日(T3) | 2021年4月13日 - 2024年4月12日 | 2024年4月13日 - 2029年4月13日 | 17.08 |
| 2022年4月12日(T1) | 2022年4月12日 - 2023年4月11日 | 2023年4月12日 - 2028年4月12日 | 12.17 |
| 2022年4月12日(T2) | 2022年4月12日 - 2024年4月11日 | 2024年4月12日 - 2029年4月12日 | 12.17 |
| 2022年4月12日(T3) | 2022年4月12日 - 2025年4月11日 | 2025年4月12日 - 2030年4月12日 | 12.17 |
| 2023年4月12日(T1) | 2023年4月12日 - 2024年4月11日 | 2024年4月12日 - 2029年4月12日 | 10.08 |
| 2023年4月12日(T2) | 2023年4月12日 - 2025年4月11日 | 2025年4月12日 - 2030年4月12日 | 10.08 |
| 2023年4月12日(T3) | 2023年4月12日 - 2026年4月11日 | 2026年4月12日 - 2031年4月12日 | 10.08 |

**51. 持分報奨制度（続き）**

(b) 当年度におけるストックオプションの変動

| 2023 | | | ストックオプション数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付与日 | トランシェ | 一株当たり行使価格 香港ドル | 2023/1/1 時点における残高 | 付与済 | 行使済 | 失効済 | 2023/12/31 時点における残高 |
| 2015年5月4日 | T3 | 34.15 | 1,955,746 | - | - | 1,955,746 | - |
| 2016年4月8日 | T2 | 28.45 | 1,946,000 | - | - | 1,946,000 | - |
| 2016年4月8日 | T3 | 28.45 | 2,046,500 | - | - | 50,000 | 1,996,500 |
| 2017年4月7日 | T1 | 32.25 | 2,080,000 | - | - | 2,080,000 | - |
| 2017年4月7日 | T2 | 32.25 | 2,080,000 | - | - | 50,000 | 2,030,000 |
| 2017年4月7日 | T3 | 32.25 | 1,563,000 | - | - | 50,000 | 1,513,000 |
| 2018年4月10日 | T1 | 32.25 | 2,125,000 | - | - | 50,000 | 2,075,000 |
| 2018年4月10日 | T2 | 32.25 | 1,613,500 | - | - | 50,000 | 1,563,500 |
| 2018年4月10日 | T3 | 32.25 | 1,623,000 | - | - | 50,000 | 1,573,000 |
| 2019年7月19日 | T1 | 22.45 | 1,493,500 | - | - | 50,000 | 1,443,500 |
| 2019年7月19日 | T2 | 22.45 | 1,493,500 | - | - | 50,000 | 1,443,500 |
| 2019年7月19日 | T3 | 22.45 | 1,550,500 | - | - | 100,000 | 1,450,500 |
| 2020年4月7日 | T1 | 16.58 | 1,728,165 | - | - | 50,000 | 1,678,165 |
| 2020年4月7日 | T2 | 16.58 | 1,785,328 | - | - | 100,000 | 1,685,328 |
| 2020年4月7日 | T3 | 16.58 | 1,818,336 | - | - | - | 1,818,336 |
| 2021年4月13日 | T1 | 17.08 | 1,443,797 | - | - | 100,000 | 1,343,797 |
| 2021年4月13日 | T2 | 17.08 | 1,443,906 | - | - | - | 1,443,906 |
| 2021年4月13日 | T3 | 17.08 | 1,448,850 | - | - | - | 1,448,850 |
| 2022年4月12日 | T1 | 12.17 | 5,353,820 | - | - | - | 5,353,820 |
| 2022年4月12日 | T2 | 12.17 | 5,347,653 | - | - | - | 5,347,653 |
| 2022年4月12日 | T3 | 12.17 | 5,417,117 | - | - | - | 5,417,117 |
| 2023年4月12日 | T1 | 10.08 | - | 3,906,879 | - | - | 3,906,879 |
| 2023年4月12日 | T2 | 10.08 | - | 3,906,877 | - | - | 3,906,877 |
| 2023年4月12日 | T3 | 10.08 | - | 3,911,167 | - | - | 3,911,167 |
| 合計 | | | 47,357,218 | 11,724,923 | - | 6,731,746 | 52,350,395 |

**51. 持分報奨制度（続き）**

(b) 当年度におけるストックオプションの変動（続き）

| 2022 | | | ストックオプション数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 付与日 | トランシェ | 一株当たり行使価格 香港ドル | 2022/1/1 時点における残高 | 付与済 | 行使済 | 失効済 | 2022/12/31 時点における残高 |
| 2014年5月2日 | T3 | 32.50 | 1,903,500 | - | - | 1,903,500 | - |
| 2015年5月4日 | T2 | 34.15 | 1,980,000 | - | - | 1,980,000 | - |
| 2015年5月4日 | T3 | 34.15 | 1,955,746 | - | - | - | 1,955,746 |
| 2016年4月8日 | T1 | 28.45 | 1,064,000 | - | - | 1,064,000 | - |
| 2016年4月8日 | T2 | 28.45 | 1,946,000 | - | - | - | 1,946,000 |
| 2016年4月8日 | T3 | 28.45 | 2,046,500 | - | - | - | 2,046,500 |
| 2017年4月7日 | T1 | 32.25 | 2,080,000 | - | - | - | 2,080,000 |
| 2017年4月7日 | T2 | 32.25 | 2,080,000 | - | - | - | 2,080,000 |
| 2017年4月7日 | T3 | 32.25 | 1,563,000 | - | - | - | 1,563,000 |
| 2018年4月10日 | T1 | 32.25 | 2,125,000 | - | - | - | 2,125,000 |
| 2018年4月10日 | T2 | 32.25 | 1,613,500 | - | - | - | 1,613,500 |
| 2018年4月10日 | T3 | 32.25 | 1,673,000 | - | - | 50,000 | 1,623,000 |
| 2019年7月19日 | T1 | 22.45 | 1,493,500 | - | - | - | 1,493,500 |
| 2019年7月19日 | T2 | 22.45 | 1,543,500 | - | - | 50,000 | 1,493,500 |
| 2019年7月19日 | T3 | 22.45 | 1,550,500 | - | - | - | 1,550,500 |
| 2020年4月7日 | T1 | 16.58 | 1,778,165 | - | - | 50,000 | 1,728,165 |
| 2020年4月7日 | T2 | 16.58 | 1,785,328 | - | - | - | 1,785,328 |
| 2020年4月7日 | T3 | 16.58 | 1,818,336 | - | - | - | 1,818,336 |
| 2021年4月13日 | T1 | 17.08 | 1,443,797 | - | - | - | 1,443,797 |
| 2021年4月13日 | T2 | 17.08 | 1,443,906 | - | - | - | 1,443,906 |
| 2021年4月13日 | T3 | 17.08 | 1,448,850 | - | - | - | 1,448,850 |
| 2022年4月12日 | T1 | 12.17 | - | 5,353,820 | - | - | 5,353,820 |
| 2022年4月12日 | T2 | 12.17 | - | 5,347,653 | - | - | 5,347,653 |
| 2022年4月12日 | T3 | 12.17 | - | 5,417,117 | - | - | 5,417,117 |
| 合計 | | | 36,336,128 | 16,118,590 | - | 5,097,500 | 47,357,218 |

(c) 2022 年および 2023 年 12 月 31 日終了の年度において失効および取消となったストックオプションはなかった。

## 52. 会計上の見積りおよび判断

本連結財務諸表の作成にあたり、経営陣は、当行グループの会計方針の適用および資産、負債、収益、費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行っている。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続的に見直されている。見積りの修正は将来に向かって認識される。

(a) 見積りの不確実性の主な発生要因

注記 31、39 、44 には、のれん減損、付与済ストックオプションの公正価値、金融商品の公正価値についての前提およびリスク要素に関する情報が記載されている。見積りの不確実性に繋がるその他重要な要因は以下の通り：

(i) 減損損失

注記 43(a)(viii)：金融商品の減損は、将来予測情報の考慮を含め、ECL 測定モデルに用いるインプットの決定を伴う。

注記 30：関連会社への投資の減損テストは、使用価値の算定、特に当該投資を継続保有することにより生じることが予想されるキャッシュ・フローの現在価値の見積りにおいて重要な判断を伴う。

(ii) 金融商品の評価

金融商品の評価に関する当行グループの会計方針は、注記２に記載されている。金融商品の公正価値は、主に公認証券取引所における市場価格に基づき、取引所外で取引される金融商品についてはブローカー／ディーラーから提示された価格に基づいている。その他のすべての金融商品については、当行グループは評価手法を用いて公正価値を算定している。評価手法には、正味現在価値法や割引キャッシュ・フロー・モデル、および市場で広く認められている各種価格算定モデルが含まれる。これらのモデルに用いる重要なインプットの一部または全部は、市場で観察できない場合があり、市場価格や金利から導出されるか、あるいは仮定に基づいて推定される。重要な観察不能なインプットを用いる評価モデルでは、公正価値の算定において、より高度な経営陣の判断および見積りが必要となる。通常、使用する適切な評価モデル、仮定およびインプットの選択には、経営陣の見積りが必要となる。

(iii) 税務上の不確実性に対する引当金

当行グループは、税務上の不確実性に対する引当金を、最も可能性の高い金額（すなわち、考えられる結果の範囲で最も可能性の高い単一の金額）または考えられる結果の範囲の期待値のいずれかを見積ることにより計上している。この見積りは実際の解決結果と異なる可能性がある。引当金の増減は将来の年度の損益に影響を及ぼす。

(b) 当行グループの会計方針の適用における重要な会計上の判断

当行グループの会計方針を適用する上で行われた特定の重要な会計上の判断については、以下のとおりである。

(i) 金融資産の分類

注記 2(h)(ii)：資産が保有されるビジネスモデルの評価、および金融資産の契約条件が元本残高に対する SPPI であるかどうかの評価

(ii) 予想信用損失（ECL）の測定

注記 43(a)(viii)：当初認識以降、金融資産の信用リスクが著しく増加したかどうかを判断するための基準の確立、ECL の測定に将来予測情報を組み込むための方法論の決定、および ECL の測定に使用するモデルの選定

(iii) 繰延税金資産の認識

当行グループは、資産を活用できる将来の課税所得を得られる可能性が高い範囲で繰延税金資産を認識している。将来の課税所得の金額、および繰延税金資産の認識を裏付けるために予見可能な将来において将来の課税所得を得られる可能性を決定する際に、見積りおよび判断が用いられる。当行グループは、将来の課税所得を算定するにあたり、合理的かつ裏付けのある仮定に基づく見積りや収益および営業費用の予測を含む、入手可能なあらゆる情報を活用している。これらの見積りの変更は、繰延税金資産の認識時期および認識される資産の金額に重大な影響を及ぼす可能性がある。

**53. 比較数値**

2022 年の比較数値のうち特定のものについて当期表示に一致させるため修正再表示された。修正再表示による影響については注記 22 を参照。

**54. 報告期間後の非調整事象**

報告期間終了後、取締役は第 2 回中間配当を宣言した。詳細については、注記 18(a)に記載されている。

**55. 2023 年 12 月 31 日に終了する事業年度において、公表済みだが未発効の改正、新基準および解釈指針が及ぼす可能性のある影響**

本財務諸表の発行日現在、香港公認会計士協会（HKICPA）は、2023 年 12 月 31 日に終了する事業年度には未発効であり、本財務諸表においても採用されていない基準の改正および新規基準を多数公表している。これらには、当行グループに関連する可能性のある以下のものが含まれる。

| | 以下の日付以降に開始する会計期間に適用 |
|---|---|
| HKFRS 16、売却およびリースバックにおけるリース負債の改訂 | 2024 年 1 月 1 日 |
| HKAS 1、負債の流動または非流動への分類および特約条例付き非流動負債の改訂 | 2024 年 1 月 1 日 |
| HKAS 7 および HKFRS 7、サプライヤーの財務契約の改訂 | 2024 年 1 月 1 日 |
| HKAS 21、交換性の欠如、の改訂 | 2025 年 1 月 1 日 |

当行グループはこれらの改訂および新たな基準による影響が適用開始時期においてどのように及ぶのかについての評価を行っている最中である。現時点では、これらの適用が連結財務諸表へ重大な影響を及ぼす可能性は低い。

(4) 2026年6月30日に終了した6か月間

**中間財務報告**

当行の取締役会はここに、2026年6月30日に終了した6ヶ月間の当行グループの未監査の中間財務諸表（注記 1(a)）を公表する。中間財務諸表は、2026年度の監査済財務諸表に反映される見込みの会計方針の変更を除き、2025年度の監査済財務諸表で適用された会計方針および方法と整合性のある基準に基づいて作成されている。これらの会計方針の変更の詳細は、注記 2 に記載されている。本中間財務諸表は未監査であるものの、香港公認会計士協会（HKICPA）が公表した「香港レビュー業務基準第 2410 号『企業の独立監査人による中間財務情報のレビュー』」に従い、KPMGによるレビューを受けている。KPMGが取締役会に提出した独立監査人のレビュー報告書は、1ページに記載されている。

**①連結損益計算書**

| | | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | *注記* | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| 利息収益 | *3* | 15,506 | 315,082 | 16,897 | 343,347 |
| 実効金利法により計上した利息収益 | | 15,145 | 307,746 | 16,085 | 326,847 |
| 関連する利息収益 | | 361 | 7,336 | 812 | 16,500 |
| 利息費用 | *4* | (7,809) | (158,679) | (9,553) | (194,117) |
| 正味利息収益 | | 7,697 | 156,403 | 7,344 | 149,230 |
| 受取手数料 | | 2,362 | 47,996 | 2,089 | 42,448 |
| 支払手数料 | | (441) | (8,961) | (435) | (8,839) |
| 正味受取手数料 | *5* | 1,921 | 39,035 | 1,654 | 33,609 |
| トレーディング損益 | *6* | 1,184 | 24,059 | 1,092 | 22,189 |
| FVTPLで測定される金融商品の純損益 | *7* | 52 | 1,057 | 4 | 81 |
| FVOCIで測定される金融資産の純損益 | *8* | 133 | 2,703 | (14) | (284) |
| 償却原価で測定される金融資産の売却による純損失 | | (19) | (386) | (12) | (244) |
| ヘッジ損益 | *9* | 31 | 630 | 23 | 467 |
| その他の営業収益 | *10* | 168 | 3,414 | 168 | 3,414 |
| 非利息収益 | | 3,470 | 70,510 | 2,915 | 59,233 |
| 営業収益 | | 11,167 | 226,913 | 10,259 | 208,463 |
| 営業費用 | *11* | (4,819) | (97,922) | (4,812) | (97,780) |
| 減損損失控除前営業利益 | | 6,348 | 128,991 | 5,447 | 110,683 |
| 金融商品の減損損失 | *12* | (2,958) | (60,107) | (2,539) | (51,592) |
| 減損損失 | | (2,958) | (60,107) | (2,539) | (51,592) |
| 減損損失控除後営業利益 | | 3,390 | 68,885 | 2,908 | 59,091 |
| 売却目的資産の売却による純利益 | | 1 | 20 | - | - |
| 固定資産の売却による純損失 | *13* | (1) | (20) | (3) | (61) |
| 投資不動産評価損 | *22* | (407) | (8,270) | (98) | (1,991) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益の持分 | | 158 | 3,211 | 187 | 3,800 |
| 税引前当期純利益 | | 3,141 | 63,825 | 2,994 | 60,838 |
| 法人税等 | *14* | (699) | (14,204) | (570) | (11,582) |
| 当期利益 | | 2,442 | 49,621 | 2,424 | 49,256 |
| 当期純利益の帰属： | | | | | |
| 親会社株主 | | 2,416 | 49,093 | 2,407 | 48,910 |
| 非支配持分 | | 26 | 528 | 17 | 345 |
| 当期利益 | | 2,442 | 49,621 | 2,424 | 49,256 |
| 当行の利益 | | 2,055 | 41,758 | 1,911 | 38,832 |
| 1株当たり利益 | | | | | |
| 基本的 | *1(b)* | 0.91香港ドル | 18円 | 0.86香港ドル | 17円 |
| 希薄化後 | *1(b)* | 0.91香港ドル | 18円 | 0.86香港ドル | 17円 |

**②連結包括利益計算書**

| | 注記 | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 百万香港ドル | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 百万円 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 当期純利益 | | 2,442 | 49,621 | 2,424 | 49,256 |
| 当期のその他の包括利益: | | | | | |
| 純損益に振り替えられることのない項目： | | | | | |
| 不動産： | | | | | |
| - 不動産再評価差額金 | | - | - | 489 | 9,936 |
| - 繰延税金 | *28* | - | - | (51) | (1,036) |
| 公正価値評価差額金（資本性金融商品）： | | | | | |
| - 期末時点で保有している投資の公正価値の変動額 | | (95) | (1,930) | 35 | 711 |
| - 処分した投資の公正価値の変動額 | | 13 | 264 | - | - |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目： | | | | | |
| 公正価値評価差額金（負債性金融商品）： | | | | | |
| - ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効な部分 | | (220) | (4,470) | (322) | (6,543) |
| - 処分時に純損益に振り替えられた金額 | | (115) | (2,337) | 221 | 4,491 |
| - 繰延税金 | *28* | 54 | 1,097 | 31 | 630 |
| ヘッジ準備金（キャッシュ・フロー・ヘッジ）： | | | | | |
| - ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効な部分 | | (452) | (9,185) | 192 | 3,901 |
| - 純損益に振り替えられた金額 | | (37) | (752) | (6) | (122) |
| - 繰延税金 | *28* | 81 | 1,646 | (31) | (630) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの資本変動に対する持分 | | (105) | (2,134) | 2 | 41 |
| 海外、マカオおよび台湾の支店、子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーの財務諸表の換算により生じた為替換算差額 | | 864 | 17,556 | 2,087 | 42,408 |
| その他の包括利益 | | (12) | (244) | 2,647 | 53,787 |
| 包括利益合計 | | 2,430 | 49,378 | 5,071 | 103,043 |
| 以下に帰属する包括利益合計： | | | | | |
| 親会社株主 | | 2,404 | 48,849 | 5,054 | 102,697 |
| 非支配持分 | | 26 | 528 | 17 | 345 |
| | | 2,430 | 49,378 | 5,071 | 103,043 |

**③連結財政状態計算書**

| | | 2026年<br>6月30日現在 | | 2025年<br>12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | *注記* | 百万香港ドル | 百万円 | 百万香港ドル | 百万円 |
| **資産** | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | *15* | 42,834 | 870,387 | 53,994 | 1,097,158 |
| 銀行への預け金および貸出金 | *16* | 27,857 | 566,054 | 31,647 | 643,067 |
| 貿易手形 | *17* | 1,591 | 32,329 | 3,444 | 69,982 |
| トレーディング資産 | *18* | 1,641 | 33,345 | 582 | 11,826 |
| デリバティブ資産 | *33(b)* | 4,051 | 82,316 | 3,111 | 63,216 |
| 顧客に対する貸付金 | *19* | 542,446 | 11,022,503 | 543,235 | 11,038,535 |
| 投資有価証券 | *20* | 229,424 | 4,661,896 | 208,419 | 4,235,074 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | *21* | 9,095 | 184,810 | 9,137 | 185,664 |
| 固定資産 | *22* | 13,739 | 279,176 | 12,220 | 248,310 |
| - 投資不動産 | | 7,333 | 149,007 | 5,832 | 118,506 |
| - その他の有形固定資産 | | 5,805 | 117,958 | 5,718 | 116,190 |
| - 使用権資産 | | 601 | 12,212 | 670 | 13,614 |
| のれんおよび無形資産 | | 3,066 | 62,301 | 3,052 | 62,017 |
| 繰延税金資産 | *28* | 2,290 | 46,533 | 2,005 | 40,742 |
| その他の資産 | *23* | 58,847 | 1,195,771 | 50,147 | 1,018,987 |
| 資産合計 | | 936,881 | 19,037,422 | 920,993 | 18,714,578 |
| **資本および負債** | | | | | |
| 銀行からの預金 | | 28,787 | 584,952 | 9,307 | 189,118 |
| 顧客からの預金 | | 693,431 | 14,090,518 | 706,579 | 14,357,685 |
| - 要求払預金および当座預金 | | 82,519 | 1,676,786 | 92,058 | 1,870,619 |
| - 貯蓄預金 | | 166,798 | 3,389,335 | 159,631 | 3,243,702 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | | 444,114 | 9,024,396 | 454,890 | 9,243,365 |
| トレーディング負債 | | 617 | 12,537 | - | - |
| デリバティブ負債 | *33(b)* | 3,364 | 68,356 | 2,854 | 57,993 |
| 償却原価で測定される発行済譲渡性預金 | | 19,499 | 396,220 | 23,034 | 468,051 |
| 当期税金 | | 2,674 | 54,336 | 2,282 | 46,370 |
| 繰延税金負債 | *28* | 703 | 14,285 | 818 | 16,622 |
| その他の負債 | *24* | 59,953 | 1,218,245 | 50,425 | 1,024,636 |
| 償却原価で測定される借入資本 | *25* | 20,351 | 413,532 | 20,063 | 407,680 |
| 負債合計 | | 829,379 | 16,852,981 | 815,362 | 16,568,156 |
| 資本金 | *1(d)* | 42,231 | 858,134 | 42,195 | 857,402 |
| 準備金 | *29* | 64,970 | 1,320,190 | 63,140 | 1,283,005 |
| 親会社株主に帰属する資本合計 | | 107,201 | 2,178,324 | 105,335 | 2,140,407 |
| 非支配持分 | | 301 | 6,116 | 296 | 6,015 |
| 資本合計 | | 107,502 | 2,184,441 | 105,631 | 2,146,422 |
| 資本および負債合計 | | 936,881 | 19,037,422 | 920,993 | 18,714,578 |

本財務諸表は2026年8月20日に取締役会により承認され、公表が許可された。

| | | | |
|---|---|---|---|
| デイビッド・リー・コック・ポー<br>執行主席 | エイドリアン・デイビッド・リー・マン・キュー<br>共同最高経営責任者 | ブライアン・デイビッド・リー・マン・ブン<br>共同最高経営責任者 | メオクル・リー・コック・ウィン<br>取締役 |

**④連結株主資本変動計算書**

| （単位：百万香港ドル） | 資本金 | 一般準備金 | 不動産再評価差額金 | 資本準備金 | 為替換算差額 | 公正価値評価差額金 | ヘッジ準備金 | その他準備金[1] | 利益剰余金 | 合計 | その他資本性金融商品 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2026年1月1日現在 | 42,195 | 13,657 | 2,716 | 1,017 | (1,311) | 2,901 | 183 | 5,449 | 38,528 | 105,335 | - | 296 | 105,631 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2,416 | 2,416 | - | 26 | 2,442 |
| その他の包括利益 | - | - | - | - | 864 | (363) | (408) | (105) | - | (12) | - | - | (12) |
| 包括利益合計 | - | - | - | - | 864 | (363) | (408) | (105) | 2,416 | 2,404 | - | 26 | 2,430 |
| 配当に代えて発行された株式 *(注記1(d))* | 21 | - | - | - | - | - | - | - | - | 21 | - | - | 21 |
| 従業員ストックオプション制度に基づく株式の発行*(注記1(d))* | 13 | - | - | - | - | - | - | - | - | 13 | - | - | 13 |
| 持分決済型の株式報酬取引 | - | - | - | 9 | - | - | - | - | - | 9 | - | - | 9 |
| 振替 | 2 | 1 | 16 | (13) | 72 | (3) | - | 108 | (183) | - | - | - | - |
| 当期中に宣言または承認された配当金 | - | - | - | - | - | - | - | - | (581) | (581) | - | (21) | (602) |
| 2026年6月30日現在 | 42,231 | 13,658 | 2,732 | 1,013 | (375) | 2,535 | (225) | 5,452 | 40,180 | 107,201 | - | 301 | 107,502 |
| 2025年1月1日現在 | 42,060 | 13,658 | 2,286 | 1,017 | (3,690) | 2,365 | (20) | 5,226 | 37,541 | 100,443 | 5,021 | 275 | 105,739 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2,407 | 2,407 | - | 17 | 2,424 |
| その他の包括利益 | - | - | 438 | - | 2,087 | (35) | 155 | 2 | - | 2,647 | - | - | 2,647 |
| 包括利益合計 | - | - | 438 | - | 2,087 | (35) | 155 | 2 | 2,407 | 5,054 | - | 17 | 5,071 |
| 配当に代えて発行された株式 *(注記1(d))* | 75 | - | - | - | - | - | - | - | - | 75 | - | - | 75 |
| 持分決済型の株式報酬取引 | - | - | - | 10 | - | - | - | - | - | 10 | - | - | 10 |
| 振替 | - | - | - | (18) | - | - | - | 161 | (143) | - | - | - | - |
| 当期中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | (1,146) | (1,146) | - | (10) | (1,156) |
| 2025年6月30日現在 | 42,135 | 13,658 | 2,724 | 1,009 | (1,603) | 2,330 | 135 | 5,389 | 38,659 | 104,436 | 5,021 | 282 | 109,739 |

*注記:* *1.* その他準備金には、法定準備金およびその他の準備金が含まれる。

| （単位：百万円） | 資本金 | 一般準備金 | 不動産再評価差額金 | 資本準備金 | 為替換算差額 | 公正価値評価差額金 | ヘッジ準備金 | その他準備金[1] | 利益剰余金 | 合計 | その他資本性金融商品 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2026年1月1日現在 | 857,402 | 277,510 | 55,189 | 20,665 | (26,640) | 58,948 | 3,719 | 110,724 | 782,889 | 2,140,407 | - | 6,015 | 2,146,422 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | 49,093 | 49,093 | - | 528 | 49,621 |
| その他の包括利益 | - | - | - | - | 17,556 | (7,376) | (8,291) | (2,134) | - | (244) | - | - | (244) |
| 包括利益合計 | - | - | - | - | 17,556 | (7,376) | (8,291) | (2,134) | 49,093 | 48,849 | - | 528 | 49,378 |
| 配当に代えて発行された株式 *(注記1(d))* | 427 | - | - | - | - | - | - | - | - | 427 | - | - | 427 |
| 従業員ストックオプション制度に基づく株式の発行*(注記1(d))* | 264 | - | - | - | - | - | - | - | - | 264 | - | - | 264 |
| 持分決済型の株式報酬取引 | - | - | - | 183 | - | - | - | - | - | 183 | - | - | 183 |
| 振替 | 41 | 20 | 325 | (264) | 1,463 | (61) | - | 2,195 | (3,719) | - | - | - | - |
| 当期中に宣言または承認された配当金 | - | - | - | - | - | - | - | - | (11,806) | (11,806) | - | (427) | (12,233) |
| 2026年6月30日現在 | 858,134 | 277,531 | 55,514 | 20,584 | (7,620) | 51,511 | (4,572) | 110,785 | 816,458 | 2,178,324 | - | 6,116 | 2,184,441 |
| 2025年1月1日現在 | 854,659 | 277,531 | 46,452 | 20,665 | (74,981) | 48,057 | (406) | 106,192 | 762,833 | 2,041,002 | 102,027 | 5,588 | 2,148,616 |
| 株主資本の変動 | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | 48,910 | 48,910 | - | 345 | 49,256 |
| その他の包括利益 | - | - | 8,900 | - | 42,408 | (711) | 3,150 | 41 | - | 53,787 | - | - | 53,787 |
| 包括利益合計 | - | - | 8,900 | - | 42,408 | (711) | 3,150 | 41 | 48,910 | 102,697 | - | 345 | 103,043 |
| 配当に代えて発行された株式 *(注記1(d))* | 1,524 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1,524 | - | - | 1,524 |
| 持分決済型の株式報酬取引 | - | - | - | 203 | - | - | - | - | - | 203 | - | - | 203 |
| 振替 | - | - | - | (366) | - | - | - | 3,272 | (2,906) | - | - | - | - |
| 当期中に宣言または承認された配当・分配金 | - | - | - | - | - | - | - | - | (23,287) | (23,287) | - | (203) | (23,490) |
| 2025年6月30日現在 | 856,183 | 277,531 | 55,352 | 20,503 | (32,573) | 47,346 | 2,743 | 109,504 | 785,551 | 2,122,140 | 102,027 | 5,730 | 2,229,896 |

*注記:* *1.* その他準備金には、法定準備金およびその他の準備金が含まれる。

**⑤連結キャッシュ・フロー計算書**

| | 注記 | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 百万香港ドル | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 百万円 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 百万円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業活動による純資金の流入／（流出） | | (18,778) | (381,569) | (14,920) | (303,174) |
| 法人税等の支払額 | | | | | |
| 香港の利益税の納付額 | | - | - | (56) | (1,138) |
| 香港以外の地域における利益税の納付額 | | (512) | (10,404) | (440) | (8,941) |
| 営業活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | | (19,290) | (391,973) | (15,416) | (313,253) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| FVOCIで測定される株式からの受取配当金 | | 17 | 345 | 22 | 447 |
| 固定資産および無形資産の取得による支出 | | (345) | (7,010) | (144) | (2,926) |
| 固定資産の売却による収入 | | 1 | 20 | - | - |
| 売却目的保有資産の売却による収入 | | 11 | 224 | - | - |
| 子会社の取得（取得した現金控除後） | *30(b)* | (1,876) | (38,120) | - | - |
| 投資活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | | (2,192) | (44,541) | (122) | (2,479) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | | |
| 普通株式配当金の支払額 | | (581) | (11,806) | (934) | (18,979) |
| その他Tier1資本証券保有者への分配金 | *1(c)* | - | - | (147) | (2,987) |
| 普通株式の発行による収入 | | 13 | 264 | - | - |
| RSU制度に基づく株式取得のための支払額 | | (6) | (122) | (2) | (41) |
| 借入資本の発行による収入 | | 8,094 | 164,470 | - | - |
| リース料支払額の元本部分 | | (123) | (2,499) | (124) | (2,520) |
| リース料支払額の利息部分 | | (12) | (244) | (15) | (305) |
| 発行済負債証券の償還による支出 | | - | - | (393) | (7,986) |
| 発行済借入資本の償還による支出 | | (7,842) | (159,349) | (4,713) | (95,768) |
| 発行済負債証券の利息の支払額 | | - | - | (6) | (122) |
| 発行済借入資本の利息の支払額 | | (599) | (12,172) | (719) | (14,610) |
| 財務活動によるネット・キャッシュ・アウトフロー | | (1,056) | (21,458) | (7,053) | (143,317) |
| 現金および現金同等物の純減額 | | (22,538) | (457,972) | (22,591) | (459,049) |
| 1月1日現在の現金および現金同等物 | | 92,648 | 1,882,607 | 87,870 | 1,785,518 |
| 為替レートの変動による影響 | | 1,355 | 27,534 | 1,491 | 30,297 |
| 6月30日現在の現金および現金同等物 | *30(a)* | 71,465 | 1,452,169 | 66,770 | 1,356,766 |
| 営業活動によるキャッシュ・フローには以下を含む： | | | | | |
| 受取利息 | | 15,324 | 311,384 | 17,021 | 345,867 |
| 支払利息 | | 8,289 | 168,432 | 9,124 | 185,400 |
| 受取配当金 | | 2 | 41 | 2 | 41 |

**中間財務諸表に関する注記**

**注記：**

**1.** **(a)** 本中間報告書は、2026 年度の年次財務諸表に反映される見込みの会計方針の変更を除き、2025 年度の年次財務諸表で適用されたものと同じ会計方針に従って作成されている。これらの会計方針の変更の詳細は、以下の注記 2 に記載されている。

本中間財務諸表に比較情報として含まれる 2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度に関する財務情報は、当該事業年度における当行の法定年次連結財務諸表を構成するものではないものの、当該財務諸表から導出されたものである。会社条例第 436 条に基づき開示された、これらの法定財務諸表に関する追加情報は以下の通りである。

当行は、会社条例 第 662 条(3)および付表 6 の第 3 部に基づき、2025 年 12 月 31 日に終了した事業年度の財務諸表を会社登記官に提出した。

当行の監査人は、当該財務諸表について報告書を提出した。監査報告書には、無限定適正意見が示されており、監査報告書に限定事項はなく、監査人が強調事項として注意を喚起する事項への参照も含まれておらず、会社条例第 406 条(2)、第 407 条(2)または(3)に基づく記述も含まれていなかった。

**(b)** (i) 基本的 1 株当たり当期純利益の算出は、その他 Tier 1 資本の持分保有者への分配額ゼロ（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：147 百万香港ドル）を考慮した後の、親会社の所有者に帰属する連結当期純利益 2,416 百万香港ドル（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：2,260 百万香港ドル）に基づき、2026 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間の加重平均発行済普通株式数 2,642 百万株（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：2,633 百万株）に基づいて行われている。

(ii) 希薄化後 1 株当たり当期純利益の算出は、基本的 1 株当たり当期純利益の算出と同様であるが、加重平均普通株式数は、すべての潜在的希薄化株式の影響を考慮して調整される。2026 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間において、すべての潜在的希薄化株式の影響を調整した加重平均普通株式数は 2,654 百万株（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：2,636 百万株）であった。

**(c)** **分配金／配当金**

(i) 当期に帰属する親会社株主への配当金

| | 2026 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間 | 2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当期の後に宣言された中間配当金は、2,644 百万株を対象に 1 株当たり 0.46 香港ドル（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：2,636 百万株を対象に 1 株当たり 0.39 香港ドル） | 1,216 | 1,028 |

中間配当金は、報告期間末時点で負債として認識されていない。

**1. (c) 分配金／配当金**（続き）

(ii) 前事業年度に帰属し、当期中に承認され、支払われた親会社株主への配当金

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 第2回中間配当：2,642百万株について一株当たり0.22香港ドル(2025年： 2,630百万株について一株あたり0.38香港ドル) | 581 | 999 |

(iii) その他Tier 1資本証券の所有者への分配金

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| その他Tier 1資本証券に対する分配金の支払い | - | 147 |

**(d) 資本金**

当行の普通株式の変動状況は以下のとおりである。

| | 2026年6月30日現在 | | 2025年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数<br>百万株 | 百万香港ドル | 株式数<br>百万株 | 百万香港ドル |
| 発行済かつ全額払込済普通株式： | | | | |
| 1月1日現在 | 2,641 | 42,195 | 2,630 | 42,060 |
| 従業員ストックオプション制度に基づき発行された株式 | 1 | 13 | - | 4 |
| 資本準備金からのオプションの公正価値の振替 | - | 2 | - | 1 |
| 配当の代わりに発行された株式 | 2 | 21 | 11 | 130 |
| 6月30日/12月31日現在 | 2,644 | 42,231 | 2,641 | 42,195 |

従業員ストックオプション制度

2026年6月30日に終了した期間において, 1,255,135（2025年12月31日現在: 362,015）のオプションが行使され、当行の普通株式1,255,135 （2025年12月31日現在: 362,015）株が13百万香港ドル（2025年12月31日現在: 4百万香港ドル）の対価で引き受けられ、その金額は株式資本勘定に貸方計上された。2百万香港ドル （2025年12月31日現在: 1百万香港ドル）が資本準備金から株式資本勘定に振り替えられた。

## 2. (a) 会計方針の変更

香港公認会計士協会（HKICPA）は、HKFRS 会計基準に対する多数の改正を公表しており、これらは当行グループの当会計期間から初めて適用される。 このうち、HKFRS 第 9 号「金融商品」の修正および HKFRS 第 7 号「金融商品：開示－金融商品の分類および測定の修正」のみが、当行グループの中間財務諸表に関連している。

当該修正は、主に以下の 3 点の事項を網羅している。

- 当該修正は、金融資産または金融負債がいつ認識され、いつ認識の中止が行われるかを明確にしている。また、特定の要件を満たしていることを前提に、金融負債が電子決済システムを用いて現金で決済される場合、企業が決済日前に当該金融負債の認識の中止を行うことを認める任意の例外規定も導入されている。

- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが、元本残高に対する元本および利息の支払いのみに限定されるかどうかの評価について、当該修正では、利息の評価を明確にし、条件付特性を有する金融資産に関する追加の判定基準が導入されている。また、当該修正では、ノンリコース特性を有する金融資産と契約上リンクしている金融商品との違いを明確にし、それによって適用される評価が変更される可能性がある。

- 当該修正では、FVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分）に指定した資本性金融商品への投資の認識の中止について、および FVTPL（純損益を通じて公正価値で測定する区分）で測定されない金融商品であって、基本的な融資に関するリスクおよびコストの変動に直接関連しない偶発事象の発生または不発生に基づいて契約上のキャッシュ・フローの金額が変動する可能性のある契約条項を含むものについて、新たな開示要件が導入されている。

当該修正の適用に際し、当行グループは、適格な電子決済システムを用いて現金で決済される特定の支払債務の認識の中止に関する例外規定の適用を選択している。この例外規定に基づき、当行グループが適格な電子決済システムを通じて支払いの指示を行った際に、これらの支払債務の認識の中止が行われる。

これらの修正はいずれも、当期または過去の期間の当行グループの経営成績および財政状態の作成方法または表示方法に重要な影響を及ぼしていない。

## (b) 2026 年 6 月 30 日に終了した期間において、公表済みであるがまだ発効していない基準の修正および新規基準が及ぼす可能性のある影響

本財務諸表の公表日現在、香港公認会計士協会（HKICPA）は、2026 年 6 月 30 日に終了した期間にはまだ発効しておらず、また本中間財務諸表では適用されていない、基準の修正および新規基準を複数公表している。これらには、当行グループに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

| | 以下の日以降に開始する事業年度に発効 |
|---|---|
| HKFRS 第 18 号「財務諸表における表示および開示」 | 2027 年 1 月 1 日 |
| HKFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」 | 2027 年 1 月 1 日 |
| HKAS 第 21 号「外国為替レートの変動の影響」の修正 - 超インフレ表示通貨への換算 | 2027 年 1 月 1 日 |

上記の基準および修正に関する概要については、2025 年度年次財務諸表の注記 52 を参照のこと。

## 3. 利息収益

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸付金、銀行預け金、および貿易手形 | 11,221 | 12,204 |
| 投資有価証券 | | |
| - 償却原価またはFVOCIで測定されるもの | 4,267 | 4,643 |
| - FVTPLで測定することが義務付けられているもの | 9 | 27 |
| トレーディング資産 | 9 | 23 |
| | 15,506 | 16,897 |

金利リスクがヘッジされている取引については、利付金融資産の適格ヘッジ手段である、または利付金融資産と併せて個別に管理されている金利契約から生じる定期的な支払額および受取額を、まず相殺し、その後、対応する金融資産からの利息収益と合算する。

上記には、FVTPL で認識されていない金融資産について、ヘッジ効果考慮前の利息収益 15,145 百万香港ドル（2025年6月30日に終了した6ヶ月間：16,085百万香港ドル）が含まれている。

## 4. 利息費用

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 顧客預金および銀行預金 | | |
| - 償却原価 | 6,844 | 8,321 |
| - FVTPLに指定されたもの | - | 15 |
| 発行済譲渡性預金および負債証券 | | |
| - 償却原価 | 389 | 355 |
| - FVTPLに指定されたもの | - | 26 |
| 償却原価で計上される劣後債 | 527 | 724 |
| リース負債 | 12 | 15 |
| その他の借入金 | 37 | 97 |
| | 7,809 | 9,553 |

金利リスクがヘッジされている取引については、利付金融負債の適格ヘッジ手段である、または利付金融負債と併せて個別に管理されている金利契約から生じる定期的な支払額および受取額を、まず相殺し、その後、対応する金融負債からの利息費用と合算する。

上記には、FVTPL で認識されていない金融負債について、ヘッジ効果考慮前の利息費用 7,814 百万香港ドル（2025年6月30日に終了した6ヶ月間：9,466百万香港ドル）が含まれている。

## 5. 正味受取手数料

受取手数料は、サービスごとに区分表示される。

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 貸付金、当座貸越および保証 | 511 | 467 |
| 第三者保険商品の販売 | 493 | 393 |
| クレジットカード | 366 | 402 |
| 信託およびその他の受託業務 | 147 | 114 |
| 証券仲介業務 | 136 | 148 |
| その他のリテール・バンキングサービス | 135 | 122 |
| 投資商品 | 131 | 100 |
| 貿易金融 | 103 | 94 |
| その他 | 340 | 249 |
| 受取手数料合計 | 2,362 | 2,089 |
| 支払手数料合計 | (441) | (435) |
| | 1,921 | 1,654 |

FVTPL で測定されていない金融資産および金融負債から生じる受取手数料および支払手数料については、当行グループは 450 百万香港ドル（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：435 百万香港ドル）の受取手数料を計上しており、これらは上記の貸付金、当座貸越および保証、ならびに貿易金融の各区分に含まれている。また、僅少な関連費用（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：僅少）を支払手数料合計に計上した。これらの数値には、当該金融資産および金融負債の実効金利の算定に組み込まれた金額は含まれていない。

信託およびその他の受託業務から生じる受取手数料および支払手数料については、前述の通り、当行グループは 147 百万香港ドル（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：114 百万香港ドル）の受取手数料を計上し、関連費用 69 百万香港ドル（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：20 百万香港ドル）を支払手数料合計に計上した。

## 6. トレーディング損益

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 外国為替および資金スワップからの利益 | 461 | 546 |
| トレーディング証券からの利益 | 253 | 97 |
| デリバティブからの純利益 | 468 | 447 |
| トレーディング証券（株式）からの配当金収益 | 2 | 2 |
| | 1,184 | 1,092 |

## 7. FVTPL で測定される金融商品の純損益

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| FVTPL 測定に指定された金融商品からの純損失 | - | (3) |
| FVTPL で測定することが義務付けられている金融商品からの純利益（トレーディング損益に含まれるものを除く） | 52 | 7 |
| | 52 | 4 |

## 8. FVOCIで測定される金融資産の純損益

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 債務証券の売却による純利益／（損失） | 116 | (36) |
| 株式からの配当金収益 | 17 | 22 |
| | 133 | (14) |

## 9. ヘッジ損益

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 公正価値ヘッジ | 31 | 23 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ | - | - |
| | 31 | 23 |

## 10. その他の営業収益

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 貸金庫賃貸料 | 64 | 64 |
| 不動産賃貸収入 | 85 | 56 |
| その他 | 19 | 48 |
| | 168 | 168 |

## 11. 営業費用

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 人件費 | | |
| - 確定拠出年金制度への拠出金 | | |
| - 香港 | 94 | 104 |
| - 香港以外 | 130 | 120 |
| - 持分決済型株式報酬費用 | 15 | 12 |
| - 給与およびその他の人件費 | 2,660 | 2,565 |
| | 2,899 | 2,801 |
| 不動産および設備費用（減価償却費および償却費を除く） | | |
| - 短期リース、少額資産のリースおよび変動リース料 | 10 | 9 |
| - 保守・修繕費およびその他の費用 | 429 | 477 |
| | 439 | 486 |
| 減価償却費および償却費 | 452 | 431 |
| その他の営業費用 | | |
| - 法務・専門家報酬 | 232 | 247 |
| - インターネットプラットフォーム利用料 | 171 | 235 |
| - 通信、ネットワークおよびデータ利用料 | 141 | 131 |
| - 広告・販売促進費 | 111 | 104 |
| - その他 | 374 | 377 |
| | 1,029 | 1,094 |
| | 4,819 | 4,812 |

## 12. 金融商品の減損損失

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 顧客に対する貸付金 | 2,923 | 2,441 |
| 債務証券 | (5) | 128 |
| その他 | 40 | (30) |
| | 2,958 | 2,539 |

## 13. 固定資産の売却による純損失

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 銀行所有の不動産、器具、備品および設備の売却による純損失 | (1) | (5) |
| リース契約の終了による純利益 | - | 2 |
| | (1) | (3) |

## 14. 法人税等

連結損益計算書上の税金費用は、以下のとおりである。

| | 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 当期税金 - 香港 | | |
| 第2の柱の所得税を除く香港利益税： | | |
| -当期税金 | 523 | 389 |
| -過年度税金引当超過額 | (23) | (22) |
| | 500 | 367 |
| 第2の柱の所得税 | - | - |
| | 500 | 367 |
| 当期税金 - 香港以外 | | |
| 第2の柱の所得税を除く所得税： | | |
| -当期税金 | 400 | 422 |
| - 過年度税金引当超過額／不足額 | (15) | 132 |
| | 385 | 554 |
| 第2の柱に基づく所得税 | - | 3 |
| | 385 | 557 |
| 繰延税金 | | |
| 一時差異の発生および解消 | (186) | (354) |
| | 699 | 570 |

香港の利益税に関する引当額は、2026年6月30日に終了した6ヶ月間の見積課税所得に16.5%（2025年6月30日に終了した6ヶ月間：16.5%）を乗じて算定する。

海外、マカオ、台湾の支店および子会社に対する課税は、関連する税務管轄区域において適用される現行税率に基づいて行われる。

2026年6月30日に終了した期間において、第2の柱の法人所得税に関するトップアップ税に係る引当金に重要性はないという評価が行われた（2025年6月30日に終了した6ヶ月：3百万香港ドル）。当行グループは、第2の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産および負債の認識およびそれらに関する情報の開示について、強制的な一時的例外措置を適用している。

## 15. 現金および銀行預け金

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 手元現金 | 921 | 1,320 |
| 中央銀行預け金 | 30,262 | 35,879 |
| 他行預け金 | 11,652 | 16,796 |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 42,835 | 53,995 |
| 控除：減損引当金 | (1) | (1) |
| | 42,834 | 53,994 |

## 16. 銀行への預け金および貸出金

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 銀行への預け金および貸出金 | | |
| 満期 | | |
| - 1ヶ月以内 | 24,373 | 29,106 |
| - 1ヶ月超～1年以内 | 2,220 | 1,759 |
| - 1年経過後 | 1,276 | 786 |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 27,869 | 31,651 |
| 控除：減損引当金 | (12) | (4) |
| | 27,857 | 31,647 |
| 内訳： | | |
| 中央銀行への預け金および貸出金 | 2,139 | 145 |

## 17. 貿易手形

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 償却原価で測定 | | |
| 減損引当金控除前の帳簿価額総額 | 1,381 | 3,436 |
| 控除：減損引当金 | (2) | (3) |
| | 1,379 | 3,433 |
| FVOCIで測定 | 212 | 11 |
| | 1,591 | 3,444 |

## 18. トレーディング資産

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 短期国債（国庫短期証券を含む） | 494 | - |
| 譲渡性預金 | 343 | - |
| 負債証券 | 521 | 343 |
| 株式 | 32 | 67 |
| 投資信託 | 251 | 172 |
| | 1,641 | 582 |

## 19. 顧客に対する貸付金

### (a) 顧客に対する貸付金

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 償却原価で測定 | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額総額 | 549,571 | 549,167 |
| 控除：減損引当金 | (7,306) | (6,044) |
| | 542,265 | 543,123 |
| FVTPLで測定することが義務付けられているもの | 181 | 112 |
| | 542,446 | 543,235 |

### (b) 顧客に対する貸付金 － 業種別

顧客に対する貸付金総額および担保付貸付金の割合に関する業種別分析は、香港金融管理局（HKMA）が採用している分類および定義に基づいている。

| | 2026年6月30日現在 | | 2025年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付貸付金の割合 | 貸付金総額 | 担保付貸付金の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| **香港での利用を目的とする貸付金** | | | | |
| 工業、商業、金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 16,992 | 54.27 | 19,966 | 51.86 |
| - 不動産投資 | 34,366 | 87.80 | 33,424 | 92.43 |
| - 金融機関 | 10,529 | 50.54 | 14,886 | 45.34 |
| - 証券会社 | 1,334 | 72.53 | 694 | 99.07 |
| - 卸売・小売業 | 12,224 | 37.09 | 9,546 | 39.67 |
| - 製造業 | 8,399 | 27.61 | 8,011 | 27.58 |
| - 運輸および輸送用機器 | 2,559 | 47.10 | 2,041 | 61.51 |
| - 娯楽・レジャー関連産業 | 181 | 70.01 | 190 | 71.77 |
| - 情報技術 | 4,717 | 34.96 | 5,664 | 44.95 |
| - その他 | 32,808 | 46.18 | 28,863 | 47.06 |
| 小計 | 124,109 | 56.94 | 123,285 | 58.57 |
| 個人 | | | | |
| - 住宅所有制度、民間セクター参加スキームおよびテナント・パーチェス・スキームにおけるアパート購入のためのローン | 3,026 | 99.99 | 2,853 | 99.74 |
| - その他の住宅用物件の購入のためのローン | 106,464 | 99.94 | 105,394 | 99.56 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 3,163 | 0.00 | 3,486 | 0.00 |
| - その他 | 22,166 | 62.28 | 22,097 | 63.03 |
| 小計 | 134,819 | 91.40 | 133,830 | 90.94 |
| 香港での利用を目的とする貸付金総額 | 258,928 | 74.89 | 257,115 | 75.41 |
| 貿易金融 | 9,143 | 18.04 | 9,129 | 18.68 |
| 香港域外での利用を目的とした貸付金 *(注)* | 281,681 | 25.93 | 283,035 | 25.69 |
| 顧客への貸付金合計 | 549,752 | 48.85 | 549,279 | 48.85 |

## 19. 顧客に対する貸付金（続き）

### (b) 顧客に対する貸付金 - 業種別（続き）

*注：香港域外での利用を目的とする貸付金には、中国本土での利用を目的とする以下の貸付金、および香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金が含まれる。*

| | 2026年6月30日現在 | | 2025年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付き貸付金総額の割合 | 貸付金総額 | 担保付き貸付金総額の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| **中国本土での利用を目的とする貸付金** | | | | |
| 工業、商業、金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 15,885 | 59.22 | 16,741 | 56.52 |
| - 不動産投資 | 4,571 | 79.38 | 5,392 | 78.50 |
| - 金融機関 | 55,297 | 13.29 | 46,991 | 6.73 |
| - 卸売・小売業 | 17,639 | 3.96 | 19,266 | 4.50 |
| - 製造業 | 13,189 | 2.73 | 15,792 | 7.57 |
| - 運輸および輸送用機器 | 1,916 | 43.67 | 1,843 | 42.75 |
| - レクリエーション活動 | 58 | 0.00 | 56 | 0.00 |
| - 情報技術 | 2,790 | 1.62 | 3,016 | 1.48 |
| - その他 | 27,933 | 22.21 | 27,683 | 13.41 |
| 小計 | 139,278 | 20.49 | 136,780 | 17.16 |
| 個人 | | | | |
| - その他の住宅用不動産購入のためのローン | 6,689 | 99.07 | 7,122 | 99.00 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 1,956 | 0.00 | 2,241 | 0.00 |
| - その他 | 13,105 | 1.50 | 14,114 | 1.57 |
| 小計 | 21,750 | 31.37 | 23,477 | 30.98 |
| 中国本土での利用を目的とする貸付金合計 | 161,028 | 21.96 | 160,257 | 19.18 |

## 19. 顧客に対する貸付金（続き）

### (b) 顧客に対する貸付金 - 業種別（続き）

| | 2026年6月30日現在 | | 2025年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付金総額 | 担保付き貸付金総額の割合 | 貸付金総額 | 担保付き貸付金総額の割合 |
| | 百万香港ドル | % | 百万香港ドル | % |
| **香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金** | | | | |
| 工業、商業および金融業 | | | | |
| - 不動産開発 | 2,591 | 27.66 | 3,516 | 43.78 |
| - 不動産投資 | 19,914 | 69.99 | 21,659 | 73.16 |
| - 金融機関 | 10,143 | 20.53 | 11,385 | 28.81 |
| - 卸売・小売業 | 8,024 | 18.63 | 7,261 | 21.65 |
| - 製造業 | 16,673 | 0.57 | 16,091 | 1.53 |
| - 運輸および輸送用機器 | 8,395 | 16.41 | 7,404 | 14.94 |
| - レクリエーション活動 | 904 | 6.73 | 770 | 8.38 |
| - 情報技術 | 11,154 | 13.17 | 11,138 | 11.06 |
| - その他 | 39,948 | 34.17 | 40,533 | 34.97 |
| 小計 | 117,746 | 29.63 | 119,757 | 32.62 |
| 個人 | | | | |
| - その他の住宅用不動産購入のためのローン | 2,633 | 99.93 | 2,734 | 99.97 |
| - クレジットカードによるキャッシング | 2 | 0.00 | 2 | 0.00 |
| - その他 | 272 | 59.26 | 285 | 59.20 |
| 小計 | 2,907 | 96.05 | 3,021 | 96.04 |
| 香港および中国本土以外での利用を目的とする貸付金総額 | 120,653 | 31.23 | 122,778 | 34.18 |
| 香港域外での利用を目的とする貸付金の合計 | 281,681 | 25.93 | 283,035 | 25.69 |

## 19. 顧客に対する貸付金（続き）

### (b) 顧客に対する貸付金 - 業種別（続き）

顧客に対する貸付金の総額の 10%以上を占める業種セクターについて、個別の減損貸付金および関連情報は以下のとおりである。

| | 2026 年<br>6 月 30 日現在<br>百万香港ドル | 2025 年<br>12 月 31 日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| (i) 不動産投資 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 3,535 | 3,493 |
| b. 個別引当金 | 718 | 449 |
| c. 集合的引当金 | 346 | 288 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 394 | 689 |
| e. 償却額 | - | 447 |
| (ii) その他の住宅用不動産の購入のためのローン | | |
| a. 個別減損貸付金 | 596 | 574 |
| b. 個別引当金 | 24 | 21 |
| c. 集合的引当金 | 27 | 26 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 17 | 32 |
| e. 償却額 | 1 | 5 |
| (iii) 金融機関 | | |
| a. 個別減損貸付金 | 41 | 44 |
| b. 個別引当金 | 41 | 44 |
| c. 集合的引当金 | 52 | 63 |
| d. 損益計算書に計上された新規引当金 | 25 | 79 |
| e. 償却額 | - | 119 |

個別引当金は、信用状態が悪化している（ステージ 3）エクスポージャーに対する全期間予想信用損失引当金を表し、集合的引当金は、信用減損していない（ステージ 1 およびステージ 2）エクスポージャーに対する 12 ヶ月および全期間予想信用損失引当金を表している。

## 19. 顧客に対する貸付金（続き）

### (c) 顧客に対する貸付金 - 地域別

顧客に対する貸付金の総額の地域別内訳に関する情報は、「銀行（開示）規則」の要件に従い、リスクの移転を考慮した上で、取引相手の所在地に基づいて算出されている。一般的に、このようなリスクの移転は、債権が、取引相手とは異なる国の当事者によって保証されている場合、または本拠地が国外に所在する銀行の海外支店に対するものである場合に発生する。当事者の所在地は、その当事者が設立または登録された法律の適用を受ける経済領域である「居住地」によって決定される。この要件は、注記 26 に記載されているセグメント報告に基づく配分とは異なる。セグメント報告は、当グループの上級経営陣への内部報告方法と整合的な方法で作成されている。個別引当金は、信用減損（ステージ3）のエクスポージャーに対する全期間予想信用損失引当金を表し、集合的引当金は、信用減損していない（ステージ1およびステージ2）エクスポージャーに対する 12 ヶ月および全期間予想信用損失引当金を表している。

| | 2026 年 6 月 30 日現在 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客に対する貸付金合計 | 3 ヶ月超延滞している貸付金 | 顧客に対する減損貸付金 | 個別引当金 | 集合的引当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 香港 | 237,509 | 4,222 | 5,714 | 2,047 | 704 |
| 中国本土 | 197,094 | 5,123 | 7,391 | 2,964 | 558 |
| その他のアジア諸国・地域 | 40,771 | 705 | 1,129 | 688 | 85 |
| その他 | 74,378 | 459 | 647 | 102 | 158 |
| 合計 | 549,752 | 10,509 | 14,881 | 5,801 | 1,505 |
| 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | | | 2.71% | | |

| | 2025 年 12 月 31 日現在 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 顧客に対する貸付金合計 | 3 ヶ月超延滞している貸付金 | 顧客に対する減損貸付金 | 個別引当金 | 集合的引当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 香港 | 240,346 | 4,726 | 6,456 | 2,153 | 689 |
| 中国本土 | 195,489 | 2,794 | 7,333 | 2,242 | 487 |
| その他のアジア諸国・地域 | 39,591 | 152 | 156 | 63 | 114 |
| その他 | 73,853 | 554 | 848 | 119 | 177 |
| 合計 | 549,279 | 8,226 | 14,793 | 4,577 | 1,467 |
| 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | | | 2.69% | | |

減損貸付金は、個別に減損の客観的な証拠を有する個別に評価される貸付金である。上記の地域別情報は、リスクの移転を考慮した上で取引相手の所在地に基づいて算定されている。

## 20. 投資有価証券

| | 2026年6月30日現在 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期国債（国庫短期証券を含む） | 譲渡性預金 | 負債証券 | 株式 | 投資信託 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定される投資有価証券 | | | | | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 2,421 | 1,631 | 51,445 | - | - | 55,497 |
| 控除：減損引当金 | - | - | (158) | - | - | (158) |
| | 2,421 | 1,631 | 51,287 | - | - | 55,339 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | 35,173 | - | 136,681 | 764 | - | 172,618 |
| FVTPLで測定することを義務付けられている投資有価証券 | - | - | 317 | 2 | 1,148 | 1,467 |
| | 37,594 | 1,631 | 188,285 | 766 | 1,148 | 229,424 |

| | 2025年12月31日現在 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期国債（国庫短期証券を含む） | 譲渡性預金 | 負債証券 | 株式 | 投資信託 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 償却原価で測定される投資有価証券 | | | | | | |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 2,587 | 3,944 | 36,975 | - | - | 43,506 |
| 控除：減損引当金 | - | - | (294) | - | - | (294) |
| | 2,587 | 3,944 | 36,681 | - | - | 43,212 |
| FVOCIで測定される投資有価証券 | 25,846 | 164 | 136,495 | 885 | - | 163,390 |
| FVTPLで測定することを義務付けられている投資有価証券 | - | - | 640 | 1 | 1,176 | 1,817 |
| | 28,433 | 4,108 | 173,816 | 886 | 1,176 | 208,419 |

## 20. 投資有価証券（続き）

**FVOCI に指定された株式**

| | 2026 年 6 月 30 日現在 | | 2025 年 12 月 31 日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 公正価値 | 認識済配当金 | 公正価値 | 認識済配当金 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 長期的な戦略的目的で保有する株式投資 | 764 | 17 | 885 | 32 |

2026年6月30日現在、FVOCIに指定した持分証券764百万香港ドル（2025年12月31日：885百万香港ドル）は、長期的な戦略目的で保有されており、そのうち553百万香港ドル（2025年12月31日：623百万香港ドル）は、当行の中国銀聯（China UnionPay Co., Ltd.）への投資の公正価値に起因するものであった。2026年6月30日に終了した期間中、当行は主要株主からの株式譲渡提案を受け入れ、FVOCIに指定した非上場の持分証券を処分した。処分日における当該投資の公正価値は39百万香港ドルであった。処分日時点で公正価値準備金に認識されていた累積利益は3百万香港ドルであった。HKFRS第9号に従って、この利益は資本内において公正価値準備金から利益剰余金に振り替えられ、純損益に再分類されることはなかった。

## 21. 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資

| | 2026 年 6 月 30 日現在 | 2025 年 12 月 31 日現在 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 1 月 1 日現在 | 9,137 | 8,448 |
| 増加 | - | 239 |
| 損失控除後の利益に対する持分 | 158 | (305) |
| 為替差額およびその他 | (200) | 755 |
| 6 月 30 日/12 月 31 日現在 | 9,095 | 9,137 |

アフィン・バンク・ベルハッド（「AFFIN」）に対する当行グループの投資の減損評価に関する最新情報

2026 年 6 月 30 日現在、市場価格に基づく当行グループの AFFIN への投資の公正価値は、継続して帳簿価額を下回っていた。その結果、当行グループは使用価値（「VIU」）手法を用いて当該投資の減損テストを実施したところ、当該投資の回収可能額は 5,016 百万香港ドルであることが示された。 回収可能額は帳簿価額である 3,961 百万香港ドルを上回っていたため、追加の減損損失は認識されなかった（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：減損損失なし）。VIU の算定には、AFFIN の直近の業績予測および当行グループ経営陣による今後 5 年間の見積りに基づく割引キャッシュ・フロー予測を用いて、推定 3%の長期成長率を使用して、終値（ターミナルバリュー）を算出している。 VIU の算定には、AFFIN に対する資本資産価格モデル（CAPM）の計算に基づく 10.46%（2025 年 12 月 31 日現在：10.40%）の割引率が使用されている。

以下の表は、主要な仮定に対する合理的に起こり得る変更が VIU に与える影響を例示している。これは、主要な仮定が単独で VIU に及ぼす感応度を反映したものであり、複数の有利な変動および／または不利な変動が同時に発生する可能性もある。

| | 有利な変動 | | | 不利な変動 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | VIU の増加 | VIU | | VIU の減少 | VIU |
| | | 百万香港ドル | 百万香港ドル | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2026 年 6 月 30 日現在 | | | | | | |
| 割引率 | -50 ベーシスポイント | 372 | 5,388 | +50 ベーシスポイント | (326) | 4,690 |
| 長期成長率 | +50 ベーシスポイント | 75 | 5,091 | -50 ベーシスポイント | (67) | 4,949 |
| 予想キャッシュ・フロー | +10% | 502 | 5,518 | -10% | (502) | 4,514 |

## 22. 固定資産

| | 2026年6月30日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 器具、備品、設備 | 小計 | 使用権資産 - 銀行所有の不動産 | 使用権資産 - 器具、備品、設備 | 小計 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価または評価額 | | | | | | | | |
| 2026年1月1日現在 | 5,832 | 7,257 | 4,116 | 11,373 | 1,276 | 14 | 1,290 | 18,495 |
| 増加額 | 1,894 | 15 | 200 | 215 | 35 | 2 | 37 | 2,146 |
| 再評価差損 | (407) | - | - | - | - | - | - | (407) |
| 処分額 | - | (3) | (50) | (53) | - | - | - | (53) |
| 再測定額 | - | - | - | - | 2 | - | 2 | 2 |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (71) | (1) | (72) | (72) |
| 売却目的で保有する資産に分類される資産への振替 | - | (9) | - | (9) | - | - | - | (9) |
| 為替換算調整額 | 14 | 111 | 31 | 142 | 19 | - | 19 | 175 |
| 2026年6月30日現在 | 7,333 | 7,371 | 4,297 | 11,668 | 1,261 | 15 | 1,276 | 20,277 |
| 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| 2026年1月1日現在 | - | 2,319 | 3,336 | 5,655 | 614 | 6 | 620 | 6,275 |
| 当期の減価償却費 | - | 59 | 137 | 196 | 116 | 2 | 118 | 314 |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (71) | (1) | (72) | (72) |
| 処分時の償却 | - | (3) | (48) | (51) | - | - | - | (51) |
| 売却目的で保有する資産に分類される資産への振替 | - | (4) | - | (4) | - | - | - | (4) |
| 為替換算調整額 | - | 47 | 20 | 67 | 9 | - | 9 | 76 |
| 2026年6月30日現在 | - | 2,418 | 3,445 | 5,863 | 668 | 7 | 675 | 6,538 |
| 2026年6月30日現在の帳簿価額（純額） | 7,333 | 4,953 | 852 | 5,805 | 593 | 8 | 601 | 13,739 |
| 上記の資産の総額は、以下のとおり計上されている： | | | | | | | | |
| 取得原価 | - | 6,623 | 4,297 | 10,920 | 1,261 | 15 | 1,276 | 12,196 |
| 取締役会による評価 - 1989年 | - | 748 | - | 748 | - | - | - | 748 |
| 専門的な評価 - 2026年 | 7,333 | - | - | - | - | - | - | 7,333 |
| | 7,333 | 7,371 | 4,297 | 11,668 | 1,261 | 15 | 1,276 | 20,277 |

## 22. 固定資産（続き）

| | 2025年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 投資不動産 | 銀行所有の不動産 | 器具、備品、設備 | 小計 | 使用権資産 - 銀行所有の不動産 | 使用権資産 - 器具、備品、設備 | 小計 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 取得原価または評価額 | | | | | | | | |
| 2025年1月1日現在 | 4,979 | 7,578 | 7,216 | 14,794 | 1,329 | 26 | 1,355 | 21,128 |
| 増加額 | 824 | 8 | 161 | 169 | 205 | 5 | 210 | 1,203 |
| 再評価差損 | (723) | - | - | - | - | - | - | (723) |
| 処分額 | (15) | (33) | (103) | (136) | - | - | - | (151) |
| 投資不動産への振替に伴う銀行所有の不動産の再評価益 | - | 472 | - | 472 | - | - | - | 472 |
| 銀行所有の不動産から投資用不動産への振替 | 790 | (790) | - | (790) | - | - | - | - |
| 投資不動産から銀行所有の不動産への振替 | (23) | 23 | - | 23 | - | - | - | - |
| 無形資産への振替*（注）* | - | - | (3,261) | (3,261) | - | - | - | (3,261) |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (301) | (18) | (319) | (319) |
| 控除：再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (187) | - | (187) | - | - | - | (187) |
| 為替換算調整額 | - | 186 | 103 | 289 | 43 | 1 | 44 | 333 |
| 2025年12月31日現在 | 5,832 | 7,257 | 4,116 | 11,373 | 1,276 | 14 | 1,290 | 18,495 |
| 減価償却累計額 | | | | | | | | |
| 2025年1月1日現在 | - | 2,340 | 5,156 | 7,496 | 642 | 19 | 661 | 8,157 |
| 当期の減価償却費 | - | 116 | 235 | 351 | 240 | 4 | 244 | 595 |
| リース契約の満了・終了 | - | - | - | - | (289) | (18) | (307) | (307) |
| 再評価された銀行所有の不動産に関する減価償却累計額の消去 | - | (187) | - | (187) | - | - | - | (187) |
| 無形資産への振替*（注記）* | - | - | (2,028) | (2,028) | - | - | - | (2,028) |
| 処分時の償却 | - | (14) | (92) | (106) | - | - | - | (106) |
| 為替換算調整額 | - | 64 | 65 | 129 | 21 | 1 | 22 | 151 |
| 2025年12月31日現在 | - | 2,319 | 3,336 | 5,655 | 614 | 6 | 620 | 6,275 |
| 2025年12月31日現在の帳簿価額（純額） | 5,832 | 4,938 | 780 | 5,718 | 662 | 8 | 670 | 12,220 |
| 上記の資産の総額は、以下のとおり計上されている： | | | | | | | | |
| 取得原価 | - | 6,509 | 4,116 | 10,625 | 1,276 | 14 | 1,290 | 11,915 |
| 取締役会による評価 - 1989 | - | 748 | - | 748 | - | - | - | 748 |
| 専門的な評価 - 2025 | 5,832 | - | - | - | - | - | - | 5,832 |
| | 5,832 | 7,257 | 4,116 | 11,373 | 1,276 | 14 | 1,290 | 18,495 |

*注：　当行グループは従来、システムアプリケーションおよびソフトウェアを貸借対照表上の固定資産に分類していた。その本質をより適切に反映させるため、関連する取得原価3,261百万香港ドルおよび減価償却累計額2,028百万香港ドルを、固定資産から無形資産へ再分類した。*

## 23. その他の資産

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 未収利息 | 4,513 | 4,331 |
| 銀行引受手形に係る顧客債権 | 42,561 | 34,490 |
| その他 | 12,388 | 11,796 |
| 減損引当金計上前の帳簿価額（総額） | 59,462 | 50,617 |
| 控除：減損引当金 | (635) | (485) |
| | 58,827 | 50,132 |
| 売却目的保有資産 | 20 | 15 |
| | 58,847 | 50,147 |

## 24. その他負債

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 未払利息 | 3,703 | 4,818 |
| 支払手形 | 42,561 | 34,490 |
| 発行済金融保証契約および貸付コミットメントに対する減損引当金 | 103 | 86 |
| リース負債 | 667 | 741 |
| その他の勘定 *（注）* | 12,919 | 10,290 |
| | 59,953 | 50,425 |

*注：HKFRS第15号に基づく顧客との契約に起因する契約負債1,728百万香港ドル（2025年12月31日現在：1,830百万香港ドル）が含まれる。*

## 25. 借入資本

| | | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|---|
| 劣後債（償却原価で計上、公正価値ヘッジ調整を含む）： | | | |
| 2032年4月22日満期の500百万米ドル、固定利付Tier 2資本証券 | (1) | 3,874 | 3,846 |
| 2034年6月27日満期の650百万米ドル、固定利付Tier 2資本証券 | (2) | 5,091 | 5,146 |
| 2028年7月7日満期の250百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (3) | 1,938 | 1,933 |
| 2027年3月15日満期の500百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (4) | - | 3,898 |
| 2027年3月13日満期の500百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (5) | - | 3,895 |
| 2032年5月13日満期の1,000百万米ドル、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (6) | 7,778 | - |
| 2029年11月13日満期の5,000百万円、固定利付、損失吸収条項付非上位債 | (7) | 236 | 244 |
| ヘッジ処理を行わない償却原価で計上する劣後債： | | | |
| 2029年9月9日満期の1,250百万人民元(2025年12月31日現在：1,000百万人民元）の固定利付損失吸収条項付非上位債 | (8) | 1,434 | 1,101 |
| | | 20,351 | 20,063 |

当行グループにおいては、2026年6月30日および2025年12月31日に終了した各期間／各事業年度において、負債証券に関する元本、利息の支払遅延、またはその他の契約違反は一切発生していない。

(1) 額面500百万米ドル（3,921百万香港ドル相当）、帳簿価額3,874百万香港ドル（*2025年12月31日現在*：3,846百万香港ドル）の借入資本は、年率4.875%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2022年4月22日に公表した損失吸収力要件を満たしている。当該社債は香港証券取引所に上場しており、2032年4月22日に満期を迎える予定で、2027年4月22日に任意償還が可能になる。当該社債は公正価値ヘッジの会計処理の対象となっており、2026年上半期に0.4百万香港ドルの損失に相当するヘッジの非有効性が計上された。

(2) 額面650百万米ドル（5,098百万香港ドル相当）、帳簿価額5,091百万香港ドル（*2025年12月31日現在*：5,146百万香港ドル）の借入資本は、年率6.75%のクーポンが付与された劣後債で、Tier 2資本として適格であり、当行が2024年6月27日に公表した損失吸収力要件を満たしている。当該社債は香港証券取引所に上場しており、2034年6月27日に満期を迎える予定で、2029年6月27日に任意償還が可能になる。当該社債は公正価値ヘッジの会計処理の対象となっており、2026年上半期に0.6百万香港ドルの損失に相当するヘッジの非有効性が計上された。

(3) 額面250百万米ドル（1,961百万香港ドル相当）、帳簿価額1,938百万香港ドル（*2025年12月31日現在*：1,933百万香港ドル）の借入資本は、年率5.125%のクーポンで、当行が2022年7月7日に公表した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付非上位債である。当該社債は証券取引所に上場しており、2028年7月7日に満期を迎える予定で、2027年7月7日に任意償還が可能となる。当該社債は公正価値ヘッジの会計処理の対象となっており、2026年上半期には僅少なヘッジの非有効性が計上された。

(4) 2025年12月31日現在、額面500百万米ドル（3,892百万香港ドル相当）、帳簿価額3,898百万香港ドルの借入資本は、年率6.75%のクーポンで、当行が2023年3月15日に公表した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付非上位債である。当該社債は公正価値ヘッジの会計処理の対象となっており、2026年上半期には0.1百万香港ドルの利益に相当するヘッジの非有効性が計上された。当該社債は、2026年3月15日に任意償還が可能になった際に全額償還された。

(5) 2025年12月31日現在、額面500百万米ドル（3,892百万香港ドル相当）、帳簿価額3,895百万香港ドルの借入資本は、年率6.625%のクーポンで、2024年3月13日に当行が公表した損失吸収力の要件を満たしている損失吸収条項付非上位債である。当該社債は公正価値ヘッジの会計処理の対象となっており、2026年上半期に0.3百万香港ドルの損失に相当するヘッジの非有効性が計上された。当該社債は、2026年3月13日に任意償還が可能になった際に全額償還された。

**25. 借入資本**（続き）

(6) 額面 1,000 百万米ドル（7,842 百万香港ドル相当）、帳簿価額 7,778 百万香港ドルの借入資本は、年率 5.375%のクーポンを有し、損失吸収力要件を満たす損失吸収条項付非上位債であり、2026 年 5 月 13 日に当行により発行されたものである。当該社債は証券取引所に上場されており、2032 年 5 月 13 日に満期を迎え、2031 年 5 月 13 日に任意償還が可能である。当該社債は公正価値ヘッジの会計処理の対象となっており、2026 年上半期に 3.7 百万香港ドルの損失に相当するヘッジの非有効性が計上された。

(7) 額面 5,000 百万円（242 百万香港ドル相当）、帳簿価額 236 百万香港ドル（2025 年 12 月 31 日現在：244 百万香港ドル）の借入資本は、年率 2.64%のクーポンで、2025 年 11 月 13 日に当行が発行した損失吸収力要件を満たしている損失吸収条項付非上位債である。 当該社債は証券取引所に上場しており、2029 年 11 月 13 日 に満期を迎える予定で、2028 年 11 月 13 日に任意償還が可能となる。当該社債は公正価値ヘッジの会計処理の対象となっており、2026 年上半期には僅少なヘッジの非有効性が計上された。

(8) 額面総額 1,250 百万人民元（1,445 百万香港ドル相当）（2025 年 12 月 31 日現在：1,000 百万人民元 / 1,113 百万香港ドル相当）、帳簿価額 1,434 百万香港ドル（2025 年 12 月 31 日現在：1,101 百万香港ドル）の借入資本は、年率 2.95%のクーポンで、損失吸収力要件を満たす損失吸収条項付非上位債である。 当該社債は、当行により、2025 年 9 月 9 日、2025 年 11 月 20 日および 2026 年 4 月 2 日に、それぞれ額面 750 百万人民元、250 百万人民元および 250 百万人民元の 3 つのトランシェで発行された。当該社債は香港証券取引所に上場しており、2029 年 9 月 9 日に満期を迎える予定で、2028 年 9 月 9 日に任意償還が可能となる。

**26. セグメント情報**

当行グループは、事業分野と地域を組み合わせて編成された事業部門ごとに事業を管理している。資源配分および業績評価の目的で当行グループの上級管理職に情報が内部報告される方法との整合性を確保するために、当行グループは以下の 8 つの報告セグメントを設定している。

**香港事業は、**以下の 5 つの報告セグメントに分類される。

**個人向けバンキング**には、支店業務、個人向けインターネットバンキング、消費者金融、不動産ローン、MPF 事業、およびクレジットカード事業が含まれる。

**ホールセール・バンキング**には、法人向け融資およびシンジケートローン、資産担保融資、商業融資、証券貸借取引、ならびにコルレス銀行および企業との貿易金融業務が含まれる。

**トレジャリー・マーケッツ**には、トレジャリー業務および証券取引が含まれる。

**ウェルス・マネジメント**には、プライベート・バンキング業務、投資商品およびアドバイザリー、証券・先物仲介業務が含まれる。

**その他**には、主に香港で事業を展開する子会社による信託業務、および香港事業のその他の支援部門が含まれる。

**中国本土事業には**、主に香港における中国本土事業のバックオフィス部門、および中国本土で事業を展開するすべての子会社および関連会社が含まれる。ただし、中国本土において香港事業のデータ処理およびその他のバックオフィス業務を行う子会社は除く。

**海外、マカオ、台湾における事業**には、主に香港における海外・マカオ・台湾事業のバックオフィス部門、マカオ支店、台湾支店、および海外で事業を展開するすべての支店、子会社、関連会社が含まれる。

**コーポレート・マネジメント**は、当行が発行する借入資本に係る規制資本コストを負担するとともに、香港事業から、当行が発行した資本性金融商品によって資金調達された事業活動が生み出した利息収益を受け取る。

セグメントの業績を評価し、セグメント間でリソースを配分する目的で、当行グループの上級経営陣は、以下の基準に基づき、各報告セグメントに帰属する業績、資産および負債をモニタリングしている。

セグメント資産には、関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分、ならびに売却目的で保有する資産を除くすべての資産が含まれる。セグメント負債には、預金、金融負債および各セグメントに帰属するその他の負債が含まれる。

収益および費用は、各報告セグメントが生み出した利息収益および手数料収益、ならびに当該セグメントにおいて発生した費用、あるいは当該セグメントに帰属する資産の減価償却費または償却費に基づき、各報告セグメントに配分される。

## 26. セグメント情報（続き）

| | 香港事業 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 個人向けバンキング | ホールセール・バンキング | トレジャリー・マーケッツ | ウェルス・マネジメント | その他 | 合計 | 中国本土事業 | 海外、マカオ、台湾における事業 | コーポレート・マネジメント | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2026年6月30日に終了した6ヶ月間 | | | | | | | | | | | |
| 正味利息収益／（費用） | 2,815 | 1,332 | 603 | 177 | (59) | 4,868 | 1,777 | 1,147 | (95) | - | 7,697 |
| 非利息収益 | 927 | 524 | 253 | 587 | 218 | 2,509 | 898 | 83 | - | (20) | 3,470 |
| 営業収益／（損失） | 3,742 | 1,856 | 856 | 764 | 159 | 7,377 | 2,675 | 1,230 | (95) | (20) | 11,167 |
| 営業費用 | (890) | (199) | (100) | (226) | (1,396) | (2,811) | (1,572) | (456) | - | 20 | (4,819) |
| 減損損失控除前の営業利益／（損失） | 2,852 | 1,657 | 756 | 538 | (1,237) | 4,566 | 1,103 | 774 | (95) | - | 6,348 |
| 金融商品に係る減損損失（計上）/戻入額 | (56) | (1,135) | 2 | (1) | - | (1,190) | (1,642) | (126) | - | - | (2,958) |
| 減損損失控除後の営業利益／（損失） | 2,796 | 522 | 758 | 537 | (1,237) | 3,376 | (539) | 648 | (95) | - | 3,390 |
| 売却目的で保有する資産の売却による純利益 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | 1 |
| 固定資産売却による純（損失）／利益 | - | (1) | - | - | 1 | - | (1) | - | - | - | (1) |
| 投資不動産の評価（損）/益 | - | - | - | - | (418) | (418) | 11 | - | - | - | (407) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | - | - | - | - | (2) | (2) | 13 | 147 | - | - | 158 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 2,796 | 521 | 758 | 537 | (1,656) | 2,956 | (516) | 796 | (95) | - | 3,141 |
| 当期の減価償却費および償却費 | (95) | (6) | (6) | (6) | (133) | (246) | (173) | (33) | - | - | (452) |
| **2026年6月30日現在** | | | | | | | | | | | |
| セグメント資産 | 130,489 | 148,325 | 265,514 | 18,028 | 11,215 | 573,571 | 268,894 | 135,039 | - | (49,738) | 927,766 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資 | - | - | - | - | 52 | 52 | 3,285 | 5,758 | - | - | 9,095 |
| その他の資産 - 売却目的で保有する資産 | - | - | - | - | 15 | 15 | 5 | - | - | - | 20 |
| 資産合計 | 130,489 | 148,325 | 265,514 | 18,028 | 11,282 | 573,638 | 272,184 | 140,797 | - | (49,738) | 936,881 |
| 負債合計 | 368,043 | 60,656 | 49,762 | 38,268 | 4,314 | 521,043 | 238,082 | 119,897 | - | (49,643) | 829,379 |

## 26. セグメント情報（続き）

| | 香港事業 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 個人向けバンキング | ホールセール・バンキング | トレジャリー・マーケッツ | ウェルス・マネジメント | その他 | 合計 | 中国本土事業 | 海外、マカオ、台湾における事業 | コーポレート・マネジメント | セグメント間相殺 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2025年6月30日に終了した6ヶ月間 | | | | | | | | | | | |
| 正味利息収益／（費用） | 2,498 | 1,323 | 578 | 165 | (79) | 4,485 | 1,744 | 1,204 | (89) | - | 7,344 |
| 非利息収益 | 846 | 389 | 78 | 527 | 189 | 2,029 | 799 | 105 | - | (18) | 2,915 |
| 営業収益／（損失） | 3,344 | 1,712 | 656 | 692 | 110 | 6,514 | 2,543 | 1,309 | (89) | (18) | 10,259 |
| 営業費用 | (858) | (226) | (99) | (223) | (1,399) | (2,805) | (1,591) | (434) | - | 18 | (4,812) |
| 減損損失控除前の営業利益／（損失） | 2,486 | 1,486 | 557 | 469 | (1,289) | 3,709 | 952 | 875 | (89) | - | 5,447 |
| 金融商品の減損損失 | (71) | (1,305) | (38) | (72) | (2) | (1,488) | (698) | (353) | - | - | (2,539) |
| 減損損失控除後の営業利益／（損失） | 2,415 | 181 | 519 | 397 | (1,291) | 2,221 | 254 | 522 | (89) | - | 2,908 |
| 固定資産売却による純（損失）／利益 | (3) | - | - | - | (1) | (4) | 1 | - | - | - | (3) |
| 投資不動産の評価（損）/益 | - | - | - | - | (99) | (99) | - | 1 | - | - | (98) |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーの利益（損失）持分 | - | - | - | - | 12 | 12 | 42 | 133 | - | - | 187 |
| 税引前当期純利益／（損失） | 2,412 | 181 | 519 | 397 | (1,379) | 2,130 | 297 | 656 | (89) | - | 2,994 |
| 当期の減価償却費および償却費 | (99) | (10) | (5) | (3) | (113) | (230) | (170) | (31) | - | - | (431) |
| **2025年12月31日現在** | | | | | | | | | | | |
| セグメント資産 | 130,721 | 148,650 | 244,265 | 17,300 | 12,720 | 553,656 | 267,563 | 136,119 | - | (45,497) | 911,841 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資 | - | - | - | - | 54 | 54 | 3,168 | 5,915 | - | - | 9,137 |
| その他の資産 - 売却目的で保有する資産 | - | - | - | - | 15 | 15 | - | - | - | - | 15 |
| 資産合計 | 130,721 | 148,650 | 244,265 | 17,300 | 12,789 | 553,725 | 270,731 | 142,034 | - | (45,497) | 920,993 |
| 負債合計 | 369,203 | 55,309 | 34,143 | 37,132 | 4,083 | 499,870 | 239,053 | 121,445 | - | (45,006) | 815,362 |

## 27. 残存期間別の資産・負債の分析

| | 2026年6月30日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 要求払い | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超3ヶ月以内 | 3ヶ月超1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 期日未設定または延滞 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | 34,110 | 26 | 41 | 119 | - | - | 8,538 | 42,834 |
| 銀行への預け金および貸出金 | - | 24,373 | 369 | 1,847 | 1,268 | - | - | 27,857 |
| 貿易手形 | 1 | 616 | 342 | 632 | - | - | - | 1,591 |
| トレーディング資産 | - | - | - | 976 | 382 | - | 283 | 1,641 |
| デリバティブ資産 | - | - | - | - | - | - | 4,051 | 4,051 |
| 顧客に対する貸付金 | 2,949 | 68,852 | 48,862 | 132,516 | 162,040 | 119,177 | 8,050 | 542,446 |
| 投資有価証券 | - | 10,747 | 19,903 | 34,467 | 91,800 | 70,582 | 1,925 | 229,424 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | - | - | - | - | - | - | 9,095 | 9,095 |
| 固定資産 | - | - | - | - | - | - | 13,739 | 13,739 |
| のれんおよび無形資産 | - | - | - | - | - | - | 3,066 | 3,066 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | 2,290 | 2,290 |
| その他の資産 | 14 | 10,643 | 12,400 | 24,075 | 801 | 844 | 10,070 | 58,847 |
| **資産合計** | 37,074 | 115,257 | 81,917 | 194,632 | 256,291 | 190,603 | 61,107 | 936,881 |
| **負債** | | | | | | | | |
| 銀行からの預金 | 1,009 | 14,253 | 10,673 | 2,852 | - | - | - | 28,787 |
| 顧客からの預金 | 251,121 | 118,120 | 180,423 | 125,921 | 17,846 | - | - | 693,431 |
| - 要求払預金および当座預金 | 82,519 | - | - | - | - | - | - | 82,519 |
| - 貯蓄預金 | 166,798 | - | - | - | - | - | - | 166,798 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 1,804 | 118,120 | 180,423 | 125,921 | 17,846 | - | - | 444,114 |
| トレーディング負債 | - | 500 | - | - | - | 117 | - | 617 |
| デリバティブ負債 | - | - | - | - | - | - | 3,364 | 3,364 |
| 発行済譲渡性預金 | - | 4,031 | 7,360 | 7,092 | 1,016 | - | - | 19,499 |
| 当期税金 | - | - | - | 2,670 | 4 | - | - | 2,674 |
| 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 703 | 703 |
| その他の負債 | 830 | 11,253 | 13,048 | 25,081 | 1,326 | 866 | 7,549 | 59,953 |
| - リース負債 | - | 20 | 38 | 152 | 347 | 110 | - | 667 |
| - その他の勘定科目 | 830 | 11,233 | 13,010 | 24,929 | 979 | 756 | 7,549 | 59,286 |
| 償却原価で測定される借入資本 | - | - | - | 3,874 | 16,477 | - | - | 20,351 |
| **負債合計** | 252,960 | 148,157 | 211,504 | 167,490 | 36,669 | 983 | 11,616 | 829,379 |
| **純ギャップ** | (215,886) | (32,900) | (129,587) | 27,142 | 219,622 | 189,620 | | |

## 27. 残存期間別の資産・負債の分析（続き）

| | 2025年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 要求払い | 1ヶ月以内 | 1ヶ月超3ヶ月以内 | 3ヶ月超1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 | 期日未設定または延滞 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | | | | | |
| 現金および銀行預け金 | 45,380 | 11 | 403 | 256 | - | - | 7,944 | 53,994 |
| 銀行への預け金および貸出金 | - | 29,106 | 708 | 1,050 | 783 | - | - | 31,647 |
| 貿易手形 | 1 | 355 | 1,292 | 1,796 | - | - | - | 3,444 |
| トレーディング資産 | - | - | - | - | 321 | 22 | 239 | 582 |
| デリバティブ資産 | - | - | - | - | - | - | 3,111 | 3,111 |
| 顧客に対する貸付金 | 2,394 | 63,357 | 50,229 | 127,375 | 170,046 | 120,182 | 9,652 | 543,235 |
| 投資有価証券 | - | 15,499 | 14,870 | 21,338 | 91,089 | 63,551 | 2,072 | 208,419 |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資 | - | - | - | - | - | - | 9,137 | 9,137 |
| 固定資産 | - | - | - | - | - | - | 12,220 | 12,220 |
| のれんおよび無形資産 | - | - | - | - | - | - | 3,052 | 3,052 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | 2,005 | 2,005 |
| その他の資産 | 19 | 9,737 | 12,564 | 16,218 | 816 | 746 | 10,047 | 50,147 |
| **資産合計** | 47,794 | 118,065 | 80,066 | 168,033 | 263,055 | 184,501 | 59,479 | 920,993 |
| **負債** | | | | | | | | |
| 銀行からの預金 | 783 | 5,910 | 2,062 | 552 | - | - | - | 9,307 |
| 顧客からの預金 | 253,042 | 136,734 | 182,829 | 123,277 | 10,697 | - | - | 706,579 |
| - 要求払預金および当座預金 | 92,058 | - | - | - | - | - | - | 92,058 |
| - 貯蓄預金 | 159,631 | - | - | - | - | - | - | 159,631 |
| - 定期預金、コール預金および通知預金 | 1,353 | 136,734 | 182,829 | 123,277 | 10,697 | - | - | 454,890 |
| デリバティブ負債 | - | - | - | - | - | - | 2,854 | 2,854 |
| 発行済譲渡性預金 | - | 5,320 | 7,232 | 9,304 | 1,178 | - | - | 23,034 |
| 当期税金 | - | - | - | 2,278 | 4 | - | - | 2,282 |
| 繰延税金負債 | - | - | - | - | - | - | 818 | 818 |
| その他の負債 | 909 | 8,814 | 13,830 | 17,690 | 1,333 | 955 | 6,894 | 50,425 |
| - リース負債 | - | 24 | 38 | 160 | 387 | 132 | - | 741 |
| - その他の勘定科目 | 909 | 8,790 | 13,792 | 17,530 | 946 | 823 | 6,894 | 49,684 |
| 償却原価で測定される借入資本 | - | - | 7,793 | - | 12,270 | - | - | 20,063 |
| **負債合計** | 254,734 | 156,778 | 213,746 | 153,101 | 25,482 | 955 | 10,566 | 815,362 |
| **純ギャップ** | (206,940) | (38,713) | (133,680) | 14,932 | 237,573 | 183,546 | | |

## 28. 認識された繰延税金資産および負債

連結財政状態計算書に認識された繰延税金資産／（負債）の内訳および当期中の変動は、以下のとおりである。

| 以下によって生じる繰延税金： | 関連する減価償却費の超過分における減価償却引当金 | 不動産の再評価 | 金融資産の減損損失 | FVOCIで測定される金融資産の再評価 | キャッシュ・フロー・ヘッジ | 税務上の損失 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 2025年12月31日現在／2026年1月1日現在 | (385) | (114) | 2,043 | (424) | (36) | 12 | 91 | 1,187 |
| 損益計算書への（借方）/貸方計上 | (16) | - | 208 | - | - | (3) | (3) | 186 |
| 引当金への計上 | - | - | - | 54 | 81 | - | - | 135 |
| 為替換算およびその他の調整 | - | - | 72 | - | - | - | 7 | 79 |
| 2026年6月30日現在 | (401) | (114) | 2,323 | (370) | 45 | 9 | 95 | 1,587 |

繰延税金資産および負債は、当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ繰延税金資産および負債が同一の税務当局に関連するものである場合、個別の企業単位で相殺されている。適切な相殺を行った後に算定された以下の金額が、連結財政状態計算書に表示されている。

| | 2026年6月30日現在 | 2025年12月31日現在 |
|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 財政状態計算書に計上された繰延税金資産（純額） | 2,290 | 2,005 |
| 財政状態計算書に計上された繰延税金負債（純額） | (703) | (818) |
| | 1,587 | 1,187 |

## 29. 準備金

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 一般準備金 | 13,658 | 13,657 |
| 銀行所有の不動産に関する再評価差額金 | 2,732 | 2,716 |
| 資本準備金 (1) | 1,013 | 1,017 |
| 為替換算差額 | (375) | (1,311) |
| 公正価値差額金 | 2,535 | 2,901 |
| ヘッジ準備金 | (225) | 183 |
| その他の準備金 | 5,452 | 5,449 |
| 利益剰余金 (2) | 40,180 | 38,528 |
| | 64,970 | 63,140 |
| 未計上の予定配当金 | 1,216 | 581 |

(1) RSU 制度のために取得された株式は、当行により RSU 制度の管理を委任された独立受託者（以下「受託者」）が保有しており、その対価総額（直接帰属する費用を含む）は資本準備金から控除される。RSU 制度のために保有される株式の変動状況は以下のとおりである。

| | 2026年<br>6月30日現在 | | 2025年<br>12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数 | 百万香港ドル | 株式数 | 百万香港ドル |
| 1月1日現在 | (200,000) | (2) | - | - |
| 受託者による株式の取得 | (396,988) | (6) | (200,000) | (2) |
| RSU 制度に基づく株式の権利確定 | 399,199 | 5 | - | - |
| 6月30日/12月31日現在 | (197,789) | (3) | (200,000) | (2) |

(2) 規制準備金は、香港銀行条例の規定を満たし、慎重に監督を行うことを目的として、認識された減損損失に加え、当行が貸付金および投資に関して被る、あるいは被る可能性のある損失に備えて、一定額を積み立てることで維持されている。 当引当金の変動額は、香港金融管理局（HKMA）と協議の上、留保利益を通じて直接充当される。2026年6月30日現在、この要件により、当行が株主に分配できる準備金の額は2,345百万香港ドル（2025年12月31日現在：2,381百万香港ドル）制限されている。

## 30. 要約連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

### (a) 現金および現金同等物

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| (i) 要約連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の内訳 | | |
| 当初の満期が3ヶ月以内の現金および銀行預け金残高 | 34,111 | 27,961 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の銀行への預け金および貸出金 | 22,268 | 28,716 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の短期国債 | 13,451 | 9,473 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の譲渡性預金 | 1,631 | 537 |
| 当初の満期が3ヶ月以内の負債証券 | 4 | 83 |
| | 71,465 | 66,770 |
| (ii) 連結財政状態計算書との調整表 | | |
| 現金および銀行預け金 | 42,834 | 36,008 |
| 銀行への預け金および貸出金 | 27,857 | 30,572 |
| 短期国債、譲渡性預金および負債証券 | | |
| - トレーディング資産 | 1,358 | 3,175 |
| - 投資有価証券 | 227,510 | 198,250 |
| | 228,868 | 201,425 |
| 連結財政状態計算書に記載されている金額 | 299,559 | 268,005 |
| 控除：当初の満期が3ヶ月を超える金額 | (219,370) | (193,188) |
| 規制上の制限を受ける中央銀行預け金残高 | (8,724) | (8,047) |
| 要約連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物 | 71,465 | 66,770 |

### (b) 子会社の取得に伴う正味キャッシュ・アウトフロー

2026年6月30日に終了した6ヶ月間において、子会社の取得日における取得した資産および負債の認識額は以下のとおりである。

| | 百万香港ドル |
|---|---|
| 現金および銀行預け金 | |
| - 当初の満期が3ヶ月以内のもの | 72 |
| - 当初の満期が3ヶ月を超えるもの | 70 |
| 固定資産 - 投資不動産 | 1,894 |
| 繰延税金資産 | 3 |
| その他の資産 | 1 |
| 当期税金 | (5) |
| その他の負債 | (87) |
| 現金で支払われた対価合計 | 1,948 |
| 控除：取得した現金および現金同等物 | (72) |
| 取得に伴うキャッシュ・アウトフロー（取得した現金控除後） | 1,876 |

2025年6月30日に終了した6ヶ月間において、子会社の取得はなかった。

## 31. 金融商品の公正価値

### (a) 公正価値で計上する金融商品

公正価値の見積りは、一般的に主観的な性質を持ち、金融商品の特性および関連する市場情報に基づき、特定の時点において行われる。当行グループは、以下の方法の優先順位に従って公正価値を測定している。

レベル 1 - 同一の金融商品について活発な市場における市場価格

レベル 2 - 観察可能なインプットに基づく評価手法。このカテゴリーには、類似の金融商品について活発な市場における市場価格、活発とはみなされない市場における類似の金融商品の相場価格、またはすべての重要なインプットが市場データから直接的または間接的に観察可能なその他の評価手法を用いて評価される金融商品が含まれる。

レベル 3 - 重要な観察不能なインプットを用いる評価手法。このカテゴリーには、評価手法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、かつその観察不能なインプットが当該金融商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性のあるすべての金融商品が含まれる。このカテゴリーには、類似の金融商品の相場価格に基づいて評価されるものの、金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な調整または仮定を必要とする金融商品も含まれる。

活発な市場で取引されている金融資産および金融負債の公正価値は、市場相場または取引相手の提示価格に基づいて算定される。その他のすべての金融商品については、当行グループは評価手法を用いて公正価値を算定している。評価手法には、正味現在価値法や割引キャッシュ・フロー・モデル、および市場で広く認められている各種オプション価格算定モデルが含まれる。評価手法で使用される仮定およびインプットには、無リスク金利およびベンチマーク金利、株価、外国為替レート、指数価格、ヒストリカルまたはインプライド・ボラティリティ、および相関関係などが含まれる。 評価手法の目的は、報告日において市場参加者間の秩序ある取引において、当該金融商品を売却する際に受け取る価格、または当該負債を移転する際に支払う価格を反映した公正価値を算定することにある。

当行グループは、金利スワップや通貨スワップなど、観察可能な市場データのみを使用し、経営陣による判断や見積りをほとんど必要としない、一般的かつ単純な金融商品の公正価値を算定するために、広く認められている評価モデルを採用している。 上場負債証券および株式、取引所取引デリバティブ、ならびに金利スワップのような単純な店頭デリバティブについては通常、市場で観察可能な価格やモデル・インプットが入手可能である。観察可能な市場価格やモデル・インプットが入手可能であることは、経営陣による判断や見積りの必要性を低減し、公正価値の算定に伴う不確実性も低減する。観察可能な市場価格やインプットの入手可能性は、商品や市場によって異なり、金融市場における特定の事象や一般的な状況に基づいて変動する傾向がある。

より複雑な金融商品については、当行グループは評価モデルを採用しており、これらは通常、一般に認められた評価手法に基づいて開発されている。これらのモデルに用いる重要なインプットの一部または全部は、市場で観察できない場合があり、市場価格や金利から導出されるか、あるいは仮定に基づいて推定される。重要な観察不能なインプットを用いる評価モデルでは、公正価値の算定において、より高度な経営陣の判断および見積りが必要となる。通常、使用する適切な評価モデルの選定、評価対象となる金融商品の将来キャッシュ・フローの見込み額の算定、取引相手のデフォルト確率および期限前償還確率の算定、ならびに適切な割引率の選定には、経営陣の判断および見積りが必要となる。

当行グループは、公正価値の測定に関して確立された管理体制を有している。この体制には、フロントオフィス経営陣から独立した管理部門で構成される評価管理機能、すなわち「金融商品評価グループ（Instruments Valuation Group：IVG）」が含まれる。価格検証の手続も確立されている。使用する価格算定モデルはすべて、厳格な検証および承認プロセスの対象となる。

## 31. 金融商品の公正価値（続き）

### (a) 公正価値で計上する金融商品（続き）

以下の表は、報告期間末時点で公正価値で測定する金融商品を、公正価値の取扱いにより分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである。

| | 2026年6月30日現在 | | | | 2025年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **継続的な公正価値測定** | | | | | | | | |
| **資産** | | | | | | | | |
| 貿易手形-FVOCIで測定 | - | 212 | - | 212 | - | 11 | - | 11 |
| トレーディング資産 | 777 | 864 | - | 1,641 | 239 | 343 | - | 582 |
| デリバティブ資産 | - | 4,051 | - | 4,051 | - | 3,111 | - | 3,111 |
| 強制的にFVTPLで測定する貸付金 | - | 181 | - | 181 | - | 112 | - | 112 |
| 投資有価証券 | | | | | | | | |
| - 強制的に以下で測定するもの | | | | | | | | |
| FVTPL | - | 1,009 | 458 | 1,467 | - | 1,303 | 514 | 1,817 |
| - FVOCIで測定するもの | 43,501 | 128,353 | 764 | 172,618 | 32,641 | 129,864 | 885 | 163,390 |
| | 44,278 | 134,670 | 1,222 | 180,170 | 32,880 | 134,744 | 1,399 | 169,023 |
| **負債** | | | | | | | | |
| トレーディング負債 | 500 | 117 | - | 617 | - | - | - | - |
| デリバティブ負債 | - | 3,364 | - | 3,364 | - | 2,854 | - | 2,854 |
| | 500 | 3,481 | - | 3,981 | - | 2,854 | - | 2,854 |

2026年6月30日および2025年12月31日に終了した各期間／各事業年度に終了した各事業年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間で金融商品の重要な振替は発生しなかった。当行グループの方針では、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替は、それが発生した報告期間末時点で認識することとしている。

**31. 金融商品の公正価値**（続き）

**(a) 公正価値で計上する金融商品**（続き）

レベル 3 の評価における重要な観察不能なインプットに関する情報

| | 評価手法 | 重要な観察不能なインプット | 範囲 |
|---|---|---|---|
| 非上場の持分証券および投資ファンド | 純資産価値 | N/A | N/A |
| | 割引キャッシュ・フロー・モデル | 割引率 | 2026 年 6 月 30 日現在: 9.6%<br>(2025 年 12 月 31 日現在: 8.1%) |
| | | 非流動性ディスカウント | 2026 年 6 月 30 日現在: 20%<br>(2025 年 12 月 31 日現在:20%) |
| | 市場比較法 | 収益倍率 | 2026 年 6 月 30 日現在: 7.41 - 28.22<br>(2025 年 12 月 31 日現在:7.51 - 35.50) |
| | | EV/EBIT | 2026 年 6 月 30 日現在: 13.96 - 23.24<br>(2025 年 12 月 31 日現在:16.60 - 23.24) |
| | | 非流動性ディスカウント | 2026 年 6 月 30 日現在: 40%<br>(2025 年 12 月 31 日現在:40%) |

強制的に FVTPL または FVOCI で測定する非上場の資本性金融商品の公正価値は、被投資先の財政状態および業績の分析に基づき、あるいは比較可能な上場企業の倍率を参考に、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積られている。この際、当該金融商品が活発に取引されていない事実を反映するため、市場性割引（Marketability discount）が調整として適用される。比率の上昇、あるいは被投資先の財務状況および業績の単独での改善は、公正価値の有利な変動をもたらす一方、割引率の上昇、あるいは市場性割引の単独での拡大は、公正価値の不利な変動をもたらす。非上場の投資ファンドの公正価値は、ファンドの運用者から提供される純資産価値を用いて算定される。

レベル 3 に分類される金融商品の評価は、前述の評価管理フレームワークに従い、IVG によって定期的に見直されている。

**31. 金融商品の公正価値**（続き）

**(a) 公正価値で計上する金融商品**（続き）

(1) 重要な観察不能なインプットを含む金融商品の評価

重要な観察不能なインプットを含む金融商品の認識されている公正価値の変動は、以下のとおりである。

| | 2026年<br>6月30日現在 | | 2025年<br>12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | FVOCIで測定する投資有価証券 | 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | FVOCIで測定する投資有価証券 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **資産** | | | | |
| 1月1日現在 | 514 | 885 | 508 | 999 |
| 増加／購入 | - | - | 1 | - |
| 処分／決済 | (10) | (39) | (10) | - |
| 損益計算書に認識されている公正価値の変動 | (46) | - | 15 | - |
| その他の包括利益に認識されている公正価値の変動 | - | (82) | - | (114) |
| 6月30日/12月31日現在 | 458 | 764 | 514 | 885 |
| 報告期間末時点で保有している資産について、その他の包括利益のFVOCI公正価値準備金に含まれる当期／当事業年度の損失合計 | - | (95) | - | (113) |
| 報告期間末時点で保有している資産について、損益計算書のFVTPLで測定する金融商品の純損益に含まれる当期／当事業年度の（損失）／利益合計 | (46) | - | 13 | - |

**31. 金融商品の公正価値**（続き）

**(a) 公正価値で計上する金融商品**（続き）

(2) 重要な観察不能な仮定から、合理的に想定し得る代替的な仮定への変更による影響

| | 2026年6月30日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 純損益に計上された影響額 | | 資本に直接計上された影響額 | |
| | 有利 | （不利） | 有利 | （不利） |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | |
| 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | 38 | (38) | - | - |
| FVOCIで測定する投資有価証券 | - | - | 64 | (64) |
| | 38 | (38) | 64 | (64) |

| | 2025年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 純損益に計上された影響額 | | 資本に直接計上された影響額 | |
| | 有利 | （不利） | 有利 | （不利） |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 金融資産 | | | | |
| 強制的にFVTPLで測定する投資有価証券 | 43 | (43) | - | - |
| FVOCIで測定する投資有価証券 | - | - | 74 | (74) |
| | 43 | (43) | 74 | (74) |

金融商品の公正価値は、状況によっては、当該金融商品に関する観察可能な現在の市場取引価格による裏付けがなく、かつ観察可能な市場データに基づかない仮定を組み込んだ評価モデルを用いて測定されることがある。上記の表は、合理的に想定し得る代替的な仮定において、プラスまたはマイナス10%の一律の変動が生じた場合に、公正価値がどのように変動するかを示している。

**(b) 公正価値以外で計上している金融商品の公正価値**

以下に示されている金融商品の公正価値を算定するにあたり、以下の方法および重要な仮定が適用されている。

(i) 特定の満期のない当座預金および普通預金の公正価値は、報告期間末時点における要求払いの支払額と推定される。

(ii) 変動金利の金融商品の公正価値は、その帳簿価額に近似すると推定されるため、貸付金および非上場の負債証券の場合、信用リスクの影響は帳簿価額および公正価値の両方から減損引当金を控除することで別途認識されるため、その信用の質の変化は反映されない。

(iii) 償却原価で計上する固定金利の貸付金および住宅ローンの公正価値は、貸付実行時の市場金利と、類似の貸付金に対する現在の市場金利とを比較することにより見積られる。ポートフォリオ内の貸付金の信用の質の変動は、総額による公正価値の算定には考慮されない。これは、信用リスクの影響が、帳簿価額および公正価値の両方から減損損失額および引当金を控除することにより、別途認識されるためである。

(iv) 発行済みの金融保証の公正価値は、入手可能な場合には、類似のサービスに対する独立企業間取引で課される手数料を基準として決定される。あるいは、そのような情報の信頼できる見積りが可能な場合には、保証が提供された際に貸手が実際に課した利率と、保証が提供されていなかった場合に貸手が課していたと推定される利率とを比較し、金利差を基準として見積られる。

2026年6月30日および2025年12月31日現在、当行グループの取得原価または償却原価で計上する金融商品の帳簿価額は、その公正価値と実質的に差異がない。

## 32. 信用リスク

当行グループのステージ別配分と香港金融管理局（HKMA）の5段階資産分類との対応関係は以下の通りである。

| **香港金融管理局（HKMA）の5段階資産分類** | | **ステージの配分** |
|---|---|---|
| 正常 | 一般（すなわち、当行の「信用リスクの著しい増大」という基準に該当しないもの） | 1 |
| | 当行の「信用リスクの著しい増大」の基準を満たす | 2 |
| 要注意 | | 2 |
| 回収懸念 | | 3 |
| 破綻懸念 | | |
| 破綻 | | |

1. 当該エクスポージャーの内部格付または外部格付が、エクスポージャー発生時の格付と比較して著しく低下している場合

2. 当該エクスポージャーが「要注意」に分類されていること

3. 当該エクスポージャーの格付が、世界的に通用する「投資適格（Investment Grade）」の定義に相当する「低信用リスク閾値」を下回った場合

4. 当該エクスポージャーの信用リスクが、組成または取得以降に著しく増大したことを示すその他の事象や兆候。

## 32. 信用リスク（続き）

### (a) 信用の質の分析

*貸付金の信用の質*

以下の表は、顧客に対する貸付金の信用の質に関する情報を示している。特に明記されていない限り、表中の金額は総額による帳簿価額を表している。

| | 2026年6月30日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL信用減損していないもの | | 全期間のECL信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する顧客に対する貸付金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 504,148 | 1,270 | 17,649 | 39 | - | - | 521,797 | 1,309 |
| - グレード16～17：要注意 | - | - | 13,074 | 70 | - | - | 13,074 | 70 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | - | - | 3,742 | 83 | 3,742 | 83 |
| - グレード19：実質破綻 | - | - | - | - | 8,462 | 581 | 8,462 | 581 |
| - グレード20：破綻 | - | - | - | - | 2,496 | 247 | 2,496 | 247 |
| 総額による帳簿価額 | 504,148 | 1,270 | 30,723 | 109 | 14,700 | 911 | 549,571 | 2,290 |
| 減損引当金 | (629) | (2) | (876) | (5) | (5,801) | (519) | (7,306) | (526) |
| 帳簿価額 | 503,519 | 1,268 | 29,847 | 104 | 8,899 | 392 | 542,265 | 1,764 |
| 顧客に対する貸付金のうち、減損しているものに対する担保として保有しているものの市場価値 | | | | | 8,320 | | | |

| | 2025年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL信用減損していないもの | | 全期間のECL信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する顧客に対する貸付金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 505,758 | 1,380 | 14,493 | 48 | - | - | 520,251 | 1,428 |
| - グレード16～17：要注意 | - | - | 14,235 | 68 | - | - | 14,235 | 68 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | - | - | 5,256 | 71 | 5,256 | 71 |
| - グレード19：実質破綻 | - | - | - | - | 6,867 | 460 | 6,867 | 460 |
| - グレード20：破綻 | - | - | - | - | 2,558 | 214 | 2,558 | 214 |
| 総額による帳簿価額 | 505,758 | 1,380 | 28,728 | 116 | 14,681 | 745 | 549,167 | 2,241 |
| 減損引当金 | (666) | (2) | (801) | (2) | (4,577) | (383) | (6,044) | (387) |
| 帳簿価額 | 505,092 | 1,378 | 27,927 | 114 | 10,104 | 362 | 543,123 | 1,854 |
| 顧客に対する貸付金のうち、減損しているものに対する担保として保有しているものの市場価値 | | | | | 8,611 | | | |

## 32. 信用リスク（続き）

### (a) 信用の質の分析（続き）

*貸付金の信用の質（続き）*

以下の表は、強制的に FVTPL（純損益を通じて公正価値で測定する区分）で測定する顧客に対する貸付金に関する信用の質の分析を示している。

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| **強制的にFVTPLで測定する顧客に対する貸付金** | | |
| グレード 20：破綻 | 181 | 112 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 181 | 112 |

担保には、公正市場価値を有し、容易に市場で換金可能な有形担保が含まれている。これには、現金預金、株式および負債証券、不動産に対する抵当権、ならびに工場や設備などのその他の固定資産に対する担保権が含まれる（が、これらに限定されない）。担保の価値が顧客に対する貸付金の総額を上回る場合、貸付金の総額に相当する金額までの担保のみが含まれる。

*貸付金以外の金融資産の信用の質*

以下の表は、償却原価および FVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分）で測定する、顧客に対する貸付金以外の金融資産に関する信用の質の分析を示している。特に明記されていない限り、金融資産について、表中の金額は総額による帳簿価額または公正価値を表している。貸付コミットメントおよび金融保証契約については、表中の金額は、それぞれコミットメント額または保証額を表している。

| | 2026 年 6 月 30 日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間の ECL 信用減損していないもの | | 全期間の ECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード 1～15：正常 | 1,381 | 1 | - | - | - | - | 1,381 | 1 |
| 総額による帳簿価額合計 | 1,381 | 1 | - | - | - | - | 1,381 | 1 |
| 減損引当金 | (2) | - | - | - | - | - | (2) | - |
| 帳簿価額 | 1,379 | 1 | - | - | - | - | 1,379 | 1 |

| | 2025 年 12 月 31 日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12 ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間の ECL 信用減損していないもの | | 全期間の ECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード 1～15：正常 | 3,436 | 1 | - | - | - | - | 3,436 | 1 |
| 総額による帳簿価額合計 | 3,436 | 1 | - | - | - | - | 3,436 | 1 |
| 減損引当金 | (3) | - | - | - | - | - | (3) | - |
| 帳簿価額 | 3,433 | 1 | - | - | - | - | 3,433 | 1 |

## 32. 信用リスク（続き）

### (a) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2026年6月30日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL信用減損していないもの | | 全期間のECL信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 212 | - | - | - | - | - | 212 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 212 | - | - | - | - | - | 212 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | 2025年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL信用減損していないもの | | 全期間のECL信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する商業手形** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 11 | - | - | - | - | - | 11 | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 11 | - | - | - | - | - | 11 | - |
| 減損引当金 | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | 2026年6月30日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL信用減損していないもの | | 全期間のECL信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **銀行への預け金および貸出金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 27,869 | 64 | - | - | - | - | 27,869 | 64 |
| 総額による帳簿価額合計 | 27,869 | 64 | - | - | - | - | 27,869 | 64 |
| 減損引当金 | (12) | - | - | - | - | - | (12) | - |
| 帳簿価額 | 27,857 | 64 | - | - | - | - | 27,857 | 64 |

| | 2025年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL信用減損していないもの | | 全期間のECL信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **銀行への預け金および貸出金** | | | | | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 31,651 | 47 | - | - | - | - | 31,651 | 47 |
| 総額による帳簿価額合計 | 31,651 | 47 | - | - | - | - | 31,651 | 47 |
| 減損引当金 | (4) | - | - | - | - | - | (4) | - |
| 帳簿価額 | 31,647 | 47 | - | - | - | - | 31,647 | 47 |

## 32. 信用リスク（続き）

### (a) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2026年6月30日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | 全期間のECL信用減損していないもの | 全期間のECL信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **貸付コミットメント** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 367,229 | 6,927 | - | 374,156 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 1,163 | - | 1,163 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | - | - |
| 合計 | 367,229 | 8,090 | - | 375,319 |
| 減損引当金 | (79) | (10) | - | (89) |
| **金融保証契約** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 20,506 | 390 | - | 20,896 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 60 | - | 60 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | - | - |
| 合計 | 20,506 | 450 | - | 20,956 |
| 減損引当金 | (14) | - | - | (14) |

| | 2025年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | 全期間のECL信用減損していないもの | 全期間のECL信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **貸付コミットメント** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 358,326 | 5,198 | - | 363,524 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 1,266 | - | 1,266 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 1 | 1 |
| 合計 | 358,326 | 6,464 | 1 | 364,791 |
| 減損引当金 | (61) | (6) | - | (67) |
| **金融保証契約** | | | | |
| - グレード1～15：正常 | 18,518 | 220 | - | 18,738 |
| - グレード16～17：要注意 | - | 65 | - | 65 |
| - グレード18：破綻懸念 | - | - | 101 | 101 |
| 合計 | 18,518 | 285 | 101 | 18,904 |
| 減損引当金 | (15) | (1) | (3) | (19) |

## 32. 信用リスク（続き）

### (a) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

トレジャリー取引の信用リスクは、当行グループが企業向けおよび銀行向け融資のリスクを管理するのと同じ方法で管理されており、取引相手先にはリスク格付が適用され、個別の取引相手先限度額が設定されている。

報告期間末時点における、外部信用格付機関（ムーディーズ・レーティングスまたはそれと同等の機関）による指定に基づいて分析された負債証券への投資の信用の質は、以下のとおりである。

| | 2026年6月30日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する負債証券** | | | | | | | | |
| Aaa | - | - | - | - | - | - | - | - |
| Aa1～Aa3 | 32,808 | 308 | - | - | - | - | 32,808 | 308 |
| A1～A3 | 18,349 | 199 | - | - | - | - | 18,349 | 199 |
| Baa1～Baa3 | 4,011 | 45 | - | - | - | - | 4,011 | 45 |
| Baa3未満 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 無格付 | 172 | 4 | - | - | 157 | 7 | 329 | 11 |
| 総額による帳簿価額合計 | 55,340 | 556 | - | - | 157 | 7 | 55,497 | 563 |
| 減損引当金 | (13) | - | - | - | (145) | (7) | (158) | (7) |
| 帳簿価額 | 55,327 | 556 | - | - | 12 | - | 55,339 | 556 |

| | 2025年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **償却原価で測定する負債証券** | | | | | | | | |
| Aaa | - | - | - | - | - | - | - | - |
| Aa1～Aa3 | 30,367 | 292 | - | - | - | - | 30,367 | 292 |
| A1～A3 | 8,786 | 76 | - | - | - | - | 8,786 | 76 |
| Baa1～Baa3 | 2,606 | 12 | - | - | - | - | 2,606 | 12 |
| Baa3未満 | 446 | 3 | 62 | 1 | - | - | 508 | 4 |
| 無格付 | 943 | 6 | - | - | 296 | 14 | 1,239 | 20 |
| 総額による帳簿価額合計 | 43,148 | 389 | 62 | 1 | 296 | 14 | 43,506 | 404 |
| 減損引当金 | (8) | - | - | - | (286) | (14) | (294) | (14) |
| 帳簿価額 | 43,140 | 389 | 62 | 1 | 10 | - | 43,212 | 390 |

## 32. 信用リスク（続き）

### (a) 信用の質の分析（続き）

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

| | 2026年6月30日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する負債証券** | | | | | | | | |
| Aaa | 6,417 | - | - | - | - | - | 6,417 | - |
| Aa1～Aa3 | 42,568 | 141 | - | - | - | - | 42,568 | 141 |
| A1～A3 | 78,377 | 908 | - | - | - | - | 78,377 | 908 |
| Baa1～Baa3 | 42,232 | 496 | - | - | - | - | 42,232 | 496 |
| Baa3未満 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 無格付 | 2,260 | 22 | - | - | - | - | 2,260 | 22 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 171,854 | 1,567 | - | - | - | - | 171,854 | 1,567 |
| 減損引当金を含む場合 | (65) | (1) | - | - | - | - | (65) | (1) |

| | 2025年12月31日現在 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | | 全期間のECL 信用減損していないもの | | 全期間のECL 信用減損しているもの | | 合計 | |
| | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 | 元本 | 未収利息 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **FVOCIで測定する負債証券** | | | | | | | | |
| Aaa | 6,575 | 2 | - | - | - | - | 6,575 | 2 |
| Aa1～Aa3 | 32,067 | 163 | - | - | - | - | 32,067 | 163 |
| A1～A3 | 77,348 | 900 | - | - | - | - | 77,348 | 900 |
| Baa1～Baa3 | 43,526 | 506 | - | - | - | - | 43,526 | 506 |
| Baa3未満 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 無格付 | 2,989 | 45 | - | - | - | - | 2,989 | 45 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 162,505 | 1,616 | - | - | - | - | 162,505 | 1,616 |
| 減損引当金を含む場合 | (73) | (1) | - | - | - | - | (73) | (1) |

**32. 信用リスク**（続き）

**(a) 信用の質の分析（続き）**

*貸付金以外の金融資産の信用の質（続き）*

以下の表は、FVTPL で測定する非トレーディング目的の負債性投資有価証券に関する信用の質の分析を示している。

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| **FVTPLで測定する非トレーディング目的の負債証券** | | |
| Aaa | - | - |
| Aa1～Aa3 | - | - |
| A1～A3 | 194 | 408 |
| Baa1～Baa3 | 110 | 207 |
| Baa3 未満 | 3 | 2 |
| 無格付 | 10 | 23 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 317 | 640 |

以下の表は、トレーディング目的の負債性投資有価証券に関する信用の質の分析を示している。

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| **FVTPLで測定するトレーディング目的の負債証券** | | |
| Aaa | - | - |
| Aa1～Aa3 | 494 | - |
| A1～A3 | 864 | 343 |
| Baa1～Baa3 | - | - |
| Baa3 未満 | - | - |
| 無格付 | - | - |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 1,358 | 343 |

以下の表は、デリバティブ資産取引に起因するエクスポージャーが存在する取引相手先の信用の質を示している。

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| **デリバティブ資産** | | |
| Aa1～Aa3 | 1,241 | 833 |
| A1～A3 | 885 | 489 |
| Baa1～Baa3 | 398 | 418 |
| Baa3未満 | - | - |
| 無格付 | 1,527 | 1,371 |
| 公正価値による帳簿価額合計 | 4,051 | 3,111 |

*現金および銀行預け金*

2026 年 6 月 30 日現在、当行グループの現金および銀行預け金は 42,835 百万香港ドル（2025 年 12 月 31 日現在：53,995 百万香港ドル）であり、そのうち 97%（2025 年 12 月 31 日現在：96%）は、ムーディーズ・レーティングスによる投資適格格付、またはそれと同等の格付を取得している銀行である取引先に対する現金および預金である。

**32. 信用リスク**（続き）

**(b) 減損引当金の調整**

以下の表は、金融商品の種類ごとの減損引当金の期首残高から期末残高への調整表を示している。この調整表は、1月1日から6月30日 / 12月31日までの期間における減損引当金の残高を、取引レベルで比較することにより作成されている。 ECL の各段階間の振替は、年度初めに発生したものとみなされるため、振替後の金額は純額でゼロとなる。ECL のステージ変更に起因する ECL の再測定額は、振替先の ECL のステージに計上される。

| | 2026年6月30日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | 全期間の ECL 信用減損していないもの | 全期間の ECL 信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **顧客に対する貸付金** | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 668 | 803 | 4,960 | 6,431 |
| 12ヶ月の ECL への振替額 | 5 | (5) | - | - |
| 全期間の ECL（信用減損していないもの）への振替 | (8) | 32 | (24) | - |
| 全期間の ECL（信用減損しているもの）への振替 | (1) | (70) | 71 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加融資 | 72 | (5) | 236 | 303 |
| 償却 | - | - | (1,779) | (1,779) |
| モデルの変更 | 11 | 4 | - | 15 |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (116) | 122 | 2,856 | 2,862 |
| 6月30日現在の残高 | 631 | 881 | 6,320 | 7,832 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金 *（注記19(a)）* | 629 | 876 | 5,801 | 7,306 |
| 関連する未収利息 *（注記23）* | 2 | 5 | 519 | 526 |
| | 631 | 881 | 6,320 | 7,832 |

**32. 信用リスク**（続き）

**(b) 減損引当金の調整**（続き）

| | 2025年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | 全期間のECL信用減損していないもの | 全期間のECL信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **顧客に対する貸付金** | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 892 | 261 | 4,298 | 5,451 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 13 | (13) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (17) | 56 | (39) | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | (5) | (103) | 108 | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加融資 | 38 | 236 | 234 | 508 |
| 償却 | - | - | (3,904) | (3,904) |
| モデルの変更 | (190) | (272) | (26) | (488) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (63) | 638 | 4,289 | 4,864 |
| 12月31日現在の残高 | 668 | 803 | 4,960 | 6,431 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する顧客に対する貸付金*（注記19(a)）* | 666 | 801 | 4,577 | 6,044 |
| 関連する未収利息*（注記23）* | 2 | 2 | 383 | 387 |
| | 668 | 803 | 4,960 | 6,431 |

**32. 信用リスク**（続き）

**(b) 減損引当金の調整**（続き）

| | 2026年6月30日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | 全期間のECL信用減損していないもの | 全期間のECL信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **負債証券** | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 82 | - | 300 | 382 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | - | - | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | - | - | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加投資 | 6 | - | - | 6 |
| 償却 | - | - | (149) | (149) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (9) | - | 1 | (8) |
| 6月30日現在の残高 | 79 | - | 152 | 231 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する負債証券 *（注記20）* | 13 | - | 145 | 158 |
| 関連する未収利息 *（注記23）* | - | - | 7 | 7 |
| | 13 | - | 152 | 165 |
| FVOCIで測定する負債証券 | 65 | - | - | 65 |
| 関連する未収利息 | 1 | - | - | 1 |
| | 66 | - | - | 66 |

**32. 信用リスク**（続き）

**(b) 減損引当金の調整**（続き）

| | 2025年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | 全期間のECL信用減損していないもの | 全期間のECL信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **負債証券** | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 85 | 5 | 1,114 | 1,204 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 1 | (1) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | - | - | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、返済および追加投資 | 5 | (4) | (835) | (834) |
| 償却 | - | - | - | - |
| モデルの変更 | (7) | - | - | (7) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (2) | - | 21 | 19 |
| 12月31日現在の残高 | 82 | - | 300 | 382 |
| 内訳： | | | | |
| 償却原価で測定する負債証券 *（注記20）* | 8 | - | 286 | 294 |
| 関連する未収利息 *（注記23）* | - | - | 14 | 14 |
| | 8 | - | 300 | 308 |
| FVOCIで測定する負債証券 | 73 | - | - | 73 |
| 関連する未収利息 | 1 | - | - | 1 |
| | 74 | - | - | 74 |

FVOCIで測定する負債性投資有価証券の減損引当金は、FVOCIで測定する負債性投資有価証券の帳簿価額をその公正価値として調整しているため、財政状態計算書において別個に認識されていない。

**32. 信用リスク**（続き）

**(b) 減損引当金の調整**（続き）

| | 2026年6月30日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | 全期間のECL信用減損していないもの | 全期間のECL信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **その他** | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 99 | 8 | 71 | 178 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 2 | (2) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | - | - | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、および返済 | 44 | 1 | 10 | 55 |
| 償却 | - | - | - | - |
| モデルの変更 | 1 | - | - | 1 |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (17) | 3 | - | (14) |
| 6月30日現在の残高 | 129 | 10 | 81 | 220 |
| 内訳： | | | | |
| FVOCIで測定する貿易手形 | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 償却原価で測定する貿易手形 *（注記17）* | 2 | - | - | 2 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 2 | - | - | 2 |
| 銀行への預け金および貸出金 *（注記16）* | 12 | - | - | 12 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 12 | - | - | 12 |
| 現金および銀行預け金 *（注記15）* | 1 | - | - | 1 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 1 | - | - | 1 |
| 貸付コミットメントおよび金融保証契約 *（注記24）* | 93 | 10 | - | 103 |
| 未収利息以外の債権およびその他の勘定科目 *（注記23）* | 21 | - | 81 | 102 |

**32. 信用リスク**（続き）

**(b) 減損引当金の調整**（続き）

| | 2025年12月31日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 12ヶ月の予想信用損失（ECL） | 全期間のECL信用減損していないもの | 全期間のECL信用減損しているもの | 合計 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| **その他** | | | | |
| 1月1日現在の残高 | 135 | 22 | 61 | 218 |
| 12ヶ月のECLへの振替額 | 8 | (8) | - | - |
| 全期間のECL（信用減損していないもの）への振替 | (1) | 1 | - | - |
| 全期間のECL（信用減損しているもの）への振替 | - | - | - | - |
| 新規に組成または購入した金融資産、認識を中止した資産、および返済 | 1 | (9) | 1 | (7) |
| 償却 | - | - | (1) | (1) |
| モデルの変更 | (11) | (6) | - | (17) |
| 減損引当金の純再測定額（為替調整を含む） | (33) | 8 | 10 | (15) |
| 12月31日現在の残高 | 99 | 8 | 71 | 178 |
| 内訳： | | | | |
| FVOCIで測定する貿易手形 | - | - | - | - |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | - | - | - | - |
| 償却原価で測定する貿易手形*（注記17）* | 3 | - | - | 3 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 3 | - | - | 3 |
| 銀行への預け金および貸出金*（注記16）* | 4 | - | - | 4 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 4 | - | - | 4 |
| 現金および銀行預け金*（注記15）* | 1 | - | - | 1 |
| 関連する未収利息 | - | - | - | - |
| | 1 | - | - | 1 |
| 貸付コミットメントおよび金融保証契約*（注記24）* | 76 | 7 | 3 | 86 |
| 未収利息以外の債権およびその他の勘定科目*（注記23）* | 15 | 1 | 68 | 84 |

FVOCIで測定する商業手形の減損引当金は、FVOCIで測定する商業手形の帳簿価額をその公正価値として調整しているため、財政状態計算書において別個に認識されていない。

## 33. オフバランス・シートのエクスポージャー

### (a) 偶発債務および契約債務

以下は、それぞれ重要な種類の偶発債務および契約債務の契約額、ならびに信用リスク加重額の合計の概要であり、香港金融管理局（HKMA）の自己資本比率報告書の作成要領に基づいて作成されている。

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 偶発債務 | | |
| 信用代替取引 | 6,789 | 5,910 |
| 取引に関連する偶発債務 | 7,418 | 6,964 |
| 貿易金融に関連する偶発債務 | 3,402 | 2,589 |
| | 17,609 | 15,463 |
| コミットメント | | |
| 償還請求権付き資産売却 | 139 | 45 |
| 事前の通知なしに無条件で解約可能なコミットメント | 346,503 | 337,576 |
| 当初満期のあるその他のコミットメント | | |
| - 1年以内 | 2,998 | 2,336 |
| - 1年超 | 34,833 | 34,120 |
| | 384,473 | 374,077 |
| 合計 | 402,082 | 389,540 |
| 信用リスク加重額 | 18,339 | 16,650 |

### (b) デリバティブ

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| デリバティブの公正価値 | | |
| 資産 | | |
| 為替 | 2,018 | 1,567 |
| 金利 | 1,460 | 1,251 |
| 株式 | 573 | 293 |
| | 4,051 | 3,111 |
| 負債 | | |
| 為替 | 1,691 | 1,867 |
| 金利 | 1,099 | 694 |
| 株式 | 574 | 293 |
| | 3,364 | 2,854 |
| デリバティブの想定元本 | | |
| 為替 | 395,633 | 381,875 |
| 金利 | 287,155 | 286,207 |
| 株式 | 15,350 | 17,060 |
| | 698,138 | 685,142 |

## 33. オフバランス・シートのエクスポージャー（続き）

### (c) 資本コミットメント

6 月 30 日/ 12 月 31 日時点で未決済であり、かつ財務諸表に計上されていない資本コミットメントは、以下のとおりである。

| | 2026 年<br>6 月 30 日現在<br>百万香港ドル | 2025 年<br>12 月 31 日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 承認済みかつ契約済みの支出額 | 398 | 334 |
| 承認済みだが契約未締結の支出額 | 154 | 125 |
| | 552 | 459 |

### (d) 偶発事象

当行グループは、通常の事業活動において、当行グループに対する法的請求を受けている。当行グループは、これらの事案のいずれも重要ではないと考えている。当行グループは、経済的便益を伴う経済的資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合、適宜、引当金を計上している。

## 34. 重要な関連当事者取引

### (a) 主要な経営幹部の報酬

当行グループの主要な経営幹部の報酬（当行の取締役への支払額および最高報酬受給者の一部への支払額を含む）は、以下のとおりである。

| | 2026 年<br>6 月 30 日現在<br>百万香港ドル | 2025 年<br>6 月 30 日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 短期従業員給付 | 105 | 99 |
| 退職後給付 | 5 | 5 |
| 解雇給付 | 3 | - |
| 株式報酬 | 15 | 11 |
| | 128 | 115 |

**(b)** 当行グループは、従業員向けに特定の退職給付制度を設けている。2026 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間、当行グループが当該制度に拠出した総額は 119 百万香港ドルであった（2025 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間：120 百万香港ドル）。

当行グループは、関連会社、重要な影響力を有する株主、主要な経営幹部およびその近親者、ならびに彼らが支配または重要な影響力を行使する企業を含む、当行グループの関連当事者との間で、多数の取引を行っている。これらの取引には、関連当事者からの預金の受入れや、関連当事者への与信枠の提供などが含まれるが、これらに限定されない。預金の受入れおよび与信枠の提供に関連するすべての金利は、同等の地位にある顧客に通常適用される契約条件に基づいている。

## 34. 重要な関連当事者取引（続き）

2026年6月30日に終了した6ヶ月間における当行グループの関連当事者からの利息の受取額および関連当事者への利息の支払額、2026年6月30日時点における関連当事者からの未収金および関連当事者への未払金の残高、ならびに2026年6月30日に終了した6ヶ月間の関連当事者からの未収金および関連当事者への未払金の最大残高は、以下のとおり集計される。

| | 主要な経営幹部 | | 関連会社 | | 重要な影響力を有する株主 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2026年6月30日現在 | 2025年6月30日現在 | 2026年6月30日現在 | 2025年6月30日現在 | 2026年6月30日現在 | 2025年6月30日現在 |
| | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| 受取利息 | 4 | 4 | 15 | 20 | - | 4 |
| 支払利息 | 35 | 38 | 1 | 2 | - | - |
| 未収金 | 281 | 665 | 585 | 673 | - | - |
| 未払金 | 1,923 | 2,340 | 77 | 170 | - | - |
| 未収金の最大額 | 354 | 738 | 864 | 1,166 | - | 1,393 |
| 未払金の最大額 | 3,008 | 4,409 | 237 | 447 | - | 73 |
| 与信枠 | 1,093 | 768 | 2,490 | 2,319 | - | 298 |

## 35. 連結の基礎

特に記載がない限り、本中間財務諸表に含まれるすべての財務情報は、会計上の目的における連結基準に従って作成されている。

当行グループの自己資本比率、レバレッジ比率および流動性ポジションは、規制上の目的における連結基準に従って算出されている。会計上の連結基準と規制上の連結基準の主な相違点は、前者が当行およびそのすべての子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャーを含むのに対し、後者は当行および主に銀行業務または銀行業務に付随するその他の活動を行う当行グループの子会社の一部のみを含むという点にある。

報告日現在の財務報告上の連結対象子会社の一覧：

| | 会社名 | 事業内容 | 総資産 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 百万香港ドル | 百万香港ドル |
| | アンプル・デライト・リミテッド | 投資持株会社 | 280 | 280 |
| * | オーラ・ゲイン・ホールディングス・リミテッド | 投資持株会社 | 18 | 18 |
| * | 東亜銀行（信託） | 信託業務 | 308 | 263 |
| | BEAコンソーシアム、GSインベスターズL.P. | プライベート・エクイティ・ファンドへの投資を目的とするリミテッド・パートナーとしての業務 | - | - |
| * | BEAグローバル・サービシズ・センター（広東）カンパニー・リミテッド | 事務受託サービス | 259 | 194 |
| | BEAインシュアランス・エージェンシー・リミテッド | 保険代理店業務 | - | - |
| | BEAユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド | 資産運用 | 595 | 519 |

**35. 連結の基礎**（続き）

| | 会社名 | 事業内容 | 総資産<br>百万香港ドル | 資本合計<br>百万香港ドル |
|---|---|---|---|---|
| * | ブライト・リッジ・ホールディング・リミテッド | 投資持株会社 | 1,948 | 1,948 |
| * | セントラル・タウン・リミテッド | 不動産投資 | 545 | 483 |
| | センチュリー・エイブル・リミテッド | 投資持株会社 | 69 | 69 |
| | シティビュー・キャピタル・リミテッド | リミテッド・パートナーシップのゼネラル・パートナーおよびリミテッド・パートナーとしての業務 | - | - |
| | コロナ・ライト・リミテッド | 投資持株会社 | 930 | 930 |
| * | クレジット・ゲイン・ファイナンス・カンパニー・リミテッド | 貸金業 | 674 | 673 |
| | クリスタル・グリーミング・リミテッド | 投資持株会社 | 930 | 930 |
| | ドラゴン・ジェイド・ホールディングス・カンパニー・リミテッド | 投資持株会社 | 1,128 | 1,128 |
| | EA セキュリティーズ・リミテッド | 投資持株会社 | - | (62) |
| * | イースト・アジア・ファシリティ・マネジメント・リミテッド | ファシリティ・マネジメント | 2 | 2 |
| | イースト・アジア・ファイナンシャル・サービス（BVI）リミテッド | 投資持株会社 | - | - |
| | イースト・アジア・フューチャーズ・リミテッド | 先物・オプション取引 | 58 | 58 |
| * | イースト・アジア・ホールディング・カンパニー・インク | 投資持株会社 | 633 | 615 |
| | イースト・アジア・インドネシア・ホールディングス・リミテッド | 清算中 | 1 | 1 |
| | イースト・アジア・インターナショナル・トラスティーズ・ホールディングス（BVI）リミテッド | 投資持株会社 | 10 | 10 |
| | イースト・アジア・インターナショナル・トラスティーズ・リミテッド | 受託業務 | 27 | 23 |
| * | イースト・アジア・プロパティーズ（US）インク | 不動産保有 | 14 | 12 |
| | イースト・アジア・プロパティーズ・ホールディング・カンパニー・リミテッド | 投資持株会社 | - | (22) |

**35. 連結の基礎**（続き）

| | 会社名 | 事業内容 | 総資産<br>百万香港ドル | 資本合計<br>百万香港ドル |
|---|---|---|---|---|
| | イースト・アジア・プロパティ・エージェンシー・カンパニー・リミテッド | 不動産仲介業 | 9 | 8 |
| | イースト・アジア前海ホールディングス・カンパニー・リミテッド | 投資持株会社 | 211 | 211 |
| | イースト・アジア前海セキュリティーズ（香港）カンパニー・リミテッド | 休眠 | - | - |
| | イースト・アジア・セクレタリーズ・リミテッド | 秘書業務 | - | - |
| | イースト・アジア・セキュリティーズ・カンパニー・リミテッド | 証券仲介業 | 1,652 | 1,178 |
| * | イースト・アジア・サービシズ（ホールディングス）リミテッド | 持株会社 | 25 | 25 |
| | ゴールデン・エンパイア・インターナショナル・インク | 投資持株会社 | - | - |
| | リーダー・ワン・リミテッド | 投資持株会社 | 2 | 1 |
| | レジェンド・ゲイン・ホールディングス・リミテッド | 事業未開始 | - | - |
| * | マンチェスター・プロパティ・ホールディングス・リミテッド | 不動産保有 | 24 | 11 |
| | クアンタム香港ホールディングス・カンパニー・リミテッド | 投資持株会社 | 48 | 47 |
| | クアンチュア・ゲイン・リミテッド | 投資持株会社 | - | - |
| | レッド・フェニックス・リミテッド | 自動車のリース | 5 | 5 |
| * | シャフツベリー・プロパティ・ホールディングス・リミテッド | 投資持株会社 | 63 | 63 |
| | シャフツベリー・プロパティ・インベストメンツ・リミテッド | 投資持株会社 | 43 | 43 |
| | 上海・リンシー・ビジネス・コンサルティング・カンパニー・リミテッド | ビジネス情報コンサルティングおよび企業経営コンサルティング | 208 | 208 |
| | シルバー・リバー・インターナショナル・リミテッド | リミテッド・パートナーシップのゼネラル・パートナーおよびリミテッド・パートナーとしての業務 | - | - |
| | スカイレイ・ホールディングス・リミテッド | 投資持株会社 | 450 | 450 |

**35. 連結の基礎**（続き）

| | 会社名 | 事業内容 | 総資産<br>百万香港ドル | 資本合計<br>百万香港ドル |
|---|---|---|---|---|
| | スピードフル・リミテッド | 投資持株会社 | 450 | 450 |
| * | サンライズ・レジェンド・リミテッド | 不動産投資 | 864 | 864 |
| * | サンウェイ・ゲイン・ホールディングス・リミテッド | 投資持株会社 | 176 | 176 |
| */# | 東亜銀行（中国） | 銀行および関連金融サービス | 263,136 | 25,804 |
| | ザ・バンク・オブ・イースト・アジア（ノミニーズ）リミテッド | カストディ業務 | - | - |
| | ザ・バンク・オブ・イースト・アジア（ノミニーズ）プライベート・リミテッド | 受託業務、フィデューシャリー業務およびカストディ業務 | - | - |
| * | EA（北京）ビジネス・マネジメント・カンパニー・リミテッド | 不動産保有 | 182 | 174 |
| * | ガオペン（上海）リアルエステート・ディベロップメント・カンパニー・リミテッド | 不動産保有 | 2,055 | 1,606 |
| | ジュンシー（深圳）インベストメント・カンパニー・リミテッド | 事業未開始 | - | - |
| * | 上海・ガオペン・プロパティ・マネジメント・カンパニー・リミテッド | 不動産管理 | 1 | 1 |
| * | サンライズ・アジア・ビジネス・マネジメント（深圳）カンパニー・リミテッド | 不動産リース | 113 | 21 |
| * | ジェウェイ（深圳）ビジネス・マネジメント・カンパニー・リミテッド | 不動産保有 | 18 | 17 |

* *銀行（資本）規則で定義される「関連金融活動」に従事し、規制報告の目的で連結対象に含まれる子会社*

\# *銀行（流動性）規則で定義され、規制報告の目的で連結対象に含まれる「関連事業体」*

**36. 準拠の表明**

本中間財務諸表は、上場規則の適用される開示規定に従い、また香港公認会計士協会（HKICPA）が公表したHKAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。本財務諸表は、2026年8月20日に公表することが承認されている。

本中間財務諸表には、要約連結財務諸表および選定された注記が含まれている。注記には、2025年の年次財務諸表以降における当行グループの財政状態および経営成績の変動を理解する上で重要な事象および取引に関する説明が含まれている。要約連結中間財務諸表およびその注記には、HKFRS会計基準に従って作成された完全な一連の財務諸表に必要なすべての情報が含まれているわけではない。

銀行開示報告書（補足財務情報の注記Eを参照）は、中間財務諸表における開示事項と併せて、香港金融管理局（HKMA）が公表した「銀行（開示）規則」および「金融機関（処理制度）（損失吸収力要件－銀行部門）規則」第6部で要求されているすべての開示事項を含んでいる。

**補足財務情報（未監査）**

**A. 自己資本比率**

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 自己資本 | | |
| - 普通株式Tier 1資本 | 92,166 | 89,632 |
| - その他Tier 1資本 | - | - |
| - Tier 1資本 | 92,166 | 89,632 |
| - Tier 2資本 | 12,373 | 12,339 |
| - 資本合計 | 104,539 | 101,971 |
| リスク種別ごとのリスク加重資産 | | |
| - 信用リスク | 335,312 | 329,455 |
| - 市場リスク | 8,704 | 8,520 |
| - オペレーショナル・リスク | 26,430 | 26,808 |
| | 370,446 | 364,783 |
| 控除額 | (2,389) | (2,598) |
| | 368,057 | 362,185 |

| | 2026年<br>6月30日現在<br>% | 2025年<br>12月31日現在<br>% |
|---|---|---|
| 普通株式Tier 1資本比率 | 25.0 | 24.7 |
| Tier 1資本比率 | 25.0 | 24.7 |
| 自己資本比率合計 | 28.4 | 28.2 |

自己資本規制比率は、2025年1月1日に香港で施行された「バーゼルIII最終改革パッケージ」に基づいて算出されている。

自己資本比率は、HKMAが発行した「銀行業（資本）規則」（以下「資本規則」）に従って算定されている。資本規則に従い、当行は、信用リスクのリスク加重資産の算定には基礎的内部格付手法を採用し、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの算定には標準的手法を採用している。信用評価調整（CVA）については、当行はCVA資本費の算定に簡便的基本CVA手法を採用している。

規制上の連結の基礎は、会計上の連結の基礎とは異なる。規制上の目的で連結対象に含まれる子会社は、「資本規則」第3C章に基づきHKMAが発出した通知に規定されている。規制上の目的で連結対象に含まれない子会社は、非金融会社、ならびに他の金融規制当局によっての認可および監督を受ける証券会社および保険会社である。これらの証券会社および保険会社は、事業活動を支えるために十分な資本の維持を求める監督上の取決めの対象となっており、当該取決めは「資本規則」および「銀行条例」に基づき認可金融機関に適用されるのと同等のものである。当行が保有するこれらの子会社の株式は、「資本規則」第3部に準拠して定められた閾値の適用を受け、当行の普通株式Tier 1資本から控除される。

規制上の目的で連結対象となっている子会社は、本中間財務諸表の注記35に記載されている。

当行グループは、資本が現地の規則によって規制されている多くの国や地域で子会社を運営しており、当行グループのメンバー間における規制資本および資金の移転に制限が課される場合がある。

「銀行業（開示）規則」および「金融機関（破綻処理）（損失吸収能力要件－銀行セクター）規則」第6部の遵守を目的として、当行グループは当行のウェブサイトに専用セクションを設けている。当行グループの規制資本およびその他の開示に関する追加情報は、当行のウェブサイト（www.hkbea.com）のトップページにある「Regulatory Disclosures（規制開示情報）」リンクまたはwww.hkbea.com/regulatory_disclosuresから閲覧可能である。

## B. レバレッジ比率

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| Tier 1資本 | 92,166 | 89,632 |
| エクスポージャー測定値 | 969,345 | 948,592 |

| | 2026年<br>6月30日現在<br>% | 2025年<br>12月31日現在<br>% |
|---|---|---|
| レバレッジ比率 | 9.5 | 9.4 |

レバレッジ比率は、「資本規則」第3C条に基づき、HKMAが発出した通知で規定されているのと同一の連結基準で算定されている。関連する開示情報は、当行のウェブサイト（www.hkbea.com）のホームページにある「Regulatory Disclosures（規制開示情報）」リンク、または以下の直接リンクを参照のこと。
www.hkbea.com/regulatory_disclosures

## C. 流動性ポジション

### 流動性カバレッジ比率

| | | 2026年<br>6月30日現在<br>% | 2025年<br>12月31日現在<br>% |
|---|---|---|---|
| 平均流動性カバレッジ比率 | - 第1四半期 | 167.7 | 190.3 |
| | - 第2四半期 | 167.9 | 176.5 |
| | - 第3四半期 | N/A | 169.7 |
| | - 第4四半期 | N/A | 182.8 |

流動性カバレッジ比率は、「銀行業（流動性）規則」に従って算定されている。規制開示に関する情報は、当行のウェブサイト（www.hkbea.com）のホームページにある「Regulatory Disclosures（規制開示情報）」リンク、または以下の直接リンクを参照のこと。
www.hkbea.com/regulatory_disclosures

当行は、香港ドル建ての純現金流出総額の20%以上となる香港ドル建てレベル1資産を保有していた。各連結レベルにおいて、当行のLCRに著しい通貨ミスマッチは存在しない。

### 安定調達比率（NSFR）

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 利用可能な安定調達の総額 | 627,006 | 628,821 |
| 所要安定調達の総額 | 501,457 | 499,062 |

| | 2026年<br>6月30日現在<br>% | 2025年<br>12月31日現在<br>% |
|---|---|---|
| 安定調達比率 | 125.0 | 126.0 |

安定調達比率は、「銀行業（流動性）規則」に従って算定されている。規制開示に関する情報は、当行のウェブサイト（www.hkbea.com）のホームページにある「Regulatory Disclosures（規制開示情報）」リンク、または以下の直接リンクを参照のこと。
www.hkbea.com/regulatory_disclosures

## D. 延滞資産、条件緩和資産および再取得資産

### (a) 顧客に対する延滞貸付金および条件緩和貸付金

| | 2026年<br>6月30日現在 | | 2025年<br>12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 百万香港ドル | 顧客に対する貸付金総額に占める割合 | 百万香港ドル | 顧客に対する貸付金総額に占める割合 |
| 顧客に対する延滞貸付金 | | | | |
| - 3ヶ月超6ヶ月以内 | 1,323 | 0.3 | 2,012 | 0.4 |
| - 6ヶ月超1年以内 | 4,070 | 0.7 | 1,386 | 0.2 |
| - 1年超 | 5,116 | 0.9 | 4,828 | 0.9 |
| | 10,509 | 1.9 | 8,226 | 1.5 |
| 顧客に対する条件緩和貸付金 | 734 | 0.1 | 654 | 0.1 |
| 延滞貸付金および条件緩和貸付金の合計 | 11,243 | 2.0 | 8,880 | 1.6 |
| そのうち | | | | |
| 延滞貸付金の担保付部分 | 6,218 | 1.1 | 5,134 | 0.9 |
| 延滞貸付金の無担保部分 | 4,291 | 0.8 | 3,092 | 0.6 |
| 延滞貸付金の担保付部分に係る担保の時価 | 9,855 | | 8,901 | |
| 3ヶ月以上延滞している貸付金に対する個別引当金 | 4,150 | | 2,934 | |

特定の返済期日がある貸付金は、元本または利息の支払期日が到来し、期末時点で未払いの場合に延滞として分類される。定期的な分割払いで返済される貸付金は、分割払いの支払期日が到来し、期末時点で未払いの場合に延滞として扱われる。要求払貸付金は、借り手に対して返済の要求通知が送達されたにもかかわらず、当該要求通知に従って返済が行われていない場合、および（または）貸付金が借り手に通知された承認限度額を超過した状態が当該延滞期間を超えて継続している場合に延滞に分類される。

適格担保とみなされる資産は、一般的に以下の要件を満たす必要がある。

(a) 資産の市場価値が容易に算定可能であるか、または合理的に算定し検証することが可能である。

(b) 資産に市場性があり、その処分に利用できる二次市場が容易に存在する。

(c) 当行が資産を再取得する権利が法的に執行可能であり、何らの障害もない。

(d) 当行は必要に応じて当該資産に対する支配権を確保することができる。

「適格担保」の主な2つの種類は以下のとおりである。

(i) 「適格金融担保」は、主に現金預金および株式で構成される。

(ii) 「適格有形担保」は、主に土地・建物、車両および設備で構成される。

当行の顧客が財務上の困難に直面し、貸付金の返済ができなくなった場合、通常、当行は異なる状況に応じて債権回収のために以下の措置を講じる。

(a) 債務の返済条件の見直し／再編

(b) 担保権の行使

(c) 法的措置

(d) 債権回収業者を通じた回収

**D. 延滞資産、条件緩和債権および再取得資産**（続き）

**(b) 銀行に対する延滞貸出金および条件緩和貸出金**

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 銀行に対する延滞貸出金 | | |
| - 3ヶ月超6ヶ月以内 | - | - |
| - 6ヶ月超1年以内 | - | - |
| - 1年超 | - | - |
| | - | - |
| 銀行に対する条件緩和貸出金 | - | - |
| 延滞貸出金および条件緩和貸出金の合計 | - | - |

**(c) その他の延滞資産および条件緩和資産**

| | 2026年6月30日現在 | | |
|---|---|---|---|
| | 未収利息<br>百万香港ドル | 負債証券<br>百万香港ドル | その他の資産*<br>百万香港ドル |
| その他の延滞資産 | | | |
| - 3ヶ月超6ヶ月以内 | 44 | - | - |
| - 6ヶ月超1年以内 | 249 | - | - |
| - 1年超 | 477 | 157 | - |
| | 770 | 157 | - |
| 条件緩和資産 | 17 | 13 | - |
| その他の延滞および条件緩和資産の合計 | 787 | 170 | - |
| 3ヶ月以上延滞しているその他の資産に対する個別引当金 | 429 | 145 | - |

| | 2025年12月31日現在 | | |
|---|---|---|---|
| | 未収利息<br>百万香港ドル | 負債証券<br>百万香港ドル | その他の資産*<br>百万香港ドル |
| その他の延滞資産 | | | |
| - 3ヶ月超6ヶ月以内 | 63 | - | - |
| - 6ヶ月超1年以内 | 55 | - | - |
| - 1年超 | 431 | 296 | - |
| | 549 | 296 | - |
| 条件緩和資産 | 8 | 25 | - |
| その他の延滞および条件緩和資産の合計 | 557 | 321 | - |
| 3ヶ月以上延滞しているその他の資産に対する個別引当金 | 235 | 286 | - |

* *「その他の資産」とは、手形および債権を指す。*

**D. 延滞資産、条件緩和債権および再取得資産**（続き）

**(d) 再取得資産**

| | 2026年<br>6月30日現在<br>百万香港ドル | 2025年<br>12月31日現在<br>百万香港ドル |
|---|---|---|
| 再取得された土地および建物 *（注）* | 1,931 | 233 |
| 再取得された車両および設備 | 11 | 4 |
| 再取得資産の合計 | 1,942 | 237 |

この金額は2026年6月30日 / 2025年12月31日時点における再取得資産の推定市場価値を表している。

*注:　この残高には、売却契約が締結されているがまだ引渡しが完了していない不動産に関連する34百万香港ドル（2025年12月31日現在：54百万香港ドル）が含まれている。*

**E. 銀行開示報告書**

「銀行業（開示）規則」、「金融機関（破綻処理）（損失吸収能力要件－銀行セクター）規則」第6部の開示要件、およびHKMAが発行した開示テンプレートに従って作成された当期の追加的な開示情報は、当行のウェブサイト（www.hkbea.com）のホームページにある「Regulatory Disclosures（規制開示情報）」リンク、または以下の直接リンクを参照のこと。
www.hkbea.com/regulatory_disclosures

## ２【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「１　財務書類－(1) 2025年12月31日に終了した事業年度－連結財務諸表注記」を参照のこと。

## ３【その他】

(1) 後発事象

該当事項なし。

(2) 訴訟および規制手続

**訴訟**

当行グループは、通常の事業活動において、時折法的手続に巻き込まれることがある。

**チャイナ・メディカル・テクノロジーズ・インク（以下「チャイナ・メディカル・テクノロジーズ」という。）との紛争**

2018年8月および2020年8月、チャイナ・メディカル・テクノロジーズ（米国では清算され、上場廃止となっている。）は、香港高等法院第一審裁判所に対し、それぞれ東亜銀行を相手取って訴訟を提起し、召喚状を送達した。

チャイナ・メディカル・テクノロジーズの主張は、(ⅰ)2006年11月から2009年12月にかけて、東亜銀行（その他を含む。）に開設されたシュプリーム・ウェル・インベストメンツ・リミテッドの銀行口座に対する、実際には存在しなかったとされる技術の取得、またはチャイナ・メディカル・テクノロジーズが著しく過大評価された価格で取得したとされる技術の取得を名目とした資金の支払い、および(ⅱ)2007年3月から2011年6月にかけて、東亜銀行に開設されたその他の口座への支払いに端を発するものである。

チャイナ・メディカル・テクノロジーズは、シュプリーム・ウェル・インベストメンツ・リミテッドおよびその他の関連企業が東亜銀行に開設した口座から、チャイナ・メディカル・テクノロジーズの取締役および／または経営幹部と関係のある者、および／またはその支配下にある者らに対し、180百万米ドルを超える支払いがなされたところ、これは、個人的な利益のために資金を横領することを目的としたものであり、信認義務および／または受託者義務に違反する行為であると主張している。

詳細については、2017年3月6日付で香港証券取引所に提出された東亜銀行の「Legal Proceedings（法的手続）」と題する発表を参照のこと。

本書に別段の記載がない限り、東亜銀行およびその子会社のいずれも、本社債の発行に関連して重要な請求または金額に関する訴訟または仲裁手続に関与しておらず、また東亜銀行は、当行またはその子会社に対して係属中または提起のおそれのあるそのような訴訟または仲裁手続について認識していない。

## ４【本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違】

(1) 連結

香港の会計原則

香港の会計原則では、連結財務諸表には、親会社および親会社が支配する会社（すなわち、ストラクチャード・エンティティを含む子会社。）の財務諸表が含まれている。香港の会計原則では、パワー、リターンの変動性およびパワーとリターンとの関連性の概念に基づいて、すべての事業体の連結の要否を判定するために単一アプローチをとっている。投資者が事業体への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当該事業体を支配しているため連結される。

連結財務諸表は、統一した会計方針を使用して作成される。

日本の会計原則

日本の会計原則に基づく連結会計基準は、子会社および関連会社の連結範囲に対する支配または影響力の概念を要求する。支配または影響力の概念に基づき、親会社またはその連結子会社が、直接的または間接的に、業務に対して支配力を行使できる会社は全部連結され、親会社および／またはその連結子

会社が重要な影響力を行使できる会社は持分法により会計処理される。公正価値で譲渡された資産からの利益を享受するために特別目的事業体（以下「SPE」という。）が発行した証券の保有者のためにSPEが設立され業務が行なわれている場合には、特定のSPEは子会社とはみなされない。

親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されなければならない。ただし、外国子会社等の財務諸表が国際財務報告基準または米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用としての処理、研究開発費の支出時費用処理、ならびに投資不動産の時価評価および有形固定資産の再評価ならびに、公正価値の事後的な変動をその他包括利益に表示する選択をしている資本性金融商品に対する再分類調整等の一定の項目の修正を除き、これを連結決算手続上利用できることと規定されている。

(2) 企業結合およびのれん

香港の会計原則

香港の会計原則では、企業結合は取得法で会計処理されている。のれんは、(i)譲渡対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額および取得企業が以前に保有していた被取得企業の持分の公正価値の合計額と(ii)取得日時点で測定された被取得企業の識別可能な資産および負債純公正価値に対する取得企業の持分との差額を表す。(ii)が(i)を上回る場合、その超過額は、割安取得益として直ちに損益に計上される。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して計上されている。企業結合により生じたのれんについては年に一回、減損テストが実施される。

日本の会計原則

日本の会計原則では、企業結合は原則としてパーチェス法により会計処理される。また、のれんは20年以内の期間にわたり定額法その他の合理的方法により償却され、減損の兆候が認められた場合に減損テストの対象となる。

(3) 非金融資産の減損

香港の会計原則

香港の会計原則では、各報告期間末において報告企業は、資産の減損の兆候について評価する。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額を見積もる。減損損失は、資産の帳簿価額、またはその資産が属する資金生成単位の帳簿価額が回収可能額を上回る場合、損益計算書において減損損失が計上される。回収可能額を決定する際に使用される見積りに好ましい変更があった場合、減損損失は戻入される。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。減損損失の戻入は、過年度に減損損失が認識されていなかった場合に決定されていたであろう当該資産の帳簿価額を限度とする。

日本の会計原則

日本の会計原則では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積将来キャッシュ・フロー（経済的残存使用年数または20年のいずれか短い期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(4) 有形固定資産の認識後の測定

香港の会計原則

香港の会計原則では、企業は、有形固定資産の当初認識後の測定に原価モデルまたは公正価値モデルのいずれかを会計方針として選択し、それを有形固定資産の1つのクラス全体に適用しなければならない。当行グループがオペレーティング・リースに基づき自己使用目的で保有する賃借土地のうち、その公正価値を、リース開始時に当該賃借土地に建つ建物の公正価値から個別に測定することができないものは、ファイナンス・リースに基づき保有されているものとして会計処理される。減価償却は、当該不動産の取得原価または評価額を償却するために、定額法により計算される。所有権のある土地については減価償却を行わない。賃借土地については、リース残存期間にわたって減価償却を行う。

日本の会計原則

再評価モデルは日本基準では認められていない。有形固定資産は、取得原価から減価償却および減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とされる。

(5) 金融資産および金融負債の分類および測定

香港の会計原則

すべての金融商品は当初は公正価値で認識される。金融資産の分類および事後測定は、それらの管理方法（企業の事業モデル）および契約上のキャッシュ・フローの特性により異なる。これらの要因により、償却原価、その他包括利益を通じた公正価値（以下「FVOCI」という。）または損益を通じた公正価値（FVPL）のいずれかにより金融商品が測定されるかが決定される。金融負債は、損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的負債および公正価値オプション）または償却原価で測定する金融負債に分類される。

日本の会計原則

金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類されている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。

- 売買目的有価証券は、時価で測定され、その時価の変動は損益計算書で認識される。
- 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- 子会社株式および関連会社株式は、個別財務諸表において取得原価で計上される。
- その他有価証券は、市場価格のない株式等をのぞき、時価で測定される。時価の変動は、純資産に計上され、売却、減損もしくは回収時に損益計算書に組み替えられる。時価の変動を、時価が取得原価を上回る場合には純資産に計上し、時価が取得原価を下回る場合には損益計算書に計上する代替的な方法も認められている。市場価格のない株式等は取得原価で計上される。

債権は、取得価額または償却原価で測定される。支払手形、買掛金などのデリバティブ負債を除く金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

(6) 金融資産の減損

香港の会計原則

減損に関する規定は償却原価およびFVOCIで測定された金融資産、リース債権、契約資産および貸付コミットメントならびに金融保証契約に適用される。当初認識時、予想信用損失（以下「ECL」という。）で翌12か月間に発生する可能性のある債務不履行事象から生じるもの（12か月ECL）に対する減損引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が要求される。信用リスクが著しく増加した場合、金融商品の予測残存期間にわたり可能性のあるすべての債務不履行事象から生じるECL（残存期間ECL）に対して評価性引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が求められる。

日本の会計原則

日本の会計基準においては、有価証券（満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券）については、時価または実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行う。貸倒引当金の対象となる金融商品は、法的形式が債権であるもの（売掛金、受取手形、貸付金、リース債権等）である。貸倒引当金の算定は、以下(1)～(3)の区分に応じて測定する。

(1) 一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間は、一般には、債権の平均回収期間が妥当とされている。

(2) 貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

・　債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
・　債権の元本および利息に係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当期末まで当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

(3) 破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法

(7) ヘッジ会計

香港の会計原則（HKAS第39号「金融商品：認識および測定」）

一定の条件が満たされた場合は、下記の種類のヘッジ関係に係るヘッジ会計が認められている。

・　公正価値ヘッジ（すなわち、損益計算書において損益として認識されることになる、認識済の資産または負債の公正価値の変動リスクを相殺するためのヘッジ）－ ヘッジ会計上、ヘッジ手段は公正価値で測定され、その公正価値の変動は損益計算書において認識されている。ヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジ対象となるリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動額に応じて調整される。この調整は、ヘッジ手段の損益による影響を相殺するために、損益計算書において認識されている。
・　キャッシュ・フロー・ヘッジ（すなわち、特定のリスクまたは発生の可能性の高い予定取引または確約された将来の取引の外国為替リスクに起因する、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ）－ ヘッジ会計上、デリバティブ金融商品の公正価値への再測定による損益のうち有効部分はその他の包括利益として認識され、資本の部のヘッジ準備金として別途累積される。非有効部分は損益として認識されている。
・　国外事業への純投資のヘッジ － ヘッジ会計上、デリバティブ金融商品の公正価値への再測定による損益のうち有効部分はその他の包括利益として認識され、資本の部のヘッジ準備金として別途累積される。非有効部分は損益として認識されている。

HKFRS第9号が2018年1月1日から適用となったが、ヘッジ会計についてHKAS第39号を継続適用することも認められており、当行グループは当規定を適用している。

日本の会計原則

日本の会計原則では、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（ヘッジ手段の損益を発生時に貸借対照表の「純資産の部」に計上し繰り延べ、その後ヘッジ対象が損益に影響するのと同一の会計期間に損益として再分類する。）を適用する。

ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映される場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象に係る損益およびヘッジ手段に係る損益をいずれも同一の会計期間に損益として認識する。）を適用できる。

(8) 退職後給付

香港の会計原則

確定給付型制度においては、制度負債は、数理計算上の技法に基づき測定され、予測単位積増方式を用いて給付を割り引く。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度の資産が負債を超える場合は（資産上限額テスト実施後の超過額が）資産（超過額）として、不足する場合は負債（不足額）として、それぞれ財政状態計算書に計上されている。当期勤務費用、正味確定給付負債または資産に係る正味利息（財務費用）および過去勤務費用は、損益として認識されている。正味確定給付資産または負債の再測定は、数理計算上の差異、制度資産運用益（利息を除く）および資産上限額による影響（該当する場合、利息を除く）により構成され、その他包括利益に表示される。

日本の会計原則

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

(9) 金融保証

香港の会計原則

香港では、保険契約に分類されない金融保証契約については、当初は公正価値で計上し、その後、金融保証負債は、損益を通じて公正価値で測定する場合またはHKFRS第17号に従って保険契約として処理する場合を除き、「HKFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からHKFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

日本の会計原則

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められておらず、債務保証額について、第三者に対して金融保証を行っている場合、関連する偶発債務および顧客からの対応する債権の両方を貸借対照表に計上する金融機関を除き、財務諸表に注記として開示される。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、引当金を計上する。

(10) 金融資産の認識の中止

香港の会計原則

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅し、または金融資産が譲渡され、かつその譲渡が認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識は中止される。

譲渡においては、報告企業は、資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、または資産のキャッシュ・フローの権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを第三者に支払う契約上の義務を引き受けることのいずれかを要求される。譲渡に際して、会社は、譲渡した資産の所有に係るリスクおよび経済価値がどの程度留保されているかを評価する。実質的にすべてのリスクおよび経済価値が留保されている場合は、その資産は引き続き財政状態計算書で認識される。実質的にすべてのリスクおよび経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。

実質的にすべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない場合は、会社はその資産の支配を引き続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止される。一方、会社が支配を留保している場合、継続的関与を有する範囲において、引き続きその資産を認識する。

日本の会計原則

日本では、「金融商品に係る会計基準」により、金融資産は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、または権利に対する支配が他に移転したときに認識が中止される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a)譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b)譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に享受でき、(c)譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(11)公正価値オプション

香港の会計原則

取消不能のオプションがない場合に生じることになる会計上の不整合を解消または大幅に軽減できるのであれば、取消不能のオプションとして、金融資産または金融負債を当初の認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に指定することができる。

日本の会計原則

金融商品の公正価値オプションは日本の会計原則では認められていない。

(12)金融負債および資本の区分

香港の会計原則

金融商品の発行企業は発行時において、当該金融商品またはその構成部分を、契約の実質ならびに金融資産、金融負債および資本性金融商品（株式等）の定義に従って分類しなければならない。

日本の会計原則

負債および資本の分類に関する包括的な基準は存在しない。負債または資本の分類は法的形態に従っている。

(13)自己信用リスク

香港の会計原則

当行グループでは、損益を通じた公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化による影響額はその他の包括利益に表示され、残りの影響額は損益に表示される。

日本の会計原則

金融負債は借入額または償却原価で測定される。

(14)リース

香港の会計原則

借手に関しては、リース取引を分類せず、基本的に短期リースまたは少額リースを除くすべてのリースは、リース開始時に使用権資産とリース負債として貸借対照表に認識される。その後、使用権資産は、通常リース期間にわたり減価償却される。リース負債については、リース負債の残高に対して、残りの期間を通じて利回りが一定になるような利率を乗じて利息費用が計上され、利息費用との差額は、リース負債の返済として会計処理される。

貸手に関しては、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転しているか否かに基づいてリースをファイナンス・リース、それ以外をオペレーティング・リースに分類する。ファイナンス・リース取引については、原資産の認識が中止され、代わりに債権が認識される。その後は一定率の期間収益が発生するように金融収益が計上される。オペレーティング・リースについてはリース料総額をリース期間にわたり規則的な方法で収益認識される。

日本の会計原則

リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類され、基本的に、資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外はオペレーティング・リース取引とされる。また、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。なお、貸手の会計処理は香港の会計原則と類似している。

日本においては、2024年9月13日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」が公表された。当該基準では、HKFRS第16号と同様に、借手のリース取引をファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類するのではなく、借手のすべてのリース取引について使用権資産およびリース負債が

計上され、使用権資産から減価償却費が、リース負債から利息費用が計上されることになる。当該基準は、2027年4月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

(15)保険

香港の会計原則

保険に関する会計基準は、保険契約の定義に該当する契約に対して適用される。

保険契約に対して保険契約負債が計上される。保険契約負債は、保険契約グループについて現在価値で測定され、履行キャッシュ・フローおよび契約上のサービス・マージン(CSM)で構成される。履行キャッシュ・フローは、将来キャッシュ・フローの最善の見積り、すなわち保険契約からのキャッシュ・フローを割引率を反映して現在価値にしたものを、非金融リスクに関してリスク調整したものである。CSMは、未稼得利益を表す。保険契約負債は毎期更新される。

契約は、適格基準を満たす直接連動有配当保険契約について変動手数料アプローチ（VFA）モデルを用いて測定され、それ以外は一般測定モデル（GMM）を用いて測定される。なお、要件を満たす場合、GMMの簡便法として保険料配分アプローチ（PAA）の採用が可能である。VFAモデルでは、投資実績に対する保険会社の持分および仮定の変更はCSMによって吸収され、時間の経過に伴い損益にリリースされる。GMM(およびPAA)に基づき測定される契約の場合、投資の変動に対する保険会社の持分は発生時に損益に計上される。不利な契約による損失は、直ちに損益計算書に認識される。

初日の損益は認識されず、CSMは、契約グループの予想カバー期間にわたるサービス提供に応じて、規則的に収益に認識される。保険契約から分離されなかった投資要素から生じる収入および支出は、保険収益および保険サービス費用から控除される。

新契約費は、履行キャッシュ・フローの一要素として繰延べられる。

日本の会計原則

保険に関する会計処理は、保険業法およびその関連規則において定められており、保険業法上の免許を受けた保険会社に適用される。

保険会社の保険契約負債として、保険契約準備金が計上される。その内容および計算は保険業法およびその関連規則により詳細に定められている。特定の契約に関して、前提条件は、保険会社全体で統一的な水準を維持する目的で、規制当局によって規定されている。保険契約負債は契約時の計算前提に基づいて積み立てられる。各年度末に再計算されるが、その際計算前提の見直しはされず、代わりに保険会社のアクチュアリーにより保険契約負債の十分性の検討が行われ、必要な場合には追加の負債が認識される。

日本の会計原則では、保険料は収受した時点で損益計算書に認識される。期間損益への補正は保険契約負債の計上を通じて行われる。

投資要素の控除という概念は無く、保険料の調整はされない。

新契約費は、発生時に費用処理され、繰延べられない。

(16)財務諸表における表示および開示

香港の会計原則

香港公認会計士協会（HKICPA）はHKAS第1号に代わる財務諸表における表示および開示に関する新たな基準であるHKFRS第18号を公表した。HKFRS第18号は純損益計算書の更新に重点をおいている。HKFRS第18号では主に、以下に関する新しい概念が導入された。

- 損益計算書に厳密に定義された5つの区分および必須の中間合計を導入することによる、損益計算書の読みやすさおよび比較可能性の向上
- 企業が財務諸表の外で報告している収益および費用に係る特定の業績指標（すなわち、経営者が定義した業績指標）に関する財務諸表における開示
- 基本財務諸表および注記全般に適用される、拡充された集約と分解の原則

本基準は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

日本の会計原則

日本の会計原則では、特定の業種については独自の規定が存在するものの、一般的に損益計算書には以下の項目が含まれる。

- 売上総利益（または売上総損失）
- 営業利益（または営業損失）
- 経常利益（または経常損失）
- 税引前当期純利益（または税引前当期純損失）
- 当期純利益（または当期純損失）

## 第７【外国為替相場の推移】

香港ドルと本邦通貨との間の為替相場は、最近5年間および最近6か月間において、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

## 第８【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

## 第９【提出会社の参考情報】

### １【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

### ２【その他の参考情報】

該当事項なし。

# 第三部【提出会社の保証会社等の情報】

## 第１【保証会社情報】

該当事項なし。

## 第２【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

## 第３【指数等の情報】

該当事項なし。

2026 年 10 月

社債発行届出目論見書
＜第一回訂正事項分＞

BEA東亞銀行

# 東亜銀行
# (The Bank of East Asia, Limited)

## 東亜銀行第１回損失吸収条項付
## 非上位円貨社債 (2026)

## 東亜銀行第２回損失吸収条項付
## 非上位円貨社債 (2026)

## 東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付
## 非上位円貨社債 (2026)

## 東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付
## 非上位円貨社債 (2026)

## 東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付
## 非上位円貨社債 (2026)

― 主 幹 事 会 社 ―

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

１．本社債発行届出目論見書により行う東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）、東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）、東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）、東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）および東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「本社債」と総称します。）の募集につきましては、東亜銀行（以下「発行会社」といいます。）は、金融商品取引法第５条の規定に基づき有価証券届出書を2026年９月８日に、また同法第７条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を2026年10月９日に、それぞれ関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。従って、募集要項その他本社債発行届出目論見書に記載された内容については、今後訂正が行われます。

２．本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受取り、自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

３．発行会社の原文（英語）の年次財務書類は本社債発行届出目論見書には記載されていませんが、有価証券届出書には記載されています。

４．本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算で、もしくはその利益のために募集または売付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションＳに規定される意味を有します。

５.本社債に関する主要なリスクファクターについては、本社債発行届出目論見書の「第一部 証券情報－募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。

６.**香港の投資家へのご案内**：本社債は、香港証券先物条例（第571章）および同条例に基づき制定された規則において定義される「専門投資家」のみが購入することができます。したがって、本社債は、香港のリテール投資家にとって投資対象として適切ではありません。投資家は、関連するリスクを慎重に検討する必要があります。

**留意事項：本社債発行届出目論見書の内容は、香港のいかなる規制当局によっても審査されていません。本社債の募集に関しては、慎重にご判断ください。本社債発行届出目論見書の内容について疑義がある場合には、独立した専門家の助言を受けるべきです。**

## １【社債発行届出目論見書の訂正理由】

社債発行届出目論見書の記載事項のうち、「第一部　証券情報」において、未定となっていたそれぞれの本社債の利率に係る仮条件が決定しましたので、関係事項を訂正し、また、「第二部　企業情報」の「第３－４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載の一部を訂正するものであります。

## ２【訂正事項】


頁

第一部　証券情報 ‥‥‥

# 第一部【証券情報】

## 第１【募集要項】

### １【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年 2.73％～4.73％を仮条件とする。）<br>（注３） |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2029 年 10 月 23 日（注５） |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注６） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注７） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年 3.21％～5.21％を仮条件とする。）<br>（注３） |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2031 年 10 月 23 日（注５） |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注６） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注７） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜共通事項＞

（注１）　本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２）　上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注３）　利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

（注４）　各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注５）　償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注６）　申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

（注７）　払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年 2.34％～4.34％を仮条件とする。）<br>（注３）<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2029 年 10 月 23 日（注５） |
| 任意償還日 | 2028 年 10 月 23 日（注６） | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注７） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注８） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年 2.73％～4.73％を仮条件とする。）<br>（注３）<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2030 年 10 月 23 日（注５） |
| 任意償還日 | 2029 年 10 月 23 日（注６） | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注７） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注８） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50 億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき 100 円 | 利率（％） | （未定）<br>（年 3.21％～5.21％を仮条件とする。）<br>（注３）<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1 頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（ただし、最終の利払いは2032年10月22日に行う。）<br>（注４） | 償還期限 | 2032 年 10 月 22 日（注５） |
| 任意償還日 | 2031 年 10 月 23 日（注６） | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注７） | 払込期日 | 2026 年 10 月 23 日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注８） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜共通事項＞

（注１） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２） 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注３） 当初利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

（注４） 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注５） 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注６） 任意償還日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注７） 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

（注８） 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

（後略）

# 第二部【企業情報】

# 第３【事業の状況】

## ４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 2026 年 6 月 30 日に終了した中間会計期間

（前略）

**BEA ユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド**

（中略）

BEA ユニオンは、変動する市場の動向を見極めつつ、投資家がより高い収益を上げる助けとなるよう、慎重な資産配分および構造的なミスプライシングの特定を重視した。2026年6月30日現在、運用資産およびアドバイザリーは14.5十億米ドルに達した。同社の取組みは業界から高く評価されており、とりわけ権威ある海外ゴールデン・ブル・ファンド・アワードにおいて高く評価されている。

（後略）

2026 年 10 月

社債発行届出目論見書
＜第二回訂正事項分＞

BEA東亞銀行

# 東亜銀行
# (The Bank of East Asia, Limited)

## 東亜銀行第２回損失吸収条項付
## 非上位円貨社債 (2026)

## 東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付
## 非上位円貨社債 (2026)

## 東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付
## 非上位円貨社債 (2026)

(注)東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債(2026)および
東亜銀行第３回期限前償還条項･損失吸収条項付非上位円貨社債(2026)
の募集は取り止めております。

― 主 幹 事 会 社 ―

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

１．本社債発行届出目論見書により行う東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）、東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）および東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「本社債」と総称します。）の募集につきましては、東亜銀行（以下「発行会社」といいます。）は、金融商品取引法第５条の規定に基づき有価証券届出書を2026年９月８日に、また同法第７条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を2026年10月９日、同年10月15日および同年10月16日に、それぞれ関東財務局長に提出しており、2026年10月16日にその届出の効力が生じております。

２．本社債について、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受取り、自らの権利を保全するための一切の行為を、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託の関係を有しません。

３．発行会社の原文（英語）の年次財務書類は本社債発行届出目論見書には記載されていませんが、有価証券届出書には記載されています。

４．本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算で、もしくはその利益のために募集または売付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションＳに規定される意味を有します。

５．本社債に関する主要なリスクファクターについては、本社債発行届出目論見書の「第一部 証券情報ー募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。

６．**香港の投資家へのご案内**：本社債は、香港証券先物条例（第571章）および同条例に基づき制定された規則において定義される「専門投資家」のみが購入することができます。したがって、本社債は、香港のリテール投資家にとって投資対象として適切ではありません。投資家は、関連するリスクを慎重に検討する必要があります。

**留意事項：本社債発行届出目論見書の内容は、香港のいかなる規制当局によっても審査されていません。本社債の募集に関しては、慎重にご判断ください。本社債発行届出目論見書の内容について疑義がある場合には、独立した専門家の助言を受けるべきです。**

## １【社債発行届出目論見書の訂正理由】

社債発行届出目論見書（第一回訂正事項分により訂正済）の記載事項のうち、東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）および東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）の募集を取り止めることとなり、また「第一部　証券情報」において、それぞれの本社債の利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等その他の未定事項が決定しましたので、関係事項を訂正するものであります。

## ２【訂正事項】


頁

第一部　証券情報 ‥‥‥

# 第一部【証券情報】

## 第１【募集要項】

本「第１　募集要項」には、３本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第２回損失吸収条項付非上位円貨社債」または「損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）、東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）および東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債」といい、第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債と総称して「期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞、＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞および＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第２回損失吸収条項付非上位円貨社債、第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債および第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら３本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。なお、「損失吸収条項」については、損失吸収条項付非上位円貨社債について、下記「１　社債（短期社債を除く。）の募集ー償還の方法ー(3)」から同「(6)」まで、期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債について、下記「１　社債（短期社債を除く。）の募集ー償還の方法ー(3)」および同「(5)」から「(7)」までに記載されている内容を参照されたい。「非上位」については、損失吸収条項付非上位円貨社債および期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債について、下記「１　社債（短期社債を除く。）の募集ー本社債の地位ー(1)」および同「(2)」に記載されている内容を参照されたい。「期限前償還条項」については、期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債について、下記「１　社債（短期社債を除く。）の募集ー償還の方法ー(4)」に記載されている内容を参照されたい。

東亜銀行（以下「発行会社」という。）は、本書に記載のとおり３本の社債を起債する。

（注）以下、東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第１回損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）および東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（以下「第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債」という。）に関する情報をすべて削除しております。

## １【社債（短期社債を除く。）の募集】

（注）第１回損失吸収条項付非上位円貨社債に関する情報を削除しております。

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 35億円 |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 35億円 |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | 年4.10％ |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日 | 償還期限 | 2031年10月23日 |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日 | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

（注）　本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 84億円 |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 84億円 |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | 年3.30％<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法ー(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法ー(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法ー(3)」に定義する。）に年率 1.40％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日 | 償還期限 | 2029年10月23日 |
| 任意償還日 | 2028年10月23日 | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日 | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 31億円 |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 31億円 |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | 年3.66％<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法ー(3)」に従って、ブルームバーグ GDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法ー(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法ー(3)」に定義する。）に年率 1.60％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日 | 償還期限 | 2030年10月23日 |
| 任意償還日 | 2029年10月23日 | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日 | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

（注）第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債に関する情報を削除しております。

＜共通事項＞

（注）　本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（中略）

**引受人**

（注）第１回損失吸収条項付非上位円貨社債に関する情報を削除しております。

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 3,500 |
| 合　計 | | 3,500 |

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 8,400 |
| 合　計 | | 8,400 |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 3,100 |
| 合　計 | | 3,100 |

（注）第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債に関する情報を削除しております。

＜共通事項＞

元引受けの条件

本社債の発行総額は、発行会社と主幹事会社との間で2026年10月16日に調印された元引受契約（以下「元引受契約」という。）に従い主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。主幹事会社に対して支払われる幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、各回号の本社債の関連する総額の0.40％（第２回損失吸収条項付非上位円貨社債の場合）、0.40％（第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債の場合）および0.40％（第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債の場合）に相当する各金額である。

（中略）

**利息支払の方法**

（注）第１回損失吸収条項付非上位円貨社債に関する情報を削除しております。

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

(2)　本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2028年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年3.30％の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a)　2028年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法－(3)－(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b)　本社債には、「利息支払の方法－(3)－(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率1.40％のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０％を下回らないものとする。

（中略）

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

(2)　本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年3.66%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a)　2029年10月24日（その日を含む。）から2030年10月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法－(3)－(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b)　本社債には、「利息支払の方法－(3)－(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率1.60%のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０％を下回らないものとする。

（中略）

（注）第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債に関する情報を削除しております。

**償還の方法**

（注）第１回損失吸収条項付非上位円貨社債に関する情報を削除しております。

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

（注）第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債に関する情報を削除しております。

（中略）

**摘　　要**

（中略）

**２　格付**

信用格付業者から付与された信用格付

本社債に関して、発行会社は、2026年10月16日付で、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第１号）（以下「JCR」という。）からAの格付を取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定のとおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

（中略）

**２【新規発行による手取金の使途】**

(1)【新規発行による手取金の額】

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|---|---|
| 3,500,000,000円 | 14,000,000円 | 3,486,000,000円 |

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|---|---|
| 11,500,000,000円 | 46,000,000円 | 11,454,000,000円 |

（注）　第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債および第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債の合計金額である。

（後略）

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年10月16日 |
| 【会社名】 | 東亜銀行<br>(The Bank of East Asia, Limited) |
| 【代表者の役職氏名】 | トン・ホン・シン<br>(Tong Hon Shing)<br>副最高経営責任者兼最高業務執行責任者<br>(Deputy Chief Executive & Chief Operating Officer) |
| 【本店の所在の場所】 | 香港、セントラル、デ・ヴー・ロード10<br>(10 Des Voeux Road Central, Hong Kong) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士　　黒 田　康 之 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03-6775-1077 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士　　上 石　涼 太<br>弁護士　　垣 下　沙 織<br>弁護士　　岡 野　寛 也 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 |
| 【電話番号】 | 03-6775-1348 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 東亜銀行第2回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>35億円<br>東亜銀行第1回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>84億円<br>東亜銀行第2回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>31億円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項なし。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項なし。 |

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年９月８日付で提出した有価証券届出書（2026年10月９日付および同年10月15日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「本有価証券届出書」といいます。）の記載事項のうち、「第一部　証券情報」において、それぞれの本社債の利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等その他の未定事項が決定しましたので、関連事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。また、本有価証券届出書に関し、その添付書類として元引受契約証書（２件）、財務および発行・支払代理契約証書（１件）および財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（２件）を提出するものであります。

２【訂正事項】

表紙
第一部　証券情報
第１　募集要項
１　社債（短期社債を除く。）の募集
２　新規発行による手取金の使途

３【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

【表紙】

＜訂正前＞

（前略）

| | |
|---|---|
| 【届出の対象とした募集金額】 | 東亜銀行第2回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>50億円（予定）<br><br>東亜銀行第1回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>50億円（予定）<br><br>東亜銀行第2回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>50億円（予定） |

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

| | |
|---|---|
| 【届出の対象とした募集金額】 | 東亜銀行第2回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>35億円<br><br>東亜銀行第1回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>84億円<br><br>東亜銀行第2回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）<br>31億円 |

（後略）

# 第一部【証券情報】

## 第１【募集要項】

＜訂正前＞

（前略）

１【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
|---|---|---|---|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | （未定）<br>（年3.21％～5.21％を仮条件とする。）<br>（注３） |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2031年10月23日（注５） |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注６） | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注７） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜共通事項＞

（注１）　本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２）　上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注３）　利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

（注４）　各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注５）　償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注６） 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

（注７） 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | （未定）<br>（年2.34％～4.34％を仮条件とする。）<br>（注３）<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法-(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法-(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法-(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2029年10月23日（注５） |
| 任意償還日 | 2028年10月23日（注６） | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注７） | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注８） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | |
|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 50億円（予定）（注２） |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 50億円（予定）（注２） |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | （未定）<br>（年2.73％～4.73％を仮条件とする。）<br>（注３）<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法-(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法-(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法-(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日<br>（注４） | 償還期限 | 2030年10月23日（注５） |
| 任意償還日 | 2029年10月23日（注６） | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日<br>（注７） | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。）<br>（注８） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜共通事項＞

（注１） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２） 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。

最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注３） 当初利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

（注４） 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注５） 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注６） 任意償還日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注７） 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

（注８） 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

（中略）

引受人

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 5,000（予定） |
| 合　計 | | 5,000（予定） |

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 5,000（予定） |
| 合　計 | | 5,000（予定） |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結する金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 5,000（予定） |
| 合　計 | | 5,000（予定） |

＜共通事項＞

元引受けの条件

本社債の発行総額は、発行会社と主幹事会社との間で2026年10月16日（予定）に調印される元引受契約（以下「元引受契約」という。）に従い主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本社債の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

（中略）

利息支払の方法

（中略）

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

(2) 本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2028年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年（未定）％の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2028年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法-(3)-(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、「利息支払の方法-(3)-(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率（未定）％のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０％を下回らないものとする。

（中略）

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

(2) 本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年（未定）％の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2029年10月24日（その日を含む。）から2030年10月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法-(3)-(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、「利息支払の方法-(3)-(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッ

ド・レートに年率（未定）％のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０％を下回らないものとする。

（中略）

摘　　要

（中略）

**２　格付**

信用格付業者から付与された信用格付

本社債に関して、発行会社は、格付の付与を日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第１号）（以下「JCR」という。）に依頼しており、本社債の発行条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、本社債について、JCRからAの格付を取得することを想定している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定のとおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

（中略）

２【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|---|---|
| 5,000,000,000円（予定）（注１） | （未定）円（注２） | （未定）円（注２） |

（注１）　当該金額は、2026年10月頃に決定される予定である。

（注２）　未定事項は2026年10月頃に決定される予定である。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|---|---|
| 10,000,000,000円（予定）（注１） | （未定）円（注２） | （未定）円（注２） |

（注１）　第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債および第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債の合計金額である。当該金額は、2026年10月頃に決定される予定である。

（注２）　未定事項は2026年10月頃に決定される予定である。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

１【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注） | | |
|---|---|---|---|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 35億円 |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 35億円 |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | 年4.10％ |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日 | 償還期限 | 2031年10月23日 |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日 | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

（注）　本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 銘　　柄 | 東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注） | | |
|---|---|---|---|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 84億円 |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 84億円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | 年3.30％<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法-(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法-(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法-(3)」に定義する。）に年率1.40％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日 | 償還期限 | 2029年10月23日 |
| 任意償還日 | 2028年10月23日 | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日 | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銘　　柄 | 東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注） | | |
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 31億円 |
| 各社債の金額 | １億円 | 発行価額の総額 | 31億円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利率（％） | 年3.66％<br>以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法-（3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法-（3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法-（3)」に定義する。）に年率1.60％のマージンを加算した率とする。 |
| 利払日 | 毎年４月23日および10月23日 | 償還期限 | 2030年10月23日 |
| 任意償還日 | 2029年10月23日 | | |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な　　し |
| 申込期間 | 2026年10月16日 | 払込期日 | 2026年10月23日<br>（以下「発行日」ともいう。） |
| 申込取扱場所 | 別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店 | | |

＜共通事項＞

（注） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（中略）

引受人

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者<br>（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 3,500 |
| 合　計 | | 3,500 |

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 8,400 |
| 合　計 | | 8,400 |

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者（以下「主幹事会社」という。） | | 引受金額（百万円） |
|---|---|---|
| 会　社　名 | 住　　所 | |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | 3,100 |
| 合　計 | | 3,100 |

＜共通事項＞

元引受けの条件

本社債の発行総額は、発行会社と主幹事会社との間で2026年10月16日に調印された元引受契約（以下「元引受契約」という。）に従い主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。主幹事会社に対して支払われる幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、各回号の本社債の関連する総額の0.40％（第２回損失吸収条項付非上位円貨社債の場合）、0.40％（第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債の場合）および0.40％（第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債の場合）に相当する各金額である。

（中略）

利息支払の方法

（中略）

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

(2)　本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2028年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年3.30％の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a)　2028年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法-(3)-(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、「利息支払の方法-(3)-(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率1.40%のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０%を下回らないものとする。

（中略）

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

（中略）

(2) 本社債には、2026年10月24日（その日を含む。）から2029年10月23日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年3.66%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) 2029年10月24日（その日を含む。）から2030年10月23日（その日を含む。）までの間（以下「改定後利率適用期間」という。）、すべての本社債が、完全に償還または買入消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して「利息支払の方法-(3)-(b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、「利息支払の方法-(3)-(c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(ⅰ)または(ⅱ)により決定される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率1.60%のマージンを加算した率（以下「改定後適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は０%を下回らないものとする。

（中略）

摘　　要

（中略）

## ２ 格付

信用格付業者から付与された信用格付

本社債に関して、発行会社は、2026年10月16日付で、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づき登録された信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第１号）（以下「JCR」という。）からAの格付を取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定のとおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

（中略）

２【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|---|---|
| 3,500,000,000円 | 14,000,000円 | 3,486,000,000円 |

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---|---|---|
| 11,500,000,000円 | 46,000,000円 | 11,454,000,000円 |

（注） 第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債および第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債の合計金額である。

（後略）